

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年12月20日

【事業年度】 自 平成30年10月1日 至 令和元年9月30日

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 (Group Treasurer)
エイドリアン・ウェント (Adrian Went)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・スト
リート833、9階、ANZセンター・メルボルン
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands,
Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注)1. 別段の記載がある場合および下記の注記2に従う場合を除き、本書において「当行」、「親会社」または「ANZBGL」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行を意味し、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「ANZ」、「ANZグループ」、「当グループ」、「当銀行グループ」または「連結会社」はオーストラリア・ニュージーランド銀行とその連結子会社を意味する。
2. 疑義を回避するため、当行の個別財務書類（「第6 経理の状況－1 財務書類－(2)個別財務書類」を参照のこと。）においては、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「当行」および「ANZ」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行を意味し、「当グループ」はオーストラリア・ニュージーランド銀行とその連結子会社を意味する。
3. ANZの事業年度は9月30日に終了する。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、2019年9月30日に終了した事業年度は2019年度と言及され、2018年9月30日に終了した事業年度は2018年度と言及され、2019年9月30日に終了した半期（半年）は2019年9月終了半期と言及され、その他の事業年度および半期（半年）についてもこれに対応する記載によって言及される。暦年に関する言及はその通りの意味を持つ。
4. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「ドル」「豪ドル」、「オーストラリアドル」または「セント」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル＝76.25円の換算率（2019年12月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信売相場）により換算されている。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「米ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「ニュージーランドドル」はニュージーランドの法定通貨を指し、「ユーロ」とはユーロ圏の公式通貨を指す。
5. 本有価証券報告書の情報の一部は、当行およびANZグループの実際の業績および財務状態を本書に提示される情報から大幅に異ならせる可能性のあるリスクおよび不確実性に左右される、事象または傾向に関する「将来に関する記載」である。本有価証券報告書に含まれている将来に関する記載はいずれも本書提出日現在においてなされた記載であり、今後提出されることのある本書の訂正報告書または臨時報告書ならびに発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類の参照書類の補完情報およびそれらの添付書類においてなされた記載により、かかる記載は更新、修正、訂正または置き換えられることがある。ANZは、本書日付以後に事象や状況を反映するために、または予期しない事態の発生を反映するために、これらの将来に関する記載の修正結果を公表する義務を負わない。
6. 本書中の表において、計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
7. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「本書」とは本有価証券報告書を意味する。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

（1）【提出会社の属する国・州等における会社制度】

以下はオーストラリアの2001年会社法および当行の定款の概要を含む。以下の事項をより徹底して理解したいと希望する読者は、元となるこれらの文書を参照すべきである。

当行はその他のオーストラリアの銀行および会社と同様、2001年会社法（「会社法」）に従い、会社法により規制される。会社法は制定法であり、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）が管理している。

オーストラリア連邦の諸法律（「豪州法」）は当行のオーストラリアにおける業務運営の様々な局面に影響を与えている。会社法に加え、特に当行に関係のある重要な豪州法は、1959年銀行法（「銀行法」）、1998年オーストラリア健全性規制庁法、2001年オーストラリア証券投資委員会法および1998年金融部門（株式所有）法を含む、現行の銀行諸法から構成される。当行は上場公開会社であるため、オーストラリア証券取引所（「ASX」）が管理する上場規程による規制も受ける。

当行に適用のある会社法の主要規定の概略は以下の通りである。

上場会社は会社内部の経営および株主の権利を統治する定款を持たなければならない。当行は2007年12月18日に開催された株主総会において当行の株主により承認され、2010年12月17日および2018年12月19日に開催された株主総会において変更が承認された定款（「定款」）を採択している。

定款には、会社の業務、運営、権利および権限ならびに株主、取締役、その他の役員の権利および権限に関して、豪州法の規定と一致する規則のみを含めることができる。定款は、決議に関して議決権を有する会社の株主の最低75%の投票をもって決議される場合のみ改定できると会社法により規定されている。

定款は通常、以下の事項に関する規定を含む。

- ・ 会社の株式に付随する権利および義務ならびに会社の株式の譲渡。
- ・ 株主総会の投票および運営方法。
- ・ 取締役の人数、権限、義務および任免ならびに取締役会会議の運営方法。
- ・ 会社秘書役の任命および社印の使用。
- ・ 会計および監査。
- ・ 株主への通知。
- ・ 会社の清算に際しての資産の分配。

会社法は、当行に対し、その取引、財務状況および業績を正確に記録かつ説明し、真正かつ公正な財務書類の作成および監査を可能にする、書面による会計帳簿を保持することを要求している。

会社法は当行に対し、その事業年度ごとに財務報告書を期限前に作成し、監査を受けることを要求している。財務報告書は、（i）財務書類（損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書および持分変動計算書ならびに財務書類の注記を含む。）ならびに(ii)財務書類および注記についての取締役の宣誓書から構成される。財務報告書はオーストラリアの会計基準および会社法に規定されているその他の関連規則を遵守しなければならない、財務書類および注記は当行の財務状況および業績につき真正かつ公正な見解を表示しなければならない。当行はグループ内の親会社であるので、当該事業年度を通して随時、当行が支配している会社との連結財務書類の作成も要する。会社法に基づき、当行の監査人は企業もしくは個人（どちらの場合でも会社法に基づく登録を行っている会社監査人でなければならない。）または（会社法に基づく公認監査会社である）会社でなければならない。監査人は、毎事業年度の当行の財務報告書の監査を実施し、当行の年次財務報告書に関して以下の事項について意見を述べる義務を有する。

- ・年次財務報告書が会社法およびオーストラリアの会計基準に従い作成されているか否か。
- ・年次財務報告書が当行の財務状況および業績について真正かつ公正な見解を示しているか否か。
- ・監査人は、監査の実施につき必要なすべての情報、説明および支援を得ているか否か。
- ・当行は年次財務報告書の作成および監査を可能にするため十分な会計帳簿の記録を保持しているか否か。
- ・当行は会社法の要求するその他のすべての記録および登録簿を保持しているか否か。

ただし、年次財務報告書に関する監査報告書は、上記の最初の2項目のみを明示的に言及している。

財務報告書中のあらゆる欠陥もしくは不正または上記の最後の3項目に言及される事項に関する不備、不履行もしくは不足についての詳細は監査報告書に記載されなければならない。

当行の取締役は、会社法で特定された一定の事項に関して、当行の株主宛てに事業年度ごとの取締役会の報告書を作成しなければならない。これらの事項にはとりわけ、事業年度中支払われた配当額、事業年度中推奨されたが支払われなかった配当額、事業年度の業務運営およびその業績結果の検討、事業年度中に行われた当行の主要な業務についての記載ならびにこうした業務の性質の重大な変更、事業年度における当行の経営状態の重大な変化、および当行の業務運営、業績または経営状態に重大な影響を及ぼした、もしくは今後の事業年度において及ぼす可能性のある、当該事業年度以降に生じる当行の事項や状況が含まれる。

ASXに上場されている企業としての当行の取締役会報告書にはとりわけ、（取締役および特定の上級経営陣を含む。）当行の主要経営陣の報酬の性質および額の決定またはそれらに関する取締役会の方針の検討、ならびにかかる方針と当行の業績との関係を含めなければならない。

当行は、ASICには事業年度末から3か月以内に、またASXにはASICへの提出と同時におよびいかなる場合でも事業年度末から3か月以内に、年次財務報告書の写しを提出しなければならない、当行の株主全員に対して、株主がかかる報告書を受領しないことを特別に希望しない限り、年次株主総会から21日前まで、または当該事業年度末から4か月後のいずれか早い方までにかかる報告書の写しを送付しなければならない。半期報告書はASICには半期終了から75日以内に、またASXにはASICへの提出時までおよびいかなる場合でも半期終了から2か月以内に提出しなければならない。半期報告書を株主に送付する義務はないが、半期報告書はASXに提出され、ASXのウェブサイトで公衆の縦覧に付され、当行のウェブサイトにも掲載される。

定款は、当行の取締役会が、特に、当行が配当を維持する能力に関連する定款の一定の規則および会社法の規定に従って、適切と考えるいかなる配当の支払いも決議し得ることを定めている。会社法は、以下の場合を除くと、会社は配当を支払わなくてもよいと規定している。

- ・配当が宣言される直前に会社の資産がその負債を上回っており、その超過が配当の支払いに十分である。
- ・配当の支払いが会社の株主全体にとって公平で妥当である。
- ・配当の支払いによって、会社がその債権者に支払いする能力に重大な損害を与えない。

株主

会社法の規定に従い、株主総会は暦年ごとに少なくとも1回、当行の事業年度の終了から5か月以内に開催されなければならない。この総会は、年次株主総会と称される。年次株主総会の主な機能は通常、取締役の選任、取締役報酬額の決定ならびに財務書類および報告書の審議である。これに加え、取締役または一定比率の当行の株式を保有する株主は、その他の株主総会を随時招集することができる。この総会は、単に株主総会と称されている。

当行の株式に付随する議決権は、株主総会におけるその行使方法とともに、定款に定められている。

当行株主総会への出席権および議決権を有する株主は、代理人を立てて株主総会に出席することができる。この場合の代理人は当行の株主たることを要しない。定款には、当行のあらゆる株主総会の定足数およびその議長の任命等に関する規定が含まれている。

定款に従い、株主総会の決議は、通常、普通決議により、すなわち株主総会に出席し、かつ決議に関して議決権を有する当行の株主（代理人による出席を含む。）による投票の過半数による多数決によって、採択される。しかし、特定の事項（例えば定款の変更）については、会社法または定款によって、特別の決議方法、すなわち総会に出席し、かつその決議に関して議決権を有する当行の株主（代理人による出席を含む。）による投票の75%以上の多数による決議承認を経ることが必要とされている。

1998年金融部門（株式所有）法の定めるところによれば、何人もまたはかかる者とその関係者も、オーストラリア連邦の財務大臣の承認を得ないで、金融業界の会社（当行を含む。）の全議決権の15%超を保有することまたは実質的な支配権を所有することは認められていない。財務大臣によるかかる承認は、国益に合致する場合は与えられる。ある者に対する当行株式の保有、所有または議決権を行使する能力の制限についての詳細は、下記の「2 外国為替管理制度—証券保有者に影響を与える制限」を参照のこと。

経営および運営

公開会社である当行は、3名以上の取締役によって運営されることが要求されており、その内少なくとも2名はオーストラリアに通常居住する者でなければならない。取締役は自然人でなければならない。定款は当行の取締役の数を5名以上15名以下と規定している。取締役の当行を運営する権限は、定款で定められている。

定款に従い、当行の取締役は取締役会として行為しなければならない。取締役会は諸決議を取締役会会議で行うほか、定款に従い、会議を開催することなく書面決議の方法によりこれを行うことができる。個々の取締役、委員会、代理人またはその他の者は、当行の取締役会の決議で付与された場合には当行を代表して行為する権限を有する。当行の取締役会は、取締役会のあらゆる権限を1名以上の取締役またはその他の者に委任することができる。

会社は最低1名の秘書役（その内少なくとも1名はオーストラリアに居住する者でなければならない。）および定められた数の取締役（上記に記載の通り）を任命することを義務付けられているが、会社法はその他の特定の役員の任命を要求していない。秘書役は会社法および定款に基づき、特定の機能と責任を有しており、自然人でなければならない。

当行の株主は以下の事項を行う権限により最終的決定権を保持している。

- (a) 取締役会に諸権限を付与している定款を修正すること。
- (b) 株主総会を招集すること。
- (c) 会社法および定款に規定されたその他の事項または取締役の解任または不再任決議を可決すること。

定款によって付与された権利および権限を行使するに際しては、当行の取締役は相当な注意と勤勉さをもってこれに当たることが要求され、かつその権限の行使と義務の履行に際しては誠意をもって、常時当行の利益、すなわち一般的な意味ではその株主の利益のために尽くすことが要求されている。

株式の発行

当行の未発行株式はすべて当行の取締役の管理下にあり、当行の定款、会社法および上場規程に従い、取締役会が適切と判断した条件によりこれら株式を発行することができる。

定款の詳細および抜粋については、下記の「（２）提出会社の定款等に規定する制度」を参照のこと。

（２）【提出会社の定款等に規定する制度】

以下には当行の定款から抜粋した情報が含まれており、かかる定款はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、９階、ANZセンター・メルボルンにおいて平日（土曜日、日曜日および祝祭日を除く。）の通常営業時間に閲覧可能である。

本（２）に記載の定款の抜粋は、参考の便宜上、適宜言換えがなされており、またかかる抜粋に使用されている定義済の用語は、定款において与えられた意味を有する。定款に定められた規則を完全に理解するためには、定款の写しを全文で読む必要がある。

取締役会

取締役の人数（代理取締役は数に入れない。）は、取締役会が決定することができるが、５名以上でなくてはならない。上限は、15名あるいは取締役会が定めるそれより少ない人数を超えてはならない。

会社法、定款、および上記の人数制限に基づきその時々確定される取締役の上限人数を条件に、取締役会は随時、取締役となる者を任命することができる。このように任命された取締役は、次の年次株主総会において自動的に退職することとなり、かかる株主総会で行われる選挙の有資格者となる。

定款、適用法令、および上記の人数制限に基づきその時々確定される取締役の上限人数を条件に、当行は普通決議により取締役を選出することができる。

(a)取締役は自身が選出または最後に再選されてから3回目の年次株主総会において、その職位から退任しなければならない。(b)取締役は前記(a)の規定により要求される時点より前に年次株主総会において退任し、再選を目指すことを選択することができる。ただし、年次株主総会の少なくとも45営業日前（または取締役会が決定するその他の期間以前）に、取締役は取締役会に自身の意向を通知しているものとする。取締役がかかる通知を行う場合、取締役は当該年次株主総会において退任しなければならない。(c)取締役の選出は各年次株主総会において行われなければならない。定款に基づき年次株主総会において取締役の選出が予定されていない場合、年次株主総会において取締役が1名退任しなければならない。(d)前記(a)、(b)または(c)の規定は、マネージング・ディレクター（または2名以上の場合、（もしあれば）定款に基づき任命された1名）およびその代理取締役には適用されない。(e)定款に基づき退任する取締役は再選資格を有する。(f)選出されたが、適用法令に基づき取締役として行為することが認められない者（会社法および銀行法を含むが、これらに限定されない。）は、90日以内に適用法令により取締役として行為することが認められようになった場合のみ、取締役の職に就くことができる。90日以内にかかる者が適用法令により取締役として行為することができなかった場合、選出されなかったとみなされる。

会社法を条件として、上記(c)の規定に基づき退任する取締役は、前回の選出または任命から最も長く職位に就いている者とする。在任期間が同一の取締役が2名以上いる場合には、かかる取締役の間で合意により退任者を決定することができる。合意に達しない場合には、退任者決定の抽選が行われる。

取締役の退職は、その取締役がかかる年次株主総会において再選されない限り、その株主総会の終了時に有効となる。

取締役の任命期間が明示的に特定されているか否かにかかわらず、会社法に従い、当行は普通決議をもって取締役を解任することができる。

取締役の数が上記の人数制限により要求される最少人数を下回ることとなる場合、残っている取締役らは、(a)最少人数を満たす数までの取締役の任命、(b)株主総会の招集、および(c)緊急事態についてのみ、取締役会として行為することができる。

取締役会会議

取締役はいつでも取締役会会議を招集でき、また、秘書役は取締役からの要請ある場合は必ず取締役会会議を招集しなければならない。

取締役会が別段に定めない限り、取締役会会議の定足数は取締役2名とし、この定足数がかかる会議の終始、常に出席していなければならない。取締役を兼任している代理取締役、または複数の任命権者の代理取締役となっている者は、定足数に1回のみ数え入れる。

株主総会の招集

当行は年次株主総会を会社法により要求されている通りに開かなければならない。

株主総会は、取締役会がいつでも招集でき、また会社法もしくは会社法に基づく命令により要求される時に取締役会が招集しなければならない。

株主総会の通知は、会社法に則り行われなければならない。会社法および上場規程を総会の通知において遵守しなければならない。また、会社法が許可するあらゆる方法を用いて通知することができる。

会社法を条件として、取締役会は、

- (a) 株主総会を延期することができ、または、
- (b) 株主総会を中止することができ、または、
- (c) 株主総会の会場を変更することができる。

その書面による通知を、

- (d) オーストラリア国内の日刊新聞 1 紙において掲載する。または、
- (e) オーストラリア証券取引所に通知する。または、
- (f) 会社法および上場規程を条件として、取締役会において決定するその他の方法により通知する。

議決権

当行の株主が誰であるのか、ならびに株主総会で投票する権利があるのは誰であるのか、および保有する株式数は何株とするのかを決定するにあたり、当行は、

- (a) 総会の招集者が、総会の通知が配布される前に会社法に基づいて特定の時点を選定した場合、その時点で有効な株主名簿のみを参照しなければならない。または、
- (b) 定めていない場合には、総会の48時間前もしくはASX決済業務規則が要求するそれ以降の時点において有効な株主名簿のみを参照しなければならない。

会社法、定款の規定および株式発行の条件を制約とし、

- (a) 挙手に際して、
 - (i) 株主が議決権行使代理人を 2 名任命している場合は、いずれの議決権行使代理人も投票できない。および、
 - (ii) 上記(a)(i)の規定に従い、本人、あるいは議決権行使代理人、代理人または代表者により出席している各株主である出席者は、1 票を有する。
- (b) 本人、あるいは議決権行使代理人、代理人または代表者により出席している議決権を持つ株主は、書面投票に際して、
 - (i) 全額払込済み株式 1 株につき、1 票を有する。および、
 - (ii) 下記(c)の規定を条件として、各一部払込済み株式については、その株式の発行価格全体に対する払込済み額の割合に等しい比の端数票を有する。
- (c) ただし、一部払込済み株式の保有者が持つ端数票の計算において、
 - (i) 上場規程に基づき認められていない限り、かつ
 - (ii) 株式発行の条件が別途定めていない限り、当行は、
 - (iii) 払込請求に先立って払込まれた金員を勘定に入れてはならない。または、
 - (iv) 一部払込済み株式に対して、現金または現金相当による当行への支払いを伴わずに貸記されている金員は勘定に入れてはならない。

株主総会の議長には決定票がない。ある決議の賛成票および反対票が同数である場合、かかる案件は否決されたと裁定する。

株式

会社法および定款を条件として、取締役会は当行に代わり、取締役会が決定する任意の者に対して任意の条件および時期において、未発行株式の発行、オプション付与、その他の処理を行うことができる。

当行は、優先株式（償還義務のある優先株式を含む。）を発行することができる。優先株式には、

- (a) 定款に提示されている、もしくは従い決定される権利、または
- (b) 会社法に従い認められているその他の権利が付されている。

当行が異なる種類の株式を発行する場合、もしくは発行済み株式を異なる種類に振分ける場合、あらゆる種類の株式に付される権利は、下記の場合に限り、（会社法を条件として）変更または取消すことができる。

- (a) 影響を受ける種類の発行済み株式の75%の保有者から書面による同意を得た場合、または
- (b) 影響を受ける種類の発行済み株式の保有者による個別会議において特別決議が可決された場合。

株式発行の条件を制約として、ある種類の株式に付された権利は、かかる既存の種類と同じランクの株式を追加して発行することにより、当行の利益および資産への参加に関して変更されたとはみなされない。

優先株式に付されている権利

- (a) 取締役会は、定款を条件として、発行に先立ち取締役会が決定するあらゆる権利（外国通貨で表示された権利を含む。）が付された優先株式を発行することができる。かかる方法で定められた権利は、その時点で発行されている優先株式に付されている権利と同じである必要はない。
- (b) 優先株式は、1シリーズもしくは複数の異なるシリーズで発行ことができ、各シリーズは取締役会が定める方法により識別する。

配当請求権

- (a) 定款に基づく取締役会の権限を制限することなく、あらゆる優先株式の割当ての前に取締役会は、下記の事項、またはこれらの事項を決定する際の方法を定めなければならない。
 - (i) かかる株式に対して支払われる（もしあれば）配当金の率または金額
 - (ii) かかる株式に対する配当金の支払いの時期または状況
 - (iii) 配当金が支払われる期間
 - (iv) その他の種類の株式との関係でかかる株式の配当金支払いの優先順位
 - (v) かかる株式に累積配当の権利があるのか、非累積配当の権利があるのか、および
 - (vi) 分配できる利益がある場合に、かかる株式はさらにそれに参加する権利があるのか否か
- (b) 優先株式の発行の条件にはさらに、以下の規定を盛り込むことができる。
 - (i) 税金またはその他の国庫賦課金、あるいは課税控除またはインプューテーション税額控除、もしくはそれら双方を考慮に入れて、もしくは参照して、配当金額を調整する基準（もしあれば）、および、
 - (ii) 優先株式の保有者に支払われるはずであった（発行の条件においてであるが）配当金の額が、配当金以外の方法で当行が優先株式の保有者に支払う金額の程度まで、削減されるもしくは消滅される旨。

配当金支払いの優先順位

取締役会が割当ての前に定める以下の配当金支払いの優先順位に関する規定（すべてまたは一部）が、あらゆる特定の優先株式について適用される。

- (a) 当行はその優先株式の配当金を下記の通り、支払うものとする。
 - (i) 普通株式に対するあらゆる配当金の支払いより優先し支払うものとする。
 - (ii) 利益への関与に関して、同順位の明示がなされているその他すべての優先株式の配当金と同等に支払うものとする。および、
 - (iii) 利益への関与に関して、優先して順位が明示されているすべての優先株式（もしあれば）の配当金より劣後して支払うものとする。
- (b) 償還または清算に際して、優先株式の保有者に累積配当の権利がある場合には、上記(a)で定めている通りのその他の株式との優先順位にて、当行は、かかる保有者に償還日もしくは（場合に応じ）清算開始までの未払い配当金または配当滞納金（宣言されたか否かを問わない。）に等しい額を支払わなければならない。
- (c) 償還または清算に際して、優先株式の保有者が非累積配当の権利を有している場合、上記(a)で定めている通りのその他の株式との優先順位にて、当行は、かかる保有者に償還日もしくは（場合に応じ）清算開始までに宣言されたが未払いの配当金に等しい額を支払わなければならない。

清算時の優先順位

- (a) 優先株式の割当てに先立ち、取締役会は、当行清算時の資本の払戻しに関する各優先株式の優先順位および残余資産への株主の参加の権利（もしあれば）を決定するものとする。
- (b) 割当てに先立ち取締役会がかかる決定をした場合、優先株式の保有者は、当行の清算に際してかかる優先株式につき払込済みまたは払込済みとして貸記された金額と同額の支払い、および配当金ならびに発行の条件に従い保有者に権利が与えられているその他の金額の支払いに対する権利を以下の通り有する。
 - (i) 普通株式に対する支払いより優先して支払われる。
 - (ii) 清算に際し当該優先株式と同順位の明示がなされているその他すべての優先株式の保有者に対する支払いと同等に支払うものとする。および、
 - (iii) 清算に際し、当該優先株式より優先して順位が明示されているすべての優先株式（もしあれば）の保有者に対する支払いより劣後して支払うものとする。

ただし、当行の剰余金、もしくは当行の利益または資産のその他の分配には参加しないものとする。

2【外国為替管理制度】

為替管理

現在、当グループの有価証券の保有者に対する配当、利息の支払またはその他の送金を制限する、オーストラリアにおいて効力を有する一般的な為替管理規制はない。しかしながら、オーストラリアの公共政策を反映して随時オーストラリア国内において為替管理が実施され、適用あるオーストラリアの規制当局の承認なしに特定の人物または団体との特定取引の締結を禁止する効果を有する。それらには以下が含まれる。

1. 2011年独自制裁法（連邦）に基づき、かつ2011年独自制裁規則（連邦）に従い、禁止の中で特に以下のもの：

- (a) ミャンマー、クリミアおよびセヴァストポリ、ロシア、イラン、シリア、ジンバブエまたは朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）への「制裁されているサービス」供与の禁止。財政援助、特定の種類の金融サービスまたは軍事活動もしくはは一定の輸出認可品目（武器または関連物資等）を支援もしくはそれらに関連して供与されるその他サービスを含む。
- (b) 北朝鮮、旧ユーゴスラビア共和国、イラン、リビア、ミャンマー、シリア、ジンバブエもしくはウクライナまたは関係大臣が当該人物もしくは団体が大量破壊兵器の拡散に関与していると納得する地域向けの、関係大臣により指定された個人または団体に対し、直接的もしくは間接的に、資産を利用させることまたはそれらの利益のために資産を利用させることの禁止。

2. 1945年国連憲章第4章に基づき、かつ、2008年国連憲章（資産の取引）規則に従った、オーストラリア連邦の外務大臣がオーストラリアの官報において随時挙げる人物または団体の金融その他の資産の利用または取引に対する制裁。当該個人または団体は以下におけるものを含む。

- (a) コンゴ民主共和国（国連憲章（制裁－コンゴ民主共和国）2008年規則を参照）
- (b) 北朝鮮（国連憲章（制裁－朝鮮民主主義人民共和国）2008年規則、国連憲章（制裁－朝鮮民主主義人民共和国）2017年文書および国連憲章（制裁－朝鮮民主主義人民共和国）（贅沢品）2017年文書）を参照）
- (c) スーダン（国連憲章（制裁－スーダン）2008年規則を参照）
- (d) イラン（国連憲章（制裁－イラン）2016年規則および国連憲章（制裁－イラン）（制裁対象輸出品）2016年制裁リストを参照）
- (e) イラク（国連憲章（制裁－イラク）2008年規則を参照）
- (f) アルカイダ（国連憲章（制裁－アルカイダ）2008年規則を参照）
- (g) ソマリア（国連憲章（制裁－ソマリア）2008年規則を参照）
- (h) レバノン（国連憲章（制裁－レバノン）2008年規則を参照）
- (i) マリ（国連憲章（制裁－マリ）2018年規則を参照）
- (j) リビア（国連憲章（制裁－リビア）2011年規則を参照）
- (k) タリバン（国連憲章（制裁－タリバン）2013年規則を参照）
- (l) 中央アフリカ共和国（国連憲章（制裁－中央アフリカ共和国）2014年規則を参照）
- (m) イエメン（国連憲章（制裁－イエメン）2014年規則を参照）
- (n) 南スーダン（国連憲章（制裁－南スーダン）2015年規則を参照）

3. 1988年金融取引報告法に基づき、かつ一定の免除に従い、「キャッシュ・ディーラー」（オーストラリア公認預金受入機関を含む。）は1万豪ドルまたは外貨による相当額以上の「現金取引」をオーストラリア取引報告・分析センターに報告しなければならない。現金取引は1人の人物から別の人への通貨の物理的な移転を伴う取引である。

証券保有者に影響を与える制限

以下のオーストラリア法は、オーストラリアの非居住者または非市民が当行株式を保有、所有または議決権行使する権利に対して制限を課している。

1. 1975年外資による資産買収・企業買収法

外資によるオーストラリアの会社株式の取得は、1975年外資による資産買収・企業買収法（「外国買収法」）により規制を受ける。外国買収法は、一定の金額の基準を条件とし、とりわけ以下のいずれかの状況をもたらす株式の取得または発行に適用される。

・1名の外国人もしくは外国支配法人が単独で、または関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の20%以上を支配する立場にある、またはオーストラリア事業を行う法人の発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の20%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

・2名以上の外国人もしくは外国支配法人がその関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の40%以上を支配する立場にある、またはオーストラリア事業を行う法人の発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の40%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

上記のいずれのケースにおいても、また一定のその他状況において、オーストラリアの国益に反する場合、財務大臣はこの買収を禁止することができる。

2. 1998年金融部門（株式所有）法

1998年金融部門（株式所有）法は、1名の者（関係者がいる場合は共同で）、または取決めに基づく2名以上の者が、その者が（関係者と共同で）20%を超える会社持分を保有することになる場合、金融部門の会社の株式を取得することを禁止する。しかし、財務大臣は、オーストラリアの国益であるという条件を満たす場合のみ、20%を超える持分がある者が保有することを承認することができる。当グループの株式について、かかる承認が与えられたことはない。

2018年財政法改正法（金融部門規制）に従い、金融部門の会社の保有比率の上限は2019年4月1日に15%から20%に変更された。

3. 2001年会社法

企業において議決権株式を取得する者は誰でも、会社法第6章に記載の株式取得条項の制限に従う。特定の例外を除き、会社法第606節は、取引を理由として、ある者もしくはその他の者のある会社における議決権が（i）20%以下から20%超へ、または（ii）20%超90%未満から、増加する場合、その者が当該会社の議決権株式の権益を取得することを禁止する。

第606節の例外の1つは、ある者が取得前の6か月間を通して当該会社の最低19%の議決権を保有していた場合、その者が追加で3%の議決権を取得することを認める。

会社法の目的上、ある者のある会社における議決権は、議決権株式に付属する投票総数であり、かかる議決権株式につきその者およびその関係者（広く定義される。）が当該会社の全議決権株式に付属する全投票数の比率に応じて「関連持分」を有している。広く言えば、特定の資格に従い、ある者が証券の保有者である場合、その者は証券の「関連持分」を保有し、証券に付与された議決権を行使する権利もしくは行使を支配する権利を持つ、または証券を処分する権利、もしくは処分する権利の行使を支配する権利を持つ。

さらに、会社法に基づき、当行の実質的な持分の保有を始めるもしくは保有をやめる、またはある者が既に実質的な持分を持っておりその持分に少なくとも1%の変動がある場合、かかる者は当行およびASXに特定の規定情報（氏名および住所、ならびに当行の議決権株式における関連持分の詳細を含む。）を知らせる通知を行う必要がある。かかる通知はおおむね、その者が情報を知った時から2営業日以内に行うものとする。

上記1から3に記載の制限は、ANZの預託銀行により米国において発行される米国預託株式を表章するANZの米国預託証券（ADR）の所持人にも適用される。

3【課税上の取扱い】

本「3 課税上の取扱い」において、「本サムライ債」とは、ANZが発行し日本国内で募集が行われた本書日付現在未償還であるサムライ債を意味し、「本売出債」とは、ANZが発行し日本国内で売出しが行われた本書日付現在未償還である売出社債を意味し、また「本社債権者（サムライ）」とは本サムライ債の所持人を、「本社債権者（売出し）」とは本売出債の所持人を、また「利札」は本サムライ債および本売出債に付された利札を意味するものとする。

以下の記述は一般的な性質のものであり、現時点で効力のある規定に基づくものである。自身の税務上の立場について疑問がある本社債権者（サムライ）および本社債権者（売出し）は、それぞれの専門アドバイザーに相談すべきである。

当行によるまたは当行を代理しての本サムライ債、本売出債および利札に関する元利金の支払いはすべて、オーストラリア連邦において、またはその課税権限を有する当局により課税、徴収、源泉徴収または賦課される一切の現在または将来の税金、関税、賦課金または公租を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除がオーストラリア連邦法により要求されるまたはFATCA（以下に定義される。）のためにもしくはそれを理由として行われる場合を除く。かかる場合、慣習上の例外（FATCAのためにもしくはそれを理由として行われる源泉徴収または控除の場合を含む。）を除き、当行は、かかる源泉徴収または控除が要求されなかった場合受領するはずであった額を本社債権者（サムライ）および本社債権者（売出し）が受領することができるよう、追加額を支払うことに同意している。

「FATCA」とは、以下を意味する。

- (i) 合衆国内国歳入法（または合衆国内国歳入法の修正もしくは継承法）第1471条ないし第1474条およびそれらの現在もしくは将来の規則もしくは公権解釈、
- (ii) 合衆国内国歳入法のかかる条項もしくは米国以外の法の類似規定のいずれかを実施することに関連して、政府間で締結された合意に従って採用された米国もしくは米国以外の財務または規制上の法制、規則、指針または実務、または
- (iii) 米国内国歳入庁、米国政府またはその他の法域の政府機関もしくは税務当局との、上記(i)または(ii)の実施に従う合意。

「合衆国内国歳入法」とは、1986年米国内国歳入法（その後の修正を含む。）を意味する。

本売出債または本サムライ債に関するオーストラリアの課税上の立場の説明については、以下を参照のこと。

- (a) 本売出債の場合、随時補足される、2019年5月21日付オーストラリア・ニュージーランド銀行60,000,000,000米ドル・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムのベース・プロスペクタス「税制－オーストラリア」。
- (b) 本サムライ債の場合、当該本サムライ債の発行時において有効であり、随時補足または訂正される、当行がその時々提出した訂正発行登録書または発行登録追補書類の「第一部－第1－1－摘要－I.(12)オーストラリアの租税」（またはそれに相当もしくは代替する項目）。

4【法律意見】

当行のオーストラリアの法律顧問であるアレンズ法律事務所により、当該法律意見書に記載の一定の前提および限定に基づき、上記「第一部－第1－1、2および3」に記載されたオーストラリア連邦の法的事項に関する記載はすべての重要な点において真実かつ正確である、との法律意見書が提出されている。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結財務情報

	(単位：百万ドル(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率および従業員数を除く。)) (下段は円換算額(1)(百万円(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率および従業員数を除く。))) (－はマイナスを示す。))				
	9月30日終了年度				
	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
収入 (2) (3)	35,523 (2,708,629)	35,797 (2,729,521)	33,643 (2,565,279)	34,350 (2,619,188)	35,845 (2,733,181)
税引前利益 (2)	8,920 (680,150)	9,895 (754,494)	9,233 (704,016)	7,653 (583,541)	9,881 (753,426)
税引後利益 (非支配持分を除く) (2)	5,953 (453,916)	6,400 (488,000)	6,406 (488,458)	5,709 (435,311)	7,493 (571,341)
発行済株式総数 (普通株式)	2,834,584,923	2,873,618,118	2,937,415,327	2,927,476,660	2,902,714,361
発行済株式総数 (優先株式)	0	0	0	0	0
発行済株式総数	2,834,584,923	2,873,618,118	2,937,415,327	2,927,476,660	2,902,714,361
株主資本 (非支配持分を除く) (4) (9)	60,783 (4,634,704)	59,265 (4,518,956)	58,959 (4,495,624)	57,818 (4,408,623)	57,247 (4,365,084)
資産合計(8)	981,137 (74,811,696)	943,182 (71,917,628)	897,326 (68,421,108)	914,869 (69,758,761)	889,900 (67,854,875)
非支配持分を除く1株当たりの株主資本(9) (単位：上段 ドル、下段 円)	21.44 (1,635)	20.62 (1,572)	20.07 (1,530)	19.75 (1,506)	19.72 (1,504)
普通株式1株当たり配当額 (単位：上段 セント、下段 円)	160 (122)	160 (122)	160 (122)	160 (122)	181 (138)
優先株式1株当たり配当額 (単位：上段 ユーロ、下段 円)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1.88 (230)
普通株式1株当たり利益 (基本) (単位：上段 セント、下段 円) (2)	222 (169)	246 (188)	218 (166)	190 (145)	257 (196)
普通株式1株当たり利益 (希薄化後) (単位：上段 セント、下段 円) (2)	213 (162)	234 (178)	209 (159)	183 (140)	244 (186)
当行株主に帰属する普通株式1株当たり正味有形資産 (単位：上段 ドル、下段 円) (5) (8)	19.59 (1,494)	18.47 (1,408)	17.66 (1,347)	17.13 (1,306)	16.86 (1,286)
資産合計に対する非支配持分を除く株主資本(8) (9)	6.20%	6.28%	6.57%	6.32%	6.43%
平均株主資本に対する純利益 (損失) (6)	10.0%	10.9%	11.0%	10.0%	14.5%
配当性向 (7)	76.2%	72.1%	73.4%	81.9%	68.6%
営業活動によるキャッシュフロー	-4,550 (-346,938)	10,566 (805,658)	24,047 (1,833,584)	10,841 (826,626)	21,476 (1,637,545)
投資活動によるキャッシュフロー	-206 (-15,708)	166 (12,658)	-12,830 (-978,288)	-14,410 (-1,098,763)	-9,776 (-745,420)
財務活動によるキャッシュフロー	-2,761 (-210,526)	2,620 (199,775)	-6,742 (-514,078)	1,958 (149,298)	2,043 (155,779)
現金および現金同等物の期末残高	81,621 (6,223,601)	84,964 (6,478,505)	68,048 (5,188,660)	66,220 (5,049,275)	69,278 (5,282,448)
期末現在従業員数 (フルタイム換算) (FTE)(単位：人)	39,060	39,924	44,896	46,554	50,152

注：(1) 円換算額は、全報告期間について、1ドル＝76.25円および1ユーロ＝122.36円の換算率（2019年12月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信売相場）により換算されている。

(2) 2018年度中において、富裕層オーストラリア部門の一部ならびにTSOおよびグループ・センター部門は非継続事業に分類された。これに従って、2017年度の比較情報は修正再表示されている。2016年度の2015年度との比較情報は修正再表示されていない。2017年度から2019年度にかけての数値および比率は、継続事業ベースで表示されている。

- (3) 受取利息、その他営業収入、資産運用収入および保険収入純額ならびに関連会社投資の持分利益を含む。支払利息および大手銀行税は考慮しない。下記の3つの修正再表示がその他営業収入およびその他営業費用について行われた。
- － AASB第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用時に、当グループが以前には相殺していた一定の項目は組替えが行われ、営業収入と営業費用に総額で表示されるようになった。これに従って、比較情報は修正再表示され、その結果、2018年度の収入は1億5,300万ドル（約116億6,600万円）増加した。2017年度、2016年度および2015年度の数値は修正再表示されなかった。この会計方針の変更の結果、2017年10月1日現在の期首残高で、その他資産が3,200万ドル（約24億4,000万円）、繰延税金負債が1,000万ドル（約7億6,300万円）、利益剰余金が2,200万ドル（約16億7,800万円）調整され、従来AASB第118号の下では認識されなかったが、AASB第15号の下で即時認識の対象となる収益が認識された。
 - － 2017年度、一部の未払手数料の分類が変更された。当該項目は、項目の性質をより正確に反映するため、その他営業収入からその他営業費用に分類替えされた。比較情報はこれに沿って修正再表示された（2016年度：1,700万ドル（約12億9,600万円））。2015年度の数値は修正再表示されなかった。
- (4) 非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は、次の通りである。2019年度607億9,400万ドル（約4兆6,355億円）、2018年度594億500万ドル（約4兆5,296億円）、2017年度590億7,500万ドル（約4兆5,045億円）、2016年度579億2,700万ドル（約4兆4,169億円）および2015年度573億5,300万ドル（約4兆3,732億円）。2017年度、2016年度および2015年度の数値は修正再表示されなかった。
- (5) 正味有形資産は、当行株主に帰属する株式資本および準備金から優先株式資本および未償却の無形資産（のれんおよびソフトウェアを含む。）を差し引いた金額に等しい。
- (6) 純利益（損失）は、優先株式配当を差し引いた税引後法定利益と定義される（非支配持分を除く）。平均株主資本は、当該年度についての平均株主資本（非支配持分および優先株式を除く。）と定義される。
- (7) 支払済優先株式配当金額調整後の当行株主に帰属する利益に基づき計算された配当性向。配当性向は以下の配当支払いに基づき計算されている。

（単位：百万ドル）
（下段は円換算額(百万円)）

	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
中間配当	2,267 (172,859)	2,317 (176,671)	2,349 (179,111)	2,334 (177,968)	2,379 (181,399)
期末配当	2,268 (172,935)	2,295 (174,994)	2,350 (179,188)	2,342 (178,578)	2,758 (210,298)
合計	4,535 (345,794)	4,612 (351,665)	4,699 (358,299)	4,676 (356,545)	5,137 (391,696)

- (8) 2018年9月30日現在のオフ・バランスシートの信用関連コミットメントに起因する信用減損に係る一括評価引当金5億ドルおよび個別評価引当金2,600万ドルは、当期の表示との比較可能性を高めるために、償却原価で測定される正味貸付金および前渡金からその他引当金に組替えられた。2017年度、2016年度および2015年度の比較情報は修正再表示されていない。
- (9) 当グループは、2019年9月30日終了年度において、AASB第9号「金融商品」を適用した。当グループは、2018年10月1日より、金融資産の減損について予想信用損失法を導入し、一定の金融資産の分類および測定も変更した。その結果、当グループは2018年10月1日現在において期首利益剰余金を通じて貸倒引当金を8億1,300万ドル増加させた。比較情報は修正されていない。

2【沿革】

ANZの歴史は、1835年において特許状に基づきバンク・オブ・オーストラレーシアがロンドンにおいて設立された時まで遡ることができる。バンク・オブ・オーストラレーシアは当初、1835年にオーストラリアのシドニーにおいて、および1838年にはメルボルンにおいて開設された。

1951年、バンク・オブ・オーストラレーシアは、ユニオン・バンク・オブ・オーストラリア（1837年設立）と合併し、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク・リミテッド（ANZ銀行）となった。1970年には、現在の組織であるオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッドを形成するために、ANZ銀行がイングリッシュ・スコティッシュ・アンド・オーストラリアン・バンク・リミテッド（1852年設立）と合併した。ANZは1969年に英国において設立され、同年にオーストラリア証券取引所に上場された。1977年、設立地がオーストラリアに移転された。

3【事業の内容】

(1) 概要

オーストラリア・ニュージーランド銀行（「ANZBGL」）およびその子会社（合わせて「当グループ」）は、オーストラリアでの営業を1835年に、またニュージーランドでの営業を1840年に開始した、オーストラリアに本店を置く4大銀行グループの1つである。ANZBGLはオーストラリアで設立された株式公開会社であり、1977年7月14日にヴィクトリア州において登録された。ANZBGLの登記上の本店はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階に所在し、電話番号は+61 3 9683 9999である。ANZBGLのオーストラリア企業番号はABN 11 005 357 522である。

当グループは、幅広い銀行業および金融商品およびサービスをリテール、小企業、コーポレートおよび法人顧客に提供する。地理的には、オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域の複数の国々、英国、フランス、ドイツおよび米国にかけて営業を行っている。

2019年9月30日現在、ANZBGLの総資産は9,811億ドルであり、非支配持分を除く株主資本は608億ドルであった。当グループは、銀行業グループのうち総資産の面で、2019年9月30日現在オーストラリアで第1位⁽¹⁾、2019年6月30日現在ニュージーランドで第1位⁽²⁾であった。

ANZBGLの普通株式の主たる上場証券取引所はASXである。ANZBGLの普通株式はまた、ニュージーランド証券取引所（「NZX」）でも値付けされている。2019年9月30日の取引終了時点において、ANZBGLの時価総額はおよそ808億ドルであり、これはASXに上場されている会社で第6位以内であった⁽³⁾。

-
- (1) 出典：オーストラリア・コモンウェルス銀行の2019年6月30日終了事業年度に関する業績発表。ナショナル・オーストラリア銀行の2019年9月30日終了事業年度に関する業績発表。ウェストバック・バンキング・コーポレーションの2019年9月30日終了事業年度に関する業績発表。
- (2) 出典：2019年6月30日に終了した3か月間に関するニュージーランド準備銀行の銀行財務力ダッシュボード（<https://bankdashboard.rbnz.govt.nz/summary>）。
- (3) 出典：IRESS

(2) ビジネス・モデル

当グループのビジネス・モデルは主に、顧客預金およびホールセール債券市場を通じて資金を調達し、当該資金を顧客に貸し出すことからなる。さらに、当グループは、セールス、トレーディングおよびリスク管理業務から収益を得るマーケッツ事業を営んでいる。当グループはまた、支払および決済ソリューションも提供している。当グループは、概ね非継続事業に分類される保険、退職年金および資産運用サービスを通じて、富裕層業務から収益を得ている。

当グループの主な貸付業務は、居住用住宅ローン、クレジットカードおよび当座貸越を扱う個人貸付ならびにコーポレートおよび法人顧客への貸付である。

当グループの収入は多数の収入源によるものであるが、主なものは以下のとおりである。

- ・ 純利息収益—当グループが貸付業務で得た利息収益と顧客預金およびホールセール資金調達に関して支払った利息との差異を示す。
- ・ 受取手数料（純額）—貸付で得た手数料収入ならびに金融商品およびサービスに関連した貸付以外で得た手数料収入を示す。従来「資産運用収入および保険収入純額」において報告されていた資産運用収入を含む。
- ・ 保険収入純額—保険ソリューションの提供で得た収入を示す。
- ・ 関連会社投資の持分利益—当グループが支配はしていないが重大な影響力を有する事業体に係る当グループの持分利益を示す。

- ・ その他収入－マーケット事業におけるセールス、トレーディングおよびリスク管理業務から生じた収益、外国為替収入純額ならびに経済的損益ならびに収益ヘッジおよび費用ヘッジ損益を含む。

(3) 戦略

当グループの戦略は、顧客の財政的安定を改善することに注力しており、そのために、傾聴・学習・適応する適切な人材を有し、かかる人材に最良の手段と洞察を与え、顧客に真に価値をもたらすと当グループが考える少数の物事に注力するとともに、最初から適切にそれらに対応している。

目的				
当グループの目的は、人々および地域社会が繁栄する世界を作り上げることにある				
戦略的要請	戦略			達成目標
より簡素で、より自己資本を充実させ、よりバランスのとれた銀行を作り上げる	以下の顧客の財政的安定を改善する			当グループの顧客の財政的安定を改善する
当グループの人員および顧客がデジタル時代において競争できるよう優れた経験を構築する	貯金して家を購入・所有しようとする顧客	事業を開始・買収し、成長させようとする顧客	地域内で資本や物品を移動させようとする顧客	当グループの株主に対して適正な利益をもたらす ・成長目標 ・低コスト ・自己資本の充実
当グループの努力を、当グループが優位に立てる分野に集中させる	傾聴し、学習し、適応する人材とともに	最良の手段と洞察をもつて		強靱で適応力のある有能な従業員
当グループの目標および価値主導の変革を推進する	より低いコストによって卓越した顧客経験を支える柔軟で強靱なデジタル・インフラストラクチャーを利用して			地域社会に、より安定した住宅、環境および財政の状態をもたらす

(4) 当グループの主要な活動

当グループは、オーストラリア・リテールおよび商業部門、法人部門、ニュージーランド部門、パシフィック部門、ならびにテクノロジー、サービス&オペレーションズ(TSO)およびグループ・センター部門の5つの継続部門からなる部門構造で事業を営む。本書で開示される財務情報に影響を与える主要な変更の詳細については、「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－A. 当年度の経営成績の要説」を参照のこと。

当グループの部門に影響を与える多数の事業売却が行われた。それらは「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」に詳述されている。

下記に報告される部門は、AASB第8号「事業セグメント」に定義される事業セグメントおよび事業の最高意思決定者が最高経営責任者であるために提供を受ける内部報告と一致する。

2019年9月30日現在、5つの継続部門の主要な活動は以下のとおりである。

オーストラリア・リテールおよび商業

オーストラリア・リテールおよび商業部門は、以下の事業ユニットで構成される。

- ・ 「リテール」は、オーストラリアの個人に、支店網、モーゲージ・スペシャリスト、コンタクト・センターおよび様々なセルフサービス・チャンネル（インターネット・バンキング、テレフォン・バンキング、ATM、ウェブサイト、ANZシェア・インベスティングおよびデジタル・バンキング）、外部のブローカーを通じて商品・サービスを提供することに加えて、従業員であるフィナンシャル・プランナーによるフィナンシャル・プランニング・サービスを提供する。
- ・ 「商業（旧名称：ビジネスおよびプライベート・バンキング）」は、オーストラリア地方部の中・大規模商業顧客および農業関連産業の顧客、小企業および富裕層の個人顧客および同族グループという顧客セグメントに対し、資産ファイナンスを含む様々な銀行商品および金融サービスを提供する。

法 人

法人部門は、政府、世界中の機関投資家および法人企業に、トランザクション・バンキング、ローンズおよび専門融資、マーケットツという3つの商品群にわたってサービスを提供する。

- ・ 「トランザクション・バンキング」は、ドキュメンタリー取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを提供する。
- ・ 「ローンズおよび専門融資」は、ローン商品、ローン・シンジケーション、専門融資のストラクチャリングおよび実行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよびアキジション・ファイナンス、コーポレート・アドバイザーを提供する。
- ・ 「マーケットツ」は、フランチャイズ販売、フランチャイズ取引、バランスシートの区分をまたいで当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理する他、為替、金利、クレジット、コモディティおよびデット・キャピタル・マーケットに係るリスク・マネジメント・サービスを提供する。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は、「リテール」および「商業」の事業ユニットから構成される。

- ・ 「リテール」は、あらゆる銀行サービス、ウェルス・マネジメント・サービスを個人、プライベート・バンキングおよび小規模企業バンキングの顧客に提供する。インターネットとアプリベースのデジタル・ソリューション、支店網、モーゲージ・スペシャリスト、リレーションシップ・マネジャーおよびコンタクト・センターを通じてサービスを提供する。
- ・ 「商業」は、従来のリレーションシップ・バンキング、また非上場の中規模から大規模の企業、農業事業セグメントおよび政府に特化した専任のマネジャーを通じて高度な金融ソリューションなどあらゆる銀行サービスを提供する。

パシフィック

パシフィック部門は、個人、中小企業、法人顧客、パシフィック諸島の政府に商品・サービスを提供する。商品・サービスは、消費者に提供するリテール商品、従来型のリレーションシップ・バンキング、専任のマネジャーを通じて企業に提供する高度な金融ソリューションなどである。

TSOおよびグループ・センター

TSOおよびグループ・センターは、テクノロジー、グループ・オペレーションズ、共有サービス、資産、リスク・マネジメント、財務管理、戦略、マーケティング、人事、コーポレート業務などのオペレーティング部門をサポートする。グループ・センターには、旧アジアリテールおよび富裕層事業の残留事業、グループ・トレジャリー、シェアホルダー・ファンクションズ、アジアにおける少数投資を含む。

(5) 最近の進展

定期返済手数料に関するASICの民事訴訟

2019年7月25日、ANZBGLは以下を公表した。

- ・ ASICは、2016年2月以前の一定の状況下での定期返済に係る手数料の請求に関して、ANZBGLに対する民事罰の手続を開始する予定である旨をANZBGLに通知した。
- ・ ANZBGLは、かかる手数料が適用された130万件について、ASICが罰金を申し立てるものと理解している。
- ・ ANZBGLはASICからの指摘事項を未だ検討中ではあるが、故意による不正行為であることは断固として否定し、かかる申立てに対して積極的な防御を行う予定である。

2019年7月25日、ASICは、追って以下を公表した。

- ・ ASICは、連邦裁判所においてANZBGLに対する手続を開始した。
- ・ ASICの主張としては、ANZは、2013年7月26日から2016年2月23日までの間、少なくとも1,340,087回にわたり、同名のアカウント間の定期返済について違法に取引手数料および滞納手数料を請求した。
- ・ ASICの主張としては、ANZBGLは、誤解を招く行為や虚偽的な行為を行い、誤った表示や誤解を招く表示をし、不当な行為を行った。
- ・ ASICの主張としては、ANZBGLは、金融サービスのライセンス保持者としての法的義務に違反した。
- ・ ASICは、ASIC法への違反には、最大で1件当たり170万ドルから210万ドルの罰金が科せられると述べている。

「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2019年度連結財務書類の注記33を参照のこと。

子会社投資（レベル1）に係る自己資本の取扱いに関するAPRAの協議

2019年10月15日、APRAは、健全性基準APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」に対する修正案についての協議のために検討文書を公表した。APRAの提案による最も重要な変更は、レベル1の各銀行子会社および保険子会社への設備投資の取扱いに関して、当該投資における有形の構成要素が400%のリスク加重から以下へと変更される点である。

- ・ ANZBGLのレベル1のCET1純額の10%相当額を上限として、250%のリスク加重を行う。
- ・ 当該投資の残余は、CET1の資本控除として扱われる。

ANZBGLは、現在行っている投資への影響を検討中である。

当グループへの正味の影響は不明であり、多くの要因に依存する。これらの要因には、実施時に影響を受ける子会社の資産計上、健全性基準の最終版、およびこれらの提案による影響を概ね相殺し得る経営活動の効果を含む。

これらの提案は、影響を受ける子会社へのANZBGLの現在の投資を前提とすれば、相殺する経営活動が何ら行われない場合、ANZBGLのレベル1のCET1資本比率が最大約25億ドル（約75ベシス・ポイント）減少することを示唆している。しかし、ANZBGLは、そのような結果となる見込みは少なく、経営活動を行うことにより自己資本への正味の影響を最小限に抑えることができている。2021年1月1日からの実施が提案されているこれらの変更案は、当グループのレベル2のCET1資本比率には影響を及ぼさない。

I00Fに対するOnePath P&Iの売却

2019年10月17日に当グループは、OnePathの年金および投資（P&I）事業および提携ディーラー・グループ（ADG）のI00Fへの売却価格の修正に関する合意を発表し、売却価格を2017年10月に公表した当初の9億7,500万ドルから1億2,500万ドル引き下げて8億5,000万ドルとした。新価格である8億5,000万ドルには、2018年10月に完了したADGの売却についてすでに当グループが受領していた約2,500万ドルが含まれる。条件の修正は市況の変動を反映しており、全体的な保証上限の引下げや、戦略的な提携契約の一部変更が盛り込まれている。2019年12月9日に当グループは更新した情報の中で、OnePath P&I事業のI00Fへの売却がAPRAにより承認されたことを認めた。この承認は取引に要求される最終承認としての性質を有し、当グループはこの取引が暦年の2020年第1四半期に完了すると予想しており、この取引により当グループのCET1資本比率が約20ベシス・ポイント増加すると見込んでいる。

S&Pグローバルによるオーストラリアの銀行業のカントリー・リスク評価およびANZBGLの追加的Tier1およびTier2資本の信用格付の引上げ

2019年10月24日、S&Pグローバルは、ANZBGL、当グループおよびその他のオーストラリアの大手銀行のスタンドアローン評価（「SACP」）を「a-」から1段階引き上げて「a」としたことを発表した。S&Pグローバルは、このことは「過去2年間における全国的な住宅価格の秩序ある修正と民間債務の緩やかな成長によってオーストラリアの銀行業界に見られる経済的リスクの減少」を反映したものであると述べた。

その結果、S&Pグローバルは、当グループのSACPの引上げに伴って、追加的Tier1（「AT1」）資本および当グループ内の事業体が発行した劣後債（Tier2資本）商品の信用格付を1段階引き上げた。

S&Pグローバルはまた、ANZBGLのシニア無担保信用格付がAA-（長期）およびA-1+（短期）であることを確認した。長期格付のアウトルックは引き続き安定的である。

変更されたANZBGLの格付は、以下のとおりである。

- ・ シニア債（長期）： AA-から変更なし（安定的）
- ・ シニア債（短期）： A-1+から変更なし
- ・ パーゼル3劣後債： BBBからBBB+へ引上げ
- ・ パーゼル3AT1資本⁽¹⁾： BB+からBBB-へ引上げ

(1) これには、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの5億ニュージーランドドルのキャピタル・ノートを含み、その信用格付は当グループのSACPに基づいて決定されるため、同様にBB+からBBB-へ引き上げられた。

RBNZの自己資本要件のアップデート

2019年12月5日にANZBGLは、ニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）による最終的な自己資本要件⁽¹⁾の公表の影響について、情報を更新した。

当グループへの正味の影響として、CET1資本が2027年7月までに、管理バッファの約10億豪ドルを含めて30億豪ドル増加する（当グループの2019年9月30日現在のバランスシートに基づく。）。

この影響からは、より厳格な要件を満たすことを想定して2019年にANZニュージーランドが留保した約15億ニュージーランド・ドルの利益が除かれている（すなわち、CET1への総影響は、事前の想定⁽²⁾よりも小さい約45億豪ドルであった。）。

以下は、協議文書に関するRBNZの最終的な自己資本要件の主な変更点である。

- ・ ANZニュージーランドの所要Tier 1 資本合計（16%）に変更はないが、移行期間が7年に延び、当グループのCET 1 資本への影響が抑えられている。
- ・ 引上げの大部分はAT 1 資本に関するものであり（当初案の1.5%に対して2.5%）、所要CET 1 資本金額は引き下げられている⁽³⁾。
- ・ AT 1 資本として認定可能な繰上償還条項付優先株式。これによりANZニュージーランドは、内部向けに発行済みのAT 1 証券を外部カウンターパーティー向けに切り替えて資金調達を行えるようになると思われる。

2019年9月30日現在のANZのCET1資本比率は11.4%であり、APRAが問題なく強固とする10.5%の水準を35豪億ドル上回っている。

(1) 2018年12月14日にRBNZは、「第4次資本レビュー協議文書：資本はどの程度十分か？」と題する協議文書を公表した。

(2) ANZBGLは、オーストラリア証券取引所（ASX）の2018年12月14日付の公表事項中の協議文書に対して意見を提出し、2019年5月17日に同協議文書に回答した。

(3) APRA健全性基準（APS）第111号（資本十分性：資本の測定）の2019年10月15日付の提案に基づく。

上記に記載の事項を除き、2019年9月30日以降、本書日付現在までにその他重要な動向はなかった。

（６）監督および規制

主要な銀行グループとして、当グループは、事業を行う各主要市場において規制当局および証券取引所による広範な規制の対象となっている。本項は、オーストラリア、ニュージーランドおよび米国に焦点を当て、当グループに適用される規制上の状況の概要を示す。

オーストラリア

APRAの健全性および規制の監督の概要

1998年7月1日以降、APRAが、銀行（ANZBGLを含む。）、信用組合、ビルディング・ソサイエティ、保険会社および退職年金基金を含むオーストラリアの公認預金受入機関（「ADI」）の健全性および規制の監督に責任を有している。それ以前は、オーストラリアの銀行業界はオーストラリア準備銀行（「RBA」）による規制を受けていた。RBAは、引き続き金融政策、金融システムの安定性および決済システムの規制に対して全体的な責任を持つ。APRAは1998年オーストラリア健全性規制庁法によりその権限を付与されている。

APRAはADIに、様々なAPRA健全性基準の範囲内の一定の健全性要件を満たすよう要求する。

APRAは、その監督下にあるADIに、財務状態についての財務上および統計上のデータならびに健全性およびその他事項に関する情報を含む広範囲な情報を記載した報告を定期的に提供するように要求することによりその責任の一部を果たしている。APRAは、自己資本比率、流動性、利益、信用の質および関連する貸付損失の履歴、リスクの集中、資産および負債の満期構成、オペレーショナル・リスク、市場リスク、銀行勘定における金利リスク（「IRRB」）、関連会社に対するエクスポージャー、外部委託、資産運用、ガバナンス、事業継続性の管理、監査およびその他の関連事項、証券化業務、ならびに国際銀行業務に特別な注意を払っている。APRAはまた、ADIがその財務状態についての情報の提供を怠った場合、一定の調査権限を行使することもできる。APRAが、ADIが債務不履行に陥る可能性があるまたは（その他の状況の中でも）支払い停止に陥ったとみなした場合、APRAは（銀行法上の法定支配人の任命を含め）ADIの事業を管理することができる。APRAはまた、ADIがその債務に関して支払いを行わないよう指示する権限を有する。加えて、APRAは、1999年金融セクター法（譲渡および条件緩和）の下で、一部もしくはすべてのADIの資産および負債またはその株式を、APRAが指定する第三者（すべての場合にADIであることは必要とされない。）に強制譲渡させる権限も有する。大まかに言えば、APRAは、大臣が求めた場合、または銀行法、規制もしくは規制上の措置への違反があり、もしくはADIが債務不履行に陥る可能性が高い旨もしくは支払い停止に陥りそうである旨をAPRAに対して通知し、一定の他の基準に適合するとAPRAが認める場合（金融セクター全体の利益を考慮すれば譲渡が適切であるとAPRAが認める場合を含む。）などにそのような譲渡をさせることができる。ADIとの契約の相手方は、ADIへの債務の否定のためもしくは当該契約に基づく債務の繰上げのため、または当該契約に関する取引の終了のための根拠として、銀行法上の法定支配人がADIの事業を管理しているという事実または指示もしくは強制譲渡命令のみに依拠することはできない。

その監督の役割を果たすため、APRAは、各ADIから収集した統計データの分析を、選択的な「現場」訪問ならびにADIの上級経営陣および外部監査人との正式な会合により補完する。APRAはまた、ADIの同意を得て各ADIの外部監査人との協議関係を正式なものとした。外部監査人は、ADIの会計記録から得られた情報で、ADIのAPRA報告に含まれているものが、すべての重要な点において、信頼でき、関連するAPRAの健全性および報告基準に従っていることをAPRAに対して追加保証する。外部監査人はまた、APRAが選択した特定のリスク管理分野を対象とした検査を行う。加えて、ADIのリスク管理システムは、エクスポージャーを管理し、リスクを健全な水準に制限するのに十分であり運用効果をもつことを、ADIの最高経営責任者は証言し、その取締役は確認する。

自己資本

銀行の自己資本規制の適切な水準を決定する共通の枠組みは、一般に「バーゼル3」として知られる枠組みに基づいてバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）により設定される。

バーゼル合意の第1の柱に基づく最低自己資本要件（「自己資本要件」）を計算するために、当グループは、APRAより、信用リスク加重資産について先進的内部価格付手法を使用し、およびオペレーショナル・リスク加重資産相当額について先進的計測手法を使用する認可を受けている。

2013年1月1日より、APRAは、オーストラリアにおいてバーゼル3自己資本改正の大部分を採用した。APRAはバーゼル3改正を最低要件とみなし、そのためバーゼル3規則で提案された譲歩のいくつかを組み込まず、他の分野でより高度な要件も定めている。その結果、オーストラリアの銀行のバーゼル3で報告される自己資本比率は、国際的な同業他社と直接的には比較できない。バーゼル3改正は、CET1資本からの資本控除の増額、自己資本比率の引上げ（2016年1月1日から完全に実施される規定最低資本バッファを含む。）、新規のその他Tier1およびTier2証券についての要件の厳格化ならびに新規規制に合致しない既存のその他Tier1およびTier2証券の移行措置を含む。その他の変更には、カウンターパーティー信用リスクのための自己資本要件および大手の規制されていない金融機関に対するエクスポージャーに関する資産価値相関の引上げならびに以下に記載する金融制度審議会（「FSI」）の結果による変更を含む。

自己資本規制の動向に関する詳細については、下記「オーストラリアの規制上の動向」および「(5)最近の進展—RBNZの自己資本要件のアップデート」を参照のこと。

流動性

ANZBGLの流動性および資金調達リスクは、ANZBGLの取締役会リスク委員会により承認された詳細な方針枠組により管理されている。流動性および資金調達ポジションならびにリスクの管理は、グループ資産負債委員会によって監督されている。ANZBGLの流動性リスク選好は、ANZBGLの取締役会リスク委員会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力で定義される。この指標は、異なる持続期間および深刻性水準の様々なシナリオに渡る。この枠組みは、以下に役立つ。

- ・ より短期だがより極端な市場の混乱およびストレスに対して保護を提供する。
- ・ 適切な額の長期資産の調達をより長期の資金調達にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持する。
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保する。

この枠組みの主要な要素は、2015年1月1日からオーストラリアで実施されている流動性カバレッジ比率（「LCR」）である。LCRは、APRAを含む銀行業規制当局によって義務付けられる深刻な短期の流動性ストレス・シナリオであり、流動性リスクの測定、基準およびモニタリングのためのバーゼル3国際的枠組みの一部として導入された。LCR要件への適合の一環として、ANZBGLはRBAに流動性供給枠（「CLF」）を有している。CLFは、オーストラリアの市場における高品質な流動資産の不足の解決策として設けられ、RBA適格の流動資産の代替形式を提供する。適格ADIが利用可能なCLFの総額はAPRAによって毎年設定される。2019年1月1日から、ANZBGLのCLFは480億ドルである（2018暦年末：469億ドル）。

さらに、当グループは、2016年12月に安定調達比率（「NSFR」）の最終の基準が公表された後、2018年1月1日より、APRAのNSFR要件を満たしている。2019年9月30日において、当グループのレベル2のNSFRは116%であった。

ANZBGLは、APRA健全性基準APS第210号が要求する流動性および資金調達リスクに関する健全性義務、ならびにANZBGLのオフショア業務に係る海外規制当局の健全性要件を厳守することに努める。

APRAの規制における自己資本管理および自己資本比率ならびに流動性

当グループの自己資本管理および自己資本比率、流動性ならびにAPRAの規制環境に関する詳細は、「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－B. 当グループの業績－(15)流動性リスク－非継続事業を含む」から同「(18)レバレッジ比率－非継続事業を含む」までを参照のこと。

銀行役員説明責任体制

2018年財政改正法（銀行役員説明責任および関連施策）により、「銀行役員説明責任体制」（「BEAR」）が創設された。BEARの下でのANZBGLの義務は、2018年7月1日に開始した。

BEARは、ADIグループにおける最も上級かつ影響力のある取締役および役員に関する責任および説明責任のフレームワークの強化を目指している。BEARの下で、

- ・ ANZBGLは、一定の上級役員または取締役の任命に際して、任命される個人を事前にAPRAに登録し、その者のADIグループにおける役割および責任を示した図を整備してAPRAに提出しなければならない、また、各上級役員または取締役について個人の役割および責任を詳述した説明責任文書をAPRAに提出しなければならない、
- ・ ANZBGLならびにその登録された上級役員および取締役が説明義務を果たさない場合には、APRAは裁判所の命令なしにそれら個人の上級役員または取締役としての資格を奪う権限を与えられ（ただし、銀行法第6編に従った行政審理の対象となる。）、
- ・ ANZBGLは、取締役および上級役員について、報酬の一部繰延べを含むBEARの要件に適合した報酬決定方針を定めなければならない、
- ・ ANZBGLは、BEARの義務を遵守しない場合には、相当な金額の罰金を支払う義務を負う。

危機管理

2018年金融セクター法改正法（危機解決権限および関連施策）（「危機管理法」）は、規制対象事業体（およびその子会社）の経営難の際に秩序ある破綻処理を促進するAPRAの権限を強化する。当グループに影響を与える可能性がある追加的権限には、過年度はAPRAの規制対象となっていなかったANZBGLおよびその他の当グループの事業体との関係での監視、管理および監督権限の強化、当グループ内の規制対象事業体に対する法定管理権限の強化、ならびに規制された資本商品の転換または償却を法的に認めるための変更（「法定転換および償却条項」）が含まれる。

法定転換および償却条項は、一定の金融セクターの事業体（ADIを含み、ANZBGLもその1つである。）が発行した規制された資本商品に関して適用され、APRA健全性基準に適合するための転換または償却条項を含む。ある商品に法定転換および償却条項が適用された場合、当該商品はその条項に従って転換されうる。これは、いかなる（特定の法律の他、現時点では、ある者がオーストラリアの企業または金融セクターの事業体の持分利益を取得する能力に関する法律以外の）法令、発行者の定款、発行者が当事者となっている契約、ならびに当該商品に適用のある上場規則、業務規則またはクリアリングおよび決済規則にかかわらずそうなる。加えて、銀行法には、法定転換および償却条項の運用に関する理由による一定の措置のモラトリアムが定められている。

その他のオーストラリアの規制当局

APRAならびにその健全性および規制の監督に加えて、ANZBGLおよびそのオーストラリアの子会社はいくつかの点においてオーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）、オーストラリア競争・消費者委員会（「ACCC」）、オーストラリア取引報告・分析センター（「AUSTRAC」）および多くの証券取引所を含むその他の監督機関による監督および規制を受けている。

ASICはオーストラリアにおける会社、市場、金融サービスおよび消費者信用の監督機関である。ASICは、投資、退職年金、保険、預金受託および与信業務の取り扱いおよびアドバイスを行うオーストラリアの会社、金融市場、金融サービス機関および専門家に対する規制を行っている。ASICは、消費者信用の監督機関として、消費者信用業務に従事する人々および企業（銀行、信用組合、金融会社ならびにモーゲージ・ブローカーおよび金融ブローカーを含む。）に対してライセンスを付与し、規制を行っている。ASICは、ライセンス保持者が、オーストラリアの2009年国家消費者信用プロテクション法が定める消費者に対する責任に関する基準等に適合することを確保する。ASICは、市場の監督機関として、公認の金融市場が公平で秩序および透明性のある市場を運営する法的義務をいかに効果的に遵守しているかについて調査している。2010年8月1日より、ASICは、オーストラリア国内の認可されたエクイティ市場、デリバティブ市場および先物市場における取引を監督する責任も有している。ASICは、金融サービスの監督機関として、金融サービス企業に対し、それらが効果的で誠実かつ公平な運営を行うことを確保するために、ライセンスを付与し、監視を行っている。それらの企業は、概して、退職年金、マネージド・ファンド、株式および社債、デリバティブならびに保険を取り扱っている。ANZBGLはASICの規制を受けている市場に商品を提供し、また参加している。

ACCCは、消費者、企業および社会に便益をもたらすべく、オーストラリアの市場における競争および公正取引を促進する独立した連邦法定機関である。同機関はまた、国家のインフラ・サービスに対する規制を行っている。その主要な任務は、個人および当グループを含む企業が、オーストラリアの競争、公正取引および消費者保護法を遵守することを確実にすることである。

当グループはまた、2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（「AML法」）を含むオーストラリア法に基づき、一定のマネーロンダリング防止およびテロ資金対策の法規制を遵守する義務を負っている。AML法は、AUSTRACにより運用されている。

オーストラリアの規制上の動向

王立委員会

王立委員会は、オーストラリア政府の行政部によってのみ招集され、権限委任条項によってのみ指示を受ける正式かつ公式な審議会である。銀行・退職年金・金融サービス業界における不正行為調査のための王立委員会（「王立委員会」）は、金融サービス事業者（ANZBGLを含む。）の行為が不正行為または社会の水準および期待を下回る行為となっていないかを調査し、報告するよう指示された。王立委員会はまた、かかる行為の原因、特に文化、ガバナンス、報酬およびリスク管理慣行の果たす役割、監督機関の実効性、ならびにそれらに応じた方針の勧告を検討する任務を課せられた。

王立委員会の最終報告書は、2019年2月4日に公表された。最終報告書において、王立委員会の委員は、不正行為または社会の水準および期待に満たない行為にあたる可能性があるANZBGLを含む金融サービス事業者の行為を特定した。

王立委員会の最終報告書には、銀行業、金融助言、退職年金、保険、文化、ガバナンスおよび報酬、監督機関、ならびにその他の主題にわたる76の勧告が含まれる。ある主題に関する勧告が、その他の主題にも影響を与えることもある。

オーストラリア政府は、多数の勧告を受け入れているが（協議を通じた監督方針の変更および法改正を含む。）、その多くは未だ実施の途上である。本書日付現在、ANZBGLは、以下の勧告が当グループのポジション（「第3 事業の状況－2 事業等のリスク－(2)主なリスクおよび不確実性－序論」に定義される。）に悪影響を及ぼす可能性があると考えている。

銀行業

- ・ 住宅ローン仲介の変更。これは、モーゲージ・ブローカーは借り手候補者の最大の利益のために行為する義務に服すべきこと、モーゲージ・ブローカーの報酬に変更を加えるべきこと（貸し手ではなく借り手がモーゲージ・ブローカーに対して住宅ローンに関する活動のための手数料を支払うことを含む。）、および貸し手がモーゲージ・ブローカーに支払うトレイリング手数料その他の手数料の段階的禁止、ならびにモーゲージ・ブローカーが追加的な専門家規制に服すべきことを含む。
- ・ オーストラリア銀行協会（「ABA」）は銀行実務規範（「規範」）を改正し、銀行が遠隔地に住む顧客または英語を話さない顧客と協働して、それらの顧客が銀行サービスにアクセスし利用するための適切な方法を見つけ出すこと、ならびに顧客との事前の明示的な合意なしに略式の当座貸越を可能とし、または基本口座について不渡手数料を請求しないことを定めるべきこと。
- ・ 中小企業向け貸付。これは、ABAは規範における「小企業」の定義を、貸付額が500百万ドル未満であり100名未満のフルタイム換算従業員を雇用するあらゆる企業またはグループに適用されるよう変更すべきこと、および銀行が農業貸付を取り扱う場合は、経営難のときも含め、一定の措置を講じ、一定のプラクティスを採用すべきことを含む。
- ・ 業界規範の強制可能性。これは、業界規範の一定の規定への違反は、法律違反を構成すべきことを含む。
- ・ BEAR。これは、APRAは、顧客に提供するすべての商品の設計、納品および維持のすべての過程、ならびにこれらの商品に関する顧客の救済について、ADI内での責任を定めるべきことを含む。

金融助言

- ・ 継続的な金融助言報酬の取決め。これは、法改正により、継続的な金融助言報酬の取決めは顧客によって毎年更新されなければならない旨、顧客が受けることのできるサービスおよび請求される手数料総額を書面で記録しなければならない旨、ならびに直近の年次更新の際に顧客の明示的な書面による授権がなければ、顧客の保有口座から報酬を支払い、またはその支払を求めてはならない旨を定めるべきことを含む。
- ・ 法改正により、金融助言業者の独立性の欠如を開示するよう求めるべきこと。
- ・ 助言の質を改善するために講じられた措置の見直し。
- ・ 相反する報酬。これは、一定の相反する報酬の支払を可能とする既得権条項は合理的に可能な限り速やかに廃止されるべきことを含む。

- ・ 金融助言業者の専門的規律。これは、オーストラリアの金融サービス・ライセンス（「AFSL」）の保有者は、そのライセンスの条件として金融助言業者に対して身元照会および情報共有のプロトコルを有効にするよう求められるべきこと、四半期ごとに個別の金融助言業者に関する「深刻なコンプライアンス上の懸念」をASICに報告し、金融助言業者がリテール顧客に対して行った金融助言に関して不正行為を行ったことに気付いた場合には一定の措置を講じるべきこと、ならびに法改正により金融助言業者に係る新たな懲戒制度を創設すべきことを含む。

退職年金

- ・ 退職年金の受託者の義務。これは、マイスーパー口座からの助言報酬（資金内助言に係るものを除く。）の控除は禁止されるべきこと、および受託者はその受託者としての義務から生じる以外のいかなる義務の負担も禁じられるべきことを含む。
- ・ デフォルト年金基金の指名。これは、1名当たりデフォルト退職年金の口座は1つのみ保有すべきことを含む。
- ・ 退職年金の規制。これは、受託者または取締役の誓約は、民事罰を求める訴訟により強制可能であるべきことを含む。
- ・ 退職年金および保険の「販売」。これは、退職年金商品および保険商品のリテール顧客に対する呼び売り（または押し売り）は禁止されるべきことを含む。

保険

- ・ 追加保険。これは、オーストラリア政府は追加保険商品の販売に係る業界全体の繰延販売モデルを開発すべきことを含む。
- ・ 契約締結前の開示および表明。これは、保険会社に対する被保険者の開示義務は、保険会社に対して不実表示を行わないよう合理的な注意を尽くす義務に置き換えられるべきことを含む。
- ・ 生命保険契約の回避。これは、保険会社はいかなる条件においても契約を締結しない場合に限り、非開示または不実表示を理由として生命保険契約を回避することができるべきこと。
- ・ 保険契約における不当な契約条件から消費者を保護する法規定。
- ・ クレームの処理および解決は、金融サービスを規制する法律に従って行われるべきこと。
- ・ 業界規範の強制可能性。これは、それらの規範の一定の規定への違反は、法律違反を構成すべきことを含む。
- ・ 外部機関による紛争解決。これは、法改正により、AFSLの保有者にオーストラリア金融苦情申立機関（「AFCA」）と協力して合理的な措置を講じるよう求めるべきことを含む。
- ・ グループ生命保険契約。これは、マイスーパー・グループのデフォルト生命保険契約に係る普遍的な主要定義、条項および免責を定めることの実行可能性および期待される価格設定効果の政府による見直し、ならびに退職年金受託者と関係当事者との間のグループ生命保険契約の独立した認証を求めることを含む健全性基準SPS第250号（退職年金保険）の改正を含む。

文化、ガバナンスおよび報酬

- ・ 報酬。これは、APRAが報酬システムの健全性監督を行う際ならびに報酬に関する健全性基準および指針を改正する際に一定の措置を講じることを含む。そして、かかる措置は、金融サービス事業体が最低でも年に一度は、そのフロント部門職員の報酬システムの設計および実施が、当該職員が何を行ったかのみならずいかなる方法でそれを行ったかにも確実に焦点を当てるものとなるようそれらを見直すべきこと、ならびに銀行は、2017年4月19日に公表されたリテール銀行業報酬レビュー（別名セドウィック・レビュー。ABAが受託した。）による勧告を完全に実施すべきことを含む。
- ・ 文化およびガバナンス。これは、すべての金融サービス事業体が合理的に可能な限りの頻度で、その文化およびガバナンスを評価し、必要な是正を行うために適切な措置を講じるべきこと、ならびにAPRAが文化およびガバナンスの健全性監督を行う際、ならびに文化およびガバナンスに関する健全性基準および指針を改正する際に、一定の措置を講じることを含む。

監督機関

- ・ ASICの強制慣行。これは、ASICは、裁判所が違反による効果を判断すべきか否かという問題を最初に取り上げるアプローチを採用すべきことを含む。
- ・ 退職年金行為規制。これは、APRAおよびASICの役割を調整し、APRAは健全性監督機関、ASICは行為監督機関とすべきことを含む。
- ・ BEARの共同規制。これは、ASICおよびAPRAが共同でBEARを管理することを含む。
- ・ 監督機関への協力。これは、法改正により、ADIが公開された建設的かつ協力的な方法でASICおよびAPRAに対応しなければならないことを明確にすべきことを含む。
- ・ BEARの拡大。これは、BEARの規定を、APRAの規制に服するすべての金融サービス機関、APRAの規制に服する保険会社および登録可能な退職年金事業体のライセンス保持者に及ぼすべきことを含む。
- ・ ASICとAPRAとの間の調整、情報共有および協力。
- ・ 監督機関のガバナンス。これは、BEARにより創設された管理および説明責任の原則は、APRAおよびASICにもそれぞれ適用されるべきこと、ならびにAPRAおよびASICはそれぞれ能力の見直しを受けるべきことを含む。
- ・ 監督機関の監督。これは、APRAおよびASICのための新たな監督機関を創設すべきことを含む。

その他

- ・ 外部機関による紛争解決。これは、最終補償スキームを実施すべきことを含む。
- ・ 金融サービスおよび信用のライセンス保持者による違反の自己申告に関するASICエンフォースメント・レビュー・タスクフォースの勧告を実施すべきこと。
- ・ 法律の簡素化。これは、金融サービス事業体を規制する制定法における一般に適用可能な行為規範の例外および留保を可能な限り排除すべきこと、ならびに金融サービス事業体を規制する制定法はいかなる基本的な行動規範が追求されているかを明確に特定すべきことを含む。

加えて、上記で言及されていない王立委員会のその他の勧告もまた、当グループのポジションに影響する可能性がある。

2019年2月4日、オーストラリア政府は、76の勧告のすべてについて措置を講じるべく取り組んでいる旨を述べた。2019年3月12日、オーストラリア政府は、新規の貸付において貸し手がモーゲージ・ブローカーに支払うトレイリング手数料は禁止しないが、それらの業務を3年間で見直すとともに住宅ローンの仲介について「借り手が支払う」報酬ストラクチャーを検討する旨を発表した。

2019年8月現在、オーストラリア政府は、王立委員会の勧告8つを含む王立委員会の最終報告書に対する回答で概説した公約15個を実施したことを報告し、2019年から2022年までのさらなる実施日程を公表した。オーストラリア政府が実施した15個の公約には、AFCAの強制加入会員のすべてが紛争解決においてAFCAと協力するための合理的な措置を講じることを要求する規制の導入、消費者および小規模企業からの金融苦情申立てを2008年1月1日まで遡って検討可能とするAFCAの権限拡大ならびにASICの商品介入権の拡大、ならびに金融サービスのライセンス保持者に課される設計義務および販売義務を含む。APRA、ASICおよび業界はまた、自らを対象とする多数の勧告を実施し、または実施のプロセスを開始した。

王立委員会の結論により、監督機関は、当グループを含む様々な金融サービス事業体の調査を開始し、または開始する可能性があり、その結果として行政措置または強制措置が講じられることがありうる。また、勧告および政府の公約により、当グループの監督機関は既存の方針および慣行を改正中であり、規制権限を拡大するための法案が可決されている。

2019年2月20日、ANZは、勧告に対する対応の第一段階を実施するための措置を直ちに講じる旨を発表した。これらの措置は、以下を含む。

- ・ 農家に対して農業債務調停への早期アクセスを提供するとともに、強制や外部管理者の選任よりも「解決」を優先すること。
- ・ 干ばつその他の自然災害の被害地域において、農家に延滞利息を請求しないこと。
- ・ 現地顧客専用の電話サービスおよび簡単なアカウント識別オプションを創設すること。
- ・ クレジットカードの長期借入を殆ど返済していない顧客に積極的に連絡し、より低コストのオプションへの移行を促すこと。
- ・ ペンショナー・アドバンテージの口座から貸越手数料および不渡手数料を徴収しないこと。
- ・ ANZが個人リテール顧客または小規模企業顧客との訴訟手続に関与する際には、「モデル訴訟当事者」として関与すること。
- ・ オーストラリア金融苦情申立機関の新たな制約の下で、その「ルック・バック」に参加すること。

王立委員会はまた、APRAまたはASICに対して、検討を求めるために不正行為の可能性のある調査未了の事例を紹介している。これらの事項が当グループに関係する場合、当グループ企業に対して民事訴訟が提起される可能性があり、その結果として当グループに民事罰または刑事罰が科せられる可能性がある。

王立委員会は、コストの増加につながっており、さらなる規制活動に伴うエクスポージャー、またはクラス・アクション、個別請求、顧客救済もしくは補償行為などの潜在顧客エクスポージャーを含むさらなるエクスポージャーをもたらすこともありうるとともに、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。これらのエクスポージャーの結果および関連する費用の総額は不明である。

王立委員会はまた、ニュージーランドの金融業界への政治上または規制上の監視の強化をもたらす可能性がある。

フレームワークおよび実務の自己評価

2018年5月1日、APRAは、すべての規制を受ける金融機関はガバナンス、文化および説明責任に関するフレームワークおよび実務の自己評価を実施することにより恩恵を受ける旨、ならびに当グループのような大手金融機関についてもその取締役役会により見直され承認された評価書を求めていく旨を述べた。APRAがこのように述べたのは、他の主要なADIに関する健全性調査についての最終報告書で特定された論点に鑑みたものである。この健全性調査は、他の主要なADIグループのガバナンス、文化および説明責任に関するフレームワークおよび実務を調査するために創設された。2018年11月30日、ANZBGLはAPRAに対して自己評価書を提出した。2019年8月22日、ANZBGLは、自己評価書の中で提起された問題に対応するためのANZBGLの取組みの状況を詳述したANZBGL会長の論説を公表した。

金融制度審議会

オーストラリア政府はオーストラリアの金融制度に関する総合的調査を2014年に完了した。これには、規制上の自己資本水準に影響を与える可能性のある多数の主要な提言が含まれていた。FSIを支えるためのAPRAによる施策は、以下のとおりである。

- 2017年7月、APRAは、当初は2014年12月にFSIの最終報告書に記載された、オーストラリアの銀行セクターが「問題なく強固」とみなされるために要求される追加的な自己資本に関する調査をまとめた情報文書を公表した。APRAは、「4つの主要なオーストラリアの国内のシステム上重要な銀行（「D-SIB」）の場合、この追加的な自己資本は、現行の自己資本比率のフレームワークの下では、ベンチマークとなるCET 1 資本比率が最低でも10.5%であることと同義であり、また、オーストラリアのD-SIBは、遅くとも2020年1月1日までにこの自己資本ベンチマークを達成しなければならない」と述べた。
- 2018年2月、APRAは、検討文書を公表し、以下についてAPRAの協議を開始した。
 - 「問題なく強固」である自己資本比率を生み出すための自己資本フレームワークの変更。検討文書ならびにその後の2019年6月および9月の発表では、信用リスク、市場リスク、銀行勘定における金利リスクおよびオペレーショナル・リスクに関するリスクベースの自己資本アプローチについてのAPRAの提案が要約されており、これは2017年12月にBCBSがこれらの要件を最終化したことを受けたものである。これらの提案の最終形態は2020年後半にならなければ確定しないが、当グループは、現行の要件に対するいかなる変更の実施も、一定の資産クラスおよびその他のリスク（市場リスクおよびオペレーショナル・リスク等）のリスク・ウェイトの枠組みに対するさらなる変更につながると予想している。APRAは、リスク・ウェイトに対する変更がADIにさらなる増資を余儀なくさせるとは予想していないが、このことは最終的な要件次第でADIにより異なりうると発表した。
 - ADIの自己資本フレームワークの透明性、国際的な比較可能性および柔軟性を向上させるための自己資本フレームワークの全体的な設計に対する調整。2018年8月、APRAは検討文書を公表した。この提案の焦点は、ADIの自己資本力水準を認識しつつ比較を容易にする自己資本比率の表示および金融ストレス時における監督の柔軟性を高める方法にある。以上についてのAPRAの協議が、2020年までに公表が予定されている最終的な健全性基準に沿うよう現在行われている。
 - レバレッジ比率要件。APRAの「レバレッジ比率」は、Tier 1 資本をAPRA健全性基準APS第110号が定義する「エクスポージャー指標」（パーセンテージで表示される。）と比較するものであり、現在のリスクベースの自己資本要件に対する非リスクベースの補完または補強として設計され、銀行業界における過度なレバレッジの積み上がりを禁止している。2018年11月、APRAは、エクスポージャー指標算定の他の変更に加え、内部格付手法を選択している（「IRB」）ADIに対する最低レバレッジ比率を3.5%に設定することを提案する健全性基準の草案を公開した。これらの変更は、当グループに重大な影響を及ぼさないと予想している。

上記に関するAPRAの協議は、段階的な取決めはなく、2022年までの実施を目標として現在行われている。

現在APRAとの協議に付されている複数の項目を前提とすれば、FSIによる最終的な結果は、APRA健全性基準へのさらなる変更または当グループに対するその他の影響があるかを含め、依然として不明である。

2019年7月、APRAは、損失吸収力に関する決定を公表し、この決定に従いANZBGLを含むオーストラリアのD-SIBに対して2024年1月までに総資本をリスク加重資産の3%までに増加させることを求めることになる。2019年9月30日現在の当グループの自己資本ポジションに基づく、総資本要件における増加分が約120億ドルであり、他の上位の資金調達において相当額の減少があることを示している。APRAは、オーストラリアのD-SIBが主に追加的Tier 2資本によって要件を充足すると予想される旨を述べている。APRAは、今後の4年間で、リスク加重資産の1%ないし2%を追加的に引き上げるための実現可能な代替方法を検討する。

レベル3コングロマリット（「レベル3」）枠組み

APRAは、その健全性監督の枠組みを、レベル3枠組みを通じてコングロマリット・グループに拡張しており、これは、当グループのようなバンカシュアランス・グループを、最低自己資本要件およびリスク・エクスポージャー水準の追加監視を伴う単一の経済主体として規制する。

2016年8月、APRAは、FSIの提言ならびに進行中の国際的な施策から生じる最終的な自己資本要件を待つため、コングロマリット・グループへの自己資本要件を早くとも2019年まで延期することを確認した。

グループ・ガバナンス、リスク・エクスポージャー、グループ内取引ならびにその他リスク管理およびコンプライアンス要件に関するレベル3枠組みの自己資本以外の構成要素は、2017年7月1日付で有効となった。これらの要件により当グループの自己資本ポジションおよびANZBGLの子会社の資金調達のいずれにも重大な影響は生じていない。ANZBGLがANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（「ANZニュージーランド」）およびその子会社（合わせて「ANZニュージーランド・グループ」）を含む関連会社に支援を提供する能力へのレベル3枠組みによる影響に関する詳細は、下記「ANZBGLが財務支援を提供する能力の制限」を参照のこと。

関連会社の枠組みの変更

2019年8月、APRAは、APS第222号「関連当事者の関与」（「APS第222号」）を修正し、関連ADI（または同等の海外事業体）に対するオーストラリアのADIの個々のエクスポージャーの上限をレベル1総資本の50%からレベル1のTier 1資本の25%へ、またエクスポージャー合計ではレベル1総資本の150%からレベル1のTier 1資本の75%へと引き下げる旨を発表した。エクスポージャーは資本控除を除外して測定されるため、APRAの自己資本規制の変更案（APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」（「APS第111号」））に含まれる。）は、ADIのエクスポージャーの測定に影響を及ぼす。APS第111号の修正が現在提案されているとおりに実施されるとすれば、かかる上限の引下げが当グループに重大な影響を及ぼすことは予想されない。この変更は2021年1月1日から実施されることが提案されている。詳細は、下記「ANZBGLが財務支援を提供する能力の制限」を参照のこと。

APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」の修正

2019年10月、APRAは、APS第111号に対する修正案についての協議のために検討文書を公表した。APRAの提案による最も重要な変更は、レベル1のADI（または同等の海外事業体）および保険子会社への資本投資の取扱いに関して、当該投資における有形の構成要素が400%のリスク加重から以下へと変更される点である。

- ・ ANZBGLのレベル1のCET 1資本純額の10%相当額を上限として、250%のリスク加重を行う。
- ・ 当該投資の残余は、CET 1の資本控除として扱われる。

ANZBGLは、現在行っている投資への影響を検討中である。当グループへの正味の影響は不明であり、多くの要因に依存する。これらの要因には、実施時に影響を受ける子会社の資本構成、健全性基準の最終版、およびこれらの提案による影響を概ね相殺し得る経営陣の行為の効果がある。これらの提案は、影響を受ける子会社へのANZBGLの現在の投資を前提とすれば、相殺する経営陣の行為が何らない場合、ANZBGLのレベル1のCET1資本比率が最大約25億ドル（約75ペーシス・ポイント）減少することを示唆している。しかし、ANZBGLは、そのような結果となる見込みはなく、経営陣の行為により自己資本への正味の影響を最小限に抑えることができると考えている。2021年1月1日からの実施が提案されているこれらの変更案は、当グループのレベル2のCET1資本比率には影響を及ぼさない。

ANZBGLが財務支援を提供する能力の制限

APRA健全性基準による効果

APRAが課す現在または将来の要件は、ANZBGLの事業、業績、流動性、資本の源泉または財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。APS第222号は、関連会社の関与に起因するリスクの監視、管理および統制に関してANZBGLを含むオーストラリアのADIが遵守すべき最低要件を設定するとともに、グループ内の財務上のエクスポージャーに係る上限を含んでいる。

APS第222号の下で、ANZBGLが関連会社（ANZニュージーランド・グループを含む。）に財務支援を提供する能力は以下の制限に服する。

- (a) ANZBGLは、関連会社の事業の支援を主要な目的とするいかなる第三者取引も行ってはならず、
- (b) ANZBGLは、関連会社に対して、合計または個別の会社レベルのいずれにおいても、特定の時間または金額による限定がない無制限のエクスポージャーを持ってはならず（例えば、関連会社のいかなる義務をもカバーする一般的保証を提供してはならず）、
- (c) ANZBGLは、関連会社の債務不履行（財務的な債務であるか否かを問わない。）がANZBGLの債務不履行を引き起こすかまたは引き起こすとみなされる内容のクロス・デフォルト条項を締結してはならず、
- (d) 自己資本から除かれるエクスポージャーを控除後のANZBGLのレベル1総資本基盤のエクスポージャーの水準は、以下を超えてはならない。
 - (i) ANZニュージーランド・グループなどの関連ADIもしくは同等の事業体に対し、個々のエクスポージャーベースで50%、またはすべての関連ADIもしくは同等の事業体に対するエクスポージャー合計で150%
 - (ii) その他の関連会社に対し、
 - i 規制された関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで25%、または
 - ii その他の（規制されていない）関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで15%、および
 - iii すべての非ADIまたは同等の関連会社に対するエクスポージャー合計で35%

2019年8月、APRAは、2021年1月1日から発効するAPS第222号の最新版を公表した。ANZBGLがANZニュージーランド・グループに対して提供できる財務支援の量および質に影響する変更は、以下のとおりである。

- ・ エクスポージャーの上限を設定するために用いられるレベル1資本基盤は、総資本からTier1資本に変更される。
- ・ ADIに対する個々のエクスポージャーの上限をレベル1のTier1資本基盤の25%に、エクスポージャー合計の上限をレベル1のTier1資本基盤の75%に引き下げる。

APRAは、個別の事案に応じて、事業体ごとに移行措置や柔軟な対応を講じている。

さらに、2019年10月、APRAは、APS第111号の修正案について検討文書を公表し、この修正案は、ADI（または同等の海外事業体）および保険子会社に投資するANZBGLなどのオーストラリアのADIについて、レベル1資本の取扱いを上記「APS第111号『自己資本比率の測定』の改正」で概説したとおりに変更することを提案している。

この修正案が実施されれば、APS第111号のこれらの修正により、APS第222号に係る報告の目的でのANZBGLのレベル1のTier1資本基盤およびANZニュージーランド・グループに対するエクスポージャーは削減されることになる。その結果、2021年1月1日におけるANZBGLのANZニュージーランド・グループに対するエクスポージャーは、APS第222号の変更後の上限を遵守したものになると予想される。

加えて、APRAは、2021年1月1日までに、ANZBGLの通常時におけるニュージーランド業務（ANZニュージーランドなどのニュージーランドにおいて設立された子会社およびANZBGLのニュージーランド支店を含む。）への非株式等エクスポージャーを、ANZBGLのレベル1のTier1資本基盤に対する比率で5%以下に収めることができることを確認した。この上限は、資本商品の保有または金融ストレス時にANZニュージーランド・グループに対して提供される適格担保付きの偶発的な資金調達の支援を含まない。

ANZニュージーランドは、その時々、ANZBGLのニュージーランド支店に住宅モーゲージを売却し、ニュージーランド業務に資金を提供する。2019年9月30日時点で、ニュージーランド支店は、約7億3,900万ニュージーランドドルの住宅モーゲージを保有していた。

APRAはまた、金融ストレス時におけるANZBGLによるANZニュージーランド・グループへの偶発的な資金調達の支援は、APRAが承認可能な条件に基づいて提供されなければならないことを確認した。現在、カバード・ボンドのみが偶発的な資金調達に係るAPRAの基準に該当している。APRAはまた、ANZBGLのニュージーランド業務に対するエクスポージャー合計は、ANZBGLのレベル1のTier1資本基盤の50%を超えてはならないことを要求する。

レベル3枠組みによる効果

加えて、特にグループ・ガバナンスおよびリスク・エクスポージャーに関連するAPRAのレベル3枠組みの一定の要件が、2017年7月1日に発効した（上記「レベル3 コングロマリット（「レベル3」）枠組み」を参照のこと。）。この枠組みはまた、当グループが子会社（ANZニュージーランドを含む。）に対する財務上および業務上のエクスポージャーを制限しなければならないことを要求する。

子会社に対するエクスポージャーの許容水準を定めるに当たり、ANZBGLの取締役会は以下を考慮する。

- (a) 信用度が概ね同等である第三者について承認されるであろうエクスポージャー、および
- (b) ANZBGLの自己資本ポジションおよび流動性ポジションに対する潜在的な影響、ならびに子会社が破綻した場合にも営業を継続できるANZBGLの能力

これらの要件は、ANZBGLがANZニュージーランドを含む子会社に対して財務上または業務上の支援を提供する能力にさらなる制限を課すとは予想されていない。

住宅モーゲージ貸付実務

近年において、APRAは、住宅モーゲージ貸付実務を厳しく監視し、また銀行業界全体での住宅モーゲージ貸付基準の強化を狙いとした数々の手段を採用してきた。一例として、

- ・ 2014年12月、APRAは、ADIの健全な住宅モーゲージ貸付実務を強化するために採用する可能性のある追加の手順の概要を示し、より高リスクのモーゲージ貸付、不動産投資家向け貸付の増加率（特に増加率が年間ベンチマークである10%を大きく上回るか）および新規借入者へのローン返済能力テストを含む一定の関心分野について、特に注意を払うことを表明した。

- ・ 2017年3月、APRAは、ADIはとりわけ以下を期待される旨を概説した。
 - 新規のインタレスト・オンリー型（一定期間は利息のみ返済）貸付の金額を、新規の住宅モーゲージ貸付の合計額の30%に制限すること（「インタレスト・オンリー型に係る30%ベンチマーク」）。ADIはこの制限の範囲内で、ローン資産価値比率（「LVR」）が80%以上のインタレスト・オンリー型貸付の総額について厳格な内部制限を設定し、LVRが90%を超えるインタレスト・オンリー型貸付案件については確実に厳格な審査を行い、正当化理由を確認することが期待される。
 - 不動産投資家向け貸付の年間増加率が先述の10%のベンチマーク（「投資家向け貸付増加率に係る10%ベンチマーク」）未満である状態を容易に維持できるように管理すること。

上記の期待に応じてポートフォリオ・リスクを管理するために、当グループは数々の手段を講じてきた。これには、貸付基準の調整、および持ち家居住者と投資家向け貸付との間での異なる価格設定の実施が含まれる。これらのカテゴリーの範囲内で、異なる価格設定は、インタレスト・オンリー型の返済を行う顧客と元利返済を行う顧客との間にも適用される。

2018年4月および12月、APRAは、投資家向け貸付増加率に係る10%ベンチマークおよびインタレスト・オンリー型に係る30%ベンチマークは、今後それぞれ、一定の状況の下ではADIに適用されない旨を概説した。これらのベンチマークは、今後、当グループには適用されない。

APRAは、住宅市場の状況をより広く緊密に監視し続けるが、ベンチマークの適用除外にもかかわらず業界全体レベルで投資家向け貸付の成長率急騰が再来またはインタレスト・オンリー型貸付が再加速すれば、システミックな懸念が生まれ、そうした環境は業界全体に対して措置を講じる必要性をAPRAに検討させることになりうる旨を示唆した。

住宅モーゲージ・ローンの分類の変更

ANZBGLの住宅モーゲージ・ローンの現行の分類は一般に、監督機関および市場に報告している通り、顧客から提供される情報または顧客が事後的にローンの変更を申請する際に提供される情報に基づき、ローンの組成の過程（すなわち、ローンの申請、審査および貸付実行）で決定されている。

住宅用モーゲージ・ローンの分類は、以下を理由に変更される可能性がある。

- ・ 組成段階での誤分類：組成段階で顧客が自己の身上についてANZBGLに誤った情報を通知する範囲で、ローンは誤って分類されるリスクがあり、かかるローンは再分類される可能性がある。
- ・ 顧客の状況の変化：与えられた分類の継続的な妥当性は、顧客が自己の状況の変化についてANZBGLに情報を通知する義務、および顧客から提供される情報を独自に検証するANZBGLの能力に依存する。顧客が自己の状況の変化を通知する範囲で、またはANZBGLがその検証プロセスに基づきその旨を決定する場合において、ローンは再分類される可能性がある。
- ・ 規制その他の変更：ローンの分類基準およびその解釈は、1または複数の報告上の目的により変更される可能性があり、このことは一定のローンの分類に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ ANZBGLのシステムおよびプロセスの変更

ローンの誤分類または再分類は、持ち家居住者向けの不動産担保ローンがより金利の高い投資用不動産ローンに再分類されるなどの場合において、顧客の支払義務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある。顧客が再分類後のローンの支払義務を履行する能力を欠けば、かかるローンにつき債務不履行を生じるリスクが増す可能性があり、このことは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

その他

当グループにもたらされるリスクも含む規制上の動向に関する詳細は、下記「第3 事業の状況－2 事業等のリスク－(2) 主なリスクおよび不確実性－4. 市場リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

オーストラリア刑法典第102.6条および102.7条

オーストラリア刑法典第102.6条および第102.7条（1995年オーストラリア刑法典に含まれる）に基づき、ある者が意図してテロリスト組織から資金を受け取り、テロリスト組織に資金を提供し、テロリスト組織のためにもしくはテロリスト組織を代理して資金を調達し、またはテロリスト組織に支援や資源を提供する場合、その者が当該組織がテロリスト組織であるを知っているかまたはテロリスト組織であるかについて無頓着であった状況では、それは犯罪となる。テロリスト組織とは、直接もしくは間接にテロリスト行為の実行に関与、準備、計画、幫助もしくは助長した組織をいい、かかる組織が1995年オーストラリア刑法典に基づいた規則においてテロリスト組織と規定されている。

2011年オーストラリア独自制裁法および2011年オーストラリア独自制裁規則に基づき、特定の国々と関連した一定の具体的に認定された人物、事業体、資産および船舶に対して制裁が与えられ、その名前の人物もしくは事業体が関わる一定の取引は、外務大臣からの特別な許可を得た場合のみ行うことができる。これらの制裁に違反することは犯罪となる。

ニュージーランド

RBNZの監督の役割

1989年ニュージーランド準備銀行法（「準備銀行法」）は、ニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）が以下の目的で、銀行の登録および登録銀行の健全性監督の権限を行使することを求めている。

- ・ 健全で効率的な金融システムの維持を推進する。
- ・ 登録銀行の破綻から生じる可能性のある金融システムへの重大な損害を防止する。

銀行登録に係るRBNZの方針は、適切な地位および評判を持つ金融機関のみが登録銀行となることを確実にすることを目的としている。この要件を条件として、RBNZは、銀行業界内の競争を促進するために、新規登録銀行参入への障壁を最小限に保つ意向があると述べている。

RBNZの監督機能は、金融システム全体の安定性および効率性を促進することを目的としており、個々の銀行の破綻防止や債権者の保護を目的としたものではない。RBNZは、市場に本来存在する規律を活用し強化することで、これを達成することを目指す。

RBNZは、財務業績およびリスク状況に係る情報を定期的に銀行が開示する要件ならびに取締役が一定の主要な事項を定期的に証明する要件を非常に重視している。これらの方策は、市場規律を強化し、銀行の健全性管理責任が、RBNZがその責任を行使するのに最もふさわしいと考える者、すなわち取締役および経営陣にあることを確実にすることを意図している。

RBNZの監督的役割の主要な要素は以下を含む。

- ・ すべての銀行が一定の健全性最低要件を遵守することを求め、これは登録条件を通じて適用される。これらは、関連エクスポージャーに対する制約、最低自己資本比率要件および流動性リスク管理最低基準を含み、以下にさらに詳細に記載される。

- ・ 各登録銀行の財務状況および登録条件遵守を、主に公表される半期開示書類およびRBNZに対して非公開で提出される月次報告書に基づいて監視する。この監視は、RBNZが各銀行および銀行業界全体の財務状況に引き続き精通し、必要となった場合危機管理の権限を行使する準備状態を維持することを確実にするよう意図されている。
- ・ 登録銀行の上級経営陣と協議する。
- ・ 準備銀行法に基づいて利用可能な危機管理の権限を用いて、銀行の経営難または破綻の状況が金融システムの健全性を脅かしている場合介入する。
- ・ 銀行が健全に業務を行っているかを査定する。
- ・ 銀行のマネーロンダリング防止およびテロ資金対策要件の遵守の監視に係る指針を発行する。
- ・ 銀行の外部委託契約を、外部委託に関連する登録銀行のリスク管理が適切に管理されているかを判断するために監視する。
- ・ 銀行の内部自己資本充分性プロセスおよび流動性方針に係る指針を公表する。
- ・ コーポレート・ガバナンスに係る指針を公表する。
- ・ 銀行特有の問題、政策問題ならびにニュージーランドおよび親銀行が所在する国々での金融システムの状況に関連する一般事項に関して親銀行の監督機関（オーストラリアのAPRA等）との密接な業務関係を維持する。

ニュージーランドの登録銀行は、半期ごとに、包括的な詳細ならびに、通年については完全な財務書類、半期については未監査の中間財務書類を含む開示書類を発行することを求められる。財務書類は、各会計年度末には完全な外部監査の対象となり、各半期末には限定された範囲のレビュー対象となる。各銀行取締役は、銀行の開示書類に署名し、一定の証明を行わなければならない。銀行およびその取締役は、銀行の開示書類が虚偽または誤解を招くとみなされる情報を含んでいた場合、刑事上および民事上の罰則を課せられる可能性がある。

RBNZは、ニュージーランドで設立された登録銀行の主要な情報の四半期ごとの「ダッシュボード」をRBNZのウェブサイトで公表している。ダッシュボードは、公衆および市場参加者がそれらの銀行の財務力およびリスク・プロファイルに関する情報を理解し、当該情報に基づいて行動する能力の向上を目指している。情報は、銀行がRBNZに非公開で行う報告に基づく。ダッシュボードで公表されたANZニュージーランド・グループに関する情報は、本書の参照情報ではなく本書の一部を構成せず、場合によっては、それらの情報は、ANZニュージーランド・グループの連結財務書類で表示される情報と整合する基準では作成されていない。

ニュージーランドの登録銀行は、ニュージーランドの状況を反映して修正されたバーゼル3自己資本比率要件を遵守することを求められる。RBNZはまた、ANZニュージーランドを含むニュージーランドで設立された登録銀行の大半に、最低比率を2.5%上回る保全バッファを維持することを求め、そうしなければ販売への制限を受ける。RBNZはまた、0から2.5%までの間の指針範囲で普通株式のカウンターシクリカルなバッファを適用する裁量を有しているが、正式な上限はない。バーゼル3を取り入れたカウンターパーティー信用リスク要件および追加の開示要件も存在する。

ニュージーランドで設立された登録銀行（ANZニュージーランドを含む。）は、RBNZの流動性方針（「BSI3」）を遵守することが求められる。BSI3の要件は、登録銀行が最低コア資金調達比率75%を満たすことであり、銀行の資金調達のうち少なくとも最低限の割合が顧客預金、期限付ホールセール資金調達およびTier 1 資本によって満たされることを確保している。バーゼル3は、RBNZがBSI3の意図と非常に類似していると考える流動性方針を提案している。しかし、RBNZは、新規流動性基準の一定の側面は、ニュージーランドで採用するのにふさわしくないと考えている。RBNZは、前年度においては、BCBSの新規流動性要件に照らして、流動性方針をレビューすることを表明していた。

RBNZは現在また、全登録銀行に、承認された機関からの信用格付を取得および維持し、かかる格付を開示書類で公表することも求めている。さらに、RBNZは、その監督機能に関連して、さらなる情報、データおよび見通しを取得し、ならびにかかる情報、データおよび見通しを監査させる広範な権限を有している。

RBNZはまた、いくつかの危機管理権限も有している。これらの権限には、銀行登録の取り消し勧告、登録銀行の業務の調査、登録銀行のRBNZとの協議の要求、登録銀行への命令、登録銀行の取締役の解任、交替もしくは指名、または登録銀行を法定管理下に置く勧告が含まれる。

登録銀行が法定管理対象になると宣言された場合、いかなる者も特に以下のことを行ってはならない。

- ・ 銀行に対する反訴による手続きを含む、訴訟またはその他手続きを開始するまたは継続する。
- ・ 執行命令を出す、債務を差し押さえる、または当該銀行に関して得られた判決および命令を執行するもしくは執行することを求める。
- ・ 当該銀行を清算する手段を講じる
- ・ 当該銀行に対して相殺する権利を行使する。

RBNZの監督権限の一環として、ある者が登録銀行への「重要な影響力」を獲得するまたは増大する結果となる取引を生じさせる前に、その者はRBNZの書面による同意を取得する必要がある。「重要な影響力」とは、登録銀行の取締役会の25%以上を指名する能力またはその議決権株式の10%以上の適格持分（例えば、法的または受益所有権）を意味する。

登録銀行への重要な影響力を取得する同意の申請を評価する際に、RBNZは、登録銀行としての登録申請を評価する際に関連するのと同じ事項を考慮に入れると述べている。同意を与える際、RBNZは、ふさわしいとみなす条件を課す可能性がある。

ニュージーランドの規制上の動向

RBNZの自己資本要件のレビュー

2017年5月から2019年12月の間、RBNZは、ニュージーランドで設立された登録銀行に適用される自己資本比率の枠組みに関する総合的なレビューを行った。レビューの目的は、現在の枠組みの運用実態および銀行の自己資本要件の国際的進展を考慮に入れて、ニュージーランドの銀行について自己資本要件を設定するための最適な枠組みを同定することにあった。レビューは、現在の枠組みにおける以下の3つの主要構成要素に焦点を当てた。

- ・ 適格な資本商品の定義
- ・ リスクの測定
- ・ 最低自己資本比率およびバッファ

RBNZは、2019年12月5日に資本レビューに関する最終決定を公表した。RBNZの最終決定には以下が含まれる。

- ・ ニュージーランドの登録銀行に対する総資本要件が、国内のシステム上重要な銀行（「NZ D-SIB」）（ANZニュージーランドを含む。）についてはリスク加重資産（「RWA」）の18%、その他の銀行については16%に引き上げられる。
 - ・ NZ D-SIBについてはRWAの少なくとも16%、その他すべての銀行については14%のTier 1 資本を含まなければならない。また、16%のうち、2.5%までをAT 1 資本で、残りの13.5%をCET 1 資本で構成することができる。AT 1 資本は、償還可能非累積永久優先株式で構成されなければならない。
 - ・ RWAの2%を上限としてTier 2 資本を含むこともできる。Tier 2 資本は、長期劣後債務で構成されなければならない。
- ・ Tier 1 の資本要件は、RWAの9%のCET 1 健全性資本バッファを含む。これには以下が含まれる。
 - ・ NZ D-SIBについては2%の健全性資本バッファ。
 - ・ 1.5%の「早期設定」カウンターシクリカル資本バッファ。金融危機後においては0%まで一時的に引き下げることが可能であり、または資産価格高騰を防ぐために一時的に引き上げることができる。
 - ・ 5.5%の保全バッファ。
- ・ 条件付資本調達手段は、今後適格規制資本として取り扱われない。
- ・
- ・ IRBアプローチを認められた銀行（ANZニュージーランドを含む。）のRWAは、標準アプローチにより算出された数値の約90%に引き上げられる。これは、85%の資本フロアをIRB銀行に適用し、スカラーを1.06から1.2に増加させることで達成される。
- ・ IRBアプローチを認められた銀行（ANZニュージーランドを含む。）は、内部モデルとバーゼルの標準測定アプローチ（「標準アプローチ」）の両方を用いて、RWA（およびその結果得られる自己資本比率）を報告する必要がある。
- ・ すべての銀行は、標準アプローチを用いてオペレーショナル・リスクを計算することを要求される。

RBNZは、銀行監督ハンドブックの改訂案について協議し、2020年上半期にその決定を実施する。新たな体制は2020年7月から段階的に実施され、銀行が新しい規則の完全な遵守を要求されるまでには7年の移行期間が設けられる。

RBNZの自己資本の見直しにより、標準アプローチにより運用されているニュージーランドの登録銀行の自己資本要件は大幅に引き上げられ、IRBアプローチを使用しているニュージーランドの登録銀行（ANZニュージーランド等）の自己資本要件はそれより大幅に引き上げられる。

自己資本要件の引上げにより、影響を受ける銀行の事業目的が変更され、ニュージーランドの銀行業界全体の競争行為に変化が生じる可能性がある。例えば、内部格付手法を利用している銀行と標準アプローチを利用している銀行の間、また見直しの影響を受ける銀行と見直しの影響を受けない支店を通じてニュージーランドで営業を行う海外銀行の間で、競争が激化する可能性がある。自己資本要件の引上げは、影響を受ける銀行の顧客が利用できる銀行与信の価格および量にも影響を及ぼす可能性がある。これにより、ニュージーランド経済の動向だけでなく、顧客の事業の見通しや信用力にも影響が及ぶ可能性がある。

RBNZの見直しは、ANZニュージーランド・グループが保有すべき自己資本の水準を著しく増大させる。また、見直しにより、ANZニュージーランド・グループの資本配分および事業計画を含むANZニュージーランド・グループおよびその事業に対して、重大な影響が及ぶ可能性もある。加えて、見直しにより、ANZニュージーランド・グループの最上位の親会社であるANZBGLは、投資済み総資本および事業構造を含むニュージーランドでの規模、性質および事業の見直しおよび再検討を行う必要性が生じる可能性がある。

ローン計算機の修復

2017年6月、ANZニュージーランドは、ローン計算機に関する問題をニュージーランド通商委員会（「通商委員会」）に自主的に報告した。この問題は、2015年5月から2016年5月までの間のANZニュージーランドの顧客の様々なローンの一部に影響を及ぼした。ローン計算機は、顧客が住宅ローン、個人ローンおよび事業ローンの異動を求めたときに顧客の返済額およびローン条件を計算するために使用された。この問題によって、影響を受けたローンについて一部の顧客が利息を過少請求された。ANZニュージーランドは、2016年5月に計算機を修復した。ANZニュージーランドは、影響を受けた顧客に対して、影響を受けたローンを誤謬が生じなかったとした場合のポジションに戻すために、約840万ニュージーランドドルを貸し付けている。

RBNZの健全性信用管理

RBNZは、LVRが高い住宅貸付に制限を課している。RBNZは、2019年1月1日発効にて登録銀行に適用される登録要件を改正し、当該改正後の要件は、ニュージーランドの銀行に対して、新規非不動産投資である住宅モーゲージ貸付のうちLVRが80%超となるものを銀行の非不動産投資である新規住宅モーゲージ貸付のドル価値の20%以下に抑えることを要求する。ニュージーランドの銀行はまた、不動産投資である住宅モーゲージ貸付のうちLVRが70%超となるものを銀行の新規不動産投資住宅モーゲージ貸付のドル価値の5%以下に抑えなければならない。

RBNZの改正外部委託方針

更新されたRBNZの外部委託の方針（「BS11」）は、ANZニュージーランドなどのニュージーランドの大手銀行に対し、外部委託した機能を監督および実施する法的および実務的な能力を備えることを要求する。BS11は、2017年10月1日以降に締結されたあらゆる新規の外部委託契約に適用される。既存の外部委託契約はBS11の完全な遵守について2022年10月1日までの移行期間を与えられている。

登録条件24

BS11の要件はANZニュージーランドの登録条件の一部をなす。ANZニュージーランドが外部委託に関する登録条件をみたさない場合、RBNZは、罰金を科したまたはANZニュージーランドの外部委託利用に追加的な制限を付すなどの執行措置を講じることができる。

ANZニュージーランドは、BS11遵守プランの手順（Path to Compliance Plan for BS11）を実行するための公式プログラムを実施している。

BS11を遵守するために、ANZニュージーランドは、同方針の狙いを他のグループ企業に頼らず単体ベースで達成できるようにしなければならない。同方針の狙いは以下のように定義される。

- ・ 日々の清算、決済およびその他の急を要する責務を継続的に履行する。
- ・ 信用、流動性および市場リスクのポジションを含む財務状況を監視および管理する。
- ・ 法定管理者およびRBNZが破綻銀行の管理にあたってとりうる選択肢を確保するために必要なシステムおよび財務データを提供する。
- ・ 流動性（基礎的銀行サービスで定義される預金と与信枠の両方へのアクセス）および入出金のレポートを含む基本的な銀行サービスを既存顧客に対して提供する。

遵守義務

BS11はANZニュージーランドに対し、継続的な法令遵守要件を多く課している。特に以下を列挙する。

- ・ ANZニュージーランドは、外部委託契約の一覧表を作成しなければならない。
- ・ BS11が適用されるすべての契約は、RBNZが契約およびサービスの詳細を閲覧でき、かつANZニュージーランドが法定管理下にある場合には業者側からの契約終了を認めない旨の所定の契約条項を含まなければならない。
- ・ 免除が適用される場合を除き、すべての新規外部委託契約（他のグループ企業とのものを含む。）についてRBNZが異議のない旨を表明しなければならない。
- ・ ANZニュージーランドは、ANZニュージーランドに法定管理者が選任される場合またはANZBGLとのグループ関係が解消される場合における、関係者向けの外部委託サービスもしくは機能の運営方法を記載したグループ離脱時のプランを定めなければならない。BS11に完全に適合するグループ離脱時の確定プランは、2022年10月1日までに整備されなければならない。1年ごとに検証される。
- ・ ANZニュージーランドは、5年間の移行期間中は1年ごとに、それ以降は少なくとも3年ごとに、BS11遵守プランの進捗および新規の契約の遵守に係る独立的な外部レビューを受けなければならない。

2019年金融市場（デリバティブ証拠金およびベンチマーキング）改革改正法（「FMRA法」）

RBNZおよびニュージーランド・ビジネス・イノベーション・雇用省（「MBIE」）により、ニュージーランドの財務省と共同し、また海外の規制当局とも協働して行われた業界協議の後、2019年8月にFMRA法が制定された。

ニュージーランドでは店頭（「OTC」）デリバティブについて法定の証拠金要件は存在しないが、いくつかの登録銀行（ANZニュージーランドを含む。）のOTC業務は、外国法域下で実施される証拠金規制により影響を受ける可能性がある。FMRA法は、一定のニュージーランドの事業者（登録銀行を含む。）の外国のデリバティブ証拠金要件を遵守する能力を阻害するニュージーランド法上の問題（特に、破綻処理または再建制度における債権者の異議の一時禁止、および一定の状況下での債権者の順位付け）に対応するものである。これらのニュージーランド法上の障害により、ANZニュージーランドが非清算OTCデリバティブ取引を実施できる相手方の数は減少した。FMRA法に基づく改正により、それらのニュージーランドの事業者とデリバティブを行う相手方は、デリバティブの他方当事者のデフォルト時に、証拠金に係る担保権を、不当な遅滞なく他の債権者に優先して実行できる（ただし、当該実行に先立ち、証拠金が、当該実行をしようとする相手方またはその代理人の占有下または支配下にあることを要する。）。より具体的には、この改正は、

- ・ それらのデリバティブの相手方が、法的管理および任意清算に通常適用される請求の一般的禁止にかかわらず、証拠金に対して執行することを認め、
- ・ それらのデリバティブの相手方が証拠金に係る担保権を実行する際に、被担保債権が、1993年会社法および1999年個人財産担保法に基づく他の潜在的請求権に優先することを確保する。

FMRA法はまた、2013年金融市場行動法（「FMCA」）を改正し、金融ベンチマークのアドミニストレーターに係る新たなライセンス制度を創設している。ニュージーランドのバンク・ビル・ベンチマーク・レート（「BKBM」）に係るニュージーランドの従来の規制制度は、ベンチマーク規則の目的における同等の要件を満たすには不十分であると判断された。これらの修正は、BKBMがEUの同等の要件を満たし、承認されたベンチマークであり続けることを確保することを目的とする。

2008年フィナンシャル・アドバイザーズ法の置き換え

ニュージーランドの金融助言制度の改正が進められている。ニュージーランドにおける財務上の助言の提供を規制する中心的な法令である2008年フィナンシャル・アドバイザーズ法は、2019年金融サービス法制法（「FSLAA」）により置き換えられることになる。FSLAAにより、新しい金融助言制度の規定がFMCAの中に盛り込まれ、2008年金融サービス事業者（登録および紛争解決）法（「FSP法」）が改正される。制度に対する主要な変更は、以下を含む

- ・ 金融助言業者はライセンスを受けるよう要求すること。
- ・ 自然人のみが金融助言を提供できるという要件を撤廃する（ロボ・アドバイスを可能にする）こと。
- ・ 能力、知識および技能の最低水準を、リテール顧客に金融助言を提供するあらゆる種類の者に拡大すること。
- ・ 規制された金融助言を提供するすべての者が、倫理的行動、行為および顧客対応の基準を遵守するよう要求すること。
- ・ 金融助言を提供するいかなる者も顧客の利益を優先し、顧客が助言の性質および範囲を理解することを確保し、所定の情報を開示しなければならないという要件を追加すること。
- ・ 規制された金融助言を提供できる者を限定すること。
- ・ 例えば金融助言業者の類型や提供可能なサービスを簡素化するなど、制度および用語を簡素化すること。
- ・ ニュージーランド金融助言業者登録簿への登録要件を変更し、悪用を防ぐこと。

金融助言業者は、新制度が発効する時点で仮のライセンスを保持していることが要求され、2年間の移行期間内に完全なライセンスの取得が要求される。新制度は2020年6月29日に発効する予定である。

準備銀行法の見直し

2017年11月、ニュージーランド政府は準備銀行法の見直しを行うことを発表した。見直しの目標は、ニュージーランドの金融および財政安定化政策の枠組みならびにRBNZのガバナンスおよび説明責任の設定を現代化する点にある。

見直しは2段階で実施されている。

- ・ 第1段階：見直しの第1段階は2018年に完了し、その結果、2018年ニュージーランド準備銀行（金融政策）改正法が制定され、2019年4月1日に施行された。この法律は、ニュージーランドの金融政策の枠組みにいくつかの変更を加えており、かかる変更には、金融政策を策定するための金融政策委員会（「MPC」）の設立、および金融政策の決定時に物価の安定とともに最大限持続可能な雇用の検討を求めるためのRBNZの金融政策目標の修正を含む。
- ・ 第2段階：主に、金融政策に関する準備銀行法の規定の包括的な見直しが行われ、かかる規定には、RBNZの健全性規制および監督機能ならびに危機管理の枠組みに法的基盤を提供する規定を含む。また、RBNZの立法目的、より広範なガバナンスの仕組み、資金調達手法などの制度的な問題も検討される。第2段階では、3回にわたり公衆からの意見聴取を行う。

ニュージーランド政府は、2018年11月1日に最初の協議文書を公表した。これには、RBNZの基本目的、健全性規制の「対象範囲」、預金保護が認められる場合と認められない場合、RBNZから分離された健全性監督が認められる場合と認められない場合、ならびにRBNZの機関統治および意思決定の枠組みといった事項が含まれる。2019年6月、ニュージーランド政府は、最初の協議文書で議論された問題に関する基本的決定を発表した。これには、すべての健全性規制機能についての責任をRBNZに維持する旨の基本的決定、RBNZの既存の金融政策目標である「健全性」および「効率」を単一の何よりも大切な目標である「ニュージーランドの金融システムの安定性を保護および強化する」に置き換える旨の基本的決定、RBNZのあらゆる決定（MPCに留保されるものを除く。）に法的責任を有する新しいガバナンス委員会を設置する旨の基本的決定、ニュージーランド財務省にRBNZの業務遂行の監視および評価を担当させる旨の基本的決定、銀行およびノンバンク預金受入機関に係る個別の規制制度を単一の「認可預金受入機関」の枠組みに統合する旨の基本的決定、ならびに預金者の預金を被保険限度額まで保護する正式な預金者保護制度を導入する旨の基本的決定を含む。

2019年6月24日、ニュージーランド政府は、2つの協議文書（2Aおよび2B）に定められた2回目の意見聴取を公表した。文書2Aでは、上述のニュージーランド政府の基本的決定に照らして、1回目の意見聴取で扱われた問題の詳細についてのフィードバックが求められた。文書2Bでは、ニュージーランドの金融セクターの監督上のRBNZの役割についてのフィードバックが求められ、RBNZの健全性の手法および権限、RBNZの健全性規制の監督および執行のアプローチ、マクロ健全性方針におけるRBNZの役割、RBNZの貸借対照表の関数の策定方法、危機管理、政策協調、RBNZの資源および資金の調達といった事項が扱われた。2回目の意見聴取は、2019年8月16日に終了した。

2019年12月18日、ニュージーランド政府は、RBNZのガバナンスおよび説明責任の取決めにに関する最終決定を公表した。これには以下が含まれる。

- ・ RBNZの機能（MPCにより担われるものを除く。）について責任を負うガバナンス委員会を設置する。
- ・ 「ニュージーランドの金融機関の安定を保護および促進する」という包括的な財政安定化目標を設定する。
- ・ 要件の報告および監視をより国営部門の実務と整合させることを通じて、RBNZの説明責任を強化する。
- ・ ニュージーランド財務省にRBNZの外部監視を担わせる。
- ・ 金融規制協議会の法律上の任務を新設することにより、規制当局間の調整および協力体制を補強する。

政府はまた、預金受入機関の規制および預金保険制度の導入に関する原則ベースの追加の決定を公表した。これには以下が含まれる。

- ・ 金融機関毎の預金者1人当たりの預金保険上限額を50,000ニュージーランドドルに設定する。
- ・ ノンバンク預金受入機関および銀行を、単一の健全性規制体制の下に置く。
- ・ 預金受入機関の取締役の説明責任要件を厳格化する。
- ・ 監督業務の一環としての臨検実施権限など、RBNZの監督および執行の手段を拡充する。
- ・ RBNZの危機解決のための枠組みを明確化および増強する。

政府は、準備銀行法に代えて、見直しでの決定事項を実施する2つの別個の法制（すなわち「組織法」と「預金受入機関法」）を敷くことを検討している。組織法は、RBNZのすべての機能にわたるガバナンスと説明責任の全般的な枠組みを定める。同法はまた、金融政策の枠組みを含むRBNZの中央銀行としての機能についても定める。預金受入機関法は、預金受入機関（ノンバンク預金受入機関および銀行）向けの2つの異なる法制を統合し、また預金保険制度を創設する。

政府は、2020年半ばに組織法の法案をニュージーランド議会に提出する意向である。預金受入機関法および預金保険制度に係る追加の意見公募手続は、2020年第1四半期中に実施される。政府は最終方針の決定を見据えている。

モーゲージ債担保の基準のRBNZによるレビュー

RBNZは、RBNZが将来においてモーゲージ債（住宅モーゲージ担保証券やカバード・ボンドなど）をRBNZの貸付業務のための担保として受け入れる態勢を整える際の条件について協議しており、新たな住宅モーゲージ債（「RM0」）の基準を提案している。RBNZは、5年間の移行期間にわたり、国内の住宅モーゲージ担保証券に代えて段階的にRM0を導入していくことを提案している。

2018年11月、RBNZは、2019年3月8日に終了する2回目および最終の公衆への意見聴取のために、RM0の基準についての公開草案を公表した。RBNZは、最終決定を行い次第、RM0の枠組みを定める最終方針を公表する意向である。

金融市場庁およびRBNZによる行為および文化のレビュー

オーストラリアの王立委員会の設置に続き、ニュージーランド金融市場庁（「FMA」）およびRBNZは、ニュージーランドの銀行セクターにおける行為および文化に関するレビューを共同で行った。2018年5月、FMAおよびRBNZは、ニュージーランドの銀行に対して、オーストラリアの王立委員会が目指す類型の不正行為がニュージーランドにおいて行われていないことを保証するための特定の情報を提供するように依頼した。各ニュージーランドの銀行は、その事業における行為および文化に関する問題を確認し処理するために、各銀行が行ってきた業務のうち完了した業務と現在進めている業務の両方に関する要約を提出することを依頼された。FMAおよびRBNZは、各銀行での面談も実施した。

2018年11月、FMAおよびRBNZは業界レビューの結果を公表した。この業界に関する報告書は、行為および文化の問題はニュージーランドの銀行の間で蔓延しているようには見受けられないとしている。業界全体において行員の不手際に関する問題は少数であり、システムまたは手続の不備に関する問題がより一般的であった。この業界に関する報告書では、FMAおよびRBNZが、銀行の事業上の行為の問題およびリスクの特定および治癒、ならびに行為のリスクの統制および管理における潜在的な不備を懸念していることを記している。

レビュー対象となったANZニュージーランドを含む各銀行は、FMAおよびRBNZの所見および勧告を詳述した個別の報告書を受領した。各銀行は、2019年3月31日までに個別の報告への回答ならびにFMAおよびRBNZのフィードバックに取り組むための計画を提出することを要求された。ANZニュージーランドは、2018年11月に個別の報告を受領し、2019年3月29日に回答を提出した。2019年7月5日、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドに一定のフィードバック・レターを送付した。当該レターにおいて、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドの行為および文化計画は当該レターおよび公表された報告書において指摘された関連する問題に対処しているようであると述べた。FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドの行為および文化計画のレビュー以降、RBNZはANZニュージーランドに対し準備銀行法第95節に基づき2つの報告書を提出するよう求める意向がある旨をANZニュージーランドに通知したとも述べており、また、かかるレビューの結果を盛り込むためにANZニュージーランドは行為および文化の計画を修正する必要があるかもしれないとも述べた。2019年10月31日、ANZニュージーランドは自らの行為および文化計画について、FMAおよびRBNZに正式な進捗報告を行った。ANZニュージーランドは、2020年4月末までにさらなる進捗報告の提出が求められている。

準備銀行法第95節に基づくレビュー

2019年7月5日、RBNZは、準備銀行法第95節に基づき、ANZニュージーランドに対して通知を発し、ANZニュージーランドによるRBNZの自己資本比率要件の遵守状況ならびに取締役による証明および保証の枠組みの有効性に関して報告を行う外部レビューを採用することを求めた。取締役による証明および保証の枠組みのレビュー範囲には、ORC要件の違反、元最高経営責任者の経費についての不正な説明、元最高経営責任者の妻への居住用財産の譲渡（2017年）に関する取引、およびANZBGLと共同で保有するコミットメントの処理に関する登録条件の違反（2018年）という4つの事例検証も含まれていた。

取締役による証明および保証の枠組みのレビューは完了している。このレビューにより、取締役の証明および保証の枠組みを改善するための多くの提言が示された。ANZニュージーランドは、取締役の証明および保証の枠組みのレビュー結果を受け入れ、示された提言の実行および提起された問題への対応に取り組んでいる。2019年12月11日、RBNZは準備銀行法第95節に基づき、ANZニュージーランドに対して通知を発し、取締役の証明および保証の枠組みに施した改善について外部レビューを受けることを求めた。ANZニュージーランドは引き続きRBNZおよび外部レビューアと協力して、RBNZの自己資本比率要件に対するANZニュージーランドの遵守状況のレビューを進めていく。

レビューの結果により、ANZニュージーランドには、登録条件の変更や最低自己資本要件の潜在的引上げを含む一連の影響が及ぶ可能性がある。また、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドの行為および文化計画のレビューを実施した後、行為および文化計画を修正する必要があるかもしれない旨をANZニュージーランドに通知した。

RBNZによる金融機関の監督方針

2019年6月、RBNZは、金融機関（ANZニュージーランドを含む。）への監督を強化する旨を発表した。RBNZは、金融機関が、より詳しいレビュー、取締役会および経営陣の監視の強化、違反時の制裁措置を含む、より介入的な監督を受けると予想される旨を明らかにした、

2019年9月、銀行による規制違反の報告および公表のための新しい枠組みが、RBNZによって発表された。新たな方針の下では、銀行は、規制上の要件への重大な違反または違反の可能性があったときには速やかにRBNZに報告し、また、6か月ごとにすべての軽微な違反も報告することが求められる。実際に重大な違反があれば、RBNZのウェブサイトで公表される。この方針は、2020年1月1日から発効する予定である。

登録条件の不遵守

ANZニュージーランドは、その連結財務書類における登録条件について、以下の不遵守事例を公表した。

登録条件1B—BS2Bの遵守

ANZニュージーランド・グループにおけるRBNZの自己資本比率のフレームワーク（内部モデルに基づくアプローチ）（「BS2B」）の適用および遵守状況について、多くの自己レビューおよび外部レビューが行われた。これらのレビューにより、以下の登録条件1Bの不遵守事例が明らかとなった。

2019年9月30日現在、報告されたRWAは970億7,000万ニュージーランドドルであったが、以下に述べる事項による影響の総体として2億300万ニュージーランドドルのRWAが過小に表示されていた。このRWAの純増により、ANZニュージーランド・グループの自己資本比率は最大で0.03%減少し、報告されたCET 1 資本比率は10.8%から10.7%へと変更されるが、報告されたTier 1 資本比率および総資本比率に影響を及ぼすまでには至らない。

2019年9月30日現在、ANZニュージーランド・グループの規制上の自己資本の合計は130億ニュージーランドドルを超え、これは、要求されるRWAの最低水準（バッファを含む。）である10.5%よりも40億ニュージーランドドル（44%）高かった。

- ・ オペレーショナル・リスク資本（「ORC」）モデル：2019年4月、ANZニュージーランドは、自己レビューの過程で、2014年12月以降、ORC要件の計算について承認されたモデルを利用していなかったことが判明した旨をRBNZに報告した。

ORCは、ANZBGLによってANZニュージーランドのために計算されていた。ANZニュージーランドによる検証が行われていなかったことに加え、システムおよび統制の失敗により、ANZBGLは、ANZニュージーランドに新たなモデルに移行するために必要な規制上の承認を得ているかを確認することなく、RBNZの承認されたモデルの利用を廃止した。2014年12月以降のORC要件の計算は、従前のRBNZの承認されたORCモデルによって最後に得られた2014年9月の結果に基づいて行われ、ANZニュージーランド・グループの事業の成長を反映するための調整がなされていた。ANZニュージーランドは、このことが登録条件1Bを遵守するものでないことを認めている。

この計算の採用および承認されたORCモデルの利用の廃止は、2015年に、ANZBGLが利用するための事業上のリスクをより良く反映する新たなORCモデルが開発された後に行われた。この新たなORCモデルは、2015年9月にAPRAにより承認され、その後2016年6月にRBNZに対して承認を得るために提出された。2016年、RBNZは自己資本モデルの承認を中止し、新たなORCモデルは承認されていない。

RBNZは、ANZニュージーランド・グループのORC要件がRBNZの自己資本比率のフレームワーク（標準化されたアプローチ）（「BS2A」）に従って計算される旨を決定し、このために、2019年5月15日以降ANZニュージーランドの登録条件は変更された。その結果、2019年3月31日現在、ANZニュージーランド・グループのORC要件は2億7,700万ニュージーランドドル増加し、その自己資本比率は、CET 1 資本について40ベース・ポイント、総資本について60ベース・ポイント減少した。前期の比較情報の修正再表示は要求されていない。

- ・ 信用リスク・モデル：ANZニュージーランドは、RBNZから承認されていない格付モデルおよび手続への変更の実施に関して、登録条件1Bを遵守していない。関連するモデルおよび不遵守の始期は以下に述べるとおりである。2019年9月30日現在の関連するエクスポージャーに、RBNZが最後に承認した手法を適用すれば、RWAは合計で4,700万ニュージーランドドル（0.05%）減少するが、報告された自己資本比率に影響を及ぼすまでには至らない。
 - ・ 商業用不動産の一連のモデル（単一物件投資、複数物件投資、ホテル投資、特別目的資産投資、単一住宅開発、商業開発、再分割が可能な土地の事前開発）－2011年
 - ・ ノンバンク金融機関の一連のモデル（生命保険、損害保険、保険持株会社、金融会社、金融サービス会社、リアル・マネー・ファンド）－2009年
 - ・ プロジェクト・ファイナンスおよびストラクチャード・ファイナンス－2009年
 - ・ 銀行、国家およびソブリン－2008年

BS2B第1.3B節の下で要求されるANZニュージーランドのモデルの要約は、承認されていないモデル変更を含むため、正確ではない。ANZニュージーランドは、RBNZとともにこの問題に取り組んでいる。

- ・ 計算に関するその他の事項：2018年12月31日まで、登録条件1Bは、BS2Bのあらゆる側面での遵守を要求していた。2019年1月1日を効力発生日として、ANZニュージーランドの登録条件は、BS2Bの特定の条項のみを参照するものに変更された。RWAの計算において過誤が発覚したことは、ANZニュージーランドが、過誤の発生から2018年12月31日まで登録条件1Bを遵守していなかったことを意味する。ANZニュージーランドは、かかる過誤が報告された自己資本比率に重大な影響を及ぼすものとは考えていない。かかる過誤の結果RWAが純増することにより、報告されたCET1資本比率は10.8%から10.7%に変更されるが、報告されたTier1資本比率および総資本比率に影響を及ぼすまでには至らない。

RWAの過小表示／（過大表示）	BS2B 参照条項	過誤の 始期	2019年9月30日 （百万 ニュージーランド ドル）
信用リスク－少数の農場向け貸付エクスポージャーについて誤って計算されたデフォルト時損失率（LGD）	14.61A	2017年	(1)
信用リスク－UDCのリテール融資先に適用された33%ではなく23%の誤ったデフォルト時エクスポージャー（EAD）係数 ⁽¹⁾	4.64B	2017年	2
信用リスク－誤って高度（360%）ではなく標準化（100%）によるリスク加重がなされたエクスポージャー ⁽²⁾		2017年	30
信用リスク－1億2,000万ニュージーランドドルではなく1億ドルの基準を用いて適用された資産価値相関乗数 ³	4.136A	2013年	(10)
市場リスク－一部の通貨エクスポージャーについて個別ではなく合計で計算された金利リスクの純額 ⁽²⁾	7	2008年	23
市場リスク－先物金利契約および金利先物のモデリング	7	2008年	206
RWAの過小表示／（過大表示）の純額			250
報告されたリスク加重資産			97,070
リスク加重資産における過誤の総体（%）			0.26%

(1) 2019年11月30日のリスク加重資産の計算において是正済み。

(2) 2019年12月31日の自己資本比率の計算において是正予定。

(3) 必要なシステム変更後に解決予定。

以上に加え、BS2B第7部の下での市場リスク資本の計算に関連して、

- ・ 2010年10月に発生した計算式の過誤は、2017年3月に最大の影響を及ぼし、市場リスク資本要件が3,700万ニュージーランドドル過小に表示されたが、報告された自己資本比率には影響を及ぼさなかった。これは、2019年9月30日に訂正済みである。

- ・ 市場リスク資本の計算システムは、ローン元本の一部を実際とは異なる期間に割り当てる。月の時期ならびに支払いのタイミングおよび頻度に応じて、かかる割当ては、実際より前の期間にも後ろの期間にもなされる可能性があり、したがって市場リスク資本要件は過大にも過小にも表示される結果となる可能性がある。このことによる影響は、ローンの例では定式化できるが、ポートフォリオ全体で正確に定量化することはできない。1999年以来存在するこの問題は、文書化され、重要ではないと評価されてきたが、重要性ゼロ基準の適用により、登録条件1Bの違反を構成することとなった。

登録条件5 - 関係者エクスポージャー

ANZニュージーランドは随時、ANZBGLの顧客の債務に関して第三者に対する保証またはスタンドバイ信用状を提供している。ANZBGLは、その顧客の債務に関してANZニュージーランドの提供する保証またはスタンドバイ信用状に係る支払請求がなされた場合にANZニュージーランドがANZBGLに直接リコースできるよう、ANZニュージーランドに対して保証またはスタンドバイ信用状に対する念書を差し入れている。ANZニュージーランドは、このサービスについてANZBGLに手数料を請求している。しかし、内部レビューを通じてANZニュージーランドは、2014年1月以降この手数料を、同一のサービスを非関連銀行に対して提供する場合に請求する手数料よりも低く設定していたこと、およびその結果としてANZニュージーランドが登録条件5を遵守できていなかったことを確認した。そのエクスポージャー金額は、2018年9月30日現在で6億9,800万ニュージーランドドル、および2019年9月30日現在で246件の個別取引につき4億5,600万ニュージーランドドルであった。ANZニュージーランドは現在、こうした取引のための新たな価格設定方式の策定を進めている。ANZニュージーランドはかかる新方式を、2019年12月31日より後に締結するすべての新規取引について適用する予定である。

登録条件13 - 流動性比率

レビューにおいて、以下の事項につきBS13が遵守されていないことが確認された。これらの過誤は、流動性比率の報告値に影響が出るほどのものではなかった。

- ・ BS13は、オーストラリア・ニュージーランド標準産業統計分類（ANZSIC）の分類コードK62を参照することにより、「市場型資金調達（Market Funding）」を行う事業体について定義している。サブ分類コードの1つが誤って「非市場型（Non-Market）」に割り振られており、かかる過誤が2017年以降に存在していた。この過誤は2019年9月30日現在訂正されており、週単位および月単位のみスマッチならびにコア資金調達において210億ニュージーランドドルの減少が生じたが、当該比率の報告値に影響はなかった。
- ・ ANZニュージーランドは、変動金利住宅ローンの次期のキャッシュ・インフローの計算において、インフロー計算のための実勢金利を用いずに、既成マージンを上乗せしたホールセール実勢金利を用いており、かかる計算上の過誤が2010年以降に存在していた。2019年9月30日現在、その差額により、週単位および月単位の流動性ミスマッチにつきそれぞれ7万ニュージーランドドルおよび280万ニュージーランドドルの過少表示が生じたが、当該比率の報告値に影響はなかった。
- ・ 将来キャッシュフローの計算において、流動性比率の計算システムと、一部の社債債務および一部のスワップを計上するシステムとの間で差額が生じており、かかる差額は2017年以降について把握されている。この差額により、2019年9月30日現在の月単位のミスマッチにつき90万ニュージーランドドルの過少表示が生じたが、当該比率の報告値に影響はなかった。

登録条件24 - 外部委託

RBNZの改正外部委託方針は、ANZニュージーランドに対し、外部委託の各契約について一定のリスク軽減策を適用することを求めている。2019年9月終了年度中、ANZニュージーランドはANZBGLとの間で、必要な指定契約条項を欠く2つの外部委託契約を交わした。これらの契約は2020年9月30日終了年度中に是正される。

BS11は、ANZニュージーランドに対し、2019年10月1日までに効力を生じた外務委託契約の情報を総括することを求めている。2019年11月、ANZニュージーランドは、2019年9月30日終了年度の総括に挿入した一部の情報について若干のデータの齟齬があった旨をRBNZに報告した。

レビュー過程にあるその他の事項

（BS2Bに基づく）市場リスク資本要件や（BS13およびBS13Aに基づく）流動性比率の計算など、レビュー過程にある事項がいくつかあり、その関連方針の文言または要件の正当な解釈は一通りでない場合があり得る。ANZニュージーランドが採用した解釈について一定の不確実性がある場合は、当該事項についてより詳細な指針を適宜RBNZおよびその他の者に求めることになる。ANZニュージーランドの現在の見解としては、別解釈の採用に伴う同比率の報告値への潜在的影響は大きくない。

ニュージーランドの銀行業界の販売奨励金体系に対するFMAによるレビュー

2018年11月、FMAは、ニュージーランドの銀行業界における奨励制度のレビューの結果を公表した。このレビューの目的は、販売員に対する銀行の奨励制度の構造および関連する利益相反の管理方法についてFMAが理解および評価することであった。

この業界に対するレビューにより、ニュージーランドの銀行業界全体における販売員への奨励金は特に売上げに焦点を当てたものであり、不適切な販売慣行が発生する高いリスクが存在すると結論付けられ、また、ニュージーランドの銀行業界全体にわたって奨励制度が大きく変化しつつあるとした。FMAは、その結論の中で、銀行がその顧客のために常に良い結果を確実に達成することをFMAは期待しており、これには、顧客にとって良い結果を導く形での奨励制度の設計および管理が含まれるとした。FMAは、銀行に対して2019年3月までにFMAの期待にいかにして応えるかについて説明するよう求めた。ANZニュージーランドは、2019年3月29日にFMAに対して回答を提出した。

2019年6月、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドを含むすべてのニュージーランドの銀行がフロント部門の従業員および管理職に対する販売奨励金を廃止することを確約したことを発表した。

2019年7月5日、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドの行為および文化計画についてのANZニュージーランドへのフィードバック・レターにおいて、ANZニュージーランドがその行為および文化計画で概説されている奨励金に関する方針を大きく変更しようとするときはFMAに対して書面により通知する必要があると述べている。

金融機関の行為規制案

ニュージーランド・ビジネス・イノベーション・雇用省は、FMAおよびRBNZの行為および文化に関するレビューの後、ニュージーランドの金融セクターにおける行為および文化が顧客に良い結果をもたらすことを確保するための行為に関するライセンス制度案について協議を行った。

2019年12月11日、金融市場（金融機関の行為）改正法案（「FMCIA法案」）がニュージーランド議会に提出された。FMCIA法案は、該当サービスを提供する金融機関（登録銀行、認可保険会社およびノンバンク預金受入機関を含む。）に対して以下を要求する。

- ・ FMCA第6部に基づく認可を取得する。
- ・ 顧客を公平に取り扱う公平性原則を遵守する（顧客の利益を正当に考慮することを含む。）。
- ・ 公正性原則を運用可能にするための効果的な公正性プログラムを策定、実施、維持および遵守する。

認可事業体はまた、奨励金に対する規制を遵守することも要求される。これらの規制は、量または価格による販売目標に基づく奨励金を禁止することが可能である。

FMCA法案はまた、認可事業体に、金融機関または金融助言業者ではない仲介業者の行った販売活動およびこれらの仲介業者による公平性プログラムの確実な遵守についても責任を負わせる。

金融機関および仲介業者は、様々な義務違反に対する民事上の罰金といったFMCAの遵守や実施の手段の対象となる。認可金融機関は、問責等の許認可に関する措置および行動計画の実施の対象となる。

これらの提案は広範な行為制度の基盤を形成することを意図しており、かかる制度は、時とともに拡大し、規制対象事業体に義務の拡大をもたらし得る。

2003年信用契約および消費者金融法（「CCCFA」）の改正

2018年のMBIEによるニュージーランドの消費者信用法の見直しの後、2018年10月にニュージーランド政府は、無責任な貸付に対する無力な消費者の保護を強化するためにCCCFAの改正を行うことを意図している旨を発表した。

2019年12月、信用契約法改正法案（「CCLA法案」）がニュージーランド議会で可決された。CCLA法案が制定された後、CCCFAに以下を含む複数の重要な変更が加えられる。

- ・ 消費者信用契約上の債権者の取締役および上級役員の新たな義務として、当該債権者がCCCFAに基づく義務および責任を遵守することを確保するためのデュー・デリジェンスを実施する義務の導入。この義務の不遵守に対する措置の案には、遵守命令、民事上の罰金、法定の損害賠償および補償金の支払等が含まれる。
- ・ 貸し手の責任原則への違反に対する民事上の罰金および法定の損害賠償を含む強制規定の強化。
- ・ 貸し手に対する、責任ある貸付原則の遵守ならびに信用手数料およびデフォルト手数料の計算方法に関する照会記録の保存の要求。
- ・ 「高コスト消費者信用契約」の概念の導入。この概念には、以下を含む。
 - ・ 年間利息料率が50パーセント以上の消費者信用契約
 - ・ 未払残高に適用される加重平均年間利息料率が契約期間中のいずれかの日において50%以上であるかまたはその可能性が高い消費者信用契約
 - ・ 支払が遅延または与信限度を超えた場合に、未払残高の同一部分に累積的に適用され得る利息（遅延利息を含む。）の合計料率が50%以上であるかまたはその可能性が高い消費者信用契約
 - ・ 規則において高コスト消費者信用契約に属すると宣明された契約
- ・ 高コスト消費者信用契約に基づき回収可能な借入費用の上限を、当該契約に基づく最初の前払金相当額とする。
- ・ 高コスト消費者信用契約における手数料（利息および与信手数料を含む。）について1日当たり0.8%の上限の導入。
- ・ 高コスト消費者信用契約および前金予約販売契約に係る当初の開示要件の改正。
- ・ 電子的開示に関する規定を含む、開示方法に関する規定の改正。
- ・ 債権回収業者に対する、債権回収行為の開始時における債務者への重要な情報の開示の要求。

CCLA法案に盛り込まれる一部の改正（電子的開示規則の変更および民事上の罰金の導入を含む。）は、CCLA法案に対する国王の裁可が得られた時点で発効する。その他の改正（高コスト消費者信用契約に関する規則の導入を含む。）は、2020年6月1日から施行し、残りの改正は2021年4月1日までに施行する。

アメリカ合衆国（米国）

ANZBGLは、米国連邦準備制度理事会（「FRB」）から金融持株会社（「FHC」）として取り扱われることを選択した。FHCは、FRBおよび米国財務省が本質的に財務的である、あるいはそれに付随していると決定した活動、ならびにFRBが財務活動を補完すると判断した活動に米国内で従事し、あるいは従事する企業を買収することを認められている。

1956年銀行持株会社法（「BHC法」）の下で、FHCの活動は、当該FHC（ANZBGLの場合では、当グループのレベルであるいはそのグアムおよび米国サモアにおける米国銀行子会社のレベルで）が「良好に経営されている」あるいは「資本が充実している」と言えなくなった場合、または、特定の資本水準を維持することを求める執行措置の対象となった場合、制約の対象となる。FRBは、ANZBGLを含む、FHCを管轄する「包括的な」監督者である。

ANZBGLは、1978年国際銀行法(「IBA」)を含む米国連邦法令に従う。IBAに基づき、在米の外国銀行のすべての支店および代理店は、米国銀行持株会社により所有または支配されている国内銀行に課せられているものと同様の報告および審査要件に従うものとする。連邦政府の認可を受けた支店は、主に米国通貨監督庁(「OCC」)の規制を受けることから、ANZBGLのニューヨーク支店(「ニューヨーク支店」)は、国内銀行に許可されている業務に従事することができるものの、ニューヨーク支店はリテール預金を受け付けることができず(法人預金および企業預金のみ受け付けることができ)、そのため連邦預金保険公社(「FDIC」)の監督対象ではない。グアムおよび米国サモアで営業する米国銀行子会社は、リテール預金を受け付けるため、FDICの監督対象である。

ニューヨーク支店を含む、外国銀行の米国支店および代理店の大半は、FRBの規制に基づき、預金に対する準備金要件の規制対象である。ニューヨーク支店は、一般的にその会計と記録を当グループのものとは別に維持する必要がある、OCCが規定するような追加要件に従う必要がある。IBAおよびBHC法は、当グループの米国におけるノンバンク業務に従事する能力にも影響する。

IBAの下で、非米国銀行の在米支店は、国内銀行と同じ範囲でOCCにより管財人の管理対象となる。監督官は在米支店の事業と財産を占有することがある。監督官は、法律や規制の違反および安全と健全性の違反に対処する広い範囲の監督および執行手段を自由に使うことができ、それは在米支店に対して課される場合がある。監督官は、在米支店の経営者を解任し、民事上の罰金を課することもある。状況によっては、監督官は自ら、あるいはFRBの勧告を受けて、在米支店の免許を剥奪することもある。

当グループは、2010年のドッド-フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法(「ドッド-フランク法」)の一定の規定に従っている。ドッド-フランク法は、米国および世界の銀行業務の多くの側面を規制する。現時点で、ドッド-フランク法を実施するための多くの法規制について、米国の規制当局が見直しを行っており、その結果コンプライアンスの枠組みが修正される可能性がある。以下の要約は、引き続きANZBGLに関係することが予想される主要な規制上の要件について述べたものである。

ドッド-フランク法の下で採用されたボルカー・ルールは、とりわけ、銀行およびその関連会社が一定の「自己勘定取引」に従事することを禁止し(ただし、引受け、値付け関連、リスク緩和ヘッジ業務などの一定の業務は許可する。)、一定の重要な例外および免除はあるが、プライベート・エクイティ・ファンドおよびヘッジファンドへの資金提供ならびに投資を制限する。2019年8月から10月までの間に、ボルカー・ルールの所管機関はボルカー・ルールを改正するための最終的なルール(「最終ルール」)を承認し、これにより自己勘定取引、カバードファンドへの投資およびコンプライアンス・プログラムに関する一定の要件が明確化、簡素化および調整された。最終ルールの発効日は2020年1月1日、遵守開始日は2021年1月1日である。ANZBGLなどの銀行事業体は、発効日まで引き続き現行(2013年)のボルカー・ルールを遵守しなければならない。発効日から遵守開始日までの間における最終ルールの遵守は、許容はされるが要求されるものではない。

その他のドッド-フランク法の規制は、未決済のスワップについて最低限の証拠金の要件を課し、規制された取引プラットフォームおよび決済機関において標準店頭(「OTC」)デリバティブを集中約定および集中決済することを要請し、ならびにOTCデリバティブ・ディーラーおよび主要な市場参加者の監督強化を規定している。ANZBGLは商品先物取引委員会(「CFTC」)規制下での仮登録スワップ・ディーラーであり、そのため当グループはこれらのCFTC要件ならびに当グループの米国人であるカウンターパーティーとのスワップ取引に適用される一定の追加の事業遂行規則ならびに記録保持規則および報告規則の対象となる。

CFTCは、クロスボーダー・ガイダンスを発行し、これは特に、CFTCがCFTCのものに相当すると決定した規制制度を有する非米国法域に所在するスワップ・ディーラーによる「代替的コンプライアンス」をCFTCが認める枠組みを確立している。CFTCは、オーストラリアの法令の一定の側面に関してかかる決定を行っており、ANZBGLは、非米国カウンターパーティーとの米国外での取引に関連するCFTC規則の一定の側面に関して代替的コンプライアンスに依拠することができる。CFTCは、非米国スワップ・ディーラーと非米国カウンターパーティーとの米国内でアレンジ、交渉および実行される取引に関して、指針を定め、規則を提案している。CFTCは、さらなる指針を発行し、またはかかる取引を規制する規則を定める可能性がある。

米国の健全性規制機関およびCFTCは、決済されないスワップおよび証券派生スワップの取引に当初および変動証拠金要件を課す規則を実施した。ANZBGLは、FRBの監督に服し、OCCにより規制されるニューヨーク支店を運営していることから、FRB、農業金融局、FDIC、連邦住宅金融庁およびOCCが公布した未決済のスワップの証拠金に関する規則を遵守する必要がある。これらの規則により、対象のカウンターパーティーとの対象の取引に関して当初および変動証拠金を収取および預託することを求める要件が課されている。健全性規制機関およびCFTCの規則はまた、ANZBGLのような非米国スワップ・ディーラーが、一定の分野の取引およびカウンターパーティーに関して、健全性規制機関およびCFTCの証拠金に関する規則の代わりに非米国法域の適用ある法律を遵守し、またはその他の方法で米国の証拠金に関する規則を遵守しないことを認めている。

ドッド-フランク法はまた、ANZBGLが破綻処理計画をFRBおよびFDICに提出することも要求する。ANZBGLは、直近の米国破綻処理計画を2018年12月に提出している。ANZBGLはまた、レギュレーションYYのサブパートNに基づく「強化された健全性規制」の対象にもなっており、これはドッド-フランク法第165節に基づき導入され、財務およびリスク監視要件の遵守の四半期ごとおよび年1回の証明を求めている。2019年10月、FRBおよびFDICは、外国の銀行組織の米国での事業規模およびリスク・プロファイル次第でそれらに適用される、破綻処理計画の策定について個別適合的な要件を適用する最終規則および強化された健全性基準の修正を発行した。最終規則の下ではANZBGLは3年に一度の提出義務者になるものと予測され、そのため2020年10月1日において依然として3年に一度の提出義務者であれば、簡易な破綻処理計画の提出のみを求められることになる。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）は、金融機関に、特定の顧客デュー・デリジェンスを実施し、米国市民または課税上の米国居住者である口座保有者の情報を、直接または現地税務当局を経由して、米国連邦税務当局である内国歳入庁に提供することを求める。必要な顧客デュー・デリジェンスおよび口座保有者情報の提供が実施されず、適用ある要件を満たす方法および形式で提供されない場合、当グループおよび／または当グループ内のメンバーの口座に資産を保有する者は一定の金額に関して30%の源泉徴収税の対象となる可能性がある。かかる源泉徴収税は現在、米国内の源泉からなされた一定の支払に対してのみ適用される可能性があるが、「外国でのパススルーの支払」という用語を定義する米国の最新の規則が制定された日の2年後の日より前に行われた米国外の源泉からなされた支払にはかかる源泉徴収税は課されない予定である。現在、「外国でのパススルーの支払」の定義案または最終の定義は存在せず、そのため一定の支払が外国でのパススルーの支払として扱われる可能性があるか否かは不明である。

以上の議論は、一定の手取金総額の支払について源泉徴収を行わず、米国外からの支払に対する源泉徴収の発効日を遅らせる米国の最近の規制案を反映したものである。米国財務省は、納税者は規制案に依拠できる旨を述べている。以上の議論は、現在の内容で規制が最終化され、遡及的に適用されることを前提としている。

FATCAに加え、米国は、一定の状況において当グループに一定の情報を米国支払人（源泉代理人、カストディアンなど）に提供することを求める可能性があり、当グループおよび／またはその顧客は、当グループが当該情報を適用ある規則および規制を遵守して提供しなかった場合、源泉徴収税の賦課を受ける場合がある。さらに、当グループが求められた情報を提供したとしても、一定の米国からの支払に対してはなお源泉徴収税の適用がありうる。

当グループはまた、ANZBGLが営業を行う国が米国との政府間協定の最終化および施行を行わず、その国においてFATCAの遵守を妨げる現地法上の障害がある場合には、多大な源泉徴収エクスポージャーおよびその他の営業上の影響といったより広範なコンプライアンス上の問題に直面する可能性がある。

金融機関に影響を及ぼしている米国政府政策の主な焦点の1つは、マネーロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗することである。2001年テロリズムの阻止と回避のために必要な適切な手段を提供することによりアメリカを統合し強化するための法律(「愛国者法」)は、著しいコンプライアンスとデュー・デリジェンスの義務を課し、犯罪を確認し、罰則を規定し、米国外における管轄権を拡大することによって、米国マネーロンダリング防止法の範囲を大幅に拡大した。米国財務省は、愛国者法の様々な要件を実施する数々の規制を公表し、それはANZBGLの米国ブローカーディーラー子会社、ニューヨーク支店ならびにグアムおよび米国サモアで営業するANZBGLの銀行子会社などの外国銀行の子会社および支店を含む米国金融機関に適用される。

それらの規制は、米国内で事業を行っている金融機関に、マネーロンダリングとテロリストの資金調達を特定、阻止、報告するとともに顧客の身元を確認する適切な方針、手続き、管理を維持するよう求める。さらに、米国銀行規制機関は、より高い基準を課し、米国法執行機関は、より積極的な役割を果たしてきており、その結果、当該事項の執行が強化されている。金融機関が、マネーロンダリングとテロリストの資金調達に対抗する適切な方針と手続きを維持、実施できないと、金融機関にとって法的および評判上深刻な結果を招くことがあり、さらに民事上、金銭上および刑事上の罰則処分を課される結果となることもある。

その他の監督機関

当グループは、普通株式をASXおよびNZXに上場しており、その他の持分証券および債券をこれらの証券取引所およびその他の一定の海外の証券取引所に上場している。これにより、当グループは、オーストラリア、ニュージーランドおよび海外の様々な上場ならびにコーポレート・ガバナンスの要件を遵守しなければならない。

APRAがANZBGLおよびその支店業務を対象に行う健全性自己資本監督ならびに上記の監督および規制の詳細に加えて、すべてのANZBGLのオフショア支店および銀行子会社の現地での銀行業務は、それぞれの監督機関による現地国の監督に従う。例えばRBNZ、OCC、FRB、英国健全性規制機構、シンガポール通貨当局、香港通貨当局、中国銀行保険規制委員会ならびにこれらの諸国および他の関連諸国のその他の金融監督機関である。これらの監督機関は、とりわけ、それぞれの管轄法域におけるこれらの業務に対し、最低自己資本金要件を課す可能性がある。

当グループはまた、営業を行うすべての国の現地法における、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策に関する一定の法規制を遵守することを求められる。

(7) 競争

オーストラリア

オーストラリアの銀行業界は集中しており、競争が激しい。2019年9月30日現在、オーストラリアの4つの主要な銀行グループ(ANZグループ、オーストラリア・コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行およびウェストバック・バンキング・コーポレーション)がオーストラリアで営業を行う銀行のオーストラリアの貸付資産総額の約74%(1)を保有していた。規模の小さい地方銀行の業務運営は、典型的には、特定の州または地域の顧客へのサービス提供に焦点を絞っており、リテール銀行業務に重点を置いている。多くの国際銀行もオーストラリアで銀行サービスを提供しており、一般的にこれらの銀行はリテールまたは法人市場の特定のセクターに重点を置き、かかるセクターにおいて若干のシェアを占めている。

1980年代初頭のオーストラリアの金融制度の規制緩和は、4大銀行グループと選択的な市場で競争する銀行金融機関および非銀行金融機関の急増につながった。住宅金融組合や信用組合などのノンバンク仲介機関は主に預金受入および住宅ローン貸付の分野で競争する。大手住宅金融組合のうちいくつかは、1959年銀行法（オーストラリア連邦）（「銀行法」）の下で、銀行業免許を付与されている。専門的なノンバンクの住宅ローン貸付業者および直接的な（支店以外の）銀行業務もまた近年においてより重要になっている。

競争は歴史的に住宅貸付市場においてより激しい。競争は、当初は担保付住宅ローン・オリジネーターの増加、その後は担保付住宅ローン・ブローカー業界の成長からもたらされた。近年、広告レートより大幅に割引したレート提供により、大手銀行が積極的に競争を行っている。2008年の世界金融危機の間に経験した市場の混乱は、ノンバンクのオリジネーターのビジネス・モデルに大いに影響を与えており、これが大手銀行の担保付住宅ローン市場シェアを全体的に上昇させる結果となった。最近では、担保付住宅ローン市場においてノンバンクのオリジネーターがさらに活発化し、このことは、大手銀行の成長率および規制された市場に比して、大幅に低い市場シェアベースからではあるが、ノンバンクのオリジネーターの成長率および規制されていない市場に反映されている。

オーストラリアのリテール預金市場もまた、資金調達を支えるための信用の伸び増加および貸付需要増の時期には特に、競争が激しい。リテール顧客の銀行預金に対するオーストラリア政府保証は、世界金融危機の最中の2008年に導入され、大手オーストラリア銀行への預金の増加およびその他預金ファンド提供者への預金の減少をもたらした。オーストラリア政府保証は、オーストラリアの預金受入機関の預金およびホールセール資金調達に係る保証の提供を可能とするためにオーストラリア政府によって発表された一時的措置に依拠している。さらに、金融サービス・セクターの変化により、ノンバンクでも、従来銀行が様々な（物理的およびオンラインの）流通チャネルを通じて提供してきた商品およびサービスを提供することが可能になっている。

コーポレートおよび商業銀行業においては、大手銀行、地域銀行およびその他の商業銀行全体で依然として競争が激しい。事業投資が引き続き低調であることから信用の需要は減少しており、このことは、顧客とのリレーションシップ維持および深耕のさらなる重視とともに、貸付利鞘への圧力をより高めている。

法人市場において、競争者はその顧客基盤の質、認知された技術の組合せ、体系化されたソリューションおよび価格設定、顧客の洞察力、評判およびブランドにより評価を獲得する。オーストラリア国内市場においては、大手中堅企業および大企業の顧客レベルでの競合相手は一般に、オーストラリア大手銀行、少数の世界的な投資銀行ならびに現地市場を超越している少数のアジア銀行およびニッチ分野に力を入れている巨大多国籍銀行コングロマリットのブティック型事業である。

銀行業界は、顧客のニーズおよび変化する顧客の選好に応えるために、引き続き新しいデジタル商品およびデジタル・サービスのソリューションとともに進化を続けている。革新的なデジタル・ソリューションの需要は、特にリテール銀行業において、銀行業界への既存参入者と新規参入者とのさらなる競争に寄与している。

(1) 出典：APRA2019年9月の月次公認預金受入機関統計（2019年10月31日公表）。

ニュージーランド

当グループが営業を行うニュージーランドの金融サービス・セクターは非常に集中しており、また非常に競争が激しい。ANZの主な競合相手は、ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウェストパック・バンキング・コーポレーション／ウェストパック・ニュージーランドという他の3大銀行である。これらの各銀行は、オーストラリアの大銀行の子会社または支店である。これらの銀行は、個人から大企業まであらゆる顧客セグメント全体に関与する。

競争はまた、その他銀行の特定の事業セクターにも存在する。キウィ銀行は、リテール・セクターにおいて活動し、ラボバンク・ニュージーランドは、リテール預金および農業貸付市場において活動する。シティグループ、HSBC、ドイツ銀行などの国際的な銀行は、法人市場に限定的に参加している。2013年末以降、ニュージーランドではまた、中国工商银行、中国建设银行および中国銀行が、ニュージーランドにおいて登録銀行となった。これらの銀行の重点は住宅貸付および事業貸付に置かれているようであるが、当該セグメントにおけるこれらの銀行の市場シェアは、依然として小さい。

金融サービス・セクターの競争は激しく、予測するのは難しい。ニュージーランドのリテール預金市場は、現在の低金利環境下で銀行が市場シェアの維持を目指しているため、引き続き競争的である。ホールセール向けの利率が低くなったことから、リテール預金の利鞘は増加した。おそらくより高い利回りを求めてリテール預金がマネージド・ファンドに切り替えられたことから、法人預金の残高は増加した。2019年6月30日現在、住宅ローン市場が登録銀行によるニュージーランドでの貸付の半分以上を占めており、この市場が競争における主要分野である。住宅ローン市場は新規参入により競争が激化しており、とりわけ中国の銀行が市場シェアの拡大を目指している。

近年、ニュージーランドではノンバンクのオリジネーターの活動が活発化しているが、総資産における成長率はオーストラリアなどの海外市場と比較して低くなっている。このことは、ニュージーランドの銀行が他の海外市場の銀行と比較して地域社会をより肯定的に捉えているといった要素や、ニュージーランドでは顧客データの開示を義務付ける法律が限られていることによるものであろうと当グループは考えている。2019年6月30日現在、ノンバンク・セクターは金融制度の資産合計の約3%を占めていた。

アジア

アジアにおける銀行業は、非常に競争が激しい。多数のグローバル銀行（例：シティバンク、HSBCおよびスタンダードチャータード）ならびに地域銀行（例：DBSバンク、CIMBおよびメイバンク）が、各市場の地方銀行に加えて本地域で営業している。特に法人部門における、当グループの最も活発な競合相手は、グローバルな投資銀行ならびに中国および日本の大手銀行である。

当グループは、現在、アジアの多数の国において、主に法人銀行業ならびに地域のトレードおよび資本フローによる顧客への金融ソリューションの提供に焦点を絞って営業を行っている。当グループは、地理的対象、オーストラリアおよびニュージーランドの国内市場における強み、ならびに顧客、産業および商品に係る専門化（マーケットおよびトランザクション・バンキングを含む）への的を絞った集中により、地域を超えて競合相手との差別化が可能になると確信している。

多数の銀行がこの地域の成長機会を支えるバランスシートの重要な部分に関与したいという意欲を示してきたため、競争は引き続き活発である。このことは、アジアにおける法人貸付の純預貸利鞘が、オーストラリアおよびニュージーランドにおける類似の貸付における純預貸利鞘よりも一般に低水準であることに寄与している。アジアにおける競争は、他の先進国市場に比べて相対的に堅調な経済成長への期待により、グローバル銀行および地域銀行の継続的な地域内投資を引き付けて引き続き激化することが予想される。

当グループは、法人顧客に対して幅広い一連の金融サービスを提供するが、アジアにおけるリテール市場または商業市場でフルサービスの銀行となることは目指していない。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

該当事項なし。

(2) 被支配法人

当グループの主要な被支配法人（2019年9月30日現在）は以下のとおりである。

名 称	事業の内容	設立地	帳簿価額 ⁽¹⁾ (単位：千ドル)	議決権の 所有割合
ANZバンク（ベトナム）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	ベトナム	204,731	100%
ANZケーペル・コート・リミテッド	証券化マネージャー	オーストラリア	17,700	100%
ANZファンズ Pty Ltd	持株会社	オーストラリア	36,226,460	100%
ANZバンク（キリバス）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	キリバス	5,400	75%
ANZバンク（サモア）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	サモア	17,565	100%
ANZバンク（タイ）パブリック・カンパニー・リミテッド ⁽²⁾	銀行業	タイ	766,717	100%
ANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッド ⁽²⁾	持株会社	ニュージーランド	10,253,320	100%
ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド ⁽²⁾	銀行業	ニュージーランド	11,273,672	100%
ANZインベストメント・サービシズ（ニュージーランド） リミテッド ⁽²⁾	資産運用	ニュージーランド	#	100%
ANZニュージーランド（インターナショナル）リミテッド ⁽²⁾	ファイナンス	ニュージーランド	463	100%
ANZウェルズ・ニュージーランド・リミテッド ⁽²⁾	持株会社	ニュージーランド	115,908	100%
ANZニュージーランド・インベストメンツ・リミテッド ⁽²⁾	資産運用	ニュージーランド	120,443	100%
ANZニュージーランド・カバード・ボンド・トラスト ⁽²⁾⁽⁵⁾	ファイナンス	ニュージーランド	#	100%
UDCファイナンス・リミテッド ⁽²⁾	ファイナンス	ニュージーランド	122,361	100%
ANZインターナショナル・プライベート・リミテッド ⁽²⁾	持株会社	シンガポール	#	100%
ANZシンガポール・リミテッド ⁽²⁾	マーチャント・ バンキング業務	シンガポール	59,583	100%
ANZインターナショナル（香港）リミテッド ⁽²⁾	持株会社	香港	69,007	100%
ANZアジア・リミテッド ⁽²⁾	銀行業	香港	59,080	100%
ANZバンク（バヌアツ）リミテッド ⁽³⁾	銀行業	バヌアツ	36,101	100%
ANZカパー・インシュアランス・プライベート・リミテッド ⁽²⁾	自家保険	シンガポール	92,699	100%
ANZレンダーズ・モーゲージ・インシュアランス Ptyリミテッド	抵当保険	オーストラリア	398,296	100%
ANZレジデンシャル・カバード・ボンド・トラスト ⁽⁵⁾	ファイナンス	オーストラリア	#	100%
ANZウェルズ・オーストラリア・リミテッド	持株会社	オーストラリア	538,120	100%
OnePath カストディアンズPtyリミテッド	受託会社	オーストラリア	169,817	100%
OnePath ファンズ・マネジメント・リミテッド	資産運用	オーストラリア	12,492	100%
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク （チャイナ）カンパニー・リミテッド ⁽²⁾	銀行業	中国	1,121,161	100%
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・ グループ（PNG）リミテッド ⁽²⁾	銀行業	パプアニューギニア	40,288	100%
重慶市梁平ANZ農村銀行 ⁽²⁾	銀行業	中国	5,011	100%
シティズンズ・バンコプ ⁽⁴⁾	持株会社	グアム	24,027	100%
ANZグアム・インク ⁽⁴⁾	銀行業	グアム	73,340	100%
PTバンクANZインドネシア ⁽²⁾	銀行業	インドネシア	262,460	99%

500ドル未満。

- 注：(1) 帳簿価額＝当該被支配法人の直接の親会社であるANZグループ会社が保有する投資の帳簿価額。これは「第6 経理の状況－1 財務書類」の2019年度財務書類において報告されている被支配法人の純資産の帳簿価額ではない。
- (2) 当グループ監査の一環として、または単体財務書類に必要であるため、海外のKPMGによる監査を受けている。
- (3) ロー・パートナーズによる監査を受けている。
- (4) デロイト・グアムによる監査を受けている。
- (5) 当グループは所有していない。当グループが事業のほぼすべてのリスクおよび経済価値を留保する場合、支配が存在する。

重要な被支配法人の変更

2019年9月30日に終了した事業年度に、当グループの重要な被支配法人について以下の変更があった。

- 2018年9月、シェア・インベスティング・リミテッドの事業がCMCマーケット・ストックブローキング・リミテッドに売却された。シェア・インベスティング・リミテッドおよびその直接の親会社であるACN 003 042 082 リミテッドは、現在重要な法人とはみなされていない。
- 2018年11月、OnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドがシグナ・コーポレーションに売却され、ANZヨーロッパ・リミテッド（旧ANZバンク（ヨーロッパ）リミテッド）が清算された。ANZヨーロッパ・リミテッドは、現在重要な法人とはみなされていない。
- 2019年3月、ANZ（ラオ）ソール・カンパニー・リミテッド（旧ANZバンク（ラオ）リミテッド）の事業が、新たに設立された当社のラオス支社に移管された。ANZ（ラオ）ソール・カンパニー・リミテッドは、現在重要な法人とはみなされていない。
- 2019年4月、ANZバンク（台湾）リミテッドが当社の台湾支社と統合された。
- 2019年5月、OnePath ジェネラル・インシュアランスPtyリミテッド、OnePathライフ・オーストラリア・ホールディングスPtyリミテッドおよびOnePathライフ・リミテッドが、チューリッヒ・フィナンシャル・サービス・オーストラリア（チューリッヒ）に売却された。「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2019年度連結財務書類の注記29を参照のこと。
- 2019年8月、ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッドの持分55%のジェイ・トラストへの売却を完了した。
- ANZファイナンス・グアム・インクおよびANZコモディティ・トレーディング Pty Ltdは、現在重要な事業を保有しておらず、またヴォトレイント NO. 1103 Ptyリミテッドの唯一の事業は、当グループによるPT バンク・パン・インドネシアへの投資の保有であるため、これらは現在重要な法人とはみなされていない（「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2019年度連結財務書類の注記26を参照のこと。）。

当グループは、2018年9月30日終了年度中、重要な法人の取得または処分を一切行わなかった。

(3) 関連会社

当グループの重要な関連会社（2019年9月30日現在）は以下のとおりである。

名称	事業の内容	主たる事業所 および設立地	帳簿価額 ⁽¹⁾ (単位：百万ドル)	議決権の 所有割合
AMMBホールディングスBerhad	銀行業務および保険	マレーシア	1,586	24%
PT バンク・パン・インドネシア	個人および企業向け銀行	インドネシア	1,350	39%

注：(1) 関連会社に対するANZの出資の持分法による帳簿価額。

当グループの関連会社の詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2019年度財務書類の注記26を参照のこと。

5【従業員の状況】

2019年9月30日現在、ANZはフルタイム換算（FTE）基準で3万9,060名（2018年9月：3万9,924名）の従業員を雇用していた。

部門別	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
オーストラリア・リテールおよび商業 法人(1)	13,903	13,731	1%
ニュージーランド	5,468	6,188	-12%
パシフィック	6,121	6,165	-1%
TSOおよびグループ・センター	1,086	1,125	-3%
	11,010	10,651	3%
継続事業におけるFTE合計	37,588	37,860	-1%
非継続事業(2)	1,472	2,064	-29%
FTE合計	39,060	39,924	-2%
平均FTE	39,358	42,388	-7%

地域別	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
オーストラリア	18,874	18,671	1%
アジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	12,695	13,742	-8%
ニュージーランド	7,491	7,511	0%
FTE合計	39,060	39,924	-2%

注：(1) 法人部門のFTEは、2019年9月半期に完了したカンボジア合弁会社ならびにPNGリテール、商業およびSME事業の売却の結果606名減少した。

(2) 売却完了時またはそれ以降にIOOFに転属するFTEの実数は目下確定を進めている。非継続事業に配分されたFTEは、配賦法を用いた見積もりに基づいている。

労使関係

オーストラリア

オーストラリアにおいては、大半の非経営陣の雇用条件は給与を含めて団体企業労働協約（「EBA」）の一部として労働組合と経営陣との間で交渉することができる。ただし、従業員の過半数の賛成を条件とする。

ANZ労働協約2015-2016年（オーストラリア）は、2015年12月29日に開始した。同協約は89%の大多数の従業員がこれを承認した従業員投票を受けて、公正労働委員会により承認された。同協約はANZ労働協約2013-2014年（オーストラリア）に代わり、ANZのオーストラリアのグループ4、5および6の従業員（すなわち中間管理職および非管理職従業員）のための雇用の最低雇用条件を定める。同協約はまた、2015年度および2016年度の業績・報酬検討に関する適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5および6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げの取決めも定め、これらの従業員に適用される給与の幅を含む。

2017年9月19日、94%の大多数の従業員が、同協約を1年間延長し、2017年度の業績・報酬検討に関する適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5およびグループ6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げを定め、かかる従業員の給与の幅を盛り込んだ同協約の修正案を承認した。公正労働委員会は、2017年10月31日にこの修正を承認した。同協約の賃上げ条項が現在は失効していることを受けて、2018年および2019年において適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5および6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げは同協約外で管理されたにもかかわらず、本書提出日現在、同協約は引き続き適用されており、今後も無期限に適用される。

オーストラリアにおいて、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

ニュージーランド

ニュージーランドの従業員の過半数は個人の雇用契約によりカバーされている。FIRSTユニオンとANZの団体労働協約は、ニュージーランドの従業員の約12%をカバーし、2018年8月に更新され、2018年8月1日から2020年7月31日まで有効である。

経営陣はニュージーランドの労働組合との間でいかなる重要な紛争にも関与していない。

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ

アジア太平洋、ヨーロッパまたはアメリカ地域にあるいずれかの国において、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

年金制度

当グループは世界中で多数の年金、老齢退職年金および退職後医療給付制度を設定している。ANZの老齢退職年金債務の詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2019年度連結財務書類の注記30を参照のこと。

従業員株式

ANZは、ANZ従業員株式購入制度およびANZ株式オプション制度に基づき運営される多数の従業員株式およびオプション制度を運営する。ANZの従業員株式およびオプション制度の詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2019年度連結財務書類の注記31を参照のこと。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

上記「第2 企業の概況－3 事業の内容」および下記「2 事業等のリスク」を参照のこと。本項は本書の表紙（注）5.に記載の「将来に関する記載」に関する説明とあわせて検討されるべきである。

2【事業等のリスク】

（1）リスク

銀行の戦略の成功は、健全なリスク管理に依存している。銀行のすべての活動は、程度の差はあるが、リスクまたは複数のリスクの組合せの解析、評価、許容および管理が伴っている。

健全なリスク管理は、当グループがその事業環境において機会および課題に備え、対応するにあたって重要な役割を果たす。

当グループのリスク管理の枠組み

取締役会は、当グループのリスク管理の枠組みを設定し、かつ監督する責任を負う。取締役会は、当グループのリスク管理方針の遵守を推進し、監視する権限を取締役会リスク委員会（BRC）に対して委任している。同委員会は、その活動について取締役会に定期的に報告を行う。

当グループのリスク管理の枠組みの支柱となるものには以下が含まれる。

- ・ 当グループが戦略的目標および事業計画の達成に向かうにあたって受け入れることができるリスクの程度に関する取締役会の予想を記載しているリスク選好報告書（RSA）。
- ・ 当グループのリスク管理戦略およびかかる戦略を実現するリスク管理枠組み（RMF）の主要要素の概要を記したリスク管理報告書（RMS）。RMSには、重要なリスクそれぞれの内容ならびに関連する方針、基準および手続きに準拠した各リスクに対するRMFにおける対処方法についての概要が含まれる。また、重要なリスクの当グループによる特定、測定、評価、監視、報告の方法およびその後のそれらのリスクの管理または軽減の方法に関する情報も含む。

当グループは、全員がリスクの責任を負うという文化の定着を促すリスク管理に関する3つの防衛線モデルを採用している。1番目の防衛線としての事業においては、日常的にリスクと制御に当事者意識を持ち、自己のリスクの特定と管理に対して責任を負う。2番目の防衛線はリスク機能であり、リスク管理のための業務に対する厳密かつ独立した監視を行い、また、リスク管理の枠組みの構築および維持を担う。

最後の防衛線は内部監査であり、1番目および2番目双方の防衛線によるリスク管理手法の妥当性および有効性を評価して独立した保証を与える。

リスクのガバナンスおよび監視は、日々の活動に組み込まれている一方で、当グループ全体にわたって委員会および定期的なフォーラムにおける重要な取り組みとなっている（下図を参照のこと）。委員会およびフォーラムにおいては、既知の問題の対処にあたっての管理プランの見直しと進行状況の監視を行い、既知および新規のリスクについての議論と監視を行う。

リスクの状況は絶えず変化しているため、その業務に対するリスクの重要性を検討するために当グループは問題の見直しを常に行っている。現在、当グループが理解を深める取り組みを行っている2つのリスクは以下のとおりである。

サイバー・セキュリティ・リスク：新しいものではないが、当グループのデータと顧客のデータの保持において情報セキュリティ・システムへの依存が増していることから、進化するサイバー攻撃と新たなテクノロジーに対するセーフガードに継続的に投資し、その適切性を検証する必要がある。

気候変動リスク：気候変動に関連した金融リスクは、健全性および規制上の監督の強化の影響を受けるため、当グループの重点分野となっている。

取締役会

執行委員会

ANZの上級執行役員は定期的に会議を開き、業績について討議し共有の取組みをレビューする

結果レビュー
グループ

主要な経営委員会

グループ	信用および市場 リスク委員会	グループ 資産負債 委員会	オペレーショナル リスク 執行委員会	倫理および 責任ある事業活動 委員会	投資委員会	王立委員会 および自己評価 監視グループ
	格付システム 監視委員会	資本および ストレステスト 監視委員会				
部門	格付モデル・ ワーキング グループおよび 利用フォーラム	部門イニシアチブ・ レビュー委員会/ プロジェクト 審議会	部門リスク 管理委員会	部門特有の各経営委員会		部門結果 レビュー委員会
				オペレーショナル リスク委員会	商品委員会	
国	地域リスク・ カントリーリスク 管理委員会	国別 資産負債 委員会				

主要な重要なリスク

当グループが直面する重要なリスク（当グループのリスク管理報告書による。）およびかかるリスクの管理の方法の概要は以下のとおりである。

リスクの種類	内容	リスク管理
自己資本充実 リスク	ANZの連結業務およびリスク選好度を支援するための、健全性規制当局およびその他の主要な利害関係者（株主、債券投資家、預金者および格付会社等）が要求する自己資本水準を当グループが維持できない場合に発生する損失に関するリスクである。	当グループは、主要方針目標に照らした資本基盤の水準および構成の継続的な審査および取締役会の承認を通じて、自己資本管理に対して積極的な取組みを進めている。
コンプライア ンス・リスク	当グループの事業に適用される法律、規則、業界基準および規約、内部方針および内部手続きならびに最良ガバナンス原則の不遵守に関するリスクである。	当グループのオペレーショナル・リスクの枠組みの一部としてコンプライアンス・リスクを管理する手法の主要な特徴には、以下のものが含まれる。 - 新たに発生するコンプライアンス・リスクの積極的な評価ならびに活発な報告および証明プロセスの実施を当グループに可能にすることを目的とした、主要な義務の中央管理ならびに規制環境および事業環境の変化の特定の重視 - 適時にインシデント／違反を特定、管理および報告する当グループの能力を向上させる独立の要素としてのインシデント管理の認識 - 内部告発者保護方針により、従業員および請負業者が会計、内部統制、コンプライアンス、監査その他の事項に関して秘密裡かつ匿名の届出が可能
信用リスク	以下の結果生じる財務損失に関するリスクである。 - カウンターパーティーが債務履行を怠る、または - カウンターパーティーの信用の質が低下し、そのことにより財務損失が生じる。 信用リスクは、気候変動による、またはカーボン・プライシングおよび気候変動適応政策または緩和政策を含む法令の改正または政府もしくは規制当局が採用するその他政策の変更による影響を受ける可能性がある顧客に当グループが行う貸付に関連したリスクを含む。	当グループの信用リスクについての枠組みはトップダウン構造で、信用原則および信用指針により定義づけられている。与信の政策、要件および手続きは、例えば、取引構造、リスクのグレード化、初期承認、継続的な管理および問題債権の管理ならびに専門家の政策課題など、与信のライフ・サイクルにわたってあらゆる面を網羅している。
流動性および 資金調達リス ク	以下を含む、期日が到来した支払債務を当グループが履行できないリスクをいう。 - 預金者への返済またはホールセール債券の満期償還 - 資産を増額する資金調達を行う当グループの能力が不十分	当グループの流動性および資金調達リスクの管理における主要な原則には以下が含まれる。 - 短期から中期の期間のキャッシュフロー債務に対応するため、様々なストレス・シナリオ下における流動性の「維持可能期間」を達成するための当グループの能力を維持すること - 強固な構造を有する資金調達プロファイルを維持すること - ストレス下にある時に流動性の源泉として機能する質の高い流動性資産ポートフォリオを維持すること。

市場リスク	以下に起因する当グループの利益に対するリスクをいう。 ・ 金利、外国為替レート、信用スプレッド、ボラティリティおよび相関関係の変動、または ・ 債券価格、コモディティ価格もしくは株価の変動	当グループの市場リスクの管理および統制の枠組みにより、当グループは独立リスク測定法を通じてトレーディングおよびバランスシートのポートフォリオにおける市場リスクの大きさを測定する。これにより、可能性のある結果の及ぶ範囲、可能性のある期間および結果の生じる見込みを特定し、その後、これらの活動を支援する適正な額の資本の割当てを行う。
オペレーショナル・リスク	不適切または機能不全の内部プロセス、人員およびシステム、または外生的事象に起因する損失リスクおよび／または法の不遵守リスクである。法的リスクおよび評判の損失のリスクまたは不適切もしくは機能不全の内部プロセス、人員およびシステムから生ずる損害を含むが、戦略リスクは含まない。	当グループは、オペレーショナル・リスクを管理するために、3つの防衛線モデルを採っており、効果的な双方向コミュニケーションおよびオペレーショナル・リスクの有効な管理を支援するために、各防衛線はそれぞれ明確な役割、責任およびエスカレーション・パス（上長への報告経路）を有する。さらに、当グループのオペレーショナル・リスクの枠組みが引き続き組織上における必要性および規制上の要件を満たすことができるように、当グループは継続的な審査メカニズムを備えている。
レピュテーション・リスク	直接または間接に利益、自己資本比率または価値に影響を与える、以下に起因する損失リスクである。 ・ 顧客、コミュニティ、株主、投資家、規制当局または格付会社のいずれかが抱く当グループの意に沿わない認識 ・ 当グループの従業員もしくは請負業者（またはその双方）に関連するコンダクト（行動）リスク ・ 当グループの貸付の決定の社会的および／または環境的な影響	当グループは以下のような積極的かつ行動的な文化を維持することでレピュテーション・リスクを管理している。 ・ 誠実さを伴う行動の確保 ・ 顧客、同僚およびさらに広範囲の社会との強力かつ信頼される関係の構築を可能にする。 当グループは、経営における判断がレピュテーション・リスクを考慮した健全な社会および環境上の基準に従い確実に行われるための、確立された意思決定の枠組みおよび方針を有している。
戦略的リスク	当グループの事業戦略および戦略目標が、その他の重要なリスク（例えば信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク）の増大をもたらす可能性のあるリスクである。	当グループは、取締役会の承認を経て、グループ経営委員会により管理された年間の戦略計画策定プロセスを通じて戦略リスクについて検討および管理を行う。当グループの主要な重要なリスクが増大した場合、上記に記したリスク管理に従い管理される。
技術リスク	IT資産の機密性、整合性または可用性の侵害の疑いを含むIT資産に影響を与える不適切または機能不全の内部プロセス、人員およびシステム、または外生的事象に起因する損失リスクおよび／または法の不遵守リスク	当グループは、オペレーショナル・リスクの管理と整合を図りつつ、技術リスクを管理するために、3つの防衛線モデルを採っており、効果的なコミュニケーションおよび技術リスクの有効な管理を支援するために、各防衛線はそれぞれ明確な役割、責任およびエスカレーション・パス（上長への報告経路）を有する。さらに、技術リスクの管理においても採用されている当グループのオペレーショナル・リスクの枠組みが、引き続き組織上における必要性および規制上の要件を満たすことができるように、当グループは継続的な審査メカニズムを備えている。

(2) 主なリスクおよび不確実性

序論

当グループの活動は、当グループの事業、業務、業績、評判、見通し、流動性、資本の源泉、財務実績および財務状態（「当グループのポジション」と総称する。）に悪影響を与える可能性のあるリスクに左右される。以下に記載するリスクおよび不確実性は当グループが直面する可能性のあるすべてのものではない。当グループが認識していないまたは当グループが現在重要でないと思なしているさらなるリスクおよび不確実性も影響を与える重要な要因になる可能性がある。以下に記載する、または記載していないリスクのいずれかが実際に生じた場合、当グループのポジションが重大な悪影響を受け、その結果当グループの株式および債券の取引価格が下落し、投資家はその投資の全部または一部を失う可能性がある。

当グループの事業の活動および業界に関するリスク

1. 地域的または世界的な信用市場および資本市場における混乱を含む政治および一般的な事業・経済情勢の変化は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの財務実績は、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務、取引または資金調達を行う主要諸国および地域（オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋、英国、ヨーロッパおよび米国を含むが、これらに限られない。）（「関連法域」）における政治・経済情勢および事業活動の水準に主に影響される。

当グループが主要な業務および取引活動を行う市場における経済および事業環境は、とりわけ国内外の経済事象、政治的事象および自然災害により、また世界の金融市場で発生する趨勢および事象により、影響を受ける。

2007年の世界金融危機の影響およびその余波は地域および世界の経済活動、信頼および資本市場に引き続き影響を与える。健全性監督機関はかかる事象の再発のリスクを緩和する目的で規制の強化を引き続き実施しているが、かかる規制が有効であるとの確証はない。世界金融危機はまた、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う主要な国々および地域を含む先進国経済の消費者および企業の行動に長く続く影響を与えていると当グループは考えている。近年では、所得の伸びの鈍化に際して消費者の貯蓄率は低下しており、他方企業は投資に消極的でインフレ率は低いままである。また、地政学的リスクが増大する可能性も消費者行動および企業行動の脆弱性の要因となる。大半の国において金融当局はゼロ金利またはそれに近い金利の導入で世界金融危機に対応し、主たる中央銀行は成長を支援し、インフレ率を引き上げるために慣例にとらわれない手段を取った。近年では、一部の金融当局が現状の市況に伴い同様の措置を採っている。例えば、米国連邦準備制度、RBAおよびRBNZを含む世界中の中央銀行が2019年に金利を引き下げた。

世界の政治情勢の変化により、政治および経済の不確実性ならびに国際金融市場における変動性（ボラティリティ）が長期にわたり増大し、継続していく可能性がある。最近の例には、長引くブレクジット（以下に定義する。）交渉、ドナルド・トランプ大統領就任および保護主義的政策、ならびに、とりわけ、オーストラリアの重要な貿易相手国によるものを含め主要国による関税および課金の賦課または賦課されるおそれに関する国際貿易情勢の進展（例えば、中国との米国の交易関係の変化がオーストラリアにおける経済活動に影響する可能性など）がある。かかる変化は、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う市場における消費者および企業の活動を縮小させており、また、さらなる縮小をもたらす可能性があり、あるいは当グループが遵守すべき新たな規制上の枠組みの導入につながる、および／または規制上の枠組みの相違を引き起こす可能性がある。

EUからの英国の離脱（一般に「ブレクジット」と呼ばれる。）を見越して、当グループは欧州における事業運営構造の変更を実施しているが、英国がEUを離脱する最終条件が未だ不明で比較対象になる前例がないものであることから、ブレクジットによる金融、貿易および法律への影響は依然として定かでなく、その影響は予想以上に厳しいものになる可能性がある。この結果、当グループが行っている欧州における事業運営構造の変更が、ブレクジットの金融、貿易および法律への影響に対処するに十分である保証はなく、当グループはブレクジットの最終条件を受けてさらなる変更が必要となるリスクに晒されている。

オーストラリアの政治情勢は近年において次第に変化をみせている。首相の在任期間の短期化のさらなる常習化が見受けられ、その他の部門と同様に金融部門の社会的影響に一層の関心が寄せられている。このような環境の中で銀行税が導入され、銀行業、退職年金および金融サービス業における違反行為を監視するための王立委員会が立ち上げられた。王立委員会に関するプロセス自体がこの変化を悪化させているように見受けられ、オーストラリアの金融部門に対する関心が長期に及ぶことを示唆している。

政治および経済の不確実性はこれまで市場の流動性および活動水準の低下、市場の不安定化、利用可能な信用の収縮、金利の低下もしくはマイナス金利、経済成長の減速ならびに企業景況感の低下などを招いており、そのそれぞれが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。また、かかる状況は、当グループが国際資本市場において中期または長期の資金調達を行う能力に悪影響を与える可能性がある。

紛争の可能性や実際の紛争を含む世界中で発生している地政学的な不安定化（例えばウクライナ、北朝鮮、香港、シリア、エジプト、アフガニスタン、イラク、ニカラグアなどで進行している騒動および衝突など。）ならびに現在のテロ活動の高い脅威もまた、世界の金融市場、全般的な事業および経済環境、ならびにそれらの結果として、影響を受けている国または地域において当グループが営業または取引を継続する能力に悪影響を与える可能性があり、これはさらに当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの市場において厳しい経済状況が生じた場合、住宅、商業用または地方不動産市場の資産価値が下落し、失業が増加し、企業および個人所得が悪影響を受ける可能性がある。世界市場（株式、不動産、外国為替およびその他資産市場を含む。）の悪化は、当グループの顧客ならびに当グループが貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーに対して保有する担保に影響を与え、これは貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーを回収する当グループの能力に影響を与える可能性がある。

当グループが需要の落込みまたは予想を下回る収益に対応してコスト構造、商品、価格設定または営業活動を適合させられない場合、当グループの財務実績はまた悪影響を受ける。同様に、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う国または地域における経済、全般的な事業環境または経営環境の悪化のために、予想を上回るコスト（与信費用および資金調達費用を含む。）を負担する可能性がある。

上記の政治、事業または経済の状況の悪化のすべてまたはいずれかが、当グループの商品およびサービスに対する需要の減少、ならびに／または貸付およびその他債権のデフォルトや不良債権の増加の原因となる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

2. 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループが業務を行う市場は非常に競争が激しく、一層競争が激化する可能性がある。多くの要因が競争リスクの原因となっており、それらには合併、買収、売却、ジョイントベンチャーおよび提携、顧客のニーズ、好みおよび行動の変化、新規参入、新たな販売およびサービスの手法・技術の発達、競合相手による商品の一層の多様化ならびに銀行およびノンバンクの競合相手の業務を管理する規則などの規制変更が含まれる。その他の例としては下記が挙げられる。

- ・ オーストラリアおよびニュージーランド外における事業体を含め、当グループと競合する事業体は、当グループとは異なるレベルの規制および規制活動の対象となる可能性がある。このことは、規制レベルが異なることがそれらの事業体のコストベースを低下させ、および／または当グループが他の方法で雇用を模索することになる従業員を惹き付ける能力を与えるなど、より競争力のある商品およびサービスの提供をかかえる事業体に可能にさせることがあり得る。
- ・ デジタル技術およびビジネスモデルが顧客の行動および競争環境を変化させており、新興の競合会社は、新技術の利用を増やし、金融サービス部門における既存のビジネスモデルの分断を目指している。
- ・ 伝統的な金融サービス部門以外の既存会社が、銀行業免許の取得および／または既存の提供会社との提携などを含め、従来銀行が提供する商品およびサービスを提供することにより当グループと直接競争することを模索することもあり得る。
- ・ 消費者および企業が、当グループがそれに関する金融サービスを提供しないことを選択する可能性がある（仮想通貨などの）新しい形態の通貨を利用した取引またはこれらの通貨への投資を行う選択をすることもあり得る。
- ・ オープン・バンキング（以下に記載する。）により競争が増す可能性がある。（リスク要因15、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）

顧客獲得競争の高まりは、当グループの純預貸利鞘の圧縮、あるいは顧客の勧誘と維持を目的とした広告費および関連費の増大につながる可能性もある。

当グループは貸借対照表の大部分の資金調達を賄うための預金について諸銀行およびその他金融サービス会社と競合している。預金獲得のための競争の高まりにより当グループの資金調達コストが増加しうる。当グループが預金獲得に首尾よく競争できない場合、当グループは他の、より安定していないまたはよりコストが高い形式の資金調達により大きく頼るか、貸付を削減せざるを得ないかもしれない。これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

市況における競争の増加による当グループに対する影響または当グループの事業プラットフォームを競争上不利にする技術の変動は、特に当グループの主要市場および商品においては、当グループの市場シェア、顧客および利鞘の大幅な減少につながる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

3. オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の弱体化は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

住居用および商業用不動産への融資は、不動産開発および投資不動産向け融資とともに、当グループの重要な事業である。当グループの貸付ポートフォリオの主要なサブ・セグメントには以下が含まれる。

- ・ 住宅ローン（自己所有および投資）
- ・ 商業用不動産ローン

2009年以降、世界の主要な中央銀行は、前例のない金融政策による刺激策に乗り出した。その結果生じた利回りを求める資金はその影響により、依然として当グループの中核的な不動産管轄区域（オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールおよび香港）の不動産市場を支える重要な牽引役となっている。しかしながら、2018年になるまで完成した賃貸用不動産の価値および居住用住宅の価格（特にオーストラリア・メトロ東沿岸都市圏およびニュージーランド市場）は安定的に上昇したが、2018年におけるオーストラリアの住宅価格の下落は世界金融危機以来最大であった。オーストラリア全体で、住宅価格は2019年4月現在で2013年の初頭からは約30%上昇したものの、2017年後半のピーク時を約7%下回っている(注)。

オーストラリア、ニュージーランドおよび当グループが事業を行うその他の市場における不動産市場の継続的な悪化は様々な形で当グループに影響を与える可能性がある。これらには以下のものを含む。

- ・ 資産価格の下落は顧客、カウンターパーティーおよび当グループがローンに対して保有する担保（住宅用不動産および商業用不動産を含む。）の価値に影響を与える可能性があり、これは顧客またはカウンターパーティーが債務不履行となった場合、返済されるべき金額を回収する当グループの能力に影響する可能性がある。
- ・ 当グループの住宅貸付商品に対する需要の買主の価値低下に関する懸念または金利上昇に対する懸念による減少。これにより、潜在的な住宅所有者および投資家にとって当グループの貸付商品の魅力が減少する可能性がある。
- ・ 住宅用家屋の価格の著しい下落はまた、これらの住居の購入を事前に約定した顧客がその契約を履行できないもしくは履行を望まず、当グループがこれらの住居を損をして転売せざるを得ない場合、当グループの住宅開発ポートフォリオに損失をもたらす可能性がある。

当グループの商業用不動産ローンのポートフォリオは、特に資産価格の下落、賃借権リスクおよび受渡しリスクの影響を受けやすく、これが貸倒損失の増加、借換えリスクおよび担保価値の悪化を招く可能性がある。商業用不動産の評価額の著しい減少または関連法域における商業用不動産市場の著しい低迷の結果、新規貸付の機会が減るまたは回収率が低下する可能性があり、これが当グループのポジションに重大な悪影響を与える恐れがある。

(注) 出典：2019年4月版RBA金融安定化レビュー

4. 市場リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

市場リスクは、金利、為替レート、信用スプレッドのマイナスの変化、または債券、商品もしくは株式価格の変動から生じる損失のリスクである。金融リスク管理の目的で、当グループはトレーディングおよび非トレーディングの市場リスクを区別する。トレーディング市場リスクは主に当グループの金利、為替レート、商品および有価証券のトレーディング・オペレーションから生ずる。非トレーディング市場リスクは専ら銀行業資産の金利リスクである。その他の非トレーディング市場リスクには、海外営業での資本投資から生ずる取引および構造的為替リスクおよび非トレーディング株式リスクが含まれる。かかる市場リスクに関する事由の発生により生じる損失は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

5. 為替レートの変動が、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、いくつかの異なる通貨で事業を行っているため、当グループの事業は、為替レートの変化により影響を受ける可能性がある。さらに、当グループの年次報告書および中間報告書は豪ドルで作成・提示されるため、当グループが収益をあげる他の通貨（特にニュージーランドドルおよび米ドル）に対する豪ドルの高騰は、当グループの報告された収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは通貨の変動の影響を一部軽減するためにヘッジを設定しているが、当グループのヘッジが十分なものまたは効果的となる保証はなく、さらなる価値上昇は当グループの利益に好ましくない影響を与える可能性がある。

6. ベンチマーク・レートの規制、改正および代替は、当グループの証券発行ならびにその資本市場活動および投資活動に悪影響を与える可能性がある。

広範かつ長期に利用されているものを含めて「ベンチマーク」とみなされる金利、株式、外国為替相場およびその他の種類の指標は、国際的な規制当局による継続的な監視ならびに改正に向けた取組みおよび提案の対象となっている。かかる改正の一部はすでに発効しており、その他のものはまだ実施されていないか検討中である。これらの改正により、ベンチマークが以前とは異なる働きをする、または完全に消滅する、または完全に予測することができないその他の影響をもたらす可能性がある。

また、提案もしくは実施されているベンチマークの改正のいずれも、またはベンチマークに対する規制当局による監視の一般的な強化は、ベンチマークの運営またはその他の方法による設定への参加およびベンチマークに関する規制もしくは要件の遵守におけるコストやリスクを増大させる可能性がある。これらの要因は、市場参加者が一定のベンチマークの運営または関与を継続する意思を損なわせる影響力を持ち、一定のベンチマークの規則や手法の変更をもたらす、または一定のベンチマークを消滅させる可能性がある。これらの状況のいずれも、およびベンチマーク運営を規制、改正もしくは変更する将来の取組みは、当グループが発行、調達もしくは保有するものを含め、収益率がかかるベンチマークに連動するローン、モーゲージ、証券、デリバティブその他の金融商品の収益率、価値および市場に悪影響を及ぼす可能性がある。

様々な規制当局、業界団体およびその他市場参加者により、一定のベンチマークに代わる代替レートの利用の開発、導入および促進への取組みが世界的に行われている。これらの新たなレートが市場参加者に受け入れられるもしくは広く使用される、またはこれらの新たなレートのいずれもの特性が代替が模索されているベンチマークと類似するもしくは経済的に同等の価値を生み出す保証はない。特定のベンチマークが廃止され、その代わりとなる代替レートの導入がうまくいかなかった場合、広範な金融市場の混乱につながり、証券、デリバティブその他の金融商品の価格の変動を生じさせ、資本市場活動を抑制する可能性があり、これらのすべてが当グループのポジションに悪影響を及ぼすことがあり得る。さらに、特定のベンチマークの代替レートへの移行は、かかるベンチマークに連動する金融商品と関連するデリバティブとの間のヘッジ会計関係に影響する可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼすこと可能性がある。

2017年7月27日、LIBORを規制する金融行動監視機構（「FCA」）は、2021年の後は銀行にLIBORの算出のためにレートの呈示を促さない、または強制しないと発表した。続く2018年7月12日の発表で、FCAは、市場参加者に対して、2021年末前までのLIBORからの移行の必要性を強調した。これらの発表は、現行ベースでのLIBORの存続は2021年より後には保証できず、また保証されないこと、ならびにLIBORが2021年までに廃止または修正される相当なリスクが存在することを示唆している。巨額のローン、モーゲージ、証券、デリバティブその他の金融商品がLIBORによるベンチマークに連動しており、市場参加者や規制当局がLIBORに代えたベンチマーク・レートの導入およびLIBORの廃止に向けた有効な移行措置をうまく行えない場合は、金融市場の混乱、資本市場活動の抑制、訴訟申し立ての発生を引き起こす可能性があり、これらすべてが当グループのポジションおよび当グループが発行、調達または保有するLIBORに連動する証券その他の商品にマイナスの影響を与える可能性がある。

7. 買収および／または売却は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは定期的に、当グループの戦略的ポジションおよび財務実績を強化する機会か否かを判断しながら、買収および売却を含め、様々な企業の機会を検討している。

当グループが従前に発表したが、まだ完了していない売却には、オーストラリアのOnePathの年金および投資事業が含まれ、かかる事業の売却は2019年12月9日にAPRAより承認された。

買収（または売却）した事業の統合（または分離）は複雑で費用がかかり、時には関連する会計およびデータ処理システムならびに経営管理の統合（または分離）とともに、関連する従業員、顧客、規制当局、カウンターパーティー、サプライヤーおよびその他の事業の相手方との関係を管理することを含む。統合（または分離）への取り組みの中で、基準、統制、手続および方針の不一致を生じさせる可能性があり、経営陣の注意をそらし、資源が流出する可能性がある。また、カウンターパーティーが当グループに対して完了済みまたは未完了の取引に関して請求を行うリスクが存在し、それが当グループのポジションに悪影響を与えるおそれがある。さらに、いずれの買収（または売却）も、コストもしくはコスト節減、統合のための時間および全体的な業績に関して期待されたプラスの結果をもたらす保証はない。これらの要因のすべてまたは一部が、当グループが事業を成功裡に行う能力に悪影響を及ぼす可能性があり、また当グループの業務または業績に影響を与える可能性がある。さらに、新しく買収（または維持）した事業の従業員、顧客、カウンターパーティー、サプライヤーおよび事業の他の相手方がかかる買収後（または売却後）も留まるという保証はない。さらに、カウンターパーティーが完了条件を満たすことができないため、または関連規制当局もしくはその他の承認の取得などのその他の完了条件が成就しないためなど、当事者間で当初合意された形かまたは全く違う形であるかにかかわらず、合意された取引が完了しないリスクが存在する。統合または分離リスクのいずれかが発生した場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

8. ソブリン・リスクに関する事象が世界の金融市場を不安定化させ、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

ソブリン・リスクは政府が債務につき不履行となる、満期を迎えたときに債務の借換えができない、または自国の経済の一部を国有化するリスクである。ソブリン・リスクは、米国、英国、中国、ヨーロッパ、オーストラリアおよびニュージーランド内のものを含む多くの経済国において存続している。1つの国家が債務不履行となる場合、他の市場および国へ連鎖的な影響を与える可能性があり、その結果は、予測は困難であるが、世界金融危機およびその後のソブリン債務危機の期間中に経験した状況に類似もしくはそれより悪い可能性がある。

かかる事象は世界の金融市場を不安定化させ、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの財政状態に関するリスク

9. 信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

金融機関として、当グループは、カウンターパーティーがその契約債務を履行することができない、あるいは履行を拒否する結果として起こり得る信用関連の損失を被る場合を含め、取引相手への信用供与に関するリスクに晒されている。信用損失によって、金融サービス機関が重大な損失を被るか、場合によっては破綻するようなケースが生じる可能性があり、これまでも生じている。

信用関連損失のリスクは、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行っている経済圏における金融情勢状況の悪化、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行っている市場における長引く高水準の失業率、他通貨に対する豪ドルおよびニュージーランドドルの下落によるオーストラリアおよびニュージーランド向けの輸入品の高騰、当グループの顧客またはカウンターパーティーの財務状態の悪化、当グループが担保として保有する資産価値の低下、当グループが有するカウンターパーティーの証券および債務の時価の悪化を含む様々な要因によっても増加する可能性がある。

全般的、または特定の産業部門あるいは地理的地域であれ、不利な事業あるいは経済情勢、ならびに自然災害のような事象の発生によって、顧客またはカウンターパーティーは合意条件に従った債務を履行できない可能性がある。

例えば、当グループの顧客およびカウンターパーティーは、以下のようなエクスポージャーに晒されている。

- ・ 米国と中国間の貿易摩擦の継続または拡大などの地政学的リスクの拡大は、世界的な成長の悪化の可能性を増大させるため、コモディティ価格の見通しに影響を及ぼす可能性がある。世界経済の成長の一層の悪化もしくは持続またはコモディティ価格の下落により、オーストラリアおよびニュージーランドにおいて生産される乳製品などの輸出品の量や価格が落ち込み、輸出部門と密接に関連しているこれらの産業にマイナスのフローオン効果（副次的効果）を与える可能性がある。
- ・ 特に中国経済の景気後退の長期化に晒されており、天然資源価格の下落により大きくマイナスの影響を受ける可能性があるオーストラリアの天然資源部門。

- ・ 住宅市場の落ち込み、低い賃金上昇率および家計債務の増加の組み合わせによる影響から生じる支出水準の低下に晒されているオーストラリアにおける裁量的支出に依存している部門。影響を受ける部門には、専門小売業、デパートおよび裁量的支出の対象となる小売レジャー旅行業が含まれる可能性がある。

当グループはまた、特定の状況において第三者に対する権利が強制履行できない場合があるリスクに晒されており、これが信用損失につながる可能性がある。当グループの信用供与のエクスポージャーに重大な信用損失が生じる場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

また、当グループが締結した一定のデリバティブ、クリアリングおよび決済契約により、ならびにその他の銀行、金融機関、会社、政府および政府機関の財務状態が世界金融市場の経済状況の影響を受ける場合、かかる機関が発行した債券のディーリングおよび保有により、信用リスクが発生する可能性がある。

さらに、顧客および／またはカウンターパーティーと与信取引を行うかあるいは他の取引を行うかを判断するにあたり、当グループは、財務諸表およびその他の財務情報を含む、顧客および／またはカウンターパーティーあるいはその代理により提供された情報に依拠する。また、当グループはそれらの情報の正確性および完全性に関しては顧客および独立顧問による表明に依拠する可能性がある。当グループの財務実績は、不正確あるいは著しく誤解を招く恐れのある情報に依拠する場合、マイナスの影響を受ける可能性がある。

当グループは貸倒引当金を保有しており、これらの引当金は、当グループの貸付ポートフォリオ内の減損の現在の情報および主観的で複雑な判断に基づき決定される。しかし、評価が行われる情報が不正確であると証明された場合、または当グループが情報を正確に分析できない場合、貸倒れの引当金は不十分である可能性があり、当グループのポジションに悪影響を与えかねない。

10. 当グループの資本基盤の管理における課題が要因となり、自己資本比率におけるボラティリティが高まる可能性があり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループの資本基盤は、当グループの事業を管理し資金を調達するにあたり不可欠である。当グループの健全性規制機関は、APRA、RBNZならびに米国、英国およびアジア太平洋地域の様々な規制機関を含むがそれらに限定されない。当グループは、主たる規制機関であるAPRA（およびANZニュージーランドの場合はRBNZ）により、適切な規制上の自己資本を維持することを義務付けられている。

現在の規制上の要件のもとでは、リスク加重資産および予想貸付損失はカウンターパーティーのリスク度合いの悪化に従い増加する。これらの規制上の自己資本の要件は、ストレス時の利益減少による自己資本の減少の影響を強める傾向にある。その結果、自己資本比率におけるボラティリティがより高まる可能性があり、当グループが追加資本の調達を求められる可能性がある。必要とされる追加資本が利用可能であるか、または合理的な条件で調達可能であるかについては確実ではない。

当グループの自己資本比率は、(i) 収益低下（非連結となった子会社（例えば、保険および資産運用事業子会社）ならびに関連会社への投資からの配当減少を含む。）、(ii) 資産の伸び増加、(iii) リスク加重資産または為替換算調整勘定に影響を与える、当グループが業務を行う他通貨（特にニュージーランドドルおよび米ドル）に対する豪ドル価値の変化、(iv) 事業戦略の変化（買収、売却および投資または資本集約的事業の増加を含む。）ならびに(v) 規制要件の変更などの数々の要因に影響を受ける可能性がある。

APRAおよびRBNZはバーゼル3に対応するための健全性基準を実施している。一定の他の監督当局は、銀行、資産運用会社および保険会社の流動性および自己資本比率をとりわけ強化することを目指す規制（バーゼル3を含む。）を実施しているか、もしくは実施の過程にあるが、これらの規制が意図された効果をすでにもたらしている、または将来もたらすという確証はない。これらの規制は、規制変更（他の金融制度審議会（FSI）の勧告に対するAPRAの対応、APRAの「問題なく強固」な自己資本要件からのさらなる変更、BCBSの要件またはRBNZの自己資本要件の見直しから生ずるものを含む。）から生ずるリスクとともに、リスク要因15、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」の項目に記載される。

当グループが規制上の自己資本を維持することができなかった場合、当グループのポジションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

11. 当グループの信用格付は変更される可能性があり、資本およびホールセール資金を調達する当グループの能力に悪影響を与え、新規貸付を抑制する可能性があり、これにより当グループのポジションに悪影響を受ける可能性がある。

当グループの信用格付は、資本およびホールセール資金調達の利用およびコストの両方に顕著な影響を与える。また、格付は、顧客またはカウンターパーティーが当グループの商品およびサービスを評価する際に重要となることがある。信用格付および格付けのアウトルックは信用格付機関によっていつでも撤回、限定、修正または保留されることがある。格付機関が信用格付および格付けのアウトルックを決定するために用いる方法も、法的もしくは規制上の変更、市場の動向またはその他の理由に対応し、修正される可能性がある。

当グループの信用格付または格付けのアウトルックは、オーストラリア連邦またはニュージーランドの信用格付の変更、本書に記載された1つ以上のその他のリスク、格付手法の変更またはその他の事象により、影響を受ける可能性がある。このため、全般的な経済状況または当グループの財政状態の変化を反映しない当グループの信用格付の格下げが行われる可能性がある。

さらに、当グループ（および世界のその他銀行）が発行する個別の証券（一定のTier 1資本およびTier 2資本証券ならびにカバード・ボンドを含むがそれらに限られない。）の格付は、かかる商品に対する規制要件および格付機関が利用する格付方法論の変化によってその時々に影響を受ける可能性がある。

当グループの将来の信用格付または格付けのアウトルックの引き下げまたは引き下げの可能性により、資本およびホールセール債券市場の利用が制限され、および資金調達コストを増加させる可能性があり、これが新規貸付高を抑制し、カウンターパーティーが当グループと取引しようとする意思に影響を与え、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

信用格付は、関連格付機関が当グループの募集する証券への投資を奨励するものではない。

12. 流動性および資金調達リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

流動性リスクおよび資金調達リスクは、当グループが預金者への支払や満期になったホールセール債券の支払を含め、期日どおりに支払債務を履行することができない、または当グループが資産の増加に対して資金調達能力が不十分であるというリスクである。流動性リスクおよび資金調達リスクは、資金収入と資金支出の間のタイミングのミスマッチのため、すべての銀行業務に内在するものである。流動性の低下は、当グループの借入コストの増加を招き、新規貸付額の制限につながる場合があり、それにより当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

市場情勢および／または当グループに対する投資家の信頼の悪化によって、満期を迎える債務を借り換え、（タイムリーかつコスト効率の良い方法で）資金調達を利用する当グループの能力が重大な影響を受ける可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、資金調達需要を満たすため、また当グループの事業を全般的に維持あるいは成長させるため、国内の市場およびオフショア市場内で顧客預金およびホールセール資金調達を含む様々な調達源から資金を調達する。主要市場の情勢は、国際資本市場における流動性に悪影響を受ける場合がある。例えば、流動性ストレスの時期において、当グループに対する市場の信頼が損なわれた場合、またはオーストラリア内外の市場からの資金調達が利用できないもしくは抑制された場合に、当グループの資金調達源および流動性を利用する能力は、抑制される可能性があり、流動性リスクおよび資金調達リスクに晒されることになる。これらの場合、当グループは代替的な資金調達を探すことを余儀なくされる可能性がある。かかる代替的資金調達手段の利用可能性、および利用可能な条件は、そのときの市場状況および（オーストラリアの信用格付に強い影響を受ける）当グループのその時点の信用格付等の様々な要因に依存する。たとえ利用可能であっても、これら代替資金調達手段のコストはこれまでより高いもしくは不利な条件であるかもしれず、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

13. 当グループの一部の資産および負債の評価の変動は、当グループの収益および／または資本に悪影響を及ぼし、結果としてその財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、デリバティブ商品を含む多様な金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産および負債ならびに一定の資産および負債（2019年9月30日終了年度についての「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」中の2019年度の連結財務書類の注記17に記載されるもの）を公正価値で測定することを要する会計基準を採用しており、公正価値の変動は損益または資本に認識される。

一般的に、これらの金融商品の公正価値を確立するために、当グループは取引相場価格に依拠し、または、金融商品のマーケットが十分に活発でない場合は、公正価値は、市場参加者により決定される公正価値に影響を与えうる要因の影響を組み込んだ現在価値の見積もりもしくはその他の評価手法を基礎にする。これらの商品の公正価値は、当グループの収益および／または資本に重大な悪影響を与える可能性がある市場価格または評価の変数の変動により影響を受ける。

加えて、当グループは貸付関連でない資産の減損（損益に認識される。）の結果としてその価値の下落に晒される場合がある。当グループは、少なくとも年1回のれん残高の回収可能性について査定する必要がある、減損の兆候がある土地建物および設備機器、関連会社に対する投資、資産計上したソフトウェアならびにその他の無形資産（保険および投資事業について取得したポートフォリオおよび繰延取得費用を含む。）を含むその他の貸付関連でない資産を査定する必要がある。

のれん残高の回収可能性を査定するため、当グループは割引キャッシュフローまたは利益倍率計算法のいずれかを使用する。当該計算の基礎となる仮定の変更は、将来のキャッシュフローの予想変動とともにこの査定に大きく影響するかもしれない、結果としてのれん残高の一部または全部の償却の可能性がある。

その他の貸付関連でない資産について、資産が今後使用されない場合または当該資産により生み出されるキャッシュフローが帳簿価格を裏付けられない場合、減損費用が計上される可能性がある。これは、上述の他の潜在的な変化と相俟って、当グループのポジションに影響を及ぼす可能性がある。

14. 会計方針の変更が当グループの財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループが適用する会計方針は当グループが財務状態および営業成績を記録および報告する方法にとって基礎となる。経営陣は、かかる会計方針が、適用ある会計基準または解釈に適合するだけでなく、当グループの財務状態および営業成績を記録および報告するのに最も適切な方法を反映していることを確保するため、これらの会計方針および方法の多くの選択および適用につき、慎重に判断を下す必要がある。しかし、これらの会計方針が不正確に適用され、その結果、当グループの財務状態につき不実表示がされる可能性がある。さらに、新規のまたは改正された会計基準または解釈の適用により、当グループの財務状態が悪影響を受ける可能性がある。当グループの2019年事業年度に初めて発効する新たな会計基準の影響については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」中の2019年度の連結財務書類の注記1および注記35に概要が記してある。

時には、経営陣は、2つ以上の選択肢から会計方針を選択する必要がある、いずれの選択肢も当グループに適用される関連する会計基準または解釈に適合しその状況下で合理的であるかもしれないが、選択肢に基づいて報告されたものとは著しく異なる結果を報告する結果になる可能性がある。

法的小説および規制上のリスク

15. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの事業および業務は厳しく規制されている。当グループは、事業を行うまたは資金調達を行う関連法域において業界の自主規制を含めてかなりの数の法律、規則および政策に従っており、これらのそれぞれの法域において複数の異なる当局の監督対象となっている。

当グループのような金融サービス・グループの規制および監督に対して割り当てられる資金ならびにかかるグループに対する法の執行は近年大幅に増加している。この結果、関連法域にわたり、金融サービス・グループに対する規制および監督はますます広範囲に及んで複雑になってきている。かかる規制および監督は絶えず進展を続けている。

当グループを含むオーストラリアの金融サービス業界における不正に対する社会の関心は、かかる業界に適用される法律、規則、執行およびその他の法的手続きならびに政策の数の著しい増加につながり、これらがそれぞれ当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。とりわけ、オーストラリアにおける状況は以下のとおりである。

- ・ **王立委員会：** 王立委員会は、法の改革、自主規制基準ならびにASICおよびAPRAの業務に関する76の勧告を行った。オーストラリア政府がどのように勧告を実施するか、および規制機関がどのように従うかによっては、これらはコストの増加につながる可能性があるとともに、さらなるエクスポージャーをもたらすこともありうる。これには、さらなる規制活動に伴うエクスポージャー、またはクラス・アクション、個別請求、顧客救済もしくは補償行為等の潜在的な顧客に関するエクスポージャーが含まれる。また、かかる勧告は当グループの競争環境の調整をもたらす可能性がある。これらの潜在的エクスポージャーおよび変化の結果および関連する費用の総額は依然として不明であり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・ **競争に関する法律、規則および調査：** 金融サービス部門における競争の規制について重点的な取り組みがなされている。オーストラリア政府の独立の調査および顧問機関である生産性委員会は、オーストラリアの金融システムにおける競争についての調査を行い、2018年8月にその報告書を公表した。この最終報告書を受けての政策および規制の変更が当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。2017年5月、連邦財務相はACCCに対して、大手銀行税（以下に定義される。）による影響を受けるADIが住宅モーゲージ商品に関して課している、または課すことを提示している価格について調査を行うよう命じた。2018年12月に最終報告書が発表された。報告書の結果によっては、競争に関する政策の変更または規制上の監視の強化につながる可能性がある。2019年10月、オーストラリア政府はACCCに対して、当グループを含むオーストラリアの主要銀行の住宅ローン価格設定の調査を直ちに開始するよう命じた。2018年10月、ACCCは、外国通貨両替サービスに対する調査を開始した。ACCCは、外国通貨両替サービスの提供者間における価格競争について調査し、効果的な競争における障害が存在するかについて検討した。ACCCは2019年9月までに連邦財務相に対して最終報告書を提出した。2019年7月、ACCCはデジタル・プラットフォーム調査に関する最終報告書を公表した。この報告書において、プライバシーおよび一定の消費者保護に対する改革が勧告された。オーストラリア政府は現在これらの勧告について協議を行っている。2019年9月に公表されたACCCからの消費者向けロイヤルティ・スキームに関する報告書草案において一部重複する改革が提案された。これらの勧告に応じて法律、規制または監督が変更されれば、当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。
- ・ **製品に関する法律、規則および調査：** 当グループを含む金融サービス事業者が提供する商品の適合性について重点的な取り組みがなされている。責任ある消費者向け融資に関する規制政策は大きな進展を見せ、監督は大幅に強化されており、事業慣行の見直しと変更が引き続き推進されている。責任ある消費者向け融資に関する進展および監督の結果、さらに法、規制または政策が改正された場合、かかる変更は、当グループの将来における消費者向け融資業務の提供方法に影響を与えることがあり、これがかかる分野の当グループの業務に悪影響を及ぼし、結果的に当グループのポジションにも悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、現在ASICは責任ある融資に関する法律についての規制ガイダンスを見直している。さらに、オーストラリア政府は、2019年に、オーストラリアにおける金融商品および信用商品の設計および交付についての規制を強化し、重大な消費者の損害のリスクを認識した場合にはASICに商品に対する介入権を与えることを目的とした法案を承認し、かかる介入権はASICによりすでに行使されている。不遵守に対しては多額の罰金が科せられており、かかる法律の制定は将来における金融商品の発行およびマーケティングを行う当グループの能力に影響する可能性がある。金融商品の交付の要件に起因する法令遵守コストの増加は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。
- ・ **企業に対する罰金の引き上げおよび規制当局のための財政的支援の強化：** オーストラリアにおける法律違反に対する罰金が引き上げられ、規制当局による違反の訴えのための財政的支援が強化されている。オーストラリア消費者法が改正され、2018年9月よりオーストラリア消費者法違反に対する罰金が引き上げられた。この罰金の引き上げは、非良心的行為、商品またはサービスに関する虚偽表示または不当表示、不当営業行為、消費財、商品関連サービスおよび情報基準の安全性に関して行われた。2019年3月、オーストラリア政府は、執行、規制および監督を支援するための追加資金提供として、ASICに対して4億ドル超およびAPRAに対して1億5,000万ドル超が提供される旨を発表した。2019年財政法改正法（企業および金融部門に対する罰則強化）により、企業および金融部門による様々な義務違反に適用される処罰が大幅に強化された。当グループに対してかかる罰金が賦課された場合、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

- ・ **上級役員の説明責任に関する法律および規則：** 銀行部門の上級役員に適用される罰金と特定の規則が強化されている。銀行役員説明責任体制（「BEAR」）がADIグループにおける取締役および大部分の上級役員に関する責任および説明責任の枠組みとして導入された。オーストラリア政府はBEARの延長と王立委員会後の改正を示唆している。BEARの制定が当グループにもたらす潜在的なリスクには、罰金の支払リスクならびに優秀な取締役および上級役員を誘因および維持するための当グループの能力に対するリスクが含まれる。
- ・ **その他の政府または規制当局による金融部門に対する介入：** オーストラリア政府および規制当局によるオーストラリアの銀行に関する審議および介入が進行している。これらの審議は広範囲に及び、当グループのポジションに悪影響を及ぼすおそれがある法規制の変更または措置につながる可能性がある。2019年中において連邦議会は、当グループを含む4つの主要銀行の審議のために公聴会を開催しており、また、今後も開催する予定である。ASICは2019年8月に責任ある融資に関する公聴会を開催した。オーストラリア政府は、2017年7月から当グループを含む一定の大銀行に対して負債に対する課税（「大手銀行税」）を実施した。オーストラリア政府が大手銀行税を引き上げる、または銀行に対して新たな課税を導入するかもしれないリスクが存在する。オーストラリアの州と特別地域の政府が同様の課税を導入することもあり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。また、ASICは、ガバナンスおよび法令遵守を厳密に監視するためにその職員を主要な金融機関の現場に派遣することにより、新しくさらに密度の高い監督手法を採用入れた。また、銀行の審査は、過去および継続中の2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（連邦法）の違反の申し立てに関連して他のオーストラリア主要銀行1行に対して2017年にAUSTRACによる民事上の罰則手続きが開始された後に強化された。
- ・ **業界自主規制：** リテールおよび小規模企業バンキングに影響する業界ベスト・プラクティスの指針および基準に対して重点的な取り組みが続けられている。業界規範および慣行の指針を含む自主規制商品における変更により、当グループではコンプライアンスの実施および監視のために多額の資金が必要となっている。新たなオーストラリア銀行業行動規範が2019年7月に発効し、王立委員会の勧告の実施を目的とした一定のリテールおよび小規模事業者の商品ならびに手順に対するさらなる変更が2020年3月までに導入される。また、影響を受けやすい顧客との業務に関する業界の指針が考案中である。かかる変更は、当グループが顧客に提供できる商品と交付に係る営業コストに影響する可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

その他の新たな規制上の進展および課題には下記が含まれる。

- ・ **健全性規制に関する進展：** 健全性規則における進展は引き続き当グループに重要な形で影響を及ぼしている。現在APRAおよびRBNZとの協議に付されている複数の項目を考えれば、当グループへの潜在的な影響は依然として不確実な状態である。APRAによる健全性基準のさらなる変更が、当グループに対して維持することが要求される規制上の自己資本の水準の引き上げにつながり、当グループの柔軟性を制限し、多額の費用の発生をもたらし、および／または1つ以上の事業ラインの利益性に影響を及ぼす可能性があり、このいずれもが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。
 - ・ 2019年10月、APRAは、健全性基準APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」（「APS第111号」）に対する修正案についての協議のために検討文書を公表した。APRAの提案による最も重要な変更は、レベル1のADI（または同等の海外事業体）および保険子会社への資本投資の取扱いに関して、当該投資における有形の構成要素が400%のリスク加重から以下へと変更される点である。
 - ・ ANZBGLのレベル1のCET1資本純額の10%相当額を上限として、250%のリスク加重を行う。
 - ・ 当該投資の残余は、CET1の資本控除として扱われる。
 - ・ ANZBGLは、現在行っている投資への影響を検討中である。当グループへの正味の影響は不明であり、多くの要因に依存する。これらの要因には、実施時に影響を受ける子会社の資本構成、健全性基準の最終版、およびこれらの提案による影響を概ね相殺し得る経営陣の行為の効果がある。これらの提案は、影響を受ける子会社へのANZBGLの現在の投資を前提とすれば、相殺する経営陣の行為が何もない場合、ANZBGLのレベル1のCET1資本比率が最大約25億ドル（約75ベシス・ポイント）減少することを示唆している。

- ・ 2019年8月、APRAは、APS第222号「関連当事者の関与」を修正し、関連ADI（または同等の海外事業体）に対するオーストラリアのADIの個々のエクスポージャーの上限をレベル1総資本の50%からレベル1のTier1資本の25%へ、またエクスポージャー合計ではレベル1総資本の150%からレベル1のTier1資本の75%へと引き下げる旨を発表した。エクスポージャーは資本控除を除外して測定されるため、APRAの自己資本規制の変更案（APS第111号に含まれる。）は、ADIのエクスポージャーの測定に影響を及ぼす。この変更は2021年1月1日から実施されることが提案されている。
- ・ 2019年7月、APRAは、損失吸収力に関する決定を公表し、この決定に従いANZBGLを含むオーストラリアのD-SIBに対して2024年1月までに総資本をリスク加重資産の3%までに増加させることを求めることになる。2019年9月30日現在の当グループの自己資本ポジションに基づく、総資本要件における増加分が約120億ドルであり、他の上位の資金調達において相当額の減少があることを示している。APRAは、D-SIBが主に追加的Tier2資本によって要件を充足すると予想される旨を述べている。APRAは、今後の4年間で、リスク加重資産の1%ないし2%を追加的に引き上げるための実現可能な代替方法を検討する。
- ・ ADIに対するAPRAの自己資本フレームワークの変更は、バーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）のバーゼル3自己資本改正およびFSIの勧告を受けたもので、今後数年にわたって実施される。APRAは、「問題なく強固」である自己資本比率の実現により銀行システムの強靱性を高める意図に基づき、継続的に協議を行っている。APRAは、オーストラリアの4大D-SIBの場合、現行の自己資本比率のフレームワークの下では、かかる自己資本比率とはベンチマークとなる普通株式等Tier1（「CET1」）資本比率が最低でも10.5%であることと同義であり、かかるベンチマークは2020年1月1日までに達成しなければならない旨を述べた。さらに、APRAは現在、ADIのリスク・ウェイトの枠組みおよびその他の自己資本要件の変更について協議しており、最終的な基準は2020年に公表され、当グループによる実施は2022年となると予想される。APRAは、リスク・ウェイトに対する変更がADIにさらなる増資を余儀なくさせるとは予想していないが、このことは最終的な要件次第でADIにより異なりうると発表した。
- ・ 2018年12月5日にANZBGLは、RBNZによる最終的な自己資本要件に関する同日付の公表の影響について、情報を更新した。当グループへの正味の影響として、CET1資本が2027年7月までに、管理バッファの約10億豪ドルを含めて約30億豪ドル増加する（当グループの2019年9月30日現在のバランスシートに基づく。）。この影響からは、より厳格な要件を満たすことを想定して2019年にANZニュージーランドが留保した約15億ニュージーランド・ドルの利益が除かれている（すなわち、CET1への総影響は、事前の想定(2)よりも小さい約45億豪ドルであった。）。以下は、協議文書に関するRBNZの最終的な自己資本要件の主な変更点である。
 - ・ ANZニュージーランドの所要Tier1資本合計（16%）に変更はないが、移行期間が7年に延び、当グループのCET1資本への影響が抑えられている。
 - ・ 引上げの大部分は追加的Tier1（「AT1」）資本に関するものであり（当初案の1.5%に対して2.5%）、所要CET1資本金額は引き下げられている。
 - ・ AT1資本として認定可能な繰上償還条項付優先株式。これによりANZニュージーランドは、内部向けに発行済みのAT1証券を外部カウンターパーティー向けに切り替えて資金調達を行えるようになると考えられる。
- ・ 株主による介入： 当グループのようなオーストラリア証券取引所（ASX）上場公開企業に適用されるオーストラリアの「2ストライク」ルールに基づき、会社の報酬報告書の採用に対して2回連続で25%以上の反対票が投じられた場合には、会社は信任を問うための株主総会（spill meeting）を開催するかを株主の普通決議にかけなければならない、かかる株主総会において、直近の報酬報告書を承認したすべての非執行取締役は株主により（普通決議による）再任が問われなければならない。2018年度の年次株主総会において、「2ストライク」ルールに基づく「1回目のストライク」を満たす、当グループの報酬報告書の採用に対する十分な反対票があった。2回目のストライクがあって信任を問うための株主総会が開催された場合、そのガバナンスや事業への集中度などの当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

- ・ **オープン・バンキング法：** オープン・バンキングは、2019年8月に法律として制定されたオーストラリアにおける新たな消費者データに関する権利の一つである。かかる法律により、消費者（個人および企業の双方）は、一定の指定を受けた自分に関するデータセットにアクセスし、それを認可された第三者に渡す権利を与えられることになる。ACCCは、オーストラリアの主要銀行（当グループを含む。）は、2020年2月よりクレジットカードおよびデビットカード、預金口座ならびに取引口座に関する消費者データを共有化させる必要がある旨提言している。2020年7月には、住宅ローン口座の顧客データを利用可能にさせることが要求されている。その他一定の商品（例えば、個人および企業のローンその他一定の口座）に関する顧客データは2021年2月から利用可能とならなければならない。また、商品に関してデータを共有化することも要求されている。当グループは任意で2019年7月に商品データの共有化を開始した。オープン・バンキングにより競争が促進される可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。
- ・ **ニュージーランドにおける進展：** ニュージーランドの規制当局は、ニュージーランドの金融機関に対する大幅な規制上の変更の提案または導入を盛り込んだ一連の規制についての発表を行った。これらの変更には、とりわけ以下が含まれる。RBNZによる自己資本要件の改正、健全性信用管理、改正外部委託方針およびモーゲージ債担保基準の見直し、金融市場（金融機関の行為）規制改正法案に基づく金融機関に対する行為規制案、2019年金融サービス法制改正法の成立および2008年フィナンシャル・アドバイザーズ法との置き換え、準備銀行法のニュージーランド政府による見直し、ならびに2003年信用契約および消費者金融法の改正案。RBNZは、ANZニュージーランドに対して準備銀行法第95条に基づく通知を行った。当該通知は、RBNZの自己資本比率要件の遵守、取締役による証明および保証の枠組みの有効性、ならびに要求された改善策の実施に関する報告書を提出するため、外部評価者を採用するよう要求している。上記の変更は、ANZニュージーランド・グループに悪影響を及ぼす可能性があり、潜在的にその企業構造、事業、戦略、資本、流動性、資金調達および収益性、コスト構造、顧客のためのコストおよび信用の利用ならびにさらに広い範囲にわたる経済に影響し、これがさらに当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・ **その他の国外における進展：** オーストラリアおよびニュージーランド以外の関連法域においてその他の一連の規制上の進展がみられた。これらには、米国金融規制（ドッド・フランク法に対する法改正およびボルカー・ルール（以下で定義されている。）の将来の改正を含む。）の変更、シンガポール、香港および英国における上級役員の説明責任についての変更、ブレクジットに関連する英国および欧州法の変更、ヨーロッパにおけるさらなるデータ保護規制の導入、多くの関連法域における非清算OTCデリバティブの当初証拠金要件のさらなる段階の実施、銀行がEURIBORおよびSIBORの改正に備えることへの要請ならびに無リスクレートへの移行によるLIBORおよびその他の銀行間オファード・レートの廃止、が含まれる。

関連法域における当グループによる法律、規則または方針の不遵守は、規制上の調査、法律上もしくは規制上の制裁、財務損失もしくは評判の喪失、訴訟、罰金、刑罰、当グループが事業を行う能力の制限、関連する規制上の免許の取消し、停止もしくは条件の変更またはその他の強制執行もしくは行政処分もしくは合意（強制執行可能な約束など）につながる可能性がある、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

上記の不遵守が発生すれば、当グループは第三者（集団訴訟手続きによるものを含む。）からの訴訟リスクに晒されることになる。訴訟（集団訴訟手続きを含む。）の結果により、第三者への補償金の支払いおよび／またはさらなる救済行為につながる可能性がある。当グループの訴訟および偶発債務に関する情報については、リスク要因16、「訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」および「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」中の2019年度の連結財務書類の注記33を参照のこと。

16. 訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、その時々において重大な訴訟、規制措置、法的あるいは仲裁手続きおよびその他の偶発債務の対象となる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、2019年9月30日現在、本書の「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」中の2019年度の連結財務書類の注記33に概要が記載される事項に関する偶発債務を有していた。

注記33は特に以下の説明を含む。

- ・ 監督当局および顧客に対するエクスポージャー
- ・ 銀行手数料訴訟ならびに定期返済に関わる救済およびASICの訴訟
- ・ ベンチマーク／金利に関する訴訟
- ・ 資本調達に関する訴訟
- ・ フランチャイズ加盟店の訴訟
- ・ 王立委員会
- ・ 担保回収の訴訟

近年において、当グループでは、規制当局とのやり取りを要する事案件数が増加している。また、とりわけオーストラリアおよびグローバルの両方の金融機関に対し、規制当局による調査および見直しの性質および規模、民事および刑事における執行活動（訴訟であるか否かを問わず）、公式および非公式の照会、規制当局による監視活動ならびに規制当局による罰金額が大幅に強化されている。当グループは業界全体に対する見直しおよび当グループ固有の見直しの両方の一環として規制当局からの各種通知および情報の請求を受け、勧奨に基づき規制当局に対する開示も行った。これらのやり取りの性質は広範囲にわたり、例えば現在のところ責任ある貸付慣行、商品の適合性および流通、利息および手数料ならびにそれらを課す資格の付与、顧客救済、富裕層への助言、保険の販売、価格設定、競争、金融市場における行為および金融取引、資本市場取引、マネーロンダリング防止および対テロ資金に関する義務、報告および開示義務ならびに商品の開示書類などの一連の事項を含む。規制当局に対するエクスポージャーに加えて、顧客に対するエクスポージャーも存在する可能性がある。これらにはクラス・アクション、個別請求または顧客救済もしくは補償行為が含まれうる。かかる見直しおよび可能性のあるエクスポージャーの結果および関連する費用の総額は不明である。

偶発債務が予想以上に大きい、あるいは追加的訴訟、規制上措置、訴訟もしくは仲裁手続きまたはその他の偶発債務が生じるかもしれないというリスクがある。

17. マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

マネーロンダリング防止（AML）、対テロ資金（CTF）および制裁遵守は、近年、重要な規制上の変更および執行の対象となっている。当グループが業務を行う環境が複雑さを増すことによって、これらのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンスのリスクが高まってきている。さらに、国内および世界の双方における金融機関によるコンプライアンス違反の結果ならびに関連する罰金および和解金額の透明性の向上は、これらのリスクが引き続き当グループが注視する分野であることを意味する。過去および継続中のALM／CTF法の違反の申し立てに関連してオーストラリア主要銀行の1行に対して2017年にAUSTRACによる民事上の罰則手続きが開始され、より効果的な規制上の措置を講ずるための違反通知制度が拡充されたことを受けて、オーストラリアにおいて規制を受ける事業体に対する措置のさらなる強化に向けて、規制のスタンスに変化が起きている。同様に、RBNZは、2019年9月以降においてニュージーランドの2009年マネーロンダリング防止および対テロ資金対策法の違反に対して正式な強制執行措置を採る意欲を高めていると述べている。

AML／CTFおよび制裁関連の法律の非遵守リスクは、当グループの規模および複雑性ならびにいくつかの必須の報告要件の透明性の欠如を考慮すると、引き続き高い。仮想通貨の発行者／交換業者およびウォレット・プロバイダーならびにフィンテックやその他のディスラプターを通じたまます複雑化する送金の取決めなどの新興技術により、資金の流れを監視する当グループの能力が制限される可能性がある。監視プログラムの管理におけるヒューマンエラーおよびテクノロジーの中断は、当グループによるかかる資金の流れの監視についての法定の報告義務の遵守を妨げる可能性があり、過去には妨げられたことがあった。資金の流れを報告し、マネーロンダリング、贈賄およびテロ資金調達に対抗し、経済制裁を確実に遵守するための強固なプログラムを実施できないと、当グループおよびその従業員にとって財務上、法的および評判上深刻な結果を招く可能性がある。かかる結果には、罰金、刑事上および民事上の罰則、民事訴訟、評判への損害および一定の法域で事業を行うことの制限を含む可能性がある。これらの結果によっては、個別または集团的に、当グループのポジションに悪影響が及ぶこともあり得る。当グループの海外業務により、当グループを規制当局による強化された監視下に置かれ、法令順守コストが増加する可能性がある。

18. 金融政策の変更は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

中央金融当局（RBA、RBNZ、米国連邦準備制度理事会、イングランド銀行および当グループが業務を行うアジアの法域の金融当局を含む。）はそれぞれ関連法域で通貨および信用の需要に影響を与えるため、政策金利の設定またはその他手段を取っている。加えて、法域の一部では、通貨政策も、全般的な事業状況ならびに通貨および信用の需要に影響を与えるために使用される。これらの手段および政策は、当グループの貸付および投資の資金コスト、ならびに当グループがそれらの貸付および投資からあげるリターンにかなりの影響を与える可能性がある。これらの要因は当グループの純預貸利鞘に影響を与え、当グループが保有する債券およびヘッジ商品などの金融商品の価値に影響を与える可能性がある。中央金融当局の取る手段および政策はまた、当グループの借入者に影響を与える可能性があり、借入金返済を履行できないリスクを潜在的に増加させる。

RBA、RBNZおよび当グループが業務を行う法域のその他の当局を含め、多くの中央金融当局は、政策金利の引き下げを積極的に行っている。低金利またはマイナス金利は、当グループの利鞘を圧迫し、当グループの収益性および見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

かかる政策金利および金融政策の変更を予測することは困難であり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

19. 法令順守コストの増加、（依然進行中である）グローバルな税務報告制度により課される重要な義務に関する罰金の拡大および継続中の規制当局の審査によるリスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループを含めたすべてのグローバルな金融機関（「FIs」）による米国の外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）、OECDの共通報告基準（「CRS」）、およびこれらに類する租税回避対策制度を含むグローバルな税の透明性のための報告制度への遵守に関して、強制的かつ大幅な変更が行われており、また規制当局の関心も高まっている。現在の規制当局の関心にはまた、グローバル税務報告制度の回避を封じ、不遵守を取り締まるための、グローバル税務報告制度およびフレームワークの細目の執行および実施が含まれる。

グローバル金融機関として、当グループは、取引量が大きくかつグローバルな相関関係のある業務環境において業務を行っている。このような状況下では、多様なグローバル税務報告制度に基づく義務の性質は高度に複雑かつ厳格であり、このことは当グループのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクを増加させている。これは、規制当局によるグローバル金融機関（当グループを含む。）への現行の監視の強化、ならびにグローバル金融機関によるコンプライアンス違反および不遵守に関する罰金の一般的な増加傾向と連動する可能性がある。そのため、グローバル税務報告制度の遵守は引き続き当グループの主要な関心分野となる。

現在進行しているOECDの相互審査およびその他の規制当局による審査活動は、既存の義務のさらなる延長および拡張のほか、不遵守の防止のために罰金制度が確実に十分で適切なものとなるよう各採択国に促すCRSの遵守に向けた一層の取組み強化という結果をもたらしている。

FATCAおよびその他米国財務省の規則に基づき、当グループは以下の影響を受ける可能性がある。

- ・ 継続中の詳細にわたる義務を適切に履行できない場合、一定金額（顧客に支払われる金額を含む。）に対して30%の源泉徴収税を課せられ、上位支払者に対して一定の情報を提供するよう求められる可能性があり、また、その他の不利な影響も受ける可能性がある。。
- ・ 米国と当グループが業務を行う適用ある法域との間のFATCAに関する政府間協定が失効した場合、広範なコンプライアンスの問題、重大な源泉徴収に関わるエクスポージャー、競争面での不利な状況およびその他の業務上の影響を受ける可能性がある。

CRSの下で、当グループは、

- ・ 太平洋地域などの当グループが事業を行っている発展途上国における課題に直面している。これらの国々の現地規制当局は一般に「パートナー」国家から支援を受けており、かかるパートナー国家が実施を困難にするような基準を導入する可能性がある。
- ・ 所定の顧客情報の収集または報告の不履行について現地の規制当局により多額の罰金が科されており、現地の法律および規制の実施において国ごとに特有の大きな違いに対処しなければならない。

- ・ 規制当局の取り組みの重点がCRSの当初の立ち上げからその効果的な実施へ移ったため、他のFIsと共に、ますます厳格化する規制当局による監視と措置を受けている。規制当局の関心が強まることにより、影響を受けた顧客に重大な不利益な体験（一方的な口座の凍結および閉鎖を含む。）がもたらされる、当グループのポジションに悪影響が及ぶ、また、他のFIsが同様のことを履行していない場合には、重大な競争上の不利益を受ける可能性がある。

当グループの規模および複雑性は、他のFIsと同様に、FATCA、CRSおよびその他の税務報告制度への不注意による不遵守を犯すリスクが高いことを意味している。実施されたプロセスを上手く運用できない場合、当グループおよびその従業員に法律、財務および評判上の影響が生じる可能性がある。かかる影響には、罰金、刑事上および民事上の制裁、民事上の請求、評判の毀損、競争上の不利益、事業損失、事業遂行上の制約が含まれる。これらの影響は個別的または集合的に、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

20. いずれかの法域における当グループの営業免許の予期せぬ変更は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、様々な国、州および特別地域で営業する免許を取得している。政府、当局または規制省庁により、営業免許の条件に対し、当グループがこれまで許可されていた方法での取引を禁止または制限するような予期できない変更がなされた場合には、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

内部統制、オペレーショナル・リスクおよびレピュテーション・リスク

21. オペレーショナル・リスク事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、社内手続き、人員およびシステムの不適切もしくは障害、または外的事象から生ずる損失リスクおよび／または法の不遵守に関するリスクである。この定義には法的なリスクならびに社内手続き、人員、および／またはシステムの不適切もしくは障害から生じる評判の喪失または損害リスクを含むが、戦略的なリスクは含まない。

オペレーショナル・リスク事象には以下が含まれる：

- ・ 内部不正行為（例えば、従業員または請負業者に関連するもの）
- ・ 社外の詐欺（例えば、不正なローンの申請またはATMスキミング）
- ・ 雇用慣行、主要スタッフの喪失、不十分な職場の安全および雇用方針の効果的な実施の失敗
- ・ 顧客、商品および事業慣行への影響（例えば、顧客データの悪用または反競争的行為）
- ・ 事業の中断（システムの不具合を含む。）
- ・ 物的資産への損害
- ・ 遂行、提供および手続き管理（例えば、手続上の過誤またはデータ管理の失敗）

オペレーショナル・リスク事象による損失は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。かかる損失には罰金、刑罰、資金もしくは資産の損失もしくは盗難、訴訟費用、顧客補償、株主価値の喪失、評判の喪失、人命損失もしくは負傷ならびに資産および／または情報の損失を含む。

22. レピュテーション・リスクに関する事象は、業務上の不履行および規制の不遵守とともに、レピュテーション・リスクを引き起こす可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

レピュテーション・リスクは、外部の事象または業務上の不履行および規制の不遵守を含む当グループの行為の結果として生じる可能性がある。これらの事象が発生すれば、当グループに対する一般（当グループの顧客を含む。）、株主、投資家、規制当局または格付機関の認識に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループの評判に関するリスク事象の影響は、リスク事象そのものの直接的なコストを上回る可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの慣行の一つが社会の期待に応えることができなかった場合、当グループは評判から生じる損害を被る可能性がある。これらの期待は適用法に従うために必要な基準を超えて求められることもあるため、当グループは法的義務を果たしている場合でも評判による損害を被る可能性がある。社会の期待と当グループの慣行との相違は、商品およびサービスの開示の慣行、価格設定方針ならびにデータの利用を含め、多くの状況で発生しうる。さらに、当グループの評判は、広範な金融サービス業界に対する社会の認識により悪影響を受ける可能性がある。

また、一定の業務上の不履行および規制の不遵守がレピュテーション・リスクを生じさせる可能性がある。かかる業務上の不履行および規制の不遵守には、以下が挙げられる（ただし、これらに限定されない。）。

- ・ 身元確認義務の充足に関する不履行
- ・ 商品の開発に関する新たに発生する不履行
- ・ 継続中の商品モニタリング活動に関する不履行
- ・ ターゲット市場外で商品販売を行う際の適合性要件に関する不履行
- ・ 市場操作または反競争的行為
- ・ 開示義務の不遵守
- ・ 不適切な危機管理／危機的事象への対応
- ・ 不適切な顧客苦情処理
- ・ 不適切な第三者との取決め
- ・ プライバシーの侵害、および
- ・ 不測のリスク（例えば、信用、市場、オペレーショナルまたはコンプライアンス）

当グループの評判に対する損害は、当グループの収益性、規模および資金調達費用、規制当局による監視の強化ならびに新規事業機会の獲得可能性への悪影響など、広範囲に影響を及ぼす可能性がある。当グループの評判が損なわれる場合、当グループが顧客を引き付け維持する能力もまた悪影響を受ける可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

23. 行為に関連するリスク事象または行動は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、行為に関連するリスクを当グループが事業活動を行うにあたり、消費者の利益、金融市場の一体性および地域社会の期待を当グループ、従業員または代理人が適切に考慮しないことから生じる損失または損害のリスクとして定義している。

行為に関連するリスクは以下から生ずる可能性がある。

- ・ 顧客に対する不相応または不適切な助言の提供。
- ・ 商品もしくはサービスに関する不正確な説明もしくは開示、または顧客に対してリスクおよび利益について十分な情報を提供しないこと。
- ・ 条件、開示、提案および/または助言に従った商品の特徴および利益の伝達ができないこと。
- ・ 利益相反を適切に防止または管理することができないこと。
- ・ 販売および/または販売促進プロセス（販売促進、販売および/または助言提供に従事するスタッフのインセンティブおよび報酬を含む。）。
- ・ 当グループの方針および基準から外れた、信用の供与。
- ・ 当グループの方針および基準から外れた、金融市場における取引活動

世界的に、また、とりわけオーストラリアおよびニュージーランドにおいて、行為に関連するリスクに対する規制当局および地域社会の関心は増してきている。例えば、当グループは現在、様々な顧客救済プログラムを実施しており、そのうちのいくつかはこれまでの見直しから特定された行為に関する問題に関連しており、これらの見直しは継続されている。行為に関連するリスク事象は、当グループに対して、規制当局の措置、銀行業免許の制限もしくは条件および/または評判への影響をもたらすこともあり、それにより当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。救済プログラムが適切に実施されない、またはさらなる救済業務が必要となる可能性があり、これが訴訟、規制上の措置および/または当グループの費用の増加を招き、これらのすべてが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

行為に関連するリスクに対する規制上の関心の高まりについての詳細は、リスク要因15、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」およびリスク要因16、「訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

24. ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの実施の失敗は、当グループの事業を大いに妨害する可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの日々の活動およびそのサービスの提供（デジタル・バンキングを含む。）は情報技術（IT）システムに大きく依存している。そのため、ITシステムまたは当グループが使用もしくは依存するサービスが混乱または利用不可となった場合には、当グループが顧客のバンキング業務の要求に応えられない、および／またはコンプライアンス義務および規制当局の期待に応えられないリスクが存在する。

ITシステムに対する脅威は進展し続けており、サイバー上の脅威および攻撃リスクは高まっている。攻撃に使用される技術は高度に複雑化され、また、攻撃を続ける者は十分な資金力を持っている可能性があるため、当グループはサイバー上の脅威に起因する混乱を防止または最小化する効果的な措置を予想または実行できない可能性がある。

当グループは、ITシステムを維持し、通貨や情報のセキュリティ・レジリエンスを確保し、ビジネス能力および当グループの顧客向けデジタル・バンキング・サービスを強化する責任を継続的に負う。当グループがこれらを効果的に実施したり、かかる責任を効率的に遂行できないこともあり、そのために費用の増加や規制要件遵守の遅延、不安定または安全でないシステム、あるいは当グループの顧客に対するサービス能力の減退を招く可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼすことがあり得る。

さらに、ANZニュージーランドは多くのITシステムの供給について当グループに依存している。当グループのシステムにおける不備が直接ANZニュージーランドに影響を及ぼし、これがさらに当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

25. サイバー攻撃を含む情報セキュリティに関連するリスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

情報セキュリティとは、情報および技術システムを機密性、整合性または可用性の中断から守ることを意味する。銀行として、当グループは、オーストラリア、ニュージーランド、インド、アメリカ合衆国、ヨーロッパ、シンガポールおよび中国を含め、その顧客およびその内部業務について相当量の個人情報および機密情報を扱う。かかる情報は、内部および第三者のホスト環境の双方において処理および保存されるため、情報を確実に保護するために当グループおよび第三者および関係者によりセキュリティ管理が効果的に行われる必要がある。

当グループは多数の国で業務を行い、例えば政治的脅威またはテロリストもしくは犯罪組織による標的型サイバー攻撃が増大している一部の国においては、当グループのシステムに対するリスクは本質的により高くなる。

当グループは、高度な持続的脅威、分散型サービス妨害、マルウェア（破壊工作ソフト）攻撃およびランサムウェアなどのサイバー攻撃の脅威が絶え間なく進展し、より洗練され、増加していることを認識している。当グループのサイバーセキュリティの方針、手続きまたは管理において不備があった場合は、多額の財務的損失、重大な事業の混乱、顧客サービス提供能力の欠如、またはデータその他の機密情報の喪失（機能停止によるものを含む。）を招き、これらに関連した評判から生じる損害をもたらす可能性がある。これらの要因のいずれも、コストの増加（顧客への通知または補償に関するコストを含む。）につながり、規制当局の調査もしくは制裁の発動の対象となる、または当グループが顧客を維持および引き付ける能力に影響を及ぼす可能性があり、結果として当グループのポジションに悪影響が及ぶことがあり得る。

環境関連リスク、ソーシャル・リスクおよびガバナンス・リスク

26. 当グループのリスク管理の枠組みによりすべての既存のリスクを適切に管理する、または新たに発生したリスクを十分に素早く検知することができない場合は、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

リスク管理は、すべての当グループの活動にとって不可欠のものであり、当グループのリスク選好の特定および監視ならびに当グループのリスク・エクスポージャーおよび特定された管理の有効性に関する報告を含む。しかしながら、当グループのリスク管理の枠組みは、既存のリスクまたは当グループが予想もしくは識別しなかった新たなリスクを含むすべての事例において効果的に機能する保証はなく、これらに対する管理が有効でない可能性がある。リスクを効果的に管理することができない場合、当グループの評判または規制上の義務の遵守に悪影響が及ぶ可能性がある。

また、当グループのリスク管理の枠組みの有効性は、適正な報酬体系により支えられる健全なリスク管理の文化の確立および維持にも関連している。報酬体系が有効に策定または実施されていない場合、当グループのリスクの文化および当グループのリスク管理の枠組みの有効性に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、継続的にリスク管理の枠組みの改善に取り組んでいる。当グループは、そのリスク管理方針の遂行および定期的な見直しを行い、リスク（コンダクト・リスクを含む。）の管理および軽減のため追加資金を組織内で配分する。しかしながら、かかる取組みによって当グループにおける将来の不正の発生を防げない可能性もあり、当グループのリスク管理の枠組みが効果的であるという保証はできない。当グループのリスク管理プロセスまたはリスクガバナンスにおける不備により、当グループが不測の損失および評判の低下を被る、および規制上の義務を遵守できない可能性があり、このことが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

27. 直接または間接に気候変動リスクの影響を受けることがある顧客向けの貸付に伴うリスクは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

気候変動に関するリスクは、規制上、政治的および社会的に注目が高まっている。気候変動リスクを予測に基づいて当グループのリスク管理の枠組みに組み込み、気候変動および低炭素経済への移行により生じたリスクと機会の双方の対応に向けた当グループの業務および事業戦略を採用することは、当グループに重大な影響を与える可能性がある。

当グループにとって最も重大な気候変動リスクは、その企業およびリテールの顧客に対する貸付に起因するもので、顧客が債務を返済できないもしくは履行を拒否するまたは担保の価値および流動性が影響を受ける結果発生した信用関連の損失を含めることができる。

顧客の信用関連の問題を通じた当グループのリスクは、直接に気候関連事象により、および間接に法律、規制またはカーボンプライシング（炭素価格付け）および気候リスク適応策または軽減策などのその他の政策の変更により発生することがあり、これらは顧客のサプライ・チェーンまたはかかる顧客自身の購買力に影響する可能性がある。これが顧客が債務を返済できないまたは履行を拒否することにより生じた信用関連の損失をもたらし、それにより当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

28. 将来の気候関連事象、地質学的事象、植物、動物および人間の疾病ならびにその他外因性事象の影響は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループおよびその顧客は、気候関連事象に晒されている。これら事象には、暴風雨、早魃、火災、サイクロン、ハリケーン、洪水および海面水位上昇が含まれる。当グループおよびその顧客はまた、地質学的事象（火山地震活動または津波を含む。）、植物、動物および人間の疾病もしくは世界的な流行病などのその他の事象にも晒される可能性がある。

その深刻さによっては、これらの事象はANZの支店もしくはビジネスセンターなどの一部地域のサービスまたは当グループのサービスの提供を一時的に中断または制限する可能性があり、また当グループの財務状態または顧客に対する信用ファシリティに関連する当グループの担保状況に悪影響を与える可能性もあり、これがさらに当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下は、2018年10月1日から2019年9月30日までの年度に関するANZの「連結財務報告および配当宣言」（「経営成績発表」）および「第6 経理の状況－1 財務書類」に記載の2019年度財務書類から抜粋した情報に基づいている。注釈および参照のいくつかは、本報告書の規定の形式との整合性をとるために、省略、修正されている。

A. 当年度の経営成績の要説

(1) 会計基準の適用

当グループは、2019年9月終了年度中にAASB第9号「金融商品」およびAASB第15号「顧客との契約から生じる収益」の2つの新しい会計基準を採用した。

- ・ AASB第9号－当グループは、2018年10月1日より金融資産の減損について予想信用損失法を導入し、一定の金融資産の分類および測定も変更した。その結果、当グループは期首利益剰余金を通じて貸倒引当金を8億1,300万ドル増加させた。比較情報は修正再表示されていない。
- ・ AASB第15号－この会計基準の適用の主な影響は、以前には相殺されていた一定の項目が営業収入と営業費用に総額で表示されるようになったことである。2018年度の比較情報は修正再表示され、その結果、営業収入総額は1億5,300万ドル増加し、また営業費用総額でも同額の増加があった。

上記に係る主な要件および影響についての詳細は、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2019年度連結財務書類の注記1および注記35を参照のこと。

(2) IFRSに準拠していない情報

法定利益は、オーストラリア会計基準の認識および測定の要件に従って算定されており、この基準は国際財務報告基準（IFRS）に準拠している。当グループは、連結財務報告および配当宣言の中で、会計基準とは別の基準で作成された追加の業績指標を提供している。この情報を提示する際、ASICの規制ガイド230において提供された指針に従う。

現金利益

IFRSに準拠していない指標である現金利益は、当グループの中核的事業活動に関する業績のANZが推奨する指標を示すものであり、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。現金利益を導くための調整項目は法定利益に含まれ、2019年度のANZ年次財務書類の外部監査人による監査において取り扱われる範囲で監査対象となる。現金利益は外部監査人による監査の対象ではない。外部監査人は、各表示期間を通じて一貫した基準で現金利益の調整が決定されている旨を監査委員会に通知している。

・ 法定利益と現金利益の調整

当グループは、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している。法定利益と現金利益の調整については、下記「D. 利益の調整」を参照のこと。

・ 現金利益の重大／重要項目

当グループの継続事業による現金利益には、重大／重要項目と総称される多くの項目が含まれる。これらの項目は現金利益の一部を形成するが、その性質および影響の大きさゆえ、提供される関連比較情報において透明性を確保し比較を容易にするため個別に表示されている。重大／重要項目の詳細については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。

(3) 非継続事業

売却中の富裕層オーストラリア事業の財務実績ならびに関連する当グループにおける再分類および連結の影響は、財務報告の観点からは非継続事業として扱われている。これらの事業は主要な事業ラインに当たり、売却目的保有資産および負債の一部である非継続事業の要件をみたしている。

当グループの損益計算書および包括利益計算書は、非継続事業を継続事業から切り分けて「非継続事業による利益/(損失)」の勘定項目で表示している。

- ・ I00Fホールディングス・リミテッド（「I00F」）の売却

2017年10月17日に当グループは、OnePathの年金および投資事業（「OnePath P&I」）ならびに関連ディーラー・グループ事業（「ADG」）のI00Fへの売却の合意を発表した。ADG事業の売却は、2018年10月1日に完了した。2019年10月17日に当グループは、OnePath P&IおよびADGのI00Fへの売却価格の修正に関する合意を発表し、売却価格を2017年10月に公表した当初の9億7,500万ドルから1億2,500万ドル引き下げて8億5,000万ドルとした。新価格である8億5,000万ドルには、ADGの売却についてすでにANZが2018年10月に受領していた約2,500万ドルが含まれる。条件の修正は市況の変動を反映しており、全体的な保証上限の引下げや、戦略的な提携契約の一部変更が盛り込まれている。2019年12月9日に当グループは更新した情報の中で、OnePath P&I事業のI00Fへの売却がAPRAにより承認されたことを認めた。この取引は暦年の2020年第1四半期に完了する見込みである。価格引き下げによる影響は、2019年度財務成績に反映されている。

- ・ チューリッヒ・フィナンシャル・サービス・オーストラリア（「チューリッヒ」）の売却

2017年12月12日、ANZは、生命保険事業をチューリッヒに売却することに合意したと発表し、2018年10月10日に規制上の承認を得た。この取引は、2019年5月31日に完了した。

「非継続事業による損失」には以下が含まれる。

- ・ 2019年度に認識された2,300万ドルの損失（税引後損失8,100万ドル）。これは、売却に関連する調整および償却、チューリッヒに売却した保険契約債務の再評価に伴う累積的な現金利益調整額の戻入に起因するが、それまで株式準備金に繰り延べていた利益の売却完了時におけるリサイクリングにより一部相殺された。2018年9月終了年度に、富裕層オーストラリアの非継続事業を売却目的保有へ再分類した際、6億3,200万ドルの損失（税引前および税引後）が認識された。
- ・ 顧客への返金予定および関連する救済費用に対する引当金を含む顧客救済。これは、不適切な助言または年金および投資ならびに生命保険事業で提供されなかったサービスに関係する。

	年度	
	2019年 9月終了	2018年 9月終了
	(百万ドル)	
顧客救済（税引前）	241	181
顧客救済（税引後）	207	127

(4) 継続事業

部門別業績

部門別経営成績の表示は、2019年9月終了年度中の多くの手法および組織構造の変更による影響を受けている。前期間における比較情報は、以下のとおり修正再表示されている。

- ・ 資本に基づき事業ユニットレベルの損益を配賦する手法は、経済資本ベースから規制資本ベースに変更された。この変更は、グループレベルでは相違はないが、部門レベルでの純利息収益に影響を及ぼした。
- ・ アジアリテールおよび富裕層事業の残留事業は、旧アジアリテールおよび太平洋部門からTS0およびグループ・センターに編入された。旧アジアリテールおよび太平洋部門の残りの部分は、パシフィック部門に改称された。
- ・ 以前に富裕層オーストラリア部門の継続事業の一部であったANZのレンダーズ・モーゲージ保険、シェア・インベスティング、損害保険の販売およびフィナンシャル・プランニング事業は、オーストラリア・リテールおよび商業部門（旧称：オーストラリア部門）の一部となり、継続事業としての富裕層オーストラリアは存在しなくなった。

上記以外は、部門別業績に影響を与える重要な変更はない。

[次へ](#)

B. 当グループの業績

(1) 現金利益

当グループの業績のセクションは、別段の記載がない限り、継続事業の現金利益ベースで報告されている。非継続事業に関する詳細については、「A. 当年度の経営成績の要説」を参照のこと。

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
当行株主に帰属する継続事業による法定利益	6,296	7,095	-11%
法定利益と現金利益の調整 ⁽¹⁾			
保険契約債務の再評価	77	(14)	大
経済ヘッジ	118	(248)	大
収益および費用ヘッジ	(19)	(9)	大
ストラクチャード・クレジット仲介取引	(2)	(4)	-50%
上海農村商業銀行の売却	-	(333)	-100%
継続事業による法定利益と現金利益の調整合計	174	(608)	大
継続事業による現金利益	6,470	6,487	0%

注：(1) 法定利益と現金利益の調整の分析は、下記「D. 利益の調整」を参照のこと。

当グループの業績－現金利益

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
純利息収益	14,339	14,514	-1%
その他営業収入	4,690	4,853	-3%
営業収入	19,029	19,367	-2%
営業費用	(9,071)	(9,401)	-4%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	9,958	9,966	0%
貸倒引当金繰入	(795)	(688)	16%
税引前利益	9,163	9,278	-1%
法人税	(2,678)	(2,775)	-3%
非支配持分	(15)	(16)	-6%
継続事業による現金利益	6,470	6,487	0%

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別現金利益／（損失）			
オーストラリア・リテールおよび商業	3,195	3,626	-12%
法人	1,828	1,480	24%
ニュージーランド	1,399	1,521	-8%
パシフィック	59	72	-18%
TSOおよびグループ・センター	(11)	(212)	-95%
継続事業による現金利益	6,470	6,487	0%

重大／重要項目－継続事業

継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目について、以下に説明する。

売却事業の影響（継続事業）

当グループは、より簡素で、より資本が充実し、よりバランスがとれ、より機動的な銀行を作り上げるという当グループの戦略に沿って、以下の事業売却を発表した。これらの売却事業は会計基準の下で非継続事業としての要件をみたさないため、継続事業の一部となる。これらの売却事業の財務的影響は、売却完了済み事業の事業損益を含め、以下のとおり要約される。

	事業売却による 売却益／（損）		売却済み事業の 事業損益 ⁽¹⁾	
	年度			
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	2019年 9月終了	2018年 9月終了
現金利益の影響	(百万ドル)			
アジアリテールおよび富裕層事業	-	99	-	30
上海農村商業銀行	-	2	-	-
UDCファイナンス	-	11	-	-
メトロバンク・カード・コーポレーション	-	240	-	10
ペイマーク	37	-	4	5
カンボジア合弁会社	10	(42)	31	40
OnePathライフNZリミテッド	204	(3)	14	90
パプアニューギニアのリテール、商業 および中小企業向け事業	1	(19)	9	10
税引前利益／（損失）	252	288	58	185
法人税ベネフィット／（費用）および 非支配持分	(47)	(97)	(26)	(59)
継続事業による現金利益／（損失）	205	191	32	126

・ **アジアリテールおよび富裕層事業**

2017年、当グループは、シンガポール、香港、中国、台湾およびインドネシアにおけるリテールおよび富裕層事業のシンガポールのDBSバンクへの売却を完了した。また当グループは、2018年9月終了度中にベトナムにおけるリテール事業の新韓ベトナム銀行への売却を完了し、9,900万ドルの利益（売却関連費用を控除後）を認識した。

・ **上海農村商業銀行（SRCB）**

2017年1月3日、当グループは、当グループが保有する上海農村商業銀行（「SRCB」）の20%の株式の売却に合意したことを発表した。この売却は2018年9月終了年度に完了した。

・ **UDCファイナンス（「UDC」）**

2017年1月11日、当グループは、当グループがUDCをHNAグループ（「HNA」）に売却する条件付きの契約を締結したことを発表した。2017年12月21日、当グループはニュージーランドの海外投資局がHNAによるUDC買収の申請を承認しなかった旨の連絡を受け、HNAとの契約は2018年1月に解消され、解約された取引プロセスに関連して費用の回収1,800万ドルが認識された。2018年9月半期に700万ドルの取引費用が当グループで発生した。2018年9月30日現在、UDCの資産および負債は売却目的保有に分類されていない。

・ **メトロバンク・カード・コーポレーション（「MCC」）**

2017年10月18日、当グループは、当グループがフィリピンに本拠を置くメトロバンク・カード・コーポレーション（「MCC」）における40%持分を、合併パートナーであるメトロポリタン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（「メトロバンク」）に売却する契約を締結した旨を発表した。当グループは、その40%持分を等分した2回に分けて、2018年の1月と9月に売却した。2018年9月終了年度に、当グループは純売却益2億4,000万ドルと配当金1,000万ドルを認識した。

・ **ペイマーク・リミテッド（「ペイマーク」）**

2018年1月17日、当グループは、ペイマーク・リミテッドの25%の持分をインジェニコ・グループに売却する契約を締結した。取引は2019年1月11日に完了した。当グループは2019年3月半期に3,700万ドルの売却益（純額）を認識した。

・ **ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド（「カンボジア合弁会社」）**

2018年5月17日、当グループはカンボジア合弁会社における55%持分を、東京証券取引所に上場している日本の多角的金融持株会社であるJトラスト株式会社に売却する合意に達した旨を発表した。2018年9月終了年度に、当グループは資産および負債の売却目的保有への再分類に係る4,200万ドルの損失を認識した。この取引は2019年8月19日に完了し、売却益1,000万ドル（為替換算準備金からの繰入3,000万ドルが、売却完了に伴う配当源泉徴収税1,700万ドルおよび2019年9月半期における資産の減損処理費用300万ドルにより一部相殺された。）を認識した。

・ **OnePathライフNZリミテッド（「OPL NZ」）**

2018年5月30日、当グループはOnePathライフNZリミテッドをシグナ・コーポレーションに売却することで合意したことを発表した。この取引は2018年11月30日に完了し、当グループは、2019年3月半期に1億9,700万ドルの売却益（純額）（内訳は販売済みの保険契約債務の再評価に伴う累積的な現金利益の調整の戻入に係る利益1億1,500万ドル、売却益5,600万ドルおよび為替換算準備金からの繰入2,600万ドル）、および2019年9月半期に700万ドルの引当金の戻入を認識した。

・ **パプアニューギニアのリテール、商業および中小企業向け事業（「パプアニューギニアのリテール、商業およびSME事業」）**

2018年6月25日、当グループはパプアニューギニアにおけるリテール、商業およびSME向けのバンキング事業をキナ・バンクに売却する契約を締結したことを発表した。2018年9月終了年度に、当グループは資産および負債の売却目的保有への再分類に関連して1,900万ドルの損失を認識した。この取引は2019年9月23日に完了し、当グループは100万ドルの利益（売却関連費用を控除後）を認識した。

その他の重大／重要項目－継続事業

・ 顧客救済

顧客救済には、顧客への返金予定額に対する引当金、救済プロジェクト費用、ならびに顧客および規制に関する請求、罰金および訴訟結果が含まれる。

2019年9月終了年度において、5億8,500万ドル（2018年9月終了年度：4億1,900万ドル）の顧客救済費用が認識された。このうち、2億1,200万ドル（2018年9月終了年度：2億2,800万ドル）は営業収入に影響を及ぼす顧客救済に関連し、3億7,300万ドル（2018年9月終了年度：1億9,100万ドル）は営業費用に影響を及ぼす顧客救済に関連している。

・ ソフトウェアの加速償却

2018年9月終了年度に当グループは、主に法人部門に関連した特定のソフトウェア資産の加速償却を行った。これは、事業売却に照らして国際事業を見直したことに伴うものである。2018年9月終了年度に、2億5,100万ドルの加速償却費が計上された。

・ **王立委員会への対応に係る法務費用**

2019年9月終了年度の王立委員会への対応に関連する外部法務費用は1,500万ドル（2018年9月終了年度：5,500万ドル）であった。

・ **組織再編費用**

当グループは、主に当期に公表した当グループの営業力向上（イネーブルメント）活動の改編に関連して、2019年9月終了年度に7,700万ドル（2018年9月終了年度：2億2,700万ドル）の組織再編費用を認識した。前期については、主に2018年9月終了年度のオーストラリア・リテールおよび商業部門およびテクノロジー機能の機動的な業務手法への移行に関連するものであった。

現金利益実績

	年度						
	2019年			2018年			増減率 重大／重要 項目を除く
	2019年 9月終了	重大／ 重要項目	重大／重要 項目を除く	2018年 9月終了	重大／ 重要項目 (1)	重大／重要 項目を除く	
	(単位：百万ドル)						
純利息収益	14,339	(91)	14,430	14,514	7	14,507	-1%
その他営業収入	4,690	234	4,456	4,853	380	4,473	0%
営業収入	19,029	143	18,886	19,367	387	18,980	0%
営業費用	(9,071)	(509)	(8,562)	(9,401)	(838)	(8,563)	0%
貸倒引当金繰入および法人 税控除前利益	9,958	(366)	10,324	9,966	(451)	10,417	-1%
貸倒引当金繰入	(795)	(1)	(794)	(688)	(28)	(660)	20%
税引前利益／（損失）	9,163	(367)	9,530	9,278	(479)	9,757	-2%
法人税ベネフィット／ （費用）および非支配持分	(2,693)	65	(2,758)	(2,791)	98	(2,889)	-5%
継続事業による現金利益／ （損失）	6,470	(302)	6,772	6,487	(381)	6,868	-1%

部門別現金利益／（損失）

	年度						
	2019年			2018年			増減率
	2019年 9月終了	重大／ 重要項目	9月終了 重大／重要 項目を除く	2018年 9月終了	重大／ 重要項目 (1)	9月終了 重大／重要 項目を除く	
	(単位：百万ドル)						
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	3,195	(386)	3,581	3,626	(366)	3,992	-10%
ニュージーランド パシフィック	1,828	(24)	1,852	1,480	(186)	1,666	11%
TSOおよびグループ・ センター ⁽²⁾	1,399	(44)	1,443	1,521	56	1,465	-2%
	59	(14)	73	72	-	72	1%
継続事業による現金利益／ (損失)	(11)	166	(177)	(212)	115	(327)	-46%
	6,470	(302)	6,772	6,487	(381)	6,868	-1%

注：(1) 2019年9月終了年度に含まれている重大／重要項目について、比較情報は適宜修正再表示されている。

(2) TSOおよびグループ・センターには、事業売却による売却益／（損）が含まれる。また、売却完了済みのペイマーク、MCCならびにアジアリテールおよび富裕層事業の事業損益も含まれる。

継続事業による現金利益において、当グループはいくつかの重大／重要項目を認識した。下表は重大／重要項目を示している。

2019年9月終了年度						
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目						
売却事業の 売却益／ (損)	売却事業の 業績 ⁽¹⁾	顧客救済	王立委員会へ の対応に係る 法務費用	組織再編 費用	合計	
現金利益						
純利息収益	-	50	(141)	-	-	(91)
その他営業収入	252	53	(71)	-	-	234
営業収入	252	103	(212)	-	-	143
営業費用	-	(44)	(373)	(15)	(77)	(509)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	252	59	(585)	(15)	(77)	(366)
貸倒引当金繰入	-	(1)	-	-	-	(1)
税引前利益	252	58	(585)	(15)	(77)	(367)
法人税ベネフィット／ (費用) および非支配持分	(47)	(26)	110	5	23	65
継続事業による現金利益	205	32	(475)	(10)	(54)	(302)

2018年9月終了年度						
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目						
売却事業の 売却益／ (損)	売却事業の 業績 ⁽¹⁾	顧客救済	ソフト ウェアの 加速償却	王立 委員会 法務費用	組織再編 費用	合計
(単位：百万ドル)						
現金利益						
純利息収益	-	112	(105)	-	-	7
その他営業収入	298	205	(123)	-	-	380
営業収入	298	317	(228)	-	-	387
営業費用	(10)	(104)	(191)	(251)	(55)	(838)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	288	213	(419)	(251)	(55)	(451)
貸倒引当金繰入	-	(28)	-	-	-	(28)
税引前利益	288	185	(419)	(251)	(55)	(479)
法人税ベネフィット／ (費用) および非支配持分	(97)	(59)	124	45	17	98
継続事業による現金利益	191	126	(295)	(206)	(38)	(381)

注：(1) 売却事業の業績においては、2019年9月終了年度に含まれている重大／重要項目について、比較情報は適宜修正再表示されている。

継続事業による現金利益において、当グループはいくつかの重大／重要項目を認識した。下表は、これらの項目の部門別実績に対する影響を示している。

2019年9月終了年度						
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目						
売却事業の 売却益／ (損)	売却事業の 業績 ⁽²⁾	顧客救済	王立 委員会 法務費用	組織再編 費用	合計	
(単位：百万ドル)						
税引前利益						
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	-	-	(447)	-	(20)	(467)
ニュージーランド パシフィック	-	46	(49)	-	(16)	(19)
TSOおよびグループ・ センター ⁽³⁾	-	20	(75)	-	(8)	(63)
	-	-	(14)	-	-	(14)
	252	(8)	-	(15)	(33)	196
税引前利益	252	58	(585)	(15)	(77)	(367)
法人税ベネフィット／ (費用)および非支配持分	(47)	(26)	110	5	23	65
継続事業による現金利益	205	32	(475)	(10)	(54)	(302)

2018年9月終了年度 ⁽¹⁾						
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目						
売却事業の 売却益／ (損)	売却事業の 業績 ⁽²⁾	顧客救済	ソフト ウェアの 加速償却	王立 委員会 法務費用	組織再編 費用	合計
(単位：百万ドル)						
税引前利益						
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	-	-	(385)	(29)	-	(111)
ニュージーランド パシフィック	-	54	(7)	(222)	-	(25)
TSOおよびグループ・ センター ⁽³⁾	-	109	(27)	-	-	(9)
	-	-	-	-	-	-
センター ⁽³⁾	288	22	-	-	(55)	(82)
税引前利益	288	185	(419)	(251)	(55)	(227)
法人税ベネフィット／ (費用)および非支配持分	(97)	(59)	124	45	17	68
継続事業による現金利益	191	126	(295)	(206)	(38)	(159)

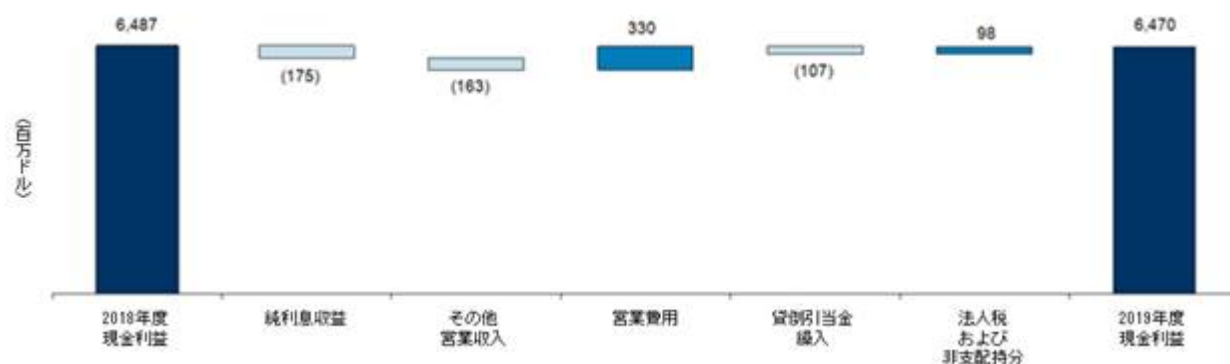
注：(1) 2019年9月終了年度に含まれている重大／重要項目について、比較情報は適宜修正再表示されている。

(2) 売却完了済み事業の事業損益に関連している。

(3) TSOおよびグループ・センターには、事業売却による売却益／(損)が含まれている。売却完了済みのペイマーク、MCCおよびアジアリテールおよび富裕層事業の事業損益も含まれる。

(2) 当グループの業績－継続事業

当グループ現金利益 － 2019年9月終了年度対2018年9月終了年度



継続事業による現金利益は、2018年9月終了年度に比べ、1,700万ドル（0％）減少した。為替換算の変動を除く場合、現金利益は5,400万ドル（-1％）の減少であった。

- 純利息収益は、1億7,500万ドル（-1％）減少した。これは主に、金利の低下および競争圧力による純預貸利鞘の縮小11ベーシス・ポイントによるもので、利付資産平均残高の5％の増加により一部相殺された。純預貸利鞘の縮小は、マーケットにおける低マージンのバランスシート取引の増加、法人事業の比例的増加、オーストラリアにおける顧客の元利払いの住宅ローンへの変更、預金マージンの低下および資本に対する収益の低下を反映しているが、住宅ローンの金利再設定の影響により一部相殺された。利付資産平均残高の増加は、法人部門におけるバンキング・ポートフォリオの拡大およびニュージーランド部門における住宅ローンの成長を反映している。重要な増減の詳細については「(3)純利息収益－継続事業」を参照のこと。
- その他営業収入は1億6,300万ドル（-3％）減少した。これは主に、事業売却の影響（純額）の1億9,800万ドル、受取手数料（純額）の1億2,000万ドルの減少ならびに外貨建て収益源に対する経済ヘッジに係る実現損失（当グループの他通貨における有利な為替換算を相殺する。）およびレンダーズ・モーゲージ保険事業による収益の減少に起因するその他の収益の1億3,000万ドルの減少によるものであった。これは、マーケットにおけるその他営業収入の1億5,400万ドルの増加、関連会社投資の持分利益の7,900万ドルの増加およびその他営業収入における顧客救済費用の5,200万ドルの減少により一部相殺された。主な増減の詳細については「(4)その他営業収入－継続事業」を参照のこと。
- 営業費用は3億3,000万ドル（-4％）減少した。これは主に、前期におけるソフトウェア加速償却費（2億5,100万ドル）との対比、組織再編費用の減少（1億5,000万ドル）、OnePathライフ（ニュージーランド）ならびにアジアリテールおよび富裕層事業の売却に伴う費用の減少（6,000万ドル）、王立委員会への対応に係る法務費用の減少（4,000万ドル）、ならびにFTEの削減によるものであった。この減少は、営業費用における顧客救済費用の増加（1億8,200万ドル）、インフレ、為替換算による影響およびニュージーランドでの規制遵守に係る支出により、一部相殺された。主な増減の詳細については「(5)営業費用－継続事業」を参照のこと。
- 貸倒引当金繰入は主に、前期において一時的なエコノミック・オーバーレイの一部戻入および大口顧客の格上げの増加により利益が得られた結果、一括評価貸倒引当金繰入が増加したことが主因となり、1億700万ドル（+16％）増加した。重要な増減の詳細については、「(7)信用リスク－継続事業」を参照のこと。

重大／重要項目を除いた場合、現金利益は9,600万ドル（-1％）減少した。

(3) 純利息収益－継続事業

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
当グループ	(百万ドル)		
現金純利息収益 ⁽¹⁾	14,339	14,514	-1%
利付資産平均残高 ⁽²⁾	813,219	774,883	5%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	639,144	617,008	4%
純預貸利鞘（％）－現金	1.76	1.87	-11 bps

当グループ（マーケット事業ユニットを除く）

現金純利息収益 ⁽¹⁾⁽³⁾	13,848	13,856	0%
利付資産平均残高 ⁽²⁾	565,282	544,211	4%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	460,884	456,442	1%
純預貸利鞘（％）－現金 ⁽³⁾	2.45	2.55	-10 bps

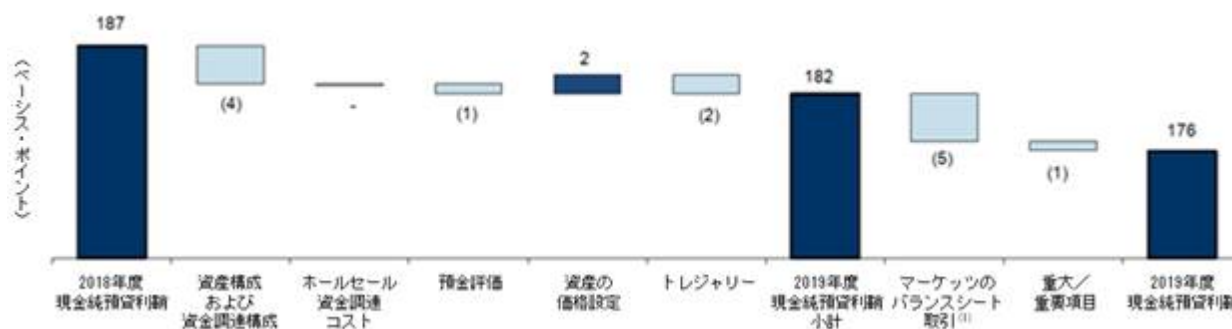
	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
主要部門別現金利益純預貸利鞘 ⁽¹⁾	(百万ドル)		
オーストラリア・リテールおよび商業			
純預貸利鞘（％）－現金 ⁽³⁾	2.59	2.69	-10 bps
利付資産平均残高	311,944	314,048	-1%
預金およびその他の借入金の平均残高	203,781	202,884	0%
法人			
純預貸利鞘（％）－現金 ⁽³⁾	0.82	0.88	-6 bps
利付資産平均残高 ⁽²⁾	373,926	341,525	9%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	286,372	263,742	9%
ニュージーランド			
純預貸利鞘（％）－現金 ⁽³⁾	2.33	2.42	-9 bps
利付資産平均残高 ⁽²⁾	117,461	109,554	7%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	86,608	80,444	8%

注：(1) 2019年9月終了年度には-9,100万ドル（2018年9月終了年度：700万ドル）の重大／重要項目が含まれている。重大／重要項目の詳細については、「(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。また、2019年9月終了年度の大手銀行税-3億6,300万ドル（2018年9月終了年度：-3億5,500万ドル）が含まれている。

(2) 平均の貸借対照表の金額には、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債が含まれる。

(3) 2019年3月半期に、資本に基づき事業ユニットレベルの損益を配賦する手法が、経済資本ベースから規制資本ベースに変更された。この変更は、グループレベルでは相違はないが、部門レベルでの純利息収益に影響を及ぼしており、比較情報は適宜修正再表示されている。

当グループ純預貸利鞘 — 2019年9月終了年度対2018年9月終了年度



注：(1) マーケットのバランスシート取引は、裁量的流動資産およびその他のバランスシート取引の影響を含む。

純預貸利鞘（-11ベース・ポイント）

- 資産構成および資金調達構成（-4ベース・ポイント）：オーストラリア・リテールおよび商業部門における顧客の利息のみ支払う住宅ローンから元利払いの住宅ローンへの変更およびニュージーランド部門における顧客の変動金利住宅ローンから固定金利住宅ローンへの変更による資産構成上不利な影響、ならびに法人部門における貸付の割合の上昇による資産構成の不利な影響。
- ホールセール資金調達（0ベース・ポイント）：ベースリスクおよびホールセール資金調達スプレッドに大きな変動はなかった。
- 預金評価（-1ベース・ポイント）：金利の低下、ならびにオーストラリア・リテールおよび商業部門ならびにニュージーランド部門における競争によるマージンの低下。2019年3月半期中の法人部門における預金マージンの改善は、2019年9月半期の利下げにより相殺された。
- 資産の価格設定（+2ベース・ポイント）：オーストラリア・リテールおよび商業部門における住宅ローンの金利再設定の影響。これはすべての部門における競争の激化により一部相殺された。
- トレジャリー（-2ベース・ポイント）：低金利環境を反映した資本収益の減少。
- マーケットのバランスシート取引（-5ベース・ポイント）：マーケットにおける低マージンのバランスシート取引の増加および利回り曲線の平坦化による影響。
- 重大／重要項目（-1ベース・ポイント）：顧客救済の増加および事業売却の影響。

利付資産平均残高（+383億ドルすなわち+5%）

- 正味貸付金および前渡金の平均残高（+209億ドルすなわち+4%）：主に法人部門の貸付の増加、ニュージーランド部門の住宅ローンの伸長および為替換算の変動による増加。
- 売買目的有価証券および投資有価証券／売却可能資産の平均残高（+58億ドルすなわち+5%）：主にマーケットにおける流動資産の増加および為替換算変動の影響に牽引された増加。これは、売買目的有価証券の減少により一部相殺された。
- 現金およびその他の流動資産の平均残高（+116億ドルすなわち+12%）：中央銀行預け金の増加および為替換算変動の影響に牽引された増加。

預金およびその他の借入金の平均残高（+221億ドルすなわち+4％）

- ・ 預金およびその他の借入金の平均残高（+221億ドルすなわち+4％）：主に法人部門およびニュージーランド部門の伸び、ならびに為替換算変動の影響に牽引された増加。

(4) その他営業収入－継続事業

	年度 ⁽¹⁾		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
手数料収入純額 ⁽²⁾	2,493	2,624	-5%
マーケットのその他営業収入	1,286	1,129	14%
関連会社投資の持分利益 ⁽²⁾	262	183	43%
その他 ⁽²⁾⁽³⁾	649	917	-29%
継続事業による現金その他営業収入合計⁽⁴⁾	4,690	4,853	-3%

	年度 ⁽¹⁾		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
マーケットの収入			
純利息収益	491	658	-25%
その他営業収入	1,286	1,129	14%
継続事業によるマーケットの収入	1,777	1,787	-1%

	年度 ⁽¹⁾		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別その他営業収入			
オーストラリア・リテールおよび商業	1,347	1,510	-11%
法人	2,192	2,066	6%
ニュージーランド	580	671	-14%
パシフィック	104	100	4%
TSOおよびグループ・センター	467	506	-8%
継続事業による現金その他営業収入合計⁽⁴⁾	4,690	4,853	-3%

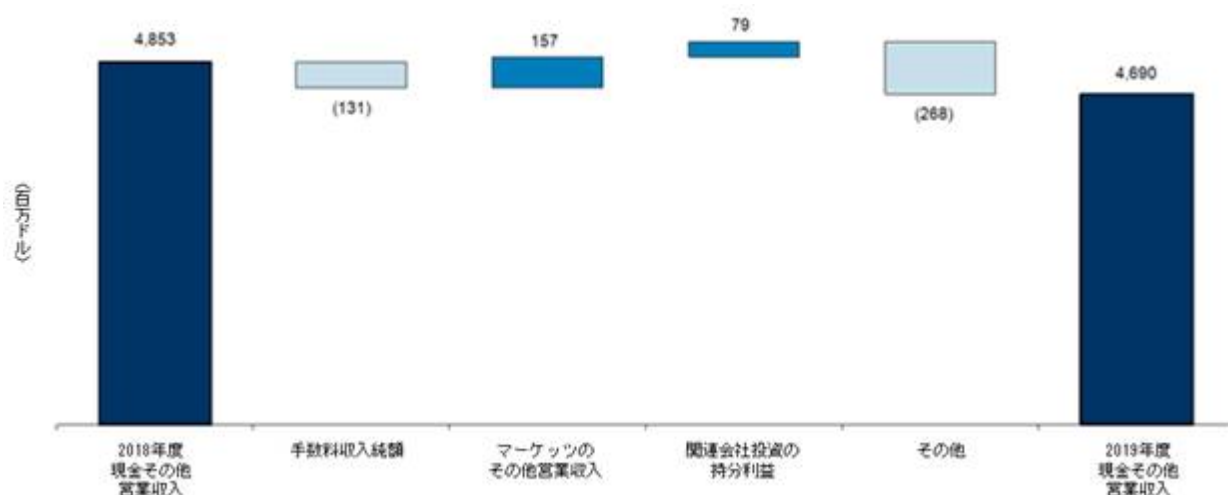
注：(1) AASB第15号の適用時に、当グループが以前には相殺していた一定の項目は組替えが行われ、営業収入と営業費用に総額で表示されるようになった。これに従って、比較情報は修正再表示され、その結果、営業収益合計は2018年9月終了年度に1億5,300万ドル増加した。

(2) マーケットを除く。

(3) 為替差益および保険収入純額を含む。

(4) 2019年9月終了年度には2億3,400万ドル（2018年9月終了年度：3億8,000万ドル）の重大／重要項目が含まれている。重大／重要項目の詳細については、「(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」の項目を参照のこと。

その他営業収入—2019年9月終了年度対2018年9月終了年度



その他営業収入（重大／重要項目を除く。）

	年度 ⁽¹⁾		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
手数料収入純額 ⁽²⁾	2,537	2,657	-5%
マーケットのその他営業収入	1,283	1,129	14%
関連会社投資の持分利益 ⁽²⁾	262	183	43%
その他 ⁽²⁾⁽³⁾	374	504	-26%
継続事業による現金その他営業収入合計	4,456	4,473	0%

	年度 ⁽¹⁾		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別その他営業収入（重大／重要項目を除く）			
オーストラリア・リテールおよび商業	1,397	1,625	-14%
法人	2,173	2,036	7%
ニュージーランド	567	552	3%
パシフィック	104	100	4%
TSOおよびグループ・センター	215	160	34%
継続事業による現金その他営業収入合計	4,456	4,473	0%

注：(1) AASB第15号の適用時に、当グループが以前には相殺していた一定の項目は組替えが行われ、営業収入と営業費用に総額で表示されるようになった。これに従って、比較情報は修正再表示され、その結果、営業収入合計は2018年9月終了年度に1億5,300万ドル増加した。

(2) マーケットを除く。

(3) 為替差益および保険収入純額を含む。

その他営業収入は、1億6,300万ドル（-3%）減少した。

受取手数料純額（- 1 億3,100万ドルすなわち- 5 %）

- ・ 主として商業およびリテールにおける手数料の減少または廃止、および取引量の減少によるオーストラリア・リテールおよび商業部門における 1 億2,500万ドルの減少。
- ・ 売却事業の経営成績の影響による4,200万ドルの減少。
- ・ 主として支払いおよび現金管理事業におけるインターチェンジ・フィーおよびスキーム・コストの増加、ならびにローン・シンジケーション取引の低迷によるマーケットズを除く法人部門の1,400万ドルの減少。これは、トランザクション・バンキング事業の保証料およびコミットメント・フィーの増加、ならびに有利な為替換算変動により一部相殺された。
- ・ 主として手数料の増加、資産運用収入の増加および有利な為替換算変動によるニュージーランド部門の3,800万ドルの増加。
- ・ 2019年における顧客救済の減少による1,700万ドルの増加。

マーケットの収入 (-1,000万ドルすなわち-1%)

- ・ バランスシート取引における1億2,000万ドルの減少。これは主として利回り曲線の低下および平坦化による純利息収益の減少に起因する。
- ・ フランチャイズ取引における7,100万ドルの増加。これは主としてオーストラリアおよびニュージーランドにおける金利の有利な取引環境、ならびに2019年3月半期における信用スプレッドの縮小(9,600万ドル)に起因する。これは主として豪ドルおよびニュージーランドドルのスワップレートの低下によるデリバティブの不利な評価調整(-2,500万ドル)により一部相殺された。
- ・ フランチャイズ販売における3,900万ドルの増加。これは、低金利での顧客囲い込み(ロックイン)のためのオーストラリアおよびニュージーランドの顧客の再構築、ならびに北東アジアのフランチャイズ拡大イニシアチブに起因する。

関連会社投資の持分利益 (+7,900万ドルすなわち+43%)

- ・ 関連会社からの利益の7,900万ドルの増加。このうち4,400万ドルはP.T.バンク・パン・インドネシア、3,600万ドルはAmBankに關係する。

その他 (-2億6,800万ドルすなわち-29%)

- ・ 1億5,400万ドルの減少。これは、主としてOnePathライフ(ニュージーランド)に関連した売却事業からの収入1億1,100万ドルがなくなったことに加えて、MCC、アジアリテールおよび富裕層事業、SRCB、UDC、カンボジア合弁会社、ならびにパプアニューギニアのリテール、商業およびSME事業についての売却益の認識額が2018年の2億9,500万ドルに対して4,300万ドル減少したことに起因する。この減少は、2019年に認識したOnePathライフ(ニュージーランド)(2億400万ドル)、カンボジア合弁会社(1,000万ドル)およびペイマーク(3,700万ドル)の売却により一部相殺された。
- ・ 2018年の400万ドルの利益に対し、2019年の豪ドルに対するニュージーランドドル高および米ドル高の結果、5,100万ドルの外貨建て収益に対する経済ヘッジの実現損失が主因となったTSOおよびグループ・センターでの6,400万ドルの減少。これらは、当グループの他通貨における為替換算差益により相殺された。
- ・ オーストラリアのリテールおよび商業部門の6,100万ドルの減少。これは、レンダーズ・モーゲージ保険における収入の減少に一部起因する。
- ・ 2019年における顧客救済の減少による2,800万ドルの増加。

重大／重要項目を除いた場合、その他営業収入は1,700万ドル減少した。

(5) 営業費用－継続事業

	年度 ⁽¹⁾		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
人件費	4,765	4,758	0%
土地建物費	795	811	-2%
テクノロジー費（人件費を除く）	1,534	1,899	-19%
組織再編費用	77	227	-66%
その他	1,900	1,706	11%
継続事業による現金営業費用合計⁽²⁾	9,071	9,401	-4%
継続事業のFTE	37,588	37,860	-1%
継続事業の平均FTE	37,480	40,016	-6%

	年度 ⁽¹⁾		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別費用			
オーストラリア・リテールおよび商業	4,074	4,075	0%
法人	2,667	2,948	-10%
ニュージーランド	1,286	1,205	7%
パシフィック	150	128	17%
TSOおよびグループ・センター	894	1,045	-14%
継続事業による現金営業費用合計⁽²⁾	9,071	9,401	-4%

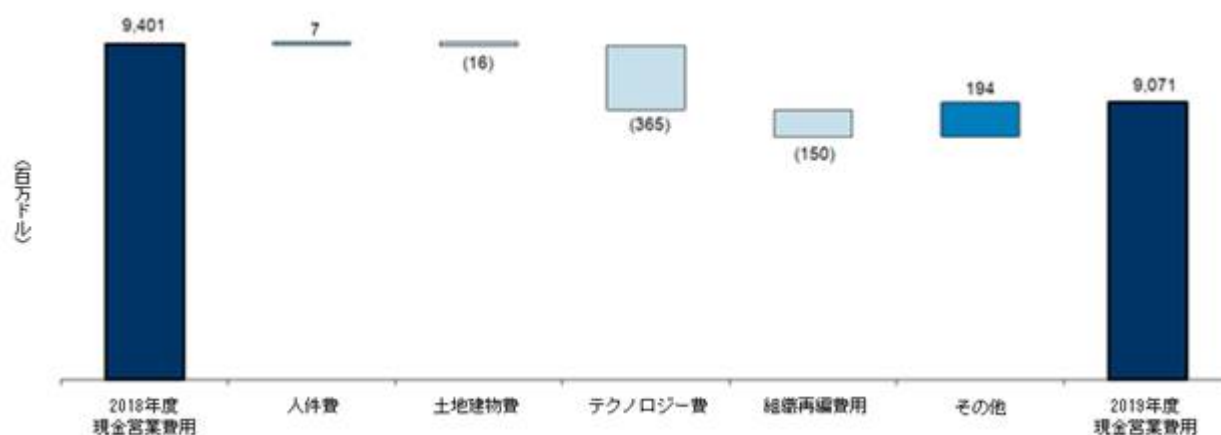
	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別FTE			
オーストラリア・リテールおよび商業	13,903	13,731	1%
法人 ⁽³⁾	5,468	6,188	-12%
ニュージーランド	6,121	6,165	-1%
パシフィック	1,086	1,125	-3%
TSOおよびグループ・センター	11,010	10,651	3%
継続事業のFTE合計	37,588	37,860	-1%
継続事業の平均FTE	37,480	40,016	-6%

注：(1) AASB第15号の適用時に、当グループが以前には相殺していた一定の項目は組替えが行われ、営業収入と営業費用に総額で表示されるようになった。これに従って、比較情報は修正再表示され、その結果、営業費用合計は2018年9月終了年度に1億5,300万ドル増加した。

(2) 2019年9月終了年度には5億900万ドル（2018年9月終了年度：8億3,800万ドル）の重大／重要項目が含まれている。重大／重要項目の詳細については、「(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」の項目を参照のこと。

(3) カンボジア合弁会社、ならびにパプアニューギニアのリテール、商業およびSME事業の売却が完了した結果として2019年9月半期に減少した法人部門のFTEは、606人であった。

営業費用 — 2019年9月終了年度対2018年9月終了年度



費用 (重大／重要項目を除く)	年度 ⁽¹⁾		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
人件費	4,693	4,594	2%
土地建物費	790	807	-2%
テクノロジー費 (人件費を除く)	1,530	1,639	-7%
組織再編費用	-	-	該当なし
その他	1,549	1,523	2%
継続事業による現金営業費用合計	8,562	8,563	0%

部門別費用 (重大／重要項目を除く)	年度 ⁽¹⁾		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
オーストラリア・リテールおよび商業 法人	3,743	3,756	0%
ニュージーランド パシフィック	2,575	2,661	-3%
TSOおよびグループ・センター	1,254	1,155	9%
	143	128	12%
	847	863	-2%
継続事業による現金営業費用合計	8,562	8,563	0%

注：(1) AASB第15号の適用時に、当グループが以前には相殺していた一定の項目は組替えが行われ、営業収入と営業費用に総額で表示されるようになった。これに従って、比較情報は修正再表示され、その結果、営業費用合計は2018年9月終了年度に1億5,300万ドル増加した。

営業費用は、3億3,000万ドル（-4%）減少した。

- ・ 人件費は700万ドル（0%）増加した。これは、主にニュージーランド部門における規制要件遵守に係る支出の増加、従業員休暇の発生増加、賃金インフレおよびテクノロジー・サービスのインソーシングの影響に起因する。この増加は、FTEの減少、OnePathライフ（ニュージーランド）ならびにアジアリテールおよび富裕層事業の売却に伴う人件費の減少（3,300万ドル）、ならびに顧客救済の減少（5,800万ドル）により相殺された。
- ・ 土地建物費は、主に当グループの不動産の整理により、1,600万ドル（-2%）減少した。
- ・ テクノロジー費は、主に前期の加速償却費（2億5,100万ドル）との対比において、およびテクノロジー・サービスのインソーシングにより、3億6,500万ドル（-19%）減少した。
- ・ 組織再編費用は、オーストラリア・リテールおよび商業部門ならびにテクノロジー部門の機動的な業務手法への移行に伴う前期の支出の増加との対比において、1億5,000万ドル（-66%）減少した。
- ・ その他の費用は1億9,400万ドル（+11%）増加した。これは主に顧客救済の増加（2億4,000万ドル）によるが、OnePathライフ（ニュージーランド）ならびにアジアリテールおよび富裕層事業の売却に伴う費用の減少（2,600万ドル）、王立委員会への対応に係る法務費用の減少（4,000万ドル）により一部相殺された。

重大／重要項目を除いた場合、営業費用は100万ドル減少した。

(6) ソフトウェアの資産計上—継続事業

2019年9月30日現在の当グループの無形資産には、ソフトウェアの取得および開発の際に発生した費用13億2,300万ドルが含まれている。詳細は以下の表に表示されている。

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
期首残高	1,421	1,856	-23%
当期中に資産計上されたソフトウェア	421	393	7%
当期償却 ⁽¹⁾	(517)	(820)	-37%
ソフトウェア減損／償却費	(4)	(17)	-76%
為替換算変動額	2	9	-78%
継続事業の資産計上されたソフトウェア合計	1,323	1,421	-7%

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
部門別正味帳簿価値			
オーストラリア・リテールおよび商業	260	344	-24%
法人	223	277	-19%
ニュージーランド	7	17	-59%
TSOおよびグループ・センター	833	783	6%
継続事業合計	1,323	1,421	-7%

注：(1) 2018年9月終了年度の数値には、加速償却費2億5,100万ドルが含まれている。

(7) 信用リスクー継続事業

当グループは、2018年10月1日よりAASB第9号「金融商品」を適用しており、その結果、金融資産の減損を含む、金融資産の分類および測定に重要な変更があった。この新基準の下、貸倒引当金は将来情報を盛り込む予想信用損失モデル（「ECL」）に基づく。それに応じて、2019年9月半期および3月半期ならびに2019年9月終了年度の信用リスク情報の表示が変更されている。比較情報は修正再表示されておらず、従前の基準であるAASB第139号「金融商品：認識および測定」の要件を引き続き反映している。主要な要件および上記の変更の影響に関する詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2019年度連結財務書類の注記1および注記35を参照のこと。

貸倒引当金繰入／（戻入）

部門	一括評価			個別評価			合計		
	年度			年度			年度		
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	増減率	2019年 9月終了	2018年 9月終了	増減率	2019年 9月終了	2018年 9月終了	増減率
	(百万ドル)			(百万ドル)					
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	7	(14)	大	705	712	-1%	712	698	2%
ニュージーランド パシフィック	10	(20)	大	(12)	(24)	-50%	(2)	(44)	-95%
TS0および グループ・センター	12	(43)	大	75	49	53%	87	6	大
	(12)	(2)	大	11	5	大	(1)	3	大
TS0および グループ・センター	-	(6)	-100%	(1)	31	大	(1)	25	大
合計	17	(85)	大	778	773	1%	795	688	16%

2019年9月終了年度

部門	一括評価				個別評価			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ3- 新規および 増加	ステージ3- 回収および 戻入	合計	合計
	(百万ドル)							
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	(35)	(26)	68	7	1,173	(468)	705	712
ニュージーランド パシフィック	27	(13)	(4)	10	55	(67)	(12)	(2)
TS0および グループ・センター	1	10	1	12	131	(56)	75	87
	(4)	(6)	(2)	(12)	16	(5)	11	(1)
TS0および グループ・センター	-	-	-	-	-	(1)	(1)	(1)
合計	(11)	(35)	63	17	1,375	(597)	778	795

2018年9月終了年度

AASB第139号に基づく個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）

部門	新規および 増加	回収および 戻入	合計
	(百万ドル)		
オーストラリア・リテールおよび商業 法人	1,109	(397)	712
ニュージーランド パシフィック	143	(167)	(24)
TS0およびグループ・センター	143	(94)	49
	13	(8)	5
TS0およびグループ・センター	36	(5)	31
合計	1,444	(671)	773

一括評価貸倒引当金繰入

一括評価貸倒引当金繰入額の1億200万ドルの増加は、主にニュージーランド部門での5,500万ドルの増加および法人部門での3,000万ドルの増加によるものであった。ニュージーランド部門での増加は、主として2018年の一時的なエコノミック・オーバーレイの戻入、それに続く2019年の新規の一時的なエコノミック・オーバーレイによるものであった。法人部門での増加は、前期における大口顧客の格上げの増加によるものであった。

個別評価貸倒引当金繰入

個別評価貸倒引当金繰入額の500万ドル(+1%)の増加は、主にニュージーランド部門および法人部門における回収および戻入の減少によるものであった。この減少は、オーストラリア・リテールおよび商業部門における回収および戻入の増加、ならびに前年のアジアリテールおよび富裕層事業の売却との対比による繰入の減少により、一部相殺された。

予想信用損失引当金⁽¹⁾⁽²⁾

部門	一括評価			個別評価			引当金合計		
	期末現在			期末現在			期末現在		
	2019年	2018年	増減率	2019年	2018年	増減率	2019年	2018年	増減率
	9月	9月		9月	9月		9月		
	終了	終了		終了	終了		終了	終了	
	(百万ドル)			(百万ドル)					
オーストラリア・									
リテールおよび商業	1,795	1,125	60%	558	569	-2%	2,353	1,694	39%
法人	1,169	1,073	9%	160	251	-36%	1,329	1,324	0%
ニュージーランド	374	279	34%	72	81	-11%	446	360	24%
パシフィック	38	43	-12%	24	18	33%	62	61	2%
									-
TSOおよびグループ・センター	-	3	-100%	-	1	-100%	-	4	100%
合計 ⁽³⁾	3,376	2,523	34%	814	920	-12%	4,190	3,443	22%

2019年9月終了年度末現在

部門	一括評価				個別評価	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ3	
	(百万ドル)					
オーストラリア・ リテールおよび商業 法人	370	1,082	343	1,795	558	2,353
ニュージーランド	872	257	40	1,169	160	1,329
パシフィック	152	182	40	374	72	446
合計 ⁽³⁾	18	9	11	38	24	62
	1,412	1,530	434	3,376	814	4,190

注：(1) 正味貸付金および前渡金（償却原価で測定）、投資有価証券—負債証券（償却原価で測定）、オフバランスシートのコミットメント—未実行与信枠および偶発与信枠の予想信用損失引当金を含む。
(2) 貸借対照表の金額は、継続事業および非継続事業による売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。
(3) 2018年10月1日のAASB第9号の適用により、当グループの一括評価引当金は8億1,300万ドル増加した。比較情報は修正再表示されていない。

長期損失率

経営陣は、長期平均損失率を用いて、個別引当金に係るモデル化された予想損失データを開示することが、会計上の損失を用いることで生じる報告利益のボラティリティを除去することになるため、より長期的な貸付ポートフォリオの予想損失率の算定に資すると考えている。経済的利益に使用された予想損失アプローチは内部的な指標であり、2018年10月1日より適用されたAASB第9号「金融商品」の貸倒引当金の原則に基づくものではない。

貸付資産総額に対する長期損失の割合

	現在	
	2019年9月	2018年9月
オーストラリア・リテールおよび商業部門	0.29%	0.29%
ニュージーランド部門	0.18%	0.19%
法人部門	0.25%	0.27%
グループ合計	0.26%	0.27%

減損資産総額⁽¹⁾⁽²⁾

	現在		増減率
	2019年9月	2018年9月	2019年9月 対 2018年9月
	(百万ドル)		
減損貸付金	1,711	1,802	-5%
条件緩和債権 ⁽³⁾	267	269	-1%
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務	51	68	-25%
減損資産総額	2,029	2,139	-5%
個別評価引当金			
減損貸付金	(791)	(894)	-12%
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務	(23)	(26)	-12%
減損資産純額	1,215	1,219	0%

部門別減損資産総額

オーストラリア・リテールおよび商業	1,468	1,411	4%
法人	265	442	-40%
ニュージーランド	245	236	4%
パシフィック	51	50	2%
TSOおよびグループ・センター	-	-	該当なし
減損資産総額	2,029	2,139	-5%

エクスポージャーの規模別減損資産総額

1,000万ドル未満	1,593	1,615	-1%
1,000万ドル以上1億ドル以下	247	335	-26%
1億ドル超	189	189	0%
減損資産総額	2,029	2,139	-5%

注：(1) 貸借対照表の金額には、継続事業および非継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債が含まれる。

(2) 2019年9月終了年度において、ANZは、オーストラリアでの住宅ローン・ポートフォリオについて、より敏感に市場に反応できる担保評価手法を導入したため、延滞ではなく減損ローンに分類される住宅ローンの件数が増加した。この手法の変更による比較情報の修正再表示はなされていない。さらに、基礎となるプロセスおよび関連データの精緻化により、ローンは延滞および要管理債権から減損資産へと振り替えられた。比較情報は修正再表示され、2019年度末現在で1億600万ドル、2018年9月終了年度末現在で1億2,600万ドルが振り替えられた。

(3) 条件緩和債権とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティである。条件緩和は、利息、元本その他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新規ファシリティに対して一般的に提供される満期を大幅に超える延長からなる。

減損資産総額は1億1,000万ドル（-5%）減少したが、これは、返済を受け多くの多額の減損資産を処分した法人部門（1億7,700万ドル）によるものであった。この減少は、主に商業ポートフォリオにおける多数の単一貸付先に対する減損貸付金に牽引されたオーストラリア・リテールおよび商業部門の増加（5,700万ドル）により一部相殺された。当グループの減損資産に対する個別評価引当金のカバレッジ比率は、2019年9月30日現在は40.1%（2018年9月30日現在は43.0%）であった。

新規減損資産⁽¹⁾⁽²⁾

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
減損貸付金	1,927	1,846	4%
条件緩和債権	42	224	-81%
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務	38	38	0%
新規減損資産合計	2,007	2,108	-5%

部門別新規減損資産

オーストラリア・リテールおよび商業	1,631	1,604	2%
法人	78	169	-54%
ニュージーランド	278	292	-5%
パシフィック	20	11	82%
TSOおよびグループ・センター	-	32	-100%
新規減損資産合計	2,007	2,108	-5%

注：(1) 貸借対照表の金額には、継続事業および非継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債が含まれる。
 (2) 2019年9月終了年度において、ANZは、オーストラリアでの住宅ローン・ポートフォリオについて、より敏感に市場に反応できる担保評価手法を導入したため、延滞ではなく減損ローンに分類される住宅ローンの件数が増加した。この手法の変更による比較情報の修正再表示はなされていない。

新規減損資産は主に、ポートフォリオのリバランスによるリスク・プロファイルの改善に良好な与信環境が相まった結果としての法人部門に牽引され、1億100万ドル（-5%）減少した。また、アジアリテールおよび富裕層事業の売却に伴う貸出高の減少による新規減損資産の減少もあった。この減少は、オーストラリア・リテールおよび商業部門の増加により一部相殺された。

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金の期間分析⁽¹⁾⁽²⁾

	現在		増減率
	2019年9月	2018年9月	2019年9月 対 2018年9月
	(百万ドル)		
1～29日	8,383	8,956	-6%
30～59日	2,255	2,235	1%
60～89日	1,369	1,263	8%
90日以上	3,744	2,911	29%
合計	15,751	15,365	3%

注：(1) 貸借対照表の金額には、継続事業および非継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債が含まれる。

(2) 2019年9月半期において、ANZは、オーストラリアでの住宅ローン・ポートフォリオについて、より敏感に市場に反応できる担保評価手法を導入したため、延滞ではなく減損ローンに分類される住宅ローンの件数が増加した。この手法の変更による比較情報の修正再表示はなされていない。さらに、基礎となるプロセスおよび関連データの精緻化により、ローンは延滞および要管理債権から減損資産へと振り替えられた。比較情報は修正再表示され、2019年3月半期末現在で延滞から7,500万ドルおよび要管理債権から3,100万ドル、2018年9月終了年度末現在で延滞から9,900万ドルおよび要管理債権から2,700万ドルが振り替えられた。

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金は、オーストラリア・リテールおよび商業部門における主に90日以上
 の住宅ローンの悪化により、3億8,600万ドル増加した。

(8) 法人税—継続事業

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
現金利益に対する法人税	2,678	2,775	-3%
実効税率 (現金利益)	29.2%	29.9%	

実効税率は、29.9%から29.2%へと低下した。70ベース・ポイントの低下は主に、平均税率の低下をもたらしたオフショア利益の増加（-71ベース・ポイント）および事業売却損益の純増減（-60ベース・ポイント）によるものであった。これらは、顧客救済の影響を含むその他の項目の純増減（+74ベース・ポイント）により一部相殺された。

(9) 外国為替換算の影響—継続事業

下表は、外国為替換算変動の影響解消後の当グループの現金利益ならびに正味貸付金および前渡金を示す。比較データは、以前の期間の比較情報を当期の為替レートで再換算することにより、外国為替変動の換算の影響を取り除くよう調整している。

現金利益—2019年9月終了年度対2018年9月終了年度

	年度				増減率	
	実際	為替 調整前	為替に よる影響	為替 調整後	為替 調整前	為替 調整後
	2019年 9月	2018年 9月	2018年 9月	2018年 9月	2019年 9月終了 年度対 2018年 9月終了 年度	2019年 9月終了 年度対 2018年 9月終了 年度
	(百万ドル)					
純利息収益	14,339	14,514	173	14,687	-1%	-2%
その他営業収入	4,690	4,853	35	4,888	-3%	-4%
営業収入	19,029	19,367	208	19,575	-2%	-3%
営業費用	(9,071)	(9,401)	(164)	(9,565)	-4%	-5%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	9,958	9,966	44	10,010	0%	-1%
貸倒引当金繰入	(795)	(688)	3	(685)	16%	16%
法人税引前利益	9,163	9,278	47	9,325	-1%	-2%
法人税	(2,678)	(2,775)	(9)	(2,784)	-3%	-4%
非支配持分	(15)	(16)	(1)	(17)	-6%	-12%
継続事業による現金利益	6,470	6,487	37	6,524	0%	-1%
貸借対照表						
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	615,258	605,463	5,289	610,752	2%	1%

注：(1) 貸借対照表の金額には、継続事業および非継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債が含まれる。

(10) 収益に関するヘッジ継続事業

当グループは、適切であると考える場合、（主にニュージーランドドル建て、米ドル建ておよび米ドルに相関がある）大規模な収益源に対し、経済ヘッジを設定している。ニュージーランドドル建てのエクスポージャーはニュージーランド地域に関連し、米ドル建てのエクスポージャーはアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカに関連するものである。これらのヘッジの詳細は以下のとおりである。

	年度	
	2019年 9月終了	2018年 9月終了
ニュージーランドドル建て経済ヘッジ	(百万ドル)	
正味未決済ニュージーランドドル・ポジション (想定元本) (1)	3,451	2,076
収益に計上された金額 (税引前法定ベース) (2)	10	13
収益に計上された金額 (税引前現金ベース) (3)	(43)	5
米ドル建て経済ヘッジ		
正味未決済米ドル・ポジション (想定元本) (1)	769	174
収益に計上された金額 (税引前法定ベース) (2)	(39)	2
収益に計上された金額 (税引前現金ベース) (3)	(8)	-

注：(1) 当初契約レートによる豪ドル建て価値
(2) 未実現評価変動および満期または終了ヘッジからの実現収益
(3) 終了ヘッジからの実現収益

2019年9月30日現在、為替相場の不利な変動に対して将来の利益を一部ヘッジするために以下のヘッジが実行された。

- ・ およそ1豪ドル=1.06ニュージーランドドルの先物相場で37億ニュージーランドドル。
- ・ およそ1豪ドル=0.71米ドルの先物相場で5億米ドル。

2019年9月終了年度中：

- ・ 経済ヘッジ19億ニュージーランドドルが満期を迎え、実現損失4,300万ドル（税引前）が現金利益に計上された。
- ・ 経済ヘッジ2億米ドルが満期を迎え、実現損失800万ドル（税引前）が現金利益に計上された。
- ・ 経済ヘッジのニュージーランドドルおよび米ドル残高に対する未実現利益2,200万ドル（税引前）が、当年度中に法定損益計算書に計上された。これらは今後のニュージーランドドルおよび米ドル建て収益に対するヘッジであることから、この未実現利益は現金利益を算定する際に法定利益への調整として処理されている。

(11) 1株当たり利益—継続事業

	年度		
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	増減率
継続事業による1株当たり現金利益（セント）			
基本的	227.6	223.4	2%
希薄化後	218.1	213.9	2%
現金利益調整後加重平均普通株式数（百万） ⁽¹⁾			
基本的	2,843.1	2,903.3	-2%
希薄化後	3,089.8	3,163.7	-2%
継続事業による現金利益（百万ドル）	6,470	6,487	0%
希薄化後1株当たりの現金利益の計算に使用された継続事業による現金利益（百万ドル）	6,738	6,766	0%

注：(1) 現金利益調整後加重平均普通株式数には、以前富裕層オーストラリアの非継続事業が自己株式として保有していたANZ株式が含まれている。当該株式は非継続事業の売却に向けて2019年4月13日に実施された継承ファンドの移管の完了後に自己株式ではなくなった。

(12) 配当—継続事業

	年度		
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	増減率
普通株式1株当たりの配当（セント）—継続事業			
中間配当（全額フランキング済） ⁽¹⁾⁽²⁾	80	80	0%
期末配当			
- 全額フランキング済 ⁽¹⁾⁽²⁾	-	80	該当なし
- 一部フランキング済 ⁽²⁾⁽³⁾	80	-	該当なし
合計	160	160	0%
配当性向に用いられた普通株式配当（百万ドル）	4,535	4,612	-2%
継続事業による現金利益（百万ドル）	6,470	6,487	0%
普通株式配当性向（現金ベース）	70.1%	71.1%	

注：(1) オーストラリアの課税目的において全額フランキング済（税率30%）。

(2) 2019年期末配当における普通株式1株当たり9ニュージーランドセント（2019年中間配当：9ニュージーランドセント、2018年期末配当：10ニュージーランドセント、2018年中間配当：9ニュージーランドセント）のニュージーランドのインピュテーション税額控除が付される。

(3) オーストラリアの課税目的において70%が一部フランキング済（税率30%）。

2019年度最終配当は、オーストラリアにおける課税の目的において70%が一部フランキング済みとされ、普通株式1株当たり9ニュージーランドセントのニュージーランドのインピュテーション税額控除も付与された。

(13) 経済的利益—継続事業

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
当行株主に帰属する継続事業による法定利益	6,296	7,095	-11%
継続事業による法定利益と現金利益の調整	174	(608)	大
継続事業による現金利益	6,470	6,487	0%
経済的信用コスト調整	(619)	(803)	-23%
インピュテーション税額控除	1,151	1,129	2%
継続事業による経済的リターン	7,002	6,813	3%
資本コスト	(5,508)	(5,308)	4%
継続事業による経済的利益	1,494	1,505	-1%

経済的利益は、事業ユニットの業績を評価するのに利用されるリスク調整済みの利益指標である。これは内部管理目的のために利用されるもので、外部監査人による監査の対象にはならない。

経済的利益は、現金利益への一連の調整を通じて算出される。経済的信用コスト調整により、会計上の貸倒損失繰入額が、景気循環を通じたポートフォリオの年間長期平均損失率に基づいた内部予想損失に置き換えられる。インピュテーション税額控除の利益が認識され、オーストラリア税の70%で測定される。資本コストは、経済的利益の主要な構成要素である。ANZグループのレベルでは、これは、資本コスト率（2019年9月半期において9.0%および2019年3月半期において10.0%であり、比較目的上その平均9.5%が2018年9月終了年度に適用される。）を乗じた平均普通株式株主資本（非支配持分を除く。）を使用して算定される。事業ユニットのレベルでは、資本は、規制資本に基づいて配分されるので、高リスクの事業には高水準の資本が計上される。配分基準は、2019年3月半期において経済資本から規制資本へと変更され、比較情報は修正再表示されている。この方法は、適切なリスク管理の遂行を支援し、事業リターンがリスクの水準と確実に一致するよう設定されている。対象としている重要なリスクには、信用リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスクおよびその他のリスクが含まれる。

経済的利益は、2018年9月終了年度に対して1,100万ドル（-1%）減少した。これは、資本コストの増加に起因したが、有利な経済的信用コスト調整およびインピュテーション税額控除の増加により一部相殺された。

(14) 要約貸借対照表—非継続事業を含む

	現在		増減率
	2019年9月 (十億ドル)	2018年9月	2019年9月 対 2018年9月
資産			
現金／ANZに対する未収決済残高／支払担保	100.3	98.0	2%
売買目的および投資有価証券／売却可能資産 ⁽¹⁾	126.9	112.0	13%
デリバティブ金融商品	120.7	68.4	76%
正味貸付金および前渡金	615.3	604.5	2%
売却目的保有資産	1.8	45.2	-96%
その他	16.1	15.1	7%
資産合計	981.1	943.2	4%
負債			
ANZによる未払決済残高／受取担保	18.8	18.3	3%
預金およびその他の借入金	637.7	618.2	3%
デリバティブ金融商品	121.0	69.7	74%
売却目的保有負債	2.1	47.2	-96%
発行済社債	129.7	121.2	7%
その他	11.0	9.2	20%
負債合計	920.3	883.8	4%
株主資本合計	60.8	59.4	2%

注：(1) 2018年10月1日のAASB第9号の適用により、金融資産の分類および測定が変更された。AASB第9号に基づき、比較期間において使用された売却可能金融資産という分類がなくなり、新たに投資有価証券という分類が導入された。詳細については、「第6 経理の状況—1 財務書類—(1)連結財務書類」の2019年度連結財務書類の注記1を参照のこと。比較情報は修正再表示されていない。

- ・ 売買目的および投資有価証券／売却可能資産は、主としてマーケットが保有する流動性資産の増加および為替換算変動の影響により、149億ドル（+13%）増加した。
- ・ デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債は、金利の変動の結果デリバティブの取引量が増加し公正価値が上昇したことで（特に金利スワップ商品において）、それぞれ523億ドル（+76%）および513億ドル（+74%）増加した。
- ・ 正味貸付金および前渡金は、主に法人部門における貸出の伸長（+105億ドル）、ニュージーランド部門における住宅ローンの増加（+41億ドル）および為替換算変動の影響により、108億ドル（+2%）増加した。この増加は、オーストラリア・リテールおよび商業部門における住宅ローンの減少（-94億ドル）により一部相殺された。
- ・ 売却目的保有の資産および負債は、それぞれ434億ドル（-96%）および451億ドル（-96%）減少した。これは主に、チューリッヒに対する生命保険事業の売却完了、OPL NZ、カンボジア合弁会社、ならびにバプアニューギニアのリテール、商業およびSME事業の売却完了によるものであった。
- ・ 預金およびその他の借入金は、主に銀行からの預り金および買戻条件付契約の増加（+99億ドル）、オーストラリア・リテールおよび商業部門（+53億ドル）ならびにニュージーランド部門（+27億ドル）にわたっての顧客預金の増加、ならびに為替換算変動の影響により、195億ドル（+3%）増加した。これは、譲渡性預金および発行済コマース・ペーパーの減少（-116億ドル）により一部相殺された。
- ・ 発行済社債は、主にシニア債の発行および為替換算変動の影響により85億ドル（+7%）増加した。

(15) 流動性リスク-非継続事業を含む

流動性リスクは当グループが預金者への払戻および満期が到来するホールセール債券の償還を含む、期限の到来した支払義務を満たせないリスク、または当グループが資産の増加に対して資金を調達する能力が不十分であるリスクである。キャッシュフローの時期の不一致および関連する流動性リスクは、すべての銀行業務に内在するものであり、当グループはこれを注意深く監視し、取締役会が設定したリスク選好に従って管理している。

当グループの流動性リスク管理への取組みは、2つの主要な要素を含む。

・ 資金調達源のシナリオのモデリング

ANZの流動性リスク選好は、取締役会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力と定義される。指標は、異なる持続期間および深刻性水準の様々なシナリオに渡る。この枠組みの目的は以下のとおりである。

- ・ より短期で極度の市場の混乱およびストレスに対して保護を提供すること。
- ・ 適切な額の長期資産がより長期の資金で調達されることを確実にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持すること。
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保すること。

この枠組みの主要な要素は、APRAを含む銀行規制機関により義務付けられた深刻な短期の流動性ストレス・シナリオである流動性カバレッジ比率（「LCR」）である。LCR要件への適合の一環として、ANZはオーストラリア準備銀行（「RBA」）に流動性供給枠（「CLF」）を有している。CLFは、オーストラリアにおける利用可能な高品質な流動資産（「HQLA」）の不足を相殺するために設けられており、偶発的流動性の代替形式を提供する。適格公認預金受入機関（「ADI」）が利用可能なCLFの総額はAPRAによって毎年設定される。2019年1月1日から、ANZのCLFは480億ドル（2018暦年末：469億ドル）である。

・ 流動資産

当グループは、深刻なストレス下の環境における当グループの流動性ポジションを保護し、かつ規制上の要件を満たすため、高品質な、処分に制約のない流動資産のポートフォリオを保有している。高品質な流動資産は、バーゼル3 LCRと整合性のある定義による3つのカテゴリーからなる。

- ・ 最も高品質な流動資産（「HQLA1」）：現金、同日に流動性を提供する中央銀行との買戻条件付契約に適格な、信用の質が最も高い政府、中央銀行または公的部門証券
- ・ 高品質な流動資産（「HQLA2」）：同日に流動性を提供する中央銀行との買戻条件付契約に適格な、信用の質の高い政府、中央銀行または公的部門証券、質の高い企業債務証券および質の高いカバード・ボンド
- ・ 代替流動資産（「ALA」）：CLFの担保として適格な資産およびニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）により列挙されたその他の適格証券

当グループは、規制上の要件および取締役会が設定したリスク選好に沿って、継続的に流動資産ポートフォリオの規模および構成を監視および管理している。

	年度平均		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	2019年9月 対 2018年9月
	(十億ドル)		
ディスカウント後の市場価値⁽¹⁾			
HQLA1	133.0	134.4	-1%
HQLA2	8.6	5.0	71%
国内住宅モーゲージ担保証券 ⁽²⁾	34.4	38.4	-11%
その他ALA ⁽³⁾	12.6	13.5	-7%
流動資産合計	188.5	191.2	-1%
ストレス・シナリオに基づいてモデル化された キャッシュフロー			
キャッシュ・アウトフロー	176.5	179.0	-1%
キャッシュ・インフロー	42.0	40.8	3%
正味キャッシュ・アウトフロー	134.5	138.2	-3%
流動性カバレッジ比率⁽⁴⁾	140%	138%	1%

注：(1) APRA健全性規制基準（APS第210号「流動性」）による規定に従って計算され、APS第330号の要件に一致している年度平均基準。

(2) APRA要件に従い、ニュージーランドドルのLCRが100%以上となるために必要な額を上回る2019年9月のニュージーランドドル建て流動資産の残高は譲渡不能とみなされ、よってレベル2のLCRに関与しないものとする。

(3) 承認された枠限度までのCLFの担保として適格な資産（国内住宅モーゲージ担保証券を除く。）、およびRBNZの「流動性方針一別表：流動資産－健全性監督局文書BS13A12」に含まれる流動資産からなる。

(4) すべての通貨のレベル2のLCR。

(16) 資金調達－非継続事業を含む

ANZは、投資家種別、満期、調達市場および通貨ごとの過度の集中を避け、分散化した資金調達基盤を目標とする。

当年度中に、236億ドルの期限付ホールセール債券（2019年9月30日現在の残存期間1年超）が発行された。

下表は当グループの資金調達合計の内訳を示す。

	現在		増減率
	2019年 9月	2018年 9月	2019年9月 対 2018年9月
	(十億ドル)		
顧客預金およびその他負債			
オーストラリア・リテールおよび商業 法人	208.0	202.7	3%
ニュージーランド	83.4	79.8	5%
パシフィック	3.5	3.5	0%
TSOおよびグループ・センター ⁽¹⁾	(0.4)	(4.5)	-91%
顧客預金	511.8	487.3	5%
その他資金調達負債 ⁽²⁾⁽³⁾	9.6	8.6	12%
顧客負債（資金調達）合計	521.4	495.9	5%
ホールセール資金調達			
発行済社債	113.1	105.3	7%
劣後債	16.6	15.9	4%
譲渡性預金	36.6	42.7	-14%
コマーシャル・ペーパー	11.7	17.0	-31%
その他のホールセール借入金 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	92.3	86.8	6%
ホールセール資金調達合計	270.3	267.7	1%
株主資本	60.8	59.4	2%
資金調達合計	852.5	823.0	4%

注：(1) 定期預金、その他預金、ANZ預金商品への富裕層オーストラリアの非継続事業の投資を消去するために過去の期間においてグループ・センターに認識された調整を含む。

(2) 未払利息、未払債務およびその他債務、引当金および未払法人税等（純額）を含み、富裕層オーストラリアの非継続事業のその他負債を除く。

(3) 支払承諾債務は正味の資金調達を伴わないため、除く。

(4) 銀行借入金、買戻条件付契約に基づき売却された有価証券、デリバティブの正味残高、特別目的会社およびその他借入金を含む。

(5) 為替決済口座の現金残高により相殺されたRBAのオープン・レボの取決めを含む。

正味安定資金調達比率

下表はレベル2の正味安定資金調達比率（「NSFR」）の内訳を示す。

	現在		増減率
	2019年 9月	2018年 9月	2019年9月 対 2018年9月
	(十億ドル)		
所要安定資金調達額⁽¹⁾			
リテールおよび中小企業、コーポレート向け 貸付（35%未満のリスク加重） ⁽²⁾	182.2	183.9	-1%
リテールおよび中小企業、コーポレート向け 貸付（35%超のリスク加重） ⁽²⁾	180.7	182.6	-1%
その他貸付 ⁽³⁾	27.6	23.2	19%
流動資産	12.4	9.8	27%
その他資産 ⁽⁴⁾	40.0	36.6	9%
所要安定資金調達額合計	442.9	436.1	2%
利用可能な安定資金調達額⁽¹⁾			
リテールおよび中小企業顧客預金	241.3	231.7	4%
コーポレート、公共セクター企業および オペレーショナル預金	93.5	91.8	2%
中央銀行およびその他の金融機関の預金	6.2	5.3	17%
有期資金調達	95.6	96.3	-1%
短期資金調達およびその他の債務	2.0	1.3	54%
自己資本	76.9	73.3	5%
利用可能な安定資金調達額合計	515.5	499.7	3%
正味安定資金調達比率	116%	115%	1%

注：(1) APRA健全性規制基準のAPS第210号「流動性」に従ったNSFRを織り込んだ残高。

(2) APRA健全性規制基準のAPS第112号「資本十分性：信用リスクに対する標準的手法」に従ったリスク加重。

(3) 金融機関および中央銀行貸付を含む。

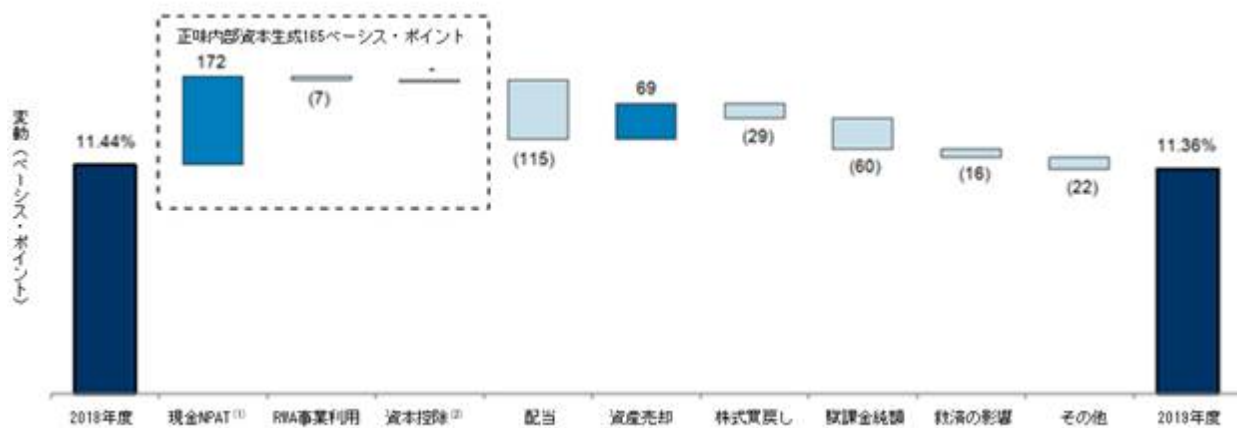
(4) オフバランスシート項目、デリバティブ純額およびその他資産を含む。

(17) 資本管理－非継続事業を含む

	現在			
	APRAバーゼル3		国際的に比較可能な バーゼル3 ⁽¹⁾	
	2019年9月	2018年9月	2019年9月	2018年9月
自己資本比率（レベル2）				
普通株式等Tier 1	11.4%	11.4%	16.4%	16.8%
Tier 1	13.2%	13.4%	18.8%	19.2%
自己資本合計	15.3%	15.2%	21.4%	21.6%
リスク加重資産（十億ドル）	417.0	390.8	330.4	305.6

注：(1) 国際的に比較可能な方法論は、「国際資本比較研究」（2015年7月13日）と題するAPRAの情報文書と一致している。

APRAパーゼル3普通株式等Tier1（「CET1」）－2019年9月終了年度対2018年9月終了年度



注：(1) 規制自己資本管理を目的とする重大/重要項目を除く。「(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。
(2) 資本控除は、期間中の連結をはずれた法人の留保利益の増減、ソフトウェア資産の計上、予想損失が適格引当金を超過する不足額、およびその他の無形資産である。

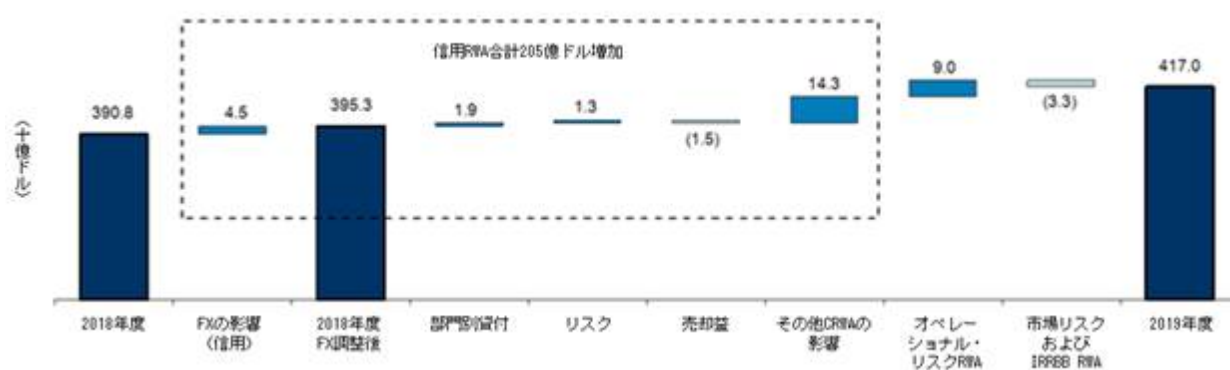
ANZのCET1比率は、当年度中に8ベース・ポイント減少して11.4%となった。CET1比率変動の主要な要因は以下のとおりである。

- ・ 正味内部資本生成は165ベース・ポイントであった。これは主に、現金利益（重大／重要項目および一時的要因を除く。）によるが、基礎となるRWAの増加（為替換算の影響、規制上の変更およびその他の一時的要因を除く。）により一部相殺された。
- ・ 2018年期末配当金および2019年3月中間配当金（BOPによる株式発行およびDRPによる中立化を除く。）の支払いにより、CET1比率は115ベース・ポイント低下した。
- ・ 当年度中に完了した資産売却に伴う資本上の利得は、CET1比率を69ベース・ポイント押し上げた。これは、CET1比率を29ベース・ポイント低下させた市場からの株式の買入れ（発表された総額30億ドルは2019年3月半期中に完了）により一部相殺された。
- ・ 賦課金（純額）は、CET1比率を60ベース・ポイント低下させた。この低下には、カウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーの計測に係る標準的手法（「SA-CCR」）の実施（-18ベース・ポイント）、APRAオペレーショナル・リスクのオーバーレイ（-18ベース・ポイント）、ニュージーランドのモーゲージおよび農家を対象とする貸付ポートフォリオに関するリスク加重の最低基準の導入（-18ベース・ポイント）、ならびにその他のRWAモデルの変更（-6ベース・ポイント）による影響が含まれる。
- ・ 顧客救済の影響（継続事業および非継続事業）は、CET1比率を16ベース・ポイント低下させた。
- ・ その他の影響には、AASB第9号への移行（-5ベース・ポイント）、非現金収益の変動、外貨換算の正味影響、確定給付制度の影響および繰延税金資産の変動（-7ベース・ポイント）、ならびにその他様々な変動（-10ベース・ポイント）が含まれる。

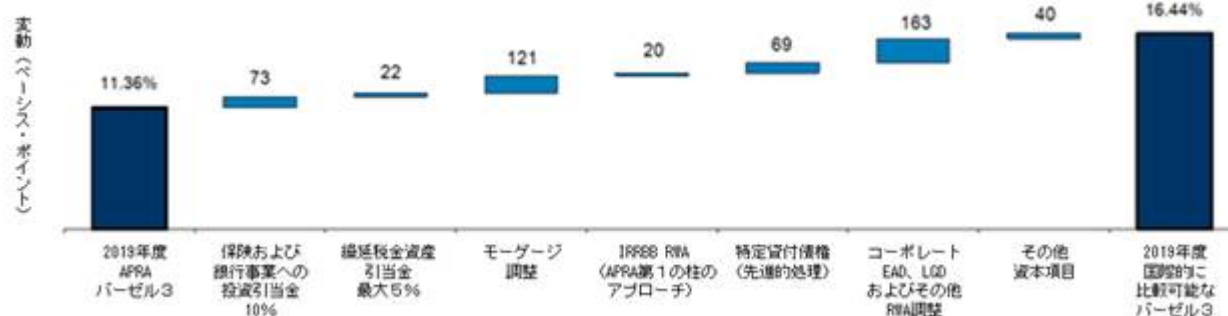
リスク加重資産合計

	現在		増減率
	2019年 9月	2018年 9月	2019年9月 対 2018年9月
	(十億ドル)		
信用RWA	358.1	337.6	6%
市場リスクおよび銀行勘定金利リスクを考慮した リスク加重資産 (IRRBB RWA)	12.3	15.6	-21%
オペレーショナルRWA	46.6	37.6	24%
RWA合計	417.0	390.8	7%

リスク加重資産（「RWA」）合計－2019年9月末対2018年9月末



ANZのRWA合計は、262億ドル増加した。外貨換算の影響および一過性の信用RWAの変動を除くと、基礎的な信用RWA（部門貸付金およびリスク軽減）は、主に法人部門における貸付の増加により32億ドル増加したが、オーストラリア・リテールおよび商業部門における減少により一部相殺された。その他の信用RWAの変動は主に、SA-CCRならびにニュージーランドのモーゲージおよび農家を対象とする貸付ポートフォリオに関するリスク加重の最低基準の導入の正味影響であるが、資産売却による信用RWAの減少により一部相殺された。非信用RWAは、主に大手銀行のリスクガバナンス自己評価に関連する、追加的なオペレーショナル・リスクに対する資本のオーバーレイにより57億ドル増加した。

APRAと国際的に比較可能⁽¹⁾な普通株式等Tier 1（「CET 1比率」）－ 2019年9月30日現在

注：(1) バゼル委員会刊行物「バゼル3：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的規制枠組み」（2011年6月）および「資本測定および資本基準の国際的コンバージェンス」（2006年6月）に記載された規制のANZの解釈。「国際資本比較研究」（2015年7月13日）と題するAPRAの情報文書で特定された差異も含む。

上表は、APRAのバゼル3健全性資本基準に基づいたCET 1比率を国際的に比較可能なバゼル3基準に調整するものである。APRAはバゼル3改正を最低要件とみなしており、そのため、バゼル3規則で提案された譲歩のいくつかを含んでおらず、またその他分野でより高い要件を設定している。その結果、オーストラリアの銀行のバゼル3により報告される資本比率は国際的な同業他社とは直接的には比較できない。国際的に比較可能なバゼル3のCET 1比率は、APRAと、バゼル委員会のバゼル3枠組み（2014年3月のオーストラリアでのバゼル3実施に係るバゼル委員会の規制上の整合性評価プログラム（「RCAP」）で特定された差異を含む。）およびその主要な海外の法域での適用双方との間の差異を含んでいる。

APRAのバゼル3と国際的に比較可能なバゼル3比率との重大な差異には以下が含まれる。

控除

- ・ 保険および銀行子会社への投資 — APRAは、CET 1からの全額控除を要求している。国際的に比較可能な基準では、これらの投資は、控除が要求される前に譲許的基準額の適用がある。
- ・ 繰延税金資産 — 一時差異に関連する繰延税金資産（「DTA」）については、CET 1からの全額控除が要求される。国際的に比較可能な基準では、これは、控除が要求される前にまず譲許的基準値の対象となる。

リスク加重資産（「RWA」）

- ・ モーゲージRWA — APRAは、住宅モーゲージの信用RWA計算に使用される景気後退期デフォルト時損失率（「LGD」）に20%の下限を課している。国際的に比較可能なバゼル3の枠組みで要求される景気後退期LGDの下限は10%である。さらに、2016年7月以降、APRAは、バゼル3枠組みを上回る相関係数を要求している。
- ・ IRRBB RWA — APRAは、CET 1比率計算のRWAベース内に銀行勘定金利リスク（「IRRBB」）を含めることを要求している。これは、国際的に比較可能な基準では要求されない。
- ・ 特定貸付債権 — APRAは、特定貸付債権エクスポージャーの信用RWAの決定に、監督当局設定のスロットティング・アプローチを使用することを要求している。国際的に比較可能な基準では、これらのエクスポージャーのRWA計算の際に先進的内部格付手法の使用を認めている。
- ・ 無担保コーポレート貸付のLGD — ANZの無担保コーポレート貸付のLGDを、他の法域の銀行と一致させるために45%に揃える調整。45%のLGD率は、基礎的内部格付手法（「FIRB」）にも使用される。
- ・ 未実行コーポレート貸付のデフォルト時エクスポージャー（「EAD」） — 未実行コーポレート貸付コミットメントのANZの掛け目（「CCF」）を、他の法域の銀行と一致させるために（FIRB手法で使用される）75%に調整すること。

(18) レバレッジ比率－非継続事業を含む

2019年9月30日現在、当グループのAPRAレバレッジ比率は5.6%で、ANZを含む内部格付手法を選択しているADI（「IRB ADI」）についてAPRAが提案した最低3.5%を上回っていた。下表は、当グループのレバレッジ比率計算の要約である。

	現在		増減率
	2019年 9月	2018年 9月 (百万ドル)	2019年9月 対 2018年9月
Tier 1 資本（資本控除を除く）⁽¹⁾	55,221	52,218	6%
オンバランスシートのエクスポージャー （デリバティブおよび証券金融取引のエク スポージャーを除く）	810,644	785,405	3%
デリバティブのエクスポージャー	34,258	30,676	12%
証券金融取引のエクスポージャー	36,923	36,066	2%
その他のオフバランスシートのエクスポ ージャー	107,400	102,810	4%
エクスポージャー測定額合計	989,225	954,957	4%
APRAレバレッジ比率	5.6%	5.5%	
国際的に比較可能なレバレッジ比率	6.2%	6.1%	

注：(1) 前期の数値は、過去に提出した規制当局への報告書と一致させるため、AASB第15号の影響による修正再表示はなされていない。

ANZのレバレッジ比率は当年度中に11ベース・ポイント上昇した。変動の主要な要因は以下のとおりである。

- ・ 当年度中に支払われた配当控除後の正味内部資本生成（主に重大／重要項目および一時的要因を除く現金利益による。）（+23ベース・ポイント）。
- ・ デリバティブを含むエクスポージャーの増加は、レバレッジ比率を全体的に11ベース・ポイント引き下げた。
- ・ その他の正味影響には、2019年3月半期に完了した市場における株式買戻し、顧客救済の影響、為替換算変動、繰延税金資産およびその他の項目が含まれるが、資産売却による利益（-1ベース・ポイント）により一部相殺された。

(19) 資本管理－その他の規制上の動向

「第2 企業の概況－3 事業の内容－(6)監督および規制－オーストラリアーオーストラリアの規制上の動向」を参照のこと。

[次へ](#)

C. 部門別経営成績

(1) 部門別業績－継続事業

当グループは、「オーストラリア・リテールおよび商業」、「法人」、「ニュージーランド」、「パシフィック」ならびに「テクノロジー、サービス&オペレーションズ(TSO)およびグループ・センター」の5つの部門からなる部門構造で事業を営む。部門構成の詳細については、「第2 企業の概況－3. 事業の内容－(4)当グループの主要な活動」を参照のこと。

部門別経営成績の表示は、期中の多くの手法および組織構造の変更による影響を受けている。前期間における比較情報は修正再表示されている。

- ・ 資本に基づき事業ユニットレベルの損益を配賦する際の手法は、経済資本ベースから規制資本ベースに変更された。この変更は、グループレベルで相違はないが、部門レベルでの純利息収益に影響を及ぼした。
- ・ アジアリテールおよび富裕層事業の未売却部分が、旧アジアリテールおよび太平洋部門からTSOおよびグループ・センター部門に編入された。残ったセグメントは改称されてパシフィック部門となった。
- ・ 従前の富裕層オーストラリアの継続事業の一部であったANZのレンダーズ・モーゲージ保険、シェア・インベスティング、損害保険販売事業およびフィナンシャル・プランニング事業は、現在オーストラリア・リテールおよび商業部門（旧称：オーストラリア部門）の一部を構成しており、また富裕層オーストラリアは継続事業としての存続を中止した。

部門別経営成績はまた、2つの新たな会計基準の採用によっても影響を受けた。

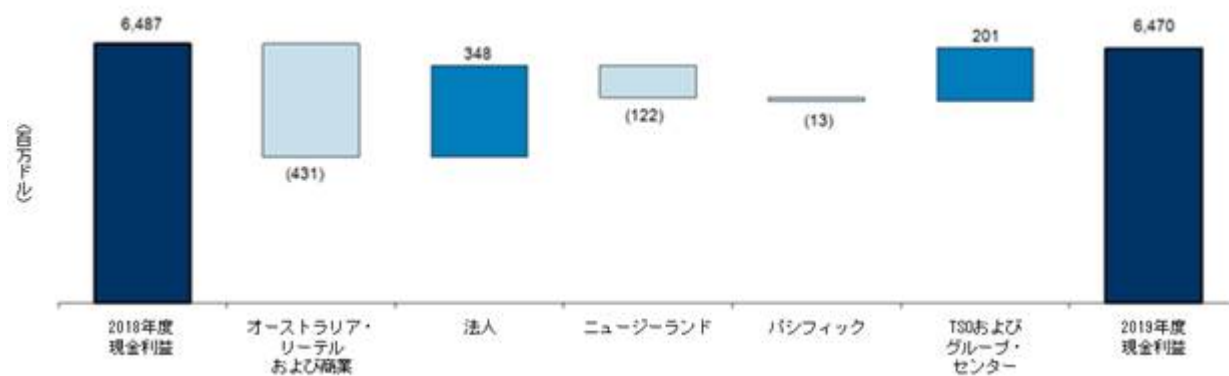
- ・ AASB第9号－当グループは2018年10月1日より、金融資産の減損に係る予想信用損失の手法を適用し、また一部の金融資産の分類および評価を変更した。その結果、当グループの貸倒引当金繰入は期首利益剰余金を通じて8億1,300万ドル増加した。比較情報は修正再表示されていない。
- ・ AASB第15号－適用の主な影響として、以前には相殺していた一定の項目が、現在は営業収入と営業費用に総額で表示されている。比較情報は再表示され、営業収入合計が2018年9月終了年度に1億5,300万ドル増加し、また営業費用合計でも同額の増加があった。

上記を除き、その他の重要な変更はなかった。

部門別経営成績のセクションは、継続事業について現金利益ベースで報告されている。非継続事業に関する詳細は、上記「A. 当年度の経営成績の要説」を参照のこと。

下記に報告される部門は、事業の最高意思決定者たる最高経営責任者に提供される内部報告のそれと一致する。

部門別現金利益－2019年9月終了年度対2018年9月終了年度



2019年9月終了年度	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グループ・ センター	当グループ
			(百万ドル)			
純利息収益	8,092	3,080	2,736	128	303	14,339
その他営業収入	1,347	2,192	580	104	467	4,690
営業収入	9,439	5,272	3,316	232	770	19,029
営業費用	(4,074)	(2,667)	(1,286)	(150)	(894)	(9,071)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	5,365	2,605	2,030	82	(124)	9,958
貸倒引当金（繰入）／戻入	(712)	2	(87)	1	1	(795)
税引前利益／（損失）	4,653	2,607	1,943	83	(123)	9,163
法人税および非支配持分	(1,458)	(779)	(544)	(24)	112	(2,693)
継続事業による現金利益／ （損失）	3,195	1,828	1,399	59	(11)	6,470

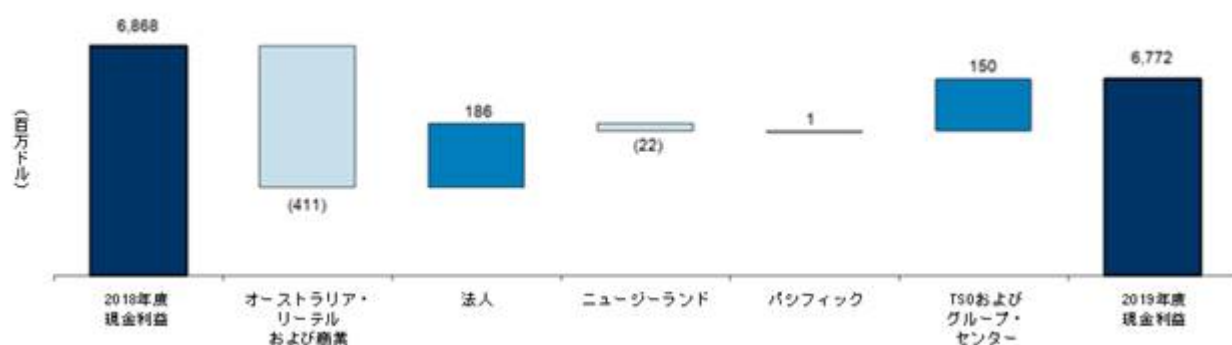
2018年9月終了年度	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グループ・ センター	当グループ
			(百万ドル)			
純利息収益	8,449	2,993	2,651	131	290	14,514
その他営業収入	1,510	2,066	671	100	506	4,853
営業収入	9,959	5,059	3,322	231	796	19,367
営業費用	(4,075)	(2,948)	(1,205)	(128)	(1,045)	(9,401)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	5,884	2,111	2,117	103	(249)	9,966
貸倒引当金（繰入）／戻入	(698)	44	(6)	(3)	(25)	(688)
税引前利益／（損失）	5,186	2,155	2,111	100	(274)	9,278
法人税および非支配持分	(1,560)	(675)	(590)	(28)	62	(2,791)
継続事業による現金利益／ （損失）	3,626	1,480	1,521	72	(212)	6,487

2019年9月終了年度対2018年9月終了年度

	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
純利息収益	-4%	3%	3%	-2%	4%	-1%
その他営業収入	-11%	6%	-14%	4%	-8%	-3%
営業収入	-5%	4%	0%	0%	-3%	-2%
営業費用	0%	-10%	7%	17%	-14%	-4%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	-9%	23%	-4%	-20%	-50%	0%
貸倒引当金（繰入）／戻入	2%	-95%	大	大	大	16%
税引前利益／（損失）	-10%	21%	-8%	-17%	-55%	-1%
法人税および非支配持分	-7%	15%	-8%	-14%	81%	-4%
継続事業による現金利益／ （損失）	-12%	24%	-8%	-18%	-95%	0%

部門別現金利益（重大／重要項目⁽¹⁾を除く）－2019年9月終了年度対2018年9月終了年度

当グループの現金利益には、重大／重要項目と総称される多くの項目が含まれる。これらの項目は現金利益の一部を形成するが、その性質および影響の大きさゆえ以下の表からは除外されている。



注：(1) 重大／重要項目の詳細については、上記「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。

2019年9月終了年度	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
(百万ドル)						
純利息収益	8,178	3,025	2,780	135	312	14,430
その他営業収入	1,397	2,173	567	104	215	4,456
営業収入	9,575	5,198	3,347	239	527	18,886
営業費用	(3,743)	(2,575)	(1,254)	(143)	(847)	(8,562)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	5,832	2,623	2,093	96	(320)	10,324
貸倒引当金（繰入）／戻入	(712)	3	(87)	1	1	(794)
税引前利益／（損失）	5,120	2,626	2,006	97	(319)	9,530
法人税および非支配持分	(1,539)	(774)	(563)	(24)	142	(2,758)
継続事業による現金利益／ （損失）	3,581	1,852	1,443	73	(177)	6,772

2018年9月終了年度	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グループ・ センター	当グループ
			(百万ドル)			
純利息収益	8,540	2,934	2,647	131	255	14,507
その他営業収入	1,625	2,036	552	100	160	4,473
営業収入	10,165	4,970	3,199	231	415	18,980
営業費用	(3,756)	(2,661)	(1,155)	(128)	(863)	(8,563)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	6,409	2,309	2,044	103	(448)	10,417
貸倒引当金（繰入）／戻入	(698)	46	(6)	(3)	1	(660)
税引前利益／（損失）	5,711	2,355	2,038	100	(447)	9,757
法人税および非支配持分	(1,719)	(689)	(573)	(28)	120	(2,889)
継続事業による現金利益／ （損失）	3,992	1,666	1,465	72	(327)	6,868

2019年9月終了年度対2018年9月終了年度

	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グループ・ センター	当グループ
純利息収益	-4%	3%	5%	3%	22%	-1%
その他営業収入	-14%	7%	3%	4%	34%	0%
営業収入	-6%	5%	5%	3%	27%	0%
営業費用	0%	-3%	9%	12%	-2%	0%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	-9%	14%	2%	-7%	-29%	-1%
貸倒引当金（繰入）／戻入	2%	-93%	大	大	0%	20%
税引前利益／（損失）	-10%	12%	-2%	-3%	-29%	-2%
法人税および非支配持分	-10%	12%	-2%	-14%	18%	-5%
継続事業による現金利益／ （損失）	-10%	11%	-2%	1%	-46%	-1%

(2) オーストラリア・リテールおよび商業部門－継続事業

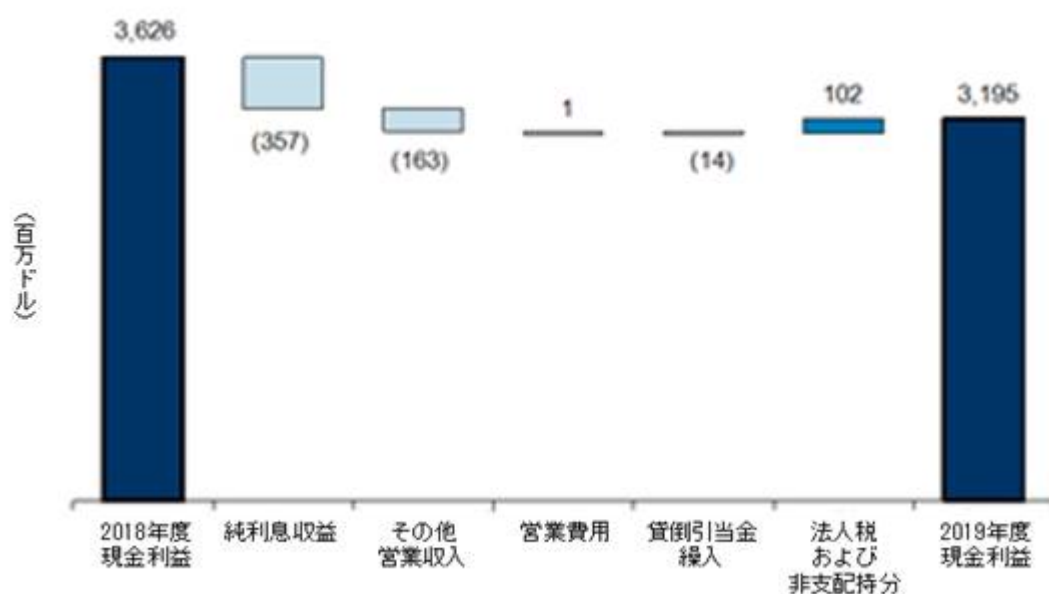
部門別経営成績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。詳細については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」および本章「(1)部門別業績－継続事業」を参照のこと。

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
純利息収益	8,092	8,449	-4%
その他営業収入	1,347	1,510	-11%
営業収入	9,439	9,959	-5%
営業費用	(4,074)	(4,075)	0%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	5,365	5,884	-9%
貸倒引当金繰入	(712)	(698)	2%
税引前利益	4,653	5,186	-10%
法人税および被支配持分	(1,458)	(1,560)	-7%
現金利益	3,195	3,626	-12%
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	331,871	341,310	-3%
その他外部資産	4,350	4,139	5%
外部資産	336,221	345,449	-3%
顧客預金	208,005	202,732	3%
その他外部負債	9,610	10,302	-7%
外部負債	217,615	213,034	2%
リスク加重資産	162,060	159,282	2%
貸付金および前渡金の総額の平均残高	338,785	341,199	-1%
預金およびその他の借入金平均残高	203,781	202,884	0%
比率			
平均資産利益率	0.94%	1.05%	
純預貸利鞘	2.59%	2.69%	
営業収入に対する営業費用	43.2%	40.9%	
資産平均残高に対する営業費用	1.20%	1.18%	
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）額	705	712	-1%
貸付金および前渡金の総額の平均残高に 対する個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）の割合 ⁽¹⁾	0.21%	0.21%	
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入） 貸付金および前渡金の総額の平均残高に 対する一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）の割合 ⁽¹⁾	7	(14)	大
減損資産総額	0.00%	0.00%	
貸付金および前渡金の総額に対する 減損資産総額の割合	1,468	1,411	4%
	0.44%	0.41%	
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	13,903	13,731	1%

注：(1) 割合計算に用いた貸倒引当金は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント－未実行債務および偶発債務に係る。

- ・ 貸付高は、銀行与信の成長の減速、資産をめぐる競争、保守的な住宅ローン組成のリスク設定および実行局面での障害への当年度中の取組みの結果として減少した。
- ・ 純預貸利鞘は、住宅ローン構成の変更およびディスカウントの拡大、低利預金に対する政策金利（オフィシャル・キャッシュ・レート）の低下の影響、クレジットカードの料金設定に対する影響、ならびに顧客救済の増加の結果として縮小した。これは、住宅ローンの金利再設定により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、顧客救済の増加、ならびに手数料の廃止および取引高の縮小による受取手数料の減収の結果として減少した。
- ・ 営業費用は、インフレの高進、コンプライアンス費用の増加および技術インフラ支出の増加を、労働力および支店の最適化を含む生産性向上の取組みが相殺する形で、増減はなかった。
- ・ 貸倒引当金繰入は主に、オーストラリア経済の見通しの悪化の結果としての一括評価貸倒引当金の積み増しのため増加し、これは、回収および戻入の増加により一部相殺された。

現金利益—2019年9月終了年度対2018年9月終了年度



個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
リテール	381	427	-11%
住宅ローン	81	99	-18%
カードおよび個人ローン	291	311	-6%
預金および支払 ⁽¹⁾	9	17	-47%
商業	324	285	14%
ビジネス・バンキング	130	94	38%
小規模ビジネス・バンキング	194	191	2%
個別貸倒引当金繰入／（戻入）	705	712	-1%

一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
リテール	11	(37)	大
住宅ローン	84	29	大
カードおよび個人ローン	(73)	(63)	16%
預金および支払 ⁽¹⁾	-	(3)	-100%
商業	(4)	23	大
ビジネス・バンキング	(11)	35	大
小規模ビジネス・バンキング	2	(12)	大
プライベート・バンキング	5	-	該当なし
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	7	(14)	大

正味貸付金および前渡金

	現在		増減率
	2019年9月	2018年9月	2019年9月 対 2018年9月
	(百万ドル)		
リテール	274,797	283,088	-3%
住宅ローン	264,981	272,007	-3%
カードおよび個人ローン	8,958	10,128	-12%
預金および支払 ⁽¹⁾	69	62	11%
助言	789	891	-11%
商業	57,074	58,222	-2%
ビジネス・バンキング	41,275	41,277	0%
小規模ビジネス・バンキング	13,803	15,002	-8%
プライベート・バンキング	1,996	1,943	3%
正味貸付金および前渡金	331,871	341,310	-3%

顧客預金	現在		増減率
			2019年9月 対 2018年9月
	2019年9月	2018年9月	
	(百万ドル)		
リテール	120,880	119,763	1%
住宅ローン ⁽²⁾	27,078	27,639	-2%
カードおよび個人ローン	265	263	1%
預金および支払	93,537	91,861	2%
商業	87,125	82,969	5%
ビジネス・バンキング	19,731	19,191	3%
小規模ビジネス・バンキング	41,799	39,976	5%
プライベート・バンキング	25,595	23,802	8%
顧客預金	208,005	202,732	3%

注：(1) 預金および支払事業の正味貸付金および前渡金は、当座貸越の金額を表す。

(2) 住宅ローン事業の顧客預金額は、オフセット口座の残高を表す。

2019年9月終了年度

	リテール	商業 (百万ドル)	合計
純利息収益	5,513	2,579	8,092
その他営業収入	885	462	1,347
営業収入	6,398	3,041	9,439
営業費用	(2,874)	(1,200)	(4,074)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	3,524	1,841	5,365
貸倒引当金（繰入）／戻入	(392)	(320)	(712)
税引前利益	3,132	1,521	4,653
法人税および非支配持分	(1,000)	(458)	(1,458)
現金利益	2,132	1,063	3,195
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	381	324	705
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	11	(4)	7
正味貸付金および前渡金	274,797	57,074	331,871
顧客預金	120,880	87,125	208,005
リスク加重資産	109,168	52,892	162,060

2018年9月終了年度

純利息収益	5,733	2,716	8,449
その他営業収入	1,037	473	1,510
営業収入	6,770	3,189	9,959
営業費用	(2,911)	(1,164)	(4,075)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	3,859	2,025	5,884
貸倒引当金（繰入）／戻入	(390)	(308)	(698)
税引前利益	3,469	1,717	5,186
法人税および非支配持分	(1,042)	(518)	(1,560)
現金利益	2,427	1,199	3,626
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	427	285	712
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	(37)	23	(14)
正味貸付金および前渡金	283,088	58,222	341,310
顧客預金	119,763	82,969	202,732
リスク加重資産	105,890	53,392	159,282

2019年9月終了年度対2018年9月終了年度

純利息収益	-4%	-5%	-4%
その他営業収入	-15%	-2%	-11%
営業収入	-5%	-5%	-5%
営業費用	-1%	3%	0%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	-9%	-9%	-9%
貸倒引当金（繰入）／戻入	1%	4%	2%
税引前利益	-10%	-11%	-10%
法人税および非支配持分	-4%	-12%	-7%
現金利益	-12%	-11%	-12%
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	-11%	14%	-1%
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	大	大	大
正味貸付金および前渡金	-3%	-2%	-3%
顧客預金	1%	5%	3%
リスク加重資産	3%	-1%	2%

(3) 法人部門－継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。詳細については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」および本章「(1)部門別業績－継続事業」を参照のこと。

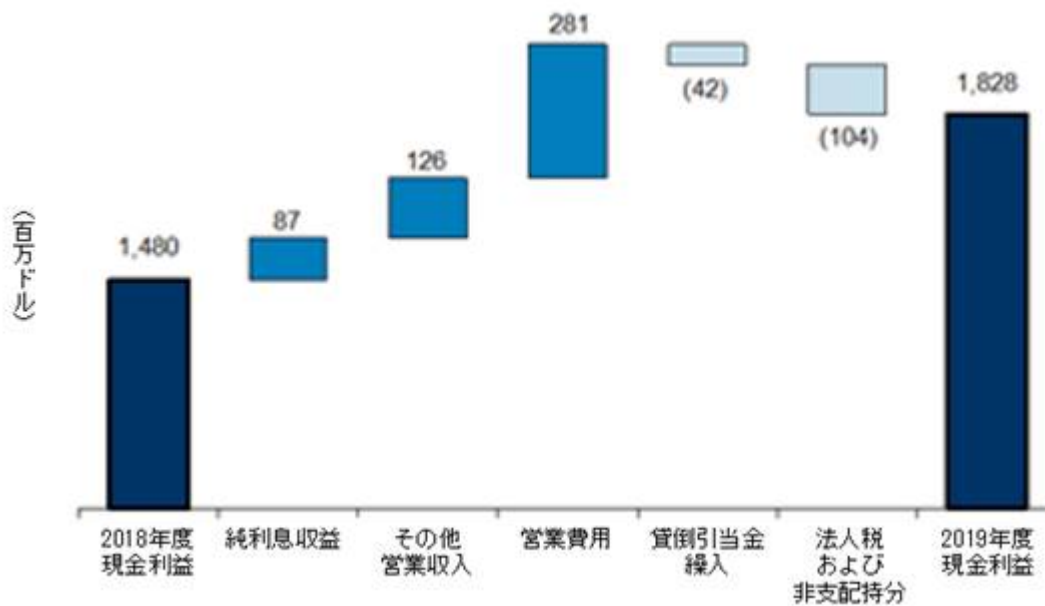
	年度		増減率 (%)
	2019年 9月終了 (百万ドル)	2018年 9月終了 (百万ドル)	
純利息収益	3,080	2,993	3%
その他営業収入	2,192	2,066	6%
営業収入	5,272	5,059	4%
営業費用	(2,667)	(2,948)	-10%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	2,605	2,111	23%
貸倒引当金繰入／（戻入）	2	44	-95%
税引前利益	2,607	2,155	21%
法人税および非支配持分	(779)	(675)	15%
現金利益	1,828	1,480	24%
貸借対照表⁽¹⁾			
正味貸付金および前渡金	164,526	150,133	10%
その他外部資産	346,094	276,607	25%
外部資産	510,620	426,740	20%
顧客預金	217,259	205,809	6%
その他預金および借入金	73,412	67,374	9%
預金およびその他借入金	290,671	273,183	6%
その他外部負債	157,505	104,861	50%
外部負債	448,176	378,044	19%
リスク加重資産	181,088	163,713	11%
貸付金および前渡金の総額の平均残高	156,676	141,184	11%
預金およびその他借入金平均残高	286,372	263,742	9%
比率⁽¹⁾			
平均資産利益率	0.38%	0.34%	
純預貸利鞘	0.82%	0.88%	
純預貸利鞘（マーケットズを除く）	2.05%	2.11%	
営業収入に対する営業費用	50.6%	58.3%	
資産平均残高に対する営業費用	0.56%	0.69%	
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	(12)	(24)	-50%
貸付金および前渡金の総額の平均残高に対する個 別評価貸倒引当金繰入／（戻入）の割合 ⁽²⁾	(0.01%)	(0.02%)	
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	10	(20)	大
貸付金および前渡金の総額の平均残高に対する一 括評価貸倒引当金繰入／（戻入）の割合 ⁽²⁾	0.01%	(0.01%)	
減損資産総額	265	442	-40%
貸付金および前渡金の総額に対する減損資産総額 の割合	0.16%	0.29%	
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	5,468	6,188	-12%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

(2) 割合計算に用いた貸倒引当金は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント－未実行債務および偶発債務に係る。

- ・ 貸付高は、ローンズおよび専門融資、マーケットズおよびトランザクション・バンキングで増加した。顧客預金は、マーケットズおよびトランザクション・バンキングで増加した。
- ・ 純利息利鞘（マーケットズを除く。）は、主に貸付マージンの縮小により減少し、これは預金マージンの向上により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、すべての事業でのマーケットズの増収の結果として増加した。
- ・ 営業費用は、FTEおよび関連費用の削減、ならびに実施中のソフトウェア償却の費用逡減により減少した。これは、インフレにより一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は主に、戻入および回収の減少に伴い進められた個別評価貸倒引当金の積み増し、ならびに多くの顧客の格付けが改善した前年との対比における一括評価貸倒引当金の増額により増加した。

現金利益—2019年9月終了年度対2018年9月終了年度



地域別法人⁽¹⁾

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
オーストラリア			
純利息収益	1,706	1,664	3%
その他営業収入	1,002	964	4%
営業収入	2,708	2,628	3%
営業費用	(1,207)	(1,241)	-3%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,501	1,387	8%
貸倒引当金（繰入）／戻入	(10)	48	大
税引前利益	1,491	1,435	4%
法人税および非支配持分	(448)	(428)	5%
現金利益	1,043	1,007	4%
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	(12)	(46)	-74%
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	22	(2)	大
正味貸付金および前渡金	97,583	85,261	14%
顧客預金	75,973	78,562	-3%
リスク加重資産	93,090	82,993	12%
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ			
純利息収益	1,049	1,035	1%
その他営業収入	954	858	11%
営業収入	2,003	1,893	6%
営業費用	(1,257)	(1,539)	-18%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	746	354	大
貸倒引当金（繰入）／戻入	19	38	-50%
税引前利益	765	392	95%
法人税および非支配持分	(232)	(155)	50%
現金利益	533	237	大
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	9	(22)	大
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	(28)	(16)	75%
正味貸付金および前渡金	60,208	58,289	3%
顧客預金	123,468	111,717	11%
リスク加重資産	74,997	70,456	6%
ニュージーランド			
純利息収益	325	294	11%
その他営業収入	236	244	-3%
営業収入	561	538	4%
営業費用	(203)	(168)	21%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	358	370	-3%
貸倒引当金（繰入）／戻入	(7)	(42)	-83%
税引前利益	351	328	7%
法人税および非支配持分	(99)	(92)	8%
現金利益	252	236	7%
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	(9)	44	大
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	16	(2)	大
正味貸付金および前渡金	6,735	6,583	2%
顧客預金	17,818	15,530	15%
リスク加重資産	13,001	10,264	27%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
トランザクション・バンキング	(9)	5	大
ローンズおよび専門融資	(6)	(28)	-79%
マーケット	-	(4)	-100%
セントラル・ファンクション	3	3	0%
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	(12)	(24)	-50%

一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
トランザクション・バンキング	16	(12)	大
ローンズおよび専門融資	(10)	(9)	11%
マーケット	5	1	大
セントラル・ファンクション	(1)	-	該当なし
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	10	(20)	大

正味貸付金および前渡金⁽¹⁾

	現在		増減率
			2019年9月 対
	2019年9月	2018年9月	2018年9月
	(百万ドル)		
トランザクション・バンキング	19,495	17,340	12%
ローンズおよび専門融資	110,554	101,159	9%
マーケット	34,473	31,201	10%
セントラル・ファンクション	4	433	-99%
正味貸付金および前渡金	164,526	150,133	10%

顧客預金⁽¹⁾

	現在		増減率
			2019年9月 対
	2019年9月	2018年9月	2018年9月
	(百万ドル)		
トランザクション・バンキング	101,766	99,519	2%
ローンズおよび専門融資	1,013	1,289	-21%
マーケット	112,471	102,490	10%
セントラル・ファンクション	2,009	2,511	-20%
顧客預金	217,259	205,809	6%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

2019年9月終了年度⁽¹⁾

	トランザク ション・バン キング	ローンズ および 専門融資	マーケッツ (百万ドル)	セントラル・ ファンクショ ン	法人合計
純利息収益	1,055	1,482	491	52	3,080
その他営業収入	724	149	1,286	33	2,192
営業収入	1,779	1,631	1,777	85	5,272
営業費用	(813)	(637)	(1,095)	(122)	(2,667)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益／（損失）	966	994	682	(37)	2,605
貸倒引当金（繰入）／戻入	(7)	16	(5)	(2)	2
税引前利益／（損失）	959	1,010	677	(39)	2,607
法人税および非支配持分	(264)	(274)	(208)	(33)	(779)
現金利益／（損失）	695	736	469	(72)	1,828
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	(9)	(6)	-	3	(12)
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	16	(10)	5	(1)	10
正味貸付金および前渡金	19,495	110,554	34,473	4	164,526
顧客預金	101,766	1,013	112,471	2,009	217,259
リスク加重資産	26,120	97,361	57,373	234	181,088

2018年9月終了年度

純利息収益	927	1,354	658	54	2,993
その他営業収入	721	172	1,129	44	2,066
営業収入	1,648	1,526	1,787	98	5,059
営業費用	(825)	(638)	(1,180)	(305)	(2,948)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益／（損失）	823	888	607	(207)	2,111
貸倒引当金（繰入）／戻入	7	37	3	(3)	44
税引前利益／（損失）	830	925	610	(210)	2,155
法人税および非支配持分	(237)	(248)	(159)	(31)	(675)
現金利益	593	677	451	(241)	1,480
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	5	(28)	(4)	3	(24)
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	(12)	(9)	1	-	(20)
正味貸付金および前渡金	17,340	101,159	31,201	433	150,133
顧客預金	99,519	1,289	102,490	2,511	205,809
リスク加重資産	25,717	87,472	49,658	866	163,713

2019年9月終了年度対2018年9月終了年度

純利息収益	14%	9%	-25%	-4%	3%
その他営業収入	0%	-13%	14%	-25%	6%
営業収入	8%	7%	-1%	-13%	4%
営業費用	-1%	0%	-7%	-60%	-10%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益／（損失）	17%	12%	12%	-82%	23%
貸倒引当金（繰入）／戻入	大	-57%	大	-33%	-95%
税引前利益／（損失）	16%	9%	11%	-81%	21%
法人税および非支配持分	11%	10%	31%	6%	15%
現金利益／（損失）	17%	9%	4%	-70%	24%
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	大	-79%	-100%	0%	-50%
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	大	11%	大	該当なし	大
正味貸付金および前渡金	12%	9%	10%	-99%	10%
顧客預金	2%	-21%	10%	-20%	6%
リスク加重資産	2%	11%	16%	-73%	11%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

マーケット営業収入の分析⁽¹⁾

	年度		
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	増減率
	(百万ドル)		
事業活動別マーケット営業収入の構成			
フランチャイズ・セールス ⁽²⁾	932	893	4%
フランチャイズ・トレーディング ⁽³⁾	399	328	22%
バランスシート ⁽⁴⁾	446	566	-21%
マーケット営業収入	1,777	1,787	-1%
そのうち：			
デリバティブ評価調整	38	63	-40%

注：(1) マーケット営業収入は、純利息収益およびその他営業収入を含む。

- (2) フランチャイズ・セールスは、債券、外国為替、コモディティおよび資本市場などの中核的商品に関する直接的な顧客フロー事業を表す。
- (3) フランチャイズ・トレーディングは主に、当グループの戦略ポジションおよび直接の顧客売上げフローの一環として保有するポジションの管理を表す。フランチャイズ・トレーディングはまた、デリバティブの公正価値を測定する際になされる評価調整（信用および資金調達調整、呼値スプレッドの調整ならびに関連するヘッジなどを含む。）の影響も含む。
- (4) バランスシートは、当グループの貸付および預金勘定ならびに当グループの流動性ポートフォリオ管理に関する金利リスクのヘッジを表す。

地域別マーケット営業収入の構成	年度		
	2019年	2018年	増減率
	9月終了	9月終了	
	(百万ドル)		
オーストラリア	604	653	-8%
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	897	864	4%
ニュージーランド	276	270	2%
マーケット営業収入	1,777	1,787	-1%

市場リスク

トレーディングに起因する市場リスク

下表は、当銀行グループの主たるトレーディング拠点における現物およびデリバティブのトレーディング・ポジションの双方をカバーする、信頼水準99%のバリュー・アット・リスク（「VaR」）によるエクスポージャーの合計を示している。

信頼水準99%（保有期間1日）

	2019年 9月終了 年度末	2019年 9月終了 年度の 最高	2019年 9月終了 年度の 最低	2019年 9月終了 年度の 平均	2018年 9月終了 年度末	2018年 9月終了 年度の 最高	2018年 9月終了 年度の 最低	2018年 9月終了 年度の 平均
	(百万ドル)				(百万ドル)			
信頼水準99%のVaR								
外国為替	1.4	9.5	1.2	4.1	3.7	10.3	1.7	4.2
金利	3.6	10.4	3.6	5.8	8.4	16.0	4.9	7.9
クレジット	5.1	5.4	1.2	3.1	2.5	6.5	2.3	4.0
コモディティ	1.6	3.9	1.4	2.2	3.7	4.5	1.4	3.1
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
分散効果	(5.5)	該当なし	該当なし	(7.2)	(10.5)	該当なし	該当なし	(8.1)
VaRの合計	6.2	13.4	5.1	8.0	7.8	19.9	6.9	11.1

トレーディングに起因しない金利リスク

トレーディングに起因しない金利リスクは、マーケットが管理し、市場金利の変動が当グループの将来の純利息収益に与える潜在的な悪影響に関連する。金利リスクは、VaRおよび1%の利率の変動に基づくシナリオ分析を含む様々な手法を用いて報告される。

信頼水準99%（保有期間1日）

	2019年 9月終了 年度末	2019年 9月終了 年度の 最高	2019年 9月終了 年度の 最低	2019年 9月終了 年度の 平均	2018年 9月終了 年度末	2018年 9月終了 年度の 最高	2018年 9月終了 年度の 最低	2018年 9月終了 年度の 平均
	(百万ドル)				(百万ドル)			
信頼水準99%のVaR								
オーストラリア	22.7	22.7	16.4	18.9	21.9	32.7	20.3	23.6
ニュージーランド	9.6	9.6	7.1	8.0	6.8	7.1	5.6	6.6
アジア太平洋、ヨーロッ パおよびアメリカ	17.6	17.7	12.9	16.1	15.1	15.1	12.5	13.7
分散効果	(17.8)	該当なし	該当なし	(14.8)	(16.1)	該当なし	該当なし	(14.4)
VaRの合計	32.1	32.1	25.2	28.2	27.7	36.4	26.0	29.5

1%の利率の変動が向こう12か月の純預貸利鞘収益に与える影響

	2019年9月終了年度末	2018年9月終了年度末 ⁽¹⁾
期末現在	1.19%	1.21%
最高エクスポージャー	1.19%	1.79%
最低エクスポージャー	0.33%	0.77%
平均エクスポージャー（絶対値）	0.69%	1.11%

注：(1) 前期の数値は、内部収益率（IRR）モデルの向上を反映するため修正再表示されている。

(4) ニュージーランド部門—継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。（豪ドル建の）詳細については、「B. 当グループの業績—(1)現金利益—重大／重要項目—継続事業」および本章「(1)部門別業績—継続事業」を参照のこと。

以下は、「ニュージーランド部門に関するニュージーランドドル建の表」である。

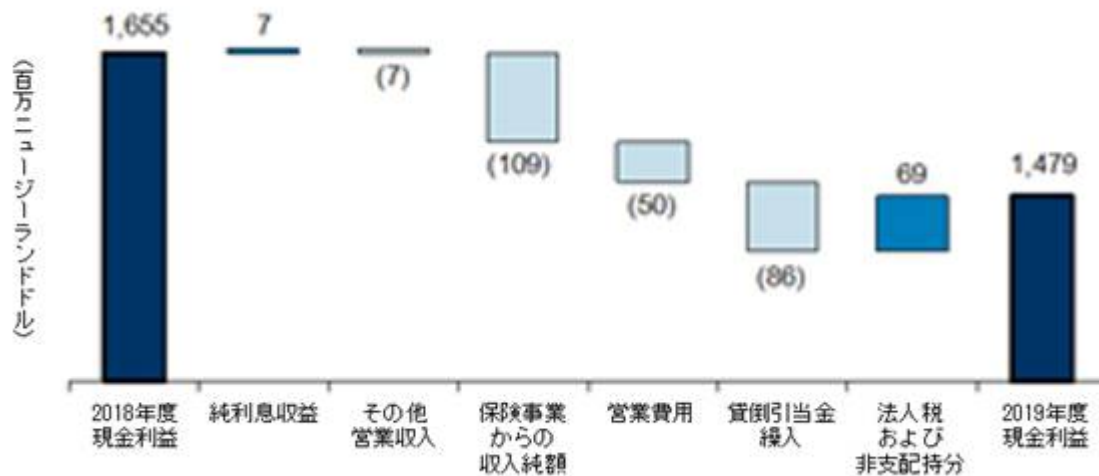
豪ドル建ての経営成績は、後掲の「ニュージーランド部門に関する豪ドル建の表」に示す。

	年度		増減率
	2019年	2018年	
	9月終了	9月終了	
	(百万ニュージーランドドル)		
純利息収益	2,892	2,885	0%
その他営業収入 ⁽¹⁾	594	601	-1%
保険事業収入純額 ⁽²⁾	19	128	-85%
営業収入	3,505	3,614	-3%
営業費用	(1,360)	(1,310)	4%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	2,145	2,304	-7%
貸倒引当金（繰入）／戻入	(92)	(6)	大
税引前利益	2,053	2,298	-11%
法人税および非支配持分	(574)	(643)	-11%
現金利益	1,479	1,655	-11%
貸借対照表 ⁽³⁾			
正味貸付金および前渡金	125,991	121,551	4%
その他外部資産	3,983	4,515	-12%
外部資産	129,974	126,066	3%
顧客預金	90,004	87,101	3%
その他預金および借入金	2,461	2,486	-1%
預金およびその他借入金	92,465	89,587	3%
その他外部負債	25,377	24,592	3%
外部負債	117,842	114,179	3%
リスク加重資産	70,727	62,463	13%
貸付金および前渡金の総額の平均残高	124,264	119,342	4%
預金およびその他借入金平均残高	91,565	87,541	5%
資産運用収入	222	221	0%
運用資産	34,145	30,665	11%
運用資産平均残高	31,610	29,700	6%
比率 ⁽³⁾			
平均資産利益率	1.16%	1.34%	
純預貸利鞘	2.33%	2.42%	
営業収入に対する営業費用	38.8%	36.2%	
平均資産に対する営業費用	1.07%	1.06%	
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	79	52	52%
貸付金および前渡金の総額の平均残高に対する個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）の割合 ⁽⁴⁾	0.06%	0.04%	
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	13	(46)	大
貸付金および前渡金の総額の平均残高に対する一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）の割合 ⁽⁴⁾	0.01%	(0.04%)	
減損資産総額	265	258	3%
貸付金および前渡金の総額に対する減損資産総額の割合	0.21%	0.21%	
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	6,121	6,165	-1%

- 注：(1) 従前「資産運用主収入および保険収入純額」で報告されていた資産運用収入純額を含む。
- (2) 2018年11月30日に売却された被支配会社のOnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドに関係する。
- (3) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。
- (4) 割合の基礎となる貸倒引当金繰入額は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント—未実行債務および偶発債務に関係する。

- ・ 貸付および顧客預金の取扱高がすべてのポートフォリオで増加し、また当期中に運用資産が増加した。
- ・ 純預貸利鞘は、預金マージンの圧縮および住宅ローン構成の変更の結果として減少した。
- ・ その他営業収入は主に、OnePathライフ（ニュージーランド）の売却に伴う収益の喪失により、および一回払い方式の保険における前期の復調との対比において減少した。
- ・ 営業費用は主に、規制遵守に関する支出が膨らんだため増加したが、これは、OnePatライフ（ニュージーランド）の売却により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は主に、戻入および回収の減少に伴い進められた個別評価貸倒引当金の積み増し、ならびに2018年の農業向け景気循環調整引当金の戻入に伴う商業での一括評価貸倒引当金の増加により増加した。

現金利益—2019年9月終了年度対2018年9月終了年度



個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ニュージーランドドル)		
リテール	47	50	-6%
住宅ローン	1	2	-50%
その他	46	48	-4%
商業	32	2	大
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	79	52	52%

一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ニュージーランドドル)		
リテール	(2)	(2)	0%
住宅ローン	6	2	大
その他	(8)	(4)	100%
商業	15	(44)	大
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	13	(46)	大

正味貸付金および前渡金⁽¹⁾

	現在		増減率
			2019年9月 対
	2019年9月	2018年9月	2018年9月
	(百万ニュージーランドドル)		
リテール	82,527	79,090	4%
住宅ローン	79,475	75,685	5%
その他	3,052	3,405	-10%
商業	43,464	42,461	2%
正味貸付金および前渡金	125,991	121,551	4%

顧客預金⁽¹⁾

	現在		増減率
			2019年9月 対
	2019年9月	2018年9月	2018年9月
	(百万ニュージーランドドル)		
リテール	73,866	70,260	5%
商業	16,138	16,841	-4%
顧客預金	90,004	87,101	3%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

2019年9月終了年度	リテール	商業	セントラル・ ファンクション	ニュージーラン ド合計
	(百万ニュージーランドドル)			
純利息収益	1,821	1,057	14	2,892
その他営業収入 ⁽¹⁾	578	17	(1)	594
資産運用収入および保険収入純額 ⁽²⁾	19	-	-	19
営業収入	2,418	1,074	13	3,505
営業費用	(1,078)	(274)	(8)	(1,360)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,340	800	5	2,145
貸倒引当金（繰入）／戻入	(45)	(47)	-	(92)
税引前利益	1,295	753	5	2,053
法人税および非支配持分	(361)	(211)	(2)	(574)
現金利益	934	542	3	1,479
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	47	32	-	79
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	(2)	15	-	13
正味貸付金および前渡金	82,527	43,464	-	125,991
顧客預金	73,866	16,138	-	90,004
リスク加重資産	36,645	33,153	929	70,727

2018年9月終了年度				
純利息収益	1,872	1,004	9	2,885
その他営業収入 ⁽¹⁾	564	20	17	601
資産運用収入および保険収入純額 ⁽²⁾	130	-	(2)	128
営業収入	2,566	1,024	24	3,614
営業費用	(1,039)	(258)	(13)	(1,310)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,527	766	11	2,304
貸倒引当金（繰入）／戻入	(48)	42	-	(6)
税引前利益	1,479	808	11	2,298
法人税および非支配持分	(413)	(227)	(3)	(643)
現金利益	1,066	581	8	1,655
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	50	2	-	52
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	(2)	(44)	-	(46)
正味貸付金および前渡金 ⁽³⁾	79,090	42,461	-	121,551
顧客預金 ⁽³⁾	70,260	16,841	-	87,101
リスク加重資産 ⁽³⁾	30,043	31,264	1,156	62,463

2019年9月終了年度対2018年9月終了年度

純利息収益	-3%	5%	56%	0%
その他営業収入 ⁽¹⁾	2%	-15%	大	-1%
資産運用収入および保険収入純額 ⁽²⁾	-85%	該当なし	-100%	-85%
営業収入	-6%	5%	-46%	-3%
営業費用	4%	6%	-38%	4%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	-12%	4%	-55%	-7%
貸倒引当金（繰入）／戻入	-6%	大	該当なし	大
税引前利益	-12%	-7%	-55%	-11%
法人税および非支配持分	-13%	-7%	-33%	-11%
現金利益	-12%	-7%	-63%	-11%
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	-6%	大	該当なし	52%
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	0%	大	該当なし	大
正味貸付金および前渡金 ⁽³⁾	4%	2%	該当なし	4%
顧客預金 ⁽³⁾	5%	-4%	該当なし	3%
リスク加重資産 ⁽³⁾	22%	6%	-20%	13%

注：(1) 従前「資産運用収入および保険収入純額」で報告されていた資産運用収入純額を含む。

(2) 2018年11月30日に売却された被支配会社のOnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドに関係する。

(3) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

以下は、「ニュージーランド部門に関する豪ドル建の表」である。

ニュージーランドドル建の経営成績は、前掲「ニュージーランド部門に関するニュージーランドドル建の表」に示す。

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
純利息収益	2,736	2,651	3%
その他営業収入 ⁽¹⁾	562	554	1%
保険事業収入純額 ⁽²⁾	18	117	-85%
営業収入	3,316	3,322	0%
営業費用	(1,286)	(1,205)	7%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	2,030	2,117	-4%
貸倒引当金（繰入）／戻入	(87)	(6)	大
税引前利益	1,943	2,111	-8%
法人税および非支配持分	(544)	(590)	-8%
現金利益	1,399	1,521	-8%
構成：			
リテール	883	979	-10%
商業	513	534	-4%
セントラル・ファンクション	3	8	-63%
現金利益	1,399	1,521	-8%
貸借対照表⁽³⁾			
正味貸付金および前渡金	116,729	111,334	5%
その他外部資産	3,690	4,136	-11%
外部資産	120,419	115,470	4%
顧客預金	83,387	79,780	5%
その他預金および借入金	2,280	2,277	0%
預金およびその他借入金	85,667	82,057	4%
その他外部負債	23,512	22,525	4%
外部負債	109,179	104,582	4%
リスク加重資産	65,527	57,213	15%
貸付金および前渡金の総額の平均残高	117,537	109,667	7%
預金およびその他借入金平均残高	86,608	80,444	8%
資産運用収入純額	210	204	3%
運用資産	31,633	28,087	13%
運用資産平均残高	29,900	27,292	10%
比率⁽³⁾			
平均資産利益率	1.16%	1.34%	
純預貸利鞘	2.33%	2.42%	
営業収入に対する営業費用	38.8%	36.3%	
資産平均残高に対する営業費用	1.07%	1.06%	
個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）	75	49	53%
貸付金および前渡金の総額の平均残高に対する 個別評価貸倒引当金繰入／（戻入）の割合 ⁽⁴⁾	0.06%	0.04%	
一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）	12	(43)	大
貸付金および前渡金の総額の平均残高に対する 一括評価貸倒引当金繰入／（戻入）の割合 ⁽⁴⁾	0.01%	(0.04%)	
減損資産総額	245	236	4%
貸付金および前渡金の総額に対する減損資産 総額の割合	0.21%	0.21%	

フルタイム換算従業員（FTE）数合計	6,121	6,165	-1%

注：(1) 従前「資産運用収入および保険収入純額」で報告されていた資産運用収入純額を含む。

(2) 2018年11月30日に売却された被支配会社のOnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドに関係する。

(3) 貸借対照表の金額は、継続事業から売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

(4) 割合の基礎となる貸倒引当金繰入額は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント－未実行債務および偶発債務に関係する。

(5) パシフィックー継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。詳細については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」および本章「(1)部門別業績－継続事業」を参照のこと。

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
純利息収益	128	131	-2%
その他営業収入	104	100	4%
営業収入	232	231	0%
営業費用	(150)	(128)	17%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益／（損失）	82	103	-20%
貸倒引当金（繰入）／戻入	1	(3)	大
税引前利益／（損失）	83	100	-17%
法人税および非支配持分	(24)	(28)	-14%
現金利益／（損失）	59	72	-18%
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	2,120	2,114	0%
顧客預金	3,546	3,467	2%
リスク加重資産	3,400	3,915	-13%
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	1,086	1,125	-3%

(6) テクノロジー、サービス&オペレーションズおよびグループ・センター継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目から影響を受ける。詳細については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」および本章「(1)部門別業績－継続事業」を参照のこと。

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
関連会社投資の持分利益	259	179	45%
営業収入（その他） ⁽¹⁾	511	617	-17%
営業収入	770	796	-3%
営業費用 ⁽²⁾	(894)	(1,045)	-14%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益／（損失）	(124)	(249)	-50%
貸倒引当金（繰入）／戻入	1	(25)	大
税引前利益／（損失）	(123)	(274)	-55%
法人税および非支配持分	112	62	81%
現金利益／（損失）	(11)	(212)	-95%
リスク加重資産	4,501	6,238	-28%
フルタイム換算従業員（FTE）数合計 ⁽³⁾	11,010	10,651	3%

注：(1) 2019年9月終了年度の事業売却による売却益2億5,200万ドル（2018年9月終了年度：2億8,800万ドル）を含む。

(2) 2019年9月終了年度の王立委員会への対応に係る法務費用および組織再編費用4,800万ドル（2018年9月終了年度：1億3,700万ドル）を含む。

(3) FTEは、継続事業と非継続事業の間で配分されている。売却完了時またはそれ以降にI00Fに転属するFTEの実数は、目下確定を進めている。

[前へ](#) [次へ](#)

D. 利益の調整

IFRSに準拠していない情報

当グループは、連結財務報告および配当宣言の中で、会計基準とは別の基準で作成された追加の業績指標を提供している。この情報を提示する際、ASICの規制ガイド230において提供された指針に従う。

(1) 法定利益と現金利益の調整

現金利益は、当グループの中核的事業活動に関する業績のANZが推奨する指標を示しており、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。当グループは、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している（詳細については、下記「E. 定義」を参照のこと。）。現金利益を導くための調整は法定利益（2019年度のANZ年次財務書類の外部監査人による監査において取り扱われる範囲で監査対象となる。）に含まれている。現金利益は外部監査人による監査の対象ではない。外部監査人は、各表示期間を通じて一貫した基準で現金利益の調整が決定されている旨を監査委員会に通知している。

	年度		増減率
	2019年 9月終了	2018年 9月終了	
	(百万ドル)		
当行株主に帰属する継続事業による法定利益	6,296	7,095	-11%
継続事業に関する法定利益と現金利益の調整			
保険契約債務の再評価	77	(14)	大
経済ヘッジ	118	(248)	大
収益および費用ヘッジ	(19)	(9)	大
ストラクチャード・クレジット仲介取引	(2)	(4)	-50%
上海農村商業銀行（SRCB）の売却	-	(333)	-100%
継続事業による法定利益と現金利益の調整合計	174	(608)	大
継続事業による現金利益	6,470	6,487	0%
当行株主に帰属する非継続事業による法定利益	(343)	(695)	-51%
非継続事業による法定利益と現金利益の調整			
自己株式調整	(11)	7	大
保険契約債務の再評価	45	6	大
非継続事業による法定利益と現金利益の調整合計	34	13	大
非継続事業による現金利益／（損失）	(309)	(682)	-55%
現金利益	6,161	5,805	6%

(2) 法定利益と現金利益の調整についての説明－継続事業

・ 保険契約債務の再評価－OnePathライフ（ニュージーランド）

保険契約債務を計算する際、保険契約の予想将来キャッシュフローは、債務の現在価値を反映するよう割引かれており、各期間の市場割引率の変動の影響は損益計算書に反映される。ANZは、市場金利の変動に起因する変動性を除去するため、市場割引率の変動に起因する保険契約の再測定への影響を法定利益への調整に含めている（保険契約の有効期間の最後にはゼロになる。）。OnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドの事業の売却を完了したことにより、2019年9月終了年度には販売済み保険契約債務の再評価に伴う累積的な現金利益の調整の戻入を含めており、これにより法人税引前現金利益が1億1,500万ドル（税引後：8,100万ドル）増加した。

・ 経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジ

当グループは、会計基準に沿った金利および外国為替リスクを管理するために経済ヘッジを締結しており、これにより、公正価値評価による損益は損益計算書内で認識される。ANZは公正価値調整を現金利益から除去する。なぜなら、ヘッジ取引から生ずる損益は、現金利益の一部として経済ヘッジ対象からの損益とマッチさせるべく時の経過とともに戻入れられるからである。これには、会計ヘッジ関係に指定されないが、経済ヘッジであるとみなされる承認済みデリバティブ商品（主にニュージーランドドル建および米ドル建（および米ドル相関）の大きな外貨建の収益および費用の流れのヘッジを含む。）から生ずる損益、ならびに指定された会計ヘッジの非有効部分が含まれる。

経済ヘッジは以下で構成される。

- ・ 外貨建債券発行の手取金を変動金利の豪ドル建およびニュージーランドドル建債務に転換するために利用されている、資金調達関連スワップ（主にクロスカレンシー金利スワップ）。これらのスワップはヘッジ会計に適格でないため、公正価値の変動は損益計算書に記録される。これらの公正価値の主たる変動要因は、通貨ベース・スワップの спреッドならびにその他主要調達通貨に対する豪ドルおよびニュージーランドドルの変動である。
- ・ ヘッジ会計に適格でない特定のストラクチャード・ファイナンスおよびスペシャライズド・リース取引の経済ヘッジ。これらの公正価値調整の主要な要因は、オーストラリアおよびニュージーランドの金利の期間構成の変動である。
- ・ 指定された会計ヘッジ関係の非有効部分。

2019年9月終了年度において、現金利益から調整された経済ヘッジの損失の大半は資金調達関連スワップに関連するものであり、主に豪ドル／米ドルおよびニュージーランドドル／米ドルの通貨ペアに関するベース・スプレッドの縮小により生じたが、これは米ドルに対する豪ドル安およびニュージーランドドル安の両方により一部相殺された。

2019年9月終了年度の現金利益から調整された収益および費用ヘッジの利益は主に、2019年下半期中のニュージーランドドルに対する豪ドル高によるものであった。

	年度	
	2019年 9月終了	2018年 9月終了
	(百万ドル)	
経済ヘッジ	164	(349)
収益および費用ヘッジ	(26)	(12)
税引前現金利益の増加／（減少）	138	(361)
税引後現金利益の増加／（減少）	99	(257)

- ・ ストラクチャード・クレジット仲介取引

ANZは、世界金融危機に先立ち、米国の金融保証会社8社との間で一連のストラクチャード・クレジット仲介取引を締結した。これは、特定の債務の仕組みに関するプロテクションとしてのクレジット・デフォルト・スワップ（「CDSs」）の売却および同様のストラクチャーに関するCDSプロテクションの買付けを含んでいた。ANZは、後に米国の金融保証会社6社との間のポジションは終了させ、また残り2つのポートフォリオについては監視し、ANZが特定の取引または相手方に関連して認識したリスクに費用効率性があると判断した場合にエクスポージャーを低減できるようにしている。

2019年9月30日現在の発行済み売り買いCDSsの想定価値は、3億ドル（2018年9月：3億ドル）であった。売りおよび買いCDSsのいずれも、損益を通じた公正価値で測定される。しかしながら、関連する公正価値の変動は、買いCDSsに係る信用リスクの影響が、信用スプレッドならびに豪ドル／米ドルおよびニュージーランドドル／米ドル為替レートの市場変動により決定されるため、完全には相殺されない。CDSsの公正価値（CVAを除く。）は1,900万ドル（2018年9月：2,600万ドル）であり、買いプロテクションに係るCVAは300万ドル（2018年9月：400万ドル）であった。

売り買いプロテクションによる損益は、早期に終了されたものを除き、その公正価値変動が将来の期間にゼロに戻ることに予定されている従来からの事業に関連しているため、現金利益への調整に含めている。

- ・ 上海農村商業銀行（「SRCB」）の売却

2017年1月3日、当グループは上海農村商業銀行（「SRCB」）の持分20%を売却することに合意したことを公表した。

SRCBの影響は法定利益と現金利益の調整として処理されている。売却目的保有への再分類による損失については、売却完了時に引当金の戻入によって損失の大部分が2017年度中に相殺されることから合理性があると考えられた。この取引はその後2018年度に完了し、取引全体の影響は現金利益において認識された。

- ・ 減損デリバティブの信用リスク（税引後利益なし）

不履行および減損デリバティブのエクスポージャーに係るデリバティブ信用評価調整は、不履行および減損デリバティブの運用方法を反映するため現金貸倒引当金に再分類された。

(3) 法定利益と現金利益の調整についての説明－非継続事業

- ・ 自己株式調整

当グループが富裕層オーストラリア部門の非継続事業において保有するANZ株式は、会計目的上自己株式とみなされる。これらの株式からの配当ならびに実現および未実現損益は、法定報告の目的上収益として認識することが認められていないため剰余金に算入される。自己株式が損益計算書を通じて再評価される保険契約債務の原資とするために保有されていることから、現金利益を導く際には、その収益を当グループの利益に含めることとし、当グループの利益に非対称な影響を生じさせないようにしている。チューリッヒへの生命保険事業の売却を完了したことにより、当グループが富裕層オーストラリアの非継続事業において保有するANZ株式（2018年9月：1,550万株）はなくなった。

- ・ 保険契約債務の再評価－富裕層オーストラリア部門の非継続事業

保険契約債務を計算する際、保険契約の予想将来キャッシュフローは、債務の現在価値を反映するよう割引かれており、各期間の市場割引率の変動の影響は損益計算書に反映される。ANZは、市場金利の変動に起因する変動性を除去するため、市場割引率の変動に起因する保険契約の再測定への影響を法定利益への調整に含めている（保険契約の有効期間の最後にはゼロになる。）。チューリッヒへの生命保険事業の売却を完了したことにより、2019年9月終了年度には販売済み保険契約債務の再評価に伴う累積的な現金利益の調整の戻入を含めており、これにより法人税引前現金利益が2,200万ドル（税引後：1,500万ドル）減少した。

(4) 法定利益の現金利益への調整

2019年9月終了年度

	法定利益	法定利益への調整			
		自己株式調整	保険契約債務 の再評価 (百万ドル)	経済ヘッジ	収益および 費用ヘッジ
純利息収益	14,339	-	-	-	-
保険事業からの収入純額	126	-	(7)	-	-
その他	4,320	-	115	164	(26)
その他営業収入	4,446	-	108	164	(26)
営業収入	18,785	-	108	164	(26)
営業費用	(9,071)	-	-	-	-
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	9,714	-	108	164	(26)
貸倒引当金繰入	(794)	-	-	-	-
税引前利益	8,920	-	108	164	(26)
法人税費用	(2,609)	-	(31)	(46)	7
非支配持分	(15)	-	-	-	-
継続事業に係る税引後利益	6,296	-	77	118	(19)
非継続事業に係る税引後利益／（損失）	(343)	(11)	45	-	-
税引後利益	5,953	(11)	122	118	(19)

	法定利益への調整				
	ストラク チャード・ク レジット仲介 取引	減損デリバ ティブの 信用リスク	SRCBの売却 (百万ドル)	法定利益への 調整合計	現金利益
純利息収益	-	-	-	-	14,339
保険事業からの収入純額	-	-	-	(7)	119
その他	(3)	1	-	251	4,571
その他営業収入	(3)	1	-	244	4,690
営業収入	(3)	1	-	244	19,029
営業費用	-	-	-	-	(9,071)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	(3)	1	-	244	9,958
貸倒引当金繰入	-	(1)	-	(1)	(795)
税引前利益	(3)	-	-	243	9,163
法人税費用	1	-	-	(69)	(2,678)
非支配持分	-	-	-	-	(15)
継続事業に係る税引後利益	(2)	-	-	174	6,470
非継続事業に係る税引後利益／（損失）	-	-	-	34	(309)
税引後利益	(2)	-	-	208	6,161

2018年9月終了年度

	法定利益	法定利益への調整			
		自己株式調整	保険契約債務 の再評価 (百万ドル)	経済ヘッジ	収益および 費用ヘッジ
純利息収益	14,514	-	-	-	-
保険事業からの収入純額	273	-	(20)	-	-
その他	5,197	-	-	(349)	(12)
その他営業収入	5,470	-	(20)	(349)	(12)
営業収入	19,984	-	(20)	(349)	(12)
営業費用	(9,401)	-	-	-	-
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	10,583	-	(20)	(349)	(12)
貸倒引当金繰入	(688)	-	-	-	-
税引前利益	9,895	-	(20)	(349)	(12)
法人税費用	(2,784)	-	6	101	3
非支配持分	(16)	-	-	-	-
継続事業に係る税引後利益	7,095	-	(14)	(248)	(9)
非継続事業に係る税引後利益／（損 失）	(695)	7	6	-	-
税引後利益	6,400	7	(8)	(248)	(9)

	法定利益への調整				
	ストラク チャード・ク レジット仲介 取引	減損デリバ ティブの 信用リスク	SRCBの売却 (百万ドル)	法定利益への 調整合計	現金利益
純利息収益	-	-	-	-	14,514
保険事業からの収入純額	-	-	-	(20)	253
その他	(5)	-	(231)	(597)	4,600
その他営業収入	(5)	-	(231)	(617)	4,853
営業収入	(5)	-	(231)	(617)	19,367
営業費用	-	-	-	-	(9,401)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	(5)	-	(231)	(617)	9,966
貸倒引当金繰入	-	-	-	-	(688)
税引前利益	(5)	-	(231)	(617)	9,278
法人税費用	1	-	(102)	9	(2,775)
非支配持分	-	-	-	-	(16)
継続事業に係る税引後利益	(4)	-	(333)	(608)	6,487
非継続事業に係る税引後利益／（損 失）	-	-	-	13	(682)
税引後利益	(4)	-	(333)	(595)	5,805

E. 定義

「AASB」 — オーストラリア会計基準審議会。「AASB」という用語は、AASBが発行したオーストラリア会計基準を特定するときに通常使用される。

「APRA」 — オーストラリア健全性規制庁

「APS」 — ADIの健全性基準

「現金および現金同等物」は、硬貨、紙幣、コールマネー、中央銀行預入残高、流動性決済残高（容易に一定の金額の現金に換金可能であり、価値変動のリスクが僅少なものの）および3か月未満の買戻し契約（リバース・レポ）に基づき購入された証券からなる。

「現金利益」は、会計基準に従わないで作成された追加の業績指標である。現金利益は当グループの中核的事業活動の業績のANZが推奨する指標を示しており、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。当グループは、下記のとおり、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している。これらの項目は、プラスとマイナスの調整に違いを付けないよう、各期間を通じて一貫して計算されている。

損益は、それらが重要である、またはいずれかの期間で重要となる可能性があり、かつ以下の3つのカテゴリーのうち1つに該当する場合調整される。

1. 税、法律もしくは会計法制変更または当グループの中核的事業活動に関連しないその他非中核項目から生じた利益に含まれる利益または損失
2. 自己株式、保険契約債務の再評価、経済ヘッジの影響および将来の利益を通じて解消される時間的差異が内在する類似の会計項目
3. 保険契約者の税グロスアップ等、報告利益に影響を与えない個々の勘定科目間の会計上の再分類

現金利益は、現金主義会計ベースで決定されるキャッシュフローまたは利益の指標ではない。

「ASSB第139号に基づく一括評価引当金」は、ポートフォリオに内在するが個別には特定できない貸倒引当金である。一括評価引当金は、損失事象が生じた際のみ認識される。将来の事象の結果として予想される損失は、どれだけ可能性が高くとも認識されない。

「ASSB第9号に基づく予想信用損失のための一括評価引当金」は、予想信用損失（ECL）に対応する。これらは将来予測に関する記載に盛り込まれるものとし、貸倒引当金を認識するにあたり損失事象の発生を要しない。

「カバード・ボンド」は、倒産隔離された特別目的事業体に移転されたADIの資産プール（カバー・プール）により担保された、ADIより外部の投資家向けに発行される債券である。カバー・プールを形成する主な資産はモーゲージ・ローンである。モーゲージは発行者のバランスシートに計上される。カバード・ボンドの保有者は発行者およびカバー・プール資産という二重のリソースを有する。カバー・プールに含まれるモーゲージは、それ以外においては担保に供することも処分することもできないが、プールの信用の質を維持するために買戻しおよび差替えができる。当グループは、その資金調達活動の一部としてカバード・ボンドを発行している。

「信用リスク」は、ANZの顧客および取引相手が貸付または契約上の条件を守らないまたは完全に履行できないことによる財務的損失のリスクである。

「信用リスク加重資産（CRWA）」は、APS第112/113号に規定されているとおり、決められた公式に基づいて信用リスクで加重された資産を表す。

「顧客預金」は、定期預金、その他有利子預金、無利子預金、および借入会社の債務を意味し、証券化預金は含まない。

「顧客救済」は、顧客に対する返金予定の引当金、関連する救済プロジェクトの費用、ならびに規制上の要求、罰金および訴訟の結果を含む。

「デリバティブ信用評価調整（CVA）」 — デリバティブ商品の全期間を通じて、ANZは、モデルを用いて、取引相手の信用の質の影響を考慮に入れるために公正価値を調整する。この方法論は、金融商品の全期間を通じた予想損失の現在価値を、デフォルト確率、デフォルト時損失率、予想信用リスク・エクスポージャーおよび資産相関係数の関数として計算する。減損デリバティブもCVAの対象となる。

「配当性向」は、普通株式配当支払合計額を当行株主に帰属する利益で除したものである。

「総貸付金および前渡金（GLA）」は、貸付金および前渡金、資産計上した仲介／モーゲージ実行手数料から未収収益を控除したものである。

「減損資産」は、契約上の金額を全額適時に受領できるかについて懸念が存在するかまたは、顧客の財政的困難により譲許的条項が提供されている金融資産である。金融資産は、報告日までに生じた損失事象の結果として減損が生じたという客観的な証拠が存在し、また損失事象が個別の資産もしくは資産ポートフォリオの見積将来キャッシュフローに及ぼす影響を信頼性をもって見積もることが可能な場合、減損する。

「減損貸付金」は、顧客の状態が不良債権化していると明確にされた実行済みの貸付からなる。

「予想信用損失のための個別評価引当金」は、個別的に管理されるすべての減損資産について個別の状況に応じて評価し、その際には担保（またはその他の信用補強）の実現可能価額、清算時や倒産時の予想受取可能額、法的不確定性、回収に係る見積費用、流通市場エクスポージャーの市価、ならびに想定される受取金および回収金の額や時期などの要素を考慮する。

「銀行業の金利リスク（IRRBB）」は、ANZの将来の純利息収益に係る市場金利の変動の悪影響の可能性に関係する。このリスクは一般的に以下から生ずる。

1. 価格改定（リプライシング）およびイールドカーブ・リスク — 全般的な金利水準および／またはイールドカーブ全体にわたる金利の関連性の変動の結果としての収益または市場価値に対するリスク
2. ベーシス・リスク — 銀行業の資産項目に適用される利鞘のボラティリティから生ずる収益または市場価値に対するリスク
3. オプションナリティ・リスク — 銀行業の資産項目の独立または組込みオプションの存在から生ずる収益または市場価値に対するリスク

「国際的に比較可能な比率」は、バーゼル委員会の出版物「バーゼル3：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的規制枠組み」（2011年6月）および「資本測定および資本基準の国際的コンバージェンス」（2006年6月）において文書化された規制のANZによる解釈。「国際資本比較研究」（2015年7月13日）と題するAPRAの情報文書で特定された差異も含む。

「レベル1」とは、APRAの監督との関連で、一定の承認された子会社を連結したオーストラリア・ニュージーランド銀行である。

「レベル2」とは、APRAの監督との関連で、関連会社、保険および資産運用会社、非金融営利法人ならびに一定の証券化ビークルを連結から除いた当グループである。

「純預貸利鞘」とは、平均利付資産に対する純利息収益の割合である。

「正味貸付金および前渡金」とは、貸付金および前渡金の総額から貸倒引当金を差し引いたものである。

「正味安定資金調達比率（NSFR）」とは、APRAが定める所要安定調達額（RSF）に対する利用可能な安定調達額（ASF）の比率である。利用可能な安定調達額は、1年ベースの確実な想定資金源としてオーストラリアの公認預金受入機関（ADI）の資本および負債を構成する。所要安定調達額は、ADIの資産の流動特性および残存期間ならびにオフ・バランスシート取引の関数により定まる。ADIは少なくともNSFRの100%を維持しなければならない。

「正味有形資産」は、当行株主に帰属する株式資本および準備金から未償却の無形資産（のれんおよびソフトウェアを含む。）を差引いた金額に等しい。

「規制上の預け金」とは、法律上の要件に従い現地の中央銀行に預ける強制的な準備預金である。

「条件緩和債権」とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティから成る。条件緩和には、利息、元本またはその他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新ファシリティに対して一般的に提供される満期の実質的延長から成る。

「平均資産利益率」とは、当行株主に帰属する利益を平均資産合計で除した料率である。

「平均普通株主資本利益率」とは、当行株主に帰属する利益を平均普通株主資本で除した料率である。

「リスク加重資産（RWA）」とは、各資産に内在するデフォルトの可能性およびデフォルトの場合にありうる損失に従い、リスクにより加重される。資産担保リスク以外の場合（すなわち、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク）、RWAはこれらのリスクの資本要件に12.5を乗ずることにより決定される。

「ANZの未収決済残高／ANZの未払決済残高」とは、決済される途上にある金融資産および／または金融負債である。これは取引期限付き資産および負債、先方勘定ならびに証券決済口座を含む。

[前へ](#)

4【経営上の重要な契約等】

2019年度の開始日から本書提出日までの間において当グループが締結した重要な契約はない。ただし、当グループが実質的に依存している、業務の通常過程においてなされる契約を除く。

5【研究開発活動】

当グループは継続して、バンキング、金融および資産運用に関連した商品およびサービスを研究し、開発している。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2019年度中、ANZはオーストラリア、ニュージーランドならびにアジア、パシフィック、ヨーロッパおよびアメリカにおける事業経営を支援するために、様々な土地建物、家具什器および技術機器を取得し、また様々な賃借物件の改良を行った。2019年度中、当グループの土地建物および設備機器の追加は4億4,400万ドルであり、また処分は6,300万ドルであった。

さらに、当グループはその他無形資産へ4億2,100万ドルの追加も行い、これには資産計上されたソフトウェアが含まれる。詳細については、「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2019年度連結財務書類の注記20「のれんおよびその他の無形資産」を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

ANZはその事業目的でオーストラリア、ニュージーランド、アジア、パシフィック、ヨーロッパおよびアメリカの各地に土地および建物を自由保有および賃借している。これら土地建物は、支店および商業用管理センターを含み、2019年9月30日現在の帳簿価格は7億600万ドルであり、以下で構成されている。

不動産の数	2019年9月30日現在		2018年9月30日現在	
	所有 (自由保有)	賃借	所有 (自由保有)	賃借
リテール（支店網）	7	783	12	845
管理およびオペレーション・センター	10	182	7	190
居住用	22	2	28	2
合計	39	967	47	1,037

ポートフォリオの主な建物（自己所有および賃借）は、以下に記載するものを含む。

- ・オーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート833
- ・オーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート839
- ・オーストラリア、サウス・メルボルン、ドーカス・ストリート75
- ・オーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート55
- ・オーストラリア、シドニー、ピット・ストリート242
- ・オーストラリア、シドニー、ケント・ストリート347
- ・オーストラリア、ブリスベン、イーグル・ストリート111
- ・オーストラリア、パース、セント・ジョージズ・テラス77
- ・ニュージーランド、ウェリントン、フェザーストン・ストリート170-171
- ・ニュージーランド、オークランド、アルバート・ストリート23-29
- ・インド、バンガロール、ヴァーター・ホブリ、キャンパス5A、RMZエコ・ワールド
- ・インド、バンガロール、ナガヴァラ、マナヤタ・エンバシー・ビジネス・パーク、ユカリプタス

- ・インドネシア、ジャカルタ、Jl.ジェンド・スディーマンKav.33A、ANZタワー
- ・フィリピン、マニラ、マカティ・シティ、デラ・ローザ・ストリート130、ソラリスワン
- ・フィリピン、マニラ、ケゾン・シティ、E.ロドリゲスJr.アヴェニュー、MDC100タワー
- ・香港、セントラル、コンノート・プレイス8、スリー・エクスチェンジ・スクエア
- ・香港、クオリーベイ、キングロード979、タイクー・プレイス、リンカーン・ハウス
- ・中国、上海、浦東、華涇路2號3DU大廈
- ・中国、成都、天府ソフトウェア・パーク、E2大廈5階
- ・シンガポール、コルヤー・キー10、オーシャン・フィナンシャル・センター

3【設備の新設、除却等の計画】

ANZは定期的に世界中のリテール部門の不動産を見直し、当グループの今後の営業モデルに沿わないリース物件を除却している。

完了条件の成就を条件として、ANZの富裕層事業の売却により、シドニー、ケント・ストリート347の賃借フロアの残りは、売却の一環として2020年2月から新しい所有者であるI00Fに移転することになる。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

(2019年9月30日現在)

	授權株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
普通株式	該当なし	2,834,584,923	該当なし
優先株式	該当なし	0	該当なし
合計	該当なし	2,834,584,923	該当なし

②【発行済株式】

(2019年9月30日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名無額面	普通株式	2,834,584,923	オーストラリア証券取引所 ニュージーランド証券取引所	普通株式(当行の定款 に定める条項に基づき 発行される普通株式)
記名無額面	優先株式	0	該当なし	
計		2,834,584,923		

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

普通株式

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	普通株式資本金 増減額 (単位：百万ドル (百万円))	普通株式資本金 残高 (単位：百万ドル (百万円))	備考 (発行済株式総数 増減の理由)
2014年9月30日		2,756,627,771		24,031 (1,832,364)	
2015年度	146,086,590		4,336 (330,620)		法人向け株式募集、リ テール向け株式取得制 度、配当再投資制度、 ボーナスオプション制 度、ANZ従業員株式購 入制度、ANZ株式オプ ション制度に基づき株 式が発行された。
2015年9月30日		2,902,714,361		28,367 (2,162,984)	
2016年度	24,762,299		398 (30,348)		配当再投資制度、ボー ナスオプション制度、 ANZ従業員株式購入制 度、ANZ株式オプショ ン制度に基づき株式が 発行された。
2016年9月30日		2,927,476,660		28,765 (2,193,331)	
2017年度	9,938,667		323 (24,629)		配当再投資制度および ボーナスオプション制 度に基づき発行された 株式が、市場での自社 株買戻しにより買戻さ れ消却されたため、一 部相殺された。
2017年9月30日		2,937,415,327		29,088 (2,217,960)	
2018年度	-63,797,209		-1,883 (-143,579)		市場での自社株買戻し により買戻され消却さ れた株式が、ボーナス オプション制度に基づ き発行された株式によ り一部相殺された。
2018年9月30日		2,873,618,118		27,205 (2,074,381)	
2019年度	-39,033,195		-715 (-54,519)		市場での自社株買戻し により買戻され消却さ れた株式が、ボーナス オプション制度に基づ き発行された株式によ り一部相殺された。
2019年9月30日		2,834,584,923		26,490 (2,019,863)	

優先株式

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	優先株式資本金 増減額 (単位:百万ドル (百万円))	優先株式資本金 残高 (単位:百万ドル (百万円))	備考 (発行済株式総数 増減の理由)
2014年9月30日		500,000		871 (66,414)	
2015年度	-500,000		-871 (-66,414)		発行済みの50万個の ユーロ信託証券はすべ て、2014年12月15日に 額面(1証券につき 1,000ユーロ)で現金 にてANZにより買戻さ れ消却された。
2015年9月30日		0		0 (0)	
2016年度	0		0 (0)		
2016年9月30日		0		0 (0)	
2017年度	0		0 (0)		
2017年9月30日		0		0 (0)	
2018年度	0		0 (0)		
2018年9月30日		0		0 (0)	
2019年度	0		0 (0)		
2019年9月30日		0		0 (0)	

(4) 【所有者別状況】

普通株式

(2019年9月30日現在)

区分	株主数(人)	所有株式数(株)	所有株式数の割合(%)
法人	130,202	525,288,761	18.53
個人	363,177	666,724,120	23.52
ノミニー	13,462	1,642,572,042	57.95
合計	506,841	2,834,584,923	100.00

(5) 【大株主の状況】

普通株式

(2019年10月3日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
HSBCカストディ・ノミニーズ (オーストラリア) リミテッド	GP0 Box 5302、 シドニー、ニュー・サウス・ ウェールズ州2001	726,059,635	25.61
JPモルガン・ノミニーズ・ オーストラリア・Pty・リミ テッド	ロックト・バッグ20049、 メルボルン、ヴィクトリア州 3001	434,784,608	15.34
シティコープ・ノミニーズ・ Pty・リミテッド	GP0 Box 764G、 メルボルン、ヴィクトリア州 3001	214,446,909	7.57
ナショナル・ノミニーズ・リ ミテッド	GP0 Box 1406、 メルボルン、ヴィクトリア州 3001	97,007,871	3.42
BNPパリバ・ノミニーズ・ Pty・リミテッド (代理人貸 付配当再投資制度口座)	P0 Box R209、 ロイヤル・エクスチェンジ、 ニュー・サウス・ウェールズ州 1225	58,973,524	2.08
BNPパリバ・ノミニーズ・ Pty・リミテッド (配当再投 資制度)	P0 Box R209、 ロイヤル・エクスチェンジ、 ニュー・サウス・ウェールズ州 1225	30,698,777	1.08

2019年10月3日現在、上記の株主がANZの発行済株式総数の1%以上を保有していた。

2 【配当政策】

ANZの取締役会は、当グループの財務実績と財務状態を基準にして、普通株式の株主への配当の金額と時期を決定する。

ANZには配当再投資制度（「DRP」）およびボーナスオプション制度（「BOP」）があり、2019年度の期末配当に関して運営された。2019年度の期末配当について、ANZはDRPに基づく市場での買入れによりおよびBOPに基づく新たな株式発行により、株式を提供した。DRPおよびBOPに基づいて提供される株式数の決定に用いられる「取得価格」は、2019年11月15日から10取引日の間にASXおよびチャイエックスの通常の取引過程で売られた全ての全額払込済ANZ普通株式の日次出来高加重平均価格の算術平均を基準にして、セント単位に四捨五入して算出される。DRPおよびBOPに基づいて提供された株式は、既存の全額払込済ANZ普通株式と全ての点で同順位に位置する。適格基準がDRPおよびBOPへの参加に適用される。特に、取締役会が別途決定しない限り、DRPおよびBOPへの参加は、アメリカ合衆国、その準州もしくは属領またはカナダにいる、またはその居住者である（またはアメリカ合衆国、その準州もしくは属領またはカナダにいる、またはその居住者である法人もしくは個人を代理してもしくはその勘定でもしくはその利益のために行為する）いかなる法人または個人（ANZBGLの普通株式の法的または受益所有者を含む）も直接または間接に利用できない。

2018年期末配当および2019年中間配当は全額フランキング済で、2019年期末配当は70%フランキング済であった。配当は、2019年度中および本書提出日までに全額払込済普通株式について支払われた。

種類	1株当たりセント	配当金額 (単位：百万ドル) ⁽¹⁾	取締役会決議日	支払日
2018年期末配当	80	2,295	2018年12月11日	2018年12月18日
2019年中間配当	80	2,267	2019年5月31日	2019年7月1日
2019年期末配当	80	2,268	2019年11月27日	2019年12月18日

注：(1) 金額は、ボーナスオプション制度調整前である。

配当に係るさらなる詳細は、「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－B. 当グループの業績－(12)配当－継続事業」および「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2019年度連結財務書類の注記5「配当金」を参照のこと。

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

本「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」は、以下「14. その他の補足事項」を除き、ANZの2019年度コーポレート・ガバナンス報告書（以下「本コーポレート・ガバナンス報告書」という。）に基づいており、これを抽出したものである。コーポレート・ガバナンス報告書の基準日以降の取締役の状況については、「(2)役員の状況－①取締役」を参照のこと。

1. ガバナンスへのアプローチ

ANZの取締役会は、取締役会委員会の補佐のもと、ANZのガバナンス枠組みを監督することについて責任を負う。この枠組みは、効率的かつ責任ある意思決定をもたらすよう構想されており、もってANZの戦略と目標の達成を支援するものである。

本コーポレート・ガバナンス報告書は、以下を含む枠組みの主要部分を概説する。

- ・ 経験豊富で独立した取締役会。これを補佐する取締役会委員会の体制は、取締役会の効率的な運営および価値の創出が継続的に確保されるよう定期的に見直される。
- ・ 取締役会および経営陣が担当する役割の明確な分掌。
- ・ 時機に即した偏りのない開示。anz.com (anz.com/corporategovernance) のコーポレート・ガバナンスのページを含む。
- ・ リスク管理の枠組み。定期的に見直される。

取締役会の概要

取締役会の構成

- ・ ANZの取締役会は、7名の非執行独立取締役（独立した会長であるデービッド・ゴンスキー AC（オーストラリア勲章コンパニオン）を含む。）、および1名の執行取締役（最高経営責任者（CEO）であるシェイン・エリオット）により構成される。
- ・ 現在、ANZの取締役のうち3名が女性、5名が男性である。
- ・ 取締役の氏名および経歴の詳細は、ANZの社外における主な関連団体を含め、ANZのウェブサイト（anz.com/directors）（英文）および「(2)役員の状況－①取締役」にて参照可能である。

取締役会委員会

- ・ ANZの定款に基づき、取締役会は、そのあらゆる権限を取締役会委員会に委任することができる。ANZは、監査委員会（委員長：ポーラ・ドワイヤー）、倫理、環境、社会およびガバナンス（EESG）委員会（委員長：デービッド・ゴンスキー AC）、リスク委員会（委員長：グレイム・リーベルト）、人事委員会（委員長：イラナ・アトラス）、デジタル事業および技術委員会（委員長：ジェーン・ハルトン AO PSM（オーストラリア勲章オフィサー、オーストラリア政府公共サービス・メダル））、ならびに指名および取締役会運営（NBO）委員会（委員長：デービッド・ゴンスキー AC）の6つの主要な取締役会委員会を擁する。各委員会は、その役割および責任を定める独自の憲章を持つ。

コーポレート・ガバナンスの枠組み



2. 2019事業年度における取締役会の重点領域

当年度中に取締役会およびその委員会が取り組んだ戦略、ガバナンスおよび監視に係る主な活動には、以下が含まれる。

戦略および目標主導型の事業改革

- ・ 取締役会の年次戦略会議を開催。会社としての長期的成功および過去の経験からの教訓をテーマとした。
- ・ ANZの戦略的優先事項に関して、CEOと定期的に協議。これには、その精緻化と実施が含まれた。
- ・ ANZのオーストラリア事業の改革およびその取組みの進捗に関して、定期的に協議。
- ・ 取締役会のニュージーランド視察の一環として、ニュージーランド事業全般およびその方向性を網羅した詳細なレポートを査収。
- ・ ANZの企業文化を引き続き重視。これには、ANZの文化の評価およびANZの従業員エンゲージメント調査の結果および主要テーマの検討が含まれた。
- ・ ANZの報酬および報奨ならびに説明・結果責任の枠組みの再設計および簡素化の策定および導入を監督。これには、オーストラリア健全性規制当局の執行役員報酬に係る提案へのインプットの検討および提供が含まれた。
- ・ 将来における破壊的テクノロジーならびにANZにおける潜在的な事業上の影響および障害に関して協議。

顧客

- ・ 取締役会の検討課題として、新たに顧客に特化した項目を設けることを承認。これには、以下に関するものが含まれる。
 - － 顧客の満足、苦情および救済
 - － 顧客に影響が及ぶ規制の変更
 - － マーケティングに対するANZの取組みおよび特定のマーケティング施策
- ・ 顧客の救済および苦情に対するANZの取組みを監視。
- ・ ANZの顧客サービスに係る先導的な施策の詳細な見直しに参与。これには、当該取組みに参与する現場従業員との会合が含まれた。
- ・ 顧客への施策を現場スタッフに周知するためのANZの取組みを検討。

財務

- ・ ANZの経営および戦略に関する計画を検討および承認。
- ・ 事業の趨勢に関する事項を定期的に協議。
- ・ 合併・買収案件について定期的に協議。これには、富裕層事業の売却に係る取引の進捗に関するものが含まれた。
- ・ 資本管理に係る事項を監督。これには、ニュージーランド準備銀行およびオーストラリア健全性規制当局からの提案、ならびに現在および将来のANZの資本管理オプションに関するものが含まれる。
- ・ 財務書類作成に向けたANZのガバナンスの過程を見直し。

ガバナンスおよび規制

- ・ ガバナンス、文化および説明責任の実践ならびに救済活動の今後のロードマップに関するANZの自己評価を検討および承認。
- ・ 王立委員会の最終報告書に対するANZの対応を監督。
- ・ 膨大な健全性基準の遵守に関して、ANZの取組みの徹底検証に参加。
- ・ 全非執行取締役からなるNBO委員会を新設。取締役会の自主的な構成および運営を重点的に扱う。
- ・ ESGの事項を重点的に扱うため、EESG委員会の権限を強化。
- ・ 技術関連事項に係る取締役会委員会の報告実務の改善を検討および実施。これには、技術的安定性および平易性、クラウドおよびデータのガバナンス、ならびに情報サイバーセキュリティが含まれる。

メルボルンおよびシドニーで開催された定例取締役会に加え、取締役会はウォガウォガ、パースおよびオークランドでも会議を開催し、またホバートも歴訪した。各地での訪問先には、顧客や従業員その他の利害関係各所が含まれ、特にエンゲージメントの問題をテーマに据えた。

3. 取締役会

3.1 取締役

会長と最高経営責任者（CEO）の役割は別個のものである。デービッド・ゴンスキー ACは、2014年5月から会長を務める。ゴンスキーは、その前の2002年から2007年まで独立非執行取締役を務めた。シェイン・エリオットは2016年1月1日からCEOを務める。ASX上場規則により、CEOであるエリオットは3年ごとの再選を株主に求める必要はない。2018年12月、リー・シェンヤンは9年の勤続後、取締役を退任した。リー・シェンヤンの退任に伴い、ジェーン・ハルトン AO PSMがデジタル事業および技術委員会の委員長に任命された（ハルトン氏は2017年から同委員会の委員である。）。グレイム・リーベルトおよびジェーン・ハルトン AO PSMは、ASX上場規則に従い2019年度の年次株主総会にて再選に向けて立候補する予定である。

ANZの各取締役の氏名および任命に関するデータを以下に示す。

取締役	取締役就任	最近の選任日／再任日
デービッド・ゴンスキー AC（取締役会会長、EESG委員会およびNBO委員会の委員長）	2014年	2017年
シェイン・エリオット（CEO）	2016年	該当なし
イラナ・アトラス（人事委員会委員長）	2014年	2017年
ポーラ・ドワイヤー（監査委員会委員長）	2012年	2018年
ジェーン・ハルトン AO PSM（デジタル事業および技術委員会委員長）	2016年	2016年－2019年度の年次株主総会で再選に臨む
RT Hon サー・ジョン・キー GNZM AC（ニュージーランド・メリット勲章ナイト・アンド・デイル・グランド・コンパニオン、オーストラリア勲章コンパニオン）	2018年	2018年
グレイム・リーベルト（リスク委員会委員長）	2013年	2016年－2019年度の年次株主総会で再選に臨む
ジョン・マクファーレン	2014年	2017年



3.2 取締役および経営陣の役割

取締役会は、ANZの監視およびその慎重で健全な経営、ならびに憲章に定める一定の義務について責任を負う。2019年、ANZのガバナンス構造の継続的検討の一環として取締役会は以下を行った。

- ・ NBO委員会を設置。取締役会の継続的な構成および運営全般に関するものを含む、取締役会の適切な機能に関係するあらゆる事項について取締役会を補佐することを趣旨とし、これには取締役会の持続的な構成および運営全般に関するものが含まれた。
- ・ EESG委員会の役割について幅広く検討。同委員会の目的は、人とコミュニティが繁栄する世界を作るというANZの目標を推進する方法の監督において取締役会を補佐することに絞られ、倫理、環境、社会およびガバナンスに関する事項を重点的に扱っていく。
- ・ 取締役会および主要な取締役会委員会の憲章の詳細な見直しを実施。取締役会、経営陣および外部の利害関係人に対して、APRAの自己評価報告書および事業改革ロードマップで提起される具体的な事項への取締役の関与を明確化することを趣旨とする。これは本暦年末までに完了し、更新内容は2019年度の年次株主総会で提出される予定である。
- ・ この検討の一環として、取締役会の検討課題に新たに顧客のセグメントが設けられ、顧客に係る事項および指標を重点的に扱っていく。

経営陣レベルでは、ANZの大部分の上級執行役員がグループ経営委員会を構成する。グループ経営委員会の委員はANZのウェブサイト (anz.com/exco) (英文) に掲載される。ANZは、CEOおよびその他の上級経営陣の構成員に委任される事項を明確に定める権限委任の枠組みを有する。

◎ 取締役会およびその主要委員会のそれぞれの憲章は、ANZのウェブサイト(anz.com/corporategovernance) (英文) に掲載されている。

3.3 取締役の取締役会および委員会の会議出席状況

当年度中の取締役会会議および取締役会委員会会議の開催回数、ならびにそれらの会議への各取締役の出席回数を以下に示す。

	主要取締役会委員会												その他の常設委員会							
	取締役会		リスク委員会		監査委員会		人事委員会		倫理、環境、社会 および ガバナンス委員会		デジタル事業 および 技術委員会		指名 および 取締役会 運営委員会		取締役会 特別 委員会 ⁽¹⁾		取締役会 委員会 ⁽¹⁾		株式 委員会 ⁽¹⁾	
A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
イラナ・アトラス	12	12			8	8	6	6	5	5			2	2	1	1	1	1	1	1
ポーラ・ドワイヤー	12	12	8	8	8	8	6	6					2	2	1	1	2	2		
シェイン・エリオット																				
(2)	12	11													3	3	2	2	3	3
デービッド・ゴンス																				
キー AC	12	12	8	8	8	8	6	6	5	5	5	5	2	2	3	3	2	2	4	4
ジェーン・ハルトン																				
AO PSM	12	12					6	6	5	5	5	5	2	2	2	2	1	1		
サー・ジョン・キー																				
GNZM AC	12	12	8	8					5	5	4	4	2	2	2	2				
リー・シェンヤン ⁽³⁾	4	4	3	3			2	2			1	1								
グレイム・リーベルト	12	12	8	8	8	8	6	6					2	2	2	2	2	2		
ジョン・マクファレーン	12	12	8	8	8	8					5	5	2	2	1	1	1	1		

A列は、取締役が委員として出席する権利を有した会議の回数を示す。

B列は、会議に出席した回数を示す。会長は、リスク委員会、監査委員会、人事委員会、倫理、環境、社会およびガバナンス委員会、デジタル事業および技術委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の職権上の委員である。

上表は委員会会議に関する委員の出席状況を記録している。いずれの取締役もこれらの会議に出席する権利を有し、取締役は適宜、自らが委員ではない委員会の会議に出席している。

注：(1) 上表に記載の取締役会特別委員会、株式委員会および取締役会委員会の会議は、書面による決議により行われたものを含む。

(2) シェイン・エリオットの取締役会会議の欠席は、銀行・退職年金・金融サービス業界における不正行為調査のための王立委員会への出席に伴うものである。

(3) リー・シェンヤンは2018年12月19日に非執行取締役を退任した。

3.4 最高経営責任者（CEO）および経営陣への権限委任

取締役会は、その憲章が定めるとおり、CEOおよびANZ上級経営陣の一定の構成員を任命する。取締役会はCEOに、およびCEOを通じて上級経営陣に、承認された戦略およびANZの財務目標を達成するための意思決定の権限および責任をANZの権限委任方針に従い委任している。本方針は定期的に見直される。

グループ経営委員会は通常、毎月会議を行い、人とコミュニティが繁栄する世界を作るというANZの目標を実施することについて責任を負う。グループ経営委員会は以下を重視してこれを行っている。

- すべての主要利害関係人
- ANZの文化および能力の形成
- ANZの取組みおよび資源配分の優先順位付け

ANZにはまた、正式に設置された多数のマネジメント委員会があり、これらの各委員会は、定められた意思決定権限により、特定の継続的な課題に対処する。

銀行役員説明責任制度（BEAR）の導入の一環として、ANZの説明責任対象者（ANZのすべての取締役およびグループ経営委員会（国際担当グループ執行役員を除く。）、ならびにグループ・ジェネラル・マネージャー（内部監査担当））に関して個別の説明責任確認書が作成および維持される。これらには、BEARに基づく説明責任義務に係る個別の責任および受諾の包括的な確認が含まれる。

さらにANZは、ANZの取締役会、取締役会委員会および主要なマネジメント委員会の目的を説明するBEARのためのアカウントビリティ・マップを整備している。当該マップには、説明責任対象者全体の管理およびガバナンス取決めにに関するマッピングも含まれる。

ANZ取締役会が留保する権限およびANZの権限委任方針が一体となって、ANZおよびその被支配法人のすべての従業員および契約者に対して適用される包括的な権限委任の枠組みを構成する。

3.5 取締役会の構成、選任および任命

ANZは、取締役会の構成を定期的に見直している。NB0委員会は2019年に設置され、その任務の1つは取締役会の構成の検討に関するあらゆる事項について取締役会を補佐することである。候補者となりうる者を評価し取締役会の規模および構成の見直しを実施するにあたり、NB0委員会は、取締役会の構成には以下のような項目を勘案した適切な混成比が反映されるべきとする指導原則を考慮する。

- ・ ANZの取締役会スキル・マトリックスで特定される主要分野のスキル／経験
- ・ 在任期間
- ・ 多様性

また、NB0委員会は以下の要素も考慮する。

- ・ 取締役会の構成に関する関連ガイドライン／法的要件
- ・ 取締役会憲章に明記された取締役会在職要件
- ・ ANZの戦略目標を含むその他の考慮事項

取締役会には少なくとも女性比30%以上の取締役会構成を維持するという目標があり、また取締役会単独で男女同数の代表構成にしていくという長期的な展望もある。

候補者となる可能性のある者について検討する際、取締役会は、多様性が非常に大きな広がりを持ち、年齢や文化的アイデンティティ（例えば、民族や母国）などのその他の事項を含む点にも着目する。同委員会はまた、候補者の個人的資質、コミュニケーション能力ならびに効果的な経営手腕、プロフェッショナルとしての名声および倫理的活動への取組みも考慮する。

同委員会はまた、必要に応じて、取締役会会長の後継者育成および選出手順の見直しおよび勧告を行う。

ANZの指名手順に関する情報の詳細は、ANZの「取締役会の構成、選任および任命（Board Composition, Selection and Appointment）」の資料に記載があり、これはANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）で閲覧可能である。2019年に取締役会は、計画的な取締役の交代の適切性を確実に維持し、取締役会の最適な業績の実現を目指すため、取締役会のスキル・マトリックスの包括的な見直しを実施した。

NB0委員会は、取締役会の規模および構成について見直しを行い取締役会に勧告し、また取締役に適任と考えられる者を特定して候補者を取締役会に推薦する職責を委任されている。

3.6 取締役会のスキルおよび経験

以下の表は、ANZの取締役会がその構成上確保したい主なスキルと経験、ならびにそれぞれのスキル／経験を備える取締役の人数を示す。

以下に列挙される多様な専門的スキルと経験を備えた個人を取締役に擁することに加えて、ANZの取締役会が確保したいのは、各自が事業の長期的成功を重視しつつチームとして機能し、また、異なる個性と視点を含めることにより、各自が敬意を持って対経営陣および取締役相互間で具申を行い、忌憚のない議論に参加し、新たなソリューションを得るため仲間と協力する体制である。

スキルおよび経験	取締役の人数
戦略および商業の見識 (商業的判断を活かして戦略目標の実現を計画および監視するための知識と経験)	8
銀行および／または金融サービス (ANZ以外の銀行業または金融サービス業界の重要要素における経験)	7
テクノロジー (重要技術、データ、技術関連イノベーションまたはデジタル・インフラストラクチャーもしくはアプリケーションを企業において適用および開発するための知識と経験)	3
大規模な組織におけるリーダー的役割 (上場企業または大規模／複雑な組織、または政府組織におけるCEOまたは上級職への就任経験)	8
職場文化および／または報酬 (職場文化の事項を管理または監督し、および／または報酬実務および上級職員の任命を監視するための上級職レベルの知識と経験)	8
コーポレート・ガバナンス、リスク管理／コンプライアンスおよび／または持続可能性 (コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント／コンプライアンスおよび／または持続可能性の枠組みおよびそれらに関連する実務の設計・適用における経験を含むが、これらに限定されない。これには、上場企業または大規模／複雑な組織または政府組織の取締役（理事）／執行役員としての経験が含まれる。)	8
規制／政府方針 (規制／政府／業界政策に関する事項を策定し、および／または重要な利害関係人のエンゲージメント／管理に関係する経験)	8
国際ビジネスの経験	8
財務の見識 (財務および関連リスク管理の十分性を精査する能力を含む、大規模事業の財務書類に対する十分な理解)	8

3.7 取締役の独立性

ANZの取締役会憲章は、ANZの独立性基準を満たす非執行取締役が取締役会の過半数を占めることを要求する。かかる基準は取締役会憲章で定められており、NBO委員会がASXガバナンス原則、APRAの健全性基準およびその他の関連する要件に照らしてこれを定期的に見直している。

監査委員会憲章が監査委員のための追加的独立性基準を定めており、これも考慮されている。

◎ かかる基準の詳細は、ANZのウェブサイト(anz.com/corporategovernance) (英文)に記載されている。

ANZの独立性テストは、ある取締役がANZと重要な関係があるか否かを基準とする。要約すれば、以下のことをするにあたり、取締役の意思に影響を与える現実かつ妥当な可能性があるとしてANZの非執行取締役の地位にある合理的な人間が予想する場合、ANZとの重要な関係があるとみなされる。

- ・ 定期的に取り締役会または委員会の議題に上がる傾向にある事項について決定を行う。
- ・ 経営陣が提供する情報および助言を客観的に評価する。
- ・ ANZ全体にわたり一般的に適用される方針を設定する。
- ・ 一般的に取り締役としての自身の役割を実行する。

取締役は、ANZと取引関係がある会社その他の組織の取締役に就任する。こうした関係から独立性の問題が生じないように取決めが交わされる(第3.8項を参照)。

◎ 「(2)役員の状況―①取締役」およびANZのウェブサイト(anz.com/directors) (英文)に記載の取締役の略歴は、取締役のANZの社外における主な関連団体について述べている。

3.8 利益相反

独立性の問題を超えて、各取締役は、ANZの業務に関連する重要事項に関する潜在的または現実の利益相反を生じているか否かを判断する継続的な責任を負う。かかる状況は、外部の団体、利害関係または個人的関係から生じる可能性がある。

ANZは、取締役の利害開示規約および利益相反処理手続きを備えている。これは、現実のまたは潜在的な利益相反が存在する場合、取締役は取締役会に対して影響力を行使することができない旨を定める。

この規約は、利益相反を処理するためのANZの取組みに関するより多くの情報を含んでおり、ANZのウェブサイト(anz.com/corporategovernance) (英文)で閲覧可能である。

3.9 非執行取締役の社外コミットメント

すべての非執行取締役は、いかなる社外での新たな役職の任命についても、引き受ける前に会長に通知する義務がある。会長は、新たな任命の提案について検討し、個別に問題を考慮する。

この検討を行う際に会長が従う手順および考慮要素は、「非執行取締役の社外コミットメント (Outside Commitments of Non-Executive Directors)」の資料において定められており、これはANZのウェブサイト (anz.com/corporategovernance) (英文)にて閲覧可能である。

会長が社外の新たな役職を引き受けようとする場合、在任期間の最も長い非執行取締役が上記の検討および承認手順において会長の代わりを務める。

ANZは非執行取締役の各社外コミットメントについて問題はないものと思料している。

取締役会は各非執行取締役の独立性を検討し、各非執行取締役が独立的であるとの結論に達した。

4. 業績評価

ANZは非執行取締役、取締役会会長、取締役会および取締役会委員会の各々についての業績評価を実施している。

評価プロセスの内容について以下で要約しており、更なる詳細についてはANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されているANZの「取締役会改選および業績評価規約（Board Renewal and Performance Evaluation Protocol）」で説明している。

4.1 非執行取締役

非執行取締役の評価のため、会長は、非執行取締役の行動規範の遵守を含めた業績について各非執行取締役と1対1の会合を持つ。

4.2 取締役会会長

ANZの最も在職期間の長い非執行取締役が、取締役会会長の業績評価を行う。これには、各取締役にインプットを求めることが含まれる。

4.3 取締役会

定期的に、取締役会の業績は独立の外部の調整役を活用して評価される。ANZは当該外部評価をおよそ3年毎に行う予定である。

4.4 取締役会委員会

主要な取締役会委員会はそれぞれ、NBO委員会が承認したガイドラインを用いて、当該委員会の業績の評価を目的として年次自己評価を行う。

4.5 上級執行役員

当グループがリスクおよびイメージ形成、財務および引締め、顧客ならびに人材および文化に関する基準につきどのように評価しているかを含め、最高経営責任者（CEO）およびその他主要な上級執行役員の業績の取締役会による評価方法については、「(2)役員の状況―③役員報酬の内容（報酬報告）」に記載される。

2019事業年度に関する主要な執行役員の評価は、この手順に従って行われた。

4.6 実施された2019年度の評価手順

本書日現在、会長、非執行取締役、取締役会および取締役会委員会の2019事業年度の評価の確定作業を進めており、2019年度の年次株主総会の前に完了した。

5. その他の情報

5.1 適格性チェックおよび銀行役員説明責任制度への適応性

ANZは、関連する上級職に任命された個人が、健全性に関する責任を適正に果たすために相当する適格性を有することを保証する手続きを備えている。

その枠組みは、ANZの「APRA規制対象機関のための適格性方針（Fit and Proper Policy for APRA Regulated Institutions）」に定められている。各取締役、関連する上級執行役員およびANZの外部監査人のAPRAの関与パートナーについて新規任命が行われる前に、評価を実施することが当該方針で求められている。取締役会はANZの非執行取締役の評価を実施し、人事委員会は、CEOおよび主要な上級執行役員を評価し、監査委員会はANZの外部監査人のAPRAの関与パートナーを評価する。評価には以下が含まれる。

- ・ 各人が証明を提供すること
- ・ 審査担当者が個人の重要な資格の証拠を入手すること
- ・ 例えば犯罪歴、破産歴および規制上の欠格といった個人の経歴を審査担当者がチェックすること

2019年度中、適格性の年次評価は、非執行取締役、最高経営責任者、主要な上級執行役員およびANZの外部監査人のAPRAの関与パートナーの各人について行われた。

この方針はまた、ANZの説明責任対象者がBEARの要件に従いその職責を担うにふさわしいか否かを取締役会および人事委員会が評価する方法を定める。

適格性方針の要約および枠組みに関する更なる詳細情報は、ANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

5.2 任命書類

新任の非執行取締役は各自、以下を添付した任命書を受領する。

- ・ 取締役ハンドブック — ハンドブックには、適用される全方針の情報を含む、取締役の役割に関連する幅広い事項についての情報が含まれる。
- ・ 取締役の証書 — 各取締役は、2005年度年次株主総会において株主が承認した現行の書式による証書に署名する。

この証書は、免責、会社役員賠償責任保険、独立した個別の助言を受ける権利、機密保持に関する要件および情報へのアクセスなど多数の事項を網羅している。

在職中の各非執行取締役は任期開始時にその任命期間を記載した書面を受領している。

任命期間を明示した正式な文書が上級執行役員に渡される。

5.3 取締役向け初任研修

ANZは、すべての新任取締役が参加する初任研修プログラムを整備しており、その中で参加者はANZの価値観および文化、ガバナンス枠組み、非執行取締役行動規範、取締役に關する方針、取締役会および委員会の方針、手順および主要問題、財務管理ならびに事業運営について情報提供を受ける。また取締役は、上級経営陣より各自が責任を負う分野に関する事項につき概要の説明を受ける。

5.4 独立の助言を求める取締役の権利

取締役がその責務を履行する一助とするため、各取締役は、（会長の事前承認を受けて）ANZの費用負担において、その責務に関する独立した専門的助言を求める権利を持つ。

さらに、取締役会および各主要委員会は、ANZの費用負担において、会長の承認を受けて、その業務を支援するために必要とするあらゆる専門的助言も得ることができる。

5.5 取締役持株基準の充足

非執行取締役は、任命後5年以内にその基本報酬の最低100%と同額のANZ株式を保有するまで買い進め、以降はその保有を維持しなければならない。会長の要件はその基本報酬の最低200%である。各非執行取締役は、当該要件を満たしている。

5.6 非執行取締役および上級執行役員の報酬

非執行取締役、CEOおよびその他の上級執行役員の報酬の仕組みに関する情報は、「(2)役員の状況—③役員報酬の内容（報酬報告）」に記載されている。

5.7 次の年次株主総会における選任

ANZの定款および2001年会社法の規定により認められている通り、取締役会は随時ANZの非執行取締役を任命することができる。しかし、同人は次の年次株主総会において退任しなければならない。

同人が取締役として継続を望む場合には同年次総会において株主による選任を受けなければならない。

5.8 取締役の任期および退任

ANZの定款は、非執行取締役としての役職の継続を望む非執行取締役が、3年毎に株主による再選を求めなければならない旨を規定している。これは、ASX上場規則に整合している。

さらに、ANZの「取締役会改選および業績評価規約」では、非執行取締役は、株主により最初に選任されてから連続3回の3年間の任期を満了した時点で退任することを求めている。

ただし、特別な状況において、取締役会は任期延長を非執行取締役に依頼することができる。

5.9 取締役向け継続教育

ANZの取締役は、正式な初任研修プログラムに加えて、取締役としての自己の職務および責任に関する幅広い研修および継続教育に参加する。

また各委員会は、独自の継続的な研修会を適宜開催し、また自己評価の要素項目の選定に努める。一例として、監査委員会は、会計基準の動向について定期的に説明を受けている。必要に応じて、社内および社外の専門家が研修会の開催に関与する。

6. 会社秘書役の役割

取締役会はANZの会社秘書役の任命につき責任を負う。取締役会により、会社秘書役として2名が任命されている。

任命された会社秘書役のうちの一人はグループ・ジェネラル・カウンセルであるケン・アダムスである。アダムス氏はANZに対してグローバルに法務業務を提供する責任を負う。会長、取締役および上級経営陣と密接に連携し、会社秘書役室について取締役会に対し責任を負う。

会社秘書役であるサイモン・ボーデージは、会社秘書役室の業務運営に責任を負う。これには、取締役会および取締役会委員会会議の運営ならびにANZおよびそのオーストラリア子会社に対する取締役会のガバナンスに関する関連要件の管理、ANZの株式登録機関との関係の監視、ならびに分配の管理ならびに証券取引所および企業規制当局との情報の連絡およびこれらへの情報の届出などのANZの上場有価証券の管理が含まれる。

同氏は、取締役会の適切な機能に関係するあらゆる事項について、取締役会に対し会長を通じて直接説明する責任を負う。

同氏はANZのコポーレート・ガバナンス原則を発展および維持させるために取締役会の会長と緊密に連携する。

会社秘書役は、取締役会の適切な機能に関連するあらゆる事項について、取締役会に対し会長を通じて直接説明する責任を負う。

7. 取締役会委員会

7.1 委員および出席

各主要な取締役会委員会は、

- ・ 専ら独立非執行取締役により構成される3名以上の委員を擁し、
- ・ 独自の憲章を持ち、
- ・ 必要と思料される特別な調査を開始する権限を有し、また、
- ・ その委員のうち1名が取締役会により委員長に任命される。

取締役会は取締役会委員会の構成を毎年見直す。会長は、各主要取締役会委員会の職権上の委員となり、EESG委員会およびNBO委員会の委員長となる。CEOは、適宜、取締役会委員会の会議への出席を依頼される。もっとも、同人の出席は当然のものではなく、また自己の報酬が検討または討議される場合には出席しない。非執行取締役は、すべての委員会のあらゆる会議に出席することができ、また出席することが推奨され、すべての会議資料の提供を受ける。

各取締役会委員会は、その責任の範囲内で、憲章に基づき、その責務を実践するために関連があると思料する経営陣および従業員に無制限に連絡をとり、かかる情報を無制限に入手することができる。

各取締役会委員会は、必要に応じて会議にANZの役員または従業員に出席を要請することができ、また外部関係者の出席を依頼することができる。

7.2 監査委員会

監査委員会は以下を監督し、独立的に検討する責任を負う。

- ・ ANZの財務報告に係る原則および方針、管理ならびに手続き
- ・ ANZの内部統制およびリスク管理の枠組みの有効性
- ・ 監査委員会委員長に直属する内部監査（IA）の業務（IAの詳細については、下記第8.1項を参照のこと）
- ・ ANZの財務書類およびその独立監査の整合性ならびに関連ある法律上および規制上の要件の遵守
- ・ 財務報告に関連する範囲において健全性の監視手続きおよびその他の規制上の要件（報告要件を含む。）、ならびに主要な子会社の監査委員会からの報告

監査委員会はまた、次についても責任を負う。

- ・ 外部監査人の任命、監督および年次評価（独立性、適格性ならびに資質および資格の検討を含む。）
- ・ 外部監査人の報酬
- ・ 外部監査人の交代（適宜）、ならびに
- ・ グループ・ジェネラル・マネージャー（内部監査担当）の業績および報酬の検討、ならびに取締役会に対する適宜の勧告の実施

委員会憲章に基づき、

- ・ 監査委員会の各委員は適切に財務に通じていなければならない、また、
- ・ 委員会の委員は委員会の責務を有効に実践するための適切な知識、技能および経験（業界における経験を含む。）を委員会全体として有していなければならない。

取締役会は、ポーラ・ドワイヤー（委員長）が、監査委員会憲章に規定される定義に基づく「財務の専門家」とであると判断した。取締役会はドワイヤーが当該要件に基づく「財務の専門家」に必要な資質を有していると判断したが、このためにドワイヤーが監査委員会の他の委員より追加の責任を負うことはないという点を重々留意すべきである。

監査委員会は経営陣を同席させずに外部監査人および内部監査人と会合する。監査委員会委員長は、IA、外部監査人および経営陣と個別かつ定期的に会合する。副最高財務責任者は執行役員であり、監査委員会の事務および効果的な運営に関して同委員会委員長を補佐する責任を負う。

CEOおよび最高財務責任者は、取締役会に対し、当グループの2019年度に関して以下を公表した。

- ・ 会社法第295条AおよびASXガバナンス原則の勧告4.2に定められる年次財務書類およびその他の事項、ならびに
- ・ ASXガバナンス原則の勧告4.2により要求される中間財務書類およびその他の事項

CF0は執行役員であり、監査委員会の運営に関して同委員会の委員長を補佐する責任を負う。

7.3 EESG委員会

EESG委員会は以下を含む事項の監督、検討、および／または（適宜の）承認について責任を負う。

- ・ ANZの企業持続可能性の目標案
- ・ ANZの持続可能性の枠組み、目標および関連実績に関する開示
- ・ 公正で責任ある持続可能な事業を運営する銀行の能力に関する倫理、環境、社会およびガバナンス上のリスクならびに機会
- ・ 倫理、環境、社会およびガバナンスに関する事項についての報告
- ・ ANZの企業倫理・責任委員会
- ・ 倫理または環境、社会およびガバナンスに関する重要事項の決議の取締役会への適宜の付託
- ・ 関連する企業ガバナンス方針および原則の策定および承認
- ・ 本コーポレート・ガバナンス報告書の審査
- ・ 顧客の苦情またはその他の行動に係る事項についての定期的な報告

会社秘書役およびグループ・ジェネラル・マネージャー（総務担当）は執行役員であり、EESG委員会の運営に関して同委員会委員長を補佐する責任を負う。

7.4 人事委員会

人事委員会は、報酬事項および上級執行役員の交代について取締役会を補佐し、取締役会に勧告する。

人事委員会は取締役会に対して以下を含む事項について検討および承認、または勧告を行う責任を負う。

- ・ CEOおよびその他の主要な執行役員の報酬、非執行取締役の報酬
- ・ 主要な変動報酬制度の計画
- ・ 主要な上級執行役員の業績および報酬の査定
- ・ 主要な上級執行役員の任命および解任
- ・ 報酬方針の有効性および同方針の変更
- ・ 文化およびガバナンス
- ・ 多様性、包摂性および従業員エンゲージメント（NB0委員会が監視する取締役会の多様性を除く。）

グループ執行役員（人材および文化担当）が、人事委員会の運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を負う。

人事委員会の活動の詳細は、「(2)役員の状況－③役員報酬の内容（報酬報告）」を参照のこと。

ANZ取締役会委員会の委員

2019年10月30日現在

	監査	倫理、 環境、社会 および ガバナンス	人事	リスク	デジタル 事業および 技術	指名および 取締役会運 営委員会
メンバーシップ						
デービッド・ ゴンスキー AC*		C				C
イラナ・アト ラス			C			
ポーラ・ドワ イヤ	C, FE					
ジェーン・ハ ルトン AO PSM					C	
サー・ジョ ン・キー GNZM AC						
グレイム・ リーベルト				C		
ジョン・マク ファーレン						
構成						
	・取締役会は取締役 会会長以外の取締 役の1人を委員長 に指名する ・リスク委員会と監 査委員会の間の適 切な情報フローを 確保するために、 リスク委員会委員 長が監査委員会委 員となり、監査委 員会委員長がリス ク委員会委員とな る。 ・監査委員会憲章の 第6.2条に記載の とおり、規則によ り委員適格性が加 重されている。	・取締役会が委 員の1人を委 員長に指名す る。	・取締役会が委 員の1人を委 員長に指名す る。 ・委員会の委員 構成において リスク委員会 と人事委員会 の委員を兼務 する者を確保 する。	・取締役会は取締 役の1人を委員 長に指名する。 ・委員会の委員 構成において リスク委員 会と人事委員 会の委員を兼 務する者を 確保する。 ・リスク委員会 と監査委員 会の間の適 切な情報フ ローを確保 するために、 監査委員会 委員長が リスク委員 会委員とな り、リスク 委員会委員 長が監査 委員会委員 となる。	・取締役会が 委員の1人 を委員長に 指名する。	・取締役会が 委員の1人 を委員長に 指名する。

- ・ 委員は全員独立非執行取締役であることが求められる。
- ・ 各委員会の最低員数は非執行取締役3名である。これには取締役会会長（職権上の委員）を含めることができる。
- ・ 各取締役が、自身が委員ではない委員会の会議に出席することができる（投票はできない。）。

＊ 職権上の委員

注：C - 委員長、FE - 財務の専門家

7.5 リスク委員会

取締役会は、当グループのリスク選好報告書およびリスク管理戦略を含むリスク選好の承認に責任を負う。

この責任はまた、当グループ全体で有効なリスク管理を促進するため、経営陣による健全なリスク管理文化の確立の監視に及ぶ。これは翻ってANZのリスク選好範囲内で一貫して業務を行う能力を支える。

リスク委員会は、以下により取締役会を補佐する。

- ・ 経営陣によるリスク管理枠組みおよび関連業務の履行を独立して監視をする。
- ・ 当グループのリスク選好および資本力に照らし、ANZのグループ全体の現在および将来のリスク状況を観察する。
- ・ 事業、市場、信用、エクイティおよびその他の投資、財務、運営、流動性および評判リスクの管理ならびに当グループのコンプライアンス義務の管理に対する責任を遂行する。ならびに、
- ・ 現行のおよび将来のリスク選好およびリスク管理戦略について取締役会に対して助言をする。

リスク委員会は、経営陣の承認裁量を超えた信用取引を承認する権限を付与されている。

最高リスク責任者は、リスク委員会の運営に関して同委員会委員長を補佐する責任を負う。

リスク管理の枠組み

当グループには、ANZの重要なリスクの監視および管理を行うリスク管理枠組みが設けられている。その健全性が維持されていること、およびANZが取締役が定めたリスク選好を十分配慮して運営されていることを確認するため、リスク委員会の承諾を受けて、取締役会は、少なくとも年に1度はこの枠組みの見直しを行う。当該見直しは2019事業年度中に行われた。年次報告書はANZの枠組みに関する詳細情報を含む。これは、三線防衛モデルおよびリスク管理委員会、本年度中のリスク管理を改善するための措置およびANZに浮上しつつあるリスクに関して、当該枠組みがどのように構成されているかを含む。三線防衛モデルに基づき、本事業は責任に第一の防衛線を、リスク機能に第二の防衛線を、および内部監査に最終防衛線を設定している。

7.6 デジタル事業および技術委員会

デジタル事業および技術委員会は、ANZのデジタル・トランスフォーメーション、データ、技術および技術関連イノベーション戦略の監視に関する取締役会の責任を効率的に切り出して取締役会を補佐する責任を負う。

また同委員会の委員が関連事項について取締役会で行うよりさらに深く疑問を投げかけ探求する場を提供する。同委員会は以下の責任を有する。

- ・ ANZのデジタル・トランスフォーメーション、技術および技術関連イノベーション戦略に関する事項を適宜監視および指導する。
- ・ ANZのデジタル・トランスフォーメーション、技術および技術関連イノベーション戦略の一部をなす主要プログラムの展開を監視する。
- ・ 1億ドルを超えるものを含む重要なデジタル・トランスフォーメーションおよび技術投資を取締役会に勧告し、監視する。
- ・ 安全で安定した信頼性の高いサービスを確保するため、ANZの技術装備一式の健全性および関連性を見直す。

グループ執行役員（技術担当）が、当該委員会の運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を有する。

7.7 指名および取締役会運営委員会

取締役会の継続的な構成および全体的な運営に関するものを含む、取締役会の適切な機能に関係するあらゆる事項について取締役会を補佐するため、2019年にNBO委員会が設置された。その業務は以下を含む。

- ・ 取締役会構成の検討に関するあらゆる事柄。これには、改選および交代の計画、取締役選任、任命および再任のプロセス、多様性に対するANZのアプローチの有効性、ANZの取締役会スキル・マトリックスの監視および変更、取締役として任命すべき候補者の取締役会への推薦、取締役会会長の交代の計画が含まれる。
- ・ 取締役会、各主要委員会および会長を含む各取締役（ただしCEOを除く。）の業績評価のプロセスの見直しおよび承認。
- ・ NED初任研修および教育ならびに憲章の見直しおよび承認を含む、取締役会およびその主要委員会の効果的かつ効率的な運営に関係するあらゆるその他の事項。

会社秘書役が、当該委員会の運営に関して同委員会委員長を補佐する責任を負う。

7.8 その他の委員会

取締役会は、6つの主要な取締役会委員会に加えて、特定の任務の遂行を補佐するための取締役のみで構成される2つの委員会を設置している。2つの委員会は以下の通りである。

- ・ 取締役会の全権限を有し、緊急問題を処理するために、定期的に予定される取締役会の会議の合間にも適宜招集される取締役会特別委員会、ならびに
- ・ 取締役会に代わり株式およびオプションの発行を管理する権限（ANZの従業員株式取得制度および株式オプション制度に基づく場合を含む。）を有する株式委員会

取締役会はまた、特定の任務を果たすにあたり、取締役会の臨時特別委員会を適宜設置して権限を委任する。

８．監査および財務ガバナンス

8.1 内部監査

内部監査（IA）は、経営陣から独立している。その役割は、取締役会および経営陣に、ANZの第1防衛線（ビジネス）および第2防衛線（グループ・リスク）が定めた内部統制の独立的な評価を提供することである。IAは取締役会が承認した憲章に従って機能する。IAの業務の結果は監査委員長を通じて監査委員会に報告される。IAはグループ最高経営責任者および外部監査人にも直接連絡をとることができる。

IAチームは6人のジェネラル・マネージャーを含み、彼らは、それぞれの部門に対して監査業務を行う責任を負う。ジェネラル・マネージャーは、監査業務のトップおよびグループ・ジェネラル・マネージャー（IA担当）と共に、IAリーダーシップ・チームを組む。IAは、技術、信用保証、文化評価、データ分析および業務監査の技能を持つ個人から構成される、グローバル監査プール・ストラクチャーを利用する。グローバル・チームは14拠点に分散している。

IAは年次IA計画（ANZの全体的なリスク選好およびリスク管理の枠組みに沿って、作成および見直しが行われる。）に従って業務を行う。監査委員会は、IA年次計画およびこれに対する重要な変更を検討および承認する。これにより、IA計画が規制上の要件を満たし、かつ、すべての重要なリスクを考慮していることを確認する。監査委員会は、IA業務の年間予算も承認する。

すべての監査活動は、専門的な監査機関により公表された国内および国際的な監査基準のみならず、ANZの方針および価値観（ANZの従業員行動規範を含む。）に沿って行われている。グループ・ジェネラル・マネージャー（IA担当）は、報告書を監査委員会の各会議に提出する。当該報告書には、主要な活動および認定事実、発行済み監査報告書および格付けの統計、ならびに内部監査業務に関する情報（戦略的イニシアチブ、人員配置およびその他の関連事項の進捗を含む。）が含まれる。

IAは、提起された監査上の問題の効率的かつ適時な解決について評価し、報告する。

8.2 外部監査

外部監査人の役割は、ANZの財務報告が真実かつ公正であり会計基準および適用ある規制を遵守している旨の独立した意見を与えることである。外部監査人はオーストラリア監査基準に基づき独立監査を実施する。監査委員会は、外部監査人との関係についてのANZの利害関係人に係るエンゲージメント・モデル（利害関係人エンゲージメント・モデル）を監視する。

この利害関係人エンゲージメント・モデルに基づき、監査委員会には外部監査人の指名（株主承認の対象である。）ならびに報酬の支払い、採用および行為の監督の責任がある。

また、同利害関係人エンゲージメント・モデルの規定により、監査委員会は、

- ・ エンゲージメント毎に、または同委員会から事前に承認を受けた特別の業務において、すべての監査業務、監査関連業務および非監査業務を事前に承認する。
- ・ 外部監査人の独立性につき定期的に見直す。ならびに、
- ・ 外部監査人の有効性を評価する。

◎ 上記の利害関係人エンゲージメント・モデルは、ANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

この利害関係者エンゲージメント・モデルには、外部監査人が提供することができる非監査業務に関する多くの要件、ならびに外部監査従業員の採用およびローテーションに関する要件が含まれている。

外部監査人であるKPMGにより2019年度中に提供された非監査業務の情報は、「(3)監査の状況 - ③会計監査」に記載されている。当該情報には、当該業務の費用および2001年会社法上の関連する独立性要件のKPMGにおける充足の十分性に係る取締役会による書面が含まれる。さらに、監査人は、2001年会社法第307条Cに従い独立性の証明書を提供した。

8.3 財務管理

監査委員会は、ANZの財務報告方針および管理、ANZの財務書類の整合性、外部監査人との関係、IAの業務、ならびに様々な重要な子会社の監査委員会を監督する。

ANZは主要な財務報告管理の計画を評価し、その運営効率をテストする、財務報告ガバナンスの枠組みを維持している。さらに、上級部門執行役員および上級財務執行役員を含む上級経営陣が半年ごとの財務証明書を作成する。証明書は、財務業績、財務報告の開示、コンプライアンス上の義務および統制に関する証明を含む。証明書はANZの外部報告義務に沿っている。

ガバナンス評価または経営陣の証明書から生じた重大事項は、監査委員会に報告される。

9. 倫理的かつ責任ある意思決定

9.1 行動規範

ANZは従業員規範および非執行取締役規範という2つの行動規範（以下「行動規範」という。）を有している。従業員規範はANZの価値観を支え、ANZの従業員に対し、その日常業務における公正で偏らない倫理的な意思決定を助ける一連の実務的な指針を与えている。非執行取締役規範は、法律に基づく取締役の責任が従業員のそれと異なることを認めつつ、従業員規範と同じ価値観および原則を掲げている。

行動規範は、誠実性、信頼性、質の高さおよび信用を求めている。ANZの従業員および取締役はこれらの行為を実行し、行動規範を遵守することが要求される。規範は、法律の変更を反映し目的への適性の維持を確保するため定期的に検討される一連の方針により補われる。取締役による非執行取締役規約の遵守は、通常の年次業績審査対象の一部となっている。

規範はANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。ANZの2019年度年次報告書には、ANZの行動および文化（違反を含む。）に関して本年度中に実施された業務に関する情報が掲載されている。社内の研修および違反に関するものを含む、規範に関する更なる情報は、ANZの2019年度ESG補足文書（12月に公開予定）に掲載される予定である。

9.2 証券取引

ANZ証券取引方針は、一般には入手できず、ANZの有価証券の価格もしくは価値に重大もしくは著しい影響を与えると合理的に予想される情報を保有するすべての従業員、取締役および契約者によるANZの有価証券の取引を禁止している。

この方針は、同方針に定義されるとおりの「取引停止期間」中にANZの取締役および一定の「制限対象者」（一部の上級執行役員を含む。）ならびにそれらの関係者によるANZ証券の取引を明確に禁止している。この方針では、

- ・ 特定の種類の取引は同方針上の取引制限の運用から除外される。
- ・ 例外的な場合に、事前の書面による許可により、禁止期間中に取引が認められる。
- ・ 従業員およびその関係者が、権利未確定であるかまたは保有義務のある、ANZのいずれかの従業員持株制度に基づいて付与された持分をヘッジすることを禁止している。
- ・ ANZの取締役および制限対象者は、マージン・コールまたは融資担保比率違反の対象となる可能性がある、マージン・ローンまたは同様の金融上の取決めに関連したANZの有価証券の使用を禁止されている。

当該方針は2019年に更新され、ANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。

9.3 内部告発者保護

ANZは、開放性、信頼性および説明責任を推奨する文化に基づく強固な価値観を有する。内部告発者保護方針は、ANZグループの現従業員および元従業員、役員、関係者、請負業者ならびに下請業者（これらの個人の親類を含む。）のすべてが、自由に、損失の恐れなく、ANZまたはANZグループに関連する人物による不正行為の事実またはその疑い（ANZの倫理的・法的基準への違反を含む。）に関して懸念を表明することができるように策定された。

内部告発者は、多様な方法で本方針に基づく秘密開示を行うことができる。これには、内部告発者保護オフィサーや内部告発者プログラム・チームを経由する方法、またはANZの内部告発者報告のために外部サービスが運用する電話、Eメールおよびウェブベースの仕組み（サードパーティー・プロバイダ（デロイト）により運用されている。）を匿名で利用する方法が含まれる。ANZは、可能な限り最大限の範囲ですべての報告の秘密を保持し、また報復または迫害から内部告発者を保護する。

ANZの内部告発者プログラム・チームは、年に2回、前期に行われた通報（匿名化された案件内容および実施された対策を含む。）に関して経営リスク執行役委員会および監査委員会に報告する。同チームはまた、ANZグループ内の取締役会および委員会に対して、内部通報者プログラムと関連取締役会との間で合意した方法により適宜報告する。ANZの取締役またはCEOが関与する通報は、ANZの会長に対して報告される。

10. 株主に対する責任

10.1 コミュニケーション

ANZに関して十分な情報を得たうえで決定することができるようにするために、またANZに対する見解を伝えるために、株主はANZの事業運営、業績およびガバナンスの枠組みを把握する必要がある。

一般的に当グループはその業績報告、年次報告書（年次レビューを包含している。）、市場向けアナウンスおよび短信、半年毎のニュースレターおよびANZの株主専用サイト（anz.com/shareholder/centre）（英文）を通じて、上記を行っている。

当グループはすべての事業慣行につき透明性の向上に向けて努力しており、株主、より広範囲の市場およびコミュニティの信用と信頼に質の高い開示が与える影響を認識している。これらを達成するため、ANZは、予定された業績発表の他に、2019年度において市場向けに取引情報の更新（トレーディング・アップデート）を行った。

◎ 何らかの情報を要求した場合または懸念もしくは関心のある事項につきANZに見解を表明したい場合、ANZのインベスター・リレーションズ（IR）およびANZの株式登録機関、コンピューターシェア社の投資家サービスの連絡先の詳細（郵便、電話およびEメールを含む。）が、ANZの2019年度年次報告書およびANZのウェブサイト（anz.com/annualreport）（英文）において提供されている。

ANZの株主は、ANZおよびその株式登録機関から電磁的に連絡を受け取り、ANZおよびその株式登録機関に対してメッセージを送信するオプションを有している。

ANZは、投資家との効果的なコミュニケーションを促す包括的インベスター・リレーションズ・プログラムも備えている。

10.2 総会

可能な限り多数の株主に株主総会に出席する機会を与えるために、ANZは株主総会を各州都で持ち回りで開催し、ウェブキャスト技術を用いてオンラインで株主総会を視聴することを可能にしている。

◎ 本事業年度中に行われた会議およびプレゼンテーションに関する情報は、ANZのウェブサイト（anz.com/shareholder/centre）（英文）にて閲覧可能である。

年次株主総会の前に、総会において重要な共通のテーマを検討できるように、株主は会長またはCEOに対して質問を提出する機会を有する。

外部監査人は、ANZの年次株主総会に出席し、監査人としての能力の範囲で自らに関する事項につき株主の質問に答えることができる。

取締役も、異常な状況にある場合を除き、年次株主総会に出席することが求められる。取締役は、総会の後株主と会い質問に答えられるようにしている。

株主は企業の問題に関連した様々な決議案に投票する権利を有する。株主に対しては、総会に出席し参加することを推奨する。ただし、株主が総会に出席できない場合、郵便または電子的に委任状を提出することができる。票決が投票により行われる場合（ANZにおいてはこれが通例である。）、株主は秘密投票により投票することができる。

◎ ANZは総会の結果を検証するために独立した第三者（通常はKPMG）を指名する。当該結果はできる限り速やかにASXに報告され、ANZのウェブサイト(anz.com/shareholder/centre)（英文）に掲載される。

2019年度年次総会のANZの通知には、年次総会における取締役の選出または再選を含む、総会業務に関してANZが有するすべての重要な情報が含まれていた。

ANZはANZに積極的に関心をもつことを株主に奨励し、時期を逸することなく質の高い情報を株主に提供することを目指す。

11. 継続開示

市場に影響しやすい情報を以下の通り公表することがANZの慣行である。

- ・ ASX上場規則の要件に従い、速やかに遅滞なくASXに公表する。
- ・ その後ANZの証券が上場されている関連するすべての海外の証券取引所に対して公表する。ならびに、
- ・ ANZのメディア発表、ウェブサイトおよびその他適切な経路を通じて、市場およびコミュニティ一般に対して公表する。

開示担当に任命された役員は通常、提案されている開示について検討し、いかなる情報を市場に開示するかに関して決定を下す責任を負う。ANZの従業員および契約者は、ANZに関する潜在的な価格機微情報を覚知した場合、直ちに、それを会社秘書役（または会社秘書役の不在時にはグループ・ジェネラル・マネージャー）に通知しなければならない。ANZの取締役会は、市場で公表された後、速やかにその写しを受領する。投資家またはアナリスト向けの新規の実質的なプレゼンテーションは、プレゼンテーション実施前にASXに公表される。

ANZの継続開示方針の概略が、ANZのウェブサイト(anz.com/corporategovernance)（英文）に掲載されている。

12. 経済、環境、社会面の持続可能性リスク

ANZの重大な経済、環境、社会面の持続可能性リスクに関する詳細およびANZがこれらのリスクをどのように管理するかに関する詳細は、「第3 事業の状況－2. 事業等のリスク」に記載され、これらはANZのウェブサイト(anz.com/annualreport)（英文）に掲載されている。

ANZにおける多様性および包摂（インクルーシブ）性

13. 多様性および包摂性

13.1 包摂的な職場の創設

ANZは、活発で多様性があり包摂的な社員に備わる力を信じており、当グループの人材の身上、ビジョンおよび人生経験は、当グループのすべての顧客との強固な関係の構築、当グループの事業のため革新、およびより良い意思決定の一助となっている。

ここでいう多様性は、年齢、扶養介護責任、文化的アイデンティティ、障害、ジェンダー表現およびアイデンティティ、民族、教育、家族／血縁関係の状況、性的指向、宗教的信条および／または社会経済的背景を含む。多様性はまた、教育、人生経験、拠点、性格、考え方および職歴において人には多面的に差異があることを含む。

◎多様性および包摂性に関するANZの方針の姿勢については、ANZのウェブサイト(anz.com/corporategovernance)（英文）に概要が掲載されている。

13.2 リーダーシップ、ガバナンスおよび説明責任

ANZの人事委員会はANZの人材戦略、報酬戦略ならびに多様性および包摂性（ジェンダー多様性を含む。）への取組みに関連して、重要な役割を果たす。

人事委員会は以下について包括的な役割を担う。

- ・ 多様性および包摂性に対するANZのアプローチの有効性を検討、注目および監視する
- ・ 多様性および包摂性に対する測定可能な目標を検討および承認する。
- ・ すべての職位の女性比を含め、かかる目標およびその達成進捗を毎年検討する。

人事委員会はまた、毎年の業績および報酬査定を検討する。その検討は以下を含む。

- ・ 業績評価の分布、給与の変遷および短期的インセンティブの査定について、ジェンダー分析を行う。
- ・ ジェンダー間の待遇の均衡に重点的に取り組み、その結果はすべてCEOが検討する。

取締役会に関するジェンダー多様性の事項については、NB0委員会が責任を負う。

EESG委員会は持続可能性の年次目標を承認し、これにはリーダー層の女性比の改善、および多様性があり包摂的な社員体制の構築が含まれる。これらの目標に関する進捗は、グループ経営委員会が月次ベースで監視する。その結果はまた、ANZのボーナス変動報酬プールの補助資料となる。

13.3 ANZにおける進捗

多様性およびインクルージョン目標	進捗
2020年度末までに、リーダー層の女性比を3%増やして34.1%にする。	当グループ全体のリーダー層の女性比は32.5%であり、2017年9月30日の31.1%から1.4%増加した。
オーストラリア先住民、障害を有する人および難民を含む過少代表グループから2020年度末までに1,000人以上を採用する。	2016年度以降、当グループは過少代表グループから734人を採用している。この数値の内訳は、オーストラリア先住民306人、障害を有する人343人および難民85人である。

13.4 取締役会、上級執行役員および経営陣レベルでのジェンダー均衡

本コーポレート・ガバナンス報告書日現在、ANZの取締役会は、8名の取締役、1名の執行取締役（すなわちCEO）および7名の非執行取締役で構成され、そのうち3名が女性である。取締役会における女性比は現在37.5%である。取締役会の現在の目標は取締役会における女性比を少なくとも30%以上に維持することである。長期的に取締役会が思い描く目標は、取締役会単独で男女同数の代表構成にすることである。

ANZは、11名からなるグループ経営委員会に5名の女性（最高財務責任者、グループ執行役員（人材および文化担当）、グループ執行役員（デジタルおよびオーストラリア事業改革担当）、CEO代理（ニュージーランド担当）、および副最高経営責任者およびグループ執行役員（富裕層オーストラリア担当））を擁する（女性比45.5%）。

2019年度中、リーダー層全体の女性比は32.5%に上昇した。執行役員の女性比は1.1%減少したが、グループ経営委員会の女性比は12.2%増加した。ジェンダー均衡を重視することは、依然としてANZの事業地域および事業全体において重要な戦略である。

2019年9月30日現在、子会社取締役会におけるすべての従業員兼務取締役のうち49.5%に女性が任命されている。

13.5 ジェンダー均衡の目標および改善結果の進捗状況

当社はシニア・マネージャー、執行役員および上級執行役員レベルを対象としたリーダー層の女性比を測定しつづけている。以下は2019年度の進捗状況および結果であり、CEOに連なる経営陣の各レベルが定義されている。

グループ [^]	2018年度 女性比の 実績割合	2019年度 女性比の 実績割合	2019年度の 女性の実数 (人)
上級執行役員および執行役員（グループ 経営委員会を含む）	28.9%	28.2%	171
CEO-1:グループ経営委員会	33.3%	45.5%	5
CEO-2:上級執行役員 ⁽¹⁾	25.2%	25.2%	27
CEO-3:執行役員 ⁽²⁾	29.5%	28.4%	139
上級マネージャー ⁽³⁾	33.2%	33.9%	637
リーダー層の女性合計⁽⁴⁾	32.0%	32.5%	808
マネージャー ⁽⁵⁾	43.1%	42.3%	7,179
経営陣以外 ⁽⁶⁾	54.7%	62.8%	13,711
ANZ全体	53.4%	52.6%	21,698

注：

- [^] 「グループ」には休暇の状況にかかわらずすべての従業員を含むが、契約者（FTEに含まれる。）は含まない。
- (1) 「上級執行役員」は、グループ1に指定されたANZ内の役職を担う者により構成される。これらの役職は一般的に大規模事業、地域または事業分野の戦略、方針およびガバナンスを指揮することを含む（グループ経営委員会を除く。）。
- (2) 「執行役員」は、グループ2として指定されたANZ内の役職を担う者により構成される。
- (3) 「上級マネージャー」は、グループ3として指定されたANZ内の役職を担う者により構成される。
- (4) 「リーダー層の女性合計」は、ANZのグループ経営委員会の役職およびグループ1から3として指定されたANZ内の役職の合計を示す。
- (5) 「マネージャー」は、グループ4として指定されたANZ内の役職を担う者により構成される。
- (6) 「経営陣以外」は、グループ5および6として指定されたANZ内の役職を担う女性により構成される。

13.6 2020年度の多様性および包摂性に関する目標

当グループは2020年度に、以下の多様性に関する目標を継続的に実践していく。

- ・ 2020年度までに、リーダー層の女性比を3%増やして34.1%にする。
- ・ オーストラリア先住民、障害を有する人および難民を含む過少代表グループから2020年までに1,000人以上を採用する。

ANZの多様性および包摂性に対するアプローチに関するより詳細な情報は、2019年度ESG補足文書（KPMGにより独立的に確認される。）において入手可能となる予定である。2019年12月にANZのウェブサイトanz.com/shareholders）（英文）において公表される。

◎ 職場における男女平等法（Workplace Gender Equality Act）に基づき、ANZは、職場における男女平等局（WGEA）に対し、ANZの「男女平等指標」を開示する年次の公式届出を行うことが求められる。これらの報告書は、3月31日に終了する12か月間について、年次で提出される。最新のANZの提出情報がANZのウェブサイト（anz.com/WGEA）（英文）に掲載されている。

ウェブサイト

ANZのガバナンス枠組みの詳細はANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されており、以下を閲覧することができる。

- ・ 取締役会および各取締役会委員会の憲章
- ・ コーポレート・ガバナンス報告書で言及される書類および方針の多くの概要、および
- ・ 株主および利害関係人の関心の対象となるその他のANZの方針の概要

ガバナンス勧告の遵守

ANZは、2019年度を通じてANZがASXコーポレート・ガバナンス評議会の勧告に従ったことを確認する。コーポレート・ガバナンス報告書の情報は、2019年10月30日現在の最新情報であり、すでにANZの取締役会により承認されている。

コーポレート・ガバナンス報告書は、同報告書に関連するASX Appendix 4GとともにASXに提出されており、ANZのウェブサイト（anz.com/corporategovernance）（英文）に掲載されている。ANZに関する更なる情報は、ANZの2019年度年次報告書に記載されている。

14. その他の補足情報

ANZは、各取締役（監査委員会のすべての委員を含む。）と損失補償証書を交わしている。証書に従い、ANZは取締役に対し、取締役について生じた責任および法務費用を適用ある法律により許容される範囲で補償する。

また、ANZと外部監査人の間で交わされたサービス基本契約書に置かれた一定の規定に従い、ANZに対する外部監査人の責任は適用ある法規制により許容される範囲で制限されている。

(2) 【役員の状況】

①取締役

2010年12月17日および2018年12月19日付で修正された当行の定款（「定款」）の規定に従い、2001年会社法（連邦）（「会社法」）、その他適用法令、およびオーストラリア証券取引所上場規則により要求されるその他の事項を除き、取締役会は当グループの事業を経営する権限をもち、株主総会で行使することを要求されている以外のすべての権限を行使することができる。

本書提出日現在、取締役会は、8名の非執行取締役および1名の執行取締役兼最高経営責任者で構成されている。取締役の氏名、略歴等は以下のとおりである。

男性6名、女性3名（取締役のうち女性の比率33.3%）

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2019年11月 15日現在) ⁽²⁾
取締役会会長 独立非執行 取締役 倫理、環境、社会およびガバナンス委員会委員長 指名および取締役会運営委員会委員長	D M Gonski, AC (ゴンスキー) (1953年10月7日)	ゴンスキー氏は2014年2月から非執行取締役、2014年5月1日から取締役会会長である。ゴンスキー氏は倫理、環境、社会およびガバナンス委員会の委員長ならびに指名および取締役会運営委員会の委員長を含む、すべての取締役会委員会の職権上の委員である。 ゴンスキー氏はハーバート・スミス・フリーヒルズ法律事務所で弁護士としてキャリアを開始し、現在オーストラリアで最も尊敬されているビジネス界のリーダー、また会社取締役の一人である。同氏はオーストラリアおよび国際的なビジネスの経験を有し、政府および教育部門の組織に幅広く関与している。同氏は有力な慈善活動家であり、特にオーストラリアにおける教育に関して、強力なコミュニティリーダーシップを発揮している。 ゴンスキー氏は現在、ニュー・サウス・ウェールズ大学財団の会長（2005年から、1999年から理事）であり、シドニー・エアポート・リミテッドの取締役（2018年から）、ローウィ国際政策研究所の理事（2012年から）およびオーストラリア・フィランソロピック・サービス・リミテッドの取締役（2012年から）であり、オプタス・リミテッド諮問委員会の委員（2013年から）であり、ニュー・サウス・ウェールズ大学評議会の総長（2005年から）であり、アート・ギャラリー・オブ・NSWトラストの理事長（2016年から）である。 以前は、オーストラリア連邦のオーストラリア学校教育卓越達成審議会の会長（2017年から2018年）、コカコーラ・アマティル・リミテッドの会長（2001年から2017年、1997年から取締役）およびシドニー・シアター・カンパニー・リミテッドの会長（2010年から2016年）であり、ASIC対外諮問委員会の委員（2013年から2019年）であった。	2020年度 年次株主 総会まで 再選	31,488株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2019年11月 15日現在) ⁽²⁾
最高経営責任者 執行取締役	S C Elliott (エリオット) (1963年12月9日)	エリオット氏は2016年1月1日から最高経営責任者兼執行取締役である。 エリオット氏はオーストラリアおよび海外において業界の全側面に関して30年を超える銀行業の経験を有する。同氏は2009年6月に法人部門の最高経営責任者としてANZに入行し、2012年に最高財務責任者に任命された。 ANZ入行前は、中東最大の投資銀行であるEFGエルメスで最高執行責任者を含む上級執行役員としての職務を果たした。同氏はシティバンク・ニュージーランドからキャリアを開始し、20年間シティバンク／シティグループに勤務した。その間、英国、米国、エジプト、オーストラリアおよび香港において様々な上級職を務めた。 同氏は子供のための金融市場財団の理事であり、オーストラリア銀行協会の会員およびオーストラリア・ビジネス評議会の会員である。 エリオット氏は現在、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの取締役（2009年から）および子供のための金融市場財団の理事（2016年から）であり、オーストラリア・ビジネス評議会の会員（2016年から）およびオーストラリア銀行協会の会員（2016年から、2017年から2019年まで会長）である。	該当なし	702,090株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2019年11月 15日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役 人事委員会 委員長	I R Atlas (アトラス) (1954年10月11 日)	アトラス氏は2014年9月から非執行取締役である。アトラス氏は監査委員会、倫理、環境、社会およびガバナンス委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の委員である。 アトラス氏は豊富な金融業界での経歴および法務の経験をもって取締役会に貢献する。同氏はマレソンズ・スティーブン・ジャック法律事務所（現：キング・アンド・ウッド・マレソンズ法律事務所）のパートナーであった。そこでは、会社法の実務に加え、人事・情報担当エグゼクティブ・パートナーおよびマネージング・パートナーを含む事務所内の数多くの経営上の役割を担っていた。同氏はまた10年間ウエストバックに勤務し、グループ秘書役兼ゼネラル・カウンセルおよび人事担当グループ執行役員を含む役職を務め、人材、総務および持続可能性を担当した。同氏は特に芸術および教育のコミュニティに熱心に取り組んでいる。 アトラス氏は現在、コカコーラ・アマティル・リミテッドの会長（2017年から、2011年から取締役）およびジャワンの会長（2017年から、2014年から取締役）であり、ワンマーケット・リミテッドの取締役（2018年から）およびポール・ラムゼイ財団の理事（2017年から）であり、アデイラ・パートナーズのパネル・メンバー（2015年から）である。 以前は、ベル・シェークスピア・カンパニー・リミテッドの会長（2010年から2016年、2004年から2016年まで取締役）であり、ウェストフィールド・コーポレーション・リミテッドの取締役（2014年から2018年）、人権法センターの理事（2012年から2017年）およびニュー・サウス・ウェールズ財務公社の理事（2013年から2017年）であり、シドニー大学評議員会のフェロー（2015年から2019年）であった。	2020年度 年次株主 総会まで 再選	14,360株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2019年11月 15日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役 監査委員会 委員長	P J Dwyer (ドワイヤー) (1960年9月11 日)	ドワイヤー氏は2012年4月から非執行取締役である。ドワイヤー氏はリスク委員会、人事委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の委員である。 ドワイヤー氏は金融市場、コーポレートファイナンス、リスク管理および投資に幅広い経験を有し、カリブレ・アセット・マネジメント、Ord Minnett（現：JPモルガン）およびプライスウォーターハウス（現：プライスウォーターハウスクーパース）で上級業務執行の役職に従事してきた。同氏の会社取締役としてのキャリアは、金融サービス、投資、保険、ヘルスケア、賭博および娯楽、日用消費財、不動産および建設ならびに小売部門まで及んでいる。同氏は教育および医療研究に強い関心を抱き、ジーロング・グラマースクール評議会およびメルボルン大学経営・経済学部の理事として、またペーカーIDIの副会長として活動してきた。 ドワイヤー氏は現在、タブコープ・ホールディングス・リミテッドの会長（2011年から、2005年から取締役）、ヘルススコープ・リミテッドの会長（2014年から）およびキン・グループ諮問委員会の会長（2014年から）であり、リオンPtyリミテッドの取締役（2012年から）およびアリアンツ・オーストラリア・リミテッドの取締役（2019年から）であり、キリン国際諮問委員会の委員（2012年から）およびオーストラリア政府買収委員会の委員（2017年から）である。	2021年度 年次株主 総会まで 再選	17,500株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2019年11月 15日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役 デジタル事 業および技 術委員会委 員長	S J Halton, AO, PSM (ハルトン) (1960年1月4 日)	ハルトン氏は2016年10月から非執行取締役である。ハルトン氏は人事委員会、倫理、環境、社会およびガバナンス委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の委員である。 ハルトン氏の33年間にわたる公職の経歴には、オーストラリア財務省次官、オーストラリア保健省次官、保健高齢化省次官および首相内閣省エグゼクティブ・コーディネーター（次官補）の地位が含まれる。同氏は金融、保険、リスク管理、情報技術、人事、保健および高齢化ならびに公共政策に関する豊かな経験を取締役会にもたらす。同氏はまた、重要な国際経験も有する。 同氏は世界保健機関および全豪アボリジニ・トレス海峡諸島民保健協議会を含む地方および国際機関を通じて地域社会の保健に広く貢献してきた。 ハルトン氏は現在、ボールド・システムズの会長（2017年から）、感染症流行対策イノベーション連合（ノルウェー）の会長（2018年から、2016年から理事）およびオーストラリア高齢化評議会の会長（2017年から）であり、クレイトン・ユッツ法律事務所のディレクター（2017年から）およびクラウン・リゾーツ・リミテッドの取締役（2018年から）であり、ワシントン大学保健基準・評価研究所の理事会メンバー（2007年から）であり、シドニー大学およびキャンベラ大学の非常勤教授であり、オーストラリア戦略政策研究所の評議会メンバー（2016年から）である。 以前は、OECDアジア・シニア・バジェット・オフィシャルズ・ネットワークの会長（2014年から2016年）であり、ANUクローフォード公共政策スクールの公共政策フェロー（2012年から2016年）であった。	2022年度 年次株主 総会まで 再選	9,049株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2019年11月 15日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役	Rt Hon Sir John Key GNZM AC (キー) (1961年8月9 日)	サー・キーは2018年2月から非執行取締役である。サー・キーはリスク委員会、倫理、環境、社会およびガバナンス委員会、デジタル事業および技術委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の委員である。サー・キーは2002年に政治家としてのキャリアを開始し、2008年から2016年までニュージーランド首相であった。サー・キーは国際金融における長い経歴を有し、主にニュージーランドのバンカーズ・トラストおよびシンガポール、ロンドンおよびシドニーのメリルリンチに勤務した。以前は、ニューヨーク連邦準備銀行外国為替委員会の委員（1999年から2001年）であった。 サー・キーは2017年の女王誕生記念叙勲においてニュージーランド・メリット勲章のナイト・グランド・コンパニオンを授与された。2017年には、オーストラリアとニュージーランドの二国間関係を進展させた功績により、オーストラリア勲章のコンパニオンの勲位を授かった。 サー・キーは現在、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの会長（2018年から、2017年から取締役）であり、ニュージーランド航空の取締役（2017年から）およびパロアルト・ネットワークスの取締役（2019年から）である。 以前は、国際民主同盟の議長（2014年から2018年）であった。	2021年度 年次株主 総会まで 選任	3,000株
独立非執行 取締役 リスク委員 会委員長	G R Liebelt (リーベルト) (1954年3月2 日)	リーベルト氏は2013年7月から非執行取締役である。リーベルト氏は監査委員会、人事委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の委員である。 リーベルト氏は50か国以上で事業を展開する世界的な鉱業会社であるオリカ・リミテッドにおける23年間の経営幹部の経歴（最高経営責任者としての期間を含む。）の経験をもって取締役会に貢献する。同氏は幅広い国際業務の経験を有し、戦略の開発および実施を含む上級経営幹部としての輝かしい達成記録を持つ。同氏は世界的な貿易および協力ならびに地域教育に尽力している。 リーベルト氏は現在、アムコール・リミテッドの会長（2013年から、2012年から取締役）であり、オーストラリアン・ファウンデーション・インベストメント・カンパニー・リミテッドの取締役（2012年から）およびカレー・バプティスト・グラマー・スクールの理事（2012年から）である。 以前は、デュラックスグループ・リミテッドの会長（2018年から2019年、2016年から取締役）であった。	2022年度 年次株主 総会まで 再選	24,315株

役職名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期 ⁽¹⁾	所有株式 等の数 (2019年11月 15日現在) ⁽²⁾
独立非執行 取締役	J T Macfarlane (マクファーレン) (1960年1月17 日)	マクファーレン氏は2014年5月から非執行取締役である。マクファーレン氏は監査委員会、リスク委員会、デジタル事業および技術委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の委員である。 マクファーレン氏はオーストラリア有数の経験豊富な国際銀行家であり、以前はオーストラリアおよびニュージーランドのドイツ・バンクの業務執行会長ならびにオーストラリアのドイツ・バンクの最高経営責任者を務めた。同氏はまた、米国、日本およびパプアニューギニアでの勤務経験も有し、ANZの主要な市場であるオーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋における深い銀行業務の経験を取締役会にもたらす。 同氏は地域保健に尽力しており、エイケンヘッド・センター・オブ・メディカル・ディスカバリー・リミテッドの取締役（2016年から）である。 マクファーレン氏は現在、クレイグス・インベストメント・パートナーズ・リミテッドの取締役（2013年から）、コルマック・グループPtyリミテッドの取締役（2014年から）、AGインベスト・ホールディングス・リミテッド（MyFarmリミテッド）の取締役（2014年から、2014年から2016年まで会長）、バルモラル・パストラル・インベストメントの取締役（2017年から）およびLIロング・ショート・ファンドの取締役（2018年から）である。 以前は、セント・ヴィンセンツ医学研究所の取締役（2008年から2019年）であった。	2020年度 年次株主 総会まで 再選	24,851株
独立非執行 取締役	P O'Sullivan (オサリバン) (1960年8月14 日)	オサリバン氏は2019年11月から非執行取締役である。オサリバン氏は指名および取締役会運営委員会の委員である。 オサリバン氏はオーストラリアと海外の両方で、電気通信、銀行ならびに石油およびガスの分野の経験を有する。同氏は、シンガポール・テレコム（Singtel）で上級業務執行の役職に従事しており、以前はオプタスの最高経営責任者であった。また、カナダ、中東、オーストラリアおよび英国においてコロニアル・グループおよびロイヤル・ダッチ・シェル・グループで管理職を務めた。 オサリバン氏は現在、シングテル・オプタスPtyリミテッドの会長（2014年から、2004年から取締役）およびウエスタン・シドニー・エアポート・コーポレーションの会長（2017年から）であり、コカコーラ・アマティル・リミテッドの取締役（2017年から）およびセント・ヴィンセンツ・ヘルス・オーストラリアの取締役（2019年から）であり、全国障害者保険庁の理事（2017年から）である。 以前は、ヘルススコープ・リミテッドの取締役（2016年から2019年）であった。	2022年度 年次株主 総会まで 選任	13,328株

- 注：(1) オーストラリア法の下では、非執行取締役は株主により最後に選任されてから３回目の年次株主総会において退任しなければならないが、当該年次株主総会において再任を目指して立候補することができる。直近の年次株主総会以降に取締役会により任命された非執行取締役の場合は、次の年次株主総会において退任しなければならないが、かかる非執行取締役は当該年次株主総会において株主による選任を目指して立候補することができる。さらに、ANZの取締役会の方針にもとづき、非執行取締役は株主に最初に選任されてから最長で３年間の任期を連続３回務めた時点で退任する。ただし、特別な状況のため取締役会により任期を延長するよう要請される場合はこの限りではない。
- (2) 所有株式等の合計である。個人名（共同所有を含む。）および個人の退職年金基金による所有証券（普通株式、転換優先株式およびキャピタル・ノート）ならびにANZEST Pty Ltd.が個人のために信託で保有する証券（株式、オプションおよび権利）を含む。業績基準または後渡しのために権利が確定していない権利および後渡し株式を含む。

取締役の会議

2019年度中に開催された取締役会および取締役会委員会の会議の回数ならびにそれらの会議に各取締役が出席した回数は以下のとおりである。

	取締役会		リスク委員会		監査委員会		人事委員会		倫理、環境、社会およびガバナンス委員会	デジタル事業および技術委員会	指名および取締役会運営委員会	取締役会特別委員会 ⁽¹⁾	取締役会委員会 ⁽¹⁾	株式委員会 ⁽¹⁾
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
Ilana Atlas (イラナ・アトラス)	12	12			8	8	6	6	5	5	2	2	1	1
Paula Dwyer (ポーラ・ドワイヤー)	12	12	8	8	8	8	6	6			2	2	1	1
Shayne Elliott ⁽²⁾ (シェイン・エリオット)	12	11										3	3	2
David Gonski, AC (デービッド・ゴンスキー AC)	12	12	8	8	8	8	6	6	5	5	2	2	3	3
Jane Halton, AO PSM (ジェーン・ハルトン AO PSM)	12	12					6	6	5	5	2	2	2	2
Sir John Key, GNZM AC (サー・ジョン・キー GNZM AC)	12	12	8	8					5	5	4	4	2	2
Lee Hsien Yang ⁽³⁾ (リー・シェンヤン)	4	4	3	3			2	2		1	1			
Graeme Liebelt (グレイム・リーベルト)	12	12	8	8	8	8	6	6			2	2	2	2
John Macfarlane (ジョン・マクファーレン)	12	12	8	8	8	8				5	5	2	2	1

- ・A列は、取締役が出席する権利を有した会議の回数を示す。
- ・B列は、会議に出席した回数を示す。会長は、リスク委員会、監査委員会、人事委員会、倫理、環境、社会およびガバナンス委員会、デジタル事業および技術委員会ならびに指名および取締役会運営委員会の職権上の委員である。

上表は委員会会議に関する委員会委員の出席状況を記録している。いずれの取締役もこれらの会議に出席する権利を有し、取締役は適宜、自らが委員ではない委員会の会議に出席している。

- 注：(1) 上表に記載の取締役会特別委員会、株式委員会および取締役会委員会の会議は、書面による決議により行われたものを含む。
- (2) シェイン・エリオット氏が出席しなかった取締役会会議は、同氏が銀行・退職年金・金融サービス業界における不正行為調査のための王立委員会に出席したためであった。
- (3) リー・シェンヤン氏は、2018年12月19日に非執行取締役を退任した。

②執行役員

本書提出日現在、ANZの経営幹部および執行役員（非執行取締役を除く。）は以下のとおりである。

男性6名、女性5名（執行役員のうち女性の比率45.5%）

役職名	執行役員 氏 名 (生年月日)	略歴	現在の職位 への就任	当グループ への入社	所有株式 等の数 (2019年11月 15日現在) ⁽¹⁾
最高経営責任者	S Elliott (エリオット) (1963年12月9日)	上記「①取締役」に記載の略歴を参照のこと。	2016年1月	2009年6月	702,090株
グループ執行役員（デジタルおよびオーストラリア変革担当）	M Carnegie (カーネギー) (1969年11月12日)	ANZではこれまで、グループ執行役員（デジタル・バンキング担当）を務めた。 ANZ入行前は、オーストラリアおよびニュージーランドのグーグルのマネージング・ディレクター、オーストラリアおよびニュージーランドのプロクター・アンド・ギャンブルのマネージング・ディレクターを務めた。	2019年3月	2016年6月	149,858株
最高リスク責任者	K Corbally (コーバリー) (1970年6月25日)	ANZではこれまで、グループ・ジェネラル・マネージャー（内部監査担当）、マネージング・ディレクター兼与信および資本管理のヘッド、法人リレーションシップ・バンキング・オーストラリアのヘッド、産業多様化のヘッドを務めた。 ANZ入行前は、シティバンクのマネージング・ディレクター兼コーポレートおよびコマーシャル・バンキングのヘッド（オーストラリアおよびニュージーランド担当）を務めた。	2018年3月	2009年7月	68,202株
グループ執行役員（国際担当）	F Faruqi (ファルーキ) (1964年9月27日)	金融業界において27年以上の経験を有する。 ANZではこれまで、国際銀行部門の最高経営責任者を務めた。 ANZ入行前は、シティのアジア太平洋の法人および商業銀行業のヘッド、シティのアジア太平洋のグローバル・ローンズおよびレバレッジ・ファイナンスのヘッド兼資本市場の債券部門のヘッドを務めた。	2016年2月	2014年8月	294,580株
グループ執行役員（技術担当）	G Florian (フローリアン) (1965年10月24日)	技術業界において30年以上の経験を有する。 ANZ入行前は、ディメンションデータのITaaS部門の最高戦略責任者、ディメンションデータのITaaS部門の戦略および契約担当シニア・バイス・プレジデント、ディメンションデータのクラウド事業ユニット担当最高商品責任者、ディメンションデータの最高マーケティング責任者、ディメンションデータの最高技術責任者を務めた。	2017年1月	2017年1月	71,221株

役職名	執行役員 氏 名 (生年月日)	略歴	現在の職位 への就任	当グループ への入社	所有株式 等の数 (2019年11月 15日現在) ⁽¹⁾
副最高経営 責任者 グループ執 行役員（富 裕層オース トラリア担 当）	A George (ジョージ) (1964年1月30日)	金融業界において25年以上の経験を有する。 ANZではこれまで、富裕層オーストラリア部門マネージング・ディレクター、保険担当マネージング・ディレクターを務めた。 ANZ入行前は、INGグループにおいて銀行、保険および資金運用を担当するチェコ共和国およびスロバキアの最高経営責任者ならびに商品、マーケティング、ITおよび業務を担当するアジア地域の最高執行責任者を含む様々な上級職を務めた。	2018年5月	2013年12月	126,242株
グループ執 行役員 (オースト ラリア・ リーテルお よび商業バ ンキング担 当)	M Hand (ハンド) (1966年9月5日)	ANZではこれまで、グループ執行役員代理（オーストラリア担当）、グループ執行役員（オーストラリア事業およびプライベート・バンキング担当）、ビジネスおよびプライベート・バンキングのマネージング・ディレクター、法人および商業銀行業のマネージング・ディレクター、オーストラリアのリテール販売のマネージング・ディレクター、地域商業銀行業のジェネラル・マネージャー、ビジネス・バンキングのマネージャー部門のジェネラル・マネージャー、ヴィクトリア州およびタスマニア州のビジネス・バンキングの州マネージャー、メルボルンCBDのビジネス・バンキングの地域マネージャー、中小企業バンキングの信用およびオペレーショナル・リスクのヘッド、中東および南アジア（インドのムンバイを拠点とする）の監査のヘッドを務めた。	2019年3月	1988年8月	67,433株
最高財務責 任者	M Jablko (ジャブルコ) (1972年9月29日)	投資銀行業において15年以上の経験を有する。 ANZ入行前は、オーストラリアのグリーンヒルのマネージング・ディレクター兼共同ヘッド、UBSオーストラリアのマネージング・ディレクター、オーストラリアのアレンズ・リンクレーターズ法律事務所（旧：アレンズ・アーサー・ロビンソン法律事務所）の弁護士を務めた。	2016年7月	2016年7月	196,037株

役職名	執行役員 氏 名 (生年月日)	略歴	現在の職位 への就任	当グループ への入社	所有株式 等の数 (2019年11月 15日現在) ⁽¹⁾
グループ執行役員（人材およびカルチャー担当）	K van der Merwe (ファン・デル・マーブ) (1974年4月25日)	事業変革の主導に注力した16年以上の経験を有する。 ANZ入行前は、ペイン・アンド・カンパニーのバイス・プレジデントを務めた。	2017年5月	2017年5月	62,824株
グループ執行役員兼最高経営責任者（ニュージーランド担当）	A Watson (ワトソン) (1969年11月16日)	ニュージーランド、英国、オーストラリアおよびハンガリーの専門的サービスおよび金融サービス部門において25年以上の経験を有する。 ANZではこれまで、グループ執行役員兼最高経営責任者代理（ニュージーランド担当）、リテールおよびビジネス・バンキング担当マネージング・ディレクター、ニュージーランド担当最高財務責任者、ニュージーランド担当ファイナンシャル・コントローラーを務めた。	2019年6月	2009年4月	34,616株
グループ執行役員（法人担当）	M Whelan (ウィーラン) (1960年5月5日)	銀行業界において34年以上の経験を有し、アジア市場および法人銀行業の豊富な経験を有する。 ANZではこれまで、オーストラリア部門の最高経営責任者、オーストラリア商業銀行業のマネージング・ディレクター、法人部門アジア、ヨーロッパおよびアメリカのマネージング・ディレクター、法人アジアのマネージング・ディレクター、マーケティングのマネージング・ディレクター、マーケティング部門セールスのヘッドを務めた。	2016年2月	2004年11月	259,097株

注：(1) 所有株式等の合計である。個人名（共同所有を含む。）および個人の退職年金基金による所有証券（普通株式、転換優先株式およびキャピタル・ノート）ならびにANZEST Pty Ltd.が個人のために信託で保有する証券（株式、オプションおよび権利）を含む。業績基準または後渡しのために権利が確定していない権利および後渡し株式を含む。

(2) アントニア・ワトソン氏は、2019年6月から2019年12月18日までグループ執行役員代理構成員兼最高経営責任者代理（ニュージーランド担当）に正式に任命されていた。2019年12月18日、同氏がグループ執行役員兼最高経営責任者（ニュージーランド担当）に任命されたことが発表された。

取締役または執行役員間において家族関係はない。

[次へ](#)

③ 役員報酬の内容（報酬報告）

本「③役員報酬の内容（報酬報告）」は、ANZの2019年度年次報告書に含まれる2019年度についての報酬報告書に基づいており、これを抽出したものである。報酬報告書日以降の取締役の状況については、上記「①取締役」および「②執行役員」を参照のこと。

1. 2018年度報酬報告に関して提供されたフィードバックに対する取締役会の回答

2018年度年次株主総会において、投票数の3分の2が報酬報告に賛成だったが、3分の1が反対票だったため、ANZはいわゆる「ファースト・ストライク」を記録した。取締役会はこの結果を非常に真剣に受け止め、機関投資家株主および個人株主の両方にフィードバックを求めた。受け取った主なフィードバックの要約および本年度実施された変更は以下のとおりである。

要約

変動報酬が十分に変動的であり真にリスク性があるのかどうかという質問。この質問は、王立委員会によるANZへの影響およびANZが多額の顧客救済費用を認識していることを考慮して、2018年度に特に焦点が当てられたものである。

- ・ 取締役会は、2019年度変動報酬が確実に個人および全体的な業績成果を適切に反映するように注力している。
- ・ 取締役会は、各年度の期首に、CEOおよび開示を要する執行役員それぞれに対して挑戦的だが達成可能な業績目標を設定する。これらは、執行役員が、当グループの長期戦略目標に沿った顧客および株主両方に対する十分な成果を支える持続可能な長期的業績の達成に注力するように設計された財務指標（比重は45%以下）および非財務指標の組合せを含む。
- ・ CEOの業績は多数の要因で評価され、それには当グループの業績フレームワークおよび個人の戦略目標が含まれる。取締役会はCEOの業績について期待値を若干下回ると評価したが、取締役会の裁量により、CEOの2019年度年間変動報酬査定に対して減額を適用した。これにより、CEOが全体の業績に対して最終的な責任を有するという事実を認識して、上限機会の48%の報酬となった。
- ・ 開示を要する執行役員の本年度の変動報酬査定は0%から74%（2018年度：40%から60%）、平均で上限機会の45%（2018年度：51%）であり、変動報酬の「リスク性あり」の性質を表している。査定結果には非常に大きな差があり、開示を要する執行役員の2名は上限機会の45%未満を受領し、1名は変動報酬（VR）を受け取らなかった。

取締役会は報酬の査定が適切であると考え理由を投資家に理解してもらうためにより多くの論理的根拠を含める。

- ・ CEOおよび開示を要する執行役員に関する変動報酬の体系および査定結果は、人事委員会および取締役会の両方による重要な議論および評価の対象となる。こうした決定は安易にまたは短時間で行われるものではない。
- ・ このフィードバックに応じて、2019年度報酬報告は、プロセス（業績および報酬の査定結果の決定方法）および論理的根拠（CEOおよび開示を要する執行役員に対する本年度の査定結果が適切であると取締役会が信じる理由）の両方を株主により良く理解してもらうために、さらに明確化することを目的としている。

顧客および株主に損害を与えた「監視下」にある執行役員の低品質業務／課題に対して査定結果がどのように適用されるかについて詳しい説明を行う。

- ・ 2019年度に、当グループは説明責任および結果フレームワークを強化したため、重大なリスクイベントについての重要な査定結果が執行役員およびあらゆるレベルの従業員に適宜、適用されている。
- ・ 現在CEOが委員長を務める結果レビューグループ（CRG）では、年4回以上会議が開催される。CRGは重大なリスクイベントをレビューして、説明責任、ならびに行動規範の重要な違反、重大なリスクおよび監査イベントに関する結果の適用について、各事業からの勧告を考慮する。当グループは、本報告書での開示を拡大して、2019事業年度に正式な結果が適用された従業員の数に関するより多くの情報を提供している。本章7を参照のこと。
- ・ グループ執行役員兼ニュージーランドCEOの退社は、本年度の重要な査定結果の適用の明確で正式な例である。その雇用は終了して、変動報酬は支払われず、権利未確定の後渡し報酬（最大で740万ドル）はすべて直ちに失権した。

CROに付与する後渡し株式の権利数の決定の際に、「公正価値」ではなく「額面価額」を使用する。

- ・ 当グループは決定方法を変更して、当行株式の額面価額（配当を調整した額面価額である公正価値ではなく）を用いてCROに後渡し株式の権利を付与することにした。同じ機会価値を維持するために、変動報酬の上限機会比率は固定報酬の270%（従来は255%）に調整されている。この変更によりドル建ての上限機会維持される（増加しない）ため、CROは同じレベルの業績に対してより多くの変動報酬を受け取ることはない。

目標機会よりも変動報酬の上限機会を重視する。

- ・ 変動報酬の査定は現在、主に上限機会の比率として表示され、業績に基づく権利の価値は完全（100%）権利確定時の権利の額面価額を用いて示されている。この方法により、期待値を最高水準で上回った場合に執行役員が支給される価値と比較した実際の査定結果がより明確に示されている。慣行または機会に関して変更はない。

2. 本報告の対象者

2.1 開示を要する執行役員およびNEDの変更

2019年度中に主要経営陣（KMP）の一部に変更があった。

- ・ リー・シェンヤン（前NED）は、2018年12月に開催された2018年度年次株主総会で退任した。
- ・ フレッド・オールソンは長期の無給休暇を取るため、2018年12月にグループ執行役員（オーストラリア担当）を退任し、オーストラリア部門の体制を見直す間、マーク・ハンドがその役割を引き継いだ。
- ・ 体制見直しの後、2019年3月からマーク・ハンドとメイル・カーネギーがオーストラリア事業の財務実績に関する責任を分担している。マーク・ハンドはグループ執行役員（オーストラリアのリテール・バンキングおよびコマーシャル・バンキング担当）に任命され、メイル・カーネギーの担当はグループ執行役員（デジタルおよびオーストラリア事業改革担当）に拡大された。
- ・ デビッド・ヒスコ（前職のグループ執行役員兼ニュージーランドCEO）は2019年6月にANZを退社した。アントニア・ワトソンがその役割を引き継いでいる。

また、2019年9月30日以降および2019年度の報酬報告書の公表後、主要経営陣（KMP）はさらに変更されている。

- ・ ポール・オサリバンが、2019年11月4日付で非執行取締役役に任命された。
- ・ アントニア・ワトソンが、2019年12月18日付でグループ執行役員兼ニュージーランド最高経営責任者に任命された。

2.2 主要経営陣（KMP）

本年度の報告において報酬が開示される主要経営陣（KMP）は以下のとおりである。

非執行取締役（NEDs） ー現職

D.ゴンスキー	取締役会会長
I.アトラス	取締役
P.ドワイヤー	取締役
J.ハルトン	取締役
J.キー	取締役
G.リーベルト	取締役
J.マクファーレン	取締役

非執行取締役（NEDs） ー前職

H.リー	前職の取締役ー2018年12月19日退任

最高経営責任者（CEO）および開示を要する執行役員 ー現職

S.エリオット	最高経営責任者兼執行取締役
M.カーネギー	グループ執行役員（デジタルおよびオーストラリア事業改革担当）ー2019年3月1日任命（前グループ執行役員（デジタル・バンキング担当））
K.コバリー	最高リスク責任者（CRO）
A.ジョージ	副最高経営責任者兼グループ執行役員（富裕層オーストラリア担当）
M.ハンド	グループ執行役員（オーストラリアのリテール・バンキングおよびコマーシャル・バンキング担当）ー2019年3月1日任命（2018年12月29日から2019年2月28日まで代理グループ執行役員（オーストラリア担当））
M.ジャブルコ	最高財務責任者（CFO）
A.ワトソン	代理グループ執行役員兼ニュージーランド最高経営責任者ー2019年6月17日任命
M.ウィーラン	グループ執行役員（法人担当）

開示を要する執行役員 ー前職

D. ヒスコ	前職のグループ執行役員兼ニュージーランド最高経営責任者ー2019年6月14日退任、雇用関係終了
F. オールソン	前職のグループ執行役員（オーストラリア担当）ー2018年12月28日退任

当グループの報酬報告は、当グループの報酬戦略および報酬フレームワーク、ならびに主要経営陣に適用される報酬慣行について説明する。本報酬報告は、2001年会社法が要求するとおり作成および監査されており、取締役報告書の一部をなす。

3. 2019年度報酬査定の際の概観

最高経営責任者（CEO）の報酬	開示を要する執行役員の報酬
2019年度に当社CEOは、 - 固定報酬の増加はなかった。 - 上限機会の48%の年間変動報酬（AVR）を受け取った。これは、CEO個人の目標および当グループの業績フレームワークに対する業績、ならびにCEOとして当グループ全体の業績に対する責任を考慮した取締役会の裁量を織り込んだ評価である。 2019年度年次株主総会での株主の承認を条件として、CEOは長期変動報酬（LTVR）420万ドル（固定報酬の200%）を付与される。これは、業績要件の達成を条件として、2023年に権利確定する。 2019年度に受け取った合計報酬は409万ドルである。	2019年度に、 - 固定報酬が増加した開示を要する執行役員は2名だけであった。マーク・ハンドについてはグループ執行役員（オーストラリアのリテール・バンキングおよびコマーシャル・バンキング担当）に任命され、責任が拡大したことを反映している。ケビン・コバリー（CRO）については、内外の市場の相対性のレビューに基づき、また当局対応とリスク環境の複雑性の増加を認識したものである。 - 開示を要する執行役員の変動報酬（VR）の査定の平均は上限機会の45%であり、個人レベルでの実質的な差の範囲は0%から74%（2018年は40%から60%）であった。 - 雇用終了により、デビッド・ヒスコ（前職のグループ執行役員兼ニュージーランドCEO）の権利未確定の株式（最大で740万ドル）はすべて失権した。契約で定められた、通知および未取得の休暇に対する法定権利を付与されたが、VRは付与されなかった。
業績に基づく権利の査定結果（CEOおよび開示を要する執行役員）	
2015年11月／12月にCEOおよび開示を要する執行役員に支給された業績に基づく権利は、3つの等しい株主総利回り（TSR）の業績要件に照らして2018年11月に判定された。合計で報酬の21.8%の権利が確定し、残りの78.2%が失効した。詳細は本章5.4.3を参照のこと。	
非執行取締役（NED）の報酬	
2019年度（および2018年度）のNEDの報酬の増額はなく、むしろ、取締役会は2019年度の会長およびNEDの報酬に対して20%の減額を適用することを決定した。	

4. ANZの報酬フレームワークの概要

4.1 2019年度に実施されたCEOおよび開示を要する執行役員の報酬フレームワークに対する変更

2019年度にCEOおよび開示を要する執行役員の報酬フレームワークに対して、以下の変更が実施された。

- ・ 4年の繰延：業績に基づく権利の繰延および業績期間（後渡し株式の権利を受け取るCROを除く）は3年から4年に延長された。これにより、業績に基づく権利についてリスク性を維持する期間（マルスを条件として）および業績要件の測定期間が1年増えることになる。
- ・ 権利確定期間：後渡し株式は、段階的権利確定（従来は均等権利確定）により4年にわたり付与される。本章6.2を参照のこと。
- ・ CROについて：付与される後渡し株式の権利数は額面価額（従来は公正価値）を用いて決定され、かかる株式の権利は4年間（従来は3年間）の繰延期間の対象となる。

CROの報酬は、その職務の独立性を保護し、ANZ全体にわたるリスク統制機能を果たす際の利益相反を最小化するように設計されているため、編成が異なる。

これらの変更により、BEARの最低繰延要件（CEOが60%、開示を要する執行役員が40%）を上回っていることに留意し、CEOの変動報酬（年間変動報酬（AVR）プラス長期変動報酬（LTVR））の68%、開示を要する執行役員（CRO以外）の変動報酬（VR）の53%、CROのVRの41%が最低4年間繰り延べられる。詳細は本章6.2を参照のこと。

4.2 報酬フレームワークの概要

当グループの報酬フレームワークの構成は、当グループの報酬原則に沿い、ANZの目的および戦略を支援するよう設計されている。

ANZの目的および戦略⁽¹⁾

報酬原則を含む当グループの報酬方針によって支えられる

優秀な人材を集め、 動機付けし、 継続雇用する	顧客や株主を重視して正しい 行いをした当グループ職員に 報酬を提供する	何を達成したかと同様に、 どう達成したかを重視する	公平で分かりやすい ものにする

当グループのCEOおよび開示を要する執行役員に対し以下の報酬が支給される

固定報酬 現金給与および退職年金拠出金。取締役会は、職責、業績、適性、経験および拠点を反映した金融サービス市場の相対性に基づき、CEOおよび開示を要する執行役員の固定報酬を設定して（および毎年見直しを行って）いる。

変動報酬（リスク性あり） CEOおよび開示を要する執行役員は、当グループの主たる変動報酬制度であるANZインセンティブ・プラン（ANZIP）に基づき変動報酬を受け取る権利を有する。

CEO

年間変動報酬（AVR）

- ・ 12か月のグループ、部門、個人の成果の達成に対する報酬
- ・ 決定：ANZグループの報酬フレームワーク、個人の戦略目標、ANZの価値観⁽²⁾、リスク／コンプライアンス評価および取締役会の裁量
- ・ 上限機会：固定報酬の150%
- ・ 支給：マルスを条件として、現金50%、4年間にわたり繰り延べられるANZ株式50%

長期変動報酬（LTVR）

- ・ CEOが長期戦略目標の達成および全株主のための長期的価値の創出に集中するよう促す
- ・ 完全権利確定時の額面価値：固定報酬の200%
- ・ 支給：業績要件およびマルスを条件として、4年間にわたり繰り延べられる業績に基づく権利
- ・ 業績要件：相対TSR（75%）、絶対TSR（25%）

開示を要する執行役員⁽³⁾

変動報酬（VR）

- ・ 以下に対する単独のVRフレームワークに基づき報酬が付与される
 - － 業績を伸ばし、人材を集めて継続雇用するための、短期および長期報酬の適切な構成（業績要件を含む）を提供すること
 - － 変動報酬の支給総額をANZの業績と連動させること
 - － VRを短期、中期、長期にわたり繰り延べること
- ・ 決定：ANZグループの報酬フレームワーク、部門業績フレームワーク、ANZの価値観およびリスク／コンプライアンス評価、ならびに取締役会の裁量
- ・ 上限機会：固定報酬の402%⁽⁴⁾
- ・ 支給：現金25%、マルスを条件として、4年間にわたり繰り延べられるANZ株式25%、ならびに業績要件およびマルスを条件として、4年間にわたり繰り延べられる業績に基づく権利50%
- ・ 業績要件：相対TSR（75%）、絶対TSR（25%）

取締役会の裁量は、CEOおよび開示を要する執行役員の業績および報酬の査定を決定する際、また以前繰り延べられた報酬の予定された引渡し前に適用される。

報酬とリスクの連動により強化される

ANZの価値観およびリスク／コンプライアンス基準（BEARを含む）に基づき、姿勢を評価する	資金プールおよび個人のレベルでの主要インプットとしてリスクを用いた、変動報酬の査定を決定する	かなりの割合でリスク性のあるより長期的な報酬に重きを置く	説明責任を判定し、適宜結果を適用する	権利未確定の株式のヘッジを禁じている

以下を通じて、執行役員および株主の利害が一致するよう支援する

実質株式保有要件	ANZ株式によるかなりの部分の変動報酬の繰延質株式保有要件	相対および絶対TSR要件の使用	ANZIP変動報酬資金プールの決定につき、主要インプットとしての経済的利益の採用

以下によって管理される

CEOおよび開示を要する各執行役員の両方の変動報酬の査定を決定する人事委員会および取締役会。さらに、CEOのLTVRの査定結果は年次株主総会での株主の承認を条件とする。

- (1) 「第2 企業の概況－3. 事業の内容－(3)戦略」を参照のこと。
- (2) ANZの価値観（誠実、協調性、責任感、尊敬、最高のサービス（Integrity, Collaboration, Accountability, Respect, Excellence）（ICARE）－ 当グループの行動規範によって支えられた働き方の基盤である。
- (3) CROおよび代理グループ執行役員兼ニュージーランドCEOの上限機会および変動報酬（VR）の支給は、他の開示を要する執行役員とは異なる。詳細は本章6を参照のこと。
- (4) 完全権利確定時の業績に基づく権利の額面価額。

5. 2019年度の査定

当グループは、変動報酬に実際にリスク性があり十分に変動的であるかどうかに関する質問により、変動報酬（ANZに関連するものよりも広い範囲で）が多くの精査の対象となったという事実に着目している。2019年度の査定で証明されたとおり、ANZの変動報酬は実際にリスク性があり、その範囲はゼロから上限機会までである。

CEOおよび開示を要する執行役員の両方に関する変動報酬の査定結果については、人事委員会および取締役会によるかなりの議論および評価の対象である。こうした決定は安易にまたは短時間で終わるものではない。

本章5.1および5.2の表は、オーストラリア会計基準に準拠して権利確定済みおよび権利確定前の両報酬に係る会計費用を表示する法定報酬表（本章10.1を参照のこと）を補足するものであり、それとは異なる。

5.1 報酬支給額の対前年比較

以下の表は、CEOおよび開示を要する執行役員に対して2017年度、2018年度および2019年度の業績期間に支給された報酬の対前年比較を表す。支給された報酬には、現金（固定報酬、現金による変動報酬など）ならびに当年度に支給されたがまだ権利が確定していない後渡し株式および業績に基づく権利の価値（つまり、当年度中には受領していない価値）が含まれる。これらの表には、目標および上限機会に対する年間変動報酬（AVR）/変動報酬（VR）の比率も示されているが、この比率は、業績に基づく権利の最小権利確定による価値または完全権利確定による価値のどちらを利用しても変わらない。

固定報酬は、執行役員の担当の変更の場合以外は、ほぼ前年と変わらない。変動報酬は、年ごとにまた執行役員ごとに大きく異なり、前年比での当グループおよび個人の業績の変動を適切に反映している。詳細は本章5.4を参照のこと。

CEO						最小権利確定		完全権利確定		AVR (%)	
						LTVRの		LTVRの			
						業績に	支給された	業績に	支給された		
	事業年度	固定報酬	AVR現金	AVR後渡し	株式	AVR合計	基づく権利	報酬合計	基づく権利	報酬合計	目標機会
(単位：ドル)											
CEO											
S.エリオット	2019年	2,100,000	750,000	750,000	1,500,000	2,100,000	5,700,000	4,200,000	7,800,000	71%	48%
	2018年	2,100,000	875,000	875,000	1,750,000	1,400,000	5,250,000	2,800,000	6,650,000	83%	56%
	2017年	2,100,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,100,000	6,200,000	4,200,000	8,300,000	95%	63%

2019年度の長期変動報酬（LTVR）はまだ支給されておらず、上述のLTVRの支給については、2019年度年次株主総会で株主の承認を求める予定である。2018年度のLTVRの支給は、王立委員会では取り上げられた争点に関する職務遂行上の問題および社会的イメージの低下を重く受け止めたために、大幅に減額された。

開示を要する執行役員				最小権利確定		完全権利確定		VR (%)		
				VRの業績に 基づく 権利 ⁽¹⁾	支給された 報酬合計	VRの業績に 基づく 権利 ⁽¹⁾	支給された 報酬合計	目標機会	上限機会	
事業年度	固定報酬	VR現金	VR後渡し 株式							
(単位：ドル)										
現職の開示を要する執行役員										
M. カーネギー	2019年度	1,000,000	495,000	495,000	510,000	2,500,000	1,020,000	3,010,000	75%	50%
	2018年度	1,000,000	528,000	528,000	544,000	2,600,000	1,088,000	3,144,000	80%	53%
	2017年度	1,000,000	561,000	561,000	578,000	2,700,000	1,156,000	3,278,000	85%	57%
K. コバリ	2019年度	950,000	478,500	478,500	493,000	2,400,000	493,000	2,400,000	85%	57%
	2018年度 (在任6.5か月)	486,000	164,835	164,835	169,830	985,500	169,830	985,500	83%	55%
A. ジョージ	2019年度	1,000,000	528,000	528,000	544,000	2,600,000	1,088,000	3,144,000	80%	53%
	2018年度 (12か月のうち 4.5か月は副CEO として)	876,000	354,750	354,750	365,500	1,951,000	731,000	2,316,500	61%	41%
	2017年度 (在任10か月)	664,000	301,290	301,290	310,420	1,577,000	620,840	1,887,420	76%	51%
M. ハンド	2019年度 (開示を要する 執行役員として 9か月)	726,000	198,000	198,000	204,000	1,326,000	408,000	1,530,000	41%	28%
	2018年度	1,000,000	544,500	544,500	561,000	2,650,000	1,122,000	3,211,000	83%	55%
M. ジャブルコ	2018年度	1,000,000	577,500	577,500	595,000	2,750,000	1,190,000	3,345,000	88%	58%
	2017年度	1,000,000	739,200	739,200	761,600	3,240,000	1,523,200	4,001,600	112%	75%
A. ワトソン ⁽²⁾	2019年度 (在任3.5か月)	219,440	170,255	113,504	-	503,199	-	503,199	65%	43%
	2018年度	1,200,000	874,500	874,500	901,000	3,850,000	1,802,000	4,751,000	110%	74%
M. ウィーラン	2018年度	1,200,000	717,750	717,750	739,500	3,375,000	1,479,000	4,114,500	91%	60%
	2017年度	1,200,000	1,080,750	1,080,750	1,113,500	4,475,000	2,227,000	5,588,500	136%	91%
前職の開示を要する執行役員										
D. ヒスコ ⁽²⁾	2019年度 (在任8.5か月)	843,521	-	-	-	843,521	-	843,521	0%	0%
	2018年度	1,170,713	644,397	644,397	663,925	3,123,432	1,327,849	3,787,356	83%	56%
	2017年度	1,195,013	726,181	726,181	748,187	3,395,563	1,496,374	4,143,749	92%	61%
F. オールソン	2019年度 (在任3か月)	240,000	該当なし	該当なし	該当なし	240,000	該当なし	240,000	該当なし	該当なし
	2018年度	1,000,000	396,000	396,000	408,000	2,200,000	816,000	2,608,000	60%	40%
	2017年度	1,000,000	534,600	534,600	550,800	2,620,000	1,101,600	3,170,800	81%	54%

(1) CROの後渡し株式に対する権利

(2) ニュージーランドドルで支払われ、豪ドルに換算されている。D. ヒスコの2017年度および2018年度の固定報酬の前年比変動は、為替レートの変動に関係している。

5.2 受領された2019年度の報酬実額

以下の表は、CEOおよび開示を要する執行役員が、現金または過去のエクイティ報酬のうち2019年度に権利が確定した価額として実際に受領した、2019年度の業績期間に関する報酬額を示す。右端の列はまた、2019年度に失効／失権した過去のエクイティ報酬（これらの報酬は、2015年度の業績に基づく権利のうち2018年11月の判定時に業績要件を一部満たしたものを反映し、またデビッド・ヒスコについては、雇用終了により権利未確定の後渡し報酬全部の失権を反映する）の価値を示す。

	固定報酬	現金による 変動報酬	現金総額	当年度中に 権利確定した 後渡し変動 報酬 ⁽¹⁾	当年度中に 権利確定した その他の変動 報酬 ⁽¹⁾	受領した報酬の 実額	当年度中に 失効／失権した 後渡し変動 報酬 ^{(1)、(2)}
(単位：ドル)							
CEOおよび現職の開示を要する執行役員							
S. エリオット	2,100,000	750,000	2,850,000	1,243,464	-	4,093,464	(3,038,880)
M. カーネギー	1,000,000	495,000	1,495,000	153,490	-	1,648,490	-
K. コバリー ⁽³⁾	950,000	478,500	1,428,500	430,229	573,129	2,431,858	(184,676)
A. ジョージ	1,000,000	528,000	1,528,000	301,609	-	1,829,609	(101,328)
M. ハンド	726,000	198,000	924,000	-	-	924,000	-
M. ジャブルコ ⁽⁴⁾	1,000,000	544,500	1,544,500	192,589	318,564	2,055,653	-
A. ワトソン ⁽⁵⁾	219,440	170,255	389,695	-	-	389,695	-
M. ウィーラン	1,200,000	874,500	2,074,500	704,915	-	2,779,415	(1,059,695)
開示を要する前職執行役員							
D. ヒスコ ^{(2)、(5)、(6)}	843,521	-	843,521	654,067	-	1,497,588	(7,385,293)
F. オールソン	240,000	該当なし	240,000	433,146	-	673,146	(191,526)

- (1) 株式／株式の権利および／または業績に基づく権利として付与された過去の後渡し報酬の一時点における価額は、権利が確定する日または失効／失権する日にオーストラリア証券取引所（ASX）で売買される当行株式の1日出来高加重平均価格（VWAP）に、株式／株式の権利および／または業績に基づく権利の数を乗じたものに基づく。
- (2) 失効／失権額は、当グループが2015年11月に付与し、業績要件を満たさなかったために失効した業績に基づく権利に係る。D. ヒスコについては、権利未確定の後渡し報酬の中止による失権に係る。
- (3) K. コバリーに関するその他の後渡し報酬は、グループ経営委員に任命される前の同氏の役職に関する株式による残留報酬（以前に開示済み）に係る。
- (4) M. ジャブルコに関するその他の後渡し報酬は、ANZに入社したために失権した後渡し報酬の補償（以前に開示済み）に係る。
- (5) ニュージーランドドルで支払われ、豪ドルに換算されている。
- (6) D. ヒスコの権利確定済価値は、過年度に支給され雇用終了前に権利が確定した後渡し株式、後渡し株式の権利および業績に基づく権利に係る。

5.3 固定報酬

取締役会は、職責、業績、適性、経験および拠点を反映した金融サービス市場の相対性に基づき、CEOおよび開示を要する執行役員の固定報酬を設定して（および毎年見直しを行って）いる。

2019年度のCEOの固定報酬に変更はなく、2016年1月1日の就任から変動はない。

2019年度に、人事委員会および取締役会は開示を要する執行役員の固定報酬を見直した。変更は2名の執行役員に対してのみ実施された。

- ・ ケビン・コバリーの固定報酬は、2019年4月1日に900,000ドルから1,000,000ドルへ増額された。CROとしての就任時に、同氏の固定報酬は同業他社の同職の市場中央値よりも下に設定され、同氏の前任者よりも低かった。当局対応とリスク環境の複雑性が著しく増大したため、また同氏の役職での好調な業績と社内の相対性のレビューにより、取締役会は増額が適切であるとみなした。
- ・ マーク・ハンドの固定報酬は、2019年3月1日にグループ執行役員（オーストラリアのリテール・バンキングおよびコマーシャル・バンキング担当）に任命され、その責任の拡大を反映して800,000ドルから1,000,000ドルに増額された。

5.4 変動報酬—詳細

5.4.1 CEOの業績、年間変動報酬（AVR）、長期変動報酬（LTVR）

業績

年間変動報酬（AVR）に関して、CEOは、ANZグループの業績フレームワークにより50%、ANZの戦略に沿った個人の戦略目標の達成により50%評価される。当グループの業績フレームワークおよび個人の戦略目標は共に、事業年度の期首に取締役会と合意して、挑戦的であることを意図している。

財務指標の加重

年間変動報酬（AVR）：財務指標は当グループの業績フレームワークの加重が35%であり、したがって名目上はCEOのAVRに対して17.5%の加重となる。しかし、CEOのAVRは定型的ではなく、査定は、当グループの業績フレームワークのリスクおよびイメージ形成要素、ならびに業績のあらゆる側面を考慮した適切なAVRに関する取締役会の判断により加減される。

長期変動報酬（LTVR）：LTVR要件の100%はTSR（相対および絶対の両方）に基づく。ANZの見解では、TSRは会社の見通しについての投資家の判断などの様々な要因を反映しているため、純粋な財務評価基準ではない。

事業年度末に、ANZの業績は当グループの業績フレームワークに対して評価され、CEOの業績は個人の戦略目標、ANZの価値観（姿勢）、BEAR義務の遂行、ならびにANZのリスクおよびコンプライアンス基準に対して評価される。CEOの業績評価に当たり、人事委員会は、会長、（リスク管理について）CRO、（財務業績について）CFO、（人材および文化に関する事項について）人材および文化担当グループ執行役員（GE T&C）および（内部監査事項について）内部監査担当グループ・ジェネラル・マネジャー（GGM IA）からのインプットを求める。

以下のとおり、取締役会はCEOの2019年度業績を評価した。

- ・ 当グループの業績フレームワーク＝期待値を下回る（詳細は本章5.5.3を参照のこと）
- ・ 個人の戦略目標＝期待値をやや下回る（以下の取締役会の評価を参照のこと）
- ・ ANZの価値観＝期待値を上回る
- ・ リスク／コンプライアンス評価＝期待値を満たす
- ・ 取締役会の裁量＝CEOのシャイン・エリオットにはグループ全体の業績に関する最終的な責任があるため、取締役会は裁量を発揮して、以下に詳述する2019年度の適切なAVR査定を決定した。

2019年度のCEOの個人の戦略目標

- ・ 顧客により良い成果および長期的な株主価値を届けるためのANZの事業改革に必要な文化および説明責任を率いて、ロールモデルとなる。
- ・ ANZの評判を高める。
- ・ 長期的で持続可能な収益性の高い成長のために組織の戦略的方向性を定める。
- ・ ANZでの新しい業務手法（NWOW）の成功を牽引して、より良い顧客成果および高収益を実証すること
- ・ 引き続きグループ経営委員会の有効性を強化して、CEOの後継者を育成する。

個人の戦略目標に関する業績に対する取締役会の評価：期待値をやや下回る

CEOは、銀行セクターにとって挑戦的であった1年を通じて、一貫してその行動でANZの文化および価値観のロールモデルとなった。

これには、王立委員会での同氏の証言の内容や様子、前職のグループ執行役員兼ニュージーランドCEOによる行動規範の違反への対処が含まれる。

昨年の王立委員会の調査を受け、ANZの評判の立て直しに継続的に注力した。しかし、これは追加の救済費用およびニュージーランド事業での課題により影響を受けた。オーストラリア・リテールおよび商業部門では、技術移行など特定のプロセスおよび手続きの変化が十分でなかったため、顧客の貸付審査および承認時間が長期化し、そのため市場シェアが低下した。2019年（暦年）半ばまでに実施した措置がこうした問題を改善した。

CEOは、長期的成長の達成のために、ANZ戦略の主要施策（資本の効率化、生産性、簡素化）を基に前進を続けた。2019年度にANZは堅調な財務実績を達成した。資本はAPRAの問題なく強固な水準の普通株式等Tier 1（CET 1）要件を十分に上回り、生産性の向上による節約を継続し、追加的な資産／事業の売却を完了した。当年度の貸付金の成長は緩やかであったが、戦略の中核要素の達成によりANZは将来に向けて好位置についている。

当グループの従業員の約25%は現在、迅速性および収益性の利点を促進する新しい業務手法で働いている。こうした変化は顧客への供給スピードを向上させ、従業員エンゲージメントを高める結果を生んでいる。

CEOは、成功を高め後継者育成を強化するために、2019年にグループ経営委員会の説明責任を変更し、オーストラリア事業のリーダーシップおよびニュージーランド事業のリーダーシップに関する問題（前職のグループ執行役員兼ニュージーランドCEOの雇用終了を含む）の対処において生じるギャップを埋めた。

年間変動報酬（AVR）および長期変動報酬（LTVR）

事業年度末に、人事委員会はCEOのAVR査定を決定し、最終的には取締役会により承認される。

CEOのAVRは毎年増減し保証されておらず、その範囲はゼロから上限機会までである。

CEOに支給された2019年度AVRは上限機会の48%であった。シャイン・エリオットは、ANZ内および業界でより幅広く強力なリーダーシップを発揮して、当グループの堅調な業績を達成している。同氏は、当グループが求める文化と一致した方法で当年度中に発生した課題に対処している。

リスク／コンプライアンス評価およびANZの価値観に関する期待値を満たすかそれを上回ると評価されたものの、個人の戦略目標および当グループの業績フレームワークでは期待値をやや下回ったため、取締役会はその裁量により、当グループ全般の業績に関するCEOの最終的な責任を考慮してAVRを減額した。取締役会は、上限機会の48%という2019年度のAVR査定は適切であると判断した。

CEOの420万ドル（完全権利確定時の業績に基づく権利の額面価額）のLTVR案は、2019年度年次株主総会における株主承認を条件とする。

2019年度に支給された年間変動報酬（AVR）

下表は2019年9月30日に終了した年度にCEOに支給されたAVRを示している。



(1) CEOの変動報酬 = 年間変動報酬 + 長期変動報酬

報酬合計の要約

2019年度にシャイン・エリオットが受け取った報酬は、2019年業績年度（将来の年度に権利確定するかどうかは不明）に関して支給された報酬、および2019年度に（法定基準で）費用計上された報酬とは異なる。下記の支給された報酬には、最小権利確定時（50%）および完全権利確定時（100%）の両方における業績に基づく権利の価値が含まれている。

	報酬総額			
	支給		受領 ⁽¹⁾	法定 ⁽²⁾
	最小権利確定	完全権利確定		
	(単位：ドル)			
2019年度	5,700,000	7,800,000	4,093,464	5,181,339
2018年度	5,250,000	6,650,000	3,849,666	5,645,295
2017年度	6,200,000	8,300,000	4,261,588	5,634,860

(1) 以前支給された年間変動報酬（AVR）の後渡し株式および長期変動報酬（LTVR）の業績に基づく権利の権利確定日現在の価値を含む。

(2) 当年度に費用計上されたAVRおよびLTVRの価値を含む。

CEOに支給された報酬の差額は、当グループおよび個人の業績の変動、ならびに王立委員会で取り上げられた争点に関する職務遂行上の問題および社会的イメージの低下を重く受け止めたことによる2018年度の変動報酬の減額を反映したものである。

またCEOが受領した報酬の差額は、2015年12月に付与された業績に基づく権利が2019年度に一部権利確定したことを反映している。

過年度の年間変動報酬（AVR）および長期変動報酬（LTVR）

下表は、過去3年間のCEOのAVRの上限機会に対する比率およびLTVRの権利確定の査定結果を示している。

	2017年度	2018年度	2019年度
AVRの査定結果（上限機会に対する比率）	63%	56%	48%
LTVRの権利確定実績（権利確定率）	0%	0%	21.8%

5.4.2 開示を要する執行役員の業績および変動報酬（VR）

業績

各年度の期首に、取締役会は開示を要する執行役員それぞれの部門業績フレームワークという形で、当グループの業績フレームワークに沿った挑戦的な業績目標を設定する。

当グループの業績フレームワークと同様に、部門業績フレームワークには、財務および引締め、顧客、ならびに人材および文化という主要な要素が、修正要素としてリスクおよびイメージ形成と一緒に含まれる。各自の職務を反映して評価基準の比重を変える。財務および引締めの要素は20%から45%の比重である。

事業年度末に、開示を要する執行役員それぞれの業績が当グループの業績フレームワーク、部門業績フレームワーク、ANZの価値観（姿勢）、BEAR義務の遂行、ANZのリスクおよびコンプライアンス基準への貢献に対して評価される。

人事委員会は、CEO、（リスク管理について）CRO、（財務実績について）CFO、（人材・文化事項について）GE T&Cおよび（内部監査事項について）GGM IAからのインプットを求める。

開示を要する執行役員それぞれの全般的な業績査定の承認については、人事委員会が検討して取締役会に提案する。

変動報酬（VR）

事業年度末に、CEOおよび人事委員会は開示を要する執行役員それぞれについてVRの提案を決定し、最終的に取締役会によって承認される。VRは業績に従い毎年変動すべきであり、実際に変動している。VRは保証されておらず、ゼロから上限機会までの範囲で上方または下方修正される。

2019年度において開示を要する執行役員の平均VRは上限機会の45%だった。個人レベルにおいては0%から上限比74%の幅で大きく差別化されている。VRの査定結果の違いは、異なる分野／個人の相対的業績を反映し、業績と報酬間で適切な調整が確実に行われている。この査定結果はVRのリスク性がある性質を立証し、VRが実際に変動的であり、査定結果が開示を要する執行役員ごとに大きく異なり、また毎年変動することを示している。当グループが認識したことを以下に示す。

- ・ マーク・ウィーランの報酬は上限機会の74%で、これは法人部門全般での好調な財務成績の達成、健全なリスク管理、同事業の継続的な事業改革、文化の重視を反映している。
- ・ アレクシス・ジョージの職務は幅広く、副CEOであり、オペレーションズ&サービス、富裕層オーストラリアも担当している。上限機会の53%という同氏のVR査定は富裕層の救済の影響を受けた一方で、職務のあらゆる側面にわたる好調な業績も考慮されている。
- ・ マーク・ハンドは当年度中にオーストラリア・リテールおよび商業を主導する立場へと移行した。同氏は今後のこの事業を推進するために適切な人物であり、すでに事業モメンタムを修復するための強力な作業プログラムを率いている。しかし、グループ執行役員として、同事業の業績の低迷に責任があるため、上限機会の28%のVRを支給された。
- ・ デビッド・ヒスコは当年度8.5か月その職にあったが、退職という状況に鑑み、VRは支給されなかった（また、権利未確定の報酬もすべて直ちに失権した）。
- ・ フレッド・オールソンは、2019年に約3か月しか在職しなかったため、2019年度のVRを受領する権利はなかった。

2019年度に支給された変動報酬（VR）

下表は、2019年9月30日に終了した年度において、開示を要する執行役員に支給された複合VRを示している。株主のフィードバックに基づき、業績に基づく権利の額面価額は、過年度の開示とは異なり、完全権利確定時に開示されている。



(1) CEOは、業績に基づく権利に代えて後渡し株式の権利を受領する。	(3) 雇用終了までの報酬を開示している。
(2) 開示を要する執行役員としての就任以降に開示された報酬。 代理グループ執行役員兼ニュージーランドCEOとして、変動報酬の 80%を現金で、および40%を後渡し株式で支給を受けた。	(4) 2で除することで、業績に基づく権利の最低権利確定時の 額面価額に換算される。

過年度の開示を要する執行役員の変動報酬（VR）

下表は、過去3年間の現職および前職の開示を要する執行役員のVRの上限機会に対する比率を示している。

	2017年度	2018年度	2019年度
VR査定結果（上限機会の平均比率（%））	64%	51%	45%
VR査定結果（上限機会の範囲比率（%））	51% - 91%	40% - 60%	0% - 74%
VR業績に基づく権利の確定実績（確定比率（%））	0%	0%	21.8%

5.4.3 業績に基づく権利の査定結果（CEOおよび開示を要する執行役員）

CEOに対して2015年12月に付与された業績に基づく権利および開示を要する執行役員（CROを除く）に対して2015年11月に付与された業績に基づく権利は、2018年11月にその業績期間の終期を迎えた。要件に対する業績に基づき、これらの権利の21.8%は確定し、残りの78.2%は失効して価値がなくなった。

要件	付与日 ⁽¹⁾	行使可能 初日 ⁽¹⁾	ANZの 3年TSR/ CAGR ⁽²⁾ TSR	3年TSRの 中央値/CAGR ⁽²⁾ TSR目標	権利 確定率	全般的な業績に 基づく権利の 査定結果
1/3相対TSR－選定 金融サービスに基づく 比較可能グループ	2015年 11月18日	2018年 11月18日	15.79%	10.57%	65.3%	21.8%が確定、 78.2%が失効
1/3相対TSR－ASX 50に 基づく比較可能 グループ	2015年 11月18日	2018年 11月18日	15.79%	32.16%	0%	
1/3絶対CAGR ⁽³⁾ TSR	2015年 11月18日	2018年 11月18日	5.01%	9.00%	0%	

(1) CEOに対する付与日は2015年12月17日、行使可能初日は2018年12月17日である。CEOの業績期間は開示を要する執行役員と同じである。

(2) 年平均成長率（CAGR）。

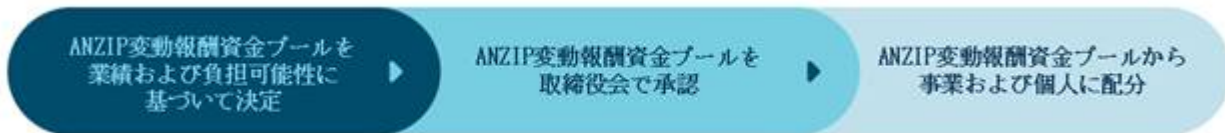
(3) 2016年から、ANZのTSR要件は3つから2つになっている（相対株主総利回り（TSR）－ASX 50要件は廃止）。

5.5 ANZIPの変動報酬資金プールおよびグループ業績

5.5.1 ANZIPの変動報酬資金プール

ANZインセンティブ・プラン（ANZIP）は、CEOおよび開示を要する執行役員（および従業員の過半数）を対象とする変動報酬プランである。個人の変動報酬の査定結果は、CEOの年間変動報酬（AVR）および開示を要する執行役員の変動報酬（VR）を含む、適格従業員全員のためにANZIP資金プールから拠出される。

各事業年度末に、人事委員会は各部門への配分を含む、当該年度のANZIP変動報酬資金プールの総額に関する承認を求めて提言を行う。取締役会は適切な資金プール額を決定するために判断を下すが、定型的な査定はしていない。



2019年度の変動報酬資金プールの総額を決定する際に、人事委員会および取締役会は様々なインプットを検討した。それには以下が含まれる。

- ・ 当グループの財務実績－現金利益、経済的利益、リスク加重資産のリターンなど様々な指標が使用される。経済的利益はリスク調整後の評価基準および強力な株主価値の指標であり、主要な財務ドライバーであるが、その他の財務指標および定性的要因とのバランスが保たれている。
 - － 現金利益6%増の堅調な財務実績。継続事業ベースでの現金利益は横ばいで、経済的利益は1%減少した。
- ・ ANZグループ業績フレームワークに対する当グループの業績。
 - － 全般的には2019年度の期待値を下回ると評価された（詳細は、本章5.5.3を参照のこと）。
- ・ 全般的な営業環境、市場競争力のある報酬の位置づけ、財務余力、当グループの経営成績の質および前年度の資金プールなど、その他の関連要因。

ANZは2018年度のANZIP資金プールの総額を大幅に減額して、前年比で約23%削減した。

2019年度において、上記のすべてのインプットを考慮し、取締役会は、前年比約9%の増加が妥当であると判断し、資金プールは2017年を15%下回った状態であると認識している。

5.5.2 ANZグループ業績フレームワーク

ANZグループ業績フレームワークは各事業年度の期首に取締役会によって承認され、以下の3つの主要インプットで設計されている。



当グループの業績フレームワークの主要目的は、当年度の堅調かつ持続可能な業績を含む、当グループの戦略の実現成功に最も重要な決め手となる成果を実現するため、組織全体で調整し注力することを可能にすることである。当グループの業績フレームワークは、以下に対する主要な役割を果たす。

- ・ 何が最も重要かについて社内へメッセージを発信する。
- ・ リスク、顧客、人材、財務実績に加えて健全な経営の重要性を強調する。
- ・ ANZ全般での取り組み、優先順位、決定結果の重点を伝える。

5.5.3 2019年度の当グループの業績フレームワークに照らした評価



適切なリスク管理はANZの経営方法の基本であり、リスクおよびイメージ形成は評価の重要な部分を構成し、全般的な当グループの業績フレームワークの査定結果に直接影響する（グループ業績評価の修正要因の範囲は0%～110%である）。

全体的には、環境および当グループが設定した目標を考慮すると、ANZの業績は期待値を下回っている。設定した目標をおおむね達成しているが、さらに広く見れば、社会の信頼を再び得るためには多くの課題があることを認識している。

以下の表は、2019年度のANZの注力分野の概略（3つの主要インプットに沿った）であり、2019年度の総合評価を伝えるために、主要な業績区分ごとの業績査定の要約となっている。期待値に対する業績は、実施した業務に関する経営陣のインプット、実現した成果の証拠および学んだ教訓を含む、様々な客観的指標および主観的考察を用いて評価され、営業、規制および競争環境も考慮される。

リスクおよびイメージ形成（修正要因0%～110%）				
ANZは引き続き、リスクおよびコンプライアンス機能を大いに必要とするダイナミックで困難な外部および規制環境で事業を展開している。当グループのリスク選好報告書に重大な違反はなく、問題点をタイムリーかつ持続可能な方法で修正する経営陣の説明責任が発揮され、不適正監査事項が3分の1に減少した。当グループの公平で責任ある銀行業務へのコミットメントを通じた社会の信用の回復に重点を置くとともに、強力なリーダーシップが最重要である。数年間にわたる経営活動と現在の比較的良好な信用環境が相まって、最低水準の損失比率が記録された。リスクの観点からは多くのプラス面があるが、規制、顧客および社会的観点から見た非財務リスクに対する不備と社会の信頼を取り戻すために必要な作業とのバランスが取られている間、当グループの総合リスク評価は期待値を下回る状態に戻った。				
2019年度の注力分野		期待値に対する実績		
業績コメント		下回る	一致	上回る
リスク選好報告書の内容を遵守する	・ 合意された許容範囲内の指標（重大な違反がないなど） ・ 複数年にわたる規律あるリスク管理（多くの場合、収益が減少した上でのポートフォリオの再形成を含む）。2019年度の損失比率は13ベースポイントであった。		●	
規制上の問題に対して健全な方法を適用する	・ ANZは規制当局がその活動で望む成果を挙げるために協力を続け要求に対応したが、2019年度には不備があった。 － 資本モデルおよび認証プロセスに関連してニュージーランドで2つの重大な規制違反があった。 － 国内の同業他社とともに、ガバナンス、文化および説明責任に関するAPRAの自己評価を受け、追加の資本オーバーレイがオペレーショナル・リスクに義務付けられた	●		
問題を提起する場合の環境の整備など、当グループのリーダーがリスク管理に関する説明責任を確実に立証できるようにする	・ 従業員エンゲージメント・スコアで、「リーダーがリスクに責任を持つ（83%）」（2018年度から改善し2019年度目標を上回る）および「報復措置の心配なく問題を提起する（69%）」（2018年度から改善）に示されるとおり、リスク文化の成熟度に大きな進展があった。			●
個人・組織的な顧客問題を迅速にかつ効果的に救済する	・ 救済は戦略的で長期的な問題解決（制度、契約条件、製品の廃止）を重視しているが、短期の解決には100万口座以上の払い戻しが含まれる。2019年度に、影響を受けた顧客に対して約1億800万ドルを返金した。 ・ 2019年度に紛争解決方針を導入した。 ・ 顧客からの苦情および救済プロセスの改善に継続的な取り組みが必要である。		●	

社会の優先順位を確認して対処する	・ANZは王立委員会による調査に関与した最初の銀行であり、多くの指数で高いスコアを維持している。 —企業信頼感指数（CCI）⁽¹⁾：同業他社平均を上回るスコア —ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス（DJSI）⁽²⁾：2019年度のスコアは82（2018年度：83）であった。ANZは全世界のトップ10に返り咲いた（全体の10番目）。 —グラスドア⁽³⁾の優良雇用先格付け：スコア3.9は前期間より0.4改善した（グラスドアの平均は3.4）。 ・当グループのRepTrakによる企業評判指数は過去12か月で改善して58.8になったが、依然として王立委員会調査前の水準を下回っている。 ・社会、政府、他の主要な利害関係者からの信頼の回復は引き続き重要な焦点である。それには、信用承認プロセスにおいてより一貫性のある成果を挙げることで、顧客に対してANZのリスク寛容度を明確にすることが含まれる。	●		
リスクおよびイメージ形成全般：期待値を下回る		●		

顧客（比重35%）						
王立委員会に対応してオーストラリアで実施している16のイニシアチブで取り上げられたとおり、当グループは顧客経験の改善に努めている。しかし、当年度中にいくつかの課題があり、そのため期待値を下回る評価となった。それらの課題には、いくつかの技術の安定性の問題、住宅貸付において同業他社と比べて査定および承認期間が長期化したことなどが含まれる。顧客満足度／リレーションシップ強度の主要な調査における法人の業績は、顧客との強力なデジタル・エンゲージメントとともに引き続き注目される点である。						
2019年度の注力分野		業績コメント		期待値に対する実績		
				下回る	一致	上回る
顧客経験を改善する （顧客評価の結果への 主な影響）		・顧客経験の改善のためのイニシアチブの例には、オーストラリアでのサービス改善のための「顧客との約束」の導入および顧客エピソードに関する人材編成、ニュージーランドでの「ヘルシーホーム・イニシアチブ」の着手、ならびにカード負債が長期化する顧客のサポートなどが挙げられる。 ・オーストラリアの住宅貸付において承認および査定時間が同業他社より長い（査定条件の拡大および単一の査定プラットフォームへの移行の遅れなど、より高いレベルでの変化の結果）。		●		
継続的改善を推進する ために意見を聞き、学 び、活動する		・ネット・プロモーター・スコア（NPS） ⁽⁴⁾ は主要なオンボーディング・エピソードを重視したものである。結果は、リテール取引口座、事業貸付、事業取引口座の改善に加えられる。ニュージーランドでは低下した。 ・ANZはピーター・リー・アソシエイツ ⁽⁵⁾ による調査において、主要機関銀行では4年連続で1位、リレーションシップ強度では6年連続で1位となっている。全般的な満足度および最も信頼されるアドバイザーなどの主要指標の大半で獲得されるリーダーシップ・ポジションで、機関銀行ではこれまでに最も高い結果を記録した。			●	
革新的ソリューション を提供する		・オーストラリア・リテールおよび商業ではシングル・ビューによる顧客データが利用できるようになり、法人顧客スペース内での顧客インサイトが改善された。 ・ANZの新決済プラットフォーム（NPP）のソリューションが、他の10行が提供するホワイトレーベルとして使用されている。 ・顧客経験を改善するデジタル・ソリューションの提供という当グループの目標に沿って、デジタル購買が増加し（目標24%に対し28%）、ニュージーランドでは「モバイル・バンキング・リーダー」で1位となった。 ・法人取引事業で機械学習に投資し、処理時間およびリスク管理に著しい改善が見られた。			●	
毎日顧客重視の賢明な 選択を行う従業員を支 援する		・100万人以上の顧客が銀行商品からより良い価値を得るための支援を求めて連絡してきた。 ・オーストラリアでは、顧客への対応改善のために16のイニシアチブを実施した。これには、顧客の苦情および紛争の合理的かつ公平な処理を確保するための新しい紛争解決原則が含まれる。			●	
顧客全般：期待値を下回る				●		

人材および文化（比重30%）				
多くの要因が期待値を上回る評価に寄与した。その例としては、当グループの説明責任および結果フレームワークの強化、文化に係るイニシアチブの測定統括方法の進化、従業員を管理し報酬を付与する方法の再設計および変更、将来のための主要なスキルへの投資における堅調な進捗、デジタル・ラーニング・プラットフォームの導入、記録的なエンゲージメント調査結果などが挙げられる。				
2019年度の注力分野		業績コメント		
		期待値に対する実績		
		下回る	一致	上回る
当グループへの人材へ働きかけ、労働力を多様化する				●
文化に関するガバナンスおよび説明責任（効果的な説明責任および結果フレームワークを含む）を強化する				●
リーダーの能力を向上させる			●	
報酬フレームワーク再構築を実施する				●
戦略的能力を強化する			●	
人材および文化全般：期待値を上回る				●

財政および引締め（比重35%）				
営業環境は、競争圧力および経済状況のため、引き続き厳しい状況にある。ANZはこうした困難な状況に備え、同業他社を上回る資本レベルで強固な貸借対照表を維持し、規制およびコンプライアンス費用の増加にもかかわらず良好な費用管理を実証し、信用リスク・プロファイルをさらに改善した。当行が高収益を求めて、その戦略またはリスク選好から乖離することは決してなかった。当年度中の事業売却により、当グループの複雑性は再び減少した。救済を必要とする顧客を特定する作業の継続により救済費用が増加したため、財務実績に影響を及ぼした。				
2019年度の注力分野	業績コメント	期待値に対する実績		
		下回る	一致	上回る
財務実績、安全性および健全性と将来への投資の間で適切にバランスを取る	- 株主資本利益率（ROE）（現金、継続事業）は10.9%であり、厳しい営業環境の中、目標どおりであった。 - 営業費用は4%減少した。重大／重要項目⁽⁶⁾の影響を除き、事業への投資の増加およびコンプライアンス費用の増加にもかかわらず、費用は横ばいであった。 - 資本および資金調達は引き続き良く管理されている。当年度に30億ドルの株式買戻しが完了したことにより、キャッシュ1株当たり利益（EPS）は増加し、CET1は最低規制要件を上回り11.4%となった。正味安定資金調達比率は116%であった。 - 当年度の事業売却の完了で当グループの複雑性がさらに減少した（例えば、OnePathのチューリッヒ保険への売却、OnePathニュージーランドのシグナ保険への売却、カンボジアおよびパプアニューギニア事業の売却）。		●	
合意した結果でフレームワークおよびガバナンス体制を整備し、簡素化の実施に着手する	簡素化したフレームワークおよびガバナンス体制が当年度に整備され、簡素化の試みを推進するために全事業において着手を計画している。これは、オペレーショナル・リスクを低減し、サービス費用を抑えながら、顧客および従業員により良い経験を提供することを重視したものである。		●	
当グループの試みをサポートするテクノロジー見取図を簡素化および標準化する	- 自動化、データおよび決済（NPPなど）にわたるテクノロジー・プラットフォームの利用の著しい増加により顧客インサイトが強化され、オーストラリア・リテールおよび商業ではシングル・ビューによる顧客データからのサービスの提供が改善された。 - サービス・プラットフォームとして機械学習に着手した。その恩恵には、取引保証に関する顧客サービスレベルの契約が40%改善したことが含まれる。		●	
富裕層事業の分離に向けた合理的な手段を講じる	- 当年度中に、生命保険事業からの年金および投資事業の法的分離が完了した。これに伴い、オーストラリアの生命保険事業のチューリッヒ保険への売却が完了した。 - ANZおよびIOOFは引き続き、年金および投資事業の売却に向けて協働している。APRAの承認を条件として、ANZは2020年（暦年）第1四半期に当該取引の完了を見込んでいる。 - 分離活動は両事業で継続している。		●	
財務および引締め全般：期待値に一致している			●	

全般			
グループ業績評価：期待を下回る	●		

- (1) 企業信頼感指数（CCI）：CCIの結果は機密事項としてANZに提供される。
- (2) ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス（DJSI）：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスとRobecoSAM（サステナビリティ資産運用会社）との間の戦略的パートナーシップに基づき運営されており、数千の上場会社のサステナビリティを評価する。
- (3) グラスドアは、従業員および元従業員が匿名で会社および経営陣を評価するウェブサイトである。
- (4) ネット・プロモーター・スコア（NPS）は顧客ロイヤルティの測定手法であり、企業のブランド、商品またはサービスを評価するために世界的に用いられている。Net Promoter®およびNPS®は登録商標であり、ネット・プロモーター・スコアおよびネット・プロモーター・システムはベイン・アンド・カンパニー、サトメトリックス・システムズおよびフレッド・ライクヘルドの商標である。
- (5) ピーター・リー・アソシエイツの2019年ラージ・コーポレート・アンド・インスティテュショナル・リレーションシップ・バンキング調査（オーストラリアおよびニュージーランド）。
- (6) 重大／重要項目には、事業売却の影響、顧客救済、ソフトウェア資産の加速償却、王立委員会への対応に係る法務費用および組織再編費用が含まれる。

5.5.3 ANZの業績査定

2015年度から2019年度のANZの財務実績

本章5.5.1で説明したとおり、ANZIP変動報酬資金プールの総額設定においては、経済的利益および現金利益などの様々な財務指標が考慮される。当グループは、当グループの継続的事業活動の業績の評価基準として現金利益を用いており、これにより過去の期間および競合する機関と対照して当グループおよび部門の業績を評価するための基礎を提供している。当グループは、非中核項目の法定利益を調整して現金利益を計算している。現金利益は監査対象とされていないが、外部監査人は、各表示期間を通じて一貫した基準で規則的調整が決定されている旨を監査委員会に通知している。

以下の表は、過去5年間のANZの財務実績（現金利益を含む）を示している。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
法定利益（百万ドル）	7,493	5,709	6,406	6,400	5,953
現金利益（百万ドル、未監査）	7,216	5,889	6,938	5,805	6,161
現金利益－継続事業（百万ドル、未監査） ⁽¹⁾	7,216	5,889	6,809	6,487	6,470
キャッシュROE（％）－継続事業（未監査） ⁽¹⁾	14.0	10.3	11.7	11.0	10.9
キャッシュEPS－継続事業（未監査） ⁽¹⁾	260.3	202.6	232.7	223.4	227.6
9月30日現在の株価（ドル）（2014年10月1日の始値は30.74ドル）	27.08	27.63	29.60	28.18	28.52
配当金総額（1株当たりセント）	181	160	160	160	160
株主総利回り（12か月、％）	(7.5)	9.2	13.1	0.6	9.2

- (1) 継続事業による現金利益は2017年度、2018年度および2019年度に関して表示されている。それより前の年度については修正再表示を行っていない。継続事業による現金利益は、OnePathの年金および投資事業ならびに関連ディーラー・グループならびに当グループのオーストラリア生命保険事業で構成される非継続事業の影響を除いた当グループの現金利益を表す。かかる事業は2018年度には非継続事業に分類されており、上記の表では2017年度の経営成績のみが修正再表示されている。2019年度中に当グループはAASB第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用したため、2018年度のみ修正再表示されている。

ANZの株主総利回り（TSR）パフォーマンス（1－10年）

以下の表は、1年から10年の期間にわたり、ANZのTSRパフォーマンスを、選定金融サービス（SFS）比較可能グループのTSR中央値および業績に基づく権利のTSR上位25%層のTSRと対照している。ANZのTSRパフォーマンスは、2019年9月30日までの1年間、3年間、5年間および10年間でSFS比較可能グループのTSR中央値を下回った。以下の表は、当グループの業績に基づく権利を異なる業績期間で測定したTSRである。

	2019年9月30日までの年数			
	1年	3年 ⁽¹⁾	5年	10年
ANZ (%)	9.2	22.3	21.6	109.8
SFSのTSR中央値 (%)	14.2	31.2	31.8	134.0
SFS上位25%のTSR (%)	15.7	37.0	40.2	180.9

(1) 2015年11月／12月に付与され、2018年11月に判定された業績に基づく権利の査定結果は本章5.4.3に詳述されている。

6. 執行役員の報酬の体系および支給

ANZの報酬には、固定報酬とリスク変動報酬という2つの中核的な構成要素がある。

報酬を編成するにあたり、取締役会は固定報酬と変動報酬（リスク性あり）、支給方法（現金対後渡し報酬）、適切な期間（短期、中期、長期）の間の適正なバランスを確保することを目指している。

変動報酬の運用方法は、CEOと開示を要する執行役員では以下の点で若干異なる。

- ・ CEOの変動報酬は（株主の承認を条件として）年間変動報酬（AVR）および長期変動報酬（LTVR）で構成されるが、それは外部の市場慣行と一致しており、LTVRはCEOがより長期の戦略目標の達成および長期のステークホルダー価値の創出に注力するよう促すものである。
- ・ 開示を要する執行役員は1つの複合VRプランの対象であり、これにより当グループは以下が可能となる。
 - － 業績を伸ばし、人材を集めて継続雇用するための、短期および長期報酬の適切な構成（業績要件を含む）を提供すること。
 - － 変動報酬の支給総額をANZの業績と連動させること。
 - － 短期、中期および長期にわたって変動報酬を繰り延べること。

変動報酬は、業績の差別化を追求し、当グループのCEOおよび開示を要する執行役員が当グループの事業戦略を支え高い業績目標を掲げることを重視するように、また長期的なステークホルダー価値の実現が促されるように設計されている。

変動報酬のかなりの部分を繰り延べることで（CEOが上限機会の79%、開示を要する執行役員が75%、CROが67%、代理グループ執行役員兼ニュージーランドCEOが40%）、当グループは株主利益との整合性を確保しANZの戦略目標を達成し、確実に長期的な価値創出を重視するよう努めている。後渡し変動報酬は重要な慰留の要素となり、最も重要なことには、ゼロまで下方修正ができ、これにより取締役会は、その決定および措置の長期的な影響に関して個別にまたは共同で執行役員に責任を持たせることができる。

取締役会の裁量は、CEOおよび開示を要する執行役員全員の変動報酬査定の際、また過去に繰り延べた報酬の予定された引渡し前に適用される（すなわち、マルスまたは追加の繰延を考慮する）。

6.1 報酬構成

CEOおよび開示を要する執行役員の報酬の構成は以下のとおりである。



CRO

CROの報酬の取決めは、その職務の独立性を保護し、組織全体にわたるリスク統制機能を果たす際の利益相反を最小化するため、他の開示を要する執行役員のものとは異なる。

報酬構成は、固定報酬が27%、変動報酬 (VR) の上限機会が73%である。VRの目標機会が固定報酬の180%であり、VRの上限機会が固定報酬の270%である。VRは、33%が現金、33%が後渡し株式、および34%が (業績に基づく権利に代えて) 後渡し株式の権利として支給される。

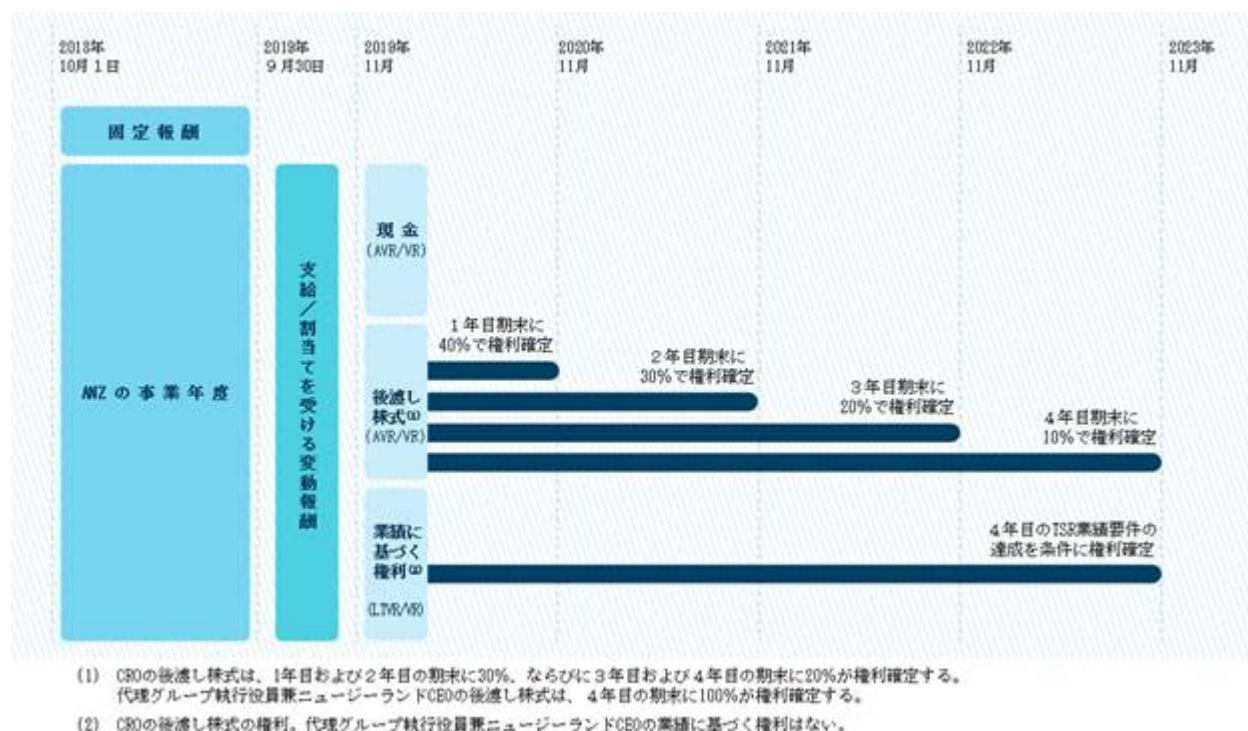
代理グループ執行役員兼ニュージーランドCEO

アントニア・ワトソンの任命が代理という性質であるため、その報酬の取決めは他の開示を要する執行役員のものとは異なる。代理期間中、同氏の固定報酬は (2019年6月17日から) 年間800,000ニュージーランドドルに設定され、変動報酬 (VR) の上限機会が固定報酬の300%に引き上げられた (したがって、報酬構成は固定報酬が25%、VRの上限機会が75%となる)。同氏のVRは60%を現金で、40%を4年間にわたり繰り延べられる株式で支給される (BEARへの遵守を確保する)。

6.2 変動報酬の支給

CEOおよび開示を要する執行役員（CROおよび代理グループ執行役員兼ニュージーランドCEOを除く）の変動報酬は、一部を現金、4年間にわたり繰り延べられる株式および4年間にわたり繰り延べられる業績に基づく権利により支給される。業績に基づく権利は、4年で権利確定するか否かを決定する業績要件も前提とする。

取締役会は、予定された後渡し株式／後渡し株式の権利／業績に基づく権利の引渡し前に、CEOおよび開示を要する執行役員に対して以前繰り延べられた報酬について、何らかのマルス／下方修正（または権利確定のさらなる繰延）を行うか否かを検討する。本章6.3を参照のこと。



6.2.1 現金—CEO（年間変動報酬（AVR））および開示を要する執行役員（変動報酬（VR））

現金部分は、年次の業績および報酬レビューの終了時（通常は11月下旬）に執行役員に対して支払われる。

6.2.2 後渡し株式—CEO（年間変動報酬（AVR））および開示を要する執行役員（変動報酬（VR））

後渡し株式は、1年から4年にわたり繰り延べられる普通株式である（代理グループ執行役員兼ニュージーランドCEOについては4年間繰り延べられる）。執行役員の報酬の一部を、時間をかけて繰り延べる（およびマルスの対象とし続けること）により、当グループは、かかる報酬金額の多くの部分を長期的な株主価値の実現に直接連動させることができる。当グループは、10月1日から翌年9月30日の事業年度に係る後渡し株式を、毎年11月下旬に付与している。

当グループは、付与する後渡し株式の数を、ASXで売買される株式の、付与日までの週（付与日を含む）のVWAPに基づいて計算する。開示および費用計上の目的において、当グループは公正価値を決定するために1日VWAPを用いている。

一定の（一般的には規制または税務上の理由がある）場合、当グループは執行役員に対して、後渡し株式に代えて後渡し株式の権利を付与することができる。後渡し株式の権利1個につき普通株式1株に対する権利が保有者に与えられる。

6.2.3a 業績に基づく権利—CEO（長期変動報酬（LTVR））および（CROおよび代理グループ執行役員兼ニュージーランドCEOを除く）開示を要する執行役員（変動報酬（VR））

業績に基づく権利とは、時期および業績要件を満たす場合に無償でANZ普通株式1株を取得できる権利をいう。業績に基づく権利の将来価値は、ゼロから不定額までの幅で変動する可能性がある。かかる価値は、要件に照らした業績および権利行使時の株価により定まる。

業績に基づく権利には、4年間の業績期間がある。2019年度の付与に係る業績期間は、2019年11月22日から2023年11月21日である。4年間の業績期間で、反映すべき長期の業績について十分な時間を提供している。

2019年度の業績に基づく権利に関する詳細は以下のとおりである。

要素	詳細										
業績に基づく権利の要件	業績に基づく権利は、長期戦略目標の達成および執行役員と株主の利益の一致に集中することの重要性を反映した株主総利回り（TSR）業績要件を伴う。当グループは、業績に基づく権利の2019年度付与分に対して、2つのTSR業績要件を適用している。 ・ 75%は、相対TSR要件に照らして評価する（第1トランシュ）。 ・ 25%は、絶対TSR要件に照らして評価する（第2トランシュ）。 TSRは、株式価値の変動に、支払われた配当の再投資による価値を加味したものである。TSRは株主価値の実現に主眼を置き、十分に理解され検証された業績測定メカニズムであることから、当グループはこれがもっとも適切な長期の評価基準であると考えている。 以下により、相対TSRと絶対TSRの要件の組合せでプランはバランスが保たれている。 ・ 相対：比較可能会社の業績を上回る業績に対して執行役員に報酬を与える。 ・ 絶対：市場後退の局面にあっても、プラス成長を生み出すことに引き続き重点が置かれることを確実に行う。 2つの要件は、業績の異なる側面を評価する。 ・ 相対TSR要件は、当グループのTSRを、地域およびグローバルの競争相手からなる選定金融サービスに係る比較可能グループのTSRと比較して評価する。この比較可能グループは、収益をめぐってANZが競争している地域および事業セグメントを広く反映して選定されている。 ・ 年平均成長率（CAGR）を応用した絶対TSR要件は、執行役員に対し、達成されるべき株主利回りの水準についてより直接的な見通しを提供する。また、執行役員の報酬と株主に帰属する財務実績との間により密接な相関性がもたらされる。 当グループは、4年間の業績期間末に各要件に対するANZのTSRを測定し、業績に基づく権利の各トランシュについて、権利行使の可否を判断する。各トランシュはそれぞれ別個に測定される。つまり、1つのトランシュが完全にまたは一部について権利が確定するが、他のトランシュの権利が確定しないこともある。										
2019年度付与分に対する相対TSR要件	相対TSR要件は外部的な要件であり、当グループのTSRを、選定金融サービスに係る比較可能グループのそれに照らして4年間で評価する。選定金融サービス比較可能グループ（前年度から変更はない）は、バンク・オブ・クイーンズランド・リミテッド（Bank of Queensland Limited）、ベンディゴ・アンド・アデレード・バンク・リミテッド（Bendigo and Adelaide Bank Limited）、コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア・リミテッド（Commonwealth Bank of Australia Limited）、DBSバンク・リミテッド（DBS Bank Limited）、マッコリー・グループ・リミテッド（Macquarie Group Limited）、ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド（National Australia Bank Limited）、スタンダード・チャータード・ピー・エル・シー（Standard Chartered PLC）、サンコープ・グループ・リミテッド（Suncorp Group Limited）およびウェストパック・バンキング・コーポレーション（Westpac Banking Corporation）で構成される。 <table border="1"> <tr> <th>比較可能グループのTSRと比較した当グループのTSRが、</th><th>業績に基づく権利が確定する割合は、</th></tr> <tr> <td>第50パーセンタイル値未満である場合</td><td>0%</td></tr> <tr> <td>第50パーセンタイル値以上を達成したが、第75パーセンタイル値未満である場合</td><td>50%をベースに、第50パーセンタイル値を1パーセンタイル上回るごとに2%を加算</td></tr> <tr> <td>第75パーセンタイル値以上である場合</td><td>100%</td></tr> </table>	比較可能グループのTSRと比較した当グループのTSRが、	業績に基づく権利が確定する割合は、	第50パーセンタイル値未満である場合	0%	第50パーセンタイル値以上を達成したが、第75パーセンタイル値未満である場合	50%をベースに、第50パーセンタイル値を1パーセンタイル上回るごとに2%を加算	第75パーセンタイル値以上である場合	100%		
比較可能グループのTSRと比較した当グループのTSRが、	業績に基づく権利が確定する割合は、										
第50パーセンタイル値未満である場合	0%										
第50パーセンタイル値以上を達成したが、第75パーセンタイル値未満である場合	50%をベースに、第50パーセンタイル値を1パーセンタイル上回るごとに2%を加算										
第75パーセンタイル値以上である場合	100%										
2019年度付与分に対する絶対TSR要件	CAGRを応用した絶対TSRは、ANZが最低限の成長水準を達成または上回っているかに関する内部的な要件であり、取締役会が業績期間の期首に設定する。 取締役会は毎年、各年度の報酬に関する絶対TSR目標を見直し承認する。目標を見直す際に、取締役会はANZの評価済み資本コストを参照する。資本コストは資本資産価格モデル（CAPM）などの手法を用いて決定される。当年度の目標の設定に用いられる資本コストの主要な減額要因は、過去12か月のオーストラリアおよび他の先進国の経済で生じたリスクフリーレート（国債利回り）の引き下げである。 <table border="1"> <tr> <th>CAGRを応用した当グループの絶対TSRが、</th><th>業績に基づく権利が確定する割合は、</th></tr> <tr> <td>8.5%未満である場合</td><td>0%</td></tr> <tr> <td>8.5%である場合</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>8.5%以上だが12.75%未満である場合</td><td>50%から100%まで比例的・直線的に累増</td></tr> <tr> <td>12.75%以上である場合</td><td>100%</td></tr> </table>	CAGRを応用した当グループの絶対TSRが、	業績に基づく権利が確定する割合は、	8.5%未満である場合	0%	8.5%である場合	50%	8.5%以上だが12.75%未満である場合	50%から100%まで比例的・直線的に累増	12.75%以上である場合	100%
CAGRを応用した当グループの絶対TSRが、	業績に基づく権利が確定する割合は、										
8.5%未満である場合	0%										
8.5%である場合	50%										
8.5%以上だが12.75%未満である場合	50%から100%まで比例的・直線的に累増										
12.75%以上である場合	100%										

TSRパフォーマンスの計算	TSRを基準とする業績の計算において、当グループは、 90日間の初日および最終日の価格の平均計算値を用いることで、株価変動の影響を緩和している。 - TSR要件に対するANZの業績の計算につき、外部機関（マーサー・コンサルティング（オーストラリア）Ptyリミテッド（Mercer Consulting (Australia) Pty Ltd））のサービスを契約することで、独立的な評価を確保している。 - 業績は、4年の業績期間末に1回限りで、要件に照らして判定される。業績要件に達しない場合、業績に基づく権利は失効する。再判定は行われない。
業績に基づく権利の数の計算	当グループが付与する業績に基づく権利の数は、額面価額（すなわち、割引なしの株価）に基づいて計算される。完全権利確定時の額面価額は、2つのトランシュに分かれる。各トランシュの価額を市場価格（業績期間の期首現在のANZ株式の5営業日VWAP）で割ることにより、当グループが各トランシュに付与する業績に基づく権利の数を算出する。 業績に基づく権利は、開示を要する執行役員に対して11月に、CEOに対して12月に割り当てられる（株主承認を条件とする）。
業績に基づく権利の費用計上	ANZは、費用計上の目的にのみ用いられる業績に基づく権利の公正価値を独立して決定するため、プライスウォーターハウスクーパースと契約している。プライスウォーターハウスクーパースは、業績の状況、株価の変動、商品の残存期間、配当利回りおよび付与日の株価等の要因を考慮する。

6.2.3b 後渡し株式の権利—CRO（変動報酬（VR））

CROは、その職務の独立性を保護し、組織全体にわたるリスク統制機能を果たす際の利益相反を最小化するため、業績に基づく権利に代えて後渡し株式の権利を受領する。

CROの後渡し株式の権利は、権利確定のための時間的要件（4年間）を前提とする。後渡し株式の権利のCROへの割当数を算定する際に取締役会が使用する価額は、ASXで売買される当行株式の付与時での額面価額（5営業日のVWAP）である。

6.3 マルス（以前繰り延べられた報酬の下方修正）—取締役会の裁量

当グループが従業員に支給するすべての後渡し報酬は、この下方修正（マルス）（ゼロまでの修正も含む）について、いつでもANZの継続的で絶対的な裁量に服する。

ANZは例えば以下の場合にこの裁量を行使する。

- ANZの財務健全性を保護するもしくは規制要件を満たす必要がある場合、またはANZ内でリスク管理もしくは統制に関して重大な失敗があった場合
- 従業員が詐欺または不正を行い、正当な注意、スキルおよび熱意をもって行為せず、またはANZ方針（行動規範を含む）、プロセスもしくは指示を遵守しなかった場合
- 従業員が、ANZに不利な影響を及ぼす事件／事象に関して、その役職または年功により、直接的または間接的に責任がある場合
- 不正行為があり、従業員が直接的または間接的に関与し、適切な手順を怠り、その年功により責任があるとみなされ、または誤った情報に基づき後渡し報酬の支給もしくは付与を決定した場合

さらに、ANZのCEOおよび／または開示を要する執行役員がBEARに基づく説明義務を遵守していない場合、不遵守の度合いに応じてBEARが要求する額を当該者の後渡し報酬から減額する。

従業員の後渡し報酬は、権利確定のさらなる繰延についても、ANZの継続的で絶対的な裁量の対象となる。ANZがこの裁量行使した場合、権利確定日は延期され、ANZが権利確定すべきと判定しない限り権利は確定しない。

後渡し報酬の予定された引渡し前に、取締役会（CEOおよび開示を要する執行役員に関して）および／またはCRG（他の従業員に関して）は、マルス／下方修正または追加の繰延を適用すべきかどうかを検討する。

7. 説明責任および結果フレームワーク

本年度、当グループは、説明責任および結果フレームワークの強化を通じて重大なリスクイベントの対処方法をさらに強化した。

結果レビューグループ（CRG）の委員長はCEOであり、そのメンバーにはCRO、CFO、GE T&CおよびGGM IAが含まれる。CRGは、ANZの文化へのその影響を良く理解しながら、ANZの説明責任および結果フレームワークの実施および継続的な有効性を監督する。CRGは重大な事象、説明責任および適切な査定結果の適用をレビューする（人事委員会および取締役会はCEOおよび開示を要する執行役員に関して説明責任および査定結果を判断する）。適切な査定結果は、問題の重要性に照らして決定され、以下の1または複数を含む。例として、指導、相談、正式な警告、業績および報酬査定への影響、昇進への影響、マルスの適用、ならびに最終的には最も重大な問題による雇用の終了などが挙げられる。説明責任、査定結果および強固なリスク文化の推進に対して当グループが継続的に注力することにより、物事がうまくいかない場合の顧客コミットメントを支援して、直ちにそれを解決し、現職（場合によっては前職）の執行役員に適宜一貫して責任を持たせる。

当グループは、強力な「率直に発言する」という文化を支援し、マネージャーが模範となるようなリスクおよび監査行動を確実に認識するよう努めている。「率直に発言する」ことの重視は、当グループの目的および価値観に沿った「リーダーの新しい方法（NWOL）」を通じて支援されている。NWOLは、従業員全員に関連し、リーダーにとって必要不可欠な5つの行動を重視する。その5つの行動とは、好奇心を持つこと、共有されるべき明確さを作り出すこと、人々を力づけること、共感してつながること、無私無欲で人々を成長させることである。当グループは文化をリーダーが率いるチーム活動に組み入れ、文化および慣行について自由で有意義な会話を促し、従業員が率直に発言するための心理的に安全な環境を創出する。当グループは継続して従業員の意識を高め、内部告発啓発週間などの取組みを通じて、従業員が率直に発言できる様々な方法を促進している。

従業員がANZの価値観および模範的なリスク管理のロールモデルとなった場合、当グループは、年次の業績および報酬レビューなどを通じて、そのことを認識して報酬を与えることにも努めている。

2019年度に当グループ全体で、151名の従業員が行動規範に違反し解雇となった。さらに516名の従業員が正式な懲戒処分を受け、マネージャーは年次レビュープロセスの一環として、当該従業員の業績および報酬の査定に影響を適用するよう求められた。

2019年6月、ANZはデビッド・ヒスコの退社を発表した。取締役会は、人件費の内部レビューの後、特定の取引の性質に関する懸念を認識した。これは、重大な査定結果の適用に関する明確で正式な例である。同氏の雇用は終了したため、2019年度の変動報酬は支給されなかった。同氏の権利未確定の後渡し報酬（合計約740万ドル）はすべて直ちに失権した。このことは、正しいことをする重要性およびそれが年功に関係なく全従業員に期待されることを社内外に伝える明確なメッセージである。

2019年度中、CEOおよび開示を要する執行役員の以前繰り延べられた報酬にマルスは適用されなかった。2018年度に開示したとおり、マルス（下方修正）は前職の開示を要する執行役員が保有する権利未確定株式に適用された。

上級リーダーシップレベルでは、30名の現職または前職のシニアリーダー（上級執行役員、執行役員およびシニアマネージャー）に関して、査定結果が、行動規範の違反行為、または重大な事象に関する説明責任の調査結果について2019年度に適用されたか、調査開始後に当行を退職した。この30名の従業員は、シニアリーダー職全体の1%以下である。適用された査定結果には、警告、業績および／または報酬の査定への影響、雇用終了が含まれる。

2019年度のシニアリーダーの査定結果⁽¹⁾

業績および報酬の査定結果	23
正式な警告	12
雇用終了	7

(1) 個人は関係のあるすべてのカテゴリーに含まれている。つまり、1名の従業員が複数のカテゴリーに反映されている場合があることを意味する。

8. 非執行取締役（NED）の報酬

8.1 報酬の体系

取締役会は、NEDの2019年度の報酬を検討し、本年度も報酬を引き上げないことを決定した（2016年度から変更はない）。

前年の報酬報告で開示したとおり、2018年に取締役であったNEDは、王立委員会で取り上げられた失敗についての共同責任の結果として、2019年度の実績報酬を20%減額すること（会長報酬が825,000ドルから660,000ドルに20%減額、NED取締役の報酬が240,000ドルから192,000ドルに20%減額）に合意した。

NEDは、取締役としての基本報酬、および取締役会委員会の委員長または委員としての追加報酬を受ける。取締役会会長は、取締役会委員会の業務について追加報酬を受けない。

取締役および委員としての報酬を設定する際、取締役会は、一般的な業界慣行、コーポレート・ガバナンス原則、NEDの役職に伴う責任およびリスク、当グループおよび当行の課題に対してNEDに期待される時間的関与、ならびに比較可能な会社のNEDに支払われる報酬を考慮する。

ANZは、NEDの報酬を、時価総額が近いオーストラリア上場会社のうち特に大手金融サービス機関に絞った比較可能グループと比較している。規模、業務の性質およびNEDの稼働時間が近似することを前提に、これが適切なグループと考えられる。

NEDの独立性および不偏性を維持するため、

- ・ NEDの報酬は、当グループの業績と連動しない。
- ・ NEDは、当グループの変動報酬の取決めに関して参加資格を有しない。

現行のNEDの報酬資金プール総額は400万ドルであり、2012年度の年次株主総会で株主から承認を受けた。退職年金拠出金を含むNED報酬の年間総額は、この合意に基づく上限の範囲内に収まっている。

以下の表は、2019年度のNEDの報酬方針の構成を示す。

	取締役会 (1)、(2)	減額後の 取締役報酬 (1)、(2)	監査委員会	リスク 委員会	人事委員会	デジタル事 業および 技術委員会	倫理、環 境、社会お よびガバナ ンス委員会
	(単位：ドル)						
会長報酬・委員長報酬	825,000	660,000	65,000	62,000	57,000	35,000	35,000
取締役基本報酬・ 委員報酬	240,000	192,000	32,500	31,000	29,000	15,000	15,000

(1) 退職年金を含む。

(2) 取締役会会長は取締役会委員会の委員としての追加報酬を受けない。

NEDの持株ガイドライン

当グループは、NEDにANZ株式の保有を要求している。NEDは、以下を要求される。

- ・ 任命から5年にわたり、NEDの取締役としての報酬の100%（議長は200%）相当額まで株式を積み増すこと。
- ・ ANZの取締役である間は、かかる持株を維持すること。

すべてのNEDが、最小持株要件をみたすか、または過去5年以内に任命された者については要件の具備に向けて順調に進捗している。

8.2 2019年度の法定報酬—NED

	事業年度	短期NED手当		退職後	報酬 総額 ⁽²⁾
		報酬 ⁽¹⁾	非貨幣給付	退職年金	
				拠出金 ⁽¹⁾	
(単位：ドル)					
現職の非執行取締役					
D. ゴンスキー	2019	639,351	-	20,649	660,000
	2018	804,831	-	20,169	825,000
I. アトラス	2019	275,851	-	20,649	296,500
	2018	324,331	-	20,169	344,500
P. ドワイヤー	2019	296,351	-	20,649	317,000
	2018	344,831	-	20,169	365,000
J. ハルトン	2019	246,058	-	20,649	266,707
	2018	277,567	-	20,169	297,736
J. キー ⁽³⁾	2019	229,131	-	20,649	249,780
	2018	148,546	-	11,996	160,542
G. リーベルト	2019	294,851	-	20,649	315,500
	2018	345,858	-	20,169	366,027
J. マクファーレン	2019	249,851	-	20,649	270,500
	2018	298,331	-	20,169	318,500
前職の非執行取締役					
H. リー ⁽⁴⁾	2019	57,258	4,832	5,133	67,223
	2018	314,831	-	20,169	335,000
非執行取締役全員の合計	2019	2,288,702	4,832	149,676	2,443,210
	2018	2,859,126	-	153,179	3,012,305

- (1) 対前年の報酬の差額は、2019年度の会長報酬およびNEDの取締役としての報酬の20%の減額、委員会のメンバー変更および退職年金拠出金の上限基準額の変更に関連する。
- (2) 長期手当および株式に基づく支払いは、NEDには適用されない。
- (3) J. キーは2018年2月28日にオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド (ANZBGL) のNEDに就任した。そのため、2018年度の報酬は勤務年の一部を反映したものとなっている。2018年度の他にも、2017年10月18日からANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの非執行取締役を務めている関係で、J. キーは2017年12月31日まで同社のNEDとして、および2018年1月1日以降は同社の会長として合計302,925ニュージーランドドルを受け取っている。2019年度には、J. キーはANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの会長として合計382,950ニュージーランドドルを受領した。
- (4) H. リーは2018年12月19日付でNEDを退任し、そのため2019年度の報酬は退任日までの勤務年の一部を反映したものとなっている。退任に係るギフトに関連した非貨幣給付には付加給付税が含まれている。

9. 報酬ガバナンス

9.1 人事（HR）委員会

9.1.1 人事委員会の役割

人事委員会は、報酬およびその他の人事事項について取締役会を補佐する。当グループの報酬方針および慣行を検討し、また市場慣行ならびにオーストラリア内外の規制上およびコンプライアンス上の要件も監視する。

人事委員会は、事業の業績、リスク管理および報酬の間の事業戦略に即した関係性を強く重視する。リスク委員会および監査委員会の委員長は人事委員会のメンバーであり、取締役全員が特定の人事委員会の会議に参加することもよくある。当年度中、人事委員会は6回の会議をもち、以下を含む事項について検討および承認または取締役会への勧告を行った。

- ・ ANZBGLの報酬方針およびANZニュージーランドの報酬方針の対象となるCEOおよびその他の主要執行役員（報酬報告における開示対象者より広義）の報酬ならびにNEDの報酬
- ・ ANZIPなどの重要な変動報酬制度の設計、およびサー・ステファン・セジウィックによる業界全体のリテール報酬レビューに応えた部門事業ユニット・インセンティブ制度の変更の実施の進捗状況
- ・ 報酬フレームワーク再構築の設計および実施。肯定的なリスク文化を支援し、顧客の利益、個人の成果ではなく当行およびチームの長期的な健全性をより重視するための、従業員を管理し報酬を付与する方法の再設計を含む、報酬、業績管理および認識に対する組織全体のアプローチの変更
- ・ ANZグループの業績フレームワーク（年間目標の設定および評価）ならびに年間変動報酬の支出
- ・ 主要上級執行役員の実績および報酬の査定（マルス・下方修正の検討を含む）
- ・ 主要上級執行役員の任命および解任
- ・ ANZBGLの報酬方針の実効性およびBEARの要件を取り込むための方針の変更
- ・ 主要上級執行役員の後継育成計画
- ・ 新しい文化の説明責任モデルおよび強化された説明責任および結果フレームワークの承認を含む、文化およびガバナンス
- ・ 多様化、インクルージョンならびに従業員エンゲージメント。

人事委員会の役割に関する詳細は、同委員会の憲章を含め、ANZのウェブサイト（anz.com > Our company > Strong governance framework > ANZ Human Resources Committee Charter）に掲載されている。

9.1.2 報酬およびリスクの連動

報酬とリスクの連動の重要性をより大きく反映するため、

- ・ 取締役会は2019年度中、（会長に加え）2名のNEDに人事委員会およびリスク委員会を兼務させた。
- ・ 人事委員会は、リスクおよび財務管理の人員に自由かつ無制限にアクセスできる（CROおよびCFOは特定の議題に関して人事委員会の会議に参加する）。

9.1.3 外部アドバイザーは情報を提供したが、勧告は行わなかった

人事委員会は、必要に応じて、独立的な外部アドバイザーと契約することができる。

当年度中、人事委員会および経営陣は、外部アドバイザーであるエーオン（Aon）、アシャースト（Ashurst）、アーンスト・アンド・ヤング（Ernst & Young）、マーサー・コンサルティング（オーストラリア）Ptyリミテッド（Mercer Consulting (Australia) Pty Ltd）、モロー・ソダリ（Morrow Sodali）およびプライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）から情報提供を受けた。こうした情報は、市場データ、市場慣行、法的要件ならびにガバナンス上および規制上の要件の解釈に関連するものであった。

ANZは当年度中、KPMの報酬について外部のコンサルタントから報酬勧告を受けていない。

ANZは、人事委員会および取締役会に勧告を行う社内の報酬専門家を採用している。取締役会は、提供された情報を用い、ANZの戦略目標、目的および価値観、リスク選好ならびにANZBGLの報酬方針および原則を慎重に考慮したうえで、独立的に決定を下した。

9.2 内部統制

9.2.1 ヘッジの禁止

すべての後渡し株式は、権利が完全に確定するまでリスク性を維持しなければならない。したがって、執行役員およびその関係者は、割り当てられたエクイティの権利確定前の価値を特定の保護するスキームを契約してはならない。これを行った場合、当該エクイティは失権する。

9.2.2 CEOおよび開示を要する執行役員の持株ガイドライン

当グループは、CEOおよび開示を要する各執行役員に対して、5年にわたり、以下を要求する。

- ・ 固定報酬の200%相当額までANZ株式を積み増すこと。
- ・ ANZの執行役員である間は、かかる持株を維持すること。

この目的において、持株には、業績要件の対象とならないすべての権利確定済みおよび権利確定前のエクイティが含まれる。2019年9月30日現在の持株に基づき、CEOおよび開示を要するすべての執行役員が、

- ・ 在任期間が5年以上の者については、この要件をみたしている。
- ・ 在任期間が5年未満の者については、要件の具備に向けて順調に進捗している。

9.2.3 CEOおよび開示を要する執行役員の契約条件およびエクイティの取扱い

CEOおよび開示を要する執行役員に関する契約条件および退任時のエクイティの取扱い（付与条件に従う）は、以下のとおりである。これらは類似しているが、置かれる立場の違いに適合するよう一定の場合に差を設けている。

契約の種類	恒久的な継続雇用契約
辞任の通知	・ CEOからは12か月前まで ・ 開示を要する執行役員からは6か月前まで ・ 代理グループ執行役員兼ニュージーランドCEOからは3か月前まで
ANZによる解任通知	・ CEOおよび開示を要する執行役員についてはANZにより12か月前まで ・ 代理グループ執行役員兼ニュージーランドCEOについてはANZにより3か月前まで ただし、ANZは、重大な不正行為があった場合はいつでも直ちに個人の雇用を終了させることができる。この場合、当該個人は、固定報酬に限り退任日までおよび法定給付について支給を受けることができる。
ANZ離職時の権利確定前株式の取扱い	辞任するまたは解任される執行役員は、取締役会が別段の決定をしない限り、権利確定前の後渡し株式の権利を失う。 ある執行役員が人員余剰を理由に解任され、または「善良な離職者」と分類される場合、 ・ 後渡し株式／株式の権利は、当初の権利確定日に引き渡される。 ・ 業績に基づく権利⁽¹⁾は、（業績要件に達した範囲で）解任通知満了日までの在任期間に応じて期間割りされ、当初の権利確定日に引き渡される。 執行役員の死亡時または全身のかつ永久的な障害の発生時に、後渡し株式の権利は確定する。 権利確定前のエクイティは、退職後も引き続きマルスの対象となる。
支配権の変更 (CEOにのみ適用)	支配権の変更またはこれに類するその他の事象が発生した場合、当グループはCEOの業績に基づく権利に適用する業績条件を判定する。業績条件の達成度に応じてこれらの権利が確定する。

(1) または、業績に基づく権利に代えてCROに支給される後渡し株式の権利。

[次へ](#)

10. その他のデータ

10.1 2019年度の法定報酬—CEOおよび開示を要する執行役員

以下の表は、オーストラリア会計基準に準拠して開示された法定報酬の一覧である。同表は、支給された固定報酬（現金および退職年金拠出金）ならびに2019年度の変動報酬のうち現金部分も表示しているが、**2019年度に実際に支給または受領された変動報酬**（本章5.1および5.2を参照）は表示しておらず、これに代えて按分償却された当事業年度分の後渡し報酬（前年支給分を含む）の会計価値を表示している。

	事業 年度	短期従業員給付				退職後		長期従業員 給付	株式に基づく報酬 ⁽⁷⁾						報酬総額
		現金 給与 ⁽¹⁾	非貨幣 給付 ⁽²⁾	現金によるイ ンセン ティブ合計 (3)	その他 現金 ⁽⁴⁾	退職年金 拠出金 ⁽⁵⁾	当年度中に発 生した 退職給付 ⁽⁶⁾	当年度中に発 生した 長期勤続 休暇	償却価値合計						
									株式	株式の 権利	業績に基づく 権利	株式	その他の エクイティ 割当て ⁽⁴⁾		
														変動報酬	
(単位：ドル)															
CEOおよび現職の開示を要する執行役員															
S.エリオット	2019年	2,079,351	19,383	750,000	-	20,649	-	31,819	830,753	-	1,449,384	-	-	5,181,339	
	2018年	2,079,831	17,321	875,000	-	20,169	-	31,819	1,023,295	-	1,597,860	-	-	5,645,295	
M.カーネギー ⁽⁹⁾	2019年	979,351	32,221	495,000	-	21,149	-	15,152	470,209	-	344,501	-	-	2,357,583	
	2018年	979,831	29,254	528,000	-	20,669	-	15,152	366,123	-	282,708	353,951	-	2,575,688	
K.コバリー ⁽¹⁰⁾	2019年	929,351	16,633	478,500	-	20,649	-	29,179	340,108	171,583	35,455	194,492	-	2,215,950	
	2018年	472,582	6,383	164,835	-	10,145	-	24,255	172,709	40,943	33,129	118,316	-	1,043,297	
A.ジョージ ⁽¹¹⁾	2019年	979,351	37,721	528,000	-	21,149	-	15,152	392,589	-	260,314	-	-	2,234,276	
	2018年	843,584	40,254	354,750	250,000	20,669	-	26,767	308,376	-	194,781	-	-	2,039,181	
M.ハンド ⁽¹²⁾	2019年	710,307	10,868	198,000	-	15,693	17,851	80,949	259,006	-	129,198	-	-	1,421,872	
M.ジャブルコ ⁽¹³⁾	2019年	979,351	17,083	544,500	-	21,149	-	15,152	539,647	-	400,011	133,552	-	2,650,445	
	2018年	979,831	15,341	577,500	-	20,669	-	15,152	436,228	-	331,802	323,545	-	2,700,068	
A.ワトソン ⁽¹⁴⁾ 、 ⁽¹⁵⁾	2019年	214,999	273	170,255	-	4,441	-	3,580	35,358	83,500	11,290	141	-	523,837	
M.ウィーラン	2019年	1,179,351	13,883	874,500	-	20,649	-	18,182	839,283	-	717,098	-	-	3,662,946	
	2018年	1,179,831	11,821	717,750	-	20,169	-	18,182	730,160	-	723,576	-	-	3,401,489	
前職の開示を要する執行役員															
D.ヒスコ ⁽¹⁵⁾ 、 ⁽¹⁶⁾	2019年	746,754	246,687	-	-	96,767	-	-	-	(686,411)	(902,582)	(871)	2,112,376	1,612,720	
	2018年	1,168,324	477,076	644,397	-	2,389	2,305	3,782	-	589,413	651,112	475	-	3,539,273	
F.オールソン ⁽¹⁷⁾	2019年	235,044	24,143	-	-	4,956	-	3,636	55,668	13,050	67,641	10	-	404,148	
	2018年	979,831	31,668	396,000	-	20,169	-	15,152	283,517	127,777	341,086	284	-	2,195,484	

- (1) 現金給与には、主要経営陣の役職期間にANZのライフスタイル休暇制度の利用を反映するために必要な一切の調整額が含まれる。
- (2) 非貨幣給付は一般に、駐車場、税務サービス、転居・退職に関連して会社が払う費用など、会社負担の手当（付加給付税を含む）で構成される。
- (3) 現金によるインセンティブ合計は、現金部分のみに関係する。年間変動報酬／変動報酬の後渡し部分に相当する償却は株式に基づく報酬に含まれ、権利確定期間にわたって償却されている。年間変動報酬／変動報酬はすべて2019年10月25日に取締役会により承認された。2018年度および2019年度に支給された年間変動報酬／変動報酬の現金部分はすべて、関連する年度中に執行役員に対して権利が確定した。
- (4) その他現金およびその他のエクイティ割当ては、放棄されたボーナス機会および失権した後渡し報酬の補償、残留報酬ならびに従業員株式オファーに関連して受領された株式などの雇用上の取決めに関係する。詳細は該当する各執行役員に関する個別の注記を参照のこと。
- (5) オーストラリアに拠点を置くすべての執行役員について、2018年度および2019年度の退職年金拠出金は退職年金保証拠出（上限拠出基準額に基づく）を反映している。2018年8月31日からD.ヒスコがキウィセーバー（KiwiSaver）への退職年金拠出を開始し、ANZは加入者拠出と折半で雇用者拠出（雇用者退職年金拠出税を控除後の給与支払総額の4%を上限とする）を負担している。A.ワトソンはキウィセーバー（KiwiSaver）にも加入している。
- (6) 退職手当に関連して発生した額。M.ハンドおよびD.ヒスコは、1992年11月以前にANZに雇用されたため、定年退職、人員削減、死亡、または疾病、就労不能もしくは家庭の事情による辞任により退職手当を受け取る権利を有していた。退職手当は、確定している名目給与（固定報酬の65%に相当）の3か月分に、常勤であった（10年目を超える）各年について名目給与の3%を加え、長期勤続休暇（取得済みおよび未取得を含む）の発生分の価値の合計を差し引いたものとして計算される。
- (7) AASB第2号「株式に基づく支払い」が要求するとおり、償却価値は、事業年度の開始時に完全には権利確定していなかったすべてのエクイティの（市場関連の権利確定条件を考慮した）公正価値の割合部分を含む。公正価値は付与日に決定され、関連する権利確定期間において定額法で割り当てられる。報酬として含まれる金額は、エクイティの権利が行使可能となった場合に執行役員が最終的に収受する換価利益（もしあれば）と関係なく、またそれを示唆するものでもない。
- (8) 退任給付金には、発生済み年次休暇、長期勤続休暇および契約に従った解雇予告手当（退職時に支払われる）が反映されている。
- (9) M.カーネギーに関する2018年度のその他のエクイティ割当ては、放棄されたボーナス機会および失権した後渡し報酬（以前に開示済み）の補償に係る。
- (10) K.コバリーは2018年3月19日に開示を要する執行役員に就任した。そのため、同氏の2018年度の報酬は、勤務年の一部を反映したものとなっている。K.コバリーの固定報酬は、内外の市場の相対性のレビューに基づき、また当局対応の増加とリスク環境の範囲拡大を認識して、2019年4月1日に調整された。グループ経営委員会に任命される前のK.コバリーの役職に関連して、取締役会は2016年8月にエクイティによる600,000ドルの残留報酬（2019年8月に権利が確定）を承認した。その他のエクイティの配分はこの報酬に関連している。
- (11) A.ジョージの固定報酬は、同氏が2018年5月に富裕層オーストラリア担当グループ執行役員との兼務で副CEOに就任した際に調整された。2017年度に開示したとおり、グループ経営委員への任命前のA.ジョージの役職に関連して、取締役会は2016年7月に現金による500,000ドルの残留報酬（2017年6月（250,000ドル）および2017年12月（250,000ドル）に分けて権利が確定）を承認した。
- (12) M.ハンドは2018年12月29日に開示を要する執行役員に就任した。そのため、同氏の2019年度の報酬は、勤務年の一部を反映したものとなっている。M.ハンドの固定報酬は、グループ執行役員（オーストラリアのリテール・バンキングおよびコマーシャル・バンキング担当）に任命された2019年3月1日に調整された。
- (13) M.ジャブルコに関するその他現金およびその他のエクイティ割当ては、放棄されたボーナス機会および失権した後渡し報酬（以前に開示済み）の補償に係る。
- (14) A.ワトソンは2019年6月17日に開示を要する執行役員に就任した。そのため、同氏の2019年度の報酬は、勤務年の一部を反映したものとなっている。A.ワトソンの固定報酬はニュージーランドドルで支払われ、豪ドルに換算されている。
- (15) 2016年度にA.ワトソン、D.ヒスコおよびF.オールソン、ならびに2018年度および2019年度にA.ワトソンおよびD.ヒスコは、従業員株式オファーに基づき株式を受け取る資格があった。当該オファーは、適格従業員に対して、取締役会の承認を前提に事業年度ごとにANZ株式を付与するものである。従業員株式オファーの詳細は、注記31を参照のこと。
- (16) D.ヒスコの雇用は2019年6月14日に終了した。報酬は同氏の雇用関係終了日までの報酬を反映している（同氏の2019年度の年間固定報酬は127.4万ニュージーランドドルのまま変更はなかった）。株式に基づく支払いには、権利確定後の後渡し報酬に関する退職時の費用処理（退職時の失権に係る払戻金を含む）が含まれる。D.ヒスコの固定報酬はニュージーランドドルで支払われ、豪ドルに換算されている。退任給付金には、発生済み年次休暇、長期勤続休暇および契約に従った解雇予告手当（退職時に支払われる）が反映されている。社内レビューの後、D.ヒスコに以前提供され事業関連として分類されていた特定の費用および手当は非事業関連としてより適切に分類され、報酬報告に非貨幣給付として含まれている。2018年度の比較対象残高は修正再表示され、非貨幣給付が8,360ドルおよび関連する付加給付税が4,117ドル増加している。類似の項目が2010年から2017年の間に存在したため、D.ヒスコの開示された非貨幣給付は毎年平均で約44,580ドル増加し、関連する付加給付税は21,956ドルであった。
- (17) F.オールソンは2018年12月28日に役職を辞任した。報酬は同氏の雇用関係終了日までの報酬を反映している（同氏の2019年度の年間固定報酬は100万ドルのまま変更はなかった）。

10.2 エクイティの保有

2018年11月／12月にCEOおよび開示を要する執行役員に対して付与されたエクイティのための後渡し株式はすべて市場で調達された。

後渡し株式の権利および業績に基づく権利については、当グループは権利確定の時期が近付いてから報酬に充当するための方法を決定する。

10.2.1 付与、権利確定、行使／売却および失効／失権となったCEOおよび開示を要する執行役員のエクイティ

以下の表は、当グループがCEOおよび開示を要する執行役員に対して付与した後渡し株式および権利の詳細を示す。

- ・ 2019年度中に付与したもの、または
- ・ 過年度に付与してその後権利が確定し、2019年度中に行使／売却されまたは失効／失権したもの

													2019年				
													9月30日現在	2019年			
													で権利確定済	9月30日現在			
													みかつ行使	で行使可能で			
													可能なもの ⁽³⁾	ないもの ⁽⁴⁾			
氏名	エクイティの種類	付与数 ⁽¹⁾	エクイティの付与時の公正価値 (2019年度付与分のみ)	付与日	行使可能初日	満了日	数	比率 (%)	価値 ⁽²⁾ (ドル)	数	比率 (%)	価値 ⁽²⁾ (ドル)	数	比率 (%)	価値 ⁽²⁾ (ドル)	可能なもの ⁽³⁾	ないもの ⁽⁴⁾
CEOおよび現職の開示を要する執行役員																	
S. エリオット	後渡し株式	22,796		2015/11/18	2017/11/18	-	-	-	-	-	-	-	-22,796	100	625,278	-	-
	後渡し株式	6,941		2016/11/22	2017/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-6,941	100	190,387	-	-
	後渡し株式	6,941		2016/11/22	2018/11/22	-	6,941	100	178,543	-	-	-	-6,941	100	190,387	-	-
	後渡し株式	8,531		2017/11/22	2018/11/22	-	8,531	100	219,443	-	-	-	-8,531	100	233,999	-	-
	後渡し株式	8,623	25.72	2018/11/22	2019/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,623
	後渡し株式	8,622	25.72	2018/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,622
	後渡し株式	8,622	25.72	2018/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,622
	後渡し株式	8,622	25.72	2018/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,622
	業績に基づく権利	53,191		2015/12/17	2018/12/17	2020/12/17	34,733	65	845,478	-18,458	35	-449,308	-	-	-	34,733	-
	業績に基づく権利	53,191		2015/12/17	2018/12/17	2020/12/17	-	-	-	-53,191	100	-1,294,786	-	-	-	-	-
	業績に基づく権利	53,191		2015/12/17	2018/12/17	2020/12/17	-	-	-	-53,191	100	-1,294,786	-	-	-	-	-
業績に基づく権利	82,774	8.33	2018/12/19	2021/12/19	2021/12/26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82,774	
業績に基づく権利	27,591	3.77	2018/12/19	2021/12/19	2021/12/26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,591	
M. カーネギー	後渡し株式	7,228		2016/8/20	2018/6/1	-	-	-	-	-	-	-	-7,228	100	198,259	-	-
	後渡し株式	15,752		2016/8/20	2017/8/20	-	-	-	-	-	-	-	-15,752	100	432,066	-	-
	後渡し株式	1,182		2016/11/22	2017/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-1,182	100	32,421	-	-
	後渡し株式	1,182		2016/11/22	2018/11/22	-	1,182	100	30,405	-	-	-	-1,182	100	32,421	-	-
	後渡し株式	4,785		2017/11/22	2018/11/22	-	4,785	100	123,085	-	-	-	-	-	-	4,785	-
	後渡し株式	5,205	25.72	2018/11/22	2019/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,205
	後渡し株式	5,202	25.72	2018/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,202
	後渡し株式	5,202	25.72	2018/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,202
	後渡し株式	5,202	25.72	2018/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,202
	業績に基づく権利	32,163	10.39	2018/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,163
	業績に基づく権利	10,721	5.15	2018/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,721

K. コバリ	(5)	後渡し株式	3,780		2015/11/18	2018/11/18	-	3,780	100	96,260	-	-	-	-3,780	100	101,361	-	-
		後渡し株式	5,517		2016/11/22	2018/11/22	-	5,517	100	141,914	-	-	-	-5,517	100	147,939	-	-
		後渡し株式	21,497		2016/11/22	2019/8/20	-	21,497	100	573,129	-	-	-	-	-	-	21,497	-
		後渡し株式	4,231		2017/11/22	2018/11/22	-	4,231	100	108,834	-	-	-	-4,231	100	113,455	-	-
		後渡し株式	3,010	25.72	2018/11/22	2019/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,010
		後渡し株式	3,007	25.72	2018/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,007
		後渡し株式	3,007	25.72	2018/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,007
		後渡し株式	3,007	25.72	2018/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,007
		後渡し株式の権利	14,546	21.62	2018/11/22	2021/11/22	2021/11/29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,546
		業績に基づく権利	5,005		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	3,268	65	83,221	-1,737	35	-44,234	-3,268	65	87,632	-	-
業績に基づく権利	5,515		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	-	-	-	-5,515	100	-140,442	-	-	-	-	-		
CEOおよび現職の開示を要する執行役員																		
A. ジョージ		後渡し株式	2,074		2015/11/18	2018/11/18	-	2,074	100	52,815	-	-	-	-	-	-	2,074	-
		後渡し株式	4,801		2016/11/22	2018/11/22	-	4,801	100	123,496	-	-	-	-	-	-	4,801	-
		後渡し株式	3,096		2017/11/22	2018/11/22	-	3,096	100	79,638	-	-	-	-	-	-	3,096	-
		後渡し株式	3,498	25.72	2018/11/22	2019/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,498
		後渡し株式	3,495	25.72	2018/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,495
		後渡し株式	3,495	25.72	2018/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,495
		後渡し株式	3,495	25.72	2018/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,495
		業績に基づく権利	2,746		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	1,793	65	45,660	-953	35	-24,269	-	-	-	1,793	-
		業績に基づく権利	3,026		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	-	-	-	-3,026	100	-77,059	-	-	-	-	-
		業績に基づく権利	21,610	10.39	2018/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,610
業績に基づく権利	7,203	5.15	2018/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,203		
M. ハンド	(5)	業績に基づく権利	4,663		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	-	-	-	-	-	-	-4,663	100	132,474	-	-
M. ジャブルコ		後渡し株式	11,444		2016/8/20	2019/2/27	-	11,444	100	318,564	-	-	-	-	-	-	11,444	-
		後渡し株式	1,182		2016/11/22	2018/11/22	-	1,182	100	30,405	-	-	-	-	-	-	1,182	-
		後渡し株式	6,305		2017/11/22	2018/11/22	-	6,305	100	162,184	-	-	-	-	-	-	6,305	-
		後渡し株式	5,693	25.72	2018/11/22	2019/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,693
		後渡し株式	5,690	25.72	2018/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,690
		後渡し株式	5,690	25.72	2018/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,690
		後渡し株式	5,690	25.72	2018/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,690
		業績に基づく権利	35,179	10.39	2018/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35,179
		業績に基づく権利	11,726	5.15	2018/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,726
A. ワトソン	(5)																	
M. ウィーラン		後渡し株式	6,724		2016/11/22	2018/11/22	-	6,724	100	172,961	-	-	-	-6,724	100	177,848	-	-
		後渡し株式	9,219		2017/11/22	2018/11/22	-	9,219	100	237,140	-	-	-	-9,219	100	243,840	-	-
		後渡し株式	7,075	25.72	2018/11/22	2019/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,075
		後渡し株式	7,072	25.72	2018/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,072
		後渡し株式	7,072	25.72	2018/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,072
		後渡し株式	7,072	25.72	2018/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,072
		業績に基づく権利	17,730		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	11,577	65	294,814	-6,153	35	-156,689	-11,577	65	310,934	-	-
		業績に基づく権利	17,730		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	-	-	-	-17,730	100	-451,503	-	-	-	-	-
		業績に基づく権利	17,730		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	-	-	-	-17,730	100	-451,503	-	-	-	-	-
		業績に基づく権利	43,722	10.39	2018/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43,722
業績に基づく権利	14,574	5.15	2018/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,574		

前職の開示を要する執行役員

D. ヒスコ ⁽⁶⁾	従業員株式オファー	26	2015/12/3	2018/12/3	-	26	100	697	-	-	-	-	-	26	-
	従業員株式オファー	24	2017/12/1	2020/12/1	-	-	-	-	-24	100	-677	-	-	-	-
	従業員株式オファー	29	2018/12/3	2021/12/3	-	-	-	-	-29	100	-818	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	7,386	2016/11/22	2018/11/22	2020/11/22	7,386	100	189,990	-	-	-	-7,386	100	198,057	-
	後渡し株式の権利	7,867	2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-7,867	100	-221,851	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	8,379	2016/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-8,379	100	-236,289	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	6,565	2017/11/22	2018/11/22	2020/11/22	6,565	100	168,871	-	-	-	-6,565	100	176,042	-
	後渡し株式の権利	6,942	2017/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-6,942	100	-195,766	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	7,344	2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-7,344	100	-207,102	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	7,764	2017/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-7,764	100	-218,946	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	6,632	24.29	2018/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	100	-187,024	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	7,031	22.91	2018/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	100	-198,276	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	7,451	21.62	2018/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	100	-210,120	-	-	-	-
	後渡し株式の権利	7,900	20.39	2018/11/22	2022/11/22	2024/11/22	-	-	-	100	-222,782	-	-	-	-
	業績に基づく権利	17,711		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	11,565	65	294,509	-6,146	35	-156,511	-11,565	65	310,118
	業績に基づく権利	17,711		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	-	-	-	-17,711	100	-451,019	-	-	-
	業績に基づく権利	17,711		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	-	-	-	-17,711	100	-451,019	-	-	-
	業績に基づく権利	40,198		2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-40,198	100	-1,133,592	-	-	-
	業績に基づく権利	13,399		2016/11/22	2019/11/22	2021/11/22	-	-	-	-13,399	100	-377,854	-	-	-
	業績に基づく権利	38,290		2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-38,290	100	-1,079,786	-	-	-
	業績に基づく権利	12,763		2017/11/22	2020/11/22	2022/11/22	-	-	-	-12,763	100	-359,919	-	-	-
	業績に基づく権利	39,254	10.39	2018/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-39,254	100	-1,106,971	-	-	-
	業績に基づく権利	13,084	5.15	2018/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-13,084	100	-368,971	-	-	-
F. オールソン ⁽⁷⁾	後渡し株式	4,562		2017/11/22	2018/11/22	-	4,562	100	117,348	-	-	-4,562	100	106,436	-
	後渡し株式	3,902	25.72	2018/11/22	2019/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,902
	後渡し株式	3,902	25.72	2018/11/22	2020/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,902
	後渡し株式	3,902	25.72	2018/11/22	2021/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,902
	後渡し株式	3,902	25.72	2018/11/22	2022/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,902
	従業員株式オファー	25		2013/12/4	2016/12/4	-	-	-	-	-	-	-25	100	583	-
	従業員株式オファー	23		2014/12/4	2017/12/4	-	-	-	-	-	-	-23	100	537	-
	従業員株式オファー	26		2015/12/3	2018/12/3	-	26	100	697	-	-	-26	100	607	-
	後渡し株式の権利	4,627		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	4,627	100	117,829	-	-	-4,627	100	124,272	-
	後渡し株式の権利	4,314		2016/11/22	2018/11/22	2018/11/29	4,314	100	110,969	-	-	-4,314	100	110,969	-
	業績に基づく権利	5,190		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	3,389	65	86,303	-1,801	35	-45,863	-3,389	65	91,021
	業績に基づく権利	5,720		2015/11/18	2018/11/18	2020/11/18	-	-	-	-5,720	100	-145,663	-	-	-
	業績に基づく権利	24,122	10.39	2018/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	24,122
	業績に基づく権利	8,040	5.15	2018/11/22	2021/11/22	2023/11/22	-	-	-	-	-	-	-	-	8,040

- (1) 執行役員は、高額報酬上位5名の執行役員の開示目的上、開示を要する執行役員またはグループ経営委員会のその他の委員と定義される。2019事業年度の高額報酬上位5名の執行役員には、開示を要する執行役員4名およびグループ執行役員（国際担当）（F.ファルキ）が含まれている。2019年度に報酬として開示を要する執行役員に付与された権利は、上表に含まれている。2019年度に報酬としてF.ファルキに付与された権利には、4つのトランシュによる後渡し株式の権利、および2018年11月22日に付与された2つのトランシュによる業績に基づく権利（行使可能初日を2019年11月22日とし満了日を2019年11月29日とする7,132個（第1トランシュ）の後渡し株式の権利、行使可能初日を2020年11月22日とし満了日を2020年11月29日とする7,562個（第2トランシュ）の後渡し株式の権利、行使可能初日を2021年11月22日とし満了日を2021年11月29日とする8,013個（第3トランシュ）の後渡し株式の権利、および行使可能初日を2022年11月22日とし満了日を2022年11月29日とする8,496個（第4トランシュ）の後渡し株式の権利、ならびに業績要件に達することを前提に行使可能初日を2021年11月22日とし満了日を2023年11月22日とする42,215個（第1トランシュ）および14,071個（第2トランシュ）の業績に基づく権利）が含まれる。2019年度末から取締役報告書の署名日までの間に、CEO、開示を要する執行役員または高額報酬執行役員上位5名に対してかかる権利は付与されなかった。
- (2) 株式／株式の権利および／または業績に基づく権利の一時点における価額は、権利確定、失効／失権、または行使／売却／信託終了の日にオーストラリア証券取引所（ASX）で売買される当行株式の1日出来高加重平均価格（VWAP）に、株式／株式の権利および／または業績に基づく権利の数を乗じたものに基づく。すべての株式の権利／業績に基づく権利の行使価格は、0.00ドルである。株式に基づく支払いに関して当報告期間中に変更または修正された条件はなかった。
- (3) 権利確定済みかつ行使可能な数は、報告期間末現在で権利が確定している株式、オプションおよび権利の数である。権利確定済みであり行使可能ではない株式、オプションおよび権利はない。
- (4) （付与日を基準として）過年度に付与された業績に基づく権利のうち、2019年9月30日現在または開示を要する執行役員が退任した日でお行使可能でないものには以下が含まれる。

	2016年11月	2017年11月	2018年11月
S. エリオット	150,482	143,294	110,365
M. カーネギー	9,745	39,440	42,884
K. コバリー	5,445	4,230	-
A. ジョージ	4,738	25,520	28,813
M. ハンド	7,920	6,277	26,802
M. ジャブルコ	9,745	51,968	46,905
A. ワトソン	3,649	3,934	4,802
M. ウィーラン	55,428	75,980	58,296
D. ヒスコ	-	-	-
F. オールソン	31,306	37,584	32,162

- (5) 開示を要する執行役員に就任後のエクイティを開示している。A. ワトソンに関して、就任後の開示対象取引はない。
- (6) エクイティ取引は雇用終了日まで開示されている。
- (7) エクイティ取引は開示を要する執行役員の退任日まで開示されている。

[前へ](#) [次へ](#)

10.2.2 NED、CEOおよび開示をする執行役員のエクイティ保有

以下の表は、各NED、CEOおよび開示を要する各執行役員（これらの者の関係者を含む）により直接、間接または実質的に保有されるエクイティの詳細を示す。

氏名	エクイティの種類	2018年 10月1日の 期首残高	当年度中に 報酬として 付与された もの ⁽¹⁾	オプション または権利 の行使により 当年度中に受 領したもの	当年度中の その他の 変動による もの ⁽²⁾	2019年 9月30日の 期末残高 (3)、(4)
現職の非執行取締役						
D. ゴンスキー	普通株式	31,488	-	-	-	31,488
I. アトラス	普通株式	14,360	-	-	-	14,360
P. ドワイヤー	普通株式	17,500	-	-	-	17,500
J. ハルトン	普通株式	9,049	-	-	-	9,049
J. キー	普通株式	3,000	-	-	-	3,000
G. リーベルト	普通株式	20,315	-	-	-	20,315
	キャピタルノート 1	1,500	-	-	-	1,500
	キャピタルノート 2	2,500	-	-	-	2,500
J. マクファーレン	普通株式	17,851	-	-	-	17,851
	キャピタルノート 2	2,000	-	-	-	2,000
	キャピタルノート 3	5,000	-	-	-	5,000
前職の非執行取締役						
H. リー ⁽⁶⁾	取締役持株制度	2,662	-	-	-	2,662
	普通株式	8,000	-	-	82	8,082
CEOおよび現職の開示を要する執行役員						
S. エリオット	後渡し株式	92,089	34,489	-	-52,620	73,958
	普通株式	131,679	-	-	57,579	189,258
	業績に基づく権利	453,349	110,365	-	-124,840	438,874
M. カーネギー	後渡し株式	62,921	20,811	-	-29,000	54,732
	普通株式	14	-	-	3,057	3,071
	業績に基づく権利	49,185	42,884	-	-	92,069
K. コバリー	後渡し株式	45,639	12,031	-	-15,039	42,631
	普通株式	-	-	3,268	-1,918	1,350
	後渡し株式の権利	-	14,546	-	-	14,546
	業績に基づく権利	20,195	-	-3,268	-7,252	9,675
A. ジョージ	後渡し株式	44,979	13,983	-	-	58,962
	普通株式	2,678	-	-	2,936	5,614
	キャピタルノート 1	802	-	-	-	802
	業績に基づく権利	36,030	28,813	-	-3,979	60,864
M. ハンド ⁽⁵⁾	後渡し株式	26,434	-	-	-	26,434
	普通株式	1,081	-	4,663	-4,984	760
	業績に基づく権利	45,662	-	-4,663	-	40,999
M. ジャブルコ	後渡し株式	61,731	22,763	-	-	84,494
	普通株式	-	-	-	2,925	2,925
	業績に基づく権利	61,713	46,905	-	-	108,618
A. ワトソン ⁽⁵⁾	従業員株式オファー	102	-	-	-	102
	後渡し株式の権利	22,129	-	-	-	22,129
	業績に基づく権利	12,385	-	-	-	12,385
M. ウィーラン	後渡し株式	59,980	28,291	-	-18,878	69,393
	普通株式	-	-	11,577	-11,577	-
	業績に基づく権利	184,598	58,296	-11,577	-41,613	189,704

前職の開示を要する執行役員

D.ヒスコ⁽⁶⁾	従業員株式オファー	98	29	-	-53	74
	普通株式	138,000	-	25,516	-138,516	25,000
	後渡し株式の権利	52,247	29,014	-13,951	-67,310	-
	業績に基づく権利	157,783	52,338	-11,565	-198,556	-
F.オールソン⁽⁶⁾	後渡し株式	18,765	15,608	-	-5,088	29,285
	従業員株式オファー	74	-	-	-74	-
	普通株式	4,050	-	12,330	-16,380	-
	後渡し株式の権利	18,430	-	-8,941	-	9,489
	業績に基づく権利	79,800	32,162	-3,389	-7,521	101,052

- (1) 2019年度中に報酬として付与されたオプション／権利の内容は前掲の表に記載されている。
- (2) 当年度中のその他の変動による株式には、購入（ANZ株式購入プランに基づく購入を含む）、失権、売却または配当金再投資制度に基づき取得された株式の正味残額が含まれている。
- (3) 以下の株式（上記の保有分に含まれている）が、2019年9月30日現在、NED、CEOおよび開示を要する執行役員に代わり保有されていた（すなわち、間接的な実質保有株式）。D.ゴンスキー 31,488株、I.アトラス 14,360株、P.ドワイヤー 17,500株、J.ハルトン 0株、J.キー 3,000株、G.リーベルト 8,158株、J.マクファーレン 24,851株、H.リー 2,662株、S.エリオット 261,087株、M.カーネギー 54,732株、K.コバリー 42,631株、A.ジョージ 62,442株、M.ハンド 26,434株、M.ジャブルコ 84,494株、A.ワトソン 102株、M.ウィーラン 69,393株、D.ヒスコ 25,000株およびF.オールソン 29,285株。
- (4) 2019年9月30日現在、36,526個の権利が権利確定済みで行使可能であり、権利確定済みで行使可能でないオプション／権利はなかった。取締役報告書の署名日現在の残高に変更はなかった。
- (5) 期首残高は、主要経営陣としての就任日現在の保有に基づく。
- (6) 期末残高は、主要経営陣としての退任日現在の保有に基づく。

10.3 ローン

10.3.1 概況

当グループがNED、CEOまたは開示を要する執行役員に対してローンを組む場合、当グループはこれを通常の事業過程において、他の従業員または顧客に与えるものより有利でない通常の商業条件に基づき実施しており、この条件には貸付条件、必要担保および金利が含まれる。当期間中に償却された金額はなく、これらの残高に関して個別の引当金も計上されていない。

以下の表は、NED、CEOおよび開示を要する執行役員（当年度中の任意の時点でローン残高が総額100,000ドルを超える場合は、これらの者の関係者を含む）に対するローン残高の詳細を示す。

2019年9月30日現在、NED、CEOおよび開示を要する執行役員（これらの者の関係者を含む）に対するローン総額（100,000ドル未満の残高を含む）は、26,862,152ドル（2018年度：25,000,240ドル）であり、当期間中の支払利息は738,710ドル（2018年度：931,926ドル）であった。

10.3.2 NED、CEOおよび開示を要する執行役員へのローン取引

氏名	2018年10月1日の 期首残高	2019年9月30日の 期末残高	報告期間中に 支払われたおよび 支払われる利息 ⁽¹⁾	報告期間中の 最高残高
(単位：ドル)				
現職の非執行取締役				
J.マクファーレン ⁽²⁾	11,142,758	13,330,653	453,647	15,746,151
現職のCEOおよび開示を要する執行役員				
S.エリオット ⁽²⁾	3,011,535	2,926,267	106,450	3,036,159
A.ジョージ ⁽³⁾	1,731,394	1,594,166	64,245	1,747,316
M.ハンド ⁽⁴⁾	4,483,147	4,437,179	66,311	5,503,012
M.ウィーラン ⁽²⁾	1,721,465	1,657,264	40,452	1,762,791
前職の開示を要する執行役員				
F.オールソン ^{(2)、(5)}	2,887,607	2,874,688	7,357	2,909,358
合計	24,977,906	26,820,217	738,462	30,704,787

(1) オフセット口座考慮後の実質支払利息。ローン残高は総額で表示されるが、支払利息はオフセット口座の影響を考慮している。

(2) クレジットカード残高を含めるために、期首残高は修正再表示されている。

(3) 以前ローンに含まれていた再引出し可能部分を除くために、期首残高は修正再表示されている。

(4) 期首残高は、主要経営陣としての就任日現在である。

(5) 期末残高は、主要経営陣としての退任日現在である。

10.4 その他の取引

NED、CEOおよび開示を要する執行役員ならびにこれらの者の関係者とのその他の取引には預金が含まれる。

	2018年10月1日の 期首残高 ⁽¹⁾	2019年9月30日の 期末残高 ^{(2)、(3)}
(単位：ドル)		
主要経営陣の預金合計	55,943,066	60,237,940

(1) 期首残高は2018年10月1日現在、または年の途中で就任した場合は就任日現在である。

(2) 期末残高は2019年9月30日現在、または年の途中で退任した場合は退任日現在である。

(3) 2019年度の預金の利息支払額は705,949ドルである。

主要経営陣およびその関係者とのその他の取引には、保険料、投資運用サービス手数料、仲介手数料、銀行業務手数料に関して当グループに支払われる金額が含まれる。当グループは、その職務の遂行に伴う秘書サービスで負担した費用について、主要経営陣に支払う。かかる取引は、他の従業員または顧客に与えるものより有利でない通常の商業条件に基づき実施されている。

[前へ](#)

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要ー7.2 監査委員会」を参照のこと。

監査委員会の委員の氏名および2019年度に開催された監査委員会会議への出席状況は、下表のとおりである。

取締役の氏名	出席資格を有する 会議の開催回数	出席回数
イラナ・アトラス	8	8
ポーラ・ドワイヤー（委員長）	8	8
デービッド・ゴンスキー	8	8
グレイム・リーベルト	8	8
ジョン・マクファーレン	8	8

当年度における監査委員会の活動状況および主な検討事項は、以下を含むがこれらに限定されない。

- ・ 以下の監督およびレビュー
 - － ANZの財務報告原則および方針、管理ならびに手続き
 - － ANZの内部統制およびリスク管理の枠組みの有効性
 - － ANZの内部監査機能の業務（内部監査による発見事項のレビューならびに適時適切な方法による問題点の管理および是正の確実な実施を含む）
 - － ANZの財務書類ならびに独立監査の完全性ならびに関連する法律上および規制上の要件の遵守
 - － 財務報告に関連する範囲における健全性の監督手続きおよびその他の規制上の要件
 - － 取締役会により付託されたその他の事項
- ・ 外部監査人に関する以下の事項
 - － その任命、報酬支払い、年次評価および監督
 - － その独立性、適合性および適切性、ならびに資格の年次レビュー
 - － 年次の監査計画の見直しおよび承認ならびに提供を受けることができる非監査業務分野の決定
- ・ 以下を含むがこれらに限定されないその他の事項
 - － 過去の会議の議事録の承認
 - － 主要な子会社の監査委員会からの報告
 - － 監査委員会憲章の見直しおよび自己評価
 - － 内部監査、外部監査人および委員会委員との会議（個別に行う。）

委員の適格性および会議に関する要求事項に加え、監査委員会の目的、権限、機能および職務に関する詳細は、ANZのウェブサイト（www.anz.com）に掲載されている「監査委員会憲章」を参照のこと。

② 内部監査

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要－8.1 内部監査」を参照のこと。

③ 会計監査

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要－8.2 外部監査」を参照のこと。

(i) 外部監査人

- i. 外部監査人の名称： KPMG
- ii. 継続監査期間： 外部監査人は1969年以降連続して監査関連業務を行っている。
- iii. 業務を執行した公認会計士の氏名： Alison Kitchen (アリソン・キッチン)
- iv. 監査業務に係る補助者の構成： 非公開

(ii) 外部監査人の選定（または解任もしくは不再任の決定）方針

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要－8.2 外部監査」に記載されているANZのウェブサイト内の「外部監査人との関係についてのANZの利害関係人に係るエンゲージメント・モデル」を参照のこと。

「外部監査人との関係についてのANZの利害関係人に係るエンゲージメント・モデル」に概説されているとおり、監査委員会

- は、
- ・ 外部監査人の選任、報酬、維持および監督の責任を有する。
 - ・ 採用ごとに、または監査委員会により適用された特定の事前承認方針に基づき、すべての監査、監査関連業務および非監査業務を事前に承認する。
 - ・ 外部監査人の独立性を定期的に評価する（最低年に1度の正式なレビューを含む。）
 - ・ 外部監査人の有効性を定期的に検証する（最低年に1度の正式なレビューを含む。）
 - ・ 外部監査人による業務の提供に対応する採用モデルを維持する。

さらに、主要経営陣および一部の子会社の取締役は、2年に一度、外部監査人の業績のレビューとして行う調査の完了を要求されている。これは、当グループ全体における外部監査人の業務提供の質に関する意見を入手することを目的としている。その報告は監査委員会に提示され検討される。次回の報告期限は2020年2月である。

(iii) 最近2連結会計年度における外部監査人の異動

該当なし。

(iv) 監査委員会による外部監査人の評価の内容

上記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要－8.2 外部監査」に記載されているANZのウェブサイト内の「外部監査人との関係についてのANZの利害関係人に係るエンゲージメント・モデル」を参照のこと。

監査委員会による外部監査人の評価の詳細は開示されていない。選任された外部監査人の再契約については、毎年監査委員会により確認が得られる。

(v) 監査人報酬

i. 外部監査人に対して支払った報酬

「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2019年度連結財務書類の注記34「監査人報酬」を参照のこと。

下記の表では、オーストラリアの外部監査人に対して支払われた監査報酬その他の報酬を記載している。

	2019年	2018年
	(単位：千ドル)	
KPMGオーストラリアに対する報酬		
当グループ全体		
財務報告書の監査またはレビュー	9,036	10,058
監査関連業務	3,392	4,999
非監査業務	114	306
	<u>12,542</u>	<u>15,363</u>
ANZBGL		
財務報告書の監査またはレビュー	7,058	6,674
監査関連業務	2,642	4,152
非監査業務	114	100
	<u>9,814</u>	<u>10,926</u>
子会社		
財務報告書の監査またはレビュー	1,978	3,384
監査関連業務	750	847
非監査業務	-	206
	<u>2,728</u>	<u>4,437</u>

ii. その他の報酬

下記の表では、オーストラリア以外の外部監査人およびその関連法人に対して支払われた監査報酬その他の報酬を記載している。

	2019年	2018年
	(単位：千ドル)	
KPMG（オーストラリア以外）に対する報酬		
当グループ全体		
財務報告書の監査またはレビュー	5,691	5,797
監査関連業務	2,316	1,276
非監査業務	2	2
	<u>8,009</u>	<u>7,075</u>
ANZBGL		
財務報告書の監査またはレビュー	1,924	1,642
監査関連業務	714	545
非監査業務	2	2
	<u>2,640</u>	<u>2,189</u>
子会社		
財務報告書の監査またはレビュー	3,767	4,155
監査関連業務	1,602	731
非監査業務	-	-
	<u>5,369</u>	<u>4,886</u>

iii. 外部監査人がANZに対して提供した非監査業務

会社法および業界の最良慣行の要件を組込んだ当グループの「外部監査人との関係についてのANZの利害関係人に係るエンゲージメント・モデル」（以下「本方針」という。）は、外部監査人が外部監査人としての役割と対立するまたは独立性の要件に違反すると考えられるサービスを提供することを防止している。これは、コンサルティングの助言および経営陣が通常行う業務上の活動の下請け、ならびに外部監査人が自身の業務について意見を表明することが最終的に必要となる可能性のある契約を含む。

具体的に本方針は以下を定める。

- ・ 提供可能な非監査業務の範囲を限定する。
- ・ 監査業務、監査関連業務および認められる非監査業務については、監査委員会により承認を受けるか、または監査委員会委員長（もしくは代表者）により承認を受け監査委員会に通知する前に、独立性の規定に照らしてかつ潜在的な利益相反を考慮することを必要とする。
- ・ 当グループのための一切の契約を外部監査人が開始するには、事前承認を必要とする。

本方針の詳細は、上記「(1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載する。

外部監査人は監査委員会に対して、以下を確認した。

- ・ 適用法域における独立ルールを確実に遵守する手続きを実施した。
- ・ 当該法域において非監査業務の提供および本方針に関する適用ある政策および規則を遵守した。

監査委員会は、2019年度につき外部監査人が提供した非監査業務を検討し、これらの業務の提供は本方針に一致すること、2001年会社法が課す監査人の独立性に関する一般基準に矛盾しないこと、また2001年会社法における監査人の独立性の要件を損なわなかったことを確認した。これは監査委員会により取締役会に正式に報告された。

2019年9月30日に終了した年度中に外部監査人であるKPMG、またはKPMGを代理して他の者もしくは事務所により当グループに提供された非監査業務の分類、および当グループが支払済みまたは支払うべき金額（物品・サービス税を含む。）は以下のとおりである。

非監査業務	支払済金額/未払金額	
	2019年度	2018年度
	(単位：千ドル)	
市場または規制に関する全般的な見識	-	187
研修関連サービス	106	17
統制関連の評価	-	94
方法および手続きのレビュー	10	10
合計	116	308

KPMGに対して支払った報酬の詳細については、下記「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)連結財務書類」の2019年度連結財務書類の注記34「監査人報酬」を参照のこと。かかる報酬には当年度に提供された監査関連業務に対する報酬571万ドル（2018年度：628万ドル）が含まれる。

上記の理由から、取締役は、2019年9月30日に終了した年度中の外部監査人による非監査業務の提供が、2001年会社法が課す外部監査人の独立性に関する一般基準に矛盾しないこと、また2001年会社法における監査人の独立性の要件を損なわなかったことに満足している。

iv. 外部監査人に対する報酬の額の決定に関するANZの方針
監査委員会が外部監査人の報酬の額を決定する責任を有する。

v. 監査委員会が同意をした理由

監査委員会は、ANZの事業活動の性質および規模に対して期待される外部監査人の作業成果の評価に加え、オーストラリアにおける類似の銀行に関する監査報酬案の見直しを含む一定の要因を十分考慮し、外部監査人の報酬案に同意した。

(4) 【役員の報酬等】

該当事項なし。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項なし。

第6【経理の状況】

(イ) 本書記載のオーストラリア・ニュージーランド銀行（「当行」または「ANZ」）ならびに当行およびその被支配法人（当行と合わせて、「当グループ」）の2019年9月30日現在ならびに同日に終了した事業年度の財務書類（連結財務書類および個別財務書類）は、オーストラリア会計基準（「AASs」）、およびオーストラリア会計基準審議会（「AASB」）が発行したその他の権威ある公表文書、2001年会社法、ならびに国際会計基準審議会（「IASB」）が公表した国際会計報告基準（「IFRS」）および解釈指針に準拠して作成されたものである。なお、当行および当グループの英文財務書類はオーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）に提出され、オーストラリア証券取引所で公衆の縦覧に供されている。

当行が採用した会計基準、会計手続きおよび表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計手続きおよび表示方法との主な相違点に関しては「4. 日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に記載されている。

本書記載の財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（「財務諸表等規則」）第131条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ) 2019年9月30日現在ならびに同日に終了した事業年度の財務書類は、当行のオーストラリアの会計監査人であるケーピーエムジーの監査を受けている。監査報告書および同意書は、本書に掲載されている。

なお、ケーピーエムジーによる監査を受けたことにより、当行および当グループの財務書類は「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の2の規定で定めるところの、監査証明に相当すると認められる証明を受けたとみなされるため、金融商品取引法第193条の2第1項第1号の規定に基づき日本の公認会計士または監査法人による監査を受けていない。

(ハ) 本書記載の当行および当グループの財務書類（原文）は、豪ドルで表示されている。以下の財務書類に「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、2019年12月2日現在の、株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場（1豪ドル＝76.25円）の為替レートにより換算したものである。

(ニ) 日本円への換算額ならびに「2. 主な資産・負債及び収支の内容」から「4. 日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に関する記載は、当行の原文の財務書類に含まれておらず、上記（ロ）の監査の対象にもなっていない。

1【財務書類】

(1) 連結財務書類

損益計算書

9月30日終了事業年度	注記	2019年		2018年 ⁽¹⁾	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
受取利息 ⁽²⁾		31,077	2,369,621	30,327	2,312,434
支払利息		(16,738)	(1,276,273)	(15,813)	(1,205,741)
純利息収益	2	14,339	1,093,349	14,514	1,106,693
その他営業収入	2	4,058	309,423	5,014	382,318
保険事業収入純額	2	126	9,608	273	20,816
関連会社投資の持分利益	2	262	19,978	183	13,954
営業収入		18,785	1,432,356	19,984	1,523,780
営業費用	3	(9,071)	(691,664)	(9,401)	(716,826)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益		9,714	740,693	10,583	806,954
貸倒引当金繰入額	13	(794)	(60,543)	(688)	(52,460)
税引前利益		8,920	680,150	9,895	754,494
法人税	4	(2,609)	(198,936)	(2,784)	(212,280)
継続事業に係る税引後利益		6,311	481,214	7,111	542,214
非継続事業に係る税引後利益/(損失)	29	(343)	(26,154)	(695)	(52,994)
当期利益		5,968	455,060	6,416	489,220
内訳:					
当行株主に帰属する利益		5,953	453,916	6,400	488,000
非支配持分に帰属する利益		15	1,144	16	1,220
非継続事業を含む普通株式1株当たり利益(セント/円)					
基本的	6	210.0	160.1	221.6	169.0
希薄化後	6	201.9	153.9	212.1	161.7
継続事業に係る普通株式1株当たり利益(セント/円)					
基本的	6	222.1	169.4	245.6	187.3
希薄化後	6	213.0	162.4	234.2	178.6
普通株式1株当たり配当(セント/円)	5	160	122.0	160	122.0

- (1) AASB第15号の適用時に、当グループが以前には相殺していた一定の項目は組替えられ、営業収入と営業費用に総額で表示されるようになった。そのため比較情報は修正再表示されており、これにより営業収入総額と営業費用総額はそれぞれ153百万ドル増加した。
- (2) 償却原価で測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産について、実効金利法を使用して算出された受取利息30,224百万ドル(2018年度:償却原価で測定される金融資産および売却可能資産について29,181百万ドル)を含む。

後述の注記は本財務書類の一部である。

包括利益計算書

9月30日終了事業年度	2019年		2018年	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
継続事業に係る当期利益	6,311	481,214	7,111	542,214
その他の包括利益				
将来、損益に組み替えられない項目				
投資有価証券—FVOCIで測定される持分証券 ⁽¹⁾	45	3,431	-	-
その他の準備金増減	67	5,109	32	2,440
将来、損益に組み替えられる可能性のある項目				
為替換算調整勘定 ⁽²⁾	697	53,146	222	16,928
その他の準備金増減	909	69,311	137	10,446
上記項目に帰属する法人税	(288)	(21,960)	(118)	(8,998)
関連会社のその他の包括利益の持分 ⁽³⁾	26	1,983	25	1,906
継続事業に係るその他の包括利益（税引後）	1,456	111,020	298	22,723
非継続事業に係る税引後利益/（損失）	(343)	(26,154)	(695)	(52,994)
非継続事業に係るその他の包括利益/（損失）、（税引後）	(97)	(7,396)	18	1,373
当期包括利益合計	7,327	558,684	6,732	513,315
包括利益合計の内訳：				
当行株主に帰属するもの	7,307	557,159	6,706	511,333
非支配持分に帰属するもの	20	1,525	26	1,983

- (1) 2018年10月1日におけるAASB第9号の適用により、金融資産の分類および測定は修正された。比較期間で用いられていた売却可能資産という分類は、AASB第9号には存在せず、新たに投資有価証券という分類が導入された。詳細は、注記1および注記35を参照のこと。比較情報は修正再表示されていない。
- (2) 非支配持分株主に帰属する為替換算差額による5百万ドルの利益を含む（2018年度：10百万ドルの利益）。
- (3) 関連会社のその他の包括利益の持分は、将来、損益に組み替えられる可能性がある、FVOCI準備金20百万ドルの利益（2018年度、売却可能資産再評価差額金：28百万ドルの利益）、確定給付制度7百万ドルの利益（2018年度：0）、キャッシュフロー・ヘッジ準備金2百万ドルの損失（2018年度：0）為替換算調整勘定1百万ドルの利益（2018年度：3百万ドルの損失）を含む。

後述の注記は本財務書類の一部である。

貸借対照表

9月30日現在	注記	2019年		2018年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
資産					
現金および現金同等物	8	81,621	6,223,601	84,636	6,453,495
ANZの未収決済残高		3,739	285,099	2,319	176,824
支払担保		15,006	1,144,208	11,043	842,029
売買目的有価証券	9	43,169	3,291,636	37,722	2,876,303
デリバティブ金融商品	10	120,667	9,200,859	68,423	5,217,254
投資有価証券 ^{(1)、(2)}	11	83,709	6,382,811	-	-
売却可能資産 ⁽¹⁾	11	-	-	74,284	5,664,155
正味貸付金および前渡金 ^{(2)、(3)}	12	615,258	46,913,423	604,464	46,090,380
規制上の預け金		879	67,024	882	67,253
売却目的保有資産	29	1,831	139,614	45,248	3,450,160
関連会社に対する投資	26	2,957	225,471	2,553	194,666
当期税金資産		265	20,206	268	20,435
繰延税金資産		1,356	103,395	900	68,625
のれんおよびその他の無形資産	20	4,861	370,651	4,930	375,913
土地建物および設備機器		1,924	146,705	1,833	139,766
その他資産 ⁽³⁾		3,895	296,994	3,677	280,371
資産合計		981,137	74,811,696	943,182	71,917,628
負債					
ANZの未払決済残高		10,867	828,609	11,810	900,513
受取担保		7,929	604,586	6,542	498,828
預金およびその他の借入金	14	637,677	48,622,871	618,150	47,133,938
デリバティブ金融商品	10	120,951	9,222,514	69,676	5,312,795
当期税金負債		260	19,825	300	22,875
繰延税金負債 ⁽³⁾		67	5,109	69	5,261
売却目的保有負債	29	2,121	161,726	47,159	3,595,874
支払債務およびその他の負債 ⁽³⁾		7,968	607,560	6,894	525,668
従業員受給権		589	44,911	540	41,175
その他引当金 ^{(2)、(3)}	21	2,223	169,504	1,458	111,173
発行済社債	15	129,691	9,888,939	121,179	9,239,899
負債合計		920,343	70,176,154	883,777	67,387,996
純資産		60,794	4,635,543	59,405	4,529,631
株主資本					
普通株式資本	22	26,490	2,019,863	27,205	2,074,381
準備金	22	1,629	124,211	323	24,629
利益剰余金 ⁽³⁾	22	32,664	2,490,630	31,737	2,419,946
当行株主に帰属する株式資本および準備金	22	60,783	4,634,704	59,265	4,518,956
非支配持分に帰属するもの	22	11	839	140	10,675
株主資本合計	22	60,794	4,635,543	59,405	4,529,631

- (1) 2018年10月1日におけるAASB第9号の適用により、金融資産の分類および測定は修正された。比較期間で用いられていた売却可能資産という分類は、AASB第9号には存在せず、新たに投資有価証券という分類が導入された。詳細は、注記1および注記35を参照のこと。比較情報は修正されていない。
- (2) 2018年10月1日付のAASB第9号の適用時に、当グループは一括評価引当金を813百万ドル増加させた（正味貸付金および前渡金に関して647百万ドル、投資有価証券に関して11百万ドル、引当金に関して155百万ドル）。比較情報は修正されていない。詳細は、注記1および注記35を参照のこと。
- (3) 当期の表示との比較可能性を高めるため、比較情報はAASB第15号の適用およびその他の再分類調整により修正再表示されている。詳細は、注記1および注記35を参照のこと。

後述の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュフロー計算書

連結キャッシュフロー計算書は非継続事業を含んでいる。非継続事業に関するキャッシュフローおよび売却目的保有に再分類された現金および現金同等物については注記29を参照のこと。

9月30日終了事業年度 ⁽¹⁾	2019年		2018年	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
税引後利益	5,968	455,060	6,416	489,220
営業活動による（に使用された）純キャッシュフローとの調整：				
予想信用損失引当金	794	60,543	688	52,460
減価償却費および償却費	871	66,414	1,199	91,424
土地建物および設備機器の売却（益）/損	(5)	(381)	(4)	(305)
正味デリバティブ/外貨換算調整	4,940	376,675	6,721	512,476
投資の売却による（利益）/損失	(137)	(10,446)	(594)	(45,293)
事業の売却目的保有への組替	-	-	693	52,841
その他の非現金項目の増減	(356)	(27,145)	(55)	(4,194)
営業資産の純（増加）/減少：				
支払担保	(3,493)	(266,341)	(1,648)	(125,660)
売買目的有価証券	(7,941)	(605,501)	8,565	653,081
正味貸付金および前渡金	(10,268)	(782,935)	(25,265)	(1,926,456)
保険契約に対応する投資	(3,542)	(270,078)	(3,914)	(298,443)
その他資産	(454)	(34,618)	(973)	(74,191)
営業負債の純増加/（減少）：				
預金およびその他の借入金	7,006	534,208	12,207	930,784
ANZの未払決済残高	(1,077)	(82,121)	1,853	141,291
受取担保	1,004	76,555	186	14,183
生命保険契約債務	-	-	4,263	325,054
その他の負債	2,140	163,175	228	17,385
調整額合計	(10,518)	(801,998)	4,150	316,438
営業活動による（に使用された）純キャッシュフロー⁽²⁾	(4,550)	(346,938)	10,566	805,658
投資活動によるキャッシュフロー				
投資有価証券/売却可能資産 ⁽³⁾				
購入	(23,847)	(1,818,334)	(23,806)	(1,815,208)
売却または満期による手取金	21,228	1,618,635	20,592	1,570,140
事業売却による手取金、売却事業保有現金控除後	2,121	161,726	2,148	163,785
チューリッヒの再保険契約による手取金	-	-	1,000	76,250
IIOF担保付債券による手取金	800	61,000	-	-
その他資産	(508)	(38,735)	232	17,690
投資活動による（に使用された）純キャッシュフロー	(206)	(15,708)	166	12,658
財務活動によるキャッシュフロー				
発行済社債： ⁽⁴⁾				
発行額	25,900	1,974,875	25,075	1,911,969
償還額	(22,958)	(1,750,548)	(15,898)	(1,212,223)
配当金支払額 ⁽⁵⁾	(4,471)	(340,914)	(4,563)	(347,929)
自己株式の市場での購入	(112)	(8,540)	(114)	(8,693)
自己株式買戻し	(1,120)	(85,400)	(1,880)	(143,350)
財務活動による（に使用された）純キャッシュフロー	(2,761)	(210,526)	2,620	199,775
現金および現金同等物の純（減少）/増加	(7,517)	(573,171)	13,352	1,018,090
現金および現金同等物の期首残高	84,964	6,478,505	68,048	5,188,660
現金および現金同等物に関する為替レート変動の影響	4,174	318,268	3,564	271,755
現金および現金同等物の期末残高⁽⁶⁾	81,621	6,223,601	84,964	6,478,505

- (1) 前期の貸借対照表項目に影響を与える修正再表示の結果、キャッシュフロー計算書の一定の項目もこれに応じて修正再表示されている。詳細な情報は注記35を参照のこと。
- (2) 営業活動による純キャッシュインフロー／（アウトフロー）には、法人税納付額3,129百万ドル（2018年度：3,373百万ドル）を含む。
- (3) 2018年10月1日におけるAASB第9号の適用により、金融資産の分類および測定は修正された。比較期間で用いられていた売却可能資産という分類は、AASB第9号には存在せず、新たに投資有価証券という分類が導入された。詳細は、注記1および注記35を参照のこと。
- (4) 債券発行による現金以外の変動は、公正価値ヘッジによる損失2,437百万ドル（2018年度：1,443百万ドルの利益）および外国為替差損3,815百万ドル（2018年度：5,712百万ドルの損失）を含む。
- (5) 配当金再投資制度に対応するための株式購入に伴うキャッシュ・アウトフローは、配当金支払額に分類されている。
- (6) 貸借対照表の本表に認識されている81,621百万ドルの現金および現金同等物（2018年度：84,636百万ドル）を含み、売却保有目的資産の一部として計上された金額はない（2018年度：328百万ドル）。

後述の注記は本財務書類の一部である。

持分変動計算書

	普通株式資本		準備金		利益剰余金		当行株主に帰属する 株式資本および準備金	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2017年10月1日現在	29,088	2,217,960	37	2,821	29,834	2,274,843	58,959	4,495,624
AASB第15号への移行による影響	-	-	-	-	22	1,678	22	1,678
継続事業に係る損益	-	-	-	-	7,095	540,994	7,095	540,994
非継続事業に係る損益	-	-	-	-	(695)	(52,994)	(695)	(52,994)
継続事業に係る当期その他 包括利益	-	-	264	20,130	24	1,830	288	21,960
非継続事業に係る当期その他 包括利益	-	-	18	1,373	-	-	18	1,373
当期包括利益合計	-	-	282	21,503	6,424	489,830	6,706	511,333
株主権に基づく株主との取引：(1)								
配当金支払額	-	-	-	-	(4,585)	(349,606)	(4,585)	(349,606)
当グループの生命保険法定基金に 保有される自己株式の受取配当金	-	-	-	-	24	1,830	24	1,830
グループ株式買戻し ⁽²⁾	(1,880)	(143,350)	-	-	-	-	(1,880)	(143,350)
その他の資本増減：(1)	-	-	-	-	-	-	-	-
富裕層オーストラリア非継続 事業の自己株式の調整	(2)	(153)	-	-	-	-	(2)	(153)
当グループの従業員株式取得制度	(1)	(76)	-	-	-	-	(1)	(76)
その他の項目	-	-	4	305	18	1,373	22	1,678
2018年9月30日現在	27,205	2,074,381	323	24,629	31,737	2,419,946	59,265	4,518,956
AASB第9号への移行による影響	-	-	14	1,068	(624)	(47,580)	(610)	(46,513)
継続事業に係る損益	-	-	-	-	6,296	480,070	6,296	480,070
非継続事業に係る損益	-	-	-	-	(343)	(26,154)	(343)	(26,154)
継続事業に係る当期その他 包括利益	-	-	1,393	106,216	58	4,423	1,451	110,639
非継続事業に係る当期その他 包括利益	-	-	(97)	(7,396)	-	-	(97)	(7,396)
当期包括利益合計	-	-	1,296	98,820	6,011	458,339	7,307	557,159
株主権に基づく株主との取引：(1)								
配当金支払額 ⁽³⁾	-	-	-	-	(4,481)	(341,676)	(4,481)	(341,676)
当グループの生命保険法定基金に 保有される自己株式の受取配当金	-	-	-	-	12	915	12	915
グループ株式買戻し ⁽²⁾	(1,120)	(85,400)	-	-	-	-	(1,120)	(85,400)
その他の資本増減：(1)	-	-	-	-	-	-	-	-
富裕層オーストラリア 非継続事業の自己株式の調整 ⁽⁴⁾	405	30,881	-	-	-	-	405	30,881
当グループの従業員株式取得制度	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目	-	-	(4)	(305)	9	686	5	381
2019年9月30日現在	26,490	2,019,863	1,629	124,211	32,664	2,490,630	60,783	4,634,704

	非支配持分		株主資本合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2017年10月1日現在	116	8,845	59,075	4,504,469
AASB第15号への移行による影響	-	-	22	1,678
継続事業に係る損益	16	1,220	7,111	542,214
非継続事業に係る損益	-	-	(695)	(52,994)
継続事業に係る当期その他				
包括利益	10	763	298	22,723
非継続事業に係る当期その他				
包括利益	-	-	18	1,373
当期包括利益合計	26	1,983	6,732	513,315
株主権に基づく株主との取引：(1)				
配当金支払額	(2)	(153)	(4,587)	(349,759)
当グループの生命保険法定基金に				
保有される自己株式の受取配当金	-	-	24	1,830
グループ株式買戻し ⁽²⁾	-	-	(1,880)	(143,350)
その他の資本増減：(1)	-	-	-	-
富裕層オーストラリア非継続				
事業の自己株式の調整	-	-	(2)	(153)
当グループの従業員株式取得制度	-	-	(1)	(76)
その他の項目	-	-	22	1,678
2018年9月30日現在	140	10,675	59,405	4,529,631
AASB第9号への移行による影響	-	-	(610)	(46,513)
継続事業に係る損益	15	1,144	6,311	481,214
非継続事業に係る損益	-	-	(343)	(26,154)
継続事業に係る当期その他				
包括利益	5	381	1,456	111,020
非継続事業に係る当期その他				
包括利益	-	-	(97)	(7,396)
当期包括利益合計	20	1,525	7,327	558,684
株主権に基づく株主との取引：(1)				
配当金支払額 ⁽³⁾	(2)	(153)	(4,483)	(341,829)
当グループの生命保険法定基金に				
保有される自己株式の受取配当金	-	-	12	915
グループ株式買戻し ⁽²⁾	-	-	(1,120)	(85,400)
その他の資本増減：(1)	-	-	-	-
富裕層オーストラリア				
非継続事業の自己株式の調整 ⁽⁴⁾	-	-	405	30,881
当グループの従業員株式取得制度	-	-	-	-
その他の項目	(147)	(11,209)	(142)	(10,828)
2019年9月30日現在	11	839	60,794	4,635,543

(1) 当期および前期は非継続事業を含む。

(2) 当行は、2019年度に1,120百万ドル相当のANZ普通株式を購入（2018年度：1,880百万ドル）したことで、30億ドルの市場買戻しを完了した。その結果、2019年度において、42.0百万株の消却が行われた（2018年度：66.7百万株）。

(3) 2019年の中間配当では、配当金再投資制度（DRP）に参加する株主に対し、株式を市場で調達し直接引き渡したため、DRPに関する株式の新規発行はない。（2018年最終配当および中間配当はゼロ）。2019年度におけるDRP向けに市場での購入した株式は、432百万ドル（2018年度：392百万ドル）であった。

(4) 2019年4月13日に完了した当グループの富裕層事業のチューリッヒおよびIOOFへの売却に備えて、継承ファンドの移管が行われた。その結果、以前、富裕層オーストラリアの非継続事業で保有していたANZ株式（自己株式）は消去されていない。

後述の注記は本財務書類の一部である。

[次へ](#)

連結財務書類注記

1. 当グループの財務書類について

本書は、オーストラリア・ニュージーランド銀行（「当行」）およびその被支配法人（「当グループ」と総称する。）の2019年9月30日に終了した事業年度の財務書類である。当行はオーストラリアで設立され、同国に本店を構えている。当行の登記上の事務所の住所、ならびに主要な事業所はANZ Centre, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008である。

2019年10月30日、取締役はこれらの財務書類の発行に関する決議を承認した。

財務書類の情報は、財務書類の理解において重要かつ関連性があると想定されるものに限定して含めている。例えば以下のような場合、開示は重要かつ関連性があるとみなされる。

- ・ 金額の規模が重要である（定量的要因）
- ・ 情報の性質が重要である（定性的要因）
- ・ 利用者はその開示がないと当グループの業績を理解することができない（定性的要因）
- ・ 例えば事業の取得や処分など、利用者にとって当期中のグループ事業の重要な変更による影響を理解するための重要な情報である（定性的要因）
- ・ 将来のグループ業績に影響する重要な業務に関する情報（定性的要因）
- ・ 2001年会社法、1959年銀行法の規制要件に基づく、もしくはオーストラリア証券投資委員会（ASIC）、オーストラリア健全性規制庁（APRA）などグループの主たる規制当局により求められる情報

財務書類の本セクションでは、以下を示している。

- ・ 当グループの財務書類の作成基準の概要
- ・ 財務書類に直接影響を及ぼす新たな会計基準もしくは規制の説明

作成基準

本財務報告書は、オーストラリア会計基準（AAS）、およびオーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書、2001年会社法、ならびに国際会計基準審議会（IASB）が公表した国際会計報告基準（IFRS）および解釈指針に準拠して営利目的企業により作成された一般目的の財務報告書（Tier 1）である。

当グループの財務書類は、当行の機能通貨であり表示通貨である豪ドルで表示されている。ASIC企業向け（財務書類／取締役会報告書における四捨五入）通達第2016/191号により認められているように、別段の記載がない限り、財務書類に記載されている金額は百万ドル未満を四捨五入している。当グループの各社の財務書類は、各社が営業を行う主たる経済環境の通貨を用いて測定される（機能通貨）。

測定基準

本財務情報は、公正価値で表示されている以下の資産および負債を除き、取得原価法に基づき作成されている。

- ・ デリバティブ金融商品、また公正価値ヘッジの場合、公正価値調整は基礎となるヘッジ・エクスポージャーに対して行われる。
- ・ 売買目的保有金融商品
- ・ 損益を通じて公正価値で測定するものと指定されている金融資産および金融負債
- ・ 売却可能金融資産（2018年9月30日以前）
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（2018年10月1日以降の適用）
- ・ 特定のその他の売却目的保有資産および負債について公正価値から、売却コストを差し引いた金額が帳簿価額を下回る場合（この要件から除外される売却目的保有資産および負債を除く）。

AASB第1038号「生命保険契約」（「AASB第1038号」）に準拠して、生命保険債務はマージン・オン・サービスモデル（「MoS」）を用いて測定される。AASB第119号「従業員給付」（「AASB第119号」）に準拠して確定給付債務は予測単位積増方式を用いて測定される。

非継続事業

2018年10月1日にI00Fホールディングス・リミテッド（「I00F」）への売却が完了した提携ディーラー・グループ事業、2019年5月31日にチューリッヒ・フィナンシャル・サービスズ・オーストラリア・リミテッドへの売却が完了した生命保険事業、I00Fに売却された富裕層オーストラリア部門の年金および投資事業、ならびに関連するグループ上の組替および連結への影響は、財務報告目的で非継続事業として扱われている。これらの事業は売却目的保有資産のサブグループであり、主要な事業分野を表しているため非継続事業として認められる。売却された事業の損益は、その売却日まで「非継続事業に係る利益/（損失）」に含められている。事業を非継続事業として再分類する際に貸借対照表は修正再表示されない。

連結基準

当グループの連結財務書類は、当行および当行の全子会社の財務書類で構成される。ある事業体について当行の支配が存在すると認められる場合、その事業体（組成された事業体を含む）は当グループの子会社とされる。当グループが事業体への関与を通じてリターンの変動にさらされるか、あるいはリターンの変動に対する権利を有し、かつその事業体に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合には支配が存在する。ここでの権利とは、関連性のある事業体の活動を指図する現在の能力を当グループに与えるものとされる。当グループ内の法人間取引は、連結ベースで全て消去されている。

為替換算

取引および残高

外貨建て取引は、取引日現在の為替レートで関連する機能通貨へ換算される。報告日において、外貨建て金融資産および負債は、当該日のスポット・レートで機能通貨へ換算される。為替換算損益は、発生した期間の損益に含まれる。

損益を通じて公正価値で測定される非貨幣性項目の換算差額は、公正価値評価損益の一部として表示される。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される投資有価証券に分類された非貨幣性項目（2018年10月1日以降の適用）および売却可能金融資産に分類された非貨幣性項目（2018年9月30日以前の適用）の換算差額は、資本の部の売却可能資産再評価差額金に含まれる。

オーストラリアドル以外を機能通貨とする海外事業の財務書類

海外事業の財務書類は、以下の手法を用いて、当グループの財務書類に連結するためにオーストラリアドルに換算される。

外貨建て項目	使用する為替レート
資産および負債	報告日のレート
資本	当初の投資日のレート
収益および費用	期間の平均レート—ただし、重要と考えられる取引について、平均レートが合理的ではない場合、取引日のレートを使用

海外事業の財務書類の換算から生じる換算差額は、資本の為替換算調整勘定に計上される。海外事業を処分する場合、かかる累積換算差額は処分損益の一部として損益に振替えられる。

受託業務

当グループは、主に富裕層ビジネスを通じて、保管、名義人、受託、管理、投資運用サービスを含む信託サービスを第三者に提供している。これに伴い、当グループは、第三者に代わり資産を保有、ならびに金融商品の購入および売却に関する意思決定を行う。ANZが資産の実質所有者でない場合、もしくは資産を支配していない場合、本財務書類においてこれらの取引は認識されない。ただし、会計基準または規制で要求される場合を除く。

重要な判断および見積り

当グループの会計方針を適用する目的で、経営陣は数多くの判断を下し、過去および将来の事象に関する見積りおよび仮定を適用している。財務書類にとって重要であると考え重要な判断および見積りに関する詳しい情報は、関連する財務書類注記に含まれている。

当期に採用された会計基準

AASB第9号「金融商品」（「AASB第9号」）

当グループは、2018年10月1日付でAASB第9号を適用した（公正価値で測定するものとして指定した金融負債に関連する「自己信用」要件を除く。当グループは当該要件を2013年10月1日付で早期適用した）。また、当グループはAASB第2017-6号「オーストラリア会計基準の改訂一負の補償を伴う期限前償還要素」（「AASB第2017-6号」）を2018年10月1日付で早期適用することを選択した。AASB第9号は、マクロ・ヘッジ会計に関する国際会計基準審議会の継続中のプロジェクトが完了するまで、AASB第139号「ヘッジ会計」要件を引き続き会計方針として適用するという選択肢を与えており、当グループは当年度にこの選択肢を採用した。

AASB第9号およびAASB第2017-6号は、金融資産の減損、金融資産および金融負債の分類および測定ならびに一般ヘッジ会計に関する新しい規定を定めている。主要な新要件の詳細は、金融資産および金融負債の項で概説されており、2018年10月1日に適用した本基準への移行に係る調整は注記35に示されている。

AASB第15号「顧客との契約から生じる収益」（「AASB第15号」）

当グループは2018年10月1日よりAASB第15号を適用した。その結果、会計方針の変更および本連結財務書類における認識額が修正された。この基準は、契約で確約している履行義務を識別し、契約における取引価格をこれらの履行義務に配分することを求めている。収益は、各履行義務の充足時に認識される。当該基準はまた、企業が本人として活動しているか、代理人として活動しているかについてのガイダンスを提供しており、これは総額ベースまたは純額ベースでの収益の表示に影響を及ぼすものである。AASB第15号の移行規定に従って、当グループは全面的な遡及的移行アプローチを採用した。このアプローチに基づき、当基準の初度適用時の累積的影響は2017年10月1日現在の期首剰余金の調整として認識され、2018年度の報告期間の比較情報は修正再表示されている。

AASB第15号の適用の結果、次の会計方針の変更があった。

- ・ トレイル・コミッション収益の認識：従来、長期にわたり認識されていたトレイル・コミッション収益は、将来の期間に収益を戻入を求められる可能性が低い場合、対象商品を当グループが最初に顧客に販売した時点で認識されるようになった。

この会計方針の変更の結果、従来のAASB第118号「収益」（「AASB第118号」）の下では認識されなかったが、AASB第15号の下で即時認識の対象となる収益を認識するために、2017年10月1日現在の期首残高において、その他資産が32百万ドル、繰延税金負債が10百万ドル、利益剰余金が22百万ドル増加した。この変更は、比較対象期間の当期利益または1株当たり利益に影響を及ぼさなかった。

- ・ 表示：特定のクレジットカードのロイヤルティ費用およびその他の費用は、当グループが本人として（代理人としてではなく）行動していると判定された場合には、営業費用として表示される。従来、これらの費用はその他営業収入の控除として表示されていた。また、クレジットカードのマーケティング活動に関連してカード運営業者から受けとる特定のインセンティブは、当グループが本人として（代理人としてではなく）行動していると判定された場合には、営業収入として表示される。従来、これらのインセンティブは営業費用の控除として表示されていた。

AASB第15号の下でのこれらの費用の表示によりその他営業収入と営業費用は、2018年度にそれぞれ153百万ドル増加した。この変更は、比較対象期間の当期利益または1株当たり利益にも影響を及ぼさなかった。
クレジットカード・ロイヤリティ・プログラムに伴う貸借対照表上の金額に重要性のない組替は、注記35に示されている。

早期適用されなかった会計基準

数多くの新たな基準、基準の修正、解釈指針が公表されているが、2019年9月30日終了年度の財務書類において適用義務はなく、当グループによる本財務書類の作成において適用されていない。これらの会計基準の詳細は以下に記載されている。

一般ヘッジ会計

AASB第9号は、金融リスクおよび非金融リスクをヘッジする際に行われるリスク管理業務により整合した新しいヘッジ会計の要件を導入している。AASB第9号は、当グループに対して、マクロ・ヘッジ会計に関する国際会計基準審議会の継続中のプロジェクトが完了するまで、AASB第139号「ヘッジ会計」要件を引き続き会計方針として適用するという選択肢を与えている。現時点において、当グループは、AASB第139号のヘッジ会計の要件を適用している。

AASB第16号「リース」（「AASB第16号」）

AASB第16号は、2019年10月1日より当グループに適用され、従来の基準であるAASB第117号「リース」（「AASB第117号」）を置き換える。AASB第16号は、主に従来オペレーティング・リースに分類されていた当グループの不動産およびテクノロジー関連のリースに影響を及ぼす。AASB第117号の下では、オペレーティング・リースは貸借対照表に認識されず、賃借料がリース期間にわたって費用計上されていた。

AASB第16号の下で、借手は単一の会計モデルに基づき、すべてのリース（少額資産および短期のリースを除く）を貸借対照表に認識しなければならない。その結果、当グループは対象リース資産をリース期間にわたって使用する権利を使用権（「ROU」）資産として認識し、リース料の支払義務をリース負債として認識することになる。損益計算書において、当グループはROU資産に関する減価償却費とリース負債に対する支払利息を認識することになる。結果として、リース期間にわたって費用が一定であった従前の基準に対して、リース費用はリース期間の早期に多くなり、リース期間の後期に少なくなる。リース期間にわたっての累積費用は変化しない。

当グループは修正遡及移行アプローチを適用する予定であり、これによって、当初のリース負債は移行日現在の残存リース料の現在価値に基づいて認識される。金額の大きな特定の商業用およびリテール用リースについて認識された当初ROU資産は、AASB第16号が当該リースに常に適用されていたと仮定して測定される。他のすべてのリースについては、当初ROU資産は当初リース負債と同額で測定される。この移行アプローチに基づき、当グループは負債の増加17億ドルおよび資産の増加16億ドルを認識することを見込んでいる。この結果、2019年10月1日現在で、期首剰余金が82百万ドル減少し、繰延税金資産が43百万ドル増加すると見込まれる。過年度の比較情報の修正再表示は行われない。

AASB第16号の適用の際、経営陣は、リース期間の決定、割引率およびリースを含む取決めの識別を含む、一定の判断を行うことが求められる。これらの見積りは、当グループが2020年度上半期に当基準の適用を完了する際に、より具体的になる可能性がある。

AASB第17号「保険契約」（AASB第17号）

AASB第17号の最終版は2017年7月に公表されたが、2021年10月1日まで当グループには適用されない。これは、AASB第4号「保険契約」、AASB第1023号「一般保険契約」、AASB第1038号「生命保険契約」を差し替える。AASB第17号は、保険契約の認識、測定、表示、開示に関する原則を定めている。

AASB第17号に基づく測定、表示、開示要件は、現行の会計基準と大きく異なる。保険契約について認識される利益は全体的には変わらないが、収益認識の時期が変わる見込みである。

AASB第17号が、当グループに及ぼす影響が重要なものになることは見込まれていない。

AASB解釈指針第23号「法人所得税の処理に関する不確実性」（「解釈指針第23号」）

2017年7月、AASBは解釈指針第23号「法人所得税の処理に関する不確実性」を発行した。この解釈指針は、法人税の処理に関して不確実性がある場合の、AASB第112号「法人所得税」における認識および測定の要件の適用を明確化している。

解釈指針第23号は、2019年10月1日より当グループに適用されるが、当グループに重要な影響を及ぼすことは見込まれていない。

概念フレームワークの改訂

2019年6月、AASBは財務報告の概念フレームワークを改訂した。新しいフレームワークには、資産および負債の認識および認識中止のための最新の定義と判定規準が含まれている。さらに、改訂概念フレームワークでは、測定基準を選択する際に考慮する要素を含む、測定に関する新しい概念が導入されている。この改訂概念フレームワークは、2020年10月1日より当グループに適用されるが、当グループに重要な影響を及ぼすことは見込まれていない。

金利指標改革

LIBORのような銀行間金利（「IBOR」）は、世界の金融市場にとってデリバティブ、貸付金および有価証券の重要な参照金利である。IBORの利率の透明性や流動性についての懸念に対応して、世界中のいくつかの法域における規制当局がIBORを段階的に廃止し、置き換えるための指標金利の開発に大きな進展を示している。これらのプロジェクトは総称して「IBOR改革」と呼ばれている。国際会計基準審議会（「IASB」）も、ヘッジ会計、貸付金の条件緩和、公正価値の手法および開示を含む、金融商品会計の要素への影響が見込まれるIBOR改革が財務報告に及ぼす影響を検討している。

IASBのプロジェクトは、次の2つのフェーズに分けられている。フェーズ1は、置換え前の論点（IBORの置換えの前期間の財務報告に影響する論点）を取り扱い、フェーズ2は、置換えの論点（既存のIBORが置き換え時の財務報告に影響する論点）を取り扱う。

2019年9月、IASBは最終基準書である「金利指標改革—IFRS第9号、IAS第39号およびIFRS第7号の修正」を発行した。この基準書は「指標金利の置換え前の論点」に焦点を当て、IAS第39号およびIFRS第9号の下での特定のヘッジ会計の要件に例外を設け、金利指標は金利指標改革の結果、変更されないものという仮定の下で、企業がこれらのヘッジ会計の要件を適用することを可能にしている。2019年10月、AASBはこれらの修正をAASB第2019-3号「オーストラリア会計基準の修正—金利指標改革」で採択した。

当グループは、この新基準は適用後にヘッジ会計の要件に関連する一定の救済をもたらすと予測しているが、2019年9月期の報告目的においては、以下の観点からヘッジ会計が適用されたヘッジ関係のポートフォリオを検討した。

- ・ IBORからの移行方法と時期を巡って重要な不確実性が存在すること
- ・ 資本市場において金融商品の値付けにIBORの適用と依拠が継続していること

上記の要因により、当グループは影響を受ける可能性があるヘッジ関係について、ヘッジ会計が適用されているヘッジ関係は引き続き適切であると結論した。

当グループは、2020年10月1日より適用されるこの新基準について早期適用を検討している。

2. 営業収入

	2019年	2018年 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)	
純利息収益		
受取利息の金融資産の種類別の内訳		
投資有価証券—FVOCI/売却可能資産	1,624	1,524
償却原価で測定される金融資産	28,600	27,657
売買目的有価証券	848	1,140
損益を通じて公正価値評価するものとして指定されている金融資産	5	6
受取利息	31,077	30,327
支払利息の金融負債の種類別の内訳		
償却原価で測定される金融負債	(16,149)	(15,082)
空売り有価証券	(110)	(253)
損益を通じて公正価値評価するものとして指定されている金融負債	(116)	(123)
支払利息	(16,375)	(15,458)
大手銀行税	(363)	(355)
純利息収益	14,339	14,514
その他営業収入		
i) 受取手数料		
貸付手数料	602	652
非貸付手数料	3,059	3,054
コミッション	124	92
資産運用収入	254	248
受取手数料	4,039	4,046
支払手数料	(1,462)	(1,336)
受取手数料（純額）	2,577	2,710
ii) その他収入		
為替差益およびその他金融商品による収益（純額） ⁽²⁾	1,278	1,666
アジアリテールおよび富裕層事業の売却	-	99
上海農村商業銀行（「SRCB」）の売却	-	233
メトロバンク・カード・コーポレーション（「MCC」）の売却	-	240
ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド（「カンボジアJV」）の売却	10	(42)
PNGリテール、商業&SMEの売却	1	(19)
OnePathライフ（ニュージーランド）リミテッド（「OPL NZ」）の売却	89	(3)
ペイマーク・リミテッド（「ペイマーク」）の売却	37	-
持分証券に係る受取配当金	28	39
その他	38	91
その他収入	1,481	2,304
その他営業収入	4,058	5,014
保険事業収入純額	126	273
関連会社投資の持分利益	262	183
営業収入⁽³⁾	18,785	19,984

(1) AASB第15号の適用時に、当グループが以前には相殺していた一定の項目は組替えられ、営業収入と営業費用に総額で表示されるようになった。そのため比較情報は修正再表示されており、これにより営業収入総額は153百万ドル増加した。

(2) 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために用いられているが、会計上のヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値の変動（実現および未収利息を除く）、キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分、損益を通じて公正価値評価するものとして指定された金融資産および金融負債の公正価値の変動を含む。

(3) 顧客救済212百万ドル（2018年度：228百万ドル）を含む。

認識および測定**純利息収益****受取利息および費用**

売買目的保有、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産（2018年10月1日以降の適用）、売却可能金融資産（2018年9月30日以前の適用）、または損益を通じて公正価値評価に指定されているものなど、すべての金融商品の受取利息および費用は、純利益収益として認識する。償却原価で保有する資産は、実効金利法を用いて償却原価を計算する。実効金利とは、将来の見積り現金受取額または支払額を金融商品の予想残存期間（適切な場合にはより短期間）にわたって、金融資産または負債の正味帳簿価額まで割り引く金利である。期限前返済の対象となる資産については、特定の資産ポートフォリオの過去の返済状況に基づいて予想残存期間が決定されるが、その際には契約条件および期限前返済の実態を勘案している。

金融商品の不可欠な部分である手数料および費用（例えばローン・オリジネーション手数料および費用）は、実効金利法を用いて認識される。これは、基礎となる金融商品が金融資産であるか、金融負債であるかに応じて、受取利息または支払利息の一部として表示されている。

大手銀行税

2017年大手銀行税法（「銀行税」または「大手銀行税」）は、当行の特定の負債に対し0.06%で課税する。当グループは、当該銀行税は当グループの資金調達コストを示しており、この363百万ドル（2018年度：355百万ドル）を純利息収益の一部として含めることを決定した。

その他営業収入**手数料およびコミッション収益**

当グループは、顧客との契約から発生する手数料およびコミッション収益を、(a)履行義務が1報告期間を超える期間にわたって充足される場合には期間の経過に従って、または(b)履行義務が直ちにもしくは1報告期間内に充足される場合にはある一時点で認識している。

- 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され受取利息に含まれている手数料を除く。貸付手数料には、特定の貸付またはコミットメント手数料（当該貸付または保証を利用しない可能性が高い場合）およびその他の手数料で原貸付商品とは別個に認識される区分可能な商品またはサービスの顧客への提供に関するもの（その他のANZ商品に関する便益を提供する年間パッケージ手数料を含む）が含まれている。
- 非貸付手数料には、預金およびクレジットカード口座に伴う手数料、インターチェンジ・フィーならびに外国送金などの特定の顧客取引に対する手数料が含まれる。当グループが顧客に複数の商品またはサービスを同一の契約に基づいて提供する場合、当グループは当該契約の取引価格を、各履行義務の独立販売価格の比率に基づいて個別の履行義務に配分する。収益は、各履行義務の充足時に認識される。
- コミッションは、ANZが代理人として行動する場合の第三者からの手数料を表すもので、この場合は、第三者（保険のプロバイダー等）が顧客に商品およびサービスを提供するよう手配する。このような場合、ANZは顧客に原商品またはサービスを提供する主たる責任を負わない。当グループが第三者に代わって代理人として行動している際に資金を回収する場合、当グループは留保するコミッション純額のみを収益として認識する。コミッションが、当グループの支配の及ばない要因によって変動する場合（例えば、トレイル・コミッション）、将来の期間に変動する金額の重大な戻入が必要とならない可能性が高い場合にのみ、収益が認識される。
- 資産運用収入は、投資助言の提供に対して顧客から得る手数料、ならびに投資ファンドに提供する資産運用サービスおよび助言に対する手数料を表す。収益は、投資助言が提供された時点、または資産運用サービスが提供された期間にわたって認識される。資産運用業務に伴うパフォーマンス・フィーは、当該パフォーマンス水準の達成の可能性が高くなった場合にのみ、認識される。

為替差益およびその他金融商品による収益（純額）

当グループでは、以下の為替差益およびその他金融商品による純収益を認識する。

- 貨幣性項目の決済による換算差額および貨幣性項目を当初認識時または前期の財務報告で使用されたものと異なるレートで換算したことにより生ずる換算差額
- 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために用いられているが、会計上のヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値の変動（実現および未収利息を除く）
- 公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、純投資ヘッジの非有効部分

認識および測定

- ・ ヘッジ対象の売却または返済の直後において、公正価値ヘッジのヘッジ対象の公正価値調整の未償却額およびキャッシュフロー・ヘッジの指定に関連して資本の部に累計された金額。
- ・ 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された、もしくは売買保有目的の金融資産および金融負債の公正価値の変動
- ・ 売却可能資産（「AFS」）の売却時に売却可能資産再評価差額金から振り戻される金額（2018年9月30日以前の適用）
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定（「FVOCI」）に分類された負債性金融商品の売却時にFVOCI準備金から振り戻される金額（2018年10月1日以降の適用）
- ・ 償却原価で測定される金融資産または金融負債の認識中止時の利益または損失

非金融資産の処分損益

資産の処分に伴う損益は、資産の帳簿価額と処分費用控除後の売却額との差額である。これは、重大なリスクおよび経済価値が買い手に移転した事業年度においてその他の収益項目として計上される。

保険事業からの収入純額

以下を認識する。

- ・ 販売した保険契約の期間にわたって、リスクの顕在化に関して推定されるパターンの評価に基づいた受取保険料（支払再保険料控除後の純額）。この評価は、定期的を実施され、最新のリスクの顕在化パターンに従って更新される。
- ・ 契約条件に基づいた保険契約者に対する負債の確定時、および将来の保険金請求について保険数理上の仮定を通じて発生主義で生じる再保険金相殺後の保険金請求額。

関連会社投資の持分利益

関連会社の会計処理には持分法が適用されている。持分法では、関連会社の税引後損益に対する当グループの持分が損益計算書および包括利益計算書に計上される。

3. 営業費用

	2019年	2018年 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)	
人件費		
給与および関連費用 ⁽²⁾	4,249	4,225
年金費用	293	290
その他 ⁽²⁾	223	243
人件費	4,765	4,758
土地建物		
賃借料	450	468
その他	345	343
土地建物	795	811
技術費		
減価償却費および償却費 ⁽³⁾	694	990
ライセンス費用および外注サービス費	672	675
その他	168	234
技術費（人件費を除く）	1,534	1,899
組織再編	77	227
その他		
広告・広報費	226	248
専門家報酬 ⁽²⁾	537	530
運送料、文房具、郵便および通信	216	223
ロイヤルコミッション、法的費用	15	55
その他 ⁽²⁾	906	650
その他	1,900	1,706
営業費用⁽²⁾	9,071	9,401

(1) AASB第15号の適用時に、当グループが以前には相殺していた一定の項目は組替えられ、営業収入と営業費用に総額で表示されるようになった。そのため比較情報は修正再表示されており、これにより2018年度の営業費用総額は153百万ドル増加した。

(2) 2019年度における顧客救済費用373百万ドル（2018年度：191百万ドル）を含む。

(3) 2018年度においては、加速償却費251百万ドルが計上されている。

認識および測定**営業費用**

営業費用は、一定期間にわたり当グループにサービスが提供される都度認識されるが、その際に資産が消費されるか負債が発生する。

給与および関連費用・年次休暇、長期勤続休暇、その他従業員給付

賃金給与、年次休暇、その他の従業員給付で、従業員の勤務の提供から12か月以内に支払または決済が予想される場合は、当グループが負債の決済時に支払が見込まれる報酬率を用いた名目額で測定される。

長期勤続休暇に関する従業員受給権は、数理計算を用いて計上される。これには、職員の退職、休暇の利用、将来の昇給に関する仮定を含む。その結果は、報告日時点の市場利回りをを用いて割り引かれる。市場利回りは、将来の予想キャッシュ・アウトフローと密接に対応する残存期間を有する高格付けの社債の混合金利より決定される。

短期現金賞与の支給が見込まれる場合、当グループが当該額を支払う現在の法的債務、または推定的債務（従業員が過去に提供した勤務の結果）を有しており、当該債務について信頼性のある測定が可能な場合に負債が認識される。

認識および測定

また人件費には、現金または株式で決済可能な株式報酬も含まれる。付与日において株式決済型報酬の公正価値が計算され、その後権利確定期間にわたって償却される。これに対応して株式資本、もしくは該当する場合には株式オプション準備金が増加する。公正価値を見積もる際には、株価に関する条件など、市場権利確定条件を考慮に入れる。勤続条件などの市場以外の権利確定条件は、費用に含める株式の数を調整することで考慮される。

株式報酬を付与した後、従業員の退職、重大な不正行為による失職または解雇通知により当該報酬規定に定められていた最低勤続期間を満たせない場合など、市場以外の権利確定条件が満たされない場合は、費用として認識された金額は戻し入れられる。ただし、市場に基づく条件が満たされないとの理由から権利確定しない場合、当該費用は戻し入れない。

当年度および前年度に当グループが運営する株式報酬制度に関するさらに詳しい情報は、注記31「従業員持株およびオプション制度」に記載されている。

4. 法人税

法人税費用

損益に計上された法人税費用と税引前利益に対する法人税費用との調整：

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
継続事業に係る税引前利益	8,920	9,895
計算上の法人税費用（税率30%）	2,676	2,969
永久差異に係る税効果：		
事業の売却	(25)	(141)
関連会社投資の持分利益	(78)	(55)
転換型金融商品の利息	63	67
海外税率差異	(112)	(58)
配当金の送金に課される外国税引当金	39	32
不要となった未払法人税	(14)	(41)
その他	77	8
小計	2,626	2,781
過年度の法人税計上（超過）/不足額	(17)	3
法人税	2,609	2,784
当期税金費用	2,779	3,004
過年度の税金に関して当年度に認識された調整	(17)	3
一時差異の発生および解消に関する繰延税金費用/（還付）	(153)	(223)
法人税	2,609	2,784
オーストラリア	1,682	1,799
海外	927	985
実効税率	29.2%	28.1%

連結納税

当行およびオーストラリアを所在地とする当行の完全所有法人はすべて、オーストラリア税法に基づく連結納税グループの一員である。当行は、連結納税グループの筆頭企業である。連結納税グループのメンバーの法人税費用/収益および一時差異から生ずる繰延税金負債／資産は、各メンバーの個別財務諸表において、「グループ割当」ベースで認識される。連結納税グループの当期の税金負債および資産は、当行が（連結納税グループの筆頭企業として）認識する。

連結納税グループ内の法人間の納税資金調達契約に基づき、当行および連結納税グループの他のメンバー間での税拠出額に関する既支払額または未払計上額が、当行および連結納税グループの各メンバーにより支払債務または受取債権として認識されている。

連結納税グループのメンバーは、税分担契約も締結している。これは、筆頭企業が法人税支払債務を履行できなかった場合の法人間での法人税債務の割当を規定している。

未認識繰延税金資産および負債

（収益勘定における）未使用の税務上の欠損金に関連する未認識繰延税金資産は、合計で10百万ドルである（2018年度：4百万ドル）。発生し得る追加の外国税額（海外支店および子会社の利益剰余金は本国に全額送金されるものと仮定）に関連する未認識繰延税金負債は、合計429百万ドルである（2018年度：390百万ドル）。

認識および測定**法人税費用**

法人税費用は、当期税金と繰延税金の両方が含まれており、収益と費用に関する会計上と税務上の処理（課税所得）の差異について調整された会計上の利益に基づいている。税金費用は損益に認識されるが、資本およびその他の包括利益において直接認識される項目に限り、それぞれ資本またはその他の包括利益において直接認識する。

当期税金費用

当期税金は、当年度の課税所得につき支払う予定税額であり、報告日において制定済みの税率（および税法）に基づいている。当期税金は、未払額（または還付可能額）について、負債（または資産）が計上される。

繰延税金資産および負債

繰延税金は、貸借対照表方式を用いて会計処理される。繰延税金は、会計上の利益が必ずしも課税所得と一致しないことから生じる。このために一時差異が生じるが、通常は、一定期間で解消する。解消するまでは、貸借対照表に繰延税金資産または負債が計上される。繰延税金は、報告日までに制定済みまたは実質的に制定されている税率（および税法）に基づき、資産が実現される期、または負債が決済される期に適用が予想される税率を用いて測定される。

当期および繰延税金資産ならびに負債は、以下の場合についてののみ相殺する。

- ・ 同一の税務当局により課された法人税に関係する場合。
- ・ 法的な権利を有し、純額で決済する意思がある場合。
- ・ 該当する管轄の税法で認められている場合。

重要な判断および見積り

不確実な税務上のポジションについて、引当金を決定する際に判断が求められる。当グループでは、事業活動を行っている各国で該当する法律を理解し、必要に応じて独立した助言を求め、それらに基づき税金負債を見積もる。

5. 配当金

普通株式配当

配当金は、決定され次第、財務書類に計上される。したがって、当会計年度について発表された最終配当金は、翌会計年度の計上および支払となる。

配当金	全体に占める 割合	1株当たりの 金額	配当金合計 (百万ドル)
2018会計年度			
2017年度最終配当金支払額		80.0セント	2,350
2018年度中間配当金支払額		80.0セント	2,317
ボーナス・オプション制度調整			(82)
2018年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,585
現金	91.5%		4,193
配当金再投資制度	8.5%		392
2018年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,585
2019会計年度			
2018年度最終配当金支払額		80.0セント	2,295
2019年度中間配当金支払額		80.0セント	2,267
ボーナス・オプション制度調整			(81)
2019年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,481
現金	90.4%		4,049
配当金再投資制度	9.6%		432
2019年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,481

発表済みで年度終了後に支払われる配当金	支払日	1株当たりの 金額	配当金合計 (百万ドル)
2019年度最終配当金（オーストラリアの税金については70%がフランキング済み、ニュージーランドのインピュテーション方式の税額控除対象は1株当たり9ニュージーランド・セント）	2019年 12月18日	80.0セント	2,268

配当金再投資制度およびボーナス・オプション制度

当行の配当金再投資制度（DRP）に基づいて、適格株主は、配当受領権をANZの普通株式に再投資することができる。適格株主は、ボーナス・オプション制度（BOP）に基づき、配当受領権を放棄し、代わりにANZの普通株式を受領することができる。2019年度最終配当金のDRPへの参加分は市場での株式購入、BOPへの参加分はANZ普通株式の発行によって履行される。DRPおよびBOPの価格に割引は適用されない。

DRPおよびBOPに関して当行が発行、購入した株式の詳細については、注記22「株主資本」を参照のこと。

配当に関するフランキング勘定

	通貨	2019年 (単位：百万ドル)	2018年
30%の税率で利用可能なオーストラリアのフランキング・クレジット	AUD	35	97
ニュージーランドのインピュテーション方式の税額控除。 (オーストラリアにおける配当金についても加味し得るが、かかる控除はニュージーランド居住者株主のみに用いることができる)	NZD	4,068	3,868

上記の額は、以下により調整された当事業年度末現在におけるオーストラリアのフランキング勘定を表す。

- ・ 未払法人税の納付によって生じる当事業年度末現在のフランキング・クレジット
- ・ 配当金の受取り/支払いによって生じるフランキング・クレジット/フランキング・デビット。これは、当事業年度末現在の未収還付税/未払法人税として認識された。

2019年度の最終配当案では、2019年9月30日現在で利用可能なフランキング・クレジットの残高35百万ドルのすべてを利用する予定である。2020年の事業年度では、2019年9月30日以降に分割納付を行うことにより、2019年度最終配当の70%をフランキング対象とするために十分なフランキング・クレジットが生じることとなる。将来の配当金についてのフランキングの範囲は、多くの要因（オーストラリアにおいて課税対象となる、当グループの収益水準を含む）に左右される。

配当金支払いに係る制限

以下に該当する場合、ANZ普通株式の配当金の支払い前に、APRAの書面による承認が必要である。

- ・ 配当金の支払いが、関連する事業年度における当行の税引後利益（この税引後利益の算出にあたり、高順位の資本性金融商品に対する支払配当金を考慮）を上回る場合
- ・ 当グループの普通株式等Tier 1 資本比率が、APRAが規定する資本バッファの範囲内になる場合

当行のANZキャピタルノートまたはANZ資本証券について、支払予定日に配当金、分配金が支払われなかった場合、ANZ普通株式の配当金の支払決議または支払いを制限される可能性がある。（ただし、様々な例外も認められている）

6. 普通株式1株当たり利益

	2019年	2018年
普通株式1株当たり利益（EPS） - 基本的	(単位：セント)	
1株当たり利益	210.0	221.6
継続事業に係る1株当たり利益 ⁽¹⁾	222.1	245.6
非継続事業に係る1株当たり利益	(12.1)	(24.0)
普通株式1株当たり利益（EPS） - 希薄化後	(単位：セント)	
1株当たり利益	201.9	212.1
継続事業に係る1株当たり利益 ⁽¹⁾	213.0	234.2
非継続事業に係る1株当たり利益	(11.1)	(22.1)

基本的EPSは、普通株主に帰属する損益を本会計年度における加重平均発行済普通株式数（自己株式として当グループが保有するANZ株式控除後）で除する方法により算出される。希薄化後EPSは、普通株主に帰属する損益および基本的なEPSの算出に用いられた加重平均発行済普通株式数を、希薄効果のある普通株式による影響を調整することによって計算される。

	2019年	2018年
1株当たり利益の計算に用いられる利益の調整	(単位：百万ドル)	
基本的：		
当期利益	5,968	6,416
減算：非支配持分に帰属する利益	15	16
基本的1株当たり利益の計算に使用された利益	5,953	6,400
減算：非継続事業に係る税引後利益/（損失）	(343)	(695)
継続事業に係る基本的1株当たり利益の計算に使用された利益	6,296	7,095
希薄化後：		
基本的1株当たり利益の計算に使用された利益	5,953	6,400
加算：転換劣後債務の利息	268	279
希薄化後1株当たり利益の計算に使用された利益	6,221	6,679
減算：非継続事業に係る税引後利益/（損失）	(343)	(695)
継続事業に係る希薄化後1株当たり利益の計算に使用された利益	6,564	7,374
1株当たり利益の計算に使用された加重平均普通株式数（WANOS）の調整^{(1)、(2)}	(単位：百万株)	
基本的1株当たり利益の計算に使用されたWANOS	2,834.9	2,888.3
加算：希薄効果のある普通株式の加重平均数		
転換型劣後債務	237.9	249.0
株式報酬（オプション、権利、後渡し株式）	8.8	11.4
希薄化後1株当たり利益の計算に使用されたWANOS	3,081.6	3,148.7

- (1) チューリッヒおよびI00Fへの当グループ富裕層事業の売却に備えるための継承ファンドの移管が2019年4月13日に完了した。この日以降、富裕層オーストラリア部門の非継続事業が保有する自己株式は、当グループの連結財務諸表において消去をせずに1株当たり利益を計算する際の分母に含められている。富裕層オーストラリア部門の非継続事業が保有する加重平均自己株式数を継続事業に係る1株当たり利益を計算する際の分母に含めた場合、2019年度の継続事業に係る基本的1株当たり利益は221.4セント（2018年度：244.4セント）、2019年度の継続事業に係る希薄化後1株当たり利益は212.4セント（2018年度：233.1セント）となる。
- (2) ANZESTが保有する加重平均自己株式数4.7百万（2018年度：5.9百万）および富裕層オーストラリア部門の非継続事業が保有する加重平均自己株式数8.2百万（2018年度：15.0百万）を除く。

7. セグメント報告

セグメントの概要

当グループの5つの事業セグメントは、最高経営意思決定者である最高経営責任者に提供される内部情報と同じ基準で表示されている。これは、当グループの法的構造ではなく、業務の管理方法を反映している。

これらのセグメント業績は現金利益ベースで測定されている。現金利益を計算するために、非中核項目の一部が法定利益から除外されている。これらの項目の詳細は、本注記の「その他の項目」に記載されている。ANZ内のセグメントにわたる事業部門間の取引は、独立第三者間基準で行われており、これらのセグメントの収益および費用の一部として開示されている。

報告セグメントは、異なる商品・サービス、もしくは異なる地域で同様の商品・サービスを提供している部門である。報告セグメントは以下のとおりである。

オーストラリア・リテールおよび商業

オーストラリア・リテールおよび商業部門は以下で構成される。

- ・ リテールは、オーストラリアの個人に、支店網、モーゲージ・スペシャリスト、コンタクト・センター、様々なセルフサービス・チャンネル（インターネット・バンキング、テレフォン・バンキング、ATM、ウェブサイト、ANZ株式投資、デジタル・バンキング）、外部のブローカーを通じて商品・サービスを提供することに加えて、従業員であるフィナンシャル・プランナーによるフィナンシャル・プランニング・サービスを提供する。
- ・ 商業は、オーストラリア地方部の中・大規模法人顧客および農業関連産業の顧客、小企業および富裕層の個人顧客および同族グループという顧客セグメントに対し、資産ファイナンスを含む様々な銀行商品および金融サービスを提供する。

法人

法人部門は、政府、世界中の機関投資家ならびに法人企業に、トランザクション・バンキング、ローンズおよび専門融資、マーケットツという3種類の商品を提供する。

- ・ トランザクション・バンキングは、ドキュメンタリー取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを提供する。
- ・ ローンおよび専門融資は、ローン商品、ローン・シンジケーション、専門ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよびアキジション・ファイナンス、コーポレート・アドバイザリーを提供する。
- ・ マーケットツは、当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理する他、為替、金利、クレジット、コモディティ、デット・キャピタル・マーケットに係るリスク・マネジメント・サービスを提供する。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は以下で構成される。

- ・ リテールは、あらゆる銀行サービス、ウェルス・マネジメント・サービスを個人、プライベート・バンキングおよび小規模企業バンキングの顧客に提供する。インターネットとアプリベースのデジタル・ソリューション、支店網、モーゲージ・スペシャリスト、リレーションシップ・マネジャー、コンタクト・センターを通じてサービスを提供する。
- ・ 商業は、従来のリレーションシップ・バンキング、また非上場の中規模から大規模の企業、農業事業セグメントおよび政府に特化した専任のマネジャーを通じて高度な金融ソリューションなどあらゆる銀行サービスを提供する。

パシフィック

パシフィック部門は、個人、中小企業、法人顧客、パシフィック諸島の政府に商品・サービスを提供する。商品・サービスは、消費者に提供するリテール商品、従来型のリレーションシップ・バンキング、専任のマネジャーを通じて企業に提供する高度な金融ソリューションなどである。

テクノロジー、サービス&オペレーションズ (TSO) およびグループ・センター

TSOおよびグループ・センターは、テクノロジー、グループのオペレーション、共有サービス、資産、リスク・マネジメント、財務管理、戦略、マーケティング、人事、コーポレート業務などのオペレーティング部門をサポートする。グループ・センターには、旧アジアリテールおよび富裕層事業の残留事業、グループ・トレジャリー、シェアホルダー・ファンクションズ、アジアにおける少数投資を含む。

非継続事業に関する詳細は、注記29「非継続事業および売却目的保有資産および負債」を参照のこと。

営業セグメント

部門別業績の表示は、当期中に行われたいくつかの方法の変更および組織構造の変更により影響を受けている。過去の期間の比較情報は、以下のように修正再表示されている。

- ・ 資本に基づき事業ユニットレベルの損益を配賦する方法は、経済資本ベースから規制資本ベースに変更された。この変更は、グループレベルでは相違はないが、部門レベルでの純利息収益に影響を及ぼした。
- ・ アジアリテールおよび富裕層事業の残留事業は、旧アジアリテールおよび太平洋部門からTSOおよびグループ・センターに編入された。旧アジアリテールおよび太平洋部門の残りの部分は、パシフィック部門に改称された。
- ・ 以前に富裕層オーストラリア部門の継続事業の一部であったANZのレンダーズ・モーゲージ保険、株式投資、損害保険の販売およびフィナンシャル・プランニング事業は、オーストラリア・リテールおよび商業部門（旧称：オーストラリア部門）の一部となり、継続事業としての富裕層オーストラリア部門は存在しなくなった。

部門別業績はまた、以下の2つの新会計基準の適用による影響も受けた。

- ・ AASB第9号—当グループは、2018年10月1日より金融資産の減損について予想信用損失法を導入し、一定の金融資産の分類および測定も変更した。その結果、当グループは期首利益剰余金を通じて貸倒引当金を813百万ドル増加させた。比較情報は修正されていない。
- ・ AASB第15号—この会計基準の適用の主な影響は、以前には相殺されていた一定の項目が営業収入と営業費用に総額で表示されるようになったことである。2018年度の比較情報は修正再表示され、その結果、営業収入総額は153百万ドル増加し、営業費用総額の同額の増加によって相殺されている。

2019年9月30日に 終了した事業年度	オースト ラリア・ リテール および 商業	法人	ニュー ジー ランド	パシ フィック	TS0および グルー プ・ センター	その他の 項目 ⁽¹⁾	当 グループ 合計
	(単位：百万ドル)						
純利息収益	8,092	3,080	2,736	128	303	-	14,339
受取手数料（純額）							
－貸付手数料	290	282	16	14	-	-	602
－非貸付手数料	1,499	847	691	42	(20)	-	3,059
－コミッション	75	-	61	-	(12)	-	124
－資産運用収入	14	2	243	-	(5)	-	254
－支払手数料およびコ ミッション	(657)	(338)	(459)	(9)	1	-	(1,462)
保険事業収入純額	100	-	18	-	1	7	126
その他収入	27	1,399	6	57	243	(251)	1,481
関連会社投資の持分利益	(1)	-	4	-	259	-	262
その他営業収入	1,347	2,192	580	104	467	(244)	4,446
営業収入	9,439	5,272	3,316	232	770	(244)	18,785
営業費用	(4,074)	(2,667)	(1,286)	(150)	(894)	-	(9,071)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	5,365	2,605	2,030	82	(124)	(244)	9,714
貸倒引当金（繰入）/戻入	(712)	2	(87)	1	1	1	(794)
税引前利益	4,653	2,607	1,943	83	(123)	(243)	8,920
法人税費用および非支配 持分	(1,458)	(779)	(544)	(24)	112	69	(2,624)
継続事業に係る税引後利 益	3,195	1,828	1,399	59	(11)	(174)	6,296
非継続事業に係る税引後 利益/（損失）							(343)
株主に帰属する税引後利 益							5,953
非現金項目							
関連会社投資の持分利益	(1)	-	4	-	259	-	262
減価償却費および償却費	(176)	(112)	(41)	(7)	(535)	-	(871)
株式決済型株式費用	(13)	(69)	(4)	(1)	(33)	-	(120)
貸倒引当金（繰入）/戻入	(712)	2	(87)	1	1	1	(794)

財政状態	オーストラ リア・リ テールおよ び 商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グルー プ・ センター	非継続 事業	当 グループ 合計
	(単位：百万ドル)						
のれん	410	1,070	1,937	50	—	42	3,509
関連会社に対する投資	17	2	-	-	2,938	-	2,957

(1) 現金利益は、ANZがセグメントの業績の指標として推奨しているものである。124ページ（訳注：原文のページ番号である。）に説明のとおり、セグメントの継続業績に不可欠なものではないと考えられる項目はセグメントから控除している。

2018年9月30日に 終了した事業年度	オーストラ リア・リ テールおよ び 商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グルー プ・ センター	その他の 項目 ⁽¹⁾	当 グループ 合計
	(単位：百万ドル)						
純利息収益	8,449	2,993	2,651	131	290	-	14,514
受取手数料（純額）							
－貸付手数料	353	269	15	14	1	-	652
－非貸付手数料	1,494	832	657	39	32	-	3,054
－コミッション	83	-	42	-	(33)	-	92
－資産運用収入	22	5	230	-	(9)	-	248
－支払手数料およびコ ミッション	(609)	(289)	(417)	(8)	(13)	-	(1,336)
保険事業収入純額	126	1	117	-	10	19	273
その他収入	42	1,248	22	55	339	598	2,304
関連会社投資の持分利益	(1)	-	5	-	179	-	183
その他営業収入	1,510	2,066	671	100	506	617	5,470
営業収入	9,959	5,059	3,322	231	796	617	19,984
営業費用	(4,075)	(2,948)	(1,205)	(128)	(1,045)	-	(9,401)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	5,884	2,111	2,117	103	(249)	617	10,583
貸倒引当金（繰入）/戻入	(698)	44	(6)	(3)	(25)	-	(688)
税引前利益	5,186	2,155	2,111	100	(274)	617	9,895
法人税費用および非支配 持分	(1,560)	(675)	(590)	(28)	62	(9)	(2,800)
継続事業に係る税引後利益	3,626	1,480	1,521	72	(212)	608	7,095
非継続事業に係る税引後 利益/（損失）							(695)
株主に帰属する税引後利益							6,400
非現金項目							
関連会社投資の持分利益	(1)	-	5	-	179	-	183
減価償却費および償却費	(217)	(410)	(48)	(7)	(517)	-	(1,199)
株式決済型株式費用	(17)	(83)	(7)	(1)	(29)	(1)	(138)
貸倒引当金（繰入）/戻入 額	(698)	44	(6)	(3)	(25)	-	(688)

	オーストラ リア・ リテールお よび 商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グルー プ・ センター	非継続 事業	当 グループ 合計
財政状態⁽²⁾							
のれん	270	1,067	1,979	48	-	767	4,131
関連会社に対する投資	18	1	5	-	2,531	-	2,555

- (1) 現金利益は、ANZがセグメントの業績の指標として推奨しているものである。124ページ（訳注：原文のページ番号である。）に説明のとおり、セグメントの継続業績に不可欠なものではないと考えられる項目はセグメントから控除している。
- (2) 売却目的保有の資産として表示されているのれん691百万ドルおよび関連会社に対する投資2百万ドルを含む。

その他の項目

次の表は、各セグメントの現金利益を反映するために法定利益から控除されたその他の項目の税引後利益に対する影響を示したものである。

項目	関連セグメント	税引後利益	
		2019年	2018年
		(単位：百万ドル)	
保険契約債務の再評価	ニュージーランド	(77)	14
経済ヘッジ	法人、TS0およびグループ・センター	(118)	248
収益および費用ヘッジ	TS0およびグループ・センター	19	9
ストラクチャード・クレジット仲介取引	法人	2	4
SRCBの売却目的保有への組替	TS0およびグループ・センター	-	333
継続事業合計		(174)	608

商品・サービス別のセグメント収入

いずれの部門も、主な社外収入源は受取利息およびその他の営業収益である。オーストラリア部門、ニュージーランド部門、およびパシフィック部門の収入源は、リテール銀行業と商業銀行業の商品およびサービスである。法人部門の収入源は、法人向けの商品およびサービスである。当グループの収入の10%超を占める単一の顧客はいない。

地域別の情報

次表は、当グループが事業を営む地域別に、非継続事業を含む営業収入合計および1年超の期間に回収される資産を示したものである。資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する投資有価証券（2018年10月1日以降の適用）、売却可能金融資産（2018年9月30日以前の適用）、正味貸付金および前渡金ならびに売却目的保有として表示されている資産から構成される。

	オーストラリア		アジア太平洋、 ヨーロッパおよび アメリカ		ニュージーランド		合計	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)							
営業収入合計	12,394	13,286	2,613	2,823	3,947	3,956	18,954	20,065
1年超の期間に回収される 資産	386,062	389,119	48,545	46,801	105,642	98,312	540,249	534,232

金融資産

以下に、当グループが後述の注記での開示に関連している金融資産を分類および測定している方法を概説する。

分類および測定

金融資産—全般

AASB第9号においては、金融資産に関して、償却原価による測定、損益を通じた公正価値による測定（「FVTPL」）、その他の包括利益を通じた公正価値による測定（「FVOCI」）の3つの分類がある。金融資産は、以下の2つの基準に基づいて、これらの測定分類に分類される。

- ・ 金融資産の管理におけるビジネスモデル
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュフローの特性（具体的には、契約上のキャッシュフローが元本および利息の返済のみを表しているかどうか）

金融資産の分類は結果として以下のとおりになる。

- ・ 償却原価：元本および利息の返済のみで構成される契約上のキャッシュフローを有する金融資産で、それらのキャッシュフローを回収することを目的とするビジネスモデルで保有されている。
- ・ FVOCI：元本および利息の返済のみで構成される契約上のキャッシュフローを有する金融資産で、それらのキャッシュフローを回収することまたは資産を売却することを目的とするビジネスモデルに保有されている。
- ・ FVTPL：上記の区分に該当しないその他の金融資産はFVTPLで測定される。

金融資産の公正価値オプション

金融資産をFVTPLで測定するものとして指定することによって、指定しない場合に発生するであろう会計上のミスマッチを消去または大幅に低減する場合に、金融資産をFVTPLで測定するものとして取消不能の指定をすることができる。

8. 現金および現金同等物

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
硬貨、紙幣および銀行預金	1,186	1,382
コールローン、受取手形および未達送金	3	74
3か月未満売戻条件付買入証券	25,277	28,302
中央銀行預け金	25,681	33,724
3か月未満のANZの未収決済残高	29,474	21,154
現金および現金同等物⁽¹⁾	81,621	84,636

(1) 売却目的保有の現金および現金同等物ゼロ（2018年度：328百万ドル）を除く。

9. 売買目的有価証券



	2019年	2018年
	(単位: 百万ドル)	
政府債	27,177	26,115
社債および金融機関債	9,640	7,825
持分証券およびその他証券	7,271	3,782
合計	44,088	37,722
減算: 売却目的保有に再分類された資産 (注記29参照)	(919)	-
合計	43,169	37,722

認識および測定

売買目的有価証券は、以下のいずれかの金融商品である。

- ・ 主に短期での売却を目的として取得する。
- ・ 短期での利益確定を目的に運用するポートフォリオの一部として保有する。

売買目的有価証券の取得および売却は、取引日に計上される。

- ・ 当初は公正価値で測定する。
- ・ その後、貸借対照表において公正価値で測定され、再評価は損益に認識される。

重要な判断および見積り

売買目的有価証券の公正価値の測定において、市場相場価格ではなく評価技法を用いる場合は、その適用の際に判断が求められる。詳細については、注記17「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

10. デリバティブ金融商品

	2019年		2018年	
	資産	負債	資産	負債
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
公正価値				
デリバティブ金融商品—売買目的保有	116,622	(116,778)	66,457	(66,198)
デリバティブ金融商品—ヘッジ関係に指定	4,045	(4,173)	1,966	(3,478)
デリバティブ金融商品	120,667	(120,951)	68,423	(69,676)

特徴

デリバティブ金融商品は、以下のような契約である。

- ・ その価値を、契約において定められた基礎となる価格インデックス（またはその他の変数）から求める。場合によっては、複数の変数から価値を求める。
- ・ 当初の純投資をほとんど、あるいはまったく必要とされない。
- ・ 将来の期日に決済される。

契約の価値の変動を引き起こす、基礎変数の価格変動は、デリバティブの公正価値に反映される。

目的

当グループのデリバティブ金融商品は、以下のように分類される。

売買目的	以下を目的として保有されるデリバティブ： ・ 顧客のリスク管理ニーズに応じるため。 ・ 当グループで会計上のヘッジ関係に指定されていないリスクを管理するため（貸借対照表管理）。 ・ 価格またはマージンの短期変動から利益を得るために、マーケット・メーカー活動およびポジショニング活動を遂行するため。
ヘッジ関係に指定	以下に関連して、原ポジションの変動に対応させることによって、純損益の変動を最小限に抑えるために会計上のヘッジ関係に指定されるデリバティブ： ・ 当グループの金利リスク、通貨リスクへのエクスポージャーのヘッジ。 ・ トレーディング以外のポジションに関連したその他のエクスポージャーのヘッジ。

種類

当グループは、4種類の異なるデリバティブ金融商品を提供し、利用する。

先渡	将来の一定の日に、名目上の元本金額に対して受渡しされる利率または為替レートを定めた契約。
先物	取引所で取引される契約であり、当事者が取引日に合意した価格で資産を将来売買することを合意する契約で、当該将来日において当該資産の物理的な引渡しは行われず、純額での現金決済が行われる。
スワップ	当事者二者が一連のキャッシュフローを他のキャッシュフローと交換する契約。
オプション	契約の買い手が、資産または商品を一定価格で将来日に購入（コール・オプション）または売却（プット・オプション）する権利（義務ではない）を有する契約。買い手がオプションを行使した場合に、売り手はこれに応じて、当該資産または商品を売却または購入する取引を履行する義務を負う。

管理対象リスク

当グループは、次の市場要素の変動を管理するために、上記の商品を提供し、利用する。

外国為替	実勢または所定の為替レートで換算される通貨。
金利	貸付金、預金または借入金に適用される固定金利または変動金利。
コモディティ	ソフト・コモディティ（すなわち、小麦、コーヒー、ココア、砂糖等の農産物）およびハード・コモディティ（すなわち、金、石油およびガス等の鉱産物）。
クレジット	デフォルト時のカウンターパーティ・リスク。

デリバティブ金融商品一売買目的保有

当グループのデリバティブ金融商品の大半は、売買目的で保有されている。売買目的保有デリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

	2019年		2018年	
	資産	負債	資産	負債
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
公正価値				
金利契約				
金利先渡契約	74	(78)	2	(2)
先物契約	41	(109)	54	(41)
スワップ契約	82,996	(80,588)	35,079	(35,428)
買建オプション	1,454	-	782	-
売建オプション	-	(2,317)	-	(1,408)
合計	84,565	(83,092)	35,917	(36,879)
外国為替契約				
直物および先渡契約	15,987	(15,359)	15,200	(14,088)
スワップ契約	13,836	(16,235)	12,532	(11,821)
買建オプション	405	-	494	-
売建オプション	-	(514)	-	(669)
合計	30,228	(32,108)	28,226	(26,578)
コモディティ契約	1,807	(1,553)	2,260	(2,683)
クレジット・デフォルト・スワップ				
買建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	16	-	22	-
その他買建クレジット・デリバティブ	4	(3)	8	(29)
買建クレジット・デリバティブ	20	(3)	30	(29)
売建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	-	(19)	-	(26)
その他売建クレジット・デリバティブ	2	(3)	24	(3)
売建クレジット・デリバティブ	2	(22)	24	(29)
合計	22	(25)	54	(58)
デリバティブ金融商品一売買目的保有	116,622	(116,778)	66,457	(66,198)

デリバティブ金融商品－ヘッジ関係に指定

当グループが使用する会計上のヘッジ関係は3種類である。

	公正価値ヘッジ	キャッシュフロー・ヘッジ	純投資ヘッジ
ヘッジの目的	金利または外国為替の変動から生じる、認識済み資産または負債もしくは未認識の確定契約の公正価値変動に対する、当グループのエクスポージャーをヘッジすること。	金利、外国為替およびその他の価格の変動から生じる、認識済み資産もしくは負債、確定契約または実行される可能性が高い予定取引のキャッシュフローの可変性をヘッジすること。	当グループの外国事業の当該事業の機能通貨から豪ドルへ換算する際に生じる為替レートの差に対する当行のエクスポージャーをヘッジすること。
ヘッジの有効部分の認識	以下のものは、損益に同時に認識される。 - ヘッジ対象リスクに関連する原項目の公正価値変動の全額、および - デリバティブの公正価値変動額。	キャッシュフロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動の有効部分は、キャッシュフロー・ヘッジ準備金に認識される。	ヘッジ手段の公正価値変動の有効部分は、為替換算調整勘定で認識される。
ヘッジの非有効部分の認識	その他営業収入で直ちに認識される。		
ヘッジ手段の期限が到来した場合、または売却、解約もしくは行使された場合、またはヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合	ヘッジ対象を純損益で認識する際に、関連する未償却の公正価値調整が純損益で認識される。これは、ヘッジ対象が満期までの期間にわたって実効利回りの一部として純損益で償却される場合には、その期間にわたり発生する。	ヘッジ対象が純損益で認識される場合に限り、以前に繰り延べられたキャッシュフロー・ヘッジ準備金が純損益に振替えられる。	為替換算調整勘定で繰り延べられる金額は資本の部で留保され、当該外国事業を売却または部分売却した場合にのみ、純損益に振り替えられる。
ヘッジ対象が売却または返済された場合	未償却の公正価値調整は、直ちに純損益で認識される。	資本の部に累積された金額は、直ちに純損益に振り替えられる。	資本の部で認識された損益またはその該当する比例部分は、外国事業の処分時または部分的な処分時に、純損益に振り替えられる。

注記1で概説したように、当グループは、マクロ・ヘッジ会計に関する国際会計基準審議会の継続中のプロジェクトが完了するまで、AASB第139号「ヘッジ会計」要件を引き続き適用している。ただし、2019年度以降、AASB第7号「金融商品：開示」（「AASB第7号」）に基づいて、以下に表示されているヘッジに関する新たな開示が義務付けられている。2018年度のデリバティブ情報の表示は、修正されていない。

ヘッジ関係に指定されたデリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

	2019年			2018年	
	名目金額	資産	負債	資産	負債
	(単位：百万ドル)			(単位：百万ドル)	
公正価値ヘッジ					
外国為替スワップ契約	21	1	-	1	-
外国為替直物および先渡契約	581	-	(9)	1	-
金利スワップ契約	108,243	2,093	(3,155)	1,261	(3,001)
金利先物契約	3,139	-	(27)	47	(1)
キャッシュフロー・ヘッジ					
金利スワップ契約	84,365	1,876	(832)	592	(379)
外国為替スワップ契約	2,934	75	(91)	44	(52)
外国為替直物および先渡契約	159	-	(1)	2	-
純投資ヘッジ					
外国為替直物および先渡契約	1,484	-	(58)	18	(45)
デリバティブ金融商品ーヘッジ関係に指定	<u>200,926</u>	<u>4,045</u>	<u>(4,173)</u>	<u>1,966</u>	<u>(3,478)</u>

当グループが2019年9月30日現在において保有するヘッジ手段の名目金額の満期状況は以下のとおりである。

名目金額		平均 レート	3か月 未満	3か月か ら12か月	1年から 5年	5年超	合計
		(単位：百万ドル)					
公正価値ヘッジ							
金利	金利	1.95%	3,195	18,407	63,873	25,907	111,382
外国為替	HKD/AUD為替レート	5.38	602	-	-	-	602
キャッシュフロー・ヘッジ							
金利	金利	2.15%	1,088	14,040	66,880	2,357	84,365
外国為替 ⁽¹⁾	AUD/USD為替レート	0.72	40	120	1,652	1,281	3,093
	USD/EUR為替レート	0.91					
純投資ヘッジ							
外国為替	TWD/AUD為替レート	21.41	474	1,010	-	-	1,484
	THB/AUD為替レート	21.77					

(1) 外国為替リスクのヘッジは、複数の通貨ペアを対象としている。この表は金額の大きい通貨ペアのみを反映している。

当グループの指定されたヘッジ関係の非有効部分による影響は、ヘッジ関係の種類別およびヘッジ対象リスク別に以下のとおりである。

2019年	非有効性			キャッシュ フロー・ヘッジ 準備金または FCTRから損益に 再分類された 金額
	ヘッジ手段の 価値の変動	ヘッジ対象の 価値の変動	損益で認識 されたヘッジの 非有効性	
(単位：百万ドル)				
公正価値ヘッジ ⁽¹⁾				
金利	586	(582)	4	-
外国為替	(36)	36	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ ⁽¹⁾				
金利	836	(825)	11	14
外国為替	20	(20)	-	2
純投資ヘッジ ⁽¹⁾				
外国為替	(144)	144	-	-

(1) ヘッジ手段はすべてデリバティブ金融商品に計上されている。

認識されたヘッジの非有効部分は、その他営業収入に分類されている。包括利益計算書での再分類調整は、純利息収益で認識されている。

2019年9月30日現在の当グループの公正価値ヘッジに関連するヘッジ対象は以下のとおりである。

	貸借対照表上の 表示	ヘッジ対象 リスク	帳簿価額		ヘッジ対象に対する 公正価値ヘッジ調整累積額	
			資産	負債	資産	負債
			(単位：百万ドル)		資産	負債
固定金利貸付金および 前渡金	正味貸付金 および前渡金	金利	2,281	-	17	-
固定金利発行済社債	発行済社債	金利	-	(67,555)	-	(1,749)
固定金利投資有価証券 (FVOCI) ⁽¹⁾	投資有価証券	金利	47,641	-	1,907	-
FVOCIで測定される 持分証券 ⁽¹⁾	投資有価証券	外国為替	581	-	52	-
合計			50,503	(67,555)	1,976	(1,749)

(1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品および資本性金融商品は、ヘッジ資産が公正価値で測定されていることから、帳簿価額にヘッジ公正価値ヘッジ調整が含まれていない。ヘッジ関係に関する会計処理の結果、ヘッジ調整はその他の包括利益から損益計算書に振り替えられた。

中止されたヘッジ関係に関連する貸借対照表に留保された公正価値調整の累積金額は、8百万ドルである。

2019年9月30日現在の当グループのキャッシュフロー・ヘッジおよび純投資ヘッジに関連したヘッジ対象は以下のとおりである。

		キャッシュフロー・ヘッジ 準備金		為替換算調整勘定	
		継続 ヘッジ	非継続 ヘッジ	継続 ヘッジ	非継続 ヘッジ
ヘッジ対象リスク		(単位：百万ドル)			
キャッシュフロー・ヘッジ					
変動金利貸付金および前渡金	金利	1,587	41	-	-
変動金利顧客預金	金利	(577)	(32)	-	-
外貨建て発行済債券	外国為替	14	-	-	-
外貨建て投資有価証券	外国為替	6	-	-	-
発生する可能性の高い予想取引	外国為替	3	-	-	-
純投資ヘッジ					
海外事業	外国為替	-	-	(159)	(149)

以下の表は、リスクの種類ごとにキャッシュフロー・ヘッジ準備金の調整の詳細を表示している。

	金利	外貨 (単位：百万ドル)	合計
2018年10月1日現在残高	128	(1)	127
公正価値評価益	825	20	845
損益計算書への振替	14	2	16
法人税他	(251)	(6)	(257)
2019年9月30日現在残高	716	15	731

海外事業への純投資のヘッジの結果、当年度中にFCTRは144百万ドル減少した。当年度中に、FCTRから損益計算書への再分類はなかった。

2018年度の開示

ヘッジ会計関係に指定されたデリバティブ金融商品から発生し、純損益で認識された影響額は、以下のとおりである。

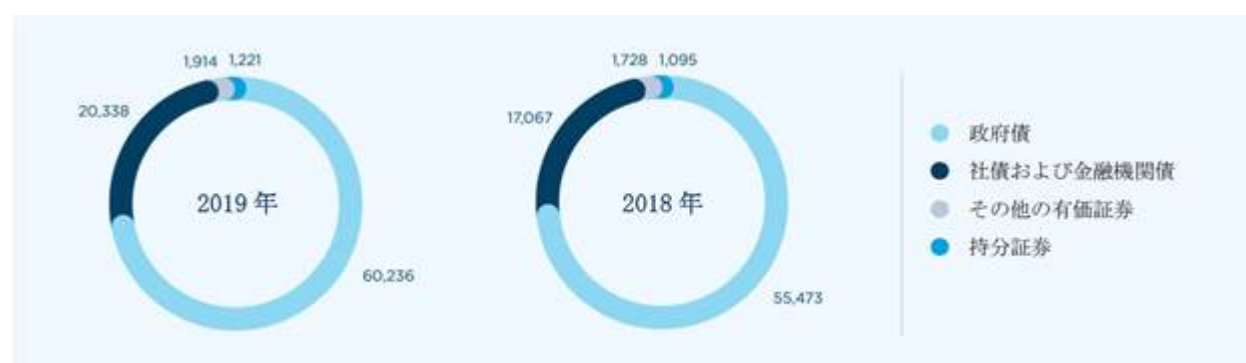
	ヘッジ会計の種類	2018年 (単位：百万ドル)
その他営業収入に認識された利益/ (損失)		
ヘッジ対象	公正価値	1,190
ヘッジ手段	公正価値	(1,210)
ヘッジ手段の非有効部分	キャッシュフロー	13

認識および測定	
認識	当初および各報告日に、デリバティブは公正価値で認識される。デリバティブの公正価値が正の値の場合、当該デリバティブは資産として計上され、公正価値が負の値の場合は、負債として計上される。 評価調整は、デリバティブの公正価値を決定する上で不可欠なものである。評価調整には、以下が含まれる。 ・ カウンターパーティ・リスクおよび/またはデフォルト事由を反映するための、信用評価調整（CVA） ・ デリバティブ・ポートフォリオにおける資金調達コストと利益を考慮する資金調達評価調整（FVA）
資産および負債の認識の中止	デリバティブ資産は、契約が満了するか、所有に係るリスクおよび経済価値のほとんどすべてを移転した際に、貸借対照表から除外される。デリバティブ負債は、当グループの契約上の義務が免除、取消または満了した際に、当グループの貸借対照表から除外される。
損益計算書への影響	デリバティブ金融商品に係る損益が認識される方法は、当該デリバティブが売買目的で保有されているか、それともヘッジ関係に指定されているかに左右される。売買目的で保有するデリバティブ金融商品について、公正価値の変動による利益または損失は、損益で認識される。 ヘッジ関係に指定された商品について、利益または損失の認識は、ヘッジ対象の内容に左右される。ヘッジの種類別の純損益の取扱いについては、129ページ（訳注：原文のページ番号である。）の表を参照のこと。 ヘッジの非有効部分は、ベシス・リスクおよびヘッジ対象とヘッジ手段の間の割引方法の差異から発生する場合がある。ヘッジ手段は翌日物インデックス・スワップのディスカウント・カーブを使用して割り引かれており、この方法はヘッジ対象には適用されない。
ヘッジの有効性	ヘッジ会計として適格であるためには、ヘッジの有効性が高いと見込まれなければならない。ヘッジは、次の条件を満たした場合にのみ、有効性が高いとされる。 ・ ヘッジが指定される期間中に、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値またはキャッシュフローの変動の相殺において高い有効性が見込まれる（期待有効性） ・ ヘッジの実際の結果が80%から125%の範囲内である（事後有効性） 当グループは、定期的にヘッジの有効性を監視しており、少なくとも各報告日現在において監視を行っている。

重要な判断および見積り

デリバティブの公正価値測定に使用する評価技法の選定の際には判断が必要とされ、特に容易に観察できない評価インプットの選定、および特定のデリバティブに対する評価調整を適用する際に判断が求められる。詳細については、注記17「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

11. 投資有価証券



その他の包括利益を通じて公正価値で測定される投資有価証券

負債証券

持分証券

償却原価で測定される投資有価証券

負債証券⁽¹⁾

売却可能資産

負債証券

持分証券

合計

減算：売却目的保有に再分類された資産（注記29参照）

合計

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
負債証券	76,489	-
持分証券	1,221	-
償却原価で測定される投資有価証券	5,999	-
売却可能資産		
負債証券	-	74,268
持分証券	-	1,095
合計	83,709	75,363
減算：売却目的保有に再分類された資産（注記29参照）	-	(1,079)
合計	83,709	74,284

(1) 予想信用損失引当金13百万ドルを含む。

2019年 投資有価証券	3か月未満	3か月から	1年から	5年超	満期なし	合計
		12か月	5年			
		(単位：百万ドル)				
政府債	6,768	14,665	26,200	12,603	-	60,236
社債および金融機関債	1,280	2,719	15,965	374	-	20,338
その他の有価証券	-	-	183	1,731	-	1,914
持分証券	-	-	-	-	1,221	1,221
合計	8,048	17,384	42,348	14,708	1,221	83,709

2018年 売却可能資産	3か月未満	3か月から	1年から	5年超	満期なし	合計
		12か月	5年			
		(単位：百万ドル)				
政府債	6,715	8,159	28,144	12,455	-	55,473
社債および金融機関債	948	2,549	13,283	287	-	17,067
その他の有価証券	-	-	159	1,569	-	1,728
持分証券	-	-	-	-	1,095	1,095
合計	7,663	10,708	41,586	14,311	1,095	75,363
減算：売却目的保有に再分類 された資産（注記29参照）						(1,079)
合計						74,284

当事業年度中、当グループは従来資本の部で繰り延べられていた利益／損失のリサイクリングにより、投資有価証券（2018年10月1日以降の適用）および売却可能資産（2018年9月30日以前の適用）に関連して240百万ドル（2018年度：48百万ドル）の純利益（税引前）を、その他営業収入に認識した。

FVOCIで測定する持分証券／AFS持分証券の帳簿価額は1,221百万ドル（2018年度：1,095百万ドル）であった。これには、当グループの天津銀行（「BoT」）への投資1,106百万ドル（2018年度：1,025百万ドル）が含まれている。

認識および測定

2018年10月1日以降に適用の会計方針

投資有価証券は、売買以外の目的で保有される有価証券の形式の金融資産である（すなわち、譲渡可能な負債性金融商品または資本性金融商品）。例外として、当グループの顧客貸付業務を円滑にするために使用される為替手形（有価証券／譲渡性証書の一形態）は、契約内容をよりの確に反映するため（投資有価証券よりも）貸付金および前渡金に分類されている。

トレーディング目的以外の資本性金融商品は、商品毎にFVOCIで測定するものとして指定することができる。この選択がなされる場合、当該投資の利益または損失は、売却時にその他の包括利益から純損益へ再分類されない。ただし、利益または損失は、資本の部の中で再分類することができる。

投資有価証券として開示された資産は、125ページ（訳注：原文のページ番号である。）の当グループの金融資産に関する開示の冒頭で概説されている金融資産の分類および測定についての一般方針の適用を受ける。また、「投資有価証券－償却原価で測定される負債証券」および「投資有価証券－その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券」に伴う予想信用損失は、注記13に概説されている会計方針に従って認識および測定される。「投資有価証券－その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券」について、予想信用損失引当金は資本の部のFVOCI準備金に計上され、対応する費用は損益で認識される。

2018年9月30日以前に適用の会計方針

AFS資産は、デリバティブ以外の金融資産で構成されており、これらは売買を主な保有目的としていないことからAFSに指定されている。AFS資産には、株式と債券の両方が含まれている。AFS資産は当初、公正価値および取引費用の合計額で計上され、少なくとも年に2回再評価される。再評価の際に、公正価値の変動は、純損益に直接認識される項目である債券利息、受取配当金、債券に係る為替換算および減損費用を除き、資本の部の売却可能資産再評価差額金に含められる。

資産売却時の売却可能資産再評価差額金における損益累計額は、純損益で認識される。

各報告日現在において、AFS資産の減損の有無が評価される。債券の減損評価においては、当該資産の見積キャッシュフローに悪影響を及ぼす事象の発生に関する評価が行われる。持分証券については、大幅または長期にわたり原価を下回るような公正価値の下落について評価される。

AFS資産が減損している場合、当該資産に関連する損失累計額は、売却可能資産再評価差額金から振り替えられる。そして当該振替額は以下のように純損益で認識される。

- ・ 負債性金融商品については、貸倒引当金繰入額として
- ・ 資本性金融商品については、その他営業収入のマイナス金額として

債券のその後の減損の戻し入れは、貸倒引当金繰入額を通じて純損益に認識される。しかし、持分証券については減損の戻し入れは行わない。以前に減損認識された持分証券の価値が回復部分について、当該利益は資本の部に直接認識される。

重要な判断および見積り

評価に市場相場価格が使用されない資産の公正価値測定に使用する評価技法の選定の際には判断が必要とされるが、特に容易に観察できない評価インプットの選定の際にその判断が求められる。詳細については、注記17「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

12. 正味貸付金および前渡金

次表は当グループの正味貸付金および前渡金の詳細を示したものである。

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
貸越	7,267	7,061
クレジットカード	9,241	9,890
手形融資	6,159	6,861
ターム・ローン－住宅	343,808	346,154
ターム・ローン－住宅以外	248,337	234,405
その他	3,483	3,442
小計	618,295	607,813
前受収益	(398)	(430)
資産計上された仲介手数料/モーゲージ実行手数料	870	997
貸付金および前渡金の総額（売却目的保有に再分類された資産を含む）	618,767	608,380
予想信用損失引当金（注記13参照） ^{(1)、(2)}	(3,509)	(2,917)
正味貸付金および前渡金（売却目的保有に再分類された資産を含む）	615,258	605,463
減算：売却目的保有に再分類された正味貸付金および前渡金（注記29参照）	-	(999)
正味貸付金および前渡金	615,258	604,464
契約上の満期までの残存期間：		
1年以内	133,273	126,811
1年超	481,985	477,653
正味貸付金および前渡金	615,258	604,464
貸借対照表計上基準：		
償却原価	614,336	604,331
損益を通じた公正価値による測定	922	133
正味貸付金および前渡金	615,258	604,464

(1) 2018年10月1日付のAASB第9号の適用時に、当グループは一括評価引当金を647百万ドル増加させた。比較情報は修正再表示されていない。詳細は、注記35を参照のこと。

(2) 2018年の帳簿外の信用関連コミットメントに起因した信用減損に係る一括評価引当金500百万ドルおよび個別評価引当金26百万ドルは、当期の表示との比較可能性を高めるため、償却原価で測定される正味貸付金および前渡金から、その他の引当金に再分類された。

認識および測定

貸付金および前渡金は、固定された、または確定可能な支払額を伴う非デリバティブ金融資産であり、活発な市場での相場価格がなく、当グループが顧客に直接的に、または第三者チャネルを通じて提供する与信枠である。

貸付金および前渡金は、当初公正価値に貸付金または前渡金の実行に直接起因する取引費用を加算した額で計上される。これらの取引費用は、主として仲介手数料／モーゲージ実行手数料であり、貸付金の見積り貸付期間にわたり償却される。貸付金および前渡金は、その後は、実効金利法を使用した償却原価から貸倒引当金を控除した額で測定されるか、あるいは当初認識時に損益を通じて公正価値評価するものとして個別に指定された場合もしくは売買目的保有の場合に公正価値で測定される。

リース資産契約および購入権付リース契約は、資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済価値を顧客または当グループの関係者でない第三者に移転する場合にファイナンス・リースとして分類される。これらのファシリティは、上表では「その他」に含まれている。

当グループは、貸借対照表上で認識されている金融資産を譲渡する取引を行う。当グループが譲渡資産のリスクと経済価値の実質的にすべてを留保している場合、当該譲渡された資産は当グループの貸借対照表に引き続き計上されるが、実質的にすべてのリスクと経済価値が移転された場合には、当グループは当該資産の認識を中止する。

リスクと経済価値が部分的に留保され、当該資産に対する支配を喪失した場合には、当グループは当該資産の認識を中止する。当該資産に対する支配を喪失していない場合、当グループは継続関与の範囲で当該資産の認識を継続する。

譲渡において権利と義務が留保、または発生した場合、権利と義務は内容に応じて資産および負債として別々に認識される。

2018年10月1日以降、正味貸付金および前渡金として開示された資産は、125ページ（訳注：原文のページ番号である。）の当グループの金融資産に関する開示の冒頭で概説されている金融資産の分類および測定についての一般方針の適用を受ける。また、正味貸付金および前渡金に伴う予想信用損失は、注記13に概説されている会計方針に従って認識および測定される。

13. 予想信用損失引当金

予想信用損失引当金

注記1および注記35で記述したように、当グループは、2018年10月1日付けでAASB第9号を適用した。その結果、金融資産の減損測定について予想信用損失（「ECL」）モデルが適用され、当年度の信用損失情報に関する表示が変更された。比較情報は修正再表示されていない。

次の表は、当年度中のECL引当金（売却目的保有に再分類された資産のECL引当金を含む）の変動を表示している。

正味貸付金および前渡金—償却原価で測定

ECL引当金は正味貸付金および前渡金に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月 1 日現在	920	1,391	359	894	3,564
ステージ間の移動	166	(308)	(91)	233	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(168)	291	147	1,139	1,409
戻入	-	-	-	(382)	(382)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	(1,076)	(1,076)
為替換算およびその他の変動 ⁽¹⁾	9	4	(2)	(17)	(6)
2019年 9月30日現在	927	1,378	413	791	3,509

(1) 2019年度に完了した売却の影響および個別評価ECL引当金に係る割引のアンワインドの影響を含む。

予想信用損失の変動は、対応する総額残高の変動と一致している。

投資有価証券—償却原価で測定される負債証券

ECL引当金は投資有価証券に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月 1 日現在	9	2	-	-	11
ステージ間の移動	-	-	-	-	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	2	(1)	-	-	1
戻入	-	-	-	-	-
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
為替換算およびその他の変動	1	-	-	-	1
2019年 9 月30日現在	12	1	-	-	13

投資有価証券—FVOCIで測定される負債証券

ECL引当金は、公正価値で評価した帳簿価額を変動させるものではない。その代わりに、ECL引当金は資本の部のFVOCI準備金に認識されており、対応する費用は純損益で認識される。

	ステージ 3				合計
	ステージ 1	ステージ 2	一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月 1 日現在	14	-	-	-	14
ステージ間の移動	-	-	-	-	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(2)	-	-	-	(2)
戻入	-	-	-	-	-
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
外貨換算およびその他の増減 ⁽¹⁾	(4)	-	-	-	(4)
2019年 9 月30日現在	8	-	-	-	8

(1) 2019年度に完了した売却の影響を含む。

帳簿外のコミットメント—未実行および条件付与信枠

ECL引当金はその他引当金に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月 1 日現在	474	166	15	26	681
ステージ間の移動	27	(29)	-	2	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(36)	12	6	-	(18)
戻入	-	-	-	(3)	(3)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
為替換算およびその他の増減	8	2	-	(2)	8
2019年 9 月30日現在	473	151	21	23	668

AASB第139号に基づいた貸倒引当金の2018年の開示

以下の開示はAASB第9号の適用を反映しておらず、従来のAASB第139号の要件に基づいて作成されている。

貸倒引当金	正味貸付金 および前渡金	帳簿外の 信用関連 コミットメント (単位：百万ドル)	合計
個別引当金			
期首残高	1,118	18	1,136
新規および増加した引当金	1,426	18	1,444
戻入	(425)	-	(425)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	(1,224)	-	(1,224)
その他 ⁽¹⁾	(1)	(10)	(11)
個別引当金合計	894	26	920
一般引当金			
期首残高	2,118	544	2,662
損益への繰入額/（戻入額）	(34)	(51)	(85)
その他 ⁽²⁾	(61)	7	(54)
一般引当金合計	2,023	500	2,523
貸倒引当金合計	2,917	526	3,443

(1) 個別引当金のその他には、2018年のアジアリテールおよび富裕層事業の売却完了の影響を含む。これには、為替レート変動の調整および個別引当金に係る割引のアンワインドが含まれている。

(2) 一般引当金のその他には、アジアリテールおよび富裕層事業の売却完了の影響ならびに為替レートの変動の調整が含まれている。

貸倒引当金繰入－損益計算書

AASB第9号に基づいた貸倒引当金繰入/(戻入)の内訳

	2019年 (単位：百万ドル)
新規および増加した引当金（戻入控除後） ⁽¹⁾	
－一括評価	16
－個別評価	1,374
戻入	(385)
償却債権回収額	(212)
貸倒引当金繰入合計	793
減算：非継続事業に係る貸倒引当金繰入/(戻入)	(1)
継続事業に係る貸倒引当金繰入	794

(1) 一括評価および個別評価間の振替の影響を含む。

2019年9月30日に終了した期間に償却されたが、引き続き回収対象となる金融資産の契約上の残高は212百万ドルである。

2018年度のAASB第139号に基づいた貸倒引当金繰入/(戻入)の内訳

以下の開示はAASB第9号の適用を反映しておらず、従来のAASB第139号の要件に基づいて作成されている。

	2018年 (単位：百万ドル)
新規および増加した個別引当金	1,444
戻入額	(425)
償却債権回収額	(246)
個別貸倒引当金繰入額	773
一括貸倒引当金繰入額/(戻入額)	(85)
貸倒引当金繰入額	688

認識および測定**2018年10月1日以降に適用の会計方針****予想信用損失モデル**

予想信用損失の測定は、一連のシナリオを評価して、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予想を考慮に入れる偏りのない確率加重予想を反映する。

予想信用損失は、以下の3段階のアプローチに基づいて、組成以降の信用の悪化に従って、12か月間または当該金融資産の全期間に対して測定される。

- ・ ステージ1：金融資産の組成時において、また組成以降信用リスクの著しい増大（「SICR」）がない場合、報告日から12か月以内に起こりうるデフォルト事象から発生する予想信用損失を反映して、12か月分のECLに相当する引当金が認識される。満期までの残存期間が12か月未満の金融商品については、予想信用損失は、満期までの残りの期間にわたって起こりうるデフォルト事象に基づいて見積もられる。
- ・ ステージ2：組成以降信用リスクが著しく増大している場合、金融商品の予想残存期間にわたって起こりうるすべてのデフォルト事象から発生する予想信用損失を反映して、残存期間のECLに相当する引当金が認識される。その後の期間に、信用リスクの状況が改善され、組成以降の信用リスクの増大が著しいものとはみなされなくなった場合、当該エクスポージャーはステージ1の区分に戻され、12か月間のECLが適用される。
- ・ ステージ3：減損の客観的証拠が存在する場合、全期間のECLに相当する引当金が認識される。

ステージ1およびステージ2のエクスポージャーについては、予想信用損失は集合的に見積もられ、ステージ3に移動した場合に集合的または個別に見積もられる。

予想信用損失の測定

ECLは、与信枠レベルで以下の信用リスクの要因から算出したものを、貨幣の時間的価値を組み込んで割り引いたものである。

- ・ デフォルト確率（「PD」）－借り手が所与の期間にデフォルトする確率の見積り
- ・ デフォルト時エクスポージャー（「EAD」）－元本および利息の返済、与信枠からの追加的な借入の実行ならびに経過利息を考慮に入れた、デフォルト時での予想貸借対照表エクスポージャー
- ・ デフォルト時損失率（「LGD」）－借り手のデフォルトの際の予想損失で、直接的および間接的な回収費用も考慮に入れられ、当該与信枠のEADに対する割合で表される。

これらの信用リスク要因は、マクロ経済的変数の使用を通じて、現在の情報および将来情報に関して調整される。

予想存続期間

ステージ2およびステージ3エクスポージャーのECLを見積もる際に、当グループは信用リスクに晒されると予想される全期間を考慮する。

リテール以外のポートフォリオに関して、当グループはリボルビング以外の与信枠について最長の契約期間を予想全期間として使用している。法人向け与信枠等、リテール以外のリボルビング与信枠の予想全期間には、契約で合意された年次審査の一環として当グループが与信枠を取り消す契約上の権利を、適用される通知期間を考慮して反映する。

リテールのポートフォリオに関して、予想全期間は予想される期限前返済および重大な条件緩和を考慮した行動パターンを使用して決定される。

デフォルト、信用減損および償却の定義

予想信用損失の測定に使用されるデフォルトの定義は、全ポートフォリオにわたって、内部信用リスク管理目的に使用される定義に一致させている。この定義はまた、規制上のデフォルトの定義にも沿っている。デフォルトは、債務者が当グループに対する契約上の支払義務を完全に履行する可能性が低いことを示す兆候がある、またはエクスポージャーが延滞90日となった場合に発生する。

金融資産（担保が十分な金融資産を含む）は、デフォルトした場合、財務報告目的上は信用減損が発生しているとみなされる。

回収の現実的な可能性がない場合、貸付金は、当グループの内部プロセスが完了し、合理的に予想されたすべての回収時に、関連する貸倒引当金を充当して償却される。その後の期間における償却債権回収額は、損益計算書の貸倒引当金繰入額から控除される。

認識および測定**条件変更した金融資産**

信用または商業上の理由から、金融資産の条件変更、あるいは現存の金融資産が新しい金融資産に置き換えられた場合、現存の金融資産に対する大幅な条件変更とみなされるかを判定するための評価が行われる。この評価では、変更条件から発生するキャッシュフローの変化に加え、元本金額（与信限度額）、期間、原担保の変更など、商品全体のリスク・プロファイルの変化の両方が検討される。大幅な条件変更とみなされない場合、現存の金融商品の認識中止は行われず、信用リスクの著しい増大（「SICR」）の判定には引き続き組成日が使用される。大幅な条件変更とみなされる場合、現存の金融商品の認識は中止され、条件変更日に新しい金融資産が公正価値で認識され、当該条件変更日がこの新しい資産のSICRの判定に使用される組成日となる。

信用リスクの著しい増大（「SICR」）

ステージ2の資産は、組成以降、信用リスクの著しい増大（「SICR」）があった資産である。SICRの構成内容の決定にあたり、当グループは定性的情報と定量的情報の両方を考慮する。

i. 内部信用格付等級

ポートフォリオの大部分に関してSICRの主要な指標とされているのは、組成以降の与信枠に関する内部格付等級の著しい悪化であり閾値を適用して測定される。

リテール以外のポートフォリオに関して、SICRは報告日時点で与信枠に適用される顧客信用格付（「CCR」）と、当該与信枠の組成時のCCRを比較して判定される。CCRは、借り手のデフォルト確率を反映して各借り手に割り当てられ、将来予測的な情報を含む、借り手固有の情報および借り手以外の固有の情報の両方が組み込まれる。CCRは最低限1年に1度、または顧客の信用リスクに影響を及ぼすおそれのある事象が発生した場合はより頻繁に見直しの対象となる。

リテールのポートフォリオに関して、SICRは各与信枠の報告日時点でシナリオ加重された全期間にわたるデフォルト確率と、組成時にシナリオ加重された全期間にわたるデフォルト確率を比較して判定される。シナリオ加重された全期間にわたるデフォルト確率は、以下の場合に著しい増大となる。

- ・ 経済見通しの悪化、または経済の不透明性が高まった場合
- ・ 顧客の全体としての信用状態、または支払義務の管理能力の低下があった場合

ii. 安全基準

当グループは、リテール以外とリテールのポートフォリオの両方について、30日延滞を安全基準として使用している。リテール・ポートフォリオに関してのみ、ステージ1への復帰前に3か月から6か月間の良好な支払実績を示すことが要求される。

将来予測的な情報

当グループは、金融資産で当初認識以降に信用リスクの著しい増大が生じたか否かの評価と、ECLの見積りの両方に将来予測的な情報を組み込んでいる。ECLの見積りにおいて将来予測的な情報を適用する際に、当グループは以下の4つの確率加重予想経済シナリオを検討する。

i. ベースケースシナリオ

ベースケースシナリオは、ANZの見解で最も可能性の高い将来のマクロ経済状況である。このシナリオは、戦略計画および予算策定に使用された経営陣の仮定を反映し、当グループが3年の計画期間で戦略計画および資本計画に適用するプロセスである当グループの自己資本充実度評価プロセス（「ICAAP」）における情報としても利用される。

ii. アップサイドシナリオおよび iii ダウンサイドシナリオ

アップサイドシナリオおよびダウンサイドシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定され（すなわち、これらは貸借対照表日現在の実勢経済状況に基づくものではない）、長期間にわたるより楽観的（アップサイドシナリオの場合）またはより悲観的（ダウンサイドシナリオの場合）な経済事象および不確実性の組合せに基づく。

iv. 深刻なダウンサイドシナリオ

深刻なダウンサイドシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定され、より可能性が低い、非常に困難な経済状況の潜在的に深刻な影響を考慮に入れる。このシナリオは、発生確率が25年に1度の景気後退事象のマクロ経済状況を反映する。

これらの4つのシナリオは、ポートフォリオおよび借り手の国別に、PD、LGDおよびEADのモデル（ECLモデルと総称）に使用されるマクロ経済変数の観点で記述される。これらの変数の例は、失業率、GDP成長率、住宅価格指数、商業用不動産価格指数、消費者物価指数などである。

認識および測定

各シナリオの確率加重は、ベースケースシナリオを取り巻くリスクおよび不確実性、ならびに必要な場合には個別のポートフォリオに対する検討事項を考慮して経営陣によって決定される。グループ資産負債委員会（「GALCO」）はベースケース予測シナリオの見直しおよび承認を担当し、信用および市場リスク委員会（「CMRC」）は、シナリオに適用される確率加重を承認する。

該当する場合、モデル化プロセスにおいて既知または予想されるリスクが適切に対処されない状況を考慮するための一時的な調整が行われる。CMRCは、このような調整を承認する責任を負っている。

ECLの感応度

以下の表は、アップサイドシナリオとダウンサイドシナリオの両方に100%加重が適用され、他のモデルにおける仮定を不変としたシナリオでの当グループのECL引当金に対する影響を示している。

	ECL合計 (単位：百万ドル)	影響
100%アップサイドシナリオ	2,384	(993)
100%ダウンサイドシナリオ	5,334	1,956

2018年9月30日以前に適用の会計方針

当グループは、貸付金および前渡金について2種類の貸倒引当金を計上している。

- ・ 減損していると評価された重要な資産に対する個別引当金
- ・ 集合的に減損が評価される類似した資産のポートフォリオに対する一般引当金

各々についての会計上の取扱いの詳細は、以下のとおりである。

	個別	一般
評価	貸付金および前渡金に特定の基準値を超えた減損が発生し、減損事象が識別された場合、個別に貸倒引当金の必要性が評価される。	損失が発生している可能性があるが特定には至っていない少額の貸付金および前渡金、ならびに個別に重要であるが減損が発生しているとは評価されていない貸付金および前渡金を考慮して、当グループはこれらを類似した信用リスク特性を持つ資産プールで集合的に評価している。
減損	元本または利息を回収できない可能性がある旨の客観的な証拠がある場合（すなわち、損失事由が発生している）、貸付金および前渡金は減損していると評価される。	引当金額は、それぞれの一般プールに含まれる資産と類似する信用リスク特性を持つ資産に関する過去の損失実績を基準に見積られる。過去の損失実績は、経済状態の変化、ポートフォリオに内在する大規模な損失集中リスクの影響および景気サイクルの評価等の、最新の観察可能データに基づいて調整される。
測定	減損損失は、資産の帳簿価額と、当該資産の当初実効金利を使用して割り引かれた見積将来キャッシュフローの現在価値との差額として測定される。測定結果は、減損が識別された期間の費用として純損益に計上され、相殺する引当金を通じて対応する貸付金および前渡金の帳簿価額の減額が認識される。	
回収不能額	貸付金または前渡金が回収不能（部分的または全額）となった場合、その残高（および関連する貸倒引当金）は償却される。 当グループでは、無担保のリテール与信額を、180日延滞となるか、顧客の破産または類似するような貸付金または前渡金の法的な返済義務の免除のいずれか早い時点で償却している。担保付与信額については、担保物件の現金化により回収可能と算定される手取金控除後で償却される。	
償却済債権の回収	以前に償却した貸付金および前渡金から何らかのキャッシュフローの回収があった場合、当該回収は、キャッシュフローを受け取った期間の純損益で認識される。	
簿外金額	貸付コミットメント等の簿外項目については、個別および一般基準の両方で減損が検討される。	

重要な判断および見直し 2018年10月1日以降の適用 貸付金および前渡金の予想信用損失引当金を見積もる際に、当グループは以下の事項に関連して経営陣の判断を適用する。	
重要な判断	
信用リスクの著しい増大（「SICR」）がいつ発生したかの判定	ECLの測定にあたり、貸付金の当初認識以降に信用リスクの著しい増大（「SICR」）があり、その結果として当該金融資産が「ステージ1」から「ステージ2」に移動するかを判定するための基準を設定する際には判断を伴う。ステージ1からステージ2への移動は、ECLの計算が翌12か月間のデフォルト確率に基づく引当金から全期間にわたる予想信用損失引当金へと増加するため、主要な判断領域である。ステージ2からステージ1への移動に伴う信用リスクの減少も、同様にECL引当金の大幅な変動をもたらさう。 正確なトリガーポイントの設定には判断が必要とされ、この判断がECL引当金の金額に重大な影響を及ぼす場合がある。当グループは、SICR判定基準の有効性を継続的に監視している。
12か月間と全期間の両方の信用損失の測定	ECLの算定に使用されるPD、LGDおよびEADの信用リスクパラメータは、経営陣によって決定された関連する将来予測的な情報を反映した一定時点での尺度である。どの将来予測的な情報の変数が特定の貸付ポートフォリオに関連し、そして各ポートフォリオの一時点での感応度の決定に関連するものかの判定には判断を伴う。 また、ECLの測定に使用するための与信枠の全期間を見積もるにあたり、行動パターン特性を適用する場合にも判断が必要とされる。他のすべての事項が変化しないと仮定した場合、予想行動パターンの期間が長くなるとECLの金額も増加する。
将来予測的なシナリオの見通し	当グループによる将来予測的な情報の変数の見通しは、「ベースケース」または、経営陣が社内で計画および予測目的で使用した最も可能性が高いシナリオから決定される。2019年9月30日現在のベースシナリオについての主要経済要因の予想結果は次のとおりである。 オーストラリア 見通し期間にわたって、失業率は基本的に横ばいで、GDP成長は緩やかな改善が予測され、住宅用不動産価格は、下落期間があった後に上向くと予想される。商業用不動産価格は見通し期間にわたって小幅の低下が予想される。消費者物価指数上昇率は、現在の水準から加速すると予想される。 ニュージーランド 見通し期間にわたって、GDP成長は緩やかに上向き、失業率は安定が続くと見通される。住宅用不動産価格は小幅の上昇が予想される。商業用不動産価格は上昇が予想されるが、上昇は見通し期間にわたって緩やかと見込まれる。消費者物価指数は、緩やかな上昇が見込まれる。 世界の他の国々 世界的な見通しの不透明性により、短期的にはGDP成長は減速が予測されている。インフレーションもまた、2020年までの見通し期間は低インフレが続くと見込まれる。
各シナリオの確率加重	各シナリオの確率加重は、ベースケースシナリオを取り巻くリスクおよび不確実性、ならびに必要な場合には個別のポートフォリオに対する検討事項を考慮して経営陣によって決定される。
経営陣による一時的な調整	ECL引当金に対する経営陣による一時的な調整は、当グループが、既存のインプット、仮定およびモデル技法では、当グループの貸付ポートフォリオに適合するすべてのリスク要因を捕捉できないと判断した状況について使用する調整である。当グループの現在のパラメーター、リスク格付または将来予測的な情報に組み込まれていない、発生しつつある、地域的または世界的なマクロ経済、ミクロ経済または政治的事象、および自然災害は、こうした状況の例である。 経営陣による一時的な調整の使用は、認識されるECLの金額に影響を及ぼす場合がある。

重要な判断および見積り**2018年9月30日以前の適用**

貸付金および前渡金の減損を測定した際に、報告日現在における損失の範囲について経営者の判断が行われた。

	個別	一括
重要な判断	・ 見積将来キャッシュフロー ・ 顧客の事業見通し ・ 担保物件の実現可能価額 ・ 他の債権者に対する当グループの優先順位 ・ 顧客情報の信頼性 ・ 貸付金回収の予想費用と期間	・ 見積将来キャッシュフロー ・ 類似したリスク特性を持つ資産の過去の損失実績 ・ ポートフォリオに特有の大規模な集中による損失の影響 ・ 景気サイクルの評価
当グループは、定期的に重要な判断を見直し、過去の損失実績を反映させるための更新を行った。		

金融負債

以下に、当グループが後述の注記での開示に関連している金融負債を分類および測定している方法を概説する。

分類および測定**金融負債**

金融負債は、償却原価または、売買目的で保有される場合に損益を通じて公正価値で測定される。加えて、金融負債は以下の場合にFVTPLで測定されるものとして指定することができる。

- ・ この指定により、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチを解消または著しく減少させる場合。
- ・ 金融負債グループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、公正価値で管理され、その実績が公正価値に基づいて評価される場合。
- ・ 金融負債が1つ以上の組込デリバティブを含む場合。ただし、以下の場合を除く。
 - a) その組込デリバティブが、それがなければ契約上求められていたはずのキャッシュフローを大幅に変更していない場合。
 - b) 組込デリバティブが、主契約となる金融負債と密接に関連している。

金融負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、企業自身の信用リスク変動に係る利益および損失は、その他の包括利益に含められるが、それにより、損益における会計上のミスマッチが生じるまたは拡大する場合を除く。AASB第9号基準の当該項目は、2013年10月1日より当グループで早期適用された。

14. 預金およびその他の借入金



譲渡性預金	
定期預金	
要求払い預金および短期預金	
無利息預金	
銀行からの預り金および買戻条件付契約により売却した有価証券	
コマーシャル・ペーパーおよびその他の借入金 ⁽¹⁾	
預金およびその他の借入金（売却目的保有に再分類された負債を含む）	
減算：売却目的保有に再分類された預金およびその他の借入金（注記29参照）	
預金およびその他の借入金	
契約上の満期までの残存期間：	
1年以内	
1年超	
預金およびその他の借入金	
貸借対照表計上基準：	
償却原価	
損益を通じた公正価値による測定（当初認識時に指定）	
預金およびその他の借入金	

2019年	2018年
(単位：百万ドル)	
36,646	42,746
227,087	214,682
256,264	245,449
28,342	26,289
77,526	72,691
11,812	17,872
637,677	619,729
-	(1,579)
637,677	618,150
630,373	606,175
7,304	11,975
637,677	618,150
635,376	615,818
2,301	2,332
637,677	618,150

(1) その他の借入金は、連結子会社UDCファイナンス・リミテッド（「UDC」）の担保付借入1億ニュージーランドドル（2018年度：9億ニュージーランドドル）に関連している。これにはUDCの全資産35億ニュージーランドドル（2018年度：33億ニュージーランドドル）が担保として付されている。

認識および測定

預金およびその他の借入金の認識および測定は次のとおりである。

- ・ 当初認識時に損益を通じた公正価値評価に指定されていないものについては、償却原価で測定され、実効金利法を用いて支払利息を認識する。
- ・ 公正価値で管理され、会計上のミスマッチを低減もしくは解消する、または組込デリバティブを含むものは、損益を通じて公正価値評価するものとして指定する。

償却原価評価と公正価値評価の区分については、注記17「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。公正価値評価に指定された預金およびその他の借入金について、当グループの自己信用リスクの変動に起因する公正価値損益は、利益剰余金のその他の包括利益で認識される。公正価値損益の残りの金額は、純損益に直接認識される。その他の包括利益で認識された金額は、その後に損益に再分類されることはない。

買戻条件付契約により売却した有価証券は、所有に係るリスクおよび経済価値が当グループに留保されていることにより、当該金融資産を買い戻す負債を表しており、当グループの貸借対照表に引き続き計上されている。売却価格と買戻価格の差額は、買戻条件付契約の期間にわたって認識され、損益計算書の支払利息に費用計上される。

15. 発行済社債

当グループは、各種の資金調達プログラムを利用して優先債務（カバード・ボンドおよび証券化を含む）および劣後債務を発行している。優先債務と劣後債務の違いは、優先債務の保有者が関連する発行体の債務である劣後債務の保有者に対して優先権を有することである。関連する発行体の清算にあたって、劣後債務が返済されるのは、関連する発行体が預金者、その他の債権者および優先債務の保有者に対する返済が行われた後となる。

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	(単位：百万ドル)
優先債務	89,737	86,193
カバード・ボンド	20,957	17,846
証券化	2,411	1,232
非劣後債務合計	113,105	105,271
劣後債務		
－ その他Tier1資本	8,171	7,917
－ Tier2資本	8,415	7,991
劣後債務合計	16,586	15,908
発行済社債合計	129,691	121,179

発行済社債の通貨別内訳

下表は、当グループの発行済社債の通貨別内訳を示したものであり、概して社債保有者の本拠地を表している。

		2019年	2018年
		(単位：百万ドル)	(単位：百万ドル)
USD	米ドル	45,841	49,610
EUR	ユーロ	26,200	23,239
AUD	豪ドル	39,273	29,477
NZD	ニュージーランドドル	5,130	5,673
JPY	日本円	3,312	3,471
CHF	スイスフラン	1,501	2,067
GBP	英ポンド	4,720	3,776
HKD	香港ドル	1,446	1,157
その他	人民元、ノルウェークローネ、シンガポールドル、 インドネシアルピアおよびカナダドル	2,268	2,709
発行済社債合計		129,691	121,179
契約上の満期までの残存期間⁽¹⁾：			
1年以内		20,803	21,585
1年超		106,963	97,938
満期日なし（永久債）		1,925	1,656
発行済社債合計		129,691	121,179

(1) 最終満期日に基づくが、その他Tier1資本証券の場合、強制転換日がある場合はその日に基づく。

劣後債務

劣後債務は当グループの規制資本として適格であり、その条件に従って、APRAの適正資本目的上、その他Tier 1（AT 1）資本またはTier 2 資本のいずれかに分類される。

- ・ AT 1 資本：以下のような永久資本商品
 - ・ ANZ キャピタルノート（ANZ CN）
 - ・ ANZ 資本証券（ANZ CS）
 - ・ ANZ NZ キャピタルノート（ANZ NZ CN）
- ・ Tier 2 資本：永久または期限付劣後債券

発行体の清算において、Tier 2 資本商品は、AT 1 資本商品に優先し、AT 1 資本商品は普通株式のみに優先する。

AT 1 資本

すべての発行済AT 1 資本商品は、バーゼル 3 に全面的に準拠した商品である（バーゼル 3 についての詳細は、注記23「資本管理」を参照のこと）。ANZ CNとANZ CSは、それぞれ同順位である。

AT 1 資本商品に係る分配は累積されず、発行体の完全裁量および一定の支払条件（規制上の要件を含む）のもとで行われる。ANZ CNに係る分配は、ANZ普通株式に適用されるフランキングと同様のフランキングの対象となる。

発行体は、指定された場合には、AT 1 資本商品について特定の期日および一定の状況下（税務事由、規制事由等）において、繰上償還または転換オプションを行使することができる。このオプションは、APRAの書面による事前承認を条件とし、ANZ NZ CNの場合はAPRAに加えてニュージーランド準備銀行（RBNZ）の書面による事前承認を条件としている。

各AT 1 資本商品は、以下の場合に、不定数のANZ普通株式（所定の転換株数を上限に、転換直前のANZ普通株式の平均市場株価から 1 %割引後の価格に基づく）に直ちに転換される。

- ・ ANZ（ANZ NZ CNの場合はANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（ANZ NZ））の普通株式等Tier 1 資本比率が 5.125%以下となった場合（普通株式資本関連のトリガー事由）、または
- ・ APRAが、特定の有価証券の転換もしくは償却、または公的資金の注入（もしくは同等の支援）がなければ、当行が存続不能に陥ると判断する、と当行に通達した場合、（ANZ NZ CNの場合に、RBNZがノートの転換または償却をANZ NZに指示した場合もしくはANZ NZに対して法的管財人が指名され、ノートの転換または償却が決定された場合）（存続不能トリガー事由）。

指定されている場合、AT 1 資本商品は、以下の日に不定数のANZ普通株式（所定の転換株数を上限に、転換直前の平均市場株価から 1 %割引後の価格に基づく）に強制的に転換される。

- ・ 指定された強制転換日、または
- ・ 条件に定義されている一定の状況下においてそれよりも早い日。

ただし、一定の転換基準を満たさない場合、強制転換は所定の期間延期される。

以下の表は、当事業年度および前事業年度の9月30日現在で発行済の当グループのAT1資本商品の主要な内容である。

			2019年	2018年
			(単位：百万ドル)	
その他Tier1資本（永久劣後債） ⁽¹⁾				
ANZキャピタルノート（ANZ CN）				
AUD	1,120百万	ANZ CN1	1,118	1,117
AUD	1,610百万	ANZ CN2	1,607	1,605
AUD	970百万	ANZ CN3	966	965
AUD	1,622百万	ANZ CN4	1,612	1,610
AUD	931百万	ANZ CN5	925	924
ANZ資本証券（ANZ CS）				
USD	1,000百万	ANZ資本証券	1,481	1,240
ANZ NZキャピタルノート（ANZ NZ CN）				
NZD	500百万	ANZ NZキャピタルノート	462	456
その他Tier1資本合計			8,171	7,917

(1) 帳簿価額（発行費用控除後）

ANZキャピタルノート（ANZ CN）

	CN1	CN2	CN3
発行体	ANZ	ANZ	ANZ（ニュージーランド支店を通じて発行）
発行日	2013年8月7日	2014年3月31日	2015年3月5日
発行額	1,120百万ドル	1,610百万ドル	970百万ドル
額面価額	100ドル	100ドル	100ドル
配当の頻度	半期毎に後払い	半期毎に後払い	半期毎に後払い
配当率	変動レート：（180日物銀行手形レート＋3.4％）×（1－オーストラリア法人税率）	変動レート：（180日物銀行手形レート＋3.25％）×（1－オーストラリア法人税率）	変動レート：（180日物銀行手形レート＋3.6％）×（1－オーストラリア法人税率）
発行体による繰上償還または転換オプション	2021年9月1日	2022年3月24日	2023年3月24日
強制転換日	2023年9月1日	2024年3月24日	2025年3月24日
普通株式資本関連のトリガー事由	あり	あり	あり
存続不能のトリガー事由	あり	あり	あり
2019年度帳簿価額（発行費用控除後）	1,118百万ドル （2018年度：1,117百万ドル）	1,607百万ドル （2018年度：1,605百万ドル）	966百万ドル （2018年度：965百万ドル）

	CN4	CN5
発行体	ANZ	ANZ
発行日	2016年9月27日	2017年9月28日
発行額	1,622百万ドル	931百万ドル
額面価額	100ドル	100ドル
配当の頻度	四半期毎に後払い	四半期毎に後払い
配当率	変動レート：(90日物銀行手形レート+4.7%) x (1 - オーストラリア法人税率)	変動レート：(90日物銀行手形レート+3.8%) x (1 - オーストラリア法人税率)
発行体による繰上償還または転換オプション	2024年3月20日	2025年3月20日
強制転換日	2026年3月20日	2027年3月20日
普通株式資本関連のトリガー事由	あり	あり
存続不能のトリガー事由	あり	あり
2019年度帳簿価額(発行費用控除後)	1,612百万ドル (2018年度：1,610百万ドル)	925百万ドル (2018年度：924百万ドル)

ANZ資本証券 (ANZ CS)

発行体	ANZ (ロンドン支店を通じて発行)
発行日	2016年6月15日
発行額	1,000百万米ドル
額面価額	最低券面単位200,000米ドルで、それを超える場合の超過額は1,000米ドルの整数倍
利払の頻度	半期毎に後払い
金利	2026年6月15日まで年利6.75%の固定金利。2026年6月15日およびその5年毎の応当日に、5年物米ドルスワップレート仲値+5.168%の変動金利に再設定
発行体による繰上償還オプション	2026年6月15日およびその5年毎の応当日
普通株式資本関連のトリガー事由	あり
存続不能のトリガー事由	あり
2019年度帳簿価額(発行費用控除後)	1,481百万ドル (2018年度：1,240百万ドル)

ANZ NZキャピタルノート (ANZ NZ CN)

発行体	ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド (ANZ NZ)
発行日	2015年3月31日
発行額	500百万ニュージーランドドル
額面価額	1 ニュージーランドドル
利払頻度	四半期毎に後払い
金利	2020年5月25日まで年利7.2%の固定金利。2020年5月にニュージーランド3か月物銀行手形レート+3.5%の変動金利に再設定。 利息の支払いは、ANZ NZの完全裁量を条件とし、支払いのための一定の条件（APRAとRBNZの要件を含む）の適用を受ける。
発行体による繰上償還オプション	2020年5月25日
強制転換日	2022年5月25日
普通株式資本関連のトリガー事由	あり
存続不能のトリガー事由	あり
2019年度帳簿価額 (発行費用控除後)	462百万ドル（2018年度：456百万ドル）

TIER 2 資本

転換可能期限付劣後債はバーゼル3に全面的に準拠した商品である。存続不能のトリガー事由が発生した場合、転換可能期限付劣後債は、ANZ普通株式に直ちに転換される（所定の転換株数を上限として、転換直前の平均市場価格から1%割引後の価格に基づく）。

APRAは、300百万米ドルの永久劣後債について、バーゼル3自己資本規制の移行期間終了時（2021年12月）までバーゼル3の移行措置を認めている。

以下の表は、当事業年度および前事業年度の9月30日現在の当グループのTier 2 資本劣後債を示している。

通貨	額面価額	満期日	次回繰上償還可能日 —APRAの事前承認を条 件とする	金利	存続不能の トリガー事由	2019年 (単位：百万ドル)	2018年
パーゼル3 自己資本規制の移行措置適用劣後債（永久債）							
USD	300百万	永久債	半年毎の利払日	変動金利	なし	444	416
パーゼル3 自己資本規制の移行措置適用劣後債（期限付）							
EUR	750百万	2019年	該当なし	固定金利	なし	-	1,249
パーゼル3 自己資本規制の移行措置適用劣後債合計						444	1,665
パーゼル3に全面的に準拠した転換可能劣後債（期限付）							
AUD	750百万	2024年	2019年	変動金利	あり	-	750
USD	800百万	2024年	該当なし	固定金利	あり	1,250	1,091
人民元	2,500百万	2025年	2020年	固定金利	あり	519	503
シンガポールドル	500百万	2027年	2022年	固定金利	あり	544	507
AUD	200百万	2027年	2022年	固定金利	あり	200	199
JPY	20,000百万	2026年	該当なし	固定金利	あり	281	243
AUD	700百万	2026年	2021年	変動金利	あり	700	698
USD	1,500百万	2026年	該当なし	固定金利	あり	2,229	1,869
JPY	10,000百万	2026年	2021年	固定金利	あり	137	121
JPY	10,000百万	2028年	2023年	固定金利	あり	137	120
AUD	1,750百万	2029年	2024年	変動金利	あり	1,750	-
AUD	225百万	2032年	2027年	固定金利	あり	224	225
パーゼル3に全面的に準拠した劣後債合計						7,971	6,326
Tier 2 資本合計						8,415	7,991

認識および測定

発行済社債は、損益を通じて公正価値評価するものとして指定されている場合を除き、償却原価で測定される。当グループがヘッジ関係を指定して公正価値ヘッジ会計を開始した場合、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値は、当該社債の帳簿価額の調整に反映される。支払利息は、実効金利法を用いて計上される。

資本に基づいた転換条項（すなわち、普通株式資本関連のトリガー事由または存続不能のトリガー事由）を持つ劣後債は、別個に損益を通じて公正価値で会計処理される組込デリバティブを含んでいるとみなされる。これらのトリガー事由を受けた転換により発行される株式数が上限となる可能性があることで組込デリバティブが生じるが、トリガー事由の発生可能性が低いことを鑑みると、報告日現在の評価額は重要な金額ではない。

16. 財務リスク管理

リスク管理の枠組みおよびモデル

序論

顧客にバンキングおよびその他の金融サービスを提供する当グループの事業において、金融商品の利用は必須である。これに伴う財務リスク（主に、信用、市場および流動性リスク）は、当グループの主要な重大リスクの重要な部分を占めている。

当グループは、当グループに影響を及ぼすすべての主要な重大リスクの詳細および当グループのリスク管理活動についての詳細な情報を、ガバナンスおよびリスク管理の項で開示している。

本注記では、当グループの財務リスク管理の方針、プロセスおよび重要な財務リスクとの関連における定量的開示を詳述している。

主な重要財務リスク	本リスクに適用される主要な項目
概要	リスク管理の枠組みの概要
信用リスク 以下の結果発生する財務的損失のリスク。 - 取引相手がその債務の履行を怠る。 - 取引相手の信用の質が悪化し、結果として財務的損失をもたらす。 信用リスクには、当グループが、気候変動、法律、規制もしくは政府あるいは規制当局によって採用されるその他の政策(カーボンプライシングおよび気候変動への適応もしくは軽減政策を含む)の変化から影響を受けるおそれのある顧客への貸付に伴うリスクを取り入れている。	- 信用リスクの概要、管理および管理責任 - 信用リスクの最大エクスポージャー - 信用の質 - 信用リスクの集中 - 担保管理
市場リスク 以下により発生する当グループの利益に対するリスク。 - 金利、為替レート、信用スプレッド、ボラティリティおよび相関関係の変動 - 債券価格、コモディティ価格または株価の変動	- 市場リスクの概要、管理および管理責任 - 市場リスクの測定 - トレーディングに起因する市場リスクおよびトレーディングに起因しない市場リスク - FVOCIで測定するものとして指定された持分証券（2018年10月1日以降の適用）および売却可能持分証券（2018年9月30日以前の適用） - 外国為替リスクー構造的エクスポージャー
流動性および資金調達リスク 当グループが、期日到来時に、以下を含む支払義務を履行することができないリスク。 - 預金の払戻しまたは満期を迎えるホールセール債務 - 当グループの増加資産に対する資金調達能力の不足	- 流動性リスクの概要、管理および管理責任 - 流動性リスクについての重要な測定分野 - 流動性リスクの結果 - 当グループの負債の契約上の期日までの期間別分析
生命保険リスク 保険リスクとは、現在および将来の保険金請求率の予想外の変動に起因する損失リスクである。この変動は、主に、保険金の支払、死亡率（死亡）または疾病率（病気や怪我）が予想を上回った場合に生じる。	当グループは、以下の方法で生命保険リスクをコントロールし、最小限にとどめている。 - 当グループは、戦略的決定、権限委譲および署名権限の制限などを盛り込んだ引受手続を用いている。 - 当グループは、適切な種類の再保険と元受水準を達成するため、モデルによる分析ツールを用いて再保険契約を分析している。 本セクションでは、これ以上の詳細の記載はない。

概要

リスク管理の枠組みの概要

この概要は、財務書類利用者が、AASB第7号に基づいて義務付けられる財務上の開示内容を理解するための手助けとなることを目的としている。この概要は、ガバナンスおよびリスク管理の項と併せて読まれるべきものである。

取締役会は、当グループのリスク管理の枠組み（RMF）を確立し、監視する責任を負う。取締役会は、取締役会のリスク委員会（BRC）に、当グループのリスク管理方針の策定およびその遵守を監視する権限を委譲している。BRCは、その活動を取締役に定期的に報告している。

取締役会は以下を含む、当グループの戦略目的を承認する。

- ・ ANZが戦略目的および事業計画の追求において、受け入れる用意があるリスクの程度に関する取締役会の期待値を示したリスク選好度ステートメント（RAS）
- ・ ANZのリスクの管理戦略およびこの戦略を実施するRMFの主要な要素を記述した、リスク管理戦略（RMS）。これには、重大な各リスク、ならびにRMFがそれぞれのリスクに対処する方法の概要が、関連する方針、基準および手続きを参照して記述されている。また、ANZが重大なリスクをどのように特定、測定、評価、監視、報告および管理または低減するかも含まれている。

当グループは、研修ならびに管理基準および手続きを通じて、全従業員がその役割および義務を理解しており、規律があり信頼性の高い統制環境の維持を目指している。ANZにおいては、リスクは各従業員が責任を担う。

当グループは、以下の職務を担うチーフ・リスク・オフィサーが率いる独立したリスク管理機能部門を有している。

- ・ リスク・プロファイルおよびリスク管理の枠組みを監視する責任を負う
- ・ ANZのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼす業務活動および決定に対して実効性のある異議を唱えることができる。
- ・ 懸念事項の適切な上申を可能にするために、独立したBRCへの報告経路を持つ。

内部監査機能部門は、取締役会監査委員会（BAC）に直属している。内部監査は以下を行う。

- ・ リスク管理の枠組みへの遵守とリスク管理の枠組みの有効性を確保することを目的とした、当グループのRMFの年次評価を独立した立場から行う。
- ・ リスク管理の枠組みの適切性、有効性および十分性を確保することを目的とした、3年ごとの包括的なレビューを実施する。
- ・ 日常業務の有効性の強化を目的として、枠組みおよび／または実務慣行を改善するための勧告を行う。

信用リスク

信用リスクの概要、管理および管理責任

顧客に対する信用供与は、当グループの利益の主要源泉の一つである。この活動は主要リスクでもあるため、当グループはその管理に多大な資源を振り向けている。当グループは、多様な市場および多くの法域において、広範囲の貸出およびその他の活動に伴う信用リスクを負っている。信用リスクは伝統的な顧客への貸出に加えて、銀行間取引、トレジャリー、貿易金融および世界中の資本市場での活動からも生じる。

当グループの信用リスク管理の枠組みは、取締役会により設定される信用リスク選好度の測定、監視および管理について、一貫性のある取組みが当グループ全体に適用されることを確実にしている。信用リスクの監視という職務を果たす際、取締役会は、BRCによる支援および助言を受ける。BRCは、以下を行う。

- ・ 信用リスク選好度および与信戦略の設定
- ・ 執行経営陣の裁量を超える与信取引の承認

当行は、エクスポージャーの種類全体にわたっての一貫性を確保し、報告および分析目的で一貫性のある枠組みを提供するために、信用リスクを内部格付システム（統一測定基準）を通じて定量化している。このシステムでは、顧客エクスポージャーについて次の項目を測定するためにモデルおよびその他のツールが使用される。

デフォルト確率（PD）	顧客の借入金の元利払いおよび返済能力に対する当グループの評価を反映した顧客の信用格付け（CCR）で表される。
デフォルト時エクスポージャー（EAD）	元本および利息の返済、予想される与信枠からの追加的な借入の実行ならびに経過利息を考慮に入れた、デフォルト時の予想貸借対照表エクスポージャー
デフォルト時損失率（LGD）	AからGまでの担保指標（SI）で表される。SIは、顧客のデフォルト時に当グループが現金化することができる担保で貸付金がカバーされている割合を参照して計算される。AからGまでの指標は、預金額やソブリン支援等の要素を取り扱う一連のその他のSIで補完される。リテールおよび一部の小規模企業向け貸付については、エクスポージャーは大きな同質的なプールにグループ分けされ、LGDはプールのレベルで指定される。
当グループの信用リスク専門家のチームは、当グループのPDおよびLGD格付モデルを策定し、検証する。これらのモデルから得られたアウトプットにより、組成、価格設定、承認レベル、自己資本比率規制、経済的資本配分および信用供与などに関して当グループの日々の信用リスク管理上の決定が行われている。	

ANZが与信関係を有するすべての顧客には、次の評価手法のいずれかを通じて、組成時にCCRが割り当てられる。

大口かつ複雑な貸付	リテールおよび一部の小規模企業向け貸付
格付モデルにより一貫性のある体系的な評価が提供できるが、モデルで想定されていない要因に関しては判断が求められる。与信承認は、事業部門の引受担当者と独立したクレジット・オフィサーが共同で承認する二重承認基準で行われている。	スコアリング（アプリケーション上および行動パターンの）、ポリシー・ルールおよび外部の信用報告の情報を組み合わせたものを使用する、与信申請の自動評価。与信申請が、自動評価の基準を満たさない場合、手作業による評価に委ねられる。

当グループでは、金融資産の信用度を管理するために、当グループの内部CCRを使用している。広範な比較を可能にするために、当グループのCCRは、以下のように外部の格付機関の測定基準に合わせて作成されている。

信用の質の説明	内部CCR	ANZ顧客要件	ムーディーズ 格付け	スタンダード・ アンド・ プアーズ格付け
信用度が高い	CCR 0+から4-	長期にわたる営業活動および財務成績において優れた安定性を示し、収益力が予測可能な事象に対してそれほど脆弱ではない。	Aaa - Baa3	AAA - BBB-
受入れ可能	CCR 5+から6-	中には景気循環傾向および利益の変動性の影響を受けやすい顧客が存在する可能性があるものの、中期から長期にわたり適切な営業上および財政上の安定性を示している。	Ba1 - B1	BB+ - B+
信用度が低い	CCR 7+から8=	短期および場合によっては中期にわたり収益性および流動性の変動および不確実性が予想されることから、いくらかの営業上および財政上の不安定性を示している。	B2 - Caa	B - CCC
デフォルト	CCR 8-から10	与信枠の回収可能性に関して疑いが生じた場合、当該金融商品（または「当該与信枠」）はデフォルトに分類される。	該当なし	該当なし

当グループは2018年10月1日よりAASB第9号を適用し、その結果、金融資産の減損を含め、金融資産の分類と測定が変更された。2019年度の信用リスク情報の表示は修正されている。AASB第9号の適用による主要な要件および変更の影響の詳細については、注記1および注記35を参照のこと。

信用リスクの最大エクスポージャー

貸借対照表上で認識されている金融資産の場合、信用リスクの最大エクスポージャーは、帳簿価額である。一定の状況において、貸借対照表上の帳簿価額と以下の表において公表される額には差異がある場合がある。原則として、これらの差異は主に、市場リスクにさらされる持分商品または紙幣および硬貨など、信用リスク以外のリスクにさらされる金融資産について生じる。

未実行の与信枠について、信用リスクの最大エクスポージャーは、与信枠の総額である。偶発的なエクスポージャーについて、信用リスクの最大エクスポージャーは、かかる請求が行われた場合に当グループが支払わなければならない最大額である。

本注記の目的上、貸借対照表上で売却目的保有資産として表示されている資産は、各貸借対照表の区分に再配分されている。

以下の表は、担保またはその他の信用補完を考慮前の当グループの帳簿上および帳簿外の信用リスクの最大エクスポージャーのポジションを示したものである。

	報告金額		除外項目 ⁽¹⁾		信用リスクの 最大エクスポージャー	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
			(単位：百万ドル)			
貸借対照表勘定	615,258	605,463	-	-	615,258	605,463
正味貸付金および前渡金						
その他金融資産：						
現金および現金同等物	81,621	84,964	1,186	1,466	80,435	83,498
ANZの未収決済残高	3,739	2,319	3,739	2,319	-	-
支払担保	15,006	11,043	-	-	15,006	11,043
売買目的有価証券	44,088	37,722	6,199	3,595	37,889	34,127
デリバティブ金融商品	120,667	68,426	-	-	120,667	68,426
投資有価証券 ⁽²⁾						
－償却原価で測定される 負債証券	5,999	-	-	-	5,999	-
－FVOCIで測定される負債 証券	76,489	-	-	-	76,489	-
－FVOCIで測定される持分 証券	1,221	-	1,221	-	-	-
売却可能資産 ⁽²⁾	-	75,363	-	1,095	-	74,268
規制上の預け金	879	1,028	-	-	879	1,028
保険契約に対応する投資	-	40,054	-	40,054	-	-
その他金融資産 ⁽³⁾	3,619	3,850	-	-	3,619	3,850
その他金融資産合計	353,328	324,769	12,345	48,529	340,983	276,240
小計	968,586	930,232	12,345	48,529	956,241	881,703
帳簿外のポジション						
未実行および条件付与信枠 ⁽⁴⁾	253,123	244,582	-	-	253,123	244,582
合計	1,221,709	1,174,814	12,345	48,529	1,209,364	1,126,285

(1) 現金および現金同等物のうちの紙幣および硬貨ならびに銀行預金、ANZの未収決済残高のうちの約定日基準の資産、売買目的有価証券のうちの持分証券および貴金属のエクスポージャー、投資有価証券のうちの持分証券（2018年度は売却可能金融資産として分類）は、信用リスク・エクスポージャーを伴わないため、除外されている。

(2) 2018年10月1日におけるAASB第9号の適用により、金融資産の分類および測定は修正された。比較期間で用いられていた売却可能資産という分類は、AASB第9号には存在せず、新たに投資有価証券という分類が導入された。詳細は、注記1を参照のこと。比較情報は修正再表示されていない。

(3) その他金融資産は、主に未収利息、未収保険金および支払承諾で構成されている。

(4) 未実行および条件付与信枠には、保証、信用状、履行関連の偶発債務を一括評価された予想信用損失引当金控除して含めている。

信用の質

以下の表は、担保またはその他の信用補完の影響を考慮しないステージごとの当グループの内部格付に基づいて、当グループの信用リスク・エクスポージャーの内訳を示したものである。

正味貸付金および前渡金

	2019年				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	425,113	18,597	-	-	443,710
受入れ可能	121,030	28,445	-	-	149,475
信用度が低い	7,138	10,373	-	-	17,511
デフォルト	-	-	4,699	1,978	6,677
償却原価で測定された貸付金および前渡金、総額	553,281	57,415	4,699	1,978	617,373
ECL引当金	(927)	(1,378)	(413)	(791)	(3,509)
償却原価で測定された貸付金および前渡金、純額	552,354	56,037	4,286	1,187	613,864
引当率	0.17%	2.40%	8.79%	39.99%	0.57%
損益を通じて公正価値で測定された貸付金および前渡金					922
前受収益					(398)
資産計上された仲介手数料/モーゲージ実行手数料					870
正味帳簿価額					615,258

償却原価で測定された投資有価証券－負債証券

	2019年				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	4,798	-	-	-	4,798
受入れ可能	707	507	-	-	1,214
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
償却原価で測定された投資有価証券－負債証券、総額	5,505	507	-	-	6,012
ECL引当金	(12)	(1)	-	-	(13)
償却原価で測定された投資有価証券－負債証券、純額	5,493	506	-	-	5,999
引当率	0.22%	0.20%	0.00%	0.00%	0.22%

FVOCIで測定された投資有価証券－負債証券

	2019年				
	ステージ3				
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	合計
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	76,218	-	-	-	76,218
受入れ可能	271	-	-	-	271
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
FVOCIで測定された投資有価証券－負債証券	76,489	-	-	-	76,489
その他の包括利益に認識されているECL引当金	(8)	-	-	-	(8)
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%

その他金融資産

	2019年 (単位：百万ドル)				
信用度が高い					248,020
受入れ可能					10,060
信用度が低い					415
デフォルト					-
帳簿価額合計					258,495

帳簿外のコミットメント－未実行および条件付与信枠

	2019年				
	ステージ3				
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	合計
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	162,891	1,972	-	-	164,863
受入れ可能	23,655	3,634	-	-	27,289
信用度が低い	294	976	-	-	1,270
デフォルト	-	-	140	51	191
ECLの対象の未実行および条件付与信枠、総額	186,840	6,582	140	51	193,613
その他引当金に含まれるECL引当金 (注記21参照)	(473)	(151)	(21)	(23)	(668)
ECLの対象の未実行および条件付与信枠、純額	186,367	6,431	119	28	192,945
引当率	0.25%	2.29%	15.00%	45.10%	0.35%
ECLの対象外の未実行および条件付与信枠 ⁽¹⁾					60,178
未実行および条件付与信枠、純額					253,123

(1) 通知をすることなく、無条件で随時取消可能なコミットメント。

2018年度の信用リスクの開示

以下の開示はAASB第9号の適用を反映せず、従来のAASB第139号の要件に基づいて作成されている。

下表は、次の項目別に信用リスクの最大エクスポージャーの信用の質に区分して示している。

- ・ 延滞も減損もしていない金融資産の信用度別
- ・ 延滞しているが減損はしていない資産の延滞期間別
- ・ 総額および個別引当金控除後で表示された条件緩和債権および減損債権

	貸付金および 前渡金	その他金融資産	帳簿外の 信用関連 コミットメント	合計
	(単位：百万ドル)			
延滞も減損もしていない				
信用度の高い顧客	445,997	272,110	206,859	924,966
受入れ可能なリスクを有する顧客	127,384	4,014	36,037	167,435
注意を要するが延滞も減損もしていない顧客	15,540	116	1,644	17,300
小計	588,921	276,240	244,540	1,109,701
延滞しているが減損はしていない				
30日未満	8,956	-	-	8,956
30日以上60日未満	2,235	-	-	2,235
60日以上90日未満	1,263	-	-	1,263
90日以上	2,911	-	-	2,911
小計	15,365	-	-	15,365
条件緩和債権および減損債権				
減損貸付金	1,802	-	-	1,802
条件緩和債権 ⁽¹⁾	269	-	-	269
不良資産を裏付けとする契約債務 および偶発債務	-	-	68	68
減損金融資産総額	2,071	-	68	2,139
個別引当金	(894)	-	(26)	(920)
条件緩和および正味減損債権小計	1,177	-	42	1,219
合計	605,463	276,240	244,582	1,126,285

(1) 条件緩和債権は、顧客が財政困難に直面したことにより、当初の契約条件が変更されたものである。条件緩和とは、支払期限が到来した利息、元本またはその他の支払い額の減免、あるいは同様のリスクを有する新規の与信枠に対して一般的に提供される期間を大きく超える返済期日の延期を意味する。

2019年、ANZはオーストラリアの住宅ローン・ポートフォリオについて、市場応答性を高めた担保評価手法を導入し、この結果、延滞ではなく減損に分類される住宅ローンの件数が増加した。この手法の変更に関して、比較情報は修正再表示されていない。加えて、基礎となるプロセスおよび関連するデータの精緻化の結果、延滞および要注意先カテゴリーの貸付金から減損資産への振替が発生した。比較情報は修正再表示され、延滞から99百万ドル、要注意先から27百万ドルが振り替えられた。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、多くの顧客が、類似した活動に従事している、類似した経済的特性を有している、または同一の地域で類似した活動を行っており、そのため経済またはその他の状況の変化から同様の影響を受ける可能性がある場合に生じる。当グループは、リスクの集中を管理するために与信ポートフォリオの監視および再調整を行っている。当グループはまた、単一顧客への許容できない大規模エクスポージャーを回避するために、個別顧客限度額を設定している。

信用リスクが生じる金融商品の産業別内訳は以下のとおりである。

	貸付金および前渡金		その他金融資産		簿外信用関連の コミットメント		合計	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
(単位：百万ドル)								
農業、林業、漁業 および鉱業	38,562	38,124	1,070	705	18,424	17,583	58,056	56,412
ビジネスサービス	8,449	8,439	168	122	6,976	7,016	15,593	15,577
建設	6,711	6,849	65	61	6,697	6,950	13,473	13,860
電力、ガス、水道供給	6,599	6,390	2,008	920	7,087	6,152	15,694	13,462
娯楽、レジャー および観光	12,780	12,360	699	355	3,446	3,666	16,925	16,381
金融、投資および保険	55,344	48,059	247,351	187,194	41,874	37,821	344,569	273,074
政府および公的機関	3,388	922	75,066	75,763	2,524	2,854	80,978	79,539
製造業	23,796	23,538	2,932	2,612	44,091	41,927	70,819	68,077
個人ローン	351,894	352,155	1,754	1,379	54,429	55,159	408,077	408,693
不動産業	46,721	45,473	1,905	708	17,216	15,837	65,842	62,018
小売業	13,078	13,530	242	209	7,086	6,947	20,406	20,686
運輸および倉庫	13,583	12,075	1,194	650	8,269	7,980	23,046	20,705
卸売業	15,177	15,220	3,141	3,148	20,283	21,834	38,601	40,202
その他	22,213	24,679	3,401	2,414	15,389	13,382	41,003	40,475
総計	618,295	607,813	340,996	276,240	253,791	245,108	1,213,082	1,129,161
ECL引当金	(3,509)	(2,917)	(13)	-	(668)	(526)	(4,190)	(3,443)
小計	614,786	604,896	340,983	276,240	253,123	244,582	1,208,892	1,125,718
前受収益	(398)	(430)	-	-	-	-	(398)	(430)
資産計上された仲介 手数料/モーゲージ 実行手数料	870	997	-	-	-	-	870	997
信用リスクの最大エク スポージャー	615,258	605,463	340,983	276,240	253,123	244,582	1,209,364	1,126,285

担保管理

当行は、帳簿上および帳簿外のエクスポージャーについて、取引相手が返済義務を履行することができない場合の信用リスクを低減するために担保を利用している。十分な担保が設定されている場合は、予想信用損失は認識されない。これは主に、特定の貸付商品に対応する投資が担保に供され、これにマージンローンが利用されている場合、および売戻条件付契約の場合である。一部の商品については、顧客が差し入れる担保は当該商品の組成に不可欠であり、そのため担保は厳密には返済のための二次的な資金源にならない。例えば、売掛金で担保されている貸付は一般的には売掛金を回収することによって返済される。当期中に、当グループの担保方針に変更はなかった。

関連する金融資産の種類について保有する担保および保証の内容は次のとおりである。

正味貸付金および前渡金	
貸付金—住宅ローンおよび個人ローン	住宅ローンは、不動産に対する抵当権によって担保されており、追加担保は保証または預り金の形態をとる場合もある。 個人ローン（クレジットカードおよび当座貸越を含む）は、大半が無担保である。担保を設定する場合は、適格な車両、モーターホームおよびその他の資産に限定される。
貸付金—企業向け貸付金	企業向け貸付金は、担保付、部分担保付または無担保のいずれかである。通常、不動産に対する抵当権および／または事業資産またはその他の資産に対する担保権により担保を設定する。 適切な場合は、信用リスクを低減するために、保証、スタンドバイ信用状またはデリバティブによるプロテクション等のその他の担保措置をとる場合がある。
その他金融資産	
売買目的有価証券、投資有価証券（2018年10月1日以降）、売却可能資産（2018年9月30日以前）、デリバティブおよびその他金融資産	売買目的有価証券については、当行は発行体または取引相手からの直接的な担保は求めない。ただし、商品の条件において担保が含まれている場合がある（例えば、資産担保証券）。債券の条件には、担保が含まれている場合がある。 デリバティブに関する取引相手のデフォルトの際に、当行は通常、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のマスター契約に基づいて、当該取引相手とのすべての契約を解約し、デフォルト発生時点の市場水準で純額決済する。 当行は、また、取引相手との未決済デリバティブ・ポジションが集計され、日次で現金担保（またはその他の形態の適格担保）を交換するISDAマスター契約のクレジット・サポート・アネックス（CSA）の利用を優先的な慣行としている。担保は、取引相手のポジションがアウト・オブ・ザ・マネーとなった際に取引相手から提供される（または、ANZのポジションがアウト・オブ・ザ・マネーとなった際に取引相手に提供される）。
帳簿外のポジション	
未実行および条件付与信枠	帳簿外のポジションの担保は、主に未実行の与信枠に対して保有され、通常は契約履行保証または保証である。未実行の与信枠には、住宅用不動産の抵当付住宅ローン、商用不動産および／または事業資産を担保にした事業融資などがある。

下表は、当グループが保有する担保の見積価値および信用エクスポージャーの正味無担保部分を表示している。

	信用エクスポージャー		担保の価値総額		信用エクスポージャーの無担保分	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
			(単位：百万ドル)			
正味貸付金および前渡金	615,258	605,463	490,188	482,097	125,070	123,366
その他金融資産	340,983	276,240	31,898	33,215	309,085	243,025
帳簿外のポジション	253,123	244,582	48,225	49,141	204,898	195,441
合計	1,209,364	1,126,285	570,311	564,453	639,053	561,832

市場リスク

市場リスクの概要、管理および管理責任

市場リスクは当グループのトレーディング活動、貸借対照表管理活動、金利、外国為替相場、信用スプレッドの変動または相関の影響、および債券、コモディティまたは株式の価格のボラティリティから生じる。

BRCは、市場リスクおよび市場リスク方針の遵守状況に関する日々の管理責任を、信用および市場リスク委員会（CMRC）ならびにグループ資産負債委員会（GALCO）へ委譲している。

BRCが定めた全体的な戦略および方針の範囲内で、事業部門およびリスク管理は、グループレベルでの市場リスクの統制に対して共同で責任を負う。市場リスク・チーム（事業部門から独立した専門家で構成されるリスク管理部門）は、市場リスク限度額を様々なレベルで配分し、これらを日次で監視および報告する。この詳細な枠組みにより、リスク要因と損益限度額を使用して、エクスポージャーを管理および統制するための個別の限度額が配分される。

市場リスクの管理、測定および報告は、大まかに2つの区分で行われている。

トレーディングに起因する市場リスク	トレーディングに起因しない市場リスク
現物のトレーディング・ポジションとデリバティブのトレーディング・ポジションの双方の価格要素の変動に起因する金融商品の価値変動による損失リスク。監視される主なリスクの種類は以下のとおりである。 1. 通貨リスクー外国為替相場またはその予想ボラティリティの変動から発生する潜在的損失。 2. 金利リスクー市場金利またはその予想ボラティリティの変動による潜在的損失。 3. 信用スプレッド・リスクーベンチマークに対するマージンまたはスプレッドの変動から発生する潜在的損失。 4. コモディティ・リスクーコモディティ価格またはその予想ボラティリティの変動から発生する潜在的損失。 5. 株式リスクー株価の変動から発生する潜在的損失。	トレーディングに起因しない金利リスク、流動性リスクおよび外国為替エクスポージャーの管理に伴う損失リスク。これには、銀行勘定における金利リスクが含まれる。損失リスクは、金利の全体的な水準および異なった期間の相対的水準における不利な変動、金利マージンの実際と予想の差異、ならびに、金融商品および銀行商品における組込オプションに伴う潜在的な評価リスクから発生する。

市場リスクの測定

当行は、主にバリュー・アット・リスク（VaR）、感応度分析およびストレステストを使用して、市場リスクを管理および統制している。

VaRは、過去の市場の動きに基づいて、当グループの潜在的な1日の損失を計測する。

当グループでは、トレーディングおよび非トレーディング・リスクの双方に関して、過去のデータに基づくシミュレーションを行うことでVaRを測定している。当行は、以下の期間にわたる過去の市場レート、価格およびボラティリティの変動を使用する。

- ・ 標準的VaRを算出するために、過去500営業日
- ・ ストレス下のVaRを算出するために1年間のストレス下の期間

トレーディングに起因するVaRおよびトレーディングに起因しないVaRは、1日および10日の保有期間を用いて算出されている。ストレス下のVaRについては、10日間の保有期間を用いる。当グループのVaRモデルが正確性を維持していることを確保するために、バックテストが用いられる。

ANZはVaRを99%の信頼区間で測定しているが、このことは、保有期間に損失がVaRを上回らない確率が99%ということ意味する。

トレーディングに起因する市場リスクおよびトレーディングに起因しない市場リスク

トレーディングに起因する市場リスク

以下の表は、リスク・カテゴリー別に分散化された基準でトレーディングに起因する市場リスクを示している。

	2019年				2018年			
	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
	(単位：百万ドル)							
信頼水準99%の トレーディングに 起因するVaR								
外国為替	1.4	9.5	1.2	4.1	3.7	10.3	1.7	4.2
金利	3.6	10.4	3.6	5.8	8.4	16.0	4.9	7.9
クレジット	5.1	5.4	1.2	3.1	2.5	6.5	2.3	4.0
コモディティ	1.6	3.9	1.4	2.2	3.7	4.5	1.4	3.1
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
分散効果 ⁽¹⁾	(5.5)	該当なし	該当なし	(7.2)	(10.5)	該当なし	該当なし	(8.1)
VaR合計	6.2	13.4	5.1	8.0	7.8	19.9	6.9	11.1

(1) 分散効果は、リスク・カテゴリー全体にわたって相殺されたリスクを反映している。VaR値の最高および最低はグループ全体として報告されているため、各要素について報告されたVaR値の最高および最低は、必ずしも同日に発生したわけではない。そのため、最高および最低についての分散効果は重要なものではなく、したがって、表からは省略されている。

トレーディングに起因しない市場リスク

貸借対照表リスク管理

貸借対照表リスク管理の主な目的は、金利リスクや流動性リスクを許容可能な水準に保ち、金利動向が収益や当グループの銀行勘定の時価にもたらす負の影響を軽減する一方、当グループが十分な流動性を確保し、期日の到来する債務の履行を可能にすることである。

金利リスク管理

トレーディングに起因しない金利リスクとは、市場における金利変動が当グループの将来の純利息収益に及ぼす潜在的に不利な影響に関連するものである。このリスクは、主に2つの原因から生じる。すなわち、利付資産と利付負債の間の金利更改時期のミスマッチ、そして資本やその他の無利息の負債を利付資産に投資した場合である。金利リスクは、VaRおよびシナリオ分析（1%変動の影響の分析）を用いて報告される。以下の表は、グループ合算に加えて、オーストラリア、ニュージーランドならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ（APEA）地域について、トレーディングに起因しない金利リスクのVaR値を別々に計算して示している。

	2019年				2018年			
	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
	(単位：百万ドル)							
信頼水準99%の トレーディング に起因しないVaR								
オーストラリア	22.7	22.7	16.4	18.9	21.9	32.7	20.3	23.6
ニュージーランド	9.6	9.6	7.1	8.0	6.8	7.1	5.6	6.6
アジア太平洋、 ヨーロッパおよび アメリカ	17.6	17.7	12.9	16.1	15.1	15.1	12.5	13.7
		該当なし	該当なし			該当なし	該当なし	
分散効果 ⁽¹⁾	(17.8)			(14.8)	(16.1)			(14.4)
VaR合計	32.1	32.1	25.2	28.2	27.7	36.4	26.0	29.5

(1) 分散効果の値は、これら地域間の過去の相関を反映したものである。VaR値の最高および最低はグループ全体として報告されているため、地域について報告されたVaR値の最高および最低は、必ずしも同日に発生したわけではない。そのため、最高および最低についての分散効果は重要なものではなく、したがって、表からは省略されている。

当グループは、例外的な事象が当グループの市場リスク・エクスポージャーに与える影響のストレステストを行うために、シナリオ分析を実施する。イールド・カーブが一晩でプラス方向に1%平行移動する変化が生じた場合をモデル化して、向こう12か月間の純利息収益に与える潜在的影響を判定している。これは標準的なリスク測定であり、かかる平行移動がすべてのホールセール向けの利率と顧客向けの利率に反映されると仮定している。

下記の表は、当事業年度および前事業年度のリスク測定の結果を、財務書類上の純利息収益に対する割合をもって示したものである。正数の場合は、金利の上昇が向こう12か月間の純利息収益に正の影響を与えることを示している。

	2019年	2018年 ⁽¹⁾
1%の金利変動の影響		
期末現在	1.19%	1.21%
最大エクスポージャー	1.19%	1.79%
最低エクスポージャー	0.33%	0.77%
平均エクスポージャー（絶対値）	0.69%	1.11%

(1) 過去の期間の数値は、IRRモデルの改善を反映して修正再表示されている。

FVOCIで測定するものとして指定された持分証券（2018年10月1日以降の適用）および売却可能持分証券（2018年9月30日以前の適用）

当グループの投資有価証券（2018年10月1日以降の適用）およびの売却可能金融資産（2018年9月30日以前の適用）には、主に長期の戦略的な理由で保有している投資で構成される持分投資が含まれている。当該持分投資に対する市場リスクの影響は、トレーディングに起因する市場リスクとトレーディングに起因しない市場リスクに対する当グループのVaRプロセスで測定することはできない。したがって、当グループは定期的にポートフォリオ内の投資の評価額を見直し、当該投資が注記11「投資有価証券」で記述している認識および測定の方針に基づいて適切に測定されているかを評価している。

外国為替リスク－構造的エクスポージャー

豪ドル以外の機能通貨を用いる支店、子会社および関連会社などの海外事業への資本投資により、当グループは外国為替相場の変動リスクにさらされている。為替差額によって生じる海外事業の価値の変動は、資本における為替換算調整勘定に反映される。

適切とみなされた場合には、当グループは大口の外貨建て収益源（主としてニュージーランドドル、米ドルおよび米ドル連動）に対して経済的ヘッジを実施する。ヘッジの主な目的は、実務的に可能であれば、連結自己資本比率が為替相場の変動に対してニュートラルとなるようにすることである。

流動性および資金調達リスク

流動性リスクの概要、管理および管理責任

流動性リスクは、以下のいずれかのリスクである。

- ・ 当グループが、支払義務の期日が到来した際に、当該義務を履行することができない（預金の払戻しまたはホールセール債務の満期を含む）。
- ・ 当グループの資産の増加に対応するための適切な金額、期間および構成の資金調達および流動性を有していない。

流動性および資金調達リスクの管理は、GALCOによって監視されている。当グループの流動性および資金調達リスクは、BRCにより承認された一連の原則により管理され、当該原則には以下が含まれている。

- ・ すべての支払債務を短期に履行する能力を維持すること。
- ・ 短期から中期にわたって金銭的債務を履行するため、各現場とグループ全体の双方で、一連のANZ固有の流動性ストレス・シナリオと一般的な市場流動性ストレス・シナリオ下の「サバイバル期間」基準を確実に満たすこと。
- ・ 流動性リスクおよび資金調達リスク・プロファイルに対して長期的な耐性を確保するために、グループの貸借対照表構造の健全性を維持すること。
- ・ 各国の規制要件に準拠した流動性管理の枠組みを確保すること。
- ・ 当グループのポジションを数値化するために、日次の流動性報告書とシナリオ分析を作成すること。
- ・ 投資家の種類、満期、資金源および通貨による過度の集中を避けるために多様な資金調達基盤を対象とすること。
- ・ 資金調達状況の悪化に対処し、日々の業務を支えるために、質の高い流動資産を組み入れたポートフォリオを保有すること。
- ・ 様々な流動性に関する危機的事象に備えるための詳細な危機管理計画を策定すること。

流動性リスクについての重要な測定分野

資金調達源のシナリオのモデル化

ANZの流動性リスク選好度は、一連の規制および取締役会が義務付ける内部流動性測定基準で定められる。この測定基準は、異なった期間および深刻度に関する一連のシナリオを扱っている。

この枠組みの重要な構成要素は、流動性カバレッジレシオ（LCR）であり、これはAPRAを含む銀行規制当局によって義務付けられる深刻な短期的流動性ストレス・シナリオである。LCR要件に準拠するための対応のひとつとして、当グループは、オーストラリア準備銀行との間で流動性供給枠（CLF）を設定した。CLFは、オーストラリアにおいて、利用可能な質の高い流動資産（HQLA）の不足を埋め合わせ、代替的な形態の臨時的な流動性を提供するために確立された。適格なオーストラリアの公認預金受入機関が利用できるCLFの合計金額は、APRAにより毎年設定される。2019年1月1日より、ANZのCLFは480億ドルである（2018年12月末：469億ドル）。

流動資産

過酷なストレス環境において当グループの流動性ポジションを保護し、また、規制要件を遵守するために、当グループは高品質で処分制約のない流動性資産ポートフォリオを保有している。HQLAは、バーゼル3のLCR要件と一致して、3つのカテゴリーで構成されている。

- ・ HQLA 1：現金、および信用度が最も高い政府、中央銀行または公的機関の証券で中央銀行による日中流動性を供給するためのレポに適格とされるもの
- ・ HQLA 2：信用度の高い政府、中央銀行または公的機関の証券、質の高い社債および質の高いカバード・ボンドで、中央銀行による日中流動性を供給するためのレポに適格とされるもの
- ・ 代替的流動資産（ALA）：CLFの担保として適格な資産およびニュージーランド準備銀行（RBNZ）が国内市場の操作に使用できる適格証券

流動性リスクの結果⁽¹⁾

流動性カバレッジレシオ

2019年度のANZの流動性カバレッジレシオ（「LCR」）の平均は、2018年度の平均138%より上昇し、140%となり規制の最低要件である100%を上回っている。

正味安定資金調達比率

2019年9月30日現在のANZの正味安定資金調達比率（「NSFR」）は116%（2018年9月30日：115%）で、規制の最低要件である100%を上回っている。

- (1) この情報は、当グループの外部監査人であるKPMGによる当グループの財務報告書の外部監査の範囲に含まれていない。流動性カバレッジレシオおよび正味安定資金調達比率は、IFRSで求められる開示に含まれておらず、当グループのAPS第330号「開示」の一部として開示され、オーストラリア基準（「ASRS」）第4400号「合意された手続 - 発見事項の報告業務」に準拠する特定のレビュー手続の対象となっている。

流動性危機管理計画

当グループは、ひとつの国およびグループ全体を対象とした流動性を脅かす事態の分析および対処するための、APRA承認の流動性危機管理計画を整備している。主要な流動性危機管理計画の要件およびガイドラインは以下のとおりである。

事業継続の管理	早期の兆候/軽度のストレス	深刻なストレス
- 危機／深刻度の度合いの設定 - 流動性限度額 - 早期警告指標	- 監視およびレビュー - 事業の合理化を必要としない経営措置	- 能動的臨時資金調達計画 - 資産および負債の動きを変更する経営措置
内外向けコミュニケーション担当の割当ておよびコミュニケーションの適切な時期		

ストレス事象の正確な内容を事前に知ることはできないため、当グループはストレス事象の内容および深刻度に応じて柔軟性を持たせた計画を設計しており、複数の代替によりいかなる計画にも適応可能にしている。

当グループの資金調達

当グループは、資金調達の構成と安定性が、当グループの資金調達リスク選好度の範囲内にとどまるよう監視している。この手法は、当グループ資産の適切な割合が、顧客預金、長期ホールセール資金調達（残存期間が1年を超えるもの）、および資本等の安定した資金源で確実に調達されるようにしている。

作成された資金調達計画	資金調達計画作成における検討事項
- 年次で作成される3か年戦略計画 - 予算プロセスの一環としての年次資金調達計画 - 年次計画の調整としての、実績を考慮した予測	- 顧客の貸借対照表の成長 - ホールセール資金調達（優先債、担保付債券、劣後債、およびハイブリッド証券の取引に関して目標とされる資金調達額、市場、投資家、期間および通貨を含む）ならびに市場の状況の変化

当グループの負債の契約上の残存期間別分析

以下の表は、9月30日現在の売買目的保有として再分類された金融負債を含む、金融負債の契約上の残存期日別分析を、関連する期日のグループごとに示している。すべての発行済社債および劣後債の期日は、当グループが支払を求められる可能性がある最も早い日に基づいている。すべての要求払い負債は、「3か月未満」の区分で報告されている。満期日が定められていない他のすべての項目は、「5年超」の区分に含まれている。これらの金額は、元本および利息のキャッシュフローを示しており、相当する貸借対照表に報告された金額とは異なる可能性がある。本注記の目的上、貸借対照表上で売却目的保有負債として表示されている負債は、各貸借対照表の区分に再配分されている。

これは当グループがどのように流動性リスクを管理しているかを示すものではないことに注意しなければならない。このリスクの管理については前述している。

2019年	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	合計
	(単位：百万ドル)				
ANZの未払決済残高	10,838	29	-	-	10,867
受取担保	7,929	-	-	-	7,929
預金およびその他の借入金	530,392	102,731	7,657	100	640,880
保険契約債務	-	-	-	-	-
外部ユニット保有者に対する負債	-	-	-	-	-
支払承諾	760	-	-	-	760
発行済社債 ⁽¹⁾	7,948	18,985	95,632	17,886	140,451
デリバティブ負債					
(貸借対照表管理目的保有を除く) ⁽²⁾	108,501	-	-	-	108,501
デリバティブ資産および負債					
(貸借対照表管理)					
- 資金調達					
流入	(27,588)	(29,128)	(82,588)	(22,238)	(161,542)
流出	26,778	26,594	77,686	21,190	152,248
- その他貸借対照表管理					
流入	(85,489)	(26,218)	(11,632)	(1,893)	(125,232)
流出	85,887	26,980	13,071	2,311	128,249
2018年	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	合計
	(単位：百万ドル)				
ANZの未払決済残高	11,810	-	-	-	11,810
受取担保	6,542	-	-	-	6,542
預金およびその他の借入金	518,650	92,213	12,444	117	623,424
保険契約債務	38,325	2	9	1,271	39,607
外部ユニット保有者に対する負債	4,712	-	-	-	4,712
支払承諾	803	-	-	-	803
発行済社債 ⁽¹⁾	5,575	21,538	83,685	23,399	134,197
デリバティブ負債					
(貸借対照表管理目的保有を除く) ⁽²⁾	60,499	-	-	-	60,499
デリバティブ資産および負債					
(貸借対照表管理)					
- 資金調達					
流入	(17,972)	(30,894)	(85,054)	(35,580)	(169,500)
流出	17,936	29,757	82,344	35,431	165,468
- その他貸借対照表管理					
流入	(52,708)	(16,646)	(14,401)	(2,089)	(85,844)
流出	53,022	16,879	15,283	2,256	87,440

(1) 繰上償還可能なホールセール社債の満期は次の繰上償還日としている。5年超の残高には、当行の選択により、現金または株式で決済することができる劣後債務商品および永久債が含まれている。

(2) デリバティブ負債（貸借対照表管理目的保有を除く）の時価は、すべて「3か月未満」の区分に含まれている。

2019年9月30日現在、当グループが支払を求められる可能性のある最も早い日に基づくと、209,341百万ドル（2018年度：202,531百万ドル）の当グループの未実行与信枠および44,451百万ドル（2018年度：42,577百万ドル）の発行済保証が1年以内に期日を迎える。

17. 金融資産および金融負債の公正価値

当グループは、金融商品の多くを貸借対照表において公正価値で計上している。また、当グループは、公正価値で測定する売買目的保有に分類される資産（売却費用控除後）を保有している。公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払われるであろう価格の最善の見積りである。

評価

当グループは、公正価値の正確な計算、報告、統制を確実なものとするために、適切な職務分掌を含む統制の枠組みを確立している。この枠組みは以下の機能を含んでいる。

- ・ 公正価値を適切に算定することが可能な商品のみ、外部顧客および取引相手との取引が承認される。
- ・ 金融商品を評価する際に用いる市場相場価格は、外部の価格提供者からの情報によって独立して検証される。
- ・ 公正価値評価手法およびインプットは、取引を実行する当事者から独立した部門により評価および承認される。
- ・ 公正価値の変動は、独立して監視され、公正価値を裏付ける関連要因を参照することによって説明される。
- ・ 評価調整（資金調達評価調整、信用評価調整およびビッド・オファー調整など）は、独立して検証され、監視される。

当グループが相殺されるリスク・ポジションを保有する場合、当グループはAASB第13号「公正価値測定」（AASB第13号）のポートフォリオの例外措置を利用して、かかる金融資産および金融負債グループの公正価値を測定する。当グループは、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション（資産）の売却で受け取るであろう価格、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション（負債）を移転するための価格に基づいてポートフォリオを測定している。

公正価値指定

当グループは、以下のように、一部の貸付金および前渡金、一部の預金およびその他の借入金ならびに発行済社債を、損益を通じて公正価値評価するものとして指定している。

- ・ 当該商品のキャッシュフローを著しく変更する可能性がある、分離可能な組込デリバティブを含んでいる場合、または
- ・ 資産または負債が償却原価で計上された場合に発生する可能性のある会計上のミスマッチを解消するため。このミスマッチは、デリバティブ金融商品（当該資産または負債の金利リスクを緩和するために取得された）を、損益を通じて公正価値で測定することから生じる。

当グループのアプローチは、当該資産または負債の公正価値の変動が、関連するデリバティブに係る変動と同一期間に純損益で確実に認識されるようにしている。

また、一部の貸付金および前渡金、一部の預金およびその他の借入金ならびに発行済社債についても、商品の管理方法と測定方法を合わせるために公正価値で管理している場合には、損益を通じて公正価値で評価するものとして指定することがある。

公正価値に関するアプローチおよび評価技法

当グループは、資産および負債の認識、測定および開示の目的で公正価値を見積もる際に、その資産または負債について、活発な市場で市場相場価格が存在しない場合には評価技法を使用する。これには以下が含まれる。

資産または負債	公正価値アプローチ
以下に分類される金融商品：	信用リスク、満期および利回り特性が類似した金融商品についての観察可能な市場インプットを組み込む形にモデル化された評価技法が使用される。活発な市場で売買されていない持分商品については、比較可能な会社の株価収益率を用いて測定される場合がある。
- 売買目的有価証券 - 空売り有価証券 - デリバティブ金融資産および金融負債 - 投資有価証券 (2018年10月1日以降) - 売却可能資産 (2018年9月30日以前)	
以下に分類される金融商品：	商品の契約上の将来キャッシュフローが、ホールセール市場金利、または満期が類似する、もしくは残存期間についてのイールド・カーブが適切な債務の市場金利を用いて割り引かれる場合に使用される割引キャッシュフロー法。
- 正味貸付金および前渡金 - 預金およびその他の借入金 - 発行済債券	
売却目的保有資産および負債	取引費用控除前の予想売却価格に基づいた評価

金融資産および金融負債の分類

以下の表は、測定基準に基づいた金融資産および金融負債の区分および貸借対照表で報告されている帳簿価額を記載している。

注記	2019年			2018年		
	償却原価	公正価値	合計	償却原価	公正価値	合計
(単位：百万ドル)						
金融資産						
現金および現金同等物	81,621	-	81,621	84,636	-	84,636
ANZの未収決済残高	3,739	-	3,739	2,319	-	2,319
支払担保	15,006	-	15,006	11,043	-	11,043
売買目的有価証券	-	43,169	43,169	-	37,722	37,722
デリバティブ金融商品	-	120,667	120,667	-	68,423	68,423
投資有価証券	5,999	77,710	83,709	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	74,284	74,284
正味貸付金および前渡金	614,336	922	615,258	604,331	133	604,464
規制上の預け金	879	-	879	882	-	882
売却目的保有資産 ⁽¹⁾	-	1,420	1,420	727	43,151	43,878
その他金融資産	3,118	-	3,118	2,899	-	2,899
合計	724,698	243,888	968,586	706,837	223,713	930,550
金融負債						
ANZの未払決済残高	10,867	-	10,867	11,810	-	11,810
受取担保	7,929	-	7,929	6,542	-	6,542
預金およびその他の借入金	635,376	2,301	637,677	615,818	2,332	618,150
デリバティブ金融商品	-	120,951	120,951	-	69,676	69,676
売却目的保有負債 ⁽¹⁾	-	1,914	1,914	130	46,641	46,771
支払債務およびその他の負債	5,377	2,591	7,968	5,723	1,171	6,894
発行済社債	127,102	2,589	129,691	119,737	1,442	121,179
合計	786,651	130,346	916,997	759,760	121,262	881,022

(1) 売却目的保有資産および売却目的保有負債は、金融商品である売却目的保有の資産または負債のみを含む。

公正価値ヒエラルキー

当グループは、公正価値で計上される資産および負債を、AASB第13号の要求に従い、公正価値を測定するために用いられるインプットの観察可能性に基づいて公正価値ヒエラルキーに区分している。

- ・ レベル1－同一の資産または負債の活発な市場における相場価格（無調整）に基づく評価
- ・ レベル2－類似の資産または負債について直接的または間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いた評価
- ・ レベル3－資産または負債の公正価値を測定するために重要な観察不能なインプットが用いられる評価

以下の表は、公正価値ヒエラルキーに基づいた公正価値で測定される資産および負債を示したものである。

	公正価値測定							
	市場相場価格 (レベル1)		観察可能な インプットを使用 (レベル2)		観察不能な インプットを使用 (レベル3)		合計	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)							
資産								
売買目的有価証券 ⁽¹⁾	37,768	30,855	5,401	6,867	-	-	43,169	37,722
デリバティブ金融商品	365	647	120,241	67,717	61	59	120,667	68,423
投資有価証券 ⁽²⁾	76,000	-	499	-	1,211	-	77,710	-
売却可能資産 ⁽²⁾	-	69,508	-	3,695	-	1,081	-	74,284
正味貸付金および前渡金 (公正価値で測定)	-	-	922	133	-	-	922	133
売却目的保有資産 ⁽³⁾	-	-	1,952	44,623	-	-	1,952	44,623
合計	114,133	101,010	129,015	123,035	1,272	1,140	244,420	225,185
負債								
預金およびその他の借入金 (公正価値評価に指定)	-	-	2,301	2,332	-	-	2,301	2,332
デリバティブ金融商品	881	1,680	120,018	67,952	52	44	120,951	69,676
支払債務および その他の負債 ⁽⁴⁾	2,553	1,159	38	12	-	-	2,591	1,171
発行済社債 (公正価値評価に指定)	-	-	2,589	1,442	-	-	2,589	1,442
売却目的保有負債 ⁽³⁾	-	-	2,121	46,829	-	-	2,121	46,829
合計	3,434	2,839	127,067	118,567	52	44	130,553	121,450

- (1) 当年度中に、売買目的有価証券のレベル2からレベル1への重要な振替はなかった（2018年度：953百万ドル）。当年度中および過年度のレベル1からレベル2への振替は重要でなかった。レベル間の振替は、当該振替が発生した報告期間の期首現在で測定されている。
- (2) 2018年10月1日のAASB第9号の適用により、金融資産の分類および測定は修正された。比較期間で用いられていた売却可能資産という分類は、AASB第9号には存在せず、新たに投資有価証券という分類が導入された。比較情報は修正再表示されていない。
- (3) 売却目的保有資産および負債として分類された金額は、AASB第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に従い、売却費用控除後の公正価値で測定された資産および負債に関連している。表示された金額は、公正価値から売却費用は除かれているものの、会社間消去が含まれた金額を反映している。
- (4) 支払債務およびその他の負債は空売り有価証券に関連しているが、空売り有価証券は売買目的保有に分類され、損益を通じて公正価値評価されている。

観察不能な市場データを組み込んだ公正価値測定

レベル3の公正価値測定

レベル3の正味残高は、1,220百万ドル（2018年度：1,096百万ドル）の資産である。重要な観察不能なインプットが組み込まれている資産および負債には、主に以下が含まれる。

- ・ 活発な市場がない、または取引価格が観察不能な株式
- ・ 参照資産およびデリバティブの取引相手に関する信用スプレッドとデフォルト確率が観察不能なストラクチャード・クレジット商品
- ・ 主に市場活動がないために観察不能となっている市場金利を参照するその他デリバティブ

レベル3の残高の変動は、主に当グループの天津銀行への投資を再評価したことによるものである。

当期中に、レベル3からの重要な振替はなかった。

天津銀行（「BoT」）

当該投資は、比較株価純資産（「P/B」）倍率に基づいて評価されている（P/B倍率は、株式の市場価格と帳簿価額の比率である）。適切な倍率を決定するに当たって適用される判断の範囲および倍率が導き出される際に用いられる比較対象グループは、観察不能インプットであり、結果的にレベル3に分類される。

レベル3インプットの感応度

重要なインプットが市場で直接的に観察できない（レベル3インプット）ことにより、当グループが仮定を使用する場合、こうした仮定を変更することにより、商品の公正価値の見積額は変動する。有利な変動および不利な変動は、主として評価を導き出すために使用される観察不能なパラメーターを変更することによって、判断される。

天津銀行（「BoT」）

BoTへの投資の評価は、選択された観察不能なインプット、すなわちP/B倍率に敏感である。P/B倍率が10%増加または減少した場合、当該投資の公正価値の111百万ドル（2018年度：102百万ドル）の増加または減少につながり、株主資本に認識される。

その他

残りのレベル3の残高は重要ではなく、レベル3インプットの変動による当グループの純利益および純資産への影響は軽微である。

公正価値の繰延損益

金融商品の公正価値に重要な影響を与える観察不能なインプットを用いて公正価値が決定される場合、当グループは、取引価格と評価技法に基づく算定額との差額（取引日における損益）を直ちに純損益として認識することはない。当初認識後、繰延額は、取引残存期間にわたり定額法によって、またはすべてのインプットが観察可能になった際に、純損益に認識される。

取引日における繰延損益は重要ではない。

公正価値で測定されない金融資産および金融負債

次表は、当グループにおいて償却原価で計上される金融商品の公正価値を見積もる際の基準について記載している。

金融資産および金融負債	公正価値アプローチ
投資有価証券－償却原価で計上される負債証券	市場相場価格または該当する場合は観察可能なインプットに基づいた計算。市場相場価格が入手不能な場合には、負債性金融商品の満期までの残存期間に関して適切なイールド・カーブを用いた割引キャッシュフロー・モデルを使用する。公正価値はその金融商品に関して適用される信用スプレッドに対する調整を反映している。
銀行に対する正味貸付金および前渡金	信用の質が類似する貸付に適用される一般的な市場金利を用いて割引いたキャッシュフロー。
顧客に対する正味貸付金および前渡金	将来キャッシュフローをホールセール市場金利の変動、当グループのホールセール資金調達コストおよび顧客マージンを必要に応じて組み込んだイールド・カーブを使用して割引いた現在価値。
満期の定めのない預金負債または要求払い預金負債	報告日現在の要求払いの金額。預金を将来期間に継続することにより当グループが得ることが予想される価値に関しては公正価値を調整していない。
満期が定められている利付預金ならびに市場相場金利のあるその他の借入金および支払承諾	満期が類似する債務に係る市場借入金利を用いて割引いた契約上のキャッシュフロー。
発行済社債	市場価額または該当する場合は観察可能なインプットに基づいた計算。市場価額が入手不能な場合には、社債の満期までの残存期間に関して適切なイールド・カーブを用いた割引キャッシュフロー・モデル。公正価値にはその金融商品に関してANZに適用される信用スプレッドに対する調整を反映している。

次の表に掲載された金融資産および金融負債は当グループの貸借対照表において償却原価で計上されている。これは資産が現金化され、負債が決済されると予想される価値であるが、当グループは次の表において貸借対照表日における金融資産および金融負債の公正価値の見積りを示している。

	公正価値 ヒエラルキーでの区分					
	償却原価		市場相場価格 (レベル1)		観察可能な インプットを使用 (レベル2)	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
(単位：百万ドル)						
金融資産						
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	614,336	605,330	-	-	22,629	29,586
投資有価証券 ⁽²⁾	5,999	-	-	-	5,997	-
合計	620,335	605,330	-	-	28,626	29,586
金融負債						
預金およびその他の借入金 ⁽¹⁾	635,376	617,397	-	-	635,660	617,563
発行済社債	127,102	119,737	43,304	43,413	85,484	77,205
合計	762,478	737,134	43,304	43,413	721,144	694,768

	公正価値 ヒエラルキーでの区分			
	重要な観察不能な インプットを使用 (レベル3)		公正価値 (合計)	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)			
金融資産				
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	592,704	575,691	615,333	605,277
投資有価証券 ⁽²⁾	-	-	5,997	-
合計	592,704	575,691	621,330	605,277
金融負債				
預金およびその他の借入金 ⁽¹⁾	-	-	635,660	617,563
発行済社債	-	-	128,788	120,618
合計	-	-	764,448	738,181

(1) 正味貸付金および前渡金ならびに預金およびその他の借入金は、売却目的保有の資産および負債に組み替えられた金額を含む（注記29「非継続事業ならびに売却目的保有資産および負債」を参照のこと）。

(2) AASB第9号における投資有価証券には、償却原価で測定される証券を含む。

重要な判断および見積り

貸借対照表日における金融資産および金融負債の帳簿価額を算定するにあたり、財務書類に計上された評価額については高度の判断および見積りを伴うことがあるため、当グループはそれらの重要な評価額の正確性を評価している。

当グループが用いる評価モデルの大部分は観察可能な市場データのみをインプットとして使用している。ただし、特定の金融商品については、現在の市場では容易に観察できないデータを使用することもある。観察不能な市場データを使用する場合には、評価全体に対する観察不能なインプットの重要性に応じて、公正価値を算定するための判断の行使がより求められる。一般には、観察不能なインプットを他の関連市場データから取得し、それらを入力可能な場合には観察された取引価格と比較している。

評価技法を用いて金融商品の公正価値を評価するにあたって、当グループは公正価値の算定に評価調整を考慮している。当グループは市場参加者が公正価値の算定にあたり考慮するであろう要素を当グループの評価に反映するため、使用する技法に対して調整（ビッド／オファー・スプレッド、信用評価調整および資金調達評価調整など。注記10「デリバティブ金融商品」を参照のこと）を適用することがある。

18. 担保に供している資産および受け入れている担保物件

以下の開示からは、デリバティブ負債およびデリバティブ資産に関連するものとして貸借対照表に表示されている支払担保および受取担保の金額が除かれている。それらの担保契約の条件は、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約の一部を構成する標準クレジット・サポート・アネックスに記載されている。

担保に供している資産

担保に供している資産には、以下の種類の商品が含まれる。

- ・ 買戻条件付取引の担保に供された有価証券。これらの取引は業界の標準的な契約に準拠している。
- ・ UDC担保付借入は、信託契約によりUDCの現在および将来の全資産および事業に対して設定され、監督者としてのトラスティーズ・エグゼキューターズ・リミテッドに差し入れられた担保権によって担保されている。担保権の対象となる当該資産は、主にUDCの顧客への貸付金および特定の工場・設備で構成されている。担保権は、UDC担保付借入に関してUDCが支払うべきすべての金額、および信託契約に従ってUDCが支払うべきすべての金額について設定されている。
- ・ ANZのカバード・ボンド・プログラムの一環として、投資家に発行した債券および社債の担保に供された特定の住宅モーゲージ。
- ・ 中央銀行に差し入れている担保。
- ・ 清算機関に差し入れている担保。

担保として差し入れられている資産の帳簿価額は、以下のとおりである。

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
買戻条件付売却証券 ⁽¹⁾	43,213	40,164
UDC担保付借入の担保として差し入れられた資産	3,228	3,019
カバード・ボンドの担保として差し入れられた住宅抵当証券	30,799	29,455
その他	4,927	2,794

(1) 買戻条件付売却証券として開示されている金額には下記の両方が含まれる。

- ・ 担保として差し入れられている資産で当グループの貸借対照表に引き続き認識されるもの
- ・ 以下の開示に含まれる転質された資産

受け入れ担保物件

ANZは様々な金融商品に関連して担保を受け入れている。特定の取引では、ANZは受け取った担保を売却または転質する権利を有している。これらの取引は業界の標準的な契約に準拠している。

受入担保および売却または転質した担保の公正価値は以下のとおりである。

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
売却または転質可能な資産の公正価値	37,990	36,122
売却または転質された資産の公正価値	29,460	23,300

[次へ](#)

19. 相殺

下記の両方の条件を満たしている場合、当グループは（AASB第132号「金融商品：表示」に準拠して）貸借対照表において金融資産および金融負債を相殺している。

- ・ すべての状況において認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有している。
- ・ 資産および負債を純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある。

上記の条件が満たされていない場合、金融資産および金融負債は総額ベースで表示されている。

当グループは金融資産および金融負債を貸借対照表で相殺するために必要な条件を満たす契約を有していない。次の表は、相殺されていないものの、強制力のあるマスター・ネットティング契約（または類似する契約）の対象となっている金融資産および金融負債ならびに関連する貸借対照表において相殺されていない金額を示したものである。超過担保の影響は考慮していない。

	貸借対照表 に計上され た合計額	マスター・ ネットティング契約 または類似する 契約の対象と ならない金額	マスター・ネットティング契約または 類似する契約の対象となる金額			
			合計	金融商品	(受入) / 差入金融 担保	純額
2019年						
デリバティブ金融資産	120,667	(4,019)	116,648	(103,247)	(6,378)	7,023
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽¹⁾	37,102	(5,299)	31,803	(1,414)	(30,389)	-
金融資産合計	157,769	(9,318)	148,451	(104,661)	(36,767)	7,023
デリバティブ金融負債	(120,951)	3,145	(117,806)	103,247	10,970	(3,589)
買戻条件付契約、有価証券貸付 契約、および類似する契約 ⁽²⁾	(41,367)	17,781	(23,586)	1,414	22,172	-
金融負債合計	(162,318)	20,926	(141,392)	104,661	33,142	(3,589)

マスター・ネットティング契約または
類似する契約の対象となる金額

	貸借対照表 に計上され た合計額	マスター・ ネットティング契約 または類似する 契約の対象と ならない金額	合計	金融商品	(受入) / 差入金融 担保	純額
	(単位：百万ドル)					
2018年						
デリバティブ金融資産 ⁽³⁾	68,426	(3,292)	65,134	(54,251)	(5,507)	5,376
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽¹⁾	35,310	(4,738)	30,572	(398)	(30,174)	-
金融資産合計	103,736	(8,030)	95,706	(54,649)	(35,681)	5,376
デリバティブ金融負債 ⁽³⁾	(69,677)	3,644	(66,033)	54,252	8,287	(3,494)
買戻条件付契約、有価証券貸付 契約、および類似する契約 ⁽²⁾	(38,378)	12,794	(25,584)	398	25,186	-
金融負債合計	(108,055)	16,438	(91,617)	54,650	33,473	(3,494)

(1) 売戻条件付契約

- ・ 満期までの期間が90日未満のものは貸借対照表において現金および現金同等物に計上されている。
- ・ 満期までの期間が90日以上のもは貸借対照表において正味貸付金および前渡金に計上されている。

(2) 買戻条件付契約は、貸借対照表の預金およびその他の借入金に計上されている。

(3) 売却目的保有として再分類されたデリバティブ資産および負債を含む。

20. のれんおよびその他の無形資産

	のれん ⁽¹⁾		ソフトウェア		その他の無形資産		合計	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)							
期首残高	3,440	4,447	1,421	1,860	69	663	4,930	6,970
増加	-	1	421	390	-	-	421	391
償却費用 ⁽²⁾	-	-	(517)	(821)	-	(38)	(517)	(859)
減損費用	-	(12)	(4)	(17)	-	-	(4)	(29)
売却目的保有への								
再分類による減損 ⁽³⁾	-	(421)	-	-	-	-	-	(421)
売却目的保有への振替	-	(571)	-	-	-	(555)	-	(1,126)
換算差額	27	(4)	2	9	2	(1)	31	4
期末残高	3,467	3,440	1,323	1,421	71	69	4,861	4,930
取得原価	3,467	3,440	7,068	6,490	75	149	10,610	10,079
償却／減損累計額	該当なし	該当なし	(5,745)	(5,069)	(4)	(80)	(5,749)	(5,149)
帳簿価額	3,467	3,440	1,323	1,421	71	69	4,861	4,930

(1) のれんは、持分法適用投資の投資調整勘定を除外している。

(2) 2018年においては、加速償却費用251百万ドルが計上されている。

(3) 非継続事業（注記29を参照のこと）に関連している。

資金生成単位（CGU）に割当てられるのれん

のれんの最新の帳簿価額が減損しているかについて、年次で評価が行われる。減損テストの目的上、のれんは取得日時時点でCGUに割り当てられる。該当CGUの帳簿価額が、回収可能価額を超過している場合、のれんは減損しているとみなされる。

のれんの構成要素が割り当てられた各CGUの回収可能価額を見積もるために、当グループは、各セグメントの評価アプローチとして、処分費用控除後の公正価値を使用している。

処分費用控除後の公正価値

当グループは、市場倍率アプローチを使用して、各CGUの処分費用控除後の公正価値を決定した。これは、各CGUが主に営業活動する事業および市場を反映した観察可能な収益倍率に支配プレミアムを上乗せしたものにに基づいている。収益は各部門における現在の予想収益に基づく。2019年9月30日現在における当グループの減損テストの結果、重要な減損は特定されなかった。

のれんが割り当てられたANZの各CGUに適用された収益倍率は、以下のとおりである。

部門	2019年	2018年
オーストラリア・リテールおよび商業	17.9	16.9
法人	14.7	14.6
ニュージーランド	17.8	16.8
パシフィック	17.7	18.5

認識および測定			
次の表は無形資産別に認識および測定方法の詳細を示している。			
	のれん	ソフトウェア	その他の無形資産
定義	当グループが企業を取得するにあたり支払った金額が、取得した識別可能な資産および負債の公正価値から処分費用を控除した金額を超過した金額。	既製ソフトウェアの購入は資産計上される。 ソフトウェアおよびコンピュータ・システムの構築にあたり発生した20百万ドルを超過する内部および外部費用は、資産として資本化される。20百万ドル未満の費用は発生年度に費用計上される。	運用手数料の権利
帳簿価額	取得原価から減損損失累計額を控除した金額。 取得に係る資金生成単位に割当てられる。	当初は取得原価で測定される。 その後、取得原価から償却費および減損損失累計額を控除した金額で計上される。 ソフトウェア案の企画もしくは評価に要した費用またはシステム設置後の維持費用は資産計上されない。	当初は取得時の公正価値で測定される。 その後、取得原価から減損損失を控除した金額で計上される。
耐用年数	確定できない。 のれんについては、少なくとも年次で、または減損の兆候が見られる際に減損の有無が見直される。	主要な基幹インフラストラクチャーを除いて、3年から5年の期間にわたり償却される。 主要な基幹インフラストラクチャーは7年または10年の期間にわたり償却される。	耐用年数が確定できない運用手数料の権利については、少なくとも年次で、または減損の兆候のある場合は減損の有無について見直される。
減価償却法	該当なし。	定額法。	該当なし。

重要な判断および見積り

のれんおよびその他の無形資産の回収可能価額ならびに資産の経済的耐用年数（または資産の耐用年数が無限であるか）を評価するために、経営陣の判断が利用されている。当グループは各報告日に帳簿価額の回収可能性を再評価している。

のれんの帳簿価額は、CGUの収益の決定に用いられた仮定および予測の根拠、余裕分状況ならびに合理的に可能性のある仮定の変更に対する予測値の感応度などの判断に基づく。のれんを割当てるレベル、将来の収益の見積り、および適用される収益倍率の選定には、重要な判断が必要とされる。

各貸借対照表日に、ソフトウェアおよびその他の無形資産（まだ使用可能になっていないものを含む。）は減損の兆候に関して評価されている。資産の帳簿価額が回収可能価額を超過していると判断された場合、直ちに当該資産の帳簿価額が減額される。

また、ソフトウェア資産を含む無形資産の予想される経済的耐用年数は、各報告日に評価される。評価には、経営陣の判断が求められ、ソフトウェア資産に関しては、数多くの要因が予想される耐用年数に影響を及ぼす。これらの要因には、事業戦略の変更、重要な売却および技術的な変更の基礎となる動向が含まれる。

21. その他引当金

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
未実行の与信枠のECL引当金 ⁽¹⁾	668	526
顧客救済措置 ⁽²⁾	1,139	602
組織再編費用	64	105
非貸付損失、不正および偽造	94	100
その他	349	191
その他引当金合計（売却目的保有に再分類された負債を含む）	2,314	1,524
控除：売却目的保有に再分類されたその他引当金	(91)	(66)
その他引当金合計	2,223	1,458

(1) 増減分析については、注記13「予想信用損失引当金」を参照のこと。

(2) 非継続事業に関連する顧客救済引当金228百万ドル（2018年度：174百万ドル）は、売却完了後も当グループが引き続き顧客救済の責任を負うため、売却目的保有負債に再分類されていない。

	顧客救済措置	組織再編費用	非貸付損失、 不正および偽造	その他
	(単位：百万ドル)			
期首残高	602	105	100	191
新規および当期中に増加した引当金	857	97	18	338
当期中に使用された引当金	(186)	(117)	(5)	(71)
当期中に戻入された未使用金額 ⁽¹⁾	(134)	(21)	(19)	(109)
期末残高 （売却目的保有に再分類された負債を含む）	1,139	64	94	349

(1) 顧客救済措置には、富裕層オーストラリアの非継続事業部分の売却完了時において購入者に移転した63百万ドルが含まれる。

顧客救済措置

顧客救済措置には、顧客への返金見込額に関する引当金、救済プロジェクト費用ならびに関連する顧客および規制当局からの請求、罰金、訴訟結果が含まれる。

組織再編費用

組織再編費用に関する引当金は、当グループの業務範囲、または業務方法の重大な変更に関する活動から生じるもので、従業員退職手当が含まれる。継続活動に関する費用は引き当てられず、発生時に費用計上される。

非貸付損失、不正および偽造

非貸付損失には、貸付金および前渡金の元本残高に直接関連しない特定の法的措置によって生じた損失ならびに偽造、不正および業務に関する是正措置によって生じた損失が含まれる。認識された金額は、報告日現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りであり、引当金に影響を及ぼす事象および状況に関わるリスクおよび不確実性を考慮している。

その他

その他引当金は、従業員報酬、賃貸借物件に関連した補償引当金、様々な事業および資産の売却に関連した保証および補償、および企業結合の一部として認識された偶発債務を含む、様々なその他の引当金で構成される。

認識および測定

当グループは、過去の事象から生じる現在の債務が存在し、経済的資源の流出の可能性が高く、信頼性のある測定が可能な場合に引当金を認識する。

認識された金額は、報告日現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りであり、債務の時期および金額に関するリスクおよび不確実性を考慮している。現在の債務を決済するために必要なキャッシュフローの見積りを用いて引当金を測定する場合、その帳簿価額は当該キャッシュフローの現在価値である。

重要な判断および見積り

当グループは、顧客救済措置、組織再編費用および余剰リース・スペース、非貸付損失、不正および偽造ならびに訴訟に関連する請求を含む様々な債務に対して引当金を計上している。これらの引当金は、それらの債務を支払うために必要な支出の見積りを含む将来の事象の時期および結果に関する判断を伴う。必要に応じて、専門家の法的助言が取り入れられ、それらの助言に鑑み、適切とみなされる引当金の計上および／または開示が行われる。

顧客救済に関連する引当金は、特定された案件の解決費用に係る経営陣の最善の見積りを表すものであり、その金額の決定には重要な判断の行使が求められる。判断は、影響を受けた顧客数、顧客1人当たりの平均返金額、関連する救済プロジェクト費用、個別の事実や状況に関する規制上のエクスポージャーおよび顧客の請求による影響を含む、異なる仮定に対する見解を形成するために必要とされる場合が多い。このため、根拠となる仮定の適切性を実績および法律の専門家による助言を含むその他の関連する証拠と照らして定期的に検証し、必要に応じて、引当金を調整する。

22. 株主資本

株主資本

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
普通株式資本	26,490	27,205
準備金		
為替換算調整勘定	705	12
株式オプション準備金	89	92
FVOCI準備金	126	-
売却可能資産再評価差額金	-	113
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	731	127
非支配持分株主間取引準備金	(22)	(21)
準備金合計	1,629	323
利益剰余金	32,664	31,737
当行株主に帰属する株式資本および準備金	60,783	59,265
非支配持分	11	140
株主資本合計	60,794	59,405

普通株式資本

次の表は当期における普通株式の変動の詳細を示したものである。

	2019年		2018年	
	株式数	(百万ドル)	株式数	(百万ドル)
期首残高	2,873,618,118	27,205	2,937,415,327	29,088
ボーナス・オプション制度				
(1)	2,999,796	-	2,891,060	-
当グループの従業員株式				
取得制度	-	-	-	(1)
株式買戻し ⁽²⁾	(42,032,991)	(1,120)	(66,688,269)	(1,880)
富裕層オーストラリア				
非継続事業の自己株式 ⁽³⁾	-	405	-	(2)
期末残高	2,834,584,923	26,490	2,873,618,118	27,205

- (1) 当行は、2019年度中間配当に伴い、ボーナス・オプション制度（BOP）に基づいて1.4百万株、2018年度最終配当に伴い1.6百万株（2018年度中間配当に伴い1.4百万株、2017年度最終配当に伴い1.5百万株）を発行した。
- (2) 当行は、2019年9月に1,120百万ドルのANZ普通株式を購入（2018年度：1,880百万ドル）したことで、30億ドルのANZ普通株式の市場買戻しを完了した。その結果、2019年度において、42.0百万株の消却が行われた（2018年度：66.7百万株）。
- (3) 2019年4月13日に完了した当グループの富裕層事業のチューリッヒおよびI00Fへの売却に備えて、継承ファンドの移管が行われた。その結果、以前、富裕層オーストラリア非継続事業で保有していたANZ株式は消去されていない。

認識および測定	
普通株式	普通株式は無額面である。普通株式の株主には全額払込済普通株式保有数に応じて、配当金を受け取る権利、または当行の清算時に残余財産を受け取る権利が付与される。これらは発行に直接帰属する費用を控除後の普通株式1株当たりの払込額で計上される。株主総会に自らまたは代理人が出席している全額払込済普通株式の各保有者は下記の議決権を有する。 ・ 挙手の場合は各人。 ・ 投票の場合は各保有株式につき。
自己株式	自己株式は当行において、次のいずれかに該当するものである。 ・ ANZ従業員株式取得制度が市場で買い付け、未だ分配していないもの。 ・ 当行がANZ従業員株式取得制度のために発行し、未だ分配されていないもの。 ・ 2019年4月13日に完了した当グループの富裕層事業のチューリッヒおよびIOOFへの売却に備えた継承ファンドの移管の前に、生命保険事業の法定基金における保険契約債務に対応させるために購入、保有していたもの。 自己株式は株式資本から控除され、1株当たり利益の計算に用いる加重平均発行済普通株式数から除外される。
準備金	
為替換算調整勘定	海外事業（子会社および支店を含む）の機能通貨が豪ドルではない場合、資産および負債の豪ドルへの換算の際に発生する差額が含まれる。本準備金において、当該エクスポージャーのヘッジにより相殺する損益を、税効果と共に反映している。
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	キャッシュフロー・ヘッジ手段として指定された商品に関連して有効部分とされる公正価値損益が税効果と共に含まれている。
売却可能資産再評価差額金（2018年9月30日以前）	売却可能金融資産の再評価による公正価値の変動および換算差額が税効果と共に含まれている。
FVOCI準備金（2018年10月1日以降）	投資有価証券に含まれている特定の負債証券および持分証券の公正価値の変動が税効果と共に含まれている。 FVOCI測定に分類される負債証券に関して、FVOCI準備金は、当初の認識後に生じた公正価値の変動累計額を、損益計算書に計上された予想信用損失引当金、受取利息、為替換算損益に関連するものを除外して計上している。FVOCIに分類される負債証券は公正価値で計上されるため、FVOCI準備金残高は、当該資産に関するECL引当金を控除したものである。FVOCIで測定される負債証券の認識が中止される場合、当該証券に関してFVOCI準備金に計上されている損益累計額は、損益に再分類されその他営業収入に表示される。 FVOCIで測定される持分証券に関して、FVOCI準備金には、当初認識後の公正価値変動累計額が計上される（関連する為替換算損益を含む）。FVOCIで測定される持分証券の認識が中止される場合、当該証券に関してFVOCI準備金に計上されている損益累計額の損益への組替えは行われない。
株式オプション準備金	株式報酬費用の認識時に生じる金額が含まれている。
非支配持分株主間取引準備金	株主権に基づく非支配株主との取引の影響が含まれている。
非支配持分	当行が直接または間接的に所有していない株式持分に帰属する被支配法人の純資産部分。

23. 資本管理

資本管理戦略

ANZの資本管理戦略は預金者、債権者および株主の利益を保護することを目標としている。当グループは3年間にわたる詳細な戦略計画および資本計画を策定するための自己資本評価プロセス（ICAAP）を通じてその目標を達成している。

プロセスとしては次のものが含まれる。

- ・ 経済的変化、ANZ各部門の財務成績および計画期間中に実施される新たな戦略的イニシアチブの財務上の影響を予測すること。
- ・ 異なる経済シナリオのもとでストレステストを実施し、景気低迷時に発生する可能性のある損失を吸収するために必要な追加資本（「ストレス資本バッファ」）の水準を決定すること。
- ・ ANZのリスク・プロファイルに照らし、さまざまな資本クラスの資本比率および目標を見直すこと。
- ・ 目標とする資本比率、現在および将来の資本発行要件ならびに異なる市場や経済の状況下で資本計画を実行するための資本商品、時期および市場に関する選択肢を考慮し、資本計画を策定すること。

資本計画は取締役会によって承認され、必要に応じて更新される。取締役会および上級経営陣には、ANZの資本ポジションの最新情報が定期的に報告される。現在の適正資本管理を維持するために必要な重大な措置はすべて、取締役会に報告され、承認を受ける。当年度を通じて、当グループは営業している各法域における自己資本比率に関するすべての規制要件を遵守していた。

規制環境

オーストラリア

ANZはオーストラリアにおける認可済預金受託機関（ADI）であるため、1959年銀行法（オーストラリア連邦）のもとで主としてAPRAによる規制を受ける。ANZはAPRAが定め、国際バーゼル3の自己資本規制枠組みに準拠した最低規制資本要件、健全資本比率および特定の報告水準を遵守しなければならない。これはバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）によって設定される銀行規制資本の適正水準を決定するための一般的な枠組みである。APRAの要件は、以下に要約されている。

規制資本の定義

普通株式等

Tier 1 (CET1) 資本	Tier 1 資本	Tier 2 資本	資本合計
特定の項目について調整された株主資本	CET1資本とその他Tier 1資本と呼ばれる適合損失吸収力を備えた特定の有価証券の合計	発行日現在において償還期限まで最低5年の劣後債務商品	Tier 1 資本とTier 2 資本の合計

最低適正資本比率（PCR）

CET1比率	Tier 1 比率	合計自己資本比率
CET1資本のリスク加重資産に対する比率は、最低で4.5%でなければならない。	Tier 1 資本のリスク加重資産に対する比率は、最低で6.0%でなければならない。	資本合計のリスク加重資産に対する比率は、最低で8.0%でなければならない。

報告レベル

レベル1	レベル2	レベル3
ADI単体（すなわち、当行およびADIの拡大認定法人を構成するために連結することが特定されている子会社）。	連結グループから、健全性基準の下で除外される特定の子会社および関連会社を除外したもの。	最も広範囲なコングロマリット・グループ。

APRAはまた、ADIに対し、以下の追加CET1バッファの保有を義務付けている。

- ・ 国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）に対する1%の追加分を含む、3.5%の資本保全バッファ（CCB）。APRAは、ANZはD-SIBであると判断している。
- ・ 管轄地に基づいて設定されるカウンターシクリカル資本バッファ。オーストラリアに関しては、この要件は現在ゼロに設定されている。

ANZはAPRAにレベル1とレベル2の基準で報告し、レベル1とレベル2の自己資本の適切性を月次で測定しているが、レベル3の基準による自己資本の維持はまだ義務付けられていない（APRAはレベル3基準による報告義務の開始時期についてまだ決定していない）。

生命保険および資産運用

APRAの健全性基準で要求されているように、保険および資産運用業務は、以下のように扱われている。

- ・ 自己資本比率の計算目的では連結から除外されている。
- ・ リスク・ベースの自己資本比率の枠組みからは除外されている。

当グループは、これらの被支配法人に対する投資の100%をCET1資本から控除し、これらの業務からの利益がグループ業績に含まれている場合、当該利益の当行への未送金額をCET1資本の算定から除外している。

オーストラリア以外

APRAに加え、当行の支店および主要銀行子会社の運営は、ニュージーランド準備銀行、米国連邦準備制度理事会、英国健全性規制機構、シンガポール通貨監督庁、香港金融管理局および中国銀行保険業監督管理委員会など、現地の規制当局の監督も受ける。これらの規制当局は、各法域におけるそれぞれの事業活動に対して最低自己資本比率を課すことができる。

自己資本比率⁽¹⁾

以下の表は、当グループの9月30日現在の自己資本比率の詳細を示したものである。

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
適格資本		
Tier 1		
株主資本および非支配持分 ⁽²⁾	60,794	59,383
株主資本への適正資本調整	120	(322)
普通株式等Tier 1 総資本	60,914	59,061
控除	(13,559)	(14,370)
普通株式等Tier 1 資本	47,355	44,691
その他Tier 1 資本	7,866	7,527
Tier 1 資本	55,221	52,218
Tier 2 資本	8,549	7,291
適格資本合計	63,770	59,509
自己資本比率（レベル2）		
普通株式等Tier 1	11.4%	11.4%
Tier 1	13.2%	13.4%
Tier 2	2.1%	1.9%
自己資本比率合計	15.3%	15.2%
リスク加重資産	416,961	390,820

(1) この情報は、当グループの外部監査人であるKPMGによる当グループの財務報告書の外部監査の範囲に含まれていない。本表に表示された情報は、APRA報告書式（ARF）第110号「自己資本比率」のパートAで開示されている規制当局の要件であり、健全性基準APS第310号「監査および関連事項」に基づいた監査の対象となる。

(2) 前期の数字は、以前に報告されている規制上の利益と一致するようAASB第15号の影響による修正再表示はされていない。

24. 親会社の財務情報

オーストラリア・ニュージーランド銀行（当行）は、ASICによるオーストラリア金融サービスの免許を受けるための要件を満たすため、財務書類を別途作成している。これらの当行単独の財務書類は、ANZのホームページanz.comで閲覧可能であり、ASICに提出されている。

当行の主要な財務情報は以下に示されている。

要約財務情報

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
当事業年度の損益計算書情報		
税引後当期利益	4,447	8,524
当期包括利益合計	5,413	8,450
当事業年度末現在の貸借対照表情報		
現金および現金同等物	77,949	80,227
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	484,655	475,851
資産合計 ⁽¹⁾	914,832	841,211
預金およびその他の借入金	524,241	511,992
負債合計 ⁽¹⁾	861,618	787,335
株主資本		
普通株式資本	26,413	27,533
準備金	840	(56)
利益剰余金 ⁽¹⁾	25,961	26,399
株主資本合計⁽¹⁾	53,214	53,876

(1) 当期の表示との比較可能性を高めるため、比較情報はAASB第15号の適用およびその他の再分類調整により修正再表示されている。資産合計は464百万ドル増加（正味貸付金および前渡金に関しては432百万ドル）、負債合計は442百万ドル増加、利益剰余金は22百万ドル増加した。

親会社の契約上のコミットメント

不動産関連のコミットメント

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
リース賃借料		
土地および建物	1,699	1,533
什器および備品	58	112
リース賃借コミットメント合計⁽¹⁾	1,757	1,645
1年以内	304	321
1年超5年以内	868	769
5年超	585	555
リース賃借コミットメント合計⁽¹⁾	1,757	1,645

(1) 2019年9月30日現在、解約不能サブリース契約に基づいて受領が見込まれる将来最低サブリース料合計は、67百万ドル（2018年度：81百万ドル）である。当年度中に当行が受領したサブリース料は28百万ドル（2018年度：29百万ドル）で、支払賃借料と相殺された。

信用関連のコミットメントおよび偶発債務

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
契約額		
未実行の与信枠	171,881	164,944
保証および信用状	20,375	16,363
履行保証関連偶発債務	20,097	22,176
合計	212,353	203,483

注記33で「その他の偶発債務」に記載されている当グループの偶発債務は、親会社の偶発債務である（一部は他のグループ会社の偶発債務である）。

25. 被支配法人

	設立地	事業の内容
当グループの親会社はオーストラリア・ニュージーランド銀行である。	オーストラリア	銀行業
すべての被支配法人は、別途注記されているものを除き100%保有である。 当グループの重要な被支配法人は以下のとおりである。		
ANZバンク（ベトナム）リミテッド⁽¹⁾	ベトナム	銀行業
ANZケーペル・コート・リミテッド	オーストラリア	証券化マネジャー
ANZファンズPty Ltd	オーストラリア	持株会社
ANZバンク（キリバス）リミテッド ⁽¹⁾ （持分比率は75%）	キリバス	銀行業
ANZバンクC（サモア）リミテッド ⁽¹⁾	サモア	銀行業
ANZバンク（タイ）パブリック・カンパニー・リミテッド ⁽¹⁾	タイ	銀行業
ANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	持株会社
ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	銀行業
ANZインベストメント・サービスズ（ニュージーランド） リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	資産運用
ANZニュージーランド（インターナショナル）リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	ファイナンス
ANZウェルス・ニュージーランド・リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	持株会社
ANZニュージーランド・インベストメンツ・リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	資産運用
ANZニュージーランド・カバード・ボンド・トラスト ^{(1)、(4)}	ニュージーランド	ファイナンス
UDCファイナンス・リミテッド ⁽¹⁾	ニュージーランド	ファイナンス
ANZインターナショナル・プライベート・リミテッド ⁽¹⁾	シンガポール	持株会社
ANZシンガポール・リミテッド ⁽¹⁾	シンガポール	マーチャント・ バンキング業務
ANZインターナショナル（香港）リミテッド ⁽¹⁾	香港	持株会社
ANZアジア・リミテッド ⁽¹⁾	香港	銀行業
ANZバンク（バヌアツ）リミテッド ⁽²⁾	バヌアツ	銀行業
ANZカバー・インシュアランス・プライベート・リミテッド ⁽¹⁾	シンガポール	自家保険
ANZレンダーズ・モーゲージ・インシュアランスPtyリミテッド	オーストラリア	抵当保険
ANZレジデンシャル・カバード・ボンド・トラスト⁽⁴⁾	オーストラリア	ファイナンス
ANZウェルス・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア	持株会社
OnePathカストディアンズPtyリミテッド	オーストラリア	受託会社
OnePathファンズ・マネジメント・リミテッド	オーストラリア	資産運用
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク（チャイナ） カンパニー・リミテッド⁽¹⁾	中国	銀行業
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ （PNG）リミテッド⁽¹⁾	パプアニューギニア	銀行業
重慶市梁平ANZ農村銀行⁽¹⁾	中国	銀行業
シティズンズ・バンコープ⁽³⁾	グアム	持株会社
ANZグアム・インク ⁽³⁾	グアム	銀行業
PTバンクANZインドネシア⁽¹⁾（持分比率は99%）	インドネシア	銀行業

(1) 海外のKPMGによる監査（必要に応じて当グループ監査の一環としてもしくは個別財務書類について）を受けている。

(2) ロー・パートナーズによる監査を受けている。

(3) デロイト・グアムによる監査を受けている。

(4) 当グループは所有していない。当グループが事業のほぼすべてのリスクおよび経済価値を留保する場合、支配が存在する。

被支配法人の取得及び処分

2019年9月30日に終了した事業年度に、重要な被支配法人について以下の変更があった。

- ・ 2018年9月、シェア・インベスティング・リミテッドの事業がCMCマーケット・ストックブローキング・リミテッドに売却された。シェア・インベスティング・リミテッドおよびその直接の親会社であるACN 003 042 082 リミテッドは、もはや重要な法人とは見なされていない。
- ・ 2018年11月、OnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドがシグナ・コーポレーションに売却され、ANZヨーロッパ・リミテッド（旧ANZバンク（ヨーロッパ）リミテッド）が清算された。ANZヨーロッパ・リミテッドは、もはや重要な法人とは見なされていない。
- ・ 2019年3月、ANZ（ラオ）ソール・カンパニー・リミテッド（旧ANZバンク（ラオ）リミテッド）の事業が、新たに設立された当行のラオス支店に移管された。ANZ（ラオ）ソール・カンパニー・リミテッドは、もはや重要な法人とは見なされていない。
- ・ 2019年4月、ANZバンク（台湾）リミテッドが当社の台湾支店と統合された。
- ・ 2019年5月、OnePathジェネラル・インシュランスPtyリミテッド、OnePathライフ・オーストラリア・ホールディングスPtyリミテッド、OnePathライフ・リミテッドが、チューリッヒ・ファイナンシャル・サービス・オーストラリア（チューリッヒ）に売却された。詳しくは注記29を参照のこと。
- ・ 2019年8月、ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッドの持分55%のジェイ・トラストへの売却を完了した。
- ・ ANZファイナンス・グラム・インク、ANZコモディティ・トレーディングPty Ltdは、もはや重要な事業を保有しておらず、またヴォトレイントNo.1103 Ptyリミテッドの唯一の事業は、当グループによるPTバンク・パン・インドネシアへの投資の保有であるため（注記26を参照のこと）、これらはもはや重要な法人とは見なされていない。

2018年9月30日に終了した事業年度に、当グループが取得または処分した重要な法人はなかった。

認識および測定

当グループの子会社とは、次により当グループが支配する法人を指す。

- ・ 当該事業体から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有していること
- ・ 当該事業体に対するパワーを通じて当該リターンに影響を与えることが可能であること

当グループは、事業体に対する当グループのパワーの有無を、当該事業体の関連活動を指揮する既存の権利を吟味することにより評価している。

当グループが当事業年度中に子会社を処分または取得した場合、子会社の処分日まで、または取得日以降の営業成績が当グループの業績に含まれる。当グループの支配が停止した場合、子会社の資産および負債、関連する一切の非支配持分ならびにその他の資本構成部分について認識を中止する。

当グループによる子会社の支配が停止した場合、

- ・ 留保する子会社の持分を公正価値で測定する。
- ・ それに伴う評価損益を損益勘定で認識する。

子会社における当グループの所有持分が変動しても支配の喪失にはならない場合、当グループは、株主権に基づく株主との取引として会計処理する。

当グループ法人間の取引は、すべて連結時に消去される。

26. 関連会社に対する投資

当グループの重要な関連会社は以下のとおりである。

会社名	主要業務	普通株式における持分		帳簿価額 (単位：百万ドル)	
		2019年	2018年	2019年	2018年
AMMBホールディングスBerhad	銀行業務および保険	24%	24%	1,586	1,427
PTバンク・パン・ インドネシア	個人および企業向け 銀行	39%	39%	1,350	1,103
その他の個別に重要でない 関連会社の合計		該当なし	該当なし	21	23
関連会社帳簿価額合計 ⁽¹⁾				2,957	2,553

(1) 為替換算調整勘定に認識されている為替換算による影響を含む。

重要な関連会社の財務情報

当グループの重要な関連会社各社の要約財務情報は、以下のとおりである。これらの要約財務情報は、当該関連会社の国際財務報告基準（IFRS）に準拠した財務情報に基づく。

主たる事業所の所在地および設立国	AMMBホールディングス Berhad		PTバンク・パン・ インドネシア	
	マレーシア		インドネシア	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)			
要約業績				
営業収入	3,298	3,016	1,109	1,000
当期利益	569	430	349	192
その他の包括利益／（損失）	69	(37)	24	(10)
包括利益合計	638	393	373	182
減算：非支配持分に帰属する包括（利益）／損失合計	(25)	(33)	(12)	39
関連会社株主に帰属する包括利益合計	613	360	361	221
要約財政状態				
資産合計 ⁽¹⁾	55,740	49,092	22,518	19,552
負債合計 ⁽¹⁾	48,718	42,700	18,743	16,446
純資産合計 ⁽¹⁾	7,022	6,392	3,775	3,106
減算：関連会社における 非支配持分	(368)	(395)	(309)	(272)
関連会社株主に帰属する純資産	6,654	5,997	3,466	2,834
関連会社における当グループ持分の帳簿価額に対する調整				
期首現在の帳簿価額	1,427	1,185	1,103	1,033
包括利益合計における当グループの持分	146	86	140	88
関連会社から受け取った配当金	(50)	(35)	-	-
関連会社におけるその他の準備金の変動および為替換算調整勘定の調整に関する当グループの持分 ⁽²⁾	63	191	107	(18)
期末現在の帳簿価額	1,586	1,427	1,350	1,103
当グループによる関連会社に対する投資の市場価値⁽³⁾	1,050	992	1,303	853

(1) 買収時に当グループが行った市場価値の調整（投資調整勘定を含む）（および会計方針の差異に関する調整）が含まれる。

(2) 当グループは、IFRS第9号（AASB第9号の国際版）の適用開始により見込まれる当グループの持分への影響を踏まえて、AMMBホールディングスBerhadおよびPTバンク・パン・インドネシアの帳簿価額のそれぞれ32百万ドル、33百万ドルの減少、ならびにこれに対応する利益剰余金の減少を認識した。注記35を参照のこと。

(3) 該当する関連会社に対する公表価格が入手可能な場合、当該公表価格を適用している。市場価値は1株当たりの価格に基づいており、保有量の規模に関する調整は含まれていない。

減損評価

2019年9月30日現在、AMMBホールディングスBerhad（AmBank）およびPTバンク・パン・インドネシア（PT Panin）に関しては、市場価値（株価に基づく）がそれぞれ投資の帳簿価額を下回っていた。当グループは投資の帳簿価額に減損が生じていないか評価するために、使用価値（「VIU」）の計算を行った。VIUの計算は、AmBankとPT Panin双方の帳簿価額を裏付ける結果になった。

認識および測定

関連会社とは、当グループがその営業方針や財務方針に重大な影響力を行使するものの支配していない法人である。当グループは持分法で関連会社を会計処理している。関連会社に対する投資は、取得原価に取得後の関連会社の純資産変動額の持分を加えたものから、減損損失累計額を差し引いた額で計上される。当グループが関連会社から受け取る配当金は、当該投資の帳簿価額の減算として認識される。当グループは、関連会社に関する投資調整勘定を投資の帳簿価額に算入している。関連会社の帳簿価額に算入されている投資調整勘定については、個別に減損判定を実施していない。

当グループは、少なくとも報告日において関連会社に対する投資の減損の兆候について検討する。減損の兆候が存在する場合、当グループは、次のいずれか高い方を用いて関連会社の回収可能価額を算定する。

- ・ 関連会社の処分費用控除後の公正価値
- ・ 使用価値

当行は、回収可能価額の算定に、割引キャッシュフロー法やその他の方法（収益還元法など）を用いる。

重要な判断および見積り

使用価値の計算は、将来の利益水準、資本水準、長期成長率および割引率を含め、経営陣の判断を要する多数の重要な仮定に影響される。次のような重要な仮定の変更は、投資の回収可能価額に不利な影響を及ぼすおそれがある。使用価値の計算で使用される重要な仮定は以下のとおりである。

2019年9月30日現在	AmBank	PT Panin
税引後割引率	10.7%	13.3%
成長率	4.8%	5.3%
予想NPAT成長率（年平均成長率－5年間）	4.1%	6.5%
中核的資本Tier 1比率	11.9%から12.7%	11.6%

27. 組成された事業体

組成された事業体（ストラクチャード・エンティティ）（SE）とは、どの当事者が事業体を支配しているかを判断する際に、議決権または類似の権利が決定要因にならないように設計された事業体である。SEは通常、狭義かつ十分に明確化された目的を達成するために、継続中の活動を制限するように設定されている。

支配関係が存在する場合、SEは子会社に分類の上で連結される。当グループがSEを支配していない場合、SEは連結されない。本注記では連結SEと非連結SE両方の情報を示している。

当グループによるSEへの関与は、次のとおりである。

種類	詳細
証券化	当グループは、流動性を管理する上で資金調達源を分散するため、当グループが行った顧客貸付金および前渡金を証券化するために設立されたSEを支配している。このような取引は、内部証券化（倒産隔離）事業体への譲渡を伴う。内部証券化事業体は、該当する中央銀行との契約に基づいた買戻適格資産（すなわち「レポ適格」資産）の創出に利用するために設立したものである。これらの内部証券化SEは連結されている。詳細は、注記28「金融資産の譲渡」を参照のこと。 当グループは、顧客に代わって顧客の貸付金または債権を証券化するためにSEを設立することもある。当グループは、これらの証券化事業体の運営、または流動性の提供もしくは他の支援を行う場合がある。さらに、証券化事業体が発行した有価証券の保有を通じて、第三者が設立した証券化事業体の持分を取得することもある。限定的ではあるが支配関係が存在する場合、当グループはSEを連結する。
カバード・ボンドの発行	当グループによる発行済社債の担保を提供するため、特定の貸付金および前渡金は倒産隔離SEに譲渡されている。当グループはSEの支配を留保しているため、これらのSEは連結されている。詳細は、注記28「金融資産の譲渡」を参照のこと。
ストラクチャード・ファイナンス契約	当グループは次のようなSEに関与している。 - 債務シンジケーションの組成および／または担保資産を分別管理するためのストラクチャード貸付取引に関連して設立されたSE - ストラクチャード・リース取引において顧客にリースされた資産を所有するため設立されたSE 当グループは、SEを管理し、SEの資本に少額を出資、またはリスク管理商品（デリバティブ）をSEに提供する場合もある。大半の場合、当グループはこれらのSEを支配していない。限定的ではあるが支配関係が存在する場合、当グループはSEを連結する。
資産運用業務	当グループは、年金基金、ホールセール信託およびリテール信託を含め、投資ファンドおよび信託（以下総称して「投資ファンド」という。）の責任主体、受託会社、管理会社または運用会社として、投資運用およびその他の受託業務を行っている。投資ファンドは、投資家に対するプット可能な受益証券の発行を通じて資金を調達しており、当グループは投資ファンドをSEとみなしている。投資ファンドに対する当グループのエクスポージャーは、サービスの提供、およびリスク管理目的で契約されたデリバティブに関する手数料の受領に限定される。これらの関与は当該ファンドにとって、当グループによるファンドの支配を可能にするような重要なエクスポージャーとはなっていない。したがって、ファンドは連結されていない。

連結対象となる組成された事業体

連結対象となる組成された事業体に対する財政支援またはその他の支援

当グループは、連結SEに以下の財政支援を提供している。これらはグループ内取引であるため、連結時に消去されている。

証券化およびカバード・ ボンドの発行	当グループは、SEに貸付枠、デリバティブ、コミットメントを提供する、および／またはSEが発行した負債性金融商品を保有する。
ストラクチャード・ ファイナンス契約	これらのSEが保有する資産は、通常、提供された資金の担保として差し入れられる。一部の連結SEは、資金全額が当グループにより提供されているが、その他には当グループも参加するシンジケート・ローンにより資金調達されるSEもある。当グループによる資金提供は、当グループのエクスポージャーが貸付額および残りの未使用枠に制限される貸付枠も含まれている。さらに、当グループは、提供した資金の返済を向こう12か月間要求しない旨を確認するサポートレターをこれらの連結SEに提供している。

当事業年度において、当グループは連結SEに対して契約外の支援を提供しなかった（2018年度：なし）。現在、当グループは、上記以外の財政支援やその他の支援を連結SEに提供する意思はない。

連結対象外の組成された事業体

連結対象外の組成された事業体における当グループの持分

連結対象外のSEにおける「持分」は、契約または契約外の形式によるSEへの関与で、当グループをその業績による変動リターンにさらすものである。当該持分には、債券および持分証券の保有、SEの業績に特有のリスクを移転するデリバティブの保有、貸付、貸付コミットメント、金融保証および資産運用業務からの手数料が含まれるが、これらに限定されない。

連結対象外のSEにおける持分を開示するにあたり、

- 例えば当グループの関与が、典型的な顧客と業者の関係である場合など、パッシブ持分の関係以上のものにはならない場合には開示していない。この考え方に基づき、貸付業務、トレーディング業務および投資活動から生じる連結対象外のSEに対するエクスポージャーは開示対象の持分とみなしていない。ただし、SEの設定により、当グループが関連性のある活動（SEのリターンに重要な影響を及ぼす活動）に関する意思決定に参加可能である場合を除く。
- 「持分」には、当グループを（そのSE特有のパフォーマンス・リスクではなく）市場リスクにさらすことを意図したデリバティブ、または、当グループが連結対象外のSEの変動性を吸収するのではなく、変動性を生じさせるデリバティブ（例として、クレジット・デフォルト・スワップにおける信用プロテクションの購入）は含まれない。

以下の表は、連結対象外のSEにおける当グループの持分を、これらの持分から生じる可能性のある損失に対する最大エクスポージャーと併せて記載したものである。

	証券化および ストラクチャード・ ファイナンス		投資ファンド		合計	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)					
帳簿上の持分						
投資有価証券 ⁽¹⁾	1,923	-	-	-	1,923	-
売却可能資産 ⁽¹⁾	-	1,715	-	-	-	1,715
保険契約に対応する投資	-	-	-	18	-	18
貸付金および前渡金の総額	7,789	7,018	-	-	7,789	7,018
貸借対照表合計	9,712	8,733	-	18	9,712	8,751
簿外の持分						
コミットメント（未実行の与信枠）	1,540	1,381	-	-	1,540	1,381
保証	67	10	-	-	67	10
簿外合計	1,607	1,391	-	-	1,607	1,391
損失に対する最大エクスポージャー	11,319	10,124	-	18	11,319	10,142

(1) 2018年10月1日におけるAASB第9号の適用により、金融資産の分類および測定は修正された。比較期間で用いられていた売却可能資産という分類は、AASB第9号には存在せず、新たに投資有価証券という分類が導入された。詳細は、注記1および注記35を参照のこと。比較情報は修正再表示されていない。

上記の持分の他に、当事業年度において当グループは連結対象外のSEから509百万ドル（2018年度：505百万ドル）の資産運用手数料を稼得した。

当グループの損失に対する最大エクスポージャーとは、損失事由が発生した場合にその発生可能性にかかわらず、連結対象外のSEへの関与により当グループに生じ得る損失の最大額である。ただし、これは、被ると予想される実際の損失を示すものではない。損失に対する最大エクスポージャーは、損失に対するANZのエクスポージャーを軽減するために締結したヘッジ取引や担保契約の効果を控除する前の総額で表示されている。

損失に対する最大エクスポージャーは、次のように算定された。

- ・ 償却原価で測定される投資有価証券の帳簿価額（2018年10月1日以降）、売却可能資産（2018年9月30日以前）および保険契約に対応する投資
- ・ 帳簿価額に未実行の貸付金および前渡金を加算した額

当グループが関与する連結対象外のSEの規模は、次のとおりである。

- ・ 証券化およびストラクチャード・ファイナンス：規模は資産合計で示されるが、これはSEによって異なり、最大で約11億ドルである（2018年度：10億ドル）。
- ・ 投資ファンド：規模は運用資産で示されるが、これはSEによって異なり、最大で約388億ドルである（2018年度：369億ドル）。

当事業年度に、当グループは連結対象外のSEに契約外の支援を提供しなかった（2018年度：なし）。また、現在、連結対象外のSEに財政支援やその他の支援を提供する意思はない。

スポンサーになっている連結対象外の組成された事業体

当グループは、連結対象外のSEのスポンサーになることができるが、開示対象となる持分はなかった。

この開示において、当グループが当該SEの設計および設立に関与する主たる当事者で、かつ以下の場合には、当グループ自らが連結対象外のSEの「スポンサー」であると考えている。

- ・ 当グループが当該SEの主な利用者である場合、または
- ・ 当該SEの名称または商品に当グループの名称が用いられている場合、または
- ・ 当グループが当該SEの業績について黙示的もしくは明示的な保証を供与している場合

当グループは、投資がANZバンク・ニュージーランド・リミテッドへの預金に限定されているニュージーランドのANZ PIEファンドのスポンサーになっている。当グループはANZ PIEファンドの資本価値および投資パフォーマンスについて、黙示的にも明示的にも保証していない。当事業年度において、当該SEから受領した収益または当該SEへの資産の移転はなかった。

重要な判断および見積り

証券化業務およびストラクチャード・ファイナンス取引、ならびに投資ファンドに関与する組成された事業体に対して支配関係が存在するか否かを評価する際の次の存在を決定するために、重要な判断が求められる。

- ・ 関連性のある活動（当該事業体のリターンに重要な影響を及ぼす活動）に対するパワー
- ・ 事業体の変動リターンに対するエクスポージャー

28. 金融資産の譲渡

当グループは、通常の事業活動において、金融資産を第三者またはSEに直接譲渡する取引を行っている。これらの譲渡により、当グループは、譲渡資産に係る当グループのリスクおよび経済的便益または支配へのエクスポージャーによっては、それらの金融資産の全部または一部の認識を中止する場合がある。当グループが譲渡資産に係るリスクおよび経済価値をほぼすべて留保している場合、認識中止に適切な譲渡とは認められず、当該資産は当グループの貸借対照表に引き続き全額計上される。

証券化

正味貸付金および前渡金には、当グループの証券化プログラムに基づいて証券化され、倒産隔離構造を持つSEに譲渡された住宅モーゲージが含まれている。それらの住宅モーゲージは、SEが発行するノートに係る返済債務の担保とするために譲渡されたものである。発行済ノート保有者は、証券化された住宅モーゲージ・プールに対して完全遡及権を有し、当グループは、かかる譲渡資産を担保に差し入れることや処分することはできない。

場合によっては、当グループは、証券化されたノートの所有者でもある。さらに当グループは、SEの残存収益に対する権利も有しており、SEとデリバティブ契約を結ぶこともある。したがって、当グループは住宅モーゲージのリスクおよび経済的便益を留保しているため、引き続き当該住宅モーゲージを金融資産として認識する。当該金額をSEに支払う債務は、当グループの金融負債として認識される。

当グループはこれら証券化SEへの関与により変動リターンにさらされており、またSEの活動に対するパワーを通じてこれらのリターンに影響を及ぼす能力を有する。したがってこれらのSEは当グループに連結されている。

カバード・ボンド

当グループは、発行市場で資金を調達するため、様々なグローバル・カバード・ボンド・プログラムを運用している。正味貸付金および前渡金には、これらのカバード・ボンド・プログラムに基づいて倒産隔離構造を持つSEに譲渡された住宅モーゲージが含まれている。それらの住宅モーゲージは、発行済のカバード・ボンドにかかる返済債務の担保となっている。

カバード・ボンド保有者は、発行体とカバー・プール資産に対して二重の遡及権を有する。発行体は、かかる譲渡資産を担保に差し入れること、あるいは処分することはできないが、必要な補償が維持されている限り、法的手続きを条件に資産の買戻しおよび代用ができる。

当グループは、カバー・プールを、当該カバード・ボンド債務を十分に補償できる水準に維持しなければならない。さらに当グループは、カバード・ボンドSEの残存収益に対する権利も有しており、SEとデリバティブ契約を結んでいる。したがって、当グループは住宅モーゲージのリスクおよび経済的便益の大半を留保しているため、引き続き当該住宅モーゲージを金融資産として認識する。当該金額をSEに返済するための債務は、当グループの金融負債として認識している。

当グループはカバード・ボンドSEへの関与により変動リターンにさらされており、またSEの活動に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有している。したがってこれらのSEは当グループに連結されている。これらの発行済外部向けカバード・ボンドは、発行済社債に含まれている。

買戻条件付契約

当グループが、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済的便益を留保する買戻条件付契約により有価証券を売却する場合、それらは認識の中止に適切な資産とみなされない。取引相手から受領した対価について関連負債が認識される。

ストラクチャード・ファイナンス契約

当グループは、ストラクチャード・リースおよびコモディティ前払い契約を通じて、特定の顧客取引の資金提供を行っている。これらの取引は、当グループの貸借対照表においてリース債権あるいは貸付金として認識される。他の金融機関も当該契約の資金提供に参加することもある。その場合には、当グループにより認識された当該資産に対する権利が割合に応じて譲渡される。参加銀行は、リース資産または調達したコモディティおよび関連収入に対して限定的な遡及権を有する。当グループが、デリバティブまたはその他の継続的関与を通じて、当グループが譲渡した資産のリスクの一部に引き続きさらされる場合、当グループはリース債権または貸付金の認識を中止しない。その代わりに、参加金融機関に対する債務を表す関連負債を認識する。

以下の表は、認識の中止に不適格な譲渡資産の残高と関連負債を示したものである。

	証券化 ^{(1), (2)}		カバード・ボンド		買戻条件付契約		ストラクチャード・ファイナンス契約	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)							
譲渡済資産の当期帳簿価額	2,422	1,239	30,799	29,455	43,213	40,164	81	96
関連負債の帳簿価額	2,411	1,232	20,957	17,846	41,367	38,378	81	88

(1) 外部投資家のいない内部の組成された事業体への譲渡は含まない。

(2) 証券化されたノートの保有者は、証券化された住宅ローン・プールのみに対して遡及権を有する。証券化資産と関連負債の帳簿価額は、公正価値の近似値である。

29. 非継続事業ならびに売却目的保有資産および負債

非継続事業

2017年10月17日に当グループは、OnePath P&IならびにADG事業のI00Fへの売却の合意を発表した。ADG事業の売却は、2018年10月1日に完了した。2019年10月17日に当グループは、OnePath P&IおよびADGのI00Fへの売却価格の修正に関する合意を発表し、売却価格を2017年10月に発表した当初の975百万ドルから125百万ドル引き下げて850百万ドルとした。新価格である850百万ドルには、ADGの売却についてすでにANZが2018年10月に受領していた約25百万ドルが含まれる。条件の修正は市況の変化を反映しており、全体的な保証上限の引下げや、戦略的な提携契約の一部変更が織り込まれている。APRAの承認を条件として、この取引は暦年の2020年第1四半期に完了する見込みである。価格引き下げによる影響は、2019年度財務成績に反映されている。

2017年12月12日にANZは、ANZの生命保険事業をチューリッヒ・フィナンシャル・サービス・オーストラリア（チューリッヒ）への売却の合意を発表し、2018年10月10日に規制当局の承認を取得した。この取引は、2019年5月31日に完了した。

上述の売却取引の結果、売却予定の当該事業の財務成績ならびに関連する当グループにおける再分類および連結への影響は、財務報告目的上、非継続事業として取り扱われる。

非継続事業の財務業績およびキャッシュフローの詳細は、以下に示されている。

損益計算書

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
純利息収益	(76)	-
その他営業収入 ⁽¹⁾	245	81
営業収入	169	81
営業費用 ⁽¹⁾	(449)	(544)
信用減損および法人税控除前利益／（損失）	(280)	(463)
信用減損引当金（繰入）／戻入	1	-
法人税控除前利益／（損失）	(279)	(463)
法人税費用 ⁽¹⁾	(64)	(232)
当行株主に帰属する当期利益／（損失） ^{(1)、(2)}	(343)	(695)

(1) 2019年9月に認識された顧客救済措置に関する207百万ドル（税引後）（2018年度：127百万ドル）を含む。内訳は、その他営業収入に認識された顧客に対する救済措置161百万ドル（2018年度：106百万ドル）、営業費用に認識された救済費用80百万ドル（2018年度：75百万ドル）および法人税費用に認識された34百万ドル（2018年度：54百万ドル）の便益となっている。

(2) 2019年5月の売却完了までの生命保険事業の業績を含む。

キャッシュフロー計算書

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
営業活動による（に使用された）純キャッシュフロー	(552)	2,989
投資活動による（に使用された）純キャッシュフロー	837	(2,444)
財務活動による（に使用された）純キャッシュフロー	(290)	(575)
現金および現金同等物の純増加／（減少）	(5)	(30)

売却目的保有資産および負債

2019年9月30日現在、売却目的保有資産および負債は、既存の帳簿価額および売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で再測定される。ただし、繰延税金資産、金融資産および保険契約に基づく契約上の権利は、この要件からの免除が明示されており、引き続き既存の帳簿価額で認識される。

当グループの非継続事業に関連した資産および負債に加えて、前期の売却目的保有資産および負債には、会計基準に基づく非継続事業への分類要件を満たさない、売却予定のその他資産または処分グループの資産および負債を含んでいる。

	2019年	2018年				
			カンボジア JV	OPL NZ	PNG リテール、 コマース& SME	合計
	非継続事業	非継続事業	JV	OPL NZ	SME	合計
2019年9月30日現在 ⁽¹⁾			(単位：百万ドル)			
現金および現金同等物	-	5	323	-	-	328
売買目的有価証券 ⁽²⁾	919	-	-	-	-	-
デリバティブ金融商品	-	-	3	-	-	3
売却可能資産	-	1,079	-	-	-	1,079
投資有価証券	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金	-	46	806	-	147	999
規制上の預け金	-	-	146	-	-	146
関連会社に対する投資	-	1	1	-	-	2
繰延税金資産	16	102	2	-	-	104
のれんおよびその他の無形資産	394	1,155	-	93	-	1,248
保険契約に対応する投資 ⁽²⁾	-	40,054	-	-	-	40,054
土地建物および設備機器	1	4	6	-	6	16
その他資産	501	450	92	727	-	1,269
売却目的保有資産合計	1,831	42,896	1,379	820	153	45,248
預金およびその他の借入金	-	-	1,067	-	512	1,579
デリバティブ金融商品	-	-	1	-	-	1
当期税金負債	3	(33)	8	15	-	(10)
繰延税金負債	105	160	1	160	-	321
保険契約債務	-	39,607	-	-	-	39,607
外部ユニット保有者に対する負債	-	4,712	-	-	-	4,712
支払債務およびその他の負債	1,914	644	98	130	-	872
引当金	99	28	43	-	6	77
売却目的保有負債合計	2,121	45,118	1,218	305	518	47,159

(1) 上表の金額は、会社間残高控除後の金額が示されている。

(2) 2019年4月13日に完了した富裕層事業のチューリッヒおよびI00Fへの売却に備えて、継承ファンドの移管が行われた。その結果、以前は保険契約に対応する投資として保有されていたOnePath P&Iの資産は、現在、売買目的有価証券に計上されている。

非継続事業として分類されていないが、前期の売却目的保有資産および負債として表示されているその他の戦略的売却：

・ ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド（カンボジアJV）一法人部門

2018年5月17日、当グループは、カンボジアJV ANZロイヤル・バンクの55%の持分を東京証券取引所に上場している日本の多角的金融持ち株会社であるジェイ・トラストに売却する契約に至ったと発表した。この取引は、2019年8月19日に完了した。

・ **OnePathライフ（ニュージーランド）リミテッド（「OPL NZ」）－ニュージーランド部門**

2018年5月30日、当グループは、OnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドをシグナ・コーポレーションに売却することで合意したと発表した。この件の最終的な規制当局の承認は、2018年10月29日に取得された。この取引は、2018年11月30日に完了した。

・ **パプアニューギニアのリテール事業、商業および中小企業事業（「PNGリテール事業、商業およびSME」）－法人部門**

2018年6月25日、当グループは、パプアニューギニアのリテール事業、商業および中小企業（SME）銀行事業をキナ・バンクに売却する契約を締結したと発表した。この取引は、2019年9月23日に完了した。

売却目的保有資産および負債に関連する損益計算書への影響

2019年度を通じて、当グループは売却目的保有資産および負債に関連する次の影響を認識した。

- ・ 非継続事業の65百万ドル（税引後）の損失。その内訳は、売却関連の調整および償却による純損失1百万ドル（売却完了にあたって、資本準備金に以前繰り延べていた利益の振替と一部相殺）、法人税費用64百万ドル。この損失は、非継続事業に認識された。
- ・ カンボジアJVの売却に関連した10百万ドル（税引後）の利益。その内訳は、為替換算調整勘定からの戻入れ30百万ドル、売却完了に関連した配当金源泉徴収税17百万ドル、資産償却3百万ドル。この利益は、継続事業に認識された。
- ・ PNGリテール事業、商業およびSMEの売却に関連した1百万ドル（税引後）の利益（売却関連費用控除後）。この利益は、継続事業に認識された。
- ・ OPL NZ事業の売却に関連した76百万ドル（税引後）の利益。その内訳は、売却益56百万ドル、為替換算調整勘定からの戻入れ26百万ドル、引当金戻入れ7百万ドル、法人税費用13百万ドル。この利益は、継続事業に認識された。
- ・ Paymark売却に関連した37百万ドル（税引後）の利益。この利益は、継続事業に認識された。

2018事業年度を通じて、当グループは売却目的保有資産および負債に関連する次の影響を認識した。

- ・ 富裕層オーストラリア非継続事業の売却目的保有への再分類において認識された632百万ドル（税引後）の損失。この損失は、非継続事業に認識された。
- ・ 85百万ドル（税引後）の利益。その内訳は、アジアリテールの残りおよび富裕層事業の売却に関連した金額が99百万ドル（売却関連費用控除後）、税金費用が14百万ドル。この利益は、継続事業に認識された。
- ・ SRCBに関連した247百万ドル（税引後）の利益。その内訳は、準備金の戻入れに伴う利益が289百万ドル、為替差損およびその他費用が56百万ドル、税務上の便益が14百万ドル。この利益は、継続事業に認識された。
- ・ UDCに関連した18百万ドル（税引後）の利益。その内訳は、取引終了に関する費用の回収である。この利益は、継続事業に認識された。
- ・ MCCに関連した247百万ドル（税引後）の利益。その内訳は、40%の持分の売却に伴う利益が259百万ドル、為替差損が13百万ドル、準備金の戻入れに伴う損失が6百万ドル、税務上の便益が7百万ドル。この利益は、継続事業に認識された。
- ・ カンボジアJVの売却目的保有への再分類に関する42百万ドル（税引後）の損失。その内訳は、減損が27百万ドル、売却関連費用が15百万ドル。この損失は、継続事業に認識された。
- ・ OnePath Life NZの取引費用に関する3百万ドル（税引後）の損失。この損失は、継続事業に認識された。
- ・ PNGリテール事業、商業およびSME事業の売却目的保有への再分類に関する21百万ドル（税引後）の損失。その内訳は、のれんの減損が12百万ドル、売却関連費用が7百万ドル、税金費用が2百万ドル。この損失は、継続事業に認識された。

認識および測定**生命保険契約債務および再保険契約により出再された債務**

当グループは、生命保険契約債務の計算に保険数理原則および基準に基づくプロジェクション法を採用したマージン・オン・サービス（MoS）モデルを使用している。

当グループは、これらの契約の予想将来キャッシュフローを無リスクの割引率で割り引いている。

投資型生命保険契約債務

投資型生命保険契約債務は公正価値で測定され、この債務に対応する資産の公正価値と直接連動する。保証型契約の場合、債務は、現在の最低解約返戻金を考慮後の予想キャッシュフローの現在価値（純額）として算定される。

外部ユニット保有者に対する負債

生命保険事業には投資ファンドの支配持分が含まれているが、当グループはそれらを合算している。支配下の投資ファンドを合算する際は、外部ユニット保有者に対する負債を負債として認識し、貸借対照表で外部ユニット保有者に対する負債に計上する。

保険契約に対応する投資

保険契約に対する投資の公正価値の算定には、注記17「金融資産および金融負債の公正価値」に記載した他の金融資産と同じような判断を伴う。

重要な判断および見積り

以下の事項の決定の際に、当グループは、重要な判断を行う。

- ・ 資産または資産グループの売却目的保有または非継続事業への分類および表示
- ・ 売却目的保有に分類された資産および負債の公正価値

経営陣は、売却目的保有資産および負債に関する売却費用控除後の公正価値を評価するに当たって、重要な判断が求められる。判断の項目には、売却費用、のれんの配分、売却契約に含まれる補償および受領した対価（特に、対価の一部に偶発的な要素がある場合）の決定が含まれる。計上する減損は、入手可能な公正価値の最善の証拠を減損控除前の帳簿価額と比較したものに基づいている。最終的な売却価格は、減損計上時に見積る公正価値と異なる可能性がある。経営陣は、定期的に根拠となる仮定の適切性を実際の結果およびその他の関連する証拠と照らして評価し、必要に応じて、公正価値を調整する。売却は貸借対照表日から12か月以内に完了する見込みだが、当該資産の売却に関して当局の承認および商慣習に従った売却条件が適用される。

生命保険債務は、引き続きAASB第1038号に従って測定される。当グループは、生命保険負債の帳簿価額が株式売却契約により大きな影響を受けないように隔離している。

生命保険債務の見積りは、規制、競争、金利、インフレ率、税金、および一般的な経済状況といった要因の影響も受ける。

当グループは、金利、インフレ率、死亡率、疾病率、および解約リスクなど、保険債務や資産に影響する主な変動要因について、感応度分析を実施した。株式売却契約考慮後、これらの変動要因の合理的な変動に関して、当グループが重大な影響を受けることはないと判断した。

30. 退職年金および退職後給付債務

下表は、確定給付型退職年金制度に関して貸借対照表に計上された金額を要約したものである。

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
確定給付債務および制度資産		
積立済確定給付債務の現在価値	(1,538)	(1,418)
制度資産の公正価値	1,739	1,551
正味確定給付資産	201	133
貸借対照表に計上された金額		
支払債務およびその他の負債に含まれる確定給付債務から生じた純負債	(54)	(21)
その他の資産に含まれる確定給付債務から生じた純資産	255	154
正味確定給付資産	201	133
確定給付債務に反映された給付金の支払いの加重平均期間(年)	14.9	16.8

制度の直近の決算日時点において、未払給付額に対する資産の市場価値（純額）は、積立ベースで合計48百万ドルの超過（2018年度：21百万ドルの超過）であった。当グループは、2019年度に確定給付制度へ合計3百万ドル（2018年度：5百万ドル）を拠出した。来年度には、約3百万ドルを拠出する見込みである。

制度のガバナンスおよび確定給付制度の積立て

当グループが加入している主な確定給付型退職年金制度は信託法の下で運営され、関連する信託証書の条項、規則およびすべての関連する法律に従い、加入者に代わって運用および管理される。これらの制度は、当グループの完全子会社を受託会社としている。受託会社は制度資産の法的な所有者であり、これらは当グループの資産とは分別して保管されている。また、受託会社の責任は、運用方針の設定、および3年ごとの年金数理評価プロセスを通じて雇用主と所要積立額について合意することである。

当グループは、オーストラリア、日本、ニュージーランド、フィリピン、台湾、英国で確定給付制度を設けている。3大制度は、ANZオーストラリア職員退職年金制度、ANZ英国職員年金制度、ニュージーランドのANZ全国退職金制度の確定給付制度である。これらの制度は閉鎖されており、1987年、2004年、1991年以降、それぞれ新規加入者はない。どの制度も、直近の積立評価時現在、不足額も余剰金もそれほど多くはなかった。当グループは、いかなる制度の信託契約上も、不足額（積立ベースに基づいて測定）を補てんする義務を負っていない。これらの制度のいずれかを解散した場合、当グループに偶発債務が発生する可能性がある。

認識および測定**確定給付退職年金制度**

当グループは、少数の確定給付制度も運営している。各確定給付制度に基づく従業員への給付に関連する負債および費用は独立年金数理士が計算する。年金数理士は予測単位積増方式を用いて、負債を評価する。貸借対照表には、次のものが計上される。

- ・ 債務が制度資産の公正価値を上回る場合は、確定給付負債
- ・ 資産の公正価値が債務を上回る場合は、資産（回収可能価額を上限とする）

各報告期間において、正味確定給付債務の変動は、以下のように認識される。

- ・ 当期勤務費用、確定給付債務の利息純額、過去勤務費用、およびその他の費用（例えば縮小や清算の影響など）に関連する純変動は、営業費用として認識される。
- ・ 正味確定給付負債のうちの数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く）を構成する部分の再測定は、その他の包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・ 当グループの拠出額は正味確定給付残高に直接計上される。

確定拠出退職年金制度

当グループは、多数の確定拠出制度を運営しており、事業を行っている様々な国における法律に従い、確定拠出制度の性質を有する政府およびその他の制度にも拠出を行っている。当グループのこれら制度への拠出は、発生時に人件費として認識される。

重要な判断および見積り

確定給付債務の評価時に当グループが使用する主な仮定は、次のとおりである。仮定の変更、または異なる仮定の適用は、その他の包括利益計算書および貸借対照表に影響を及ぼす可能性がある。

仮定	重要な仮定の変更に 関する感応度分析		確定給付債務の 増加／（減少）	
	2019年	2018年	2019年	2018年
(単位：百万ドル)				
割引率（年率％）	1.1 - 2.0	2.5 - 3.7	0.5％の上昇	(107) (139)
将来の昇給率（年率％）	1.7 - 3.2	1.7 - 3.8		
将来の年金給付の物価スライド				
支払（年率％）／繰延年金（年率％）	1.7 - 3.0/2.3	1.7 - 3.0/2.3	0.5％の上昇	80 118
現在の加入者の60歳時点での余命			1年長期化	70 61
－男性（年数）	25.6 - 28.6	25.5 - 29.0		
－女性（年数）	28.8 - 30.3	28.7 - 31.1		

31. 従業員持株およびオプション制度

ANZは、ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき多数の従業員持株およびオプション制度を運営している。

ANZ従業員株式取得制度

2018年度および2019年度に運営されていたANZ従業員株式取得制度は、従業員株式オファー制度および株式後渡し制度である。

従業員株式オファー制度

資格	オーストラリアまたはニュージーランドで雇用され、直近の年度における継続勤続年数が3年以上になる正社員の大半
付与	オーストラリアでは事業年度ごとに1,000ドル（ニュージーランドでは800ドル）相当上限にANZ株式を付与。ただし、取締役会の承認を要する。
割当額	付与日までの1週間（付与日を含む）にオーストラリア証券取引所（ASX）で売買されたANZ株式の1週間の出来高加重平均価格（VWAP）
オーストラリア	ANZの普通株式は、対価なしで適格従業員に付与される。これらの株式は付与時に権利が確定し、付与日から3年間信託で保有される。その後、信託に留保、従業員の名義に移管、または売却することができる。配当金は配当金再投資制度で自動的に再投資される。
ニュージーランド	適格従業員は、1株当たり1ニュージーランド・セントを支払うと株式が付与される。3年間の勤続期間の充足を条件に、株式の権利が確定した後は、信託に留保されるか、従業員の名義に変更、または売却することができる。従業員が辞職した場合または重大な不正行為により解雇された場合、権利未確定の株式は失効する。配当は現金で支払われるか、配当金再投資制度に再投資される。
費用計上額 （公正価値）	オーストラリアでは、これらの株式に失効の条件が付されていない場合は、付与された年にその公正価値が費用計上される。 ニュージーランドでは、3年間の権利確定期間にわたって公正価値が定額法で費用計上される。 この費用は株式報酬費用として認識され、資本が同額増加する。
2018年度および 2019年度の付与	2018年12月3日に、26.91ドルの発行価格で656,738株が付与された。 2017年12月1日に、28.67ドルの発行価格で541,982株が付与された。

株式後渡し制度**i) ANZインセンティブ制度 (ANZIP) — 最高経営責任者(「CEO」)およびグループ執行委員会(「ExCo」)**

資格	グループCEOおよびExCo
付与	CEOの年間変動報酬(AVR)の50%相当、およびExCoの変動報酬(「VR」)の25%相当を後渡し株式として受領
条件	付与日から4年にわたって繰り延べられる。

ii) ANZIP (CEO、ExCoを除く) およびビジネス・ユニット・インセンティブ制度 (「BUIP」) - 2017年10月1日以降の報酬

資格	CEO、ExCoを除くすべての従業員
付与	VRが150,000ドルまたはそれを上回る場合、80,000ドルを超えるインセンティブ金額の60%相当を後渡し株式として受領(最低繰延額は42,000ドル)
条件	付与日から3年にわたって繰り延べられる。

iii) 長期のインセンティブ(LTIs)

資格	選定された従業員
付与	100%後渡し株式
条件	付与日から3年後に権利が確定

iv) 例外的な場合

放棄された報酬	例外的に、当グループは、前の雇用主に対して放棄した報酬を補償するため、特定の従業員のANZ入社時に後渡し株式を付与する。権利確定期間は一般的に放棄した報酬の残存権利確定期間で調整されるため、付与によって異なる。
人材確保	ANZにとって人材喪失リスクが大きいとみなされる業績の良い従業員に対して、後渡し株式が付与されることがある。

v) 追加情報

中止	取締役会が別段の決定を下さない限り、従業員が辞職した場合、通知により契約が終了した場合、または重大な不正行為により解雇された場合、権利未確定の後渡し株式は失効する。後渡し株式は繰り延べ期間以降は信託で保有可能である。
配当金	配当は現金で支払われるか、配当金再投資制度に再投資される。
金融商品	一部の国においては、現地に合わせて後渡し株式の代わりに後渡し株式の権利を付与することができる(「後渡し株式の権利」欄を参照のこと)。
割当額	すべての後渡し株式は、付与日までの1週間(付与日を含む)にASXで取引されたANZ株式のVWAPに基づいて、発行される。
費用計上額(公正価値)	当グループは、関連する権利確定期間を通じて、定額法で後渡し株式の公正価値を費用計上する。この費用を株式報酬費用として計上し、資本が同額増加する。
2018年度および2019年度の付与	2019年度に、1,945,668株(2018年度:2,232,563株)の後渡し株式が付与され、加重平均付与価格は25.39ドル(2018年:29.31ドル)であった。
下方修正	株式後渡しは依然としてリスクにさらされており、取締役会は権利確定日までいつでも後渡し株式数を下方修正(ゼロまでの修正を含む)する裁量を有する。ANZの下方修正規定については、2019年度報酬報告書のセクション6.3を参照のこと。 取締役会の裁量により、2019年度に9,810個(2018年:2,632個)の後渡し株式の権利がゼロに下方修正された。

ANZ従業員株式取得制度の費用計上

費用計上額(公正価値)	従業員株式オファー制度および株式後渡し制度により当行が2019年度に付与した株式の付与日に測定した公正価値は、株式数2,602,406株とVWAP26.01ドルに基づいて67.7百万ドル(2018年度:2,774,545株とVWAP29.17ドルに基づいて80.9百万ドル)である。

ANZ株式オプション制度

割当	当グループは、選ばれた従業員に、ANZの全額払込済普通株式をオプションまたは権利の確定時に所定の価格で取得する権利を表象するオプションまたは権利を付与することがある。オプションまたは権利を行使して普通株式が割当てられると、議決権と配当請求権も付随して割当てられる。 各オプションまたは権利により、その所有者は付与時に課せられた条件に従い普通株式1株を与えられる。オプションの行使価格は、制度の規則に従い、一般には付与日までの1週間（付与日を含む）にASXで取引された株式のVWAPを基準に決定される。権利については、行使価格はゼロである。
規則	オプションまたは権利の行使前に、株式無償割当、株主割当発行、または再編によりANZが株式資本を変更した場合、次の調整が求められる。 ・ 株式無償割当—所有者のオプション行使時において、対象株式の割当時に保有していたならば受領資格のあった無償株式の割当数に対する権利が同時に与えられる。 ・ 株式割当発行—当グループは、ASX上場規則で定められている方法で、オプション行使価格を調整する。 ・ 再編—権利に関して、株式無償割当またはANZの株式資本再編が行われた場合、取締役会は、権利所有者に損得が生じないように、権利の個数または対象株式数を調整できる。 所有者には上記以外に参加する権利はない。 ・ オプションまたは権利の行使前におけるANZの有価証券の新規発行 ・ ANZ以外の法人（子会社など）の株式発行 2012年11月1日以降の株式の付与に関しては、取締役会の裁量により、報奨の権利確定部分を株式ではなく現金同等物で支給できる。
費用計上	当グループは、関連する権利確定期間を通じて、定額法でオプションまたは権利の公正価値を費用計上する。この費用を株式報酬費用として計上し、資本が同額増加する。
中止	当該従業員の雇用が終了した場合に適用される規定については、2019年度報酬報告書のセクション9.2.3を参照のこと。
下方修正	ANZの下方修正規定については、2019年度報酬報告書のセクション6.3を参照のこと。

2019年度および2018年度のオプション制度**i) 業績に基づく権利**

割当	当グループは、ANZのインセンティブ・プランの一環として、特定の従業員に業績に基づく権利を付与している。業績に基づく権利とは、3年間の権利確定期間⁽¹⁾および総株主利回り（TSR）の業績要件を条件として、対価なしにANZ株式を取得する権利を所有者に付与する。業績要件に関する詳細については、2019年度報酬報告書のセクション6.2.3aを参照のこと。
権利確定	業績に基づく権利（業績要件を満たしている）の報奨の一部は、取締役会の裁量により株式ではなく現金同等物で支給できる。すべての業績に基づく権利は、取締役会の裁量により支給された47,195個（2018年度：なし）を除いて、すべて株式の割当により支給された。
2019年度および2018年度の付与	2019年度には、885,810個（2018年度：1,023,239個）の業績に基づく権利を付与した。
下方修正	取締役会の裁量により、2019年度に59,012個（2018年：なし）の業績に基づく権利がゼロに下方修正された。

(1) 2019年10月1日からの付与について4年間。

ii) 後渡し株式の権利（業績要件なし）	
割当	後渡し株式の権利とは、一定の権利確定期間の後、対価なしにANZ株式を取得する権利を所有者に与えるものである。当グループは、制限期間中に配当が支払われないことについて権利の公正価値を調整する。
権利確定	株式報奨の一部は、取締役会の裁量により株式ではなく現金同等物で支給できる。取締役会の裁量により後渡し株式の権利で支給された68,357個（2018年度：108,783個）を除いて、すべて株式の割当により支給された。
2019年度および2018年度の付与	2019年度には、2,078,427個（2018年度：2,546,333個）の後渡し株式の権利（業績要件なし）が付与された。
下方修正	取締役会の裁量により、2019年度に11,824個（2018年：1,638個）の後渡し株式の権利がゼロに下方修正された。

発行済のオプション、後渡し株式の権利、および業績に基づく権利

2019年10月30日現在、発行済の後渡し株式の権利は4,173,045個、その所有者は615名、発行済の業績に基づく権利は2,486,001個、その所有者は142名であった。

オプション／権利の変動

2019年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプション／権利、関連する加重平均（WA）行使価格および2019年度の変動の詳細は、次表に示すとおりである。

	期首残高 2018年 10月1日現在	付与された オプション／ 権利数	失効した オプション／ 権利数 ⁽¹⁾	終了した オプション／ 権利数	行使された オプション／ 権利数	期末残高 2019年 9月30日現在
オプション／権利数	7,148,573	2,964,237	(1,589,109)	0	(1,835,163)	6,688,538
WA行使価格（ドル）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
WA株価終値（ドル）						26.66
WA残存契約期間						1.9年
行使可能な全発行済 オプション／権利の WA行使価格						0.00
行使可能な発行済 オプション／権利数						181,581

2018年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプション／権利、関連する加重平均行使価格および2018年度の変動の詳細は、次表に示すとおりである。

	期首残高 2017年 10月1日現在	付与された オプション／ 権利数	失効した オプション／ 権利数 ⁽¹⁾	終了した オプション／ 権利数	行使された オプション／ 権利数	期末残高 2018年 9月30日現在
オプション／権利数	7,113,784	3,569,572	(2,043,209)	(1,558)	(1,490,016)	7,148,573
WA行使価格（ドル）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
WA株価終値（ドル）						28.43
WA残存契約期間						2.1年
行使可能な全発行済 オプション／権利の WA行使価格						0.00
行使可能な発行済 オプション／権利数						67,666

(1) 権利が失効するような状況（例えば中止、下方修正、業績面の条件を満たしていないなど）を指す。

2018年および2019年度のオプション／権利の行使の結果発行されたすべての株式の権利行使価格はゼロであった。

取締役会報告書の署名日である2019年10月30日現在、

- ・ 2019年度末以降に付与された普通株式に対するオプション／権利はなかった。
- ・ 2019年度末以降のオプション／権利の行使の結果発行された株式は14,464株で、いずれも行使価格はゼロであった。

公正価値の仮定

公正価値算定時、当グループは、AASB第2号「株式報酬」の要件に従って、モンテ・カルロ価格モデルおよび／またはブラック・ショールズ価格モデルなど、市場における標準的な評価技法を適用している。これらのモデルは、権利が確定した持分の早期行使、譲渡不能、および（要件が設けられている場合は）社内外の業績要件を考慮している。

次の表は、期中に付与された金融商品の公正価値の計算へのインプットとして使用した重要な仮定である。値は加重平均値で表示しているが、各配分で用いる具体的な値は、公正価値の計算に用いている値である。

	2019年		2018年	
	後渡し株式の 権利	業績に基づく 権利	後渡し株式の 権利	業績に 基づく権利
行使価格(ドル)	0.00	0.00	0.00	0.00
付与日の株価終値(ドル)	25.83	25.52	29.24	29.21
ANZ株価の予想ボラティリティ(%) ⁽¹⁾	20.0	20.0	20.0	20.0
権利の期間(年)	2.5	4.8	2.4	5.0
権利確定期間(年)	2.1	3.0	2.1	3.0
予定残存期間(年)	2.1	3.0	2.1	3.0
予定配当利回り(%)	6	6	5.75	5.75
無リスク金利(%)	1.96	2.05	1.65	1.95
公正価値(ドル)	22.87	9.40	26.03	12.24

- (1) 予想ボラティリティとは、ANZの株価が権利の有効期間中において変動すると予想される金額の割合である。価格モデルで用いる変動率の測定の基準となるのは、付与日に先立つ繰延期間における株価実績について、連続複利による収益率の標準偏差を年換算したものである。この年率換算した変動実績率の平均は、権利の予定期間における合理的な予想変動率を見積もるために利用される。

株式報酬の支給

株式報酬に用いられるすべての株式は、市場からの買戻し、再割当、新規発行、またはこれらの組み合わせにより調達される。

2019年度に当グループが全従業員のために市場で買い付けた株式数は（ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき、あるいはオプションまたは権利に対応するため）は4,317,094株、1株当たり平均株価は25.99ドルであった（2018年度：1株当たり平均29.00ドルで3,936,773株）。

32. 関係当事者の開示

主要経営陣の報酬

主要経営陣（KMP）とは、次のような取締役全員およびCEO直属の執行役員である。

- ・ 戦略の方向性や主要な収益部門の経営管理に責任を持つ者
- ・ 重要な収益および費用を管理する者

注記3「営業費用」で人件費合計に算入されているKMPの報酬は、次のとおりである。

	2019年	2018年
	(単位：千ドル) ⁽¹⁾	
短期給付 ⁽²⁾	15,784	19,497
退職後給付	415	333
その他長期給付	213	150
退職給付	2,112	454
株式報酬	6,184	8,910
合計	24,708	29,344

(1) 以前開示されていた旧KMPについて、雇用期間終了時まで含めている。

(2) 前期の金額について、以前は事業関連費用とされたが、非事業関連費用がより適切であるとされた項目を算入するための修正再表示を含む。2010年度から2017年度の期間に同様の項目が存在しており、これによる短期給付の増額は年間0.1百万ドル未満であった。

主要経営陣のローン取引

KMPに融資されたローンは、他の従業員や一般顧客に適用される条件よりも有利にならない通常の商業的条件（融資期間、所要担保、金利など）に基づき、通常の事業過程で行われたものである。当期中に償却はなく、これらの残高に関して計上された個別引当金もなかった。KMP（その関係当事者を含む）に対して実行したローン（クレジットカード残高を含む）、保証または担保、および未実行の与信枠の総額は、以下のとおりであった。

	2019年	2018年
	(単位：千ドル)	
貸付金 ^{(1)、(2)}	26,862	23,675
未実行の与信枠 ⁽¹⁾	513	286
利息費用 ⁽³⁾	739	932

(1) 残高は、貸借対照表日現在（貸借対照表日現在に在職していたKMP）、あるいは旧KMPの離職日現在のものである。

(2) クレジットカード残高を含め、以前は前渡金に含まれていた貸付金残高の再引き出し可能部分を除外するよう、前期は修正再表示されている。

(3) 利息費用は当期中のすべてのKMPに関するものである。

主要経営陣によるANZ証券の保有高

KMP（KMPの関連当事者を含む）が直接的、間接的、または実質的に保有する当行の劣後債、株式、株式の権利および株式オプションの詳細は以下のとおりである。

	2019年	2018年
	株数または個数 ⁽¹⁾	
株式、オプションおよび権利	1,892,754	2,293,271
劣後債務	11,802	13,152

(1) 残高は貸借対照表日現在（貸借対照表日現在に在職していたKMP）、あるいは旧KMPの離職日現在のものである。

主要経営陣およびその関連当事者とのその他の取引

KMPおよびその関連当事者の当グループへの預金総額は60百万ドル（2018年：56百万ドル）であった。

KMPおよびその関連当事者とのその他の取引には、保険料、投資運用サービス手数料、ブローカーおよび銀行手数料に関して当グループに支払われた金額が含まれている。当グループは、KMPの職務の遂行に関連した事務サービス費用を払い戻している。これらの取引は、通常の商業条件で行われており、他の従業員や顧客の場合と比べて有利なものではない。

2010年11月、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（ANZ NZ）の子会社が、ニュージーランドの住宅用不動産を7.55百万ニュージーランドドルで購入した。この不動産は、配置転換パッケージ制度の一部として、ANZ NZ最高経営責任者（CEO）のDavid Hisco氏に賃貸された。

2017年3月31日、この不動産は彼の妻に6.9百万ニュージーランドドルで売却された。当時Hisco氏はANZ NZのCEOを務めており、主要経営陣の一人であった。

ANZ NZは、この不動産の第三者による評価を2件入手したが、このうち1件は、評価基準に従っていないなど様々な理由から検討されなかった。ANZ NZは、さらに第三者による評価を入手し、売却価格はこれら2つの評価の中間値から、売却時に生じる見積額売却コストの一部を反映した金額を差し引いて算定された。

独立性に関するANZ NZに対するニュージーランド準備銀行の要件に沿って、ANZ NZはこの不動産の売却を監視した。

この取引は、当グループまたはANZ NZの2017年度財務書類において個別開示されなかった。ASICは、2017年度財務書類におけるこの事項の開示についてANZに照会した。ANZは、金融市場局（ニュージーランド）がANZ NZは関連当事者取引として2017年3月の売却を2017年度財務書類で開示すべきであったとの判断を下したことを承知している。

関連会社

重要な関連会社については、注記26「関連会社に対する投資」で開示している。当年度中、全関連会社との間で実行された取引は、通常の商業的条件と同等の条件で行われた。

	2019年	2018年
	(単位：千ドル)	(単位：千ドル)
関連会社からの未収金	664	35,083
関連会社への未払金	697	1,504
関連会社からの受取利息	93	1,772
関連会社に支払ったその他の費用	11,561	15,296
関連会社からの受取配当金	50,014	51,643

関連会社に重要な保証を与えたことはなく、また関連会社から重要な保証を受けたこともなかった。当期中に償却はなく、これらの残高に関して計上された個別引当金もなかった。

33. コミットメント、偶発債務および偶発資産

信用関連のコミットメントおよび偶発債務

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
契約額		
未実行の与信枠	209,340	202,531
保証および信用状	22,339	18,441
履行保証関連偶発債務	22,112	24,136
合計	253,791	245,108

未実行の与信枠

未実行の与信枠の大半は、顧客の特定の信用およびその他要件もしくは条件の維持が前提となる。これら与信枠の多くは、部分的な使用にとどまると予想されるが、その他は全く使用されない可能性もある。したがって、額面金額の総額は、将来の流動性リスクまたは将来の現金の必要額を必ずしも示していない。当グループが支払いを求められうる最短日に基づく、計209,341百万ドル（2018年度：202,531百万ドル）の未実行の与信枠が向こう12か月以内に満期を迎える。

保証、信用状および履行保証関連偶発債務

保証、信用状および履行保証関連偶発債務は、保証、スタンバイ信用状、荷為替信用状など当グループが自己勘定において実行した取引に関するものである。

荷為替信用状では、輸出業者に対する代金支払いを保証する信用状を当グループが発行する。これらは、関係する積荷商品を担保としているか、または他の銀行の確認信用状の発行を条件にしている。

履行保証関連偶発債務は、顧客が契約に基づく非金銭的な債務の履行を怠った場合に第三者に支払いを行う義務を当グループに負わせる負債である。

これらの取引に関連するリスクを反映するため、当グループは、融資申請と同じ与信審査、ポートフォリオ管理および担保要件を適用している。契約額は、契約相手が金銭上の債務を履行できなかった場合に当グループが被りうる最大損失額を表している。与信枠は、実行されずに期間が終了する可能性もあるため、名目上の金額は必ずしも将来必要となる現金額を表すわけではない。当グループが支払いを求められうる最短日に基づく、合計22,339百万ドル（2018年度：18,441百万ドル）の保証および信用状、ならびに合計22,112百万ドル（2018年度：24,136百万ドル）の履行保証関連偶発債務が、向こう12か月以内に満期を迎える。

不動産関連のコミットメント

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
リース賃借料		
土地および建物	1,586	1,431
什器および備品	70	205
リース賃借コミットメント合計 ⁽¹⁾	1,656	1,636
1年以内	320	371
1年超5年以内	847	832
5年超	489	433
リース賃借コミットメント合計 ⁽¹⁾	1,656	1,636

(1) 2019年9月30日現在、解約不能サブリース契約に基づいて受領が見込まれる将来最低サブリース料合計は、67百万ドル（2018年度：81百万ドル）である。当年度に受領したサブリース料は29百万ドル（2018年度：32百万ドル）で、支払賃借料と相殺された。

その他の偶発債務

2019年9月30日現在、当グループには以下の事項に関する偶発債務が存在していた。該当する場合には、法律専門家の助言に照らして適切と考えられる引当金の計上（注記21を参照のこと）および開示が行われている。場合によっては、開示が実務的でないこと、または開示により当グループの利益を毀損するおそれがあるため、個別項目が財務に及ぼす影響の見積額を開示していない。

規制および顧客に対するエクスポージャー

近年、当グループについて規制当局が関与する案件数が増加している。また、とりわけオーストラリアおよび世界各国の金融機関に対して、規制上の捜査や検査の内容と規模、民事および刑事の強制措置（訴訟またはそれ以外であるかを問わない）、公式および非公式の調査、規制上の監督活動ならびに規制当局によって科される罰金の金額が著しく増大している。当グループは、業界全体および当グループに限定した検査の一環として、規制当局から様々な通知および情報提供の要請を受けた。また、規制当局に対して当グループ自ら進んで開示を行った。これらの関与は広範囲に及ぶ可能性があり、例えば現在では、担当する融資実務、商品の適合性および販売、これらに課される利子および手数料や受給権、顧客救済措置、富裕層への助言、保険の販売、価格設定、競争、金融市場および金融取引における行為、資本市場取引、マネーロンダリング対策およびテロ資金対策の義務、報告および開示の義務ならびに商品開示に関する文書などの多岐にわたる事項が含まれる。これらは、規制に対するエクスポージャーに加えて顧客に対するエクスポージャーが生じる可能性がある。これらのエクスポージャーとしては、集団訴訟、個別請求、または顧客救済や補償措置が含まれるおそれがある。これらの検査の結果および潜在的なエクスポージャーに関連する費用の合計は依然として不確定である。

銀行業務手数料を巡る訴訟、定期返済に関わる救済、ASIC訴訟

2010年に訴訟費用融資会社が当行を相手に集団訴訟を開始し、2013年3月にも、類似する第二の集団訴訟が開始された。申立者は、特定の手数料（取引勘定での借越手数料、残高不足（借越不能）手数料、滞納手数料ならびにクレジットカードの支払遅延手数料および利用限度超過手数料）は法的強制力がない違約金であり、各種手数料は、非良心的行為、不公正な契約条項および不正取引を規制する実定法上の条項に基づいても法的強制力はないと主張した。2013年3月の集団訴訟における請求は退けられ、棄却された。

2010年の集団訴訟で元来主張されていた請求は既に棄却されている。2017年には、2010年の集団訴訟に、特定の定期返済滞納手数料を課金する当行の資格を巡る新たな請求が追加された。顧客集団の一部はすでに当行から救済措置を受けていた。2018年12月、この請求は和解の合意に達した。この和解は裁判所の承認を条件とする。

2019年7月、ASICは、2003年8月から2016年2月までの特定の状況における定期返済手数料の課金に関連した、当行に対する民事罰の手続きを開始した。ASICは、虚偽あるいは誤解を招く表示および非良心的行為に関して、民事罰を求めている。またASICは、当行は誤解を招く行為または虚偽的行為に関与し、金融サービスの免許保有会社として特定の法定義務に違反したと主張している。本件はまだ初期段階にある。結果および費用の合計は依然として不確定である。当行は、この申し立てに対峙している。

ベンチマーク／金利を巡る訴訟

2016年7月と8月に、当行を含めた米国内外の銀行を相手取った集団訴訟の訴状が米国地方裁判所に提出された。一方は、バンク・ビル・スワップレート（「BBSW」）を巡る訴訟で、他方は、シンガポール銀行間取引金利（「SIBOR」）およびシンガポール・スワップ・オファー・レート（「SOR」）を巡る訴訟である。両集団訴訟は、BBSWまたはSIBORに基づき値付け、評価、および／または決済された米国を本拠地とする金融商品取引に関与した個人と企業に適用されると表明されている。原告は金額を定めない損害賠償または補償金を請求しており、当行をはじめとする被告銀行が米国の独占禁止法および（BBSWの訴訟のみ）組織犯罪排除法、商品取引法、ならびに不当利得原則に違反したと主張している。当行は、これらの訴訟で争っている。本件はまだ初期段階にある。

2017年2月、南アフリカ競争委員会は南アフリカ・ランド建て取引において同国競争法のカルテル禁止規定に違反したとして、当行を含めた国内外の銀行を相手取った訴訟を開始した。民事罰の見込みあるいはその他の財務的な影響は判明していない。本件はまだ初期段階にある。

資金調達を巡る訴訟

2018年6月に、連邦公訴官は、当行の2015年8月の普通株式約80.8百万株の機関投資家向けの株式売出しの共同主幹事によるカルテル行為に、上層部の従業員が認識しつつ故意に関わったと主張している件について、当行に対する刑事訴訟に取り掛かった。本件はまだ初期段階にある。当行および当行の上層部の従業員は、この申し立てに對し争っている。

2018年9月に、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）は、当行が、2015年8月の機関投資家向けの株式売出しに関連する継続開示義務を遵守していないという主張に対する民事訴訟に取り掛かった。ASICは、売出し株式のうち、普通株式約25.5百万株を共同主幹事が引き受けた件について、当行が市場に知らせるべきだったと主張している。本件はまだ初期段階にある。当行は、この申し立てに對し争っている。

フランチャイズ訴訟

2018年2月に、2件の関連する集団訴訟が当行に対して提起された。セブン・イレブンのフランチャイズ加盟店への貸付に関連した契約違反および非良心的行為があったことが申し立てられている。2019年3月、当行に対するこの請求は和解の合意に達した。この和解は裁判所の承認を条件とする。

王立委員会

2019年2月4日に、銀行業、退職年金および金融サービス業における違反行為を監視するための王立委員会が最終報告書を公表した。同委員会の調査結果および勧告により、追加コストが発生する結果となり、また、更なるエクスポージャー（更なる規制措置に関連するエクスポージャーもしくは、集団訴訟、個人請求または顧客救済や補償措置などの顧客関連の潜在的エクスポージャーを含む。）につながる可能性がある。これらの結果と潜在的なエクスポージャーに関連する費用の合計は依然として不確定である。

担保回収を巡る訴訟

減損資産の問題解決を目的として担保回収措置が講じられたことにより、様々な損害賠償請求が発生しており、または発生する見込みである。これらの請求については防御が見込まれている。

保証および補償

当グループは、様々な事業および資産の売却やその他の取引に関連する事項およびリスクを網羅して、購入者およびその他の人物の利益となる保証、補償およびその他のコミットメントを提供している。当グループは、それらの保証、補償およびコミットメントに基づく潜在的な請求に晒されている。

精算および決済義務

特定のグループ会社は、様々な精算および決済の取決めを規定する規則を遵守する義務があるが、これにより他の会員金融機関がその支払を怠った場合、信用リスク・エクスポージャーおよび損失が生じる可能性がある。これらの取決めに起因する当グループの潜在的エクスポージャーは、事前に数値化できない。

特定のグループ会社は、ASXクリア（フューチャーズ）、ロンドン・クリアリング・ハウス（LCH）・スワップクリアおよびレポクリア、韓国取引所（KRX）、香港取引所（HKEX）、クリアリング・コーポレーション・オブ・インド、上海清算所など、中央清算機関の会員である。会員である関連グループ会社は、国際的な規制要件に沿って中央清算機関でデリバティブ商品を清算できる。これらすべての会員制に共通する点は、関連グループ会社がデフォルト基金に拠出する必要があることである。他の会員が債務履行を怠った場合、関連グループ会社はデフォルト基金への追加拠出義務を請け負うよう求められるおそれがあるものの、その額を事前に数値化することはできない。

親会社の保証

当行は、通常の事業過程において、特定の子会社に関する援助の念書（レター・オブ・コンフォート）および保証書を発行している。これらの念書および保証書に基づき、当行は、それらの会社が引き続き当行の被支配法人であること等、一定の条件に該当する場合、それらの子会社が各自の金融上の義務を引き続き果たせるようにすることを保証する。

グリンドレイズの事業の売却

2000年7月31日、当行は、現金13億米ドルで、ANZグリンドレイズ（ジャージー）・ホールディングス・リミテッドおよびその子会社と合わせた、ANZグリンドレイズ・バンク・リミテッドならびに英国およびジャージーにおけるANZのプライベート・バンキング事業の、スタンダード・チャータード・バンク（SCB）に対する売却を完了した。当行はこれらの事業について保証および一定の補償を提供しており、その対象となる支払が起こる可能性が高いと予想した部分については、当該予想債務に係る引当金を計上している。以下に示す事項は、報告された営業成績に不利な影響を及ぼしていない。本日までの和解金および罰金は、すべて設定された引当金の範囲内であった。

1991年に一定の金額が、インド国内のグリンドレイズで保有されていた他通貨への転換不能インド・ルピー口座から送金された。これらの取引は、1973年外国為替規制法の規定に違反していた可能性がある。グリンドレイズは、自主的に、これらの取引をインド準備銀行へ届け出た。インド当局は、グリンドレイズおよび同行の在インド役員に対して警告を行い、民事罰が科されたが、これについては上訴可能である。刑事訴追も継続中で、防御が見込まれている。係争中の金額は重要な値ではない。

偶発資産

ナショナル・ハウジング・バンク

当行は、問題のある小切手により1990年代初頭に旧グリンドレイズの顧客口座に入金された受取金の回収を継続している。

問題の小切手は、インドのナショナル・ハウジング・バンク（「NHB」）から振り出されていた。小切手の受取金に関するグリンドレイズとNHBの訴訟は2002年初頭に解決した。

回収は、小切手の受取金を受領したグリンドレイズの顧客財産に対して行われている。回収額は、当行とNHBの間で分配されることになっている。

34. 監査人報酬

	2019年	2018年
	(単位：千ドル)	
KPMGオーストラリア		
財務報告書の監査またはレビュー	9,036	10,058
監査関連業務 ⁽¹⁾	3,392	4,999
非監査業務 ⁽²⁾	114	306
合計⁽³⁾	12,542	15,363
KPMG オーストラリアの海外提携事務所		
財務報告書の監査またはレビュー	5,691	5,797
監査関連業務 ⁽¹⁾	2,316	1,276
非監査業務 ⁽²⁾	2	2
合計	8,009	7,075
監査人報酬合計	20,551	22,438

(1) 内訳は、健全性および規制に関する業務が4.47百万ドル（2018年度：3.70百万ドル）、コンフォート・レターが0.48百万ドル（2018年度：0.51百万ドル）、その他の業務が0.76百万ドル（2018年度：2.07百万ドル）である。

(2) 非監査業務の内容は、市場や規制に関する全般的な見識、研修、統制関連の評価、方法や手続のレビューなどである。詳細は取締役会報告書に記載している。

(3) 物品・サービス税を含む。

当グループの方針は、KPMGオーストラリアまたはその提携事務所が法定の監査業務の範囲外であっても外部監査人の役割と矛盾しない保証およびその他の監査関連業務を認めている。この中には、APRAなどの監督機関の要請による規制遵守や健全性に関するレビューが含まれる。監査や監査関連業務に当てはまらないその他の業務は、非監査業務とされる。当該方針では、監査人の独立要件に反しない限り、特定の非監査業務の提供を受けることを認めている。KPMGオーストラリアまたはその提携事務所は、外部監査人としての役割と矛盾する、または監査人の独立性に違反するとされる業務を行ってはならない。これには、通常経営陣が行う経営活動に関する助言および下請け、ならびに外部監査人が自己の業務に対して意見を述べることを最終的に求められうる契約が含まれる。

35. 新たな基準の適用およびその他の変更による影響

下表は、AASB第15号の適用による比較期間の貸借対照表の変更、ならびに当期の表示との比較可能性を高めるためのその他の再分類調整の要約である。

	2018年 9月30日時点 の報告	AASB第15号の 適用による 影響	その他の再分 類調整	2018年 9月30日時点 の修正再表示
	(単位：百万ドル)			
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	603,938	-	526	604,464
その他資産 ⁽²⁾	3,645	32	-	3,677
その他の影響を受けていない貸借対照表項目	335,041	-	-	335,041
資産合計	942,624	32	526	943,182
繰延税金負債 ⁽²⁾	59	10	-	69
支払債務およびその他の負債 ⁽³⁾	6,788	106	-	6,894
その他引当金 ^{(1)、(3)}	1,038	(106)	526	1,458
その他の影響を受けていない貸借対照表項目	875,356	-	-	875,356
負債合計	883,241	10	526	883,777
利益剰余金 ⁽²⁾	31,715	22	-	31,737
その他の影響を受けていない貸借対照表項目	27,528	-	-	27,528
当行株主に帰属する株式資本および準備金⁽²⁾	59,243	22	-	59,265
非支配持分株主	140	-	-	140
株主資本合計⁽²⁾	59,383	22	-	59,405

- (1) 2018年9月30日現在の帳簿外の信用関連コミットメントに起因した信用減損に係る一括評価引当金500百万ドルおよび個別評価引当金26百万ドルは、当期の表示との比較可能性を高めるため、償却原価で測定される正味貸付金および前渡金から、その他の引当金に再分類された。
- (2) 当グループは当期にAASB第15号を適用し、比較情報を修正再表示した。2018年9月30日時点の貸借対照表におけるこのような会計方針の変更による影響により、その他資産が32百万ドル、繰延税金負債が10百万ドル、利益剰余金が22百万ドル増加し、従来AASB第118号の下では認識されなかったが、AASB第15号の下で即時認識の対象となる収益が認識された。
- (3) AASB第15号の適用時に、クレジットカード・ロイヤリティ・プログラムに関連した特定の債務が、その他の引当金から支払債務およびその他の負債に再分類された。

上記の貸借対照表への影響に加えて、AASB第15号の適用時に、以前には相殺していた一定の項目は、現在、営業収入と営業費用に総額で表示されている。これによる2019年度の営業収入総額および営業費用総額の増加は128百万ドルであった。2018年度の比較情報が修正再表示された結果、営業収入総額と営業費用総額はそれぞれ153百万ドル増加した。

AASB第9号「金融商品」（「AASB第9号」）への移行による影響

予想信用損失引当金

下表は、2018年9月30日時点のAASB第139号「金融商品：認識および測定」に従って算定された期末の金融資産信用損失引当金、ならびにAASB第137号「引当金、偶発債務および偶発資産」に従って決定された貸付金コミットメントならびに金融保証契約の貸倒引当金、また2018年10月1日時点におけるAASB第9号に従って算定された期首の予想信用損失引当金を調整したものである。

	2018年 9月30日現在		2018年 10月1日現在
	AASB第139号 もしくはAASB 第137号に従っ た貸倒引当金	AASB第9号に 従ったECL引当 金の増加 (単位：百万ドル)	AASB第9号に 従ったECL引当 金
貸付金および前渡金－償却原価で測定	2,917	647	3,564
投資有価証券－償却原価で測定される負債証券	-	11	11
帳簿外のコミットメント－未実行および条件付与信 枠 ⁽¹⁾	526	155	681
貸倒引当金合計	3,443	813	4,256
その他の包括利益に認識されている損失引当金			
投資有価証券－FVOCIで測定される負債証券 ⁽²⁾	-	14	14
その他の包括利益に認識されている損失引当金合計	-	14	14

(1) 個別評価および一括評価されるECL引当金は、その他引当金に含まれる。

(2) ECL引当金によって帳簿価額は変動せず、引き続き公正価値で評価される。その代わり、ECL引当金はOCIで計上され、同額が損益に繰入れられる。

下表は、AASB第9号の適用によって生じた調整の要約である。

連結貸借対照表の調整

		AASB 第139号に よる測定	AASB 第9号に よる測定	2018年 9月30日 時点の修 正再表示	AASB 第9号の 再分類に よる影響	AASB 第9 再測定 (減損を 除く)	AASB 第9号の信 用減損によ る影響	2018年 10月1日 現在の修正 帳簿価額
	参照	区分		(単位：百万ドル)				
売買目的有価証券	1,2	FVTPL	FVTPL	37,722	(993)	-	-	36,729
投資有価証券：								
－償却原価で測定され る負債証券	2,6,7	該当なし	償却原価	-	6,158	2	(11)	6,149
－FVOCIで測定される負 債証券	1,2	該当なし	FVOCI	-	70,938	-	-	70,938
－FVOCIで測定される持 分証券	2	該当なし	FVOCI	-	1,087	-	-	1,087
売却可能資産（AFS）	2	AFS	該当なし	74,284	(74,284)	-	-	-
正味貸付金および前渡金								
		貸付金お よび未収 金						
－償却原価で測定	3,6,7,8		償却原価	604,331	(4,470)	15	(647)	599,229
－FVTPLで測定	3,8	FVTPL	FVTPL	133	1,564	(23)	-	1,674
関連会社に対する投資	5	該当なし	該当なし	2,553	-	-	(65)	2,488
繰延税金資産	1,2,4,6	該当なし	該当なし	900	-	15	234	1,149
その他の影響を受けてい ない貸借対照表項目		該当なし	該当なし	223,259	-	-	-	223,259
資産合計				943,182	-	9	(489)	942,702
当期税金負債	1,3,4	該当なし	該当なし	300	-	30	-	330
その他引当金	6	該当なし	該当なし	1,458	-	-	155	1,613
発行済社債：								
－償却原価	4	償却原価	償却原価	119,737	(879)	-	-	118,858
－FVTPLで測定	4	FVTPL	FVTPL	1,442	879	(55)	-	2,266
その他の影響を受けてい ない貸借対照表項目		該当なし	該当なし	760,840	-	-	-	760,840
負債合計				883,777	-	(25)	155	883,907
普通株式資本				27,205	-	-	-	27,205
準備金	1,2,6			323	1	3	10	337
利益剰余金	1,2,3,4,5,6			31,737	(1)	31	(654)	31,113
当行株主に帰属する株式 資本および準備金				59,265	-	34	(644)	58,655
非支配持分株主				140	-	-	-	140
株主資本合計				59,405	-	34	(644)	58,795

参照

1. AASB第9号の初度適用にあたり、公正価値1,000百万ドルの債券ポートフォリオは、対象ビジネスモデルが回収および売却目的保有であったため、「売買目的有価証券」から「投資有価証券—FVOCIで測定される負債証券」に振り替えられた。このポートフォリオの公正価値評価益／（評価損）累計額2百万ドル（税引後）が、利益剰余金からFVOCI準備金に振り替えられた。さらに再分類により繰延税金資産および当期税金負債が1百万ドル減少した。
2. 売却可能という分類は、AASB第9号の下では適用されない。そのため、移行にあたり、
 - ・ 売却可能負債証券69,938百万ドルは、対象ビジネスモデルが回収および売却目的保有であったため「投資有価証券—FVOCIで測定される負債証券」に再分類された。この再分類に関連した再測定の影響はなかった。
 - ・ 売却可能負債証券3,252百万ドルは、2018年10月1日現在において対象ビジネスモデルが回収および売却目的保有であったため「投資有価証券—償却原価で測定される負債証券」に再分類された。この再分類により再測定が行われ、従前の売却可能資産再評価差額金の戻入により帳簿価額が2百万ドル増加した。さらに、以前の売却可能資産の再評価に関連した繰延税金資産1百万ドルの戻入れがあった。
 - ・ 当グループは取消不能の選択として、売買目的以外の売却可能持分証券1,087百万ドルを「投資有価証券—FVOCIで測定される持分証券」に指定した。
 - ・ 売却可能持分証券7百万ドルが売買目的有価証券に再分類され、関連する準備金残高1百万ドルが利益剰余金に再分類された。
3. 契約上のキャッシュフロー特性が元本および利息の支払に限定されない貸付金は、償却原価で測定される正味貸付金および前渡金から、FVTPLで測定される正味貸付金および前渡金に再分類された。2018年9月30日現在、この貸付金の償却原価による帳簿価額は224百万ドル、公正価値は201百万ドルであった。関連した再測定による23百万ドルは、当期税金負債の7百万ドルの減少と相殺して利益剰余金に計上された。さらに貸付金のうちの1件について従前の公正価値ヘッジ関係が、2018年10月1日に中止された。そのため、以前は貸付金の帳簿価額の減少として認識されていたヘッジ対象リスクの変動に起因する公正価値の変動15百万ドルを当期税金負債の増加4百万ドルと相殺して利益剰余金に戻入れられた。
4. 当グループは、2018年10月1日より会計上のミスマッチを減らすために、特定の金融負債（発行済社債に含まれる債券）を、FVTPLで測定されるものに指定する選択をした。2018年9月30日現在、この債券の償却原価による帳簿価額は879百万ドル、公正価値は824百万ドルであった。55百万ドルの差異（自己の信用考慮前の公正価値の減少109百万ドルと、相殺する自己の信用に起因する公正価値の増加54百万ドルで構成される）は、税金の正味影響額17百万ドル（繰延税金資産の増加17百万ドルと当期税金負債の増加34百万ドル）による相殺後、利益剰余金に計上された。
5. 当グループは、関連会社への投資についてIFRS第9号（AASB第9号の国際版）の初度適用により予想される当グループの持分への影響を考慮して、帳簿価額65百万ドルの減少および対応する利益剰余金の減少を認識した。
6. AASB第9号の予想信用損失規定の適用開始によって、以下に起因する信用減損引当金が増加した。
 - ・ 帳簿上の貸付金および前渡金647百万ドルの増加は、償却原価で測定される正味貸付金および前渡金に反映された
 - ・ 償却原価で測定される負債証券11百万ドルの増加は、「投資有価証券—償却原価で測定される負債証券」に反映された
 - ・ 帳簿外の信用関連コミットメント155百万ドルの増加は、その他引当金に反映されたこの影響額合計813百万ドルは、利益剰余金の減少として認識されたが、繰延税金に関連する234百万ドルの増加で相殺されている。さらに、投資有価証券—FVOCIで測定される負債証券に起因する損失引当金10百万ドル（税引後）は、準備金に計上され、利益剰余金と同額調整されている。負債証券は貸借対照表上、引き続き公正価値で評価される。
7. AASB第9号の初度適用により、帳簿価額2,906百万ドルの譲渡性預金ポートフォリオが、「償却原価で測定される正味貸付金および前渡金」から、「投資有価証券—償却原価で測定される負債証券」に再分類された。この再分類に関連した再測定の影響はなかった。
8. AASB第9号の初度適用により、シンジケーションのプロセス中にあった帳簿価額および公正価値1,340百万ドルの貸付金は、適用されるビジネスモデルが売却目的保有であることから、「償却原価で測定される正味貸付金および前渡金」から、「FVTPLで測定される正味貸付金および前渡金」に再分類された。この再分類に関連した再測定の影響はなかった。

36. 事業年度末以後の後発事象

10月17日に当グループは、OnePath P&IおよびADGのI00Fへの売却価格の修正に関して、売却価格を、当初2017年10月に発表した975百万ドルから125百万ドル引き下げて850百万ドルとする旨の合意を発表した。新価格の850百万ドルには、ANZが2018年10月にADGの売却についてすでに受領していた約25百万ドルが含まれる。条件の修正は市場の状況の変化を反映しており、全体的な保証上限の引下げや、戦略的な提携契約の一部変更が織り込まれている。APRAの承認を条件として、この取引は暦年の2020年第1四半期に完了する見込みである。価格引き下げによる影響は、2019年度財務成績に反映されている。

上記を除き、2019年9月30日から本報告書署名日までの間に発生した重要な事象はない。

[前へ](#)

[次へ](#)

連結グループの取締役の宣言

取締役の宣言

オーストラリア・ニュージーランド銀行の取締役は以下のことを宣言する：

- a) 取締役の意見において、連結会社の財務書類および注記は、以下を含む2001年会社法に準拠している。
 - i) 第296条、オーストラリア会計基準および2001年会社規則により追加される要件に準拠している。
 - ii) 第297条、2019年9月30日現在の連結会社の財務状態および同日に終了した事業年度における連結会社の業績について真実かつ公正に表示している。
- b) 連結会社の財務書類の注記には、連結会社の財務書類ならびに注記が国際財務報告基準に準拠しているという記載が含まれている。
- c) 取締役は、2001年会社法第295条Aで要求される宣言を与えられた。
- d) 取締役の意見では、支払期日到来時において当行に債務の支払能力があると信ずるに足る合理的な根拠がある。

取締役の決議に従って署名されている。

デービッド・M・ゴンスキー,AC
会長
2019年10月30日

シェイン・C・エリオット
取締役

[前へ](#)

[次へ](#)

(2) 個別財務書類

損益計算書

9月30日終了事業年度	注記	2019年		2018年 ⁽¹⁾	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
受取利息 ⁽²⁾		27,599	2,104,424	27,020	2,060,275
支払利息		(17,452)	(1,330,715)	(16,574)	(1,263,768)
純利息収益	2	10,147	773,709	10,446	796,508
その他営業収入	2	4,553	347,166	8,765	668,331
保険事業収入純額	2	7	534	18	1,373
関連会社投資の持分（損失）/利益	2	(1)	(76)	(1)	(76)
営業収入		14,706	1,121,333	19,228	1,466,135
営業費用	3	(7,784)	(593,530)	(8,267)	(630,359)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益		6,922	527,803	10,961	835,776
貸倒引当金繰入額	12	(714)	(54,443)	(629)	(47,961)
税引前利益		6,208	473,360	10,332	787,815
法人税	4	(1,761)	(134,276)	(1,808)	(137,860)
当期利益		4,447	339,084	8,524	649,955

(1) AASB第15号の適用時に、当行が以前には相殺していた一定の項目は組替えが行われ、営業収入と営業費用に総額で表示されるようになった。そのため、比較情報は修正再表示され、その結果、営業収入総額と営業費用総額はそれぞれ146百万ドル増加した。

(2) 償却原価で測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る実効金利法を使用して算出された受取利息23,678百万ドル（2018年度：償却原価で測定される金融資産および売却可能資産に係る22,752百万ドル）を含む。

後述の注記は本財務書類の一部である。

包括利益計算書

9月30日終了事業年度	2019年		2018年	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
当期利益	4,447	339,084	8,524	649,955
その他の包括利益				
将来、損益に組み替えられない項目				
投資有価証券－FVOCIで測定される持分証券 ⁽¹⁾	45	3,431	-	-
その他の準備金増減	98	7,473	27	2,059
将来、損益に組み替えられる可能性のある項目				
為替換算調整勘定	209	15,936	(154)	(11,743)
その他の準備金増減	915	69,769	177	13,496
上記項目に帰属する法人税	(301)	(22,951)	(124)	(9,455)
その他の包括利益/（損失）（税引後）	966	73,658	(74)	(5,643)
当期包括利益合計	5,413	412,741	8,450	644,313

(1) 2018年10月1日におけるAASB第9号の適用により、金融資産の分類および測定は修正された。比較期間で用いられていた売却可能資産という分類は、AASB第9号には存在せず、新たに投資有価証券という分類が導入された。詳細は、注記1および注記31を参照。比較情報は修正されていない。

後述の注記は本財務書類の一部である。

貸借対照表

9月30日現在	注記	2019年		2018年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
資産					
現金および現金同等物 ⁽¹⁾	7	77,949	5,943,611	80,227	6,117,309
ANZの未収決済残高		3,442	262,453	1,666	127,033
支払担保		13,461	1,026,401	9,184	700,280
売買目的有価証券	8	34,217	2,609,046	29,519	2,250,824
デリバティブ金融商品	9	116,544	8,886,480	64,448	4,914,160
投資有価証券 ^{(2)、(3)}	10	73,355	5,593,319	-	-
売却可能資産 ⁽²⁾	10	-	-	64,728	4,935,510
正味貸付金および前渡金 ^{(3)、(4)}	11	484,655	36,954,944	475,851	36,283,639
規制上の預け金		215	16,394	264	20,130
被支配法人に対する債権		88,874	6,776,643	90,170	6,875,463
被支配法人に対する持分	23	15,467	1,179,359	18,852	1,437,465
関連会社に対する投資		18	1,373	18	1,373
当期税金資産		254	19,368	266	20,283
繰延税金資産		1,245	94,931	1,071	81,664
のれんおよびその他の無形資産	19	1,367	104,234	1,446	110,258
土地建物および設備機器		971	74,039	898	68,473
その他資産 ⁽⁴⁾		2,798	213,348	2,603	198,479
資産合計		914,832	69,755,940	841,211	64,142,339
負債					
ANZの未払決済残高		9,342	712,328	9,867	752,359
受取担保		7,005	534,131	6,002	457,653
預金およびその他の借入金	13	524,241	39,973,376	511,992	39,039,390
デリバティブ金融商品	9	117,340	8,947,175	65,638	5,004,898
被支配法人に対する債務		89,683	6,838,329	88,383	6,739,204
当期税金負債		118	8,998	85	6,481
繰延税金負債 ⁽⁴⁾		67	5,109	49	3,736
支払債務およびその他の負債 ⁽⁴⁾		6,621	504,851	5,002	381,403
従業員受給権		450	34,313	421	32,101
その他引当金 ^{(3)、(4)}	20	1,905	145,256	1,270	96,838
発行済社債	14	104,846	7,994,508	98,626	7,520,233
負債合計		861,618	65,698,373	787,335	60,034,294
純資産		53,214	4,057,568	53,876	4,108,045
株主資本					
普通株式資本	21	26,413	2,013,991	27,533	2,099,391
準備金	21	840	64,050	(56)	(4,270)
利益剰余金 ⁽⁴⁾	21	25,961	1,979,526	26,399	2,012,924
株主資本合計	21	53,214	4,057,568	53,876	4,108,045

(1) 現金および現金同等物の定義に該当するANZの未収決済残高を含む。

(2) 2018年10月1日からのAASB第9号の適用により、金融資産の分類および測定は修正された。比較期間で用いられていた売却可能資産という分類は、AASB第9号には存在せず、新たに投資有価証券という分類が導入された。詳細は、注記1および注記31を参照。比較情報は修正されていない。

(3) 2018年10月1日付のAASB第9号の適用時に、当行は一括評価引当金を727百万ドル増加させた（正味貸付金および前渡金に関して583百万ドル、投資有価証券に関して1百万ドル、引当金に関して143百万ドル）。比較情報は修正されていない。詳細は、注記1および注記31を参照。

(4) 当期の表示との比較可能性を高めるため、比較情報はAASB第15号の適用およびその他の再分類調整について再表示されている。詳細は、注記1および注記31を参照。

後述の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュフロー計算書

9月30日終了事業年度	2019年		2018年 ⁽¹⁾	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
税引後利益	4,447	339,084	8,524	649,955
営業活動による（に使用された）純キャッシュフローとの調整：				
予想信用損失引当金	714	54,443	629	47,961
減価償却費および償却費	738	56,273	1,023	78,004
正味デリバティブ/外貨換算調整	5,004	381,555	5,764	439,505
富裕層オーストラリアへの投資の減損	-	-	597	45,521
ANZシェア・インベスティングへの投資の減損	147	11,209	-	-
投資の売却による（利益）/損失	(273)	(20,816)	(246)	(18,758)
その他の非現金項目の増減	31	2,364	(2)	(153)
営業資産の純（増加）/減少：				
支払担保	(3,839)	(292,724)	(1,083)	(82,579)
売買目的有価証券	(6,393)	(487,466)	8,913	679,616
正味貸付金および前渡金	(3,740)	(285,175)	(20,619)	(1,572,199)
正味グループ内貸付金および前渡金	5,301	404,201	(1,796)	(136,945)
その他資産	(85)	(6,481)	(525)	(40,031)
営業負債の純増加/（減少）：				
預金およびその他の借入金	(1,109)	(84,561)	7,432	566,690
ANZの未払決済残高	(642)	(48,953)	1,604	122,305
受取担保	619	47,199	341	26,001
その他の負債	955	72,819	516	39,345
調整額合計	(2,572)	(196,115)	2,548	194,285
営業活動による純キャッシュフロー⁽²⁾	1,875	142,969	11,072	844,240
投資活動によるキャッシュフロー				
投資有価証券/売却可能資産 ⁽³⁾				
購入	(22,583)	(1,721,954)	(18,853)	(1,437,541)
売却または満期による手取金	18,440	1,406,050	15,282	1,165,253
IOOF担保付債券による手取金	800	61,000	-	-
事業売却による手取金、売却事業保有現金控除後	185	14,106	1,786	136,183
被支配法人に対する持分の純増減額	(132)	(10,065)	989	75,411
その他資産	(648)	(49,410)	(301)	(22,951)
投資活動（に使用された）純キャッシュフロー	(3,938)	(300,273)	(1,097)	(83,646)
財務活動によるキャッシュフロー				
発行済社債 ⁽⁴⁾ ：				
発行額	20,450	1,559,313	21,962	1,674,603
償還額	(18,938)	(1,444,023)	(11,921)	(908,976)
配当金支払額 ⁽⁵⁾	(4,481)	(341,676)	(4,585)	(349,606)
自己株式の市場での購入	(112)	(8,540)	(114)	(8,693)
株式買戻し	(1,120)	(85,400)	(1,880)	(143,350)
財務活動による（に使用された）純キャッシュフロー	(4,201)	(320,326)	3,462	263,978
現金および現金同等物の純（減少）/増加	(6,264)	(477,630)	13,437	1,024,571
現金および現金同等物の期首残高	80,227	6,117,309	63,399	4,834,174
現金および現金同等物に関する為替レート変動の影響	3,986	303,933	3,391	258,564
現金および現金同等物の期末残高	77,949	5,943,611	80,227	6,117,309

- (1) 前期の貸借対照表項目に影響を与える修正再表示の結果、キャッシュフロー計算書の一定の項目もこれに応じて修正再表示されている。詳細な情報は注記31を参照。
- (2) 営業活動による純キャッシュフローには、法人税納付額1,875百万ドル（2018年度：2,648百万ドル）を含む。
- (3) 2018年10月1日からのAASB第9号の適用により、金融資産の分類および測定は修正された。比較期間で用いられていた売却可能資産という分類は、AASB第9号には存在せず、新たに投資有価証券という分類が導入された。詳細は、注記1および注記31を参照。
- (4) 発行済社債の非現金の変動には、公正価値ヘッジによる損失2,106百万ドル（2018年度：1,168百万ドルの利益）および外国為替差損3,290百万ドル（2018年度：4,487百万ドルの為替差損）を含む。
- (5) 配当金再投資制度に対応するための株式購入に伴うキャッシュ・アウトフローは、配当金支払額に分類されている。

後述の注記は本財務書類の一部である。

持分変動計算書

	普通株式資本		準備金		利益剰余金		株主資本合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2017年10月1日現在	29,416	2,242,970	36	2,745	22,396	1,707,695	51,848	3,953,410
AASB第15号への移行による影響	-	-	-	-	22	1,678	22	1,678
当期利益	-	-	-	-	8,524	649,955	8,524	649,955
当期その他の包括利益	-	-	(95)	(7,244)	21	1,601	(74)	(5,643)
当期包括利益合計	-	-	(95)	(7,244)	8,545	651,556	8,450	644,313
株主権に基づく株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	(4,585)	(349,606)	(4,585)	(349,606)
グループ株式買戻し ⁽¹⁾	(1,880)	(143,350)	-	-	-	-	(1,880)	(143,350)
その他の資本増減：								
当グループの従業員株式取得制度	(3)	(229)	-	-	-	-	(3)	(229)
その他の項目	-	-	3	229	21	1,601	24	1,830
2018年9月30日現在	27,533	2,099,391	(56)	(4,270)	26,399	2,012,924	53,876	4,108,045
AASB第9号への移行影響	-	-	5	381	(483)	(36,829)	(478)	(36,448)
当期利益	-	-	-	-	4,447	339,084	4,447	339,084
当期その他の包括利益	-	-	894	68,168	72	5,490	966	73,658
当期包括利益合計	-	-	894	68,168	4,519	344,574	5,413	412,741
株主権に基づく株主との取引：								
配当金支払額 ⁽²⁾	-	-	-	-	(4,481)	(341,676)	(4,481)	(341,676)
グループ株式買戻し ⁽¹⁾	(1,120)	(85,400)	-	-	-	-	(1,120)	(85,400)
その他の資本増減：								
当グループの従業員株式取得制度	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目	-	-	(3)	(229)	7	534	4	305
2019年9月30日現在	26,413	2,013,991	840	64,050	25,961	1,979,526	53,214	4,057,568

- (1) 当行は、2019年度に1,120百万ドル相当のANZ普通株式を購入（2018年度：1,880百万ドル）したことで、30億ドルの市場買戻しを完了した。その結果、2019年度において、42.0百万株の消却が行われた（2018年度：66.7百万株）。
- (2) 2019年度の中間配当では、配当金再投資制度（「DRP」）に参加している株主に対し、株式を市場で調達し直接引き渡したため、DRPに関する株式の新規株式はない（2018年度最終配当および中間配当はゼロ）。2019年度9月終了年度にDRP向けに市場で購入した株式は、432百万ドル（2018年度：392百万ドル）であった。

後述の注記は本財務書類の一部である。

[前へ](#)

[次へ](#)

財務書類注記

1. 当行の財務書類について

本書は、オーストラリア・ニュージーランド銀行（「当行」または「ANZ」）の2019年9月30日に終了した事業年度の財務書類である。当行はオーストラリアで設立され、同国に本店を構えている。当行の登記上の事務所の住所、ならびに主要な事業所はANZ Centre, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008である。

2019年10月30日、取締役はこれらの財務書類の発行に関する決議を承認した。

財務書類の情報は、財務書類の理解において重要かつ関連性があると想定されるものに限定して含めている。例えば以下のような場合、開示は重要かつ関連性があるとみなされる。

- ・ 金額の規模が重要である（定量的要因）
- ・ 情報の性質が重要である（定性的要因）
- ・ 利用者はその開示がないと当行の業績を理解することができない（定性的要因）
- ・ 例えば事業の取得や処分など、利用者にとって当期中の当行事業の重要な変更による影響を理解するための重要な情報である（定性的要因）
- ・ 将来の当行の業績に影響する重要な業務に関する情報（定性的要因）
- ・ 2001年会社法、1959年銀行法の規制要件に基づく、もしくはオーストラリア証券投資委員会（ASIC）、オーストラリア健全性規制庁（APRA）など当行の主たる規制当局により求められる情報

財務書類の本セクションでは、以下を示している。

- ・ 当行の財務書類の作成基準の概要
- ・ 財務書類に直接影響を及ぼす新たな会計基準もしくは規制の説明

作成基準

本財務報告書は、オーストラリア会計基準（AAS）、およびオーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書、2001年会社法、ならびに国際会計基準審議会（IASB）が公表した国際会計報告基準（IFRS）および解釈指針に準拠して営利目的企業により作成された一般目的の財務報告書（Tier 1）（会社法の定義に基づく）である。

当行は、2001年会社法に基づく報告主体であり、連結財務書類の作成を免除されていない。当行の財務書類は、オーストラリアの金融サービスの免許の要件に基づき、2001年会社法第7.8条の財務報告義務を充足する目的で作成されている。

当行は、ANZグループの最終的な親会社である。当行は、オーストラリアおよび海外の支店で実施される以下の業務により構成される。

- ・ リテールおよび商業業務
- ・ 法人業務
- ・ テクノロジー、サービス&オペレーションズおよびグループ・センター業務

当グループの連結財務諸表は、2019年度年次報告書の一部として<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>に掲載されており、登記上の事務所および主な事業地で同財務諸表の写しを入手することができる。

これらの財務書類は、当行の機能通貨であり表示通貨である豪ドルで表示されている。オーストラリア証券投資委員会（ASIC）の企業向け（財務書類／取締役会報告書における四捨五入）通達第2016/191号により認められているように、別段の記載がない限り、財務書類に記載されている金額は百万ドル未満を四捨五入している。

測定基準

本財務情報は、公正価値で表示されている以下の資産および負債を除き、取得原価法に基づき作成されている。

- ・ デリバティブ金融商品、また公正価値ヘッジの場合、公正価値調整は基礎となるヘッジ・エクスポージャーに対して行われる
- ・ 売買目的保有金融商品
- ・ 損益を通じて公正価値評価するものと指定されている金融資産および金融負債
- ・ 売却可能金融資産（2018年9月30日以前）
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（2018年10月1日以降の適用）

AASB第119号「従業員給付」に準拠して確定給付債務は予測単位積増方式を用いて測定される。

為替換算

取引および残高

外貨建て取引は、取引日現在の為替レートで当該機能通貨へ換算される。報告日において、外貨建て金融資産および負債は、当該日のスポット・レートで機能通貨である豪ドルへ換算される。為替換算損益は、発生した期間の損益に含まれる。

損益を通じて公正価値で測定される非貨幣性項目の換算差額は、公正価値評価損益の一部として表示される。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される投資有価証券に分類された非貨幣性項目（2018年10月1日以降の適用）および売却可能金融資産に分類された非貨幣性項目（2018年9月20日以前の適用）の換算差額は、資本の部の売却可能資産再評価差額金に含まれる。

重要な判断および見積り

会計方針を適用する際に、経営陣は数多くの判断を下し、過去および将来の事象に関する見積りおよび仮定を適用している。財務書類にとって重要であると考え重要な判断および見積りに関するさらに詳しい情報は、関連する財務書類注記に含まれている。

当期に採用された会計基準

AASB第9号「金融商品」（「AASB第9号」）

当行は、2018年10月1日付でAASB第9号を適用した（公正価値で測定するものとして指定した金融負債に関連する「自己信用」要件を除く。当行は当該要件を2013年10月1日付で早期適用した）。また、当行はAASB第2017-6号「オーストラリア会計基準の改訂一負の補償を伴う期限前償還要素」（「AASB第2017-6号」）を2018年10月1日付で早期適用することを選択した。AASB第9号は、マクロ・ヘッジ会計に関する国際会計基準審議会の継続中のプロジェクトが完了するまで、AASB第139号「ヘッジ会計」要件を引き続き会計方針として適用するという選択肢を与えており、当行は当年度にこの選択肢を採用した。

AASB第9号およびAASB第2017-6号は、金融資産の減損、金融資産および金融負債の分類および測定ならびに一般ヘッジ会計に関する新しい規定を定めている。主要な新要件の詳細は、後述する注記の金融資産および金融負債の項目で概説されており、2018年10月1日時点での本基準適用による移行の影響の調整計算は注記31に示されている。

AASB第15号「顧客との契約から生じる収益」（「AASB第15号」）

当行は2018年10月1日よりAASB第15号を適用し、その結果、会計方針に変更があった。この基準は、契約で確約している履行義務を識別し、契約における取引価格をこれらの履行義務で配分することを求めている。各履行義務の充足時に収益が認識される。当該基準はまた、企業が本人として活動しているか、代理人として活動しているかについてのガイダンスを提供しており、これは総額ベースまたは純額ベースでの収益の表示に影響を及ぼすものである。AASB第15号の移行規定に従って、当行は全面的な遡及的移行アプローチを採用した。このアプローチに基づき、当基準の初度適用時の累積的影響は2017年10月1日現在の期首剰余金の調整として認識され、2018年度の報告期間の比較情報は修正再表示されている。

AASB第15号の適用の結果、次の会計方針の変更があった。

- ・ トレイル・コミッション収益の認識：従来、長期にわたり認識されていたトレイル・コミッション収益は、将来の期間に収益の戻入れを求められる可能性が低い場合、対象商品を当行が最初に顧客に販売した時点で認識されるようになった。
この会計方針の変更の結果、2017年10月1日現在の期首残高で、その他資産が32百万ドル、繰延税金負債が10百万ドル、利益剰余金が22百万ドル増加し、従来AASB第118号「収益」（「AASB第118号」）の下では認識されなかったが、AASB第15号の下で即時認識の対象となる収益が認識された。この変更は、比較対象期間の当期利益にも、1株当たり利益にも影響を与えなかった。
- ・ 表示：特定のクレジットカード顧客ロイヤルティ費用およびその他の費用は、当行が本人として（代理人としてではなく）行動していると判定された場合には、営業費用として表示される。従来、これらの費用はその他営業収入の控除として表示されていた。また、クレジットカードのマーケティング活動に関連してカード運営業者から受けとる特定のインセンティブは、当行が本人として（代理人としてではなく）行動していると判定された場合には、営業収入として表示される。従来、これらのインセンティブは営業費用の控除として表示されていた。

AASB第15号の下でのこれらの費用の表示によりその他営業収入と営業費用は、2018年度にそれぞれ146百万ドル増加した。この変更は、比較対象期間の当期利益にも、1株当たり利益にも影響を与えなかった。

早期適用されなかった会計基準

数多くの新たな基準、基準の修正、解釈指針が公表されているが、2019年9月30日終了年度の財務書類において適用義務はなく、当行による本財務書類の作成において適用はされていない。これらの会計基準の詳細は以下に記載されている。

一般ヘッジ会計

AASB第9号は、金融リスクおよび非金融リスクをヘッジする際に行われるリスク管理業務により整合した新しいヘッジ会計の要件を導入している。

AASB第9号は、当行に対して、マクロ・ヘッジ会計に関する国際会計基準審議会の継続中のプロジェクトが完了するまで、AASB第139号「ヘッジ会計」要件を引き続き会計方針として適用するという選択肢を与えている。現時点において、当行は、AASB第139号のヘッジ会計の要件を適用している。

AASB第16号「リース」（「AASB第16号」）

AASB第16号は、2019年10月1日より当行に適用され、従来の基準であるAASB第117号「リース」（「AASB第117号」）から置き換わる。AASB第16号は、主に従来オペレーティング・リースに分類されていた当行の不動産およびテクノロジー関連のリースに影響を及ぼす。AASB第117号の下では、オペレーティング・リースは貸借対照表に認識されず、賃借料がリース期間にわたって費用計上されていた。

AASB第16号の下では、借手は単一の会計モデルに基づき、すべてのリース（少額資産および短期のリースを除く）を貸借対照表に認識しなければならない。その結果、当行は対象リース資産をリース期間にわたって使用する権利を使用権（「ROU」）資産として認識し、リース料の支払義務をリース負債として認識することになる。損益計算書において、当行はROU資産に関する減価償却費とリース負債に対する支払利息を認識することになる。結果として、リース期間にわたって費用が一定であった従前の基準に対して、リース費用はリース期間の早期に多くなり、リース期間の後期で少なくなる。リース期間にわたっての累積費用は変化しない。

当行は修正遡及移行アプローチを適用する予定であり、これによって、当初リース負債は移行日現在の残存リース料の現在価値に基づいて認識される。金額の大きな特定の商業用およびリテール用のリースについて認識された当初ROU資産は、AASB第16号が当該リースに常に適用されていたと仮定して測定される。他のすべてのリースについては、当初ROU資産は当初リース負債と同額で測定される。この移行アプローチに基づき、当行は負債の増加22億ドルおよび資産の増加21億ドルを認識することを見込んでいる。この結果、2019年10月1日現在で、期首剰余金が66百万ドル減少し、繰延税金資産が37百万ドル増加すると見込まれる。過年度の比較情報の修正再表示は行われない。

AASB第16号の適用の際、経営陣は、リース期間の決定、割引率およびリースを含む取決めの識別を含む、一定の判断を行うことが求められる。これらの見積りは、当行が2020年度上半期に当基準の適用を完了する際に、より具体的になる可能性がある。

AASB第17号「保険契約」（AASB第17号）

AASB第17号の最終版は2017年7月に公表されたが、2021年10月1日まで当行には適用されない。これは、AASB第4号「保険契約」、AASB第1023号「一般保険契約」、AASB第1038号「生命保険契約」を差し替える。AASB第17号は、保険契約の認識、測定、表示、開示に関する原則を定めている。

AASB第17号に基づく測定、表示、開示要件は、現行の会計基準と大きく異なる。保険契約について認識される利益は全体的には変わらないが、収益認識の時期が変わる見込みである。

AASB第17号が当行に重要な影響を及ぼすことは見込まれていない。

AASB解釈指針第23号「法人所得税の処理に関する不確実性」（「解釈指針第23号」）

2017年7月、AASBは解釈指針第23号「法人所得税の処理に関する不確実性」を発行した。この解釈指針は、法人税の処理に関して不確実性がある場合の、IAS第12号「法人所得税」における認識および測定の要件の適用を明確化している。

解釈指針第23号は、2019年10月1日より当行に適用されるが、当行に重要な影響を及ぼすことは見込まれていない。

概念フレームワークの改訂

2019年6月、AASBは財務報告の概念フレームワークを改訂した。新しいフレームワークには、資産および負債の認識および認識中止のための最新の定義と判定規準が含まれている。さらに、改訂概念フレームワークでは、測定の基礎を選択する際に考慮する要素を含む、測定に関する新しい概念が導入されている。この改訂概念フレームワークは、2020年10月1日より当行に適用されるが、当行にとって重要な影響があるとは見込まれていない。

金利指標改革

LIBORのような銀行間金利（「IBOR」）は、世界の金融市場にとってデリバティブ、貸付金および有価証券の重要な参照金利である。IBORの利率の透明性や流動性についての懸念に対応して、世界中のいくつかの法域における規制当局がIBORを段階的に廃止し、置き換えるための指標金利の開発に大きな進展を示している。これらのプロジェクトは総称して「IBOR改革」と呼ばれている。国際会計基準審議会（「IASB」）も、ヘッジ会計、貸付金の条件緩和、公正価値の手法および開示を含む、金融商品会計の要素への影響が見込まれるIBOR改革が財務報告に及ぼす影響を検討している。

IASBのプロジェクトは、次の2つのフェーズに分けられている。フェーズ1は、置換え前の問題（IBORの置換え前期間の財務報告に影響する論点）を取り扱い、フェーズ2は、置換えの論点（既存のIBORが置換え時の財務報告に影響する論点）を取り扱う。

2019年9月、IASBは最終基準書である「金利指標改革―IFRS第9号、IAS第39号およびIFRS第7号の修正」を発行した。この基準書は「指標金利の置換え前の論点」に焦点を当て、IAS第39号およびIFRS第9号の下での特定のヘッジ会計の要件に特例を設け、金利指標は金利指標改革の結果により変更されないという仮定の下で、企業がこれらのヘッジ会計の要件を適用することを可能にしている。2019年10月、AASBはこれらの修正をAASB第2019-3号「オーストラリア会計基準の修正―金利指標改革」で採択した。

当行は、この新基準は適用後にヘッジ会計の要件に関連する一定の救済をもたらすと予測しているが、2019年9月期の報告目的では、以下の観点からヘッジ会計が適用された既存のヘッジ関係のポートフォリオを検討した。

- ・ IBORからの移行方法と時期を巡って重要な不確実性が存在すること
- ・ 資本市場において金融商品の値付けにIBORの適用と依存が継続していること

上記の要因の結果、当行は影響を受ける可能性があるヘッジ関係について、ヘッジ会計が適用されているヘッジ関係は引き続き適切であると結論した。

当行は、2020年10月1日より適用されるこの新基準について早期適用を検討している。

2. 営業収入

	2019年	2018年 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)	
純利息収益		
受取利息の金融資産の種類別の内訳		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		
投資有価証券/売却可能資産	1,329	1,232
償却原価で測定される金融資産	22,349	21,520
売買目的有価証券	627	881
受取利息—外部	24,305	23,633
受取利息—被支配法人	3,294	3,387
受取利息	27,599	27,020
支払利息の金融負債の種類別の内訳		
償却原価で測定される金融負債	(13,191)	(12,148)
空売り有価証券	(104)	(239)
損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	(81)	(69)
支払利息—外部	(13,376)	(12,456)
支払利息—被支配法人	(3,713)	(3,763)
支払利息	(17,089)	(16,219)
大手銀行税	(363)	(355)
純利息収益	10,147	10,446
その他営業収入		
i) 受取手数料		
貸付手数料	546	597
非貸付手数料	2,241	2,189
コミッション	76	57
資産運用収入	25	(80)
受取手数料—外部	2,888	2,763
受取手数料—被支配法人	905	1,279
受取手数料	3,793	4,042
支払手数料	(999)	(904)
受取手数料（純額）	2,794	3,138
ii) その他収入		
為替差益およびその他金融商品による収益（純額） ⁽²⁾	896	1,178
被支配法人から受領した配当金 ⁽³⁾	873	4,773
投資の売却による（利益）/損失	69	246
富裕層オーストラリア（AWA）への投資の評価減 ⁽³⁾	-	(597)
ANZシェア・インベストメントの評価減	(147)	-
持分証券に係る受取配当金	28	28
その他	40	(1)
その他収入 ⁽⁴⁾	1,759	5,627
その他営業収入	4,553	8,765
保険事業収入純額	7	18
関連会社投資の持分（損失）/利益	(1)	(1)
営業収入⁽⁵⁾	14,706	19,228

- (1) AASB第15号の適用時に、当行が以前には相殺していた一定の項目は組替えられ、営業収入と営業費用に総額で表示されるようになった。そのため比較情報は修正再表示されており、これにより営業収入総額は146百万ドル増加した。
- (2) 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために用いられているが、会計上のヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値の変動（実現および未実現の利息を除く）、キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分、損益を通じて公正価値測定するものとして指定された金融資産および負債の公正価値の変動を含む。
- (3) 2018年度に、当行はAWAより582百万ドルの配当金を受領し、AWAへの投資評価額を引き下げた。この影響は、損益計算書に純額で表示されている。
- (4) その他収入合計は、天津銀行からの外部受取配当金27百万ドル（2018年度：27百万ドル）を含む。
- (5) 2019年度における顧客救済費用226百万ドル（2018年度：310百万ドル）を含む。

認識および測定**純利息収益****受取利息および費用**

売買目的保有、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産（2018年10月1日以降の適用）、および売却可能金融資産（2019年9月30日以前の適用）、または損益を通じて公正価値測定評価に指定されているものなど、すべての金融商品の受取利息および費用は、純利益収益として認識する。当行は、償却原価で保有する資産について実効金利法を用いて償却原価を計算する。実効金利とは、将来の見積り現金受取額または支払額を金融商品の予想残存期間（適切な場合にはより短期間）にわたって、金融資産または負債の正味帳簿価額まで割り引く金利である。期限前返済の対象となる資産については、特定の資産ポートフォリオの過去の返済状況に基づいて予想残存期間が決定されるが、その際には契約条件および期限前返済の実態を勘案している。

金融商品の不可欠な部分である手数料および費用（例えばローン・オリジネーション手数料および費用）は、実効金利法を用いて認識される。これは、基礎となる金融商品が金融資産であるか、金融負債であるかに応じて、受取利息または支払利息の一部として表示されている。

大手銀行税

2017年大手銀行税法（「銀行税」または「大手銀行税」）は、当行の特定の負債に対し0.06%で課税する。当行は、当該銀行税は当行の資金調達コストを示しており、この363百万ドル（2018年度：355百万ドル）を純利息収益の一部として含めることを決定した。

その他営業収入**手数料およびコミッション収益**

当行は、顧客との契約から発生する手数料およびコミッション収益を、（a）履行義務が1報告期間を超える期間にわたって充足される場合には期間の経過に従って、または（b）履行義務が直ちにもしくは1報告期間内に充足される場合にはある一時点で認識している。

- 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され受取利息に含まれている手数料を除く。貸付手数料には、特定の貸付またはコミットメント手数料（当該貸付または保証が利用しない可能性が高い場合）、およびその他の手数料で原貸付商品とは別個に認識される区分可能な商品またはサービスの顧客への提供に関するもの（その他のANZ商品に関する便益を提供する年間パッケージ手数料を含む）が含まれている。
- 非貸付手数料には、預金およびクレジットカード口座に伴う手数料、インターチェンジ・フィーならびに外国送金などの特定の顧客取引に対する手数料が含まれる。当行が顧客に複数の商品またはサービスを同一の契約に基づいて提供する場合、当行は当該契約の取引価格を、各履行義務の独立販売価格の比率に基づいて個別の履行義務に配分する。収益は、各履行義務の充足時に認識される。
- コミッションは、ANZが代理人として行動する場合の第三者からの手数料を表すもので、この場合は第三者（保険のプロバイダー等）が顧客に商品およびサービスを提供するよう手配する。このような場合、ANZは顧客に原商品またはサービスを提供する主たる責任を負わない。当行が第三者に代わって代理人として行動している際に資金を回収する場合、当行は留保するコミッション純額のみを収益として認識する。コミッションが、当行の支配の及ばない要因によって変動する場合（例えば、トレイル・コミッション）、将来の期間に変動する金額の重大な戻入れが必要とはならない可能性が高い場合にのみ、収益が認識される。
- 資産運用収入は、投資助言の提供に対して顧客から得る手数料、ならびに投資ファンドに提供する資産運用サービスおよび助言に対する手数料を表す。収益は、投資助言が提供された時点、または資産運用サービスが提供された期間にわたって認識される。資産運用業務に伴うパフォーマンス・フィーは、当該パフォーマンス水準の達成の可能性が高くなった場合にのみ、認識される。

為替差益およびその他金融商品による純収益

当行では、以下の為替差益およびその他金融商品による純収益を認識する。

- 貨幣性項目の決済による換算差額および貨幣性項目を当初認識時または前期の財務報告で使用されたものと異なるレートで換算したことにより生ずる換算差額
- 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために用いられているが、会計上のヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値の変動（実現および未実現の利息を除く）

認識および測定

- ・ 公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、純投資ヘッジの非有効部分
- ・ ヘッジ対象の売却または返済の直後において、公正価値ヘッジのヘッジ対象の公正価値調整の未償却額およびキャッシュフロー・ヘッジの指定に関連して資本の部に累計された金額
- ・ 損益を通じて公正価値評価するものとして指定された、もしくは売買保有目的の金融資産および金融負債の公正価値の変動
- ・ 売却可能資産（「AFS」）の売却時にAFS再評価差額金から振り戻される金額（2018年9月30日以前の適用）
- ・ FVOCIに分類された負債性金融商品の売却時に、FVOCI準備金から振り戻される金額（2018年10月1日以降適用）
- ・ 償却原価で測定される金融資産または金融負債の認識中止時の利益または損失

被支配法人から受領した配当金

受取配当金は支払いを受ける権利が確定したときに収益として計上される。

非金融資産の処分損益

資産の処分に伴う損益は、資産の帳簿価額と処分費用控除後の売却額との差額である。これは、重大なリスクおよび経済価値が買い手に移転した事業年度においてその他の収益項目として計上される。

関連会社投資の持分利益

関連会社の会計処理には持分法が適用されている。持分法では、関連会社の税引後損益に対する当行の持分が損益計算書および包括利益計算書に計上される。

保険事業からの純収益

以下を認識する。

- ・ 販売した保険契約の期間にわたってリスクの顕在化に関して推定されるパターンの評価に基づいて認識される受取保険料（支払再保険料控除後の純額）。この評価は、定期的の実施され、最新のリスクの顕在化パターンに従って更新される。
- ・ 契約条件に基づいた保険契約者に対する負債の確定時、および将来の保険金請求について保険数理上の仮定を通じて発生主義で認識される再保険金相殺後の保険金請求額

3. 営業費用

	2019年	2018年 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)	
人件費		
給与および関連費用 ⁽²⁾	3,141	3,233
年金費用	252	258
その他 ⁽²⁾	161	163
人件費	3,554	3,654
土地建物		
賃借料	383	395
その他	268	264
土地建物	651	659
技術費（人件費を除く）		
減価償却費および償却費 ⁽³⁾	639	922
ライセンス費用および外注サービス費	477	457
その他	185	204
技術費（人件費を除く）	1,301	1,583
組織再編	56	210
その他		
広告・広報費	188	160
専門家報酬 ⁽²⁾	482	497
運送料、文房具、郵便および通信	173	179
ロイヤルコミッション、法務費用	15	55
その他 ⁽²⁾	1,364	1,270
その他の費用	2,222	2,161
営業費用⁽²⁾	7,784	8,267

(1) AASB第15号の適用時に、当行が以前には相殺していた一定の項目は組替えが行われ、営業収入と営業費用に総額で表示されるようになった。そのため比較情報は修正再表示されており、これにより2018年度の営業費用総額は146百万ドル増加した。

(2) 2019年度における顧客救済費用380百万ドル（2018年度：255百万ドル）を含む。

(3) 2018年においては、加速償却費用240百万ドルが計上されている。

認識および測定**営業費用**

営業費用は、一定期間にわたり当行にサービスが提供される都度認識されるが、その際に資産が消費されるか負債が発生する。

給与および関連費用―年次休暇、長期勤続休暇、その他従業員給付

賃金給与、年次休暇、その他の従業員給付で、従業員の勤務の提供から12か月以内に支払または決済が予想される場合は、当行が負債の決済時に支払が見込まれる報酬率を用いた名目額で測定される。

長期勤続休暇に関する従業員受給権は、数理計算を用いて計上される。これには、職員の退職、休暇の利用、将来の昇給に関する仮定を含む。その結果は、報告日時点の市場利回りをを用いて割り引かれる。市場利回りは、将来の予想キャッシュ・アウトフローと密接に対応する残存期間を有する高格付けの社債の混合金利より決定される。

短期現金賞与の支給が見込まれる場合、当行が当該額を支払う現在の法的債務、または推定的債務（従業員が過去に提供した勤務の結果）を有しており、当該債務について信頼性のある測定が可能な場合に負債が認識される。

また人件費には、現金または株式で決済可能な株式報酬も含まれる。付与日において株式決済型報酬の公正価値が計算され、その後権利確定期間にわたって償却される。これに対応して株式資本、もしくは該当する場合には株式オプション準備金が増加する。公正価値を見積もる際には、株価に関する条件など、市場権利確定条件を考慮に入れる。勤続条件などの市場以外の権利確定条件は、費用に含める株式の数を調整することで考慮される。

株式報酬を付与した後、従業員の退職、重大な不正行為による失職または解雇通知により当該報酬規定に定められていた最低勤続期間を満たせない場合など、市場以外の権利確定条件が満たされない場合は、費用として認識された金額は戻し入れられる。ただし、市場に基づく条件が満たされないとの理由から権利確定しない場合、当該費用は戻し入れない。

当年度および前年度に当行が運営する株式報酬制度に関するさらに詳しい情報は、注記27「従業員持株およびオプション制度」に記載されている。

4. 法人税

法人税費用

損益に計上された法人税費用と税引前利益に対する法人税費用との調整

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
税引前利益	6,208	10,332
計算上の法人税費用（税率30%）	1,862	3,100
永久差異に係る税効果：		
上海農村商業銀行（「SRCB」）の売却	-	(84)
不要となった未払法人税	(8)	(39)
負債性金融商品に係る損金算入不能利息	81	67
海外税率差異	(40)	(6)
請求可能および益金不算入配当金	(262)	(1,606)
配当金の送金に課される外国税引当金	34	28
富裕層オーストラリアの売却調整額	74	354
その他	39	13
小計	1,780	1,827
過年度の法人税計上超過額	(19)	(19)
法人税	1,761	1,808
当期税金費用	1,901	2,037
過年度の税金に関して当年度に認識された調整	(19)	(19)
一時差異の発生および解消に関する繰延税金費用/（還付）	(121)	(210)
法人税	1,761	1,808
オーストラリア	1,583	1,695
海外	178	113
法人税	1,761	1,808
実効税率	28.4%	17.5%

連結納税

当行およびオーストラリアを所在地とする当行の完全所有法人はすべて、オーストラリア税法に基づく連結納税グループの一員である。当行は、連結納税グループの筆頭企業である。連結納税グループのメンバーの法人税費用/収益および一時差異から生ずる繰延税金負債／資産は、各メンバーの個別財務諸表において、「グループ割当」ベースで認識される。連結納税グループの当期の税金負債および資産は、当行が（連結納税グループの筆頭企業として）認識する。

連結納税グループ内の法人間の納税資金調達契約に基づき、当行および連結納税グループの他のメンバー間での税拋出額に関する既支払額または未払計上額が、当行および連結納税グループの各メンバーにより支払債務または受取債権として認識されている。

連結納税グループのメンバーは、税分担契約も締結している。これは、筆頭企業が法人税支払債務を履行できなかった場合の法人間での法人税債務の割当を規定している。

未認識繰延税金資産および負債

（収益勘定における）未使用の税務上の欠損金に関連する未認識繰延税金資産は、合計で6百万ドルである（2018年度：0ドル）。発生し得る追加の外国税額（海外支店の利益剰余金は本国に全額送金されるものと仮定）に関連する未認識繰延税金負債は、合計13百万ドルである（2018年度：10百万ドル）。

認識および測定**法人税費用**

法人税費用は、当年度の税金と繰り延べられた税金の両方が含まれており、収益と費用に関する会計上と税務処理上の（課税所得）の差異について調整された会計上の利益に基づいている。税金費用は損益に認識されるが、資本およびその他の包括利益において直接認識される項目に限り、それぞれ資本またはその他の包括利益において直接認識する。

当期税金費用

当期税金は、当年度の課税所得につき支払う予定税額であり、報告日において制定済みの税率（および税法）に基づいている。当期税金は、未払額（または還付可能額）について、負債（または資産）が計上される。

繰延税金資産および負債

繰延税金は、貸借対照表方式を用いて会計処理される。繰延税金は、会計上の利益が必ずしも課税所得と一致しないことから生じる。このために一時差異が生じるが、通常は、一定期間で解消する。解消するまでは、貸借対照表に繰延税金資産または負債が計上される。繰延税金は、報告日までに制定済みまたは実質的に制定されている税率（および税法）に基づき、資産が実現される期、または負債が決済される期に適用が予想される税率を用いて測定される。

当期税金および繰延税金資産ならびに負債は、以下の場合についてのみ相殺する。

- ・ 同一税務当局により課された法人税に関係する場合。
- ・ 法的な権利を有し、純額で決済する意思がある場合。
- ・ 該当する管轄の税法で認められている場合。

重要な判断および見積り

不確実な税務上のポジションについて、引当金を決定する際に判断が求められる。当行では、事業活動を行っている各国で該当する法律を理解し、必要に応じて独立した助言を求め、それらに基づき税金負債を見積もる。

5. 配当金

普通株式配当

配当金は、決定され次第、財務書類に計上される。したがって、当会計年度について発表された最終配当金は、翌会計年度の計上および支払となる。

配当金	全体に占める 割合	1株当たりの 金額	配当金合計 (百万ドル)
2018会計年度			
2017年度最終配当金支払額		80.0セント	2,350
2018年度中間配当金支払額		80.0セント	2,317
ボーナス・オプション制度調整			(82)
2018年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,585
現金	91.5%		4,193
配当金再投資制度	8.5%		392
2018年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,585
2019会計年度			
2018年度最終配当金支払額		80.0セント	2,295
2019年度中間配当金支払額		80.0セント	2,267
ボーナス・オプション制度調整			(81)
2019年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,481
現金	90.4%		4,049
配当金再投資制度	9.6%		432
2019年9月30日に終了した事業年度の配当金支払額			4,481

発表済みで年度終了後に支払われる配当金	支払日	1株当たりの 金額	配当金合計 (百万ドル)
2019年度最終配当金（オーストラリアの税金について税率70%で一部フランキング済み、ニュージーランドのインピュテーション方式の税額控除対象は1株当たり9ニュージーランド・セント）	2019年 12月18日	80.0セント	2,268

配当金再投資制度およびボーナス・オプション制度

当行の配当金再投資制度（DRP）に基づいて、適格株主は、配当受領権をANZの普通株式に再投資することができる。適格株主は、ボーナス・オプション制度（BOP）に基づき、配当受領権を放棄し、代わりにANZの普通株式を受領することができる。2019年度最終配当金のDRPへの参加分は市場での株式購入、BOPへの参加分はANZ普通株式の発行によって履行される。DRPおよびBOPの価格に割引は適用されない。

DRPおよびBOPに関して当行が発行、購入した株式の詳細については、注記21「株主資本」を参照のこと。

配当に関するフランキング勘定

	通貨	2019年	2018年
		(百万ドル)	
30%の税率で利用可能なオーストラリアのフランキング・クレジット	AUD	35	97
ニュージーランドのインピュテーション方式の税額控除 (オーストラリアにおける配当金についても加味し得るが、かかる 控除はニュージーランド居住者株主のみに用いることができる)	NZD	4,068	3,868

上記の額は、以下により調整された当事業年度末現在におけるオーストラリアのフランキング勘定を表す。

- ・ 未払法人税の納付によって生じる当事業年度末現在のフランキング・クレジット
- ・ 配当金の受取り/支払いによって生じるフランキング・クレジット/フランキング・デビット。これは、当事業年度末現在の未収還付税/未払法人税として認識された。

2019年度の最終配当案では、2019年9月30日現在で利用可能なフランキング・クレジットの残高35百万ドルのすべてを利用する予定である。2020年の事業年度では、2019年9月30日以降に分割納付を行うことにより、2019年度の最終配当をすべてフランキング対象とするために十分なフランキング・クレジットが生じることとなる。将来の配当金についてのフランキングの範囲は、多くの要因（オーストラリアにおいて課税対象となる、当行の収益水準を含む）に左右される。

配当金支払いに係る制限

以下に該当する場合、ANZ普通株式の配当金の支払い前に、APRAの書面による承認が必要である。

- ・ 配当金の支払いが、関連する事業年度における当行の税引後利益（この税引後利益の算出にあたり、高順位の資本性金融商品に対する支払配当金を考慮）を上回る場合
- ・ 当グループの普通株式等Tier 1 資本比率が、APRAが規定する資本バッファの範囲内になる場合

当行のANZキャピタルノートまたはANZ資本証券について、支払予定日に配当金、分配金が支払われなかった場合、ANZ普通株式の配当金の支払決議または支払いを制限される可能性がある（ただし、様々な例外も認められている）。

6. セグメント報告

当行の財務書類では、営業セグメントの開示は表示されていない。当行のセグメントに関して部門別に集計された情報は、当行の最高意思決定者（CODM）である最高経営責任者に定期的に提出される情報ではない。

当グループの営業セグメントの詳細については、ANZグループ2019年度年次報告書<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>の注記7「セグメント報告」に記載されている。

金融資産

以下に、当行が後述の注記での開示に関連している金融資産を分類および測定している方法を概説する。

分類および測定

金融資産 — 全般

AASB第9号においては、金融資産に関して、償却原価による測定、損益を通じた公正価値による測定（「FVTPL」）、その他の包括利益を通じた公正価値による測定（「FVOCI」）の3つの分類がある。

金融資産は、以下の2つの基準に基づいて、これらの測定分類に分類される。

- ・ 金融資産の管理におけるビジネスモデル
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュフローの特性（具体的には、契約上のキャッシュフローが元本および利息の支払のみを表しているかどうか）

金融資産の分類は結果として以下のとおりになる。

- ・ 償却原価による測定：元本および利息の支払のみで構成される契約上のキャッシュフローを有する金融資産で、それらのキャッシュフローを回収することを目的とするビジネスモデルに保有されている。
- ・ FVOCI：元本および利息の支払のみで構成される契約上のキャッシュフローを有する金融資産で、それらのキャッシュフローを回収または資産を売却することを目的とするビジネスモデルに保有されている。
- ・ FVTPL：上記の区分に該当しないその他の金融資産はFVTPLで測定される。

金融資産の公正価値オプション

金融資産をFVTPLで測定するものとして指定することによって、指定しない場合に発生するであろう会計上の mismatches を消去または大幅に低減する場合、金融資産をFVTPLで測定するものとして取消不能の指定することができる。

7. 現金および現金同等物

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
硬貨、紙幣および銀行預金	934	912
3か月未満売戻条件付買入証券	24,939	27,631
中央銀行預け金	24,218	32,009
3か月未満のANZの未収決済残高	27,858	19,675
現金および現金同等物	77,949	80,227

8. 売買目的有価証券

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
政府債	22,993	21,545
社債および金融機関債	4,995	4,302
持分証券およびその他証券	6,229	3,672
売買目的有価証券	34,217	29,519

認識および測定

売買目的有価証券は、以下のいずれかの金融商品である。

- ・ 主に短期での売却を目的として取得する。
- ・ 短期での利益確定を目的に運用するポートフォリオの一部として保有する。

売買目的有価証券の取得および売却は、取引日に計上される。

- ・ 当初は、損益を通じた公正価値で測定する。
- ・ その後、貸借対照表において公正価値で測定され、再評価損益は損益に認識される。

重要な判断および見積り

売買目的有価証券の公正価値の測定において、市場相場価格ではなく評価技法を用いる場合は、その適用の際に判断が求められる。詳細については、注記16「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

9. デリバティブ金融商品

	2019年		2018年	
	資産	負債	資産	負債
公正価値	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
デリバティブ金融商品—売買目的保有	113,369	(114,413)	62,813	(63,177)
デリバティブ金融商品—ヘッジ関係に指定	3,175	(2,927)	1,635	(2,461)
デリバティブ金融商品	116,544	(117,340)	64,448	(65,638)

特徴

デリバティブ金融商品は、以下のような契約である。

- ・ その価値を、契約において定められた基礎となる価格インデックス（またはその他の変数）から求める。場合によっては、複数の変数から価値を求める。
- ・ 当初の純投資をほとんど、あるいはまったく必要とされない。
- ・ 将来の期日に決済される。

契約の価値の変動を引き起こす、基礎変数の価格変動は、デリバティブの公正価値に反映される。

目的

当行のデリバティブ金融商品は、以下のように分類される。

売買目的	以下を目的として保有されるデリバティブ： ・ 顧客のリスク管理ニーズに応じるため。 ・ 当行で会計上のヘッジ関係に指定されていないリスクを管理するため（貸借対照表管理）。 ・ 価格またはマージンの短期変動から利益を得るために、マーケット・メイキング活動およびポジショニング活動を遂行するため。
ヘッジ関係に指定	以下に関連して、原ポジションの変動に対応させることによって、純損益の変動を最小限に抑えるために会計上のヘッジ関係に指定されるデリバティブ： ・ 当行の金利リスク、通貨リスクへのエクスポージャーのヘッジ。 ・ トレーディング以外のポジションに関連したその他のエクスポージャーのヘッジ。

種類

当行は、4種類の異なるデリバティブ金融商品を提供し、利用する。

先渡	将来の一定の日に、想定元本債務について受渡しされる利率または為替レートを定めた契約。
先物	取引所で取引される契約であり、当事者が取引日に合意した価格で資産を将来売買することを合意する契約で、当該将来日において当該資産の物理的な引渡しは行われずに、純額での現金決済が行われる。
スワップ	当事者二者が一連のキャッシュフローを他のキャッシュフローと交換する契約。
オプション	契約の買い手が、資産または商品を一定価格で将来日に購入（コール・オプション）または売却（プット・オプション）する権利（義務ではない）を有する契約。買い手がオプションを行使した場合に、売り手はこれに応じて、当該資産または商品を売却または購入する取引を履行する義務を負う。

管理対象リスク

当行は、次の市場要素の変動を管理するために、上記の商品を提供し、利用する。

外国為替	実勢または所定の為替レートで換算される通貨。
金利	貸付金、預金または借入金に適用される固定金利または変動金利。
コモディティ	ソフト・コモディティ（すなわち、小麦、コーヒー、ココア、砂糖等の農産物）およびハード・コモディティ（すなわち、金、石油およびガス等の鉱産物）。
クレジット	取引相手のデフォルト・リスク。

デリバティブ金融商品一売買目的保有

当行のデリバティブ金融商品の大半は、売買目的で保有されている。売買目的保有デリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

	2019年		2018年	
	資産	負債	資産	負債
公正価値	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
金利契約				
金利先渡契約	80	(84)	6	(7)
先物契約	32	(99)	48	(31)
スワップ契約	82,258	(81,074)	32,873	(33,510)
買建オプション	1,451	-	780	-
売建オプション	-	(2,317)	-	(1,408)
合計	83,821	(83,574)	33,707	(34,956)
外国為替契約				
直物および先渡契約	13,723	(13,599)	14,057	(13,221)
スワップ契約	13,591	(15,151)	12,276	(11,609)
買建オプション	394	-	461	-
売建オプション	-	(501)	-	(649)
合計	27,708	(29,251)	26,794	(25,479)
コモディティ契約	1,806	(1,555)	2,258	(2,684)
クレジット・デフォルト・スワップ				
買建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	16	-	22	-
その他買建クレジット・デリバティブ	4	(10)	8	(29)
買建クレジット・デリバティブ	20	(10)	30	(29)
売建ストラクチャード・クレジット・デリバティブ	-	(19)	-	(26)
その他売建クレジット・デリバティブ	14	(4)	24	(3)
売建クレジット・デリバティブ	14	(23)	24	(29)
合計	34	(33)	54	(58)
デリバティブ金融商品一売買目的保有	113,369	(114,413)	62,813	(63,177)

デリバティブ金融商品－ヘッジ関係に指定

当行が使用する会計上のヘッジ関係は3種類である。

	公正価値ヘッジ	キャッシュフロー・ヘッジ	純投資ヘッジ
ヘッジの目的	金利または外国為替の変動から生じる、認識済み資産または負債もしくは未認識の確定契約の公正価値変動に対する、当行のエクスポージャーをヘッジすること。	金利、外国為替およびその他の価格の変動から生じる、認識済み資産もしくは負債、確定契約または実行される可能性が高い予定取引のキャッシュフローの可変性をヘッジすること。	当行の外国事業の当該事業の機能通貨から豪ドルへ換算する際に生じる為替レートの差に対する当行のエクスポージャーをヘッジすること。
ヘッジの有効部分の認識	以下のものは、損益に同時に認識される。 - ヘッジ対象リスクに関連する原項目の公正価値変動の全額、および - デリバティブの公正価値変動額。	キャッシュフロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動の有効部分は、キャッシュフロー・ヘッジ準備金に認識される。	ヘッジ手段の公正価値変動の有効部分は、為替換算調整勘定で認識される。
ヘッジの非有効部分の認識	その他営業収入で直ちに認識される。		
ヘッジ手段の期限が到来した場合、または売却、解約もしくは行使された場合、またはヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合	ヘッジ対象を純損益で認識する際に、関連する未償却の公正価値調整が純損益で認識される。これは、ヘッジ対象が満期までの期間にわたって実効利回りの一部として純損益で償却される場合には、その期間にわたり発生する。	ヘッジ対象が純損益で認識される場合に限り、以前に繰り延べられたキャッシュフロー・ヘッジ準備金が純損益に振替えられる。	為替換算調整勘定で繰り延べられる金額は資本の部で留保され、当該外国事業を売却または部分売却した場合にのみ、純損益に振り替えられる。
ヘッジ対象が売却または返済された場合	未償却の公正価値調整は、直ちに純損益で認識される。	資本の部に累積された金額は、直ちに純損益に振り替えられる。	資本の部で認識された損益またはその該当する比例部分は、外国事業の処分時または部分的な処分時に、純損益に振り替えられる。

注記1で概説したように、ANZは、マクロ・ヘッジ会計に関する国際会計基準審議会の継続中のプロジェクトが完了するまで、AASB第139号「ヘッジ会計」要件を引き続き適用している。ただし、2019年度以降、AASB第7号「金融商品：開示」（「AASB第7号」）に基づいて、以下に表示されているヘッジに関する新たな開示が義務付けられている。2018年度のデリバティブ情報の表示は、修正されていない。

ヘッジ関係に指定されたデリバティブ金融商品の公正価値は、以下のとおりである。

名目金額	2019年		2018年	
	資産	負債	資産	負債
	(単位：百万ドル)			
公正価値ヘッジ				
外国為替スワップ契約	21	1	-	-
外国為替直物および先渡契約	581	-	(9)	1
金利スワップ契約	84,195	1,752	(2,479)	1,211
金利先物契約	3,139	-	(27)	47
キャッシュフロー・ヘッジ				
金利スワップ契約	49,409	1,347	(311)	330
外国為替スワップ契約	2,934	75	(91)	44
外国為替直物および先渡契約	159	-	(1)	1
純投資ヘッジ				
外国為替直物および先渡契約	540	-	(9)	-
デリバティブ金融商品—ヘッジ関係に指定	140,978	3,175	(2,927)	1,635
				(2,461)

当行が2019年9月30日現在で保有するヘッジ手段の名目金額の満期の状況は以下のとおりである。

名目金額		平均 レート	3 か月 未満	3 か月か ら12か月	1 年から 5 年	5 年超	合計
				(単位：百万ドル)			
公正価値ヘッジ							
金利	金利	1.97%	3,195	14,463	48,727	20,949	87,334
外国為替	HKD/AUD為替レート	5.38	602	-	-	-	602
キャッシュフロー・ヘッジ							
金利	金利	2.10%	596	7,429	39,630	1,754	49,409
外国為替 ⁽¹⁾	AUD/USD為替レート	0.72	40	120	1,652	1,281	3,093
	USD/EUR為替レート	0.91					
純投資ヘッジ							
外国為替	TWD/AUD為替レート	21.41	111	429	-	-	540

(1) 外国為替リスクのヘッジは、複数の通貨ペアを対象としている。この表は金額の大きい通貨ペアのみを反映している。

当行の指定されたヘッジ関係の、ヘッジ関係の種類別およびヘッジ対象リスク別の非有効性の影響は、以下のとおりである。

	非有効性			キャッシュ フロー・ヘッジ 準備金またはFCTR から損益に再分類 された金額
	ヘッジ手段の 価値の変動	ヘッジ対象の 価値の変動	損益で認識 されたヘッジ の非有効性	
	(単位：百万ドル)			
公正価値ヘッジ⁽¹⁾				
金利	158	(155)	3	-
外国為替	(36)	36	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ⁽¹⁾				
金利	850	(840)	10	1
外国為替	20	(20)	-	2
純投資ヘッジ⁽¹⁾				
外国為替	(35)	35	-	-

(1) ヘッジ手段はすべてデリバティブ金融商品である。

認識されたヘッジの非有効性は、その他営業収入に分類されている。包括利益計算書での再分類調整は、純利息収益で認識されている。

2019年9月30日現在の当行の公正価値ヘッジに関連したヘッジ対象は以下のとおりである。

			帳簿価額		ヘッジ対象に対する公正 価値ヘッジ調整累積額	
			資産	負債	資産	負債
貸借対照表上の 表示			ヘッジ対象 リスク		(単位：百万ドル)	
固定金利貸付金および前 渡金	正味貸付金 および前渡金	金利	1,242	-	12	-
固定金利発行済社債	発行済社債	金利	-	(49,928)	-	(1,412)
固定金利投資有価証券 (FVOCI) ⁽¹⁾	投資有価証券	金利	41,362	-	1,662	-
FVOCIで測定される持分証 券 ⁽¹⁾	投資有価証券	外国為替	581	-	52	-
合計			43,185	(49,928)	1,726	(1,412)

(1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品および資本性金融商品は、ヘッジ資産が公正価値で測定されていることから、帳簿価額に公正価値ヘッジ調整が含まれていない。ヘッジ関係に関する会計処理の結果、ヘッジ調整はその他の包括利益から損益計算書に振り替えられた。

中止されたヘッジ関係に関連する貸借対照表に留保された公正価値調整の累積金額は、5百万ドルである。

2019年9月30日現在の当行のキャッシュフロー・ヘッジおよび純投資ヘッジに関連したヘッジ対象は以下のとおりである。

		キャッシュフロー・ヘッジ準備金		為替換算調整勘定	
		継続ヘッジ	非継続ヘッジ	継続ヘッジ	非継続ヘッジ
ヘッジ対象リスク		(単位：百万ドル)			
キャッシュフロー・ヘッジ					
変動金利貸付金および前渡金	金利	1,252	33	-	-
変動金利顧客預金	金利	(274)	(24)	-	-
外貨建て発行済社債	外国為替	14	-	-	-
外貨建て投資有価証券	外国為替	6	-	-	-
発生する可能性の高い予想取引	外国為替	3	-	-	-
純投資ヘッジ					
海外事業	外国為替	-	-	36	(149)

以下の表は、リスクの種類ごとにキャッシュフロー・ヘッジ準備金の調整の詳細を表示している。

	金利	外貨	合計
	(単位：百万ドル)		
2018年10月1日現在残高	106	-	106
公正価値利益	840	20	860
損益計算書への振替	1	2	3
法人税他	(257)	(5)	(262)
2019年9月30日現在残高	690	17	707

海外事業への純投資のヘッジの結果、当年度中に為替換算調整勘定は35百万ドル減少した。当年度中に、FCTRから損益計算書への再分類はなかった。

2018年度の開示

ヘッジ会計関係に指定されたデリバティブ金融商品から発生し、純損益で認識された影響額は、以下のとおりである。

	ヘッジ会計の種類	2018年 (単位：百万ドル)
その他営業収入に認識された利益/ (損失)		
ヘッジ対象	公正価値	934
ヘッジ手段	公正価値	(949)
ヘッジ手段の非有効部分	キャッシュフロー	13

認識および測定	
認識	当初および各報告日に、デリバティブは公正価値で認識される。デリバティブの公正価値が正の値の場合、当該デリバティブは資産として計上され、公正価値が負の値の場合は、負債として計上される。 評価調整は、デリバティブの公正価値を決定する上で不可欠なものである。評価調整には、以下が含まれる。 ・ 取引相手リスクおよび/またはデフォルト事由を反映するための、信用評価調整(CVA) ・ デリバティブ・ポートフォリオにおける資金調達のコストと利益を考慮する資金調達評価調整(FVA)
資産および負債の認識の中止	デリバティブ資産は、契約が満了するか、所有に係るリスクおよび経済価値のほとんどすべてを移転した際に、貸借対照表から除外される。デリバティブ負債は、当行の契約上の義務が免除、取消または満了した際に、当行の貸借対照表から除外される。
損益計算書への影響	デリバティブ金融商品に係る損益が認識される方法は、当該デリバティブが売買目的で保有されているか、それともヘッジ関係に指定されているかに左右される。売買目的で保有するデリバティブ金融商品について、公正価値の変動による利益または損失は、損益で認識される。 ヘッジ関係に指定された商品について、利益または損失の認識は、ヘッジ対象の内容に左右される。ヘッジの種類別の純損益の取扱いについては、24ページ（訳注：原文のページ番号である。）の表を参照のこと。 ヘッジの非有効部分は、ベース・リスクおよびヘッジ対象とヘッジ手段の間の割引方法の差異から発生する場合がある。ヘッジ手段は翌日物インデックス・スワップのディスカウント・カーブを使用して割り引かれており、この方法はヘッジ対象には適用されない。
ヘッジの有効性	ヘッジ会計として適格であるためには、ヘッジの有効性が高いと見込まれなければならない。ヘッジは、次の条件を満たした場合にのみ、有効性が高いとされる。 ・ ヘッジが指定される期間中に、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値またはキャッシュフローの変動の相殺において高い有効性が見込まれる（期待有効性） ・ ヘッジの実際の結果が80%から125%の範囲内である（事後有効性） 当行は、定期的にヘッジの有効性を監視しており、少なくとも各報告日現在において監視を行っている。

重要な判断および見積り

デリバティブの公正価値測定に使用する評価技法の選定の際には判断が必要とされ、特に容易に観察できない評価インプットの選定、および特定のデリバティブに対する評価調整を適用する際に判断が求められる。詳細については、注記16「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

10. 投資有価証券

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される投資有価証券		
－負債証券	67,400	-
－持分証券	1,168	-
償却原価で測定される投資有価証券		
－負債証券 ⁽¹⁾	4,787	-
売却可能資産		
－負債証券	-	63,644
－持分証券	-	1,084
合計	73,355	64,728

(1) 予想信用損失引当金の1百万ドルを含む。

	3か月 未満	3か月か ら12か月	1年から 5年	5年超	満期なし	合計
2019年投資有価証券			(単位：百万ドル)			
政府債	6,582	13,049	22,632	11,368	-	53,631
社債および金融機関債	1,024	1,883	13,385	351	-	16,643
その他の有価証券	-	-	183	1,730	-	1,913
持分証券	-	-	-	-	1,168	1,168
合計	7,606	14,932	36,200	13,449	1,168	73,355
2018年売却可能資産			(単位：百万ドル)			
政府債	5,725	6,729	24,455	11,569	-	48,478
社債および金融機関債	850	2,221	10,364	-	-	13,435
その他の有価証券	-	-	159	1,572	-	1,731
持分証券	-	-	-	-	1,084	1,084
合計	6,575	8,950	34,978	13,141	1,084	64,728

当事業年度中、当行は従来資本の部で繰り延べられていた利益のリサイクリングにより、投資有価証券（2018年10月1日以降の適用）および売却可能資産（2018年9月30日以前の適用）に関連して26百万ドル（2018年度：70百万ドル）の純利益（税引前）を、その他営業収入に認識した。

FVOCI測定に分類された持分証券／AFS持分証券の帳簿価額は1,168百万ドル（2018年度：1,084百万ドル）であった。これには、当行の天津銀行（「BoT」）への投資1,106百万ドル（2018年度：1,025百万ドル）が含まれている。

認識および測定**2018年10月1日以降に適用の会計方針**

投資有価証券は、売買以外の目的で保有される有価証券形式の金融資産である（すなわち、譲渡可能な負債性金融商品または資本性金融商品）。例外として、当行の顧客貸付業務を円滑にするために使用されている為替手形（有価証券／譲渡可能商品の一形態）は、契約内容をよりの確に反映するため（投資有価証券よりも）貸付金および前渡金に分類されている。

トレーディング目的以外の資本性金融商品は、商品毎にFVOCIで測定するものとして指定することができる。この選択がなされる場合、当該投資の利益または損失は、売却時にその他の包括利益から純損益へ再分類されない。ただし、利益または損失は、資本の部の中で再分類することができる。

投資有価証券として開示された資産は、20ページ（訳注：原文のページ番号である。）の当行の金融資産に関する開示の冒頭で概説されている金融資産の分類および測定についての一般方針の適用を受ける。また、「投資有価証券－償却原価で測定される負債証券」および「投資有価証券－包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券」に伴う予想信用損失は、注記12に概説されている会計方針に従って認識および測定される。「投資有価証券－その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券」について、予想信用損失引当金は資本の部のFVOCI準備金に計上され、対応する費用は損益で認識される。

2018年9月30日以前に適用の会計方針

売却可能（「AFS」）資産は、デリバティブ以外の金融資産で構成されており、これらは売買を主な保有目的としていないことからAFSに指定されている。AFS資産には、株式と債券の両方が含まれている。AFS資産は当初、公正価値および取引費用の合計額で計上され、少なくとも年に2回再評価される。再評価の際に、公正価値の変動は、純損益に直接認識される項目である債券利息、受取配当金、債券に係る為替換算および減損費用を除き、資本の部の売却可能資産再評価差額金に含められる。

資産売却時の売却可能資産再評価差額金における損益累計額は、純損益で認識される。

各報告日現在において、AFS資産の減損の有無が評価される。債券の減損評価においては、当該資産の見積キャッシュフローに悪影響を及ぼす事象の発生に関する評価が行われる。持分証券については、大幅または長期にわたり原価を下回るような公正価値の下落について評価される。

AFS資産が減損している場合、当該資産に関連する損失累計額は、売却可能資産再評価差額金から振り替えられる。そして当該振替額は以下のように純損益で認識される。

- ・ 負債性金融商品については、貸倒引当金繰入額として
- ・ 資本性金融商品については、その他営業収入のマイナス金額として

債券のその後の減損の戻し入れは、貸倒引当金繰入額を通じて純損益に認識される。しかし、持分証券については減損の戻し入れは行わない。以前に減損認識された持分証券の価値が回復部分について、当該利益は資本の部に直接認識される。

重要な判断および見積り

評価に市場相場価格が使用されない資産の公正価値測定に使用する評価技法の選定の際には判断が必要とされるが、特に容易に観察できない評価インプットの選定の際にその判断が求められる。詳細については、注記16「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。

11. 正味貸付金および前渡金

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
貸越	6,265	6,047
クレジットカード	7,788	8,379
手形融資	6,159	6,861
ターム・ローン－住宅	265,810	273,908
ターム・ローン－住宅以外	199,659	180,965
その他	1,454	1,494
小計	487,135	477,654
前受収益	(144)	(165)
資産計上された仲介手数料/モーゲージ実行手数料	585	710
貸付金および前渡金の総額（売却目的保有に分類される資産を含む）	487,576	478,199
予想信用損失引当金（注記12参照） ^{(1)、(2)}	(2,921)	(2,348)
正味貸付金および前渡金	484,655	475,851
契約上の満期までの残存期間：		
1年以内	83,848	76,744
1年超	400,807	399,107
正味貸付金および前渡金	484,655	475,851
貸借対照表計上基準：		
償却原価	483,858	475,850
損益を通じた公正価値評価（当初認識時に指定）	797	1
正味貸付金および前渡金	484,655	475,851

- (1) 2018年10月1日付のAASB第9号の適用時に、当行は一括評価引当金を583百万ドル増加させた。比較情報は修正再表示されていない。詳細は、注記1および注記31を参照のこと。
- (2) 2018年9月30日現在の帳簿外の信用関連コミットメントに起因した信用減損に係る個別および一括評価引当金432百万ドルは当期の表示との比較可能性を高めるために、償却原価で測定される正味貸付金および前渡金から、その他の引当金に再分類された。

認識および測定

貸付金および前渡金は、固定された、または確定可能な支払額を伴う非デリバティブ金融資産であり、活発な市場での相場価格がなく、当行が顧客に直接的に、または第三者チャネルを通じて提供する与信枠である。

貸付金および前渡金は、当初公正価値に貸付金または前渡金の実行に直接起因する取引費用を加算した額で計上される。これらの取引費用は、主として仲介手数料／モーゲージ実行手数料であり、貸付金の見積り貸付期間にわたり償却される。貸付金および前渡金は、その後は、実効金利法を使用した償却原価から貸倒引当金を控除した額で測定されるか、あるいは当初認識時に損益を通じて公正価値評価するものとして個別に指定された場合もしくは売買目的保有の場合に公正価値で測定される。

リース資産契約および購入権付リース契約は、資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済価値を顧客または当行の関係者でない第三者に移転する場合にファイナンス・リースとして分類される。これらのファシリティは、上表では「その他」に含まれている。

当行は、貸借対照表上で認識されている金融資産を譲渡する取引を行う。当行が譲渡資産のリスクと経済価値の実質的にすべてを留保している場合、当該譲渡された資産は当行の貸借対照表に引き続き計上されるが、実質的にすべてのリスクと経済価値が移転された場合には、当行は当該資産の認識を中止する。

リスクと経済価値が部分的に留保され、当該資産に対する支配を喪失した場合には、当行は当該資産の認識を中止する。当該資産に対する支配を喪失していない場合、当行は継続関与の範囲で当該資産の認識を継続する。

譲渡において権利と義務が留保、または発生した場合、権利と義務は内容に応じて資産および負債として別々に認識される。

2018年10月1日以降、正味貸付金および前渡金として開示された資産は、20ページ（訳注：原文のページ番号である。）の当行の金融資産に関する開示の冒頭で概説されている金融資産の分類および測定についての一般方針の適用を受ける。また、正味貸付金および前渡金に伴う予想信用損失は、注記12に概説されている会計方針に従って認識および測定される。

12. 予想信用損失引当金

予想信用損失引当金

注記1および注記31で記述したように、当行は、2018年10月1日付けでAASB第9号を適用した。その結果、金融資産の減損の測定について予想信用損失（「ECL」）モデルが適用され、当年度の信用損失の情報についての表示が変更された。比較情報は修正再表示されていない。

次の表は、当年度中のECL引当金（売却目的保有に再分類された資産のECL引当金を含む）の増減を表示している。

正味貸付金および前渡金—償却原価で測定

ECL引当金は正味貸付金および前渡金に含まれている。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月1日現在	729	1,199	308	695	2,931
ステージ間の移動	139	(270)	(90)	221	-
新規および増額した引当金 （戻入控除後）	(136)	246	143	995	1,248
戻入				(331)	(331)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）				(953)	(953)
為替換算およびその他の増減 ⁽¹⁾	14	6		6	26
2019年9月30日現在	746	1,181	361	633	2,921

(1) 個別評価ECL引当金に係る割引のアンワインドの影響を含む。

予想信用損失の増減は、対応する総額残高の増減と一致している。

投資有価証券—償却原価で測定される負債証券

ECL引当金は投資有価証券に含まれている。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月1日現在	1	-	-	-	1
ステージ間遷移	-	-	-	-	-
新規および増加した引当金 （戻入控除後）	-	-	-	-	-
戻入	-	-	-	-	-
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
為替換算およびその他の増減	-	-	-	-	-
2019年9月30日現在	1	-	-	-	1

投資有価証券－FVOCIで測定される負債証券

ECL引当金は、公正価値で評価した帳簿価額を変動させるものではない。その代わりに、ECL引当金はその他の包括利益（「OCI」）に認識されており、対応する費用は純損益で認識される。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価 (単位：百万ドル)	個別評価	
2018年10月 1 日現在	4	-	-	-	4
ステージ間の移動	-	-	-	-	-
新規および増加した引当金 （戻入控除後）	1	-	-	-	1
戻入	-	-	-	-	-
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
為替換算およびその他の増減	-	-	-	-	-
2019年 9 月30日現在	5	-	-	-	5

帳簿外のコミットメント－未実行および条件付与信枠

ECL引当金は引当金に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価 (単位：百万ドル)	個別評価	
2018年10月 1 日現在	408	141	8	18	575
ステージ間の移動	21	(23)	1	1	-
新規および増加した引当金 （戻入控除後）	(33)	7	5	-	(21)
戻入	-	-	-	(1)	(1)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
外貨換算およびその他の増減	9	1	-	(6)	4
2019年 9 月30日現在	405	126	14	12	557

AASB第139号に従った貸倒引当金の2018年の開示

以下の開示はAASB第 9 号の適用を反映しておらず、従来のAASB第139号の要件に基づいて作成されている。

	2018年	
	正味貸付金 および前渡金	帳簿外の信用 関連コミット メント (単位：百万ドル)
貸倒引当金		
個別引当金		
期首残高	887	16
新規および増加した引当金	1,175	12
戻入	(337)	-
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	(1,031)	-
その他 ⁽¹⁾	1	(10)
個別引当金合計	695	18
一般引当金		
期首残高	1,625	434
損益への繰入額/（戻入額）	14	(27)
その他 ⁽²⁾	14	7
一般引当金合計	1,653	414
貸倒引当金合計	2,348	432

- (1) 個別引当金のその他には、2018年のアジアリテールおよび富裕層事業の売却完了による影響を含む。これには、為替レートの変動の調整および個別引当金に係る割引のアンワインドが含まれている。
- (2) 一般引当金のその他には、アジアリテールおよび富裕層事業の売却完了による影響および為替レートの変動調整が含まれている。

貸倒引当金繰入―損益計算書

AASB第9号に基づいた貸倒引当金繰入/(戻入)の内訳

	2019年 (単位：百万ドル)
新規および増加した引当金（戻入控除後） ⁽¹⁾	
―一括評価	11
―個別評価	1,217
戻入	(332)
償却債権回収額	(182)
貸倒引当金繰入合計	714

(1) 一括評価および個別評価間の振替の影響を含む。

2019年9月30日に終了した期間に償却されたが、引き続き回収対象となる金融資産の契約上の残高は141百万ドルである。

2018年度のAASB第139号に基づいた貸倒引当金繰入/(戻入)の内訳

以下の開示はAASB第9号の適用を反映しておらず、従来のAASB第139号の要件に基づいて作成されている。

	2018年 (単位：百万ドル)
新規および増加した個別引当金 ⁽¹⁾	1,187
戻入	(337)
償却債権回収額	(208)
個別評価貸倒引当金への繰入額	642
一括評価貸倒引当金への繰入額/(戻入額)	(13)
貸倒引当金繰入額	629

認識および測定**2018年10月1日以降に適用の会計方針****予想信用損失モデル**

予想信用損失の測定は、一連のシナリオを評価して、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予想を考慮に入れる偏りのない確率加重予想を反映する。

予想信用損失は、以下の3段階のアプローチに基づいて、組成以来の信用の悪化に従って、12か月間または当該金融資産の全期間に対して測定される。

- ・ ステージ1：金融資産の組成時において、また組成以降信用リスクの著しい増大（「SICR」）がない場合、報告日から12か月以内に起こりうるデフォルト事象から発生する予想信用損失を反映して、12か月分のECLに相当する引当金が認識される。満期までの残存期間が12か月未満の金融商品については、予想信用損失は、満期までの残りの期間にわたって起こりうるデフォルト事象に基づいて見積もられる。
- ・ ステージ2：組成以降信用リスクが著しく増大している場合、金融商品の予想残存期間にわたって起こりうるすべてのデフォルト事象から発生する予想信用損失を反映して、残存期間のECLに相当する引当金が認識される。その後の期間に、信用リスクの状況が改善され、組成以降の信用リスクの増大が著しいものとはみなされなくなった場合、当該エクスポージャーはステージ1の区分に戻され、12か月間のECLが適用される。
- ・ ステージ3：減損の客観的証拠が存在する場合、全期間のECLに相当する引当金が認識される。

ステージ1およびステージ2のエクスポージャーについては、予想信用損失は集合的に見積もられ、ステージ3に移動した場合に集合的または個別に見積もられる。

予想信用損失の測定

ECLは、与信枠レベルで以下の信用リスク要因から算出したものを、貨幣の時間的価値を組み込んで割り引いたものである。

- ・ デフォルト確率（「PD」）－借り手が所与の期間にデフォルトする確率の見積り
- ・ デフォルト時エクスポージャー（「EAD」）－元本および利息の返済、与信枠からの追加的な借入の実行ならびに経過利息を考慮に入れた、デフォルト時での予想貸借対照表エクスポージャー
- ・ デフォルト時損失率（「LGD」）－借り手のデフォルトの際の予想損失で、直接的および間接的な回収費用も考慮に入れられ、当該与信枠のEADに対する割合で表される。

これらの信用リスク要因は、マクロ経済的変数の使用を通じて、現在の情報および将来情報に関して調整される。

予想存続期間

ステージ2およびステージ3のエクスポージャーのECLを見積もる際に、当行は信用リスクに晒されると予想される全期間を考慮する。

リテール以外のポートフォリオに関して、当行はリボルビング以外の与信枠について最長契約期間を予想全期間として使用している。法人向け与信枠等、リテール以外のリボルビング与信枠の予想全期間には、契約で合意された年次審査の一環として、当行が与信枠を取り消す当行の契約上の権利を、適用される通知期間を考慮して反映する。

リテールのポートフォリオに関して、予想全期間は予想される期限前返済および重大な条件緩和を考慮した行動パターンを使用して決定される。

デフォルト、信用減損および償却の定義

予想信用損失の測定に使用されるデフォルトの定義は、全ポートフォリオにわたって、内部信用リスク管理目的に使用される定義に一致させている。この定義はまた、規制上のデフォルトの定義にも沿っている。デフォルトは、債務者が当行に対する契約上の支払義務を完全に履行する可能性が低いことを示す兆候がある、またはエクスポージャーが延滞90日となった場合に発生する。

金融資産（担保が十分な金融資産を含む）は、デフォルトした場合、財務報告目的上は信用減損が発生しているとみなされる。

回収の現実的な可能性がない場合、貸付金は、当行の内部プロセスが完了し、合理的に予想されたすべての回収時に、関連する貸倒引当金を充当して償却される。その後の期間における償却債権回収額は、損益計算書の貸倒引当金繰入額から控除される。

認識および測定**条件緩和金融資産**

信用または商業上の理由から、金融資産の条件が変更された、あるいは既存の金融資産が新しい金融資産に置き換えられた場合、既存の金融資産に対する大幅な条件変更とみなされるかを判定するための評価が行われる。この評価では、変更後の条件から発生するキャッシュフローの変化に加え、元本金額（与信限度額）、期間、原担保の変更など、商品全体のリスク・プロファイルの変化の両方が検討される。大幅な条件変更とみなされない場合、既存の金融商品の認識中止は行われず、信用リスクの著しい増大（「SICR」）の判定には引き続き組成日が使用される。大幅な条件変更とみなされる場合、既存の金融商品の認識は中止され、条件変更日に新しい金融資産が公正価値で認識され、当該条件変更日がこの新しい資産のSICRの判定に使用される組成日となる。

信用リスクの著しい増大（「SICR」）

ステージ2の資産は、組成以降、信用リスクの著しい増大（「SICR」）があった資産である。SICRの構成要素の決定にあたり、当行は定性的情報と定量的情報の両方を考慮する。

i. 内部信用格付等級

ポートフォリオの大部分に関してSICRの主な指標は、組成以降の与信枠に関する内部格付等級の著しい悪化であり閾値を適用して測定される。

リテール以外のポートフォリオに関して、SICRは報告日時点で与信枠に適用される顧客信用格付（「CCR」）と、当該与信枠の組成時のCCRを比較して判定される。CCRは、借り手のデフォルト確率を反映して各借り手に割り当てられ、将来予測的な情報を含む、借り手固有の情報および借り手以外の固有の情報の両方が組み込まれる。CCRは最低限1年に1度、または顧客の信用リスクに影響を及ぼすおそれのある事象が発生した場合にはそれよりも頻繁に、見直しの対象となる。

リテールのポートフォリオに関して、SICRは各与信枠の報告日時点でのシナリオ加重された全期間にわたるデフォルト確率と、組成時でシナリオ加重された全期間にわたるデフォルト確率を比較して判定される。シナリオ加重された全期間にわたるデフォルト確率は、以下の場合に著しい増大となる。

- ・ 経済見通しの悪化、または経済の不透明性が高まった場合
- ・ 顧客の全体としての信用状態、または支払義務の管理能力の低下があった場合

ii. 安全策基準

当行は、リテール以外とリテールのポートフォリオの両方について、30日延滞を安全策基準として使用している。リテール・ポートフォリオに関してのみ、ステージ1への復帰前に、3か月から6か月間の良好な支払実績を示すことが要求される。

将来予測的な情報

当行は、金融資産で当初認識以降に信用リスクの著しい増大が生じたか否かの評価と、ECLの見積りの両方に将来予測的な情報を組み込んでいる。ECLの見積りにおいて将来予測的な情報を適用する際に、当行は以下の4つの確率加重予想経済シナリオを検討する。

i. ベースケースシナリオ

ベースケースシナリオは、ANZの見解での、最も可能性の高い将来のマクロ経済状況である。このシナリオは、戦略計画および予算策定に使用された経営陣の仮定を反映し、ANZが3年の計画期間で戦略計画および資本計画に適用するプロセスであるANZの自己資本充実度評価プロセス（「ICAAP」）における情報としても利用される。

ii. アップサイドシナリオおよびiiiダウンスайдシナリオ

アップサイドシナリオおよびダウンスайдシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定され（すなわち、これらは貸借対照表日現在の実勢経済状況に基づくのではない）、長期的計画期間にわたるより楽観的（アップサイドシナリオの場合）またはより悲観的（ダウンスайдシナリオの場合）な経済事象および不確実性の組合わせに基づく。

iv. 深刻なダウンスайдシナリオ

深刻なダウンスайдシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定され、より可能性が低い、非常に困難な経済状況の潜在的に深刻な影響を考慮に入れる。このシナリオは、発生確率が25年に1度の景気後退事象のマクロ経済状況を反映する。

これらの4つのシナリオは、ポートフォリオおよび借り手の国別に、PD、LGDおよびEADのモデル（ECLモデルと総称）に使用されるマクロ経済変数の観点で記述される。これらの変数の例は、失業率、GDP成長率、住宅価格指数、商業用不動産価格指数、消費者物価指数などである。

認識および測定

各シナリオの確率加重は、ベースケースシナリオを取り巻くリスクおよび不確実性、ならびに必要な場合には個別のポートフォリオに対する検討事項を考慮して経営陣によって決定される。

グループ資産負債委員会（「GALCO」）はベースケース予測シナリオの見直しおよび承認を担当し、信用および市場リスク委員会（「CMRC」）は、シナリオに適用される確率加重を承認する。

該当する場合、モデル化プロセスにおいて既知または予想されるリスクが適切に対処されていない状況を考慮するための一時的な調整が行われる。CMRCは、このような調整を承認する責任を負っている。

ECLの感応度

以下の表は、アップサイドシナリオとダウンサイドシナリオの両方に100%の加重が適用され、他のモデルにおける仮定を不変としたシナリオでの、当行のECL引当金に対する影響を示している。

	ECL合計（単位：百万ドル）	影響（単位：百万ドル）
	（百万ドル）	
100%アップサイドシナリオ	1,956	(878)
100%ダウンサイドシナリオ	4,501	1,668

2018年10月1日より前に適用の会計方針

当行は、貸付金および前渡金について2種類の貸倒引当金を計上している。

- ・ 減損していると評価された重要な資産に対する個別引当金
- ・ 集合的に減損が評価される類似した資産のポートフォリオに対する一般引当金

各々についての会計上の取扱いの詳細は、以下のとおりである。

	個別	一般
評価	貸付金および前渡金に特定の基準値を超えた減損が発生し、減損事象が識別された場合、個別に貸倒引当金の必要性が評価される。	損失が発生している可能性があるが特定には至っていない少額の貸付金および前渡金、ならびに個別に重要であるが減損が発生しているとは評価されていない貸付金および前渡金を考慮して、当行はこれらを類似した信用リスク特性を持つ資産プールで集合的に評価している。
減損	元金または利息を回収できない可能性がある旨の客観的な証拠がある場合（すなわち、損失事由が発生している）、貸付金および前渡金は減損していると評価される。	引当金額は、それぞれの一般プールに含まれる資産と類似する信用リスク特性を持つ資産に関する過去の損失実績を基準に見積られる。過去の損失実績は、経済状態の変化、ポートフォリオに内在する大規模な損失集中リスクの影響および景気サイクルの評価等の、最新の観察可能データに基づいて調整される。
測定	減損損失は、資産の帳簿価額と、当該資産の当初実効金利を使用して割り引かれた見積将来キャッシュフローの現在価値との差額として測定される。測定結果は、減損が識別された期間の費用として純損益に計上され、相殺する引当金を通じて対応する貸付金および前渡金の帳簿価額の減額が認識される。	
回収不能額	貸付金または前渡金が回収不能（部分的または全額）となった場合、その残高（および関連する貸倒引当金）は償却される。 当行では、無担保のリテール与信額を、180日延滞となるか、顧客の破産または類似するような貸付金または前渡金の法的な返済義務の免除のいずれか早い時点で償却している。担保付与信額については、担保物件の現金化により回収可能と算定される手取金控除後で償却される。	
償却済債権の回収	以前に償却した貸付金および前渡金から何らかのキャッシュフローの回収があった場合、当該回収は、キャッシュフローを受け取った期間の純損益で認識される。	
簿外金額	貸付コミットメント等の簿外項目については、個別および一般の両方に基準で減損が検討される。	

重要な判断および見積り 2018年10月1日以降の適用 貸付金および前渡金の予想信用損失引当金を見積もる際に、当行は以下の事項に関連して経営陣の判断を適用する。	
	重要な判断項目
信用リスクの著しい増大（「SICR」）がいつ発生したかの判定	ECLの測定にあたり、貸付金の当初認識以降に信用リスクの著しい増大（「SICR」）があり、その結果として当該金融資産が「ステージ1」から「ステージ2」に移動するかを判定するための規則を設定する際に判断が伴う。ステージ1からステージ2への移動は、ECLの算出を翌12か月間のデフォルト確率に基づいた引当金から全期間にわたる予想信用損失引当金に増加するため、主要な判断領域である。ステージ2からステージ1への移動に伴う信用リスクの減少も、同様にECL引当金の大幅な変動をもたらしうる。正確なトリガーポイントの設定には判断が必要とされ、この判断がECL引当金の金額に重大な影響を及ぼす場合がある。当行は、SICR判定基準の有効性を継続的に監視している。
12か月間と全期間の両方の信用損失の測定	ECLの算定に使用されるPD、LGDおよびEADの信用リスクパラメータは、経営陣によって決定された関連する将来予測的な情報を反映した一定時点での尺度である。どの将来予測的な情報の変数が、特定の貸付ポートフォリオに関連し、そして各ポートフォリオの一定時点での感応度の決定に関連するものかの判定には、判断を伴う。 また、ECLの測定に使用される与信枠の全期間を見積もるにあたり、行動パターン特性を適用する場合にも判断が必要とされる。他のすべての事項が変化しないと仮定した場合、予想行動パターンの期間が長くなるとECLの金額も増加する。
将来予測的なシナリオの見通し	当行による将来予測的な情報の変数の見通しは、「ベースケース」または、経営陣が社内で計画および予測目的で使用した最も可能性が高いシナリオから決定される。 2019年9月30日現在のベースシナリオについての主要経済要因の予想結果は次のとおりである。 オーストラリア 見通し期間にわたって、失業率は基本的に横ばいで、GDP成長は緩やかな改善が予測され、住宅用不動産価格は、下落期間があった後に向上すると予想される。商業用不動産価格は見通し期間にわたって小幅の低下が予想される。消費者物価指数上昇率は、現在の水準から加速すると予想される。 世界の他の国々 世界的な見通しの不透明性により、短期的にはGDP成長は減速が予測されている。インフレーションもまた、2020年までの見通し期間は低インフレが続くと見込まれる。
各シナリオの確率加重	各シナリオの確率加重は、ベースケースシナリオを取り巻くリスクおよび不確実性、ならびに必要な場合には個別のポートフォリオに対する検討事項を考慮して経営陣によって決定される。
経営陣による一時的な調整	ECL引当金に対する経営陣による一時的な調整は、当行が、既存のインプット、仮定およびモデル技法では、当行の貸付ポートフォリオに適合するすべてのリスク要因を捕捉できないと判断した状況について使用する調整である。当行の現在のパラメーター、リスク格付または将来予測的な情報に組み込まれていない、発生しつつある、地域的または世界的なマクロ経済、ミクロ経済または政治的事象、および自然災害は、こうした状況の例である。 経営陣による一時的な調整の使用は、認識されるECLの金額に影響を及ぼす場合がある。

重要な判断および見積り**2018年9月30日以前の適用**

貸付金および前渡金の減損を測定した際に、報告日現在における損失の範囲について経営者の判断が適用された。

個別	一括
重要な判断 ・ 見積将来キャッシュフロー ・ 顧客の事業見通し ・ 担保物件の実現可能価額 ・ 他の債権者に対する当グループの優先順位 ・ 顧客情報の信頼性 ・ 貸付金回収の予想費用と期間	・ 見積将来キャッシュフロー ・ 類似したリスク特性を持つ資産の過去の損失実績 ・ ポートフォリオに特有の大規模な集中による損失の影響 ・ 景気サイクルの評価
当行は、定期的に重要な判断を見直し、過去の損失実績を反映させるための更新を行った。	

金融負債

以下に、当行が後述の注記での開示に関連している金融負債を分類および測定している方法を概説する。

分類および測定**金融負債**

金融負債は、償却原価または、売買目的で保有される場合に損益を通じて公正価値で測定される。加えて、金融負債は以下の場合にFVTPLで測定されるものとして指定することができる。

- ・ この指定により、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチを解消または著しく減少させる場合。
- ・ 金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、公正価値で管理され、その実績が公正価値に基づいて評価される場合。
- ・ 金融負債が1以上の組込デリバティブを含む場合。ただし、以下の場合を除く。
 - a) その組込デリバティブが、それがなければ契約上求められていたはずのキャッシュフローを大幅に変更していない場合。
 - b) 組込デリバティブが、主契約となる金融負債と密接に関連している。

金融負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、企業自身の信用リスク変動に係る利益および損失は、その他の包括利益に含められるが、それにより、損益における会計上のミスマッチが生じるまたは拡大する場合を除く。AASB第9号基準の当該項目は、2013年10月1日より当行で早期適用された。

13. 預金およびその他の借入金

以下の表は、預金およびその他の借入金の合計額を種類別に示したものである。

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
譲渡性預金	34,952	41,867
定期預金	173,641	164,182
要求払い預金および短期預金	214,002	205,647
無利息預金	15,765	14,562
銀行からの預り金および買戻条件付契約により売却した有価証券	76,468	70,992
コマーシャル・ペーパー	9,413	14,742
預金およびその他の借入金	524,241	511,992
契約上の満期までの残存期間：		
- 決済期日まで1年以内	522,125	504,182
- 決済期日まで1年超	2,116	7,810
預金およびその他の借入金	524,241	511,992
貸借対照表計上基準：		
償却原価	524,220	511,937
損益を通じた公正価値評価（当初認識時に指定）	21	55
預金およびその他の借入金	524,241	511,992

認識および測定

預金およびその他の借入金の認識および測定は次のとおりである。

- ・ 当初認識時に損益を通じた公正価値評価に指定されていないものについては、償却原価で測定され、実効金利法を用いて支払利息を認識する。
- ・ 公正価値で管理され、会計上のミスマッチを低減もしくは解消する、または組込デリバティブを含むものは、損益を通じて公正価値評価するものとして指定する。

償却原価評価と公正価値評価の区分については、注記16「金融資産および金融負債の公正価値」を参照のこと。公正価値評価に指定された預金およびその他の借入金について、当行の自己信用リスクの変動に起因する公正価値損益は、利益剰余金のその他の包括利益で認識される。公正価値損益の残りの金額は、純損益に直接認識される。その他の包括利益で認識された金額は、その後に損益に再分類されることはない。

買戻条件付契約により売却した有価証券は、所有に係るリスクおよび経済価値が当行に留保されていることにより、当該金融資産を買い戻す負債を表しており、当行の貸借対照表に引き続き計上されている。売却価格と買戻価格の差額は、買戻条件付契約の期間にわたって認識され、損益計算書の支払利息に費用計上される。

14. 発行済社債

当行は、各種の資金調達プログラムを利用して優先債務（カバード・ボンドを含む）および劣後債務を発行している。優先債務と劣後債務の違いは、優先債務の保有者が当行の債務である劣後債務の保有者に対して優先権を有することである。当行の清算にあたって、劣後債務が返済されるのは、当行が預金者、その他の債権者および優先債務の保有者に対する返済を行った後となる。

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
優先債務	71,767	68,951
カバード・ボンド	16,826	14,221
非劣後債務合計	88,593	83,172
劣後債務		
- その他Tier1資本	7,838	7,461
- Tier2資本	8,415	7,993
劣後債務合計	16,253	15,454
発行済社債合計	104,846	98,626

発行済社債に関する詳細については、<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review> において入手可能なANZの2019年度年次報告書（注記15「発行済社債」）を参照のこと。

15. 財務リスク管理

リスク管理の枠組みおよびモデル

序論

顧客にバンキングおよびその他の金融サービスを提供する当行の事業において、金融商品の利用は必須である。これに伴う財務リスク（主に、信用、市場および流動性リスク）は、当行の主要な重大リスクの重要な部分を占めている。

当行に影響を及ぼすすべての主要な重大リスクの詳細および当行のリスク管理活動についての詳細情報は、<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review> にて入手可能なANZの2019年度年次報告書の取締役会報告書の当行のリスク管理に対するアプローチの項にて開示されている。

本注記では、当行の財務リスク管理の方針、プロセスおよび重要な財務リスクとの関連における定量的開示を詳述している。

主要な重大財務リスク	本リスクに適用される主要な項目
概要	リスク管理の枠組みの概要
信用リスク 以下の結果発生する財務的損失のリスク。 - 取引相手がその債務の履行を怠る。 - 取引相手の信用の質が悪化し、結果として財務的損失をもたらす。 信用リスクには、当行が、気候変動、法律、規制もしくは政府あるいは規制当局によって採用されるその他の政策の変化(カーボンプライシングおよび気候変動への適応もしくは軽減政策を含む)の変化から影響を受けるおそれのある当行の顧客への貸付に伴うリスクを取り入れている。	- 信用リスクの概要、管理および管理責任 - 信用リスクの最大エクスポージャー - 信用の質 - 信用リスクの集中 - 担保管理
市場リスク 以下により発生する当行の利益に対するリスク。 - 金利、為替レート、信用スプレッド、ボラティリティおよび相関の変動 - 債券価格、コモディティ価格または株価の変動	- 市場リスクの概要、管理および管理責任 - 市場リスクの測定 - トレーディングに起因する市場リスクおよびトレーディングに起因しない市場リスク - FVOCIで測定するものとして指定された持分証券（2018年10月1日以降に適用）および売却可能に分類される持分証券（2018年9月30日以前に適用） - 外国為替リスク—構造的エクスポージャー
流動性および資金調達リスク 当行が、期日到来時に、以下を含む支払義務を履行することができないリスク。 - 預金の払戻しまたは満期を迎えるホールセール債務 - 当行の増加資産に対する資金調達能力の不足	- 流動性リスクの概要、管理および管理責任 - 流動性リスクについての重要な測定分野 - 流動性リスクの結果 - 当行の負債の契約上の期日までの期間別分析

概要

リスク管理の枠組みの概要

この概要は、財務書類利用者が、AASB第7号「金融商品：開示」に基づいて義務付けられる財務上の開示内容を理解するための手助けとなることを目的としている。この概要は、<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review> にて入手可能なANZの2019年度年次報告書の取締役会報告書のリスク管理に対する当行のアプローチの項と併せて読まれるべきものである。

取締役会は、当行のリスク管理の枠組み（RMF）を確立し、監視する責任を負う。取締役会は、取締役会のリスク委員会（BRC）に、当行のリスク管理方針の策定およびその遵守を監視する権限を委譲している。BRCは、その活動を取締役に定期的に報告している。

取締役会は以下を含む、当行の戦略目的を承認する。

- ・ 当行が戦略目的および事業計画の追求において、受け入れる用意があるリスクの程度に関する取締役会の期待値を示したリスク選好度ステートメント（RAS）
- ・ 当行のリスクの管理戦略およびこの戦略を実施するRMFの主要な要素を記述した、リスク管理戦略（RMS）。これには、重大な各リスク、ならびにRMFがそれぞれのリスクに対処する方法の概要が、関連する方針、基準および手続きを参照して記述されている。また、当行が重大なリスクをどのように特定、測定、評価、監視、報告および管理または低減するかも含まれている。

当行は、研修ならびに管理基準および手続きを通じて、全従業員がその役割および義務を理解しており、規律があり信頼性の高い統制環境の維持を目指している。当行においては、リスクは各従業員が責任を担う。

当行は、以下の職務を担うチーフ・リスク・オフィサーが率いる独立したリスク管理機能部門を有している。

- ・ リスク・プロファイルおよびリスク管理の枠組みを監視する責任を負う
- ・ 当行のリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼす業務活動および決定に対して実効性のある異議を唱えることができる。
- ・ 懸念事項の適切な上申を可能にするために、独立したBRCへの報告経路を持つ。

当行の内部監査機能部門は、取締役会監査委員会（BAC）に直属している。内部監査は以下を行う。

- ・ リスク管理の枠組みへの遵守とリスク管理の枠組みの有効性を確保することを目的とした、当行のRMFの年次評価を独立した立場から行う。
- ・ リスク管理の枠組みの適切性、有効性および十分性を確保することを目的とした、3年ごとの包括的なレビューを実施する。
- ・ 日常業務の有効性の強化を目的として、枠組みおよび／または実務慣行を改善するための勧告を行う。

信用リスク

信用リスクの概要、管理および管理責任

顧客に対する信用供与は、当行の利益の主要源泉の一つである。この活動は主要リスクでもあるため、当行はその管理に多大な資源を振り向けている。当行は、多様な市場および多くの法域において、広範囲の貸出およびその他の活動に伴う信用リスクを負っている。信用リスクは伝統的な顧客への貸出に加えて、銀行間取引、トレジャリー、貿易金融および世界中の資本市場での活動からも生じる。

当行の信用リスク管理の枠組みは、取締役会により設定される信用リスク選好度の測定、監視および管理について、一貫性のある取組みが当行全体に適用されることを確実にしている。信用リスクの監視という職務を果たす際、取締役会は、BRCによる支援および助言を受ける。BRCは、以下を行う。

- ・ 信用リスク選好度および与信戦略の設定
- ・ 執行経営陣の裁量を超える与信取引の承認

当行は、エクスポージャーの種類全体にわたっての一貫性を確保し、報告および分析目的で一貫性のある枠組みを提供するために、信用リスクを内部格付システム（統一測定基準）を通じて定量化している。このシステムでは、顧客エクスポージャーについて次の項目を測定するためにモデルおよびその他のツールが使用される。

デフォルト確率（PD）	顧客の借入金の元利払いおよび返済能力に対する当行の評価を反映した顧客の信用格付け（CCR）で表される。
デフォルト時エクスポージャー（EAD）	元本および利息の返済、予想される与信枠からの追加的な借入の実行ならびに経過利息を考慮に入れた、デフォルト時での予想貸借対照表エクスポージャー
デフォルト時損失率（LGD）	AからGまでの担保指標（SI）で表される。SIは、顧客のデフォルト時に当行が現金化することができる担保で貸付金がカバーされている割合を参照して計算される。AからGまでの指標は、預金額やソブリン支援等の要素を取り扱う一連のその他のSIで補完される。リテールおよび一部の小規模企業の顧客については、エクスポージャーは大きな同質的なプールにグループ分けされ、LGDはプールのレベルで指定される。
当行の信用リスク専門家のチームは、当行のPDおよびLGD格付モデルを策定し、検証する。これらのモデルから得られたアウトプットにより、組成、価格設定、承認レベル、自己資本比率規制、経済的資本配分および信用供与などに関して当行の日々の信用リスク管理上の決定が行われている。	

当行が与信関係を有するすべての顧客には、次の評価手法のいずれかを通じて、組成時にCCRが割り当てられる。

大口かつ複雑な貸付	リテールおよび一部の小規模企業向け貸付
格付モデルにより一貫性のある体系的な評価が提供できるが、モデルで想定されていない要因に関しては判断が求められる。与信承認は、事業部門の引受担当者と独立したクレジット・オフィサーが共同で承認する二重承認基準で行われている。	スコアリング（アプリケーション上および行動パターンの）、ポリシー・ルールおよび外部の信用報告の情報を組み合わせたものを使用する、与信申請の自動評価。与信申請が、自動評価の基準を満たさない場合、手作業による評価に委ねられる。

当行では、延滞も減損もしていない金融資産の信用度を管理するために、当行の内部CCRを使用している。広範な比較を可能にするために、当行のCCRは、以下のように外部の格付機関の測定基準に合わせて作成されている。

信用の質の説明	内部CCR	ANZ顧客要件	ムーディーズ格付け	スタンダード・アンド・プアーズ格付け
信用度が高い	CCR 0+から4-	長期にわたる営業活動および財務成績において優れた安定性を示し、収益力が予測可能な事象に対してそれほど脆弱ではない。	Aaa - Baa3	AAA - BBB-
受入れ可能	CCR 5+から6-	中には景気循環傾向および利益の変動性の影響を受けやすい顧客が存在する可能性があるものの、中期から長期にわたり適切な営業上および財政上の安定性を示している。	Ba1 - B1	BB+ - B+
信用度が低い	CCR 7から8=	短期および場合によっては中期にわたり収益性および流動性の変動および不確実性が予想されることから、いくつかの営業上および財政上の不安定性を示している。	B2 - Caa	B - CCC
デフォルト	CCR 8-から10	与信枠の回収可能性に関して疑いが生じた場合、当該金融商品（または「当該与信枠」）はデフォルトに分類される。	該当なし	該当なし

当行は2018年10月1日よりAASB第9号を適用し、その結果、金融資産の減損を含め、金融資産の分類と測定が変更された。2019年度の信用リスク情報の表示は、比較情報を修正再表示せずに修正されている。AASB第9号の適用による主要な要件および変更の影響の詳細については、注記1および注記31を参照のこと。

信用リスクの最大エクスポージャー

貸借対照表上で認識されている金融資産の場合、信用リスクの最大エクスポージャーは、帳簿価額である。一定の状況において、貸借対照表上の帳簿価額と以下の表において公表される額には差異がある場合がある。原則として、これらの差異は主に、市場リスクにさらされる持分商品または紙幣および硬貨など、信用リスク以外のリスクにさらされる金融資産について生じる。

未実行の与信枠について、信用リスクの最大エクスポージャーは、与信枠の総額である。偶発的なエクスポージャーについて、信用リスクの最大エクスポージャーは、かかる請求が行われた場合に当行が支払わなければならない最大額である。

以下の表は、担保またはその他の信用補完を考慮前の当行の帳簿上および帳簿外の信用リスクの最大エクスポージャーのポジションを示したものである。

	報告金額		除外項目 ⁽¹⁾		信用リスクの 最大エクスポージャー	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)					
貸借対照表勘定						
正味貸付金および前渡金	484,655	475,851	-	-	484,655	475,851
その他金融資産：						
現金および現金同等物	77,949	80,227	934	912	77,015	79,315
ANZの未収決済残高	3,442	1,666	3,442	1,666	-	-
支払担保	13,461	9,184	-	-	13,461	9,184
売買目的有価証券	34,217	29,519	5,922	3,486	28,295	26,033
デリバティブ金融商品	116,544	64,448	-	-	116,544	64,448
投資有価証券⁽²⁾						
- 償却原価で測定される負債証券	4,787	-	-	-	4,787	-
- FVOCIで測定される負債証券	67,400	-	-	-	67,400	-
- FVOCIで測定される持分証券	1,168	-	1,168	-	-	-
売却可能資産 ⁽²⁾	-	64,728	-	1,084	-	63,644
規制上の預け金	215	264	-	-	215	264
被支配法人に対する債権	88,874	90,170	-	-	88,874	90,170
その他金融資産⁽³⁾	2,167	2,177	-	-	2,167	2,177
その他金融資産合計	410,224	342,383	11,466	7,148	398,758	335,235
小計	894,879	818,234	11,466	7,148	883,413	811,086
帳簿外のポジション						
未実行および条件付与信枠 ⁽⁴⁾	211,796	203,051	-	-	211,796	203,051
合計	1,106,675	1,021,285	11,466	7,148	1,095,209	1,014,137

- (1) 現金および現金同等物のうちの紙幣および硬貨ならびに銀行預金、ANZの未収決済残高のうちの約定日基準の資産、売買目的有価証券のうちの持分証券および貴金属のエクスポージャー、投資有価証券のうちの持分証券（2018年度は売却可能金融資産として分類）は、信用リスク・エクスポージャーを伴わないため、除外されている。
- (2) 2018年10月1日におけるAASB第9号の適用により、金融資産の分類および測定は修正された。比較期間で用いられていた売却可能資産という分類は、AASB第9号には存在せず、新たに投資有価証券という分類が導入された。詳細は、注記1を参照のこと。比較情報は修正再表示されていない。
- (3) その他金融資産は、主に未収利息および支払承諾で構成されている。
- (4) 未実行および条件付与信枠には、保証、信用状、履行関連の偶発債務を一括評価された予想信用損失引当金を控除して含めている。

信用の質

以下の表は、担保またはその他の信用補完の影響を考慮しないステージごとの当行の内部格付に基づいて、当行の信用リスク・エクスポージャーの内訳を示したものである。

正味貸付金および前渡金

	2019年				
			ステージ3		
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	合計
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	330,531	16,720	-		347,251
受入れ可能	95,286	23,717	-		119,003
信用度が低い	6,462	7,770	-		14,232
デフォルト	-	-	4,248	1,604	5,852
償却原価で測定された貸付金および前渡金、総額	432,279	48,207	4,248	1,604	486,338
ECL引当金	(746)	(1,181)	(361)	(633)	(2,921)
償却原価で測定された正味貸付金および前渡金、純額	431,533	47,026	3,887	971	483,417
引当率	0.17%	2.45%	8.50%	39.46%	0.60%
損益を通じて公正価値で測定される貸付金および前渡金					797
前受収益					(144)
資産計上された仲介手数料/ モーゲージ実行手数料					585
正味帳簿価額					484,655

償却原価で測定された投資有価証券—負債証券

	2019年				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	4,714	-	-	-	4,714
受入れ可能	74	-	-	-	74
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
償却原価で測定された投資有価証券－ 負債証券、総額	4,788	-	-	-	4,788
ECL引当金	(1)	-	-	-	(1)
償却原価で測定された投資有価証券－ 負債証券、純額	4,787	-	-	-	4,787
引当率	0.02%	-	-	-	0.02%

FVOCIで測定された投資有価証券－負債証券

	2019年				合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	67,400	-	-	-	67,400
受入れ可能	-	-	-	-	-
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
FVOCIで測定された投資有価証券－負債証券	67,400	-	-	-	67,400
その他の包括利益に認識されているECL引当金	(5)	-	-	-	(5)
引当率	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%

その他金融資産

	2019年 (単位：百万ドル)
信用度が高い	317,051
受入れ可能	9,138
信用度が低い	382
デフォルト	-
帳簿価額合計	326,571

帳簿外のコミットメント－未実行および条件付与信枠

	2019年				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	139,051	1,816	-	-	140,867
受入れ可能	19,546	2,923	-	-	22,469
信用度が低い	271	793	-	-	1,064
デフォルト	-	-	96	38	134
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、総額	158,868	5,532	96	38	164,534
引当金に含まれるECL引当金	(405)	(126)	(14)	(12)	(557)
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、純額	158,463	5,406	82	26	163,977
引当率	0.25%	2.28%	14.58%	31.58%	0.34%
ECLの対象外の未実行および 条件付与信枠 ⁽¹⁾					47,819
未実行および条件付与信枠、純額					211,796

(1) 通知をすることなく、無条件で随時取消可能なコミットメント。

2018年度の信用リスクの開示

以下の開示はAASB第9号の適用を反映せず、従来のAASB第139号の要件に基づいて作成されている。

以下の表は、次の項目別に信用リスクの最大エクスポージャーの信用の質に区分して示している。

- ・ 延滞も減損もしていない金融資産の信用度別
- ・ 延滞しているが減損はしていない資産の延滞期間別
- ・ 総額および個別引当金控除後で表示された条件緩和債権および減損債権

	貸付金および 前渡金 2018年	その他金融資産 2018年	帳簿外の 信用関連 コミットメント 2018年	合計 2018年
	(単位：百万ドル)			
延滞も減損もしていない				
信用度の高い顧客	350,031	333,962	173,688	857,681
受入れ可能なリスクを有する顧客	98,222	1,185	27,996	127,403
注意を要するが延滞も減損も していない顧客	13,321	88	1,337	14,746
小計	461,574	335,235	203,021	999,830
延滞しているが減損はしていない				
30日未満	7,454	-	-	7,454
30日以上60日未満	2,062	-	-	2,062
60日以上90日未満	1,133	-	-	1,133
90日以上	2,693	-	-	2,693
小計	13,342	-	-	13,342
条件緩和債権および減損債権				
減損貸付金	1,382	-	-	1,382
条件緩和債権 ⁽¹⁾	248	-	-	248
不良資産を裏付けとする契約債務 および偶発債務	-	-	48	48
減損金融資産総額	1,630	-	48	1,678
個別引当金	(695)	-	(18)	(713)
条件緩和および正味減損債権小計	935	-	30	965
合計	475,851	335,235	203,051	1,014,137

(1) 条件緩和債権は、顧客が財政困難に直面したことにより、当初の契約条件が変更されたものである。条件緩和とは、支払期限が到来した利息、元本またはその他の支払い額の減免、あるいは同様のリスクを有する新規の与信枠に対して一般的に提供される期間を大きく超える返済期日の延期を意味する。

2019年、当行はオーストラリアの住宅ローン・ポートフォリオについて、市場応答性を高めた担保評価手法を導入し、この結果、延滞ではなく減損に分類される住宅ローンの件数が増加した。この手法の変更に関して、比較情報は修正再表示されていない。加えて、基礎となるプロセスおよび関連するデータの精緻化の結果、延滞および要注意先カテゴリーの貸付金から減損資産への振替が発生した。比較情報は修正再表示され、延滞から99百万ドル、要注意先から27百万ドルが振り替えられた。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、多くの顧客が、類似した活動に従事している、類似した経済的特性を有している、または同一の地域で類似した活動を行っており、そのため経済またはその他の状況の変化から同様の影響を受ける可能性がある場合に生じる。当行は、リスクの集中を管理するために与信ポートフォリオの監視および再調整を行っている。当行はまた、単一顧客への許容できない大規模エクスポージャーを回避するために、個別顧客限度額を設定している。

信用リスクが生じる金融商品の産業別内訳は以下のとおりである。

	貸付金および前渡金		その他金融資産		帳簿外の信用関連 コミットメント		合計	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
(単位：百万ドル)								
農業、林業、漁業 および鉱業	20,163	19,658	860	538	16,117	15,317	37,140	35,513
ビジネスサービス	7,063	7,158	112	82	6,075	5,989	13,250	13,229
建設	4,859	5,101	33	32	5,140	5,379	10,032	10,512
電力、ガス、水道供給 娯楽、レジャー	5,293	4,916	1,543	534	5,226	4,508	12,062	9,958
および観光	11,170	10,652	652	305	2,877	3,118	14,699	14,075
金融、投資および保険	52,333	43,245	321,569	262,203	39,107	35,326	413,009	340,774
政府および公的機関	2,002	748	62,886	63,225	1,637	2,043	66,525	66,016
製造業	19,338	16,926	2,196	1,815	36,319	33,298	57,853	52,039
個人ローン	274,357	288,127	1,072	1,070	42,246	42,982	317,675	332,179
不動産業	34,196	33,576	1,009	484	15,126	13,584	50,331	47,644
小売業	10,771	10,959	131	105	5,737	5,458	16,639	16,522
運輸および倉庫	11,955	10,204	966	459	6,844	6,606	19,765	17,269
卸売業	12,665	11,946	2,784	2,644	16,347	17,725	31,796	32,315
その他	20,970	14,438	2,946	1,739	13,555	12,150	37,471	28,327
総計	487,135	477,654	398,759	335,235	212,353	203,483	1,098,247	1,016,372
貸倒引当金	(2,921)	(2,348)	(1)	-	(557)	(432)	(3,479)	(2,780)
小計	484,214	475,306	398,758	335,235	211,796	203,051	1,094,768	1,013,592
前受収益	(144)	(165)	-	-	-	-	(144)	(165)
資産計上された 仲介手数料/モーゲージ実 行手数料	585	710	-	-	-	-	585	710
信用リスクの 最大エクスポージャー	484,655	475,851	398,758	335,235	211,796	203,051	1,095,209	1,014,137

担保管理

当行は、帳簿上および帳簿外のエクスポージャーについて、取引相手が返済義務を履行することができない場合の信用リスクを低減するために、担保を利用している。十分な担保が設定されている場合は、予想信用損失は認識されない。これは主に、特定の貸付商品に対応する投資が担保に供され、これにマージンローンが利用されている場合、および売戻条件付契約の場合である。一部の商品については、顧客が差し入れる担保は当該商品の組成に不可欠であり、そのため担保は厳密には返済のための二次的な資金源にならない。例えば、売掛金で担保されている貸付は一般的には売掛金を回収することによって返済される。当期中に、当行の担保方針に変更はなかった。

関連する金融資産の種類について保有する担保および保証の内容は次のとおりである。

正味貸付金および前渡金	
貸付金—住宅ローンおよび個人ローン	住宅ローンは、不動産に対する抵当権によって担保されており、追加担保は保証または預り金の形態をとる場合もある。 個人ローン（クレジットカードおよび当座貸越を含む）は、大半が無担保である。担保を設定する場合は、適格な車両、モーターホームおよびその他の資産に限定される。
貸付金—企業向け貸付金	企業向け貸付金は、担保付、部分担保付または無担保のいずれかである。通常、不動産に対する抵当権および／または事業資産またはその他の資産に対する担保権により担保を設定する。 適切な場合は、信用リスクを低減するために、保証、スタンドバイ信用状またはデリバティブによるプロテクション等のその他の担保措置をとる場合がある。
その他金融資産	
売買目的有価証券、投資有価証券（2018年10月1日以降）、売却可能資産（2018年9月30日以前）、デリバティブおよびその他金融資産	売買目的有価証券については、当行は発行体または取引相手からの直接的な担保は求めない。ただし、商品の条件において担保が含まれている場合がある（例えば、資産担保証券）。債券の条件には、担保が含まれている場合がある。 デリバティブに関する取引相手のデフォルトの際に、当行は通常、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のマスター契約に基づいて、当該取引相手とのすべての契約を解約し、デフォルト発生時点の市場水準で純額決済する。 当行は、また、取引相手との未決済デリバティブ・ポジションが集計され、日次で現金担保（またはその他の形態の適格担保）を交換するISDAマスター契約のクレジット・サポート・アネックス（CSA）の利用を優先的な慣行としている。担保は、取引相手のポジションがアウト・オブ・ザ・マネーとなった際に取引相手から提供される（または、当行のポジションがアウト・オブ・ザ・マネーとなった際に取引相手に提供される）。
帳簿外のポジション	
未実行および条件付与信枠	帳簿外のポジションの担保は、主に未実行の与信枠に対して保有され、通常は契約履行保証または保証である。未実行の与信枠には、住宅用不動産の抵当付住宅ローン、商用不動産および／または事業資産を担保にした事業融資などがある。

下表は、当行が保有する担保の見積価値および信用エクスポージャーの正味無担保部分を表示している。

	信用エクスポージャー		担保の価値総額		信用エクスポージャーの無担保分	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)					
正味貸付金および前渡金	484,655	475,851	374,041	372,996	110,614	102,855
その他金融資産	398,758	335,235	29,998	30,166	368,760	305,069
帳簿外のポジション	211,796	203,051	33,984	34,072	177,812	168,979
合計	1,095,209	1,014,137	438,023	437,234	657,186	576,903

市場リスク

市場リスクの概要、管理および管理責任

市場リスクは当行のトレーディング活動、貸借対照表管理活動、金利、外国為替相場、信用スプレッドの変動または関連の影響、および債券、コモディティまたは株式の価格のボラティリティから生じる。

BRCは、市場リスクおよび市場リスク方針の遵守状況に関する日々の管理責任を、信用および市場リスク委員会（CMRC）ならびにグループ資産負債委員会（GALCO）へ委譲している。

BRCが定めた全体的な戦略および方針の範囲内で、事業部門およびリスク管理は、当行レベルでの市場リスクの統制に対して共同で責任を負う。市場リスク・チーム（事業部門から独立した専門家で構成されるリスク管理部門）は、市場リスク限度額を様々なレベルで配分し、これらを日次で監視および報告する。この詳細な枠組みにより、リスク要因と損益限度額を使用して、エクスポージャーを管理および統制するための個別の限度額が配分される。

市場リスクの管理、測定および報告は、大まかに2つの区分で行われている。

トレーディングに起因する市場リスク	トレーディングに起因しない市場リスク
現物のトレーディング・ポジションとデリバティブのトレーディング・ポジションの双方の価格要素の変動に起因する金融商品の価値変動による損失リスク。監視される主なリスクの種類は以下のとおりである。 1. 通貨リスクー外国為替相場またはその予想ボラティリティの変動から発生する潜在的損失。 2. 金利リスクー市場金利またはその予想ボラティリティの変動による潜在的損失。 3. 信用スプレッド・リスクーベンチマークに対するマージンまたはスプレッドの変動から発生する潜在的損失。 4. コモディティ・リスクーコモディティ価格またはその予想ボラティリティの変動から発生する潜在的損失。 5. 株式リスクー株価の変動から発生する潜在的損失。	トレーディングに起因しない金利リスク、流動性リスクおよび外国為替エクスポージャーの管理に伴う損失リスク。これには、銀行勘定における金利リスクが含まれる。損失リスクは、金利の全体的な水準および異なった期間の相対的水準における不利な変動、金利マージンの実際と予想の差異、ならびに、金融商品および銀行商品における組込オプションに伴う潜在的な評価リスクから発生する。

市場リスクの測定

当行は、主にバリュー・アット・リスク（VaR）、感応度分析およびストレステストを使用して、市場リスクを管理および統制している。

VaRは、過去の市場の動きに基づいて、当行の潜在的な1日の損失を計測する。

当行では、トレーディングおよび非トレーディング・リスクの双方に関して、過去のデータに基づくシミュレーションを行うことでVaRを測定している。当行は、以下の期間にわたる過去の市場レート、価格およびボラティリティの変動を使用する。

- ・ 標準的VaRを算出するために、過去500営業日
- ・ ストレス下のVaRを算出するために1年間のストレス下の期間

トレーディングに起因するVaRおよびトレーディングに起因しないVaRは、1日および10日の保有期間を用いて算出されている。ストレス下のVaRについては、10日間の保有期間を用いる。当行のVaRモデルが正確性を維持していることを確保するために、バックテストが用いられる。

当行はVaRを99%の信頼区間で測定しているが、このことは、保有期間に損失がVaRを上回らない確率が99%ということの意味する。

トレーディングに起因する市場リスクおよびトレーディングに起因しない市場リスク

トレーディングに起因する市場リスク

以下の表は、リスク・カテゴリー別に分散化された基準でトレーディングに起因する市場リスクを示している。

	2019年9月30日				2018年9月30日			
	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
	(単位：百万ドル)							
信頼水準99%のトレーディングに起因するVaR								
外国為替	1.3	9.0	1.2	3.6	2.9	9.8	1.7	4.0
金利	2.8	9.5	2.8	5.3	8.2	14.9	4.8	7.4
クレジット	4.8	4.8	1.1	2.8	2.0	6.2	2.0	3.7
コモディティ	1.5	4.0	1.1	1.8	3.5	4.4	1.1	2.9
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
分散効果 ⁽¹⁾	(4.9)	該当 なし	該当 なし	(5.9)	(9.1)	該当 なし	該当 なし	(7.8)
VaR合計	5.5	13.1	5.3	7.6	7.5	16.9	5.8	10.2

(1) 分散効果は、リスク・カテゴリー全体にわたって相殺されたリスクを反映している。VaR値の最高および最低は当行全体として報告されているため、各要素について報告されたVaR値の最高および最低は、必ずしも同日に発生したわけではない。そのため、最高および最低についての分散効果は重要なものではなく、したがって、表からは省略されている。

トレーディングに起因しない市場リスク

貸借対照表リスク管理

貸借対照表リスク管理の主な目的は、金利リスクや流動性リスクを許容可能な水準に保ち、金利動向が収益や当行の銀行勘定の時価にもたらす負の影響を軽減する一方、当行が十分な流動性を確保し、期日の到来する債務の履行を可能にすることである。

金利リスク管理

トレーディングに起因しない金利リスクとは、市場における金利変動が当行の将来の純利息収益に及ぼす潜在的に不利な影響に関連するものである。このリスクは、主に2つの原因から生じる。すなわち、利付資産と利付負債の間の金利更改時期のミスマッチ、そして資本やその他の無利息の負債を利付資産に投資した場合である。金利リスクは、VaRおよびシナリオ分析（1%変動の影響の分析）を用いて報告される。以下の表は、当行合算に加えて、オーストラリア、ニュージーランドならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ（APEA）地域について、トレーディングに起因しない金利リスクのVaR値を別々に計算して示している。

	2019年9月30日				2018年9月30日			
	当該日	年度最高	年度最低	年度平均	当該日	年度最高	年度最低	年度平均
(単位：百万ドル)								
信頼水準99%のトレーディングに起因しないVaR								
オーストラリア	22.7	22.7	16.4	18.9	21.9	32.7	20.3	23.6
ニュージーランド	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	17.6	17.6	12.7	16.1	15.5	15.5	12.5	14.0
		該当	該当			該当	該当	
分散効果 ⁽¹⁾	(10.7)	なし	なし	(11.0)	(11.8)	なし	なし	(9.6)
VaR合計	29.6	29.6	21.2	24.0	25.6	35.2	22.3	28.0

(1) 分散効果の値は、これら地域間の過去の相関を反映したものである。VaR値の最高および最低は当行全体として報告されているため、地域について報告されたVaR値の最高および最低は、必ずしも同日に発生したわけではない。そのため、最高および最低についての分散効果は重要なものではなく、したがって、表からは省略されている。

当行は、例外的な事象が当行の市場リスク・エクスポージャーに与える影響のストレステストを行うために、シナリオ分析を実施する。イールド・カーブが一晩でプラス方向に1%平行移動する変化が生じた場合をモデル化して、向こう12か月間の純利息収益に与える潜在的影響を判定している。これは標準的なリスク測定であり、かかる平行移動がすべてのホールセール向けの利率と顧客向けの利率に反映されると仮定している。

下記の表は、当事業年度および前事業年度のリスク測定の結果を、財務書類上の純利息収益に対する割合をもって示したものである。正数の場合は、金利の上昇が向こう12か月間の純利息収益に正の影響を与えることを示している。

	2019年	2018年 ⁽¹⁾
1%の金利変動の影響		
期末現在	1.01%	0.98%
最大エクスポージャー	1.01%	1.77%
最低エクスポージャー	0.02%	0.23%
平均エクスポージャー（絶対値）	0.42%	0.77%

(1) 過去の期間の数値は、IRRモデルの改善を反映して修正再表示されている。

FVOCIで測定するものとして指定された持分証券（2018年10月1日以降の適用）および売却可能持分証券（2018年9月30日以前の適用）

当行の投資有価証券（2018年10月1日以降の適用）および売却可能資産（2018年9月30日以前の適用）には、主に長期の戦略的な理由で保有している投資で構成される持分投資が含まれている。当該持分投資に対する市場リスクの影響は、トレーディングに起因する市場リスクとトレーディングに起因しない市場リスクに対する当行のVaRプロセスで測定することはできない。したがって、当行は定期的にポートフォリオ内の投資の評価額を見直し、当該投資が注記10「投資有価証券」で記述している認識および測定の方針に基づいて適切に測定されているかを評価している。

外国為替リスク－構造的エクスポージャー

豪ドル以外の機能通貨を用いる支店、子会社および関連会社などの海外事業への資本投資により、当行は外国為替相場の変動リスクにさらされている。為替差額によって生じる海外事業の価値の変動は、資本における為替換算調整勘定に反映される。

適切とみなされた場合には、当行は大口の外貨建て収益源（主としてニュージーランドドル、米ドルおよび米ドル連動）に対して経済的ヘッジを実施する。ヘッジの主な目的は、実務的に可能であれば、連結自己資本比率が為替相場の変動に対してニュートラルとなるようにすることである。

流動性および資金調達リスク

流動性リスクおよび資金調達ポジション

流動性リスクおよび資金調達ポジションに関する情報については、<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review> にて入手可能なANZの2019年度年次報告書の注記16「財務リスク管理」を参照のこと。

当行の負債の契約上の期日までの期間別分析

以下の表は、9月30日現在における金融負債の契約上の残存期日別分析を、関連する期日グループごとに示している。契約上の期日が、継続的に見直しが行われる資金プール・ベースで管理されている原資産の返済と関係しているため、以下の表は「被支配法人に対する」債務、897億ドル（2018年度：884億ドル）を除外している。すべての発行済社債および劣後債の期日は、当行が支払を求められる可能性がある最も早い日に基づいている。すべての要求払い負債は、「3か月未満」の区分で報告されている。満期日が定められていない他のすべての項目は、「5年超」の区分に含まれている。これらの金額は、元本および利息のキャッシュフローを示しており、相当する貸借対照表に報告された金額とは異なる可能性がある。これは当行がどのように流動性リスクを管理しているかを示すものではないことに注意しなければならない。当該リスクの管理については、<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review> にて入手可能なANZの2019年度年次報告書の注記16「財務リスク管理」に詳述されている。

2019年	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	合計
	(単位：百万ドル)				
ANZの未払決済残高	9,313	29	-	-	9,342
受取担保	7,005	-	-	-	7,005
預金およびその他の借入金	447,479	74,646	3,818	97	526,040
支払承諾	293	-	-	-	293
発行済社債 ⁽¹⁾	7,579	13,958	79,370	13,207	114,114
デリバティブ負債					
(貸借対照表管理目的保有を除く) ⁽²⁾	108,457	-	-	-	108,457
デリバティブ資産および負債(貸借対照表管理)					
- 資金調達					
流入	(24,570)	(22,462)	(62,851)	(15,524)	(125,407)
流出	23,832	20,392	58,629	14,668	117,521
- その他貸借対照表管理					
流入	(84,339)	(24,538)	(8,350)	(1,583)	(118,810)
流出	84,525	25,088	9,373	1,972	120,958
2018年	3か月未満	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	合計
	(単位：百万ドル)				
ANZの未払決済残高	9,867	-	-	-	9,867
受取担保	6,002	-	-	-	6,002
預金およびその他の借入金	440,725	65,446	7,918	116	514,205
支払承諾	316	-	-	-	316
発行済社債 ⁽¹⁾	4,563	17,946	67,787	19,826	110,122
デリバティブ負債					
(貸借対照表管理目的保有を除く) ⁽²⁾	58,784	-	-	-	58,784
デリバティブ資産および負債(貸借対照表管理)					
- 資金調達					
流入	(13,221)	(26,116)	(66,671)	(30,071)	(136,079)
流出	13,193	25,122	64,316	30,005	132,636
- その他貸借対照表管理					
流入	(50,237)	(13,492)	(10,249)	(1,469)	(75,447)
流出	50,479	13,626	10,763	1,634	76,502

(1) 繰上償還可能なホールセール社債の満期は次の繰上償還日としている。5年超の残高には、当行の選択により、現金または株式で決済することができる劣後債務商品および永久債が含まれている。

(2) 貸借対照表管理目的ではなく保有されるデリバティブ負債の時価は、すべて「3か月未満」の区分に含まれている。

2019年9月30日現在、当行が支払を求められる可能性のある最も早い日に基づく、171,881百万ドル(2018年度：164,944百万ドル)の当行の未実行与信枠および40,472百万ドル(2018年度：38,539百万ドル)の発行済保証が1年以内に期日を迎える。

16. 金融資産および金融負債の公正価値

当行は、金融商品の多くを貸借対照表において公正価値で計上している。公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払われるであろう価格の最善の見積りである。

評価

当行は、公正価値の正確な計算、報告、統制を確実なものとするために、適切な職務分掌を含む統制の枠組みを確立している。この枠組みは以下の機能を含んでいる。

- ・ 公正価値を適切に算定することが可能な商品のみ、外部顧客および取引相手との取引が承認される。
- ・ 金融商品を評価する際に用いる市場相場価格は、外部の価格提供者からの情報によって独立して検証される。
- ・ 公正価値評価手法およびインプットは、取引を実行する当事者から独立した部門により評価および承認される。
- ・ 公正価値の変動は、独立して監視され、公正価値を裏付ける関連要因を参照することによって説明される。
- ・ 評価調整（資金調達評価調整、信用評価調整およびビッド・オファー調整など）は、独立して検証され、監視される。

当行が相殺されるリスク・ポジションを保有する場合、当行はAASB第13号「公正価値測定」（AASB第13号）のポートフォリオの例外措置を利用して、かかる金融資産および金融負債グループの公正価値を測定する。当グループは、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション（資産）の売却で受け取るであろう価格、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション（負債）を移転するための価格に基づいてポートフォリオを測定している。

公正価値指定

当行は、以下のように、一部の貸付金および前渡金、一部の預金およびその他の借入金ならびに発行済社債を、損益を通じて公正価値評価するものとして指定している。

- ・ 当該商品のキャッシュフローを著しく変更する可能性がある、分離可能な組込デリバティブを含んでいる場合、または
- ・ 資産または負債が償却原価で計上された場合に発生する可能性のある会計上のミスマッチを解消するため。このミスマッチは、デリバティブ金融商品（当該資産または負債の金利リスクを緩和するために取得された）を、損益を通じて公正価値で測定することから生じる。

当行のアプローチは、当該資産または負債の公正価値の変動が、関連するデリバティブに係る変動と同一期間に純損益で確実に認識されるようにしている。

また、一部の貸付金および前渡金、一部の預金およびその他の借入金ならびに発行済社債についても、商品の管理方法と測定方法を合わせるために公正価値で管理している場合には、損益を通じて公正価値で評価するものとして指定することがある。

公正価値に関するアプローチおよび評価技法

当行は、資産および負債の認識、測定および開示の目的で公正価値を見積もる際に、その資産または負債について、活発な市場で市場相場価格が存在しない場合には評価技法を使用する。これには以下が含まれる。

資産または負債	公正価値アプローチ
以下に分類される金融商品：	信用リスク、満期および利回り特性が類似した金融商品についての
－ 売買目的有価証券	観察可能な市場インプットを組み込む形にモデル化された評価技法
－ 空売り有価証券	が使用される。活発な市場で売買されていない持分商品について
－ デリバティブ金融資産および金融負債	は、比較可能な会社の株価収益率を用いて測定される場合がある。
－ 投資有価証券（2018年10月1日以降）	
－ 売却可能資産（2018年9月30日以前）	
以下に分類される金融商品：	商品の契約上の将来キャッシュフローが、ホールセール市場金利、
－ 正味貸付金および前渡金	または満期が類似する、もしくは残存期間についてのイールド・
－ 預金およびその他の借入金	カーブが適切な債務の市場金利を用いて割り引かれる場合に使用さ
－ 発行済債券	れる割引キャッシュフロー法。

金融資産および金融負債の分類

以下の表は、測定基準に基づいた金融資産および金融負債の区分および貸借対照表で報告されている帳簿価額を記載している。

	注記	2019年			2018年		
		償却原価	公正価値	合計	償却原価	公正価値	合計
		(単位：百万ドル)					
金融資産							
現金および現金同等物	7	77,949	-	77,949	80,227	-	80,227
ANZの未収決済残高		3,442	-	3,442	1,666	-	1,666
支払担保		13,461	-	13,461	9,184	-	9,184
売買目的有価証券	8	-	34,217	34,217	-	29,519	29,519
デリバティブ金融資産および負債	9	-	116,544	116,544	-	64,448	64,448
投資有価証券	10	4,787	68,568	73,355	-	-	-
売却可能資産	10	-	-	-	-	64,728	64,728
正味貸付金および前渡金	11	483,858	797	484,655	475,850	1	475,851
規制上の預け金		215	-	215	264	-	264
被支配法人に対する債権		86,907	1,967	88,874	90,170	-	90,170
その他金融資産		2,167	-	2,167	2,023	-	2,023
合計		672,786	222,093	894,879	659,384	158,696	818,080
金融負債							
ANZの未払決済残高		9,342	-	9,342	9,867	-	9,867
受取担保		7,005	-	7,005	6,002	-	6,002
預金およびその他の借入金	13	524,220	21	524,241	511,937	55	511,992
デリバティブ金融商品	9	-	117,340	117,340	-	65,638	65,638
被支配法人に対する債務		89,683	-	89,683	88,383	-	88,383
支払債務およびその他の負債		4,231	2,390	6,621	3,942	1,060	5,002
発行済社債	14	100,199	4,647	104,846	97,184	1,442	98,626
合計		734,680	124,398	859,078	717,315	68,195	785,510

公正価値ヒエラルキー

当行は、公正価値で計上される資産および負債を、AASB第13号の要求に従い、公正価値を測定するために用いられるインプットの観察可能性に基づいて公正価値ヒエラルキーに区分している。

- ・ レベル1—同一の資産または負債の活発な市場における相場価格（無調整）に基づく評価
- ・ レベル2—類似の資産または負債について直接的または間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いた評価
- ・ レベル3—資産または負債の公正価値を測定するために重要な観察不能なインプットが用いられる評価

以下の表は、公正価値ヒエラルキーに基づいた公正価値で測定される資産および負債を示したものである。

	公正価値測定							
	市場相場価格 (レベル1)		観察可能な インプットを使用 (レベル2)		観察不能な インプットを使用 (レベル3)		合計	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)							
資産								
売買目的有価証券 ⁽¹⁾	29,439	23,969	4,778	5,550	-	-	34,217	29,519
デリバティブ金融商品	351	630	116,137	63,764	56	54	116,544	64,448
投資有価証券 ⁽²⁾	67,182		228		1,158		68,568	
売却可能資産 ^{(1)、(2)}	-	61,655	-	1,996	-	1,077	-	64,728
正味貸付金および前渡金 (公正価値で測定)	-	-	797	1	-	-	797	1
被支配法人に対する債権	-	-	1,967	-	-	-	1,967	-
合計	<u>96,972</u>	<u>86,254</u>	<u>123,907</u>	<u>71,311</u>	<u>1,214</u>	<u>1,131</u>	<u>222,093</u>	<u>158,696</u>
負債								
預金およびその他の 借入金								
(公正価値評価に指定)	-	-	21	55	-	-	21	55
デリバティブ金融商品	868	1,666	116,421	63,929	51	43	117,340	65,638
支払債務およびその他の 負債 ⁽³⁾	2,352	1,048	38	12	-	-	2,390	1,060
発行済社債 (公正価値評価に指定)	1,009	-	3,638	1,442	-	-	4,647	1,442
合計	<u>4,229</u>	<u>2,714</u>	<u>120,118</u>	<u>65,438</u>	<u>51</u>	<u>43</u>	<u>124,398</u>	<u>68,195</u>

- (1) 当年度、レベル1からレベル3（2018年は676百万ドル）、レベル2からレベル1（2018年は783百万ドル）およびレベル1からレベル2への重要な振替はなかった。レベル間の振替は、当該振替が発生した報告期間の期首現在で測定されている。
- (2) 2018年10月1日のAASB第9号の適用により、金融資産の分類および測定は修正された。比較期間で用いられていた売却可能資産という分類は、AASB第9号には存在せず、新たに投資有価証券という分類が導入された。比較情報は修正再表示されていない。
- (3) 支払債務およびその他の負債は空売り有価証券に関連しているが、空売り有価証券は売買目的保有に分類され、損益を通じて公正価値評価されている。

観察不能な市場データを組み込んだ公正価値測定

レベル3の公正価値測定

レベル3の正味残高は、1,163百万ドル（2018年度：1,088百万ドル）の資産である。重要な観察不能なインプットが組み込まれている資産および負債には、主に以下が含まれる。

- ・ 活発な市場がない、または取引価格が観察不能な株式
- ・ 参照資産およびデリバティブの取引相手に関する信用スプレッドとデフォルト確率が観察不能なストラクチャード・クレジット商品
- ・ 主に市場活動がないために観察不能となっている市場金利を参照するその他デリバティブ

レベル3の残高の変動は、主に当行の天津銀行への投資を再評価したことによるものである。

当期中に、レベル3からのその他の重要な振替はなかった。

天津銀行（「BoT」）

当該投資は、比較株価純資産（「P/B」）倍率に基づいて評価されている（P/B倍率は、株式の市場価格と帳簿価額の比率である）。適切な倍率を決定するに当たって適用される判断の範囲および倍率が導き出される際に用いられる比較対象グループは、観察不能インプットであり、結果的にレベル3に分類される。

レベル3インプットの感応度

重要なインプットが市場で直接的に観察できない（レベル3インプット）ことにより、当行が仮定を使用する場合、こうした仮定を変更することにより、商品の公正価値の見積額は変動する。有利な変動および不利な変動は、主として評価を導き出すために使用される観察不能なパラメータを変更することによって、判断される。

天津銀行（「BoT」）

BoTへの投資の評価は、選択された観察不能なインプット、すなわちP/B倍率に敏感である。P/B倍率が10%増加または減少した場合、当該投資の公正価値の111百万ドル（2018年9月：102百万ドル）の増加または減少につながり、株主資本に認識される。

その他

残りのレベル3の残高は重要ではなく、レベル3インプットの変動による当行の純利益および純資産への影響は軽微である。

公正価値の繰延損益

観察不能なインプットを用いて公正価値が決定される場合、当行は、取引価格と評価技法に基づく算定額との差額（取引日における損益）を直ちに純損益として認識することはない。当初認識後、繰延額は、取引残存期間にわたり定額法によって、またはすべてのインプットが観察可能になった際に、純損益に認識される。

取引日における繰延損益は重要ではない。

公正価値で測定されない金融資産および金融負債

次表は、当行において償却原価で計上される金融商品の公正価値を見積もる際の基準について記載している。

金融資産および金融負債	公正価値アプローチ
投資有価証券－償却原価で計上される負債証券	市場相場価格または該当する場合は観察可能なインプットに基づいた計算。市場相場価格が入手不能な場合には、負債性金融商品の満期までの残存期間に関して適切なイールド・カーブを用いた割引キャッシュフロー・モデルを使用する。公正価値はその金融商品に関して適用された信用スプレッドに対する調整を反映している。
銀行に対する正味貸付金および前渡金	信用の質が類似する貸付に適用される一般的な市場金利を用いて割引いたキャッシュフロー。
顧客に対する正味貸付金および前渡金	将来キャッシュフローをホールセール市場金利の変動、当行のホールセール資金調達コストおよび顧客マージンを必要に応じて組み込んだイールド・カーブを使用して割引いた現在価値。
満期の定めのない預金負債または要求払い預金負債	報告日現在の要求払いの金額。預金を将来期間に継続することにより当行が得ることが予想される価値に関しては公正価値を調整していない。
満期が定められている利付預金ならびに市場相場金利のあるその他の借入金および支払承諾	満期が類似する債務に係る市場借入金利を用いて割引いた契約上のキャッシュフロー。
発行済社債	市場価額または該当する場合は観察可能なインプットに基づいた計算。市場価額が入手不能な場合には、社債の満期までの残存期間に関して適切なイールド・カーブを用いた割引キャッシュフロー・モデル。公正価値にはその金融商品に関して当行に適用される信用スプレッドに対する調整を反映している。

次の表に掲載された金融資産および金融負債は当行の貸借対照表において償却原価で計上されている。これは資産が現金化され、負債が決済されると予想される価値であるが、当行は次の表において貸借対照表日における金融資産および金融負債の公正価値の見積りを示している。

	償却原価		公正価値 ヒエラルキーでの区分			
			市場相場価格 (レベル1)		観察可能な インプットを使用 (レベル2)	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
(単位：百万ドル)						
金融資産						
正味貸付金および前渡金	483,858	475,850	-	-	21,425	28,352
投資有価証券 ⁽¹⁾	4,787	-	-	-	4,790	-
被支配法人に対する債権	86,907	90,170	-	-	-	-
合計	575,552	566,020	-	-	26,215	28,352
金融負債						
預金およびその他の借入金	524,220	511,937	-	-	524,383	512,049
発行済社債	100,199	97,184	39,620	31,365	61,832	66,529
被支配法人に対する債務	89,683	88,383	-	-	-	-
合計	714,102	697,504	39,620	31,365	586,215	578,578

	公正価値 ヒエラルキーでの区分		公正価値 (合計)	
	重要な観察不能な インプットを使用 (レベル3)			
	2019年	2018年	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)			
金融資産				
正味貸付金および前渡金	462,909	447,259	484,334	475,611
投資有価証券 ⁽¹⁾	-	-	4,790	-
被支配法人に対する債権	86,907	90,170	86,907	90,170
合計	549,816	537,429	576,031	565,781
金融負債				
預金およびその他の借入金	-	-	524,383	512,049
発行済社債	-	-	101,452	97,894
被支配法人に対する債務	89,683	88,383	89,683	88,383
合計	89,683	88,383	715,518	698,326

(1) AASB第9号における投資有価証券には、償却原価で測定される証券を含む。

重要な判断および見積り

貸借対照表日における金融資産および金融負債の帳簿価額を算定するにあたり、財務書類に計上された評価額については高度の判断および見積りを伴うことがあるため、当行はそれらの重要な評価額の正確性を評価している。当行が用いる評価モデルの大部分は観察可能な市場データのみをインプットとして使用している。ただし、特定の金融商品については、現在の市場では容易に観察できないデータを使用することもある。観察不能な市場データを使用する場合には、評価全体に対する観察不能なインプットの重要性に応じて、公正価値を算定するための判断の行使がより求められる。一般には、観察不能なインプットを他の関連市場データから取得し、それらを入手可能な場合には観察された取引価格と比較している。

評価技法を用いて金融商品の公正価値を評価するにあたって、当行は公正価値の算定に評価調整を考慮している。当行は市場参加者が公正価値の算定にあたり考慮するであろう要素を当行の評価に反映するため、使用する技法に対して調整（ビッド／オファー・スプレッド、信用評価調整および資金調達評価調整など。注記9「デリバティブ金融商品」を参照のこと）を適用することがある。

[前へ](#)

[次へ](#)

17. 担保に供している資産および受け入れている担保物件

以下の開示からは、デリバティブ負債およびデリバティブ資産に関連するものとして貸借対照表に表示されている支払担保および受取担保の金額が除かれている。それらの担保契約の条件は、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約の一部を構成する標準クレジット・サポート・アネックスに記載されている。

担保に供している資産

担保に供している資産には、以下の種類の商品が含まれる。

- ・ 買戻条件付取引の担保に供された有価証券。これらの取引は業界の標準的な契約に準拠している。
- ・ 当行のカバード・ボンド・プログラムの一環として、投資家に発行した債券および社債の担保に供された特定の住宅モーゲージ。
- ・ 中央銀行に差し入れている担保。
- ・ 清算機関に差し入れている担保。

担保として差し入れられている資産の帳簿価額は、以下のとおりである。

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
買戻条件付売却証券 ⁽¹⁾	42,640	39,332
カバード・ボンドの担保として差し入れられた住宅抵当証券	20,052	19,612
その他	4,421	1,191

(1) 買戻条件付売却証券として開示されている金額には下記の両方が含まれる。

- ・ 担保として差し入れられている資産で当行の貸借対照表に引き続き認識されるもの
- ・ 以下の開示に含まれる転質された資産

受け入れ担保物件

当行は様々な金融商品に関連して担保を受け入れている。特定の取引では、当行は受け取った担保を売却または転質する権利を有している。これらの取引は業界の標準的な契約に準拠している。

受入担保および売却または転質した担保の公正価値は以下のとおりである。

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
売却または転質可能な資産の公正価値	37,526	35,360
売却または転質された資産の公正価値	29,384	23,270

18. 相殺

下記の両方の条件を満たしている場合、当行は（AASB第132号「金融商品：表示」に準拠して）貸借対照表において金融資産および金融負債を相殺している。

- ・ すべての状況において認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有している。
- ・ 資産および負債を純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある。

上記の条件が満たされていない場合、金融資産および負債は総額ベースで表示されている。

当行は金融資産および金融負債を貸借対照表で相殺するために必要な条件を満たす契約を有していない。次の表は、相殺されていないものの、強制力のあるマスター・ネットティング契約（または類似する契約）の対象となっている金融資産および金融負債ならびに関連する貸借対照表において相殺されていない金額を示したものである。超過担保の影響は考慮していない。

			マスター・ネットティング契約 または類似する契約の対象となる金額			
	貸借対照表 に計上され た合計額	マスター・ ネットティング契約 または類似する 契約の対象と ならない金額	合計	金融商品	(受入) / 差入金融 担保	純額
2019年			(単位：百万ドル)			
デリバティブ金融資産	116,544	(2,323)	114,221	(102,761)	(6,232)	5,228
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽¹⁾	36,648	(4,845)	31,803	(1,414)	(30,389)	-
金融資産合計	153,192	(7,168)	146,024	(104,175)	(36,621)	5,228
デリバティブ金融負債	(117,340)	1,648	(115,692)	102,761	9,803	(3,128)
買戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽²⁾	(40,826)	17,240	(23,586)	1,414	22,172	-
金融負債合計	(158,166)	18,888	(139,278)	104,175	31,975	(3,128)

		マスター・ネットティング契約 または類似する契約の対象となる金額				
	貸借対照表 に計上され た合計額	マスター・ ネットティング契約 または類似する 契約の対象と ならない金額	合計	金融商品	(受入) / 差入金融 担保	純額
2018年			(単位：百万ドル)			
デリバティブ金融資産	64,448	(2,423)	62,025	(52,723)	(5,042)	4,260
売戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽¹⁾	34,623	(4,337)	30,286	(398)	(29,888)	-
金融資産合計	99,071	(6,760)	92,311	(53,121)	(34,930)	4,260
デリバティブ金融負債	(65,638)	2,706	(62,932)	52,723	7,037	(3,172)
買戻条件付契約、有価証券借入 契約、および類似する契約 ⁽²⁾	(37,581)	11,997	(25,584)	398	25,186	-
金融負債合計	(103,219)	14,703	(88,516)	53,121	32,223	(3,172)

(1) 売戻条件付契約

- ・ 満期までの期間が90日未満のものは貸借対照表において現金および現金同等物に計上されている。
- ・ 満期までの期間が90日以上のもは貸借対照表において正味貸付金および前渡金に計上されている。

(2) 買戻条件付契約は、貸借対照表の預金およびその他の借入金に計上されている。

19. のれんおよびその他の無形資産

	のれん ⁽¹⁾		ソフトウェア		合計	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)					
期首残高	73	69	1,373	1,783	1,446	1,852
増加	10	-	412	386	422	386
償却費用 ⁽²⁾	-	-	(497)	(787)	(497)	(787)
減損費用	-	-	(4)	(17)	(4)	(17)
換算差額	(1)	4	1	8	-	12
期末残高	82	73	1,285	1,373	1,367	1,446
取得原価	82	73	6,767	6,289	6,888	6,401
償却／減損累計額	該当なし	該当なし	(5,482)	(4,916)	(5,521)	(4,955)
帳簿価額	82	73	1,285	1,373	1,367	1,446

(1) のれんは、持分法適用投資の投資調整勘定を除外している。

(2) 2018年においては、加速償却費用240百万ドルが計上されている。

認識および測定		
次の表は無形資産別に認識および測定方法の詳細を示している。		
	のれん	ソフトウェア
定義	当行が企業を取得するにあたり支払った金額が、取得した識別可能な資産および負債の公正価値から処分費用を控除した金額を超過した金額。	既製ソフトウェアの購入は資産計上される。ソフトウェアおよびコンピューター・システムの構築にあたり発生した20百万ドルを超過する内部および外部費用は、資産として資本化される。20百万ドル未満の費用は発生年度に費用計上される。
帳簿価額	取得原価から減損損失累計額を控除した金額。取得に関係する資金生成単位に割当てられる。	当初は取得原価で測定される。その後、取得原価から償却費および減損損失累計額を控除した金額で計上される。ソフトウェア案の企画もしくは評価に要した費用またはシステム設置後の維持費用は資産計上されない。
耐用年数	確定できない。 のれんについては、少なくとも年次で、または減損の兆候が見られる際に減損の有無が見直される。	主要な基幹インフラストラクチャーを除いて、3年から5年の期間にわたり償却される。 主要な基幹インフラストラクチャーは7年または10年の期間にわたり償却される。
減価償却法	該当なし。	定額法。

重要な判断および見積り

のれんおよびその他の無形資産の回収可能価額ならびに資産の経済的耐用年数（または資産の耐用年数が無限であるか）を評価するために、経営陣の判断が利用されている。当行は各報告日に帳簿価額の回収可能性を再評価している。

各貸借対照表日に、ソフトウェアおよびその他の無形資産（使用可能になっていないものを含む。）は減損の兆候に関して評価されている。資産の帳簿価額が回収可能価額を超過していると判断された場合、直ちに当該資産の帳簿価額が減額される。

また、ソフトウェア資産を含む無形資産の予想される経済的耐用年数は、各報告日に評価される。評価には、経営陣の判断が求められ、ソフトウェア資産に関しては、数多くの要因が予想される耐用年数に影響を及ぼす。これらの要因には、事業戦略の変更、重要な売却および技術的な変更の動向が含まれる。

20. その他引当金

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
未実行の与信枠のECL引当金 ⁽¹⁾	557	432
顧客救済措置	967	556
組織再編費用	37	94
非貸付損失、不正および偽造	63	75
その他	281	113
その他引当金合計	1,905	1,270

(1) 増減分析については、注記12「予想信用損失引当金」を参照のこと。

	顧客救済措置	組織再編費用	非貸付損失、 不正および 偽造	その他
	(単位：百万ドル)			
期首残高	556	94	75	113
新規および当期中に増加した引当金	608	46	1	308
当期中に使用された引当金	(150)	(91)	(5)	(40)
当期中に戻入された未使用金額	(47)	(12)	(8)	(100)
期末残高	967	37	63	281

顧客救済措置

顧客救済措置には、顧客への返金見込額に関する引当金、救済プロジェクト費用ならびに関連する顧客および規制当局からの請求、罰金、訴訟結果が含まれる。

組織再編費用

組織再編費用に関する引当金は、当行の業務範囲、または業務方法の重大な変更に関する活動から生じるもので、従業員退職手当が含まれる。継続活動に関する費用は引き当てられず、発生時に費用計上される。

非貸付損失、不正および偽造

非貸付損失には、貸付金および前渡金の元本残高に直接関連しない特定の法的措置によって生じた損失ならびに偽造、不正および業務に関する是正措置によって生じた損失が含まれる。認識された金額は、報告日現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りであり、引当金に影響を及ぼす事象および状況に関わるリスクおよび不確実性を考慮している。

その他

その他引当金は、従業員報酬、賃貸借物件に関連した補償引当金、および企業結合の一部として認識された偶発債務を含む、様々なその他の引当金で構成される。

認識および測定

当行は、過去の事象から生じる現在の債務が存在し、経済的資源の流出の可能性が高く、信頼性のある測定が可能な場合に引当金を認識する。

認識された金額は、報告日現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りであり、それに関するリスクおよび不確実性を考慮している。現在の債務を決済するために必要なキャッシュフローの見積りを用いて引当金を測定する場合、その帳簿価額は当該キャッシュフローの現在価値である。

重要な判断および見積り

当行は、顧客救済措置、組織再編費用および余剰リース・スペース、非貸付損失、不正および偽造ならびに訴訟に関連する請求を含む様々な債務に対して引当金を計上している。これらの引当金は、それらの債務を支払うために必要な支出の見積りを含む将来の事象の時期および結果に関する判断を伴う。必要に応じて、専門家の法的助言が取り入れられ、それらの助言に鑑み、適切とみなされる引当金の計上および／または開示が行われる。

顧客救済に関連する引当金は、特定された案件の解決費用に係る経営陣の最善の見積りを表すものであり、その金額の決定には重要な判断の行使が求められる。判断は、影響を受けた顧客数、顧客1人当たりの平均返金額、関連する救済プロジェクト費用、個別の事実や状況に関する規制上のエクスポージャーおよび顧客の請求による影響を含む、異なる仮定に対する見解を形成するために必要とされる場合が多い。このため、根拠となる仮定の適切性を実績および法律の専門家による助言を含むその他の関連する証拠と照らして定期的に検証し、必要に応じて、引当金を調整する。

21. 株主資本

株主資本

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
普通株式資本	26,413	27,533
準備金		
為替換算調整勘定	(21)	(230)
株式オプション準備金	89	92
FVOCI準備金	65	-
売却可能資産再評価差額金	-	(24)
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	707	106
準備金合計	840	(56)
利益剰余金	25,961	26,399
株主資本合計	53,214	53,876

普通株式資本

次の表は当期における普通株式の変動の詳細を示したものである。

	2019年		2018年	
	株式数	(百万ドル)	株式数	(百万ドル)
期首残高	2,873,618,118	27,533	2,937,415,327	29,416
ボーナス・オプション制度				
(1)	2,999,796	-	2,891,060	-
配当金再投資制度 ⁽²⁾	-	-	-	-
当グループの従業員株式				
取得制度	-	-	-	(3)
株式買戻し ⁽³⁾	(42,032,991)	(1,120)	(66,688,269)	(1,880)
期末残高	2,834,584,923	26,413	2,873,618,118	27,533

- (1) 当行は、2019年度中間配当に伴い、ボーナス・オプション制度（BOP）に基づいて1.4百万株、2018年度最終配当に伴い1.6百万株（2018年度中間配当に伴い1.4百万株、2017年度最終配当に伴い1.5百万株）を発行した。
- (2) 株式が市場で購入され、配当金再投資制度（「DRP」）に参加している株主に直接提供されたため、2019年度の中間配当に伴い、DRPに基づく新規株式は発行されなかった（2018年度最終配当に伴いゼロ株、2018年度中間配当に伴いゼロ株）。2019年度におけるDRPに伴う市場での購入は、432百万ドル（2018年度：392百万ドル）であった。
- (3) 当行は、2019年9月に1,120百万ドルのANZ普通株式を購入（2018年度：1,880百万ドル）したことで、30億ドルのANZの普通株式の市場買戻しを完了した。その結果、2019年度において、42.0百万株の消却が行われた（2018年度：66.7百万株）。

認識および測定	
普通株式	普通株式は無額面である。普通株式の株主には全額払込済普通株式保有数に応じて、配当金を受け取る権利、または当行の清算時に残余財産を受け取る権利が付与される。これらは発行に直接帰属する費用を控除後の普通株式1株当たりの払込額で計上される。株主総会に自らまたは代理人が出席している全額払込済普通株式の各保有者は下記の議決権を有する。 ・ 挙手の場合は各人。 ・ 投票の場合は各保有株式につき。
自己株式	自己株式は当行において、次のいずれかに該当するものである。 ・ ANZ従業員株式取得制度が市場で買い付け、未だ分配していないもの。 ・ 当行がANZ従業員株式取得制度のために発行し、未だ分配されていないもの。 自己株式は株式資本から控除され、1株当たり利益の計算に用いる加重平均発行済普通株式数から除外される。
準備金	
為替換算調整勘定	海外事業（子会社および支店を含む）の機能通貨が豪ドルではない場合、資産および負債の豪ドルへの換算の際に発生する差額が含まれる。本準備金において、当該エクスポージャーのヘッジにより相殺する損益を、税効果と共に反映している。
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	キャッシュフロー・ヘッジ手段として指定された商品に関連して有効部分とされる公正価値損益が税効果と共に含まれている。
売却可能資産差額金 (2018年9月30日以前)	売却可能金融資産の再評価による公正価値の変動および換算差額が税効果と共に含まれている。
FVOCI準備金（2018年10月1日以降）	投資有価証券に含まれている特定の負債証券および持分証券の公正価値の変動が税効果と共に含まれている。 FVOCI測定に分類される負債証券に関して、FVOCI準備金は、当初の認識後に生じた公正価値の変動累計額を、損益計算書に計上された予想信用損失引当金、受取利息、為替換算損益に関連するものを除外して計上している。FVOCIに分類される負債証券は公正価値で計上されるため、FVOCI準備金残高は、当該資産に関するECL引当金を控除したものである。FVOCIで測定される負債証券の認識が中止される場合、当該証券に関してFVOCI準備金に計上されている損益累計額は、損益に再分類され、その他営業収入に表示される。 FVOCIで測定される持分証券に関して、FVOCI準備金には、当初の認識後の公正価値の変動累計額が計上される（関連する為替換算損益を含む）。FVOCIで測定される持分証券の認識が中止される場合、当該証券に関してFVOCI準備金に計上されている損益累計額の損益への組替えは行われない。
株式オプション準備金	株式報酬費用の認識時に生じる金額が含まれている。

22. 資本管理

資本管理戦略

当行の資本管理戦略は預金者、債権者および株主の利益を保護することを目標としている。当行は3年間にわたる詳細な戦略計画および資本計画を策定するための自己資本評価プロセス（ICAAP）を通じてその目標を達成している。プロセスとしては次のものが含まれる。

- ・ 経済的変化、当行各部門の財務成績および計画期間中に実施される新たな戦略的イニシアチブの財務上の影響を予測すること。
- ・ 異なる経済シナリオのもとでストレステストを実施し、景気低迷時に発生する可能性のある損失を吸収するために必要な追加資本（「ストレス資本バッファ」）の水準を決定すること。
- ・ 当行のリスク・プロファイルに照らし、さまざまな資本クラスの資本比率および目標を見直すこと。
- ・ 目標とする資本比率、現在および将来の資本発行要件ならびに異なる市場や経済の状況下で資本計画を実行するための資本商品、時期および市場に関する選択肢を考慮し、資本計画を策定すること。

資本計画は取締役会によって承認され、必要に応じて更新される。取締役会および上級経営陣には、当行の資本ポジションの最新情報が定期的に報告される。現在の適正資本管理を維持するために必要な重大な措置はすべて、取締役会に報告され、承認を受ける。当年度を通じて、当行は営業している各法域における自己資本比率に関するすべての規制要件を遵守していた。

規制環境

ANZはオーストラリアにおける認可済預金受託機関（ADI）であるため、1959年銀行法（オーストラリア連邦）のもとでAPRAによる規制を受ける。当行はAPRAが定め、国際バーゼル3の自己資本規制枠組みに準拠した最低規制資本要件、健全資本比率および特定の報告水準を遵守しなければならない。これはバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）によって設定される銀行規制資本の適正水準を決定するための一般的な枠組みである。

ANZの2019年度の年次報告書の一部として報告する目的上、レベル2のADIに関する自己資本比率は、単独事業体としての当行については表示されていない。自己資本比率の詳細については、<https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholders-review>にて入手可能な2019年度のANZグループ年次報告書の注記23「資本管理」を参照のこと。

23. 被支配法人に対する持分

	設立地	事業の内容	2019年 (百万ドル)	2018年
ANZ (ラオ) ソール・カンパニー・リミテッド ⁽¹⁾	ラオス	銀行業	26	51
ANZバンク (台湾) リミテッド ⁽²⁾	台湾	登録解消	-	849
ANZバンク (ベトナム) リミテッド	ベトナム	銀行業	205	205
ANZケーペル・コート・リミテッド	オーストラリア	証券化マネジャー	18	18
ANZキャピタル・ヘッジングPty Ltd	オーストラリア	登録解消	-	200
ANZセンター・チャテルズ・トラスト	オーストラリア	不動産	167	167
ANZセンター・トラスト	オーストラリア	不動産	550	550
ANZエクイティーズ (ノミニーズ) Pty Ltd	オーストラリア	休業中	-	10
ANZファンズPty Ltd	オーストラリア	持株会社	11,870	12,053
ANZグアム・インク	グアム	銀行業	17	17
ANZレンダーズ・モーゲージ・インシュアランス Ptyリミテッド	オーストラリア	抵当保険	398	398
ANZプロパティーズ (オーストラリア) Pty Ltd	オーストラリア	不動産	7	6
ANZリワーズNo.2Pty Ltd	オーストラリア	クレジットカード・ロイ ヤリティ・プログラム	40	40
ANZセキュリティーズ (ホールディングス) Pty Ltd	オーストラリア	持株会社	39	36
ANZサポート・サービス (インド) プライベ ート・リミテッド	インド	ITサービス	25	25
ANZウェルス・オーストラリア・リミテッド ⁽³⁾	オーストラリア	持株会社	538	2,563
ANZiホールディングスPty Ltd	オーストラリア	持株会社	56	-
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・ バンク (チャイナ) カンパニー・リミテッド	中国	銀行業	1,121	1,121
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・ バンキング・グループ (PNG) リミテッド	パプアニューギニア	銀行業	40	40
重慶市梁平ANZ農村銀行	中国	銀行業	5	5
シティズンズ・バンコープ	グアム	持株会社	24	24
E S & AホールディングスPty Ltd	オーストラリア	休業中	43	43
Esandaファイナンス・コーポレーション・ リミテッド	オーストラリア	休業中	5	5
ルッキング・トゥギャザーPty Ltd	オーストラリア	休業中	6	6
ACN 003 042 082 Ltd	オーストラリア	持株会社	5	158
PTバンクANZインドネシア (持分比率は99%)	インドネシア	銀行業	262	262
被支配法人に対する持分			15,467	18,852

(1) 以前のANZバンク (ラオ) リミテッド。

(2) 2019年4月、ANZバンク (台湾) リミテッドが当行の台湾支店と統合された。

(3) ANZウェルス・オーストラリア・リミテッドは、2019年5月にOnePathの保険事業を売却し、21億ドルの資本を返還した。

認識および測定

当行の子会社とは、当行がそのリターンの変動にさらされるか、あるいはそのリターンの変動に対する権利を有し、かつそれに対する権限を通じてそのリターンに影響を及ぼすことができる事業体である。当行は、事業体に対する当行のパワーの有無を、当該事業体の関連性のある活動を指揮する既存の権利を吟味することにより評価している。被支配法人への投資は取得原価から減損損失累計額を差し引いた金額で計上されている。

当行は、少なくとも各報告日において被支配法人に対する投資の減損の兆候について検討する。減損の兆候が存在する場合、当行は、次のいずれか高い方を用いて被支配法人の回収可能価額を算定する。

- ・ 被支配法人の処分費用控除後の公正価値
- ・ 使用価値

当行は、回収可能価額の算定に、割引キャッシュフロー法やその他の方法 (収益還元法など) を用いる。

24. 金融資産の譲渡

当行は、通常の事業活動において、金融資産を第三者または組成された事業体（SE）に直接譲渡する取引を行っている。これらの譲渡により、当行は、譲渡資産に係る当行のリスクおよび経済的便益または支配へのエクスポージャーによっては、これらの金融資産の全部または一部の認識を中止する場合がある。当行が譲渡資産に係るリスクおよび経済価値をほぼすべて留保している場合、認識中止に適格な譲渡とは認められず、当該資産は当行の貸借対照表に引き続き全額計上される。

証券化

正味貸付金および前渡金には、当行の証券化プログラムに基づいて証券化され、倒産隔離構造を持つSEに譲渡された住宅モーゲージが含まれている。それらの住宅モーゲージは、SEが発行するノートに係る返済債務の担保とするために譲渡されたものである。発行済ノート保有者は、証券化された住宅モーゲージ・プールに対して完全遡及権を有し、当行は、かかる譲渡資産を担保に差し入れることや処分することはできない。

場合によっては、当行は、証券化されたノートの保有者でもある。さらに当行は、SEの残存収益に対する権利も有しており、SEとデリバティブ契約を結ぶこともある。したがって、当行は住宅モーゲージのリスクおよび経済的便益を留保しているため、引き続き当該住宅モーゲージを金融資産として認識する。当該金額をSEに支払うための債務は、当行の金融負債として認識される。

当行はこれら証券化SEへの関与により変動リターンにさらされており、またSEの活動に対するパワーを通じてこれらのリターンに影響を及ぼす能力を有する。したがって、当グループの連結財務書類を作成するにあたって、これらのSEは当行に連結されている。

カバード・ボンド

当行は、発行市場で資金を調達するため、様々なグローバル・カバード・ボンド・プログラムを運用している。正味貸付金および前渡金には、これらのカバード・ボンド・プログラムに基づいて倒産隔離構造を持つSEに譲渡された住宅モーゲージが含まれている。それらの住宅モーゲージは、発行済のカバード・ボンドにかかる返済債務の担保となっている。

カバード・ボンド保有者は、発行体とカバー・プール資産に対して二重の遡及権を有する。発行体は、かかる譲渡資産を担保に差し入れること、あるいは処分することはできないが、必要な補償が維持されている限り、法的手続きを条件に資産の買戻しおよび代用ができる。

当行は、カバー・プールを、当該カバード・ボンド債務を十分に補償できる水準に維持しなければならない。さらに当行は、カバード・ボンドSEの残存収益に対する権利も有しており、SEとデリバティブ契約を結んでいる。したがって、当行は住宅モーゲージのリスクおよび経済的便益の大半を留保しているため、引き続き当該住宅モーゲージを金融資産として認識する。当該金額をSEに返済するための債務は、当行の金融負債として認識している。

当行はカバード・ボンドSEへの関与により変動リターンにさらされており、またSEの活動に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有している。したがって、当グループの連結財務書類を作成するにあたって、これらのSEは当行に連結されている。これらの発行済外部向けカバード・ボンドは、発行済社債に含まれている。

買戻条件付契約

当行が、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済的便益を留保する買戻条件付契約により有価証券を売却する場合、それらは認識の中止に適格な資産とみなされない。取引相手から受領した対価について関連負債が認識される。

以下の表は、認識の中止に不適格な譲渡資産の残高と関連負債を示したものである。

	証券化 ^{(1)、(2)}		カバード・ボンド		買戻条件付契約	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)					
譲渡済資産の当期帳簿価額	65,947	64,765	20,052	19,612	42,640	39,332
関連負債の帳簿価額	65,947	64,765	20,052	19,612	40,826	37,581

(1) 残高は、当行内の組成された事業体への譲渡に関連するものである。

(2) 証券化されたノートの保有者は、証券化された住宅ローン・プールのみに対して遡及権を有する。証券化資産と関連負債の帳簿価額は、公正価値の近似値である。

25. 売却目的保有資産および負債

2019年9月30日および2018年9月30日現在、売却目的保有に再分類された資産または負債はなかった。

売却目的保有資産および負債に関連する損益計算書への影響

2018年度を通じて、当行は売却目的保有資産および負債に関連する次の影響を認識した。

- ・ アジアリテールおよび富裕層事業の売却に関連する活動が完了したことによる13百万ドルの利益。
- ・ SRCBに関連した247百万ドルの純利益。その内訳は、準備金の戻入れによる利益289百万ドル、為替差損およびその他費用による56百万ドル、税金の調整額14百万ドル。

これらの処分の結果生じた減額が「その他収入」に算入されている（注記2「営業収入」を参照のこと）。

重要な判断および見積り

以下の事項の決定の際に、当行は、重要な判断を行う。

- ・ 資産または資産グループの売却目的保有または非継続事業への分類および表示
- ・ 売却目的保有に分類された資産および負債の公正価値

経営陣は、売却目的保有資産および負債に関する売却費用控除後の公正価値を評価するに当たって、重要な判断が求められる。判断の項目には、売却費用、のれんの配分、売却契約に含まれる補償および受領した対価（特に、対価の一部に偶発的な要素がある場合）の決定が含まれる。計上する減損は、入手可能な公正価値の最善の証拠を減損控除前の帳簿価額と比較したものに基づいている。最終的な売却価格は、減損計上時に見積る公正価値と異なる可能性がある。経営陣は、定期的に根拠となる仮定の適切性を実際の結果およびその他の関連する証拠と照らして評価し、必要に応じて、公正価値を調整する。売却は貸借対照表日から12か月以内に完了する見込みだが、当該資産の売却に関して当局の承認および商慣習に従った売却条件が適用される。

26. 退職年金および退職後給付債務

下表は、確定給付型退職年金制度に関して貸借対照表に計上された金額を要約したものである。

	2019年	2018年
	(単位：百万ドル)	
確定給付債務および制度資産		
積立済確定給付債務の現在価値	(1,353)	(1,246)
制度資産の公正価値	1,591	1,385
正味確定給付資産	238	139
貸借対照表に計上された金額		
支払債務およびその他の負債に含まれる確定給付債務から生じた純負債	(17)	(15)
その他の資産に含まれる確定給付債務から生じた純資産	255	154
正味確定給付資産	238	139
確定給付債務に反映された給付金の支払いの加重平均期間(年)	14.9	16.8

制度の直近の決算日時点において、未払給付額に対する資産の市場価値（純額）は、積立ベースで合計38百万ドルの超過（2018年度：10百万ドルの不足）であった。当行は、2019年度に確定給付制度へ合計2百万ドル（2018年度：2百万ドル）を拠出した。来年度には、約2百万ドルを拠出する見込みである。

制度のガバナンスおよび確定給付制度の積立て

当行が加入している主な確定給付型退職年金制度は信託法の下で運営され、関連する信託証書の条項、規則およびすべての関連する法律に従い、加入者に代わって運用および管理される。これらの制度は、当行の完全子会社を受託会社としている。受託会社は制度資産の法的な所有者であり、これらは当行の資産とは分別して保管されている。また、受託会社の責任は、運用方針の設定、および3年ごとの年金数理評価プロセスを通じて雇用主と所要積立額について合意することである。

ANZのオーストラリア職員退職年金制度およびANZ英国職員退職年金制度の確定給付部分の2つが確定給付制度で最大規模のものであり、それぞれ1987年および2004年以降は新規加入者を受け入れていない。これらの制度は、直近の積立評価時現在、重要な不足額も余剰金もなかった。当行には、制度の信託契約上、不足額（積立ベースに基づいて測定）を補てんする現在の債務はない。これらの制度のいずれかを解散した場合、当行に偶発債務が発生する可能性がある。

認識および測定**確定給付退職年金制度**

当行の確定給付制度に関しては、独立年金数理士が、各確定給付制度に基づく従業員への給付に関連する負債および費用を計算する。年金数理士は予測単位積増方式を用いて、負債を評価する。貸借対照表には、次のものが計上される。

- ・ 債務が制度資産の公正価値を上回る場合は、確定給付負債
- ・ 資産の公正価値が債務を上回る場合は、資産（回収可能価額を上限とする）

各報告期間において、正味確定給付債務の変動は、以下のように認識される。

- ・ 当期勤務費用、確定給付債務の利息純額、過去勤務費用、およびその他の費用（例えば縮小や清算の影響など）に関連する純変動は、営業費用として認識される。
- ・ 正味確定給付負債のうちの数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く）を構成する部分の再測定は、その他の包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・ 当行の拠出額は正味確定給付残高に直接計上される。

確定拠出退職年金制度

当行は、いくつかの確定拠出制度も運営しており、事業を行っている様々な国における法律に従い、確定拠出制度の性質を有する政府およびその他の制度にも拠出を行っている。当行のこれら制度への拠出は、発生時に人件費として認識される。

重要な判断および見積り

確定給付債務の評価時に当行が使用する主な仮定は、次のとおりである。仮定の変更、または異なる仮定の適用は、その他の包括利益計算書および貸借対照表に影響を及ぼす可能性がある。

仮定			重要な仮定の変更に 関する感応度分析	確定給付債務の 増加/（減少）	
	2019年	2018年		2019年 (単位：百万ドル)	2018年
割引率（年率％）	1.7 - 2.0	2.65 - 3.7	0.5％の上昇	(101)	(131)
将来の昇給率（年率％）	3.15	3.75			
将来の年金給付の物価スライド					
支払（年率％）/繰延年金	1.75 -	2.0 -			
（年率％）	3.0/2.35	3.0/2.25	0.5％の上昇	74	109
現在の加入者の60歳時点での余命			1年長期化	65	56
- 男性（年数）	25.6 - 28.6	25.5 - 29.0			
- 女性（年数）	28.8 - 30.3	28.7 - 31.0			

27. 従業員持株およびオプション制度

当行は、ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき多数の従業員持株およびオプション制度を運営している。

ANZ従業員株式取得制度

2018年度および2019年度に運営されていたANZ従業員株式取得制度は、従業員株式オファー制度および株式後渡し制度である。

従業員株式オファー制度	
資格	オーストラリアまたはニュージーランドで雇用され、直近の年度における継続勤続年数が3年以上になる正社員の大半
付与	オーストラリアでは事業年度ごとに1,000ドル（ニュージーランドでは800ドル）相当を上限にANZ株式を付与。ただし、取締役会の承認を要する。
割当額	付与日までの1週間（付与日を含む）にオーストラリア証券取引所（ASX）で売買されたANZ株式の1週間の出来高加重平均価格（VWAP）
オーストラリア	ANZの普通株式は、対価なしで適格従業員に付与される。これらの株式は付与時に権利が確定し、付与日から3年間信託で保有される。その後、信託に留保、従業員の名義に移管、または売却することができる。配当金は配当金再投資制度で自動的に再投資される。
ニュージーランド	適格従業員は、1株当たり1ニュージーランド・セントを支払うと株式が付与される。3年間の勤続期間の充足を条件に、株式の権利が確定した後は、信託に留保されるか、従業員の名義に変更、または売却することができる。従業員が辞職した場合または重大な不正行為により解雇された場合、権利未確定の株式は失効する。配当は現金で支払われるか、配当金再投資制度に再投資される。
費用計上額 （公正価値）	オーストラリアでは、これらの株式に失効の条件が付されていないければ、付与された年にその公正価値が費用計上される。 ニュージーランドでは、3年間の権利確定期間にわたって公正価値が定額法で費用計上される。 この費用は株式報酬費用として認識され、資本が同額増加する。
2018年および2019年の付与	2018年12月3日に、26.91ドルの発行価格で656,738株が付与された。 2017年12月1日に、28.67ドルの発行価格で541,982株が付与された。

株式後渡し制度	
i) ANZインセンティブ制度 (ANZIP) – 最高経営責任者(「CEO」)およびグループ執行委員会(「ExCo」)	
資格	グループCEOおよびExCo
付与	CEOの年間変動報酬(AVR)の50%相当、およびExCoの変動報酬(「VR」)の25%相当を後渡し株式として受領
条件	付与日から4年にわたって繰り延べられる。
ii) ANZIP (CEO、ExCoを除く) およびビジネス・ユニット・インセンティブ制度(「BUIP」) - 2017年10月1日以降の報酬	
資格	CEO、ExCoを除くすべての従業員
付与	VRが150,000ドルまたはそれを上回る場合、80,000ドルを超えるインセンティブ金額の60%相当を後渡し株式として受領(最低繰延額は42,000ドル)
条件	付与日から3年にわたって繰り延べられる。
iii) 長期のインセンティブ(LTIs)	
資格	選定された従業員
付与	全額が後渡し株式
条件	付与日から3年後に権利が確定
iv) 例外的な場合	
放棄された報酬	例外的に、当行は、前の雇用主に対して放棄した報酬を補償するため、特定の従業員の当行入行時に後渡し株式を付与する。権利確定期間は一般的に放棄した報酬の残存権利確定期間で調整されるため、付与によって異なる。
人材確保	当行にとって人材喪失リスクが大きいとみなされる業績の良い従業員に対して、後渡し株式が付与されることがある。
v) 追加情報	
中止	取締役会が別段の決定を下さない限り、従業員が辞職した場合、通知により契約が終了した場合、または重大な不正行為により解雇された場合、権利未確定の後渡し株式は失効する。後渡し株式は繰り延べ期間以降は信託で保有可能である。
配当金	配当は現金で支払われるか、配当金再投資制度に再投資される。
金融商品	一部の国においては、現地に合わせて後渡し株式の代わりに後渡し株式の権利を付与することができる(「後渡し株式の権利」欄を参照のこと)。
割当額	すべての後渡し株式は、付与日までの1週間(付与日を含む)にASXで取引されたANZ株式のVWAPに基づいて、発行される。
費用計上額(公正価値)	当行は、関連する権利確定期間を通じて、定額法で後渡し株式の公正価値を費用計上する。この費用を株式報酬費用として計上し、資本が同額増加する。
2018年および2019年の付与	2019年度に、1,945,668株(2018年度:2,232,563株)の後渡し株式が付与され、加重平均付与価格は25.39ドル(2018年:29.31ドル)であった。
下方修正	株式後渡しは依然としてリスクにさらされており、取締役会は権利確定日までいつでも後渡し株式数を下方修正(ゼロまでの修正を含む)する裁量を有する。ANZの下方修正規定については、2019年度報酬報告書のセクション6.3を参照のこと。 取締役会の裁量により、2019年度に9,810個(2018年:2,632個)の後渡し株式の権利がゼロに下方修正された。
ANZ従業員株式取得制度の費用計上	
費用計上額(公正価値)	従業員株式オファー制度および株式後渡し制度により当行が2019年度に付与した株式の付与日に測定した公正価値は、株式数2,602,406株とVWAP26.01ドルに基づいて67.7百万ドル(2018年度:2,774,545株とVWAP29.17ドルに基づいて80.9百万ドル)である。

ANZ株式オプション制度

割当	当行は、選ばれた従業員に、ANZの全額払込済普通株式をオプションまたは権利の確定時に所定の価格で取得する権利を表象するオプションまたは権利を付与することがある。オプションまたは権利を行使して普通株式が割当てられると、議決権と配当請求権も付随して割当てられる。 各オプションまたは権利により、その所有者は付与時に課せられた条件に従い普通株式1株を与えられる。オプションの行使価格は、制度の規則に従い、一般には付与日までの1週間（付与日を含む）にASXで取引された株式のVWAPを基準に決定される。権利については、行使価格はゼロである。
規則	オプションまたは権利の行使前に、株式無償割当、株主割当発行、または再編により当行が株式資本を変更した場合、次の調整が求められる。 ・ 株式無償割当—所有者のオプション行使時において、対象株式の割当時に保有していたならば受領資格のあった無償株式の割当数に対する権利が同時に与えられる。 ・ 株式割当発行—当行は、ASX上場規則で定められている方法で、オプション行使価格を調整する。 ・ 再編—権利に関して、株式無償割当または当行の株式資本再編が行われた場合、取締役会は、権利所有者に損得が生じないよう、権利の個数または対象株式数を調整できる。 所有者には上記以外に参加する権利はない。 ・ オプションまたは権利の行使前における当行の有価証券の新規発行 ・ ANZ以外の法人（子会社など）の株式発行 2012年11月1日以降の株式の付与に関しては、取締役会の裁量により、報奨の権利確定部分を株式ではなく現金同等物で支給できる。
費用計上	当行は、関連する権利確定期間を通じて、定額法でオプションまたは権利の公正価値を費用計上する。この費用を株式報酬費用として計上し、資本が同額増加する。
中止	当該従業員の雇用が終了した場合に適用される規定については、ANZグループの2019年度年次報告書の2019年度報酬報告書のセクション9.2.3を参照のこと。
下方修正	当行の下方修正規定については、ANZグループの2019年度年次報告書の2019年度報酬報告書のセクション6.3を参照のこと。

2019年度および2018年度のオプション制度

i) 業績に基づく権利	
割当	当行は、当行のインセンティブ・プランの一環として、特定の従業員に業績に基づく権利を付与している。業績に基づく権利とは、3年間の権利確定期間⁽¹⁾および総株主利回り（TSR）の業績要件を条件として、対価なしにANZ株式を取得する権利を所有者に付与する。業績要件に関する詳細については、ANZグループの2019年度年次報告書の2019年度報酬報告書のセクション6.2.3aを参照のこと。
権利確定	業績に基づく権利（業績要件を満たしている）の報奨の一部は、取締役会の裁量により株式ではなく現金同等物で支給できる。すべての業績に基づく権利は、取締役会の裁量により支給された47,195個（2018年度：なし）を除いて、すべて株式の割当により支給された。
2018年および2019年の付与	2019年度には、885,810個（2018年度：1,023,239個）の業績に基づく権利を付与した。
下方修正	取締役会の裁量により、2019年度に59,012個（2018年：なし）の業績に基づく権利がゼロに下方修正された。

(1) 2019年10月1日からの付与について4年間。

ii) 後渡し株式の権利（業績要件なし）	
割当	後渡し株式の権利とは、一定の権利確定期間の後、対価なしにANZ株式を取得する権利を所有者に与えるものである。当行は、制限期間中に配当が支払われないことについて権利の公正価値を調整する。
権利確定	株式報奨の一部は、取締役会の裁量により株式ではなく現金同等物で支給できる。取締役会の裁量により後渡し株式の権利で支給された68,357個（2018年度：108,783個）を除いて、すべて株式の割当により支給された。
2018年および2019年の付与	2019年度には、2,078,427個（2018年度：2,546,333個）の後渡し株式の権利（業績要件なし）が付与された。
下方修正	取締役会の裁量により、2019年度に11,824個（2018年：1,638個）の後渡し株式の権利がゼロに下方修正された。

発行済のオプション、後渡し株式の権利、および業績に基づく権利

2019年10月30日現在、発行済の後渡し株式の権利は4,173,045個、その所有者は615名、発行済の業績に基づく権利は2,486,001個、その所有者は142名であった。

オプション／権利の変動

2019年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプション／権利、関連する加重平均（WA）行使価格および2019年度の変動の詳細は、次表に示すとおりである。

	期首残高 2018年 10月1日現在	付与された オプション／ 権利数	失効した オプション／ 権利数 ⁽¹⁾	終了した オプション／ 権利数	行使された オプション／ 権利数	期末残高 2019年 9月30日現在
オプション／権利数	7,148,573	2,964,237	(1,589,109)	0	(1,835,163)	6,688,538
WA行使価格（ドル）	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA株価終値（ドル）						\$26.66
WA残存契約期間						1.9年
行使可能な全発行済 オプション／権利の WA行使価格						\$0.00
行使可能な発行済 オプション／権利数						181,581

2018年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプション／権利、関連する加重平均行使価格および2018年度の変動の詳細は、次表に示すとおりである。

	期首残高 2017年 10月1日現在	付与された オプション／ 権利数	失効した オプション／ 権利数(1)	終了した オプション／ 権利数	行使された オプション／ 権利数	期末残高 2018年 9月30日現在
オプション／権利数	7,113,784	3,569,572	(2,043,209)	(1,558)	(1,490,016)	7,148,573
WA行使価格（ドル）	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA株価終値（ドル）						\$28.43
WA残存契約期間						2.1年
行使可能な全発行済 オプション／権利の WA行使価格						\$0.00
行使可能な発行済 オプション／権利数						67,666

(1) 権利が失効するような状況（例えば中止、下方修正、業績面の条件を満たしていないなど）を指す。

2018年および2019年度のオプション／権利の行使の結果発行されたすべての株式の権利行使価格はゼロであった。

取締役会報告書の署名日である2019年10月30日現在、

- ・ 2019年度末以降に付与された普通株式に対するオプション／権利はなかった。
- ・ 2019年度末以降のオプション／権利の行使の結果発行された株式は14,464株で、いずれも行使価格はゼロであった。

公正価値の仮定

公正価値算定時、当行は、AASB第2号「株式報酬」の要件に従って、モンテ・カルロ価格モデルおよび／またはブラック・ショールズ価格モデルなど、市場における標準的な評価技法を適用している。これらのモデルは、権利が確定した持分の早期行使、譲渡不能、および（要件が設けられている場合は）社内外の業績要件を考慮している。

次の表は、期中に付与された金融商品の公正価値の計算へのインプットとして使用した重要な仮定である。値は加重平均値で表示しているが、各配分で用いる具体的な値は、公正価値の計算に用いている値である。

	2019年		2018年	
	後渡し株式の 権利	業績に基づく 権利	後渡し株式の 権利	業績に基づく 権利
行使価格（ドル）	0.00	0.00	0.00	0.00
付与日の株価終値（ドル）	25.83	25.52	29.24	29.21
ANZ株価の予想ボラティリティ（％） ⁽¹⁾	20.0	20.0	20.0	20.0
権利の期間（年）	2.5	4.8	2.4	5.0
権利確定期間（年）	2.1	3.0	2.1	3.0
予定期間（年）	2.1	3.0	2.1	3.0
予定配当利回り（％）	6	6	5.75	5.75
無リスク金利（％）	1.96	2.05	1.65	1.95
公正価値（ドル）	22.87	9.40	26.03	12.24

(1) 予想ボラティリティとは、ANZの株価が権利の有効期間中において変動すると予想される金額の割合である。価格モデルで用いる変動率の測定の基準となるのは、付与日に先立つ繰延期間における株価実績について、連続複利による収益率の標準偏差を年換算したものである。この年率換算した変動実績率の平均は、権利の予定期間における合理的な予想変動率を見積もるために利用される。

株式報酬の支給

株式報酬に用いられるすべての株式は、市場からの買戻し、再割当、新規発行、またはこれらの組み合わせにより調達される。

2019年度に当行が全従業員のために市場で買い付けた株式数は（ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき、あるいはオプションまたは権利に対応するため）は4,317,094株、1株当たり平均株価は25.99ドルであった（2018年度：1株当たり平均29.00ドルで3,936,773株）。

28. 関係当事者の開示

主要経営陣の報酬

主要経営陣（KMP）とは、次のような取締役全員およびCEO直属の執行役員である。

- ・ 戦略の方向性や主要な収益部門の経営管理に責任を持つ者
- ・ 重要な収益および費用を管理する者

注記3「営業費用」で人件費合計に算入されているKMPの報酬は、次のとおりである。

	2019年 ⁽¹⁾	2018年 ⁽¹⁾
	(単位：千ドル)	
短期給付	15,784	19,497
退職後給付	415	333
その他長期給付	213	150
退職給付	2,112	454
株式報酬	6,184	8,910
合計	24,708	29,344

(1) 雇用期間が終了するまでに開示された旧KMPを含む。

主要経営陣のローン取引

KMPに融資されたローンは、他の従業員や一般顧客に適用される条件よりも有利にならない通常の商業的条件（融資期間、所要担保、金利など）に基づき、通常の事業過程で行われたものである。当期中に償却はなく、これらの残高に関して計上された個別引当金もなかった。KMP（その関係当事者を含む）に対して実行したローン、保証または担保の総額は、以下のとおりであった。

	2019年	2018年
	(単位：千ドル)	
貸付金 ^{(1)、(2)}	13,536	12,541
利息費用 ⁽³⁾	285	477

(1) 残高は、貸借対照表日現在（貸借対照表日現在に在職していたKMP）、あるいは旧KMPの離職日現在のものである。

(2) クレジットカード残高を含め、以前は貸付金および前渡金に含まれていた貸付金残高の再引き出し可能部分を除外するよう、前期は修正再表示されている。

(3) 利息費用は当期中のすべてのKMPに関するものである。

主要経営陣によるANZ証券の保有高

KMP（KMPの関連当事者を含む）が直接的、間接的、または実質的に保有する当行の劣後債、株式、株式の権利および株式オプションの詳細は以下のとおりである。

	2019年	2018年
	株数または個数 ⁽¹⁾	
株式、オプションおよび権利	1,892,754	2,293,271
劣後債務	11,802	13,152

(1) 残高は、貸借対照表日現在（貸借対照表日現在に在職していたKMP）、あるいは旧KMPの離職日現在のものである。

主要経営陣およびその関連当事者の預金およびその他の取引

KMPおよびその関連当事者の銀行預金総額は42百万ドル（2018年：44百万ドル）であった。

KMPおよびその関連当事者とのその他の取引には、投資運用サービス手数料、ブローカーおよび銀行手数料に関して当行に支払われた金額が含まれている。当行は、KMPの職務の遂行に関連した一定の事務サービス費用を払い戻している。これらの取引は、通常の商業条件で行われており、他の従業員や顧客の場合と比べて有利なものではない。

関連会社

当年度中、関連会社との間で実行された取引は、以下に示すように通常の商業的条件と同等の条件で行われた。

	2019年	2018年
	(単位：千ドル)	
関連会社からの未収金	-	34,364
関連会社への未払金	697	608
関連会社からの受取利息	-	1,704
関連会社に支払ったその他の費用	7,624	6,735

関連会社に重要な保証を与えたことはなく、また関連会社から重要な保証を受けたこともなかった。当期中に償却はなく、これらの残高に関して計上された個別引当金もなかった。

子会社

重要な被支配法人については、注記23「被支配法人に対する持分」において開示している。当年度中、子会社は子会社間および関連会社との間で、通常の商業的条件と同等の条件で取引を行った。2019年9月30日現在、当行はこれらすべての取引に関わる残高が全額回収可能と思料している。

当行と子会社との間の取引には、広範囲にわたる銀行業務およびその他の与信枠の提供が含まれる。配当金または持分の形式で関連当事者に支払った、または関連当事者より受領された金額は、注記2「営業収入」に記載されている。

その他のグループ会社間取引には、運用および管理サービスの提供、職員の研修、データ処理設備、税務上の欠損金の移転、および有形固定資産のリースが含まれる。

29. コミットメント、偶発債務および偶発資産

信用関連のコミットメントおよび偶発債務

	2019年 (単位：百万ドル)	2018年 (単位：百万ドル)
契約額		
未実行の与信枠	171,881	164,944
保証および信用状	20,375	16,363
履行保証関連偶発債務	20,097	22,176
合計	212,353	203,483

未実行の与信枠

未実行の与信枠の大半は、顧客の特定の信用およびその他要件もしくは条件の維持が前提となる。これら与信枠の多くは、部分的な使用にとどまると予想されるが、その他は全く使用されない可能性もある。したがって、額面金額の総額は、将来の流動性リスクまたは将来の現金の必要額を必ずしも示していない。当行が支払いを求められうる最短日に基づく、計171,881百万ドル（2018年度：164,944百万ドル）の未実行の与信枠が向こう12か月以内に満期を迎える。

保証、信用状および履行保証関連偶発債務

保証および偶発債務は、保証、スタンドバイ信用状、荷為替信用状など当行が自己勘定において実行した取引に関するものである。

荷為替信用状では、輸出業者に対する代金支払いを保証する信用状を当行が発行する。これらは、関係する積荷商品を担保としているか、または他の銀行の確認信用状の発行を条件にしている。

履行保証関連偶発債務は、顧客が契約に基づく非金銭的な債務の履行を怠った場合に第三者に支払いを行う義務を当行に負わせる負債である。

これらの取引に関連するリスクを反映するため、当行は、融資申請と同じ与信審査、ポートフォリオ管理および担保要件を適用している。契約額は、契約相手が金銭上の債務を履行できなかった場合に当行が被りうる最大損失額を表している。与信枠は、実行されずに期間が終了する可能性もあるため、名目上の金額は必ずしも将来必要となる現金額を表すわけではない。当行が支払いを求められうる最短日に基づく、合計20,375百万ドル（2018年度：16,363百万ドル）の保証および信用状、ならびに合計20,097百万ドル（2018年度：22,176百万ドル）の履行保証関連偶発債務が、向こう12か月以内に満期を迎える。

不動産関連のコミットメント

	2019年 (単位：百万ドル)	2018年 (単位：百万ドル)
リース賃借料		
土地および建物	1,699	1,533
什器および備品	58	112
リース賃借コミットメント合計 ⁽¹⁾	1,757	1,645
1年以内	304	321
1年超5年以内	868	769
5年超	585	555
リース賃借コミットメント合計 ⁽¹⁾	1,757	1,645

(1) 2019年9月30日現在、解約不能サブリース契約に基づいて受領が見込まれる将来最低サブリース料合計は、67百万ドル（2018年度：81百万ドル）である。当年度に受領したサブリース料は28百万ドル（2018年度：29百万ドル）で、支払賃借料と相殺された。

その他の偶発債務

2019年9月30日現在、当行には以下の事項に関する偶発債務が存在していた。該当する場合には、法律専門家の助言に照らして適切と考えられる引当金の計上（注記20を参照のこと）および開示が行われている。場合によっては、開示が実務的なこと、または開示により当行の利益を毀損するおそれがあるため、個別項目が財務に及ぼす影響の見積額を開示していない。

規制および顧客に対するエクスポージャー

近年、当行について規制当局が関与する案件数が増加している。また、とりわけオーストラリアおよび世界各国の金融機関に対して、規制上の捜査や検査の内容と規模、民事および刑事の強制措置（訴訟またはそれ以外であるかを問わない。）、公式および非公式の調査、規制上の監督活動ならびに規制当局によって科される罰金の金額が著しく増大している。当行は、業界全体および当行に限定した検査の一環として、規制当局から様々な通知および情報提供の要請を受けた。また、規制当局に対して当行自ら進んで開示を行った。これらの関与は広範囲に及ぶ可能性があり、例えば現在では、担当する融資実務、商品の適合性および販売、これらに課される利子および手数料や受給権、顧客救済措置、富裕層への助言、保険の販売、価格設定、競争、金融市場および金融取引における行為、資本市場取引、マネーロンダリング対策およびテロ資金対策の義務、報告および開示の義務ならびに商品開示に関する文書などの多岐にわたる事項が含まれる。これらは、規制に対するエクスポージャーに加えて顧客に対するエクスポージャーが生じる可能性がある。これらのエクスポージャーとしては、集団訴訟、個別請求、または顧客救済や補償措置が含まれるおそれがある。これらの検査の結果および潜在的なエクスポージャーに関連する費用の合計は依然として不確定である。

銀行業務手数料を巡る訴訟、定期返済に関わる救済、ASIC訴訟

2010年に訴訟費用融資会社が当行を相手に集団訴訟を開始し、2013年3月にも、類似する第二の集団訴訟が開始された。申立者は、特定の手数料（取引勘定での借越手数料、残高不足（借越不能）手数料、滞納手数料ならびにクレジットカードの支払遅延手数料および利用限度超過手数料）は法的強制力がない違約金であり、各種手数料は、非良心的行為、不公正な契約条項および不正取引を規制する実定法上の条項に基づいても法的強制力はないと主張した。2013年3月の集団訴訟における請求は退けられ、棄却された。

2010年の集団訴訟で元来主張されていた請求は既に棄却されている。2017年には、2010年の集団訴訟に、特定の定期返済滞納手数料を課金する当行の資格を巡る新たな請求が追加された。顧客集団の一部はすでに当行から救済措置を受けていた。2018年12月、この請求は和解の合意に達した。この和解は裁判所の承認を条件とする。

2019年7月、ASICは、2003年8月から2016年2月までの特定の状況における定期返済手数料の課金に関連した、当行に対する民事罰の手続きを開始した。ASICは、虚偽あるいは誤解を招く表示および非良心的行為に関して、民事罰を求めている。またASICは、当行は誤解を招く行為または虚偽的行為に関与し、金融サービスの免許保有会社として特定の法定義務に違反したと主張している。本件はまだ初期段階にある。結果および費用の合計は依然として不確定である。当行は、この申し立てに対して争っている。

ベンチマーク／金利を巡る訴訟

2016年7月と8月に、当行を含めた米国内外の銀行を相手取った集団訴訟の訴状が米国地方裁判所に提出された。一方は、バンク・ビル・スワップレート（「BBSW」）を巡る訴訟で、他方は、シンガポール銀行間取引金利（「SIBOR」）およびシンガポール・スワップ・オファー・レート（「SOR」）を巡る訴訟である。両集団訴訟は、BBSWまたはSIBORに基づき値付け、評価、および／または決済された米国を本拠地とする金融商品取引に関与した個人と企業に適用されると表明されている。原告は金額を定めない損害賠償または補償金を請求しており、当行をはじめとする被告銀行が米国の独占禁止法および（BBSWの訴訟のみ）組織犯罪排除法、商品取引法、ならびに不当利得原則に違反したと主張している。当行は、これらの訴訟で争っている。本件はまだ初期段階にある。

2017年2月、南アフリカ競争委員会は南アフリカ・ランド建て取引において同国競争法のカルテル禁止規定に違反したとして、当行を含めた国内外の銀行を相手取った訴訟を開始した。民事罰の見込みあるいはその他の財務的な影響は判明していない。本件はまだ初期段階にある。

資金調達を巡る訴訟

2018年6月に、連邦公訴官は、当行の2015年8月の普通株式約80.8百万株の機関投資家向けの株式売出しの共同主幹事によるカルテル行為に、上層部の従業員が認識しつつ故意に関わったと主張している件について、当行に対する刑事訴訟に取り掛かった。本件はまだ初期段階にある。当行および当行の上層部の従業員は、この申し立てに対して争っている。

2018年9月に、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）は、当行が、2015年8月の機関投資家向けの株式売出しに関連する継続開示義務を遵守していないという主張に対する民事訴訟に取り掛かった。ASICは、売出し株式のうち、普通株式約25.5百万株を共同主幹事が引き受けた件について、当行が市場に知らせるべきだったと主張している。本件はまだ初期段階にある。当行は、この申し立てに対して争っている。

フランチャイズ訴訟

2018年2月に、2件の関連する集団訴訟が当行に対して提起された。セブン・イレブンのフランチャイズ加盟店への貸付に関連した契約違反および非良心的行為があったことが申し立てられている。2019年3月、当行に対するこの請求は和解の合意に達した。この和解は裁判所の承認を条件とする。

王立委員会

2019年2月4日に、銀行業、退職年金および金融サービス業における違反行為を監視するための王立委員会が最終報告書を公表した。同委員会の調査結果および勧告により、追加コストが発生する結果となり、また、更なるエクスポージャー（更なる規制措置に関連するエクスポージャーもしくは、集団訴訟、個人の請求または顧客救済や補償措置などの顧客関連の潜在的エクスポージャーを含む。）につながる可能性がある。これらの結果と潜在的なエクスポージャーに関連する費用の合計は依然として不確定である。

担保回収を巡る訴訟

減損資産の問題解決を目的として担保回収措置が講じられたことにより、様々な損害賠償請求が発生しており、または発生する見込みである。これらの請求については防御が見込まれている。

保証および補償

当行は、広範囲にわたる案件およびリスクを網羅した様々な事業および資産の売却やその他の取引に関連して、購入者およびその他の人物の利益となる保証、補償およびその他のコミットメントを提供している。当行は、それらの保証、補償およびコミットメントに基づく潜在的な請求に晒されている。

精算および決済義務

当行は、様々な精算および決済の取決めを規定する規則を遵守する義務があるが、これにより他の会員金融機関がその支払を怠った場合、信用リスク・エクスポージャーおよび損失が生じる可能性がある。これらの取決めに起因する当行の潜在的エクスポージャーは、事前に数値化できない。

当行は、ASXクリア（フューチャーズ）、ロンドン・クリアリング・ハウス（LCH）・スワップクリアおよびレボクリア、韓国取引所（KRX）、香港取引所（HKEX）、クリアリング・コーポレーション・オブ・インドなど、中央清算機関の会員である。会員である当行は、国際的な規制要件に沿って中央清算機関でデリバティブ商品を清算できる。これらすべての会員制に共通する点は、デフォルト基金に拠出する必要があることである。他の会員が債務履行を怠った場合、当行はデフォルト基金への追加拠出義務を請け負うよう求められるおそれがあるものの、その額を事前に数値化することはできない。

親会社の保証

当行は、通常の事業過程において、特定の子会社に関する援助の念書（レター・オブ・コンフォート）および保証書を発行している。これらの念書および保証書に基づき、当行は、それらの会社が引き続き当行の被支配法人であること等、一定の条件に該当する場合、それらの子会社が各自の金融上の義務を引き続き果たせるようにすることを保証する。

グリンドレイズの事業の売却

2000年7月31日、当行は、現金13億米ドルで、ANZグリンドレイズ（ジャージー）・ホールディングス・リミテッドおよびその子会社と合わせた、ANZグリンドレイズ・バンク・リミテッドならびに英国およびジャージーにおけるANZのプライベート・バンキング事業の、スタンダード・チャータード・バンク（SCB）に対する売却を完了した。当行はこれらの事業について保証および一定の補償を提供しており、その対象となる支払が起こる可能性が高いと予想した部分については、当該予想債務に係る引当金を計上している。以下に示す事項は、報告された営業成績に不利な影響を及ぼしていない。本日までの和解金および罰金は、すべて設定された引当金の範囲内であった。

1991年に一定の金額が、インド国内のグリンドレイズで保有されていた他通貨への転換不能インド・ルピー口座から送金された。これらの取引は、1973年外国為替規制法の規定に違反していた可能性がある。グリンドレイズは、自主的に、これらの取引をインド準備銀行へ届け出た。インド当局は、グリンドレイズおよび同行の在インド役員に対して警告を行い、民事罰が科されたが、これについては上訴可能である。刑事訴追も継続中で、防御が見込まれている。係争中の金額は重要な値ではない。

偶発資産

ナショナル・ハウジング・バンク

当行は、問題のある小切手により1990年代初頭に旧グリンドレイズの顧客口座に入金された受取金の回収を継続している。

問題の小切手は、インドのナショナル・ハウジング・バンク（「NHB」）から振り出されていた。小切手の受取金に関するグリンドレイズとNHBの訴訟は2002年初頭に解決した。

回収は、小切手の受取金を受領したグリンドレイズの顧客財産に対して行われている。回収額は、当行とNHBの間で分配されることになっている。

30. 監査人報酬

	2019年	2018年
	(単位：千ドル)	
KPMGオーストラリア		
財務報告書の監査またはレビュー	7,058	6,674
監査関連業務 ⁽¹⁾	2,642	4,152
非監査業務 ⁽²⁾	114	100
合計 ⁽³⁾	9,814	10,926
KPMGオーストラリアの海外提携事務所		
財務報告書の監査またはレビュー	1,924	1,642
監査関連業務 ⁽¹⁾	714	545
非監査業務 ⁽²⁾	2	2
合計	2,640	2,189
監査人報酬合計	12,454	13,115

- (1) 内訳は、健全性および規制に関する業務が2.56百万ドル（2018年度：2.41百万ドル）、コンフォート・レターが0.45百万ドル（2018年度：0.45百万ドル）、その他が0.34百万ドル（2018年度：1.84百万ドル）である。
- (2) 非監査業務の内容は、市場に関する全般的な見識、統制関連の評価および研修などである。
- (3) 物品・サービス税を含む。

当行の方針は、KPMGオーストラリアまたはその提携事務所が法定の監査業務の範囲外であっても外部監査人の役割と矛盾しない保証およびその他の監査関連業務を認めている。この中には、APRAなどの監督機関の要請による規制遵守や健全性に関するレビューが含まれる。監査や監査関連業務に当てはまらないその他の業務は、非監査業務とされる。当該方針では、監査人の独立要件に反しない限り、特定の非監査業務の提供を受けることを認めている。KPMGオーストラリアまたはその提携事務所は、外部監査人としての役割と矛盾する、または監査人の独立性に違反するとされる業務を行ってはならない。これには、通常経営陣が行う経営活動に関する助言および下請け、ならびに監査人が自己の業務に対して意見を述べることを最終的に求められうる契約が含まれる。

31. 新たな基準の適用およびその他の変更による影響

AASB第15号「顧客との契約から生じる収益」（「AASB第15号」）への移行による影響

下表は、AASB第15号の適用による比較期間の貸借対照表の変更、ならびに当期の表示との比較可能性を高めるためのその他の再分類調整の要約である。

	2018年9月30日 時点の報告	AASB第15号の 適用による影響	その他の 再分類調整	2018年9月30日 時点の修正再表示
	(単位：百万ドル)			
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	475,419	-	432	475,851
その他資産 ⁽²⁾	2,571	32	-	2,603
その他の影響を受けていない 貸借対照表項目	362,757	-	-	362,757
資産合計	840,747	32	432	841,211
繰延税金負債 ⁽²⁾	39	10	-	49
その他引当金 ^{(1)、(3)}	838	-	432	1,270
その他の影響を受けていない 貸借対照表項目	786,016	-	-	786,016
負債合計	786,893	10	432	787,335
利益剰余金 ⁽²⁾	26,377	22	-	26,399
その他の影響を受けていない 貸借対照表項目	27,477	-	-	27,477
株主資本合計 ⁽²⁾	53,854	22	-	53,876

- (1) 当期の表示との比較可能性を高めるために、2018年9月30日現在、帳簿外の信用関連コミットメントに帰属する信用減損の個別評価引当金および一括評価引当金432百万ドルについて、償却原価で測定される正味貸付金および前渡金から、その他の引当金に再分類された。
- (2) 当行は当期にAASB第15号を適用し、比較情報を修正再表示した。2018年9月30日時点の貸借対照表におけるこのような会計方針の変更による影響により、その他資産が32百万ドル、繰延税金負債が10百万ドル、利益剰余金が22百万ドル増加し、従来AASB第118号の下では認識されなかったが、AASB第15号の下で即時認識の対象となる収益が認識された。

上記の貸借対照表への影響に加えて、AASB第15号の適用時に、以前には相殺していた一定の項目は、現在、営業収入と営業費用に総額で表示されている。これによる2019年度の営業収入総額および営業費用総額の増加は122百万ドルであった。2018年度の比較情報が修正再表示された結果、営業収入総額と営業費用総額はそれぞれ146百万ドル増加した。

AASB第9号「金融商品」（「AASB第9号」）への移行による影響

予想信用損失引当金

下表は、2018年9月30日時点のAASB第139号「金融商品：認識および測定」に従って算定された期末の金融資産信用損失引当金、ならびにAASB第137号「引当金、偶発債務および偶発資産」に従って算定された貸付金コミットメントならびに金融保証契約の貸倒引当金、また2018年10月1日時点におけるAASB第9号に従って算定された期首の予想信用損失引当金を調整したものである。

	2018年 9月30日現在 AASB第139号もしくは AASB第137号に 従った貸倒引当金	AASB第9号に従っ たECL引当金の増加 (単位：百万ドル)	2018年 10月1日現在 AASB第9号に 従ったECL引当金
貸付金および前渡金—償却原価で測定	2,348	583	2,931
投資有価証券—償却原価で測定される負債証券 帳簿外のコミットメント—未実行および 条件付与信枠 ⁽¹⁾	-	1	1
貸倒引当金合計	432	143	575
	2,780	727	3,507
その他の包括利益に認識されている損失引当金			
投資有価証券—FVOCIで測定される負債証券 ⁽²⁾	-	4	4
その他の包括利益に認識されている 損失引当金合計	-	4	4

(1) 帳簿外のコミットメントについて個別評価および一括評価されるECL引当金は、その他引当金に含まれる。

ECL引当金によって帳簿価額は変動せず、引き続き公正価値で評価される。その代わり、ECL引当金はOCIで計上されており、同額が損益に繰入られる。

下表は、AASB第9号の適用によって生じた調整の要約である。

貸借対照表の調整

	参照	AASB 第139号による 測定区分	AASB 第9号による 測定区分	2018年 9月30日時点 の修正再表示	AASB 第9号の再分 類による影響	AASB 第9号の 再測定（減損 を除く）	AASB 第9号の 信用減損に よる影響	2018年 10月1日 現在の修正帳 簿価額
				（単位：百万ドル）				
売買目的有価証券	1,2	FVTPL	FVTPL	29,519	(999)	-	-	28,520
投資有価証券：								
- 償却原価で測定 される負債証券	2,6,7	該当なし	償却原価	-	2,477	1	(1)	2,477
- FVOCIで測定 される負債証券	1,2	該当なし	FVOCI	-	62,823	-	-	62,823
- FVOCIで測定 される持分証券	2	該当なし	FVOCI	-	1,086	-	-	1,086
売却可能資産（AFS）	2	AFS	該当なし	64,728	(64,728)	-	-	-
正味貸付金および 前渡金								-
		貸付金 および						
- 償却原価で測定	3,6,7,8	未収金	償却原価	475,850	(2,223)	15	(583)	473,059
- FVTPLで測定	3,8	FVTPL	FVTPL	1	1,564	(23)	-	1,542
被支配法人に対する債権								
		貸付金 および						
- 償却原価で測定	5	未収金	償却原価	90,170	(1,800)	-	-	88,370
- FVTPLで測定	5	FVTPL	FVTPL	-	1,800	149	-	1,949
繰延税金資産	1,2,4,6	該当なし	該当なし	1,071	-	12	207	1,290
その他の影響を受けてい ない貸借対照表項目		該当なし	該当なし	179,872	-	-	-	179,872
資産合計				841,211	-	154	(377)	840,988
当期税金負債	1,3,4	該当なし	該当なし	85	-	30	-	115
支払債務およびその他の 負債								
- 償却原価で測定	5	償却原価	償却原価	3,942	-	(19)	-	3,923
- FVTPLで測定	5	FVTPL	FVTPL	1,060	-	-	-	1,060
その他引当金	6	該当なし	該当なし	1,270	-	-	143	1,413
発行済社債：								
- 償却原価で測定	4,5	償却原価	償却原価	97,184	(2,646)	-	-	94,538
- FVTPLで測定	4,5	FVTPL	FVTPL	1,442	2,646	101	-	4,189
その他の影響を受けてい ない貸借対照表項目		該当なし	該当なし	682,352	-	-	-	682,352
負債合計				787,335	-	112	143	787,590
普通株式資本				27,533	-	-	-	27,533
準備金	1,2,6			(56)	-	2	3	(51)
利益剰余金	1,3,4,5,6			26,399	-	40	(523)	25,916
当行株主に帰属する株式 資本および準備金				53,876	-	42	(520)	53,398
株主資本合計				53,876	-	42	(520)	53,398

参照

- ASB第9号の初度適用にあたり、公正価値1,000百万ドルの債券ポートフォリオは、対象ビジネスモデルが回収および売却目的であったため、「売買目的有価証券」から、「投資有価証券－FVOCIで測定される負債証券」に振り替えられた。このポートフォリオの公正価値評価益／（評価損）累計額2百万ドル（税引後）が、利益剰余金からFVOCI準備金に振り替えられた。さらに再分類により繰延税金資産および当期税金負債が1百万ドル減少した。
- 売却可能という分類は、AASB第9号の下では適用されない。そのため、移行にあたり、
 - 売却可能負債証券61,823百万ドルは、対象ビジネスモデルが回収および売却目的保有であったため「投資有価証券－FVOCIで測定される負債証券」に再分類された。この再分類に関連した再測定の影響はなかった。

- ・ 2売却可能負債証券1,818百万ドルは、2018年10月1日現在において対象ビジネスモデルが回収および売却目的保有であったため「投資有価証券－償却原価で測定される負債証券」に再分類された。この再分類により再測定が行われ、従前の売却可能資産再評価差額金の戻入れにより帳簿価額が1百万ドル増加した。
 - ・ 当行は取消不能の選択として、売買目的以外の売却可能持分証券1,086百万ドルを「投資有価証券－FVOCIで測定される持分証券」に指定した。
 - ・ 売却可能持分証券1百万ドルが売買目的有価証券に再分類された。
3. 契約上のキャッシュフロー特性が元本および利息の支払に限定されない貸付金は、償却原価で測定される正味貸付金および前渡金から、FVTPLで測定される正味貸付金および前渡金に再分類された。2018年9月30日現在、この貸付金の償却原価による帳簿価額は224百万ドル、公正価値は201百万ドルであった。関連した再測定による23百万ドルは、当期税金負債の7百万ドルの減少と相殺して利益剰余金に計上された。さらに貸付金のうちの1件について従前の公正価値ヘッジ関係が、2018年10月1日に中止された。そのため、以前は貸付金の帳簿価額の減少として認識されていたヘッジ対象リスクの変動に起因する公正価値の変動15百万ドルが当期税金負債の増加4百万ドルと相殺して利益剰余金に戻入れられた。
4. 当行は、2018年10月1日より会計上のミスマッチを減らすために、特定の金融負債（発行済社債に含まれる債券）を、FVTPLで測定されるものに指定する選択をした。2018年9月30日現在、この債券の償却原価による帳簿価額は879百万ドル、公正価値は824百万ドルであった。55百万ドルの差異（自己の信用考慮前の公正価値の減少109百万ドルと、相殺する自己の信用に起因する公正価値の増加54百万ドルで構成される）は、税金の正味影響額17百万ドル（繰延税金資産の増加17百万ドル、当期税金負債の増加34百万ドル）による相殺後、利益剰余金に計上された。
5. 契約上のキャッシュフローが元本およびおおよび利息の返済に限定されない特性を有する特定の資本証券は、「被支配法人に対する債権－償却原価で測定」から「非支配法人に対する債権－FVTPLで測定」に再分類された。2018年9月30日現在の資本証券は、償却原価で1,800百万ドル、おおよび公正価値で1,949百万ドルである。また、当行は、会計上のミスマッチを減らすために、以前は償却原価で測定していた発行済社債を、2018年10月1日よりFVTPLでの測定するものとして指定することを選択した。発行済社債は、2018年9月30日現在、帳簿価額の償却原価が1,786百万ドル（発行済社債で認識された1,767百万ドルに、未実現の利息およびその他負債に関連する19百万ドルを加算した金額より成る）、おおよび公正価値が1,923百万ドルである。再測定の正味影響額12百万ドルは、繰延税金負債の増額分4百万ドルを相殺した後、利益剰余金に計上された。
6. AASB第9号の予想信用損失規定の適用開始によって、以下に起因する信用減損引当金が増加した。
- ・ 帳簿上の貸付金および前渡金583百万ドルは、償却原価で測定される正味貸付金および前渡金に反映された
 - ・ 負債証券1百万ドルは、「投資有価証券－償却原価で測定される負債証券」に反映された
 - ・ 帳簿外の信用関連コミットメント143百万ドルは、その他引当金に反映された
- この影響額合計727百万ドルは、利益剰余金の減少として認識されたが、繰延税金に関連する207百万ドルの増加で相殺されている。さらに、投資有価証券－FVOCIで測定される負債証券に起因する損失引当金2百万ドル（税引後）は、準備金に計上され、利益剰余金が同額調整されている。負債証券は貸借対照表上、引き続き公正価値で評価される。
7. AASB第9号の初度適用により、帳簿価額659百万ドルの譲渡性預金ポートフォリオが、「償却原価で計上される正味貸付金および前渡金」から、「投資有価証券－償却原価で計上される負債証券」に再分類された。この再分類に関連した再測定の影響はなかった。
8. AASB第9号の初度適用により、シンジケーションのプロセス中にあった帳簿価額および公正価値1,340百万ドルの貸付金は、適用されるビジネスモデルが売却目的保有であることから、「償却原価で測定される正味貸付金および前渡金」から「FVTPLで測定される正味貸付金および前渡金」に再分類された。この再分類に関連した再測定の影響はなかった。

32. 事業年度末以後の後発事象

10月17日に当行は、OnePath P&IおよびADGのI00Fへの売却価格の修正に関して、売却価格を、当初2017年10月に発表した975百万ドルから125百万ドル引き下げて850百万ドルとする旨の合意を発表した。新価格の850百万ドルには、ANZが2018年10月にADGの売却についてすでに受領していた約25百万ドルが含まれる。条件の修正は市場の状況の変化を反映しており、全体的な保証上限の引下げや、戦略的な提携契約の一部変更が織り込まれている。APRAの承認を条件として、この取引は2020年第1四半期に完了する見込みである。価格引き下げによる影響は、2019年度財務成績に反映されている。

上記を除き、2019年9月30日から本報告書署名日までの間に発生した重要な事象はない。

[前へ](#)

[次へ](#)

取締役の宣言および主任監査人の独立性の宣言

取締役の宣言

オーストラリア・ニュージーランド銀行の取締役は以下のことを宣言する：

- a) 取締役の意見において、当行の財務書類および注記は、
 - i) オーストラリア会計基準および2001年会社の規則により適用される規制に準拠していることを含め、2001年会社法第7.8項に従い作成されている。
 - ii) 2019年9月30日現在の当行の財務状態および同日に終了した事業年度における当行の業績について真実かつ公正に表示している。
- b) 財務書類と併せて提出された監査人の監査報告書は、財務書類に関する当該報告書の真正な写しである。

取締役の決議に従って署名されている。

デービッド・M・ゴンスキー,AC
会長
2019年10月30日

シェイン・C・エリオット
取締役

2001年会社法第307条Cに基づく主任監査人の独立性の宣言

オーストラリア・ニュージーランド銀行の取締役各位

監査人は、認識および確信する限りにおいて、オーストラリア・ニュージーランド銀行の2019年9月30日に終了した事業年度の監査について以下のことを宣言する：

- i) 本件監査に関して、2001年会社法が定める監査人の独立性要件に対する違反はなかった。
- ii) 本件監査に関して、適用されるいかなる職業的専門家行動規範に対しても違反はなかった。

ケーピーエムジー

アリソン・キッチン
パートナー
メルボルン
2019年10月30日

[前へ](#) [次へ](#)

Financial Report (continued)

INCOME STATEMENT

For the year ended 30 September	Note	2019 \$m	2018 ¹ \$m
Interest income ²		31,077	30,327
Interest expense		(16,738)	(15,813)
Net interest income	2	14,339	14,514
Other operating income	2	4,058	5,014
Net income from insurance business	2	126	273
Share of associates' profit	2	262	183
Operating income		18,785	19,984
Operating expenses	3	(9,071)	(9,401)
Profit before credit impairment and income tax		9,714	10,583
Credit impairment charge	13	(794)	(688)
Profit before income tax		8,920	9,895
Income tax expense	4	(2,609)	(2,784)
Profit after tax from continuing operations		6,311	7,111
Profit/(Loss) after tax from discontinued operations	29	(343)	(695)
Profit for the year		5,968	6,416
Comprising:			
Profit attributable to shareholders of the Company		5,953	6,400
Profit attributable to non-controlling interests		15	16
Earnings per ordinary share (cents) including discontinued operations			
Basic	6	210.0	221.6
Diluted	6	201.9	212.1
Earnings per ordinary share (cents) from continuing operations			
Basic	6	222.1	245.6
Diluted	6	213.0	234.2
Dividend per ordinary share (cents)	5	160	160

¹ On adoption of AASB 15, the Group reclassified certain items previously netted which are now presented gross in operating income and operating expenses. Comparative information has been restated accordingly which increased total operating income and total operating expenses by \$153 million.

² Includes interest income calculated using the effective interest method of \$30,214 million on financial assets measured at amortised cost or fair value through other comprehensive income (2018: \$29,181 million on financial assets measured at amortised cost and available for sale assets).

The notes appearing on pages 107 to 200 form an integral part of these financial statements.

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 30 September	2019 \$m	2018 \$m
Profit for the year from continuing operations	6,311	7,111
Other comprehensive income		
Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss		
Investment securities - equity securities at FVOCI ¹	45	-
Other reserve movements	67	32
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss		
Foreign currency translation reserve ²	697	222
Other reserve movements	909	137
Income tax attributable to the above items	(288)	(118)
Share of associates' other comprehensive income ³	26	25
Other comprehensive income after tax from continuing operations	1,456	298
Profit/(Loss) after tax from discontinued operations	(343)	(695)
Other comprehensive income/(loss) after tax from discontinued operations	(97)	18
Total comprehensive income for the year	7,327	6,732
Comprising total comprehensive income attributable to:		
Shareholders of the Company	7,307	6,706
Non-controlling interests	20	26

¹ On adoption of AASB 9 on 1 October 2018, the classification and measurement of financial assets were revised. The available-for-sale classification used in comparative periods ceases to exist under AASB 9 and a new classification of investment securities was introduced. Refer to Note 1 and 15 for further details. Comparative information has not been restated.

² Includes foreign currency translation differences attributable to non-controlling interests of a \$5 million gain (2018: \$10 million gain).

³ Share of associates' other comprehensive income includes a FVOCI reserve gain of \$20 million (available-for-sale revaluation reserve 2018: \$28 million gain), defined benefits gain of \$7 million (2018: nil), cash flow hedge reserve loss of \$2 million (2018: nil) and a foreign currency translation reserve gain of \$1 million (2018: \$3 million loss) that may be reclassified subsequently to profit or loss.

The notes appearing on pages 107 to 209 form an integral part of these financial statements.

Financial Report (continued)

BALANCE SHEET

As at 30 September	Note	2019 \$m	2018 \$m
Assets			
Cash and cash equivalents	8	81,621	84,636
Settlement balances owed to ANZ		3,739	2,319
Collateral paid		15,006	11,043
Trading securities	9	43,169	37,722
Derivative financial instruments	10	120,667	68,423
Investment securities ^{1,2}	11	83,709	-
Available-for-sale assets ¹	11	-	74,284
Net loans and advances ^{2,3}	12	615,258	604,464
Regulatory deposits		879	882
Assets held for sale	29	1,831	45,248
Investments in associates	26	2,957	2,553
Current tax assets		265	268
Deferred tax assets		1,356	900
Goodwill and other intangible assets	20	4,861	4,930
Premises and equipment		1,924	1,833
Other assets ³		3,895	3,677
Total assets		981,137	943,182
Liabilities			
Settlement balances owed by ANZ		10,867	11,810
Collateral received		7,929	6,542
Deposits and other borrowings	14	637,677	618,150
Derivative financial instruments	10	120,951	69,676
Current tax liabilities		260	300
Deferred tax liabilities ³		67	69
Liabilities held for sale	29	2,121	47,159
Payables and other liabilities ³		7,968	6,894
Employee entitlements		589	540
Other provisions ^{2,3}	21	2,223	1,458
Debt issuances	15	129,691	121,179
Total liabilities		920,343	883,777
Net assets		60,794	59,405
Shareholders' equity			
Ordinary share capital	22	26,490	27,205
Reserves	22	1,629	323
Retained earnings ³	22	32,664	31,737
Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company	22	60,783	59,265
Non-controlling interests	22	11	140
Total shareholders' equity	22	60,794	59,405

¹ On adoption of AASB 9 on 1 October 2018, the classification and measurement of financial assets were revised. Available-for-sale classification used in comparative periods ceases to exist under AASB 9 and a new classification of investment securities was introduced. Refer Note 1 and 35 for further details. Comparative information has not been restated.

² On adoption of AASB 9 on 1 October 2018, the Group increased the collectively assessed provisions by \$813 million (\$647 million in Net loans and advances, \$11 million in Investment securities, and \$155 million in Provisions). Comparative information has not been restated. Refer to Note 1 and 35 for further details.

³ Comparative information has been restated for the adoption of AASB 15 and other reclassification adjustments to enhance comparability with current period presentation. Refer Note 1 and 35 for further details.

The notes appearing on pages 187 to 209 form an integral part of these financial statements.

CASH FLOW STATEMENT

The Consolidated Cash Flow Statement includes discontinued operations. Please refer to Note 29 for cash flows associated with discontinued operations and cash and cash equivalents reclassified as held for sale.

For the year ended 30 September ¹	2019 \$m	2018 \$m
Profit after income tax	5,968	6,416
Adjustments to reconcile to net cash provided by/(used in) operating activities:		
Allowance for expected credit losses	794	688
Depreciation and amortisation	871	1,199
(Profit)/loss on sale of premises and equipment	(5)	(4)
Net derivatives/foreign exchange adjustment	4,940	6,721
(Gain)/loss on sale from divestments	(137)	(594)
Reclassification of businesses to held for sale	-	693
Other non-cash movements	(356)	(55)
Net (increase)/decrease in operating assets:		
Collateral paid	(3,493)	(1,648)
Trading securities	(7,941)	8,565
Net loans and advances	(10,268)	(25,265)
Investments backing policy liabilities	(3,542)	(3,914)
Other assets	(454)	(973)
Net increase/(decrease) in operating liabilities:		
Deposits and other borrowings	7,006	12,207
Settlement balances owed by ANZ	(1,077)	1,853
Collateral received	1,004	186
Life insurance contract policy liabilities	-	4,263
Other liabilities	2,140	228
Total adjustments	(10,518)	4,150
Net cash (used in)/provided by operating activities²	(4,550)	10,566
Cash flows from investing activities		
Investment securities/available-for-sale assets ³		
Purchases	(23,847)	(23,806)
Proceeds from sale or maturity	21,228	20,592
Proceeds from divestments, net of cash disposed	2,121	2,148
Proceeds from Zurich reinsurance arrangement	-	1,000
Proceeds from IOOF secured notes	800	-
Other assets	(508)	232
Net cash (used in)/provided by investing activities	(206)	166
Cash flows from financing activities		
Debt issuances ⁴		
Issue proceeds	25,900	25,075
Redemptions	(22,958)	(15,896)
Dividends paid ⁵	(4,471)	(4,563)
On market purchase of treasury shares	(112)	(114)
Share buyback	(1,120)	(1,880)
Net cash (used in)/provided by financing activities	(2,761)	2,620
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(7,517)	13,352
Cash and cash equivalents at beginning of year	84,964	68,048
Effects of exchange rate changes on cash and cash equivalents	4,174	3,564
Cash and cash equivalents at end of year⁶	81,621	84,964

¹ As a result of restatements impacting prior period balance sheet items, certain items in the Cash Flow Statement have restated accordingly. Refer Note 35 for further information.

² Net cash inflows/(outflows) from operating activities includes income taxes paid of \$3,129 million (2018: \$3,373 million).

³ On adoption of AASB 9 on 1 October 2018, the classification and measurement of financial assets were revised. Available-for-sale classification used in comparative periods ceases to exist under AASB 9 and a new classification of investment securities was introduced. Refer Note 1 and 35 for further details.

⁴ Non-cash changes in debt issuances includes fair value hedging loss of \$2,837 million (2018: \$1,443 million gain) and foreign exchange losses of \$3,815 million (2018: \$5,712 million loss).

⁵ Cash outflow for shares purchased to satisfy the dividend reinvestment plan are classified in Dividends paid.

⁶ Includes cash and cash equivalents recognised on the face of balance sheet of \$81,621 million (2018: \$84,636 million) with no amounts recorded as part of assets held for sale. (2018: \$328 million).

The notes appearing on pages 107 to 209 form an integral part of these financial statements.

Financial Report (continued)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

	Ordinary share capital \$m	Reserves \$m	Retained earnings \$m	Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company \$m	Non- controlling interests \$m	Total shareholders' equity \$m
As at 1 October 2017	29,088	37	29,834	58,959	116	59,075
Impact on transition to AASB 15	-	-	22	22	-	22
Profit or loss from continuing operations	-	-	7,095	7,095	16	7,111
Profit or loss from discontinued operations	-	-	(695)	(695)	-	(695)
Other comprehensive income for the year from continuing operations	-	264	24	288	10	298
Other comprehensive income for the year from discontinued operations	-	18	-	18	-	18
Total comprehensive income for the year	-	282	6,424	6,706	26	6,732
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:¹						
Dividends paid	-	-	(4,585)	(4,585)	(2)	(4,587)
Dividend income on treasury shares held within the Group's life insurance statutory funds	-	-	24	24	-	24
Group share buy-back ²	(1,880)	-	-	(1,880)	-	(1,880)
Other equity movements:³						
Treasury shares Wealth Australia discontinued operations adjustment	(2)	-	-	(2)	-	(2)
Group employee share acquisition scheme	(1)	-	-	(1)	-	(1)
Other items	-	4	18	22	-	22
As at 30 September 2018	27,205	323	31,737	59,265	140	59,405
Impact on transition to AASB 9	-	14	(624)	(610)	-	(610)
Profit or loss from continuing operations	-	-	6,296	6,296	15	6,311
Profit or loss from discontinued operations	-	-	(343)	(343)	-	(343)
Other comprehensive income for the year from continuing operations	-	1,393	58	1,451	5	1,456
Other comprehensive income for the year from discontinued operations	-	(97)	-	(97)	-	(97)
Total comprehensive income for the year	-	1,296	6,011	7,307	20	7,327
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:¹						
Dividends paid ⁴	-	-	(4,481)	(4,481)	(2)	(4,483)
Dividend income on treasury shares held within the Group's life insurance statutory funds	-	-	12	12	-	12
Group share buy-back ²	(1,120)	-	-	(1,120)	-	(1,120)
Other equity movements:³						
Treasury shares Wealth Australia discontinued operations adjustment ⁴	405	-	-	405	-	405
Group employee share acquisition scheme	-	-	-	-	-	-
Other items	-	(4)	9	5	(147)	(142)
As at 30 September 2019	26,490	1,629	32,664	60,783	11	60,794

¹ Current and prior periods include discontinued operations.² The Company has completed a \$3.0 billion on-market share buy-back of ANZ ordinary shares purchasing \$1,120 million worth of shares in 2019 (2018: \$1,880 million) resulting in 42.2 million shares being cancelled in 2019 (2018: 66.7 million).³ No new shares were issued under the Dividend Reinvestment Plan (DRP) for the 2019 interim dividend (nil shares for the 2018 final dividend; nil shares for the 2018 interim dividend) as the shares were purchased on-market and provided directly to the shareholders participating in the DRP. On-market share purchases for the DRP in 2019 were \$432 million (2018: \$392 million).⁴ The successor funds transfer performed in preparation for the sale of the Group's wealth business to Zurich and IOOF completed on 15 April 2019. As a result, the Group no longer eliminates the ANZ shares previously held in Wealth Australia discontinued operations (treasury shares).

The notes appearing on pages 107 to 209 form an integral part of these financial statements.

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS

These are the financial statements for Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company) and its controlled entities (together, 'the Group' or 'ANZ') for the year ended 30 September 2019. The Company is incorporated and domiciled in Australia. The address of the Company's registered office and its principal place of business is ANZ Centre, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008.

On 30 October 2019, the Directors resolved to authorise the issue of these financial statements.

Information in the financial statements is included only to the extent we consider it material and relevant to the understanding of the financial statements. A disclosure is considered material and relevant if, for example:

- the amount is significant in size (quantitative factor);
- the information is significant by nature (qualitative factor);
- the user cannot understand the Group's results without the specific disclosure (qualitative factor);
- the information is critical to a user's understanding of the impact of significant changes in the Group's business during the period - for example, business acquisitions or disposals (qualitative factor);
- the information relates to an aspect of the Group's operations that is important to its future performance (qualitative factor); and
- the information is required under legislative requirements of the *Corporations Act 2001*, the *Banking Act 1959 (Cth)* or by the Group's principal regulators, including the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) and the Australian Prudential Regulation Authority (APRA).

This section of the financial statements:

- outlines the basis upon which the Group's financial statements have been prepared; and
- discusses any new accounting standards or regulations that directly impact the financial statements.

BASIS OF PREPARATION

This financial report is a general purpose (Tier 1) financial report prepared by a 'for profit' entity, in accordance with Australian Accounting Standards (AASs) and other authoritative pronouncements of the Australian Accounting Standards Board (AASB), the *Corporations Act 2001*, and International Financial Reporting Standards (IFRS) and interpretations published by the International Accounting Standards Board (IASB).

We present the financial statements of the Group in Australian dollars, which is the Company's functional and presentation currency. We have rounded values to the nearest million dollars (\$m), unless otherwise stated, as allowed under the ASIC *Corporations (Rounding in Financial/Directors Report) Instrument 2016/191*. We measure the financial statements of each entity in the Group using the currency of the primary economic environment in which that entity operates (the functional currency).

BASIS OF MEASUREMENT

We have prepared the financial information in accordance with the historical cost basis - except the following assets and liabilities which we have stated at their fair value:

- derivative financial instruments and in the case of fair value hedging, a fair value adjustment is made on the underlying hedged exposure;
- financial instruments held for trading;
- financial assets and financial liabilities designated at fair value through profit or loss;
- available-for-sale financial assets (prior to 1 October 2018);
- financial assets at fair value through other comprehensive income (applicable from 1 October 2018); and
- certain other assets and liabilities held for sale where the fair value less costs of disposal is less than their carrying value (excludes assets and liabilities held for sale which are exempt from this requirement).

In accordance with AASB 1038 *Life Insurance Contracts* (AASB 1038) we have measured life insurance liabilities using the Margin on Services (MoS) model. In accordance with AASB 119 *Employee Benefits* (AASB 119) we have measured defined benefit obligations using the Projected Unit Credit Method.

DISCONTINUED OPERATIONS

The aligned dealer groups business sold to IOOF Holdings Limited (IOOF) completed on 1 October 2018; the life insurance business sold to Zurich Financial Services Australia Limited completed on 31 May 2019; and the Wealth Australia pensions and investments business sold to IOOF and associated Group reclassification and consolidation impacts are treated as discontinued operations from a financial reporting perspective. These businesses qualify as discontinued operations, which are a subset of assets held for sale, as they represent a major line of business. The results of the divested businesses have been included in the 'Profit/(Loss) from discontinued operations' until their divestment date. The Balance Sheet is not restated when a business is reclassified as a discontinued operation.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS (continued)**BASIS OF CONSOLIDATION**

The consolidated financial statements of the Group comprise the financial statements of the Company and all its subsidiaries. An entity, including a structured entity, is considered a subsidiary of the Group when we determine that the Company has control over the entity. Control exists when the Group is exposed to, or has rights to, variable returns from its involvement with the entity and has the ability to affect those returns through its power over the entity. We assess power by examining existing rights that give the Group the current ability to direct the relevant activities of the entity. We have eliminated, on consolidation, the effect of all transactions between entities in the Group.

FOREIGN CURRENCY TRANSLATION**TRANSACTIONS AND BALANCES**

Foreign currency transactions are translated into the relevant functional currency at the exchange rate prevailing at the date of the transaction. At the reporting date, monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into the functional currency at the relevant spot rate. Any foreign currency translation gains or losses that arise are included in profit or loss in the period they arise.

We measure translation differences on non-monetary items at fair value through profit or loss and report them as part of the fair value gain or loss on these items. We include any translation differences on non-monetary items classified as investment securities measured at fair value through other comprehensive income (applicable from 1 October 2018) and non-monetary items classified as available-for-sale financial assets in the available-for-sale revaluation reserve in equity (applicable prior to 1 October 2018).

FINANCIAL STATEMENTS OF FOREIGN OPERATIONS THAT HAVE A FUNCTIONAL CURRENCY THAT IS NOT AUSTRALIAN DOLLARS

The financial statements of our foreign operations are translated into Australian dollars for consolidation into the Group Financial Statements using the following method:

Foreign currency item	Exchange rate used
Assets and liabilities	The reporting date rate
Equity	The initial investment date rate
Income and expenses	The average rate for the period – but if for a significant transaction we believe the average rate is not reasonable, then we use the transaction date rate

Exchange differences arising from the translation of financial statements of foreign operations are recognised in the foreign currency translation reserve in equity. When we dispose of a foreign operation, the cumulative exchange differences are transferred to profit or loss as part of the gain or loss on sale.

FIDUCIARY ACTIVITIES

The Group provides fiduciary services to third parties including custody, nominee, trustee, administration and investment management services predominantly through the wealth businesses. This involves the Group holding assets on behalf of third parties and making decisions regarding the purchase and sale of financial instruments. If ANZ is not the beneficial owner or does not control the assets, then we do not recognise these transactions in these financial statements, except when required by accounting standards or another legislative requirement.

**KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES**

In the process of applying the Group's accounting policies, management has made a number of judgements and applied estimates and assumptions about past and future events. Further information on the key judgements and estimates that we consider material to the financial statements are contained within the relevant notes to the financial statements.

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS (continued)

ACCOUNTING STANDARDS ADOPTED IN THE PERIOD

AASB 9 FINANCIAL INSTRUMENTS (AASB 9)

The Group has applied AASB 9 effective from 1 October 2018 (with the exception of the 'own credit' requirements relating to financial liabilities designated as measured at fair value, which were early adopted by the Group effective from 1 October 2013). In addition, the Group chose to early adopt AASB 2017-6 *Amendments to Australian Accounting Standards – Prepayment Features with Negative Compensation* (AASB 2017-6) effective from 1 October 2018. AASB 9 provides an accounting policy choice, which the Group has taken in current period, to continue to apply the AASB 139 hedge accounting requirements until the International Accounting Standards Board's ongoing project on macro hedge accounting is completed.

AASB 9 and AASB 2017-6 stipulate new requirements for the impairment of financial assets, classification and measurement of financial assets and financial liabilities and general hedge accounting. Details of the key requirements are outlined within the Financial Assets and Financial Liabilities sections on pages 125 and 144 respectively, and a reconciliation of the transitional impact of adopting the standard at 1 October 2018 is set out in Note 35.

AASB 15 REVENUE FROM CONTRACTS WITH CUSTOMERS (AASB 15)

The Group adopted AASB 15 from 1 October 2018 which resulted in changes in accounting policies and adjustments to amounts recognised in the consolidated financial statements. The standard requires identification of distinct performance obligations within a contract, and allocation of the transaction price of the contract to those performance obligations. Revenue is then recognised as each performance obligation is satisfied. The standard also provides guidance on whether an entity is acting as a principal or an agent which impacts the presentation of revenue on a gross or net basis. In accordance with the transitional provisions of AASB 15, the Group has adopted the full retrospective transition approach. Under this approach, the cumulative effect of initially applying the standard has been recognised as an adjustment to opening retained earnings as at 1 October 2017 and comparative information for the 2018 reporting period has been restated.

The adoption of AASB 15 resulted in the following changes in accounting policy:

- Recognition of trail commission revenue: trail commission revenue previously recognised over time is now recognised at the time the Group initially distributes the underlying product to the customer where it is highly probable the revenue will not need to be reversed in future periods. This policy change resulted in an increase to the opening balances of Other assets of \$32 million, Deferred tax liabilities of \$10 million and Retained earnings of \$22 million as at 1 October 2017 to recognise revenue that qualifies for upfront recognition under AASB 15 but was not previously recognised under AASB 118 *Revenue* (AASB 118). The change did not impact net profit or earnings per share in the comparative periods.
- Presentation: Certain credit card loyalty costs and other costs will be presented as operating expenses where the Group has assessed that it is acting as principal (rather than an agent). Previously these costs were presented as a reduction of other operating income. In addition, certain incentives received from card scheme providers related to card marketing activities will be presented as operating income where the Group has assessed that it is acting as principal (rather than an agent). Previously these incentives were presented as a reduction of operating expenses. The presentation of these costs under AASB 15 increased other operating income and operating expenses by \$153 million in 2018. The changes did not impact net profit or earnings per share in the comparative periods.

A minor balance sheet reclassification associated with credit card loyalty programs is set out in Note 35.

ACCOUNTING STANDARDS NOT EARLY ADOPTED

A number of new standards, amendments to standards and interpretations have been published but are not mandatory for the financial statements for the year ended 30 September 2019, and have not been applied by the Group in preparing these financial statements. Further details of these are set out below.

GENERAL HEDGE ACCOUNTING

AASB 9 introduces new hedge accounting requirements which more closely align accounting with risk management activities undertaken when hedging financial and non-financial risks. AASB 9 provides the Group with an accounting policy choice to continue to apply the AASB 139 hedge accounting requirements until the International Accounting Standards Board's ongoing project on macro hedge accounting is completed. The Group currently applies the hedge accounting requirements of AASB 139.

AASB 16 LEASES (AASB 16)

AASB 16 is effective for the Group from 1 October 2019 and replaces the previous standard AASB 117 *Leases* (AASB 117). AASB 16 primarily impacts the Group's property and technology leases which were previously classified as operating leases. Under AASB 117, operating leases were not recognised on balance sheet and rent payments were expensed over the lease term.

Under AASB 16, lessees must recognise all leases (except for leases of low value assets and short term leases) on balance sheet under a single accounting model. Accordingly, the Group will recognise its right to use an underlying leased asset over the lease term as a right-of-use (ROU) asset, and its obligation to make lease payments as a lease liability. In the income statement, the Group will recognise depreciation expense on the ROU asset and interest expense on the lease liability. As a result, lease expenses will be higher in the early periods of a lease and lower in the later periods of the lease compared to the previous standard where expenses were constant over the lease term. Cumulative expenses over the life of a lease will not change.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

1. ABOUT OUR FINANCIAL STATEMENTS (continued)

The Group will apply the modified retrospective transition approach whereby initial lease liabilities are recognised based on the present value of remaining lease payments as of the transition date. The initial ROU asset recognised for certain large commercial and retail leases will be measured as if AASB 16 had always been applied to the leases. For all other leases, the initial ROU asset will be measured as equal to the initial lease liability. Based on this transition approach, the Group expects to recognise an increase in liabilities of \$1.7 billion and an increase in assets of \$1.6 billion. This is expected to result in a reduction to opening retained earnings of \$82 million and an increase in deferred tax assets of \$43 million as of 1 October 2019. Comparative information from prior periods will not be restated.

The implementation of AASB 16 requires management to make certain key judgements including the determination of lease terms, discount rates and identifying arrangements that contain a lease. These estimates may be refined as the Group finalises its implementation of the standard in the first half of the 2020 financial year.

AASB 17 INSURANCE CONTRACTS (AASB 17)

The final version of AASB 17 was issued in July 2017 and is not effective for the Group until 1 October 2021. It will replace AASB 4 *Insurance Contracts*, AASB 1023 *General Insurance Contracts* and AASB 1038 *Life Insurance Contracts*. AASB 17 establishes principles for the recognition, measurement, presentation and disclosure of insurance contracts.

The measurement, presentation and disclosure requirements under AASB 17 are significantly different from current accounting standards. Although the overall profit recognised in respect of insurance contracts will not change, it is expected that the timing of profit recognition will change.

The impact of AASB 17 is not expected to have material impact on the Group.

AASB INTERPRETATION 23 UNCERTAINTY OVER INCOME TAX TREATMENTS (INTERPRETATION 23)

In July 2017 the AASB issued Interpretation 23 *Uncertainty over Income Tax Treatments*. The Interpretation clarifies application of recognition and measurement requirements in AASB 112 *Income Taxes* when there is uncertainty over income tax treatments.

Interpretation 23 will apply to the Group from 1 October 2019, and is not expected to have a material impact on the Group.

REVISED CONCEPTUAL FRAMEWORK

In June 2019 the AASB issued a revised Conceptual Framework for Financial Reporting. The new Framework includes updated definitions and criteria for the recognition and derecognition of assets and liabilities. Additionally it introduces new concepts on measurement, including factors to consider when selecting a measurement basis. The revised Conceptual Framework will apply to the Group from 1 October 2020 and is not expected to have a material impact on the Group.

INTEREST RATE BENCHMARK REFORM

Interbank offered rates (IBORs), such as LIBOR, are a key reference rate for derivatives, loans and securities for global financial markets. In response to concerns about the transparency and liquidity of IBOR rates, regulators in a number of jurisdictions across the globe are well advanced in developing benchmark rates to phase out and replace IBORs, these projects are collectively known as 'IBOR Reform'. The International Accounting Standards Board (IASB) is also considering the financial reporting implications of IBOR reform which is expected to impact elements of financial instrument accounting, including hedge accounting, loan modifications, fair value methodologies and disclosures.

The IASB project is split into two phases: Phase 1 deals with pre-replacement issues (issues affecting financial reporting in the period before the replacement of IBORs); and Phase 2 deals with replacement issues (issues affecting financial reporting when existing IBORs are replaced).

In September 2019, the IASB issued a final standard, *Interest Rate Benchmark Reform—Amendments to IFRS 9, IAS 39 and IFRS 7* which focuses on 'pre-rate replacement issues' and provides exceptions to specific hedge accounting requirements under IAS 39 and IFRS 9 so that entities will be able to apply those hedge accounting requirements under an assumption that the interest rate benchmark is not altered as a result of the interest rate benchmark reform. In October 2019, AASB adopted these amendments in AASB 2019-3 *Amendments to Australian Accounting Standards – Interest Rate Benchmark Reform*.

Although the Group anticipates the new standard, once adopted, will provide certain relief in relation to hedge accounting requirements, for 30 September 2019 reporting purposes, it has considered the existing portfolio of hedge accounted relationships in light of:

- the significant uncertainty surrounding the method and timing of transition away from IBORs; and
- ongoing application and reliance in capital markets on IBORs for financial instrument pricing.

As result of the above factors, the Group has concluded that continuation of hedge accounting relationships for potentially impacted hedge relationship remains appropriate.

The Group is considering the new standard which is effective on 1 October 2020 but may be adopted earlier.

2. OPERATING INCOME

	2019 \$m	2018 ¹ \$m
Net interest income		
Interest income by type of financial asset		
Investment securities - FVOCI / Available-for-sale assets	1,624	1,524
Financial assets at amortised cost	28,600	27,657
Trading securities	848	1,140
Financial assets designated at FV through profit or loss	5	6
Interest income	31,077	30,327
Interest expense by type of financial liability		
Financial liabilities at amortised cost	(16,149)	(15,082)
Securities sold short	(110)	(253)
Financial liabilities designated at FV through profit or loss	(116)	(123)
Interest expense	(16,375)	(15,458)
Major bank levy	(363)	(355)
Net interest income	14,339	14,514
Other operating income		
i) Fee and commission income		
Lending fees	602	652
Non-lending fees	3,059	3,054
Commissions	124	92
Funds management income	254	248
Fee and commission income	4,039	4,046
Fee and commission expense	(1,462)	(1,336)
Net fee and commission income	2,577	2,710
ii) Other income		
Net foreign exchange earnings and other financial instruments income ²	1,278	1,666
Sale of Asia Retail and Wealth businesses	-	99
Sale of Shanghai Rural Commercial Bank (SRCB)	-	233
Sale of Metrobank Card Corporation (MCC)	-	240
Sale of ANZ Royal Bank (Cambodia) Ltd (Cambodia JV)	10	(42)
Sale of PNG Retail, Commercial & SME	1	(19)
Sale of OnePath Life (NZ) Ltd (OPL NZ)	89	(3)
Sale of Paymark Limited (Paymark)	37	-
Dividend income on equity securities	28	39
Other	38	91
Other income	1,481	2,304
Other operating income	4,058	5,014
Net income from insurance business	126	273
Share of associates' profit	262	183
Operating income³	18,785	19,984

¹ On adoption of AASB 15, the Group reclassified certain items previously netted which are now presented gross in operating income and operating expenses. Comparative information has been restated accordingly which increased total operating income by \$153 million.

² Includes fair value movements (excluding realised and accrued interest) on derivatives not designated as accounting hedges entered into to manage interest rate and foreign exchange risk on funding instruments, ineffective portions of cash flow hedges, and fair value movements in financial assets and liabilities designated at fair value through profit and loss.

³ Includes customer remission of \$212 million (2018: \$228 million).

Notes to the consolidated financial statements (continued)

2. OPERATING INCOME (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

NET INTEREST INCOME

Interest Income and Expense

We recognise interest income and expense for all financial instruments, including those classified as held for trading, assets measured at fair value through other comprehensive income (applicable from 1 October 2018), available-for-sale assets (applicable prior to 1 October 2018) or designated at fair value through profit or loss in net interest income. For assets held at amortised cost we use the effective interest rate method to calculate amortised cost. The effective interest rate is the rate that discounts the stream of estimated future cash receipts or payments over the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter period, to the net carrying amount of the financial asset or liability. For assets subject to prepayment, we determine their expected life on the basis of historical behaviour of the particular asset portfolio - taking into account contractual obligations and prepayment experience.

We recognise fees and costs, which form an integral part of the financial instrument (for example loan origination fees and costs), using the effective interest rate method. This is presented as part of interest income or expense depending on whether the underlying financial instrument is a financial asset or financial liability.

Major Bank Levy

The Major Bank Levy Act 2017 ('Levy' or 'Major bank levy') applies a rate of 0.06% to certain liabilities of the Company. The Group has determined that the levy represents a finance cost for the Group and \$363 million (2018: \$355 million) is presented in interest expense in the Income Statement.

OTHER OPERATING INCOME

Fee and Commission Revenue

We recognise fee and commission revenue arising from contracts with customers (a) over time when the performance obligation is satisfied across more than one reporting period or (b) at a point in time when the performance obligation is satisfied immediately or is satisfied within one reporting period.

- Lending fees exclude fees treated as part of the effective yield calculation of interest income. Lending fees include certain guarantee and commitment fees where the loan or guarantee is not likely to be drawn upon, and other fees charged for providing customers a distinct good or service that are recognised separately from the underlying lending product (including annual package fees that provide benefits on other ANZ products).
- Non lending fees includes fees associated with deposit and credit card accounts, interchange fees and fees charged for specific customer transactions such as international money transfers. Where the Group provides multiple goods or services to a customer under the same contract, the Group allocates the transaction price of the contract to distinct performance obligations based on the relative stand-alone selling price of each performance obligation. Revenue is recognised as each performance obligation is satisfied.
- Commissions represent fees from third parties where ANZ acts as an agent by arranging a third party (e.g. an insurance provider) to provide goods and services to a customer. In such cases, ANZ is not primarily responsible for providing the underlying good or service to the customer. If the Group collects funds on behalf of a third party when acting as an agent, the Group only recognises the net commission it retains as revenue. When the commission is variable based on factors outside the control of the Group (e.g. a trail commission), revenue is only recognised if it is highly probable that a significant reversal of the variable amount will not be required in future periods.
- Funds management income represent fees earned from customers for providing financial advice and fees for asset management services and advice provided to investment funds. Revenue is recognised either at the point the financial advice is provided or over the period in which the asset management services are delivered. Performance fees associated with funds management activities are only recognised when it becomes highly probable the performance hurdle will be achieved.

Net Foreign Exchange Earnings and Other Financial Instruments Income

We recognise the following as net foreign exchange earnings and other financial instruments income:

- exchange rate differences arising on the settlement of monetary items and translation differences on monetary items translated at rates different to those at which they were initially recognised or included in a previous financial report;
- fair value movements (excluding realised and accrued interest) on derivatives that we use to manage interest rate and foreign exchange risk on funding instruments not designated as accounting hedges;
- the ineffective portions of fair value hedges, cash flow hedges and net investment hedges;

2. OPERATING INCOME (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

- immediately upon sale or repayment of a hedged item, the unamortised fair value adjustments in items designated as fair value hedges and amounts accumulated in equity related to designated cash flow hedges;
- fair value movements on financial assets and financial liabilities designated at fair value through profit or loss or held for trading;
- amounts released from the available-for-sale asset (AFS) revaluation reserve (applicable prior to 1 October 2018) when an available-for-sale asset is sold;
- amounts released from the fair value through other comprehensive income (FVOCI) reserve (applicable from 1 October 2018) when a debt instrument classified as FVOCI is sold; and
- the gain or loss on derecognition of financial assets or liabilities measured at amortised cost.

Gain or Loss on Disposal of Non-Financial Assets

The gain or loss on the disposal of assets is the difference between the carrying value of the asset and the proceeds of disposal net of costs. This is recognised in other income in the year in which the significant risks and rewards transfer to the buyer.

NET INCOME FROM INSURANCE BUSINESS

We recognise:

- premiums received (net of reinsurance premiums paid) based on an assessment of the likely pattern in which risk will emerge over the term of the policies written. This assessment is undertaken periodically and updated in accordance with the latest pattern of risk emergence; and
- claims incurred net of reinsurance, on an accruals basis once the liability to the policy owner has been established under the terms of the contract and through actuarial assumptions of future claims.

SHARE OF ASSOCIATES' PROFIT

The equity method is applied to accounting for associates. Under the equity method, the Group's share of the after tax results of associates is included in the Income Statement and the Statement of Comprehensive Income.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

3. OPERATING EXPENSES

	2019 \$m	2018 ¹ \$m
Personnel		
Salaries and related costs ²	4,249	4,225
Superannuation costs	293	290
Other ²	223	243
Personnel	4,765	4,758
Premises		
Rent	450	468
Other	345	343
Premises	795	811
Technology		
Depreciation and amortisation ³	694	990
Licences and outsourced services	672	675
Other	168	234
Technology (excluding personnel)	1,534	1,899
Restructuring	77	227
Other		
Advertising and public relations	226	248
Professional fees ²	537	530
Freight, stationery, postage and communication	216	223
Royal Commission legal costs	15	55
Other ²	906	650
Other	1,900	1,706
Operating expenses²	9,071	9,401

¹ On adoption of AASB 15, the Group reclassified certain items previously netted which are now presented gross in operating income and operating expenses. Comparative information has been restated accordingly which increased total operating expense by \$153 million for 2018.

² Includes customer remediation expenses of \$373 million in 2019 (2018: \$191 million).

³ 2018 includes an accelerated amortisation expense of \$251 million.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

OPERATING EXPENSES

Operating expenses are recognised as services are provided to the Group over the period in which an asset is consumed or once a liability is created.

SALARIES AND RELATED COSTS - ANNUAL LEAVE, LONG SERVICE LEAVE AND OTHER EMPLOYEE BENEFITS

Wages and salaries, annual leave and other employee entitlements expected to be paid or settled within twelve months of employees rendering service are measured at their nominal amounts using remuneration rates that the Group expects to pay when the liabilities are settled.

We accrue employee entitlements relating to long service leave using an actuarial calculation. It includes assumptions regarding staff departures, leave utilisation and future salary increases. The result is then discounted using market yields at the reporting date. The market yields are determined from a blended rate of high quality corporate bonds with terms to maturity that closely match the estimated future cash outflows.

If we expect to pay short term cash bonuses, then a liability is recognised when the Group has a present legal or constructive obligation to pay this amount (as a result of past service provided by the employee) and the obligation can be reliably measured.

3. OPERATING EXPENSES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Personnel expenses also include share-based payments which may be cash or equity settled. We calculate the fair value of equity settled remuneration at grant date, which is then amortised over the vesting period, with a corresponding increase in share capital or the share option reserve as applicable. When we estimate the fair value, we take into account market vesting conditions, such as share price performance conditions. We take non-market vesting conditions, such as service conditions, into account by adjusting the number of equity instruments included in the expense.

After the grant of an equity-based award, the amount we recognise as an expense is reversed when non-market vesting conditions are not met, for example an employee fails to satisfy the minimum service period specified in the award on resignation, termination or notice of dismissal for serious misconduct. However, we do not reverse the expense if the award does not vest due to the failure to meet a market-based performance condition.

Further information on share-based payment schemes operated by the Group during the current and prior year is included in Note 31 Employee Share and Option Plans.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

4. INCOME TAX

INCOME TAX EXPENSE

Reconciliation of the prima facie income tax expense on pre-tax profit with the income tax expense recognised in profit or loss:

	2019 \$m	2018 \$m
Profit before income tax from continuing operations	8,920	9,895
Prima facie income tax expense at 30%	2,676	2,969
Tax effect of permanent differences:		
Sale of divestments	(25)	(141)
Share of associates' profit	(78)	(55)
Interest on convertible instruments	63	67
Overseas tax rate differential	(112)	(58)
Provision for foreign tax on dividend repatriation	39	32
Tax provisions no longer required	(14)	(41)
Other	77	8
Subtotal	2,626	2,781
Income tax (overly)/under provided in previous years	(17)	3
Income tax expense	2,609	2,784
Current tax expense	2,779	3,004
Adjustments recognised in the current year in relation to the current tax of prior years	(17)	3
Deferred tax expense/(income) relating to the origination and reversal of temporary differences	(153)	(223)
Income tax expense	2,609	2,784
Australia	1,682	1,799
Overseas	927	985
Effective tax rate	29.2%	28.1%

4. INCOME TAX (continued)

TAX CONSOLIDATION

The Company and all its wholly owned Australian resident entities are part of a tax-consolidated group under Australian taxation law. The Company is the head entity in the tax-consolidated group. We recognise each of the following in the separate financial statements of members of the tax consolidated group on a 'group allocation' basis: tax expense/income, and deferred tax liabilities/assets, that arise from temporary differences of the members of the tax-consolidated group. The Company (as head entity in the tax-consolidated group) recognises current tax liabilities and assets of the tax-consolidated group.

Under a tax funding arrangement between the entities in the tax-consolidated group, amounts are recognised as payable to or receivable by the Company and each member of the tax-consolidated group in relation to the tax contribution amounts paid or payable between the Company and the other members of the tax-consolidated group.

Members of the tax consolidated group have also entered into a tax sharing agreement that provides for the allocation of income tax liabilities between the entities were the head entity to default on its income tax payment obligations.

UNRECOGNISED DEFERRED TAX ASSETS AND LIABILITIES

Unrecognised deferred tax assets related to unused realised tax losses (on revenue account) total \$10 million (2018: \$4 million). Unrecognised deferred tax liabilities related to additional potential foreign tax costs (assuming all retained earnings in offshore branches and subsidiaries are repatriated) total \$429 million (2018: \$390 million).



RECOGNITION AND MEASUREMENT

INCOME TAX EXPENSE

Income tax expense comprises both current and deferred taxes and is based on the accounting profit adjusted for differences in the accounting and tax treatments of income and expenses (that is, taxable income). We recognise tax expense in profit or loss except to the extent to which it relates to items recognised directly in equity and other comprehensive income, in which case we recognise directly in equity or other comprehensive income respectively.

CURRENT TAX EXPENSE

Current tax is the tax we expect to pay on taxable income for the year, based on tax rates (and tax laws) which are enacted at the reporting date. We recognise current tax as a liability (or asset) to the extent that it is unpaid (or refundable).

DEFERRED TAX ASSETS AND LIABILITIES

We account for deferred tax using the balance sheet method. Deferred tax arises because the accounting income is not always the same as the taxable income. This creates temporary differences, which usually reverse over time. Until they reverse, we recognise a deferred tax asset, or liability, on the balance sheet. We measure deferred taxes at the tax rates that we expect will apply to the period(s) when the asset is realised, or the liability settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantially enacted at the reporting date.

We offset current and deferred tax assets and liabilities only to the extent that:

- they relate to income taxes imposed by the same taxation authority;
- there is a legal right and intention to settle on a net basis; and
- it is allowed under the tax law of the relevant jurisdiction.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required in determining provisions held in respect of uncertain tax positions. The Group estimates its tax liabilities based on its understanding of the relevant law in each of the countries in which it operates and seeks independent advice where appropriate.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

5. DIVIDENDS

ORDINARY SHARE DIVIDENDS

Dividends are provided for in the financial statements once determined, accordingly, the final dividend announced for the current financial year is provided for and paid in the following financial year.

Dividends	% of total	Amount per share	Total dividend \$m
Financial Year 2018			
2017 final dividend paid		80 cents	2,350
2018 interim dividend paid		80 cents	2,317
Bonus option plan adjustment			(82)
Dividends paid during the year ended 30 September 2018			4,585
Cash	91.5%		4,193
Dividend reinvestment plan	8.5%		392
Dividends paid during the year ended 30 September 2018			4,585
Financial Year 2019			
2018 final dividend paid		80 cents	2,295
2019 interim dividend paid		80 cents	2,267
Bonus option plan adjustment			(81)
Dividends paid during the year ended 30 September 2019			4,481
Cash	90.4%		4,049
Dividend reinvestment plan	9.6%		432
Dividends paid during the year ended 30 September 2019			4,481

Dividends announced and to be paid after year-end	Payment date	Amount per share	Total dividend \$m
2019 final dividend (70% franked for Australian tax, New Zealand imputation credit NZD 9 cents per share)	18 December 2019	80 cents	2,268

DIVIDEND REINVESTMENT PLAN AND BONUS OPTION PLAN

Eligible shareholders can elect to reinvest their dividend entitlement into ANZ ordinary shares under the Company's Dividend Reinvestment Plan (DRP). Eligible shareholders can elect to forgo their dividend entitlement and instead receive ANZ ordinary shares under the Company's Bonus Option Plan (BOP). For the 2019 final dividend, DRP participation will be satisfied by an on-market purchase of shares and BOP participation will be satisfied by an issue of ANZ ordinary shares. There will be no discount applied to the DRP and BOP price.

See Note 22 Shareholders' Equity for details of shares the Company issued or purchased in respect of the DRP and BOP.

DIVIDEND FRANKING ACCOUNT

	Currency	2019 \$m	2018 \$m
Australian franking credits available at 30% tax rate	AUD	35	97
New Zealand imputation credits available (which can be attached to our Australian dividends but may only be used by New Zealand resident shareholders)	NZD	4,068	3,868

The above amounts represent the balances of the franking accounts as at the end of the financial year, adjusted for:

- franking credits that will arise from the payment of income tax payable as at the end of the financial year; and
- franking credits/debits from the receipt/payment of dividends that have been recognised as tax receivables/payables as at the end of the financial year.

5. DIVIDENDS (continued)

The proposed final 2019 dividend will utilise the entire balance of \$35 million franking credits available at 30 September 2019. Instalment tax payments on account of the 2020 financial year which will be made after 30 September 2019 will generate sufficient franking credits to enable the final 2019 dividend to be 70% franked. The extent to which future dividends will be franked will depend on a number of factors, including the level of profits generated by the Group that will be subject to tax in Australia.

RESTRICTIONS ON THE PAYMENT OF DIVIDENDS

APRA's written approval is required before paying dividends on ANZ ordinary shares:

- if the aggregate dividends exceed the Company's after tax earnings (in calculating those after tax earnings, we take into account any payments we made on senior capital instruments) in the financial year to which they relate; or
- if the Group's Common Equity Tier 1 capital ratio falls within capital range buffers specified by APRA.

If the Company fails to pay a dividend or distribution on its ANZ Capital Notes or ANZ Capital Securities on the scheduled payment date, it may (subject to a number of exceptions) be restricted from resolving to pay or paying any dividend on the ANZ ordinary shares.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

6. EARNINGS PER ORDINARY SHARE

Earnings per ordinary share (EPS) - Basic	2019 cents	2018 cents
Earnings Per Share	210.0	221.6
Earnings Per Share from continuing operations ¹	222.1	245.6
Earnings Per Share from discontinued operations	(12.1)	(24.0)

Earnings per ordinary share (EPS) - Diluted	2019 cents	2018 cents
Earnings Per Share	201.9	212.1
Earnings Per Share from continuing operations ¹	213.0	234.2
Earnings Per Share from discontinued operations	(11.1)	(22.1)

Basic EPS is calculated by dividing the profit or loss attributable to ordinary shareholders by the weighted average number of ordinary shares outstanding during the period (after eliminating ANZ shares held within the Group known as treasury shares). Diluted EPS is calculated by adjusting the profit or loss attributable to ordinary shareholders and the weighted average number of ordinary shares used in the basic EPS calculation for the effect of dilutive potential ordinary shares.

Reconciliation of earnings used in earnings per share calculations	2019 \$m	2018 \$m
Basic:		
Profit for the year	5,968	6,416
Less: Profit attributable to non-controlling interests	15	16
Earnings used in calculating basic earnings per share	5,953	6,400
Less: Profit/(Loss) after tax from discontinued operations	(343)	(695)
Earnings used in calculating basic earnings per share from continuing operations	6,296	7,095

Diluted:		
Earnings used in calculating basic earnings per share	5,953	6,400
Add: Interest on convertible subordinated debt	268	279
Earnings used in calculating diluted earnings per share	6,221	6,679
Less: Profit/(Loss) after tax from discontinued operations	(343)	(695)
Earnings used in calculating diluted earnings per share from continuing operations	6,564	7,374

Reconciliation of weighted average number of ordinary shares (WANOS) used in earnings per share calculations ^{1,2}	2019 millions	2018 millions
WANOS used in calculating basic earnings per share	2,834.9	2,888.3
Add: Weighted average dilutive potential ordinary shares		
Convertible subordinated debt	237.9	249.0
Share based payments (options, rights and deferred shares)	8.8	11.4
WANOS used in calculating diluted earnings per share	3,081.6	3,148.7

¹ The successor fund transfer performed in preparation for the sales of the Group's wealth businesses to Zurich and IOOF was completed on 13 April 2018. Post this date, treasury shares held in Wealth Australia discontinued operations ceased to be eliminated in the Group's consolidated financial statements and are included in the denominator used in calculating earnings per share. If the weighted average number of treasury shares held in Wealth Australia discontinued operations was included in the denominator used in calculating earnings per share from continuing operations, basic earnings per share from continuing operations for 2019 would have been 221.4 cents (2018: 244.4 cents) and diluted earnings per share from continuing operations for 2019 would have been 212.4 cents (2018: 233.1 cents).

² Excludes the weighted average number of treasury shares held in ANZEST of 4.7 million (2018: 5.9 million) and Wealth Australia discontinued operations of 8.2 million (2018: 15.0 million).

7. SEGMENT REPORTING

DESCRIPTION OF SEGMENTS

The Group's five continuing operating segments are presented on a basis that is consistent with the information provided internally to the Chief Executive Officer, who is the chief operating decision maker. This reflects the way the Group's businesses are managed, rather than the legal structure of the Group.

We measure the performance of these segments on a cash profit basis. To calculate cash profit, we remove certain non-core items from statutory profit. Details of these items are included in the "Other Items" section of this note. Transactions between business units across segments within ANZ are conducted on an arm's-length basis and disclosed as part of the income and expenses of these segments.

The reportable segments are divisions engaged in providing either different products or services or similar products and services in different geographical areas. They are as follows:

Australia Retail and Commercial

The Australia Retail and Commercial division comprises:

- **Retail** provides products and services to consumer customers in Australia via the branch network, mortgage specialists, contact centres, a variety of self-service channels (internet banking, phone banking, ATMs, website, ANZ share investing and digital banking) and third party brokers in addition to financial planning services provided by salaried financial planners.
- **Commercial** provides a full range of banking products and financial services including asset financing across the following customer segments: medium to large commercial customers and agribusiness customers across regional Australia, small business owners and high net worth individuals and family groups.

Institutional

The Institutional division services governments, global institutional and corporate customers across three product sets: Transaction Banking, Loans & Specialised Finance and Markets.

- **Transaction Banking** provides working capital and liquidity solutions including documentary trade, supply chain financing, commodity financing as well as cash management solutions, deposits, payments and clearing.
- **Loans & Specialised Finance** provides loan products, loan syndication, specialised loan structuring and execution, project and export finance, debt structuring and acquisition finance and corporate advisory.
- **Markets** provide risk management services on foreign exchange, interest rates, credit, commodities, debt capital markets in addition to managing the Group's interest rate exposure and liquidity position.

New Zealand

The New Zealand division comprises:

- **Retail** provides a full range of banking and wealth management services to consumer, private banking and small business banking customers. We deliver our services via our internet and app-based digital solutions and network of branches, mortgage specialists, relationship managers and contact centres.
- **Commercial** provides a full range of banking services including traditional relationship banking and sophisticated financial solutions through dedicated managers focusing on privately owned medium to large enterprises, the agricultural business segment and governments.

Pacific

The Pacific division provides products and services to retail customers, small to medium-sized enterprises, institutional customers and governments located in the Pacific Islands. Products and services include retail products provided to consumers, traditional relationship banking and sophisticated financial solutions provided to business customers through dedicated managers.

Technology, Services & Operations (TSO) and Group Centre

TSO and Group Centre provide support to the operating divisions, including technology, group operations, shared services, property, risk management, financial management, strategy, marketing, human resources and corporate affairs. The Group Centre includes residual Asia Retail and Wealth, Group Treasury, Shareholder Functions and minority investments in Asia.

Refer to Note 29 Discontinued Operations and Assets and Liabilities Held for Sale for details on discontinued operations.

OPERATING SEGMENTS

The presentation of divisional results has been impacted by a number of methodology and structural changes during the period. Prior period comparatives have been restated as follows:

- The methodology for allocating earnings on capital at a business unit level has changed from Economic Capital to Regulatory Capital. While neutral at a Group level, this change has impacted net interest income at the divisional level.
- The residual Asia Retail and Wealth businesses have been transferred from the former Asia Retail and Pacific division to TSO and Group Centre division. The remaining segment has been renamed Pacific division; and

Notes to the consolidated financial statements (continued)

7. SEGMENT REPORTING (continued)

OPERATING SEGMENTS (continued)

- ANZ's lenders mortgage insurance, share investing, general insurance distribution and financial planning businesses which were previously part of the continuing operations of Wealth Australia now form part of the Australia Retail and Commercial division (previously named Australia division) and Wealth Australia division ceases to exist as a continuing division.

The divisional results were also impacted by the adoption of two new accounting standards:

- AASB 9 - the Group implemented an expected credit loss methodology for impairment of financial assets, and revised the classification and measurement of certain financial assets from 1 October 2018. Consequently, the Group increased its provision for credit impairment by \$813 million through opening retained earnings. Comparative information has not been restated.
- AASB 15 - the main impact of adoption is that certain items previously netted are now presented gross in operating income and operating expenses. Comparative information has been restated which increased total operating income by \$153 million and is offset by an increase in total operating expenses of the same amount.

Year ended 30 September 2019	Australia Retail and Commercial \$m	Institutional \$m	New Zealand \$m	Pacific \$m	TSO and Group Centre \$m	Other items ¹ \$m	Group Total \$m
Net interest income	8,092	3,080	2,736	128	303	-	14,339
Net fee and commission income							
- Lending fees	290	282	16	14	-	-	602
- Non-lending fees	1,499	847	691	42	(20)	-	3,059
- Commissions	75	-	61	-	(12)	-	124
- Funds management income	14	2	243	-	(5)	-	254
- Fee and commission expense	(657)	(338)	(459)	(9)	1	-	(1,462)
Net income from insurance business	100	-	18	-	1	7	126
Other income	27	1,399	6	57	243	(251)	1,481
Share of associates' profit	(1)	-	4	-	259	-	262
Other operating income	1,347	2,192	580	104	467	(244)	4,446
Operating income	9,439	5,272	3,316	232	770	(244)	18,785
Operating expenses	(4,074)	(2,667)	(1,286)	(150)	(894)	-	(9,071)
Profit before credit impairment and income tax	5,365	2,605	2,030	82	(124)	(244)	9,714
Credit impairment (charge)/release	(712)	2	(87)	1	1	1	(794)
Profit before income tax	4,653	2,607	1,943	83	(123)	(243)	8,920
Income tax expense and non-controlling interests	(1,458)	(779)	(544)	(24)	112	69	(2,624)
Profit after tax from continuing operations	3,195	1,828	1,399	59	(11)	(174)	6,296
Profit/(Loss) after tax from discontinued operations							(343)
Profit after tax attributable to shareholders							5,953
Non-cash items							
Share of associates' profit	(1)	-	4	-	259	-	262
Depreciation and amortisation	(176)	(112)	(41)	(7)	(535)	-	(871)
Equity-settled share based payment expenses	(13)	(69)	(4)	(1)	(33)	-	(120)
Credit impairment (charge)/release	(712)	2	(87)	1	1	1	(794)

	Australia Retail and Commercial \$m	Institutional \$m	New Zealand \$m	Pacific \$m	TSO and Group Centre \$m	Discontinued operations \$m	Group Total \$m
Financial position							
Goodwill	410	1,070	1,937	50	-	42	3,509
Investments in associates	17	2	-	-	2,938	-	2,957

¹ Cash profit represents ANZ's preferred measure of the result of the segments. We remove certain items from the segments as discussed on page 124 if we consider them not integral to the ongoing performance of the segment.

7. SEGMENT REPORTING (continued)

OPERATING SEGMENT (continued)

	Australia Retail and Commercial	Institutional	New Zealand	Pacific	TSO and Group Centre	Other items ¹	Group Total
Year ended 30 September 2018	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Net interest income	8,449	2,993	2,651	131	290	-	14,514
Net fee and commission income							
- Lending fees	353	269	15	14	1	-	652
- Non-lending fees	1,494	832	657	39	32	-	3,054
- Commissions	83	-	42	-	(33)	-	92
- Funds management income	22	5	230	-	(9)	-	248
- Fee and commission expense	(609)	(289)	(417)	(8)	(13)	-	(1,336)
Net income from insurance business	126	1	117	-	10	19	273
Other income	42	1,248	22	55	339	598	2,304
Share of associates' profit	(1)	-	5	-	179	-	183
Other operating income	1,510	2,066	671	100	506	617	5,470
Operating income	9,959	5,059	3,322	231	796	617	19,984
Operating expenses	(4,075)	(2,948)	(1,205)	(128)	(1,045)	-	(9,401)
Profit before credit impairment and income tax	5,884	2,111	2,117	103	(249)	617	10,583
Credit impairment (charge)/release	(698)	44	(6)	(3)	(25)	-	(688)
Profit before income tax	5,186	2,155	2,111	100	(274)	617	9,895
Income tax expense and non-controlling interests	(1,560)	(675)	(590)	(28)	62	(9)	(2,800)
Profit after tax from continuing operations	3,626	1,480	1,521	72	(212)	608	7,095
Profit/(Loss) after tax from discontinued operations							(695)
Profit after tax attributable to shareholders							6,400
Non-cash items							
Share of associates' profit	(1)	-	5	-	179	-	183
Depreciation and amortisation	(217)	(410)	(48)	(7)	(517)	-	(1,199)
Equity-settled share based payment expenses	(17)	(83)	(7)	(1)	(29)	(1)	(138)
Credit impairment (charge)/release	(698)	44	(6)	(3)	(25)	-	(688)
Financial position ²							
Goodwill	270	1,067	1,979	48	-	767	4,131
Investments in associates	18	1	5	-	2,531	-	2,555

¹ Cash profit represents ANZ's preferred measure of the result of the segments. We remove certain items from the segments as discussed on page 124 if we consider them not integral to the ongoing performance of the segment.

² Includes goodwill of \$691 million and investments in associates of \$2 million presented as assets held for sale.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

7. SEGMENT REPORTING (continued)

OTHER ITEMS

The table below sets out the profit after tax impact of other items which are removed from statutory profit to reflect the cash profit of each segment.

Item	Related segment	Profit after tax	
		2019 \$m	2018 \$m
Revaluation of policy liabilities	New Zealand	(77)	14
Economic hedges	Institutional, TSO and Group Centre	(118)	248
Revenue and expense hedges	TSO and Group Centre	19	9
Structured credit intermediation trades	Institutional	2	4
Reclassification of SRCB to held for sale	TSO and Group Centre	-	333
Total from continuing operations		(174)	608

SEGMENT INCOME BY PRODUCTS AND SERVICES

The primary sources of our external income across all divisions are interest income and other operating income. The Australia, New Zealand, and Pacific divisions derive income from products and services from retail and commercial banking. The institutional division derives its income from institutional products and services. No single customer amounts to greater than 10% of the Group's income.

GEOGRAPHICAL INFORMATION

The following table sets out total operating income earned including discontinued operations and assets to be recovered in more than one year based on the geographical regions in which the Group operates. The assets consist of investment securities measured at fair value through other comprehensive income (applicable from 1 October 2018), available-for-sale assets (prior to 1 October 2018), net loans and advances and assets presented as held for sale.

	Australia		Asia Pacific, Europe & Americas		New Zealand		Total	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
Total operating income	12,394	13,286	2,613	2,823	3,947	3,956	18,954	20,065
Assets to be recovered in more than one year	386,062	389,119	48,545	46,801	105,642	98,312	540,249	534,232

FINANCIAL ASSETS

Outlined below is a description of how we classify and measure financial assets relevant to the subsequent note disclosures.



CLASSIFICATION AND MEASUREMENT

Financial assets - general

There are three measurement classifications for financial assets under AASB 9: amortised cost, fair value through profit or loss (FVTPL) and fair value through other comprehensive income (FVOCI). Financial assets are classified into these measurement classifications on the basis of two criteria:

- the business model within which the financial asset is managed; and
- the contractual cash flow characteristics of the financial asset (specifically whether the contractual cash flows represent solely payments of principal and interest).

The resultant financial asset classifications are as follows:

- Amortised cost: Financial assets with contractual cash flows that comprise solely payments of principal and interest only and which are held in a business model whose objective is to collect their cash flows;
- FVOCI: Financial assets with contractual cash flows that comprise solely payments of principal and interest only and which are held in a business model whose objective is to collect their cash flows or to sell the assets; and
- FVTPL: Any other financial assets not falling into the categories above are measured at FVTPL.

Fair value option for financial assets

A financial asset may be irrevocably designated at FVTPL on initial recognition when the designation eliminates or significantly reduces an accounting mismatch that would otherwise arise.

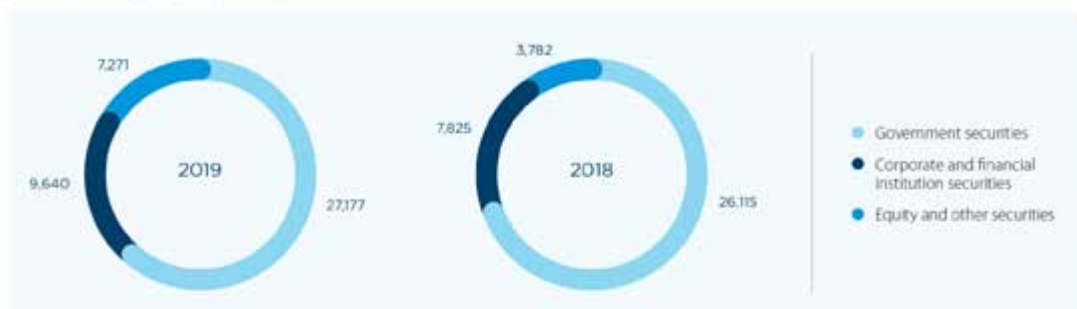
8. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2019 \$m	2018 \$m
Coins, notes and cash at bank	1,186	1,382
Money at call, bills receivable and remittances in transit	3	74
Securities purchased under agreements to resell in less than 3 months	25,277	28,302
Balances with central banks	25,681	33,724
Settlement balances owed to ANZ within 3 months	29,474	21,154
Cash and cash equivalents¹	81,621	84,636

¹ Excludes cash and cash equivalents held for sale of nil (2018: \$528 million).

Notes to the consolidated financial statements (continued)

9. TRADING SECURITIES



	2019 \$m	2018 \$m
Government securities	27,177	26,115
Corporate and financial institution securities	9,640	7,825
Equity and other securities	7,271	3,782
Total	44,088	37,722
Less: Assets reclassified as held for sale (refer to Note 29)	(919)	-
Total	43,169	37,722



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Trading securities are financial instruments we either:

- acquire principally for the purpose of selling in the short-term; or
- hold as part of a portfolio we manage for short-term profit making.

We recognise purchases and sales of trading securities on trade date:

- initially, we measure them at fair value; and
- subsequently, we measure them in the balance sheet at their fair value with any revaluation recognised in the profit or loss.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when applying the valuation techniques used to measure the fair value of trading securities not valued using quoted market prices. Refer to Note 17 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

Fair Value	Assets 2019 \$m	Liabilities 2019 \$m	Assets 2018 \$m	Liabilities 2018 \$m
Derivative financial instruments - held for trading	116,622	(116,778)	66,457	(66,198)
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships	4,045	(4,173)	1,966	(3,478)
Derivative financial instruments	120,667	(120,951)	68,423	(69,676)

FEATURES

Derivative financial instruments are contracts:

- whose value is derived from an underlying price index (or other variable) defined in the contract - sometimes the value is derived from more than one variable;
- that require little or no initial net investment; and
- that are settled at a future date.

Movements in the price of the underlying variables, which cause the value of the contract to fluctuate, are reflected in the fair value of the derivative.

PURPOSE

The Group's derivative financial instruments have been categorised as following:

Trading	Derivatives held in order to: • Meet customer needs for managing their own risks. • Manage risks in the Group that are not in a designated hedge accounting relationship (balance sheet management). • Undertake market making and positioning activities to generate profits from short-term fluctuations in prices or margins.
Designated in Hedging Relationships	Derivatives designated into hedge accounting relationships in order to minimise profit or loss volatility by matching movements to underlying positions relating to: • Hedges of the Group's exposures to interest rate risk and currency risk. • Hedges of other exposures relating to non-trading positions.

TYPES

The Group offers and uses four different types of derivative financial instruments:

Forwards	A contract documenting the rate of interest, or the currency exchange rate, to be paid or received on a notional principal amount at a future date.
Futures	An exchange traded contract in which the parties agree to buy or sell an asset in the future for a price agreed on the transaction date, with a net settlement in cash paid on the future date without physical delivery of the asset.
Swaps	A contract in which two parties exchange a series of cash flows for another.
Options	A contract in which the buyer of the contract has the right - but not the obligation - to buy (known as a "call option") or to sell (known as a "put option") an asset or instrument at a set price on a future date. The seller has the corresponding obligation to fulfil the transaction to sell or buy the asset or instrument if the buyer exercises the option.

RISKS MANAGED

The Group offers and uses the instruments described above to manage fluctuations in the following market factors:

Foreign Exchange	Currencies at current or determined rates of exchange.
Interest Rate	Fixed or variable interest rates applying to money lent, deposited or borrowed.
Commodity	Soft commodities (that is, agricultural products such as wheat, coffee, cocoa and sugar) and hard commodities (that is, mined products such as gold, oil and gas).
Credit	Counterparty risk in the event of default.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS – HELD FOR TRADING

The majority of the Group's derivative financial instruments are held for trading. The fair value of derivative financial instruments held for trading are:

Fair Value	Assets 2019 \$m	Liabilities 2019 \$m	Assets 2018 \$m	Liabilities 2018 \$m
Interest rate contracts				
Forward rate agreements	74	(78)	2	(2)
Futures contracts	41	(109)	54	(41)
Swap agreements	82,996	(80,588)	35,079	(35,428)
Options purchased	1,454	-	782	-
Options sold	-	(2,317)	-	(1,408)
Total	84,565	(83,092)	35,917	(36,879)
Foreign exchange contracts				
Spot and forward contracts	15,987	(15,359)	15,200	(14,088)
Swap agreements	13,836	(16,235)	12,532	(11,821)
Options purchased	405	-	494	-
Options sold	-	(514)	-	(669)
Total	30,228	(32,108)	28,226	(26,578)
Commodity contracts	1,807	(1,553)	2,260	(2,683)
Credit default swaps				
Structured credit derivatives purchased	16	-	22	-
Other credit derivatives purchased	4	(3)	8	(29)
Credit derivatives purchased	20	(3)	30	(29)
Structured credit derivatives sold	-	(19)	-	(26)
Other credit derivatives sold	2	(3)	24	(3)
Credit derivatives sold	2	(22)	24	(29)
Total	22	(25)	54	(58)
Derivative financial instruments - held for trading	116,622	(116,778)	66,457	(66,198)

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS – DESIGNATED IN HEDGING RELATIONSHIPS

There are three types of hedge accounting relationships the Group utilises:

	Fair value hedge	Cash flow hedge	Net investment hedge
Objective of this hedging arrangement	To hedge our exposure to changes to the fair value of a recognised asset or liability or unrecognised firm commitment caused by interest rate or foreign currency movements.	To hedge our exposure to variability in cash flows of a recognised asset or liability, a firm commitment or a highly probable forecast transaction caused by interest rate, foreign currency and other price movements.	To hedge our exposure to exchange rate differences arising from the translation of our foreign operations from their functional currency to Australian dollars.
Recognition of effective hedge portion	The following are recognised in profit or loss at the same time: • all changes in the fair value of the underlying item relating to the hedged risk; and • the change in the fair value of the derivatives.	We recognise the effective portion of changes in the fair value of derivatives designated as a cash flow hedge in the cash flow hedge reserve.	We recognise the effective portion of changes in the fair value of the hedging instrument in the foreign currency translation reserve.
Recognition of ineffective hedge portion	Recognised immediately in Other operating income.		
If a hedging instrument expires, or is sold, terminated, or exercised; or no longer qualifies for hedge accounting	When we recognise the hedged item in profit or loss, we recognise the related unamortised fair value adjustment in profit or loss. This may occur over time if the hedged item is amortised to profit or loss as part of the effective yield over the period to maturity.	Only when we recognise the hedged item in profit or loss is the amount previously deferred in the cash flow hedge reserve transferred to profit or loss.	The amount we defer in the foreign currency translation reserve remains in equity and is transferred to profit or loss only when we dispose of, or partially dispose of, the foreign operation.
Hedged item sold or repaid	We recognise the unamortised fair value adjustment immediately in profit or loss.	Amounts accumulated in equity are transferred immediately to profit or loss.	The gain or loss, or applicable proportion, we recognise in equity is transferred to profit or loss on disposal or partial disposal of a foreign operation.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

As outlined in Note 1, the Group has continued to apply the AASB 139 hedge accounting requirements until the International Accounting Standards Board's ongoing project on macro hedge accounting is completed. However, new hedge disclosures are required for 2019 and onwards under AASB 7 *Financial Instruments: Disclosures* (AASB 7) which are presented below. The presentation of derivatives information for 2018 has not been amended.

The fair value of derivative financial instruments designated in hedging relationships are:

	2019			2018	
	Nominal amount \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
Fair value hedges					
Foreign exchange swap agreements	21	1	-	1	-
Foreign exchange spot and forward contracts	581	-	(9)	1	-
Interest rate swap agreements	108,243	2,093	(3,155)	1,261	(3,001)
Interest rate futures contracts	3,139	-	(27)	47	(1)
Cash flow hedges					
Interest rate swap agreements	84,365	1,876	(832)	592	(379)
Foreign exchange swap agreements	2,934	75	(91)	44	(52)
Foreign exchange spot and forward contracts	159	-	(1)	2	-
Net investment hedges					
Foreign exchange spot and forward contracts	1,484	-	(58)	18	(45)
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships	200,926	4,045	(4,173)	1,966	(3,478)

The maturity profile of the nominal amounts of our hedging instruments held at 30 September 2019 is:

Nominal Amount		Average Rate	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
Fair value hedges							
Interest rate	Interest Rate	1.95%	3,195	18,407	63,873	25,907	111,382
Foreign exchange	HKD/AUD FX Rate	5.38	602	-	-	-	602
Cash flow hedges							
Interest rate	Interest Rate	2.15%	1,088	14,040	66,880	2,357	84,365
Foreign exchange ¹	AUD/USD FX Rate	0.72	40	120	1,652	1,281	3,093
	USD/EUR FX Rate	0.91	-	-	-	-	-
Net investment hedges							
Foreign exchange	TWD/AUD FX Rate	21.41	474	1,010	-	-	1,484
	THB/AUD FX Rate	21.77	-	-	-	-	-

¹ Hedges of foreign exchange risk cover multiple currency pairs. The table reflects the larger currency pairs only.

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

The impact of ineffectiveness from our designated hedge relationships by type of hedge relationship and type of risk being hedged are:

	Ineffectiveness			Amount reclassified from the cash flow hedge reserve or FCTR to profit and loss
	Change in value of hedging instrument	Change in value of hedged item	Hedge ineffectiveness recognised in profit and loss	
2019	\$m	\$m	\$m	\$m
Fair value hedges¹				
Interest rate	586	(582)	4	-
Foreign exchange	(36)	36	-	-
Cash flow hedges¹				
Interest rate	836	(825)	11	14
Foreign exchange	20	(20)	-	2
Net investment hedges¹				
Foreign exchange	(144)	144	-	-

¹ All hedging instruments are held within Derivative Financial Instruments.

Hedge ineffectiveness recognised is classified within Other operating income. Reclassification adjustments to the Statement of Comprehensive Income are recognised within Net interest income.

Hedged items in relation to the Group's fair value hedges for 30 September 2019 are as follows:

	Balance sheet presentation	Hedged risk	Carrying amount		Accumulated fair value hedge adjustments on the hedged item	
			Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
			\$m	\$m	\$m	\$m
Fixed rate loans and advances	Net loans and advances	Interest rate	2,281	-	17	-
Fixed rate debt issuance	Debt issuances	Interest rate	-	(67,555)	-	(1,749)
Fixed rate investment securities (FVOCI) ¹	Investment securities	Interest rate	47,641	-	1,907	-
Equity securities at FVOCI ¹	Investment securities	Foreign exchange	581	-	52	-
Total			50,503	(67,555)	1,976	(1,749)

¹ The carrying amount of debt and equity instruments at fair value through other comprehensive income does not include the fair value hedge adjustment as the hedge assets are measured at fair value. The accounting for the hedge relationship results in transfer of the hedge adjustment out of other comprehensive income into the Income Statement.

The cumulative amount of fair value hedge adjustments relating to ceased hedge relationships remaining on the Balance Sheet is \$8 million.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

Hedged items in relation to the Group's cash flow and net investment hedges for 30 September 2019 are as follows:

		Cash flow hedge reserve		Foreign currency translation reserve	
		Continuing hedges	Discontinued hedges	Continuing hedges	Discontinued hedges
		\$m	\$m	\$m	\$m
Cash flow hedges					
Floating rate loans and advances	Interest rate	1,587	41	-	-
Floating rate customer deposits	Interest rate	(577)	(32)	-	-
Foreign currency debt issuance	Foreign exchange	14	-	-	-
Foreign currency investment securities	Foreign exchange	6	-	-	-
Highly probable forecast transactions	Foreign exchange	3	-	-	-
Net investment hedges					
Foreign operations	Foreign exchange	-	-	(159)	(149)

The table below details the reconciliation of the cash flow hedge reserve by risk type:

	Interest rate	Foreign currency	Total
	\$m	\$m	\$m
Balance at 1 October 2018	128	(1)	127
Fair value gains	825	20	845
Transferred to income statement	14	2	16
Income taxes and others	(251)	(6)	(257)
Balance at 30 September 2019	716	15	731

Hedges from net investments in a foreign operation resulted in a \$144 million decrease in FCTR during the year. There were no reclassifications from FCTR to the income statement during the year.

2018 Disclosure

The impact recognised in profit or loss arising from derivative financial instruments designated in hedge accounting relationships, are as follows:

	Hedge accounting type	2018 \$m
Gain/(Loss) recognised in Other operating income		
Hedged item	Fair value	1,190
Hedging instrument	Fair value	(1,210)
Ineffective portion of hedging instrument	Cash flow	13

10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Recognition	Initially and at each reporting date, we recognise all derivatives at fair value. If the fair value of a derivative is positive, then we carry it as an asset, but if its value is negative, then we carry it as a liability. Valuation adjustments are integral in determining the fair value of derivatives. This includes: • a credit valuation adjustment (CVA) to reflect the counterparty risk and/or event of default; and • a funding valuation adjustment (FVA) to account for funding costs and benefits in the derivatives portfolio.
Derecognition of assets and liabilities	We remove derivative assets from our balance sheet when the contracts expire or we have transferred substantially all the risks and rewards of ownership. We remove derivative liabilities from our balance sheet when the Group's contractual obligations are discharged, cancelled or expired.
Impact on the Income Statement	How we recognise gains or losses on derivative financial instruments depends on whether the derivative is held for trading or is designated into a hedging relationship. For derivative financial instruments held for trading, gains or losses from changes in the fair value are recognised in profit or loss. For an instrument designated into a hedging relationship, the recognition of gains or losses depends on the nature of the item being hedged. Refer to the previous table on page 129 for profit or loss treatment depending on the hedge type. Sources of hedge ineffectiveness may arise from basis risk and differences in discounting between the hedged items and the hedging instruments. The hedging instruments are discounted using Overnight Index Swaps discount curves which are not applied to the hedged items.
Hedge effectiveness	To qualify for hedge accounting a hedge is expected to be highly effective. A hedge is highly effective only if the following conditions are met: • the hedge is expected to be highly effective in achieving offsetting changes in fair value or cash flows attributable to the hedged risk during the period for which the hedge is designated (prospective effectiveness); and • the actual results of the hedge are within the range of 80-125% (retrospective effectiveness). The Group monitors hedge effectiveness on a regular basis but at a minimum at least at each reporting date.

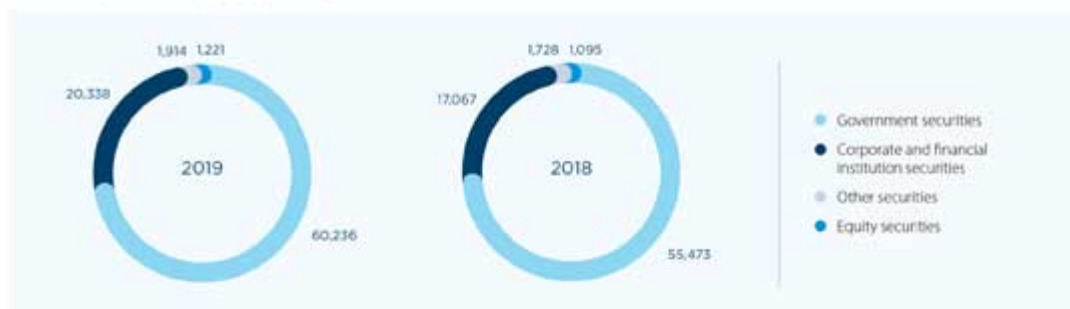


KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when we select the valuation techniques used to measure the fair value of derivatives, particularly the selection of valuation inputs that are not readily observable, and the application of valuation adjustments to certain derivatives. Refer to Note 17 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

11. INVESTMENT SECURITIES



	2019 \$m	2018 \$m
Investment securities measured at fair value through other comprehensive income		
Debt securities	76,489	-
Equity securities	1,221	-
Investment securities measured at amortised cost		
Debt securities ¹	5,999	-
Available-for-sale assets		
Debt securities	-	74,268
Equity securities	-	1,095
Total	83,709	75,363
Less: Assets reclassified as held for sale (refer to Note 29)	-	(1,079)
Total	83,709	74,284

¹ Includes allowance for expected credit losses of \$13 million.

	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity \$m	Total \$m
2019 Investment securities						
Government securities	6,768	14,665	26,200	12,603	-	60,236
Corporate and financial institution securities	1,280	2,719	15,965	374	-	20,338
Other securities	-	-	183	1,731	-	1,914
Equity securities	-	-	-	-	1,221	1,221
Total	8,048	17,384	42,348	14,708	1,221	83,709

2018 Available-for-sale assets						
Government securities	6,715	8,159	28,144	12,455	-	55,473
Corporate and financial institution securities	948	2,549	13,283	287	-	17,067
Other securities	-	-	159	1,569	-	1,728
Equity securities	-	-	-	-	1,095	1,095
Total	7,663	10,708	41,586	14,311	1,095	75,363
Less: Assets reclassified as held for sale (refer to Note 29)						(1,079)
Total						74,284

11. INVESTMENT SECURITIES (continued)

During the year, the Group recognised a net gain (before tax) in other operating income from the recycling of gains/losses previously deferred in equity of \$240 million (2018: \$48 million) in respect of investment securities (applicable from 1 October 2018) and available-for-sale assets (prior to 1 October 2018).

The carrying value of equity securities at FVOCI/ AFS equity securities is \$1,221 million (2018: \$1,095 million). This includes the Group's \$1,106 million (2018: \$1,025 million) investment in the Bank of Tianjin (BoT).



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Policy applicable from 1 October 2018

Investment securities are those financial assets in security form (i.e. transferable debt or equity instruments) that are not held for trading purposes. By way of exception, bills of exchange (a form of security/transferable instrument) which are used to facilitate the Group's customer lending activities are classified as Loans and advances (rather than Investment securities) to better reflect the substance of the arrangement.

Non-traded equity investments may be designated at FVOCI on an instrument by instrument basis. If this election is made, gains or losses are not reclassified from other comprehensive income to profit or loss on disposal of the investment. However, gains or losses may be reclassified within equity.

Assets disclosed as Investment securities are subject to the general classification and measurement policy for Financial Assets outlined at the commencement of the Group's financial asset disclosures on page 125. Additionally, expected credit losses associated with "Investment securities - debt securities at amortised cost" and "Investment securities - debt securities at fair value through other comprehensive income" are recognised and measured in accordance with the accounting policy outlined in Note 13. For "Investment securities - debt securities at fair value through other comprehensive income" the allowance for ECL is recognised in the FVOCI reserve in equity with a corresponding charge to profit or loss.

Policy applicable prior to 1 October 2018

AFS assets comprise non-derivative financial assets which we designate as AFS since we do not hold them principally for trading purposes. They include both equity and debt securities. AFS assets are initially recognised at fair value plus transaction costs and are revalued at least bi-annually. On revaluation, we include movements in fair value within the available-for-sale revaluation reserve in equity, except for certain items which are recognised directly in profit or loss, being interest on debt securities, dividends received, foreign exchange on debt securities and impairment charges.

When we sell the asset, any cumulative gain or loss from the available-for-sale revaluation reserve is recognised in profit or loss.

At each reporting date, we assess whether any AFS assets are impaired. We assess the impairment of any debt securities if an event has occurred which will have a negative impact on the asset's estimated cash flows. For equity securities, we assess if there is a significant or prolonged decline in their fair value below cost.

If an AFS asset is impaired, then we remove the cumulative loss related to that asset from the available-for-sale revaluation reserve. We then recognise it in profit or loss for:

- debt instruments, as a credit impairment expense; and
- equity instruments, as a negative impact in other operating income.

We recognise any later reversals of impairment on debt securities in the profit or loss through the credit impairment charge line. However, we do not make any reversals of impairment for equity securities. To the extent previously impaired equity securities recover in value, gains are recognised directly in equity.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when we select valuation techniques used to measure the fair value of assets not valued using quoted market prices, particularly the selection of valuation inputs that are not readily observable. Refer to Note 17 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

12. NET LOANS AND ADVANCES

The following table provides details of net loans and advances for the Group:

	2019 \$m	2018 \$m
Overdrafts	7,267	7,061
Credit cards	9,241	9,890
Commercial bills	6,159	6,861
Term loans – housing	343,808	346,154
Term loans – non-housing	248,337	234,405
Other	3,483	3,442
Subtotal	618,295	607,813
Unearned income	(398)	(430)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees	870	997
Gross loans and advances (including assets reclassified as held for sale)	618,767	608,380
Allowance for expected credit losses (refer to Note 13) ^{1,2}	(3,509)	(2,917)
Net loans and advances (including assets reclassified as held for sale)	615,258	605,463
Less: Net loans and advances reclassified as held for sale (refer to Note 29)	-	(999)
Net loans and advances	615,258	604,464
<i>Residual contractual maturity:</i>		
Within one year	133,273	126,811
More than one year	481,985	477,653
Net loans and advances	615,258	604,464
<i>Carried on Balance Sheet at:</i>		
Amortised cost	614,336	604,331
Fair value through profit or loss	922	133
Net loans and advances	615,258	604,464

¹ On adoption of AASB 18 on 1 October 2018, the Group increased the collectively assessed provision by \$647 million. Comparative information has not been restated. Refer to Note 33 for further details.

² \$500 million of collectively assessed provisions and \$26 million of individually assessed provision for credit impairment attributable to off-balance sheet credit related commitments at 2018 were reclassified from Net loans and advances at amortised cost to Other provisions to enhance comparability with current period presentation.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Loans and advances are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market and are facilities the Group provides directly to customers or through third party channels.

Loans and advances are initially recognised at fair value plus transaction costs directly attributable to the issue of the loan or advance, which are primarily brokerage/mortgage origination fees which we amortise over the estimated life of the loan. Subsequently, we then measure loans and advances at amortised cost using the effective interest rate method, net of any provision for credit impairment, or at fair value when they are specifically designated on initial recognition as fair value through profit or loss or when held for trading.

We classify contracts to lease assets and hire purchase agreements as finance leases if they transfer substantially all the risks and rewards of ownership of the asset to the customer or an unrelated third party. We include these facilities in 'Other' in the table above.

The Group enters into transactions in which it transfers financial assets that are recognised on its balance sheet. When the Group retains substantially all of the risks and rewards of the transferred assets, the transferred assets remain on the Group's balance sheet, however if substantially all the risks and rewards are transferred, the Group derecognises the asset.

If the risks and rewards are partially retained and control over the asset is lost, the Group derecognises the asset. If control over the asset is not lost, the Group continues to recognise the asset to the extent of its continuing involvement.

We separately recognise the rights and obligations retained, or created, in the transfer of assets and liabilities as appropriate.

From 1 October 2018, assets disclosed as net loans and advances are subject to the general classification and measurement policy for Financial Assets outlined at the commencement of the Group's Financial Asset disclosures on page 125. Additionally, expected credit losses associated with loans and advances at amortised cost are recognised and measured in accordance with the accounting policy outlined in Note 13.

13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES

ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES

As described in Note 1 and 35, the Group adopted AASB 9 effective from 1 October 2018 which resulted in the application of an expected credit loss (ECL) model for measuring impairment of financial assets and amendments to the presentation of credit impairment information for the current year. Comparative information has not been restated.

The following tables present the movement in the allowance for ECL (including allowance for ECL reclassified as held for sale) for the year.

Net loans and advances - at amortised cost

Allowance for ECL is included in Net loans and advances.

	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	920	1,391	359	894	3,564
Transfer between stages	166	(308)	(91)	233	-
New and increased provisions (net of releases)	(168)	291	147	1,139	1,409
Write-backs	-	-	-	(382)	(382)
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	(1,076)	(1,076)
Foreign currency translation and other movements ¹	9	4	(2)	(17)	(6)
As at 30 September 2019	927	1,378	413	791	3,509

¹ Includes the impacts of divestments completed in 2019 and the impact of discount unwind on individually assessed allowance for ECL.

The movement in expected credit losses is consistent with the movement in corresponding gross balances.

Investment securities - debt securities at amortised cost

Allowance for ECL is included in Investment securities.

	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	9	2	-	-	11
Transfer between stages	-	-	-	-	-
New and increased provisions (net of releases)	2	(1)	-	-	1
Write-backs	-	-	-	-	-
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	-	-
Foreign currency translation and other movements	1	-	-	-	1
As at 30 September 2019	12	1	-	-	13

Investment securities - debt securities at FVOCI

Allowance for ECL does not change the carrying amount which remains at fair value. Instead, the allowance for ECL is recognised in the FVOCI reserve in equity, with a corresponding charge to profit or loss.

	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	14	-	-	-	14
Transfer between stages	-	-	-	-	-
New and increased provisions (net of releases)	(2)	-	-	-	(2)
Write-backs	-	-	-	-	-
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	-	-
Foreign currency translation and other movements ¹	(4)	-	-	-	(4)
As at 30 September 2019	8	-	-	-	8

¹ Includes the impacts of divestments completed in 2018.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)

ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES

Off-balance sheet commitments - undrawn and contingent facilities

Allowance for ECL is included in Other provisions.

	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	474	166	15	26	681
Transfer between stages	27	(29)	-	2	-
New and increased provisions (net of releases)	(36)	12	6	-	(18)
Write-backs	-	-	-	(3)	(3)
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	-	-
Foreign currency translation and other movements	8	2	-	(2)	8
As at 30 September 2019	473	151	21	23	668

2018 Provision for credit impairment disclosures under AASB 139

The below disclosure does not reflect the adoption of AASB 9 and is prepared under the requirements of the previous AASB 139.

	Net loans and advances	Off-balance sheet credit related commitments	Total
	2018 \$m	2018 \$m	2018 \$m
Provision for credit impairment			
Individual provision			
Balance at start of year	1,118	18	1,136
New and increased provisions	1,426	18	1,444
Write-backs	(425)	-	(425)
Bad debts written off (excluding recoveries)	(1,224)	-	(1,224)
Other ¹	(1)	(10)	(11)
Total individual provision	894	26	920
Collective provision			
Balance at start of year	2,118	544	2,662
Charge/(release) to profit or loss	(34)	(51)	(85)
Other ²	(61)	7	(54)
Total collective provision	2,023	500	2,523
Total provision for credit impairment	2,917	526	3,443

¹ Other individual provision includes the impact of the sale completion of the Asia Retail and Wealth business divestment in 2018. It includes an adjustment for exchange rate fluctuations and the impact of discount unwind on individual provisions.

² Other collective provision includes the impact of the sale completion of the Asia Retail and Wealth business divestment, and an adjustment for exchange rate fluctuations.

13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)**CREDIT IMPAIRMENT CHARGE - INCOME STATEMENT****Credit impairment charge/(release) analysis under AASB 9**

	2019 \$m
New and increased provisions (net of releases) ¹	
- Collectively assessed	16
- Individually assessed	1,374
Write-backs	(385)
Recoveries of amounts previously written-off	(212)
Total credit impairment charge	793
Less: credit impairment charge/(release) from discontinued operations	(1)
Total credit impairment charge from continuing operations	794

¹ Includes the impact of transfers between collectively assessed and individually assessed.

The contractual amount outstanding on financial assets that were written-off during the period ended 30 September 2019 and that are still subject to enforcement activity is \$212 million.

2018 Credit impairment charge/(release) analysis under AASB 139

The below disclosures do not reflect the adoption of AASB 9 and are prepared under the requirements of the previous AASB 139.

	2018 \$m
New and increased individual provisions	1,444
Write-backs	(425)
Recoveries of amounts previously written-off	(246)
Individually assessed credit impairment charge	773
Collectively assessed credit impairment charge/(release)	(85)
Credit impairment charge	688

Notes to the consolidated financial statements (continued)

13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)

**RECOGNITION AND MEASUREMENT***Policy applicable from 1 October 2018***EXPECTED CREDIT LOSS IMPAIRMENT MODEL**

The measurement of expected credit losses reflects an unbiased, probability weighted prediction which evaluates a range of scenarios and takes into account the time value of money, past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

Expected credit losses are either measured over 12 months or the expected lifetime of the financial asset, depending on credit deterioration since origination, according to the following three-stage approach:

- Stage 1: At the origination of a financial asset, and where there has not been a significant increase in credit risk (SICR) since origination, an allowance equivalent to 12 months ECL is recognised reflecting the expected credit losses resulting from default events that are possible within the next 12 months from the reporting date. For instruments with a remaining maturity of less than 12 months, expected credit losses are estimated based on default events that are possible over the remaining time to maturity.
- Stage 2: Where there has been a significant increase in credit risk since origination, an allowance equivalent to lifetime ECL is recognised reflecting expected credit losses resulting from all possible default events over the expected life of a financial instrument. If credit risk were to improve in a subsequent period such that the increase in credit risk since origination is no longer considered significant, the exposure returns to a Stage 1 classification and a 12 month ECL applies.
- Stage 3: Where there is objective evidence of impairment, an allowance equivalent to lifetime ECL is recognised.

Expected credit losses are estimated on a collective basis for exposures in Stage 1 and Stage 2, and on either a collective or individual basis when transferred to Stage 3.

MEASUREMENT OF EXPECTED CREDIT LOSS

ECL is calculated as the product of the following credit risk factors at a facility level, discounted to incorporate the time value of money:

- Probability of default (PD) - the estimate of the likelihood that a borrower will default over a given period;
- Exposure at default (EAD) - the expected balance sheet exposure at default taking into account repayments of principal and interest, expected additional drawdowns and accrued interest; and
- Loss given default (LGD) - the expected loss in the event of the borrower defaulting, expressed as a percentage of the facility's EAD, taking into account direct and indirect recovery costs.

These credit risk factors are adjusted for current and forward looking information through the use of macro-economic variables.

EXPECTED LIFE

When estimating ECL for exposures in Stage 2 and 3, the Group considers the expected lifetime over which it is exposed to credit risk.

For non-retail portfolios, the Group uses the maximum contractual period as the expected lifetime for non-revolving credit facilities. For non-retail revolving credit facilities, such as corporate lines of credit, the expected life reflects the Group's contractual right to withdraw a facility as part of a contractually agreed annual review, after taking into account the applicable notice period.

For retail portfolios, the expected lifetime is determined using behavioural term, taking into account expected prepayment behaviour and substantial modifications.

DEFINITION OF DEFAULT, CREDIT IMPAIRED AND WRITE-OFFS

The definition of default used in measuring expected credit losses is aligned to the definition used for internal credit risk management purposes across all portfolios. This definition is also in line with the regulatory definition of default. Default occurs when there are indicators that a debtor is unlikely to fully satisfy contractual credit obligations to the Group, or the exposure is 90 days past due.

Financial assets, including those that are well secured, are considered credit impaired for financial reporting purposes when they default.

When there is no realistic probability of recovery, loans are written off against the related impairment allowance on completion of the Group's internal processes and when all reasonably expected recoveries have been collected. In subsequent periods, any recoveries of amounts previously written-off are credited to credit impairment charge in the income statement.

13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

MODIFIED FINANCIAL ASSETS

If the terms of a financial asset are modified or an existing financial asset is replaced with a new one for either credit or commercial reasons, an assessment is made to determine if the changes to the terms of the existing financial asset are considered substantial. This assessment considers both changes in cash flows arising from the modified terms as well as changes in the overall instrument risk profile; for example, changes in the principal (credit limit), term, or type of underlying collateral. Where a modification is considered non-substantial, the existing financial asset is not derecognised and its date of origination continues to be used to determine SICR. Where a modification is considered substantial, the existing financial asset is derecognised and a new financial asset is recognised at its fair value on the modification date, which also becomes the date of origination used to determine SICR for this new asset.

SIGNIFICANT INCREASE IN CREDIT RISK (SICR)

Stage 2 assets are those that have experienced a significant increase in credit risk (SICR) since origination. In determining what constitutes a SICR, the Group considers both qualitative and quantitative information:

i. Internal credit rating grade

For the majority of portfolios, the primary indicator of a SICR is a significant deterioration in the internal credit rating grade of a facility since origination and is measured by application of thresholds.

For non-retail portfolios, a SICR is determined by comparing the Customer Credit Rating (CCR) applicable to a facility at reporting date to the CCR at origination of that facility. A CCR is assigned to each borrower which reflects the probability of default of the borrower and incorporates both borrower and non-borrower specific information, including forward looking information. CCRs are subject to review at least annually or more frequently when an event occurs which could affect the credit risk of the customer.

For retail portfolios, a SICR is determined by comparing each facility's scenario weighted lifetime probability of default at the reporting date to the scenario weighted lifetime probability of default at origination. The scenario weighted lifetime probability of default may increase significantly if:

- there has been a deterioration in the economic outlook, or an increase in economic uncertainty; or
- there has been a deterioration in the customer's overall credit position, or ability to manage their credit obligations.

ii. Backstop criteria

The Group uses 30 days past due arrears as a backstop criteria for both non-retail and retail portfolios. For retail portfolios only, facilities are required to demonstrate three to six months of good payment behaviour prior to being allocated back to Stage 1.

FORWARD LOOKING INFORMATION

Forward-looking information is incorporated into both our assessment of whether a financial asset has experienced a significant increase in credit risk since its initial recognition and in our estimate of ECL. In applying forward looking information for estimating ECL, the Group considers four probability-weighted forecast economic scenarios as follows:

i. Base case scenario

The base case scenario is ANZ's view of the most likely future macro-economic conditions. It reflects management's assumptions used for strategic planning and budgeting, and also informs the Group Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP) which is the process the Group applies in strategic and capital planning over a 3 year time horizon.

ii. Upside and iii. Downside scenarios

The upside and downside scenarios are fixed by reference to average economic cycle conditions (that is, they are not based on the economic conditions prevailing at balance date) and are based on a combination of more optimistic (in the case of the upside) and pessimistic (in the case of the downside) economic events and uncertainty over long term horizons; and

iv. Severe downside scenario

The severe downside scenario is fixed by reference to average economic cycle conditions and accounts for the potentially severe impact of less likely extremely adverse economic conditions. It reflects macro-economic conditions of a downturn economic event with a probability of occurrence once every 25 years.

The four scenarios are described in terms of macro-economic variables used in the PD, LGD and EAD models (collectively the ECL models) depending on the portfolio and country of the borrower. Examples of the variables include unemployment rates, GDP growth rates, house price indices, commercial property price indices and consumer price indices.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Probability weighting of each scenario is determined by management considering the risks and uncertainties surrounding the base case scenario, as well as specific portfolio considerations where required. The Group Asset and Liability Committee (GALCO) is responsible for reviewing and approving the base case forecast scenario and the Credit and Market Risk Committee (CMRC) approves the probability weights applied to each scenario.

Where applicable, temporary adjustments may be made to account for situations where known or expected risks have not been adequately addressed in the modelling process. CMRC is responsible for approving such adjustments.

ECL Sensitivity

The table below illustrates the impact on the Group's ECL allowance under scenarios where a 100% weighting is applied to both upside and downside scenarios with all other modelling assumptions remaining constant.

	Total ECL \$m	Impact \$m
100% upside scenario	2,384	(993)
100% downside scenario	5,334	1,956

Policy applicable prior to 1 October 2018

The Group recognises two types of impairment provisions for its loans and advances:

- Individual provisions for significant assets that are assessed to be impaired; and
- Collective provisions for portfolios of similar assets that are assessed collectively for impairment.

The accounting treatment for each of them is detailed below:

	Individually	Collectively
Assessment	If any impaired loans and advances exceed specified thresholds and an impairment event has been identified, then we assess the need for a provision individually.	To allow for any small value loans and advances where losses may have been incurred but not yet identified, and individually significant loans and advances that we do not assess as impaired, we assess them collectively in pools of assets with similar credit risk characteristics.
Impairment	Loans and advances are assessed as impaired if we have objective evidence that we may not recover principal or interest payments (that is, a loss event has been incurred).	We estimate the provision on the basis of historical loss experience for assets with similar credit risk characteristics to others in the respective collective pool. We adjust the historical loss experience based on current observable data – such as: changing economic conditions, the impact of the inherent risk of large concentrated losses within the portfolio and an assessment of the economic cycle.
Measurement	We measure impairment loss as the difference between the asset's carrying amount and estimated future cash flows discounted to their present value at the asset's original effective interest rate. We record the result as an expense in profit or loss in the period we identify the impairment and recognise a corresponding reduction in the carrying amount of loans and advances through an offsetting provision.	
Uncollectable amounts	If a loan or advance is uncollectable (whether partially or in full), then we write off the balance (and also any related provision for credit impairment). We write off unsecured retail facilities at the earlier of the facility becoming 180 days past due, or the customer's bankruptcy or similar legal release from the obligation to repay the loan or advance. For secured facilities, write offs occur net of the proceeds determined to be recoverable from the realisation of collateral.	
Recoveries	If we recover any cash flows from loans and advances we have previously written off, then we recognise the recovery in profit or loss in the period the cash flows are received.	
Off-balance sheet amounts	Any off-balance sheet items, such as loan commitments, are considered for impairment both on an individual and collective basis.	

13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Applicable from 1 October 2018

When estimating the allowance for expected credit losses for loans and advances, we used management's judgement in respect of the matters outlined below.

Key Judgements

Determining when a significant increase in credit risk has occurred	In the measurement of ECL, judgement is involved in setting the rules to determine whether there has been a significant increase in credit risk (SICR) since initial recognition of a loan, resulting in the financial asset moving from 'stage 1' to 'stage 2'. This is a key area of judgement as transition from stage 1 to stage 2 increases the ECL calculation from an allowance based on the probability of default in the next 12 months, to an allowance for lifetime expected credit losses. Subsequent decreases in credit risk combined with transition from stage 2 to stage 1 may similarly result in significant changes in the ECL allowance. The setting of precise trigger points requires judgement which may have a material impact upon the size of the ECL allowance. The Group monitors the effectiveness of SICR criteria on an ongoing basis.
Measuring both 12-month and lifetime credit losses	The PD, LGD, and EAD credit risk parameters used in determining ECL are point-in-time measures reflecting the relevant forward looking information determined by management. Judgement is involved in determining which forward-looking information variables are relevant for particular lending portfolios and for determining each portfolio's point-in-time sensitivity. In addition, judgement is required where behavioural characteristics are applied in estimating the lifetime of a facility to be used in measuring ECL. All other things being equal, an increase in the expected behavioural life will increase the amount of ECL.
Forecasting forward-looking scenarios	Our forecast of forward looking information variables is established from a "base case" or most likely scenario that is used internally by management for planning and forecasting purposes. The expected outcomes of key economic drivers for the base case scenario as at 30 September 2019 are as follows: Australia The unemployment rate is expected to remain essentially flat and GDP growth to improve modestly over the forecast period, with residential property values expected to improve after a period of decline. Commercial property prices are expected to decline slightly through the forecast period. Consumer price index growth is expected to rise from current levels. New Zealand GDP growth is forecast to improve modestly over the forecast period, with the unemployment rate remaining stable. Residential property values are expected to achieve modest levels of growth. Commercial property prices are expected to grow, however, the growth rate is expected to be modest through the forecast period. The consumer price index is expected to rise modestly. Rest of world GDP growth is forecast to taper lower in the near term due to uncertainty in the global outlook. Inflation is also expected to remain soft over the forecast period to 2020.
Probability weighting of each scenario	Probability weighting of each scenario is determined by management considering the risks and uncertainties surrounding the base case scenario, as well as specific portfolio considerations where required.
Management temporary adjustments	Management temporary adjustments to the ECL allowance are adjustments we use in circumstances where we judge that our existing inputs, assumptions and model techniques do not capture all the risk factors relevant to our lending portfolios. Emerging local or global macroeconomic, microeconomic or political events, and natural disasters that are not incorporated into our current parameters, risk ratings, or forward-looking information are examples of such circumstances. The use of management temporary adjustments may impact the amount of ECL recognised.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

13. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Applicable prior to 1 October 2018

When we measured impairment of loans and advances, we used management's judgement of the extent of losses at reporting date.

	Individually	Collectively
Key Judgements	• Estimated future cash flows • Business prospects for the customer • Realisable value of any collateral • Group's position relative to other claimants • Reliability of customer information • Likely cost and duration of recovering loans	• Estimated future cash flows • Historical loss experience of assets with similar risk characteristics • Impact of large concentrated losses inherent in the portfolio • Assessment of the economic cycle

We regularly reviewed our key judgements and updated them to reflect actual loss experience.

FINANCIAL LIABILITIES

Outlined below is a description of how we classify and measure financial liabilities relevant to the subsequent note disclosures.



CLASSIFICATION AND MEASUREMENT

Financial liabilities

Financial liabilities are measured at amortised cost, or fair value through profit or loss when they are held for trading. Additionally, financial liabilities can be designated at FVTPL where:

- the designation eliminates or significantly reduces an accounting mismatch which would otherwise arise;
- a group of financial liabilities are managed and their performance is evaluated on a fair value basis, in accordance with a documented risk management strategy; or
- the financial liability contains one or more embedded derivatives unless:
 - a) the embedded derivative does not significantly modify the cash flows that otherwise would be required by the contract, or
 - b) the embedded derivative is closely related to the host financial liability.

Where financial liabilities are designated as measured at fair value, gains or losses relating to changes in the entity's own credit risk are included in other comprehensive income, except where doing so would create or enlarge an accounting mismatch in profit or loss. This section of AASB 9 was early adopted by the Group on 1 October 2013.

14. DEPOSITS AND OTHER BORROWINGS



	2019 \$m	2018 \$m
Certificates of deposit	36,646	42,746
Term deposits	227,087	214,682
On demand and short term deposits	256,264	245,449
Deposits not bearing interest	28,342	26,289
Deposits from banks & securities sold under repurchase agreements	77,526	72,691
Commercial paper and other borrowings ¹	11,812	17,872
Deposits and other borrowings (including liabilities reclassified as held for sale)	637,677	619,729
Less: Deposits and other borrowings reclassified as held for sale (refer to Note 29)	-	(1,579)
Deposits and other borrowings	637,677	618,150
Residual contractual maturity:		
Within one year	630,373	606,175
More than one year	7,304	11,975
Deposits and other borrowings	637,677	618,150
Carried on Balance Sheet at:		
Amortised cost	635,376	615,818
Fair value through profit or loss (designated on initial recognition)	2,301	2,332
Deposits and other borrowings	637,677	618,150

¹ Other borrowings related to secured investments of the consolidated subsidiary UDC Finance Limited (UDC) of NZD 0.1 billion (2018: NZD 0.9 billion) which are secured by a security interest over all the assets of UDC of NZD 3.3 billion (2018: NZD 3.3 billion).



RECOGNITION AND MEASUREMENT

For deposits and other borrowings that:

- are not designated at fair value through profit or loss on initial recognition, we measure them at amortised cost and recognise their interest expense using the effective interest rate method; and
- are managed on a fair value basis, reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative, we designated them as fair value through profit or loss.

Refer to Note 17 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for details of the split between amortised cost and fair value.

For deposits and other borrowings designated at fair value we recognise the amount of fair value gain or loss attributable to changes in the Group's own credit risk in other comprehensive income in retained earnings. Any remaining amount of fair value gain or loss we recognise directly in profit or loss. Once we have recognised an amount in other comprehensive income, we do not later reclassify it to profit or loss.

Securities sold under repurchase agreements represent a liability to repurchase the financial assets that remain on our balance sheet since the risks and rewards of ownership remain with the Group. Over the life of the repurchase agreement, we recognise the difference between the sale price and the repurchase price and charge it to interest expense in the Income Statement.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

15. DEBT ISSUANCES

The Group uses a variety of funding programmes to issue senior debt (including covered bonds and securitisations) and subordinated debt. The difference between senior debt and subordinated debt is that holders of senior debt take priority over holders of subordinated debt owed by the relevant issuer. In the winding up of the relevant issuer, the subordinated debt will be repaid by the relevant issuer only after the repayment of claims of depositors, other creditors and the senior debt holders.

	2019 \$m	2018 \$m
Senior debt	89,737	86,193
Covered bonds	20,957	17,846
Securitisation	2,411	1,232
Total unsubordinated debt	113,105	105,271
Subordinated debt		
- Additional Tier 1 capital	8,171	7,917
- Tier 2 capital	8,415	7,991
Total subordinated debt	16,586	15,908
Total debt issued	129,691	121,179

TOTAL DEBT ISSUED BY CURRENCY

The table below shows the Group's issued debt by currency of issue, which broadly represents the debt holders' base location.

	2019 \$m	2018 \$m
USD United States dollars	45,841	49,510
EUR Euro	26,200	23,239
AUD Australian dollars	39,273	29,477
NZD New Zealand dollars	5,130	5,673
JPY Japanese yen	3,312	3,471
CHF Swiss francs	1,501	2,067
GBP Pounds sterling	4,720	3,776
HKD Hong Kong dollars	1,446	1,157
Other Chinese yuan, Norwegian krone, Singapore dollars, Indonesian rupiah and Canadian dollars	2,268	2,709
Total debt issued	129,691	121,179
<i>Residual contractual maturity¹:</i>		
Within one year	20,803	21,585
More than one year	106,963	97,938
No maturity date (instruments in perpetuity)	1,925	1,556
Total debt issued	129,691	121,179

¹ Based on the final maturity date or, in the case of Additional Tier 1 capital securities, the mandatory conversion date (if any).

15. DEBT ISSUANCES (continued)

SUBORDINATED DEBT

Subordinated debt qualifies as regulatory capital for the Group and is classified as either Additional Tier 1 (AT1) capital or Tier 2 capital for APRA's capital adequacy purposes depending on their terms and conditions:

- AT1 capital: perpetual capital instruments such as:
 - ANZ Capital Notes (ANZ CN);
 - ANZ Capital Securities (ANZ CS); and
 - ANZ NZ Capital Notes (ANZ NZ CN).
- Tier 2 capital: perpetual or term subordinated notes.

Tier 2 capital instruments rank ahead of AT1 capital instruments and AT1 capital instruments only rank ahead of ordinary shares, in a liquidation of the issuer.

AT1 CAPITAL

All outstanding AT1 capital instruments are Basel III fully compliant instruments (refer to Note 23 Capital Management for further information about Basel III). Each of the ANZ CN and ANZ CS rank equally with each other.

Distributions on the AT1 capital instruments are non-cumulative and subject to the issuer's absolute discretion and certain payment conditions (including regulatory requirements). Distributions on ANZ CNs are franked in line with the franking applied to ANZ ordinary shares.

Where specified, the AT1 capital instruments provide the issuer with an early redemption or conversion option on a specified date and in certain other circumstances (such as a tax or regulatory event). This option is subject to APRA's and, in respect of the ANZ NZ CN, the Reserve Bank of New Zealand's (RBNZ) prior written approval.

Each of the AT1 capital instruments will immediately convert into a variable number of ANZ ordinary shares (based on the average market price of the shares immediately prior to conversion less a 1% discount, subject to a maximum conversion number of ANZ ordinary shares) if:

- ANZ's or, in the case of the ANZ NZ CN, ANZ Bank New Zealand Limited's (ANZ NZ) Common Equity Tier 1 capital ratio is equal to or less than 5.125% - known as a Common Equity Capital Trigger Event; or
- APRA notifies the Company that, without the conversion or write-off of certain securities or a public sector injection of capital (or equivalent support), it considers that the Company would become non-viable or, in the case of the ANZ NZ CN, the RBNZ directs ANZ NZ to convert or write-off the notes or a statutory manager is appointed to ANZ NZ and decides that ANZ NZ must convert or write-off the notes - known as a Non-Viability Trigger Event.

Where specified, AT1 capital instruments mandatorily convert into a variable number of ANZ ordinary shares (based on the average market price of the shares immediately prior to conversion less a 1% discount):

- on a specified mandatory conversion date; or
- on an earlier date under certain circumstances as set out in the terms.

However the mandatory conversion is deferred for a specified period if certain conversion tests are not met.

The tables below show the key details of the Group's AT1 capital instruments on issue at 30 September in both the current and prior year:

			2019 \$m	2018 \$m
Additional Tier 1 capital (perpetual subordinated securities)¹				
ANZ Capital Notes (ANZ CN)				
AUD	1,120m	ANZ CN1	1,118	1,117
AUD	1,610m	ANZ CN2	1,607	1,605
AUD	970m	ANZ CN3	966	965
AUD	1,622m	ANZ CN4	1,612	1,610
AUD	931m	ANZ CN5	925	924
ANZ Capital Securities (ANZ CS)				
USD	1,000m	ANZ Capital Securities	1,481	1,240
ANZ NZ Capital Notes (ANZ NZ CN)				
NZD	500m	ANZ NZ Capital Notes	462	456
Total Additional Tier 1 capital			8,171	7,917

¹ Carrying values net of issue costs.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

15. DEBT ISSUANCES (continued)

ANZ Capital Notes (ANZ CN)

	CN1	CN2	CN3
Issuer	ANZ	ANZ	ANZ, acting through its New Zealand branch
Issue date	7 August 2013	31 March 2014	5 March 2015
Issue amount	\$1,120 million	\$1,610 million	\$970 million
Face value	\$100	\$100	\$100
Distribution frequency	Semi-annually in arrears	Semi-annually in arrears	Semi-annually in arrears
Distribution rate	Floating rate: (180 day Bank Bill rate + 3.4%)x(1 - Australian corporate tax rate)	Floating rate: (180 day Bank Bill rate + 3.25%)x(1 - Australian corporate tax rate)	Floating rate: (180 day Bank Bill rate + 3.6%)x(1 - Australian corporate tax rate)
Issuer's early redemption or conversion option	1 September 2021	24 March 2022	24 March 2023
Mandatory conversion date	1 September 2023	24 March 2024	24 March 2025
Common equity capital trigger event	Yes	Yes	Yes
Non-viability trigger event	Yes	Yes	Yes
Carrying value 2019 (net of issue costs)	\$1,118 million (2018: \$1,117 million)	\$1,607 million (2018: \$1,605 million)	\$966 million (2018: \$955 million)

	CN4	CN5
Issuer	ANZ	ANZ
Issue date	27 September 2016	28 September 2017
Issue amount	\$1,622 million	\$931 million
Face value	\$100	\$100
Distribution frequency	Quarterly in arrears	Quarterly in arrears
Distribution rate	Floating rate: (90 day Bank Bill rate + 4.7%)x(1 - Australian corporate tax rate)	Floating rate: (90 day Bank Bill rate + 3.8%)x(1 - Australian corporate tax rate)
Issuer's early redemption or conversion option	20 March 2024	20 March 2025
Mandatory conversion date	20 March 2026	20 March 2027
Common equity capital trigger event	Yes	Yes
Non-viability trigger event	Yes	Yes
Carrying value 2019 (net of issue costs)	\$1,612 million (2018: \$1,610 million)	\$925 million (2018: \$924 million)

15. DEBT ISSUANCES (continued)

ANZ Capital Securities (ANZ C5)

Issuer	ANZ, acting through its London branch
Issue date	15 June 2016
Issue amount	USD 1,000 million
Face value	Minimum denomination of USD 200,000 and an integral multiple of USD 1,000 above that
Interest frequency	Semi-annually in arrears
Interest rate	Fixed at 6.75% p.a. until 15 June 2026. Reset on 15 June 2026 and each 5 year anniversary to a floating rate: 5 year USD mid-market swap rate + 5.168%
Issuer's early redemption option	15 June 2026 and each 5 year anniversary
Common equity capital trigger event	Yes
Non-viability trigger event	Yes
Carrying value 2019 (net of issue costs)	\$1,481 million (2018: \$1,240 million)

ANZ NZ Capital Notes (ANZ NZ CN)

Issuer	ANZ Bank New Zealand Limited (ANZ NZ)
Issue date	31 March 2015
Issue amount	NZD 500 million
Face value	NZD 1
Interest frequency	Quarterly in arrears
Interest rate	Fixed at 7.2% p.a. until 25 May 2020. Resets in May 2020 to a floating rate: New Zealand 3 month bank bill rate + 3.5% Interest payments are subject to ANZ NZ's absolute discretion and certain payment conditions (including APRA and RBNZ requirements)
Issuer's early redemption option	25 May 2020
Mandatory conversion date	25 May 2022
Common equity capital trigger event	Yes
Non-viability trigger event	Yes
Carrying value 2019 (net of issue costs)	\$462 million (2018: \$456 million)

Notes to the consolidated financial statements (continued)

15. DEBT ISSUANCES (continued)

TIER 2 CAPITAL

The convertible term subordinated notes are Basel III fully compliant instruments. If a Non-Viability Trigger Event occurs, the convertible term subordinated notes will immediately convert into ANZ ordinary shares (based on the average market price of the shares immediately prior to conversion less a 1% discount, subject to a maximum conversion number).

APRA has granted transitional Basel III capital treatment for the USD 300 million perpetual subordinated notes until the end of the transitional period (December 2021).

The table below shows the Tier 2 capital subordinated notes the Group holds at 30 September in both the current and prior year:

Currency	Face value	Maturity	Next optional call date – subject to APRA's prior approval	Interest rate	Non-Viability Trigger Event	2019 \$m	2018 \$m
Basel III transitional subordinated notes (perpetual)							
USD	300m	Perpetual	Each semi-annual interest payment date	Floating	No	444	416
Basel III transitional subordinated notes (term)							
EUR	750m	2019	N/A	Fixed	No	-	1,249
Total Basel III transitional subordinated notes						444	1,665
Basel III fully compliant convertible subordinated notes (term)							
AUD	750m	2024	2019	Floating	Yes	-	750
USD	800m	2024	N/A	Fixed	Yes	1,250	1,091
CNY	2,500m	2025	2020	Fixed	Yes	519	503
SGD	500m	2027	2022	Fixed	Yes	544	507
AUD	200m	2027	2022	Fixed	Yes	200	199
JPY	20,000m	2026	N/A	Fixed	Yes	281	243
AUD	700m	2026	2021	Floating	Yes	700	698
USD	1,500m	2026	N/A	Fixed	Yes	2,229	1,869
JPY	10,000m	2026	2021	Fixed	Yes	137	121
JPY	10,000m	2028	2023	Fixed	Yes	137	120
AUD	1,750m	2029	2024	Floating	Yes	1,750	-
AUD	225m	2032	2027	Fixed	Yes	224	225
Total Basel III fully compliant subordinated notes						7,971	6,326
Total Tier 2 capital						8,415	7,991



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Debt issuances are measured at amortised cost, except where designated at fair value through profit or loss. Where the Group enters into a fair value hedge accounting relationship, the fair value attributable to the hedge risk is reflected in adjustments to the carrying value of the debt. Interest expense is recognised using the effective interest rate method.

Subordinated debt with capital-based conversion features (i.e. Common Equity Capital Trigger Events or Non-Viability Trigger Events) are considered to contain embedded derivatives that we account for separately at fair value through profit and loss. The embedded derivatives arise because the amount of shares issued on conversion following any of those trigger events is subject to the maximum conversion number, however they have no significant value as of the reporting date given the remote nature of those trigger events.

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

RISK MANAGEMENT FRAMEWORK AND MODEL

INTRODUCTION

The use of financial instruments is fundamental to the Group's businesses of providing banking and other financial services to our customers. The associated financial risks (primarily credit, market, and liquidity risks) are a significant portion of the Group's key material risks.

We disclose details of all key material risks impacting the Group, and further information on the Group's risk management activities, in the Governance and Risk Management section.

This note details the Group's financial risk management policies, processes and quantitative disclosures in relation to the key financial risks.

Key material financial risks	Key sections applicable to this risk
Overview	• An overview of our Risk Management Framework
Credit risk The risk of financial loss resulting from: • a counterparty failing to fulfil its obligations; or • a decrease in credit quality of a counterparty resulting in a financial loss. Credit Risk incorporates the risks associated with us lending to customers who could be impacted by climate change or by changes to laws, regulations, or other policies adopted by governments or regulatory authorities, including carbon pricing and climate change adaptation or mitigation policies.	• Credit risk overview, management and control responsibilities • Maximum exposure to credit risk • Credit quality • Concentrations of credit risk • Collateral management
Market risk The risk to the Group's earnings arising from: • changes in any interest rates, foreign exchange rates, credit spreads, volatility and correlations; or • from fluctuations in bond, commodity or equity prices.	• Market risk overview, management and control responsibilities • Measurement of market risk • Traded and non-traded market risk • Equity securities designated at FVOCI (from 1 October 2018) and available-for-sale (prior to 1 October 2018) • Foreign currency risk – structural exposure
Liquidity and funding risk The risk that the Group is unable to meet payment obligations as they fall due, including: • repaying depositors or maturing wholesale debt; or • the Group having insufficient capacity to fund increases in assets.	• Liquidity risk overview, management and control responsibilities • Key areas of measurement for liquidity risk • Liquidity risk outcomes • Residual contractual maturity analysis of the Group's liabilities
Life insurance risk Insurance risk is the risk of loss due to unexpected changes in current and future insurance claims rates. The changes primarily arise due to claims payments, mortality (death) or morbidity (illness or injury) rates being greater than expected.	We control and minimise life insurance risk in the following ways: • We use underwriting procedures including strategic decisions, limits to delegated authorities and signing powers. • We analyse reinsurance arrangements using analytical modelling tools to achieve the desired type of reinsurance and retention levels. No further detail is provided in this section.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

OVERVIEW

AN OVERVIEW OF OUR RISK MANAGEMENT FRAMEWORK

This overview is provided to aid the users of the financial statements to understand the context of the financial disclosures required under AASB 7. It should be read in conjunction with the Governance and Risk Management section.

The Board is responsible for establishing and overseeing the Group's Risk Management Framework (RMF). The Board has delegated authority to the Board Risk Committee (BRC) to develop and monitor compliance with the Group's risk management policies. The BRC reports regularly to the Board on its activities.

The Board approves the strategic objectives of the Group including:

- the Risk Appetite Statement (RAS), which sets out the Board's expectations regarding the degree of risk that ANZ is prepared to accept in pursuit of its strategic objectives and business plan; and
- the Risk Management Strategy (RMS), which describes ANZ's strategy for managing risks and the key elements of the RMF that gives effect to this strategy. This includes a description of each material risk, and an overview of how the RMF addresses each risk, with reference to the relevant policies, standards and procedures. It also includes information on how ANZ identifies measures, evaluates, monitors, reports and controls or mitigates material risks.

The Group, through its training and management standards and procedures, aims to maintain a disciplined and robust control environment in which all employees understand their roles and obligations. At ANZ, risk is everyone's responsibility.

The Group has an independent risk management function, headed by the Chief Risk Officer who:

- is responsible for overseeing the risk profile and the risk management framework;
- can effectively challenge activities and decisions that materially affect ANZ's risk profile; and
- has an independent reporting line to the BRC to enable the appropriate escalation of issues of concern.

The Internal Audit Function reports directly to the Board Audit Committee (BAC). Internal Audit provides:

- an independent evaluation of the Group's RMF annually that seeks to ensure compliance with, and the effectiveness of, the risk management framework;
- facilitation of a comprehensive review every three years that seeks to ensure that the appropriateness, effectiveness and adequacy of the risk management framework; and
- recommendations to improve the framework and/or work practices to strengthen the effectiveness of day to day operations.

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK

CREDIT RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES

Granting credit facilities to customers is one of the Group's major sources of income. As this activity is also a principal risk, the Group dedicates considerable resources to its management. The Group assumes credit risk in a wide range of lending and other activities in diverse markets and in many jurisdictions. Credit risks arise from traditional lending to customers as well as from interbank, treasury, trade finance and capital markets activities around the world.

Our credit risk management framework ensures we apply a consistent approach across the Group when we measure, monitor and manage the credit risk appetite set by the Board. The Board is assisted and advised by the BRC in discharging its duty to oversee credit risk. The BRC:

- sets the credit risk appetite and credit strategies; and
- approves credit transactions beyond the discretion of executive management.

We quantify credit risk through an internal credit rating system (masterscales) to ensure consistency across exposure types and to provide a consistent framework for reporting and analysis. The system uses models and other tools to measure the following for customer exposures:

Probability of Default (PD)	Expressed by a Customer Credit Rating (CCR), reflecting the Group's assessment of a customer's ability to service and repay debt.
Exposure at Default (EAD)	The expected balance sheet exposure at default taking into account repayments of principal and interest, expected additional draw downs and accrued interest at the time of default.
Loss Given Default (LGD)	Expressed by a Security Indicator (SI) ranging from A to G. The SI is calculated by reference to the percentage of loan covered by security which the Group can realise if a customer defaults. The A-G scale is supplemented by a range of other SIs which cover factors such as cash cover and sovereign backing. For retail and some small business lending, we group exposures into large homogenous pools – and the LGD is assigned at the pool level.

Our specialist credit risk teams develop and validate the Group's PD and LGD rating models. The outputs from these models drive our day-to-day credit risk management decisions including origination, pricing, approval levels, regulatory capital adequacy, economic capital allocation, and credit provisioning.

All customers with whom ANZ has a credit relationship are assigned a CCR at origination via either of the following assessment approaches:

Large and more complex lending	Retail and some small business lending
Rating models provide a consistent and structured assessment, with judgement required around the use of out-of-model factors. We handle credit approval on a dual approval basis, jointly with the business writer and an independent credit officer.	Automated assessment of credit applications using a combination of scoring (application and behavioural), policy rules and external credit reporting information. If the application does not meet the automated assessment criteria, then it is referred out for manual assessment.

We use the Group's internal CCRs to manage the credit quality of financial assets. To enable wider comparisons, the Group's CCRs are mapped to external rating agency scales as follows:

Credit Quality Description	Internal CCR	ANZ Customer Requirements	Moody's Rating	Standard & Poors Rating
Strong	CCR 0+ to 4-	Demonstrated superior stability in their operating and financial performance over the long-term, and whose earnings capacity is not significantly vulnerable to foreseeable events.	Aaa – Baa3	AAA – BBB-
Satisfactory	CCR 5+ to 6-	Demonstrated sound operational and financial stability over the medium to long-term, even though some may be susceptible to cyclical trends or variability in earnings.	Ba1 – B1	BB+ – B+
Weak	CCR 7+ to 8-	Demonstrated some operational and financial instability, with variability and uncertainty in profitability and liquidity projected to continue over the short and possibly medium term.	B2 – Caa	B – CCC
Defaulted	CCR 8- to 10	When doubt arises as to the collectability of a credit facility, the financial instrument (or "the facility") is classified as defaulted.	N/A	N/A

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

The Group has adopted AASB 9 effective from 1 October 2018 which has resulted in changes to the classification and measurement of financial assets, including the impairment of financial assets. The presentation of credit risk information for 2019 has been amended. Refer to Note 1 and 35 for further details on key requirements and impacts of the changes due to the adoption of AASB 9.

MAXIMUM EXPOSURE TO CREDIT RISK

For financial assets recognised on the balance sheet, the maximum exposure to credit risk is the carrying amount. In certain circumstances there may be differences between the carrying amounts reported on the balance sheet and the amounts reported in the tables below. Principally, these differences arise in respect of financial assets that are subject to risks other than credit risk, such as equity instruments which are primarily subject to market risk, or bank notes and coins.

For undrawn facilities, this maximum exposure to credit risk is the full amount of the committed facilities. For contingent exposures, the maximum exposure to credit risk is the maximum amount the Group would have to pay if the instrument is called upon.

For the purpose of this note, assets presented as assets held for sale in the Balance Sheet have been reallocated to their respective Balance Sheet categories.

The table below shows our maximum exposure to credit risk of on-balance sheet and off-balance sheet positions before taking account of any collateral held or other credit enhancements.

	Reported		Excluded ¹		Maximum exposure to credit risk	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
On-balance sheet positions						
Net loans and advances	615,258	605,463	-	-	615,258	605,463
Other financial assets:						
Cash and cash equivalents	81,621	84,964	1,186	1,466	80,435	83,498
Settlement balances owed to ANZ	3,739	2,319	3,739	2,319	-	-
Collateral paid	15,006	11,043	-	-	15,006	11,043
Trading securities	44,088	37,722	6,199	3,595	37,889	34,127
Derivative financial instruments	120,667	68,426	-	-	120,667	68,426
Investment securities ²						
- debt securities at amortised costs	5,999	-	-	-	5,999	-
- debt securities at FVOCI	76,489	-	-	-	76,489	-
- equity securities at FVOCI	1,221	-	1,221	-	-	-
Available-for-sale assets ³	-	75,363	-	1,095	-	74,268
Regulatory deposits	879	1,028	-	-	879	1,028
Investments backing policy liabilities	-	40,054	-	40,054	-	-
Other financial assets ³	3,619	3,850	-	-	3,619	3,850
Total other financial assets	353,328	324,769	12,345	48,529	340,983	276,240
Subtotal	968,586	930,232	12,345	48,529	956,241	881,703
Off-balance sheet positions						
Undrawn and contingent facilities ⁴	253,123	244,582	-	-	253,123	244,582
Total	1,221,709	1,174,814	12,345	48,529	1,209,364	1,126,285

¹ Bank notes and coins and cash at bank within Cash and cash equivalents; Trade dated assets within Settlement balances owed to ANZ; Equity securities and precious metal exposures within Trading securities; Equity securities within Investment securities (classified as Available-for-sale assets in 2018) were excluded as they do not have credit risk exposure.

² On adoption of AASB 9 on 1 October 2018, the classification and measurement of financial assets were revised. Available-for-sale classification used in comparative periods ceases to exist under AASB 9 and a new classification of investment securities was introduced. Refer to Note 1 for further details. Comparative information has not been restated.

³ Other financial assets mainly comprise accrued interest, insurance receivables and acceptances.

⁴ Undrawn facilities and contingent facilities includes guarantees, letters of credit and performance related contingencies, net of collectively assessed allowance for expected credit losses.

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

CREDIT QUALITY

An analysis of the Group's credit risk exposure is presented in the following tables based on the Group's internal rating by stage without taking account of the effects of any collateral or other credit enhancements:

Net loans and advances

	2019				
	Stage 1	Stage 2	Stage 3		Total
	\$m	\$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	\$m
Strong	425,113	18,597	-	-	443,710
Satisfactory	121,030	28,445	-	-	149,475
Weak	7,138	10,373	-	-	17,511
Defaulted	-	-	4,699	1,978	6,677
Gross loans and advances at amortised cost	553,281	57,415	4,699	1,978	617,373
Allowance for ECL	(927)	(1,378)	(413)	(791)	(3,509)
Net loans and advances at amortised cost	552,354	56,037	4,286	1,187	613,864
Coverage ratio	0.17%	2.40%	8.79%	39.99%	0.57%
Loans and advances at fair value through profit or loss					922
Unearned income					(398)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees					870
Net carrying amount					615,258

Investment securities - debt securities at amortised cost

	2019				
	Stage 1	Stage 2	Stage 3		Total
	\$m	\$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	\$m
Strong	4,798	-	-	-	4,798
Satisfactory	707	507	-	-	1,214
Weak	-	-	-	-	-
Defaulted	-	-	-	-	-
Gross investment securities - debt securities at amortised cost	5,505	507	-	-	6,012
Allowance for ECL	(12)	(1)	-	-	(13)
Net investment securities - debt securities at amortised cost	5,493	506	-	-	5,999
Coverage ratio	0.22%	0.20%	0.00%	0.00%	0.22%

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

Investment securities - debt securities at FVOCI

	2019				Total \$m
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Strong	76,218	-	-	-	76,218
Satisfactory	271	-	-	-	271
Weak	-	-	-	-	-
Defaulted	-	-	-	-	-
Investment securities - debt securities at FVOCI	76,489	-	-	-	76,489
Allowance for ECL recognised in other comprehensive income	(8)	-	-	-	(8)
Coverage ratio	0.01%	-	-	-	0.01%

Other financial assets

	2019 \$m
Strong	248,020
Satisfactory	10,060
Weak	415
Defaulted	-
Total carrying amount	258,495

Off-balance sheet commitments - undrawn and contingent

	2019				Total \$m
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
Strong	162,891	1,972	-	-	164,863
Satisfactory	23,655	3,634	-	-	27,289
Weak	294	976	-	-	1,270
Defaulted	-	-	140	51	191
Gross undrawn and contingent facilities subject to ECL	186,840	6,582	140	51	193,613
Allowance for ECL included in Other provisions (refer to Note 21)	(473)	(151)	(21)	(23)	(668)
Net undrawn and contingent facilities subject to ECL	186,367	6,431	119	28	192,945
Coverage ratio	0.25%	2.29%	15.00%	45.10%	0.35%
Undrawn and contingent facilities not subject to ECL ¹					60,178
Net undrawn and contingent facilities					253,123

¹ Commitments that can be unconditionally cancelled at any time without notice.

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

2018 Credit Risk Disclosures

The below disclosures do not reflect the adoption of AASB 9 and have been prepared under the requirements of the previous AASB 139.

The table below provides an analysis of the credit quality of the maximum exposure to credit risk split by:

- neither past due nor impaired financial assets by credit quality;
- past due but not impaired assets by ageing; and
- restructured and impaired assets presented as gross amounts and net of individual provisions.

	Loans and advances	Other financial assets	Off-balance sheet credit related commitments	Total
	\$m	\$m	\$m	\$m
Neither past due nor impaired				
Strong credit profile	445,997	272,110	205,859	924,966
Satisfactory risk	177,384	4,014	36,037	167,435
Sub-standard but not past due or impaired	15,540	116	1,644	17,300
Sub-total	588,921	276,240	244,540	1,109,701
Past due but not impaired				
≥ 1 < 30 days	8,956	-	-	8,956
≥ 30 < 60 days	2,235	-	-	2,235
≥ 60 < 90 days	1,263	-	-	1,263
≥ 90 days	2,911	-	-	2,911
Sub-total	15,365	-	-	15,365
Restructured and impaired				
Impaired loans	1,802	-	-	1,802
Restructured items ¹	269	-	-	269
Non-performing commitments and contingencies	-	-	68	68
Gross impaired financial assets	2,071	-	68	2,139
Individual provisions	(894)	-	(25)	(920)
Sub-total restructured and net impaired	1,177	-	42	1,219
Total	605,463	276,240	244,582	1,126,285

¹ Restructured items are facilities in which the original contractual terms have been modified for reasons related to the financial difficulties of the customer. Restructuring may consist of reduction of interest, principal or other payments legally due, or an extension in maturity materially beyond those typically offered for new facilities with similar risk.

In 2019, ANZ implemented a more market responsive collateral valuation methodology for the home loan portfolio in Australia which increased the number of home loans being classified as impaired rather than past due. Comparative information has not been restated for the change in methodology. Additionally, refinement to underlying processes and associated data resulted in the transfer of loans from past due and sub-standard categories into impaired assets. Comparative information has been restated with a transfer from past due of \$99 million and from sub-standard of \$27 million.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

CONCENTRATIONS OF CREDIT RISK

Credit risk becomes concentrated when a number of customers are engaged in similar activities, have similar economic characteristics, or have similar activities within the same geographic region – therefore, they may be similarly affected by changes in economic or other conditions. The Group monitors its credit portfolio to manage risk concentration and rebalance the portfolio. The Group also applies single customer counterparty limits to protect against unacceptably large exposures to one single customer.

Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry group are presented below:

	Loans and advances		Other financial assets		Off-balance sheet credit related commitments		Total	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
Agriculture, forestry, fishing and mining	38,562	38,124	1,070	705	18,424	17,583	58,056	56,412
Business services	8,449	8,439	168	122	6,976	7,016	15,593	15,577
Construction	6,711	6,849	65	61	6,697	6,950	13,473	13,860
Electricity, gas and water supply	6,599	6,390	2,008	920	7,087	6,152	15,694	13,462
Entertainment, leisure and tourism	12,780	12,360	699	355	3,446	3,666	16,925	16,381
Financial, investment and insurance	55,344	48,059	247,351	187,194	41,874	37,821	344,569	273,074
Government and official institutions	3,388	922	75,066	75,763	2,524	2,854	80,978	79,539
Manufacturing	23,796	23,538	2,932	2,612	44,091	41,927	70,819	68,077
Personal lending	351,894	352,155	1,754	1,379	54,429	55,159	408,077	408,693
Property services	46,721	45,473	1,905	708	17,216	15,837	65,842	62,018
Retail trade	13,078	13,530	242	209	7,086	6,947	20,406	20,686
Transport and storage	13,583	12,075	1,194	650	8,269	7,980	23,046	20,705
Wholesale trade	15,177	15,220	3,141	3,148	20,283	21,834	38,601	40,202
Other	22,213	24,679	3,401	2,414	15,389	13,382	41,003	40,475
Gross total	618,295	607,813	340,996	276,240	253,791	245,108	1,213,082	1,129,161
Allowance for ECL	(3,509)	(2,917)	(13)	-	(668)	(526)	(4,190)	(3,443)
Subtotal	614,786	604,896	340,983	276,240	253,123	244,582	1,208,892	1,125,718
Unearned income	(398)	(430)	-	-	-	-	(398)	(430)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees	870	997	-	-	-	-	870	997
Maximum exposure to credit risk	615,258	605,463	340,983	276,240	253,123	244,582	1,209,364	1,126,285

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

COLLATERAL MANAGEMENT

We use collateral for on and off-balance sheet exposures to mitigate credit risk if a counterparty cannot meet its repayment obligations. Where there is sufficient collateral, an expected credit loss is not recognised. This is largely the case for certain lending products that are secured by corresponding investment for which the margin loans are utilised and for reverse repurchase agreements. For some products, the collateral provided by customers is fundamental to the product's structuring, so it is not strictly the secondary source of repayment - for example, lending secured by trade receivables is typically repaid by the collection of those receivables. During the period there was no change in our collateral policies.

The nature of collateral or security held for the relevant classes of financial assets is as follows:

Net loans and advances	
Loans - housing and personal	Housing loans are secured by mortgage(s) over property and additional security may take the form of guarantees and deposits. Personal lending (including credit cards and overdrafts) is predominantly unsecured. If we take security, then it is restricted to eligible vehicles, motor homes and other assets.
Loans - business	Business loans may be secured, partially secured or unsecured. Typically, we take security by way of a mortgage over property and/or a charge over the business or other assets. If appropriate, we may take other security to mitigate the credit risk, for example: guarantees, standby letters of credit or derivative protection.
Other financial assets	
Trading securities, Investment securities (from 1 October 2018), Available-for-sale assets (prior to 1 October 2018), Derivatives and Other financial assets	For trading securities, we do not seek collateral directly from the issuer or counterparty. However, the collateral may be implicit in the terms of the instrument (for example, with an asset-backed security). The terms of debt securities may include collateralisation. For derivatives, we typically terminate all contracts with the counterparty and settle on a net basis at market levels current at the time of a counterparty default under International Swaps and Derivatives Association (ISDA) Master Agreements. Our preferred practice is to use a Credit Support Annex (CSA) to the ISDA so that open derivative positions with the counterparty are aggregated and cash collateral (or other forms of eligible collateral) is exchanged daily. The collateral is provided by the counterparty when their position is out of the money (or provided to the counterparty by ANZ when our position is out of the money).
Off-balance sheet positions	
Undrawn and contingent facilities	Collateral for off balance sheet positions is mainly held against undrawn facilities, and they are typically performance bonds or guarantees. Undrawn facilities that are secured include housing loans secured by mortgages over residential property and business lending secured by commercial real estate and/or charges over business assets.

The table below shows the estimated value of collateral we hold and the net unsecured portion of credit exposures:

	Credit exposure		Total value of collateral		Unsecured portion of credit exposure	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
Net loans and advances	615,258	605,463	490,188	482,097	125,070	123,366
Other financial assets	340,983	276,240	31,898	33,215	309,085	243,025
Off-balance sheet positions	253,123	244,582	48,225	49,141	204,898	195,441
Total	1,209,364	1,126,285	570,311	564,453	639,053	561,832

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK

MARKET RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES

Market risk stems from the Group's trading and balance sheet management activities and the impact of changes and correlation between interest rates, foreign exchange rates, credit spreads and volatility in bond, commodity or equity prices.

The BRC delegates responsibility for day-to-day management of both market risks and compliance with market risk policies to the Credit & Market Risk Committee (CMRC) and the Group Asset & Liability Committee (GALCO).

Within overall strategies and policies established by the BRC, business units and risk management have joint responsibility for the control of market risk at the Group level. The Market Risk team (a specialist risk management unit independent of the business) allocates market risk limits at various levels and monitors and reports on them daily. This detailed framework allocates individual limits to manage and control exposures using risk factors and profit and loss limits.

Management, measurement and reporting of market risk is undertaken in two broad categories:

Traded Market Risk	Non-Traded Market Risk
Risk of loss from changes in the value of financial instruments due to movements in price factors for both physical and derivative trading positions. Principal risk categories monitored are: 1. Currency risk – potential loss arising from changes in foreign exchange rates or their implied volatilities. 2. Interest rate risk – potential loss from changes in market interest rates or their implied volatilities. 3. Credit spread risk – potential loss arising from a movement in margin or spread relative to a benchmark. 4. Commodity risk – potential loss arising from changes in commodity prices or their implied volatilities. 5. Equity risk – potential loss arising from changes in equity prices.	Risk of loss associated with the management of non-traded interest rate risk, liquidity risk and foreign exchange exposures. This includes interest rate risk in the banking book. This risk of loss arises from adverse changes in the overall and relative level of interest rates for different tenors, differences in the actual versus expected net interest margin, and the potential valuation risk associated with embedded options in financial instruments and bank products.

MEASUREMENT OF MARKET RISK

We primarily manage and control market risk using Value at Risk (VaR), sensitivity analysis and stress testing.

VaR gauges the Group's possible daily loss based on historical market movements.

The Group's VaR approach for both traded and non-traded risk is historical simulation. We use historical changes in market rates, prices and volatilities over:

- the previous 500 business days, to calculate standard VaR, and
- a 1-year stressed period, to calculate stressed VaR.

We calculate traded and non-traded VaR using one-day and ten-day holding periods. For stressed VaR, we use a ten-day period. Back testing is used to ensure our VaR models remain accurate.

ANZ measures VaR at a 99% confidence interval which means there is a 99% chance that a loss will not exceed the VaR for the relevant holding period.

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK (continued)

TRADED AND NON-TRADED MARKET RISK

Traded market risk

The table below shows the traded market risk VaR on a diversified basis by risk categories:

	2019				2018			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Traded value at risk 99% confidence								
Foreign exchange	1.4	9.5	1.2	4.1	3.7	10.3	1.7	4.2
Interest rate	3.6	10.4	3.6	5.8	8.4	16.0	4.9	7.9
Credit	5.1	5.4	1.2	3.1	2.5	6.5	2.3	4.0
Commodity	1.6	3.9	1.4	2.2	3.7	4.5	1.4	3.1
Equity	-	-	-	-	-	-	-	-
Diversification benefit ¹	(5.5)	n/a	n/a	(7.2)	(10.5)	n/a	n/a	(8.1)
Total VaR	6.2	13.4	5.1	8.0	7.8	19.9	6.9	11.1

¹ The diversification benefit reflects risks that offset across categories. The high and low VaR figures reported for each factor did not necessarily occur on the same day as the high and low VaR reported for the Group as a whole. Consequently, a diversification benefit for high and low would not be meaningful and is therefore omitted from the table.

Non-traded market risk

Balance sheet risk management

The principal objectives of balance sheet risk management are to maintain acceptable levels of interest rate and liquidity risk to mitigate the negative impact of movements in interest rates on the earnings and market value of the Group's banking book, while ensuring the Group maintains sufficient liquidity to meet its obligations as they fall due.

Interest rate risk management

Non-traded interest rate risk relates to the potential adverse impact of changes in market interest rates on the Group's future net interest income. This risk arises from two principal sources, namely mismatches between the repricing dates of interest bearing assets and liabilities; and the investment of capital and other non-interest bearing liabilities in interest bearing assets. Interest rate risk is reported using VaR and scenario analysis (based on the impact of a 1% rate shock). The table below shows VaR figures for non-traded interest rate risk for the combined Group as well as Australia, New Zealand and Asia Pacific, Europe and Americas (APEA) geographies which are calculated separately.

	2019				2018			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Non-traded value at risk 99% confidence								
Australia	22.7	22.7	16.4	18.9	21.9	32.7	20.3	23.6
New Zealand	9.6	9.6	7.1	8.0	6.8	7.1	5.6	6.6
Asia Pacific, Europe & America	17.6	17.7	12.9	16.1	15.1	15.1	12.5	13.7
Diversification benefit ¹	(17.8)	n/a	n/a	(14.8)	(16.1)	n/a	n/a	(14.4)
Total VaR	32.1	32.1	25.2	28.2	27.7	35.4	26.0	29.5

¹ The diversification benefit reflects the historical correlation between the regions. The high and low VaR figures reported for the region did not necessarily occur on the same day as the high and low VaR reported for the Group as a whole. Consequently, a diversification benefit for high and low would not be meaningful and is therefore omitted from the table.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK (continued)

We undertake scenario analysis to stress test the impact of extreme events on the Group's market risk exposures. We model a 1% overnight parallel positive shift in the yield curve to determine the potential impact on our net interest income over the next 12 months. This is a standard risk measure which assumes the parallel shift is reflected in all wholesale and customer rates.

The table below shows the outcome of this risk measure for the current and previous financial years, expressed as a percentage of reported net interest income. A positive number signifies that a rate increase is positive for net interest income over the next 12 months.

	2019	2018 ¹
Impact of 1% rate shock		
As at period end	1.19%	1.21%
Maximum exposure	1.19%	1.79%
Minimum exposure	0.33%	0.77%
Average exposure (in absolute terms)	0.69%	1.11%

¹ Prior period numbers have been restated to reflect RRR model enhancements

EQUITY SECURITIES DESIGNATED AT FVOCI (FROM 1 OCTOBER 2018) AND AVAILABLE-FOR-SALE (PRIOR TO 1 OCTOBER 2018)

Our investment securities (from 1 October 2018) and available-for-sale financial assets (prior to 1 October 2018) contain equity investment holdings which predominantly comprise investments we hold for longer-term strategic reasons. The market risk impact on these equity investments is not captured by the Group's VaR processes for traded and non-traded market risks. Therefore, the Group regularly reviews the valuations of the investments within the portfolio and assesses whether the investments are appropriately measured based on the recognition and measurement policies set out in Note 11 Investment securities.

FOREIGN CURRENCY RISK – STRUCTURAL EXPOSURES

Our investment of capital in foreign operations - for example, branches, subsidiaries or associates with functional currencies other than the Australian Dollar - exposes the Group to the risk of changes in foreign exchange rates. Variations in the value of these foreign operations arising as a result of exchange differences are reflected in the foreign currency translation reserve in equity.

Where it is considered appropriate, the Group takes out economic hedges against larger foreign exchange denominated revenue streams (primarily New Zealand Dollar, US Dollar and US Dollar correlated). The primary objective of hedging is to ensure that, if practical, the consolidated capital ratios are neutral to the effect of changes in exchange rates.

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

LIQUIDITY AND FUNDING RISK

LIQUIDITY RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES

Liquidity risk is the risk that the Group is either:

- unable to meet its payment obligations (including repaying depositors or maturing wholesale debt) when they fall due; or
- does not have the appropriate amount, tenor and composition of funding and liquidity to fund increases in its assets.

Management of liquidity and funding risks are overseen by GALCO. The Group's liquidity and funding risks are governed by a set of principles approved by the BRC and include:

- maintaining the ability to meet all payment obligations in the immediate term;
- ensuring that the Group has the ability to meet 'survival horizons' under a range of ANZ specific, and general market, liquidity stress scenarios, at the site and Group-wide level, to meet cash flow obligations over the short to medium term;
- maintaining strength in the Group's balance sheet structure to ensure long term resilience in the liquidity and funding risk profile;
- ensuring the liquidity management framework is compatible with local regulatory requirements;
- preparing daily liquidity reports and scenario analysis to quantify the Group's positions;
- targeting a diversified funding base to avoid undue concentrations by investor type, maturity, market source and currency;
- holding a portfolio of high quality liquid assets to protect against adverse funding conditions and to support day-to-day operations; and
- establishing detailed contingency plans to cover different liquidity crisis events.

KEY AREAS OF MEASUREMENT FOR LIQUIDITY RISK

Scenario modelling of funding sources

ANZ's liquidity risk appetite is defined by a range of regulatory and internal liquidity metrics mandated by the Board. The metrics cover a range of scenarios of varying duration and level of severity.

A key component of this framework is the Liquidity Coverage Ratio (LCR), which is a severe short term liquidity stress scenario mandated by banking regulators including APRA. As part of meeting LCR requirements, the Group has a Committed Liquidity Facility (CLF) with the Reserve Bank of Australia. The CLF has been established to offset the shortage of available High Quality Liquid Assets (HQLA) in Australia and provides an alternative form of contingent liquidity. The total amount of the CLF available to a qualifying Australian Deposit-taking Institution is set annually by APRA. From 1 January 2019, ANZ's CLF is \$48.0 billion (2018 calendar year end: \$46.9 billion).

Liquid assets

The Group holds a portfolio of high quality (unencumbered) liquid assets to protect the Group's liquidity position in a severely stressed environment, to meet regulatory requirements. HQLA comprise three categories consistent with Basel III LCR requirements:

- HQLA1 - Cash and highest credit quality government, central bank or public sector securities eligible for repurchase with central banks to provide same-day liquidity.
- HQLA2 - High credit quality government, central bank or public sector securities, high quality corporate debt securities and high quality covered bonds eligible for repurchase with central banks to provide same-day liquidity.
- Alternative liquid assets (ALA) - Assets qualifying as collateral for the CLF and eligible securities that the Reserve Bank of New Zealand (RBNZ) will accept in its domestic market operations.

LIQUIDITY RISK OUTCOMES¹

Liquidity Coverage Ratio

ANZ's Liquidity Coverage Ratio (LCR) averaged 140% for 2019, an increase from the 2018 average of 138%, and above the regulatory minimum of 100%.

Net Stable Funding Ratio

ANZ's Net Stable Funding Ratio (NSFR) as at 30 September 2019 was 116% (2018: 115%), above the regulatory minimum of 100%.

¹ This information is not within the scope of the external audit of the Group Financial Report by the Group's external auditor, KPMG. The Liquidity Coverage Ratio and Net Stable Funding Ratio are non-IFRS disclosures and are disclosed as part of the Group's APS 330 Public Disclosure which is subject to specific review procedures in accordance with the Australian Standard on Related Services (ASRS) 4400 Agreed upon Procedures Engagements to Report Factual Findings.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

LIQUIDITY AND FUNDING RISK (continued)

Liquidity crisis contingency planning

The Group maintains APRA-endorsed liquidity crisis contingency plans for analysing and responding to a liquidity threatening event at a country and Group-wide level. Key liquidity contingency crisis planning requirements and guidelines include:

Ongoing business management	Early signs/ mild stress	Severe Stress
- Establish crisis/severity levels - Liquidity limits - Early warning indicators	- Monitoring and review - Management actions not requiring business rationalisation	- Activate contingency funding plans - Management actions for altering asset and liability behaviour
Assigned responsibility for internal and external communications and the appropriate timing to communicate		

Since the precise nature of any stress event cannot be known in advance, we design the plans to be flexible to the nature and severity of the stress event with multiple variables able to be accommodated in any plan.

Group funding

The Group monitors the composition and stability of its funding so that it remains within the Group's funding risk appetite. This approach ensures that an appropriate proportion of the Group's assets are funded by stable funding sources, including customer deposits; longer-dated wholesale funding (with a remaining term exceeding one year); and equity.

Funding plans prepared	Considerations in preparing funding plans
3 year strategic plan prepared annually - Annual funding plan as part of budgeting process - Forecasting in light of actual results as a calibration to the annual plan	- Customer balance sheet growth - Changes in wholesale funding including: targeted funding volumes; markets; investors; tenors; and currencies for senior, secured, subordinated, hybrid transactions and market conditions

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

LIQUIDITY AND FUNDING RISK (continued)

RESIDUAL CONTRACTUAL MATURITY ANALYSIS OF GROUP'S LIABILITIES

The tables below provide residual contractual maturity analysis of financial liabilities, including financial liabilities reclassified to held for sale, at 30 September within relevant maturity groupings. All outstanding debt issuance and subordinated debt is profiled on the earliest date on which the Group may be required to pay. All at-call liabilities are reported in the "Less than 3 months" category. Any other items without a specified maturity date are included in the "After 5 years" category. The amounts represent principal and interest cash flows - so they may differ from equivalent amounts reported on balance sheet. For the purpose of this note, liabilities presented as liabilities held for sale in the Balance Sheet have been reallocated to their respective Balance Sheet categories.

It should be noted that this is not how the Group manages its liquidity risk. The management of this risk is detailed on page 163.

	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
2019					
Settlement balances owed by ANZ	10,838	29	-	-	10,867
Collateral received	7,929	-	-	-	7,929
Deposits and other borrowings	530,392	102,731	7,657	100	640,880
Policy liabilities	-	-	-	-	-
External unit holder liabilities	-	-	-	-	-
Liability for acceptances	760	-	-	-	760
Debt issuances ¹	7,948	18,985	95,632	17,886	140,451
Derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) ²	108,501	-	-	-	108,501
Derivative assets and liabilities (balance sheet management)					
- Funding					
Receive leg	(27,588)	(29,128)	(82,588)	(22,238)	(161,542)
Pay leg	26,778	26,594	77,686	21,190	152,248
- Other balance sheet management					
Receive leg	(85,489)	(26,218)	(11,632)	(1,893)	(125,232)
Pay leg	85,887	26,980	13,071	2,311	128,249
2018					
Settlement balances owed by ANZ	11,810	-	-	-	11,810
Collateral received	6,542	-	-	-	6,542
Deposits and other borrowings	518,650	92,213	12,444	117	623,424
Policy liabilities	38,325	2	9	1,271	39,607
External unit holder liabilities	4,712	-	-	-	4,712
Liability for acceptances	803	-	-	-	803
Debt issuances ¹	5,575	21,538	83,685	23,399	134,197
Derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) ²	60,499	-	-	-	60,499
Derivative assets and liabilities (balance sheet management)					
- Funding					
Receive leg	(17,972)	(30,894)	(85,054)	(35,580)	(169,500)
Pay leg	17,936	29,757	82,344	35,431	165,468
- Other balance sheet management					
Receive leg	(52,708)	(16,646)	(14,401)	(2,089)	(85,844)
Pay leg	53,022	16,879	15,283	2,256	87,440

¹ Any callable wholesale debt instruments have been included at their next call date. Balance includes subordinated debt instruments that may be settled in cash or in equity, at the option of the Company, and perpetual debt instruments after 5 years.

² The full mark-to-market of derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) is included in the "less than 3 months" category.

At 30 September 2019, \$209,341 million (2018: \$202,531 million) of the Group's undrawn facilities and \$44,451 million (2018: \$42,577 million) of its issued guarantees mature in less than 1 year, based on the earliest date on which the Group may be required to pay.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

The Group carries a significant number of financial instruments on the balance sheet at fair value. In addition the Group also holds assets classified as held for sale which are measured at fair value less costs to sell. The fair value is the best estimate of the price that would be received to sell an asset, or paid to transfer a liability, in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

VALUATION

The Group has an established control framework, including appropriate segregation of duties, to ensure that fair values are accurately determined, reported and controlled. The framework includes the following features:

- products are approved for transacting with external customers and counterparties only where fair values can be appropriately determined;
- quoted market prices used to value financial instruments are independently verified with information from external pricing providers;
- fair value methodologies and inputs are evaluated and approved by a function independent of the party that undertakes the transaction;
- movements in fair values are independently monitored and explained by reference to underlying factors relevant to the fair value; and
- valuation adjustments (such as funding valuation adjustments, credit valuation adjustments and bid-offer adjustments) are independently validated and monitored.

If the Group holds offsetting risk positions, then the Group uses the portfolio exception in AASB 13 *Fair Value Measurement* (AASB 13) to measure the fair value of such groups of financial assets and financial liabilities. We measure the portfolio based on the price that would be received to sell a net long position (an asset) for a particular risk exposure, or to transfer a net short position (a liability) for a particular risk exposure.

Fair value designation

We designate certain loans and advances and certain deposits and other borrowings and debt issuances as fair value through profit or loss:

- where they contain a separable embedded derivative which significantly modifies the instruments' cash flow; or
- in order to eliminate an accounting mismatch which would arise if the asset or liabilities were otherwise carried at amortised cost. This mismatch arises as we measure the derivative financial instruments (which we acquired to mitigate interest rate risk of the assets or liabilities) at fair value through profit or loss.

Our approach ensures that we recognise the fair value movements on the assets or liabilities in profit or loss in the same period as the movement on the associated derivatives.

We may also designate certain loans and advances, certain deposits and other borrowings and debt issuances as fair value through profit or loss where they are managed on a fair value basis to align the measurement with how the instruments are managed.

FAIR VALUE APPROACH AND VALUATION TECHNIQUES

We use valuation techniques to estimate the fair value of assets and liabilities for recognition, measurement and disclosure purposes where no quoted price in an active market exists for that asset or liability. This includes the following:

Asset or Liability	Fair Value Approach
Financial instruments classified as: - Trading securities - Securities sold short - Derivative financial assets and financial liabilities - Investment securities (from 1 October 2018) - Available-for-sale assets (prior to 1 October 2018)	Valuation techniques are used that incorporate observable market inputs for financial instruments with similar credit risk, maturity and yield characteristics. Equity instruments that are not traded in active markets may be measured using comparable company valuation multiples.
Financial instruments classified as: - Net loans and advances - Deposits and other borrowings - Debt issuances	Discounted cash flow techniques are used whereby contractual future cash flows of the instrument are discounted using wholesale market interest rates, or market borrowing rates for debt with similar maturities or yield curve appropriate for the remaining term to maturity.
Assets and liabilities held for sale	Valuation based on the expected sale price before transaction costs.

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

CLASSIFICATION OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

The following tables set out the classification of financial asset and liability categories according to measurement bases together with their carrying amounts as reported on the balance sheet.

	Note	2019			2018		
		At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m	At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m
Financial assets							
Cash and cash equivalents	8	81,621	-	81,621	84,636	-	84,636
Settlement balances owed to ANZ		3,739	-	3,739	2,319	-	2,319
Collateral paid		15,006	-	15,006	11,043	-	11,043
Trading securities	9	-	43,169	43,169	-	37,722	37,722
Derivative financial instruments	10	-	120,667	120,667	-	68,423	68,423
Investment securities	11	5,999	77,710	83,709	-	-	-
Available-for-sale assets	11	-	-	-	-	74,284	74,284
Net loans and advances	12	614,336	922	615,258	604,331	133	604,464
Regulatory deposits		879	-	879	882	-	882
Assets held for sale ¹		-	1,420	1,420	727	43,151	43,878
Other financial assets		3,118	-	3,118	2,899	-	2,899
Total		724,698	243,888	968,586	706,837	223,713	930,550
Financial liabilities							
Settlement balances owed by ANZ		10,867	-	10,867	11,810	-	11,810
Collateral received		7,929	-	7,929	6,542	-	6,542
Deposits and other borrowings	14	635,376	2,301	637,677	615,818	2,332	618,150
Derivative financial instruments	10	-	120,951	120,951	-	69,676	69,676
Liabilities held for sale ¹		-	1,914	1,914	130	46,641	46,771
Payables and other liabilities		5,377	2,591	7,968	5,723	1,171	6,894
Debt issuances	15	127,102	2,589	129,691	119,737	1,442	121,179
Total		786,651	130,346	916,997	759,760	121,262	881,022

¹ Assets held for sale and liabilities held for sale include only the components of assets or liabilities held for sale which are financial instruments.

FAIR VALUE HIERARCHY

The Group categorises assets and liabilities carried at fair value into a fair value hierarchy as required by AASB 13 based on the observability of inputs used to measure the fair value:

- Level 1 - valuations based on quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 - valuations using inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for a similar asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 - valuations where significant unobservable inputs are used to measure the fair value of the asset or liability.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

The following table presents assets and liabilities carried at fair value in accordance with the fair value hierarchy:

	Fair value measurements							
	Quoted market price (Level 1)		Using observable Inputs (Level 2)		Using unobservable Inputs (Level 3)		Total	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
Assets								
Trading securities ¹	37,768	30,855	5,401	6,867	-	-	43,169	37,722
Derivative financial instruments	365	647	120,241	67,717	61	59	120,667	68,423
Investment securities ²	76,000	-	499	-	1,211	-	77,710	-
Available-for-sale assets ²	-	69,508	-	3,695	-	1,081	-	74,284
Net loans and advances (measured at fair value)	-	-	922	133	-	-	922	133
Assets held for sale ³	-	-	1,952	44,623	-	-	1,952	44,623
Total	114,133	101,010	129,015	123,035	1,272	1,140	244,420	225,185
Liabilities								
Deposits and other borrowings (designated at fair value)	-	-	2,301	2,332	-	-	2,301	2,332
Derivative financial instruments	881	1,680	120,018	67,952	52	44	120,951	69,676
Payables and other liabilities ⁴	2,553	1,159	38	12	-	-	2,591	1,171
Debt issuances (designated at fair value)	-	-	2,589	1,442	-	-	2,589	1,442
Liabilities held for sale ³	-	-	2,121	46,829	-	-	2,121	46,829
Total	3,434	2,839	127,067	118,567	52	44	130,553	121,450

¹ During the year, there were no material transfers from Level 2 to Level 1 (2018: \$95.1 million) in Trading Securities. Transfers from Level 1 to Level 2 for the year and previous periods are immaterial. Transfers into and out of levels are measured at the beginning of the reporting period in which the transfer occurred.

² On adoption of AASB 9 on 1 October 2018, the classification and measurement of financial assets was revised. The available-for-sale classification used in comparative periods no longer exists under AASB 9 and a new classification of investment securities was introduced. Comparative information has not been restated.

³ The amount classified as Assets and Liabilities held for sale relates to assets and liabilities measured at fair value less cost to sell in accordance with AASB 3 Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations. The amount presented reflects fair value excluding cost to sell but including intercompany eliminations.

⁴ Payables and other liabilities relates to securities sold short, which we classify as held for trading and measured at fair value through profit or loss.

FAIR VALUE MEASUREMENT INCORPORATING UNOBSERVABLE MARKET DATA

Level 3 fair value measurements

The net balance of Level 3 is an asset of \$1,220 million (2018: \$1,096 million). The assets and liabilities which incorporate significant unobservable inputs primarily include:

- equities for which there is no active market or traded prices cannot be observed;
- structured credit products for which credit spreads and default probabilities relating to the reference assets and derivative counterparties cannot be observed;
- other derivatives referencing market rates that cannot be observed primarily due to lack of market activity.

Movement in Level 3 balance is mainly due to the revaluation of the Group's investment in Bank of Tianjin.

There were no material transfers in or out of Level 3 during the period.

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

Bank of Tianjin (BoT)

The investment is valued based on comparative price-to-book (P/B) multiples (a P/B multiple is the ratio of the market value of equity to the book value of equity). The extent of judgement applied in determining the appropriate multiple and comparator group from which the multiple is derived are non-observable inputs which have resulted in the Level 3 classification.

Sensitivity to Level 3 data inputs

When we make assumptions due to significant inputs not being directly observable in the market place (Level 3 inputs), then changing these assumptions changes the Group's estimate of the instrument's fair value. Favourable and unfavourable changes are determined by changing the primary unobservable parameter used to derive the valuation.

Bank of Tianjin (BoT)

The valuation of the BoT investment is sensitive to the selected unobservable input, being the P/B multiple. If the P/B multiple was increased or decreased by 10% it would result in a \$111 million (2018: \$102 million) increase or decrease to the fair value of the investment, which would be recognised in shareholders' equity.

Other

The remaining Level 3 balance is immaterial and changes in the Level 3 inputs have a minimal impact on net profit and net assets of the Group.

Deferred fair value gains and losses

Where fair values are determined using unobservable inputs significant to the fair value of a financial instrument, the Group does not immediately recognise the difference between the transaction price and the amount we determine based on the valuation technique (day one gain or loss) in profit or loss. After initial recognition, we recognise the deferred amount in profit or loss on a straight line basis over the life of the transaction or until all inputs become observable.

The day one gains and losses deferred are not material.

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES NOT MEASURED AT FAIR VALUE

The following table sets out the Group's basis of estimating fair values of financial instruments carried at amortised cost:

Financial Asset and Liability	Fair Value Approach
Investment securities - debt securities at amortised cost	Calculated based on quoted market prices or observable inputs as applicable. If quoted market prices are not available, we use a discounted cash flow model using a yield curve appropriate for the remaining term to maturity of the debt instrument. The fair value reflects adjustments to credit spreads applicable for that instrument.
Net loans and advances to banks	Discounted cash flows using prevailing market rates for loans with similar credit quality.
Net loans and advances to customers	Present value of future cash flows, discounted using a curve that incorporates changes in wholesale market rates, the Group's cost of wholesale funding and the customer margin, as appropriate.
Deposit liability without a specified maturity or at call	The amount payable on demand at the reporting date. We do not adjust the fair value for any value we expect the Group to derive from retaining the deposit for a future period.
Interest bearing fixed maturity deposits and other borrowings and acceptances with quoted market rates	Market borrowing rates of interest for debt with a similar maturity are used to discount contractual cash flows to derive the fair value.
Debt issuances	Calculated based on quoted market prices or observable inputs as applicable. If quoted market prices are not available, we use a discounted cash flow model using a yield curve appropriate for the remaining term to maturity of the debt instrument. The fair value reflects adjustments to credit spreads applicable to ANZ for that instrument.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

17. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

The financial assets and financial liabilities listed in the table below are carried at amortised cost on the Group's Balance Sheet. While this is the value at which we expect the assets will be realised and the liabilities settled, the Group provides an estimate of the fair value of the financial assets and financial liabilities at balance date in the table below.

	Categorised into fair value hierarchy									
	At amortised cost		Quoted market price (Level 1)		Using observable inputs (Level 2)		With significant non-observable inputs (Level 3)		Fair value (total)	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
Financial assets										
Net loans and advances ¹	614,336	605,330	-	-	22,629	29,586	592,704	575,691	615,333	605,277
Investment securities ²	5,999	-	-	-	5,997	-	-	-	5,997	-
Total	620,335	605,330	-	-	28,626	29,586	592,704	575,691	621,330	605,277
Financial liabilities										
Deposits and other borrowings ¹	635,376	617,397	-	-	635,660	617,563	-	-	635,660	617,563
Debt Issuances	127,102	119,737	43,304	43,413	85,484	77,205	-	-	128,788	120,618
Total	762,478	737,134	43,304	43,413	721,144	694,768	-	-	764,448	738,181

¹ Net loans and advances and deposits and other borrowings include amounts reclassified to assets and liabilities held for sale (refer Note 29 Discontinued Operations and Assets and Liabilities Held for Sale).

² Investment securities under AASB 9 includes securities measured at amortised cost.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The Group evaluates the material accuracy of the valuations incorporated in the financial statements as they can involve a high degree of judgement and estimation in determining the carrying values of financial assets and financial liabilities at the balance sheet date.

The majority of valuation models the Group uses employ only observable market data as inputs. However, for certain financial instruments, we may use data that is not readily observable in current markets. If we use unobservable market data, then we need to exercise more judgement to determine fair value depending on the significance of the unobservable input to the overall valuation. Generally, we derive unobservable inputs from other relevant market data and compare them to observed transaction prices where available.

When establishing the fair value of a financial instrument using a valuation technique, the Group considers valuation adjustments in determining the fair value. We may apply adjustments (such as bid/offer spreads, credit valuation adjustments and funding valuation adjustments – refer Note 10 Derivative Financial Instruments) to the techniques used to reflect the Group's assessment of factors that market participants would consider in setting fair value.

18. ASSETS CHARGED AS SECURITY FOR LIABILITIES AND COLLATERAL ACCEPTED AS SECURITY FOR ASSETS

The following disclosure excludes the amounts presented as collateral paid and received in the Balance Sheet that relate to derivative liabilities and derivative assets respectively. The terms and conditions of those collateral agreements are included in the standard Credit Support Annex that forms part of the International Swaps and Derivatives Association Master Agreement.

ASSETS CHARGED AS SECURITY FOR LIABILITIES

Assets charged as security for liabilities include the following types of instruments:

- Securities provided as collateral for repurchase transactions. These transactions are governed by standard industry agreements;
- UDC Secured Investments are secured by a security interest granted under a trust deed over all of UDC's present and future assets and undertakings, to Trustees Executors Limited, as supervisor. The assets subject to the security interest comprise mainly loans to UDC's customers and certain plant and equipment. The security interest secures all amounts payable by UDC on the UDC Secured Investments and all other monies payable by UDC under the trust deed;
- Specified residential mortgages provided as security for notes and bonds issued to investors as part of ANZ's covered bond programs;
- Collateral provided to central banks; and
- Collateral provided to clearing houses.

The carrying amount of assets pledged as security are as follows:

	2019 \$m	2018 \$m
Securities sold under arrangements to repurchase ¹	43,213	40,164
Assets pledged as collateral for UDC Secured Investments	3,228	3,019
Residential mortgages provided as security for covered bonds	30,799	29,455
Other	4,927	2,794

¹ The amounts disclosed as securities sold under arrangements to repurchase include both:

- assets pledged as security which continue to be recognised on the Group's balance sheet, and
- assets repledged, which are included in the disclosure below.

COLLATERAL ACCEPTED AS SECURITY FOR ASSETS

ANZ has received collateral associated with various financial instruments. Under certain transactions ANZ has the right to sell, or to repledge, the collateral received. These transactions are governed by standard industry agreements.

The fair value of collateral we have received and that which we have sold or repledged is as follows:

	2019 \$m	2018 \$m
Fair value of assets which can be sold or repledged	37,990	36,122
Fair value of assets sold or repledged	29,460	23,300

Notes to the consolidated financial statements (continued)

19. OFFSETTING

We offset financial assets and financial liabilities in the balance sheet (in accordance with AASB 132 *Financial Instruments: Presentation*) when there is:

- a current legally enforceable right to set off the recognised amounts in all circumstances; and
- an intention to settle the asset and liability on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

If the above conditions are not met, the financial assets and financial liabilities are presented on a gross basis.

The Group does not have any arrangements that satisfy the conditions necessary to offset financial assets and financial liabilities within the balance sheet. The following table identifies financial assets and financial liabilities which have not been offset but are subject to enforceable master netting agreements (or similar arrangements) and the related amounts not offset in the balance sheet. We have not taken into account the effect of over-collateralisation.

	Total amounts recognised in the Balance Sheet \$m	Amounts not subject to master netting agreement or similar \$m	Amount subject to master netting agreement or similar			
			Total \$m	Financial instruments \$m	Financial collateral (received)/ pledged \$m	Net amount \$m
2019						
Derivative financial assets	120,667	(4,019)	116,648	(103,247)	(6,378)	7,023
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ¹	37,102	(5,299)	31,803	(1,414)	(30,389)	-
Total financial assets	157,769	(9,318)	148,451	(104,661)	(36,767)	7,023
Derivative financial liabilities	(120,951)	3,145	(117,806)	103,247	10,970	(3,589)
Repurchase, securities lending and similar agreements ²	(41,367)	17,781	(23,586)	1,414	22,172	-
Total financial liabilities	(162,318)	20,926	(141,392)	104,661	33,142	(3,589)

	Total amounts recognised in the Balance Sheet \$m	Amounts not subject to master netting agreement or similar \$m	Amount subject to master netting agreement or similar			
			Total \$m	Financial instruments \$m	Financial collateral (received)/ pledged \$m	Net amount \$m
2018						
Derivative financial assets ¹	68,426	(3,292)	65,134	(54,251)	(5,507)	5,376
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ¹	35,310	(4,738)	30,572	(398)	(30,174)	-
Total financial assets	103,736	(8,030)	95,706	(54,649)	(35,681)	5,376
Derivative financial liabilities ¹	(69,677)	3,644	(66,033)	54,252	8,287	(3,494)
Repurchase, securities lending and similar agreements ²	(38,378)	12,794	(25,584)	398	25,186	-
Total financial liabilities	(108,055)	16,438	(91,617)	54,650	33,473	(3,494)

¹ Reverse repurchase agreements:

- with less than 90 days to maturity are presented in the Balance Sheet within cash and cash equivalents; or
- with 90 days or more to maturity are presented in the Balance Sheet within net loans and advances.

² Repurchase agreements are presented in the Balance Sheet within deposits and other borrowings.

³ Includes derivative assets and liabilities reclassified as held for sale.

20. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS

	Goodwill ¹		Software		Other intangibles		Total	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
Balance at start of year	3,440	4,447	1,421	1,860	69	663	4,930	6,970
Additions	-	1	421	390	-	-	421	391
Amortisation expense ²	-	-	(517)	(821)	-	(38)	(517)	(859)
Impairment expense	-	(12)	(4)	(17)	-	-	(4)	(29)
Impairment on reclassification to held for sale ³	-	(421)	-	-	-	-	-	(421)
Transferred to held for sale	-	(571)	-	-	-	(555)	-	(1,126)
Foreign currency exchange difference	27	(4)	2	9	2	(1)	31	4
Balance at end of year	3,467	3,440	1,323	1,421	71	69	4,861	4,930
Cost	3,467	3,440	7,068	6,490	75	149	10,610	10,079
Accumulated amortisation/impairment	n/a	n/a	(5,745)	(5,069)	(4)	(80)	(5,749)	(5,149)
Carrying amount	3,467	3,440	1,323	1,421	71	69	4,861	4,930

¹ Goodwill excludes notional goodwill in equity accounted investments.

² 2018 includes an accelerated amortisation expense of \$251 million.

³ Relates to discontinued operations in 2018 (refer to Note 28).

GOODWILL ALLOCATED TO CASH-GENERATING UNITS (CGUs)

An annual assessment is made as to whether the current carrying value of goodwill is impaired. For the purposes of impairment testing, goodwill is allocated at the date of acquisition to a CGU. Goodwill is considered to be impaired if the carrying amount of the relevant CGU exceeds its recoverable amount.

To estimate the recoverable amount of the CGU to which each goodwill component is allocated, we use a fair value less cost of disposal assessment approach for each segment.

FAIR VALUE LESS COST OF DISPOSAL

The Group has determined, using a market multiple approach, the fair value less costs of disposal of each CGU. This is primarily based on observable price earnings multiples reflecting the businesses and markets in which each CGU operates plus a control premium. The earnings are based on the current forecast earnings of the divisions. As at 30 September 2019, our impairment testing did not result in any material impairment being identified.

For each of ANZ's CGUs with goodwill, the price earnings multiples applied were as follows:

Division	2019	2018
Australia Retail and Commercial	17.9	16.9
Institutional	14.7	14.6
New Zealand	17.8	16.8
Pacific	17.7	18.5

Notes to the consolidated financial statements (continued)

20. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The table below details how we recognise and measure different intangible assets:

	Goodwill	Software	Other Intangible Assets
Definition	Excess amount the Group has paid in acquiring a business over the fair value less costs of disposal of the identifiable assets and liabilities acquired.	Purchases of 'off the shelf' software assets are capitalised as assets. Internal and external costs incurred in building software and computer systems costing greater than \$20 million are capitalised as assets. Those less than \$20 million are expensed in the year in which the costs are incurred.	Management fee rights
Carrying value	Cost less any accumulated impairment losses. Allocated to the cash generating unit to which the acquisition relates.	Initially, measured at cost. Subsequently, carried at cost less accumulated amortisation and impairment losses. Costs incurred in planning or evaluating software proposals or in maintaining systems after implementation are not capitalised.	Initially, measured at fair value at acquisition. Subsequently, carried at cost less impairment losses.
Useful life	Indefinite. Goodwill is reviewed for impairment at least annually or when there is an indication of impairment.	Except for major core infrastructure, amortised over periods between 3-5 years. Major core infrastructure amortised over periods between 7 or 10 years.	Management fee rights with an indefinite life are reviewed for impairment at least annually or where there is an indication of impairment.
Depreciation method	Not applicable.	Straight-line method.	Not applicable.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Management judgement is used to assess the recoverable value of goodwill, and other intangible assets, and the useful economic life of an asset, or if an asset has an indefinite life. We reassess the recoverability of the carrying value at each reporting date.

The carrying amount of goodwill is based on judgements including the basis of assumptions and forecasts used for determining earnings for CGUs, headroom availability, and sensitivities of the forecasts to reasonably possible changes in assumptions. The level at which goodwill is allocated, the estimation of future earnings and the selection of earnings multiples applied requires significant judgement.

At each balance date, software and other intangible assets, including those not yet ready for use, are assessed for indicators of impairment. In the event that an asset's carrying amount is determined to be greater than its recoverable amount, the carrying value of the asset is written down immediately.

In addition, the expected useful life of intangible assets, including software assets, are assessed at each reporting date. The assessment requires management judgement, and in relation to our software assets, a number of factors can influence the expected useful lives. These factors include changes to business strategy, significant divestments and the underlying pace of technological change.

21. OTHER PROVISIONS

	2019 \$m	2018 \$m
ECL allowance on undrawn facilities ¹	668	526
Customer remediation ²	1,139	602
Restructuring costs	64	105
Non-lending losses, frauds and forgeries	94	100
Other	349	191
Total other provisions (including liabilities reclassified as held for sale)	2,314	1,524
Less: Other provisions reclassified as held for sale	(91)	(66)
Total other provisions	2,223	1,458

¹ Refer to Note 13 Allowance for Expected Credit Losses for movement analysis.

² Customer remediation provisions relating to discontinued operations amounting to \$238 million (2018: \$174 million) have not been reclassified to liabilities held for sale as the Group remains accountable for customer remediation post sale completion.

	Customer remediation \$m	Restructuring costs \$m	Non-lending losses, frauds and forgeries \$m	Other \$m
Balance at start of year	602	105	100	191
New and increased provisions made during the year	857	97	18	338
Provisions used during the year	(186)	(117)	(5)	(71)
Unused amounts reversed during the year ¹	(134)	(21)	(19)	(109)
Balance at end of year (including liabilities reclassified as held for sale)	1,139	64	94	349

¹ Customer remediation includes a \$63 million transfer to the purchaser on completion of divestment of part of Wealth Australia discontinued operations.

Customer remediation

Customer remediation includes provisions for expected refunds to customers, remediation project costs and related customer and regulatory claims, penalties and litigation outcomes.

Restructuring costs

Provisions for restructuring costs arise from activities related to material changes in the scope of business undertaken by the Group or the manner in which that business is undertaken and include employee termination benefits. Costs relating to on-going activities are not provided for and are expensed as incurred.

Non-lending losses, frauds and forgeries

Non-lending losses include losses arising from certain legal actions not directly related to amounts of principal outstanding for loans and advances and losses arising from forgeries, frauds and the correction of operational issues. The amounts recognised are the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at the reporting date, taking into account the risks and uncertainties that surround the events and circumstances that affect the provision.

Other

Other provisions comprise various other provisions including workers compensation, make-good provisions associated with leased premises, warranties and indemnities provided in connection with various disposals of businesses and assets, and contingent liabilities recognised as part of a business combination.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

21. OTHER PROVISIONS (continued)

**RECOGNITION AND MEASUREMENT**

The Group recognises provisions when there is a present obligation arising from a past event, an outflow of economic resources is probable, and the amount of the provision can be measured reliably.

The amount recognised is the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at reporting date, taking into account the risks and uncertainties surrounding the timing and amount of the obligation. Where a provision is measured using the estimated cash flows required to settle the present obligation, its carrying amount is the present value of those cash flows.

**KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES**

The Group holds provisions for various obligations including customer remediation, restructuring costs and surplus lease space, non-lending losses, fraud and forgeries and litigation related claims. These provisions involve judgements regarding the timing and outcome of future events, including estimates of expenditure required to satisfy such obligations. Where relevant, expert legal advice has been obtained and, in light of such advice, provisions and/or disclosures as deemed appropriate have been made.

In relation to customer remediation, determining the amount of the provisions, which represent management's best estimate of the cost of settling the identified matters, requires the exercise of significant judgement. It will often be necessary to form a view on a number of different assumptions, including, the number of impacted customers, the average refund per customer, the associated remediation project costs, and the implications of regulatory exposures and customer claims having regard to their specific facts and circumstances. Consequently, the appropriateness of the underlying assumptions is reviewed on a regular basis against actual experience and other relevant evidence including expert legal advices and adjustments are made to the provisions where appropriate.

22. SHAREHOLDERS' EQUITY

SHAREHOLDERS' EQUITY

	2019 \$m	2018 \$m
Ordinary share capital	26,490	27,205
Reserves		
Foreign currency translation reserve	705	12
Share option reserve	89	92
FVOCI reserve	126	-
Available-for-sale revaluation reserve	-	113
Cash flow hedge reserve	731	127
Transactions with non-controlling interests reserve	(22)	(21)
Total reserves	1,629	323
Retained earnings	32,664	31,737
Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company	60,783	59,265
Non-controlling interests	11	140
Total shareholders' equity	60,794	59,405

ORDINARY SHARE CAPITAL

The table below details the movement in ordinary shares for the period.

	2019		2018	
	Number of shares	\$m	Number of shares	\$m
Balance at start of the year	2,873,618,118	27,205	2,937,415,327	29,088
Bonus option plan ¹	2,999,796	-	2,891,060	-
Group employee share acquisition scheme	-	-	-	(1)
Share buy-back ²	(42,032,991)	(1,120)	(56,688,269)	(1,880)
Treasury shares in Wealth Australia discontinued operations ³	-	405	-	(2)
Balance at end of year	2,834,584,923	26,490	2,873,618,118	27,205

¹ The Company issued 1.4 million shares under the Bonus Option Plan (BOP) for the 2019 interim dividend and 1.6 million shares for the 2018 final dividend (1.4 million shares for the 2018 interim dividend and 1.5 million shares for the 2017 final dividend).

² The Company completed a \$3.0 billion on-market share buy-back of ANZ ordinary shares purchasing \$1,120 million in the September 2019 full year (Sep 18 full year: \$1,880 million) resulting in 42.0 million ANZ ordinary shares being cancelled in the September 2019 full year (Sep 18 full year: 66.7 million).

³ The successor fund transfer performed in preparation for the sale of the Group's wealth business to Zurich and IOOF completed on 13 April 2019. As a result the Group no longer eliminates the ANZ shares previously held in Wealth Australia discontinued operations.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

22. SHAREHOLDERS' EQUITY (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Ordinary shares	Ordinary shares have no par value. They entitle holders to receive dividends, or proceeds available on winding up of the Company, in proportion to the number of fully paid ordinary shares held. They are recognised at the amount paid per ordinary share net of directly attributable costs. Every holder of fully paid ordinary shares present at a meeting in person, or by proxy, is entitled to: • on a show of hands, one vote; and • on a poll, one vote, for each share held.
Treasury shares	Treasury shares are shares in the Company which: • the ANZ Employee Share Acquisition Plan purchases on market and have not yet distributed, or • the Company issues to the ANZ Employee Share Acquisition Plan and have not yet been distributed, or • the life insurance business purchased and held to back policy liabilities in the statutory funds prior to the successor fund transfer performed in preparation for the sale of the Group's wealth business to Zurich and ICOF which completed on 13 April 2019. Treasury shares are deducted from share capital and excluded from the weighted average number of ordinary shares used in the earnings per share calculations.
Reserves:	
Foreign currency translation reserve	Includes differences arising on translation of assets and liabilities into Australian dollars when the functional currency of a foreign operation (including subsidiaries and branches) is not Australian dollars. In this reserve, we reflect any offsetting gains or losses on hedging these exposures, together with any tax effect.
Cash flow hedge reserve	Includes fair value gains and losses associated with the effective portion of designated cash flow hedging instruments together with any tax effect.
Available-for-sale reserve (prior to 1 October 2018)	Includes the changes in fair value and exchange differences on our revaluation of available-for-sale financial assets together with any tax effect.
FVOCI reserve (from 1 October 2018)	Includes changes in the fair value of certain debt securities and equity securities included within Investment Securities together with any tax effect. In respect of debt securities classified as measured at FVOCI, the FVOCI reserve records accumulated changes in fair value arising subsequent to initial recognition, except for those relating to allowance for expected credit losses, interest income and foreign currency exchange gains and losses which are recognised in profit or loss. As debt securities at FVOCI are recorded at fair value, the balance of the FVOCI reserve is net of the ECL allowance associated with such assets. When a debt security measured at FVOCI is derecognised, the cumulative gain or loss recognised in the FVOCI reserve in respect of that security is reclassified to profit or loss and presented in Other Operating Income. In respect of the equity securities classified as measured at FVOCI, the FVOCI reserve records accumulated changes in fair value arising subsequent to initial recognition (including any related foreign exchange gains or losses). When an equity security measured at FVOCI is derecognised, the cumulative gain or loss recognised in the FVOCI reserve in respect of that security is not recycled to profit or loss.
Share option reserve	Includes amounts which arise on the recognition of share-based compensation expense.
Transactions with non-controlling interests reserve	Includes the impact of transactions with non-controlling shareholders in their capacity as shareholders.
Non-controlling interests	Share in the net assets of controlled entities attributable to equity interests which the Company does not own directly or indirectly.

23. CAPITAL MANAGEMENT

CAPITAL MANAGEMENT STRATEGY

ANZ's capital management strategy aims to protect the interests of depositors, creditors and shareholders. We achieve this through an Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP) whereby ANZ conducts detailed strategic and capital planning over a 3 year time horizon.

The process involves:

- forecasting economic variables, financial performance of ANZ's divisions and the financial impact of new strategic initiatives to be implemented during the planning period;
- performing stress tests under different economic scenarios to determine the level of additional capital ("stress capital buffer") needed to absorb losses that may be experienced under an economic downturn;
- reviewing capital ratios and targets across various classes of capital against ANZ's risk profile; and
- developing a capital plan, taking into account capital ratio targets, current and future capital issuances requirements and options around capital products, timing and markets to execute the capital plan under differing market and economic conditions.

The capital plan is approved by the Board and updated as required. The Board and senior management are provided with regular updates of ANZ's capital position. Any material actions required to ensure ongoing prudent capital management are submitted to the Board for approval. Throughout the year, the Group maintained compliance with all the regulatory requirements related to Capital Adequacy in the jurisdictions in which it operates.

REGULATORY ENVIRONMENT

Australia

As ANZ is an Authorised Deposit-taking Institution (ADI) in Australia, it is primarily regulated by APRA under the *Banking Act 1959 (Cth)*. ANZ must comply with the minimum regulatory capital requirements, prudential capital ratios and specific reporting levels that APRA sets and which are consistent with the global Basel III capital framework. This is the common framework for determining the appropriate level of bank regulatory capital as set by the Basel Committee on Banking Supervision ("BCBS"). APRA requirements are summarised below:

Regulatory Capital Definition			
Common Equity Tier 1 (CET1) Capital	Tier 1 Capital	Tier 2 Capital	Total Capital
Shareholders' equity adjusted for specific items.	CET1 Capital plus certain securities with complying loss absorbing characteristics known as Additional Tier 1 Capital.	Subordinated debt instruments which have a minimum term of 5 years at issue date.	Tier 1 plus Tier 2 Capital.
Minimum Prudential Capital Ratios (PCRs)			
CET1 Ratio	Tier 1 Ratio	Total Capital Ratio	
CET1 Capital divided by total risk weighted assets must be at least 4.5%.	Tier 1 Capital divided by total risk weighted assets must be at least 6.0%.	Total Capital divided by total risk weighted assets must be at least 8.0%.	
Reporting Levels			
Level 1	Level 2	Level 3	
The ADI on a stand-alone basis (that is the Company and specified subsidiaries which are consolidated to form the ADI's Extended Licensed Entity).	The consolidated Group less certain subsidiaries and associates that are excluded under prudential standards.	A conglomerate Group at the widest level.	

APRA also requires the ADI to hold additional CET1 buffers as follows:

- A capital conservation buffer (CCB) of 3.5% which is inclusive of the additional 1% surcharge for domestically systemically important banks (D-SIBs). APRA has determined that ANZ is a D-SIB.
- A countercyclical capital buffer which is set on a jurisdictional basis. The requirement is currently set to zero for Australia.

ANZ reports to APRA on a Level 1 and Level 2 basis, and measures capital adequacy monthly on a Level 1 and Level 2 basis, and is not yet required to maintain capital on a Level 3 basis (APRA have yet to conclude required timing for Level 3 reporting).

Life Insurance and Funds Management

As required by APRA's Prudential Standards, insurance and funds management activities are:

- de-consolidated for the purposes of calculating capital adequacy; and
- excluded from the risk based capital adequacy framework.

We deduct the investment in these controlled entities 100% from CET1 capital, and if we include any profits from these activities in the Group's results, then we exclude them from the determination of CET1 capital to the extent they have not been remitted to the Company.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

23. CAPITAL MANAGEMENT (continued)

Outside Australia

In addition to APRA, the Company's branch operations and major banking subsidiary operations are also overseen by local regulators such as the Reserve Bank of New Zealand, the US Federal Reserve, the UK Prudential Regulation Authority, the Monetary Authority of Singapore, the Hong Kong Monetary Authority and the China Banking and Insurance Regulatory Commission. They may impose minimum capital levels on operations in their individual jurisdictions.

CAPITAL ADEQUACY¹

The following table provides details of the Group's capital adequacy ratios at 30 September:

	2019 \$m	2018 \$m
Qualifying capital		
Tier 1		
Shareholders' equity and non-controlling interests ²	60,794	59,383
Prudential adjustments to shareholders' equity	120	(322)
Gross Common Equity Tier 1 capital	60,914	59,061
Deductions	(13,559)	(14,370)
Common Equity Tier 1 capital	47,355	44,691
Additional Tier 1 capital	7,866	7,527
Tier 1 capital	55,221	52,218
Tier 2 capital	8,549	7,291
Total qualifying capital	63,770	59,509
Capital adequacy ratios (Level 2)		
Common Equity Tier 1	11.4%	11.4%
Tier 1	13.2%	13.4%
Tier 2	2.1%	1.9%
Total capital ratio	15.3%	15.2%
Risk weighted assets	416,961	390,820

¹ This information is not within the scope of the external audit of the Group Financial Report by the Group's external auditor, PwC. The information presented in this table is a regulatory requirement disclosed in Part A of the APRA Reporting Form (ARF) 110 Capital Adequacy which will be subject to audit in accordance with Prudential Standard APS 210 Audit and Related Matters.

² Prior period numbers have not been restated for the impact of AASB 15 to align with previously reported regulatory returns.

24. PARENT ENTITY FINANCIAL INFORMATION

Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company) has prepared a separate set of financial statements to satisfy the requirements of the Australian Financial Services License it holds with ASIC. These separate Company financial statements are available on the ANZ website at anz.com and have been lodged with ASIC.

Selected financial information of the Company is provided below.

SUMMARY FINANCIAL INFORMATION

	2019 \$m	2018 \$m
Income statement information for the financial year		
Profit after tax for the year	4,447	8,524
Total comprehensive income for the year	5,413	8,450
Balance sheet information as at the end of the financial year		
Cash and cash equivalents	77,949	80,227
Net loans and advances ¹	484,655	475,851
Total assets ¹	914,832	841,211
Deposits and other borrowings	524,241	511,992
Total liabilities ¹	861,618	787,335
Shareholders' equity		
Ordinary share capital	26,413	27,533
Reserves	840	(56)
Retained earnings ¹	25,961	26,399
Total shareholders' equity¹	53,214	53,876

¹ Comparative information has been restated for the adoption of AASB 15 and other reclassification adjustments to enhance comparability with current period presentation. Total assets increased by \$464 million (\$432 million related to Net loans and advances). Total liabilities increased by \$442 million and Retained earnings increased by \$22 million.

PARENT ENTITY'S CONTRACTUAL COMMITMENTS

PROPERTY RELATED COMMITMENTS

	2019 \$m	2018 \$m
Lease rentals		
Land and buildings	1,699	1,533
Furniture and equipment	58	112
Total lease rental commitments¹	1,757	1,645
Due within 1 year	304	321
Due later than 1 year but not later than 5 years	868	769
Due later than 5 years	585	555
Total lease rental commitments¹	1,757	1,645

¹ Total future minimum sublease payments we expect to receive under non-cancellable subleases at 30 September 2019 is \$67 million (2018: \$81 million). During the year, we received sublease payments of \$28 million (2018: \$29 million) and netted them against rent expense.

CREDIT RELATED COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

	2019 \$m	2018 \$m
Contract amount of:		
Undrawn facilities	171,881	164,944
Guarantees and letters of credit	20,375	16,363
Performance related contingencies	20,097	22,176
Total	212,353	203,483

The contingent liabilities of the Group described under Other contingent liabilities in Note 33 are contingent liabilities of the parent entity (some are also contingent liabilities of other group companies).

Notes to the consolidated financial statements (continued)

25. CONTROLLED ENTITIES

	Incorporated in	Nature of Business
The ultimate parent of the Group is Australia and New Zealand Banking Group Limited	Australia	Banking
All controlled entities are 100% owned, unless otherwise noted.		
The material controlled entities of the Group are:		
ANZ Bank (Vietnam) Limited ¹	Vietnam	Banking
ANZ Capel Court Limited	Australia	Securitisation Manager
ANZ Funds Pty. Ltd.	Australia	Holding Company
ANZ Bank (Kiribati) Limited ¹ (75% ownership)	Kiribati	Banking
ANZ Bank (Samoa) Limited ¹	Samoa	Banking
ANZ Bank (Thai) Public Company Limited ¹	Thailand	Banking
ANZ Holdings (New Zealand) Limited ¹	New Zealand	Holding Company
ANZ Bank New Zealand Limited ¹	New Zealand	Banking
ANZ Investment Services (New Zealand) Limited ¹	New Zealand	Funds Management
ANZ New Zealand (Int'l) Limited ¹	New Zealand	Finance
ANZ Wealth New Zealand Limited ¹	New Zealand	Holding Company
ANZ New Zealand Investments Limited ¹	New Zealand	Funds Management
ANZNZ Covered Bond Trust ^{1,4}	New Zealand	Finance
UDC Finance Limited ¹	New Zealand	Finance
ANZ International Private Limited ¹	Singapore	Holding Company
ANZ Singapore Limited ¹	Singapore	Merchant Banking
ANZ International (Hong Kong) Limited ¹	Hong Kong	Holding Company
ANZ Asia Limited ¹	Hong Kong	Banking
ANZ Bank (Vanuatu) Limited ¹	Vanuatu	Banking
ANZcover Insurance Private Ltd ¹	Singapore	Captive Insurance
ANZ Lenders Mortgage Insurance Pty. Limited	Australia	Mortgage Insurance
ANZ Residential Covered Bond Trust ¹	Australia	Finance
ANZ Wealth Australia Limited	Australia	Holding Company
OnePath Custodians Pty Limited	Australia	Trustee
OnePath Funds Management Limited	Australia	Funds Management
Australia and New Zealand Bank (China) Company Limited ¹	China	Banking
Australia and New Zealand Banking Group (PNG) Limited ¹	Papua New Guinea	Banking
Chongqing Liangping ANZ Rural Bank Company Limited ¹	China	Banking
Citizens Bancorp ¹	Guam	Holding Company
ANZ Guam Inc ¹	Guam	Banking
PT Bank ANZ Indonesia ¹ (99% ownership)	Indonesia	Banking

¹ Audited by members KPMG firms — either as part of the Group audit, or for standalone financial statements as required.

² Audited by Law Partners.

³ Audited by Deloitte Guam.

⁴ Not owned by the Group. Control exists as the Group retains substantially all the risks and rewards of the operations.

25. CONTROLLED ENTITIES (continued)

CHANGES TO MATERIAL CONTROLLED ENTITIES

The following changes to our material entities have occurred during the year ended 30 September 2019.

- In September 2018, the business of Share Investing Limited was sold to CMC Markets Stockbroking Limited. Share Investing Limited and its immediate parent company, ACN 003 042 082 Limited, are no longer considered to be material entities.
- In November 2018, OnePath Life (NZ) Limited was sold to Cigna Corporation and the business of ANZ Europe Limited (formerly ANZ Bank (Europe) Limited) was wound up. ANZ Europe Limited is no longer considered to be a material entity.
- In March 2019, the business of ANZ (Lao) Sole Company Limited (formerly ANZ Bank (Lao) Limited) was transferred to a newly established Laos branch of the Company. ANZ (Lao) Sole Company Limited is no longer considered to be a material entity.
- In April 2019, ANZ Bank (Taiwan) Limited merged with the Taiwan branch of the Company.
- In May 2019, OnePath General Insurance Pty Limited, OnePath Life Australia Holdings Pty Limited and OnePath Life Limited were sold to Zurich Financial Services Australia (Zurich). See note 29 for further details.
- In August 2019, we completed the sale of our 55% share of ANZ Royal Bank (Cambodia) Limited to J-Trust.
- As ANZ Finance Guam, Inc and ANZ Commodity Trading Pty Ltd no longer have material business and Votaint No. 1103 Pty Limited's only business is to hold the Group's investment in PT Bank Pan Indonesia (see note 26), these companies are no longer considered to be material entities.

We did not acquire, or dispose of, any material entities during the year ended 30 September 2018.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The Group's subsidiaries are those entities it controls through:

- being exposed to, or having rights to, variable returns from the entity; and
- being able to affect those returns through its power over the entity.

The Group assesses whether it has power over those entities by examining the Group's existing rights to direct the relevant activities of the entity.

If the Group sells or acquires subsidiaries during the year, it includes their operating results in the Group results to the date of disposal or from the date of acquisition. When the Group's control ceases, it derecognises the assets and liabilities of the subsidiary, any related non-controlling interest and other components of equity.

When the Group ceases to control a subsidiary, it:

- measures any retained interest in the entity at fair value; and
- recognises any resulting gain or loss in profit or loss.

If the Group's ownership interest in a subsidiary changes in a way that does not result in a loss of control, then the Group accounts for that as a transaction with equity holders in their capacity as equity holders.

All transactions between Group entities are eliminated on consolidation.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

26. INVESTMENTS IN ASSOCIATES

Significant associates of the Group are:

Name of entity	Principal activity	Ordinary share interest		Carrying amount \$m	
		2019	2018	2019	2018
AMMB Holdings Berhad	Banking and insurance	24%	24%	1,586	1,427
PT Bank Pan Indonesia	Consumer and business bank	39%	39%	1,350	1,103
Aggregate other individually immaterial associates		n/a	n/a	21	23
Total carrying value of associates ¹				2,957	2,553

¹ Includes the impact of foreign currency translation recognised in the foreign currency translation reserve.

FINANCIAL INFORMATION ON SIGNIFICANT ASSOCIATES

Set out below is the summarised financial information of each associate that is significant to the Group. The summarised financial information is based on the associates' IFRS financial information.

Principal place of business and country of incorporation	AMMB Holdings Berhad Malaysia		PT Bank Pan Indonesia Indonesia	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
Summarised results				
Operating income	3,298	3,016	1,109	1,000
Profit for the year	569	430	349	192
Other comprehensive income/(loss)	69	(37)	24	(10)
Total comprehensive income	638	393	373	182
Less: Total comprehensive (income)/loss attributable to non-controlling interests	(25)	(33)	(12)	39
Total comprehensive income attributable to owners of associate	613	360	361	221
Summarised financial position				
Total assets ¹	55,740	49,092	22,518	19,552
Total liabilities ¹	48,718	42,700	18,743	16,446
Total Net assets ¹	7,022	6,392	3,775	3,106
Less: Non-controlling interests of associate	(368)	(395)	(309)	(272)
Net assets attributable to owners of associate	6,654	5,997	3,466	2,834
Reconciliation to carrying amount of Group's interest in associate				
Carrying amount at the beginning of the year	1,427	1,185	1,103	1,033
Group's share of total comprehensive income	146	86	140	88
Dividends received from associate	(50)	(35)	-	-
Group's share of other reserve movements of associate and foreign currency translation reserve adjustments ²	63	191	107	(18)
Carrying amount at the end of the year	1,586	1,427	1,350	1,103
Market value of Group's investment in associate³	1,050	992	1,303	853

¹ Includes market value adjustments (including goodwill) the Group made at the time of acquisition (and adjustments for any differences in accounting policies).

² The Group recognised a decrease of \$32m and \$33m to the carrying value of AMMB Holdings Berhad and PT Bank Pan Indonesia respectively with a corresponding decrease to retained earnings reflecting the Group's share of the estimated initial application impact of IFRS 9 (the international equivalent of AASB 9). Refer Note 35.

³ Applies to those investments in associates with published price quotations. Market Value is based on a price per share and does not include any adjustments for the size of our holding.

IMPAIRMENT ASSESSMENT

As at 30 September 2019, for AMMB Holdings Berhad (AmBank) and PT Bank Pan Indonesia (PT Panin), the market value (based on share price) was below the respective carrying values of these investments. The Group performed value-in-use (VIU) calculations to assess whether the carrying value of the investments was impaired. The VIU calculations supported the carrying value for both AmBank and PT Panin.

26. INVESTMENTS IN ASSOCIATES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

An associate is an entity over which the Group has significant influence over its operating and financial policies but does not control. The Group accounts for associates using the equity method. Its investments in associates are carried at cost plus the post-acquisition share of changes in the associate's net assets less accumulated impairments. Dividends the Group receives from associates are recognised as a reduction in the carrying amount of the investment. The Group includes goodwill relating to the associate in the carrying amount of the investment. It does not individually test the goodwill incorporated in the associates carrying amount for impairment.

At least at each reporting date, the Group reviews investments in associates for any indication of impairment. If an indication of impairment exists, then the Group determines the recoverable amount of the associate using the higher of:

- the associate's fair value less cost of disposal; and
- its value-in use.

We use a discounted cash flow methodology, and other methodologies (such as capitalisation of earnings methodology), to determine the recoverable amount.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The value-in-use calculation is sensitive to a number of key assumptions requiring management judgement, including future profitability levels, capital levels, long term growth rates and discount rates. A change in any of the key assumptions below could have an adverse effect on the recoverable amount of the investments. The key assumptions used in the value-in-use calculation are outlined below:

As at 30 September 2019	AmBank	PT Panin
Post-tax discount rate	10.7%	13.3%
Terminal growth rate	4.8%	5.3%
Expected NPAT growth (compound annual growth rate – 5 years)	4.1%	6.5%
Core Equity Tier 1 rate	11.9% to 12.7%	11.6%

Notes to the consolidated financial statements (continued)

27. STRUCTURED ENTITIES

A Structured Entity (SE) is an entity that has been designed such that voting or similar rights are not the dominant factor in determining who controls the entity. SEs are generally established with restrictions on their ongoing activities in order to achieve narrow and well defined objectives.

SEs are classified as subsidiaries and consolidated when control exists. If the Group does not control a SE, then it is not consolidated. This note provides information on both consolidated and unconsolidated SEs.

The Group's involvement with SEs is as follows:

Type	Details
Securitisation	The Group controls SEs established to securitise customer loans and advances that it has originated, in order to diversify sources of funding for liquidity management. Such transactions involve transfers to an internal securitisation (bankruptcy remote) vehicle used to create assets that are eligible for repurchase under agreements with the applicable central bank (these are known as 'Repo eligible'). These internal securitisation SEs are consolidated. Refer to Note 28 Transfers of Financial Assets for further details. The Group also establishes SEs on behalf of customers to securitise their loans or receivables. The Group may manage these securitisation vehicles or provide liquidity or other support. Additionally, the Group may acquire interests in securitisation vehicles set up by third parties through holding securities issued by such entities. In limited circumstances where control exists, the Group consolidates the SE.
Covered bond issuances	Certain loans and advances have been assigned to bankruptcy remote SEs to provide security for issuances of debt securities by the Group. The Group retains control over these SEs and therefore they are consolidated. Refer to Note 28 Transfers of Financial Assets for further details.
Structured finance arrangements	The Group is involved with SEs established: • in connection with structured lending transactions to facilitate debt syndication and/or to ring-fence collateral; and • to own assets that are leased to customers in structured leasing transactions. The Group may manage the SE, hold minor amounts of the SE's capital, or provide risk management products (derivatives) to the SE. In most instances, the Group does not control these SEs. In limited circumstances where control exists, the Group consolidates the SE.
Funds management activities	The Group conducts investment management and other fiduciary activities as a responsible entity, trustee, custodian or manager for investment funds and trusts – including superannuation funds and wholesale and retail trusts (collectively Investment Funds). The Investment Funds are financed through the issuance of puttable units to investors and the Group considers them to be SEs. The Group's exposure to Investment Funds is limited to receiving fees for services and derivatives entered into for risk management purposes. These interests do not create significant exposures to the funds that would allow the Group to control the funds. Therefore, the funds are not consolidated.

27. STRUCTURED ENTITIES (continued)

CONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

FINANCIAL OR OTHER SUPPORT PROVIDED TO CONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Group provides financial support to consolidated SEs as outlined below. As these are intra-group transactions, they are eliminated on consolidation:

Securitisation and covered bond issuances	The Group provides lending facilities, derivatives and commitments to these SEs and/or holds debt instruments that they have issued.
Structured finance arrangements	The assets held by these SEs are normally pledged as collateral for financing provided. Certain consolidated SEs are financed entirely by the Group while others are financed by syndicated loan facilities in which the Group is a participant. The financing provided by the Group includes lending facilities where the Group's exposure is limited to the amount of the loan and any undrawn amount. Additionally, the Group has provided Letters of Support to these consolidated SEs confirming that the Group will not demand repayment of the financing provided for the ensuing 12 month period.

The Group did not provide any non-contractual support to consolidated SEs during the year (2018: nil). Other than as disclosed above, the Group does not have any current intention to provide financial or other support to consolidated SEs.

UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

GROUP'S INTEREST IN UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

An 'interest' in an unconsolidated SE is any form of contractual or non-contractual involvement with a SE that exposes the Group to variability of returns from the performance of that SE. These interests include, but are not limited to: holdings of debt or equity securities; derivatives that pass-on risks specific to the performance of the SE; lending; loan commitments; financial guarantees; and fees from funds management activities.

For the purpose of disclosing interests in unconsolidated SEs:

- no disclosure is made if the Group's involvement is not more than a passive interest - for example: when the Group's involvement constitutes a typical customer-supplier relationship. On this basis, exposures to unconsolidated SEs that arise from lending, trading and investing activities are not considered disclosable interests - unless the design of the structured entity allows the Group to participate in decisions about the relevant activities (being those that significantly affect the entity's returns).
- 'interests' do not include derivatives intended to expose the Group to market-risk (rather than performance risk specific to the SE) or derivatives through which the Group creates, rather than absorbs, variability of the unconsolidated SE (such as purchase of credit protection under a credit default swap).

The table below sets out the Group's interests in unconsolidated SEs together with the maximum exposure to loss that could arise from those interests:

	Securitisation and structured finance		Investment funds		Total	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
On-balance sheet interests						
Investment securities ¹	1,923	-	-	-	1,923	-
Available-for-sale assets ¹	-	1,715	-	-	-	1,715
Investments backing policy liabilities	-	-	-	18	-	18
Gross loans and advances	7,789	7,018	-	-	7,789	7,018
Total on-balance sheet	9,712	8,733	-	18	9,712	8,751
Off-balance sheet interests						
Commitments (facilities undrawn)	1,540	1,381	-	-	1,540	1,381
Guarantees	67	10	-	-	67	10
Total off-balance sheet	1,607	1,391	-	-	1,607	1,391
Maximum exposure to loss	11,319	10,124	-	18	11,319	10,142

¹ On adoption of AASB 9 on 1 October 2018, the classification and measurement of financial assets were revised. Available-for-sale classification used in comparative periods ceases to exist under AASB 9 and a new classification of investment securities was introduced. Refer Note 1 and 35 for further details. Comparative information has not been restated.

In addition to the interests above, the Group earned funds management fees from unconsolidated SEs of \$509 million (2018: \$505 million) during the year.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

27. STRUCTURED ENTITIES (continued)

The Group's maximum exposure to loss represents the maximum amount of loss that the Group could incur as a result of its involvement with unconsolidated SEs if loss events were to take place — regardless of the probability of occurrence. This does not in any way represent the actual losses expected to be incurred. Furthermore, the maximum exposure to loss is stated gross of the effects of hedging and collateral arrangements entered into to mitigate ANZ's exposure to loss.

The maximum exposure to loss has been determined as:

- the carrying amount of investment securities measured at amortised cost (from 1 October 2018), available-for-sale assets (prior to 1 October 2018) and investments backing policy liabilities; and
- the carrying amount plus the undrawn amount of any committed loans and advances.

Information about the size of the unconsolidated SEs that the Group is involved with is as follows:

- Securitisation and structured finance: size is indicated by total assets which vary by SE with a maximum value of approximately \$1.1 billion (2018: \$1.0 billion); and
- Investment funds: size is indicated by Funds Under Management which vary by SE with a maximum value of approximately \$38.8 billion (2018: \$36.9 billion).

The Group did not provide any non-contractual support to unconsolidated SEs during the year (2018: nil) nor does it have any current intention to provide financial or other support to unconsolidated SEs.

SPONSORED UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Group may also sponsor unconsolidated SEs in which it has no disclosable interest.

For the purposes of this disclosure, the Group considers itself the 'sponsor' of an unconsolidated SE if it is the primary party involved in the design and establishment of that SE and:

- the Group is the major user of that SE; or
- the Group's name appears in the name of that SE, or on its products; or
- the Group provides implicit or explicit guarantees of that SE's performance.

The Group has sponsored the ANZ PIE Fund in New Zealand, which invests only in deposits with ANZ Bank New Zealand Limited. The Group does not provide any implicit or explicit guarantees of the capital value or performance of investments in the ANZ PIE Fund. There was no income received from, nor assets transferred to, this entity during the year.

**KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES**

Significant judgement is required in assessing whether control exists over Structured Entities involved in securitisation activities and structured finance transactions, and investment funds. Judgement is required to determine the existence of

- power over the relevant activities (being those that significantly affect the entity's returns); and
- exposure to variable returns of that entity.

28. TRANSFERS OF FINANCIAL ASSETS

In the normal course of business the Group enters into transactions where it transfers financial assets directly to third parties or to SEs. These transfers may give rise to the Group fully, or partially, derecognising those financial assets - depending on the Group's exposure to the risks and rewards or control over the transferred assets. If the Group retains substantially all of the risk and rewards of a transferred asset, the transfer does not qualify for derecognition and the asset remains on the Group's balance sheet in its entirety.

SECURITISATIONS

Net loans and advances include residential mortgages securitised under the Group's securitisation programs which are assigned to bankruptcy remote SEs to provide security for obligations payable on the notes issued by the SEs. The holders of the issued notes have full recourse to the pool of residential mortgages which have been securitised and the Group cannot otherwise pledge or dispose of the transferred assets.

In some instances the Group is also the holder of the securitised notes. In addition, the Group is entitled to any residual income of the SEs and sometimes enters into derivatives with the SEs. The Group retains the risks and rewards of the residential mortgages and continues to recognise the mortgages as financial assets. The obligation to pay this amount to the SE is recognised as a financial liability of the Group.

The Group is exposed to variable returns from its involvement with these securitisation SEs and has the ability to affect those returns through its power over the SEs activities. The SEs are therefore consolidated by the Group.

COVERED BONDS

The Group operates various global covered bond programs to raise funding in its primary markets. Net loans and advances include residential mortgages assigned to bankruptcy remote SEs associated with these covered bond programs. The mortgages provide security for the obligations payable on the issued covered bonds.

The covered bond holders have dual recourse to the issuer and the cover pool of assets. The issuer cannot otherwise pledge or dispose of the transferred assets, however, subject to legal arrangements it may repurchase and substitute assets as long as the required cover is maintained.

The Group is required to maintain the cover pool at a level sufficient to cover the bond obligations. In addition, the Group is entitled to any residual income of the covered bond SEs and enters into derivatives with the SEs. The Group retains the majority of the risks and rewards of the residential mortgages and continues to recognise the mortgages as financial assets. The obligation to pay this amount to the SEs is recognised as a financial liability of the Group.

The Group is exposed to variable returns from its involvement with the covered bond SEs and has the ability to affect those returns through its power over the SEs activities. The SEs are therefore consolidated by the Group. The covered bonds issued externally are included within debt issuances.

REPURCHASE AGREEMENTS

When the Group sells securities subject to repurchase agreements under which we retain substantially all the risks and rewards of ownership, then those assets do not qualify for derecognition. An associated liability is recognised for the consideration received from the counterparty.

STRUCTURED FINANCE ARRANGEMENTS

The Group arranges funding for certain customer transactions through structured leasing and commodity prepayment arrangements. These transactions are recognised on Group's balance sheet as lease receivables or loans. At times, other financial institutions participate in the funding of these arrangements. This participation involves a proportionate transfer of the rights to the assets recognised by the Group. The participating banks have limited recourse to the leased assets or financed commodity and related proceeds. Where the Group continues to be exposed to some of the risks of the transferred assets through a derivative or other continuing involvement, the Group does not derecognise the lease receivable or loan. Instead, the Group recognises an associated liability representing its obligations to the participating financial institutions.

The table below sets out the balance of assets transferred that do not qualify for derecognition, along with the associated liabilities:

	Securitisations ^{1,2}		Covered bonds		Repurchase agreements		Structured finance arrangements	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
Current carrying amount of assets transferred	2,422	1,239	30,799	29,155	43,213	40,164	81	96
Carrying amount of associated liabilities	2,411	1,232	20,957	17,846	41,367	38,378	81	88

¹ Does not include transfers to internal structured entities where there are no external investors.

² The securitisation noteholders have recourse only to the pool of residential mortgages which have been securitised. The carrying value of securitised assets and the associated liabilities approximates their fair value.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

29. DISCONTINUED OPERATIONS AND ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

DISCONTINUED OPERATIONS

On 17 October 2017, the Group announced it had agreed to sell its OnePath P&I and ADGs business to IOOF. The sale of the ADGs business completed on 1 October 2018. On 17 October 2019, the Group announced it had agreed a revised sale price for its OnePath P&I business and ADGs to IOOF of \$850 million, being a \$125 million reduction from the original sale price of \$975 million announced in October 2017. The new price of \$850 million includes approximately \$25 million that ANZ has already received for the sale of the ADGs in October 2018. The revised terms reflect changing market conditions and include lower overall warranty caps as well as some changes to the strategic alliance arrangements. Subject to APRA approval, the Group expects the transaction to complete in the first quarter of calendar year 2020. The impact of the reduction in price has been reflected in the 2019 financial results.

On 12 December 2017, ANZ announced that it had agreed to the sale of its life insurance business to Zurich Financial Services Australia (Zurich) and regulatory approval was obtained on 10 October 2018. The transaction was completed on 31 May 2019.

As a result of the sale transactions outlined above, the financial results of the businesses to be divested and associated Group reclassification and consolidation impacts are treated as discontinued operations from a financial reporting perspective.

Details of the financial performance and cash flows of discontinued operations are shown below.

Income Statement

	2019 \$m	2018 \$m
Net interest income	(76)	-
Other operating income ¹	245	81
Operating income	169	81
Operating expenses ¹	(449)	(544)
Profit/(Loss) before credit impairment and income tax	(280)	(463)
Credit impairment (charge)/release	1	-
Profit/(Loss) before income tax	(279)	(463)
Income tax expense ²	(64)	(232)
Profit/(Loss) for the period attributable to shareholders of the Company^{1,2}	(343)	(695)

¹ Includes customer remediation of \$207 million post-tax recognised in the September 2019 financial year (2018: \$127 million) comprising \$161 million of customer remediation recognised in other operating income (2018: \$106 million), \$80 million of remediation costs recognised in Operating expenses (2018: \$75 million), and a \$34 million income tax benefit (2018: \$54 million).

² Includes the results of the life insurance business up to the sale completion in May 2019.

Cash Flow Statement

	2019 \$m	2018 \$m
Net cash provided by/(used in) operating activities	(552)	2,989
Net cash provided by/(used in) investing activities	837	(2,444)
Net cash provided by/(used in) financing activities	(290)	(575)
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	(5)	(30)

ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

At 30 September 2019, assets and liabilities held for sale are re-measured at the lower of their existing carrying amount and fair value less costs to sell, except for assets such as deferred tax assets, financial assets and contractual rights under insurance contracts, which are specifically exempt from this requirement and continue to be recognised at their existing carrying value.

In addition to the assets and liabilities associated with the Group's discontinued operations, assets and liabilities held for sale in the prior period contain the assets and liabilities of other assets or disposal groups, subject to sale, which do not meet the criteria to classify as a discontinued operation under the accounting standards.

29. DISCONTINUED OPERATIONS AND ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

(continued)

	2019	2018			
	Discontinued Operations \$m	Discontinued Operations \$m	Cambodia JV \$m	OPL NZ \$m	PNG Retail, Commercial & SME \$m
As at 30 September 2019¹					
Cash and cash equivalents	-	5	323	-	-
Trading securities ²	919	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	3	-	-
Available-for-sale assets	-	1,079	-	-	-
Investment securities	-	-	-	-	-
Net loans and advances	-	46	806	-	147
Regulatory deposits	-	-	146	-	-
Investments in associates	-	1	1	-	-
Deferred tax assets	16	102	2	-	-
Goodwill and other intangible assets	394	1,155	-	93	-
Investments backing policy liabilities ²	-	40,054	-	-	-
Premises and equipment	1	4	6	-	6
Other assets	501	450	92	727	-
Total assets held for sale	1,831	42,890	1,379	820	153
Deposits and other borrowings	-	-	1,067	-	512
Derivative financial instruments	-	-	1	-	-
Current tax liabilities	3	(33)	8	15	-
Deferred tax liabilities	105	160	1	160	-
Policy liabilities	-	39,607	-	-	-
External unit holder liabilities	-	4,712	-	-	-
Payables and other liabilities	1,914	644	98	130	-
Provisions	99	28	43	-	6
Total liabilities held for sale	2,121	45,118	1,218	305	518

¹ Amounts in the table above are shown net of intercompany balances.² The successor fund transfer performed in preparation for the sale of our wealth business to Zurich and IOOF completed on 13 April 2019. As a result, OnePath PM assets previously held as investments backing policy liabilities are now shown as Trading securities.

Other strategic divestments not classified as discontinued operations have been presented as assets and liabilities held for sale in the prior period:

- **ANZ Royal Bank (Cambodia) Ltd (Cambodia JV) - Institutional division**

On 17 May 2018, the Group announced it had reached an agreement to sell its 55% stake in Cambodia JV ANZ Royal Bank to J Trust, a Japanese diversified financial holding company listed on the Tokyo Stock Exchange. The transaction was completed on 19 August 2019.

- **OnePath Life NZ Ltd (OPL NZ) - New Zealand division**

On 30 May 2018, the Group announced that it had agreed to sell OnePath Life NZ Limited to Cigna Corporation and the final regulatory approval was obtained on 29 October 2018. The transaction was completed on 30 November 2018.

- **Papua New Guinea Retail, Commercial and Small-Medium Sized Enterprise businesses (PNG Retail, Commercial and SME) - Institutional division**

On 25 June 2018, the Group announced it had entered into an agreement to sell its Retail, Commercial and Small-Medium Sized Enterprise (SME) banking businesses in Papua New Guinea to Kina Bank. The transaction was completed on 23 September 2019.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

29. DISCONTINUED OPERATIONS AND ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE
(continued)**INCOME STATEMENT IMPACT RELATING TO ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE**

During the 2019 financial year, the Group recognised the following impacts in relation to assets and liabilities held for sale:

- \$65 million loss after tax on discontinued operations, comprising a net loss of \$1 million from sale related adjustments and write-downs, partially offset by the recycling of gains previously deferred in equity reserves on sale completion, and a \$64 million income tax expense. This loss was recognised in discontinued operations.
- \$10 million gain after tax relating to the sale of Cambodia JV, comprising a \$30 million release from the foreign currency translation reserve, a \$17 million dividend withholding tax associated with the sale completion and \$3 million of asset write-offs. The gain was recognised in continuing operations.
- \$1 million gain after tax relating to the sale of PNG Retail, Commercial and SME, net of costs associated with the sale. The gain was recognised in continuing operations.
- \$76 million gain after tax relating to the sale of the OPL NZ business, comprising a \$56 million gain on sale, a \$26 million release from the foreign currency translation reserve, a \$7 million provision release and a \$13 million income tax expense. The gain was recognised in continuing operations.
- \$37 million gain after tax relating to the sale of the Paymark. The gain was recognised in continuing operations.

During the 2018 financial year, the Group recognised the following impacts in relation to assets and liabilities held for sale:

- \$632 million loss after tax recognised on the reclassification of the Wealth Australia discontinued operations business to held for sale. This loss is recognised in discontinued operations.
- \$85 million gain after tax comprising \$99 million relating to the sale of the remaining Asa Retail and Wealth businesses, net of costs associated with the sale and a \$14 million tax expense. This gain is recognised in continuing operations.
- \$247 million gain after tax relating to SRCB comprising a \$289 million gain on release of reserves, \$56 million of foreign exchange losses and other costs, and a \$14 million tax benefit. This gain is recognised in continuing operations.
- \$18 million gain after tax relating to UDC comprising a cost recovery in respect of the terminated transaction process. This gain is recognised in continuing operations.
- \$247 million gain after tax relating to MCC comprising a \$259 million gain on sale of the 40% stake, \$13 million of foreign exchange losses, \$6 million loss on release of reserves, and a \$7 million tax benefit. This gain is recognised in continuing operations.
- \$42 million loss after tax relating to the reclassification of the Cambodia JV to held for sale, comprising a \$27 million impairment and \$15 million of costs associated with the sale. The loss is recognised in continuing operations.
- \$3 million loss after tax relating to OnePath Life NZ transaction costs. The loss is recognised in continuing operations.
- \$21 million loss after tax relating to the reclassification of the PNG Retail, Commercial and SME businesses to held for sale, comprising a \$12 million impairment of goodwill, \$7 million costs associated with the sale and a \$2 million tax expense. The loss is recognised in continuing operations.

**RECOGNITION AND MEASUREMENT****LIFE INSURANCE CONTRACT LIABILITIES AND LIABILITIES CEDED UNDER REINSURANCE CONTRACTS**

We calculate Life insurance contract Liabilities under the Margin on Service (MoS) model using a projection method based on actuarial principles and standards.

We discount the expected future cash flows of these contracts at the risk-free discount rate.

LIFE INVESTMENT CONTRACT LIABILITIES

A life investment contract liability is measured at fair value and is directly linked to the fair value of the assets that back it. For guaranteed policies, we determine the liability as the net present value of expected cash flows, subject to a minimum of current surrender value.

EXTERNAL UNIT HOLDER LIABILITIES

The life insurance business includes controlling interests in investment funds which we aggregate. When we aggregate a controlled investment fund, we recognise the external unit holder liabilities as a liability and include them on the balance sheet in external unit holder liabilities.

INVESTMENTS BACKING POLICY LIABILITIES

Our determination of fair value of investments backing policy liabilities involves the same judgement as other financial assets as described in Note 17 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities.

29. DISCONTINUED OPERATIONS AND ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

(continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

A significant level of judgement is used by the Group to determine:

- whether an asset or group of assets is classified and presented as held for sale or as a discontinued operation; and
- the fair value of the assets and liabilities classified as being held for sale.

Management is required to exercise significant judgement when assessing the fair value less costs to sell for assets and liabilities held for sale. The judgemental factors include determining: costs to sell, allocation of goodwill, indemnities provided under the sale contract and consideration received - particularly where elements of consideration are contingent in nature. Any impairment we record is based on the best available evidence of fair value compared to the carrying value before the impairment. The final sale price may be different to the fair value we estimate when recording the impairment. Management regularly assess the appropriateness of the underlying assumptions against actual outcomes and other relevant evidence and adjustments are made to fair value where appropriate. We expect that the sales will complete within 12 months after balance date, subject to the relevant regulatory approvals and customary terms of sale for such assets.

Life Insurance Liabilities continue to be measured in accordance with AASB 1038. The Group is largely insulated from significant changes to the carrying value of the liability due to the share sale agreements.

Our estimates of life insurance liabilities are affected by: regulation, competition, interest rates, inflation, taxes and general economic conditions.

We have performed sensitivity analysis on key variables influencing the insurance liabilities and assets - namely: interest, inflation, mortality, morbidity and discontinuance risk. We have determined that there would be no material impact to the Group for a reasonable change in any of these variables after taking into account of the share sale agreements.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

30. SUPERANNUATION AND POST EMPLOYMENT BENEFIT OBLIGATIONS

Set out below is a summary of amounts recognised in the Balance Sheet in respect of the defined benefit superannuation schemes:

	2019 \$m	2018 \$m
Defined benefit obligation and scheme assets		
Present value of funded defined benefit obligation	(1,538)	(1,418)
Fair value of scheme assets	1,739	1,551
Net defined benefit asset	201	133
As represented in the Balance Sheet		
Net liabilities arising from defined benefit obligations included in payables and other liabilities	(54)	(21)
Net assets arising from defined benefit obligations included in other assets	255	154
Net defined benefit asset	201	133
Weighted average duration of the benefit payments reflected in the defined benefit obligation (years)	14.9	16.8

As at the most recent reporting dates of the schemes, the aggregate surplus of net market value of assets over the value of accrued benefits on a funding basis was \$48 million (2018: surplus of \$21 million). In 2019, the Group made defined benefit contributions totaling \$3 million (2018: \$5 million). It expects to make contributions of around \$3 million next financial year.

GOVERNANCE OF THE SCHEMES AND FUNDING OF THE DEFINED BENEFIT SECTIONS

The main defined benefit superannuation schemes in which the Group participates operate under trust law and are managed and administered on behalf of the members in accordance with the terms of the relevant trust deed and rules and all relevant legislation. These schemes have corporate trustees, which are wholly owned subsidiaries of the Group. The trustees are the legal owners of the assets, which are held separately from the assets of the Group, and are responsible for setting investment policy and agreeing funding requirements with the employer through the triennial actuarial valuation process.

The Group has defined benefit arrangements in Australia, Japan, New Zealand, Philippines, Taiwan and United Kingdom. The defined benefit section of the ANZ Australian Staff Superannuation Scheme, the ANZ UK Staff Pension Scheme and the ANZ National Retirement Scheme in New Zealand are the three largest plans. They have been closed to new members since 1987, 2004 and 1991 respectively. None of the schemes had a material deficit, or surplus, at the last funding valuation. The Group has no present liability under any of the schemes' trust deeds to fund a deficit (measured on a funding basis). A contingent liability of the Group may arise if any of the schemes were wound up.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Defined benefit superannuation schemes

The Group operates a small number of defined benefit schemes. Independent actuaries calculate the liability and expenses related to providing benefits to employees under each defined benefit scheme. They use the Projected Unit Credit Method to value the liabilities. The balance sheet includes:

- a defined benefit liability if the obligation is greater than the fair value of the schemes assets; and
- an asset (capped to its recoverable amount) if the fair value of the assets is greater than the obligation.

In each reporting period, the movements in the net defined benefit liability are recognised as follows:

- the net movement relating to the current period's service cost, net interest on the defined benefit liability, past service costs and other costs (such as the effects of any curtailments and settlements) as operating expenses;
- remeasurements of the net defined benefit liability (which comprise actuarial gains and losses and return on scheme assets, excluding interest income included in net interest) directly in retained earnings through other comprehensive income; and
- contributions of the Group directly against the net defined benefit position.

Defined contribution superannuation schemes

The Group operates a number of defined contribution schemes. It also contributes (according to local law, in the various countries in which it operates) to Government and other plans that have the characteristics of defined contribution plans. The Group's contributions to these schemes are recognised as personnel expenses when they are incurred.

30. SUPERANNUATION AND POST EMPLOYMENT BENEFIT OBLIGATIONS (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The main assumptions we use in valuing defined benefit obligations are listed in the table below. A change to any assumptions, or applying different assumptions, could have an effect on the Statement of Other Comprehensive Income and Balance Sheet.

Assumptions	2019	2018	Sensitivity analysis change in significant assumptions	Increase/(decrease) in defined benefit obligation	
				2019 \$m	2018 \$m
Discount rate (% p.a.)	1.1 - 2.0	2.5 - 3.7	0.5% increase	(107)	(139)
Future salary increases (% p.a.)	1.7 - 3.2	1.7 - 3.8			
Future pension indexation					
In payment (% p.a.)/In deferment (% p.a.)	1.7 - 3.0/2.3	1.7 - 3.0/2.3	0.5% increase	80	118
Life expectancy at age 60 for current pensioners			1 year increase	70	61
- Males (years)	25.6 - 28.6	25.5 - 29.0			
- Females (years)	28.8 - 30.3	28.7 - 31.1			

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS

ANZ operates a number of employee share and option schemes under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan.

ANZ EMPLOYEE SHARE ACQUISITION PLAN

ANZ Employee Share Acquisition Plan schemes that operated during the 2019 and 2018 years were the Employee Share Offer and the Deferred Share Plan.

Employee Share Offer

Eligibility	Most permanent employees employed in either Australia or New Zealand with three years continuous service for the most recent financial year.
Grant	Up to AUD 1,000 in Australia (and AUD 800 in New Zealand) ANZ shares each financial year, subject to Board approval.
Allocation value	One week Volume Weighted Average Price (VWAP) of ANZ shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.
Australia	ANZ ordinary shares are granted to eligible employees for nil consideration. The shares vest on grant and are held in trust for three years from grant date, after which time they may remain in trust, be transferred to the employee's name or sold. Dividends are automatically reinvested in the Dividend Reinvestment Plan.
New Zealand	Shares are granted to eligible employees on payment of NZD one cent per share. Shares vest subject to satisfaction of a three year service period, after which they may remain in trust, be transferred to the employee's name or sold. Unvested shares are forfeited if the employee resigns or is dismissed for serious misconduct. Dividends are either paid in cash or reinvested into the Dividend Reinvestment Plan.
Expensing value (fair value)	In Australia, the fair value of the shares is expensed in the year shares are granted, as they are not subject to forfeiture. In New Zealand, the fair value is expensed on a straight-line basis over the three year vesting period. The expense is recognised as a share-based compensation expense with a corresponding increase in equity.
2019 and 2018 grants	656,738 shares were granted on 3 December 2018 at an issue price of \$26.91. 541,982 shares were granted on 1 December 2017 at an issue price of \$28.67.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

Deferred Share Plan

i) ANZ Incentive Plan (ANZIP) - Chief Executive Officer (CEO) and Group Executive Committee (ExCo)

Eligibility	Group CEO and ExCo.
Grant	50% of the CEO's Annual Variable Remuneration (AVR) and 25% of ExCo's Variable Remuneration (VR) received as deferred shares.
Conditions	Deferred over four years from grant date.

ii) ANZIP (excluding the CEO and ExCo) and Business Unit Incentive Plans (BUIPs) - for grants from 1 October 2017

Eligibility	All employees excluding the CEO and ExCo.
Grant	If VR is at or exceeds AUD 150,000, then 60% of incentive amounts exceeding AUD 80,000 (subject to a minimum deferral amount of AUD 42,000) is deferred as shares.
Conditions	Deferred over three years from grant date.

iii) Long Term Incentives (LTIs)

Eligibility	Selected employees.
Grant	100% deferred shares.
Conditions	Vest three years from grant date.

iv) Exceptional circumstances

Remuneration foregone	In exceptional circumstances, we grant deferred shares to certain employees when they start with ANZ to compensate them for remuneration they have foregone from their previous employer. The vesting period generally aligns with the remaining vesting period of the remuneration they have foregone, and therefore varies between grants.
Retention	We may grant deferred shares to high performing employees who are regarded as a significant retention risk to ANZ.

v) Further information

Cessation	Unless the Board decides otherwise, employees forfeit their unvested deferred shares if they resign, are terminated on notice, or are dismissed for serious misconduct. The deferred shares may be held in trust beyond the deferral period.
Dividends	Dividends are paid in cash or reinvested in the Dividend Reinvestment Plan.
Instrument	Deferred share rights may be granted instead of deferred shares in some countries as locally appropriate (see deferred share rights section).
Allocation value	All deferred shares are issued based on the VWAP of ANZ shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.
Expensing value (fair value)	We expense the fair value of deferred shares on a straight-line basis over the relevant vesting period and we recognise the expense as a share-based compensation expense with a corresponding increase in equity.
2019 and 2018 grants	During the 2019 year, we granted 1,945,668 deferred shares (2018: 2,232,563) with a weighted average grant price of \$25.39 (2018: \$29.31).
Downward adjustment	Deferred shares remain at risk and the Board has the discretion to adjust the number of deferred shares downwards, including to zero at any time before the vesting date. ANZ's downward adjustment provisions are detailed in section 6.3 of the 2019 Remuneration Report. Board discretion was exercised to adjust downward 9,810 deferred shares to zero in 2019 (2018: 2,632).

Expensing of the ANZ Employee Share Acquisition Plan

Expensing value (fair value)	The fair value of shares we granted during 2019 under the Employee Share Offer and the Deferred Share Plan, measured as at the date of grant of the shares, is \$67.7 million (2018: \$80.9 million) based on 2,602,406 shares (2018: 2,774,545) at VWAP of \$26.01 (2018: \$29.17).

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

ANZ SHARE OPTION PLAN

Allocation	We may grant selected employees options/rights which entitle them to acquire fully paid ordinary ANZ shares at a fixed price at the time the options/rights vest. Voting and dividend rights will be attached to the ordinary shares allocated on exercise of the options/rights. Each option/right entitles the holder to one ordinary share subject to the terms and conditions imposed on grant. Exercise price of options, determined in accordance with the rules of the plan, is generally based on the VWAP of the shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant. For rights, the exercise price is nil.
Rules	Prior to the exercise of the option/right if ANZ changes its share capital due to a bonus share issue, pro-rata new share issue or reorganisation the following adjustments are required: • Issue of bonus shares - When the holder exercises their option, they are also entitled to be issued the number of bonus shares they would have been entitled to had they held the underlying shares at the time of the bonus issue; • Pro-rata share offer - We will adjust the exercise price of the option in the manner set out in the ASX Listing Rules; and • Reorganisation - In respect of rights, if there is a bonus issue or reorganisation of ANZ's share capital, then the Board may adjust the number of rights or the number of underlying shares so that there is no advantage or disadvantage to the holder. Holders otherwise have no other entitlements to participate: • in any new issue of ANZ securities before they exercise their options/rights; or • in a share issue of a body corporate other than ANZ (such as a subsidiary). For equity grants made after 1 November 2012, any portion of the award which vests may, at the Board's discretion, be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares.
Expensing	We expense the fair value of options/rights on a straight-line basis over the relevant vesting period and we recognise the expense as a share-based compensation expense with a corresponding increase in equity.
Cessation	The provisions that apply if the employee's employment ends are in section 9.2.3 of the 2019 Remuneration Report.
Downward adjustment	ANZ's downward adjustment provisions are detailed in section 6.3 of the 2019 Remuneration Report.

Option Plans that operated during 2019 and 2018

i) Performance Rights

Allocation	We grant performance rights to selected employees as part of ANZ's incentive plans. Performance rights provide the holder with the right to acquire ANZ shares at nil cost, subject to a three-year vesting period ¹ and Total Shareholder Return (TSR) performance hurdles. Further details on the performance hurdles are in section 6.2.3a of the 2019 Remuneration Report.
Satisfying vesting	Any portion of the award of performance rights (that have met the performance hurdles) may be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares at the Board's discretion. All performance rights were satisfied through a share allocation, other than 47,195 performance rights (2018: none) for which Board discretion was exercised.
2019 and 2018 grants	During the 2019 year, we granted 885,810 performance rights (2018: 1,023,239).
Downward adjustment	Board discretion was exercised to adjust downward 59,012 performance rights to zero in 2019 (2018: none).

¹ Four years for grants from 1 October 2018

Notes to the consolidated financial statements (continued)

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

ii) Deferred Share Rights (no performance hurdles)	
Allocation	Deferred share rights provide the holder with the right to acquire ANZ shares at nil cost after a specified vesting period. We adjust the fair value of rights for the absence of dividends during the restriction period.
Satisfying vesting	Any portion of the award of share rights may be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares at the Board's discretion. All share rights were satisfied through a share allocation, other than 68,357 deferred share rights (2018: 108,783) for which Board discretion was exercised.
2019 and 2018 grants	During the 2019 year, 2,078,427 deferred share rights (no performance hurdles) were granted (2018: 2,546,333).
Downward adjustment	Board discretion was exercised to adjust downward 11,824 deferred share rights to zero in 2019 (2018: 1,638).

Options, Deferred Share Rights and Performance Rights on Issue

As at 30 October 2019, there were 615 holders of 4,173,045 deferred share rights on issue and 142 holders of 2,486,001 performance rights on issue.

Options/Rights Movements

This table shows the options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average (WA) exercise prices as at the beginning and end of 2019 and the movements during 2019:

	Opening balance 1 Oct 2018	Options/ rights granted	Options/ rights forfeited ¹	Options/ rights expired	Options/ rights exercised	Closing balance 30 Sep 2019
Number of options/rights	7,148,573	2,964,237	(1,589,109)	0	(1,835,163)	6,688,538
WA exercise price	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA closing share price						\$26.66
WA remaining contractual life						1.9 years
WA exercise price of all exercisable options/rights outstanding						\$0.00
Outstanding exercisable options/rights						181,581

This table shows the options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average exercise prices as at the beginning and end of 2018 and the movements during 2018:

	Opening balance 1 Oct 2017	Options/ rights granted	Options/ rights forfeited ¹	Options/ rights expired	Options/ rights exercised	Closing balance 30 Sep 2018
Number of options/rights	7,113,784	3,569,572	(2,043,209)	(1,558)	(1,490,016)	7,148,573
WA exercise price	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA closing share price						\$28.43
WA remaining contractual life						2.1 years
WA exercise price of all exercisable options/rights outstanding						\$0.00
Outstanding exercisable options/rights						67,666

¹ Refers to any circumstance where equity can be forfeited (for example on cessation, downward adjustment or performance conditions not met).

All of the shares issued as a result of the exercise of options/rights during 2019 and 2018, were issued at a nil exercise price.

As at the date of the signing of the Directors' Report on 30 October 2019:

- no options/rights over ordinary shares have been granted since the end of 2019; and
- 14,464 shares issued as a result of the exercise of options/rights since the end of 2019, all with nil exercise prices.

31. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

Fair Value Assumptions

When determining the fair value, we apply the standard market techniques for valuation, including Monte Carlo and/or Black Scholes pricing models. We do so in accordance with the requirements of AASB 2 *Share-based Payments*. The models take into account early exercise of vested equity, non-transferability and internal/external performance hurdles (if any).

The table below shows the significant assumptions we used as inputs into our fair value calculation of instruments granted during the period. We present the values as weighted averages, but the specific values we use for each allocation are the ones we use for the fair value calculation.

	2019		2018	
	Deferred share rights	Performance rights	Deferred share rights	Performance rights
Exercise price (\$)	0.00	0.00	0.00	0.00
Share closing price at grant date (\$)	25.83	25.52	29.24	29.21
Expected volatility of ANZ share price (%) ¹	20.0	20.0	20.0	20.0
Equity term (years)	2.5	4.8	2.4	5.0
Vesting period (years)	2.1	3.0	2.1	3.0
Expected life (years)	2.1	3.0	2.1	3.0
Expected dividend yield (%)	6	6	5.75	5.75
Risk free interest rate (%)	1.96	2.05	1.65	1.95
Fair value (\$)	22.87	9.40	26.03	12.24

¹ Expected volatility represents a measure of the amount by which ANZ's share price is expected to fluctuate over the life of the rights. The measure of volatility used in the model is the annualised standard deviation of the continuously compounded rates of return on the historical share price over a deferred period of time preceding the date of grant. This historical average annualised volatility is then used to estimate a reasonable expected volatility over the expected life of the rights.

SATISFYING EQUITY AWARDS

All shares underpinning equity awards may be purchased on market, reallocated or be newly issued shares, or a combination.

The equity we purchased on market during the 2019 financial year (either under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan, or to satisfy options or rights) for all employees amounted to 4,317,094 shares at an average price of \$25.99 per share (2018: 3,936,773 shares at an average price of \$29.00 per share).

Notes to the consolidated financial statements (continued)

32. RELATED PARTY DISCLOSURES

KEY MANAGEMENT PERSONNEL COMPENSATION

Key Management Personnel (KMP) are defined as all directors and those executives who report directly to the CEO:

- with responsibility for the strategic direction and management of a major income-generating division; or
- who control material income and expenses.

KMP compensation included within total personnel expenses in Note 3 Operating Expenses is as follows:

	2019 \$000 ¹	2018 \$000 ¹
Short-term benefits ²	15,784	19,497
Post-employment benefits	415	333
Other long-term benefits	213	150
Termination benefits	2,112	454
Share-based payments	6,184	8,910
Total	24,708	29,344

¹ Includes former disclosed KMPs until the end of their employment.

² Includes restatement of prior year amount to include items previously characterised as business related expenses that would be more appropriately be characterised as non-business related. Similar items existed in the prior periods between 2016-2017 which would have increased the short-term benefits by less than \$0.1 million per annum.

KEY MANAGEMENT PERSONNEL LOAN TRANSACTIONS

Loans made to KMP are made in the ordinary course of business and on normal commercial terms and conditions that are no more favourable than those given to other employees or customers, including: the term of the loan, security required and the interest rate. No amounts have been written off during the period, or individual provision raised in respect of these balances. The aggregate of loans (including credit card balances) made, guaranteed or secured, and undrawn facilities to KMP including their related parties, were as follows:

	2019 \$000	2018 \$000
Loans advanced ^{1,2}	26,862	23,675
Undrawn facilities ³	513	286
Interest charged ¹	739	932

¹ Balances are as at the balance sheet date (for KMP in office at balance sheet date) or at the date of cessation of former KMP.

² Prior period has been restated to include credit card balances and exclude an available for redraw component of loan balances previously included within loans advanced.

³ Interest charged is for all KMP's during the period.

KEY MANAGEMENT PERSONNEL HOLDINGS OF ANZ SECURITIES

KMP, including their related parties, held subordinated debt, shares, share rights and options over shares in the Company directly, indirectly or beneficially as shown below:

	2019 Number ¹	2018 Number ¹
Shares, options and rights	1,892,754	2,293,271
Subordinated debt	11,802	13,152

¹ Balances are as at the balance sheet date (for KMP in office at balance sheet date) or at the date of cessation of former KMP.

32. RELATED PARTY DISCLOSURES (continued)

OTHER TRANSACTIONS OF KEY MANAGEMENT PERSONNEL AND THEIR RELATED PARTIES

The aggregate of deposits of KMP and their related parties with the Group were \$60 million (2018: \$56 million).

Other transactions with KMP and their related parties included amounts paid to the Group in respect of insurance premiums, investment management service fees, brokerage and bank fees and charges. The Group has reimbursed KMP for the costs incurred for secretarial services associated with the performance of their duties. These transactions are conducted on normal commercial terms and conditions no more favourable than those given to other employees or customers.

In November 2010, a subsidiary of ANZ Bank New Zealand Limited (ANZ NZ) purchased a residential property in New Zealand for NZ\$7.55 million. The property was leased to the then ANZ NZ Chief Executive Officer (CEO), Mr David Hisco, as part of a relocation package arrangement.

On 31 March 2017, the property was sold to Mr David Hisco's wife for NZ\$6.9 million. At that time, Mr Hisco was the CEO of ANZ NZ and a member of Key Management Personnel.

ANZ NZ obtained two independent valuations of the property, one of which was not considered for a number of reasons, including that it did not comply with valuation standards. ANZ NZ then obtained a further independent valuation and the sale price was determined as the midpoint of these two independent valuations, less an amount reflecting part of the estimated sale costs that would have otherwise been incurred.

Consistent with the Reserve Bank of New Zealand's requirements on ANZ NZ concerning independence, the sale of the property was overseen by ANZ NZ.

This transaction was not separately disclosed in the Group's or ANZ NZ's 2017 financial statements. ASIC made enquiries of ANZ concerning disclosure of this matter in the 2017 financial statements. ANZ also acknowledges the determination of the Financial Markets Authority (New Zealand) that ANZ NZ should have disclosed the March 2017 sale as a related party transaction in its 2017 financial statements.

ASSOCIATES

We disclose significant associates in Note 26 Investments in Associates. During the course of the financial year, transactions conducted with all associates were on terms equivalent to those made on an arm's length basis:

	2019 \$000	2018 \$000
Amounts receivable from associates	664	35,083
Amounts payable to associates	697	1,504
Interest income from associates	93	1,772
Other expenses paid to associates	11,561	15,296
Dividend income from associates	50,014	51,643

There have been no material guarantees given or received. No amounts have been written-off during the period, or individual provisions raised in respect of these balances.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

33. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS**CREDIT RELATED COMMITMENTS AND CONTINGENCIES**

	2019 \$m	2018 \$m
Contract amount of:		
Undrawn facilities	209,340	202,531
Guarantees and letters of credit	22,339	18,441
Performance related contingencies	22,112	24,136
Total	253,791	245,108

UNDRAWN FACILITIES

The majority of undrawn facilities are subject to customers maintaining specific credit and other requirements or conditions. Many of these facilities are expected to be only partially used, and others may never be used at all. As such, the total of the nominal principal amounts is not necessarily representative of future liquidity risks or future cash requirements. Based on the earliest date on which the Group may be required to pay, the total undrawn facilities of 209,341 million (2018: \$202,531 million) mature within 12 months.

GUARANTEES, LETTERS OF CREDIT AND PERFORMANCE RELATED CONTINGENCIES

Guarantees, letters of credit and performance related contingencies relate to transactions that the Group has entered into as principal – including: guarantees, standby letters of credit and documentary letters of credit.

Documentary letters of credit involve the Group issuing letters of credit guaranteeing payment in favour of an exporter. They are secured against an underlying shipment of goods or backed by a confirmatory letter of credit from another bank.

Performance related contingencies are liabilities that oblige the Group to make payments to a third party if the customer fails to fulfil its non-monetary obligations under the contract.

To reflect the risk associated with these transactions, we apply the same credit origination, portfolio management and collateral requirements that we apply to loans. The contract amount represents the maximum potential amount that we could lose if the counterparty fails to meet its financial obligations. As the facilities may expire without being drawn upon, the notional amounts do not necessarily reflect future cash requirements. Based on the earliest date on which the Group may be required to pay, the total guarantees and letters of credit of \$22,339 million (2018: \$18,441 million) and total performance related contingencies of \$22,112 million (2018: \$24,136 million) mature within 12 months.

PROPERTY RELATED COMMITMENTS

	2019 \$m	2018 \$m
Lease rentals		
Land and buildings	1,586	1,431
Furniture and equipment	70	205
Total lease rental commitments¹	1,656	1,636
Due within 1 year	320	371
Due later than 1 year but not later than 5 years	847	832
Due later than 5 years	489	433
Total lease rental commitments¹	1,656	1,636

¹ Total future minimum sublease payments we expect to receive under non-cancellable subleases at 30 September 2019 is \$67 million (2018: \$81 million). During the year, sublease payments we received amounted to \$29 million (2018: \$32 million) and were netted against rent expense.

33. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS (continued)

OTHER CONTINGENT LIABILITIES

As at 30 September 2019, the Group had contingent liabilities in respect of the matters outlined below. Where relevant, expert legal advice has been obtained and, in the light of such advice, provisions (refer to note 21) and/or disclosures as deemed appropriate have been made. In some instances we have not disclosed the estimated financial impact of the individual items either because it is not practicable to do so or because such disclosure may prejudice the interests of the Group.

REGULATORY AND CUSTOMER EXPOSURES

In recent years there has been an increase in the number of matters on which the Group engages with its regulators. There have also been significant increases in the nature and scale of regulatory investigations and reviews, civil and criminal enforcement actions (whether by court action or otherwise), formal and informal inquiries, regulatory supervisory activities and the quantum of fines issued by regulators, particularly against financial institutions both in Australia and globally. The Group has received various notices and requests for information from its regulators as part of both industry-wide and Group-specific reviews and has also made disclosures to its regulators at its own instigation. The nature of these interactions can be wide ranging and, for example, currently include a range of matters including responsible lending practices, product suitability and distribution, interest and fees and the entitlement to charge them, customer remediation, wealth advice, insurance distribution, pricing, competition, conduct in financial markets and financial transactions, capital market transactions, anti-money laundering and counter-terrorism financing obligations, reporting and disclosure obligations and product disclosure documentation. There may be exposures to customers which are additional to any regulatory exposures. These could include class actions, individual claims or customer remediation or compensation activities. The outcomes and total costs associated with such reviews and possible exposures remain uncertain.

BANK FEES LITIGATION AND PERIODICAL PAYMENT REMEDIATION AND ASIC ACTION

A litigation funder commenced a class action against the Company in 2010, followed by a second similar class action in March 2013. The applicants contended that certain exception fees (honour, dishonour and non-payment fees on transaction accounts and late payment and over-limit fees on credit cards) were unenforceable penalties and that various of the fees were also unenforceable under statutory provisions governing unconscionable conduct, unfair contract terms and unjust transactions. The claims in the March 2013 class action failed and have been dismissed.

The original claims in the 2010 class action have been dismissed. In 2017, a new claim was added to the 2010 class action, in relation to the Company's entitlement to charge certain periodical payment non-payment fees. Part of the class of customers had already received remediation payments from the Company. An agreement to settle the claim was reached in December 2018. The settlement is subject to court approval.

In July 2019, ASIC commenced civil penalty proceedings against the Company in relation to the charging of fees for periodical payments in certain circumstances between August 2003 and February 2016. ASIC seeks civil penalties in respect of alleged false or misleading representations and unconscionable conduct. ASIC also alleges that the Company engaged in misleading or deceptive conduct and breached certain statutory obligations as a financial services licensee. The matter is at an early stage. The outcomes and total costs remain uncertain. The Company is defending the allegations.

BENCHMARK/RATE ACTIONS

In July and August 2016, class action complaints were brought in the United States District Court against local and international banks, including the Company – one action relating to the bank bill swap rate (BBSW), and one action relating to the Singapore Interbank Offered Rate (SIBOR) and the Singapore Swap Offer Rate (SOR). The class actions are expressed to apply to persons and entities that engaged in US-based transactions in financial instruments that were priced, benchmarked, and/or settled based on BBSW or SIBOR. The claimants seek damages or compensation in amounts not specified, and allege that the defendant banks, including the Company, violated US anti-trust laws and (in the BBSW case only) anti-racketeering laws, the *Commodity Exchange Act*, and unjust enrichment principles. The Company is defending the proceedings. The matters are at an early stage.

In February 2017, the South African Competition Commission commenced proceedings against local and international banks including the Company alleging breaches of the cartel provisions of the *South African Competition Act* in respect of trading in the South African rand. The potential civil penalty or other financial impact is uncertain. The matter is at an early stage.

CAPITAL RAISING ACTIONS

In June 2018, the Commonwealth Director of Public Prosecutions commenced criminal proceedings against the Company and a senior employee alleging that they were knowingly concerned in cartel conduct by the joint lead managers of the Company's August 2015 underwritten institutional equity placement of approximately 80.8 million ordinary shares. The matter is at an early stage. The Company and its senior employee are defending the allegations.

In September 2018, the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) commenced civil penalty proceedings against the Company alleging failure to comply with continuous disclosure obligations in connection with the Company's August 2015 underwritten institutional equity placement. ASIC alleges the Company should have advised the market that the joint lead managers took up approximately 25.5 million ordinary shares of the placement. The matter is at an early stage. The Company is defending the allegations.

FRANCHISEE LITIGATION

In February 2018, two related class actions were brought against the Company alleging breaches of contract and unconscionable conduct in relation to lending to 7-Eleven franchisees. An agreement to settle the claims against the Company was reached in March 2019. The settlement is subject to court approval.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

33. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS (continued)**ROYAL COMMISSION**

The Royal Commission into Misconduct in the Banking, Superannuation and Financial Services Industry released its final report on 4 February 2019. The findings and recommendations of the Commission are resulting in additional costs and may lead to further exposures, including exposures associated with further regulator activity or potential customer exposures such as class actions, individual claims or customer remediation or compensation activities. The outcomes and total costs associated with these possible exposures remain uncertain.

SECURITY RECOVERY ACTIONS

Various claims have been made or are anticipated, arising from security recovery actions taken to resolve impaired assets. These claims will be defended.

WARRANTIES AND INDEMNITIES

The Group has provided warranties, indemnities and other commitments in favour of the purchaser and other persons in connection with various disposals of businesses and assets and other transactions, covering a range of matters and risks. It is exposed to potential claims under those warranties, indemnities and commitments.

CLEARING AND SETTLEMENT OBLIGATIONS

Certain group companies have a commitment to comply with rules governing various clearing and settlement arrangements which could result in a credit risk exposure and loss if another member institution fails to settle its payment clearing activities. The Group's potential exposure arising from these arrangements is unquantifiable in advance.

Certain group companies hold memberships of central clearing houses, including ASX Clear (Futures), London Clearing House (LCH) SwapClear and RepoClear, Korea Exchange (KRX), Hong Kong Exchange (HKEX), Clearing Corporation of India and the Shanghai Clearing House. These memberships allow the relevant group company to centrally clear derivative instruments in line with cross-border regulatory requirements. Common to all of these memberships is the requirement for the relevant group company to make default fund contributions. In the event of a default by another member, the relevant group company could potentially be required to commit additional default fund contributions which are unquantifiable in advance.

PARENT ENTITY GUARANTEES

The Company has issued letters of comfort and guarantees in respect of certain subsidiaries in the normal course of business. Under these letters and guarantees, the Company undertakes to ensure that those subsidiaries continue to meet their financial obligations, subject to certain conditions including that the entity remains a controlled entity of the Company.

SALE OF GRINDLAYS BUSINESSES

On 31 July 2000, the Company completed the sale to Standard Chartered Bank (SCB) of ANZ Grindlays Bank Limited and the private banking business of ANZ in the United Kingdom and Jersey, together with ANZ Grindlays (Jersey) Holdings Limited and its subsidiaries, for USD1.3 billion in cash. The Company provided warranties and certain indemnities relating to those businesses and, where it was anticipated that payments would be likely under the warranties or indemnities, made provisions to cover the anticipated liabilities. The issue below has not adversely impacted the reported results. All settlements and penalties to date have been covered within existing provisions.

In 1991 certain amounts were transferred from non-convertible Indian Rupee accounts maintained with Grindlays in India. These transactions may not have complied with the provisions of the Foreign Exchange Regulation Act, 1973. Grindlays, on its own initiative, brought these transactions to the attention of the Reserve Bank of India. The Indian authorities served notices on Grindlays and certain of its officers in India and civil penalties have been imposed which are the subject of appeals. Criminal prosecutions are pending and will be defended. The amounts in issue are not material.

CONTINGENT ASSETS**NATIONAL HOUSING BANK**

The Company is pursuing recovery of the proceeds of certain disputed cheques which were credited to the account of a former Grindlays customer in the early 1990s.

The disputed cheques were drawn on the National Housing Bank (NHB) in India. Proceedings between Grindlays and NHB concerning the proceeds of the cheques were resolved in early 2002.

Recovery is now being pursued from the estate of the Grindlays customer who received the cheque proceeds. Any amounts recovered are to be shared between the Company and NHB.

34. COMPENSATION OF AUDITORS

	2019 \$'000	2018 \$'000
KPMG Australia		
Audit or review of financial reports	9,036	10,058
Audit-related services ¹	3,392	4,999
Non-audit services ²	114	306
Total³	12,542	15,363
Overseas related practices of KPMG Australia		
Audit or review of financial reports	5,691	5,797
Audit-related services ¹	2,316	1,276
Non-audit services ²	2	2
Total	8,009	7,075
Total compensation of auditors	20,551	22,438

¹ Comprises prudential and regulatory services of \$4.67 million (2018: \$3.70 million), comfort letters \$0.48 million (2018: \$0.51 million) and other services \$0.26 million (2018: \$2.07 million).

² The nature of the non-audit services includes general market and regulatory insights, training, controls related assessments, methodology and procedural reviews. Further details are provided in the Directors' Report.

³ Inclusive of goods and services tax.

The Group's Policy allows KPMG Australia or any of its related practices to provide assurance and other audit-related services that, while outside the scope of the statutory audit, are consistent with the role of an external auditor. These include regulatory and prudential reviews requested by regulators such as APRA. Any other services that are not audit or audit-related services are non-audit services. The Policy allows certain non-audit services to be provided where the service would not contravene auditor independence requirements. KPMG Australia or any of its related practices may not provide services that are perceived to be in conflict with the role of the external auditor or breach auditor independence. These include consulting advice and subcontracting of operational activities normally undertaken by management, and engagements where the external auditor may ultimately be required to express an opinion on its own work.

Notes to the consolidated financial statements (continued)

35. IMPACT OF ADOPTION OF NEW STANDARDS AND OTHER CHANGES

The following table summarises changes to the balance sheet in the comparative period resulting from the application of AASB 15, and other reclassification adjustments to enhance comparability with current period presentation.

	Reported as at 30 Sep 18 \$m	Impact of application of AASB 15 \$m	Other reclassification adjustment \$m	Restated as at 30 Sep 18 \$m
Net loans and advances ¹	603,938	-	526	604,464
Other assets ²	3,645	32	-	3,677
Other non-impacted balance sheet line items	335,041	-	-	335,041
Total assets	942,624	32	526	943,182
Deferred tax liabilities ²	59	10	-	69
Payables and other liabilities ³	6,788	106	-	6,894
Other provisions ^{1,3}	1,038	(106)	526	1,458
Other non-impacted balance sheet line items	875,356	-	-	875,356
Total liabilities	883,241	10	526	883,777
Retained earnings ²	31,715	22	-	31,737
Other non-impacted balance sheet line items	27,528	-	-	27,528
Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company²	59,243	22	-	59,265
Non-controlling interests	140	-	-	140
Total shareholders' equity²	59,383	22	-	59,405

¹ \$500 million of collectively assessed and \$26 million of individually assessed provisions for credit impairment attributable to off-balance sheet credit related commitments at 30 September 2018 were reclassified from Net loans and advances at amortised cost to Other provisions to enhance comparability with current period presentation.

² The Group adopted AASB 15 in this reporting period with comparatives restated. The impact of this policy change on the reported 30 September 2018 balance sheet was an increase in Other assets of \$32 million, an increase in Deferred tax liabilities of \$10 million and an increase in Retained earnings of \$22 million, reflecting revenue that qualifies for upfront recognition under AASB 15 but was not previously recognised under AASB 118.

³ Upon adoption of AASB 15, certain liabilities associated with credit card loyalty programs have been reclassified from Other provisions to Payables and other liabilities.

In addition to the balance sheet impact above, upon adoption of AASB 15 certain items previously netted are now presented gross in operating income and operating expenses. This increased total operating income and total operating expenses by \$128 million for the 2019 financial year. Comparative information has been restated which increased total operating income and total operating expenses by \$153 million for the 2018 financial year.

Impact of the transition to AASB 9 *Financial Instruments* (AASB 9)

ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES

The table below reconciles the closing provisions for credit impairment of financial assets determined in accordance with AASB 139 *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, and provisions for credit impairment of loan commitments and financial guarantee contracts determined in accordance with AASB 137 *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets* as at 30 September 2018, and the opening allowance for expected credit losses determined in accordance with AASB 9 as at 1 October 2018:

	As at 30 Sep 18 Provision for credit impairment under AASB 139 or AASB 137 \$m	Incremental allowance for ECL under AASB 9 \$m	As at 1 Oct 18 Allowance for ECL under AASB 9 \$m
Loans and advances - at amortised cost	2,917	647	3,564
Investment securities - debt securities at amortised cost	-	11	11
Off-balance sheet commitments - undrawn and contingent facilities ¹	526	155	681
Total provisions for credit impairment	3,443	813	4,256
Loss allowances recognised in other comprehensive income			
Investment securities - debt securities at FVOCI ²	-	14	14
Total loss allowance recognised in other comprehensive income	-	14	14

¹ The individually and collectively assessed allowance for ECL is included in Other provisions.

² Allowance for ECL does not change the carrying amount which remains at fair value. Instead, the allowance for ECL is recognised in OCI, with a corresponding charge to profit or loss.

35. IMPACT OF ADOPTION OF NEW STANDARDS AND OTHER CHANGES (continued)

The following table summarises the adjustments arising on adoption of AASB 9.

CONSOLIDATED BALANCE SHEET RECONCILIATION

	Reference	AASB 139 measurement category	AASB 9 measurement category	Restated as at 30 Sep 18 \$m	AASB 9 reclassifi- cation impact \$m	AASB 9 Remeasure- ment (excl. impairment) \$m	AASB 9 credit impairment impact \$m	Revised carrying amount as at 1 Oct 18 \$m
Trading securities	1,2	FVTPL	FVTPL	37,722	(993)	-	-	36,729
Investment securities:								
- debt securities at amortised cost	2,6,7	N/A	Amortised cost	-	6,158	2	(11)	6,149
- debt securities at FVOCI	1,2	N/A	FVOCI	-	70,938	-	-	70,938
- equity securities at FVOCI	2	N/A	FVOCI	-	1,087	-	-	1,087
Available-for-sale assets (AFS)	2	AFS	N/A	74,284	(74,284)	-	-	-
Net loans and advances:								
- at amortised cost	3,6,7,8	Loans and receivables	Amortised cost	604,331	(4,470)	15	(647)	599,229
- at FVTPL	3,8	FVTPL	FVTPL	133	1,564	(23)	-	1,674
Investments in associates	5	N/A	N/A	2,553	-	-	(65)	2,488
Deferred tax assets	1,2,4,6	N/A	N/A	900	-	15	234	1,149
Other non-impacted balance sheet line items		N/A	N/A	223,259	-	-	-	223,259
Total assets				943,182	-	9	(489)	942,702
Current tax liabilities	1,3,4	N/A	N/A	300	-	30	-	330
Other provisions	6	N/A	N/A	1,458	-	-	155	1,613
Debt issuances:								
- at amortised cost	4	Amortised cost	Amortised cost	119,737	(879)	-	-	118,858
- at FVTPL	4	FVTPL	FVTPL	1,442	879	(55)	-	2,266
Other non-impacted balance sheet line items		N/A	N/A	760,840	-	-	-	760,840
Total liabilities				883,777	-	(25)	155	883,907
Ordinary share capital				27,205	-	-	-	27,205
Reserves	1,2,6			323	1	3	10	337
Retained earnings	1,2,3,4,5,6			31,737	(1)	31	(654)	31,113
Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company				59,265	-	34	(644)	58,655
Non-controlling interests				140	-	-	-	140
Total shareholders' equity				59,405	-	34	(644)	58,795

Notes to the consolidated financial statements (continued)

35. IMPACT OF ADOPTION OF NEW STANDARDS AND OTHER CHANGES (continued)

REFERENCE

- On initial application of AASB 9, a portfolio of bonds with a fair value of \$1,000 million was transferred from Trading securities to Investment securities - debt securities at FVOCI as the applicable business model was held to collect and sell. Cumulative fair value gains/(losses) on this portfolio of \$2 million (after tax) were transferred from Retained earnings to the FVOCI reserve. Additionally, the reclassification resulted in a reduction in deferred tax assets and current tax liabilities of \$1 million.
- The Available-for-sale classification is no longer applicable under AASB 9. Accordingly, on transition:
 - \$69,938 million of Available-for-sale debt instruments were reclassified to investment securities - debt securities at FVOCI due to the business model being held to collect and sell. There was no re-measurement impact associated with this reclassification;
 - \$3,252 million of Available-for-sale debt instruments were reclassified to investment securities - debt securities at amortised cost due to the business model being held to collect at 1 October 2018. This reclassification resulted in re-measurement of a \$2 million increase to the carrying amount arising from reversal of the previous available-for-sale revaluation reserve. Additionally, a deferred tax asset of \$1 million associated with the previous available-for-sale revaluation was reversed;
 - the Group made irrevocable elections to designate \$1,087 million of non-traded Available-for-sale equity securities as investment securities - equity securities at FVOCI; and
 - \$7 million of Available-for-sale equity securities were reclassified to Trading securities and the related reserve balance of \$1 million was reclassified to Retained earnings.
- Certain loans with contractual cash flow characteristics that are not solely payments of principal and interest were reclassified from Net loans and advances at amortised cost to Net Loans and advances at FVTPL. The loans had an amortised cost carrying amount of \$224 million and a fair value of \$201 million at 30 September 2018. The associated re-measurement of \$23 million was recognised in Retained earnings offset by a decrease in current tax liabilities of \$7 million. In addition, one of the loans was previously in a fair value hedge relationship which was discontinued effective 1 October 2018. Accordingly, changes in the fair value due to changes in the hedged risk which were previously recognised as a reduction to the carrying value of the loan amounting to \$15 million were written back to Retained earnings offset by an increase in current tax liabilities of \$4 million.
- The Group elected to designate certain financial liabilities (bonds included within Debt Issuances) as measured at FVTPL effective from 1 October 2018 to reduce an accounting mismatch. The bonds had an amortised cost carrying amount of \$879 million and a fair value of \$824 million at 30 September 2018. The difference of \$55 million (comprising a \$109 million decrease in fair value before own credit, offset by a \$54 million increase in fair value attributable to own credit) offset by a net tax impact of \$17 million (increase in deferred tax asset of \$17 million and an increase in current tax liability of \$34 million) was recognised in Retained earnings.
- The Group recognised a decrease of \$65 million to the carrying value of Investments in associates with a corresponding decrease to Retained earnings reflecting the Group's share of the estimated initial application impact of IFRS 9 (the international equivalent of AASB 9).
- The initial application of the expected credit loss requirements of AASB 9, resulted in increases in allowances for credit impairment attributable to the following:
 - On-balance sheet loans and advances of \$647 million reflected in Net loans and advances at amortised cost;
 - Debt securities measured at amortised cost of \$11 million reflected in investment securities - debt securities at amortised cost; and
 - Off-balance sheet credit related commitments of \$155 million reflected in Other provisions.

The total impact of \$813 million was recognised as a reduction to Retained earnings, offset by an increase of \$234 million related to deferred tax. Additionally, loss allowances of \$10 million (after-tax) attributable to Investment Securities - debt securities at FVOCI have been recognised in Reserves with a corresponding adjustment to Retained earnings. The debt securities remain at fair value on the face of the Balance Sheet.
- On initial application of AASB 9, a portfolio of Negotiable Certificates of Deposit with a carrying amount of \$2,906 million was reclassified from Net loans and advances at amortised cost to Investment Securities - debt securities at amortised cost. There was no re-measurement impact associated with this reclassification.
- On initial application of AASB 9, loans with a carrying amount and fair value of \$1,340 million that were in the process of being syndicated were reclassified from Net loans and advances at amortised cost to Net Loans and advances at FVTPL on the basis that the applicable business model is held-to-sell. There was no re-measurement impact associated with this reclassification.

36. EVENTS SINCE THE END OF THE FINANCIAL YEAR

On 17 October the Group announced it had agreed a revised price for the sale of its OnePath P&I business and ADGs to IOOF of \$850 million, being a \$125 million reduction from the original sale price of \$975 million announced in October 2017. The new price of \$850 million includes approximately \$25 million that ANZ has already received for the sale of ADGs in October 2018. The revised terms reflect changing market conditions and include lower overall warranty caps as well as some changes to the strategic alliance arrangements. Subject to APRA approval, the Group expects the transaction to complete in the first quarter of calendar year 2020. The impact of the reduction in price has been reflected in the 2019 financial results.

Other than the matter above, there have been no significant events from 30 September 2019 to the date of signing this report.

CONSOLIDATED GROUP DIRECTORS' DECLARATION

Directors' Declaration

The Directors of Australia and New Zealand Banking Group Limited declare that:

- a) in the Directors' opinion, the financial statements and notes of the Consolidated Entity are in accordance with the *Corporations Act 2001*, including:
 - i) section 296, that they comply with the Australian Accounting Standards and any further requirements of the *Corporations Regulations 2001*; and
 - ii) section 297, that they give a true and fair view of the financial position of the Consolidated Entity as at 30 September 2019 and of its performance for the year ended on that date;
- b) the notes to the financial statements of the Consolidated Entity include a statement that the financial statements and notes of the Consolidated Entity comply with International Financial Reporting Standards;
- c) the Directors have been given the declarations required by section 295A of the *Corporations Act 2001*; and
- d) in the Directors' opinion, there are reasonable grounds to believe that the Company will be able to pay its debts as and when they become due and payable.

Signed in accordance with a resolution of the Directors.



David M Gonski, AC
Chairman

30 October 2019



Shayne C Elliott
Director

FINANCIAL REPORT

INCOME STATEMENT

For the year ended 30 September	Note	2019 \$m	2018 ¹ \$m
Interest income ²		27,599	27,020
Interest expense		(17,452)	(16,574)
Net interest income	2	10,147	10,446
Other operating income	2	4,553	8,765
Net income from insurance business	2	7	18
Share of associates' (loss)/profit	2	(1)	(1)
Operating income		14,706	19,228
Operating expenses	3	(7,784)	(8,267)
Profit before credit impairment and income tax		6,922	10,961
Credit impairment charge	12	(714)	(629)
Profit before income tax		6,208	10,332
Income tax expense	4	(1,761)	(1,808)
Profit for the year		4,447	8,524

¹ On adoption of AASB 15, the Company reclassified certain items previously netted which are now presented gross in operating income and operating expenses. Comparative information has been restated accordingly which increased total operating income and total operating expenses by \$146 million.

² Includes interest income calculated using the effective interest method of \$716.78 million on financial assets measured at amortised cost or fair value through other comprehensive income (2018: \$22.752 million on financial assets measured at amortised cost and available for sale assets).

The notes appearing on pages 8 to 86 form an integral part of these financial statements.

FINANCIAL REPORT (continued)

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 30 September	2019 \$m	2018 \$m
Profit for the year	4,447	8,524
Other comprehensive income		
Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss		
Investment securities - equity securities at FVOCI ¹	45	-
Other reserve movements	98	27
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss		
Foreign currency translation reserve	209	(154)
Other reserve movements	915	177
Income tax attributable to the above items	(301)	(124)
Other comprehensive income/(loss) after tax	966	(74)
Total comprehensive income for the year	5,413	8,450

¹ On adoption of AASB 9 on 1 October 2018, the classification and measurement of financial assets were revised. Available-for-sale classification used in comparative periods ceases to exist under AASB 9 and a new classification of investment securities was introduced. Refer to Note 1 and 31 for further details. Comparative information has not been restated.

The notes appearing on pages 8 to 86 form an integral part of the financial statements.

BALANCE SHEET

As at 30 September	Note	2019 \$m	2018 \$m
Assets			
Cash and cash equivalents ¹	7	77,949	80,227
Settlement balances owed to ANZ		3,442	1,666
Collateral paid		13,461	9,184
Trading securities	8	34,217	29,519
Derivative financial instruments	9	116,544	64,448
Investment securities ^{2,3}	10	73,355	-
Available-for-sale assets ²	10	-	64,728
Net loans and advances ^{3,4}	11	484,655	475,851
Regulatory deposits		215	264
Due from controlled entities		88,874	90,170
Shares in controlled entities	23	15,467	18,852
Investments in associates		18	18
Current tax assets		254	266
Deferred tax assets		1,245	1,071
Goodwill and other intangible assets	19	1,367	1,446
Premises and equipment		971	898
Other assets ⁴		2,798	2,603
Total assets		914,832	841,211
Liabilities			
Settlement balances owed by ANZ		9,342	9,867
Collateral received		7,005	6,002
Deposits and other borrowings	13	524,241	511,992
Derivative financial instruments	9	117,340	65,638
Due to controlled entities		89,683	88,383
Current tax liabilities		118	85
Deferred tax liabilities ⁴		67	49
Payables and other liabilities ⁴		6,621	5,002
Employee entitlements		450	421
Other provisions ^{3,4}	20	1,905	1,270
Debt issuances	14	104,846	98,626
Total liabilities		861,618	787,335
Net assets		53,214	53,876
Shareholders' equity			
Ordinary share capital	21	26,413	27,533
Reserves	21	840	(56)
Retained earnings ⁴	21	25,961	26,399
Total shareholders' equity	21	53,214	53,876

¹ Includes settlement balances owed to ANZ that meet the definition of cash and cash equivalents.

² On adoption of AASB 9 on 1 October 2018, the classification and measurement of financial assets were revised. Available-for-sale classification used in comparative periods ceases to exist under AASB 9 and a new classification of investment securities was introduced. Refer Note 1 and 31 for further details. Comparative information has not been restated.

³ On adoption of AASB 9 on 1 October 2018, the Company increased the collectively assessed provisions by \$727 million (\$583 million in Net loans and advances, \$1 million in Investment securities, and \$143 million in Provisions). Comparative information has not been restated. Refer to Note 1 and 31 for further details.

⁴ Comparative information has been restated for the adoption of AASB 15 and other reclassification adjustments to enhance comparability with current period presentation. Refer Note 1 and 31 for further details.

The notes appearing on pages 8 to 86 form an integral part of the financial statements.

FINANCIAL REPORT (continued)

CASH FLOW STATEMENT

	2019	2018 ¹
For the year ended 30 September	\$m	\$m
Profit after income tax	4,447	8,524
Adjustments to reconcile to net cash provided by/(used in) operating activities:		
Allowance for expected credit losses	714	629
Depreciation and amortisation	738	1,023
Net derivatives/foreign exchange adjustment	5,004	5,764
Impairment of investment in Wealth Australia	-	597
Impairment of investment in ANZ Share Investing	147	-
(Gain)/Loss on sale from divestments	(273)	(246)
Other non-cash movements	31	(2)
Net (increase)/decrease in operating assets:		
Collateral paid	(3,839)	(1,083)
Trading securities	(6,393)	8,913
Net loans and advances	(3,740)	(20,619)
Net intra-group loans and advances	5,301	(1,796)
Other assets	(85)	(525)
Net increase/(decrease) in operating liabilities:		
Deposits and other borrowings	(1,109)	7,432
Settlement balances owed by ANZ	(642)	1,604
Collateral received	619	341
Other liabilities	955	516
Total adjustments	(2,572)	2,548
Net cash provided by operating activities ²	1,875	11,072
Cash flows from investing activities		
Investment securities/available-for-sale assets ³		
Purchases	(22,583)	(18,853)
Proceeds from sale or maturity	18,440	15,282
Proceeds from IOOF secured notes	800	-
Proceeds from divestments, net of cash disposed	185	1,786
Net movement in shares in controlled entities	(132)	989
Other assets	(648)	(301)
Net cash (used in) investing activities	(3,938)	(1,097)
Cash flows from financing activities		
Debt issuances ⁴ :		
Issue proceeds	20,450	21,962
Redemptions	(18,938)	(11,921)
Dividends paid ⁵	(4,481)	(4,585)
On market purchase of treasury shares	(112)	(114)
Share buy-back	(1,120)	(1,880)
Net cash (used in)/provided by financing activities	(4,201)	3,462
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(6,264)	13,437
Cash and cash equivalents at beginning of year	80,227	63,399
Effects of exchange rate changes on cash and cash equivalents	3,986	3,391
Cash and cash equivalents at end of year	77,949	80,227

¹ As a result of restatements impacting prior period balance sheet items, certain items in the Cash Flow Statement have been restated accordingly. Refer Note 31 for further information.

² Net cash provided by operating activities includes income taxes paid of \$1,875 million (2018: \$2,648 million).

³ On adoption of AASB 9 on 1 October 2018, the classification and measurement of financial assets were revised. Available-for-sale classification used in comparative periods ceases to exist under AASB 9 and a new classification of investment securities was introduced. Refer Note 1 and 31 for further details.

⁴ Non-cash changes in debt issuances includes fair value hedging losses of \$2,106 million (2018: \$1,168 million gain) and foreign exchange losses of \$3,290 million (2018: foreign exchange losses \$4,487 million).

⁵ Cash outflow for shares purchased to satisfy the dividend reinvestment plan are classified in Dividends paid.

The notes appearing on pages 8 to 86 form an integral part of the financial statements.

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

	Ordinary share capital \$m	Reserves \$m	Retained earnings \$m	Total shareholders' equity \$m
As at 1 October 2017	29,416	36	22,396	51,848
Impact on transition to AASB 15	-	-	22	22
Profit for the year	-	-	8,524	8,524
Other comprehensive income for the year	-	(95)	21	(74)
Total comprehensive income for the year	-	(95)	8,545	8,450
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:				
Dividends paid	-	-	(4,585)	(4,585)
Group share buy-back ¹	(1,880)	-	-	(1,880)
Other equity movements:				
Group employee share acquisition scheme	(3)	-	-	(3)
Other items	-	3	21	24
As at 30 September 2018	27,533	(56)	26,399	53,876
Impact on transition to AASB 9	-	5	(483)	(478)
Profit for the year	-	-	4,447	4,447
Other comprehensive income for the year	-	894	72	966
Total comprehensive income for the year	-	894	4,519	5,413
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:				
Dividends paid ²	-	-	(4,481)	(4,481)
Group share buy-back ¹	(1,120)	-	-	(1,120)
Other equity movements:				
Group employee share acquisition scheme	-	-	-	-
Other items	-	(3)	7	4
As at 30 September 2019	26,413	840	25,961	53,214

¹ The Company has completed a \$1.0 billion on-market share buy-back of ANZ ordinary shares purchasing \$1,120 million worth of shares in 2019 (2018: \$1,880 million) resulting in 42.0 million shares being cancelled in 2019 (2018: 66.7 million).

² No new shares were issued under the Dividend Reinvestment Plan (DRP) for the 2019 interim dividend (nil shares for the 2018 final dividend; nil shares for the 2018 interim dividend) as the shares were purchased on market and provided directly to the shareholders participating in the DRP. On-market share purchases for the DRP in the September 2019 full year were \$432 million (Sep 18 full year: \$392 million).

The notes appearing on pages 8 to 86 form an integral part of the financial statements.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS

These are the financial statements for Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company or ANZ) for the year ended 30 September 2019. The Company is incorporated and domiciled in Australia. The address of the Company's registered office and its principal place of business is ANZ Centre, 633 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008.

On 30 October 2019, the Directors resolved to authorise the issue of these financial statements.

Information in the financial statements is included only to the extent we consider it material and relevant to the understanding of the financial statements. A disclosure is considered material and relevant if, for example:

- the amount is significant in size (quantitative factor);
- the information is significant by nature (qualitative factor);
- the user cannot understand the Company's results without the specific disclosure (qualitative factor);
- the information is critical to a user's understanding of the impact of significant changes in the Company's business during the period, for example: business acquisitions or disposals (qualitative factor); or
- the information relates to an aspect of the Company's operations that is important to its future performance (qualitative factor) and;
- the information is required under legislative requirements of the *Corporations Act 2001*, the *Banking Act 1959 (Cth)* or by the Company's principal regulators, including the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) and the Australian Prudential Regulation Authority (APRA).

This section of the financial statements:

- outlines the basis upon which the Company's financial statements have been prepared; and
- discusses any new accounting standards or regulations that directly impact the financial statements.

BASIS OF PREPARATION

This financial report is a general purpose (Tier 1) financial report (as defined under the Corporations law) prepared by a 'for profit' entity, in accordance with Australian Accounting Standards (AASs) and other authoritative pronouncements of the Australian Accounting Standards Board (AASB) the *Corporations Act 2001*, and the International Financial Reporting Standards (IFRS) and interpretations published by the International Accounting Standards Board (IASB).

The Company is a reporting entity under the *Corporations Act 2001*, and is not exempt from preparing consolidated financial statements. The financial statements for the Company have been prepared for the purpose of the Company fulfilling its financial reporting obligations under part 7.8 of the *Corporations Act 2001*, as required for Australian Financial Services Licensees.

The Company is the ultimate parent entity of the ANZ Group. The Company consists of the following operations undertaken in Australia and in its overseas branches:

- Retail and Commercial operations,
- Institutional operations, and
- Technology Services & Operations and Group Centre operations

The consolidated financial statements of the Group can be found as part of the 2019 Annual Report at <https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review> and copies are available from the Company's registered office and principal place of business.

We present these financial statements in Australian dollars, which is the Company's functional and presentation currency. We have rounded values to the nearest million dollars (\$m), unless otherwise stated, as allowed under the *Australian Securities and Investments Commission (ASIC) Corporations (Rounding in Financial/Directors Report) Instrument 2016/191*.

BASIS OF MEASUREMENT

We have prepared the financial information in accordance with the historical cost basis - except the following assets and liabilities which we have stated at their fair value:

- derivative financial instruments and in the case of fair value hedging, a fair value adjustment is made on the underlying hedging exposure;
- financial instruments held for trading;
- financial assets and liabilities designated at fair value through profit and loss;
- available-for-sale financial assets (prior to 1 October 2018); and
- financial assets at fair value through other comprehensive income (applicable from 1 October 2018);

In accordance with AASB 119 *Employee Benefits* defined benefit obligations are measured using the Projected Unit Credit Method.

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

FOREIGN CURRENCY TRANSLATION

TRANSACTIONS AND BALANCES

Foreign currency transactions are translated into the relevant functional currency at the exchange rate prevailing at the date of the transaction. At the reporting date, monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Australian dollars, being the functional currency, at the relevant spot rate. Any foreign currency translation gains or losses are included in profit or loss in the period they arise.

We measure translation differences on non-monetary items at fair value through profit or loss and report them as part of the fair value gain or loss on these items. We include any translation differences on non-monetary items classified as investment securities measured at fair value through other comprehensive income (applicable from 1 October 2018) and non-monetary items classified as available-for-sale financial assets in the available-for-sale revaluation reserve in equity (applicable prior to 1 October 2018).



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

When applying accounting policies, management has made a number of judgements and applied estimates and assumptions about past and future events. Further information on the key judgements and estimates that we consider material to the financial statements are contained within the relevant notes to the financial statements.

ACCOUNTING STANDARDS ADOPTED IN THE PERIOD

AASB 9 FINANCIAL INSTRUMENTS (AASB 9)

The Company has applied AASB 9 effective from 1 October 2018 (with the exception of the 'own credit' requirements relating to financial liabilities designated as measured at fair value, which were early adopted by the Company effective from 1 October 2013). In addition, the Company chose to early adopt AASB 2017-6 Amendments to Australian Accounting Standards – Prepayment Features with Negative Compensation (AASB 2017-6) effective from 1 October 2018. AASB 9 provides an accounting policy choice, which the Company has taken in the current period, to continue to apply the AASB 139 hedge accounting requirements until the International Accounting Standards Board's ongoing project on macro hedge accounting is completed.

AASB 9 and AASB 2017-6 stipulate new requirements for the impairment of financial assets, classification and measurement of financial assets and financial liabilities and general hedge accounting. Details of the key requirements are outlined within the Financial Assets and Financial Liabilities sections in following notes, and a reconciliation of the transitional impact of adopting the standard at 1 October 2018 is set out in Note 31.

AASB 15 REVENUE FROM CONTRACTS WITH CUSTOMERS (AASB 15)

The Company adopted AASB 15 from 1 October 2018 which resulted in changes in accounting policies. The standard requires identification of distinct performance obligations within a contract, and allocation of the transaction price of the contract to those performance obligations. Revenue is then recognised as each performance obligation is satisfied. The standard also provides guidance on whether an entity is acting as a principal or an agent which impacts the presentation of revenue on a gross or net basis. In accordance with the transitional provisions of AASB 15, the Company has adopted the full retrospective transition approach. Under this approach, the cumulative effect of initially applying the standard has been recognised as an adjustment to opening retained earnings as at 1 October 2017 and comparative information for the 2018 reporting period has been restated.

The adoption of AASB 15 resulted in the following changes in accounting policy:

- Recognition of trail commission revenue: trail commission revenue previously recognised over time is now recognised at the time the Company initially distributes the underlying product to the customer where it is highly probable the revenue will not need to be reversed in future periods.

This policy change resulted in an increase to the opening balances of Other assets \$32 million, Deferred tax liabilities \$10 million and Retained earnings \$22 million as at 1 October 2017 to recognise revenue that qualifies for upfront recognition under AASB 15 but was not previously recognised under AASB 118 Revenue (AASB 118). The change did not impact net profit or earnings per share in the comparative periods.

- Presentation: Certain credit card loyalty costs and other costs will be presented as operating expenses where the Company has assessed that it is acting as principal (rather than an agent). Previously these costs were presented as a reduction of other operating income. In addition, certain incentives received from card scheme providers related to card marketing activities will be presented as operating income where the Company has assessed that it is acting as principal (rather than an agent). Previously these incentives were presented as a reduction of operating expenses.

The presentation of these costs under AASB 15 increased other operating income and operating expenses by \$146 million in 2018. The changes did not impact net profit or earnings per share in the comparative periods.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

ACCOUNTING STANDARDS NOT EARLY ADOPTED

A number of new standards, amendments to standards and interpretations have been published but are not mandatory for the financial statements for the year ended 30 September 2019, and have not been applied by the Company in preparing these financial statements. Further details of these are set out below.

GENERAL HEDGE ACCOUNTING

AASB 9 introduces new hedge accounting requirements which more closely align accounting with risk management activities undertaken when hedging financial and non-financial risks.

AASB 9 provides the Company with an accounting policy choice to continue to apply the AASB 139 hedge accounting requirements until the International Accounting Standards Board's ongoing project on macro hedge accounting is completed. The Company currently applies the hedge accounting requirements of AASB 139.

AASB 16 LEASES (AASB 16)

AASB 16 is effective for the Company from 1 October 2019 and replaces the previous standard AASB 117 *Leases* (AASB 117). AASB 16 primarily impacts the Company's property and technology leases which were previously classified as operating leases. Under AASB 117, operating leases were not recognised on balance sheet and rent payments were expensed over the lease term.

Under AASB 16, lessees must recognise all leases (except for lease of low value assets and short term leases) on balance sheet under a single accounting model. Accordingly, the Company will recognise its right to use an underlying leased asset over the lease term as a right-of-use (ROU) asset, and its obligation to make lease payments as a lease liability. In the income statement, the Company will recognise depreciation expense on the ROU asset and interest expense on the lease liability. As a result, lease expenses will be higher in the early periods of a lease and lower in the later periods of the lease compared to the previous standard where expenses were constant over the lease term. Cumulative expenses over the life of a lease will not change.

The Company will apply the modified retrospective transition approach whereby initial lease liabilities are recognised based on the present value of remaining lease payments as of the transition date. The initial ROU asset recognised for certain large commercial and retail leases will be measured as if AASB 16 had always been applied to the leases. For all other leases, the initial ROU asset will be measured as equal to the initial lease liability. Based on this transition approach, the Company expects to recognise an increase in liabilities of \$2.2 billion and an increase in assets of \$2.1 billion. This is expected to result in a reduction to opening retained earnings of \$66 million and an increase in deferred tax assets of \$37 million as of 1 October 2019. Comparative information from prior periods will not be restated.

The implementation of AASB 16 requires management to make certain key judgements including the determination of lease terms, discount rates and identifying arrangements that contain a lease. These estimates may be refined as the Company finalises its implementation of the standard in the first half of the 2020 financial year.

AASB 17 INSURANCE CONTRACTS (AASB 17)

The final version of AASB 17 was issued in July 2017 and is not effective for the Company until 1 October 2021. It will replace AASB 4 *Insurance Contracts*, AASB 1023 *General Insurance Contracts* and AASB 1038 *Life Insurance Contracts*. AASB 17 establishes principles for the recognition, measurement, presentation and disclosure of insurance contracts.

The measurement, presentation and disclosure requirements under AASB 17 are significantly different from current accounting standards. Although the overall profit recognised in respect of insurance contracts will not change, it is expected that the timing of profit recognition will change.

The impact of AASB 17 is not expected to have a material impact on the Company.

AASB INTERPRETATION 23 UNCERTAINTY OVER INCOME TAX TREATMENTS (INTERPRETATION 23)

In July 2017 the AASB issued Interpretation 23 *Uncertainty over Income Tax Treatments*. The Interpretation clarifies application of recognition and measurement requirements in IAS 12 *Income Taxes* when there is uncertainty over income tax treatments.

Interpretation 23 will apply to the Company from 1 October 2019, and is not expected to have a material impact on the Company.

REVISED CONCEPTUAL FRAMEWORK

In June 2019 the AASB issued a revised Conceptual Framework for Financial Reporting. The new Framework includes updated definitions and criteria for the recognition and derecognition of assets and liabilities. Additionally it introduces new concepts on measurement, including factors to consider when selecting a measurement basis. The revised Conceptual Framework will apply to the Company from 1 October 2020 and is not expected to have a material impact on the Company.

1. ABOUT THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

ACCOUNTING STANDARDS NOT EARLY ADOPTED (continued)

INTEREST RATE BENCHMARK REFORM

Interbank offered rates (IBORs), such as LIBOR, are a key reference rate for derivatives, loans and securities for global financial markets. In response to concerns about the transparency and liquidity of IBOR rates, regulators in a number of jurisdictions across the globe are well advanced in developing benchmark rates to phase out and replace IBORs, these projects are collectively known as 'IBOR Reform'. The International Accounting Standards Board (IASB) is also considering the financial reporting implications of IBOR reform which is expected to impact elements of financial instrument accounting, including hedge accounting, loan modifications, fair value methodologies and disclosures.

The IASB project is split into two phases: Phase 1 deals with pre-replacement issues (issues affecting financial reporting in the period before the replacement of IBORs); and Phase 2 deals with replacement issues (issues affecting financial reporting when existing IBORs are replaced).

In September 2019, the IASB issued a final standard, Interest Rate Benchmark Reform—Amendments to IFRS 9, IAS 39 and IFRS 7 which focuses on 'pre-rate replacement issues' and provides exceptions to specific hedge accounting requirements under IAS 39 and IFRS 9 so that entities will be able to apply those hedge accounting requirements under an assumption that the interest rate benchmark is not altered as a result of the interest rate benchmark reform. In October 2019, AASB adopted these amendments in AASB 2019-3 Amendments to Australian Accounting Standards – Interest Rate Benchmark Reform.

Although the Company anticipates the new standard, once adopted, will provide certain relief in relation to hedge accounting requirements, for 30 September 2019 reporting purposes, it has considered the existing portfolio of hedge accounted relationships in light of:

- the significant uncertainty surrounding the method and timing of transition away from IBORs; and
- ongoing application and reliance in capital markets on IBORs for financial instrument pricing.

As result of the above factors, the Company has concluded that continuation of hedge accounting relationships for potentially impacted hedge relationship remains appropriate.

The Company is considering the new standard which is effective on 1 October 2020 but may be adopted earlier.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. OPERATING INCOME

	2019 \$m	2018 \$m ¹
Net interest income		
Interest income by type of financial asset		
Financial assets designated at fair value through other comprehensive income		
Investment securities/Available-for-sale assets	1,329	1,232
Financial assets at amortised cost	22,349	21,520
Trading securities	627	881
Interest income - external	24,305	23,633
Interest income - controlled entities	3,294	3,387
Interest income	27,599	27,020
Interest expense by type of financial liability		
Financial liabilities at amortised cost	(13,191)	(12,148)
Securities sold short	(104)	(239)
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	(81)	(69)
Interest expense - external	(13,376)	(12,456)
Interest expense - controlled entities	(3,713)	(3,763)
Interest expense	(17,089)	(16,219)
Major bank levy	(363)	(355)
Net interest income	10,147	10,446
Other operating income		
i) Fee and commission income		
Lending fees	546	597
Non-lending fees	2,241	2,189
Commissions	76	57
Funds management income	25	(80)
Fee and commission income - external	2,888	2,763
Fee and commission income - controlled entities	905	1,279
Fee and commission income	3,793	4,042
Fee and commission expense	(999)	(904)
Net fee and commission income	2,794	3,138
ii) Other income		
Net foreign exchange earnings and other financial instruments income ²	896	1,178
Dividends received from controlled entities ³	873	4,773
Gain/(Loss) on divestments	69	246
Write down of investment in Wealth Australia (AWA) ⁴	-	(597)
Write down of ANZ Share Investing	(147)	-
Dividend income on equity securities	28	28
Other	40	(1)
Other income ⁵	1,759	5,627
Other operating income	4,553	8,765
Net income from insurance business	7	18
Share of associates' (loss) / profit	(1)	(1)
Operating income⁶	14,706	19,228

¹ On adoption of AASB 15, the Company reclassified certain items previously netted which are now presented gross in operating income and operating expenses. Comparative information has been restated accordingly which increased total operating income by \$146 million.

² Includes fair value movements (excluding realised and accrued interest) on derivatives not designated as accounting hedges entered into to manage interest rate and foreign exchange risk on funding instruments, ineffective portions of cash flow hedges, and fair value movements in financial assets and liabilities designated at fair value through profit and loss.

³ During 2018 the Company received a dividend of \$582 million from AWA and wrote the investment in AWA down. The impact has been presented net in the income statements.

⁴ Total other income includes external dividend income from Bank of Targu of \$27 million (2018: \$27 million).

⁵ Includes customer remediation of \$226 million for 2019 (2018: \$310 million).

2. OPERATING INCOME (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

NET INTEREST INCOME

Interest Income and Expense

We recognise interest income and expense for all financial instruments, including those classified as held for trading, assets measured at fair value through other comprehensive income (applicable from 1 October 2018), available-for-sale assets (applicable prior to 1 October 2018) or designated at fair value, through profit or loss in net interest income. For assets held at amortised cost, the Company uses the effective interest rate method to calculate amortised cost. The effective interest rate is the rate that discounts the stream of estimated future cash receipts or payments over the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter period, to the net carrying amount of the financial asset or liability. For assets subject to prepayment, we determine their expected life on the basis of historical behaviour of the particular asset portfolio - taking into account contractual obligations and prepayment experience.

We recognise fees and costs, which form an integral part of the financial instrument (for example loan origination fees and costs), using the effective interest method. This is presented as part of interest income or expense depending on whether the underlying financial instrument is a financial asset or financial liability.

Major Bank Levy

The *Major Bank Levy Act 2017* ('Levy' or 'Major bank levy') applies a rate of 0.06% to certain liabilities of the Company. The Company has determined that the levy represents a finance cost for the Company and \$363 million (2018: \$355 million) is presented in interest expense in the income Statement.

OTHER OPERATING INCOME

Fee and Commission Revenue

We recognise fee and commission revenue arising from contracts with customers: (a) over time when the performance obligation is satisfied across more than one reporting period or (b) at a point in time when the performance obligation is satisfied immediately or is satisfied within one reporting period.

- **Lending fees** exclude fees treated as part of the effective yield calculation of interest income. Lending fees include certain guarantee and commitment fees where the loan or guarantee is not likely to be drawn upon and other fees charged for providing customers a distinct good or service that are recognised separately from the underlying lending product (including annual package fees that provide benefits on other ANZ products).
- **Non lending fees** includes fees associated with deposit and credit card accounts, interchange fees and fees charged for specific customer transactions such as international money transfers. Where the Company provides multiple goods or services to a customer under the same contract, the Company allocates the transaction price of the contract to those performance obligations based on the relative stand-alone selling price of each performance obligation. Revenue is recognised as each performance obligation is satisfied.
- **Commissions** represent fees from third parties where ANZ acts as an agent by arranging a third party (e.g. an insurance provider) to provide goods and services to a customer. In such cases, ANZ is not primarily responsible for providing the underlying good or service to the customer. If the Company collects funds on behalf of a third party when acting as an agent, the Company only recognises the net commission it retains as revenue. When the commission is variable based on factors outside the control of the Company (e.g. a trail commission), revenue is only recognised if it is highly probable that a significant reversal of the variable amount will not be required in future periods.
- **Funds management income** represent fees earned from customers for providing financial advice and fees for asset management services and advice provided to investment funds. Revenue is recognised either at the point the financial advice is provided or over the period in which the asset management services are delivered. Performance fees associated with funds management activities are only recognised when it becomes highly probable the performance hurdle will be achieved.

Net Foreign Exchange Earnings and Other Financial Instruments Income

We recognise the following as net foreign exchange earnings and other financial instruments income:

- exchange rate differences arising on the settlement of monetary items and translation differences on monetary items translated at rates different to those at which they were initially recognised or included in a previous financial report;
- fair value movements (excluding realised and accrued interest) on derivatives that we use to manage interest rate and foreign exchange risk on funding instruments not designated as accounting hedges;

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. OPERATING INCOME (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

- the ineffective portions of fair value hedges, cash flow hedges and net investment hedges;
- immediately upon sale or repayment of a hedged item, the unamortised fair value adjustments in items designated as fair value hedges and amounts accumulated in equity related to designated cash flow hedges;
- fair value movements on financial assets and financial liabilities designated at fair value through profit or loss or held for trading;
- amounts released from the Available For Sale (AFS) revaluation reserve (applicable prior to 1 October 2018) when an available-for-sale asset is sold;
- amounts released from the FVOCI reserve (applicable from 1 October 2018) when a debt instrument classified as measured at FVOCI is sold;
- the gain or loss on derecognition of financial assets or liabilities measured at amortised cost.

Dividends Received from Controlled Entities

Dividends are recognised as revenue when the right to receive payment is established.

Gain or Loss on Disposal of Non-Financial Assets

The gain or loss on the disposal of assets is the difference between the carrying value of the asset and the proceeds of disposal net of costs. This is recognised in other income in the year in which the significant risks and rewards transfer to the buyer.

SHARE OF ASSOCIATES' PROFIT

The equity method is applied to accounting for associates. Under the equity method the Company's share of the after tax results of associates is included in the Income Statement and the Statement of Comprehensive Income.

NET INCOME FROM INSURANCE BUSINESS

We recognise:

- premiums received (net of reinsurance premiums paid) are recognised based on an assessment of the likely pattern in which risk will emerge over the term of the policies written. This assessment is undertaken periodically and updated in accordance with the latest pattern of risk emergence; and
- claims incurred are recognised net of reinsurance, on an accruals basis once the liability to the policy owner has been established under the terms of the contract and through actuarial assumptions of future claims.

3. OPERATING EXPENSES

	2019 \$m	2018 \$m ¹
Personnel		
Salaries and related costs ²	3,141	3,233
Superannuation costs	252	258
Other ³	161	163
Personnel	3,554	3,654
Premises		
Rent	383	395
Other	268	264
Premises	651	659
Technology (excluding personnel)		
Depreciation and amortisation ³	639	922
Licences and outsourced services	477	457
Other	185	204
Technology (excluding personnel)	1,301	1,583
Restructuring	56	210
Other		
Advertising and public relations	188	160
Professional fees ³	482	497
Freight, stationery, postage and communication	173	179
Royal Commission legal costs	15	55
Other ³	1,364	1,270
Other expenses	2,222	2,161
Operating expenses²	7,784	8,267

¹ On adoption of AASB 15, the Company reclassified certain items previously netted which are now presented gross in operating income and operating expenses. Comparative information has been restated accordingly which increased total operating expense by \$146 million for 2018.

² Includes customer remediation expenses of \$380 million for 2019 (2018: \$255 million).

³ 2018 includes an accelerated amortisation expense of \$240 million.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

OPERATING EXPENSES

Operating expenses are recognised as services are provided to the Company over the period in which an asset is consumed or once a liability is created.

SALARIES AND RELATED COSTS - ANNUAL LEAVE, LONG SERVICE LEAVE AND OTHER EMPLOYEE BENEFITS

Wages and salaries, annual leave, and other employee entitlements expected to be paid or settled within twelve months of employees rendering service are measured at their nominal amounts using remuneration rates that the Company expects to pay when the liabilities are settled.

We accrue employee entitlements relating to long service leave using an actuarial calculation. It includes assumptions regarding staff departures, leave utilisation and future salary increases. The result is then discounted using market yields at the reporting date. The market yields are determined from a blended rate of high quality corporate bonds with terms to maturity that closely match the estimated future cash outflows.

If we expect to pay short term cash bonuses, then a liability is recognised when the Company has a present legal or constructive obligation to pay this amount (as a result of past service provided by the employee) and the obligation can be reliably measured.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. OPERATING EXPENSES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Personnel expenses also include share-based payments which may be cash or equity settled. We calculate the fair value of equity settled remuneration at grant date, which is then amortised over the vesting period, with a corresponding increase in share capital or the share option reserve as applicable. When we estimate the fair value, we take into account market vesting conditions, such as share price performance conditions. We take non-market vesting conditions, such as service conditions, into account by adjusting the number of equity instruments included in the expense.

After the grant of an equity-based award, the amount we recognise as an expense is reversed when non-market vesting conditions are not met, for example an employee fails to satisfy the minimum service period specified in the award on resignation, termination or notice of dismissal for serious misconduct. However, we do not reverse the expense if the award does not vest due to the failure to meet a market-based performance condition.

Further information on share-based payment schemes operated by the Company during the current and prior year is included in Note 27 Employee Share and Option Plans.

4. INCOME TAX

INCOME TAX EXPENSE

Reconciliation of the prima facie income tax expense on pre-tax profit with the income tax expense recognised in profit or loss:

	2019 \$m	2018 \$m
Profit before income tax	6,208	10,332
Prima facie income tax expense at 30%	1,862	3,100
Tax effect of permanent differences:		
Sale of Shanghai Rural Commercial Bank (SRCB)	-	(84)
Tax provisions no longer required	(8)	(39)
Non deductible interest on debt instruments	81	67
Overseas tax rate differential	(40)	(6)
Rebatable and non-assessable dividends	(262)	(1,606)
Provision for foreign tax on dividend repatriation	34	28
Wealth Australia divestment adjustments	74	354
Other	39	13
Subtotal	1,780	1,827
Income tax over provided in previous years	(19)	(19)
Income tax expense	1,761	1,808
Current tax expense	1,901	2,037
Adjustments recognised in the current year in relation to the current tax of prior years	(19)	(19)
Deferred tax expense/(income) relating to the origination and reversal of temporary differences	(121)	(210)
Income tax expense	1,761	1,808
Australia	1,583	1,695
Overseas	178	113
Income tax expense	1,761	1,808
Effective tax rate	28.4%	17.5%

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. INCOME TAX (continued)

TAX CONSOLIDATION

The Company and all its wholly owned Australian resident entities are part of a tax-consolidated group under Australian taxation law. The Company is the head entity in the tax-consolidated group. We recognise each of the following in the separate financial statements of members of the tax-consolidated group on a 'group allocation' basis: tax expense/income, and deferred tax liabilities/assets, that arise from temporary differences of the members of the tax-consolidated group. The Company (as head entity in the tax-consolidated group) recognises current tax liabilities and assets of the tax-consolidated group.

Under a tax funding arrangement between the entities in the tax consolidated group, amounts are recognised as payable to or receivable by the Company and each member of the tax-consolidated group in relation to the tax contribution amounts paid or payable between the Company and the other members of the tax-consolidated group.

Members of the tax-consolidated group have also entered into a tax sharing agreement that provides for the allocation of income tax liabilities between the entities were the head entity to default on its income tax payment obligations.

UNRECOGNISED DEFERRED TAX ASSETS AND LIABILITIES

Unrecognised deferred tax assets related to unused realised tax losses (on revenue account) total \$6 million (2018: \$nil). Unrecognised deferred tax liabilities related to additional potential foreign tax costs (assuming all retained earnings in offshore branches are repatriated) total \$13 million (2018: \$10 million).



RECOGNITION AND MEASUREMENT

INCOME TAX EXPENSE

Income tax expense comprises both current and deferred taxes and is based on the accounting profit adjusted for differences in the accounting and tax treatments of income and expenses (that is, taxable income). We recognise tax expense in profit or loss except to the extent to which it relates to items recognised directly in equity and other comprehensive income, in which case we recognise it directly in equity or other comprehensive income respectively.

CURRENT TAX EXPENSE

Current tax is the tax we expect to pay on taxable income for the year, based on tax rates (and tax laws) which are enacted at the reporting date. We recognise current tax as a liability (or asset) to the extent that it is unpaid (or refundable).

DEFERRED TAX ASSETS AND LIABILITIES

We account for deferred tax using the balance sheet method. Deferred tax arises because accounting income is not always the same as the taxable income. This creates temporary differences, which usually reverse over time. Until they reverse, we recognise a deferred tax asset, or liability, on the balance sheet. We measure deferred taxes at the tax rates that we expect will apply to the period(s) when the asset is realised, or the liability settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantially enacted at the reporting date.

We offset current and deferred tax assets and liabilities only to the extent that:

- they relate to income taxes imposed by the same taxation authority;
- there is a legal right and intention to settle on a net basis; and
- it is allowed under the tax law of the relevant jurisdiction.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required in determining provisions held in respect of uncertain tax positions. The Company estimates its tax liabilities based on its understanding of the relevant law in each of the countries in which it operates and seeks independent advice where appropriate.

5. DIVIDENDS

ORDINARY SHARE DIVIDENDS

Dividends are provided for in the financial statements once determined, accordingly, the final dividend announced for the current financial year is provided for and paid in the following financial year.

Dividends	% of total	Amount per share	Total dividend \$m
Financial Year 2018			
2017 final dividend paid		80 cents	2,350
2018 interim dividend paid		80 cents	2,317
Bonus option plan adjustment			(82)
Dividends paid during the year ended 30 September 2018			4,585
Cash	91.5%		4,193
Dividend reinvestment plan	8.5%		392
Dividends paid during the year ended 30 September 2018			4,585
Financial Year 2019			
2018 final dividend paid		80 cents	2,295
2019 interim dividend paid		80 cents	2,267
Bonus option plan adjustment			(81)
Dividends paid during the year ended 30 September 2019			4,481
Cash	90.4%		4,049
Dividend reinvestment plan	9.6%		432
Dividends paid during the year ended 30 September 2019			4,481
Dividends announced and to be paid after year-end	Payment date	Amount per share	Total dividend \$m
2019 final dividend (partially franked at 70% for Australian tax, New Zealand Imputation credit NZD 9 cents per share)	18 December 2019	80 cents	2,268

DIVIDEND REINVESTMENT PLAN AND BONUS OPTION PLAN

Eligible shareholders can elect to reinvest their dividend entitlement into ANZ ordinary shares under the Company's Dividend Reinvestment Plan (DRP). Eligible shareholders can elect to forgo their dividend entitlement and instead receive ANZ ordinary shares under the Company's Bonus Option Plan (BOP). For the 2019 final dividend, DRP participation will be satisfied by an on-market purchase of shares and BOP participation will be satisfied by an issue of ANZ ordinary shares. There will be no discount applied to the DRP and BOP price.

See Note 21 Shareholders' Equity for details of shares the Company issued or purchased in respect of the DRP and BOP.

DIVIDEND FRANKING ACCOUNT

	Currency	2019 \$m	2018 \$m
Australian franking credits available at 30% tax rate	AUD	35	97
New Zealand imputation credits available (which can be attached to our Australian dividends but may only be used by New Zealand resident shareholders)	NZD	4,068	3,868

The above amounts represent the balances of the franking accounts as at the end of the financial year, adjusted for:

- franking credits that will arise from the payment of income tax payable as at the end of the financial year; and
- franking credits/debits from the receipt/payment of dividends that have been recognised as tax receivables/payables as at the end of the financial year.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

5. DIVIDENDS (continued)

The proposed final 2019 dividend will utilise the entire balance of \$35 million franking credits available at 30 September 2019. Instalment tax payments on account of the 2020 financial year which will be made after 30 September 2019 will generate sufficient franking credits to enable the final 2019 dividend to be fully franked. The extent to which future dividends will be franked will depend on a number of factors, including the level of profits generated by the Company that will be subject to tax in Australia.

RESTRICTIONS ON THE PAYMENT OF DIVIDENDS

APRA's written approval is required before paying dividends on ANZ ordinary shares:

- if the aggregate dividends exceed the Company's after tax earnings (in calculating those after tax earnings, we take into account any payments we made on senior capital instruments) in the financial year to which they relate; or
- if the Group's Common Equity Tier 1 capital ratio falls within capital range buffers specified by APRA.

If the Company fails to pay a dividend or distribution on its ANZ Capital Notes or ANZ Capital Securities on the scheduled payment date, it may (subject to a number of exceptions) be restricted from resolving to pay or paying any dividend on the ANZ ordinary shares.

6. SEGMENT REPORTING

No operating segment disclosures have been presented in these Company financial statements. Disaggregated information for the Company's segments is not information which is regularly provided to the Chief Executive Officer, who is the Chief Operating Decision Maker (CODM) of the Company.

Full details of the operating segments of the Group are provided in Note 7 Segment Reporting in the ANZ 2019 Group Annual Report located at <https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>.

FINANCIAL ASSETS

Outlined below is a description of how we classify and measure financial assets relevant to the subsequent note disclosures.



CLASSIFICATION AND MEASUREMENT

Financial assets - general

There are three measurement classifications for financial assets under AASB 9: amortised cost, fair value through profit or loss (FVTPL) and fair value through other comprehensive income (FVOCI). Financial assets are classified into these measurement classifications on the basis of two criteria:

- the business model within which the financial asset is managed; and
- the contractual cash flow characteristics of the financial asset (specifically whether the contractual cash flows represent solely payments of principal and interest).

The resultant financial asset classifications are as follows:

- Amortised cost: Financial assets with contractual cash flows that comprise solely payments of principal and interest only and which are held in a business model whose objective is to collect their cash flows;
- FVOCI: Financial assets with contractual cash flows that comprise solely payments of principal and interest only and which are held in a business model whose objective is to collect their cash flows or to sell the assets; and
- FVTPL: Any other financial assets not falling into the categories above are measured at FVTPL.

Fair Value Option for Financial Assets

A financial asset may be irrevocably designated FVTPL on initial recognition when the designation eliminates or significantly reduces an accounting mismatch that would otherwise arise.

7. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2019 \$m	2018 \$m
Coins, notes and cash at bank	934	912
Securities purchased under agreements to resell in less than 3 months	24,939	27,631
Balances with central banks	24,218	32,009
Settlement balances owed to ANZ within 3 months	27,858	19,675
Cash and cash equivalents	77,949	80,227

8. TRADING SECURITIES

	2019 \$m	2018 \$m
Government securities	22,993	21,545
Corporate and financial institution securities	4,995	4,302
Equity and other securities	6,229	3,672
Trading securities	34,217	29,519



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Trading securities are financial instruments we either:

- acquire principally for the purpose of selling in the short-term; or
- hold as part of a portfolio we manage for short-term profit making.

We recognise purchases and sales of trading securities on trade date:

- initially, we measure them at fair value through the profit and loss; and
- subsequently, we measure them in the balance sheet at their fair value with any revaluation recognised in the profit or loss.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when applying the valuation techniques used to measure the fair value of trading securities not valued using quoted market prices. Refer to Note 16 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

Fair Value	Assets 2019 \$m	Liabilities 2019 \$m	Assets 2018 \$m	Liabilities 2018 \$m
Derivative financial instruments - held for trading	113,369	(114,413)	62,813	(63,177)
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships	3,175	(2,927)	1,635	(2,461)
Derivative financial instruments	116,544	(117,340)	64,448	(65,638)

FEATURES

Derivative financial instruments are contracts:

- whose value is derived from an underlying price index (or other variable) defined in the contract – sometimes the value is derived from more than one variable;
- that require little or no initial net investment; and
- that are settled at a future date.

Movements in the price of the underlying variables, which cause the value of the contract to fluctuate, are reflected in the fair value of the derivative.

PURPOSE

The Company's derivative financial instruments have been categorised as following:

Trading	Derivatives held in order to: • Meet customer needs for managing their own risks. • Manage risks in the Company that are not in a designated hedge accounting relationship (balance sheet management). • Undertake market making and positioning activities to generate profits from short-term fluctuations in prices or margins.
Designated in Hedging Relationships	Derivatives designated into hedge accounting relationships in order to minimise profit or loss volatility by matching movements to underlying positions relating to: • Hedges of the Company's exposures to interest rate risk and currency risk. • Hedges of other exposures relating to non-trading positions.

TYPES

The Company offers and uses four different types of derivative financial instruments:

Forwards	A contract documenting the rate of interest, or the currency exchange rate, to be paid or received on a notional principal obligation at a future date.
Futures	An exchange traded contract in which the parties agree to buy or sell an asset in the future for a price agreed on the transaction date, with a net settlement in cash paid on the future date without physical delivery of the asset.
Swaps	A contract in which two parties exchange a series of cash flows for another.
Options	A contract in which the buyer of the contract has the right – but not the obligation – to buy (known as a "call option") or to sell (known as a "put option") an asset or instrument at a set price on a future date. The seller has the corresponding obligation to fulfil the transaction to sell or buy the asset or instrument if the buyer exercises the option.

RISKS MANAGED

The Company offers and uses the instruments described above to manage fluctuations in the following market factors:

Foreign Exchange	Currencies at current or determined rates of exchange.
Interest Rate	Fixed or variable interest rates applying to money lent, deposited or borrowed.
Commodity	Soft commodities (that is, agricultural products such as wheat, coffee, cocoa and sugar) and hard commodities (that is, mined products such as gold, oil and gas).
Credit	Counterparty risk in the event of default.

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)**DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS - HELD FOR TRADING**

The majority of the Company's derivative financial instruments are held for trading. The fair value of derivative financial instruments held for trading are:

Fair Value	Assets 2019 \$m	Liabilities 2019 \$m	Assets 2018 \$m	Liabilities 2018 \$m
Interest rate contracts				
Forward rate agreements	80	(84)	6	(7)
Futures contracts	32	(99)	48	(31)
Swap agreements	82,258	(81,074)	32,873	(33,510)
Options purchased	1,451	-	780	-
Options sold	-	(2,317)	-	(1,408)
Total	83,821	(83,574)	33,707	(34,956)
Foreign exchange contracts				
Spot and forward contracts	13,723	(13,599)	14,057	(13,221)
Swap agreements	13,591	(15,151)	12,276	(11,609)
Options purchased	394	-	461	-
Options sold	-	(501)	-	(549)
Total	27,708	(29,251)	26,794	(25,479)
Commodity contracts	1,806	(1,555)	2,258	(2,684)
Credit default swaps				
Structured credit derivatives purchased	16	-	22	-
Other credit derivatives purchased	4	(10)	8	(29)
Credit derivatives purchased	20	(10)	30	(29)
Structured credit derivatives sold	-	(19)	-	(26)
Other credit derivatives sold	14	(4)	24	(3)
Credit derivatives sold	14	(23)	24	(29)
Total	34	(33)	54	(58)
Derivative financial instruments - held for trading	113,369	(114,413)	62,813	(63,177)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS - DESIGNATED IN HEDGING RELATIONSHIPS

There are three types of hedge accounting relationships the Company utilises:

	Fair value hedge	Cash flow hedge	Net investment hedge
Objective of this hedging arrangement	To hedge our exposure to changes to the fair value of a recognised asset or liability or unrecognised firm commitment caused by interest rate or foreign currency movements.	To hedge our exposure to variability in cash flows of a recognised asset or liability, a firm commitment or a highly probable forecast transaction caused by interest rate, foreign currency and other price movements.	To hedge our exposure to exchange rate differences arising from the translation of our foreign operations from their functional currency to Australian dollars.
Recognition of effective hedge portion	The following are recognised in profit or loss at the same time: - all changes in the fair value of the underlying item relating to the hedged risk; and - the change in the fair value of derivatives.	We recognise the effective portion of changes in the fair value of derivatives designated as a cash flow hedge in the cash flow hedge reserve.	We recognise the effective portion of changes in the fair value of the hedging instrument in the foreign currency translation reserve.
Recognition of ineffective hedge portion	Recognised immediately in Other operating income.		
If a hedging instrument expires, or is sold, terminated, or exercised; or no longer qualifies for hedge accounting	When we recognise the hedged item in profit or loss, we recognise the related unamortised fair value adjustment in profit or loss. This may occur over time if the hedged item is amortised to profit or loss as part of the effective yield over the period to maturity.	Only when we recognise the hedged item in profit or loss is the amount previously deferred in the cash flow hedge reserve transferred to profit or loss.	The amount we defer in the foreign currency translation reserve remains in equity and is transferred to profit or loss only when we dispose of, or partially dispose of, the foreign operation.
Hedged item sold or repaid	We recognise the unamortised fair value adjustment immediately in profit or loss.	Amounts accumulated in equity are transferred immediately to profit or loss.	The gain or loss, or applicable proportion, we recognise in equity is transferred to profit or loss on disposal or partial disposal of a foreign operation.

As outlined in Note 1, ANZ has continued to apply the AASB 139 hedge accounting requirements until the International Accounting Standards Board's ongoing project on macro hedge accounting is completed. However, new hedge disclosures are required for 2019 and onwards under AASB 7

Financial Instruments: Disclosures (AASB 7) which are presented below. The presentation of derivatives information for 2018 has not been amended.

The fair value of derivative financial instruments designated in hedging relationships are:

	Nominal amount \$m	Assets 2019 \$m	Liabilities 2019 \$m	Assets 2018 \$m	Liabilities 2018 \$m
Fair value hedges					
Foreign exchange swap agreements	21	1	-	1	-
Foreign exchange spot and forward contracts	581	-	(9)	1	-
Interest rate swap agreements	84,195	1,752	(2,479)	1,211	(2,251)
Interest rate futures contracts	3,139	-	(27)	47	(1)
Cash flow hedges					
Interest rate swap agreements	49,409	1,347	(311)	330	(148)
Foreign exchange swap agreements	2,934	75	(91)	44	(52)
Foreign exchange spot and forward contracts	159	-	(1)	1	-
Net investment hedges					
Foreign exchange spot and forward contracts	540	-	(9)	-	(9)
Derivative financial instruments - designated in hedging relationships	140,978	3,175	(2,927)	1,635	(2,461)

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

The maturity profile of the nominal amounts of our hedging instruments held at 30 September 2019 is:

			Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
Nominal Amount		Average rate					
Fair value hedges							
Interest rate	Interest Rate	1.97%	3,195	14,463	48,727	20,949	87,334
Foreign exchange	HKD/AUD FX Rate	5.38	602	-	-	-	602
Cash flow hedges							
Interest rate	Interest Rate	2.10%	596	7,429	39,630	1,754	49,409
Foreign exchange ¹	AUD/USD FX Rate	0.72	40	120	1,652	1,281	3,093
	USD/EUR FX Rate	0.91					
Net investment hedges							
Foreign exchange	TWD/AUD FX Rate	21.41	111	429	-	-	540

¹ Hedges of foreign exchange risk cover multiple currency pairs. The table reflects the larger currency pairs only.

The impact of ineffectiveness from our designated hedge relationships by type of hedge relationship and type of risk being hedged are:

	Change in value of hedging instrument \$m	Ineffectiveness Change in value of hedged item \$m	Hedge ineffectiveness recognised in profit and loss \$m	Amount reclassified from the cash flow hedge reserve or FCTR to profit and loss \$m
2019				
Fair value hedges¹				
Interest rate	158	(155)	3	-
Foreign exchange	(36)	36	-	-
Cash flow hedges¹				
Interest rate	850	(840)	10	1
Foreign exchange	20	(20)	-	2
Net investment hedges¹				
Foreign exchange	(35)	35	-	-

¹ All hedging instruments are held within Derivative Financial Instruments.

Hedge ineffectiveness recognised is classified within Other operating income. Reclassification adjustments to the Statement of Comprehensive Income are recognised within Net interest income.

Hedged items in relation to the Company's fair value hedges at 30 September 2019 are as follows:

	Balance sheet presentation	Hedged risk	Carrying amount		Accumulated fair value hedge adjustments on the hedged item	
			Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
Fixed rate loans and advances	Net loans and advances	Interest rate	1,242	-	12	-
Fixed rate debt issuance	Debt issuances	Interest rate	-	(49,928)	-	(1,412)
Fixed rate investment securities (FVOCI) ¹	Investment securities	Interest rate	41,362	-	1,662	-
Equity securities at FVOCI ¹	Investment securities	Foreign exchange	581	-	52	-
Total			43,185	(49,928)	1,726	(1,412)

¹ The carrying amount of debt and equity instruments at fair value through other comprehensive income does not include the fair value hedge adjustment as the hedge assets are measured at fair value. The accounting for the hedge relationship results in transfer of the hedge adjustment out of other comprehensive income into the Income Statement.

The cumulative amount of fair value hedge adjustments relating to ceased hedge relationships remaining on the Balance Sheet is \$5 million.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

Hedged Items in relation to the Company's cash flow and net investment hedges for 30 September 2019 are as follows:

		Cash flow hedge reserve		Foreign currency translation reserve	
		Continuing hedges	Discontinued hedges	Continuing hedges	Discontinued hedges
		\$m	\$m	\$m	\$m
Cash Flow hedges					
Floating rate loans and advances	Interest rate	1,252	33	-	-
Floating rate customer deposits	Interest rate	(274)	(24)	-	-
Foreign currency debt issuance	Foreign exchange	14	-	-	-
Foreign currency investment securities	Foreign exchange	6	-	-	-
Highly probable forecast transactions	Foreign exchange	3	-	-	-
Net investment hedges					
Foreign operations	Foreign exchange	-	-	36	(149)

The table below details the reconciliation of the cash flow hedge reserve by risk type:

	Interest Rate \$m	Foreign Currency \$m	Total \$m
Balance at 1 October 2018	106	-	106
Fair value gains	840	20	860
Transferred to income statement	1	2	3
Income taxes and others	(257)	(5)	(262)
Balance at 30 September 2019	690	17	707

Hedges from net investments in a foreign operation resulted in a \$35 million decrease in the foreign currency translation reserve during the year. There were no reclassifications from FCTR to the income statement during the year.

2018 Disclosure

The Impact recognised in profit or loss arising from derivative financial instruments designated in hedge accounting relationships, are as follows:

	Hedge accounting type	2018 \$m
Gain/(loss) recognised in other operating income		
Hedged item	Fair value	934
Hedging instrument	Fair value	(949)
Ineffective portion of hedged instrument	Cash flow	13

9. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Recognition	Initially and at each reporting date, we recognise all derivatives at fair value. If the fair value of a derivative is positive, then we carry it as an asset, but if its value is negative, then we carry it as a liability. Valuation adjustments are integral in determining the fair value of derivatives. This includes: • a credit valuation adjustment (CVA) to reflect the counterparty risk and/or event of default; and • a funding valuation adjustment (FVA) to account for funding costs and benefits in the derivatives portfolio.
Derecognition of assets and liabilities	We remove derivative assets from our balance sheet when the contracts expire or we have transferred substantially all the risks and rewards of ownership. We remove derivative liabilities from our balance sheet when the Company's contractual obligations are discharged, cancelled or expired.
Impact on the Income Statement	How we recognise gains or losses on derivative financial instruments depends on whether the derivative is held for trading or is designated into a hedging relationship. For derivative financial instruments held for trading, gains or losses from changes in the fair value are recognised in profit or loss. For an instrument designated into a hedging relationship the recognition of gains or losses depends on the nature of the item being hedged. Refer to the table on page 24 for profit or loss treatment depending on the hedge type. Sources of hedge ineffectiveness may arise from basis risk and differences in discounting between the hedged items and the hedging instruments. The hedging instruments are discounted using Overnight Index Swaps discount curves which are not applied to the hedged items.
Hedge effectiveness	To qualify for hedge accounting a hedge is expected to be highly effective. A hedge is highly effective only if the following conditions are met: • the hedge is expected to be highly effective in achieving offsetting changes in fair value or cash flows attributable to the hedged risk during the period for which the hedge is designated (prospective effectiveness); and • the actual results of the hedge are within the range of 80-125% (retrospective effectiveness). The Company monitors hedge effectiveness on a regular basis but at a minimum at least at each reporting date.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when we select the valuation techniques used to measure the fair value of derivatives, particularly the selection of valuation inputs that are not readily observable, and the application of valuation adjustments to certain derivatives. Refer to Note 16 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

10. INVESTMENT SECURITIES

	2019 \$m	2018 \$m
Investment securities measured at fair value through other comprehensive income		
- debt securities	67,400	-
- equity securities	1,168	-
Investment securities measured at amortised cost		
- debt securities ¹	4,787	-
Available-for-sale assets		
- debt securities	-	63,644
- equity securities	-	1,084
Total	73,355	64,728

¹ Includes allowance for expected credit losses of \$1 million.

	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity \$m	Total \$m
2019 investment securities						
Government securities	6,582	13,049	22,632	11,368	-	53,631
Corporate and financial institution securities	1,024	1,883	13,385	351	-	16,643
Other securities	-	-	183	1,730	-	1,913
Equity securities	-	-	-	-	1,168	1,168
Total	7,606	14,932	36,200	13,449	1,168	73,355

2018 Available-for-sale assets

	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity \$m	Total \$m
Government securities	5,725	6,729	24,455	11,569	-	48,478
Corporate and financial institution securities	850	2,221	10,364	-	-	13,435
Other securities	-	-	159	1,572	-	1,731
Equity securities	-	-	-	-	1,084	1,084
Total	6,575	8,950	34,978	13,141	1,084	64,728

During the year, the Company recognised a net gain (before tax) in Other operating income from the recycling of gains previously deferred in equity of \$26 million (2018: \$70 million) in respect of investment securities (applicable from 1 October 2018) and available-for-sale assets (prior to 1 October 2018).

The carrying value of equity securities classified as FVOCI/AFS equity securities is \$1,168 million (2018: \$1,084 million). This includes the Company's \$1,106 million (2018: \$1,025 million) investment in the Bank of Tianjin (BoT).

10. INVESTMENT SECURITIES (continuing)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Policy applicable from 1 October 2018

Investment securities are those financial assets in security form (i.e. transferable debt or equity instruments) that are not held for trading purposes. By way of exception, bills of exchange (a form of security/transferable instrument) which are used to facilitate the Bank's customer lending activities are classified as Loans and advances (rather than Investment Securities) to better reflect the substance of the arrangement.

Non-traded equity investments may be designated at FVOCI on an instrument by instrument basis. If this election is made, gains or losses are not reclassified from other comprehensive income to profit or loss on disposal of the investment. However, gains or losses may be reclassified within equity.

Assets disclosed as investment securities are subject to the general classification and measurement policy for Financial Assets outlined at the commencement of the Company's financial asset disclosures on page 20. Additionally, expected credit losses associated with "Investment securities - debt securities at amortised cost" and "Investment securities - debt securities at fair value through comprehensive income" are recognised and measured in accordance with the accounting policy outlined in Note 12. For "Investment securities - debt securities at fair value through other comprehensive income" the allowance for ECL is recognised in the FVOCI reserve in equity with a corresponding charge to profit or loss.

Policy applicable prior to 1 October 2018

Available for sale (AFS) assets comprise non-derivative financial assets which we designate as AFS since we do not hold them principally for trading purposes. They include both equity and debt securities. AFS assets are initially recognised at fair value plus transaction costs and are revalued at least bi-annually. On revaluation, we include movements in fair value within the available-for-sale revaluation reserve in equity, except for certain items which are recognised directly in profit or loss, being interest on debt securities, dividends received, foreign exchange on debt securities and impairment charges.

When we sell the asset, any cumulative gain or loss from the available-for-sale revaluation reserve is recognised in profit or loss.

At each reporting date, we assess whether any AFS assets are impaired. We assess the impairment of any debt securities if an event has occurred which will have a negative impact on the asset's estimated cash flows. For equity securities, we assess if there is a significant or prolonged decline in their fair value below cost.

If an AFS asset is impaired, then we remove the cumulative loss related to that asset from the available-for-sale revaluation reserve. We then recognise it in profit or loss for:

- debt instruments, as a credit impairment expense; and
- equity instruments, as a negative impact in other operating income.

We recognise any later reversals of impairment on debt securities in the profit or loss through the credit impairment charge line. However, we do not make any reversal of impairment for equity securities. To the extent previously impaired equity securities recover in value, gains are recognised directly in equity.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Judgement is required when we select valuation techniques used to measure the fair value of assets not valued using quoted market prices, particularly the selection of valuation inputs that are not readily observable. Refer to Note 16 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for further details.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

11. NET LOANS AND ADVANCES

	2019 \$m	2018 \$m
Overdrafts	6,265	6,047
Credit cards	7,788	8,379
Commercial bills	6,159	6,861
Term loans – housing	265,810	273,908
Term loans – non-housing	199,659	180,965
Other	1,454	1,494
Subtotal	487,135	477,654
Unearned income	(144)	(165)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees	585	710
Gross loans and advances (including assets classified as held for sale)	487,576	478,199
Allowance for expected credit losses (refer to Note 12) ^{1,2}	(2,921)	(2,348)
Net loans and advances	484,655	475,851
<i>Residual contractual maturity:</i>		
Within one year	83,848	76,744
After more than one year	400,807	399,107
Net loans and advances	484,655	475,851
<i>Carried on Balance Sheet at:</i>		
Amortised cost	483,858	475,850
Fair value through profit or loss (designated on initial recognition)	797	1
Net loans and advances	484,655	475,851

¹ On adoption of AASB 9 on 1 October 2018, the Company increased the collectively assessed provisions by \$583 million. Comparative information has not been restated. Refer to Note 1 and 31 for further details.

² \$432 million of individually and collectively assessed provisions for credit impairment attributable to off-balance sheet credit related commitments at 30 September 2018 were reclassified from Net loans and advances at amortised cost to Other provisions to enhance comparability with current period presentation.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Loans and advances are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market and are facilities the Company provides directly to customers or through third party channels.

Loans and advances are initially recognised at fair value plus transaction costs directly attributable to the issue of the loan or advance, which are primarily brokerage/mortgage origination fees which we amortise over the estimated life of the loan. Subsequently, we then measure loans and advances at amortised cost using the effective interest rate method, net of any provision for credit impairment, or at fair value when they are specifically designated on initial recognition as fair value through profit or loss or when held for trading.

We classify contracts to lease assets and hire purchase agreements as finance leases if they transfer substantially all the risks and rewards of ownership of the asset to the customer or an unrelated third party. We include these facilities in 'Other' in the table above.

The Company enters into transactions in which it transfers financial assets that are recognised on its balance sheet. When the Company retains substantially all of the risks and rewards of the transferred assets then the transferred assets remain on the Company's balance sheet, however, if substantially all the risks and rewards are transferred then the Company derecognises the asset.

If the risks and rewards are partially retained and control over the asset is lost, then the Company derecognises the asset. If control over the asset is not lost, the Company continues to recognise the asset to the extent of its continuing involvement.

We separately recognise the rights and obligations retained, or created, in the transfer as assets and liabilities as appropriate.

From 1 October 2018, assets disclosed as net loans and advances are subject to the general classification and measurement policy for Financial Assets outlined at the commencement of the Company's Financial Asset disclosures on page 20. Additionally, expected credit losses associated with loans and advances at amortised cost are recognized and measured in accordance with the accounting policy outlined in Note 12.

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES

ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES

As described in Notes 1 and 31, the Company adopted AASB 9 effective from 1 October 2018 which resulted in the application of an expected credit loss (ECL) model for measuring impairment of financial assets and amendments to the presentation of credit impairment information for the current year. Comparative information has not been restated.

The following tables present the movement in the allowance for ECL (including allowance for ECL reclassified as held for sale) for the year.

Net loans and advances - at amortised cost

Allowance for ECL is included in Net loans and advances.

	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	729	1,199	308	695	2,931
Transfer between stages	139	(270)	(90)	221	-
New and increased provisions (net of releases)	(136)	246	143	995	1,248
Write-backs	-	-	-	(331)	(331)
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	(953)	(953)
Foreign currency translation and other movements ¹	14	6	-	6	26
As at 30 September 2019	746	1,181	361	633	2,921

¹ Includes the impact of discount unwind on individually assessed allowance for ECL.

The movement in expected credit losses is consistent with the movement in corresponding gross balances.

Investment securities - debt securities at amortised cost

Allowance for ECL is included in Investment securities.

	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	1	-	-	-	1
Transfer between stages	-	-	-	-	-
New and increased provisions (net of releases)	-	-	-	-	-
Write-backs	-	-	-	-	-
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	-	-
Foreign currency translation and other movements	-	-	-	-	-
As at 30 September 2019	1	-	-	-	1

Investment securities - debt securities at FVOCI

Allowance for ECL does not change the carrying amount which remains at fair value. Instead, the allowance for ECL is recognised in Other Comprehensive Income (OCI), with a corresponding charge to profit or loss.

	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	4	-	-	-	4
Transfer between stages	-	-	-	-	-
New and increased provisions (net of releases)	1	-	-	-	1
Write-backs	-	-	-	-	-
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	-	-
Foreign currency translation and other movements	-	-	-	-	-
As at 30 September 2019	5	-	-	-	5

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)

ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES

Off-balance sheet commitments - undrawn and contingent facilities

Allowance for ECL is included in Provisions.

	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3		Total \$m
			Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	
As at 1 October 2018	408	141	8	18	575
Transfer between stages	21	(23)	1	1	-
New and increased provisions (net of releases)	(33)	7	5	-	(21)
Write-backs	-	-	-	(1)	(1)
Bad debts written off (excluding recoveries)	-	-	-	-	-
Foreign currency translation and other movements	9	1	-	(6)	4
As at 30 September 2019	405	126	14	12	557

2018 Provision for credit impairment disclosures under AASB 139

The below disclosure does not reflect the adoption of AASB 9 and are prepared under the requirements of the previous AASB 139.

	Net loans and advances	Off-balance sheet credit related commitments	Total
	2018 \$m	2018 \$m	2018 \$m
Provision for credit impairment			
Individual provision			
Balance at start of year	887	16	903
New and increased provisions	1,175	12	1,187
Write-backs	(337)	-	(337)
Bad debts written off (excluding recoveries)	(1,031)	-	(1,031)
Other ¹	1	(10)	(9)
Total individual provision	695	18	713
Collective provision			
Balance at start of year	1,625	434	2,059
Charge/(release) to profit or loss	14	(27)	(13)
Other ²	14	7	21
Total collective provision	1,653	414	2,067
Total provision for credit impairment	2,348	432	2,780

¹ Other individual provision includes the impact of the sale completion of the Asia Retail and Wealth business divestment in 2018. It includes an adjustment for exchange rate fluctuations and the impact of discount unwind on individual provisions.

² Other collective provision includes the impact of the sale completion of the Asia Retail and Wealth business divestment, and an adjustment for exchange rate fluctuations.

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)**CREDIT IMPAIRMENT CHARGE - INCOME STATEMENT**

Credit impairment charge/(release) analysis under AASB 9

	2019 \$m
New and increased provisions (net of releases) ¹	
- Collectively assessed	11
- Individually assessed	1,217
Write-backs	(332)
Recoveries of amounts previously written-off	(182)
Total credit impairment charge	714

¹ Includes the impact of transfers between collectively assessed and individually assessed.

The contractual amount outstanding on financial assets that were written off during the period ended 30 September 2019 and that are still subject to enforcement activity is \$141 million.

2018 Credit impairment charge/(release) analysis under AASB 139

The below disclosures do not reflect the adoption of AASB 9 and is prepared under the requirements of the previous AASB 139.

	2018 \$m
New and increased individual provisions ¹	1,187
Write-backs	(337)
Recoveries of amounts previously written-off	(208)
Individually assessed credit impairment charge	642
Collectively assessed credit impairment charge/(release)	(13)
Credit impairment charge	629

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Policy applicable from 1 October 2018

EXPECTED CREDIT LOSS IMPAIRMENT MODEL

The measurement of expected credit losses reflects an unbiased, probability weighted prediction which evaluates a range of scenarios and takes into account the time value of money, past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

Expected credit losses are either measured over 12 months or the expected lifetime of the financial asset, depending on credit deterioration since origination, according to the following three-stage approach:

- Stage 1: At the origination of a financial asset, and where there has not been a significant increase in credit risk (SICR) since origination, an allowance equivalent to 12 months ECL is recognised reflecting the expected credit losses resulting from default events that are possible within the next 12 months from the reporting date. For instruments with a remaining maturity of less than 12 months, expected credit losses are estimated based on default events that are possible over the remaining time to maturity.
- Stage 2: Where there has been a significant increase in credit risk since origination, an allowance equivalent to lifetime ECL is recognised reflecting expected credit losses resulting from all possible default events over the expected life of a financial instrument. If credit risk were to improve in a subsequent period such that the increase in credit risk since origination is no longer considered significant, the exposure returns to a Stage 1 classification and a 12 month ECL applies.
- Stage 3: Where there is objective evidence of impairment, an allowance equivalent to lifetime ECL is recognised.

Expected credit losses are estimated on a collective basis for exposures in Stage 1 and Stage 2, and on either a collective or individual basis when transferred to Stage 3.

MEASUREMENT OF EXPECTED CREDIT LOSS

ECL is calculated as the product of the following credit risk factors at a facility level, discounted to incorporate the time value of money:

- Probability of default (PD) - the estimate of the likelihood that a borrower will default over a given period;
- Exposure at default (EAD) - the expected balance sheet exposure at default taking into account repayments of principal and interest, expected additional drawdowns and accrued interest; and
- Loss given default (LGD) - the expected loss in the event of the borrower defaulting, expressed as a percentage of the facility's EAD, taking into account direct and indirect recovery costs.

These credit risk factors are adjusted for current and forward looking information through the use of macro-economic variables.

EXPECTED LIFE

When estimating ECL for exposures in Stage 2 and 3, the Company considers the expected lifetime over which it is exposed to credit risk.

For non-retail portfolios, the Company uses the maximum contractual period as the expected lifetime for non-revolving credit facilities. For non-retail revolving credit facilities, such as corporate lines of credit, the expected life reflects the Company's contractual right to withdraw a facility as part of a contractually agreed annual review, after taking into account the applicable notice period.

For retail portfolios, the expected lifetime is determined using behavioural term, taking into account expected prepayment behaviour and substantial modifications.

DEFINITION OF DEFAULT, CREDIT IMPAIRED AND WRITE-OFFS

The definition of default used in measuring expected credit losses is aligned to the definition used for internal credit risk management purposes across all portfolios. This definition is also in line with the regulatory definition of default. Default occurs when there are indicators that a debtor is unlikely to fully satisfy contractual credit obligations to the Company, or the exposure is 90 days past due.

Financial assets, including those that are well secured, are considered credit impaired for financial reporting purposes when they default.

When there is no realistic probability of recovery, loans are written off against the related impairment allowance on completion of the Company's internal processes and when all reasonably expected recoveries have been collected. In subsequent periods, any recoveries of amounts previously written-off are credited to credit impairment charge in the income statement.

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

MODIFIED FINANCIAL ASSETS

If the terms of a financial asset are modified or an existing financial asset is replaced with a new one for either credit or commercial reasons, an assessment is made to determine if the changes to the terms of the existing financial asset are considered substantial. This assessment considers both changes in cash flows arising from the modified terms as well as changes in the overall instrument risk profile; for example, changes in the principal (credit limit), term, or type of underlying collateral. Where a modification is considered non-substantial, the existing financial asset is not derecognised and its date of origination continues to be used to determine SICR. Where a modification is considered substantial, the existing financial asset is derecognised and a new financial asset is recognised at its fair value on the modification date, which also becomes the date of origination used to determine SICR for this new asset.

SIGNIFICANT INCREASE IN CREDIT RISK (SICR)

Stage 2 assets are those that have experienced a significant increase in credit risk (SICR) since origination. In determining what constitutes a SICR, the Company considers both qualitative and quantitative information:

i. Internal credit rating grade

For the majority of portfolios, the primary indicator of a SICR is a significant deterioration in the internal credit rating grade of a facility since origination and is measured by application of thresholds.

For non-retail portfolios, a SICR is determined by comparing the Customer Credit Rating (CCR) applicable to a facility at reporting date to the CCR at origination of that facility. A CCR is assigned to each borrower which reflects the probability of default of the borrower and incorporates both borrower and non-borrower specific information, including forward looking information. CCRs are subject to review at least annually or more frequently when an event occurs which could affect the credit risk of the customer.

For retail portfolios, a SICR is determined by comparing each facility's scenario weighted lifetime probability of default at the reporting date to the scenario weighted lifetime probability of default at origination. The scenario weighted lifetime probability of default may increase significantly if:

- there has been a deterioration in the economic outlook, or an increase in economic uncertainty; or
- there has been a deterioration in the customer's overall credit position, or ability to manage their credit obligations.

ii. Backstop criteria

The Company uses 30 days past due arrears as a backstop criteria for both non-retail and retail portfolios. For retail portfolios only, facilities are required to demonstrate three to six months of good payment behaviour prior to being allocated back to Stage 1.

FORWARD LOOKING INFORMATION

Forward-looking information is incorporated into both our assessment of whether a financial asset has experienced a significant increase in credit risk since its initial recognition and in our estimate of ECL. In applying forward looking information for estimating ECL, the Company considers four probability-weighted forecast economic scenarios as follows:

i. Base case scenario

The base case scenario is ANZ's view of the most likely future macro-economic conditions. It reflects management's assumptions used for strategic planning and budgeting, and also informs ANZ's Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP) which is the process ANZ applies in strategic and capital planning over a 3 year time horizon.

ii. Upside and iii. Downside scenarios

The upside and downside scenarios are fixed by reference to average economic cycle conditions (that is, they are not based on the economic conditions prevailing at balance date) and are based on a combination of more optimistic (in the case of the upside) and pessimistic (in the case of the downside) economic events and uncertainty over long term horizons; and

iv. Severe downside scenario

The severe downside scenario is fixed by reference to average economic cycle conditions and accounts for the potentially severe impact of less likely extremely adverse economic conditions. It reflects macro-economic conditions of a downturn economic event with a probability of occurrence once every 25 years.

The four scenarios are described in terms of macro-economic variables used in the PD, LGD and EAD models (collectively the ECL models) depending on the portfolio and country of the borrower. Examples of the variables include unemployment rates, GDP growth rates, house price indices, commercial property price indices and consumer price indices.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Probability weighting of each scenario is determined by management considering the risks and uncertainties surrounding the base case scenario, as well as specific portfolio considerations where required.

The Group Asset and Liability Committee (GALCO) is responsible for reviewing and approving the base case forecast scenario and the Credit and Market Risk Committee (CMRC) approves the probability weights applied to each scenario.

Where applicable, temporary adjustments may be made to account for situations where known or expected risks have not been adequately addressed in the modelling process. CMRC is responsible for approving such adjustments.

ECL Sensitivity

The table below illustrates the impact on the Company's ECL allowance under scenarios where a 100% weighting is applied to both upside and downside scenarios with all other modelling assumptions remaining constant.

	Total ECL \$m	Impact \$m
100% upside scenario	1,956	(878)
100% downside scenario	4,501	1,668

Policy applicable prior to 1 October 2018

The Company recognises two types of impairment provisions for its loans and advances:

- Individual provisions for significant assets that are assessed to be impaired; and
- Collective provisions for portfolios of similar assets that are assessed collectively for impairment.

The accounting treatment for each of them is detailed below:

	Individually	Collectively
Assessment	If any impaired loans and advances exceed specified thresholds and an impairment event has been identified, then we assess the need for a provision individually.	To allow for any small value loans and advances where losses may have been incurred but not yet identified, and individually significant loans and advances that we do not assess as impaired, we assess them collectively in pools of assets with similar credit risk characteristics.
Impairment	Loans and advances are assessed as impaired if we have objective evidence that we may not recover principal or interest payments (that is, a loss event has been incurred).	We estimate the provision on the basis of historical loss experience for assets with similar credit risk characteristics to others in the respective collective pool. We adjust the historical loss experience based on current observable data – such as: changing economic conditions, the impact of the inherent risk of large concentrated losses within the portfolio and an assessment of the economic cycle.
Measurement	We measure impairment loss as the difference between the asset's carrying amount and estimated future cash flows discounted to their present value at the asset's original effective interest rate. We record the result as an expense in profit or loss in the period we identify the impairment and recognise a corresponding reduction in the carrying amount of loans and advances through an offsetting provision.	
Uncollectable amounts	If a loan or advance is uncollectable (whether partially or in full), then we write off the balance (and also any related provision for credit impairment). We write off unsecured retail facilities at the earlier of the facility becoming 180 days past due, or the customer's bankruptcy or similar legal release from the obligation to repay the loan or advance. For secured facilities, write offs occur net of the proceeds determined to be recoverable from the realisation of collateral.	
Recoveries	If we recover any cash flows from loans and advances we have previously written off, then we recognise the recovery in profit or loss in the period the cash flows are received.	
Off-balance sheet amounts	Any off-balance sheet items, such as loan commitments, are considered for impairment both on an individual and collective basis.	

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Applicable from 1 October 2018

When estimating the allowance for expected credit losses for loans and advances, we used management's judgement in respect of the matters outlined below.

Key Judgements

Determining when a significant increase in credit risk has occurred	In the measurement of ECL, judgement is involved in setting the rules to determine whether there has been a significant increase in credit risk (SICR) since initial recognition of a loan, resulting in the financial asset moving from 'stage 1' to 'stage 2'. This is a key area of judgement as transition from stage 1 to stage 2 increases the ECL calculation from an allowance based on the probability of default in the next 12 months, to an allowance for lifetime expected credit losses. Subsequent decreases in credit risk combined with transition from stage 2 to stage 1 may similarly result in significant changes in the ECL allowance. The setting of precise trigger points requires judgement which may have a material impact upon the size of the ECL allowance. The Company monitors the effectiveness of SICR criteria on an ongoing basis.
Measuring both 12-month and lifetime credit losses	The PD, LGD, and EAD credit risk parameters used in determining ECL are point-in-time measures reflecting the relevant forward looking information determined by management. Judgement is involved in determining which forward-looking information variables are relevant for particular lending portfolios and for determining each portfolio's point-in-time sensitivity. In addition, judgement is required where behavioural characteristics are applied in estimating the lifetime of a facility to be used in measuring ECL. All other things being equal, an increase in the expected behavioural life will increase the amount of ECL.
Forecasting forward-looking scenarios	Our forecast of forward looking information variables is established from a "base case" or most likely scenario that is used internally by management for planning and forecasting purposes. The expected outcomes of key economic drivers for the base case scenario as at 30 September, 2019 are as follows: Australia The unemployment rate is expected to remain essentially flat and GDP growth to improve modestly over the forecast period, with residential property values expected to improve after a period of decline. Commercial property prices are expected to decline slightly through the forecast period. Consumer price index growth is expected to rise from current levels. Rest of world GDP growth is forecast to taper lower in the near term due to uncertainty in the global outlook. Inflation is also expected to remain soft over the forecast period to 2020.
Probability weighting of each scenario	Probability weighting of each scenario is determined by management considering the risks and uncertainties surrounding the base case scenario, as well as specific portfolio considerations where required.
Management temporary adjustments	Management temporary adjustments to the ECL allowance are adjustments we use in circumstances where we judge that our existing inputs, assumptions and model techniques do not capture all the risk factors relevant to our lending portfolios. Emerging local or global macroeconomic, microeconomic or political events, and natural disasters that are not incorporated into our current parameters, risk ratings, or forward looking information are examples of such circumstances. The use of management temporary adjustments may impact the amount of ECL recognised.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

12. ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Applicable prior to 1 October 2018

When we measured impairment of loans and advances, we used management's judgement of the extent of losses at reporting date.

	Individually	Collectively
Key Judgements	• Estimated future cash flows • Business prospects for the customer • Realisable value of any collateral • Group's position relative to other claimants • Reliability of customer information • Likely cost and duration of recovering loans	• Estimated future cash flows • Historical loss experience of assets with similar risk characteristics • Impact of large concentrated losses inherent in the portfolio • Assessment of the economic cycle

We regularly reviewed our key judgements and updated them to reflect actual loss experience.

FINANCIAL LIABILITIES

Outlined below is a description of how we classify and measure financial liabilities relevant to the subsequent note disclosures.



CLASSIFICATION AND MEASUREMENT

Financial liabilities

Financial liabilities are measured at amortised cost, or fair value through profit or loss when they are held for trading. Additionally, financial liabilities can be designated at FVTPL where:

- the designation eliminates or significantly reduces an accounting mismatch which would otherwise arise;
- a group of financial liabilities are managed and their performance is evaluated on a fair value basis, in accordance with a documented risk management strategy; or
- the financial liability contains one or more embedded derivatives unless:
 - a) the embedded derivative does not significantly modify the cash flows that otherwise would be required by the contract, or
 - b) the embedded derivative is closely related to the host financial liability.

Where financial liabilities are designated as measured at fair value, gains or losses relating to changes in the entity's own credit risk are included in other comprehensive income, except where doing so would create or enlarge an accounting mismatch in profit or loss. This section of AASB 9 was early adopted by the Company on 1 October 2013.

13. DEPOSITS AND OTHER BORROWINGS

The table below shows our total deposits and other borrowings by type:

	2019 \$m	2018 \$m
Certificates of deposit	34,952	41,867
Term deposits	173,641	164,182
On demand and short term deposits	214,002	205,647
Deposits not bearing interest	15,765	14,562
Deposits from banks and securities sold under repurchase agreements	76,468	70,992
Commercial paper	9,413	14,742
Deposits and other borrowings	524,241	511,992
<i>Residual contractual maturity:</i>		
- to be settled within 1 year	522,125	504,182
- to be settled after 1 year	2,116	7,810
Deposits and other borrowings	524,241	511,992
<i>Carried on Balance Sheet at:</i>		
Amortised cost	524,220	511,937
Fair value through profit or loss (designated on initial recognition)	21	55
Deposits and other borrowings	524,241	511,992



RECOGNITION AND MEASUREMENT

For deposits and other borrowings that are:

- not designated at fair value through profit or loss on initial recognition, we measure them at amortised cost and recognise their interest expense using the effective interest rate method; and
- managed on a fair value basis, reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative, we designate them as fair value through profit or loss.

Refer to Note 16 Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities for details of the split between amortised cost and fair value.

For deposits and other borrowings designated at fair value we recognise the amount of fair value gain or loss attributable to changes in the Company's own credit risk in other comprehensive income in retained earnings. Any remaining amount of fair value gain or loss we recognise directly in profit or loss. Once we have recognised an amount in other comprehensive income, we do not later reclassify it to profit or loss.

Securities sold under repurchase agreements represent a liability to repurchase the financial assets that remain on our balance sheet since the risks and rewards of ownership remain with the Company. Over the life of the repurchase agreement, we recognise the difference between the sale price and the repurchase price and charge it to interest expense in the Income Statement.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

14. DEBT ISSUANCES

The Company uses a variety of funding programmes to issue senior debt (including covered bonds) and subordinated debt. The difference between senior debt and subordinated debt is that holders of senior debt take priority over holders of subordinated debt owed by the Company. In the winding up of the Company, the subordinated debt will be repaid by the Company, only after the repayment of claims of depositors, other creditors and the senior debt holders.

	2019 \$m	2018 \$m
Senior debt	71,767	68,951
Covered bonds	16,826	14,221
Total unsubordinated debt	88,593	83,172
Subordinated debt		
- Additional Tier 1 capital	7,838	7,461
- Tier 2 capital	8,415	7,993
Total subordinated debt	16,253	15,454
Total debt issued	104,846	98,626

For further information relating to debt issuances, refer to the ANZ 2019 Group Annual Report (Note 15 Debt Issuances) available at <https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>.

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

RISK MANAGEMENT FRAMEWORK AND MODEL

INTRODUCTION

The use of financial instruments is fundamental to the Company's businesses of providing banking and other financial services to our customers. The associated financial risks (primarily credit, market, and liquidity risks) are a significant portion of the Company's key material risks.

We disclose details of all key material risks impacting the Company, and further information on the Company's risk management activities, in the Our Approach to Risk Management section of the Directors' Report in the ANZ 2019 Group Annual Report available at <https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>.

This note details the Company's financial risk management policies, processes and quantitative disclosures in relation to the key financial risks:

Key material financial risks	Key sections applicable to this risk
Overview	An overview of our Risk Management Framework
Credit risk The risk of financial loss resulting from: - a counterparty failing to fulfil its obligations; or - a decrease in credit quality of a counterparty resulting in a financial loss. Credit Risk incorporates the risks associated with us lending to customers who could be impacted by climate change or by changes to laws, regulations, or other policies adopted by governments or regulatory authorities, including carbon pricing and climate change adaptation or mitigation policies.	- Credit risk overview, management and control responsibilities - Maximum exposure to credit risk - Credit quality - Concentrations of credit risk - Collateral management
Market risk The risk to the Company's earnings arising from: - changes in any interest rates, foreign exchange rates, credit spreads, volatility and correlations; or - from fluctuations in bond, commodity or equity prices.	- Market risk overview, management and control responsibilities - Measurement of market risk - Traded and non-traded market risk - Equity securities designated at FVOCI (from 1 October 2018) and available-for-sale (prior to 1 October 2018) - Foreign currency risk – structural exposures
Liquidity and funding risk The risk that the Company is unable to meet payment obligations as they fall due, including: - repaying depositors or maturing wholesale debt; or - the Group having insufficient capacity to fund increases in assets.	- Liquidity risk overview, management and control responsibilities - Key areas of measurement for liquidity risk - Liquidity risk outcomes - Residual contractual maturity analysis of the Company's liabilities

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

OVERVIEW

AN OVERVIEW OF OUR RISK MANAGEMENT FRAMEWORK

This overview is provided to aid the users of the financial statements to understand the context of the financial disclosures required under AASB 7 *Financial Instruments: Disclosures*. It should be read in conjunction with the Our Approach to Risk Management section of the Directors' Report in the ANZ 2019 Group Annual Report available at <https://shareholderanz.com/annual-report-shareholder-review>.

The Board is responsible for establishing and overseeing the Company's Risk Management Framework (RMF). The Board has delegated authority to the Board Risk Committee (BRC) to develop and monitor compliance with the Company's risk management policies. The BRC reports regularly to the Board on its activities.

The Board approves the strategic objectives of the Company including:

- the Risk Appetite Statement (RAS), sets out the Board's expectations regarding the degree of risk that the Company is prepared to accept in pursuit of its strategic objectives and business plan; and
- the Risk Management Strategy (RMS), which describes the Company's strategy for managing risks and the key elements of the RMF that gives effect to this strategy. This includes a description of each material risk, and an overview of how the RMF addresses each risk, with reference to the relevant policies, standards and procedures. It also includes information on how the Company identifies measures, evaluates, monitors, reports and controls or mitigates material risks.

The Company, through its training and management standards and procedures, aims to maintain a disciplined and robust control environment in which all employees understand their roles and obligations. At the Company, risk is everyone's responsibility.

The Company has an independent risk management function, headed by the Chief Risk Officer who:

- is responsible for overseeing the risk profile and the risk management framework;
- can effectively challenge activities and decisions that materially affect the Company's risk profile; and
- has an independent reporting line to the BRC to enable the appropriate escalation of issues of concern.

The Company's Internal Audit Function reports directly to the Board Audit Committee (BAC). Internal Audit provides:

- an independent evaluation of the Company's RMF annually that seeks to ensure compliance with, and the effectiveness of, the risk management framework;
- facilitation of a comprehensive review every three years that seeks to ensure that the appropriateness, effectiveness and adequacy of the risk management framework; and
- recommendations to improve the framework and/or work practices to strengthen the effectiveness of day to day operations.

CREDIT RISK

CREDIT RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES

Granting credit facilities to customers is one of the Company's major sources of income. As this activity is also a principal risk, the Company dedicates considerable resources to its management. The Company assumes credit risk in a wide range of lending and other activities in diverse markets and in many jurisdictions. Credit risks arise from traditional lending to customers as well as from inter-bank, treasury, trade finance and capital markets activities around the world.

Our credit risk management framework ensures we apply a consistent approach across the Company when we measure, monitor and manage the credit risk appetite set by the Board. The Board is assisted and advised by the BRC in discharging its duty to oversee credit risk. The BRC:

- sets the credit risk appetite and credit strategies; and
- approves credit transactions beyond the discretion of executive management.

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

We quantify credit risk through an internal credit rating system (masterscales) to ensure consistency across exposure types and to provide a consistent framework for reporting and analysis. The system uses models and other tools to measure the following for customer exposures:

Probability of Default (PD)	Expressed by a Customer Credit Rating (CCR), reflecting the Company's assessment of a customer's ability to service and repay debt.
Exposure at Default (EAD)	The expected balance sheet exposure at default taking into account repayments of principal and interest, expected additional drawdowns and accrued interest at the time of default.
Loss Given Default (LGD)	Expressed by a Security Indicator (SI) ranging from A to G. The SI is calculated by reference to the percentage of loan covered by security which the Company can realise if a customer defaults. The A-G scale is supplemented by a range of other SIs which cover factors such as cash cover and sovereign backing. For retail and some small business customers, we group exposures into large homogenous pools – and the LGD is assigned at the pool level.

Our specialist credit risk teams develop and validate the Company's PD and LGD rating models. The outputs from these models drive our day-to-day credit risk management decisions including origination, pricing, approval levels, regulatory capital adequacy, economic capital allocation, and credit provisioning.

All customers with whom the Company has a credit relationship are assigned a CCR at origination via either of the following assessment approaches:

Large and more complex lending	Retail and some small business lending
Rating models provide a consistent and structured assessment, with judgement required around the use of out-of-model factors. We handle credit approval on a dual approval basis, jointly with the business writer and an independent credit officer.	Automated assessment of credit applications using a combination of scoring (application and behavioural), policy rules and external credit reporting information. If the application does not meet the automated assessment criteria, then it is referred out for manual assessment.

We use the Company's internal CCRs to manage the credit quality of financial assets neither past due nor impaired. To enable wider comparisons, the Company's CCRs are mapped to external rating agency scales as follows:

Credit Quality Description	Internal CCR	ANZ Customer Requirements	Moody's Rating	Standard & Poor's Rating
Strong	CCR 0+ to 4-	Demonstrated superior stability in their operating and financial performance over the long-term, and whose earnings capacity is not significantly vulnerable to foreseeable events.	Aaa – Baa3	AAA – BBB-
Satisfactory	CCR 5+ to 6-	Demonstrated sound operational and financial stability over the medium to long-term – even though some may be susceptible to cyclical trends or variability in earnings.	Ba1 – B1	BB+ – B+
Weak	CCR 7 to 8-	Demonstrated some operational and financial instability, with variability and uncertainty in profitability and liquidity projected to continue over the short and possibly medium term.	B2 – Caa	B – CCC
Defaulted	CCR 8+ to 10	When doubt arises as to the collectability of a credit facility, the financial instrument (or 'the facility') is classified as defaulted.	N/A	N/A

The Company has adopted AASB 9 effective from 1 October 2018 which has resulted in changes to the classification and measurement of financial assets, including the impairment of financial assets. The presentation of credit risk information for 2019 has been amended with no restatement of comparatives. Refer Notes 1 and 31 for further details on key requirements and impacts of the changes due to the adoption of AASB 9.

MAXIMUM EXPOSURE TO CREDIT RISK

For financial assets recognised on the balance sheet, the maximum exposure to credit risk is the carrying amount. In certain circumstances there may be differences between the carrying amounts reported on the balance sheet and the amounts reported in the tables below. Principally, these differences arise in respect of financial assets that are subject to risks other than credit risk, such as equity instruments which are primarily subject to market risk, or bank notes and coins.

For undrawn facilities, this maximum exposure to credit risk is the full amount of the committed facilities. For contingent exposures, the maximum exposure to credit risk is the maximum amount the Company would have to pay if the instrument is called upon.

The table below shows our maximum exposure to credit risk of on-balance sheet and off-balance sheet positions before taking account of any collateral held or other credit enhancements:

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

	Reported		Excluded ¹		Maximum exposure to credit risk	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
On-balance sheet positions						
Net loans and advances	484,655	475,851	-	-	484,655	475,851
Other financial assets:						
Cash and cash equivalents	77,949	80,227	934	912	77,015	79,315
Settlement balances owed to ANZ	3,442	1,666	3,442	1,666	-	-
Collateral paid	13,461	9,184	-	-	13,461	9,184
Trading securities	34,217	29,519	5,922	3,486	28,295	26,033
Derivative financial instruments	116,544	64,448	-	-	116,544	64,448
Investment securities ²						
- debt securities at amortised costs	4,787	-	-	-	4,787	-
- debt securities at FVOCI	67,400	-	-	-	67,400	-
- equity securities at FVOCI	1,168	-	1,168	-	-	-
Available-for-sale assets ²	-	64,728	-	1,084	-	63,644
Regulatory deposits	215	264	-	-	215	264
Due from controlled entities	88,874	90,170	-	-	88,874	90,170
Other financial assets ³	2,167	2,177	-	-	2,167	2,177
Total other financial assets	410,224	342,383	11,466	7,148	398,758	335,235
Subtotal	894,879	818,234	11,466	7,148	883,413	811,086
Off-balance sheet positions						
Undrawn and contingent facilities ⁴	211,796	203,051	-	-	211,796	203,051
Total	1,106,675	1,021,285	11,466	7,148	1,095,209	1,014,137

¹ Bank notes and coins and cash at bank within Cash and cash equivalents; Trade dated assets within Settlement balances owed to ANZ; Equity securities and precious metal exposures within Trading securities; Equity securities within Investment securities (classified as Available-for-sale assets in 2018) were excluded as they do not have credit risk exposure.

² On adoption of AASB 9 on 1 October 2018, the classification and measurement of financial assets were revised. Available-for-sale classification used in comparative periods ceases to exist under AASB 9 and a new classification of investment securities was introduced. Refer to Note 1 for further details. Comparative information has not been restated.

³ Other financial assets mainly comprise accrued interest and acceptances.

⁴ Undrawn facilities and contingent liabilities includes guarantees, letters of credit and performance related contingencies, net of collectively assessed allowance for expected credit losses.

CREDIT QUALITY

An analysis of the Company's credit risk exposure is presented in the following tables based on the Company's internal rating by stage without taking account of the effects of any collateral or other credit enhancements:

Net loans and advances

	2019				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3 Collectively assessed \$m	Stage 3 Individually assessed \$m	Total \$m
Strong	330,531	16,720	-	-	347,251
Satisfactory	95,286	23,717	-	-	119,003
Weak	6,462	7,770	-	-	14,232
Defaulted	-	-	4,248	1,604	5,852
Gross loans and advances at amortised cost	432,279	48,207	4,248	1,604	486,338
Allowance for ECL	(746)	(1,181)	(361)	(633)	(2,921)
Net loans and advances at amortised cost	431,533	47,026	3,887	971	483,417
Coverage ratio	0.17%	2.45%	8.50%	39.46%	0.60%
Loans and advances at fair value through profit or loss					797
Unearned income					(144)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees					585
Net carrying amount					484,655

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)**CREDIT RISK (continued)****Investment securities - debt securities at amortised cost**

	2019				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3 Collectively assessed \$m	Stage 3 Individually assessed \$m	Total \$m
Strong	4,714	-	-	-	4,714
Satisfactory	74	-	-	-	74
Weak	-	-	-	-	-
Defaulted	-	-	-	-	-
Gross investment securities - debt securities at amortised cost	4,788	-	-	-	4,788
Allowance for ECL	(1)	-	-	-	(1)
Net investment securities - debt securities at amortised cost	4,787	-	-	-	4,787
Coverage ratio	0.02%	-	-	-	0.02%

Investment securities - debt securities at FVOCI

	2019				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3 Collectively assessed \$m	Stage 3 Individually assessed \$m	Total \$m
Strong	67,400	-	-	-	67,400
Satisfactory	-	-	-	-	-
Weak	-	-	-	-	-
Defaulted	-	-	-	-	-
Investment securities - debt securities at FVOCI	67,400	-	-	-	67,400
Allowance for ECL recognised in other comprehensive income	(5)	-	-	-	(5)
Coverage ratio	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

Other financial assets

	2019 \$m
Strong	317,051
Satisfactory	9,138
Weak	382
Defaulted	-
Total carrying amount	326,571

Off-balance sheet commitments - undrawn and contingent facilities

	2019				
	Stage 1 \$m	Stage 2 \$m	Stage 3 Collectively assessed \$m	Individually assessed \$m	Total \$m
Strong	139,051	1,816	-	-	140,867
Satisfactory	19,546	2,923	-	-	22,469
Weak	271	793	-	-	1,064
Defaulted	-	-	96	38	134
Gross undrawn and contingent facilities subject to ECL	158,868	5,532	96	38	164,534
Allowance for ECL included in Provisions	(405)	(126)	(14)	(12)	(557)
Net undrawn and contingent facilities subject to ECL	158,463	5,406	82	26	163,977
Coverage ratio	0.25%	2.28%	14.58%	31.58%	0.34%
Undrawn and contingent facilities not subject to ECL ¹					47,819
Net undrawn and contingent facilities					211,796

¹ Commitments that can be unconditionally cancelled at any time without notice.

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

2018 Credit Risk Disclosures

The below disclosures do not reflect the adoption of AASB 9 and have been prepared under the requirements of the previous AASB 139.

The table below provides an analysis of the credit quality of the maximum exposure to credit risk split by:

- neither past due nor impaired financial assets by credit quality;
- past due but not impaired assets by ageing; and
- restructured and impaired assets presented as gross amounts and net of individual provisions.

	Loans and advances	Other financial assets	Off-balance sheet credit related commitments	Total
	2018 \$m	2018 \$m	2018 \$m	2018 \$m
Neither past due nor impaired				
Strong credit profile	350,031	333,962	173,688	857,681
Satisfactory risk	98,222	1,185	27,996	127,403
Sub-standard but not past due or impaired	13,321	88	1,337	14,746
Sub-total	461,574	335,235	203,021	999,830
Past due but not impaired				
≥ 1 < 30 days	7,454	-	-	7,454
≥ 30 < 60 days	2,062	-	-	2,062
≥ 60 < 90 days	1,133	-	-	1,133
≥ 90 days	2,693	-	-	2,693
Sub-total	13,342	-	-	13,342
Restructured and impaired				
Impaired loans	1,382	-	-	1,382
Restructured items ¹	248	-	-	248
Non-performing commitments and contingencies	-	-	48	48
Gross impaired financial assets	1,630	-	48	1,678
Individual provisions	(693)	-	(18)	(713)
Sub-total restructured and net impaired	935	-	30	965
Total	475,851	335,235	203,051	1,014,137

¹ Restructured items are facilities in which the original contractual terms have been modified for reasons related to the financial difficulties of the customer. Restructuring may consist of reduction of interest, principal or other payments legally due, or an extension in maturity materially beyond those typically offered for new facilities with similar risk.

In 2019, the Company implemented a more market responsive collateral valuation methodology for the home loan portfolio in Australia which increased the number of home loans being classified as impaired rather than past due. Comparative information has not been restated for the change in methodology. Additionally, refinement to underlying processes and associated data resulted in the transfer of loans from past due and sub-standard categories into impaired assets. Comparative information has been restated with a transfer from past due of \$99 million and from sub-standard of \$27 million.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

CONCENTRATIONS OF CREDIT RISK

Credit risk becomes concentrated when a number of customers are engaged in similar activities, have similar economic characteristics, or have similar activities within the same geographic region – therefore, they may be similarly affected by changes in economic or other conditions. The Company monitors its credit portfolio to manage risk concentration and rebalance the portfolio. The Company also applies single customer counterparty limits to protect against unacceptably large exposures to one single customer.

Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry group are presented below:

	Loans and advances		Other financial assets		Off-balance sheet credit related commitments		Total	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
Agriculture, forestry, fishing and mining	20,163	19,558	860	538	16,117	15,317	37,140	35,513
Business services	7,063	7,158	112	82	6,075	5,989	13,250	13,229
Construction	4,859	5,101	33	32	5,140	5,379	10,032	10,512
Electricity, gas and water supply	5,293	4,916	1,543	534	5,226	4,508	12,062	9,958
Entertainment, leisure and tourism	11,170	10,652	652	305	2,877	3,118	14,699	14,075
Financial, investment and insurance	52,333	43,245	321,569	262,203	39,107	35,326	413,009	340,774
Government and official institutions	2,002	748	62,886	63,225	1,637	2,043	66,525	66,016
Manufacturing	19,338	16,926	2,196	1,815	36,319	33,298	57,853	52,039
Personal lending	274,357	288,127	1,072	1,070	42,246	42,982	317,675	332,179
Property services	34,196	33,576	1,009	484	15,126	13,584	50,331	47,644
Retail trade	10,771	10,959	131	105	5,737	5,458	16,639	16,522
Transport and storage	11,955	10,204	966	459	6,844	6,606	19,765	17,269
Wholesale trade	12,665	11,946	2,784	2,644	16,347	17,725	31,796	32,315
Other	20,970	14,438	2,946	1,739	13,555	12,150	37,471	28,327
Gross total	487,135	477,654	398,759	335,235	212,353	203,483	1,098,247	1,016,372
Provision for credit impairment	(2,921)	(2,348)	(1)	-	(557)	(432)	(3,479)	(2,780)
Subtotal	484,214	475,306	398,758	335,235	211,796	203,051	1,094,768	1,013,592
Unearned income	(144)	(165)	-	-	-	-	(144)	(165)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees	585	710	-	-	-	-	585	710
Maximum exposure to credit risk	484,655	475,851	398,758	335,235	211,796	203,051	1,095,209	1,014,137

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

CREDIT RISK (continued)

COLLATERAL MANAGEMENT

We use collateral for on and off-balance sheet exposures to mitigate credit risk if a counterparty cannot meet its repayment obligations from its expected cash flows. Where there is sufficient collateral, an expected credit loss is not recognised. This is largely the case for certain lending products that are secured by corresponding investment for which the margin loans are utilised and for reverse repurchase agreements. For some products, the collateral provided by customers is fundamental to the product's structuring, so it is not strictly the secondary source of repayment - for example, lending secured by trade receivables is typically repaid by the collection of those receivables. During the period there was no change in our collateral policies.

The nature of collateral or security held for the relevant classes of financial assets is as follows:

Net loans and advances	
Loans - housing and personal	Housing loans are secured by mortgage(s) over property and additional security may take the form of guarantees and deposits. Personal lending (including credit cards and overdrafts) is predominantly unsecured. If we take security, then it is restricted to eligible vehicles, motor homes and other assets.
Loans - business	Business loans may be secured, partially secured or unsecured. Typically, we take security by way of a mortgage over property and/or a charge over the business or other assets. If appropriate, we may take other security to mitigate the credit risk, for example: guarantees, standby letters of credit or derivative protection.
Other financial assets	
Trading securities, Investment securities (from 1 October 2018), Available-for-sale assets (prior to 1 October 2018), Derivatives and Other financial assets	For trading securities, we do not seek collateral directly from the issuer or counterparty. However, the collateral may be implicit in the terms of the instrument (for example, with an asset-backed security). The terms of debt securities may include collateralisation. For derivatives, we typically terminate all contracts with the counterparty and settle on a net basis at market levels current at the time of a counterparty default under International Swaps and Derivatives Association (ISDA) Master Agreements. Our preferred practice is to use a Credit Support Annex (CSA) to the ISDA so that open derivative positions with the counterparty are aggregated and cash collateral (or other forms of eligible collateral) is exchanged daily. The collateral is provided by the counterparty when their position is out of the money (or provided to the counterparty by the Company when our position is out of the money).
Off-balance sheet positions	
Undrawn and contingent facilities	Collateral for off balance sheet positions is mainly held against undrawn facilities, and they are typically performance bonds or guarantees. Undrawn facilities that are secured include housing loans secured by mortgages over residential property and business lending secured by commercial real estate and/or charges over business assets.

The table below shows the estimated value of collateral we hold and the net unsecured portion of credit exposures:

	Credit exposure		Total value of collateral		Unsecured portion of credit exposure	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
Net loans and advances	484,655	475,851	374,041	372,996	110,614	102,855
Other financial assets	398,758	335,235	29,998	30,166	368,760	305,069
Off-balance sheet positions	211,796	203,051	33,984	34,072	177,812	168,979
Total	1,095,209	1,014,137	438,023	437,234	657,186	576,903

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK

MARKET RISK OVERVIEW, MANAGEMENT AND CONTROL RESPONSIBILITIES

Market risk stems from the Company's trading and balance sheet management activities, the impact of changes and correlation between interest rates, foreign exchange rates, credit spreads and volatility in bond, commodity or equity prices.

The BRC delegates responsibility for day-to-day management of both market risks and compliance with market risk policies to the Credit & Market Risk Committee (CMRC) and the Group Asset & Liability Committee (GALCO).

Within overall strategies and policies established by the BRC, business units and risk management have joint responsibility for the control of market risk at the Company level. The Market Risk team (a specialist risk management unit independent of the business) allocates market risk limits at various levels and monitors and reports on them daily. This detailed framework allocates individual limits to manage and control exposures using risk factors and profit and loss limits.

Management, measurement and reporting of market risk is undertaken in two broad categories:

Traded Market Risk	Non-Traded Market Risk
Risk of loss from changes in the value of financial instruments due to movements in price factors for both physical and derivative trading positions. Principal risk categories monitored are: 1. Currency risk – potential loss arising from changes in foreign exchange rates or their implied volatilities. 2. Interest rate risk – potential loss from changes in market interest rates or their implied volatilities. 3. Credit spread risk – potential loss arising from a movement in margin or spread relative to a benchmark. 4. Commodity risk – potential loss arising from changes in commodity prices or their implied volatilities. 5. Equity risk – potential loss arising from changes in equity prices.	Risk of loss associated with the management of non-traded interest rate risk, liquidity risk and foreign exchange exposures. This includes interest rate risk in the banking book. This risk of loss arises from adverse changes in the overall and relative level of interest rates for different tenors, differences in the actual versus expected net interest margin, and the potential valuation risk associated with embedded options in financial instruments and bank products.

MEASUREMENT OF MARKET RISK

We primarily manage and control market risk using Value at Risk (VaR), sensitivity analysis and stress testing.

VaR gauges the Company's possible daily loss based on historical market movements.

The Company's VaR approach for both traded and non-traded risk is historical simulation. We use historical changes in market rates, prices and volatilities over:

- the previous 500 business days, to calculate standard VaR; and
- a 1-year stressed period, to calculate stressed VaR.

We calculate traded and non-traded VaR using one-day and ten-day holding periods. For stressed VaR, we use a ten-day period. Back testing is used to ensure our VaR models remain accurate.

The Company measures VaR at a 99% confidence interval which means there is a 99% chance that a loss will not exceed the VaR for the relevant holding period.

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK (continued)

TRADED AND NON-TRADED MARKET RISK

Traded market risk

The table below shows the traded market risk VaR on a diversified basis by risk categories:

	30 September 2019				30 September 2018			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Traded value at risk 99% confidence								
Foreign exchange	1.3	9.0	1.2	3.6	2.9	9.8	1.7	4.0
Interest rate	2.8	9.5	2.8	5.3	8.2	14.9	4.8	7.4
Credit	4.8	4.8	1.1	2.8	2.0	6.2	2.0	3.7
Commodity	1.5	4.0	1.1	1.8	3.5	4.4	1.1	2.9
Equity	-	-	-	-	-	-	-	-
Diversification benefit ¹	(4.9)	n/a	n/a	(5.9)	(9.1)	n/a	n/a	(7.8)
Total VaR	5.5	13.1	5.3	7.6	7.5	16.9	5.8	10.2

¹ The diversification benefit reflects risks that offset across categories. The high and low VaR figures reported for each factor did not necessarily occur on the same day as the high and low VaR reported for the Company as a whole. Consequently, a diversification benefit for high and low would not be meaningful and is therefore omitted from the table.

Non-traded market risk

Balance sheet risk management

The principal objectives of balance sheet risk management are to maintain acceptable levels of interest rate and liquidity risk to mitigate the negative impact of movements in interest rates on the earnings and market value of the Company's banking book, while ensuring the Company maintains sufficient liquidity to meet its obligations as they fall due.

Interest rate risk management

Non-traded interest rate risk relates to the potential adverse impact of changes in market interest rates on the Company's future net interest income. This risk arises from two principal sources, namely mismatches between the repricing dates of interest bearing assets and liabilities; and the investment of capital and other non-interest bearing liabilities in interest bearing assets. Interest rate risk is reported using VaR and scenario analysis (based on the impact of a 1% rate shock). The table below shows VaR figures for non-traded interest rate risk for the combined Company as well as Australia, New Zealand and Asia Pacific, Europe and Americas (APEA) geographies which are calculated separately.

	30 September 2019				30 September 2018			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Non-traded value at risk 99% confidence								
Australia	22.7	22.7	16.4	18.9	21.9	32.7	20.3	23.6
New Zealand	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
Asia Pacific, Europe & America	17.6	17.6	12.7	16.1	15.5	15.5	12.5	14.0
Diversification benefit ¹	(10.7)	n/a	n/a	(11.0)	(11.8)	n/a	n/a	(9.6)
Total VaR	29.6	29.6	21.2	24.0	25.6	35.2	22.3	28.0

¹ The diversification benefit reflects the historical correlation between the regions. The high and low VaR figures reported for the region did not necessarily occur on the same day as the high and low VaR reported for the Company as a whole. Consequently, a diversification benefit for high and low would not be meaningful and is therefore omitted from the table.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

MARKET RISK (continued)

We undertake scenario analysis to stress test the impact of extreme events on the Company's market risk exposures. We model a 1% overnight parallel positive shift in the yield curve to determine the potential impact on our net interest income over the next 12 months. This is a standard risk measure which assumes the parallel shift is reflected in all wholesale and customer rates.

The table below shows the outcome of this risk measure for the current and previous financial years, expressed as a percentage of reported net interest income. A positive number signifies that a rate increase is positive for net interest income over the next 12 months.

	2019	2018 ¹
Impact of 1% rate shock		
As at period end	1.01%	0.98%
Maximum exposure	1.01%	1.77%
Minimum exposure	0.02%	0.23%
Average exposure (in absolute terms)	0.42%	0.77%

¹ Prior period numbers have been restated to reflect RFR model enhancements

EQUITY SECURITIES DESIGNATED AT FVOCI (FROM 1 OCTOBER 2018) AND AVAILABLE-FOR-SALE (PRIOR TO 1 OCTOBER 2018)

Our investment securities (from 1 October 2018) and available-for-sale assets (prior to 1 October 2018) contain equity investment holdings which predominantly comprise investments we hold for longer-term strategic reasons. The market risk impact on these equity investments is not captured by the Company's VaR processes for traded and non-traded market risks. Therefore, the Company regularly reviews the valuations of the investments within the portfolio and assesses whether the investments are impaired based on the recognition and measurement policies set out in Note 10 Investment securities.

FOREIGN CURRENCY RISK – STRUCTURAL EXPOSURES

Our investment of capital in foreign operations — for example, branches, subsidiaries or associates with functional currencies other than the Australian Dollar — exposes the Company to the risk of changes in foreign exchange rates. Variations in the value of these foreign operations arising as a result of exchange differences are reflected in the foreign currency translation reserve in equity.

Where it is considered appropriate, the Company takes out economic hedges against larger foreign exchange denominated revenue streams (primarily New Zealand Dollar, US dollar and US dollar correlated). The primary objective of hedging is to ensure that, if practical, the consolidated capital ratios are neutral to the effect of changes in exchange rates.

LIQUIDITY AND FUNDING RISK

LIQUIDITY RISK AND FUNDING POSITION

For information related to the liquidity risk and funding position refer to the ANZ 2019 Group Annual Report (Note 16 Financial Risk Management), available at <https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>.

RESIDUAL CONTRACTUAL MATURITY ANALYSIS OF THE COMPANY'S LIABILITIES

The table below provides residual contractual maturity analysis of financial liabilities at 30 September within relevant maturity groupings. The table below excludes "Due to controlled entities" liabilities of \$89.7 billion (2018: \$88.4 billion) as the contractual maturity is linked to the repayment of underlying assets which are managed on a pool basis which is continuously reviewed. All outstanding Debt Issuance and Subordinated Debt is profiled on the earliest date on which the Company may be required to pay. All at-call liabilities are reported in the "Less than 3 months" category. Any other items without a specified maturity date are included in the "After 5 years" category. The amounts represent principal and interest cash flows - so they may differ from equivalent amounts reported on balance sheet. It should be noted that this is not how the Company manages its liquidity risk. The management of this risk is detailed in the ANZ 2019 Group Annual Report (Note 16 Financial Risk Management), available at <https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholder-review>.

15. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)**LIQUIDITY AND FUNDING RISK (continued)**

	Less than 3 months \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	Total \$m
2019					
Settlement balances owed by ANZ	9,313	29	-	-	9,342
Collateral received	7,005	-	-	-	7,005
Deposits and other borrowings	447,479	74,646	3,818	97	526,040
Liability for acceptances	293	-	-	-	293
Debt issuances ¹	7,579	13,958	79,370	13,207	114,114
Derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) ²	108,457	-	-	-	108,457
Derivative assets and liabilities (balance sheet management)					
- Funding					
Receive leg	(24,570)	(22,462)	(62,851)	(15,524)	(125,407)
Pay leg	23,832	20,392	58,629	14,668	117,521
- Other balance sheet management					
Receive leg	(84,339)	(24,538)	(8,350)	(1,583)	(118,810)
Pay leg	84,525	25,088	9,373	1,972	120,958
2018					
Settlement balances owed by ANZ	9,867	-	-	-	9,867
Collateral received	6,002	-	-	-	6,002
Deposits and other borrowings	440,725	65,446	7,918	116	514,205
Liability for acceptances	316	-	-	-	316
Debt issuances ¹	4,563	17,946	67,787	19,826	110,122
Derivative liabilities (excluding those held for balance sheet management) ²	58,784	-	-	-	58,784
Derivative assets and liabilities (balance sheet management)					
- Funding					
Receive leg	(13,221)	(26,116)	(66,671)	(30,071)	(136,079)
Pay leg	13,193	25,122	64,316	30,005	132,636
- Other balance sheet management					
Receive leg	(50,237)	(13,492)	(10,249)	(1,469)	(75,447)
Pay leg	50,479	13,626	10,763	1,634	76,502

¹ Any callable wholesale debt instruments have been included at their next call date. Balance includes subordinated debt instruments that may be settled in cash or in equity, at the option of the Company, and perpetual debt instruments after 5 years.

² The full mark-to-market of derivative liabilities not held for balance sheet management purposes is included in the "less than 3 months" category.

At 30 September 2019 \$171,881 million (2018: \$164,944 million) of the Company's undrawn facilities and \$40,472 million (2018: \$38,539 million) of its issued guarantees mature in less than 1 year, based on the earliest date on which the Company may be required to pay.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

The Company carries a significant number of financial instruments on the balance sheet at fair value. The fair value is the best estimate of the price that would be received to sell an asset, or paid to transfer a liability, in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

VALUATION

The Company has an established control framework, including appropriate segregation of duties, to ensure that fair values are accurately determined, reported and controlled. The framework includes the following features:

- products are approved for transacting with external customers and counterparties only where fair values can be appropriately determined;
- quoted market prices used to value financial instruments are independently verified with information from external pricing providers;
- fair value methodologies and inputs are evaluated and approved by a function independent of the party that undertakes the transaction;
- movements in fair values are independently monitored and explained by reference to underlying factors relevant to the fair value; and
- valuation adjustments (such as funding valuation adjustments, credit valuation adjustments and bid-offer adjustments) are independently validated and monitored.

If the Company holds offsetting risk positions, then the Company uses the portfolio exemption in AASB 13 *Fair Value Measurement* (AASB 13) to measure the fair value of such groups of financial assets and financial liabilities. We measure the portfolio based on the price that would be received to sell a net long position (an asset) for a particular risk exposure, or to transfer a net short position (a liability) for a particular risk exposure.

Fair value designation

We designate certain loans and advances and certain deposits and other borrowings and debt issuances as fair value through profit or loss:

- where they contain a separable embedded derivative which significantly modifies the instruments' cash flow; or
- in order to eliminate an accounting mismatch which would arise if the asset or liabilities were otherwise carried at amortised cost. This mismatch arises as we measure the derivative financial instruments (which we acquired to mitigate interest rate risk of the assets or liabilities) at fair value through profit or loss.

Our approach ensures that we recognise the fair value movements on the assets or liabilities in profit or loss in the same period as the movement on the associated derivatives.

We may also designate certain loans and advances and certain deposits and other borrowings and debt issuances as fair value through profit or loss where they are managed on a fair value basis to align the measurement with how the instruments are managed.

FAIR VALUE APPROACH AND VALUATION TECHNIQUES

We use valuation techniques to estimate the fair value of assets and liabilities for recognition, measurement and disclosure purposes where no quoted price in an active market exists for that asset or liability. This includes the following:

Asset or Liability	Fair Value Approach
Financial instruments classified as:	Valuation techniques are used that incorporate observable market inputs for financial instruments with similar credit risk, maturity and yield characteristics. Equity instruments that are not traded in active markets may be measured using comparable company valuation multiples.
- Trading securities	
- Securities sold short	
- Derivative financial assets and liabilities	
- Investment securities (from 1 October 2018)	
- Available-for-sale assets (prior to 1 October 2018)	
Financial instruments classified as:	Discounted cash flow techniques are used whereby contractual future cash flows of the instruments are discounted using wholesale market interest rates, or market borrowing rates for debt with similar maturities or yield curve appropriate for the remaining term to maturity.
- Net loans and advances	
- Deposits and other borrowings	
- Debt issuances	

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)**CLASSIFICATION OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES**

The following tables set out the classification of financial asset and liability categories according to measurement bases together with their carrying amounts as reported on the balance sheet.

		2019			2018		
	Note	At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m	At amortised cost \$m	At fair value \$m	Total \$m
Financial assets							
Cash and cash equivalents	7	77,949	-	77,949	80,227	-	80,227
Settlement balances owed to ANZ		3,442	-	3,442	1,666	-	1,666
Collateral paid		13,461	-	13,461	9,184	-	9,184
Trading securities	8	-	34,217	34,217	-	29,519	29,519
Derivative financial assets and liabilities	9	-	116,544	116,544	-	64,448	64,448
Investment securities	10	4,787	68,568	73,355	-	-	-
Available-for-sale assets	10	-	-	-	-	64,728	64,728
Net loans and advances	11	483,858	797	484,655	475,850	1	475,851
Regulatory deposits		215	-	215	264	-	264
Due from controlled entities		86,907	1,967	88,874	90,170	-	90,170
Other financial assets		2,167	-	2,167	2,023	-	2,023
Total		672,786	222,093	894,879	659,384	158,696	818,080
Financial liabilities							
Settlement balances owed by ANZ		9,342	-	9,342	9,867	-	9,867
Collateral received		7,005	-	7,005	6,002	-	6,002
Deposits and other borrowings	13	524,220	21	524,241	511,937	55	511,992
Derivative financial instruments	9	-	117,340	117,340	-	65,638	65,638
Due to controlled entities		89,683	-	89,683	88,383	-	88,383
Payables and other liabilities		4,231	2,390	6,621	3,942	1,060	5,002
Debt issuances	14	100,199	4,647	104,846	97,184	1,442	98,626
Total		734,680	124,398	859,078	717,315	68,195	785,510

FAIR VALUE HIERARCHY

The Company categorises assets and liabilities carried at fair value into a fair value hierarchy as required by AASB 13 based on the observability of inputs used to measure the fair value:

- Level 1 - valuations based on quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 - valuations using inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for a similar asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 - valuations where significant unobservable inputs are used to measure the fair value of the asset or liability.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

FAIR VALUE HIERARCHY (continued)

The following table presents assets and liabilities carried at fair value in accordance with the fair value hierarchy.

	Fair value measurements							
	Quoted market price (Level 1)		Using observable inputs (Level 2)		Using unobservable inputs (Level 3)		Total	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
Assets								
Trading securities ¹	29,439	23,969	4,778	5,550	-	-	34,217	29,519
Derivative financial instruments	351	630	116,137	63,764	56	54	116,544	64,448
Investment securities ²	67,182	-	228	-	1,158	-	68,568	-
Available-for-sale assets ^{1,2}	-	61,655	-	1,996	-	1,077	-	64,728
Net loans and advances (measured at fair value)	-	-	797	1	-	-	797	1
Due from controlled entities	-	-	1,967	-	-	-	1,967	-
Total	96,972	86,254	123,907	71,311	1,214	1,131	222,093	158,696
Liabilities								
Deposits and other borrowings (designated at fair value)	-	-	21	55	-	-	21	55
Derivative financial instruments	868	1,666	116,421	63,929	51	43	117,340	65,638
Payables and other liabilities ³	2,352	1,048	38	12	-	-	2,390	1,060
Debt issuances (designated at fair value)	1,009	-	3,638	1,442	-	-	4,647	1,442
Total	4,229	2,714	120,118	65,438	51	43	124,398	68,195

¹ During the year, there were no material transfers from Level 1 to Level 3 (2018: \$676 million), Level 2 to Level 1 (2018: \$783 million) and Level 1 to Level 2. Transfers into and out of levels are measured at the beginning of the reporting period in which the transfer occurred.

² On adoption of AASB 9 on 1 October 2018, the classification and measurement of financial assets was revised. The available-for-sale classification used in comparative periods no longer exists under AASB 9 and a new classification of investment securities was introduced. Comparative information has not been restated.

³ Payables and other liabilities relates to securities sold short, which we classify as held for trading and measured at fair value through profit or loss.

FAIR VALUE MEASUREMENT INCORPORATING UNOBSERVABLE MARKET DATA

Level 3 fair value measurements

The net balance of Level 3 is an asset of \$1,163 million (2018: \$1,088 million). The assets and liabilities which incorporate significant unobservable inputs primarily include:

- equities for which there is no active market or traded prices cannot be observed;
- structured credit products for which credit spreads and default probabilities relating to the reference assets and derivative counterparties cannot be observed;
- other derivatives referencing market rates that cannot be observed primarily due to lack of market activity.

Movement in the Level 3 balance is mainly due to the revaluation of the Company's investment in Bank of Tianjin.

There were no other material transfers in or out of Level 3 during the period.

Bank of Tianjin (BoT)

The investment is valued based on comparative price-to-book (P/B) multiples (a P/B multiple is the ratio of the market value of equity to the book value of equity). The extent of judgement applied in determining the appropriate multiple and comparator group from which the multiple is derived are non-observable inputs which have resulted in the Level 3 classification.

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

FAIR VALUE MEASUREMENT INCORPORATING UNOBSERVABLE MARKET DATA (continued)

Sensitivity to Level 3 data inputs

When we make assumptions due to significant inputs not being directly observable in the market place (Level 3 inputs), then changing these assumptions changes the Company's estimate of the instrument's fair value. Favourable and unfavourable changes are determined by changing the primary unobservable parameter used to derive the valuation.

Bank of Tianjin (BoT)

The valuation of the BoT investment is sensitive to the selected unobservable input, being the P/B multiple. If the P/B multiple was increased or decreased by 10% it would result in a \$111 million (Sep 18: \$102 million) increase or decrease to the fair value of the investment, which would be recognised in shareholders' equity.

Other

The remaining Level 3 balance is immaterial and changes in the Level 3 inputs have a minimal impact on net profit and net assets of the Company.

Deferred fair value gains and losses

Where fair values are determined using unobservable inputs, the Company does not immediately recognise the difference between the transaction price and the amount we determine based on the valuation technique (day one gain or loss) in profit or loss. After initial recognition, we recognise the deferred amount in profit or loss on a straight line basis over the life of the transaction or until all inputs become observable.

The day one gains and losses deferred are not material.

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES NOT MEASURED AT FAIR VALUE

The following table sets out the Company's basis of estimating fair values of financial instruments carried at amortised cost:

Financial Asset and Liability	Fair Value Approach
Investment securities – debt securities at amortised cost	Calculated based on quoted market prices or observable inputs as applicable. If quoted market prices are not available, we use a discounted cash flow model using a yield curve appropriate for the remaining term to maturity of the debt instrument. The fair value reflects adjustments to credit spreads applicable for that instrument.
Net loans and advances to banks	Discounted cash flows using prevailing market rates for loans with similar credit quality.
Net loans and advances to customers	Present value of future cash flows, discounted using a curve that incorporates changes in wholesale market rates, the Company's cost of wholesale funding and the customer margin, as appropriate.
Deposit liability without a specified maturity or at call	The amount payable on demand at the reporting date. We do not adjust the fair value for any value we expect the Company to derive from retaining the deposit for a future period.
Interest bearing fixed maturity deposits and other borrowings and acceptances with quoted market rates	Market borrowing rates of interest for debt with a similar maturity are used to discount contractual cash flows to derive the fair value.
Debt issuances	Calculated based on quoted market prices or observable inputs as applicable. If quoted market prices are not available, we use a discounted cash flow model using a yield curve appropriate for the remaining term to maturity of the debt instrument. The fair value reflects adjustments to credit spreads applicable to the Company for that instrument.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

16. FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES NOT MEASURED AT FAIR VALUE (continued)

The financial assets and financial liabilities listed in the table below are carried at amortised cost on the Company's balance sheet. While this is the value at which we expect the assets will be realised and the liabilities settled, the Company provides an estimate of the fair value of the financial assets and financial liabilities at balance date in the table below.

	At amortised cost		Categorised into fair value hierarchy						Fair value (total)	
	2019 \$m	2018 \$m	Quoted market price (Level 1)		Using observable inputs (Level 2)		With significant non- observable inputs (Level 3)		2019 \$m	2018 \$m
			2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m		
Financial assets										
Net loans and advances	483,858	475,850	-	-	21,425	28,352	462,909	447,259	484,334	475,611
Investment securities ¹	4,787	-	-	-	4,790	-	-	-	4,790	-
Due from controlled entities	86,907	90,170	-	-	-	-	86,907	90,170	86,907	90,170
Total	575,552	566,020	-	-	26,215	28,352	549,816	537,429	576,031	565,781
Financial liabilities										
Deposits and other borrowings	524,220	511,937	-	-	524,383	512,049	-	-	524,383	512,049
Debt issuances	100,199	97,184	39,620	31,365	61,832	66,529	-	-	101,452	97,894
Due to controlled entities	89,683	88,383	-	-	-	-	89,683	88,383	89,683	88,383
Total	714,102	697,504	39,620	31,365	586,215	578,578	89,683	88,383	715,518	698,326

¹ Investment securities under AASB 9 includes securities measured at amortised cost.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The Company evaluates the material accuracy of the valuations incorporated in the financial statements as they can involve a high degree of judgement and estimation in determining the carrying values of financial assets and liabilities at the balance sheet date.

The majority of valuation models the Company uses employ only observable market data as inputs. However, for certain financial instruments, we may use data that is not readily observable in current markets. If we use unobservable market data, then we need to exercise more judgement to determine fair value depending on the significance of the unobservable input to the overall valuation. Generally, we derive unobservable inputs from other relevant market data and compare them to observed transaction prices where available.

When establishing the fair value of a financial instrument using a valuation technique, the Company considers valuation adjustments in determining the fair value. We may apply adjustments (such as bid/offer spreads, credit valuation adjustments and funding valuation adjustments – refer Note 9 Derivative Financial Instruments) to the techniques used to reflect the Company's assessment of factors that market participants would consider in setting fair value.

17. ASSETS CHARGED AS SECURITY FOR LIABILITIES AND COLLATERAL ACCEPTED AS SECURITY FOR ASSETS

The following disclosure excludes the amounts presented as collateral paid and received in the Balance Sheet that relate to derivative liabilities and derivative assets respectively. The terms and conditions of those collateral agreements are included in the standard Credit Support Annex that forms part of the International Swaps and Derivatives Association Master Agreement.

ASSETS CHARGED AS SECURITY FOR LIABILITIES

Assets charged as security for liabilities include the following types of instruments:

- Securities provided as collateral for repurchase transactions. These transactions are governed by standard industry agreements.
- Specified residential mortgages provided as security for notes and bonds issued to investors as part of the Company's covered bond programs.
- Collateral provided to central banks.
- Collateral provided to clearing houses.

The carrying amount of assets pledged as security are as follows:

	2019 \$m	2018 \$m
Securities sold under arrangements to repurchase ¹	42,640	39,332
Residential mortgages provided as security for covered bonds	20,052	19,612
Other	4,421	1,191

¹ The amounts disclosed as securities sold under arrangements to repurchase include both:

- assets pledged as security which continue to be recognised on the Company's balance sheet, and
- assets repledged, which are included in the disclosure below.

COLLATERAL ACCEPTED AS SECURITY FOR ASSETS

The Company has received collateral associated with various financial instruments. Under certain transactions the Company has the right to sell, or to repledge, the collateral received. These transactions are governed by standard industry agreements.

The fair value of collateral we have received and that which we have sold or repledged is as follows:

	2019 \$m	2018 \$m
Fair value of assets which can be sold or repledged	37,526	35,360
Fair value of assets sold or repledged	29,384	23,270

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

18. OFFSETTING

We offset financial assets and financial liabilities in the balance sheet (in accordance with AASB 132 *Financial Instruments: Presentation*) when there is:

- a current legally enforceable right to set off the recognised amounts in all circumstances; and
- an intention to settle the asset and liability on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

If the above conditions are not met, the financial assets and liabilities are presented on a gross basis.

The Company does not have any arrangements that satisfy the conditions necessary to offset financial assets and financial liabilities within the balance sheet. The following table identifies financial assets and financial liabilities which have not been offset but are subject to enforceable master netting agreements (or similar arrangements) and the related amounts not offset in the balance sheet. We have not taken into account the effect of over-collateralisation.

	Total amounts recognised in the Balance Sheet \$m	Amounts not subject to master netting agreement or similar \$m	Amount subject to master netting agreement or similar			
			Total \$m	Financial instruments \$m	Financial collateral (received)/ pledged \$m	Net amount \$m
2019						
Derivative financial assets	116,544	(2,323)	114,221	(102,761)	(6,232)	5,228
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ¹	36,648	(4,845)	31,803	(1,414)	(30,389)	-
Total financial assets	153,192	(7,168)	146,024	(104,175)	(36,621)	5,228
Derivative financial liabilities	(117,340)	1,648	(115,692)	102,761	9,803	(3,128)
Repurchase, securities borrowing and similar agreements ²	(40,826)	17,240	(23,586)	1,414	22,172	-
Total financial liabilities	(158,166)	18,888	(139,278)	104,175	31,975	(3,128)

	Total amounts recognised in the Balance Sheet \$m	Amounts not subject to master netting agreement or similar \$m	Amount subject to master netting agreement or similar			
			Total \$m	Financial instruments \$m	Financial collateral (received)/ pledged \$m	Net amount \$m
2018						
Derivative financial assets	64,448	(2,423)	62,025	(52,723)	(5,042)	4,260
Reverse repurchase, securities borrowing and similar agreements ¹	34,623	(4,337)	30,286	(398)	(29,888)	-
Total financial assets	99,071	(6,760)	92,311	(53,121)	(34,930)	4,260
Derivative financial liabilities	(65,638)	2,706	(62,932)	52,723	7,037	(3,172)
Repurchase, securities borrowing and similar agreements ²	(37,581)	11,997	(25,584)	398	25,186	-
Total financial liabilities	(103,219)	14,703	(88,516)	53,121	32,223	(3,172)

¹ Reverse repurchase agreements:

- with less than 90 days to maturity are presented in the Balance Sheet within cash and cash and cash equivalents; or
- with 90 days or more to maturity are presented in the Balance Sheet within net loans and advances.

² Repurchase agreements are presented in the Balance Sheet within deposits and other borrowings.

19. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS

	Goodwill ¹		Software		Total	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
Balance at start of year	73	69	1,373	1,783	1,446	1,852
Additions	10	-	412	386	422	386
Amortisation expense ²	-	-	(497)	(787)	(497)	(787)
Impairment expense	-	-	(4)	(17)	(4)	(17)
Foreign currency exchange difference	(1)	4	1	8	-	12
Balance at end of year	82	73	1,285	1,373	1,367	1,446
Cost	82	73	6,767	6,289	6,888	6,401
Accumulated amortisation/impairment	n/a	n/a	(5,482)	(4,916)	(5,521)	(4,955)
Carrying amount	82	73	1,285	1,373	1,367	1,446

¹ Goodwill excludes notional goodwill in equity accounted investments.² 2018 includes an accelerated amortisation expense of 1240 million.

RECOGNITION AND MEASUREMENT

The table below details how we recognise and measure different intangible assets:

	Goodwill	Software
Definition	Excess amount the Company has paid in acquiring a business over the fair value less costs of disposal of the identifiable assets and liabilities acquired.	Purchases of "off the shelf" software assets are capitalised as assets. Internal and external costs incurred in building software and computer systems costing greater than \$20 million are capitalized as assets. Those less than \$20 million are expensed in the year in which the costs are incurred.
Carrying value	Cost less any accumulated impairment losses. Allocated to the cash generating unit to which the acquisition relates.	Initially, measured at cost. Subsequently, carried at cost less accumulated amortisation and impairment losses. Costs incurred in planning or evaluating software proposals or in maintaining systems after implementation are not capitalised.
Useful life	Indefinite. Goodwill is reviewed for impairment at least annually or when there is an indication of impairment.	Except for major core infrastructure, amortised over periods between 3-5 years. Major core infrastructure amortised over periods between 7 or 10 years.
Depreciation method	Not applicable.	Straight-line method.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

19. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

Management judgement is used to assess the recoverable value of goodwill, and other intangible assets, and the useful economic life of an asset (or if an asset has an indefinite life). We reassess the recoverability of the carrying value at each reporting date.

At each balance date, software and other intangible assets, including those not ready for use, are assessed for indicators of impairment. In the event that an asset's carrying amount is determined to be greater than its recoverable amount, the carrying value of the asset is written down immediately.

In addition, the expected useful economic life of intangible assets, including software assets, are assessed at each reporting date. The assessment requires management judgement, and in relation to our software assets, a number of factors can influence the expected useful lives. These factors include changes to business strategy, significant divestments and the pace of technological change.

20. OTHER PROVISIONS

	2019 \$m	2018 \$m
ECL allowance on undrawn facilities ¹	557	432
Customer remediation	967	556
Restructuring costs	37	94
Non-lending losses, frauds and forgeries	63	75
Other	281	113
Total other provisions	1,905	1,270

¹ Refer to Note 12 Allowance for Expected Credit Losses for movement analysis.

	Customer remediation \$m	Restructuring costs \$m	Non-lending losses, frauds and forgeries \$m	Other \$m
Balance at start of year	556	94	75	113
New and increased provisions made during the year	608	46	1	308
Provisions used during the year	(150)	(91)	(5)	(40)
Unused amounts reversed during the year	(47)	(12)	(8)	(100)
Balance at end of year	967	37	63	281

Customer remediation

Customer remediation includes provisions for expected refunds to customers, remediation project costs and related customer and regulatory claims, penalties and litigation outcomes.

Restructuring costs

Provisions for restructuring costs arise from activities related to material changes in the scope of business undertaken by the Company or the manner in which that business is undertaken and include employee termination benefits. Costs relating to on-going activities are not provided for and are expensed as incurred.

Non-lending losses, frauds and forgeries

Non-lending losses include losses arising from certain legal actions not directly related to amounts of principal outstanding for loans and advances and losses arising from forgeries, frauds and the correction of operational issues. The amounts recognised are the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at the reporting date, taking into account the risks and uncertainties that surround the events and circumstances that affect the provision.

Other

Other provisions comprise various other provisions including workers compensation, make-good provisions associated with leased premises and contingent liabilities recognised as part of a business combination.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

20. OTHER PROVISIONS (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

The Company recognises provisions when there is a present obligation arising from a past event, an outflow of economic resources is probable, and the amount of the provision can be measured reliably.

The amount recognised is the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at reporting date, taking into account the risks and uncertainties surrounding the obligation. Where a provision is measured using the estimated cash flows required to settle the present obligation, its carrying amount is the present value of those cash flows.



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The Company holds provisions for various obligations including customer remediation, restructuring costs and surplus lease space, non-lending losses, fraud and forgeries and litigation related claims. These provisions involve judgements regarding the timing and outcome of future events, including estimates of expenditure required to satisfy such obligations. Where relevant, expert legal advice has been obtained and, in light of such advice, provisions and/or disclosures as deemed appropriate have been made.

In relation to customer remediation, determining the amount of the provisions, which represent management's best estimate of the cost of settling the identified matters, requires the exercise of significant judgement. It will often be necessary to form a view on a number of different assumptions, including, the number of impacted customers, the average refund per customer, the associated remediation project costs, and the implications of regulatory exposures and customer claims having regard to their specific facts and circumstances. Consequently, the appropriateness of the underlying assumptions is reviewed on a regular basis against actual experience and other relevant evidence including expert legal advice and adjustments are made to the provisions where appropriate.

21. SHAREHOLDERS' EQUITY

SHAREHOLDERS' EQUITY

	2019 \$m	2018 \$m
Ordinary share capital	26,413	27,533
Reserves:		
Foreign currency translation reserve	(21)	(230)
Share option reserve	89	92
FVOCI reserve	65	-
Available-for-sale revaluation reserve	-	(24)
Cash flow hedge reserve	707	106
Total reserves	840	(56)
Retained earnings	25,961	26,399
Total shareholders' equity	53,214	53,876

ORDINARY SHARE CAPITAL

The table below details the movement in ordinary shares for the period.

	2019		2018	
	Number of shares	\$m	Number of shares	\$m
Balance at start of the year	2,873,618,118	27,533	2,937,415,327	29,416
Bonus option plan ¹	2,999,796	-	2,891,060	-
Dividend reinvestment plan ²	-	-	-	-
Group employee share acquisition scheme	-	-	-	(3)
Share buy-back ³	(42,032,991)	(1,120)	(66,688,269)	(1,880)
Balance at end of year	2,834,584,923	26,413	2,873,618,118	27,533

¹ The Company issued 1.4 million shares under the Bonus Option Plan (BOP) for the 2019 interim dividend and 1.6 million shares for the 2018 final dividend (1.4 million shares for the 2018 interim dividend and 1.5 million shares for the 2017 final dividend).

² No new shares were issued under the Dividend Reinvestment Plan (DRP) for the 2019 interim dividend (nil shares for the 2018 final dividend; nil shares for the 2018 interim dividend) as the shares were purchased on-market and provided directly to the shareholder participating in the DRP. On-market purchases for the DRP in the September 2019 financial year were \$432 million (Sep 18 full year: \$392 million).

³ The Company completed a \$3.0 billion on-market share buy-back of ANZ ordinary shares, purchasing £1,120 million in the September 2019 full year (Sep 18 full year: \$1,880 million) resulting in 42.0 million ANZ ordinary shares being cancelled in the September 2019 full year (Sep 18 full year: 66.7 million).

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

21. SHAREHOLDERS' EQUITY (continued)



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Ordinary shares	Ordinary shares have no par value. They entitle holders to receive dividends, or proceeds available on winding up of the Company, in proportion to the number of fully paid ordinary shares held. They are recognised at the amount paid per ordinary share net of directly attributable costs. Every holder of fully paid ordinary shares present at a meeting in person, or by proxy, is entitled to: • on a show of hands, one vote; and • on a poll, one vote, for each share held.
Treasury shares	Treasury shares are shares in the Company which: • the ANZ Employee Share Acquisition Plan purchases on market and have not yet distributed, or • the Company issues to the ANZ Employee Share Acquisition Plan and have not yet been distributed. Treasury shares are deducted from share capital and excluded from the weighted average number of ordinary shares used in the earnings per share calculations.
Reserves:	
Foreign currency translation reserve	Includes differences arising on translation of assets and liabilities into Australian dollars when the functional currency of a foreign operation (including subsidiaries and branches) is not Australian dollars. In this reserve, we reflect any offsetting gains or losses on hedging these exposures, together with any tax effect.
Cash flow hedge reserve	Includes fair value gains and losses associated with the effective portion of designated cash flow hedging instruments together with any tax effect.
Available-for-sale reserve (prior to 1 October 2018)	Includes the changes in fair value and exchange differences on the revaluation of available-for-sale financial assets together with any tax effect.
FVOCI reserve (from 1 October 2018)	Includes changes in the fair value of certain debt securities and equity securities included within Investment Securities together with any tax effect. In respect of debt securities classified as measured at FVOCI, the FVOCI reserve records accumulated changes in fair value arising subsequent to initial recognition, except for those relating to allowance for expected credit losses, interest income and foreign currency exchange gains and losses which are recognised in profit or loss. As debt securities at FVOCI are recorded at fair value, the balance of the FVOCI reserve is net of the ECL allowance associated with such assets. When a debt security measured at FVOCI is derecognised, the cumulative gain or loss recognised in the FVOCI reserve in respect of that security is reclassified to profit or loss and presented in Other Operating Income. In respect of the equity securities classified as measured at FVOCI, the FVOCI reserve records accumulated changes in fair value arising subsequent to initial recognition (including any related foreign exchange gains or losses). When an equity security measured at FVOCI is derecognised, the cumulative gain or loss recognised in the FVOCI reserve in respect of that security is not recycled to profit or loss.
Share option reserve	Includes amounts which arise on the recognition of share-based compensation expense.

22. CAPITAL MANAGEMENT

CAPITAL MANAGEMENT STRATEGY

The Company's capital management strategy aims to protect the interests of depositors, creditors and shareholders. We achieve this through an Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP) whereby the Company conducts detailed strategic and capital planning over a 3 year time horizon. The process involves:

- forecasting economic variables, financial performance of the Company's divisions and the financial impact of new strategic initiatives to be implemented during the planning period;
- performing stress tests under different economic scenarios to determine the level of additional capital ('stress capital buffer') needed to absorb losses that may be experienced under an economic downturn;
- reviewing capital ratios and targets across various classes of capital against the Company's risk profile; and
- developing a capital plan, taking into account capital ratio targets, current and future capital issuances requirements and options around capital products, timing and markets to execute the capital plan under differing market and economic conditions.

The capital plan is approved by the Board and updated as required. The Board and senior management are provided with regular updates of the Company's capital position. Any material actions required to ensure ongoing prudent capital management are submitted to the Board for approval. Throughout the year, the Company maintained compliance with all the regulatory requirements related to Capital Adequacy in the jurisdictions in which it operates.

REGULATORY ENVIRONMENT

As ANZ is an Authorised Deposit-taking Institution (ADI) in Australia, it is regulated by APRA under the Banking Act 1959 (Cth). The Company must comply with the minimum regulatory capital requirements, prudential capital ratios and specific reporting levels that APRA sets and which are consistent with the global Basel III capital framework. This is the common framework for determining the appropriate level of bank regulatory capital as set by the Basel Committee on Banking Supervision (BCBS).

For reporting purposes as part of the ANZ 2019 Annual Report, Capital Adequacy Ratios are presented for the Level 2 ADI and are not presented for the Company as a standalone entity. Refer to Note 23 Capital Management in the ANZ 2019 Group Annual Report for details of the Capital Adequacy Ratios, which can be found at <https://shareholder.anz.com/annual-report-shareholders-review>.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

23. SHARES IN CONTROLLED ENTITIES

	Incorporated in	Nature of business	2019 \$m	2018 \$m
ANZ (Lao) Sole Company Ltd ¹	Laos	Banking	26	51
ANZ Bank (Taiwan) Ltd ²	Taiwan	Deregistered	-	849
ANZ Bank (Vietnam) Ltd	Vietnam	Banking	205	205
ANZ Cape Court Ltd	Australia	Securitisation Manager	18	18
ANZ Capital Hedging Pty Ltd	Australia	Deregistered	-	200
ANZ Centre Chattels Trust	Australia	Property	167	167
ANZ Centre Trust	Australia	Property	550	550
ANZ Equities (Nominees) Pty Ltd	Australia	Non-operating	-	10
ANZ Funds Pty Ltd	Australia	Holding Company	11,870	12,053
ANZ Guam, Inc	Guam	Banking	17	17
ANZ Lenders Mortgage Insurance Pty Ltd	Australia	Mortgage Insurance	398	398
ANZ Properties (Australia) Pty Ltd	Australia	Property	7	6
ANZ Rewards No.2 Pty Ltd	Australia	Credit Card Loyalty Program	40	40
ANZ Securities (Holdings) Pty Ltd	Australia	Holding Company	39	36
ANZ Support Services India Private Ltd	India	IT Services	25	25
ANZ Wealth Australia Ltd ³	Australia	Holding Company	538	2,563
ANZI Holdings Pty Ltd	Australia	Holding Company	56	-
Australia and New Zealand Bank (China) Company Ltd	China	Banking	1,121	1,121
Australia and New Zealand Banking Group (PNG) Ltd	Papua New Guinea	Banking	40	40
Chongqing Liangping ANZ Rural Bank Company Ltd	China	Banking	5	5
Citizens Bancorp	Guam	Holding Company	24	24
E S & A Holdings Pty Ltd	Australia	Non-operating	43	43
Esanda Finance Corporation Ltd	Australia	Non-operating	5	5
Looking Together Pty Ltd	Australia	Non-operating	6	6
ACN 003 042 082 Ltd	Australia	Holding Company	5	158
PT Bank ANZ Indonesia (99% ownership)	Indonesia	Banking	262	262
Shares in controlled entities			15,467	18,852

¹ Formerly ANZ Bank (Lao) Ltd² In April 2019, ANZ Bank (Taiwan) Ltd merged with the Taiwan branch of the Company³ ANZ Wealth Australia Ltd returned \$2.1 billion of capital following the sale of its OnePath insurance business in May 2019

RECOGNITION AND MEASUREMENT

The Company's subsidiaries are those entities it controls through being exposed to, or having rights to, variable returns from the entity and being able to affect those returns through its power over the entity. The Company assesses whether it has power over those entities by examining the Company's existing rights to direct the relevant activities of the entity. Investments in controlled entities are carried at cost less any accumulated impairment losses.

At least at each reporting date, the Company reviews investments in controlled entities for any indication of impairment. If an indication of impairment exists, then the Company determines the recoverable amount of the controlled entity using the higher of:

- the controlled entity's fair value less cost of disposal; and
- its value-in-use.

We use a discounted cash flow methodology, and other methodologies (such as capitalisation of earnings methodology), to determine the recoverable amount.

24. TRANSFERS OF FINANCIAL ASSETS

In the normal course of business the Company enters into transactions where it transfers financial assets directly to third parties or to Structured Entities (SEs). These transfers may give rise to the Company fully, or partially derecognising those financial assets depending on the Company's exposure to the risks and rewards or control over the transferred assets. If the Company retains substantially all of the risk and rewards of a transferred asset, the transfer does not qualify for derecognition and the asset remains on the Company's balance sheet in its entirety.

SECURITISATIONS

Net loans and advances include residential mortgages securitised under the Company's securitisation programs which are assigned to bankruptcy remote SEs to provide security for obligations payable on the notes issued by the SEs. The holders of the issued notes have full recourse to the pool of residential mortgages which have been securitised and the Company cannot otherwise pledge or dispose of the transferred assets.

In some instances the Company is also the holder of the securitised notes. In addition, the Company is entitled to any residual income of the SEs and sometimes enters into derivatives with the SEs. The Company retains the risks and rewards of the residential mortgages and continues to recognise the mortgages as financial assets. The obligation to pay this amount to the SE is recognised as a financial liability of the Company.

The Company is exposed to variable returns from its involvement with these securitisation SEs and has the ability to affect those returns through its power over the SEs activities. The SEs are therefore consolidated by the Company when preparing consolidated Group financial statements.

COVERED BONDS

The Company operates various global covered bond programs to raise funding in its primary markets. Net loans and advances include residential mortgages assigned to bankruptcy remote SEs associated with these covered bond programs. The mortgages provide security for the obligations payable on the issued covered bonds.

The covered bond holders have dual recourse to the issuer and the cover pool of assets. The issuer cannot otherwise pledge or dispose of the transferred assets, however, subject to legal arrangements it may repurchase and substitute assets as long as the required cover is maintained.

The Company is required to maintain the cover pool at a level sufficient to cover the bond obligations. In addition the Company is entitled to any residual income of the covered bond SEs and enters into derivatives with the SEs. The Company retains the majority of the risks and rewards of the residential mortgages and continues to recognise the mortgages as financial assets. The obligation to pay this amount to the SEs is recognised as a financial liability of the Company.

The Company is exposed to variable returns from its involvement with the covered bond SEs and has the ability to affect those returns through its power over the SEs activities. The SEs are therefore consolidated by the Company when preparing consolidated Group financial statements. The covered bonds issued externally are included within debt issuances.

REPURCHASE AGREEMENTS

When the Company sells securities subject to repurchase agreements under which we retain substantially all the risks and rewards of ownership, then those assets do not qualify for derecognition. An associated liability is recognised for the consideration received from the counterparty.

The table below sets out the balance of assets transferred that do not qualify for derecognition, along with the associated liabilities:

	Securitisations ^{1,2}		Covered bonds		Repurchase agreements	
	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m	2019 \$m	2018 \$m
Current carrying amount of assets transferred	65,947	64,765	20,052	19,612	42,640	39,332
Carrying amount of associated liabilities	65,947	64,765	20,052	19,612	40,826	37,581

¹ The balances relate to transfers to internal structured entities.

² The securitisation noteholders have recourse only to the pool of residential mortgages which have been securitised. The carrying value of securitised assets and the associated liabilities approximates their fair value.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

25. ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

At 30 September 2019 and 30 September 2018, there were no assets or liabilities that have been reclassified to held for sale.

INCOME STATEMENT IMPACT RELATING TO ASSETS AND LIABILITIES HELD FOR SALE

During 2018, the Company recognised the following impacts in relation to assets and liabilities held for sale:

- \$13 million gain relating to the completion of the sale related activities of the Asia Retail and Wealth business.
- \$247 million net gain relating to SRCB comprising a \$289 million gain on release of reserves, \$56 million of foreign exchange losses and other costs, and a \$14 million adjustment for tax.

The net result of these disposals is included in other income (refer to Note 2 Operating Income).



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

A significant level of judgement is used by the Company to determine:

- whether an asset or group of assets is classified and presented as held for sale or as a discontinued operation; and
- the fair value of the assets and liabilities classified as being held for sale.

Management is required to exercise significant judgement when assessing the fair value less costs to sell for assets and liabilities held for sale. The judgemental factors include determining: costs to sell, allocation of goodwill, indemnities provided under the sale contract and consideration received - particularly where elements of consideration are contingent in nature. Any impairment we record is based on the best available evidence of fair value compared to the carrying value before the impairment. The final sale price may be different to the fair value we estimate when recording the impairment. Management regularly assess the appropriateness of the underlying assumptions against actual outcomes and other relevant evidence and adjustments are made to fair value where appropriate. We expect that the sales will complete within 12 months after balance date, subject to the relevant regulatory approvals and customary terms of sale for such assets.

26. SUPERANNUATION AND POST EMPLOYMENT BENEFIT OBLIGATIONS

Set out below is a summary of amounts recognised in the Balance Sheet in respect of the defined benefit superannuation schemes:

	2019 \$m	2018 \$m
Defined benefit obligation and scheme assets		
Present value of funded defined benefit obligation	(1,353)	(1,246)
Fair value of scheme assets	1,591	1,385
Net defined benefit asset	238	139
As represented in the Balance Sheet		
Net liabilities arising from defined benefit obligations included in payables and other liabilities	(17)	(15)
Net assets arising from defined benefit obligations included in other assets	255	154
Net defined benefit asset	238	139
Weighted average duration of the benefit payments reflected in the defined benefit obligation (years)	14.9	16.8

As at the most recent reporting dates of the schemes, the aggregate surplus of net market value of assets over the value of accrued benefits on a funding basis was \$38 million (2018: deficit of \$10 million). In 2019, the Company made defined benefit contributions totalling \$2 million (2018: \$2 million). It expects to make contributions of around \$2 million next financial year.

GOVERNANCE OF THE SCHEMES AND FUNDING OF THE DEFINED BENEFIT SECTIONS

The main defined benefit superannuation schemes in which the Company participates operate under trust law and are managed and administered on behalf of the members in accordance with the terms of the relevant trust deed and rules and all relevant legislation. These schemes have corporate trustees, which are wholly owned subsidiaries of the Company. The trustees are the legal owners of the assets, which are held separately from the assets of the Company and are responsible for setting investment policy and agreeing funding requirements with the employer through the triennial actuarial valuation process.

The defined benefit section of the ANZ Australian Staff Superannuation Scheme and ANZ UK Staff Pension Scheme are the two largest defined benefit plans and have been closed to new members since 1987 and 2004 respectively. These plans did not have a material deficit, or surplus, at the last funding valuations. The Company has no present liability under the schemes' trust deeds to fund a deficit (measured on a funding basis). A contingent liability of the Company may arise if any of these schemes were wound up.



RECOGNITION AND MEASUREMENT

Defined benefit superannuation schemes

For the Company's defined benefit schemes, an independent actuary calculates the liability and expenses related to providing benefits to employees under each defined benefit scheme. They use the Projected Unit Credit Method to value the liabilities. The balance sheet includes:

- a defined benefit liability if the obligation is greater than the fair value of the schemes assets; and
- an asset (capped to its recoverable amount) if the fair value of the assets is greater than the obligation.

In each reporting period, the movements in the net defined benefit liability are recognised as follows:

- the net movement relating to the current period's service cost, net interest on the defined benefit liability, past service costs and other costs (such as the effects of any curtailments and settlements) as operating expenses;
- remeasurements of the net defined benefit liability (which comprise actuarial gains and losses and return on scheme assets, excluding interest income included in net interest) directly in retained earnings through other comprehensive income; and
- contributions of the Company directly against the net defined benefit position.

Defined contribution superannuation schemes

The Company operates a number of defined contribution schemes. It also contributes (according to local law, in the various countries in which it operates) to Government and other plans that have the characteristics of defined contribution plans. The Company's contributions to these schemes are recognised as personnel expenses when they are incurred.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

26. SUPERANNUATION AND POST EMPLOYMENT BENEFIT OBLIGATIONS (continued)



KEY JUDGEMENTS AND ESTIMATES

The main assumptions we use in valuing defined benefit obligations are listed in the table below. A change to any assumptions, or applying different assumptions, could effect the Statement of Other Comprehensive Income and Balance Sheet.

Assumptions	2019	2018	Sensitivity analysis change in significant assumptions	Increase/(decrease) in defined benefit obligation	
				2019 \$m	2018 \$m
Discount rate (% p.a.)	1.7 - 2.0	2.65 - 3.7	0.5% increase	(101)	(131)
Future salary increases (% p.a.)	3.15	3.75			
Future pension indexation					
In payment (% p.a./In deferment (% p.a.)	1.75 - 3.0/2.35	2.0 - 3.0/ 2.25	0.5% increase	74	109
Life expectancy at age 60 for current pensioners			1 year increase	65	56
- Males (years)	25.6 - 28.6	25.5 - 29.0			
- Females (years)	28.8 - 30.3	28.7 - 31.0			

27. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS

The Company operates a number of employee share and option schemes under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan.

ANZ EMPLOYEE SHARE ACQUISITION PLAN

ANZ Employee Share Acquisition Plan schemes that operated during the 2019 and 2018 years were the Employee Share Offer and the Deferred Share Plan.

Employee Share Offer

Eligibility	Most permanent employees employed in either Australia or New Zealand with three years continuous service for the most recent financial year.
Grant	Up to AUD 1,000 in Australia (and AUD 800 in New Zealand) ANZ shares each financial year, subject to Board approval.
Allocation value	One week Volume Weighted Average Price (VWAP) of ANZ shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.
Australia	ANZ ordinary shares are granted to eligible employees for nil consideration. The shares vest on grant and are held in trust for three years from grant date, after which time they may remain in trust, be transferred to the employee's name or sold. Dividends are automatically reinvested in the Dividend Reinvestment Plan.
New Zealand	Shares are granted to eligible employees on payment of NZD one cent per share. Shares vest subject to satisfaction of a three year service period, after which they may remain in trust, be transferred to the employee's name or sold. Unvested shares are forfeited if the employee resigns or is dismissed for serious misconduct. Dividends are either paid in cash or reinvested into the Dividend Reinvestment Plan.
Expensing value - (fair value)	In Australia, the fair value of the shares is expensed in the year shares are granted, as they are not subject to forfeiture. In New Zealand, the fair value is expensed on a straight-line basis over the three year vesting period. The expense is recognised as a share-based compensation expense with a corresponding increase in equity.
2019 and 2018 grants	656,738 shares were granted on 3 December 2018 at an issue price of \$26.91. 541,982 shares were granted on 1 December 2017 at an issue price of \$28.67.

27. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)**Deferred Share Plan****i) ANZ Incentive Plan (ANZIP) - Chief Executive Officer (CEO) and Group Executive Committee (ExCo)**

Eligibility	Group CEO and ExCo.
Grant	50% of the CEO's Annual Variable Remuneration (AVR) and 25% of ExCo's Variable Remuneration (VR) received as deferred shares.
Conditions	Deferred over four years from grant date.

ii) ANZIP (excluding the CEO and ExCo) and Business Unit Incentive Plans (BUIPs) - for grants from 1 October 2017

Eligibility	All employees excluding the CEO and ExCo.
Grant	If VR is at or exceeds AUD 150,000, then 60% of incentive amounts exceeding AUD 80,000 (subject to a minimum deferral amount of AUD 42,000) is deferred as shares.
Conditions	Deferred over three years from grant date.

iii) Long Term Incentives (LTIs)

Eligibility	Selected employees.
Grant	100% deferred shares.
Conditions	Vest three years from grant date.

iv) Exceptional circumstances

Remuneration foregone	In exceptional circumstances, we grant deferred shares to certain employees when they start with the Company to compensate them for remuneration they have foregone from their previous employer. The vesting period generally aligns with the remaining vesting period of the remuneration they have foregone, and therefore varies between grants.
Retention	We may grant deferred shares to high performing employees who are regarded as a significant retention risk to the Company.

v) Further information

Cessation	Unless the Board decides otherwise, employees forfeit their unvested deferred shares if they resign, are terminated on notice, or are dismissed for serious misconduct. The deferred shares may be held in trust beyond the deferral period.
Dividends	Dividends are paid in cash or reinvested in the Dividend Reinvestment Plan.
Instrument	Deferred share rights may be granted instead of deferred shares in some countries as locally appropriate (see deferred share rights section).
Allocation value	All deferred shares are issued based on the VWAP of ANZ shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.
Expensing value (fair value)	We expense the fair value of deferred shares on a straight-line basis over the relevant vesting period and we recognise the expense as a share-based compensation expense with a corresponding increase in equity.
2019 and 2018 grants	During the 2019 year, we granted 1,945,668 deferred shares (2018: 2,232,563) with a weighted average grant price of \$25.39 (2018: \$29.31).
Downward adjustment	Deferred shares remain at risk and the Board has the discretion to adjust the number of deferred shares downwards, including to zero at any time before the vesting date. ANZ's downward adjustment provisions are detailed in section 6.3 of the 2019 Remuneration Report. Board discretion was exercised to adjust downward 9,810 deferred shares to zero in 2019 (2018: 2,632).

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

27. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

Expensing of the ANZ Employee Share Acquisition Plan

Expensing value (fair value)	The fair value of shares we granted during 2019 under the Employee Share Offer and the Deferred Share Plan, measured as at the date of grant of the shares, is \$67.7 million (2018: \$80.9 million) based on 2,602,406 shares (2018: 2,774,545) at VWAP of \$26.01 (2018: \$29.17).

ANZ SHARE OPTION PLAN

Allocation	We may grant selected employees options/rights which entitle them to acquire fully paid ordinary ANZ shares at a fixed price at the time the options/rights vest. Voting and dividend rights will be attached to the ordinary shares allocated on exercise of the options/rights. Each option/right entitles the holder to one ordinary share subject to the terms and conditions imposed on grant. Exercise price of options, determined in accordance with the rules of the plan, is generally based on the VWAP of the shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant. For rights, the exercise price is nil.
Rules	Prior to the exercise of the option/right if the Company changes its share capital due to a bonus share issue, pro-rata new share issue or reorganisation the following adjustments are required: • Issue of bonus shares - When the holder exercises their option, they are also entitled to be issued the number of bonus shares they would have been entitled to had they held the underlying shares at the time of the bonus issue; • Pro-rata share offer - We will adjust the exercise price of the option in the manner set out in the ASX Listing Rules; and • Reorganisation - In respect of rights, if there is a bonus issue or reorganisation of the Company's share capital, then the Board may adjust the number of rights or the number of underlying shares so that there is no advantage or disadvantage to the holder. Holders otherwise have no other entitlements to participate: • in any new issue of the Company's securities before they exercise their options/rights; or • in a share issue of a body corporate other than ANZ (such as a subsidiary). For equity grants made after 1 November 2012, any portion of the award which vests may, at the Board's discretion, be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares.
Expensing	We expense the fair value of options/rights on a straight-line basis over the relevant vesting period and we recognise the expense as a share-based compensation expense with a corresponding increase in equity.
Cessation	The provisions that apply if the employee's employment ends are in section 9.2.3 of the 2019 Remuneration Report in the ANZ 2019 Group Annual Report.
Downward adjustment	The Company's downward adjustment provisions are detailed in section 6.3 of the 2019 Remuneration Report in the ANZ 2019 Group Annual Report.

Option Plans that operated during 2019 and 2018

i) Performance Rights

Allocation	We grant performance rights to selected employees as part of the Company's incentive plans. Performance rights provide the holder with the right to acquire ANZ shares at nil cost, subject to a three-year vesting period ¹ and Total Shareholder Return (TSR) performance hurdles. Further details on the performance hurdles are in section 6.2.3a of the 2019 Remuneration Report in the ANZ 2019 Group Annual Report.
Satisfying vesting	Any portion of the award of performance rights (that have met the performance hurdles) may be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares at the Board's discretion. All performance rights were satisfied through a share allocation, other than 47,195 performance rights (2018: none) for which Board discretion was exercised.
2019 and 2018 grants	During the 2019 year, we granted 885,810 performance rights (2018: 1,023,239).
Downward adjustment	Board discretion was exercised to adjust downward 59,012 performance rights to zero in 2019 (2018: none).

¹ Four years for grants from 1 October 2019.

27. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

iii) Deferred Share Rights (no performance hurdles)	
Allocation	Deferred share rights provide the holder with the right to acquire ANZ shares at nil cost after a specified vesting period. We adjust the fair value of rights for the absence of dividends during the restriction period.
Satisfying vesting	Any portion of the award of share rights may be satisfied by a cash equivalent payment rather than shares at the Board's discretion. All share rights were satisfied through a share allocation, other than 68,357 deferred share rights (2018: 108,783) for which Board discretion was exercised.
2019 and 2018 grants	During the 2019 year, 2,078,427 deferred share rights (no performance hurdles) were granted (2018: 2,546,333).
Downward adjustment	Board discretion was exercised to adjust downward 11,824 deferred share rights to zero in 2019 (2018: 1,638).

Options, Deferred Share Rights and Performance Rights on Issue

As at 30 October 2019, there were 615 holders of 4,173,045 deferred share rights on issue and 142 holders of 2,486,001 performance rights on issue.

Options/Rights Movements

This table shows the options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average (WA) exercise prices as at the beginning and end of 2019 and the movements during 2019:

	Opening balance 1 Oct 2018	Options/ rights granted	Options/ rights forfeited ¹	Options/ rights expired	Options/ rights exercised	Closing balance 30 Sep 2019
Number of options/rights	7,148,573	2,964,237	(1,589,109)	0	(1,835,163)	6,688,538
WA exercise price	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA closing share price						\$26.66
WA remaining contractual life						1.9 years
WA exercise price of all exercisable options/rights outstanding						\$0.00
Outstanding exercisable options/rights						181,581

This table shows the options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average exercise prices as at the beginning and end of 2018 and the movements during 2018:

	Opening balance 1 Oct 2017	Options/ rights granted	Options/ rights forfeited ¹	Options/ rights expired	Options/ rights exercised	Closing balance 30 Sep 2018
Number of options/rights	7,113,784	3,569,572	(2,043,209)	(1,558)	(1,490,016)	7,148,573
WA exercise price	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00	\$0.00
WA closing share price						\$28.43
WA remaining contractual life						2.1 years
WA exercise price of all exercisable options/rights outstanding						\$0.00
Outstanding exercisable options/rights						67,666

¹ Refers to any circumstance where equity can be forfeited (for example on cessation, downward adjustment or performance conditions not met).

All of the shares issued as a result of the exercise of options/rights during 2019 and 2018, were issued at a nil exercise price.

As at the date of the signing of the Directors' Report on 30 October 2019:

- no options/rights over ordinary shares have been granted since the end of 2019; and
- 14,464 shares issued as a result of the exercise of options/rights since the end of 2019, all with nil exercise prices.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

27. EMPLOYEE SHARE AND OPTION PLANS (continued)

Fair Value Assumptions

When determining the fair value, we apply the standard market techniques for valuation, including Monte Carlo and/or Black Scholes pricing models. We do so in accordance with the requirements of AASB 2 *Share-based Payments*. The models take into account early exercise of vested equity, non-transferability and internal/external performance hurdles (if any).

The table below shows the significant assumptions we used as inputs into our fair value calculation of instruments granted during the period. We present the values as weighted averages, but the specific values we use for each allocation are the ones we use for the fair value calculation.

	2019		2018	
	Deferred share rights	Performance rights	Deferred share rights	Performance rights
Exercise price (\$)	0.00	0.00	0.00	0.00
Share closing price at grant date (\$)	25.83	25.52	29.24	29.21
Expected volatility of ANZ share price (%) ¹	20.0	20.0	20.0	20.0
Equity term (years)	2.5	4.8	2.4	5.0
Vesting period (years)	2.1	3.0	2.1	3.0
Expected life (years)	2.1	3.0	2.1	3.0
Expected dividend yield (%)	6	6	5.75	5.75
Risk free interest rate (%)	1.96	2.05	1.65	1.95
Fair value (\$)	22.87	9.40	26.03	12.24

¹ Expected volatility represents a measure of the amount by which ANZ's share price is expected to fluctuate over the life of the rights. The measure of volatility used in the model is the annualised standard deviation of the continuously compounded rates of return on the historical share price over a deferred period of time preceding the date of grant. This historical average annualised volatility is then used to estimate a reasonable expected volatility over the expected life of the rights.

SATISFYING EQUITY AWARDS

All shares underpinning equity awards may be purchased on market, reallocated or be newly issued shares, or a combination.

The equity we purchased on market during the 2019 financial year (either under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan, or to satisfy options or rights) for all employees amounted to 4,317,094 shares at an average price of \$25.99 per share (2018: 3,936,773 shares at an average price of \$29.00 per share).

28. RELATED PARTY DISCLOSURES

KEY MANAGEMENT PERSONNEL COMPENSATION

Key Management Personnel (KMP) are defined as all directors and those executives who report directly to the CEO:

- with responsibility for the strategic direction and management of a major income-generating division; or
- who control material income and expenses.

KMP compensation included within total personnel expenses in Note 3 Operating Expenses as follows:

	2019 ¹ \$000	2018 ¹ \$000
Short-term benefits	15,784	19,497
Post-employment benefits	415	333
Other long-term benefits	213	150
Termination benefits	2,112	454
Share-based payments	6,184	8,910
Total	24,708	29,344

¹ Includes former disclosed KMP until the end of their employment.

KEY MANAGEMENT PERSONNEL LOAN TRANSACTIONS

Loans made to KMP are made in the ordinary course of business and on normal commercial terms and conditions that are no more favourable than those given to other employees or customers, including: the term of the loan, security required and the interest rate. No amounts have been written off during the period, or individual provisions raised in respect of these balances. The aggregate of loans made, guaranteed or secured to KMP, including their related parties, were as follows:

	2019 \$000	2018 \$000
Loans advanced ^{1,2}	13,536	12,541
Interest charged ³	285	477

¹ Balances are at the balance sheet date (for KMP in office at balance sheet date) or at the date of cessation of former KMP.

² Prior period has been restated to include credit card balances and exclude an available for redraw component of loan balances previously included within loans and advances.

³ Interest is for all KMP's during the period.

KEY MANAGEMENT PERSONNEL HOLDINGS OF ANZ SECURITIES

KMP, including their related parties, held subordinated debt, shares, share rights and options over shares in the Company directly, indirectly or beneficially as shown below:

	2019 Number ¹	2018 Number ¹
Shares, options and rights	1,892,754	2,293,271
Subordinated debt	11,802	13,152

¹ Balances are at the balance sheet date (for KMP in office at balance sheet date) or at the date of cessation of former KMP.

DEPOSITS AND OTHER TRANSACTIONS OF KEY MANAGEMENT PERSONNEL AND THEIR RELATED PARTIES

The aggregate of deposits with the Bank of KMP and their related parties was \$42 million (2018: \$44 million).

Other transactions with KMP and their related parties included amounts paid to the Company in respect of investment management service fees, brokerage and bank fees and charges. The Company has reimbursed KMP for the costs incurred for certain administration and secretarial services associated with the performance of their duties. These transactions are conducted on normal commercial terms and conditions and no more favourable than those given to other employees or customers.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

28. RELATED PARTY DISCLOSURES (continued)

ASSOCIATES

During the course of the financial year, the Company conducted transactions with all associates on terms equivalent to those made on an arm's length basis as shown below:

	2019 \$000	2018 \$000
Amounts receivable from associates	-	34,364
Amounts payable to associates	697	608
Interest income from associates	-	1,704
Other expenses paid to associates	7,624	6,735

There have been no material guarantees given or received. No amounts have been written-off during the period, or individual provisions raised in respect of these balances.

SUBSIDIARIES

We disclose material controlled entities in Note 23 Shares in Controlled Entities. During the financial year, subsidiaries conducted transactions with each other and with associates on terms equivalent to those on an arm's length basis. As of 30 September 2019, we consider all outstanding amounts on these transactions to be fully collectible.

Transactions between the Company and its subsidiaries include providing a wide range of banking and other financial facilities. Details of amounts paid to, or received from, related parties, in the form of dividends or interest, are set out in Note 2 Operating Income.

Other intragroup transactions include providing management and administrative services, staff training, data processing facilities, transfer of tax losses, and the leasing of property plant and equipment.

29. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS

CREDIT RELATED COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

	2019 \$m	2018 \$m
Contract amount of:		
Undrawn facilities	171,881	164,944
Guarantees and letters of credit	20,375	16,363
Performance related contingencies	20,097	22,176
Total	212,353	203,483

UNDRAWN FACILITIES

The majority of undrawn facilities are subject to customers maintaining specific credit and other requirements or conditions. Many of these facilities are expected to be only partially used, and others may never be used at all. As such, the total of the nominal principal amounts is not necessarily representative of future liquidity risks or future cash requirements. Based on the earliest date on which the Company may be required to pay, the total undrawn facilities of \$171,881 million (2018: \$164,944 million) mature within 12 months.

GUARANTEES, LETTERS OF CREDIT AND PERFORMANCE CONTINGENCIES

Guarantees and contingent liabilities relate to transactions that the Company has entered into as principal – including: guarantees, standby letters of credit and documentary letters of credit.

Documentary letters of credit involve the Company issuing letters of credit guaranteeing payment in favour of an exporter. They are secured against an underlying shipment of goods or backed by a confirmatory letter of credit from another bank.

Performance related contingents are liabilities that oblige the Company to make payments to a third party if the customer fails to fulfil its non-monetary obligations under the contract.

To reflect the risk associated with these transactions, we apply the same credit origination, portfolio management and collateral requirements that we apply to loans. The contract amount represents the maximum potential amount that we could lose if the counterparty fails to meet its financial obligations. As the facilities may expire without being drawn upon, the notional amounts do not necessarily reflect future cash requirements. Based on the earliest date on which the Company may be required to pay, the total guarantees and letters of credit of \$20,375 million (2018: \$16,363 million) and total performance related contingencies of \$20,097 million (2018: \$22,176 million) mature within 12 months.

PROPERTY RELATED COMMITMENTS

	2019 \$m	2018 \$m
Lease rentals		
Land and buildings	1,699	1,533
Furniture and equipment	58	112
Total lease rental commitments¹	1,757	1,645
Due within 1 year	304	321
Due later than 1 year but not later than 5 years	868	769
Due later than 5 years	585	555
Total lease rental commitments¹	1,757	1,645

¹ Total future minimum sublease payments we expect to receive under non-cancellable subleases at 30 September 2019 is \$67 million (2018: \$81 million). During the year, sublease payments we received amount to \$28 million (2018: \$29 million) and were netted against rent expense.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

29. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS (continued)

OTHER CONTINGENT LIABILITIES

As at 30 September 2019, the Company had contingent liabilities in respect of the matters outlined below. Where relevant, expert legal advice has been obtained and, in the light of such advice, provisions (refer to note 20) and/or disclosures as deemed appropriate have been made. In some instances we have not disclosed the estimated financial impact of the individual items either because it is not practicable to do so or because such disclosure may prejudice the interests of the Company.

REGULATORY AND CUSTOMER EXPOSURES

In recent years there has been an increase in the number of matters on which the Company engages with its regulators. There have also been significant increases in the nature and scale of regulatory investigations and reviews, civil and criminal enforcement actions (whether by court action or otherwise), formal and informal inquiries, regulatory supervisory activities and the quantum of fines issued by regulators, particularly against financial institutions both in Australia and globally. The Company has received various notices and requests for information from its regulators as part of both industry-wide and Company-specific reviews and has also made disclosures to its regulators at its own instigation. The nature of these interactions can be wide ranging and, for example, currently include a range of matters including responsible lending practices, product suitability and distribution, interest and fees and the entitlement to charge them, customer remediation, wealth advice, insurance distribution, pricing, competition, conduct in financial markets and financial transactions, capital market transactions, anti-money laundering and counter-terrorism financing obligations, reporting and disclosure obligations and product disclosure documentation. There may be exposures to customers which are additional to any regulatory exposures. These could include class actions, individual claims or customer remediation or compensation activities. The outcomes and total costs associated with such reviews and possible exposures remain uncertain.

BANK FEES LITIGATION AND PERIODICAL PAYMENT REMEDIATION AND ASIC ACTION

A litigation funder commenced a class action against the Company in 2010, followed by a second similar class action in March 2013. The applicants contended that certain exception fees (honour, dishonour and non-payment fees on transaction accounts and late payment and over-limit fees on credit cards) were unenforceable penalties and that various of the fees were also unenforceable under statutory provisions governing unconscionable conduct, unfair contract terms and unjust transactions. The claims in the March 2013 class action failed and have been dismissed.

The original claims in the 2010 class action have been dismissed. In 2017, a new claim was added to the 2010 class action, in relation to the Company's entitlement to charge certain periodical payment non-payment fees. Part of the class of customers had already received remediation payments from the Company. An agreement to settle the claim was reached in December 2018. The settlement is subject to court approval.

In July 2019, ASIC commenced civil penalty proceedings against the Company in relation to the charging of fees for periodical payments in certain circumstances between August 2003 and February 2016. ASIC seeks civil penalties in respect of alleged false or misleading representations and unconscionable conduct. ASIC also alleges that the Company engaged in misleading or deceptive conduct and breached certain statutory obligations as a financial services licensee. The matter is at an early stage. The outcomes and total costs remain uncertain. The Company is defending the allegations.

BENCHMARK/RATE ACTIONS

In July and August 2016, class action complaints were brought in the United States District Court against local and international banks, including the Company – one action relating to the bank bill swap rate (BBSW), and one action relating to the Singapore Interbank Offered Rate (SIBOR) and the Singapore Swap Offer Rate (SOR). The class actions are expressed to apply to persons and entities that engaged in US-based transactions in financial instruments that were priced, benchmarked, and/or settled based on BBSW or SIBOR. The claimants seek damages or compensation in amounts not specified, and allege that the defendant banks, including the Company, violated US anti-trust laws and (in the BBSW case only) anti-racketeering laws, the Commodity Exchange Act, and unjust enrichment principles. The Company is defending the proceedings. The matters are at an early stage.

In February 2017, the South African Competition Commission commenced proceedings against local and international banks including the Company alleging breaches of the cartel provisions of the South African Competition Act in respect of trading in the South African rand. The potential civil penalty or other financial impact is uncertain. The matter is at an early stage.

CAPITAL RAISING ACTIONS

In June 2018, the Commonwealth Director of Public Prosecutions commenced criminal proceedings against the Company and a senior employee alleging that they were knowingly concerned in cartel conduct by the joint lead managers of the Company's August 2015 underwritten institutional equity placement of approximately 80.8 million ordinary shares. The matter is at an early stage. The Company and its senior employee are defending the allegations.

In September 2018, the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) commenced civil penalty proceedings against the Company alleging failure to comply with continuous disclosure obligations in connection with the Company's August 2015 underwritten institutional equity placement. ASIC alleges the Company should have advised the market that the joint lead managers took up approximately 25.5 million ordinary shares of the placement. The matter is at an early stage. The Company is defending the allegations.

29. COMMITMENTS, CONTINGENT LIABILITIES AND CONTINGENT ASSETS (continued)

FRANCHISEE LITIGATION

In February 2018, two related class actions were brought against the Company alleging breaches of contract and unconscionable conduct in relation to lending to 7-Eleven franchisees. An agreement to settle the claims against the Company was reached in March 2019. The settlement is subject to court approval.

ROYAL COMMISSION

The Royal Commission into Misconduct in the Banking, Superannuation and Financial Services Industry released its final report on 4 February 2019. The findings and recommendations of the Commission are resulting in additional costs and may lead to further exposures, including exposures associated with further regulator activity or potential customer exposures such as class actions, individual claims or customer remediation or compensation activities. The outcomes and total costs associated with these possible exposures remain uncertain.

SECURITY RECOVERY ACTIONS

Various claims have been made or are anticipated, arising from security recovery actions taken to resolve impaired assets. These claims will be defended.

WARRANTIES AND INDEMNITIES

The Company has provided warranties, indemnities and other commitments in favour of the purchaser and other persons in connection with various disposals of businesses and assets and other transactions, covering a range of matters and risks. It is exposed to potential claims under those warranties, indemnities and commitments.

CLEARING AND SETTLEMENT OBLIGATIONS

The Company has a commitment to comply with rules governing various clearing and settlement arrangements which could result in a credit risk exposure and loss if another member institution fails to settle its payment clearing activities. The Company's potential exposure arising from these arrangements is unquantifiable in advance.

The Company holds membership of central clearing houses, including ASX Clear (Futures), London Clearing House (LCH) SwapClear and RepoClear, Korea Exchange (KRX), Hong Kong Exchange (HKEX) and the Clearing Corporation of India. These memberships allow the Company to centrally clear derivative instruments in line with cross-border regulatory requirements. Common to all of these memberships is the requirement for the Company to make default fund contributions. In the event of a default by another member, the Company could potentially be required to commit additional default fund contributions which are unquantifiable in advance.

PARENT ENTITY GUARANTEES

The Company has issued letters of comfort and guarantees in respect of certain subsidiaries in the normal course of business. Under these letters and guarantees, the Company undertakes to ensure that those subsidiaries continue to meet their financial obligations, subject to certain conditions including that the entity remains a controlled entity of the Company.

SALE OF GRINDLAYS BUSINESSES

On 31 July 2000, the Company completed the sale to Standard Chartered Bank (SCB) of ANZ Grindlays Bank Limited and the private banking business of ANZ in the United Kingdom and Jersey, together with ANZ Grindlays (Jersey) Holdings Limited and its subsidiaries, for USD1.3 billion in cash. The Company provided warranties and certain indemnities relating to those businesses and, where it was anticipated that payments would be likely under the warranties or indemnities, made provisions to cover the anticipated liabilities. The issue below has not adversely impacted the reported results. All settlements and penalties to date have been covered within existing provisions.

In 1991 certain amounts were transferred from non-convertible Indian Rupee accounts maintained with Grindlays in India. These transactions may not have complied with the provisions of the Foreign Exchange Regulation Act, 1973. Grindlays, on its own initiative, brought these transactions to the attention of the Reserve Bank of India. The Indian authorities served notices on Grindlays and certain of its officers in India and civil penalties have been imposed which are the subject of appeal. Criminal prosecutions are pending and will be defended. The amounts in issue are not material.

CONTINGENT ASSETS

NATIONAL HOUSING BANK

The Company is pursuing recovery of the proceeds of certain disputed cheques which were credited to the account of a former Grindlays customer in the early 1990s.

The disputed cheques were drawn on the National Housing Bank (NHB) in India. Proceedings between Grindlays and NHB concerning the proceeds of the cheques were resolved in early 2002.

Recovery is now being pursued from the estate of the Grindlays customer who received the cheque proceeds. Any amounts recovered are to be shared between the Company and NHB.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

30. COMPENSATION OF AUDITORS

	2019 \$'000	2018 \$'000
KPMG Australia		
Audit or review of financial reports	7,058	6,674
Audit-related services ¹	2,642	4,152
Non-audit services ²	114	100
Total³	9,814	10,926
Overseas related practices of KPMG Australia		
Audit or review of financial reports	1,924	1,642
Audit-related services ¹	714	545
Non-audit services ³	2	2
Total	2,640	2,189
Total compensation of auditors	12,454	13,115

¹ Comprises prudential and regulatory services of \$256 million (2018: \$241 million), comfort letters \$0.45 million (2018: \$0.45 million) and other \$0.34 million (2018: \$1.84 million).

² The nature of the non-audit services includes general market insights, controls related assessments and training.

³ Inclusive of goods and services tax.

The Company's policy allows KPMG Australia or any of its related practices to provide assurance and other audit-related services that, while outside the scope of the statutory audit, are consistent with the role of external auditor. These include regulatory and prudential reviews requested by regulators such as APRA. Any other services that are not audit or audit-related services are non-audit services. The Policy allows certain non-audit services to be provided where the service would not contravene auditor independence requirements. KPMG Australia or any of its related practices may not provide services that are perceived to be in conflict with the role of the external auditor or breach auditor independence. These include consulting advice and subcontracting of operational activities normally undertaken by management, and engagements where the auditor may ultimately be required to express an opinion on its own work.

31. IMPACT OF ADOPTION OF NEW STANDARDS AND OTHER CHANGES

Impact of the transition to AASB 15 *Revenue from Contracts with Customers* (AASB 15)

The following table summarises changes to the balance sheet in the comparative period resulting from the application of AASB 15, and other reclassification adjustments to enhance comparability with current period presentation.

	Reported as at 30 Sep 18 \$m	Impact of application of AASB 15 \$m	Other reclassification adjustment \$m	Restated as at 30 Sep 18 \$m
Net loans and advances ¹	475,419	-	432	475,851
Other assets ²	2,571	32	-	2,603
Other non-impacted balance sheet line items	362,757	-	-	362,757
Total assets	840,747	32	432	841,211
Deferred tax liabilities ²	39	10	-	49
Other provisions ^{1,2}	838	-	432	1,270
Other non-impacted balance sheet line items	786,016	-	-	786,016
Total liabilities	786,893	10	432	787,335
Retained earnings ²	26,377	22	-	26,399
Other non-impacted balance sheet line items	27,477	-	-	27,477
Total shareholders' equity²	53,854	22	-	53,876

¹ \$432 million of individually and collectively assessed provisions for credit impairment attributable to off-balance sheet credit related commitments at 30 September 2018 were reclassified from Net loans and advances at amortised cost to Other provisions to enhance comparability with current period presentation.

² The Company adopted AASB 15 in this reporting period with comparatives restated. The impact of this policy change on the reported 30 September 2018 balance sheet was an increase in Other assets of \$32 million, an increase in Deferred tax liabilities of \$10 million and an increase in Retained earnings of \$22 million, reflecting revenue that qualifies for upfront recognition under AASB 15 but was not previously recognised under AASB 118.

In addition to the balance sheet impact above, upon adoption of AASB 15 certain items previously netted are now presented gross in operating income and operating expenses. This increased total operating income and total operating expenses by \$122m for the 2019 financial year. Comparative information has been restated which increased total operating income and total operating expenses by \$146 million for the 2018 financial year.

Impact of the transition to AASB 9 *Financial Instruments* (AASB 9)

ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES

The table below reconciles the closing provisions for credit impairment of financial assets determined in accordance with AASB 139 *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, and provisions for credit impairment of loan commitments and financial guarantee contracts determined in accordance with AASB 137 *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets* as at 30 September 2018, and the opening allowance for expected credit losses determined in accordance with AASB 9 as at 1 October 2018.

	As at 30 Sep 18		As at 1 Oct 18
	Provision for credit impairment under AASB 139 or AASB 137 \$m	Incremental allowance for ECL under AASB 9 \$m	Allowance for ECL under AASB 9 \$m
Loans and advances - at amortised cost	2,348	583	2,931
Investment securities - debt securities at amortised cost	-	1	1
Off-balance sheet commitments - undrawn and contingent facilities ¹	432	143	575
Total provisions for credit impairment	2,780	727	3,507
Loss allowances recognised in other comprehensive income			
Investment securities - debt securities at FVOCI ¹	-	4	4
Total loss allowance recognised in other comprehensive income	-	4	4

¹ The individually and collectively assessed allowance for ECL for off-balance sheet commitments is included in Other provisions.

Allowance for ECL does not change the carrying amount which remains at fair value. Instead, the allowance for ECL is recognised in OCI, with a corresponding charge to profit or loss.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

31. IMPACT OF ADOPTION OF NEW STANDARDS AND OTHER CHANGES (continued)

The following table summarises the adjustments arising on adoption of AASB 9.

BALANCE SHEET RECONCILIATION

	Reference	AASB 139 measurement category	AASB 9 measurement category	Restated as at 30 Sep 18 \$m	AASB 9 reclassification impact \$m	AASB 9 Re- measurement (excl. impairment) \$m	AASB 9 credit impairment impact \$m	Revised carrying amount as at 1 Oct 18 \$m
Trading securities	1,2	FVTPL	FVTPL	29,519	(999)	-	-	28,520
Investment securities:								
- debt securities at amortised cost	2,6,7	N/A	Amortised cost	-	2,477	1	(1)	2,477
- debt securities at FVOCI	1,2	N/A	FVOCI	-	62,823	-	-	62,823
- equity securities at FVOCI	2	N/A	FVOCI	-	1,086	-	-	1,086
Available-for-sale assets (AFS)	2	AFS	N/A	64,728	(64,728)	-	-	-
Net loans and advances								
- at amortised cost	3,6,7,8	Loans and receivables	Amortised cost	475,850	(2,223)	15	(583)	473,059
- at FVTPL	3,8	FVTPL	FVTPL	1	1,564	(23)	-	1,542
Due from controlled entities								
- at amortised cost	5	Loans and receivables	Amortised cost	90,170	(1,800)	-	-	88,370
- at FVTPL	5	FVTPL	FVTPL	-	1,800	149	-	1,949
Deferred tax assets	1,2,4,6	N/A	N/A	1,071	-	12	207	1,290
Other non-impacted balance sheet line items		N/A	N/A	179,872	-	-	-	179,872
Total assets				841,211	-	154	(377)	840,988
Current tax liabilities	1,3,4	N/A	N/A	85	-	30	-	115
Payables and other liabilities								
- at amortised cost	5	Amortised cost	Amortised cost	3,942	-	(19)	-	3,923
- at FVTPL	5	FVTPL	FVTPL	1,060	-	-	-	1,060
Other provisions	6	N/A	N/A	1,270	-	-	143	1,413
Debt issuances:								
- at amortised cost	4,5	Amortised cost	Amortised cost	97,184	(2,646)	-	-	94,538
- at FVTPL	4,5	FVTPL	FVTPL	1,442	2,646	101	-	4,189
Other non-impacted balance sheet line items		N/A	N/A	682,352	-	-	-	682,352
Total liabilities				787,335	-	112	143	787,590
Ordinary share capital				27,533	-	-	-	27,533
Reserves	1,2,6			(56)	-	2	3	(51)
Retained earnings	1,3,4,5,6			26,399	-	40	(523)	25,916
Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company				53,876	-	42	(520)	53,398
Total shareholders' equity				53,876	-	42	(520)	53,398

31. IMPACT OF ADOPTION OF NEW STANDARDS AND OTHER CHANGES (continued)

REFERENCE

- On initial application of AASB 9, a portfolio of bonds with a fair value of \$1,000 million was transferred from Trading securities to Investment securities - debt securities at FVOCI as the applicable business model was held to collect and sell. Cumulative fair value gains/(losses) on this portfolio of \$2 million (after-tax) were transferred from Retained earnings to the FVOCI reserve. Additionally, the reclassification resulted in a reduction in deferred tax assets and current tax liabilities of \$1 million.
- The Available-for-sale classification is no longer applicable under AASB 9. Accordingly, on transition:
 - \$61,823 million of Available-for-sale debt instruments were reclassified to Investment securities - debt securities at FVOCI due to the business model being held to collect and sell. There was no re-measurement impact associated with this reclassification;
 - \$1,818 million of Available-for-sale debt instruments were reclassified to Investment securities - debt securities at amortised cost due to the business model being held to collect at 1 October 2018. This reclassification resulted in re-measurement of a \$1 million increase to the carrying amount arising from reversal of the previous available-for-sale revaluation reserve;
 - the Company made irrevocable elections to designate \$1,086 million of non-traded Available-for-sale equity securities as Investment securities - equity securities at FVOCI; and
 - \$1 million of Available-for-sale equity securities were reclassified to Trading securities.
- Certain loans with contractual cash flow characteristics that are not solely payments of principal and interest were reclassified from Net loans and advances at amortised cost to Net loans and advances at FVTPL. The loans had an amortised cost carrying amount of \$224 million and a fair value of \$201 million at 30 September 2018. The associated re-measurement of \$23 million was recognised in Retained earnings offset by a decrease in current tax liabilities of \$7 million. In addition, one of the loans was previously in a fair value hedge relationship which was discontinued effective 1 October 2018. Accordingly, changes in the fair value due to changes in the hedged risk which were previously recognised as a reduction to the carrying value of the loan amounting to \$15 million were written back to Retained earnings offset by an increase in current tax liabilities of \$4 million.
- The Company elected to designate certain financial liabilities (bonds included within Debt issuances) as measured FVTPL effective from 1 October 2018 to reduce an accounting mismatch. The bonds had an amortised cost carrying amount of \$879 million and a fair value of \$824 million at 30 September 2018. The difference of \$55 million (comprising a \$109 million decrease in fair value before own credit, offset by a \$54 million increase in fair value attributable to own credit) offset by a net tax impact of \$17 million (increase in deferred tax asset of \$17 million and an increase in current tax liability of \$34 million) was recognised in Retained earnings.
- Certain capital notes with contractual cash flow characteristics that are not solely payments of principal and interest were reclassified from Due from controlled entities at amortised cost to Due from controlled entities at FVTPL. The capital notes had an amortised cost of \$1,800 million and a fair value of \$1,949 million at 30 September 2018. In addition, the Company elected to designate debt issuances previously measured at amortised cost as measured at FVTPL effective from 1 October 2018 to reduce an accounting mismatch. The debt issuances had an amortised cost carrying amount of \$1,786 million (comprising \$1,767 million recognised in Debt issuances plus \$19 million relating to accrued interest recognised in Payables and other liabilities) and a fair value of \$1,923 million at 30 September 2018. The net re-measurement impact \$12 million was recognised in Retained earnings offset by a \$4 million increase in deferred tax liabilities.
- The initial application of the expected credit loss requirements of AASB 9, resulted in increases in allowances for credit impairment attributable to the following:
 - On-balance sheet loans and advances of \$583 million reflected in Net loans and advances at amortised cost;
 - Debt securities of \$1 million reflected in Investment securities - debt securities at amortised cost; and
 - Off-balance sheet credit related commitments of \$143 million reflected in Other provisions.

The total impact of \$727 million was recognised as a reduction to Retained earnings, offset by an increase of \$207 million related to deferred tax. Additionally, loss allowances of \$2 million (after-tax) attributable to Investment securities - debt securities at FVOCI have been recognised in Reserves with a corresponding adjustment to Retained earnings. The debt securities remain at fair value on the face of the Balance Sheet.
- On initial application of AASB 9, a portfolio of Negotiable Certificates of Deposit with a carrying amount of \$659 million was reclassified from Net loans and advances at amortised cost to Investment securities - debt securities at amortised cost. There was no re-measurement impact associated with this reclassification.
- On initial application of AASB 9, loans with a carrying amount and fair value of \$1,340 million that were in the process of being syndicated were reclassified from Net loans and advances at amortised cost to Net Loans and advances at FVTPL on the basis that the applicable business model is held-to-sell. There was no re-measurement impact associated with this reclassification.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

32. EVENTS SINCE THE END OF THE FINANCIAL YEAR

On 17 October the Company announced it had agreed a revised price for the sale of its OnePath P&I business and ADGs to IOOF of \$850 million, being a \$125 million reduction from the original sale price of \$975 million announced in October 2017. The new price of \$850 million includes ~\$25 million that ANZ has already received for the sale of ADGs in October 2018. The revised terms reflect changing market conditions and include lower overall warranty caps as well as some changes to the strategic alliance arrangements. Subject to APRA approval, the Company expects the transaction to complete in the first quarter of calendar year 2020. The impact of the reduction in price has been reflected in the 2019 financial results.

Other than the matter above, there have been no significant events from 30 September 2019 to the date of signing this report.

DIRECTORS' AND LEAD AUDITOR'S INDEPENDENCE DECLARATION

DIRECTORS' DECLARATION

The Directors of Australia and New Zealand Banking Group Limited declare that:

- a) in the Directors' opinion, the financial statements and notes of the Company:
 - i) are prepared in accordance with Part 7.8 of the *Corporations Act 2001*, including that they comply with the Australian Accounting Standards and the applicable regulations of the *Corporations Regulations 2001*; and
 - ii) give a true and fair view of the financial position of the Company as at 30 September 2019 and of its performance for the year ended on that date; and
- b) The auditor's report lodged with the financial statements is a true copy of the report on the financial statements.

Signed in accordance with a resolution of the Directors.



David M Gonski, AC
Chairman

30 October 2019



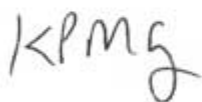
Shayne C Elliott
Director

LEAD AUDITOR'S INDEPENDENCE DECLARATION UNDER SECTION 307C OF THE CORPORATIONS ACT 2001

To the Directors of Australia and New Zealand Banking Group Limited declare that:

I declare that, to the best of my knowledge and belief, in relation to the audit of Australia and New Zealand Banking Group Limited for the financial year ended 30 September 2019 there have been:

- i) no contraventions of the auditor independence requirements as set out in the *Corporations Act 2001* in relation to the audit; and
- ii) no contraventions of any applicable code of professional conduct in relation to the audit.



KPMG



Alison Kitchen
Partner
Melbourne

30 October 2019

2【主な資産・負債及び収支の内容】

上記「1 財務書類」中の「(1)連結財務書類」および「(2)個別財務書類」ならびにそれぞれの注記を参照のこと。

3【その他】

(1) 事業年度末以降に生じた重要事象

2019年9月30日以降本書提出日現在まで、以下に記載する事項ならびに上記「1 財務書類－(1)連結財務書類－注記36（事業年度末以後の後発事象）」および「1 財務書類－(2)個別財務書類－注記32（事業年度末以後の後発事象）」に記載された事項を除き、ANZにとり重要な後発事象は生じていない。

子会社投資（レベル1）に係る自己資本の取扱いに関するAPRAの協議

2019年10月15日、APRAは、健全性基準APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」に対する修正案についての協議のために検討文書を公表した。APRAの提案による最も重要な変更は、レベル1の各銀行子会社および保険子会社への設備投資の取扱いに関して、当該投資における有形の構成要素が400%のリスク加重から以下へと変更される点である。

- ・ ANZBGLのレベル1のCET1純額の10%相当額を上限として、250%のリスク加重を行う。
- ・ 当該投資の残余は、CET1の資本控除として扱われる。

ANZBGLは、現在行っている投資への影響を検討中である。

当グループへの正味の影響は不明であり、多くの要因に依存する。これらの要因には、実施時に影響を受ける子会社の資産計上、健全性基準の最終版、およびこれらの提案による影響を概ね相殺し得る経営活動の効果を含む。

これらの提案は、影響を受ける子会社へのANZBGLの現在の投資を前提とすれば、相殺する経営活動が何ら行われない場合、ANZBGLのレベル1のCET1資本比率が最大約25億ドル（約75ベシス・ポイント）減少することを示唆している。しかし、ANZBGLは、そのような結果となる見込みは少なく、経営活動を行うことにより自己資本への正味の影響を最小限に抑えることができていると考えている。2021年1月1日からの実施が提案されているこれらの変更案は、当グループのレベル2のCET1資本比率には影響を及ぼさない。

I00Fに対するOnePath P&Iの売却

2019年10月17日に当グループは、OnePath P&I事業およびADGのI00Fへの売却価格の修正に関する合意を発表し、売却価格を2017年10月に公表した当初の9億7,500万ドルから1億2,500万ドル引き下げて8億5,000万ドルとした。新価格である8億5,000万ドルには、2018年10月に完了したADGの売却についてすでに当グループが受領していた約2,500万ドルが含まれる。条件の修正は市況の変動を反映しており、全体的な保証上限の引下げや、戦略的な提携契約の一部変更が盛り込まれている。2019年12月9日に当グループは更新した情報の中で、OnePath P&I事業のI00Fへの売却がAPRAにより承認されたことを認めた。この承認は取引に要求される最終承認としての性質を有し、当グループはこの取引が暦年の2020年第1四半期に完了すると予想しており、この取引により当グループのCET1資本比率が約20ベシス・ポイント増加すると見込んでいる。

S&Pグローバルによるオーストラリアの銀行業のカントリー・リスク評価およびANZBGLの追加的Tier 1 およびTier 2 資本の信用格付の引上げ

2019年10月24日、S&Pグローバルは、ANZBGL、当グループおよびその他のオーストラリアの大手銀行のスタンドアローン評価（「SACP」）を「a-」から1段階引き上げて「a」としたことを発表した。S&Pグローバルは、このことは「過去2年間における全国的な住宅価格の秩序ある修正と民間債務の緩やかな成長によってオーストラリアの銀行業界に見られる経済的リスクの減少」を反映したものであると述べた。

その結果、S&Pグローバルは、当グループのSACPの引上げに伴って、追加的Tier 1（「AT 1」）資本および当グループ内の事業体が発行した劣後債（Tier 2 資本）商品の信用格付を1段階引き上げた。

S&Pグローバルはまた、ANZBGLのシニア無担保信用格付がAA-（長期）およびA-1+（短期）であることを確認した。長期格付のアウトルックは引き続き安定的である。

変更されたANZBGLの格付は、以下のとおりである。

- ・ シニア債（長期）： AA-から変更なし（安定的）
- ・ シニア債（短期）： A-1+から変更なし
- ・ バーゼル3劣後債： BBBからBBB+へ引上げ
- ・ バーゼル3 AT 1 資本⁽¹⁾： BB+からBBB-へ引上げ

(1) これには、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの5億ニュージーランドドルのキャピタル・ノートを含み、その信用格付は当グループのSACPに基づいて決定されるため、同様にBB+からBBB-へ引き上げられた。

RBNZの自己資本要件のアップデート

2019年12月5日にANZBGLは、ニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）による最終的な自己資本要件⁽¹⁾の公表の影響について、情報を更新した。

当グループへの正味の影響として、CET1資本が2027年7月までに、管理バッファの約10億豪ドルを含めて30億豪ドル増加する（当グループの2019年9月30日現在のバランスシートに基づく。）。

この影響からは、より厳格な要件を満たすことを想定して2019年にANZニュージーランドが留保した約15億ニュージーランドドルの利益が除かれている（すなわち、CET1への総影響は、事前の想定⁽²⁾よりも小さい約45億豪ドルであった。）。

以下は、協議文書に関するRBNZの最終的な自己資本要件の主な変更点である。

- ・ ANZニュージーランドの所要Tier 1 資本合計（16%）に変更はないが、移行期間が7年に延び、当グループのCET 1 資本への影響が抑えられている。
- ・ 引上げの大部分はAT 1 資本に関するものであり（当初案の1.5%に対して2.5%）、所要CET 1 資本金額は引き下げられている⁽³⁾。
- ・ AT 1 資本として認定可能な繰上償還条項付優先株式。これによりANZニュージーランドは、内部向けに発行済みのAT 1 証券を外部カウンターパーティー向けに切り替えて資金調達を行えるようになると思われる。

2019年9月30日現在のANZのCET1資本比率は11.4%であり、APRAが問題なく強固とする10.5%の水準を35豪億ドル上回っている。

-
- (1) 2018年12月14日にRBNZは、「第4次資本レビュー協議文書：資本はどの程度十分か？」と題する協議文書を公表した。
 - (2) ANZBGLは、オーストラリア証券取引所（ASX）の2018年12月14日付の公表事項中の協議文書に対して意見を提出し、2019年5月17日に同協議文書に回答した。
 - (3) APRA健全性基準（APS）第111号（資本十分性：資本の測定）の2019年10月15日付の提案に基づく。

（２） 訴訟等

当グループに対する係属中の裁判、請求および請求の可能性がある。必要ある場合、専門家による法律上の助言を得て、かかる助言に照らして、適切とみなされる引当金の引当ておよび/または開示が行われている。場合により、実際的ではないため、またはかかる開示が当グループの利益を害する可能性があるため、当グループは個別事項の財務上の予想影響額を開示していないことがある。

詳細については、上記「１ 財務書類－(1)連結財務書類－注記33（コミットメント、偶発債務および偶発資産）」および「１ 財務書類－(2)個別財務書類－注記29（コミットメント、偶発債務および偶発資産）」を参照のこと。さらに完全を期するため、上記「第３ 事業の状況－２ 事業等のリスク－(2)主なリスクおよび不確実性」中の「16. 訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」という項目名のリスク要因の開示を参照のこと。

4【日本とオーストラリアとの会計原則の相違】

当グループの連結財務書類および当行の財務書類（「財務書類」）は、オーストラリア会計基準（AAS）およびオーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書（「AGAAP」と総称する。）に準拠して作成されている。国際財務報告基準（IFRS）はAGAAPの基礎を成している。

以下の記述は、当グループが適用するAGAAPと日本基準の重要な差異を概説したものである。当グループは、財務書類および関連注記の開示に関して、AGAAPと日本基準との間の比較表を作成しておらず、かかる差異を定量化していない。したがって、以下のAGAAPと日本基準の差異の概説が完全であるという保証はない。

投資の決定にあたって、投資家は当グループ、申込の条件および財務情報に関する自らの検証に依拠しなければならない。投資家はAGAAPと日本基準の差異、およびそれらの差異がどのように本書の財務情報に影響を与えるかを理解するために、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。

AGAAP、AGAAPの基礎となるIFRSおよび日本基準を公表する組織は、比較に将来重要な影響を与えうる継続中のプロジェクトを複数抱えている。さらに、所定の会計基準の変更の結果生じるAGAAPおよび日本基準の今後の差異を特定することは行っていない。

投資家は、投資を行うかどうかの決定にあたって、AGAAPと日本基準とでは結果が大きく異なりうることを前提とすべきである。当グループの連結当期純利益、資産および株主持分の決定に影響を与える可能性がある、AGAAPおよび日本基準の間の重要な差異は、以下のとおりである。

(a) 連結

被支配法人の識別

AGAAPにおいて、グループの連結財務諸表には、親会社および親会社が支配するすべての会社（すなわち子会社。組成された事業体を含む。）の財務諸表が含まれている。「支配」は、当グループが事業体に関与することで変動するリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ事業体に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有する場合に存在するとみなされる。パワーは、当グループに当該事業体の関連活動を指示する現在の能力を与える既存の権利を検討することで評価される。場合により、支配の決定には判断を伴う。

日本基準においても、親会社は支配しているすべての会社等を連結することが求められている。日本基準において、会社（親会社）は他の会社の意思決定機関を支配している場合、支配が存在するとみなされる。

ただし、一定の要件を満たす特別目的会社（SPE）については、子会社の定義に該当しないものと推定され、連結しないことができる。

連結事業体の会計方針の統一

AGAAPにおいて、財務諸表は統一した会計方針を使用して作成される。

日本基準においては、親会社および子会社が連結財務諸表を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されていなければならない。「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」によれば、在外子会社の所在地の会計原則に準拠して作成された財務諸表は原則として親会社の会計方針（日本基準）に修正する必要があるが、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合は、のれんの償却および退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理等の一定の項目を修正した上で、これを連結決算上利用できることと規定されている。

(b) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

AGAAPにおいては、売却目的保有に分類される要件を満たす資産は、帳簿価額又は売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定され、財政状態計算書（貸借対照表）において区分表示が求められる。非継続事業への区分が求められる構成単位の経営成績は、包括利益計算書において区分表示される

日本基準においては、売却目的で保有する非流動資産および非継続事業を扱う基準はないため、区分開示は求められない。

(c) 株式報酬

AGAAPにおいては、株式報酬の付与後に株価に関する条件が充たされずに報酬の確定後に失効が生じた場合、損益計算書への調整は行わない。

日本基準においては、権利の確定後に失効が生じた場合、以前に計上された株式報酬費用は戻し入れられ、損益計算書に戻入益を計上する。

(d) のれん

AGAAPにおいては、企業結合で取得したのれんは償却される代わりに毎年減損についてテストし、また事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合は、より頻繁に減損テストを実施する。減損損失をその後戻し入れることは認められていない。

日本基準においては、企業結合により発生するのれんの償却は20年以内の期間にわたって定期的に償却される。減損の兆候がある場合、のれんの未償却簿価は減損テストが行われる。

(e) 繰延保険獲得費用

AGAAPにおいては、将来の生命保険契約の利益から回収可能とみなされる保険獲得費用は繰り延べられ、当該契約の残存期間にわたって償却される。

AGAAPにおいては、手数料など投資型生命保険契約の獲得に直接起因する増分獲得費用は、個別の識別が可能で信頼性をもって測定可能であり、なおかつ回収の可能性が高い場合、資産として認識される。これらの繰延獲得費用は貸借対照表において無形資産として表示され、将来の保険契約手数料で回収される期間にわたって償却される。

日本基準においては、これらの費用は発生時に費用計上される。

(f) 保険契約負債

AGAAPにおいては、保険契約負債はプロジェクション法を採用した「マージン・オン・サービス」(MoS) モデルを用いて算定される。プロジェクション法において、債務は予想将来キャッシュフローに、まだ提供されていないサービスに関連する費用を超過する部分の収入にあたる予定マージン(差益)を加えた値を、当該債務の内容、構造、および期間を反映した無リスクの割引率を用いて割り引いた現在価値(純額)として算定される。予想将来キャッシュフローには、保険料、経費、解約返戻金、ボーナスを含む給付金の支払いなどが含まれる。

日本基準においては、生命保険契約の保険負債は平準純保険料方式で算定されるが、その具体的な計算方法は規制当局により詳細に定められている。また、各年度末に法人のアクチュアリーにより保険負債の十分性の検討が行われ、必要な場合には追加の責任準備金の認識が必要とされる場合がある。

(g) 資産の減損

AGAAPのもとでは、以下の減損テストが求められる。

- ・各報告日において、有形固定資産または耐用年数を確定できる無形資産(または無形資産が配分された資金生成単位(「CGU」))に減損の兆候があるかどうかを判断する。
- ・耐用年数が確定できないまたは使用可能になっていない無形資産およびのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず年次で減損テストを実施する。

減損テストにあたり、資産またはCGUの帳簿価額はその回収可能価額と比較される。当該回収可能価額が資産の簿価より小さい場合には、当該差額を減損として認識する。回収可能価額は、資産の公正価値から売却費用を控除した金額と、将来のキャッシュフローを現在価値に割引いて算出した使用価値のいずれか高い方の額である。

無形資産(のれんを除く)または有形固定資産について以前認識された減損損失は、減損損失がその後減少したか、もはや存在しなくなった場合には損益計算書に戻し入れられる。ただし、増加する資産額は、過年度において当該資産について減損損失が認識されていなかった場合に決定されたであろう帳簿価額(減価償却費を控除後)を超えてはならない。のれんに対する減損損失を、その後戻入れることは認められていない。

日本基準においても、減損会計は基本的にAGAAPと同様である。しかしながら、日本基準の場合、減損テストは減損の兆候がある場合にのみに行われ、簿価と割引前見積将来キャッシュフローとを比較し、簿価が高い場合に限り、資産の公正価値(売却費用控除後)および使用価値を考慮して減損損失を算定する。減損損失を、その後戻入れることは認められていない。

(h) 金融資産の譲渡による認識の中止

AGAAPのもとでは、金融資産の譲渡による認識の中止は、譲渡企業の譲渡資産に対する支配およびリスク/経済価値のエクスポージャーをどの程度留保しているかに基づいて行われる。所有に伴うすべてのリスクおよび経済価値が実質的には留保も移転もされない取引において、当該資産に対する支配権が失われた場合に当該資産の認識は中止される。一方、金融資産に対する支配の一部が留保される譲渡取引において、企業は継続的関与の範囲内(企業が譲渡資産の価値変動にさらされる範囲)について引き続き認識を継続する。

日本基準においては、財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転した場合に、金融資産の譲渡による認識の中止を行う。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(i) 公正価値オプション

AGAAPのもとでは、一定の条件が満たされた場合、金融資産、金融負債を当初認識時に「損益を通じて公正価値で測定する」項目に区分し、当初認識以降の測定により発生した公正価値差額を損益計算書に計上することが認められている。

日本基準においては、公正価値オプションは認められていない。

(j) ヘッジ会計

AGAAPのもとでは、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、海外事業に対する純投資ヘッジが認められている。公正価値ヘッジの場合、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジおよび海外事業に対する純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効部分は資本の部に計上され、非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジに関連して、

- ・ヘッジ手段が消滅、売却、解除された、またはもはやヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、資本の部に繰延べられた累積額はキャッシュフロー・ヘッジ準備金に留保され、その後ヘッジ対象が損益計算書に計上される際に損益計算書に振替えられる。

- ・予定取引がもう発生しないと予想される場合、資本の部に繰延べられた金額は直ちに損益計算書に計上される。

海外事業に対する純投資ヘッジに関連し、資本の部に認識された累積損益は、海外事業の処分または一部処分の際に損益計算書に認識される。

日本基準においては、ヘッジに有効性がある場合は原則として「繰延ヘッジ」が適用される。「繰延ヘッジ」とは、ヘッジ手段の公正価値の変動を、対応するヘッジ対象の損益が認識されるまで資本の部に計上する方法である。この例外として、売却可能有価証券（いわゆる「その他有価証券」）の価格変動リスクをヘッジする際には、「時価ヘッジ」を適用することができる。「時価ヘッジ」では、上記AGAAPの公正価値ヘッジと同様に、ヘッジ対象およびヘッジ手段の両方の公正価値の変動を同時に損益計算書に認識する。

(k) 確定給付制度

AGAAPのもとでは、各確定給付制度の確定給付債務の現在価値（予測単位積増方式を用いて計算される）が各制度の資産の公正価値より大きい場合には確定給付負債が認識される。また、この計算によって資産が生じる場合、回収可能な額を上限とする確定給付資産が認識される。各報告期間において、正味確定給付負債（資産）の増減は、以下のように取扱われる。

- ・当期の勤務費用、正味確定給付負債の利息純額、過去勤務費用およびその他の費用（例えば、縮小および清算の影響など）に関する増減（純額）は、損益計算書の営業費用に計上される。
- ・正味確定給付負債（資産）のうち数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く）を構成する部分の再測定は、その他包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・雇用者の拠出額は正味確定給付負債（資産）に直接認識される。

日本基準においては、退職給付債務額は「給付算定基準」または「期間定額基準」のいずれかを用いて計算される。

利息費用は退職給付債務に割引率を乗じて算定される。各報告期間において、勤務費用、利息費用、制度資産の期待収益、過去勤務費用および数理計算上の差異の当期の費用処理額（その他包括利益からリサイクリング）は、退職給付費用の一部として損益計算書に含まれる。

未認識の過去勤務費用および数理計算上の差異については、その他包括利益を通じて貸借対照表の資本の部に認識される。過去勤務費用および数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間の範囲内の一定の年数で、営業費用として損益計算書に計上することとされており、また発生時に費用処理する方法も認められている。

(l) 個別財務諸表における持分法

AGAAPのもとで、当行はAASB第2014-9号を適用しており親会社の個別財務諸表において関連会社に対する投資に持分法が適用されている。

日本基準においては、関連会社に対する投資は個別財務諸表において取得原価で計上される。

(m) AASB第9号「金融商品」

2014年12月にAASBは、AASB第139号「金融商品：認識および測定」（「AASB第139号」）を置き換えるオーストラリア会計基準AASB第9号「金融商品」を公表した。当グループは、2018年10月1日よりAASB第9号を適用している（2013年10月1日より当グループが早期適用した公正価値測定に指定した金融負債に関する「自己の信用」要件を除く。）。さらに、当グループは、AASB第2017-6号「オーストラリア会計基準の改訂－負の補償を伴う期限前償還要素（AASB第2017-6号）」を2018年10月1日より早期適用することを選択した。

AGAAPにおける主な規定の概要は、連結財務書類注記1「作成基準－当期に採用された会計基準」、AASB第9号「金融商品」を参照のこと。

金融資産の分類および測定

日本基準においては、金融商品は金銭債権、有価証券、デリバティブおよび金銭債務といった種類別に計上される。有価証券はさらに保有目的別に「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社および関連会社株式」、「その他有価証券」に分類される。「金銭債権」、「子会社および関連会社株式」は取得額で計上される。「満期保有目的の債券」は取得原価（債券を債券金額で取得した場合）または償却原価（債券を債券金額と異なる価額で取得した場合）のいずれかで計上される。「売買目的有価証券」および「デリバティブ取引から生じる正味の資産」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。「その他有価証券」は、時価で計上され、評価差額は純資産の部に計上される。

金融負債は、「金銭債務」および「デリバティブ取引から生じる正味の負債」に区分される。金銭債務は債務額をもって計上される。「デリバティブ取引から生じる正味の負債」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。

日本基準においては、金融商品の公正価値オプションは認められていない。

金融資産の減損

日本基準において、債権は債務者の状況に応じた3つの区分に分類され、区分ごとに算定された貸倒見積高に基づいて貸倒引当金が計上される。「満期保有目的の債券」、「子会社株式及び関連会社株式」ならびに「その他有価証券」の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

(n) 収益認識

AGAAPのもとでは、顧客との契約から生じるすべての収益に関する会計処理を定めているAASB第15号に基づいて収益が計上される。当該基準に基づいて、契約及び契約における履行義務を識別し、契約における取引価格をそれら履行義務に配分し、各履行義務が充足された時に（又は充足されるにつれて）収益が認識される。

日本の基準において、収益は実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り、収益として認識されるが、AGAAPのような包括的な規定はない。

2018年3月30日に、収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的とした企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が企業会計審議会から公表された。新基準は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」と概ね同様のものとなっている。新基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用されるが、早期適用が認められている。

第7【外国為替相場の推移】

当行の財務書類の表示に用いられた豪ドルと日本円との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（自平成29年10月1日 至平成30年9月30日） 平成30年12月21日に関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書 事業年度中（自平成30年10月1日 至平成31年3月31日） 令和元年6月21日に関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

該当事項なし

(4) 訂正報告書

上記(1)の有価証券報告書の訂正報告書を令和元年9月3日に関東財務局長に提出

上記(2)の半期報告書の訂正報告書を令和元年9月3日に関東財務局長に提出

(5) 発行登録書（募集）

該当事項なし

(6) 発行登録書（売出）

該当事項なし

(7) 訂正発行登録書（募集）

令和元年9月3日に関東財務局長に提出

(8) 訂正発行登録書（売出）

令和元年9月3日（2件）に関東財務局長に提出

(9) 発行登録追補書類（募集）

該当事項なし

(10) 発行登録追補書類（売出）

令和元年9月13日に関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

該当事項なし。

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。

(訳文)
独立監査人の同意書

オーストラリア・ニュージーランド銀行
取締役会 御中

私たちは、2019年9月30日終了事業年度に係るオーストラリア・ニュージーランド銀行の年次報告書に含まれるオーストラリア・ニュージーランド銀行の財務報告書に関連した2019年10月30日付のオーストラリア・ニュージーランド銀行の独立監査人の監査報告書が、金融商品取引法に従って2019年12月20日またはその前後に関東財務局長に提出される有価証券報告書の中に含まれることに同意する。

ケーピーエムジー(署名)

アリソン・キッチン (署名)
パートナー

オーストラリア、メルボルン市
2019年12月20日

[次へ](#)

CONSENT OF THE INDEPENDENT AUDITOR

To the Board of Directors

Australia and New Zealand Banking Group Limited

We hereby consent to the use of our Independent Auditor's Report to the Shareholders of Australia and New Zealand Banking Group Limited dated 30 October 2019 with respect to the financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited appearing in Australia and New Zealand Banking Group Limited's Annual Report for the year ended 30 September 2019 in the Annual Securities Report lodged with Director General of the Kanto Local Finance Bureau of Japan on or around 20 December 2019 for the purposes of satisfying the filing requirements of the Financial Instruments and Exchange Law in Japan.

KPMG

Alison Kitchen

Partner

Melbourne, Australia

20 December 2019

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書
(翻訳)

オーストラリア・ニュージーランド銀行株主各位

<財務書類監査>

監査意見

私たちは、オーストラリア・ニュージーランド銀行（以下、「銀行」という。）および銀行の事業年度末現在または当事業年度中における被支配法人（以下、総称して「グループ」という。）の財務書類について監査を行った。

私たちは、添付のグループの財務書類が、2001年会社法に基づき、以下のとおりであるものと認める。

- ・グループの2019年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度における経営成績を真実かつ公正に表示している。
- ・オーストラリア会計基準および2001年会社法規則に準拠している。

これらの財務書類は、以下より構成されている。

- ・2019年9月30日現在の連結財政状態計算書、
- ・同日に終了した事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュフロー計算書、
- ・重要な会計方針の要約を含む注記1から36、ならびに
- ・取締役の宣言

監査意見の根拠

私たちは、オーストラリア監査基準に準拠して監査を行った。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査の基準における私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に関する監査人の責任」に記載されている。

私たちは、オーストラリアにおける財務書類監査に関する2001年会社法 および職業的監査人倫理基準審議会のAPES110「職業的監査人の倫理規範（以下、「規範」という。）」における職業倫理に関する規範に従って、グループから独立しており、また、当該規範に準拠して監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項は以下のとおりである。

- ・ 予想信用損失引当金
- ・ 公正価値で保有する金融商品の評価
- ・ 顧客救済引当金
- ・ 投資の売却に関する会計処理
- ・ ITシステムおよび統制

監査上の主要な事項とは、当事業年度の財務書類監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。

監査上の主要な事項は、財務書類全体に対する監査の実施過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは当該項目に対して個別に意見を表明するものではない。

予想信用損失引当金（4,190百万ドル）

予想信用損失引当金に関する重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については、本財務書類注記13に記載されている。

監査上の主要な事項

グループは、2018年10月1日にAASB第9号「金融商品」（以下、「AASB第9号」という。）を適用した。これは、財務書類における貸付金および前渡金の重要性および予想信用損失引当金（以下、「ECL」という。）の測定に用いられるグループのECLモデル特有の複雑性により、監査上の主要な事項とされている。この新しい複雑な会計基準は、グループの貸付金および前渡金ならびに帳簿外のポジションについてECLの認識をグループに要求している。グループは、データならびに複数の経済シナリオおよびその他の仮定（信用リスクの著しい増大（以下、「SICR」という。）と定義されるもの等）の影響を含む数多くの見積りに依拠する新モデルを開発した。これは、重要な判断および見積りを伴うものであり、将来起こり得る可能性のある経済的事象を反映した将来予測的な情報を考慮している。

AASB第9号は、グループに、GDP予測や失業水準等の主要な将来予測的な仮定を含む、広範囲にわたる将来の経済状況を反映したECLを将来予測に基づいて測定するよう要求している。既知のECLモデルの限界またはローン・ポートフォリオの最新傾向に対応するために、モデルによるECLの算定後調整もまた、グループによって行われる。私たちは、使用された経済シナリオおよびグループがECLの算定に適用したオーバーレイの判断に対する批判的な検討において重要な判断を行う。

顧客の信用格付（以下、「CCR」という。）の低下等のSICRを識別するために選定された基準は、これらの基準により将来予測的な12か月の引当金計上、または全期間の引当金計上となるかを決定づけるため、グループによるECLの手法における主要な判断領域となる。

ECL計算とは別に、特定の閾値を超える個別に評価された貸付金に対する引当金は、グループによって個別に評価される。これらの特定の引当金は、予想される将来の現金返済額およびその貸付金に対してグループが保有する担保価値からの予想収入に基づいて設定される。

当該事項に対する監査上の対応

2019年9月30日に終了した事業年度のECL引当金および開示に関する私たちの監査手続は、当該会計基準の要件に照らしたグループの重要な会計方針の評価を含んでいた。さらに、私たちの手続には以下が含まれていた。

私たちは、以下に関する主要な統制をテストした。

- ・グループのECLモデルのガバナンスおよび検証プロセス
- ・将来予測的なマクロ経済の仮定およびシナリオ加重についてグループの内部ガバナンス・プロセスによる批判的な検討を通じたグループの評価および承認
- ・ECL算定プロセスで使用されたデータと総勘定元帳ならびにソース・システム内に記録されている総残高との調整
- ・ホールセール貸付金（大規模顧客へのエクスポージャーは個別に監視される）のカウンターパーティ・リスク格付けに関する主要な統制のテスト　私たちは、グループの貸付方針に対する新規貸付枠の承認、および取引先の信用状況の監視に関する統制を検証した。これには、取引先固有の内部的要因または外部のマクロ経済的要因のいずれかによるストレスの兆候を示すエクスポージャーの特定に関する統制を検証すること、カウンターパーティ・リスク評価における適時性および正確性を検証すること、ならびにグループの貸付方針および規制要件に対するリスク格付けを検証することが含まれる。
- ・個人向け貸付金について、貸付延滞や、支払延滞区分別のエクスポージャーを記録し、個別引当金を再計算するシステムに関する統制のテスト　私たちは、自動計算および変更管理統制について検証し、延滞の監視に関する統制に焦点を当て、グループによるポートフォリオの監視状況について評価した。私たちは、支払延滞プロファイルに基づいて、異なる貸付商品に対して計上された引当金の十分性をサンプルで検証し、保有担保からの期待回収額に関して行われた仮定について批判的に検討した。

私たちはまた、以下の監査上の主要な事項のITシステムおよび統制に詳述されているとおり、ECL引当金の測定においてグループが使用した主要なITアプリケーションに関して、関連する情報処理全般統制（以下、「GITC」という。）をテストした。

統制のテストに加えて、私たちの手続きには以下が含まれていた。

- ・グループの専門家および回収チームにより管理され、リスクがより高いまたは減損していると査定されたホールセール貸付金のサンプル、ならびにその他の貸付金サンプルの信用評価の実施。ここでは、減損の兆候を示しているとグループが査定した、より大規模なエクスポージャー、または（外部市況に照らした評価で）新たに生じたリスク領域に焦点を当てている。私たちは、グループの貸付金のリスク格付け、貸付金の回収可能性の評価、担保の評価および引当金に対する影響について批判的に検討した。これに当たって、私たちは、グループのローン・ファイルに含まれる情報を用いて貸付担当者とともに事例にまつわる事実および状況を把握し、私たち独自の回収可能性に関する評価を実施した。私たちの判断および手続きを実行することには、関連産業およびマクロ経済環境に関して私たちが把握している内容を利用して、回収可能性の評価においてグループが使用するデータおよび仮定と外部から入手した証拠（商品価格、一般に入手可能な監査済財務書類および保有する担保についての比較可能な外部評価等）を比較することが含まれる。関連がある場合、私たちは、評価を裏付けるという観点から将来キャッシュフローの予想時期を評価し、事業計画を承認し、評価において黙示される主要な仮定について批判的に検討した。
- ・ECL引当金を計算するためにグループのプロセスを把握し、確立された市場慣行および会計基準における要件に照らしてグループのECLモデル手法を評価した。
- ・私たちは、ケーピーエムジーのリスク・コンサルティングの専門家と協力して、貸付金のサンプルについてECL引当金を再計算し、これとグループが計上した金額を比較することによって、グループのECLモデルによる予測の正確性を評価した。
- ・私たちは、ケーピーエムジーの経済専門家と協力して、グループの将来予測的なマクロ経済の仮定およびグループのECLモデルに取り込まれたシナリオを批判的に検討した。私たちは、グループの予想GDPおよび失業率と関連性のある一般に入手可能なマクロ経済情報を比較した。また、矛盾した指標を識別するためにその他の既知の変数および私たちの他の監査手続きを通じて入手した情報を検討した。
- ・CCRの変動を考慮に入れて、貸付金のサンプルのステージング計算を再実施し、個別勘定レベルで適用される実際のステージングと私たちの予測を比較することによって、グループのSICR手法の実施を検証した。
- ・勘定残高およびCCR等データ・フィールドのサンプルと関連するソース・システムと照合することによってECLモデルに用いられたデータの正確性を評価した。

私たちはまた、グループによるECL引当金残高に対するモデル適用後の調整の構成要素における主要な仮定についても批判的に検討した。これには以下が含まれる。

- ・集中リスクに使用された基礎となるデータおよび景気循環引当金を評価して、その基礎となるポートフォリオの特性と最近の損失実績、現在の市況およびグループのローン・ポートフォリオに内在する特定のリスクを比較した。
- ・グループのECLモデルおよびグループのECLモデル検証プロセスで特定されたデータの不備を検討することによって、その他の追加的引当金に関する要件を評価した。
- ・グループの評価に対してポートフォリオで特定されたリスクの整合性をチェックすることによって、追加的引当金の網羅性を評価した。

AASB第7号「金融商品：開示」

当該会計基準の要件に照らし、私たちのテストによって得られた私たちの理解を利用することにより、グループの本財務書類における開示の適切性を評価した。

公正価値で保有する金融商品の評価

ー公正価値で保有する資産（243,888百万ドル）

ー公正価値で保有する負債（130,346百万ドル）

公正価値に関する重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については本財務書類注記17に記載されている。

監査上の主要な事項

グループの貸借対照表に計上された公正価値で保有する金融商品には、投資有価証券、売買目的有価証券、デリバティブ資産および負債、特定の負債証券、ならびに損益あるいはその他包括利益を通じて公正価値評価するものとして指定されたその他の資産および負債が含まれる。当該商品は主に顧客に販売されるリスク管理商品およびグループ固有の金利リスクおよび為替リスクを管理するためにグループによって使用されるものである。

公正価値で保有する金融商品の評価は、以下の要因で監査上の主要な事項と考えられる。

- ・公正価値で保有する金融商品は重要である（資産の25%および負債の14%）。
- ・数多くの国際拠点において膨大かつ広範囲に及ぶ商品が取引されることで、取引管理プロセスにおける不整合リスクが増加することにより評価が不正確なものとなりうる。
- ・売買目的有価証券およびデリバティブの公正価値の算定には、グループによる重要なレベルの判断を伴い、誤謬リスクの増加および私たちの監査に複雑性が加わる。商品の公正価値の算定に市場価格ではなく内部モデルが用いられている場合、または内部モデルへのインプット（割引率およびボラティリティの測定等）が観察可能でない場合、あるいは売買および経済の詳細ならびにモデル化の仮定を含む数多くの変数が存在し、それらが内部モデルに入力される場合には、判断のレベルが引き上げられる。

- ・グループが保有する特定のデリバティブの評価は、調達金利、デフォルト確率、デフォルト時損失率を含むインプットに対して変動する。資金調達リスクおよび信用リスクはともにデリバティブ商品の評価に組み込まれる。このため、この領域における私たちの監査業務は増加し、評価専門家の関与が必要とされた。

当該事項に対する監査上の対応

公正価値で保有する金融商品の評価に関する私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・重要な評価システムに関するアクセス権および変更管理統制のテスト
- ・インターフェースの管理、つまり、取引処理システム、評価および関連する評価調整を生成するための主要なシステム、グループの市場リスク管理システムおよび財務システム間のデータ転送の完全性および正確性を検証し、商品、拠点ごとの取引管理および評価プロセスにおける不整合を特定すること。
- ・ガバナンスおよび承認管理（評価モデルの経営陣のレビューおよび承認等）、ならびに新商品の承認に対する方針および手続のテスト
- ・グループの独立した市場およびトレジャリー管理部門によって作成された日々の金融商品売買によって生じた損益の照合に関するフロント・オフィス経営陣のレビューおよび承認のテスト
- ・基礎となる評価モデルの有効性および確実性を評価することを目的としたモデルの構築および妥当性に関する経営陣のレビューおよび承認のテスト
- ・公正価値がフロント・オフィス・チームによって決定された場合のグループのデータ検証の管理（市場データに対して公正価値を生成する際の主要なインプットに係るもの等）のテスト

私たちは観察可能および観察不能の両方のインプットを有する金融商品の評価に関するテストを行った。私たちの詳細テストには、評価専門家の関与による以下が含まれる。

- ・独立した情報源から入手した市場データと市場価格を含む観察可能なインプットを比較することにより、レベル1およびレベル2の投資有価証券および売買目的有価証券（主に国債、政府機関債、および社債）の評価を再実施した。
- ・公正価値が観察可能なインプットを使用して算定された場合、独立したモデルを使用して、拠点ごとにデリバティブ資産および負債の評価サンプルを再計算した。これには、グループのデリバティブ評価に用いられた観察可能なインプットのサンプルを、独立した情報源から入手した市場データ（金利、為替レートおよびボラティリティ等）と比較することが含まれた。
- ・デリバティブならびにその他の金融資産および負債の公正価値が観察不能なインプット（レベル3の商品）を用いて決定された場合、市場において比較可能なデータに用いられる主要なインプット（代替商品および入手可能な代替値の使用を含む）をテストすることによって、グループの評価モデルについて検討した。私たちは、グループの評価手法を業界慣行および会計基準における要件と比較した。

- ・多様な同業金融機関における現行および新しいデリバティブ評価慣行を適用して、また会計基準において必要とされる要件に照らして、デリバティブ金融商品に関するグループの評価手法の妥当性を評価した。私たちは、評価に対して行われた調整、特に無担保デリバティブに係る資金調達調整および信用評価調整をテストした。特に、拠点ごとの個別の取引相手のサンプルについて、私たちは、信用評価調整計算への主要なインプット（デフォルト確率を含む）を観察可能な市場データに照らしてテストを行った。代替商品が用いられる場合、私たちは、数多くの拠点において、入手可能な代替値に対して代替商品の評価を行った。

顧客救済引当金（1,139百万ドル）

重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については本財務書類注記21および33に記載されている。

監査上の主要な事項

グループは、内部および外部調査ならびにレビューにより生じた特定の顧客救済措置に関連する引当金の認識の必要性について評価した。これには、予想される顧客への返金、救済プロジェクト費用ならびに関連する顧客および規制当局の請求、違約金および訴訟結果に関する引当金が含まれる。

顧客救済引当金は、以下に関するグループの決定を評価するに当たり、その評価に関与する調査件数および金額が莫大であり、私たちの判断が要求されることから、監査上の主要な事項と考えられる。

- ・その事象を会計基準で規定されている要件に照らし、過去の事象によって生じた現在の法的債務または推定的債務の存在
- ・調査の結果により支払可能性のある金額について信頼性のある見積り（関連費用および規制当局の違約金の見積りを含む）
- ・私たちが検討すべき見積りの幅の拡大につながるような法的手続き、追加調査、および規制当局によるレビューの可能性

当該事項に対する監査上の対応

顧客救済引当金に関する私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・顧客救済に関する支払い、関連プロジェクト費用ならびにコンプライアンス事項に関連した法的措置、調査および規制当局からのレビューに関する調査による影響を識別および評価するためのグループのプロセスを把握した。
- ・その他の救済措置に関する継続中の法律および規制事項ならびに調査についてグループに照会した。
- ・外部の法律顧問に照会した。
- ・グループの取締役会、役員会、さまざまな経営委員会の議事録およびその他の関連文書を通読し、グループの監査およびリスク委員会の会議に出席した。
- ・関連規制当局との通信を調査した。

- ・個別のエクスポージャーのサンプルについて、引当金および関連費用の認識および測定的基础を会計基準の規定に照らして評価した。私たちは、引当方法および裏付けとなる仮定の把握と検討を行った。
- ・私たちの広範囲にわたる業界事案の知識および経験、グループの文書ならびに現在の規制環境に基づいて、エクスポージャーが生じる可能性のある事項を評価することによって網羅性をテストした。私たちはまた、これらのエクスポージャーの特性を、引当金または偶発債務を定義する会計基準の規定に照らして確認した。
- ・信頼性の高い見積りが出来ない引当金の認識に関して、グループによる結論の適切性をオーストラリア会計基準要件に照らして評価した。
- ・関連する開示をオーストラリア会計基準の要件に照らして評価した。

富裕層オーストラリアの売却

重要な会計上の見積り、判断および開示については本財務書類注記 1 および29に記載されている。

監査上の主要な事項

2017年10月17日にグループは、One Pathの年金および投資事業（以下、「One Path P&I」という。）ならびに提携ディーラー・グループ（以下、「ADG」という。）事業をI00Fホールディングス・リミテッド（以下、「I00F」という。）へ売却することを発表した。ADG事業の売却は、2018年10月1日に完了した。2019年10月17日にグループは、I00Fとの契約条件を変更したことを発表しているが、APRA承認を条件としているため、グループは、当該取引の完了が暦年の2020年第1四半期になることを予想している。2017年12月12日にグループは、グループの生命保険事業をチューリッヒ・フィナンシャル・サービスズ・オーストラリア・リミテッドへ売却すること（以下、「売却事業」という。）を発表した。当該取引は、2019年5月31日に完了しており、売却代金に対する最終調整は、売却完了後の純資産のレビューの最終決定を必要とする。これらの事業は、富裕層オーストラリア事業セグメントの一部であった。売却事業の財務成績は、非継続事業として表示されており、One Path P&Iに関連する資産および負債は、貸借対照表日現在において引き続き売却目的保有に分類されている。

当該売却は、以下により監査上の主要な事項と考えられる。

- ・グループに対する売却事業の重要性
- ・会計基準の要件および当該売却の契約条件を用いてグループが売却事業の測定において下した判断
- ・報告日後、財務書類の公表が承認される前に発生する事象を評価する際にグループが下した判断
- ・2019年9月30日現在における売却の可能性を評価するにあたり、グループがオーストラリア会計基準の要件に照らして下した判断

私たちは、非継続事業の測定において、以下を含む判断が存在する分野に焦点を当てた。

- ・売却事業間とののれんの配分
- ・売却を完了するために必要な費用の見積り（グループからの売却事業の分離に関連する費用を含む）

- ・売却事業のその後の再測定による調整
- ・売却事業に関連する後発事象の調整の有無の検討
- ・売却に関連する税金の取り扱い（売却に係わる損失に重要な影響を与える可能性があり、専門家の知識を必要とする）

当該事項に対する監査上の対応

売却事業に関する私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・売却条件を把握するために関連する取引文書を通読した。
- ・貸借対照表日現在における会計基準の規定に照らして、売却目的保有として認識および測定される売却事業に関する規定を評価した。
- ・取引文書の条件を会計基準における非継続事業に関する基準に照らして売却の実態を評価した。
- ・売却目的保有の売却事業の測定に関するグループの統制について評価した。これには、運営委員会のレビューおよびグループからの売却事業の分離に関連する費用の承認が含まれていた。
- ・処分資産および負債の識別について、それら資産および負債の取引文書のサンプルを裏付けとなる貸借対照表日現在の財務記録を比較することによって評価した。
- ・取引文書および裏付けとなる財務記録に照らして売却対価を確認した。
- ・会計基準への準拠について、売却事業のグループからの分離に関連する費用の識別、認識の基礎および取扱いをサンプルで評価した。
- ・売却事業のグループからの分離に関する費用の額と市場における類似取引と比較した。
- ・私たちは、ケーピーエムジーの税務専門家を擁して、税法の規定に照らし関連する税務上の取扱いを評価した。
- ・私たちの事業に関する知識と会計基準の規定に基づいて、のれんを売却事業に配分するためにグループが適用した手法を評価した。
- ・売却およびその後の再測定調整ごとにグループによる損失計算を確認した。
- ・報告日後、財務書類の公表が承認される前に発生する事象を評価した。
- ・財務報告の開示を会計基準の規定に照らして評価した。

ITシステムおよび統制

監査上の主要な事項

オーストラリアの大手銀行として、グループの事業は、大量の取引を処理し、記録するために数多くの複雑かつ相互依存型の情報技術（以下、「IT」という。）システムを活用している。ITシステムへのアクセスおよび変更に係る統制は、財務情報を記録する上で重要であり、グループの財政状態および経営成績を真実かつ公正に表示する財務書類の作成において重要である。ITシステムおよび統制は、財務記録および取引報告に影響を与えるため、監査上の主要な事項とされており、私たちの監査手続はグループのIT統制の運用状況の有効性に依拠して、著しく異なる可能性がある。ケーピーエムジーのIT専門家は、私たちの監査チームの中核としてエンゲージメントを通じて活用された。

当該事項に対する監査上の対応

私たちは、重要な取引を処理し、総勘定元帳に残高を記録するために用いる主要なITアプリケーション（システム）に関するテクノロジー統制環境をテストした。私たちはまた、これらのシステムの中に組み込まれている、テクノロジーによって可能になるビジネス・プロセスの効率的な運用をサポートする自動化された統制についても検証した。私たちの監査手続には以下が含まれる。

- ・ IT環境全般（グループの方針の整備、レビューおよび認識に対するアプローチ、ならびにITリスク管理業務を含む）におけるガバナンスおよび全般的な統制について評価した。
- ・ ユーザ・アクセス・マネジメント・ライフサイクル全般に係る統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、重要なITアプリケーションおよびそのサポート基盤におけるユーザーアクセス権の付与、レビューおよび削除が適時にどのように行われるかが含まれる。私たちはまた、各ITアプリケーションおよびそのサポート基盤全般につき、特別な権限および機能がどのように管理されているかにも着目した。
- ・ 変更管理を可能にするための統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、重要なITアプリケーションの本番環境移行前の変更の開始、文書化、承認、テストおよび認可がどのように行われるかが含まれる。私たちはまた、グループ全体のITアプリケーションに変更を加える際のユーザのアクセスの適切性についても評価した。
- ・ グループのテクノロジー・チームがシステムのジョブをスケジュールし、システムの完全性を監視するために使用する統制の整備および運用状況の有効性のテスト。
- ・ プログラム開発をサポートするための統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、ANZデリバリー・フレームワークごとに改訂されたガイドラインの導入が含まれる。
- ・ 自動化されたビジネス・プロセスの統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、ITアプリケーション内の不適切な役割の組み合わせによって生じる対立を解消するための職務分掌、計算、マッピングおよび金融取引のフラグを立てることを実行するためのコンフィギュレーション、システム間とシステム内の両方における自動照合統制ならびに監査全般のサンプリング、データ分析および財務報告に用いられる重要なシステム報告のデータの完全性を強化するものが含まれる。

その他の記載内容

その他の記載内容とは、財務書類および監査報告書に加えて提供されている、オーストラリア・ニュージーランド銀行の年次報告書の財務情報および非財務情報の両方である。その他の記載内容に対する責任は取締役にある。

財務書類に関する私たちの意見は、その他の記載内容を対象としていないため、私たちは、報酬報告書およびそれに対する私たちの保証意見を除き、当該その他の記載内容に対して監査意見を表明しないし、またいかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関連して、私たちの責任は、その他の記載内容を読み、その過程で、当該その他の記載内容が財務書類または私たちが監査上入手した知識と重要な相違があり、そのため重要な虚偽記載があるかどうかを検討することである。

実施した手続きに基づき、監査報告書の日付よりも前に、当該その他の情報に重要な虚偽記載があるとの結論に至った場合、私たちは当該事実を報告する義務がある。この点に関して、私たちが報告すべきことはない。

財務書類に関する取締役の責任

取締役の責任は以下のとおりである。

- ・オーストラリア会計基準および2001年会社法に準拠した真実かつ公正な財務書類を作成すること。
- ・不正または誤謬による重要な虚偽記載がない財務書類を作成し、真実かつ公正に表示するために取締役が必要と判断した内部統制を整備および運用すること。
- ・継続企業の前提に基づき財務書類を作成すること、および継続企業の会計基準を使用することが適切かどうかを評価すること。取締役が清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務書類を作成し、財務報告の枠組みおよび開示規則に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示すること。

財務書類監査に関する監査人の責任

監査の目的は以下のとおりである。

- ・全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得ること
- ・監査報告書において監査意見を表明すること

合理的な保証は、高い水準の保証である。しかしながら、オーストラリア監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に関する監査人の責任のより詳細な記載は、監査および保証基準審議会のウェブサイト http://www.auasb.gov.au/auditors_responsibilities/ar1.pdf に掲載されている。当該記載は、監査報告書の一部である。

＜報酬報告書に関する報告＞

私たちは、オーストラリア・ニュージーランド銀行の2019年9月30日に終了した事業年度の報酬報告書が、2001年会社法第300A条に準拠しているものと認める。

取締役の責任

取締役の責任は、2001年会社法の第300A条に準拠して報酬報告書を作成し、開示することにある。

監査人の責任

私たちは、取締役報告書の66ページから98ページ（訳者注：原文のページ番号である。）に記載された2019年9月30日に終了した事業年度の報酬報告書について監査を行った。

監査人の責任は、オーストラリア監査基準に準拠して行った監査に基づいて、報酬報告書について意見を表明することである。

ケーピーエムジー（署名）
オーストラリア、メルボルン市
2019年10月30日

アリソン・キッチン（署名）
パートナー

[前へ](#) [次へ](#)

Independent Auditor's Report

TO THE SHAREHOLDERS OF AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LIMITED REPORT ON THE AUDIT OF THE FINANCIAL REPORT

OPINION

We have audited the Financial Report of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company) and the entities it controlled at the year end and from time to time during the financial year (together, the Group).

In our opinion, the accompanying Financial Report of the Group is in accordance with the *Corporations Act 2001*, including:

- giving a true and fair view of the Group's financial position as at 30 September 2019 and of its financial performance for the year ended on that date; and
- complying with Australian Accounting Standards and the *Corporations Regulations 2001*.

The Financial Report comprises the:

- consolidated statement of financial position as at 30 September 2019;
- consolidated income statement, consolidated statement of comprehensive income, consolidated statement of changes in equity, and consolidated statement of cash flows for the year then ended;
- notes 1 to 36 including a summary of significant accounting policies; and
- Directors' Declaration.

BASIS FOR OPINION

We conducted our audit in accordance with Australian Auditing Standards. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the Financial Report section of our report.

We are independent of the Group in accordance with the *Corporations Act 2001* and the ethical requirements of the Accounting Professional and Ethical Standards Board's APES 110 *Code of Ethics for Professional Accountants (the Code)* that are relevant to our audit of the Financial Report in Australia. We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code.

KEY AUDIT MATTERS

The Key Audit Matters we identified are:

- Allowance for expected credit losses ;
- Valuation of Financial Instruments held at Fair Value;
- Provision for Customer Remediation;
- Accounting for Divestments; and
- IT Systems and Controls.

Key Audit Matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the Financial Report of the current period.

These matters were addressed in the context of our audit of the Financial Report as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (\$4,190M)

Refer to the critical accounting estimates and judgements and disclosures in relation to the allowance for expected credit losses in Note 13 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

AASB 9 Financial Instruments (AASB 9) was adopted by the Group on 1 October 2018. This is a key audit matter due to the significance of the loans and advances balance to the financial statements and the inherent complexity of the Group's Expected Credit Loss (ECL) models (ECL models) used to measure ECL allowances. This new and complex accounting standard requires the Group to recognise ECLs on its loans and advances and off-balance sheet positions; the Group developed new models which are reliant on data as well as a number of estimates including the impact of multiple economic scenarios and other assumptions such as defining a significant increase in credit risk (SICR). This involves significant judgement and estimates and takes into account forward looking information reflecting potential future economic events.

AASB 9 requires the Group to measure ECLs on a forward-looking basis reflecting a range of future economic conditions, including key forward-looking assumptions such as forecast GDP and unemployment levels. Post-model adjustments to the ECL results are also made by the Group to address known ECL model limitations or emerging trends in the loan portfolios. We exercise significant judgement in challenging the economic scenarios used and the judgemental overlays the Group applied to the ECL results.

The criteria selected to identify a SICR, such as a decrease in customer credit rating (CCR), are key areas of judgement within the Group's ECL methodology as these criteria determine if a forward-looking 12 month or lifetime allowance is recorded.

Separate from the ECL calculation, allowances for individually assessed loans exceeding specific thresholds are individually assessed by the Group. These specific allowances are established based on the expected future cash repayments and estimated proceeds from the value of the collateral held by the Group in respect of the loans.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for the allowance for ECL and disclosures for the year ended 30 September 2019 included assessing the Group's significant accounting policies against the requirements of the accounting standard.

Additionally our procedures covered:

We tested key controls in relation to:

- The Group's ECL model governance and validation processes;
- The Group's assessment and approval of the forward looking macroeconomic assumptions and scenario weightings through challenge applied by the Group's internal governance processes; and
- Reconciliation of the data used in the ECL calculation process to gross balances recorded within the general ledger as well as source systems.
- Testing the key controls over counterparty risk grading for wholesale loans (larger customer exposures are monitored individually). We tested the approval of new lending facilities against the Group's lending policies, and controls over the monitoring of counterparty credit quality. This included testing controls over the identification of exposures showing signs of stress, either due to internal factors specific to the counterparty or external macroeconomic factors, and testing the timeliness of and the accuracy of counterparty risk assessments and risk grading against the requirements of the Group's lending policies and regulatory requirements; and
- For retail loans, testing controls over the systems which record lending arrears, group exposures into delinquency buckets and re-calculate individual allowances. We tested automated calculation and change management controls and evaluated the Group's oversight of the portfolios, with a focus on controls over delinquency monitoring. We tested a sample of the level of allowances held against different loan products based on the delinquency profile and challenged assumptions made in respect of expected recoveries, including from collateral held.

We also tested relevant General Information Technology Controls (GITCs) over the key IT applications used by the Group in measuring ECL allowances

as detailed in the IT Systems and Controls key audit matter below.

In addition to controls testing, our procedures included:

- Performing credit assessments of a sample of wholesale loans controlled by the Group's specialist workout and recovery team assessed as higher risk or impaired, and a sample of other loans, focusing on larger exposures assessed by the Group as showing signs of deterioration, or in areas of emerging risk (assessed against external market conditions). We challenged the Group's risk grading of the loan, assessment of loan recoverability, valuation of security and the impact on the credit allowance. To do this, we used the information on the Group's loan file, understood the facts and circumstances of the case with the loan officer, and performed our own assessment of recoverability. Exercising our judgement, our procedures included using our understanding of relevant industries and the macroeconomic environment and comparing data and assumptions used by the Group in recoverability assessments to externally sourced evidence, such as commodity prices, publicly available audited financial statements and comparable external valuations of collateral held. Where relevant we assessed the forecast timing of future cash flows in the context of supporting valuations and approved business plans and challenged key assumptions implicit in the valuations;
- Obtaining an understanding of the Group's processes to determine ECL allowances, evaluating the Group's ECL model methodologies against established market practices and criteria in the accounting standards;
- Working with KPMG Risk Consulting specialists, we assessed the accuracy of the Group's ECL model predictions by re-performing, for a sample of loans, the ECL allowance and comparing this to the amount recorded by the Group;
- Working with KPMG Economic specialists, we challenged the Group's forward-looking macroeconomic assumptions and scenarios incorporated in the Group's ECL models. We compared the Group's forecast GDP and unemployment rates to relevant publicly available macro-economic information, and considered other known variables and information obtained through our other audit procedures to identify contradictory indicators;
- Testing the implementation of the Group's SICR methodology by re-performing the staging calculation for a sample of loans and comparing our expectation to actual staging applied on an individual account level, taking into consideration movements in CCR; and
- Assessing the accuracy of the data used in the ECL models by confirming a sample of data fields such as account balance and CCR to relevant source systems.

We also challenged key assumptions in the components of the Group's post-model adjustments to the ECL allowance balance . This included:

- Evaluating underlying data used in concentration risk and economic cycle allowances by comparing underlying portfolio characteristics to recent loss experience, current market conditions and specific risks inherent in the Group's loan portfolios;
- Assessing the requirement for other additional allowances considering the Group's ECL model and data deficiencies identified by the Group's ECL model validation processes; and
- Assessing the completeness of additional allowance overlays by checking the consistency of risks identified in the portfolios against the Group's assessment.

AASB 7 Financial Instruments: Disclosures

Assessing the appropriateness of the Group's disclosures in the financial report using our understanding obtained from our testing against the requirements of the accounting standard.

VALUATION OF FINANCIAL INSTRUMENTS HELD AT FAIR VALUE:

—ASSETS HELD AT FAIR VALUE \$243,888M

—LIABILITIES HELD AT FAIR VALUE \$130,346M

Refer to the critical accounting estimates, judgements and disclosures of fair values in Note 17 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

Financial instruments held at fair value on the Group's balance sheet include investment securities, trading securities, derivative assets and liabilities, certain debt securities, and other assets and liabilities designated as measured at fair value through profit or loss or fair value through other comprehensive income. The instruments are mainly risk management products sold to customers and used by the Group to manage its own interest rate and foreign exchange risk.

The valuation of financial instruments held at fair value is considered a Key Audit Matter as:

- Financial instruments held at fair value are significant (25% of assets and 14% of liabilities);
- The significant volume and range of products transacted, in a number of international locations, increases the risk of inconsistencies in transaction management processes that could lead to inaccurate valuation;
- Determining the fair value of trading securities and derivatives involves a significant level of judgement by the Group, increasing the risk of error, and adding complexity to our audit. The level of judgement increases where internal models, as opposed to quoted market prices, are used to determine fair value of an instrument, or where inputs to the internal models, such as discount rates and measures of volatility, are not observable; or where there are a greater number of variables, including trade economic details and modelling assumptions, which feed into the internal models; and

- The valuation of certain derivatives held by the Group is sensitive to inputs including funding rates, probabilities of default loss given default. Both funding and credit risk are incorporated within the valuation of certain derivative instruments. This increased our audit effort in this area and necessitated the involvement of valuation specialists.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for the valuation of financial instruments held at fair value included:

- Testing access rights and change management controls for key valuation systems;
- Testing interface controls, notably the completeness and accuracy of data transfers between transaction processing systems, key systems used to generate valuations and any related valuation adjustments, and the Group's market risk management and finance systems to identify inconsistencies in transaction management and valuation processes across products and locations;
- Testing the governance and approval controls, such as management review and approval of the valuation models, and approval of new products against policies and procedures;
- Testing the front office management review and approval of the daily financial instrument trading profit and loss reconciliations prepared by the Group's independent market and treasury control;
- Testing the management review and approval of model construction and validation, aimed at assessing the validity and robustness of underlying valuation models; and
- Testing the Group's data validation controls, such as those over key inputs in generating the fair value to market data where fair values were determined by front office teams.

We carried out testing over the valuation of financial instruments with both observable and unobservable inputs.

Our specific testing involved valuation specialists and included:

- Re-performing the valuation of 'level 1' and 'level 2' investment securities and trading securities, which are primarily government, semi- government and corporate debt securities, by comparing the observable inputs, including quoted prices, to independently sourced market data;
- Using independent models, re-calculating the valuation of a sample, across locations, of derivative assets and liabilities where the fair value was determined using observable inputs. This included comparing a sample of observable inputs used in the Group's derivative valuations to independently-sourced market data, such as interest rates, foreign exchange rates and volatilities;
- Where the fair value of derivatives and other financial assets and liabilities were determined using unobservable inputs ('level 3' instruments), challenging the Group's valuation model by testing the key inputs used to comparable data in the market, including the use of proxy instruments and available alternatives. We compared the Group's valuation methodology to industry practice and the criteria in the accounting standards; and

- Evaluating the appropriateness of the Group's valuation methodology for derivative financial instruments, having regard to current and emerging derivative valuation practices across a range of peer institutions, and against the required criteria in the accounting standards. We tested adjustments made to valuations, particularly funding and credit valuation adjustments on un-collateralised derivatives. In particular, for a sample of individual counterparties, across locations, we tested key inputs to the credit valuation adjustment calculation, including the probability of default, against observable market data. Where proxies were used, we assessed the proxy against available alternatives, across a number of locations.

PROVISION FOR CUSTOMER REMEDIATION (\$1,139M)

Refer to the critical accounting estimates, judgements and disclosures in Notes 21 and 33 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

The Group has assessed the need to recognise provisions in relation to certain customer remediation activities arising from both internal and external investigations, and reviews. This includes provisions for expected refunds to customers, remediation project costs and related customer and regulatory claims, penalties, and litigation outcomes.

The provision for customer remediation activities is a Key Audit Matter due to the number of investigations, the quantum of amounts involved, and the judgements required by us in assessing the Group's determination of:

- The existence of a present legal or constructive obligation arising from a past event using the conditions of the event against the criteria in the accounting standards;
- Reliable estimates of the amounts which may be paid arising from investigations, including estimates of related costs and regulatory penalties; and
- The potential for legal proceedings, further investigations, and reviews from its regulators leading to a wider range of estimation outcomes for us to consider.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for customer remediation provisions included:

- Obtaining an understanding of the Group's processes for identifying and assessing the potential impact of the investigations into customer remediation payments, related project costs and legal proceedings associated with compliance matters, investigations and reviews from its regulators;
- Enquiring with the Group regarding ongoing legal and regulatory matters, and investigation into other remediation activities;
- Enquiring with external legal counsel;
- Reading the minutes and other relevant documentation of the Group's Board of Directors, Board Committees, various management committees, and attending the Group's Audit and Risk Committee meetings;
- Inspecting correspondence with relevant regulatory bodies;

- For a sample of individual exposures, assessing the basis for recognition and measurement of a provision and associated costs against the requirements of the accounting standards. We did this by understanding and challenging the provisioning methodologies and underlying assumptions;
- Testing completeness by evaluating where exposures may have arisen based upon our knowledge and experience of broader industry matters, the Group's documentation and the current regulatory environment. We also checked these features of these exposures against the criteria defining a provision or a contingency in the accounting standards;
- Assessing the appropriateness of the Group's conclusions against the requirements of Australian Accounting Standards where estimates were unable to be reliably made for a provision to be recognised; and
- Evaluating the related disclosures against the requirements of Australian Accounting Standards.

DIVESTMENT OF WEALTH AUSTRALIA

Refer to the critical accounting estimates, judgments and disclosures in Notes 1 and 29 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

On 17 October 2017, the Group announced the sale of its OnePath Pensions and Investments (OnePath P&I) business and Aligned Dealer Groups (ADGs) business to IOOF Holdings Limited (IOOF). The sale of the ADGs business completed on 1 October 2018. On 17 October 2019, the Group announced it had revised its contract terms with IOOF and, subject to APRA approval, the Group expects the transaction to complete in the first quarter of calendar year 2020. On 12 December 2017, the Group announced the sale of its Life Insurance business to Zurich Financial Services Australia Limited (together, the Divestment Businesses). The transaction completed on 31 May 2019 and final adjustments to sale proceeds are subject to finalization of a post completion net asset review. These businesses were part of the Wealth Australia operating segment. The financial results of the Divestment Businesses are presented as discontinued operations, and the associated assets and liabilities of OnePath P&I continues to be classified as held for sale at balance date.

The divestments are considered a Key Audit Matter due to the:

- significance of the Divestment Businesses to the Group;
- judgement applied by the Group in the measurement of the Divestment Businesses using the requirements accounting standards and the terms and conditions of the divestments;
- judgement is applied by the Group when assessing events that occur after the reporting date but before the financial statements are authorized for issue; and
- judgement applied by the Group in assessing the probability of the divestments against the requirements of Australian Accounting Standards at 30 September 2019.

We focused on the areas where judgement exists in the measurement of the discontinued operations, including the:

- allocation of goodwill between the Divestment Businesses;
- estimation of costs required to complete the divestments including costs associated with separating these businesses from the Group;

- subsequent re-measurement adjustments of the Divestment Businesses;
- consideration of adjusting and non-adjusting subsequent events relating to the Divestment Businesses; and
- taxation implications of the divestments, potentially having a significant impact on the loss on sale and requiring specialist knowledge.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures in relation to the Divestment Businesses included:

- Reading the relevant transaction documents to understand the terms and conditions of the divestments;
- Assessing the criteria for the Divestment Businesses to be recognised and measured as held for sale against the criteria in the accounting standards at balance sheet date;
- Evaluating the substance of the divestments using the terms and conditions of the transaction documents against the criteria for discontinued operations in the accounting standards;
- Evaluating the Group's controls for measurement of the divestments held for sale. This included the Steering Committee review and approval of costs associated with separating the divestments from the Group;
- Assessing, on a sample basis, the identification of assets and liabilities disposed by comparing to transaction documents and underlying financial records at balance date;
- Checking the consideration for the divestments to the transaction documents and underlying financial records;
- Assessing the identification, basis for recognition, and treatment of a sample of costs associated with separating the divestments from the Group for compliance with the accounting standards;
- Comparing the quantum of the costs associated with separating the divestments from the Group to similar transactions within the market;
- Using our tax specialists, we evaluated the associated tax implications against the requirements of the tax legislation;
- Evaluating the methodology applied by the Group to allocate goodwill between the Divestment Businesses based on our knowledge of the businesses and the requirements of the accounting standards;
- Checking the Group's calculations of loss on sale of each of the divestments and any subsequent re-measurement adjustments;
- Assessing events that occur after the reporting date but before the financial statements were authorized for issue; and
- Assessing the disclosure in the financial report against the requirements of the accounting standards.

IT SYSTEMS AND CONTROLS

The Key Audit Matter

As a major Australian bank, the group's businesses utilise a large number of complex, interdependent Information Technology (IT) systems to process and record a high volume of transactions. Controls over access and changes to IT systems are critical to the recording of financial information and the preparation of a financial report which provides a true and fair view of the Group's financial position and performance. The IT systems and controls, as they impact the financial recording and reporting of transactions, is a key audit matter and our audit approach could significantly differ depending on the effective operation of the Group's IT controls. KPMG IT specialists were used throughout the engagement as a core part of our audit team.

How the matter was addressed in our audit

We tested the technology control environment for key IT applications (systems) used in processing significant transactions and recording balances in the general ledger. We also tested automated controls embedded within these systems which support the effective operation of technology-enabled business processes. Our audit procedures included:

- Assessing the governance and higher-level controls in place across the IT Environment, including the approach to Group policy design, review and awareness, and IT Risk Management practices.
- Design and operating effectiveness testing of controls across the User Access Management Lifecycle, including how users are on-boarded, reviewed, and removed on a timely basis from critical IT applications and supporting infrastructure. We also looked at how privileged roles and functions are managed across each IT Application and the supporting infrastructure.
- Design and operating effectiveness testing of controls in place to enable Change Management including how changes are initiated, documented, approved, tested and authorised prior to migration into the production environment of critical IT Applications. We also assessed the appropriateness of users with access to make changes to IT applications across the Group.
- Design and operating effectiveness testing of controls used by the Group's technology teams to schedule system jobs and monitor system integrity.
- Design and operating effectiveness testing of controls in place to support Program Development, including the implementation of revised guidelines per the new ANZ Delivery Framework.
- Design and operating effectiveness testing of automated business process controls include those that enforce segregation of duties conflicts between toxic role combinations within IT applications, configurations in place to perform calculations, mappings, and flagging of financial transactions, automated reconciliation controls, both between systems and intra-system and data integrity of critical system reporting used for sampling, data analysis and financial reporting across the audit.

OTHER INFORMATION

Other Information is both financial and non-financial information in Australia and New Zealand Banking Group Limited's annual reporting which is provided in addition to the Financial Report and the Auditor's Report. The Directors are responsible for the Other Information.

Our opinion on the Financial Report does not cover the Other Information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon, with the exception of the Remuneration Report and our related assurance opinion.

In connection with our audit of the Financial Report, our responsibility is to read the Other Information. In doing so, we consider whether the Other Information is materially inconsistent with the Financial Report or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated.

We are required to report if we conclude that there is a material misstatement of this Other Information, and based on the work we have performed on the Other Information that we obtained prior to the date of this Auditor's Report, we have nothing to report.

RESPONSIBILITIES OF DIRECTORS FOR THE FINANCIAL REPORT

The Directors are responsible for:

- preparing a Financial Report that gives a true and fair view in accordance with Australian Accounting Standards and the *Corporations Act 2001*;
- implementing necessary internal control to enable the preparation of a Financial Report that gives a true and fair view and is free from material misstatement, whether due to fraud or error; and
- assessing the Group's ability to continue as a going concern and whether the use of the going concern basis of accounting is appropriate. This includes disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Group or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

AUDITOR'S RESPONSIBILITIES FOR THE AUDIT OF THE FINANCIAL REPORT

Our objective is:

- to obtain reasonable assurance about whether the Financial Report as a whole is free from material misstatement, whether due to fraud or error; and
- to issue an Auditor's Report that includes our opinion.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with Australian Auditing Standards will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error. They are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the Financial Report.

A further description of our responsibilities for the audit of the Financial Report is located at the Auditing and Assurance Standards Board website at: http://www.auasb.gov.au/auditors_responsibilities/ar1.pdf. This description forms part of our Auditor's Report.

REPORT ON THE REMUNERATION REPORT

In our opinion, the Remuneration Report of Australia and New Zealand Banking Group Limited for the year ended 30 September 2019, complies with

Section 300A of the Corporations Act 2001.

DIRECTORS' RESPONSIBILITIES

The Directors of the Company are responsible for the preparation and presentation of the Remuneration Report in accordance with *Section 300A of the Corporations Act 2001.*

OUR RESPONSIBILITIES

We have audited the Remuneration Report included in pages 66 to 98 of the Directors' report for the year ended 30 September 2019.

Our responsibility is to express an opinion on the Remuneration Report, based on our audit conducted in accordance with *Australian Auditing Standards.*

/s/KPMG

Melbourne

30 October 2019

/s/Alison Kitchen

Partner

(※) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書
(翻訳)

オーストラリア・ニュージーランド銀行株主各位

＜財務書類監査＞

監査意見

私たちは、オーストラリア・ニュージーランド銀行（以下、「銀行」という。）の財務書類について監査を行った。

私たちは、添付の銀行の財務書類が、2001年会社法第7.8項に基づき、以下のとおりであるものと認める。

- ・銀行の2019年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度における経営成績を真実かつ公正に表示している。
- ・オーストラリア会計基準および2001年会社法規則に準拠している。

これらの財務書類は、以下より構成されている。

- ・2019年9月30日現在の財政状態計算書、
- ・同日に終了した事業年度の損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュフロー計算書、
- ・重要な会計方針の要約を含む注記1から32、ならびに
- ・取締役の宣言

監査意見の基礎

私たちは、オーストラリア監査基準に準拠して監査を行った。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査の基準における私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」に記載されている。

私たちは、オーストラリアにおける財務書類監査に関連する2001年会社法 および職業的監査人倫理基準審議会のAPES110「職業的監査人の倫理規範（以下、「規範」という。）」における職業倫理に関する規範に従って、銀行から独立しており、また、当該規定に準拠して監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項は以下のとおりである。

- ・ 予想信用損失引当金
- ・ 公正価値で保有する金融商品の評価
- ・ 顧客救済引当金
- ・ ITシステムおよび統制

監査上の主要な事項とは、当事業年度の財務書類監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。

監査上の主要な事項は、私たちの財務書類全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは当該項目に対して個別に意見を表明するものではない。

予想信用損失引当金（2,921百万ドル）

予想信用損失引当金に関する重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については、本財務書類注記12に記載されている。

監査上の主要な事項

銀行は、2018年10月1日にAASB第9号「金融商品」（以下、「AASB第9号」という。）を適用した。これは、財務書類における貸付金および前渡金の重要性および予想信用損失引当金（以下、「ECL」という。）の測定に用いられる銀行のECLモデル特有の複雑性により、監査上の主要な事項とされている。この新しい複雑な会計基準は、銀行の貸付金および前渡金ならびに帳簿外のポジションについてECLの認識を銀行に要求している。銀行は、データならびに複数の経済シナリオおよびその他の仮定（信用リスクの著しい増大（以下、「SICR」という。）と定義されるもの等）の影響を含む数多くの見積りに依拠する新モデルを開発した。これは、重要な判断および見積りを伴うものであり、将来起こり得る可能性のある経済的事象を反映した将来予測的な情報を考慮している。

AASB第9号は、銀行に、GDP予測や失業水準等の主要な将来予測的な仮定を含む、広範囲にわたる将来の経済状況を反映したECLを将来予測に基づいて測定するよう要求している。既知のECLモデルの限界またはローン・ポートフォリオの最新傾向に対応するために、モデルによるECL算定後調整もまた、銀行によって行われる。私たちは、使用される経済シナリオおよび銀行がECLの算定に適用したオーバーレイの判断に対する批判的な検討において、重要な判断を行う。

顧客の信用格付（以下、「CCR」という。）の低下等SICRを特定するために選定された基準は、これらの基準により将来予測的な12か月の引当金または全期間の引当金計上となるかを決定づけるため、銀行によるECLの手法における主要な判断領域となる。

ECL計算とは別に、特定の閾値を超える個別に評価された貸付金に対する引当金は、銀行によって個別に評価される。これらの特定の引当金は、予想される将来の現金返済額およびその貸付金に対して銀行が保有する担保価値からの収入に基づいて設定される。

当該事項に対する監査上の対応

2019年9月30日に終了した事業年度のECL引当金および開示に関する私たちの監査手続は、当該会計基準の要件に照らした銀行の重要な会計方針の評価を含を含んでいた。さらに、私たちの手続きには以下が含まれていた。

私たちは、以下に関する主要な統制をテストした。

- ・銀行のECLモデルのガバナンスおよび検証プロセス
- ・将来予測的なマクロ経済の仮定およびシナリオ加重について、銀行の内部ガバナンス・プロセスによる批判的な検討を通じた銀行の評価および承認
- ・ECL算定プロセスで使用されたデータと総勘定元帳ならびにソース・システム内に記録されている総残高との調整
- ・ホールセール貸付金（大規模顧客へのエクスポージャーは個別に監視される）のカウンターパーティ・リスクの格付けに関する主要な統制テスト。私たちは、銀行の貸付方針に対する新規貸付枠の承認、および取引先の信用状況の監視に関する統制を検証した。これには、取引先固有の内部的要因または外部のマクロ経済的要因のいずれかによるストレスの兆候を示すエクスポージャーの特定に関する統制を検証すること、カウンターパーティ・リスク評価における適時性および正確性を検証すること、ならびに銀行の貸付方針および規制要件に対するリスク格付けを検証することが含まれる。
- ・個人向け貸付金について、貸付延滞や、支払延滞区分別のエクスポージャーを記録し、個別引当金を再計算するシステムに関する統制のテスト　私たちは、自動計算および変更管理統制について検証し、延滞の監視に関する統制に焦点を当て、銀行によるポートフォリオの監視状況について評価した。私たちは、支払延滞プロファイルに基づいて、異なる貸付商品に対して計上された引当金の十分性をサンプルで検証し、保有担保からの期待回収額に関して行われた仮定について検討した。

私たちはまた、以下の監査上の主要な事項のITシステムおよび統制に詳述されているとおり、ECL引当金の測定において銀行が使用した主要なITアプリケーションに関して、関連する情報処理全般統制（以下、「GITC」という。）をテストした。

統制のテストに加えて、私たちの手続きには以下が含まれた。

- ・銀行の専門家および回収チームにより管理され、リスクがより高いまたは減損していると査定されたホールセール貸付金のサンプル、ならびにその他の貸付金サンプルの信用評価の実施。ここでは、減損の兆候を示していると銀行が査定したより大規模なエクスポージャー、または（外部市況に照らした評価で）新たに生じたリスク領域に焦点を当てている。私たちは、銀行の貸付金のリスク格付け、貸付金の回収可能性の評価、担保の評価および引当金に対する影響について批判的に検討した。これに当たって、私たちは、銀行のローン・ファイルに含まれる情報を用いて貸付担当者とともに事例にまつわる事実および状況を把握し、私たち独自の回収可能性に関する評価を実施した。私たちの判断および手続きを実行することには、関連産業およびマクロ経済環境に関して私たちが把握している内容を利用して、回収可能性の評価において銀行が使用するデータおよび仮定と外部から入手した証拠（商品価格、一般に入手可能な監査済財務書類および保有する担保についての比較可能な外部評価等）を比較することが含まれる。関連がある場合、私たちは、評価を裏付けするという観点から将来キャッシュフローの予想時期を評価し、事業計画を承認し、評価において黙示される主要な仮定について批判的に検討した。
- ・ECL引当金を計算するために銀行のプロセスを把握し、確立された市場慣行および会計基準における要件に照らして銀行のECLモデル手法を評価した。
- ・私たちは、ケーピーエムジーのリスク・コンサルティングの専門家と協力して、貸付金のサンプルについてECL引当金を再計算し、これと銀行が計上した金額を比較することによって、銀行のECLモデルの予測の正確性を評価した。
- ・私たちは、ケーピーエムジーの経済専門家と協力して、銀行の将来予測的なマクロ経済的仮定および銀行のECLモデルに取り込まれたシナリオを検討した。私たちは、銀行の予想GDPおよび失業率と関連性のある一般に入手可能なマクロ経済情報を比較した。また、矛盾した指標を識別するためにその他の既知の変数および私たちの他の監査手続きを通じて入手した情報を検討した。
- ・CCRの変動を考慮に入れて、貸付金のサンプルのステージング計算を再実施し、個別勘定レベルで適用される実際のステージングと私たちの予測を比較することによって、銀行のSICR手法の実施を検証した。
- ・勘定残高およびCCR等データ・フィールドのサンプルと関連するソース・システムと照合することによってECLモデルに用いられたデータの正確性を評価した。

私たちはまた、銀行によるECL引当金残高に対するモデル適用後の調整の構成要素における主要な仮定についても検討した。これには以下が含まれる。

- ・集中リスクに使用された基礎となるデータおよび景気循環引当金を評価して、その基礎となるポートフォリオの特性と最近の損失実績、現在の市況および銀行のローン・ポートフォリオに内在する特定のリスクを比較した。
- ・銀行のECLモデルおよび銀行のECLモデル検証プロセスで特定されたデータの不備を検討することによって、その他の追加的引当金に関する要件を評価した。
- ・銀行の評価に対してポートフォリオで特定されたリスクの整合性をチェックすることによって、追加的引当金の網羅性を評価した。

AASB第7号「金融商品：開示」

当該会計基準の要件に対して私たちのテストによって得られた私たちの見解を用いて、本財務書類における銀行の開示の適切性を評価した。

公正価値で保有する金融商品の評価

ー公正価値で保有する資産（222,093百万ドル）

ー公正価値で保有する負債（124,398百万ドル）

公正価値に関する重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については本財務書類注記16に記載されている。

監査上の主要な事項

銀行の貸借対照表に計上された公正価値で保有する金融商品には、投資有価証券、売買目的有価証券、デリバティブ資産および負債、特定の負債証券、ならびに損益あるいはその他包括利益を通じて公正価値評価するものとして指定されたその他の資産および負債が含まれる。当該商品は主に顧客に販売されるリスク管理商品および銀行固有の金利リスクおよび為替リスクを管理するために銀行によって使用されるものである。

公正価値で保有する金融商品の評価は、以下の要因で監査上の主要な事項と考えられる。

- ・公正価値で保有する金融商品は重要である（資産の25%および負債の14%）。
- ・数多くの国際拠点において膨大かつ広範囲に及ぶ商品が取引されることにより、取引管理プロセスにおける不整合リスクが増加することにより評価が不正確なものとなりうる。
- ・売買目的有価証券およびデリバティブの公正価値の算定には、銀行による重要なレベルの判断を伴い、誤謬リスクの増加および私たちの監査に複雑性が加わる。商品の公正価値の算定に市場価格ではなく内部モデルが用いられている場合、または内部モデルへのインプット（割引率およびボラティリティの測定等）が観察可能でない場合、あるいは売買および経済の詳細ならびにモデル化の仮定を含む数多くの変数が存在し、それらが内部モデルに入力される場合には、判断のレベルが引き上げられる。

- ・銀行が保有する特定のデリバティブの評価は、調達金利、デフォルト確率、デフォルト時損失率を含むインプットに対して変動する。資金調達リスクおよび信用リスクはともにデリバティブ商品の評価に組み込まれる。このため、この領域における私たちの監査業務は増加し、評価専門家の関与が必要とされた。

当該事項に対する監査上の対応

公正価値で保有する金融商品の評価に関する私たちの監査手続きには、以下が含まれる。

- ・重要な評価システムに関するアクセス権および変更管理の統制のテスト
- ・インターフェースの管理、つまり、取引処理システム、評価および関連する評価調整を生成するための主要なシステム、銀行の市場リスク管理システムおよび財務システム間のデータ転送の完全性および正確性を検証し、商品、拠点ごとの取引管理および評価プロセスにおける不整合を特定すること
- ・ガバナンスおよび承認管理（評価モデルの経営陣のレビューおよび承認等）、ならびに新商品の承認に対する方針および手続きのテスト
- ・銀行の独立した市場およびトレジャリー管理部門によって作成された日々の金融商品売買によって生じた損益の照合に関するフロント・オフィスの経営陣のレビューおよび承認のテスト
- ・関連する評価モデルの有効性および確実性を評価することを目的としたモデルの構築および妥当性の確認に関する経営陣のレビューおよび承認のテスト
- ・公正価値がフロント・オフィス・チームによって決定された場合の銀行のデータ検証の管理（市場データに対して公正価値を生成する際の主要なインプットに係るもの等）のテスト

私たちは観察可能および観察不能の両方のインプットを有する金融商品の評価に関するテストを行った。私たちの具体的なテストには、評価専門家の関与による以下が含まれる。

- ・独立した情報源から入手した市場データと市場価格を含む観察可能なインプットを比較することにより、レベル1およびレベル2の投資有価証券および売買目的有価証券（主に国債、政府機関債、および社債）の評価を再実施した。
- ・公正価値が観察可能なインプットを使用して算定された場合、独立したモデルを使用して、拠点ごとにデリバティブ資産および負債の評価サンプルを再計算した。これには、銀行のデリバティブ評価に用いられた観察可能なインプットのサンプルを、独立した情報源から入手した市場データ（金利、為替レートおよびボラティリティ等）と比較することが含まれた。
- ・デリバティブならびにその他の金融資産および負債の公正価値が観察不能なインプット（レベル3の商品）を用いて決定された場合、市場において比較可能なデータに用いられる主要なインプット（代替商品および入手可能な代替値の使用を含む）をテストすることによって、銀行の評価モデルについて検討した。私たちは、銀行の評価手法を業界慣行および会計基準における要件と比較した。

- ・多様な同業金融機関における現行および新しいデリバティブ評価慣行を適用して、また会計基準において必要とされる要件に照らして、デリバティブ金融商品に関する銀行の評価手法の妥当性を評価した。私たちは、評価に対して行われた調整、特に無担保デリバティブに係る資金調達調整および信用評価調整をテストした。特に、拠点ごとの個別の取引相手のサンプルについて、私たちは、信用評価調整計算への主要なインプット（デフォルト確率を含む）を観察可能な市場データに照らしてテストを行った。代替商品が用いられる場合、私たちは、数多くの拠点において、入手可能な代替値に対して代替商品の評価を行った。

顧客救済に関する引当金（967百万ドル）

重要な会計上の見積りおよび判断ならびに開示については本財務書類注記20に記載されている。

監査上の主要な事項

銀行は、内部および外部の調査ならびにレビューにより生じた特定の顧客救済措置に関連する引当金の認識の必要性について評価した。これには、予想される顧客への返金、救済プロジェクト費用ならびに関連する顧客および規制当局の請求、違約金および訴訟結果に関する引当金が含まれる。

顧客救済引当金は、以下に関するグループの決定を評価するに当たり、その評価に関与する調査件数および金額が莫大であり、私たちの判断が要求されることから、監査上の主要な事項と考えられる。

- ・その事象を会計基準で規定される要件に照らし、過去の事象によって生じた現在の法的債務または推定的債務の存在
- ・調査の結果により支払可能性のある金額について信頼性のある見積り（関連費用および規制当局の罰金の見積りを含む）
- ・私たちが検討すべき見積りの幅の拡大につながるような法的手続き、追加調査、および規制当局によるレビューの可能性

当該事項に対する監査上の対応

顧客救済に関する引当金に関する私たちの監査手続には、以下が含まれる。

- ・顧客救済に関する支払い、関連プロジェクト費用ならびにコンプライアンス事項に関連した法的措置、調査および規制当局からのレビューに関する影響を識別および評価するための銀行のプロセスを把握した。
- ・その他の救済措置に関する継続中の法律および規制事項ならびに調査について銀行に照会した。
- ・外部の法律顧問に照会した。
- ・銀行の取締役会、役員会、さまざまな経営委員会の議事録およびその他の関連文書を通読し、銀行の監査およびリスク委員会の会議に出席した。
- ・関連規制当局との通信を調査した。

- ・個別のエクスポージャーのサンプルについて、引当金および関連費用の認識および測定的基础を会計基準の規定に照らして評価した。私たちは、引当方法および裏付けとなる仮定の把握と検討を行った。
- ・私たちの広範囲にわたる業界事案の知識および経験、銀行のコンプライアンス事項および顧客の苦情に関する文書ならびに現在の規制環境に基づいて、エクスポージャーが生じる可能性のある事項を評価することによって網羅性をテストした。私たちはまた、これらのエクスポージャーの特性を、引当金または偶発債務を定義する会計基準の規定に照らして確認した。
- ・信頼性のある見積りが出来ない引当金の認識に関して、銀行による結論の適切性をオーストラリア会計基準要件に照らして評価した。
- ・関連する開示をオーストラリア会計基準の要件に照らして評価した。

ITシステムおよび統制

監査上の主要な事項

オーストラリアの大手銀行として、銀行の事業は、大量の取引を処理し、記録するために数多くの複雑かつ相互依存型の情報技術（以下、「IT」という。）システムを活用している。ITシステムへのアクセスおよび変更に係る統制は、財務情報を記録する上で重要であり、銀行の財政状態および経営成績を真実かつ公正に表示する財務書類の作成において重要である。

ITシステムおよび統制は、財務記録および取引報告に影響を与えるため、監査上の主要な事項とされており、私たちの監査手続きは銀行のIT統制の運用状況の有効性に応じて、著しく異なる可能性がある。ケーピーエムジーのIT専門家は、私たちの監査チームの中核としてエンゲージメントを通じて活用された。

当該事項に対する監査上の対応

私たちは、重要な取引を処理し、総勘定元帳に残高を記録するために用いる主要なITアプリケーション（システム）に関するテクノロジー統制環境をテストした。私たちはまた、これらのシステムの中に組み込まれている、テクノロジーによって可能になるビジネス・プロセスの効率的な運用をサポートする自動化された統制についても検証した。私たちの監査手続には以下が含まれる。

- ・IT環境全般（銀行の方針の整備、レビューおよび認識に対するアプローチ、ならびにITリスク管理業務を含む）におけるガバナンスおよび全般的な統制について評価した。
- ・ユーザ・アクセス・マネジメント・ライフサイクル全般に係る統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、重要なITアプリケーションおよびそのサポート基盤に関するユーザのアクセス権の付与、レビューおよび削除が適時にどのように行われるが含まれる。私たちはまた、各ITアプリケーションおよびそのサポート基盤全般につき、特別な権限および機能がどのように管理されているかにも着目した。

- ・変更管理を可能にするための統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、重要なITアプリケーションの本番環境移行前の変更の開始、文書化、承認、テストおよび認可がどのように行われるかが含まれる。私たちはまた、銀行全体のITアプリケーションに変更を加える際のユーザアクセスの適切性についても評価した。
- ・銀行のテクノロジー・チームがシステムのジョブをスケジュールし、システムの完全性を監視するために使用する統制の整備および運用状況の有効性のテスト。
- ・プログラム部門をサポートするための統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、ANZデリバリー・フレームワークごとに改訂されたガイドラインの導入が含まれる。
- ・自動化されたビジネス・プロセスの統制の整備および運用状況の有効性のテスト。これには、ITアプリケーション内の不適切な役割の組み合わせによって生じる対立を解消するための職務分掌、計算、マッピングおよび金融取引のフラグを立てることを実行するためのコンフィグレーション、システム間とシステム内の両方における自動照合統制ならびに監査全般のサンプリング、データ分析および財務報告に用いられる重要なシステム報告のデータの完全性を強化するものが含まれる。

財務書類に関する取締役の責任

取締役の責任は以下のとおりである。

- ・オーストラリア会計基準および2001年会社法に準拠した真実かつ公正な財務書類を作成すること。
- ・不正または誤謬による重要な虚偽記載がない財務書類を作成し、真実かつ公正に表示するために取締役が必要と判断した内部統制を整備および運用すること。
- ・継続企業の前提に基づき財務書類を作成すること、および継続企業の会計基準を使用することが適切かどうかを評価すること。取締役が清算もしくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務書類を作成し、財務報告の枠組みおよび開示規則に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示すること。

財務書類の監査に対する監査人の責任

監査の目的は以下のとおりである。

- ・全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得ること
- ・監査報告書において監査意見を表明すること

合理的な保証は、高い水準の保証である。しかしながら、オーストラリア監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に関する監査人の責任のより詳細な記載は、監査及び保証基準審議会のウェブサイト http://www.auasb.gov.au/auditors_responsibilities/ar2.pdf に掲載されている。当該記載は、監査報告書の一部である。

ケーピーエムジー（署名）
オーストラリア、メルボルン市
2019年10月30日

アリソン・キッチン（署名）
パートナー

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

TO THE SHAREHOLDERS OF AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LIMITED REPORT ON THE AUDIT OF THE FINANCIAL REPORT

OPINION

We have audited the Financial Report of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company).

In our opinion, the accompanying Financial Report of the Company is in accordance with part 7.8 of the Corporations Act 2001, including:

- giving a true and fair view of the Company's financial position as at 30 September 2019 and of its financial performance for the year ended on that date; and
- complying with Australian Accounting Standards and the relevant Corporations Regulations 2001.

The Financial Report comprises the:

- statement of financial position as at 30 September 2019;
- income statement, statement of comprehensive income, statement of changes in equity, and statement of cash flows for the year then ended;
- notes 1 to 32 including a summary of significant accounting policies; and

Directors' Declaration.

BASIS FOR OPINION

We conducted our audit in accordance with *Australian Auditing Standards*. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the Financial Report* section of our report.

We are independent of the Company in accordance with the *Corporations Act 2001* and the ethical requirements of the *Accounting Professional and Ethical Standards Board's APES 110 Code of Ethics for Professional Accountants* (the Code) that are relevant to our audit of the Financial Report in Australia. We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code.

KEY AUDIT MATTERS

The Key Audit Matters we identified are:

- Allowance for expected credit losses ;
- Valuation of Financial Instruments held at Fair Value;
- Provision for Customer Remediation; and
- IT Systems and Controls.

Key Audit Matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the Financial Report of the current period.

These matters were addressed in the context of our audit of the Financial Report as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

ALLOWANCE FOR EXPECTED CREDIT LOSSES (\$2,921M)

Refer to the critical accounting estimates and judgements and disclosures in relation to allowance for expected credit losses in Note 12 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

AASB 9 Financial Instruments (AASB 9) was adopted by the Company on 1 October 2018. This is a key audit matter due to the significance of the loans and advances balance to the financial statements and the inherent complexity of the Company's Expected Credit Loss (ECL) models (ECL models) used to measure ECL allowances. This new and complex accounting standard requires the Company to recognise ECLs on its loans and advances and off-balance sheet positions; the Company developed new models which are reliant on data as well as a number of estimates including the impact of multiple economic scenarios and other assumptions such as defining a significant increase in credit risk (SICR). This involves significant judgement and estimates and takes into account forward looking information reflecting potential future economic events.

AASB 9 requires the Company to measure ECLs on a forward-looking basis reflecting a range of future economic conditions, including key forward-looking assumptions such as forecast GDP and unemployment levels. Post-model adjustments to the ECL results are also made by the Company to address known ECL model limitations or emerging trends in the loan portfolios. We exercise significant judgement in challenging the economic scenarios used and the judgemental overlays the Company applied to the ECL results.

The criteria selected to identify a SICR, such as a decrease in customer credit rating (CCR), are key areas of judgement within the Company's ECL methodology as these criteria determine if a forward-looking 12 month or lifetime allowance is recorded.

Separate from the ECL calculation, allowances for individually assessed loans exceeding specific thresholds are individually assessed by the Company. These specific allowances are established based on the expected future cash repayments and estimated proceeds from the value of the collateral held by the Company in respect of the loans.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for the allowance for ECL and disclosures for the year ended 30 September 2019 included assessing the Company's significant accounting policies against the requirements of the accounting standard. Additionally our procedures covered:

We tested key controls in relation to:

- The Company's ECL model governance and validation processes;
- The Company's assessment and approval of the forward looking macroeconomic assumptions and scenario weightings through challenge applied by the Company's internal governance processes;
- Reconciliation of the data used in the ECL calculation process to gross balances recorded within the general ledger as well as source systems.
- Testing the key controls over counterparty risk grading for wholesale loans (larger customer exposures are monitored individually). We tested the approval of new lending facilities against the Company's lending policies and controls over the monitoring of counterparty credit quality. This included testing controls over the identification of exposures showing signs of stress, either due to internal factors specific to the counterparty or external macroeconomic factors, and testing the timeliness of and the accuracy of counterparty risk assessments and risk grading against the requirements of the Company's lending policies and regulatory requirements, and;
- For retail loans, testing controls over the systems which record lending arrears, group exposures into delinquency buckets and re-calculate individual allowances. We tested automated calculation and change management controls and evaluated the Company's oversight of the portfolios, with a focus on controls over delinquency monitoring. We tested a sample of the level of allowances held against different loan products based on the delinquency profile and challenged assumptions made in respect of expected recoveries, including from collateral held.

We also tested relevant General Information Technology Controls (GITCs) over the key IT applications used by the Company in measuring ECL allowances as detailed in the IT Systems and Controls key audit matter below.

In addition to controls testing, our procedures included:

- Performing credit assessments of a sample of wholesale loans controlled by the Company's specialist workout and recovery team assessed as higher risk or impaired, and a sample of other loans, focusing on larger exposures assessed by the Company as showing signs of deterioration, or in areas of emerging risk (assessed against external market conditions). We challenged the Company's risk grading of the loan, assessment of loan recoverability, valuation of security and the impact on the credit allowance. To do this, we used the information on the Company's loan file, understood the facts and circumstances of the case with the loan officer, and performed our own assessment of recoverability. Exercising our judgement, our procedures included using our understanding of relevant industries and the macroeconomic environment and comparing data and assumptions used by the Company in recoverability assessments to externally sourced evidence, such as commodity prices, publicly available audited financial statements and comparable external valuations of collateral held. Where relevant we assessed the forecast timing of future cash flows in the context of supporting valuations and approved business plans and challenged key assumptions implicit in the valuations;
- Obtaining an understanding of the Company's processes to determine ECL allowances, evaluating the Company's ECL model methodologies against established market practices and criteria in the accounting standards;
- Working with KPMG Risk Consulting specialists, we assessed the accuracy of the Company's ECL model predictions by re-performing, for a sample of loans, the ECL allowance and comparing this to the amount recorded by the Company;
- Working with KPMG Economic specialists, we challenged the Company's forward-looking macroeconomic assumptions and scenarios incorporated in the Company's ECL models. We compared the Company's forecast GDP and unemployment rates to relevant publicly available macro-economic information, and considered other known variables and information obtained through our other audit procedures to identify contradictory indicators;
- Testing the implementation of the Company's SICR methodology by re-performing the staging calculation for a sample of loans and comparing our expectation to actual staging applied on an individual account level, taking into consideration movements in CCR; and
- Assessing the accuracy of the data used in the ECL models by confirming a sample of data fields such as account balance and CCR to relevant source systems.

We also challenged key assumptions in the components of the Company's post-model adjustments to the ECL allowance balance . This included:

- Evaluating underlying data used in concentration risk and economic cycle allowances by comparing underlying portfolio characteristics to recent loss experience, current market conditions and specific risks inherent in the Company's loan portfolios;
- Assessing the requirement for other additional allowances considering the Company's ECL model and data deficiencies identified by the Company's ECL model validation processes; and
- Assessing the completeness of additional allowance overlays by checking the consistency of risks identified in the portfolios against the Company's assessment.

AASB 7 Financial Instruments: Disclosures

Assessing the appropriateness of the Company's disclosures in the financial report using our understanding obtained from our testing against the requirements of the accounting standard.

VALUATION OF FINANCIAL INSTRUMENTS HELD AT FAIR VALUE:

—ASSETS HELD AT FAIR VALUE \$222,093M

—LIABILITIES HELD AT FAIR VALUE \$124,398M

Refer to the critical accounting estimates, judgements and disclosures of fair values in Note 16 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

Financial instruments held at fair value on the Company's balance sheet include investment securities, trading securities, derivative assets and liabilities, certain debt securities, and other assets and liabilities designated as measured at fair value through profit or loss or fair value through other comprehensive income. The instruments are mainly risk management products sold to customers and used by the Company to manage its own interest rate and foreign exchange risk.

The valuation of financial instruments held at fair value is considered a Key Audit Matter as:

- Financial instruments held at fair value are significant (25% of assets and 14% of liabilities);
- The significant volume and range of products transacted, in a number of international locations, increases the risk of inconsistencies in transaction management processes that could lead to inaccurate valuation;
- Determining the fair value of trading securities and derivatives involves a significant level of judgement by the Company, increasing the risk of error, and adding complexity to our audit. The level of judgement increases where internal models, as opposed to quoted market prices, are used to determine fair value of an instrument, or where inputs to the internal models, such as discount rates and measures of volatility, are not observable or where there are a greater number of variables, including trade economic details and modelling assumptions, which feed into the internal models; and

- The valuation of certain derivatives held by the Company is sensitive to inputs including funding rates, probabilities of default and loss given default. Both funding and credit risk are incorporated within the valuation of certain derivative instruments. This increased our audit effort in this area and necessitated the involvement of valuation specialists.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for the valuation of financial instruments held at fair value included:

- Testing access rights and change management controls for key valuation systems;
- Testing interface controls, notably the completeness and accuracy of data transfers between transaction processing systems, key systems used to generate valuations and any related valuation adjustments, and the Company's market risk management and finance systems to identify inconsistencies in transaction management and valuation processes across products and locations;
- Testing the governance and approval controls, such as management review and approval of the valuation models, and approval of new products against policies and procedures;
- Testing the front office management review and approval of the daily financial instrument trading profit and loss reconciliations prepared by the Company's independent market and treasury control;
- Testing the management review and approval of model construction and validation, aimed at assessing the validity and robustness of underlying valuation models; and
- Testing the Company's data validation controls, such as those over key inputs in generating the fair value to market data where fair values were determined by front office teams.

We carried out testing over the valuation of financial instruments with both observable and unobservable inputs.

Our specific testing involved valuation specialists and included:

- Re-performing the valuation of 'level 1' and 'level 2' investment securities and trading securities, which are primarily government, semi- government and corporate debt securities, by comparing the observable inputs, including quoted prices, to independently sourced market data;
- Using independent models, re-calculating the valuation of a sample, across locations, of derivative assets and liabilities where the fair value was determined using observable inputs. This included comparing a sample of observable inputs used in the Company's derivative valuations to independently-sourced market data, such as interest rates, foreign exchange rates and volatilities;
- Where the fair value of derivatives and other financial assets and liabilities were determined using unobservable inputs ('level 3' instruments), challenging the Company's valuation model by testing the key inputs used to comparable data in the market, including the use of proxy instruments and available alternatives. We compared the Company's valuation methodology to industry practice and the criteria in the accounting standards; and

- Evaluating the appropriateness of the Company's valuation methodology for derivative financial instruments, having regard to current and emerging derivative valuation practices across a range of peer institutions, and against the required criteria in the accounting standards. We tested adjustments made to valuations, particularly funding and credit valuation adjustments on un-collateralised derivatives. In particular, for a sample of individual counterparties, across locations, we tested key inputs to the credit valuation adjustment calculation, including the probability of default, against observable market data. Where proxies were used, we assessed the proxy against available alternatives, across a number of locations.

PROVISION FOR CUSTOMER REMEDIATION (\$967M)

Refer to the critical accounting estimates, judgements and disclosures in Notes 20 to the Financial Report.

The Key Audit Matter

The Company has assessed the need to recognise provisions in relation to certain customer remediation activities arising from both internal and external investigations, and reviews. This includes provisions for expected refunds to customers, remediation project costs and related customer and regulatory claims, penalties, and litigation outcomes.

The provision for customer remediation activities is a Key Audit Matter due to the number of investigations, the quantum of amounts involved, and the judgements required by us in assessing the Group's determination of:

- The existence of a present legal or constructive obligation arising from a past event using the conditions of the event against the criteria in the accounting standards;
- Reliable estimates of the amounts which may be paid arising from investigations, including estimates of related costs and regulatory penalties;
- The potential for legal proceedings, further investigations, and reviews from its regulators leading to a wider range of estimation outcomes for us to consider.

How the matter was addressed in our audit

Our audit procedures for customer remediation provisions included:

- Obtaining an understanding of the Company's processes for identifying and assessing the potential impact of customer remediation payments, related project costs and legal proceedings associated with compliance matters, investigations and reviews from its regulators;
- Enquiring with the Company regarding ongoing legal and regulatory matters and investigation into other remediation activities;
- Enquiries with external legal counsel;
- Reading the minutes and other relevant documentation of the Company's Board of Directors, Board Committees, various management committees, and attending the Company's Audit and Risk Committee meetings;
- Inspecting correspondence with relevant regulatory bodies;

- For a sample of individual exposures, assessing the basis for recognition and measurement of a provision and associated costs against the requirements of the accounting standards. We did this by understanding and challenging the provisioning methodologies and underlying assumptions;
- Testing completeness by evaluating where exposures may have arisen based upon our knowledge and experience of broader industry matters, the Company's documentation of compliance matters and customer complaints and the current regulatory environment. We also checked features of these exposures against the criteria defining a provision or a contingency in the accounting standards;
- Assessing the appropriateness of the Company's conclusions against the requirements of Australian Accounting Standards where estimates were unable to be reliably made for a provision to be recognised;
- Evaluating the related disclosures against the requirements of Australian Accounting Standards.

IT SYSTEMS AND CONTROLS

The Key Audit Matter

As a major Australian bank, the Company's businesses utilise a large number of complex, interdependent Information Technology (IT) systems to process and record a high volume of transactions. Controls over access and changes to IT systems are critical to the recording of financial information and the preparation of a financial report which provides a true and fair view of the Company's financial position and performance.

The IT systems and controls, as they impact the financial recording and reporting of transactions, is a key audit matter and our audit approach could significantly differ depending on the effective operation of the Company's IT controls. KPMG IT specialists were used throughout the engagement as a core part of our audit team.

How the matter was addressed in our audit

We tested the technology control environment for key IT applications (systems) used in processing significant transactions and recording balances in the general ledger. We also tested automated controls embedded within these systems which support the effective operation of technology-enabled business processes. Our audit procedures included:

- Assessing the governance and higher-level controls in place across the IT Environment, including the approach to Company policy design, review and awareness, and IT Risk Management practices.
- Design and operating effectiveness testing of controls across the User Access Management Lifecycle, including how users are on-boarded, reviewed, and removed on a timely basis from critical IT applications and supporting infrastructure. We also looked at how privileged roles and functions are managed across each IT Application and the supporting infrastructure.

- Design and operating effectiveness testing of controls in place to enable Change Management including how changes are initiated, documented, approved, tested and authorised prior to migration into the production environment of critical IT Applications. We also assessed the appropriateness of users with access to make changes to IT applications across the Company.
- Design and operating effectiveness testing of controls used by the Company's technology teams to schedule system jobs and monitor system integrity.
- Design and operating effectiveness testing of controls in place to support Program Development, including the implementation of revised guidelines per the new ANZ Delivery Framework; and
- Design and operating effectiveness testing of automated business process controls include those that enforce segregation of duties conflicts between toxic role combinations within IT applications, configurations in place to perform calculations, mappings, and flagging of financial transactions, automated reconciliation controls, both between systems and intra-system and data integrity of critical system reporting used for sampling, data analysis and financial reporting across the audit.

RESPONSIBILITIES OF DIRECTORS FOR THE FINANCIAL REPORT

The Directors are responsible for:

- preparing a Financial Report that gives a true and fair view in accordance with Australian Accounting Standards and the Corporations Act 2001
- implementing necessary internal control to enable the preparation of a Financial Report that gives a true and fair view and is free from material misstatement, whether due to fraud or error; and
- assessing the Company's ability to continue as a going concern and whether the use of the going concern basis of accounting is appropriate. This includes disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

AUDITOR'S RESPONSIBILITIES FOR THE AUDIT OF THE FINANCIAL REPORT

Our objective is:

- to obtain reasonable assurance about whether the Financial Report as a whole is free from material misstatement, whether due to fraud or error; and
- to issue an Auditor's Report that includes our opinion.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with Australian Auditing Standards will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error. They are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the Financial Report.

A further description of our responsibilities for the audit of the Financial Report is located at the Auditing and Assurance Standards Board website at: http://www.auasb.gov.au/auditors_responsibilities/ar2.pdf. This description forms part of our Auditor's Report.

/s/KPMG

Melbourne

30 October 2019

/s/Alison Kitchen

Partner

(※) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。